

平成 30 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 各国の知財政策及び IP5 等からの知財協力の
現状に関する調査研究報告書

平成 31 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

背景

日本国特許庁は、ASEAN 各国の知財庁や知財関係者への様々な協力を進めており、また同様に、米国、欧州、韓国、中国、日本、WIPO、ERIA を中心とした知財庁や機関も ASEAN 各国に向けた様々な協力を進めている。

近年、ASEAN では知的財産に関連する制度や判例等が急激に増加しており、日本国特許庁において ASEAN 各国の最新の詳細制度やそれを取り巻く状況を各国比較した情報を十分に把握することが困難となってきた。

目的

タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア、ベトナム（ASEAN6）の知財状況、五庁及び WIPO 等の ASEAN6 への支援状況について調査することにより、今後 JPO が限られたリソースを最適配置し国際協力施策を検討していくための基礎資料とする。



■ 公開情報調査

ASEAN6 の知財状況、五庁及び WIPO 等の ASEAN6 への支援状況について、公開情報を収集して整理した。

■ 国内ヒアリング調査

国内企業及び専門家（10 か所）にヒアリング調査を実施した。

■ 海外ヒアリング調査

ASEAN6 の知財庁及び専門家（計 21 か所：各国 3～4 か所）にヒアリング調査を実施した。

公開情報調査、国内ヒアリング調査及び海外ヒアリング調査で得られた結果を、調査対象国毎に整理して第2部に記載した。



■ アドバイザー会合

委員：5名（調査に関する助言）

まとめ

公開情報調査、国内ヒアリング調査及び海外ヒアリング調査で得られた結果に基づいて、ASEAN6 各国の課題及び支援状況等について、調査対象国毎にまとめて第3部に記載した。

はじめに

日本国特許庁（以下、「JPO」という。）は、ASEAN 各国の知財庁への研修講師の派遣や、ASEAN 各国の知財関係者（知財庁職員、大学 TLO、民間企業知財部等）の日本招聘による研修を通じて、ASEAN 各国の知財制度整備に貢献してきており、また同様に、米国、欧州、韓国、中国、日本、WIPO（World Intellectual Property Organization：世界知的所有権機関）、ERIA（Economic Research Institute for ASEAN and East Asia：東アジア・ASEAN 経済研究センター）を中心とした知財庁や機関も ASEAN 各国に向けた様々な協力を進めている。

近年では、ASEAN 各国知財庁が独自に ASEAN 知財協力アクションプラン 2016-2025 を策定するなど、上記 ASEAN への取組が着実に実を結んできているといえる。

これに伴い ASEAN では知的財産に関連する制度や判例等が急激に増加しており、JPO において ASEAN 各国の最新の詳細制度やそれを取り巻く状況を各国比較した情報を十分に把握することが困難となってきた。

このような状況を解決するため、まず平成 29 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業として「主要知財庁、主要機関の国際連携に係る取組に関する調査研究」を実施し、各国の国際連携状況について調査した。本年度は、平成 29 年度調査研究結果を土台としつつ、さらに ASEAN の中で特に経済発展の進んでいると言われているタイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア、ベトナム（以下、「ASEAN6」という。）の知財庁について、弱みとしているが未だ他庁から協力を得られていない知財分野や、既に成熟し他庁からの協力を必要としない知財分野を調査することにより、今後 JPO が限られたリソースを最適配置し国際協力施策を検討していくための基礎資料とすることを目的とする。

本報告書の作成にあたり、国内外での調査にご協力いただいた企業、法律・特許事務所の方々にこの場を借りて深く感謝する次第である。

平成 31 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
AIPPI・JAPAN

目次

第1部 調査研究の概要.....	1
A. 調査研究の目的	2
B. 調査対象の知財庁・機関.....	2
C. 調査研究内容	2
D. 調査研究実施方法.....	3
1 公開情報調査.....	3
2 国内現地ヒアリング調査.....	3
3 海外現地ヒアリング調査.....	3
第2部 本調査研究の内容.....	5
A. 概要.....	7
1 ASEAN6 各国の知的財産制度及び運用の概括表.....	8
1.1 ASEAN6 各国の知的財産制度及び運用：全体.....	8
1.2 ASEAN6 各国の知的財産制度及び運用：特許・実用新案.....	10
1.3 ASEAN6 各国の知的財産制度及び運用：意匠.....	12
1.4 ASEAN6 各国の知的財産制度及び運用：商標.....	14
1.5 ASEAN6 各国の知的財産制度及び運用：運用、その他.....	15
2 五庁及びWIPO等からASEAN6への支援施策の概括表.....	18
2.1 五庁及びWIPO等からASEAN6への共通の支援施策.....	18
2.2 五庁及びWIPO等からインドネシアへの支援施策.....	20
2.3 五庁及びWIPO等からシンガポールへの支援施策.....	22
2.4 五庁及びWIPO等からタイへの支援施策.....	24
2.5 五庁及びWIPO等からフィリピンへの支援施策.....	26
2.6 五庁及びWIPO等からベトナムへの支援施策.....	28
2.7 五庁及びWIPO等からマレーシアへの支援施策.....	30
B. インドネシア	33
1 公開情報調査.....	33
1.1 インドネシアの知的財産制度及び運用の概要.....	33
1.2 五庁及びWIPO等からインドネシアへの支援施策.....	57
2 国内現地ヒアリング調査.....	98
2.1 概要.....	98
2.2 事前質問票及びそのヒアリング結果.....	99
3 海外現地ヒアリング調査.....	126
3.1 概要.....	126
3.2 事前質問票及びそのヒアリング結果.....	126
3.3 追加質問票及びそのヒアリング結果.....	143
C. シンガポール.....	147
1 公開情報調査.....	147
1.1 シンガポールの知的財産制度及び運用の概要.....	147

1.2	五庁及びWIPO等からシンガポールへの支援施策	182
2	国内現地ヒアリング調査	219
2.1	概要	219
2.2	事前質問票及びそのヒアリング結果	219
3	海外現地ヒアリング調査	239
3.1	概要	239
3.2	事前質問票及びそのヒアリング結果	239
3.3	追加質問票及びそのヒアリング結果	255
3.4	その他	260
D.	タイ	261
1	公開情報調査	261
1.1	タイ国の知的財産制度及び運用の概要	261
1.2	五庁及びWIPO等からタイ国への支援施策	282
2	国内現地ヒアリング調査	321
2.1	概要	321
2.2	事前質問票及びそのヒアリング結果	322
3	海外現地ヒアリング調査	346
3.1	概要	346
3.2	事前質問票及びそのヒアリング結果	346
3.3	追加質問票及びそのヒアリング結果	365
3.4	その他	370
E.	フィリピン	371
1	公開情報調査	371
1.1	フィリピンの知的財産制度及び運用の概要	371
1.2	五庁及びWIPO等からフィリピンへの支援施策	403
2	国内現地ヒアリング調査	446
2.1	概要	446
2.2	事前質問票及びそのヒアリング結果	446
3	海外現地ヒアリング調査	470
3.1	概要	470
3.2	事前質問票及びそのヒアリング結果	470
3.3	追加質問票及びそのヒアリング結果	494
3.4	その他	499
F.	ベトナム	501
1	公開情報調査	501
1.1	ベトナムの知的財産制度及び運用の概要	501
1.2	五庁及びWIPO等からベトナムへの支援施策	523
2	国内現地ヒアリング調査	567
2.1	概要	567
2.2	事前質問票及びそのヒアリング結果	567

3	海外現地ヒアリング調査.....	593
3.1	概要.....	593
3.2	事前質問票及びそのヒアリング結果.....	593
3.3	追加質問票及びそのヒアリング結果.....	620
3.4	その他.....	622
G.	マレーシア.....	623
1	公開情報調査.....	623
1.1	マレーシアの知的財産制度及び運用の概要.....	623
1.2	五庁及びWIPO等からマレーシアへの支援施策.....	646
2	国内現地ヒアリング調査.....	683
2.1	概要.....	683
2.2	事前質問票及びそのヒアリング結果.....	683
3	海外現地ヒアリング調査.....	705
3.1	概要.....	705
3.2	事前質問票及びそのヒアリング結果.....	705
3.3	追加質問票及びそのヒアリング結果.....	715
3.4	その他.....	718
第3部	まとめ.....	719
A.	概要.....	720
B.	インドネシア.....	720
1	課題及び支援状況.....	720
2	今後のJPOからの支援に関する要望.....	724
C.	シンガポール.....	725
1	課題及び支援状況.....	725
2	今後のJPOからの支援に関する要望.....	725
D.	タイ.....	726
1	課題及び支援状況.....	726
2	今後のJPOからの支援に関する要望.....	729
E.	フィリピン.....	730
1	課題及び支援状況.....	730
2	今後のJPOからの支援に関する要望.....	732
F.	ベトナム.....	734
1	課題及び支援状況.....	734
2	今後のJPOからの支援に関する要望.....	736
G.	マレーシア.....	738
1	課題及び支援状況.....	738
2	今後のJPOからの支援に関する要望.....	740
資料1	国内事前質問票.....	741
資料2	海外事前質問票.....	753

調査にあたっては当該分野に精通した弁護士、弁理士、産業界有識者及び学識経験者によるアドバイザー会合を編成した。アドバイザー会合では、本調査研究を実施するにあたり、専門家としての知見に基づく各種意見を得た。アドバイザー会合委員の弁理士、産業界有識者、オブザーバーの方々及び事務局は以下のとおりである。

「ASEAN 各国の知財政策及び IP5 等からの知財協力の現状に関する調査研究」アドバイザー会合委員名簿

委員（五十音順・敬称略）

石川 勇介	秋山国際特許商標事務所（弁理士）
植村 昭三	青山特許事務所（弁理士）
北嶋 啓至	一般社団法人日本知的財産協会 国際第 4 委員会委員長 （日本電気株式会社）
黒瀬 雅志	黒瀬 IP マネジメント 代表（弁理士）
星野 和男	正林国際特許商標事務所（調査役）

オブザーバー

袴田 知弘	特許庁総務部国際協力課 課長補佐（地域協力第一班長）
井関 めぐみ	特許庁総務部国際協力課 係長（ASEAN 地域担当）

事務局

川上 溢喜	一般社団法人 日本国際知的財産保護協会国際法制研究所 所長
蒲原 譲司	一般社団法人 日本国際知的財産保護協会国際法制研究所 主任研究員（主担当）
南 政江	一般社団法人 日本国際知的財産保護協会国際法制研究所 主任研究員（主担当、公開情報調査各国制度概要（各章 1.1）及び海外ヒ アリング担当（各章 3.））

<ご協力いただいた知的財産庁及び法律事務所>

調査にあたって以下の知的財産庁及び法律事務所に多大なるご協力・ご助言をいただきました。ここに改めて感謝の意を表す。

【インドネシア】

Batavia Patentservis Asia
PT. Hakindah International
ROUSE

【シンガポール】

AMICALAW LLC
Allen & Gledhill LLP
DREW & NAPIER LLC

【タイ】

タイ知的財産局 (DIP)
SATYAPON & PARTNERS LIMITED.
Tilleke & Gibbins International Ltd.
Domnern Somgiat & Boonma Law Office Limited

【フィリピン】

フィリピン知的財産庁 (IPOP HL)
ACCRALAW
E.B. Astudillo & Associates
ORTEGA, BACORRO, ODULIO CALMA & CARBONELL

【ベトナム】

ベトナム国家知的財産庁 (IP Viet Nam)
D&N international
Tran H.N. & Associates
Pham & Associates

【マレーシア】

Henry Goh & Co Sdn Bhd
Marks & Clerk
Mirandah Asia

第 1 部 調査研究の概要

A. 調査研究の目的

日本国特許庁（以下、「JPO」という。）は、ASEAN 各国の知財庁への研修講師の派遣や、ASEAN 各国の知財関係者（知財庁職員、大学 TLO、民間企業知財部等）の日本招聘による研修を通じて、ASEAN 各国の知財制度整備に貢献してきており、また同様に、米国、欧州、韓国、中国、日本、WIPO、ERIA を中心とした知財庁や機関も ASEAN 各国に向けた様々な協力を進めている。

近年では、ASEAN 各国知財庁が独自に ASEAN 知財協力アクションプラン 2016-2025 を策定するなど、上記 ASEAN への取組が着実に実を結んできているといえる。

これに伴い ASEAN では知的財産に関連する制度や判例等が急激に増加しており、JPO において ASEAN 各国の最新の詳細制度やそれを取り巻く状況を各国比較した情報を十分に把握することが困難となってきた。

このような状況を解決するため、まず平成 29 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業として「主要知財庁、主要機関の国際連携に係る取組に関する調査研究」を実施し、各国の国際連携状況について調査した。本年度は、平成 29 年度調査研究結果を土台としつつ、さらに ASEAN の中で特に経済発展の進んでいると言われているタイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア、ベトナム（以下、「ASEAN6」という。）の知財庁について、弱みとしているが未だ他庁から協力を得られていない知財分野や、既に成熟し他庁からの協力を必要としない知財分野を調査することにより、今後 JPO が限られたリソースを最適配置し国際協力施策を検討していくための基礎資料とすることを目的とする。

B. 調査対象の知財庁・機関

ASEAN6 :

タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア、ベトナム

IP5 等（五庁及び WIPO 等）:

米国、欧州、韓国、中国、日本、WIPO（World Intellectual Property Organization : 世界知的所有権機関）、ERIA（Economic Research Institute for ASEAN and East Asia : 東アジア・ASEAN 経済研究センター）

C. 調査研究内容

1. 公開情報の分析及び、専門家へのヒアリングをもとに ASEAN6 の知財庁の成熟度を分析し調査し、その強みと弱み（課題）を抽出した。
2. ASEAN6 への支援施策を調査した。特に、米国、欧州、韓国、中国、日本、WIPO、ERIA などの知財庁や国際機関が実施している支援施策を調査した。
3. 上記 1. で得た結果をもとに抽出した ASEAN6 の課題に対し、上記 2. の支援施策が如何

にカバーしているか分析し、課題がありつつ支援施策が届いていない分野を抽出した。

D. 調査研究実施方法

上記調査研究を行うために、各課題に応じた以下の検討を効率的に行った。

1 公開情報調査

ASEAN6 各国における法制度等の関連情報を収集し、運用の実態を把握する。各国の法令、基準、運用情報、今後の制度改正予定、制度整備の予定等を収集し、収集した情報については必要に応じ和文翻訳を行った。

情報源として、各国知財庁ホームページ（2015年以降の年報、イベント情報等）、WIPO ホームページ、JETRO 等が発信している知財ニュース、AWGIPC の公表資料、知財専門家が公表しているブログ（知財庁職員含む）、知財関連雑誌、国内外の知財関係団体の発表資料（JIPA、JIII、IIP、INTA、IPO、AIPLA 等）などの文献や、インターネットでのキーワード検索、特許庁からの提供情報等が考えられるが、さらに広範囲な調査も対象として含めた。

調査をもって、各国の知的財産関連の状況を整理・類型化し、ASEAN6 についてはその強みと弱みを抽出し、五庁及び WIPO 等については、ASEAN6 への支援を分析した。その際、平成 29 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業として「主要知財庁、主要機関の国際連携に係る取組に関する調査研究」と重複が無いよう作業した。

なお、調査項目及び強みと弱みの定義方法については、多様な観点を踏まえて検討を行い、庁担当者と事前に協議して作業を進めた。

2 国内現地ヒアリング調査

ASEAN6 の知財状況、五庁及び WIPO 等の同地域への支援に関する専門的な視点からの助言を得るため、上記の公開情報調査の結果を踏まえ、弁理士、精通した企業知財関係者に対しヒアリング調査を行った（2018年10月22～31日）。少なくとも、①ASEAN6 の知財状況、②五庁及び WIPO 等の同地域への支援、それぞれのトピックについて最低五か所のヒアリングを実施することとした（なお、一か所で両トピックをヒアリング調査した場合は、二か所とカウントした）。人選及びヒアリング内容については、多様な観点を踏まえて検討を行い、庁担当者と事前に協議した上で進めた。

3 海外現地ヒアリング調査

上記の公開情報調査及び国内現地ヒアリング調査の結果を踏まえ、ASEAN6 の知財状況、五庁及び WIPO 等の同地域への支援に関する専門的な視点からの助言を得るため、ASEAN6 各国において現地の知的財産庁職員及びその OB、弁理士・弁護士に対しヒアリング調査を行った（2018年11月7日～12月6日）。少なくとも一か国につき最低三か所以上でのヒアリングを実施することとし、人選及びヒアリング内容については、多様な観点を踏まえて検討を行い、庁担当者と事前に協議した上で進めた。

第 2 部 本調査研究の内容

A. 概要

公開情報調査、国内ヒアリング調査及び海外ヒアリング調査のそれぞれで得られた結果を、調査対象国毎に整理して記載した。

公開情報調査は、ASEAN6 の知財状況、五庁及び WIPO 等の ASEAN6 への支援状況について、各種公開情報を収集することにより実施した。

国内現地ヒアリング調査は、ASEAN6 への出願を行っている国内企業 7 か所、国内特許法律事務所 3 か所の計 10 か所に対して実施した（2018 年 10 月 22～31 日）。ヒアリングを行う前に、公開情報調査で得た調査結果に基づいて作成した事前質問票を送付し、事前に回答を得た。ヒアリングでは、事前質問票の回答（事前に得られた場合）に基づき、深掘りが必要であると判断した質問項目等に対してさらに回答を得た。

海外現地ヒアリング調査は、ASEAN6 の知財庁及び特許法律事務所の計 21 か所（各国 3～4 か所）に対して実施した（2018 年 11 月 7 日～12 月 6 日）。ヒアリングを行う前に、公開情報調査で得た調査結果に基づいて作成した事前質問票を送付し、事前に回答を得た。ヒアリングでは、事前質問票の回答（事前に得られた場合）に基づき、深掘りが必要であると判断した質問項目等に対してさらに回答を得た。

公開情報調査、国内現地ヒアリング調査及び海外現地ヒアリング調査により得られた情報に基づき、ASEAN6 各国の知的財産制度及び運用の概括表及び五庁及び WIPO 等から ASEAN6 への支援施策の概括表を作成した。

1 ASEAN6 各国の知的財産制度及び運用の概括表

1.1 ASEAN6 各国の知的財産制度及び運用：全体

法域他	項目	インドネシア (ID)	シンガポール (SG)	タイ (TH)	フィリピン (PH)	ベトナム (VN)	マレーシア (MY)	参考:日本(JP)
主な国際条約等の加盟状況	TRIPS	○	○	○	○	○	○	○
	パリ条約	○	○	○	○	○	○	○
	PCT	○	○	○	○	○	○	○
	ハーグ協定	×	○	×(加盟検討中)	×	×(加盟検討中)	×	○
	マドロ	○	○	○	○	○	×(改正準備中)	○
	特許法条約 (PLT)	×	×	×	×	×	×	○
	シンガポール条約	×	○	×	×	×	×	○
最新の法律 [施行日(年/月/日)]	特許	特許法(2016年法律第13号) [2016/8/26]	特許法(2017年法律第18号改正) [2017/10/30]	B.E2542年 (1999年)特許法 [1999/9/27]	知的財産法(共和国法第8293号) [2013/3/22]	知的財産法(法律第36/2009/QH12号) [2010/1/1]	特許法(2006年法律第A1264号改正) [2006/8/16]	特許法 (H30年改正) [2018/6/9]
	実用新案		—					実用新案法 (H27年改正) [2016/4/1]
	意匠	意匠法(2000年法律第31号) [2001/6/14]	意匠法(2017年法律第29号改正) [2017/10/30]				意匠法(2013年法律第1449号改正) [2013/7/1]	意匠法 (H30年改正) [2018/6/9]
	商標	商標法(2016年法律第20号) [2016/11/25]	商標法(2018年法律第34号改正) [2018/10/10]				B.E2559年 (2016年)商標法 [2016/7/28]	商標法(2002年法律第A1138号改正) [2003/3/3]
法改正その他の情報	特許/実案	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの公開 出願に関する規則 実施義務遅延申請手続と様式 	<ul style="list-style-type: none"> 補充審査の廃止(2020年) 	<ul style="list-style-type: none"> 出願公開時期の明文化 自発的分割制度の導入 登録後の誤記訂正 付与後異議への移行 新規性喪失例外の要件緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の手続を明確化又は修正するための改正 	<ul style="list-style-type: none"> CPTPP 加盟に伴う義務履行のための法改正を準備中(ガイドラインも含む、時期は未定) 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正の予定はない。ただし、医薬品関連の特許や侵害行為に関する議論が続行中 	<ul style="list-style-type: none"> 知財紛争処理システムの見直し

第2部 本調査研究の内容 A. 概要 1 ASEAN6各国の知的財産制度及び運用の概括表

法域他	項目	インドネシア (ID)	シンガポール (SG)	タイ (TH)	フィリピン (PH)	ベトナム (VN)	マレーシア (MY)	参考:日本(JP)
法改正その 他の情報	意匠	・ハーグ加盟に向けた 各種改正	—	・意匠法の分離 ・新規性喪失例外の要件 緩和 ・付与後異議の導入他	・実体審査、公開繰 延べ、類似意匠制度 の導入など	・CPTPP 加盟に伴う義 務履行のための法改正 を準備中（ガイドライン も含む、時期は未定）	—	・画像デザインの保護 の拡充 ・関連意匠の拡充 ・空間意匠の導入 ・存続期間延長 他
	商標	—	—	—	—	—	・マドプロ加盟に向けた 各種改正	—

1.2 ASEAN6 各国の知的財産制度及び運用：特許・実用新案

法域	項目	インドネシア (ID)	シンガポール (SG)	タイ (TH)	フィリピン (PH)	ベトナム (VN)	マレーシア (MY)	参考:日本(JP)
特許	コンピュータプログラム自体の特許適格性	△ ¹	○	×	× ²	×	×	○
	新規性判断における公知・公用の地理的範囲	国内及び国外	国内及び国外	・公知公用：タイ国内 ・文献公知：国内及び国外	世界のいずれかの場所	国内又は国外	世界のいずれかの場所	国内又は外国
	新規性喪失の例外が適用される行為	①展示会、学会等 ②意に反する開示	①博覧会・学会等 ②意に反する開示 ③発明者による開示	①非合法的開示 ②博覧会出品	①発明者の行為 ②意に反する開示 ③発明者から情報を得た第三者による行為	①意に反する開示 ②科学的な提示 ③博覧会出品	①出願人の行為 ②意に反する開示 ③法施行日に UKIPO に係属中の出願による開示	①意に反する開示 ②特許を受ける権利を有する者に起因
	新規性喪失の例外におけるグレースピリオド	①:6月 ②:12月	①-③いずれも12月	①②ともに12月 ³	①-③いずれも12月	①-③いずれも6月	①②ともに1年	①②ともに1年
	出願公開の時期	出願日から18月経過後(6か月間)	出願日 or 優先日から18月経過後	予備審査後に公開手数料が支払われた後	出願日 or 優先日から18月経過後	出願日から19月目	出願日 or 優先日から18月経過後	出願日から1年6月経過後
	実体審査の有無	○	○	○	○	○	○	○
	審査請求の期限	出願日から36月以内	・通常：出願日 or 優先日から36月以内 ・補充審査：出願日 or 優先日から54月以内	出願公告後5年以内 or 異議・審判の最終決定後1年以内のいずれか遅い日まで	公開日から6月以内	出願日 or 優先日から42月以内	出願日から18月以内	出願日から3年以内
	早期審査制度	・ASPEC ・PPH ・対応外国出願の審査結果利用	・ASPEC ・PPH ・FinTech Fast Track ・Months File-to-Grant ・カンボジアとの特許協力(・補充審査)	・ASPEC ・PPH ・対応外国出願の審査結果利用	・ASPEC ・PPH ・早期公開請求 ・対応外国出願の審査結果利用 ・有効かつ緊急な理由に基づく早期審査請求	・ASPEC ・PPH ・対応外国出願の審査結果利用 ・早期審査請求	・ASPEC ・PPH ・修正実体審査 ・早期審査請求	・PPH ・早期審査 ・スーパー早期審査 ・面接活用審査 ・震災復興支援早期審査 ・優先審査

¹ 発明に該当しないものとして、「コンピュータ・プログラムのみを内容とする規則及び方法」(特許法第4条(d))が挙げられているが、逐条解説部分には「技術的且つ機能的効果を有する」ものであれば特許が付与されうると記載されている。

² 媒体クレームは可能。

³ ②で、博覧会の初日から12月以内に出願した場合、博覧会開催初日に出願がされたものとみなされる(特許法第19条)。

法域	項目		インドネシア (ID)	シンガポール (SG)	タイ (TH)	フィリピン (PH)	ベトナム (VN)	マレーシア (MY)	参考:日本(JP)
特許	誤記訂正の可否	登録前	○ (補正)	○ (訂正 ⁴)	○ (補正)	○ (誤りの訂正)	○ (補正)	○ (補正)	○ (補正)
		登録後	○ (訂正審判)	○ (訂正)	× (書誌的事項のみ可)	○ (登録から2年以内)	○ (減縮のみ)	○ (請求により)	○ (訂正審判)
	存続期間		出願日から20年	出願日から20年	出願日から20年	出願日から20年	出願日から20年 ⁵	出願日から20年	出願日から20年
	第二医薬用途発明は認められるか		×	○	△ ⁶	○	×	△ ⁷	○
	異議申立て制度の有無		○ (付与前)	×	○ (付与前)	× ⁸	× ⁹	×	○ (付与後)
	裁判以外の無効審判その他の第三者の請求による権利消滅手段		×	○ (登録官へ取消請求)	○ (長官が特許委員会へ取消請求)	○ (委員会へ取消請求)	○ (庁へ無効審判請求)	×	○ (無効審判請求)
実用新案	公開の時期		出願日から3月経過後7日以内	— ¹⁰	小特許の付与及び公告手数料の納付後	付与及び手数料の納付後	出願日から19月目	出願日 or 優先日から18月経過後	実用新案公報の発行(登録後)
	実体審査の有無		×	—	× ¹¹	×	○	○	×
	審査請求制度の有無		出願と同時に or 出願日から6月以内	—	× ¹¹	×	出願日 or 優先日から36月	出願日から18月以内	×
	存続期間		出願日から10年	—	出願日から6年2年単位で2回まで延長可	出願日から7年	出願日から10年	出願日から10年5年単位で2回まで延長可	出願日から10年
	異議申立て制度の有無		×	—	× ¹¹	×	× ⁹	×	×
	裁判以外の無効審判その他の第三者の請求による権利消滅手段		×	—	○ (長官が特許委員会へ取消請求)	○ (委員会へ取消請求)	○ (庁へ無効審判請求)	×	○ (無効審判請求)

⁴ シンガポールでは、いわゆる補正と訂正が別個に規定されている。「訂正」は、誤記や錯誤の記載の修正にあたり、登録の前後で行うことができる。

⁵ 出願が裁判に係属している期間は含まない。

⁶ 条文やガイドライン等で直接言及する記載はない。また、海外現地ヒアリングでも、「認められる」という意見と「認められない」という意見とに分かれている。

⁷ G.1.1.4(10)を参照。

⁸ 第三者による情報提供は可能

⁹ 公開日から保護証書の付与決定の日までは、第三者は意見を申し立てることができる。

¹⁰ シンガポールには実用新案制度はない。

¹¹ ただし、登録後1年以内に、利害関係人が実体審査の請求をすることができる。登録要件を満たさない場合、取消となる。

1.3 ASEAN6 各国の知的財産制度及び運用：意匠

法域	項目	インドネシア (ID)	シンガポール (SG)	タイ (TH)	フィリピン (PH)	ベトナム (VN)	マレーシア (MY)	参考:日本(JP)
意匠	実体審査の有無	△ ¹²	○(新規性のみ)	△ ¹³	○(新規性のみ)	○	○(新規性のみ)	○
	新規性判断における公知・公用の地理的範囲	国内又は国外	国内又は国外	・公知公用：タイ国内 ・文献公知：国内及び国外	世界のいずれかの場所	国内又は国外	国内又は国外	国内又は外国
	新規性喪失の例外が適用される行為	①博覧会等への出品 ②教育・研究目的	①創作者による開示	①非合法的開示 ②博覧会出品	①発明者の行為 ②意に反する開示 ③発明者から情報を得た第三者による行為	①意に反する開示 ②学術的な発表 ③博覧会出品	①博覧会出品 ②意に反する開示	①意に反する開示 ②意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因
	新規性喪失の例外におけるグレースピリオド	①②ともに6月	①12月 ¹⁴	①②ともに12月 ³	①-③いずれも6月	①-③いずれも6月	①②ともに6月	①②ともに1年
	部分意匠制度の有無	○	○ (当該部分が独立して製造・販売される場合)	×	○ (独立して製造され、販売される物品の部分)	×	○ (当該部分が個別に作成され販売される場合)	○
	関連意匠制度の有無	×	△ ¹⁵	×	×	×	△ ¹⁶	○
	多意匠出願の可否	○ (単一性あり、同一分類に属する場合)	○ (同一分類)	×	○ (単一性あり、中分類の同一クラス、同一主題)	○ (単一の共通独創性を表現かつ著しく異ならない変形であること)	○ (同一クラス、同一主題)	×
	公開時期	出願日から3月	登録後	登録前出願公告料の納付後	方式審査後	方式上有効として受理されてから2月以内	登録後	登録後

¹² 出願が公開された後、公開日から3月の異議申立期間の間に異議申立てが行われた場合、実体審査が行われる（意匠法第26条(5)）。異議申立てがなければそのまま登録となる（意匠法第29条）。

¹³ 異議申立て期間内に、異議申立てがあった場合に実体審査が行われる。

¹⁴ 2017年改正法の施行日以降に開示された場合、施行日前に開示された場合は6月

¹⁵ 登録後の意匠について、同一性に影響を与えない部分のみが異なる意匠を登録することができる（意匠法第11条(4)）。

¹⁶ 意匠がある物品で登録されていても、異なる物品で出願、又は同一性に大きな影響を与えない程度の変更又は変形の意匠で出願した場合、拒絶とはならない（意匠法第23条）という規定がある。

法域	項目	インドネシア (ID)	シンガポール (SG)	タイ (TH)	フィリピン (PH)	ベトナム (VN)	マレーシア (MY)	参考:日本(JP)
意匠	秘密意匠制度の有無	×	×	×	×	×	×	○
	公開の繰延べの可否	○ (出願日 or 優先日から 最大 12 月)	○ (公告日を最大 18 月 延長可)	○ (出願日 or 優先日から 30 月以内)	○ (出願日 or 優先日から 30 月以内)	×	×	×
	存続期間	出願日から 10 年	登録日から 5 年 5 年単位で 2 回まで 延長可	出願日から 10 年	出願日から 5 年 5 年単位で 2 回まで 延長可	出願日から 5 年 5 年単位で 2 回まで 延長可	出願日から 5 年 5 年単位で 4 回まで 延長可	登録日から 20 年
	異議申立ての有無	○ (付与前)	×	○ (付与前)	×	× ¹⁷	×	×
	裁判以外の無効審判 その他の第三者の請 求による権利消滅手 段	○ (DGIP に取消請求)	○ (登録官に取消請求)	×	○ (法律局へ取消請求)	○ (庁へ無効審判請求)	×	○ (無効審判請求)

¹⁷ 公開日から保護証書の付与決定の日までは、第三者は意見を申し立てることができる。

1.4 ASEAN6 各国の知的財産制度及び運用：商標

法域	項目	インドネシア (ID)	シンガポール (SG)	タイ (TH)	フィリピン (PH)	ベトナム (VN)	マレーシア (MY)	参考:日本(JP)
商標	出願の公開時期	出願日から 15 日以内	登録認容後に公告	登録認容後に公告	登録認容後に公告	方式審査後、適正な申請書として受理された日から 2 月以内	方式審査後速やかに	出願後速やかに
	実体審査の有無	△ ¹⁸	○	○	○	○	△ ¹⁹	○
	存続期間	出願日から 10 年 10 年単位で更新可	登録日から 10 年 10 年単位で更新可	出願日から 10 年 ²⁰ 10 年単位で更新可	登録日から 10 年 ²¹ 10 年単位で更新可	出願日から 10 年 10 年単位で更新可	登録日から 10 年 10 年単位で更新可	登録日から 10 年 10 年 or 5 年単位で更新可
	異議申立ての有無	○ (付与前)	○ (付与前)	○ (付与前)	○ (付与前)	×	○ (付与前)	○ (付与後)
	不使用取消(期間)	○ (継続して 3 年以上)	○ (継続して 5 年以上)	○ (請求前 3 年間)	○ (継続して 3 年以上)	○ (請求前 5 年間)	○ (請求の 1 月前まで連続して 3 年以上)	○ (継続して 3 年以上)
	裁判以外の無効審判その他の第三者の請求による権利消滅手段	○ (裁判所に無効請求)	○ (無効審判、取消審判)	○ (委員会へ取消請求)	○ (法律局へ取消審判請求、普通名称化・悪意による登録はいつでも請求可)	○ (庁へ無効審判請求、庁へ保護証書の効力の終了の請求)	×	○ (無効審判、不正使用取消審判、類似商標の移転に伴う混同防止の取消審判、代理人不当登録に対する取消審判)
	未登録周知商標の保護	周知商標と同一/類似は拒絶理由	周知商標と同一/類似は拒絶理由。ただし、国内の使用/周知性が必要	登録の有無にかかわらず著名な標章と同一又は公衆が商品の所有者又は原産地について誤認混同が生じるおそれのある程度に類似する標章は登録できない	登録の有無を問わず、周知商標と同一/混同が生じる程に類似する標章は登録できない	登録の有無を問わず、周知商標と同一/類似であって所定の要件を満たす標章は識別性がないとして登録できない	周知商標と極めて類似、所有者との関係を示唆するような商標は登録できない	周知商標と同一又は類似のものは拒絶理由となる

¹⁸ 出願が公開された後、公開日から 2 月の異議申立期間の間に異議申立てがあった場合、実体審査が行われる（商標法第 23 条）。異議申立てがなかった場合はそのまま登録となる（商標法第 24 条）。

¹⁹ 出願公告がされた後、公告日から 2 月の異議申立期間の間に異議申立てがあった場合、実体審査が行われる（商標法第 28 条）。異議申立てがなかった場合はそのまま登録となる（商標法第 30 条）。

²⁰ 条文上は、「登録日から 10 年」だが、登録となった場合、出願日が登録日とみなされる（商標法第 42 条、第 54 条）。また、異議申立てが裁判所に係属している期間を含まない。

²¹ ただし、出願日から 3 年以内、存続期間の 5 周年から 1 年以内、更新から 1 年以内、更新後 5 周年から 1 年以内にそれぞれ使用宣誓書と使用証拠の提出が必要。提出がない場合、権利は消滅する。

²² 公開日から保護証書の付与決定の日までは、第三者は意見を申し立てることができる。

1.5 ASEAN6 各国の知的財産制度及び運用：運用、その他

法域他	項目	インドネシア (ID)	シンガポール (SG)	タイ (TH)	フィリピン (PH)	ベトナム (VN)	マレーシア (MY)	参考:日本(JP)	
審査 関連	出願-登録までの期間 (2017年)	特	5.4年	4.2年	8.9年	3.8年	6.3年	6.7年	約14.6月 ²³
		実	3.5年	—	1.3年	—	4.1年	5.4年	—
		意	—	—	—	—	—	—	約6.7月 ²⁴
		商	—	—	—	—	—	—	約7.7月 ²⁵
	審査官数	特	—	102名(2016年)	88名(2017年)	106名(2017年)	62名(2017年)	—	1,696名 ²⁶
		実	—	—				—	
		意	—	—	20名(2017年)	—	—	—	48名 ²⁶
		商	—	—	24名(2017年)	—	—	—	136名 ²⁶
	審査基準等	特	非公開	公開(英語)	公開(タイ語のみ)	公開(英語) (ICT、バイオ、医薬の ガイドラインあり)	公開 (ベトナム語のみ)	公開(マレー語、英語)	公開
		実		非公開 ²⁷	公開(タイ語のみ)			—	公開
		意		公開(英語)	公開(タイ語のみ)	ASEAN 共通ガイドライン	—	公開(マレー語、英語)	公開
	商								
	ASPECの利用状況 ²⁸		MY: 1件 PH: 1件 SG: 9件	PH: 1件	ID: 6件 MY: 17件 PH: 9件 SG: 85件 VN: 1件	SG: 10件	ID: 1件 MY: 9件 PH: 3件 SG: 43件	ID: 4件 PH: 1件 SG: 84件	—

²³ 出願から登録までの期間。JPO「特許行政年次報告書 2018 年度版」p.3 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpen0101.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日]

²⁴ 出願から登録までの期間。JPO「特許行政年次報告書 2018 年度版」p.22 URL: <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpen0101.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日]

²⁵ 出願から登録までの期間。JPO「特許行政年次報告書 2018 年度版」p.32 URL: <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpen0101.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日]

²⁶ JPO「特許行政年次報告書 2018 年度版<資料・統計編> 第5章4。」p.157 URL: <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/0500.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日] いずれも、2017年の人数

²⁷ 特定のトピックについて Information Note が公開されている。

²⁸ 2018年2月20日時点

法域他	項目		インドネシア (ID)	シンガポール (SG)	タイ (TH)	フィリピン (PH)	ベトナム (VN)	マレーシア (MY)	参考:日本(JP)
審査 関連	PPH の利用状況 ²⁹		通算 978 件	通算 163 件	通算 0 件	通算 242 件	通算 202 件	通算 483 件	通算 25,616 件
	審査の品質管理		—	—	—	品質管理部があり、品質検査システムが稼働中(特・商のみ)/実・意は準備中	専門の部門はないが、管理システムはある	—	品質ポリシーやマニュアルを作成し、専門部門による管理を行い且つ外部専門家やユーザの声を反映
IT システム 関連	ユーザ向け DB の 有無	特・実	○	○	○	○	○	○	○
		意	○	○	○	○	○	○	○
		商	○	○	○	△ ³⁰	○	○	○
	審査官向け DB の有無		—	—	○	○	○	—	○
	庁内事務処理システムの有無		—	—	△ (意のみなし)	○	○	—	○
	電子出願 システムの有無	特	○	○	○	○	○	○	○
		実	○	—	○	○	○	○	○
		意	○	○	○	○	○	○	○
商		○	○	○	○	○	○	○	

²⁹ 2017 年 12 月末時点

³⁰ WIPO の Global Brand Database と統合されている。

2 五庁及びWIPO等からASEAN6への支援施策の概括表

2.1 五庁及びWIPO等からASEAN6への共通の支援施策

項目	支援主体			
	日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EPO, EUIPO (旧 OHIM))	
ASEAN6 共通	知的財産制度の整備支援	—	<ul style="list-style-type: none"> ●ARISE+ IPR(2018年度) —Activity3. 商標実体審査 ASEAN 共通ガイドライン/ Activity4. 意匠グラフィカル表現/ Activity5. ASEAN 地域商標登録システム/ Activity8,11. マドプロ・ハーグ協定/ Activity9. シンガポール商標法条約 ●IP KEY SOUTH EAST ASIA(2018年) —Activity1. 地理的表示保護強化/ Activity4. 欧州地理的表示スタディビジット/ Activity5,6. 植物品種保護/ Activity8. 最新の特許保護制度カンファレンス/ Activity12,15. 地理的表示/ Activity21. 特許審査地域共通ガイドライン開発支援 ●ECAP III Phase II(2012~2017年) —Component I/Activity1. 品質登録サービス(商標・意匠ガイドライン作成等)(2014~2015年) —Component II/Activity1,2. マドリッド・ハーグ(加盟支援等)(2013~2015年) —Component IV/Activity2. ASEAN 知財庁間での情報共有とプラクティスの収束(2014~2015年) 	
	人材育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ●JPO-IPR 研修/意匠実体審査コース/特許審査基準コース/審判コース(短期招へい)(2018年度) ○第7回 ASEAN 特許審査官実務コミュニティコンピュータ利用発明の最善の実務についての意見交流(専門家派遣)(2017年)*海外ヒア(シンガポール3.2.6) ●ASEAN 諸国のためのマドリッドプロトコル研修(2013年シンガポール) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ARISE+ IPR(2018年度) —Activity8. マドプロ・ハーグ協定加盟前後の実地訓練 ●IP KEY SOUTH EAST ASIA(2018年) —Activity19. EPO 特許に関するトレーナー研修プログラム ●ECAP III Phase II(2012~2017年) —Component I/Activity1. 品質登録サービス(商標・意匠審査に関する ASEAN 知財庁職員への研修等)(2013~2015年) ○第7回 ASEAN 特許審査官実務コミュニティコンピュータ利用発明の最善の実務についての意見交流(専門家派遣)(2017年)*海外ヒア(シンガポール3.2.6) 	
	情報化支援	<ul style="list-style-type: none"> ●JPO-IPR 研修/情報化コース(短期招へい)(2018年度) ●ワークショップ促進のための WIPO-CASE リージョナルワークショップ(WIPO Japan FIT)(2018年度シンガポール) ●WIPO-CASE を利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ(WIPO Japan FIT)(2016, 2015年度シンガポール) ●IT インフラ整備協力(WIPO Japan FIT) ●JPO の審査関連情報の提供 	—	<ul style="list-style-type: none"> ●ARISE+ IPR(2018年度) —Activity1. 商標・意匠管理の IP ツール統合サポート/ Activity6. ASEAN TMview, DesignView, TM Class 更新及びアップグレード AMS サポート/ Activity10. ASEAN TM class DB の内容更新の技術支援 ●IP KEY SOUTH EAST ASIA(2018年) —Activity22. TMVIEW と DESIGNVIEW と EUIPN ツール統合/ Activity23. 電子出願 IT・法的サポート ●ECAP III Phase II(2012~2017年) —Component I/Activity2. 商標分類ツール(ASEAN 共通分類 DB 開発等)(2013~2015年) —Component III/Activity3. IP ユーザー向け情報ツール(ASEAN IP ポータル開発・更新、ASEAN 知財庁の商標・意匠検索 DB のツール開発等)(2013~2015年) —Component IV/Activity1. ASEAN 知財庁の共通ツール(商標・意匠の IP 管理及び情報ツールの開発)(2013~2015年)
	その他の支援(普及啓発、模倣品対策、産学連携、民間向け研修等)	<ul style="list-style-type: none"> ●TM5 悪意の商標出願セミナー(2016, 2015, 2014年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●海賊版コンテンツおよび偽造品のオンライン取引に対する刑事執行に関する ASEAN ワークショップ(2018年タイ) ●TM5 悪意の商標出願セミナー(2016, 2015, 2014年) ●偽造品の取引に対する知的財産権の執行に関する ASEAN-USPTO アドバンスドワークショップ(2012年インドネシア) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ARISE+ IPR(2018年度) —Activity2. ASEAN IPR 行動計画 2016-2025/ Activity7. ASEAN IP アカデミー/ Activity12. クリエイティブ ASEAN/ Activity13,14. 地理的表示セミナー等/ Activity15,16. 執行ワークショップ等/ Activity17. ビジネス界向け IP ツール ●IP KEY SOUTH EAST ASIA(2018年) —Activity2.7. 裁判円卓会議等/ Activity3. 執行機関支援/ Activity9~11. FTA 交渉支援/ Activity13. 不正取引研究/ Activity16. 東南アジア IP アカデミー/ Activity17. 商標・意匠セミナー/ Activity18. オンライン侵害研修/ Activity20,25. 東南アジア IP 支援/ Activity24. EU 商標セミナー ●ECAP III Phase II(2012~2017年) —Component I/Activity3. 執行支援(2013~2015年) —Component III/Activity1. 中小企業機能強化/ Activity2.3. IP 人材育成・情報ツール/ Activity4. 地理的表示使用/ Activity5. クリエイティブ ASEAN(2013~2015年) —Component IV/Activity3. ASEAN 事務局支援 ●TM5 悪意の商標出願セミナー(2016, 2015, 2014年)
	会合・イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ●日 ASEAN 特許庁長官会合(2012年~毎年) (第8回: 2018年シンガポール、第7回: 2017年金沢、第6回: 2016年フランス、第5回: 2015年奈良、第4回: 2014年ベトナム、第3回: 2013年京都、第2回: 2012年シンガポール、第1回: 2012年東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ●第6回 IP 犯罪執行ネットワーク会合(2018年香港) ●第1回 ASEAN IPR 執行・ネットワーク会議(2017年タイ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●欧州-ASEAN 定期長官級会合(2003年~) ●ECAP III Phase II(2012~2017年) —第1回~第5回プロジェクト運営委員会(2013~2017年) —第1回~第3回 ASEAN-EUIPO 長官会合(2014~2016年) —ASEAN 合同協議会(2015, 2016年) —ASEAN の商標と IT の合同協議会(2014, 2015, 2016年) —ASEAN カクテルレセプション(2014年, 2013年) —ECAP III バンコクオフィス開設セレモニー(2013年) ○ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 会議で WIPO と EUIPO が講演(2016年)*国内ヒア(ASEAN6/2.12)
	協力覚書等	<ul style="list-style-type: none"> ●2018年度日 ASEAN 知財アクションプラン(2018年) ●日 ASEAN 知的財産権行動計画 2017-2018, 日 ASEAN 知財共同声明(2017年) ●日 ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2017(2016年) ●JPO とアセアン各国知的財産庁との間で知的財産協力覚書(2012年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●サイバーセキュリティ協力に関する ASEAN-米国 首脳声明 	—
	支援手法	<ul style="list-style-type: none"> ●短期/中期/長期招へい研修・専門家派遣、セミナー・ワークショップ等 ●E-learning(英語) 	<ul style="list-style-type: none"> ●招へい研修、セミナー・ワークショップ等 ●E-learning(英語、スペイン語、フランス語、アラビア語、ロシア語等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナー・ワークショップ等 ●E-learning(英語)
	知財専門駐在員(政府職員)の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ●JETRO タイ、シンガポール事務所 に駐在員を派遣 ●JICA インドネシア事務所 に長期専門家を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●ASEAN 事務局に USPTO スタッフを常駐 ●タイの米国大使館に IP 専門大使(IP Attachés)派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●ECAP バンコクオフィスに EUIPO(旧 OHIM)職員を派遣

第2部 本調査研究の内容 A. 概要 2 五庁及びWIPO等からASEAN6への支援施策の概括表

●：公開情報調査により得られた情報、○：ヒアリング調査により得られた情報

支援主体			
中国 (CNIPA (旧 SIPO/CTMO))	韓国 (KIPO)	WIPO	その他 (豪州、英国、ERIA 等)
-	●WIPO アジア・太平洋地域セミナー(2016, 2015年)	-	-
●中国-ASEAN 知的財産管理・活用セミナー(2017年中国) ●アジア地域 IP セミナー(2017年) ●中国-ASEAN 特許審査研修・ワークショップ(2016年) ●開発途上国(ASEAN 含む)向けの研修・ワークショップ(IP 職員受入)(2016年) ●中国特許文書知識及び活用研修(2015年) ●中国-ASEAN IP 研修プログラム(IP 職員受入)(2014年)	●WIPO-韓国 FIT プロジェクト(招へい)(2004年～毎年) ●国際セミナー・研修(毎年実施) ○第7回 ASEAN 特許審査実務コミュニティコンピュータ利用発明の最善の実務についての意見交流(専門家派遣)(2017年)*海外ヒア(シンガポール)3.2.6)	●特許審査の職能に基づく学習の管理ツールと、ASPEC 審査官研修プロジェクト IPET の協議に関するリージョナルワークショップ(2017年マレーシア) ●知的財産庁による効果的な知的財産活動とコミュニケーション活動の計画と実施に関するリージョナルワークショップ(2017年シンガポール)	<豪州-ASEAN> ●地域特許審査研修(RPET)プログラム(WIPO) (PCT サーチ・審査にフォーカスした海外特許庁向けの包括的なオンライン特許審査研修プログラム)(ASEAN-Australia-NewZealand 自由貿易協定・経済協力作業計画の下で WIPO の支援を受けて実施)
●伝統医学データベースプロジェクト(専門家派遣)(2016～2017年) ●伝統的知識保護と伝統医学データベース開発を含む課題の情報交換のために ASEAN 諸国へ専門家を派遣(専門家派遣)(2015年) ●伝統医学データベースの構築と管理の経験を共有するために SIPO 代表団をマレーシア、タイに派遣(専門家派遣)(2014年) ●知的財産と伝統的知識と遺伝資源の保護に関する中国-ASEAN セミナー(2012年)	-	●知的財産庁ビジネスサービスのデジタル変換に関する WIPO-ASEAN 情報技術ワークショップと ASEAN PatentScope コーディネーター会議(2017年インドネシア) ○WIPO-CASE 利用を通じた特許審査及び付与手続の改善に関する WIPO-ASEAN 作業部会(2017年)*海外ヒア(専門家派遣)(シンガポール)3.2.6)	-
●TM5 悪意の商標出願セミナー(2016, 2015, 2014年)	●K-ブランド説明会及び招へい研修(2017年以降) ●APEC1 村 1 ブランド事業(APEC 事業)(2010年～) ●適正技術開発、適正技術コンペティション(APEC 事業)(2013年～) ●中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想(APEC 事業)(2014～2017年) ●TM5 悪意の商標出願セミナー(2016, 2015, 2014年) ●知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ」を開発(WIPO・中小企業局協力)(2006～2015年) ●IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業(APEC 事業)(2009～2012年)	-	<ERIA-ASEAN> ●「ASEAN 各国知財庁の出願件数の予測と政策提言」に関する研究(2016年度～) ●「ASEAN 経済と知的財産権」 「模倣品が ASEAN 各国経済に与える影響」に関する研究(2013年度) ●「中小企業の知的財産権活用に関する研究-日本をモデルとして」(2012年度)
●中国-ASEAN 知財庁長官会合(2010年～毎年) (第9回：2018年シンガポール、第8回：2017年、第7回：2016年マレーシア、第6回：2015年北京、第5回：2014年、第4回：2013年北京)	●韓国-ASEAN 知的財産庁長官会合の定例化(2018年～) ●韓国-ASEAN 知的財産高官レベル会談(2017年フィリピン) ●南アジア・東南アジア・イラン各国の知的財産権長官会合(2017年韓国) ●ASEAN+1 の局長級会合(2017年ラオス) (知財権分野の包括的協力に関する了解書を年内に締結、韓国と ASEAN の特許庁長官会合を定期的に開催すること等に合意)	●AWGIPC が WIPO シンガポール事務所(WSO)を訪問(2018年シンガポール) ●WIPO シンガポール事務所 (WSO) 主催の IP 技術支援プロバイダーの非公式会合(2013年以降7回目)(2018年シンガポール) ○ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 会議で WIPO と EUIPO が講演(2016年タイ)*国内ヒア(ASEAN6)2.2.1)	<APAA-ASEAN> ○第18回アジア弁理士会(APAA)総会(2018年インド)*海外ヒア(シンガポール)3.2.6)
●中国-ASEAN 知的財産権協力計画 2018-2019/ 2017-2018/ 2016-2017/ 2015-2016 (2015-2018年) ●中国-ASEAN 知的財産権協力に関する了解書(2009年)	●KIPO-ASEAN 知的財産権協力覚書(2018年) (情報交換、IP 統計データ、ワークシェアリング、IP 自動化システム開発、特許・商標・意匠を含む IP データベースの強化等) ●ASEAN+1 枠組み協定(2017年) (ASEAN 地域の IPR インフラ整備事業と韓国企業の知的財産権の保護強化) ●韓国-ASEAN 自由貿易協定(2007年6月1日発効)	-	-
●招へい研修、セミナー・ワークショップ等 ●E-learning(中国語、英語)	●招へい研修、セミナー・ワークショップ等 ●E-learning(英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大24言語)	●セミナー・ワークショップ等 ●E-learning(英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大10言語)	<豪州-ASEAN> ●専門家派遣等 ●セミナー・ワークショップ等 ●E-learning(英語) <英国-ASEAN> ●セミナー・ワークショップ等
-	●IP-DESK：タイ(バンコク)、ベトナム(ホーチミン)、インドネシア	●WIPO シンガポール事務所(WSO) (ASEAN IPR 行動計画 2016～2025 の実施を支援)	-

2.2 五庁及びWIPO等からインドネシアへの支援施策

項目		支援主体		
		日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EPO,EUIPO (旧 OHIM))
インドネシア (DGIP)	知的財産制度の整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト(知的財産制度整備支援)(JICA) (長期専門家(JPO 職員)派遣) (短期専門家派遣) (研修生受入) (2015~2020年) ●JPO-IPR 研修(ハーグ加盟支援コース(短期招へい)) (2018年度) ●ハーグシステムに関するセミナー(JICA)(2018年) ●マドリッド協定議定書加盟のための整備を含む商標法改正に関するスタディビジットの受入れ(研修生受入)(2015年度) 	-	-
	人材育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ●審査実務指導(特許審査官派遣)(2018年以降) ●新特許法施行セミナー(JICA)(2018年インドネシア) ●ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト(人材育成協力)(JICA) (長期専門家(JPO 職員)派遣) (短期専門家派遣) (研修生受入) (2015~2020年) ●JPO-IPR 研修/ IP トレーナーズコース/インドネシアマドプロ商標審査コース(特許審査マネジメントコース(短期招へい)) (2018年度) ●人材育成協力(WIPO Japan FIT 及び JICA) (専門家派遣(JPO 職員)) (2016, 2017年度) ●若手審査官の審査実務指導(2017年度) ●薬用植物のための知的財産権に関する調査研究(長期招へい) (2016年度) ●DGIP 特許・意匠・商標審査官向けセミナー(実体審査)(JICA) (短期専門家派遣) (2014年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●GIPA マドリッドプロトコルの実施と管理ワークショップ(2018年米国) ●IP オフィス管理のASEAN-USPTO ワークショップ(2017年米国) ○知財全般の管理(2019年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.10) 	-
	情報化支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ワーキンググループ促進のための WIPO-CASE ナショナルワークショップ(WIPO Japan FIT)(2018年度、インドネシア) ●「DGIP IT システム調査」(WIPO Japan FIT)(短期専門家派遣) (2014年度) 	-	-
	その他の支援 (普及啓発、模倣品対策、産学連携、民間向け研修等)	<ul style="list-style-type: none"> ●ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト(普及啓発活動)(JICA) (長期専門家(JPO 職員)派遣) (短期専門家派遣) (研修生受入) (2015~2020年) ●JPO-IPR 研修/ 知財普及啓発コース/ 特許専門実務者コース/ 知財保護法律家コース/ 商標専門実務者コース(産学連携・技術移転コース/ 実務者向け模倣品対策コース(短期招へい)) (2018年度) ●大学・研究機関向け知財活用環境整備に関するリージョナル会合(WIPO Japan FIT)(2018年度大阪) ●大学・産業界、中小企業のための情報技術の理解と活用の促進セミナー(JICA)(2018年インドネシア) ●登録商標取消の実施に関するワークショップ(JICA)(2017年インドネシア) ●経済発展を支える特許と商標の保護セミナー(フォローアップ研修: 短期専門家派遣) (2017年度) ●真贋判定セミナー(JETRO)(2013年インドネシア) 	<ul style="list-style-type: none"> ●知的財産権の国境執行ワークショップ(2018年インドネシア) ●知的財産権の国境執行における効果的なプラクティスに関するアジア地域ワークショップ(2018年タイ) ●IPR 執行研修(2018年インドネシア) ●IPR サイバー対応犯罪卓上演習(2018年シンガポール) ●国境執行時の商標判定ワークショップ(2017年ベトナム) ●2017年度 USPTO 著作権セミナー(2017年米国) ●偽造硬貨取引に対する執行プラクティス(2012年インドネシア) ●インドネシア貿易支援プロジェクト(著作権)(2009年インドネシア) 	○権利行使のベスト・プラクティス情報交換(専門家派遣)(2018年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.9)
	会合・イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ●DGIP 局長と JPO 長官が会談 (2018年) ●DGIP からの訪問団を受入れ(2016年度) ●日インドネシア知財フォーラム(第2回: 2016年東京、第1回: 2015年インドネシア) 	-	-
	協力覚書等	<ul style="list-style-type: none"> ●審査能力の強化や市内運用支援等を含む JPO-DGIP 協力覚書(2014年) 	●貿易・投資枠組み協定(TIFAs)交渉中	●EU-インドネシア包括的経済連携協定(知的財産権の保護と執行を含む)交渉中(2016年~) ○DGIP と EPO の相互協力に関する MoU(2014年、スイス)*海外ヒア(インドネシア/3.2.11)
	支援実績 (年間)	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成協力(専門家派遣:4人、研修生受入:65人) *2017年度の実績 ●国際審査協力実績(派遣:6人、中長期派遣:3人) *2000年4月~2018年3月末日までの累積 	-	-

第2部 本調査研究の内容 A. 概要 2 五庁及びWIPO等からASEAN6への支援施策の概括表

●: 公開情報調査により得られた情報、○: ヒアリング調査により得られた情報

支援主体			
中国 (CNIPA (旧 SIPO/CTMO))	韓国 (KIPO)	WIPO	その他 (豪州、英国、ERIA 等)
-	-	●国家知的財産政策の策定に伴う課題、選択肢、ステップを検討する 15 加盟国グループのためのセミナー(2017年、スリランカ)	-
-	○知財全般の管理(専門家派遣)(2018年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.10) ●WIPO 特許法・商標法専門教育課程(2015年)	●インドネシアのワークフロー最適化プロジェクト(2017年インドネシア)	<シンガポール-インドネシア> ●IPOS が DGIP にシンガポールの特許制度、特許品質管理システム、採用・研修プロセスを共有(特許審査官受入)(2017年) <スイス-インドネシア> ○スイス経済省経済管理局(SECO)による工業意匠審査官研修(専門家派遣)(2018年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.9) <豪州-インドネシア> ○特許審査官向けの特許性見解書ワークショップ(WIPO)(専門家派遣)(2017年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.9)
-	●DGIP 情報化事業(2007~2010年)	●インドネシアへの協力活動のフォローアップ-IPAS マドリッドモジュール開発サポート、IPAS・WIPO ファイルサポート(2017年インドネシア) ●PCT ナショナルケースのワークシェアリングに関する特許審査官向けのナショナルワークショップ(2017年インドネシア) ●インドネシアへの評価ミッション: DGIP での IPAS とオンラインサービスの利用をレビュー、オフィス運営と IP 利害関係者へのサービスに与える影響評価(2017年インドネシア) ●インドネシアへの IPAS 3.3 UAT 導入ミッション(2017年インドネシア) ●WIPO-IPAS の展開に関する情報技術研修ワークショップ(2017年シンガポール)	-
-	●知的財産に関する WIPO-Korea サマースクール(民間人向け)(2018年、韓国) ●ゲーム開発者のための第1回著作権ワークショップ(WIPO)(2017年フィリピン)	●グローバル・イノベーション・インデックス・カンファレンス 2017(2017年インドネシア) ○パテントドラフト研修(民間人向け)(2018年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.9)	<英国-インドネシア> ○英外務省プロスベリティ・ファンド東南アジア経済改革プログラム(2019~2022年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.10) <スイス-インドネシア> ○スイス経済省経済管理局(SECO)による裁判外紛争解決手続研修(専門家派遣)(2018年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.9) <豪州-インドネシア> ●IP マーケティングと評価に関する WIPO-Australia FIT ナショナルワークショップ(WIPO)(2017年インドネシア)
●SIPO 局長が DGIP 局長と会談(2018年) ●SIPO 局長が DGIP を訪問・局長会談(2013年) ●SIPO 局長が DGIP 局長と会談(2012年北京)	-	●TISC ネットワークの展開に関する ASEAN 地域会議・WIPO 地域会議(2017年ミャンマー) ●アジアの IP 講師と研究者のための WIPO-WTO 会議(2017年シンガポール) ●DGIP との技術プロジェクト会議、データクリーニングプロジェクト運営レビュー(2017年インドネシア) ●技術支援とキャパシティビルディングに関する第19回円卓会議(2017年インドネシア)	-
●SIPO-DGIP の 2013-2014IP 協力行動計画(2013年)	●インドネシア特許情報化事業支援のための KIPO-DGIP 技術協了解覚書(2010年) ●インドネシア特許情報システム構築協力のための KIPO-DGIP 了解覚書(2007年) ●包括的協力の KIPO-DGIP 了解覚書(2003年)	●インドネシアの国家知的財産戦略の策定への支援に関する了解覚書(2016年スイス) ○技術革新サポート・センター (TISC) に関するサービス・レベル合意(2016年、スイス)*海外ヒア(インドネシア/3.2.11) ○裁判外紛争解決サービスの提供に関する WIPO-DGIP 了解覚書(2014年、スイス)*海外ヒア(インドネシア/3.2.11) ○法人向けサービス開発に関する WIPO-DGIP 協力契約(2011年、インドネシア)*海外ヒア(インドネシア/3.2.11) ○知財情報及び国家知財書類の頒布領域に関する WIPO-DGIP-法務人権省の覚書(2009年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.11)	<豪州-インドネシア> ○地域特許審査研修(RPET)に関する IP Australia-DGIP 了解覚書(2015、2016年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.11) <シンガポール-インドネシア> ●IPOS-DGIP 知的財産分野におけるキャパシティビルディングに関する了解覚書(2015年スイス) (スタディビジット・セミナー・OJT・スタッフ派遣を通じてベストプラクティスの交換、マドプロの加盟と管理経験の共有、管理・審査手続きの品質管理、IT 管理、プロセスフロー、データベース管理・交換、DGIP&IPOS 職員及び一般の人々のための IP 研修とワークショップ、知的財産紛争の仲裁及び代替紛争解決の推進、DGIP&IPOS 職員の IP アカデミー間の交流促進等)
-	-	-	-

2.3 五庁及びWIPO等からシンガポールへの支援施策

項目		支援主体		
		日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EPO,EUIPO(旧 OHIM))
シンガポール (IPOS)	知的財産制度の整備支援	●意匠の国際登録のためのハーグ制度に関するワークショップ(WIPO Japan FIT)(2014年度)	-	-
	人材育成支援	●人材育成協力(WIPO Japan FIT及びJICA(専門家派遣(JPO職員))(2017年度)(2016年度)(2015年度) ●特許審査品質向上支援(長期専門家派遣)(2017年) ●特許実務指導(電気・情報分野)(2016年度) ●特許実務指導(マテリアル分野)(特許審査官派遣)、ISA/IPEA 稼働開始支援(審査官派遣)(2015年度) ●特許実務指導(情報通信技術分野)(特許審査官派遣)、人材育成スキーム構築支援(専門家派遣)(2014年度)	●USPTOとIPOS間の初の上級審査官研修プログラム(2017年) ●IPオフィス管理のASEAN-USPTOワークショップ(2017年、米国)	-
	情報化支援	●アセアン特許審査協力プログラム等を促進するためのITシステム技術要件に関するワークショップ(WIPO Japan FIT)(2014年度、シンガポール)	-	-
	その他の支援 (普及啓発、模倣品対策、産学連携、民間向け研修等)	●「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム(JSP21)(知財コース)」(JICA)(短期専門家派遣)(2014年度) ●「知的財産、技術移転、商業化についてのセミナー」(WIPO Japan FIT)(専門家派遣)(2014年度、シンガポール)	●サイバー犯罪と知的財産権執行・ワークショップ(2018年シンガポール) ●知的財産権の国境執行における効果的なプラクティスに関するアジア地域ワークショップ(2018年タイ) ●IPRサイバー対応犯罪に関する卓上演習(2018年シンガポール)	-
	会合・イベント等	●日本国特許技監がIPOS長官を訪問(2017年)(日本企業との交流の促進や知財人材育成のための協力について合意) ●IPOS長官とJPO長官が会談(2017年、日ASEAN特許庁長官会合)	●IPOSとUSPTOの長官が会談(2018年米国)(イノベーション促進のための協力) ●第4回知的財産に関するグローバルフォーラム(2013年シンガポール)	-
	協力覚書等	●JETROのIP駐在員のIPOSへの協力を促進するJPO-IPOS協力覚書(2015年) ●審査官協議による実体審査能力の向上や特許審査官の育成支援等を含むJPO-IPOS協力覚書(2014年) ●知的財産権に関するJPO-IPOS協力覚書(2012年)(IPOSが受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査をJPOが管轄)	●PCT国際先行技術調査に関するUSPTO-IPOS了解覚書(2015年)	●EU-シンガポール自由貿易協定(知的財産権の保護と執行を含む)の交渉完了(2014年)批准待ち ●OHIM-IPOS協力覚書-品質管理・商標審査訓練に関する協力(2014年)*海外ヒア(シンガポール/3.2.8)
支援実績(年間)	●人材育成協力(専門家派遣:3人、研修生受入:不明) *2017年度の実績 ●国際審査協力実績(派遣:7人、中長期派遣:4人、受入:4人) *2000年4月~2018年3月末日までの累積	-	-	

第2部 本調査研究の内容 A. 概要 2 五庁及びWIPO等からASEAN6への支援施策の概括表

●: 公開情報調査により得られた情報、○: ヒアリング調査により得られた情報

支援主体			
中国 (CNIPA (旧 SIPO/CTMO))	韓国 (KIPO)	WIPO	その他 (豪州、英国、ERIA 等)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	●WIPO-IPAS の展開に関する情報技術研修ワークショップ(2017年、シンガポール)	-
●中国-シンガポール広州ナレッジシティにおける知的財産改革パイロットプログラム(SIPO-IPOS-広東省政府)(2017年~)	●KIPO-WIPO 仲裁調停制度(ADR)セミナー(2016年韓国)	●効果的なイノベーション支援サービスのためのナショナル特許ドラフティングコース(民間人向け)(2017年タイ)	-
●CNIPA 局長が IPOS 訪問・局長会談(2018年) ●SIPO 上級管理職が知財庁長官と会談(2017年) ●ハイレベル会談(2016, 2015年) ●SIPO 局長が IPOS 局長と会談(2012年)	-	●アジアのIP講師と研究者のためのWIPO-WTO 会議(2017年シンガポール) ○ASEAN 知財官庁間さらにそれを越えた交流拡大に関する IPOS と WIPO との意見交流(2017年)*海外ヒア(シンガポール 13.2.6)	-
●IPOS、中国-シンガポール広州ナレッジシティ投資開発有限公司、ビジネスチャイナシンガポールによる三者間の了解覚書(2017年) ●中国-シンガポール広州ナレッジシティにおける知的財産改革パイロットプログラム(促進のための3者協力に関する枠組み協定(SIPO-IPOS-広東省政府)(2017年) ●商標の登録・審査実務・保護・執行に関する協力を強化する了解覚書を中華人民共和国国家工商行政管理総局(SAIC)と締結(2015~2016年) ●知的財産分野の協力に関する実施計画2015-2017の SIPO-IPOS 政府間 MOU(2015年) ●中国-シンガポール広州ナレッジシティ(SSGKC)計画に関する了解覚書(2014年) ●SIPO-IPOS 知的財産協力関係を確立(2004年)	●韓国-シンガポール自由貿易協定(2006年3月2日発効)	●IPOS-WIPO 仲裁調停センター設立の協力を含む WIPO-IPOS 了解覚書(2011年)	<英国-シンガポール> ●知的財産に関する UKIPO-IPOS 了解覚書(2015年) (特許、意匠、商標、及び著作権を含む知的財産権のナショナル・フレームワーク)
-	-	-	-

2.4 五庁及びWIPO等からタイへの支援施策

項目	支援主体		
	日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EPO, EUIPO(旧 OHIM))
知的財産制度の整備支援	●JPO-IPR 研修/ハグ加盟支援コース(招へい)(2018年度)	●植物品種保護法の整備支援(2017年度)	-
人材育成支援	●審査実務指導(特許審査官派遣)(2018年以降) ●新人特許審査官の育成支援(2016年～継続実施) ●JPO-IPR 研修 IP トレーナーズコース/タイマドプロ商標審査コース/タイ特許審査実務コース/特許審査マネジメントコース(短期招へい)(2018年度) ●新規加盟国タイへのマドプロ実務研修 (JPO 職員派遣)(2018年) ●人材育成協力(WIPO Japan FITT 及び JICA) (専門家派遣(JPO 職員))(2017年度) ●特許実務指導(ナノテクノロジー及び医薬分野)(特許審査官派遣)、人材育成スキーム支援(2015年度) ●サーチ及び審査実務に主眼をいた特許審査実践研修(特許審査官招へい)(3 か月間)(2015年度)	●GIPA マドリッドプロトコルの実施と管理ワークショップ(2018年米国) ●ASEAN / USPTO アドバンスド商標審査研修(2018年タイ) ●IP オフィス管理の ASEAN-USPTO ワークショップ(2017年米国) ●商標局の管理に関する ASEAN 地域セミナー、及び意匠保護に関するワークショップ(2011年タイ)	○欧州連合商標・共同体意匠に関する移動セミナー(2018年タイ)*海外ヒア(タイ/3.2.10)
情報化支援	●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE ナショナルワークショップ(WIPO Japan FITT)(2018年度、2016年度、タイ)	-	-
タイ (DIP) その他の支援 (普及啓発、模倣品対策、産学連携、民間向け研修等)	●JPO-IPR 研修/ 知財普及啓発コース/ 特許専門実務者コース/知財保護法律家コース/商標専門実務者コース/産学連携・技術移転コース/実務者向け模倣品対策コース(短期招へい)(2018年度) ●大学・研究機関向け知財活用環境整備に関するリージョナル会合(WIPO Japan FITT)(2018年度大坂) ●知的財産分野における人材育成の役割セミナー(フォローアップ研修: 短期専門家派遣)(2016年度) ●真贋判定セミナー(JETRO)(2012, 2015, 2017年タイ)	●知的財産権の国境執行における効果的なプラクティスに関するアジア地域ワークショップ(2017, 2018年タイ) ●IPR サイバー対応犯罪卓上演習(2018年シンガポール) ●海賊行為に対する執行ワークショップ(2017年タイ) ●国境執行時の商標判定ワークショップ(2017年ベトナム) ●USPTO 著作権セミナー(2016, 2017年米国) ●APEC 地域植物品種商品化ワークショップ(2017年) ●知的財産セミナー(国境執行)(2016年米国) ●オンライン著作権侵害等のワークショップ(2015年タイ) ●検察官・法執行機関の知財ワークショップ(2013年タイ) ●芸術家等が直面する課題ワークショップ(2012年タイ) ●ASEAN-USPTO 執行プログラム(2011年タイ) ○米国の不正競争法・セミナー(2015年タイ)*海外ヒア(タイ/3.2.10) ○革新的な起業家向け知財研修(2017年タイ)*海外ヒア(タイ/3.2.10)	○権利行使のベスト・プラクティス情報交換(専門家派遣)(2018年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.9)
会合・イベント等	●DIP 局長と JPO 長官が会談(2017年) ●DIP 局長と日本国特許技監が会談(2017年シンガポール) (バンコクで開催する知財セミナーへの協力やマドプロ審査実務の支援について合意)	-	-
協力覚書等	●審査官の育成協力等を含む JPO-DIP 協力覚書(2015年)	●貿易・投資枠組み協定(TIFAs)交渉中 ●USPTO-DIP 了解覚書(2017年) (情報交換と作業能力の強化の活動を通してマネジメント改善と知的財産権制度の有効性の向上を図る)	●EUIPO-DIP 了解覚書(2017年) ●EU-タイ自由貿易協定(知的財産権の保護と執行を含む)交渉中断(2013年)から交渉開始後に中断)
支援実績 (年間)	●人材育成協力(専門家派遣:1人, 研修生受入:42人) *2017年度の実績 ●国際審査協力実績(派遣:13人) *2000年4月~2018年3月末日までの累積	-	-

第2部 本調査研究の内容 A. 概要 2 五庁及びWIPO等からASEAN6への支援施策の概括表

●：公開情報調査により得られた情報、○：ヒアリング調査により得られた情報

支援主体			
中国 (CNIPA (旧 SIPO/CTMO))	韓国 (KIPO)	WIPO	その他 (豪州、英国、ERIA 等)
-	-	●マドリッドシステムの法整備に関する第15回ワーキンググループ(2017年スイス) ●マドリッドシステムの運用に関する知的財産庁のための研修ワークショップ(対象：加盟国及び未加盟国)(2017年スイス)	-
-	-	●PCT ナショナル・セミナー(2018年タイ) ●マドリッドシステムの運用に関する加盟国向けの研修ワークショップ(2017年スイス) ●政府職員のための知的財産に関するWIPO-WTO 上級コース(2017年スイス) ●DIP バックログ分析のための専門家ミッションとワークショップ(2017年タイ)	-
-	●DIP の情報化(IPセンター構築)事業(2006～2007年) ●情報化コンサルティング(APEC 事業)(2002年度)	-	-
-	●模倣品識別セミナー(2016年タイ) ○著作権の商品化のための政策と戦略・セミナー(2015年、タイ)*海外ヒア(タイ/3.2.10)	●効果的なイノベーション支援サービスのためのナショナル特許ドラフティングコース(民間人向け)(2017年タイ)	<英国-タイ> ○英外務省プロスベリティ・ファンド東南アジア経済改革プログラム(2019～2022年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.10) <APAA(アジア弁理士協会)-タイ> ○特許戦略-特許書類作成コース(2016年、ミャンマー)*海外ヒア(タイ/3.2.10) <ASEAN IPA(ASEAN 知的財産協会)-タイ> ○21世紀の知的財産の課題・セミナー(カンボジア)*海外ヒア(タイ/3.2.10)
●CNIPA 局長が DIP 訪問・局長会談(2018年) ●SIPO 副長官 Liao Tao 氏が訪問(2017年) ●ハイレベル会談(2015年) ●SIPO 局長が DIP 訪問・局長会談(2012年)	-	○知的財産教育者向けの WIPO-WTO 会議(2017年スイス)*海外ヒア(タイ/3.2.10) ●TISC ネットワークの展開に関する ASEAN 地域会議・WIPO 地域会議(2017年ミャンマー) ●第12回執行諮問委員会(2017年スイス) ●DIP のリソースと管理の診断に関するフォローアップ協議会(2017年タイ) ●アジアのIP講師と研究者のためのWIPO-WTO 会議(2017年シンガポール)	-
●知的財産協力MOU(2017年) ●SIPO-DIP2015-2016 知的財産協力計画(2015年) ●SIPO-DIP2012-2013 知的財産協力計画(2012年) ●中国特許庁-タイ商務省の協力協定(1995年)	●タイ IP センター構築協力のための KIPO-DIP 了解覚書(2007年)	○マドリッド制度の商品・役務データベースのタイ版の開発に関する WIPO-DIP 覚書(2017年)*海外ヒア調査(タイ/3.2.12)	<シンガポール-タイ> ●IPOS-DIP 協力覚書(2015～2016年)(企業やイノベーターがシンガポールの先行技術調査・審査サービスを利用)
-	-	-	-

2.5 五庁及びWIPO等からフィリピンへの支援施策

項目		支援主体		
		日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EPO,EUIPO (旧 OHIM))
フィリピン (IPOP HL)	知的財産制度の整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ●JPO-IPR 研修/ハーグ加盟支援コース(短期招へい)(2018年度) ●特許審査基準策定支援(専門家派遣)(2017年) ●バイオと植物関連発明の知財政策と審査ガイドラインの改善に向けた調査研究(長期招へい)(2015年度) 	-	-
	人材育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ●審査実務指導(特許審査官派遣)(2018年以降) ●JPO-IPR 研修/ IP トレーナーズコース/特許審査マネジメントコース/特許審査実践研修(OPET)(短期招へい)(2018年度) ●若手審査官の審査実務指導(2017年度) ●ソフトウェア特許の適格性とソフトウェア特許に関する課題及びそれに対する対処における日本の経験からの学習(長期招へい)(2017年度) ●審査官育成支援(メカトロニクス分野)(特許審査官派遣)(2016年度) ●ISA・IPEA 任命申請要件の充足状況評価(専門家派遣)(2016年度) ●特許実務指導(ナノテクノロジー及び計測技術分野)(特許審査官派遣)、人材育成スキーム支援(2015年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●バイオテクノロジー及びコンピューター関連発明分野の実体審査に関する研修/ワークショップ(2016年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●バイオテクノロジー分野の高度な調査・審査に関する特許審査官研修/ワークショップ(2016年)
	情報化支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE ナショナルワークショップ(WIPO Japan FIT)(2016, 2015年度フィリピン) ●特許審査官への他庁の審査結果活用に関する専門家派遣(WIPO Japan FIT)(短期専門家派遣)(2014年度) 	-	<ul style="list-style-type: none"> ●IPOP HL が EPO の検索ツール EPO QUE Net の使用契約(2017~2022年)
	その他の支援 (普及啓発、模倣品対策、産学連携、民間向け研修等)	<ul style="list-style-type: none"> ●JPO-IPR 研修/ 知財普及啓発コース/ 特許専門実務者コース/知財保護法律家コース/商標専門実務者コース/産学連携・技術移転コース/実務者向け模倣品対策コース(短期招へい)(2018年度) ●大学・研究機関向け知財活用環境整備に関するリージョナル会合(WIPO Japan FIT)(2018年度大阪) ●医療における技術保護と知的財産権セミナー(フォローアップ研修:短期専門家派遣)(2016年度) ●第5回フィリピン模倣品・海賊版対策サミットで招待講演(専門家派遣)(2015年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●IPR サイバー対応犯罪に関する卓上演習(2018年シンガポール) ●国境執行時の商標判定ワークショップ(2017年ベトナム) ●知的財産権の刑事執行に関する ASEAN の上級司法・検察教育(2011年フィリピン) ●ASEAN 地域 IP 管理及び技術商品化(2011年フィリピン) 	-
	会合・イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ●IPOP HL 長官と JPO 長官が会談(2017年)(審査基準策定や審査官向け研修に関する更なる支援について合意) ●IPOP HL 長官等が JPO を訪問(2016年度) ●IPOP HL-JPO 二国間会議(2016年) 	-	-
	協力覚書等	<ul style="list-style-type: none"> ●特許審査官のキャパシティビルディング・プログラムを含む JPO-IPOP HL 協力覚書(MOC)(2015年)(新技術に関する特許審査官の交換、スタディビジット、知的財産の商業化、産学官連携の他、執行、代替紛争解決(ADR)、IP 教育、IP データ交換等の他の分野も含む) ●審査官の育成協力等を含む JPO-IPOP HL 協力覚書(2014年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●知的財産の協力関係拡大に関する USPTO-IPOP HL 了解覚書(2015年)(ベストプラクティスの共有、業務改善、特許出願処理の調和を図る)(事務管理、人材育成、特許・商標の審査、知的財産権保護と執行の改善を目的とした研修とキャパシティビルディング・プログラム、IP 情報とベストプラクティスを共有することにより IP 登録プロセス、IP オフィス運営、IP ポリシーと法律、知的財産権の執行を改善、セミナー・円卓会議・ワークショップ・会議を通じてイノベーションと経済成長における IP の重要性を促進) ●USPTO-IPOP HL 二国間協力協定(2011年) ●知的財産権に関する USPTO-IPOP HL 了解覚書(2007年)(特許・商標審査マニュアル及び自動化された特許・商標審査ツールの開発、近代化プロジェクト、審査プラクティス及び知的財産法に関する情報を定期的に交換) 	<ul style="list-style-type: none"> ●EU-フィリピン自由貿易協定(知的財産権の保護と執行を含む)交渉中(2016年~) ●特許システムの開発と拡大を支援する IPOP HL-EPO 協力協定(特許審査、事務手続き、人材育成、自動化、特許データベース、データ交換等)(2015年)
	支援実績(年間)	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成協力(専門家派遣:不明、研修生受入:32人)*2017年度の実績 ●国際審査協力実績(派遣:7人)*2000年4月~2018年3月末日までの累積 	-	-

第2部 本調査研究の内容 A. 概要 2 五庁及びWIPO等からASEAN6への支援施策の概括表

●：公開情報調査により得られた情報、○ヒアリング調査により得られた情報

支援主体			
中国 (CNIPA (旧 SIPO/CTMO))	韓国 (KIPO)	WIPO	その他 (豪州、英国、ERIA 等)
-	●国家知的財産戦略プロジェクト(WIPO)(2017年フィリピン)	●フィリピンの国家知的財産戦略の策定ミッションの初期評価(2017年フィリピン)	-
-	●WIPO 特許法・商標法専門教育課程(2015年)	●政府職員のための知的財産に関する WIPO-WTO 上級コース(2017年スイス)	-
-	●情報化コンサルティング (APEC 事業)(2002年度)	-	-
-	●ゲーム開発者のための第1回著作権ワークショップ(WIPO)(2017年フィリピン) ●第6回韓国-フィリピン著作権ワークショップ2017(2017年フィリピン)	●WIPO-Philippines サマースクール(2018年) ●海外での商標、発明、意匠の保護セミナー(民間人向け)(2018年フィリピン) ○フィリピン国立学術機関のワークショップ(2018年)*海外ヒア(フィリピン/3.2.10) ○アジアにおける女性及び知財商業化に関する地域会議(2018年)*海外ヒア(フィリピン/3.2.10) ●マニラの知的財産研修機関、大学支援プロジェクト(2017年フィリピン) ●司法訓練機関プロジェクト(2017年スイス) ●特許分析 WIPO ナショナルワークショップ(民間人向け)(2017年フィリピン) ●営業秘密とイノベーションに関する WIPO サブリージョナルセミナー(2017年シンガポール) ●知的財産・伝統的知識・伝統的文化表現に関する実践的ワークショップ(2017年フィリピン) ●知財訓練センター設立(2017年フィリピン) ●知的財産権セミナー・ワークショップ(2015年)	<英国-フィリピン> ○英外務省プロスベリティ・ファンド東南アジア経済改革プログラム(2019~2022年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.10)-参考 URL に基づき英国追記 ●UKIPO-IPOPHL 執行・ワークショップ(デジタル犯罪への物理的物品の取扱い)(2016年) <豪州-フィリピン> ●フィリピンの国立学術機関と産業との間のギャップを埋める WIPO-Australia FIT ナショナルプロジェクト(WIPO)(2017年フィリピン)
●SIPO 上級管理職が知財庁長官と会談 (2017年)	-	●TISC ネットワークの展開に関する ASEAN 地域会議・WIPO 地域会議(2017年ミャンマー) ●第12回執行諮問委員会(2017年スイス) ●IPOPHL の診断に関するフォローアップ協議会(2017年フィリピン) ●PCT ワーキンググループ第10回セッション/PCT 技術協力委員会第30回セッション(2017年スイス) ●第21回 ASEAN 知的財産協会年次総会(2017年フィリピン) ●IPOPHL 技術プロジェクト会議(2017年)	<英国-フィリピン> ●UKIPO-IPOPHL 二国間会談(2016年)
●SIPO-IPOPHL 知的財産協力 MOU(2017年、フィリピン)	●KIPO-IPOPHL 包括的知的財産権協力に関する覚書(2017年)	●フィリピンに国家研修 IP センターを設立する WIPO-IPOPHL 協力協定(2017年スイス) ●フィリピンを国際調査機関(ISA)・国際予備審査機関(IPEA)として指定する合意書(2017年スイス) ●フィリピンの国家知的財産戦略に関する WIPO-IPOPHL 了解覚書(2014年)	<豪州-フィリピン> ●IP Australia-IPOPHL の了解覚書(2017年) (知的財産に関する開発、一般教育と知的財産に関する意識向上、知的財産の取組みに関する情報交換) <英国-フィリピン> ●UKIPO-IPOPHL 協力の了解覚書の更新(2016年) ●UKIPO-IPOPHL 協力に関する了解覚書(2015年) <シンガポール-フィリピン> ●IP 商業化の促進と両国のビジネス成長機会の拡大に協力する IPOS-IPOPHL 了解覚書(2017年) 1)業務管理、特許調査・審査、商標審査、人材育成、品質保証、知的財産行政審判手続、知的財産権の創造・保護・執行に関するキャンパシティビルディングと研修活動、2)知的財産教育、イノベーションと創造の促進における知的財産の役割、技術移転、知的財産管理、評価、商業化、3)IP 情報とベストプラクティスの交換。
-	-	-	-

2.6 五庁及びWIPO等からベトナムへの支援施策

項目	支援主体			
	日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EPO, EUIPO (旧 OHIM))	
ベトナム (IP Viet Nam (旧 NOIP))	知的財産制度の整備支	-	-	
	人材育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ○立体トレードドレス及び非伝統的標章の審査に関するワークショップ(専門家派遣)(2018年)*海外ヒア(ベトナム/3.2.10) ○米国の商標登録プロセスに関する審査と公衆への働きかけに関するワークショップ(2015年ベトナム) ○商標局の管理と審査に関するワークショップ(2012年ベトナム) ○IP研修コースへのベトナム職員の招へい(招へい(IP職員)) 	<ul style="list-style-type: none"> ●NOIP 特許審査官研修(EPO 専門家派遣)(2017年ベトナム) ●NOIP 審査官を EPO 海外研修コースへ招へい(招へい)(2017年) 	
	情報化支援	<ul style="list-style-type: none"> ○特許検索及び審査の品質改善のための WIPO-CASE 活用(WIPO)(2017年)*海外ヒア(ベトナム/3.2.10) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特許検索及び審査の品質改善のための WIPO-CASE 活用(WIPO)(2017年)*海外ヒア(ベトナム/3.2.10) 	
	その他の支援(普及啓発、模倣品対策、産学連携、民間向け研修等)	<ul style="list-style-type: none"> ●真贋判定セミナー(JETRO)(2018年、2013年、ベトナム) ●JPO-IPR 研修/知財普及啓発コース/特許専門実務者コース/知財保護法律家コース/商標専門実務者コース/産学連携・技術移転コース/実務者向け模倣品対策コース(短期招へい)(2018年度) ●知的財産権の啓蒙及び取締り強化プロジェクト(JICA)(長期専門家派遣(JPO職員))(2012~2017年) ●21世紀初頭の日本の特許技術の開発動向と商品化セミナー(フォローアップ研修:短期専門家派遣)(2017年度) ●日本の中小企業の知財活用と知財管理サポートに関する調査研究(長期招へい)(2016年度) ●ベトナム知的財産執行関係機関の研修団訪日(2016年) ●大学及び研究機関の知財部門の立上げ等の支援における NOIP の役割に関する調査研究(長期招へい)(2015年度) ●ベトナム知的財産執行強化セミナー(フォローアップ研修:短期専門家派遣)(2015年度) ●知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト(普及啓発)(短期専門家派遣)(2014年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●知的財産権の国境執行における効果的なプラクティスに関するアジア地域ワークショップ(2018年タイ) ●IPR 執行研修(2018年ベトナム) ●執行機関との IPR 円卓会議(2018年ベトナム) ●デジタル分野における知的財産執行(2018年ベトナム) ●国際刑事警察機構-USPTO 地域ワークショップと運営会議(2017年ラオス) ●営業秘密の保護と執行(2017年米国) ●国境執行時の商標判定ワークショップ(2017年ベトナム) ●USPTO 著作権セミナー(2017年米国) (2016年米国) ●ベトナムでの植物品種保護の商業化に関するナショナル・セミナー(2017年ベトナム) ●IP オフィス管理 ASEAN-USPTO ワークショップ(2017年米国) ●国家経済における知的財産集約型産業の役割・ワークショップ(2015年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●欧州貿易政策・投資支援プロジェクト(2014年~2017年)
	会合・イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ●NOIP 副長官と日本国特許技監が会談(2017年) ●NOIP 長官と JPO 長官が会談(2018年、WIPO ハイレベルフォーラム) ●ベトナム国家知的財産執行関係機関の研修団が訪日(2016年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ベトナムの米国大使館の知財責任者が NOIP 局長を表敬訪問(2017年ベトナム) ●ベトナム科学技術省(MOST)の大臣が USPTO の IP 大使と会談(2011年ベトナム) 	<ul style="list-style-type: none"> ●NOIP 長官が EUIPO 長官を訪問・会談(2017年スペイン) ●EPO 長官が NOIP 長官を訪問・会談(2011年ベトナム)
	協力覚書等	<ul style="list-style-type: none"> ●審査の迅速化や品質向上に向けた JPO-NOIP 改訂版 MOC(2018年) ●従来までの協力に加え、審査のワークシェアリング協力等を含む JPO-NOIP 協力覚書(2014年) ●知的財産に関する JPO-NOIP 協力覚書(知的財産権保護の促進を目指した政策に対する助言、審査手続きの簡素化、知的財産管理システムの強化、知的財産の普及支援や人材育成協力)(2012年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●貿易・投資枠組み協定(TIFAs)交渉中 ○二国間協力に関する USPTO-NOIP(現 IP Viet Nam)覚書(2011年)*海外ヒア(ベトナム/3.2.12) ●NOIP と USPTO の間の協力関係が確立(1995年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●EU-ベトナム自由貿易協定(知的財産権の保護と執行を含む)の交渉完了(2015年)批准待ち ●2011~2014年の EPO-NOIP 二国間協力に関する了解覚書(2011年) ●OHIM-NOIP 了解覚書(2010年)
	支援実績(年間)	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成協力(専門家派遣:1人、研修生受入:32人)*2017年度の実績 ●国際審査協力実績(派遣:6人、受入:28人)*2000年4月~2018年3月末日までの累積 	-	-

第2部 本調査研究の内容 A. 概要 2 五庁及びWIPO等からASEAN6への支援施策の概括表

●：公開情報調査により得られた情報、○ヒアリング調査により得られた情報

支援主体			
中国 (CNIPA (旧 SIPO/CTMO))	韓国 (KIPO)	WIPO	その他 (豪州、英国、ERIA 等)
-	-	●ベトナムの国家知的財産戦略の策定(2017年ベトナム) ○ベトナムの国家知的財産戦略の策定(2018～2020年、2021～2025年、2026～2030年の3段階で実施)*海外ヒア調査(VN/3.2.10) ○ハーグ協定への加盟支援(専門家派遣)(招へい)(2016年以降)*海外ヒア調査(VN/3.2.10)	-
○中国の知的財産法の修士プログラム(2017～2018年)*海外ヒア(ベトナム/3.2.10) ●知的財産の管理と商業化に関するアジア諸国向け WIPO-SIPO 研修コース(IP 職員向け)(WIPO)(2017年中国)	○知財全般の管理(専門家派遣)(2018年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.10) ○能力別学習管理のための特許審査官訓練ツールの地域ワークショップ(WIPO)(2018年)*海外ヒア(VN/3.2.10) ●ベトナム特許審査官研修(専門家派遣)(2017年) ●NOIP 職員のキャパシティビルディング及び IP 商業化研修(専門家派遣)(招へい)(2016年) ●ベトナム特許講師派遣課程(専門家派遣)(2015年)	●ベトナムのワークフロー最適化プロジェクト(2018年ベトナム) ●商標に関する WIPO-INPI-OMPIC 研修コース(2017年モロッコ) ●NOIP 審査実務研修(専門家派遣)(オンライン)(2016年ベトナム) ●NOIP 職員1名が WIPO での長期インターンシッププログラムに参加(招へい)(2015年)	<英国-ベトナム> ●NOIP 職員のキャパシティビルディング及び IP 商業化研修(専門家派遣)(招へい)(2016年)
-	○特許検索及び審査の品質改善のための WIPO-CASE 活用(WIPO)(2017年)*海外ヒア調査(ベトナム/3.2.10) ○知的財産管理自動化システムの改善(専門家派遣(招へい)(2021～2022年)*海外ヒア(ベトナム/3.2.10) ●情報化コンサルティング(APEC 事業)(2002年度)	●BRIP(Building Respect for IP Division)データベースプロジェクト(2017年スイス) ●NOIP の技術支援ミッション(IPAS 技術情報提供等)(2017年ベトナム) ○知的財産出願の管理を向上させるための新システム WIPO IPAS の開発(専門家派遣)(2018～2020年)*海外ヒア(ベトナム/3.2.10)	-
-	●ゲーム開発者のための第1回著作権ワークショップ(WIPO)(2017年フィリピン) ●模倣品識別セミナー(2016年ベトナム)	○知的財産環境整備(EIE)プロジェクト(民間人向け)(2018～2022年)*海外ヒア調査(ベトナム/3.2.10) ○イノベーション主導型の持続的発展に関するセミナー(民間人向け)(2017年ベトナム)*海外ヒア(ベトナム/3.2.10) ●海外での商標、発明、意匠の保護に関するセミナー(民間人向け)(2017年ベトナム) ●営業秘密とイノベーションに関する WIPO サブリージョナルセミナー(2017年シンガポール)	<英国-ベトナム> ○英外務省プロスペリティ・ファンド東南アジア経済改革プログラム(2019～2022年)*海外ヒア(インドネシア/3.2.10) ●二国間協力活動を実施(2017年) <豪州-ベトナム> ●成功する技術ライセンシングに関する WIPO-Australia FIT ナショナルワークショップ(WIPO)(2017年ベトナム)
●SIPO 副長官 Liao Tao 氏が訪問(2017年)	●韓国-ベトナム定期長官会合(2015年～) ●KIPO 長官が NOIP 長官を訪問・長官会談(2018年) (PPH 実施、ベトナムの特許行政情報化システムの改善事業を支援、「韓国-ベトナム IP 保護協議会」をスタート等に合意)	●WIPO 局長が NOIP を公式訪問(2017年ベトナム) ●TISC ネットワークの展開に関する ASEAN 地域会議・WIPO 地域会議(2017年ミャンマー) ●第12回執行諮問委員会(2017年スイス) ●第53回 AWGIPG 会議+協議会(2017年ベトナム) ●アジアの IP 講師と研究者のための WIPO-WTO 会議(2017年シンガポール) ●NOIP とのプロジェクト会議(2017年ベトナム)	-
●知的財産協力 MOU(2017年) (国家知的財産戦略の策定、知的財産の法律・政策の策定と実施、知的財産の審査と登録に関する協力と経験共有の強化、研修と人材育成 情報技術アプリケーションの開発における情報と経験の交換、知的財産に関する国民の意識向上等)	●韓国-ベトナム間の知的財産権協力と保護に関する覚書(KIPO、NOIP、市場管理総局、密輸防止局)(2018年) (知的財産権の保護や執行強化、戦略的知財権行政、PPH、知的財産管理の自動化システム改善) ●商標保護、中小企業 IP 支援政策等に対する協力計画(2016年) ●韓国-ベトナム自由貿易協定(2015年12月20日発効) (有名商標の保護強化、特許公知例外要件の緩和及び優先審査制度導入への取組みを開始)	●WIPO-NOIP 協力合意文書(2018年以降署名予定) ○WIPO-IPAS システムに関する WIPO-IP Viet Nam 協力協定(2018年)*海外ヒア(ベトナム/3.2.12) ●ベトナムの知的財産国家戦略の構築協力に関する WIPO-MOST 覚書(2017年)	<英国-ベトナム> ●UKIPO-NOIP 協力合意文書(2018年以降署名予定) <シンガポール-ベトナム> ●IP 商業化・特許ワークシェアリング・IP 研修の分野の協力強化のための IPOS-NOIP 新実施作業計画(2017年) ●IPOS-NOIP 協力覚書(2016～2017年) ●IPOS-NOIP 協力関係強化に関する覚書(2014～2015年) <豪州-ベトナム> ○知的財産協力の覚書(1995年)*海外ヒア調査(ベトナム/3.2.12)
-	-	-	-

2.7 五庁及びWIPO等からマレーシアへの支援施策

項目		支援主体		
		日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EPO,EUIPO(旧OHIM))
マレーシア (MyIPO)	知的財産制度の整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ●JPO-IPR 研修/ハーク加盟支援コース(招へい)(2018年度) ●審査基準策定支援(専門家派遣) 	-	-
	人材育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ●審査実務指導(特許審査官派遣)(2018年以降) ●JPO-IPR 研修/IP トレーナーズコース/特許審査マネジメントコース/マレーシアマドプロ商標実務審査コース/商標専門実務者コース(短期招へい)(2018年度) ●人材育成協力(WIPO Japan FIT 及び JICA)(専門家派遣(JPO職員))(2017年度)(2016年度) ●若手審査官の審査実務指導(2017年度) ●審査官育成支援(特許審査官派遣)(2016年度) ●JPO 特許部門を参考にした MyIPO 特許部門の知財協力強化のための調査研究(長期招へい)(2016年度) ●マレーシアにおける商標異議申立て手続きの課題と日本の経験からの提言(長期招へい)(2015年度) ●特許実務指導(化学分野)(特許審査官派遣)(2015年度) ●特許実務指導(バイオテクノロジー・ナノテクノロジー分野)(特許審査官派遣)(2014年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●GIPA マドリッドプロトコルの実施と管理ワークショップ(2018年) 	-
	情報化支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ワークショップ促進のための WIPO-CASE ナショナルワークショップ(WIPO Japan FIT)(2018年度)(2014年度) ●方式審査自動化支援(専門家派遣) 	-	-
	その他の支援(普及啓発、模倣品対策、産学連携、民間向け研修等)	<ul style="list-style-type: none"> ●大学・研究機関向け知財活用環境整備に関するリージョナル学会(WIPO Japan FIT)(2018年度、大阪) ●JPO-IPR 研修/知財普及啓発コース/特許専門実務者コース/知財保護法律家コース/商標専門実務者コース/産学連携・技術移転コース/実務者向け模倣品対策コース(短期招へい)(2018年度) ●真贋判定セミナー(JETRO)(2017年マレーシア) ●知的財産資産の管理セミナー(フォローアップ研修:短期専門家派遣)(2015年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●知的財産権の国境執行における効果的なプラクティスに関するアジア地域ワークショップ(2018年タイ) ●APEC 地域の植物品種の商品化機会/課題ワークショップ(2017年) 	-
	会合・イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ●MyIPO 長官と JPO 長官が会談(2017年) ●MyIPO の訪問団を JPO へ受入れ(2016年度) 	●マレーシアの知的財産協力員が USCO を訪問(2011年米国)	-
	協力覚書等	<ul style="list-style-type: none"> ●実務審査能力の強化や方式審査自動化支援等を含む JPO-MyIPO 協力覚書(2015年) ●修正実務審査制度(MSE)申請手続簡素化に係る JPO-MyIPO 覚書(2007年) 	-	<ul style="list-style-type: none"> ●EU-マレーシア・パートナーシップ協力協定(2016年) ●EU-マレーシア自由貿易協定(知的財産権の保護と執行を含む)交渉保留(2010年交渉開始後に保留)
	支援実績(年間)	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成協力(専門家派遣:1人、研修生受入:30人) *2017年度の実績 ●国際審査協力実績(派遣:1人、中長期派遣:4人) *2000年4月~2018年3月末日までの累積 	-	-

第2部 本調査研究の内容 A. 概要 2 五庁及びWIPO等からASEAN6への支援施策の概括表

●：公開情報調査により得られた情報、○：ヒアリング調査により得られた情報

支援主体			
中国 (CNIPA (旧 SIPO/CTMO))	韓国 (KIPO)	WIPO	その他 (豪州、英国、ERIA 等)
-	-	<ul style="list-style-type: none"> ●マドリッドシステムの法整備に関する第15回ワーキンググループ(2017年スイス) ●国家知的財産政策の策定に伴う課題、選択肢、ステップを検討する15加盟国グループのためのセミナー(2017年スリランカ) 	-
<ul style="list-style-type: none"> ●知的財産の管理と商業化に関するアジア諸国向け WIPO-SIPO 研修コース(IP職員向け)(WIPO)(2017年中国) 	-	<ul style="list-style-type: none"> ●政府職員のための知的財産に関する WIPO-WTO 上級コース(2017年、スイス) 	-
-	-	-	-
-	<ul style="list-style-type: none"> ●ゲーム開発者のための第1回著作権ワークショップ(WIPO)(2017年フィリピン) 	<ul style="list-style-type: none"> ●特許分析に関する WIPO ナショナルワークショップ(民間人向け)(2017年マレーシア) ●営業秘密とイノベーションに関する WIPO サブリージョナルセミナー(2017年シンガポール) ●効果的なイノベーション支援サービスのためのナショナル特許ドラフティングコース(民間人向け)(2017年マレーシア) ●2つのIPカリキュラムの設計と2つのIPコースの構築の支援(民間人向けMyIPOアカデミーの支援)(2017年マレーシア) 	<p><英国-マレーシア> ○英外務省プロスベリティ・ファンド東南アジア経済改革プログラム(2019~2022年)*海外ヒア(インドネシア/B.2.10)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●SIPO 上級管理職が知財庁長官と会談(2017年) ●ハイレベル会談(2016, 2015年) 	-	<ul style="list-style-type: none"> ●TISC ネットワークの展開に関する ASEAN 地域会議・WIPO 地域会議(2017年ミャンマー) ●アジアのIP講師と研究者のためのWIPO-WTO 会議(2017年シンガポール) 	-
<ul style="list-style-type: none"> ●二国間の正式な知的財産協力関係を確立(2015年) 	-	-	-
-	-	-	-

B. インドネシア

1 公開情報調査

1.1 インドネシアの知的財産制度及び運用の概要

1.1.1 法律等

インドネシアでは、特許、簡易特許、意匠及び商標について法律及び規則が制定されている。公開されている法律及び規則等は、すべてインドネシア語のみである³¹。

特許法の直近の改正は、2016年改正法律第13号により改正された、インドネシア特許法³²（以下、本章において特許法と表記する。）であり、規則については、様々なトピックに関してそれぞれ制定されている³³。

意匠法は、2000年法律第31号の改正意匠法³⁴が最新となっている。規則は、2005年第1号³⁵が最新である。

商標法の直近の改正は、2016年法律第20号³⁶により改正された改正商標法（以下、本章において商標法と表記する。）であり、商標規則³⁷は2016年第67号規則などがある。個別のトピック別に発行されている³⁸。

³¹ DGIP ウェブサイト上では特許法等の法律、規則等が法域ごとに公開されているが、いずれもインドネシア語のみである。なお、インドネシアの法務・人権省 (Direktorat Jenderal Peraturan Perundang-undangan) では、2016年頃から法律等の英訳 (official translation) プロジェクトが行われており、2019年1月現在で53の主な法律や規則が英語に翻訳され、公開されている (URL: <http://ditjenpp.kemendikham.go.id/kegiatan-umum/3155-official-translate.html>)。このうち、知的財産法関連では、2014年著作権法、2016年商標法及び2016年特許法の英訳版がある。URL: <http://ditjenpp.kemendikham.go.id/component/content/article/276-uncategorised/penerjemah/3271-terjemahan-peraturan-perundang-undangan.html> [最終アクセス日: 2019年1月28日]

³² 「Law Number 13 of 2016 on Patent」(2016)(インドネシア語) DGIP ウェブサイト URL: http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/uu_pp1/UU-nomor-13-tahun-2016-tentang-paten.pdf [最終アクセス日: 2019年1月21日]

³³ 「Laws and Regulations on Patent」 DGIP ウェブサイト URL: <http://en.dgip.go.id/peraturan-perundang-undangan-terkait-paten> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

³⁴ 「Law Number 31 Year 2000 on Industrial Design」(2000)(インドネシア語) URL: http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/desain_industri/uu_no_31_th_2000.pdf [最終アクセス日: 2019年1月24日]

³⁵ 「Regulation of the Government of the Republic of Indonesia Number 1 Year 2005 on the Implementation of Law Number 31 Year 2000 on Industrial Design enacted on January 5, 2005.」 DGIP ウェブサイト内 URL: http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/desain_industri/ppdi_1_2005.pdf [最終アクセス日: 2019年1月24日]

³⁶ 「Law No. 20 of 2016 on Trademark」(2016)(インドネシア語) DGIP ウェブサイト内 URL: http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/merek/uu_pp/UU%20no%2020%20tahun%202016%20tentang%20Merek1.pdf [最終アクセス日: 2019年1月24日] / 英語版: 「LAW OF THE REPUBLIC OF INDONESIA NUMBER 20 OF 2016 ON MARKS AND GEOGRAPHICAL INDICATIONS BY THE BLESSINGS OF ALMIGHTY GOD PRESIDENT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA」 Ministry of Justice and Human Rights Republic of Indonesia Directorate General of Laws and Regulations URL: <http://ditjenpp.kemendikham.go.id/arsip/terjemahan/38.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

³⁷ 「Regulation of the Minister of Law and Human Rights of the Republic of Indonesia No. 67 of 2016 on Trademark Registration」(2016)(インドネシア語) DGIP ウェブサイト内 URL: http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/merek/uu_pp/PermenkumhamRI%20No.%2067%20Tahun%202016%20Tentang%20Pendaftaran%20Merek.pdf [最終アクセス日: 2019年1月24日]

³⁸ 「Laws and Regulations related to Trademark」 DGIP ウェブサイト内 URL: <http://en.dgip.go.id/peraturan-perundang-undangan-terkait-merek> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

1.1.2 基本的な条約加盟状況

インドネシアでは、パリ条約、TRIPs 協定、PCT 条約及びマドリッド協定議定書に既に加盟済みである。ハーグ協定のジュネーブ改正協定、特許法条約（PLT）及びシンガポール条約へは未加盟である。

1.1.3 法改正の情報

2016年8月28日に新しい特許法が施行された。本法改正では広範な改正がなされている。大きなトピックとしては、①年金支払の改正、②コンピュータ関連発明に特許適格性が認められるようになった、③第二用途/医薬用途クレームの禁止、④電子出願を可能とし、応答期間が3か月に短縮、⑤付与後異議の創設、⑥権利化後3か月以内であればの誤記の訂正が認められる、といったものがある。

1.1.4 特許制度の概要

(1) 手続の流れ

出願後、方式審査を経て（特許法第25条）、要件を満たす場合、出願日から18月経過後に出願が公開される（特許法第46条(2)）。この出願公開は、公開された日から6月間行われ（特許法第48条(1)）、その期間が異議申立期間となる（特許法第49条）。実体審査請求は、出願日から36月以内に行う必要があり（特許法第51条(2)）、公開期間経過後に実体審査が行われる（特許法第51条(5)(6)）。要件を満たし、出願人が手数料を納付すると特許が付与される（特許法第58条）。

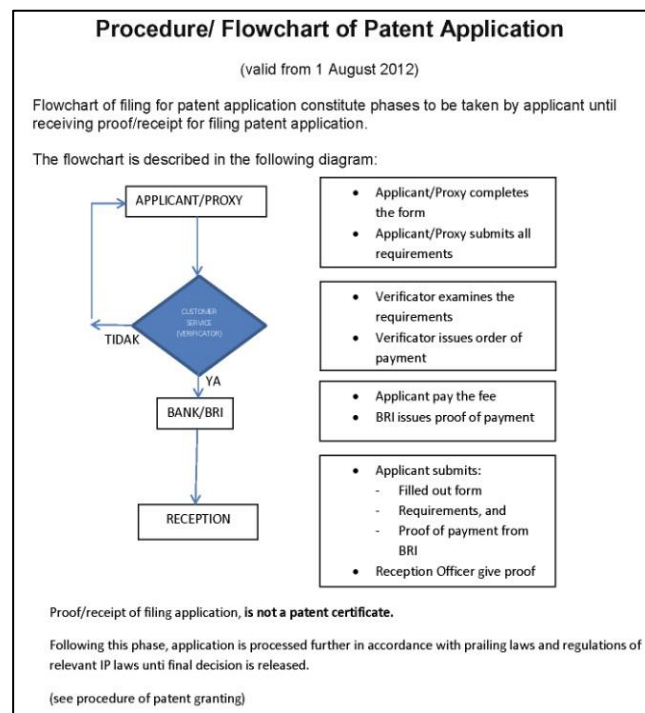


図1 登録までの手続の流れ³⁹

³⁹ 「Procedure/ Flowchart of Patent Application」 DGIP ウェブサイト内 URL: <http://en.dgip.go.id/prosedur-diagram-alir-permohonan-paten> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

(2) 定義等

特許法では、特許及び発明について、下記のように定義されている（特許法第1条）。

<p>第1条⁴⁰ 本法では次のように定義する。</p> <p>(1) 特許とは、技術分野における発明の成果に対して国が一定期間発明者に与える排他的権利であって、当該発明を自ら実施し又は他人に対してその承認を与えるためのものである。</p> <p>(2) 発明とは、技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び改善の形を取る。 (略)</p>

(3) コンピュータープログラムの取扱い

特許法第4条(d)で発明に該当しないものとして、「コンピュータープログラムのみを内容とする規則及び方法」が挙げられているが、逐条解説部分によると、「技術的且つ機能的効果を有する」ものであれば特許が付与されうると記載されている。

加えて、特許を受けることができない発明が特許法第9条に規定されているが、ここではコンピュータープログラムは含まれていない。

<p>第4条 発明には以下のものを含まない：</p> <p>(a) 審美的創作；</p> <p>(b) 図式；</p> <p>(c) 以下の活動を行うための規則及び方法：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 精神活動に関わるもの； 2. 遊戯；及び 3. ビジネス <p>(d) コンピュータープログラムのみを内容とする規則及び方法；</p> <p>(e) 特定の情報についての発表、及び；</p> <p>(f) 以下の発見：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既存の及び／又は既知の製品の新規用法；及び／又は 2. 既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの
<p>第9条 次の発明は特許を受けることができない：</p> <p>(a) その公表、使用又は実施が、法規、宗教、公共の秩序又は道徳に反する方法又は物；</p> <p>(b) 人及び／又は動物に対する検査、看護、治療及び／又は手術の方法；</p>

⁴⁰ JETRO「インドネシア特許法 2016年法律第13号改正」JETROバンコクウェブサイト URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf [最終アクセス日: 2019年1月24日] から引用している。以下、B.1.1.4章において、特に示した場合を除き、インドネシア特許法の日本語訳は同様である。

- (c) 科学及び数学の分野における理論及び方法；
- (d) 微生物を除く生物；又は
- (e) 植物又は動物の生産に必須の生物学的方法。ただし、非生物学的方法又は微生物学的方法を除く

<逐条解説⁴¹>

第4条(d)

「コンピュータープログラムのみを内容とする規則及び方法」とは、技術効果、問題処理の性質を有さないプログラムのみを内容とするコンピュータープログラムであるが、性質上問題処理のための有形無形の技術的且つ機能的効果を有するコンピュータープログラムであれば、特許を付与されうる発明をなす。

・特許が付与されうる発明の例：

- (1) アルゴリズム（演算手法）とは、ある関数を計算するために、既に定義された複数の指示の一連の連なりとして表現される有効な手法をいう。最初に初期条件（恐らくは零）を入力し、この複数の指示が実行された場合、一演算を説明し、実効的に定義され限定された順を追った条件の合計を経て計算され、最後に結果を出力し、最終条件で終了する。以後の一つの条件から次の条件への移行は確定的なものである必要はなく；乱択アルゴリズムとして知られる幾つかのアルゴリズムは乱数入力を用いる。
- (2) 解読されないように乱数化するための暗号化及び暗号解読の方法による暗号化情報

(4) 新規性

出願に係る発明の出願日又は優先日において、それ以前に公表された技術と同一でない場合、その発明は新規性を有するとみなされる（特許法第5条(1)(2)）。この「公表」は、インドネシアの国内及び国外において、書面、口頭又は展示、使用又はその他の方法で実施可能な態様で公表されていることを意味する（特許法第5条(2)）。

第5条

- (1) 発明は、出願日において当該発明が前に公表された技術と同一でないとき、第3条(1)項における新規性を有するとみなされる。
- (2) (1)項における前に公表された技術とは、以下に掲げる日より前に、インドネシア国内又はインドネシア国外において書面、口頭又は展示、使用又はその他の方法で専門家が当該発明を実施できるように公表されている技術である。
 - (a) 出願日；又は
 - (b) 優先権を伴う出願の場合は優先日
- (3) (1)項における前に公表された技術には、インドネシアにおいて申請された他の出願であって、当該審査中の出願の出願日又はそれ以後に公開されるが、審査中であってその出願日が出願日又は優先日よりも前の出願の書類を含む。
 - (a) 当該事項が当該他の特許出願に、出願時にも、公開時にも、含まれていたこと、

⁴¹ この逐条解説は、特許法に付属しているものである。

及び

(b) 当該事項の優先日が当該発明の優先日よりも早いこと

(5) 新規性喪失の例外規定について

新規性喪失の例外が認められている（特許法第6条(1)）。出願日前の6月の間に展示会等で展示、発明者により実施又は学術的な会合等で公表された場合、その発明は、それらによって公表されたとはみなされない（特許法第5条(1)）。加えて、守秘義務に反するような方法で他者により公表された場合も、その公表が出願日前12月以内であれば、公表されなかったものとみなされる（特許法第5条(2)）。

第6条

(1) 第5条(2)項に規定される場合を除き、特許出願の出願日の前6か月以内になされた次の発明は、前に公表されたとはみなされない。

(a) その発明が、インドネシア国内又は国外において、公の展示会又は公と認められた展示会において展示された場合

(b) その発明が、研究及び開発目的のための試験の範囲内で、その発明者によりインドネシア国内又は国外において実施された場合；及び又は

(c) 発明者により以下の場で公表された場合

1. 実験及び／又は学位論文審査、論文、博士論文若しくはその他学術的研究の形態の学術会議；及び／又は

2. その他の学会における教育機関又は研究機関における調査結果発表の範囲のその他の学術フォーラム

(2) 出願日の前12か月以内に当該発明の守秘義務に違反する方法で他者が当該発明を公表した場合も、発明は前に公表されたものとはみなされない。

(6) 審査請求

実体審査請求は、出願日から36月以内に手数料を納付して行わなければならない（特許法第51条(1)(2)）。

第51条

(1) 実体審査の請求は、手数料を納付して大臣に対して書面で行われる。

(2) (1)項における実体審査請求は、出願日から36か月以内に行われる。

(3) (1)項における期間内に実体審査請求が行われなかった場合又はそのための手数料が支払われなかった場合、出願は取下げられたものとみなされる。

(4) 大臣は(2)項における出願が取下げられたとみなされた旨を、出願人又は代理人に対して書面で通知する。

(5) (1)項における実体審査請求が第48条(1)項における公開期間満了前になされた場合、実体審査は公開期間満了後に行われる。

(6) (1)項における実体審査請求が第48条(1)項における公開期間満了後になされた場合、実体審査は当該実体審査請求の出願日より後に行われる。（後略）

(7) 早期審査制度

インドネシアでは、ASPEC 及び PPH を利用することができる⁴²。また、外国で既に登録となったクレームがある場合、出願人は、登録済みのクレームに合わせた補正すると共に、対応する登録済み外国出願の書面を提出することで、審査官は、これらの登録済みの出願の審査結果を利用して審査を行うことができ、通常よりも早期に審査結果を得ることができる⁴³。

(8) 誤訳の訂正について

誤訳の訂正は、登録前及び登録後のいずれも行うことができる（特許法第 39 条、同法第 69 条）。登録前は補正として行うことができ、クレームや明細書の補正は、原出願の発明の範囲を拡大しない範囲で行うことができる（特許法第 39 条(2)）。

登録後の誤訳の訂正をするには、審判を請求する必要がある（特許法第 69 条）。この審判を請求できる期間は特許付与通知の送付の日から 3 か月以内である（特許法第 69 条(1)）。また、訂正の目的も制限されている（特許法第 69 条(4)）。

第 39 条

(1) 出願は、以下の場合補正することができる：

- (a) 第 25 条(1)項(b)号、(e)号及び／又は(f)号に規定する出願データ；及び／又は
- (b) 第 25 条(2)項(a)号から(e)号に規定する出願データ

(2) 第 25 条(2)項(b)号及び(c)号における発明の明細書及び／又は特許請求の範囲の補正は、その補正が原出願で申請された発明の範囲を拡大しないという条件で行うことができる。

(後略)

第 69 条

(1) 特許付与後の明細書、特許請求の範囲及び／又は図面の訂正に対する審判の請求は、特許付与通知書の送付の日から 3 か月以内に行われる。

(2) 出願人又はその代理人が(1)項の期間経過後に審判の請求をした場合、出願人は再度審判請求をすることができない。

(3) 審判委員会は、審判請求が受理された日から 1 か月以内に特許付与後の明細書、特許請求の範囲及び又は図面の訂正に対する審判の請求の審理を開始する。

(4) (1)項における訂正は、以下の事項に限られる：

- (a) 特許請求の範囲の限縮；
- (b) 明細書の翻訳における誤りの訂正；及び／又は
- (c) 不明瞭又は曖昧な明細書の内容の明確化

(5) (4)項の訂正は、最初の出願の発明の保護範囲より広い保護範囲を導くものではない。
(後略)

⁴² 「ASEAN Patent Examination Co-operation & PPH」 DGIP ウェブサイト内 URL: <http://en.dgip.go.id/asean-patent-examination-co-operation-pph> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁴³ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

(9) 存続期間

特許権の存続期間は出願日から20年である(特許法第22条)。

第22条

- (1) 特許は出願日から起算して20年間付与される。
- (2) (1)項に規定される期間は延長できない。
- (3) 特許期間の開始日と満了日は、電子媒体及び／又は非電子媒体により記録され公告される。

(10) 第二医薬用途発明について

インドネシアでは、第二医薬用途の発明は、特許を受けることができない(特許法第4条(f)1)。特許法第4条において、特許を受けることができない発明として、「既存の及び／又は既知の製品の新規用法」が挙げられている(B.1.1.4(3)参照)。

(11) 異議申立て

付与前異議制度がある(特許法第49条)。出願公開は、出願公開の日から6か月間行われ(特許法第48条)、その期間が異議申立期間となる(特許法第49条(2))。異議申立ては何人もすることができ、請求先は大臣となっている(特許法第49条(1))。

第48条

- (1) 公開は出願公開の日から6か月間行われる。
(略)

第49条

- (1) 何人も大臣に対し書面により理由を付して、公開された出願に対して意見及び／又は異議の申立てをすることができる。
- (2) (1)項における意見及び／又は異議は、大臣により公開期間内に受理されなければならない。

(12) 無効審判その他付与後における第三者の請求による権利消滅手段

いわゆる無効審判制度はないが、取消の制度がある（特許法第130条）。

登録官は、所定の理由に該当する場合、申請に基づいて登録を取り消すことができることが規定されている（特許法第130条）。取消は、特許権者の請求によるものや、裁判所又は特許審判委員会により決定された場合等があり、請求理由によって請求先が異なる。裁判所が取消を決定する場合、第三者が取消を請求することができ（特許法第132条(1)(2)）、請求先は商務裁判所となる（特許法第132条(2)）。

第130条

特許は以下の理由により全部又は一部が取消される：

- (a) 特許権者による取消請求が大臣により認容された場合；
- (b) 裁判所が既に有効とされる特許を取消すと決定した場合；
- (c) 特許審判委員会決定により特許の取消が表明された場合；又は
- (d) 特許権者が年金の納付義務を履行しない場合

第132条

(1) 第130条(b)号の裁判所決定に基づく特許の取消は、以下の場合になされる：

- (a) 特許が第3条、第4条及び第9条の規定により付与されるべきでない場合；
- (b) 特許が遺伝子資源及び／又は伝統的知識を起源とするものであって、第26条の規定を満たさない場合；
- (c) 当該特許が同一の発明に対して既に他者に与えられた別の特許と同一である場合；
- (d) 強制実施権の付与が、当該強制実施権付与の日又は複数の強制実施権が付与された場合には最初の強制実施権付与の日から2年以内に、公衆の利益を損なう形態及び方法による特許の実施の継続を阻止することができない場合；又は
- (e) 特許権者が第20条の規定に違反する場合

(2) (1)項(a)号及び(b)号の理由による取消訴訟は、第三者により特許権者に対し商務裁判所を通して提起することができる。

(3) (1)項(c)号の理由による取消訴訟は、特許権者又は実施権者により、当該特許と同じ特許が取り消されるように商務裁判所に提起することができる。

(4) (1)項(d)号及び(e)号の理由による取消訴訟は、検察官又は国益を代表する者が特許権者又は実施権者に対し商務裁判所に提起することができる。

1.1.5 簡易特許制度の概要

(1) 要件等

簡易特許は、新規性を有する発明であり、進歩性(特許法第7条)は求められていない。

第3条

(略)

(2) 第2条(b)号における簡易特許は、新規の各発明であって、既存の物又は方法の発展であり、且つ産業上利用できる発明に対して与えられる。

(2) 手続等

特に規定された事項を除き、その他の要件等は特許法の規定が適用される(特許法第121条)。

特許の手続と異なる点は、実体審査請求と、出願の公開である。実体審査請求は、手数料の納付とともに、出願と同時に又は出願日から6月以内にする必要がある(特許法第122条(2))、出願の公開は出願日から3月経過後、7日間以内に行われる(特許法第123条(1))と規定されている。

第121条

第3条(1)項、第7条及び本章で定められた事項を除き、本法において定められた特許に関する他の規定はすべて簡易特許に対して準用される。

第122条

- (1) 簡易特許は、一つの発明に対してのみ付与される。
- (2) 簡易特許の実体審査請求は、簡易特許の出願と同時に又は出願日から6か月以内に手数料の支払を伴って行うことができる。
- (3) (2)項における期間内に簡易特許の実体審査請求が行われない場合又はそのための手数料が支払われない場合、簡易特許の出願は取下げられたとみなされる。

第123条

- (1) 簡易特許の出願の公開は簡易特許出願の出願日より3か月経過後7日以内に行われる。
- (2) (1)項の公開は、簡易特許出願公開の日から2か月間行われる。
- (3) 簡易特許の出願の実体審査は、(2)項の公開期間満了後に行われる。

(3) 存続期間

存続期間は、出願日から10年であり、延長することはできない(特許法第23条(1)(2))。

(4) 無効審判その他付与後における第三者の請求による権利消滅手段

登録の取消については、特許と同様である(特許法第121条)。

1.1.6 意匠制度の概要

(1) 手続の流れ

出願後、方式要件を満たす場合、出願日から3月以内に公開される(意匠法第25条(1))。公開日から3か月間が異議申立て期間として設定されており、その公開期間内に異議申立てがあった場合、実体審査が行われ(意匠法第26条(5))、異議申立てがなかった場合はそのまま登録となる(意匠法第29条)。

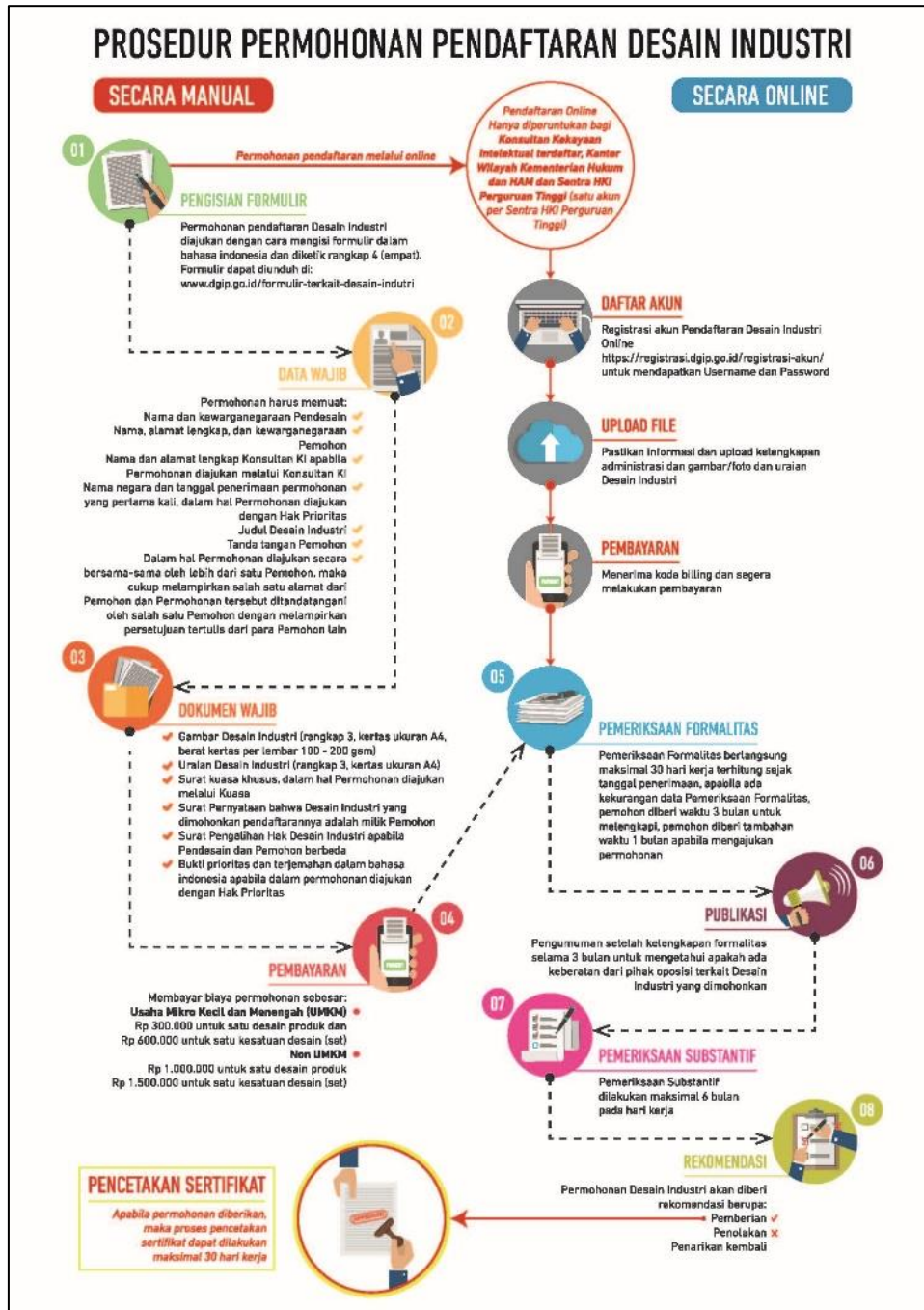


図2 参考：意匠の主な手続のフロー⁴⁴

⁴⁴ 「Prosedur/Diagram Alir Desain Industri」 DGIP ウェブサイト内、URL: <http://www.dgip.go.id/prosedur-diagram-alir-desain-industri> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

(2) 定義等

意匠とは、条文上以下のように定義されている（意匠法第1条(1)）。

第1条⁴⁵

本法において、

- (1) 工業意匠（以下「意匠」という。）とは、形状、輪郭又は立体若しくは平面形状における線又は色彩からなる構図若しくは線及び色彩又はそれらの組合せに関する創作であつて、美的価値を有し、立体又は平面図形に実現可能で、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるものである。

意匠法第4条では、登録できない場合が規定されており、現行法規や公共の秩序、宗教又は道徳に反する場合が挙げられている。

第4条

意匠が現行の法規、公共の秩序、宗教又は道徳に違反する場合は、意匠権は与えられない。

(3) 新規性

意匠権は、新規な意匠について与えられ、出願日又は優先日前にインドネシア国内外で公表された意匠と同一でない意匠が新規であるとみなされる（意匠法第2条(1)(2)(3)）。

第2条

- (1) 意匠権は、新規な意匠に対して与えられる。
- (2) 意匠は、出願日において事前に公表された意匠と同一でない場合は、新規であるものとみなされる。
- (3) (2)の規定における事前の公表とは、次の日以前、インドネシアの国内又は国外で公開又は使用されたことを意味する。
 - (a) 出願日、又は
 - (b) 出願が優先権を伴う場合は、優先日

(4) 新規性喪失の例外について

新規性喪失の例外規定がある。出願日前6月以内のインドネシア国内外での博覧会等での展示、教育や研究開発目的で創作者が試験的に国内で使用した場合は、その行為により公開されたとはみなされない（意匠法第3条）。

⁴⁵ 「インドネシア 意匠法 2000年12月20日法律第31号制定2001年6月14日施行」JPOウェブサイト内URL: <http://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/indonesia-ishou.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日] 以下、B.1.1.6章において、特に表記のない限りインドネシア意匠法の日本語訳は同様である。

第3条

意匠は、その出願日前6月以内に次の項目に該当する場合は、公開されたものとはみなされない。

- (a) インドネシア国内又は国外における公の又は公とみなされる国内又は国際博覧会において展示される場合、又は
- (b) 教育、研究、開発の目的で創作者によって試験的に国内で使用された場合

(5) 部分意匠制度

インドネシアでは、部分意匠は保護される。部分意匠は日本と同様に保護を受けようとする部分を実線で示し、その他を点線で示して、点線／実線の意味を簡単に説明すればよい（意匠規則6(1)(g) ⁴⁶。

<Peraturan Pemerintah Republik Indonesia nomor 1 Tahun 2005 tentang Pelaksanaan Undang-Undang Nomor 31 Tahun 2000 Tentang Desain Industri⁴⁷>
Pasal 6

(1) Gambar atau foto sebagaimana dimaksud dalam Pasal 5 ayat (1) huruf a adalah sebagai berikut:

g. gambar Desain Industri dapat dibuat dengan garis putus-putus, apabila bagian yang dibuat garis putus-putus tersebut tidak dimintakan perlindungan, sebaliknya pada bagian gambar yang dimintakan perlindungan dibuat dengan garis tebal tidak putusputus; dan

<工業意匠に関する2000年法律第31号の施行に関する2005年インドネシア共和国政府規則第1号> (一部抜粋)

第6条

(1) 第5条1項a号に定める図面又は写真とは以下に定めるものである:

- g. 破線で作成された部分が保護を求めない場合、工業意匠図面を破線で作成することができる。他方、保護を求める図面の部分は切れ目のない太線で作成する。

(6) 関連意匠制度

日本のような関連意匠制度はない。ただし、単一性の要件を満たし、同一の分類の属する場合、一つの出願で複数の意匠を出願することができる（意匠法第13条）。

第13条

1の出願で提出できるのは、次の意匠である。

- (a) 1の意匠
- (b) 複数の意匠であって、意匠の単一性を有するか同一の分類に属するもの

⁴⁶ 海外現地ヒアリング調査の結果による。

⁴⁷ 「Regulation of the Government of the Republic of Indonesia Number 1 Year 2005 on the Implementation of Law Number 31 Year 2000 on Industrial Design enacted on January 5, 2005.」 DGIP ウェブサイト内 URL: http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/desain_industri/ppdi_1_2005.pdf [最終アクセス日: 2019年1月25日]

(7) 秘密意匠制度

インドネシアでは、方式要件等の所定の要件を満たす場合、出願日から3月以内に公開される（意匠法第25条(1)）。ただし、出願人は、出願日又は優先日から12月を超えない範囲でこの公開の延期を請求することができる（意匠法第25条(4)(5)）。

第25条

(1) 第4条及び第11条に規定する要件を満たす出願は、総局により、簡単かつ明瞭に公衆が閲覧できるように、専用の媒体を用いて、出願日から3月以内に公開される。

(中略)

(4) 出願時に出願人は書面により公開の延期を請求することができる。

(5) (4)に規定する公開の延期は、出願日又は優先日から12月を超えることができない。

(8) 存続期間

存続期間は、出願日から10年である（意匠法第5条(1)）。

第5条

(1) 意匠の保護は、出願日から10年間与えられる。

(2) (1)の規定における保護の開始日は、意匠一般登録簿に記録され、意匠公報により公開される。

(9) 異議申立て

出願の公開日から3月以内に、何人も異議申立てをすることができる（意匠法第26条(1)(2)）。異議申立てがあった場合、審査官による実体審査が行われ（意匠法第26条(5)）、異議申立期間に異議申立てがなかった場合、公開終了日から30日以内に登録証が発行される（意匠法第29条）。

第26条

(1) 第25条(1)に規定する公開開始日以降、何人も実体的な事由の異議を総局に対して書面であつて本法に規定する手数料の支払を伴い申し立てることができる。

(2) (1)の規定における異議は、公開開始日から3月以内に申し立てることができる。

(3) (2)に規定する異議は、総局から出願人に通知される。

(4) (2)に規定する異議に対して、出願人は総局からの通知送付の日から3月以内に答弁することができる。

(5) (1)に規定する異議の申立てがあったときは、審査官による実体審査が行われる。

(6) 総局は異議及び答弁を当該出願の登録又は拒絶の審査における参考資料として提供する。

(7) 総局は(1)に規定する異議を認めるか否かの決定を(2)に規定する公開の終了日から6月以内に下す。

(8) (7)に規定する総局の決定は、出願人又は代理人に対して当該決定の日から30日以内に書面で通知される。

第29条

- (1) 第26条(2)に規定する公開の終了日までに異議申立がなかった場合は、総局は意匠登録証を公開終了日から30日以内に発行する。
- (2) 意匠登録証は出願日から有効とする。

(10) 無効審判その他の第三者の請求による権利消滅手段

意匠権者の請求による取消（意匠法第37条）、訴訟に基づく取消（意匠法第38条）の制度がある。後者の場合、利害関係人が意匠登録の取消を求めて商務裁判所に訴えを提起する。取消理由は、新規性（意匠法第2条(2)）や、公序良俗（意匠法第11条）がある（意匠法第38条(1)）。

第VI章 意匠登録の取消

第1部 権利者の請求に基づく登録の取消

第37条

- (1) 登録された意匠は、意匠権者の書面による請求に基づいて、総局により取り消すことができる。
- (2) (1)に規定する意匠権の取消は、意匠一般登録簿に記録された実施権者が、当該登録取消の請求に添付される書面において承認を与えない場合は、認められない。
- (3) 意匠権の取消の決定は総局により次の者に書面で通知される。
- (a) 意匠権者
 - (b) 意匠一般登録簿の記録に従ってライセンスを得た実施権者
 - (c) 取消の請求をした者。この場合は、取消の決定の日以降意匠権がもはや有効でないことを記載する。
- (4) (1)に規定される意匠の取消の決定は、意匠一般登録簿に記録され、意匠公報により公開される。

第2部 訴訟に基づく登録の取消

第38条

- (1) 意匠登録の取消訴訟は、利害関係のある者によって第2条(2)又は第4条に規定する理由を伴い商務裁判所に提起することができる。
- (2) (1)の規定における意匠登録の取消に関する商務裁判所の判決は、判決の日から14日以内に総局に送付される。

第4部 登録取消の効果

第43条

意匠登録の取消は、意匠権に関するすべての法的効果及び当該意匠から発生するすべての権利を消滅させる。

1.1.7 商標制度の概要

(1) 手続の流れ

出願後、方式に則った出願書面の提出及び料金の支払により出願日が付与され（商標法第13条）、出願日から15日以内に出願公開が行われる（商標法第14条）。出願公開は2月間行われ、その期間内に異議申立てを行うことができる（商標法第16条）。公開期間の経過後30日までに異議申立てがなかった場合、実体審査が行われる（商標法第23条）。この実体審査は150日以内に行われ（商標法第23条(5)）、審査官が登録すべきと判断すると、登録料の納付により、登録となり、登録証が発行される（商標法第24条）。

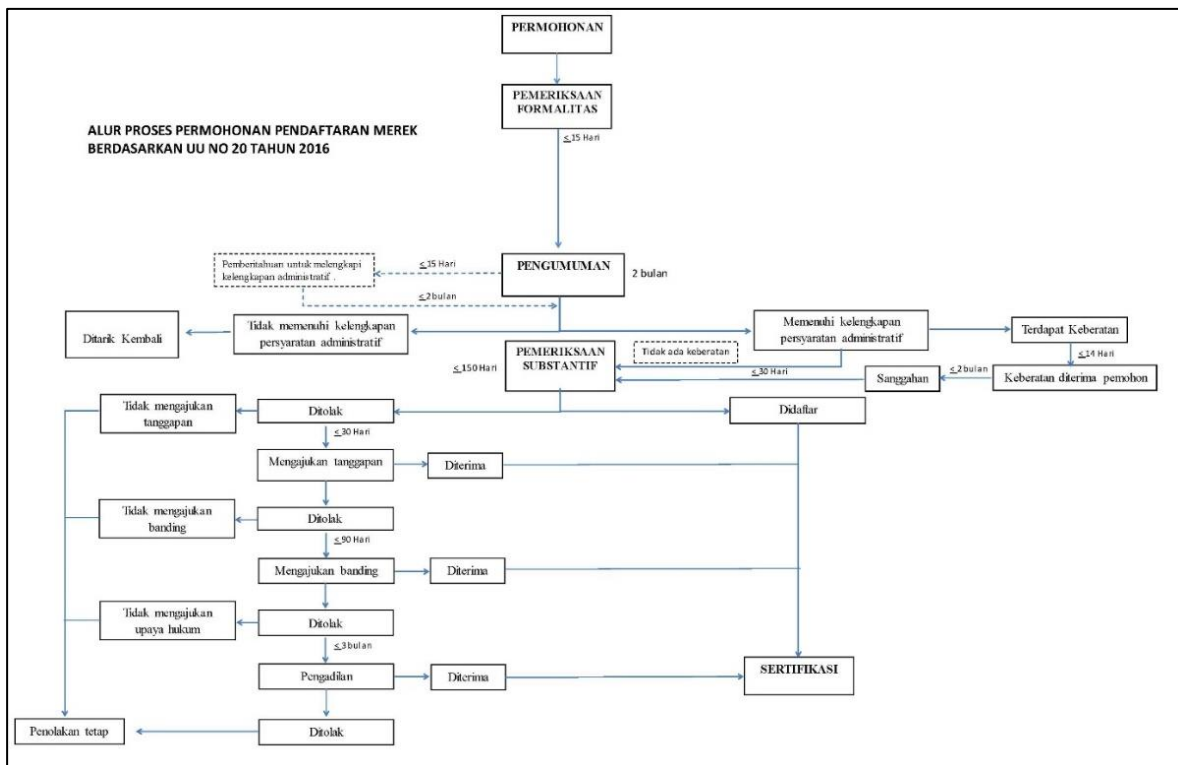


図3 参考：商標の主なフロー⁴⁸

⁴⁸ 「Procedure/Flowchart of Trademark Application」 DGIP ウェブサイト内、URL: <http://en.dgip.go.id/prosedur-diagram-alir-permohonan-merek> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

(2) 定義等

標章は、2016年改正前は、文字、図形、色等又はこれらの組合せのような、視覚的に表されたものであって、他人の商品又はサービスと識別できるものと定義されていたが、これに加えて、2016年改正法では、立体商標、音、ホログラム、又はこれらの組合せも追加された（商標法第2条）。

Article 1⁴⁹

In this law:

1. Mark means any sign capable of being represented graphically in the form of drawings, logos, names, words, letters, numerals, colors arrangement, in 2 (two) and/or 3 (three) dimensional shape, sounds, holograms, or combination of 2 (two) or more of those elements to distinguish goods and/or services produced by a person or legal entity in trading goods and/or services.
2. Trademark means any Mark used for goods traded collectively by a person or several persons or a legal entity to distinguish other similar goods.
3. Service Mark means any Mark used for services traded by a person or several persons collectively or legal entity to distinguish other similar services.

(後略)

第1条

本法では次のように定義する。

- (1) 「標章」とは、図面、ロゴ、名称、単語、文字、数字、色の配置、平面及び／又は立体の形状、音又はホログラムの形式で、又はこれらの要素を2つ以上組合せた形式で、図的に表すことができる標識であって、商品及び／又はサービスの取引において、人又は法人が生産した商品及び／又はサービスを識別するものをいう。
- (2) 「商標」とは、当該商品を他の同種の商品から識別するために、個人により若しくは複数の者により共同で又は法人により取引される商品に使用される標章をいう。
- (3) 「サービスマーク」とは、当該サービスを他の同種のサービスから識別するために、個人により若しくは複数の者により共同で又は法人により取引されるサービスに使用される標章をいう。

(3) 存続期間

商標登録は、出願日から10年間効力を有し、10年単位で更新が可能である（商標法第35条）。

Article 35

- (1) A Registered Mark enjoys legal protection for a period of 10 (ten) years as of the Filing Date.
- (2) The period of protection as referred to in section (1) may be renewed for the same

⁴⁹ 「LAW OF THE REPUBLIC OF INDONESIA NUMBER 20 OF 2016 ON MARKS AND GEOGRAPHICAL INDICATIONS BY THE BLESSINGS OF ALMIGHTY GOD PRESIDENT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA」 Ministry of Justice and Human Rights Republic of Indonesia Directorate General of Laws and Regulations URL: <http://ditjenpp.kemendikham.go.id/arsip/terjemahan/38.pdf> [最終アクセス日: 2019年2月14日] この英訳版は、インドネシア法務・人権局の Official translation として公開されたものである。以下、特に断りのない限り、商標法の条文は本章において同様である。日本語は仮訳である。

period.

第35条

- (1) 登録標章は、出願日から10年間にわたり法的保護を受ける。
- (2) 保護期間は前項(1)という期間と同じ長さで更新することができる。

(4) 異議申立て

付与前異議の制度がある。出願日が付与されるための最低限の要件を備えると判断された商標登録出願は、出願日から15日以内に出願公開される（商標法第13条、同法第14条(1)）。出願公開の期間は2月であり（商標法第14条(2)）、その期間は何人も異議申立てをすることができる（商標法第16条(1)）。

Part Six

Opposition and Rebuttal

Article 16

- (1) Within a period of publication as referred to in Article 14, any party may file an opposition in writing to the Minister in respect of the Application being filed and is subject to fee.
- (2) The opposition as referred to in section (1) may be filed provided that there are adequate reasons supported by evidence that the Mark being applied cannot be registered or is refused under this Law.
- (2)⁵⁰ In the event that there is an opposition as referred to in section (1), not later than 14 (fourteen) Days as from the date of receipt of opposition, a copy of the letter stating the opposition is delivered to the Applicant or his/her Proxy.

第6節

異議申立及び答弁

第16条

- (1) 第14条にいう公開の期間中は、何人も、手数料を条件として、提出されている出願に関する異議を、大臣に対して書面で申し立てることができる。
- (2) (1)にいう異議申立は、出願されている標章が本法に基づいて登録を受けることができないか、又は拒絶されることの証拠に裏付けられた十分な理由があることを条件として、行うことができる。
- (2) (1)にいう異議申立がある場合、異議申立の受理の日から14日以内に、異議を表明した書状の写しを、出願人又は代理人に送達する。

(5) 第三者の請求による登録後の無効又は取消等

登録の取消と無効の請求をすることができる。

登録の取消の請求は、その商標が継続して3年以上使用されていない場合は、利害関係人が請求することができる（商標法第74条）。

Article 74

- (1) Revocation of registered Mark may also be requested by a relevant third party in

⁵⁰ 原文ママ。(3)の誤りだと思われる。

the form of a lawsuit to the Commercial Court on the ground that the given Mark has not been used for 3 (three) consecutive years in a course of trades of goods and/or services as of the date of registration or last use.

- (2) The reasons for non-use Mark as referred to section (1) are not valid in case of:
- a. import embargo;
 - b. restriction related to permit for product distribution using relevant Mark or temporary decision from authorized party; or
 - b. other similar restrictions determined with a Government Regulation.
- (3) The revocation of registered Mark as referred to in section (1) is recorded and published in the Mark Gazette.

第 74 条

- (1) 登録標章の取消は、関連する第三者も、その標章が、商品及び／又はサービスの取引において、登録日又は前回の使用から継続して 3 年間使用されていないという理由に基づいて、商務裁判所に訴訟を提起する形で請求することができる。
- (2) (1)にいう不使用標章の理由は、以下の場合は有効ではない。
- a. 輸入禁止
 - b. 当該標章を使用した商品頒布の許可に関する制限、又は権限を与えられた当事者による一時的な決定、又は
 - b. 政令によって決められた、その他の同様な制限
- (3) (1)にいう登録標章の取消は記録され、標章公報において公表される。

利害関係人及び未登録周知標章の所有者⁵¹は、商標法第 20 条及び／又は第 21 条に違反することを理由として、登録の無効を商務裁判所に請求することができる（商標法第 76 条(1)(2)）。除斥期間は 5 年間となっているが、商標の登録が悪意によりなされた場合は、除かれている（商標法第 77 条(1)(2)）。

Article 76

- (1) A lawsuit against invalidation of registered Mark may be filed by relevant party based on the reason as referred to in Article 20 and/or Article 21.
- (2) Unregistered Mark owner may file the lawsuit as referred to in section (1) after filing Application to the Minister.
- (3) The lawsuit for invalidation is filed to the Commercial Court against the registered Mark owner.

第 76 条

- (1) 登録標章の取消に対する訴訟は、関連する当事者が、第 20 条及び／又は第 21 条にいう理由に基づいて提起することができる。
- (2) 未登録標章の所有者は、大臣に対して申請を提出した後、(1)にいう訴訟を提起することができる。
- (3) 登録標章の所有者に対する無効訴訟は商務裁判所に提起する。

Article 77

- (1) The lawsuit for invalidation of Mark registration may only be filed within a period

⁵¹ 2016 年商標法に付属する逐条解説部分において、「Unregisterd Mark owner」とは、善意の未登録周知標章の所有者であることが記載されている。「Article 76 Section (2) The term “unregistered Mark owner” means Mark owner having good faith but is not registered or the owner of well-known Mark but that Mark is not registered.」

of 5 (five) years as from the date of Mark registration.

- (2) The lawsuit for invalidation may be filed in unlimited time if there is bad faith and/or the relevant Mark contravenes the State ideology, laws and regulations, morality, religions, decency, and public order.

第77条

- (1) 標章登録の無効訴訟は、標章登録日から5年以内に限り提起することができる。
 (2) 悪意がある場合及び／又は当該標章が、国家のイデオロギー、法律、規則、規範、宗教、良識及び公共の秩序に反する場合は、無効訴訟を提起できる期間に制限はない。

(6) 未登録周知商標の保護

拒絶理由（商標法第21条）において、他人の商標と同一又は類似の商標は拒絶されるとしており、その他人の商標が周知商標の場合が規定されている（商標法第21条(1)b, c）。また、出願に係る商標が、有名な個人又は法人等と同一又は何らかの関連があると誤認される可能性のあるものなども拒絶理由となっている（商標法第21条(2)a、商標規則19）。さらに、悪意のある商標出願も拒絶されることが規定されている（商標法第21条(3)）。

また、周知商標と同一又は類似のものが登録となった場合でも、周知商標の所有者は、その登録に対して異議申立てをすることができ（その商標を不法に使用する者に対して訴訟を提起することができる（商標法第83条(2)））。

Article 21

- (1) An Application is refused if the Mark is substantively similar to or identical with:
 a. a prior registered Mark of other parties or prior Mark application in respect of similar goods and/or services;
 b. a well-known Mark of other parties for similar goods and/or services;
 c. a well-known Mark of other parties for different goods and/or services complying with certain requirements; or
 d. a registered Geographical Indication.
 (2) An application is refused if the Mark:
 a. constitutes or is similar to name or initial of a well-known individual, photograph, or name of legal entity owned by other person, unless under a written consent from its proprietary;
 b. constitutes as duplication or is similar to name or initial, flag, symbol or State emblem, or both national and international agency, unless under a written consent from the authorities; or
 c. constitutes as duplication or is similar to official signs or seal or stamp used by a country or Government agency, unless under a written consent from the authorities.
 (3) An Application is refused if it is submitted by an Applicant in bad faith.
 (4) Further provisions regarding the refused Mark Application as referred to in section (1) point a to point c are regulated by a Ministerial Regulation.

第21条

- (1) 標章が以下のものと実質的に類似又は同一の場合、出願は拒絶される。
 a. 同様の商品及び／又はサービスに関する、他者の登録標章又は標章出願

<p>b. 同様の商品及び／又はサービスに関する，他者の周知標章</p> <p>c. 特定の要件に適合した，異なる商品及び／又はサービスに関する，他者の周知標章，又は</p> <p>d. 登録された地理的表示</p> <p>(2) 標章が以下の場合，出願は拒絶される。</p> <p>a. 周知された個人の名前若しくはイニシャル，写真又は他者が所有する法人の名称を構成している，又は類似している。ただし，その所有者から書面による同意を得ている場合を除く</p> <p>b. 国内若しくは国際機関の名称，イニシャル，旗，象徴若しくは国章の複製を構成しているか，又は類似している。ただし，当局から書面による同意を得ている場合を除く，又は</p> <p>c. 国家又は政府機関が使用する正式署名，紋章若しくは刻印の複製を構成しているか，又は類似している。ただし，当局から書面による同意を得ている場合を除く</p> <p>(3) 出願人が悪意で出願した場合，出願は拒絶される。</p> <p>(4) (1)の a から c にいう拒絶される標章出願に関するさらなる規定は，省令により定める。</p> <p>Article 83</p> <p>(1) The registered Mark owner and/or Mark Licensee may file the lawsuit against other parties who unlawfully use the Mark that is similar to or identical for similar kinds of goods and/or services in the form of:</p> <p>a. claim for damages; and/or</p> <p>b. ceasing all acts related to the use of Mark.</p> <p>(2) The lawsuit as referred to in section (1) may also be filed by the owner of well-known Mark based on court decision.</p> <p>(3) The lawsuit as referred to in section (1) is filed to the Commercial Court.</p> <p>第 83 条</p> <p>(1) 登録標章の所有者及び／又は標章のライセンシーは，同様の種類の商品及び／又はサービスに関して，類似又は同一の標章を不法に使用した他者に対し，以下の形で訴訟を提起することができる。</p> <p>a. 損害賠償の請求，及び／又は</p> <p>b. 標章の使用に関するすべての行為の停止</p> <p>(2) (1)にいう訴訟は，周知標章の所有者も，裁判所の決定に基づいて提起することができる。</p> <p>(3) (1)にいう訴訟は，商務裁判所に提起する。</p>

<p><インドネシア法務人権省規則 67/2016></p> <p>Pasal 19⁵²</p> <p>(1) Permohonan ditolak jika mempunyai persamaan pada pokoknya atau keseluruhannya dengan merek terkenal milik pihak lain se bagaimana dimaksud dalam Pasal 16 ayat (2) huruf b dan huruf c dilakukan dengan mempertimbangkan kriteria sebagaimana dimaksud dalam Pasal 18.</p> <p>(2) Penolakan Permohonan dilakukan berdasarkan Merek terkenal untuk barang dan/atau jasa yang tidak sejenis sebagaimana dimaksud dalam Pasal 16 ayat (2) huruf c harus memenuhi persyaratan tertentu.</p> <p>(3) Persyaratan tertentu sebagaimana dimaksud pada ayat (2) meliputi:</p> <p>a. adanya keberatan yang diajukan secara tertulis oleh pemilik Merek terkenal terhadap Permohonan; dan</p>

⁵² 「PERA TURAN MENTE RI HUKUM DAN HAK ASASI MANUSIA REPUBLIK INDONESIA NOMOR 67 TAHUN 2016 TENTANG PENDAFTARAN MEREK (Regulation of the Minister of Law and Human Rights of the Republic of Indonesia No. 67 of 2016 on Trademark Registration)」 DGIP ウェブサイト URL: http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/merek/uu_pp/PermenkumhamRI%20No.%2067%20Tahun%202016%20Tentang%20Pendaftaran%20Merek.pdf [最終アクセス日: 2019年1月25日]

b. Merek terkenal yang sudah terdaftar.

- (4) Keberatan sebagaimana dimaksud pada ayat (3) huruf a harus memuat alasan dan disertai bukti yang cukup bahwa Permohonan oleh pihak lain tersebut mempunyai persamaan pada pokoknya atau keseluruhannya untuk barang dan/atau jasa yang tidak sejenis dengan Merek milik pemohon keberatan yang dimohonkan oleh pihak lain merupakan Merek terkenal.

第19条

- (1) 第18条に定める基準を考慮して適用される第16条2項b号及びc号に定めるように、第三者の所有する著名な商標と要部又はそのすべてについて同一性を有している場合、申請を却下する。
- (2) 第16条2項c号に定める同種でない物品及び・又はサービスについて著名な商標に基づき行われる申請の却下は、一定の条件を満たさなければならない。
- (3) 第2項に定める一定の条件は以下に定めるものとする：
- a. 申請人に対して、著名な商標の所有者から書面で提出された異議のあること；
 - b. 著名な商標がすでに登録されていること。
- (4) 第3項a号に定める異議は、他方の当事者による当該申請が、当該当事者によって申請されている同種でない物品及び・又はサービスについてその要部又は全体が類似性を有しているとされる異議申立人所有の商標が著名な商標であるとする理由及び十分な証拠を記載しなければならない。

1.1.8 審査の運用その他

(1) 出願から登録までの期間

出願から登録までの期間は、2017年度の調査⁵³では、特許が平均で5.4年となっている。簡易特許では、3.5年であった。意匠及び商標に関しては、情報を得ることができなかった。

(2) 審査官の人数

審査官の人数に関する情報は得られなかった。

表1 審査官の人数

	特許・簡易特許	意匠	商標
2015年	—	—	—
2016年	—	—	—
2017年	—	—	—

(3) 審査ガイドライン

インドネシアでは、特許、簡易特許、意匠及び商標のいずれの審査マニュアル、ガイドライン等は公開されていない⁵⁴。

(3) 審査の質について

審査の質の管理については、情報を得られなかった。

(4) ASPEC・PPHの利用状況

ASPECの利用状況は下記に示すように、インドネシアでは、2018年2月時点で11件の出願でASPECが利用されている。

⁵³ 日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部「インドネシア知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」2018年3月、p.107、p.114、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/search_ip_communique2017.pdf [最終アクセス日: 2019年1月26日]

⁵⁴ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

STATISTICS – As of 20 February 2018

*Pending complete first AMS Office data. Total of 316 ASPEC requests submitted.

		2nd AMS									
		BN	KH	ID	LA	MY	PH	SG	TH	VN	
1st AMS		BN									
		KH									
		ID				4			6	1	
		LA									
		MY			1				17	9	
		PH			1		1		1	9	3
		SG			9		84	10		85	43
		TH									
		VN								1	

Average pendency rate to first office action after ASPEC request¹: 7.0 months

Number of ASPEC requests with a first or final office action : 209

Allowance rate at final decision: 100%

¹Only ASPEC requests where an office action had been issued are included

図 4 ASPEC の利用状況⁵⁵

また、2017年12月末時点で PPH の利用件数は、通算 978 件であった⁵⁶。

(5) DGIP における各種システムについて

各システムの有無は以下のとおりである⁵⁷。審査官用 DB 及び庁内事務処理システムに関しては、情報を得られなかった。

表 2 システムの有無

	特許・簡易特許	意匠	商標
ユーザー用検索 DB	○	○	○
審査官用 DB	—	—	—
庁内事務処理システム	—	—	—
電子出願システム	○	○	○

⁵⁵ 「ASEAN Patent Examination Cooperation (ASPEC) Statistics STATISTICS – As of 20 February 2018」 ASEAN Intellectual Property Portal ウェブサイト内、URL: <https://www.aseanip.org/Statistics/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics> [最終アクセス日: 2019年1月26日]

⁵⁶ 「Patent Prosecution Highway Portal Site 統計情報」2017年12月末時点、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/statistics.html> [最終アクセス日: 2019年3月1日]

⁵⁷ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

ユーザー用DBについては、「Pangkalan Data Kekayaan Intelektual⁵⁸」という、ウェブサイトにアクセスし、特許・簡易特許、意匠、商標、著作権及び地理的表示のそれぞれについて検索が可能となっている。

⁵⁸ 「Pangkalan Data Kekayaan Intelektual」 URL: <https://pdki-indonesia.dgip.go.id/> [最終アクセス日: 2019年1月26日]

1.2 五庁及びWIPO等からインドネシアへの支援施策

1.2.1 知的財産制度の整備支援

(1) 支援主体：日本

- 「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト（知的財産制度整備支援）」(JICA 技術協力プロジェクト) (長期専門家派遣 (JPO 職員)) (短期専門家派遣) (研修生受入) (2015年12月～2020年12月)^{59, 60}
 - ー日本国特許庁 (JPO) は、(i) 長期専門家としての職員の派遣、(ii) 必要な短期専門家の派遣、(iii) 研修生の受入等、積極的な協力を行い、インドネシア知的財産総局 (DGIP) における審査官育成計画の策定、審査基準の制定、知財執行関連機関の連携強化等を支援している。また、知的財産制度整備の支援、人材育成協力、普及啓発活動を行っている。2011年4月から2015年4月までは、「知的財産権保護強化プロジェクト」(JICA 技術協力プロジェクト) を実施した。
- ハーグシステムに関するセミナー (JICA) (2018年7月31日、インドネシア・ジャカルタ)⁶¹
 - ーインドネシア知的財産総局 (DGIP)、法務総局 (DJPP)、最高裁判所は、独立行政法人国際協力機構 (JICA) と共同で工業デザイン保護システムに関するセミナーをジャカルタの Grand Sahid Hotel で開催した。
- マドリッド協定議定書加盟のための整備を含む商標法改正に関するスタディビジットの受入れ (研修生受入) (2015年度)⁶²

<途上国人材育成研修 (短期招へい研修：1～3週間) (対象者：知財庁及びその関係機関の職員)>⁶³

- JPO-IPR 研修／ハーグ加盟支援コース (2018年度) (2019年1月10日～2019年1月17日)

(2) 支援主体：米国

該当情報なし。

⁵⁹ JPO「特許行政年次報告書 2017年版<本編>」p.291、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁰ JPO「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」p.311、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶¹ 「Sistem Hague Permudah Pelindungan Desain Industri」DGIP ウェブサイト内、URL: <http://www.dgip.go.id/sistem-hague-permudah-pelindungan-desain-industri> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

⁶² JPO「特許行政年次報告書 2016年版<本編>」p.309、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶³ 「2018年度途上国人材育成研修」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム>* <ASEAN6 共通> (2018 年度活動) ⁶⁴

- Activity 3. 商標実体審査の ASEAN 共通ガイドラインの更新 (Updating mechanism of ASEAN Common Guidelines on Substantive Trademark Examination)
- Activity 4. 意匠のグラフィカル表現の収束に関する実現可能性調査 (Feasibility study relating to the convergence on graphical representations of designs)
- Activity 5. ASEAN 地域商標登録システムの実現可能性研究 (Feasibility study of an ASEAN regional trademark registration system)
- Activity 8. マドプロとハーグ協定の ASEAN 加盟国への加盟前及び加盟後の実地訓練 (Pre-accession and post-accession on-the-job training to ASEAN Member States on Madrid and Hague)
- Activity 9. シンガポール商標法条約の加盟と実施勧告に関する評価研究 (Evaluation study on the accession and recommendations on implementation of the Singapore Treaty on the Law of Trademarks)
- Activity 11. マドリッドプロトコル及びハーグ協定に関する小冊子及びワークショップ (Elaboration of booklets and workshops on the Madrid Protocol and the Hague Agreement)

*ARISE Plus 知的財産権 (ARISE + IPR) プログラム⁶⁵

欧州連合 (EU) の *Enhanced ASEAN Regional Integration Support* 又は *ARISE Plus* の下にあるコンポーネントの1つである。5年間で5,500万ユーロの *ARISE + IPR* プログラムは、知的財産協力を通じて地域統合を支援する。また、国際的ベストプラクティス、標準、ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 の戦略目標に沿って、創作、保護、活用、管理及び執行のための IP システムのアップグレードを目指す。ARISE + IPR は EU によって資金提供され、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) によって実施されている。このプログラムの実施期間は 2018 年 1 月 1 日から 60 ヶ月である。

<IP KEY SOUTH EAST ASIA>* <ASEAN6 共通> (2018 年活動) ⁶⁶

- Activity 1. 地理的表示 (GIS) の保護強化に関する研究 (STUDY ON THE ENHANCED PROTECTION OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS (GIS))
- Activity 4. 欧州の地理的表示に関するスタディビジット (STUDY VISIT ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS IN EUROPE)
- Activity 5. 植物品種に関する研究 (STUDY VISIT ON PLANT VARIETIES)
- Activity 6. 植物品種保護のための国際連合に関するカンファレンス (CONFERENCE ON THE INTERNATIONAL UNION FOR PLANT VARIETY)

⁶⁴ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euipeuf.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁶⁵ 「Arise+ IPR」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euipeuf.eu/en/ariseplusipr> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁶⁶ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

PROTECTION)

- Activity 8. 最新の特許保護制度に関するカンファレンス (CONFERENCE ON MODERN PATENT PROTECTION REGIMES)
- Activity 12. 地理的表示のコントロールと執行に関する研究 (STUDY ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS CONTROL AND ENFORCEMENT)
- Activity 15. 地理的表示の重要性に関するカンファレンス (CONFERENCE ON THE IMPORTANCE OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS)
- Activity 21. 特許審査のための地域共通ガイドラインの開発支援 (SUPPORT FOR THE DEVELOPMENT OF REGIONAL COMMON GUIDELINES FOR THE EXAMINATION OF PATENTS)

**IP Key South East Asia (IP Key SEA)* ⁶⁷

欧州委員会 (EC) によって指示され、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) によって実施されている。各国の知的財産分野の特定の課題に取り組むことを支援することによって、EU の利益を支援するように設計されている。IP Key SEA は、この地域における知的財産権保護と知的財産権の執行を支援し、国際的な貿易相手国、特に EU 企業やイノベーターへの市場アクセスを促進することを目的としている。

<ECAP III Phase II > * <ASEAN6 共通 > (2012~2017 年) ⁶⁸

- Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)
 - Activity 1. 品質登録サービス (Quality Registration Services) ⁶⁹
 - ASEAN 商標審査官による商標の実体審査ガイドラインの作成/更新のための支援 (2014~2015 年)
 - ASEAN 知財庁における意匠の審査・登録に関するガイドラインの作成/更新のための支援 (2015 年)
- Component II. 法的・政策的枠組み (Legal and Policy Frameworks)
 - Activity 1. マドリッドシステム—商標の国際登録 (Madrid System – International Registration of Marks) ⁷⁰
 - ASEAN 加盟国に対するマドリッドプロトコルへの加盟準備の支援 (職員への実地訓練を含む) (2013~2015 年)
 - ASEAN の利害関係者を対象としたマドリッド制度を通じた商標の保護に関する広報イベントの開催 (2014 年)
 - Activity 2. ハーグシステム—意匠の国際登録 (Hague System – International

⁶⁷ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

⁶⁸ 「About ECAP/ECAP III Phase II」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-ii> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

⁶⁹ 「Quality Registration Services」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/quality-registration-services> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

⁷⁰ 「Madrid System for the International Registration of Marks」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/madrid-system-international-registration-marks> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

Registration of Industrial Designs)⁷¹

- －ASEAN 加盟国に対するハーグ協定への加盟の法的・技術的な影響に関する助言 (2014年)
- －ASEAN の利害関係者を対象としたハーグシステムを通じた意匠の保護に関する普及活動 (2014年)

●Component IV. 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 2. ASEAN 知財庁間での情報共有とプラクティスの収束 (Information Sharing and Convergence of Practices among ASEAN IP Offices)⁷²

- －AMSs における商標・意匠の出願要件ならびに地理的表示の保護制度に関する情報更新 (2014～2015年)
- －ビジネス界への商標・意匠サービスの改善・促進するための革新的な取組みに関する ASEAN 知財庁のための情報共有活動 (2014～2015年)
- －ASEAN 知財庁が採用する可能性がある共通プラクティスについての提案を展開・議論 (2014～2015年)

*ECAP/III (EU-ASEAN Project on the Protection of Intellectual Property Rights)⁷³

2009年に調印された融資契約において、EU (欧州連合) 及びASEAN 事務局によって承認された。フェーズIは、2010年及び2011年に欧州特許庁 (EPO) によって実施された。2012年、EUとASEANは、ASEAN IPR 行動計画 2011-2015 に従って再調整されるように、プロジェクトの内容を見直した。欧州連合知的財産庁 (EUIPO) は、改訂された予定内にフェーズIIの実施を委託された。プロジェクトの変更は、2012年9月にEUとASEANが調印したEU-ASEAN 融資契約の補遺で承認された。

(4) 支援主体：中国

該当情報なし。

(5) 支援主体：韓国

●WIPO アジア・太平洋地域セミナー<ASEAN6 共通> (2016年10月25～27日)⁷⁴

- －韓国知的財産庁 (KIPO) の国際知識財産研修院 (IIPTI) は、WIPO と共同で、ブータン、インド、マレーシア、ラオス等のアジア・太平洋地域 12か国の知的財産権政策担当者及び関係者 24人、WIPO 関係者、国内参加者を対象に、「能力に基づいた教育と特許審査制度の診断を通じた特許行政効率性の向上」をテーマとして、各

⁷¹ 「Hague System for the International Registration of Industrial Designs」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/hague-system-international-registration-industrial-designs> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁷² 「Information Sharing and Convergence of Practices among ASEAN IP Offices」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-sharing-and-convergence-practices-among-asean-ip-offices> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁷³ 「About ECAP/ECAP III Phase II」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-ii> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁷⁴ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行)」p.426、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

国の知的財産戦略と優秀事例を共有し、深みのある討論の機会を設けた。

- WIPO アジア・太平洋地域セミナー<ASEAN6 共通> (2015年11月23日～26日)⁷⁵
 ーKIPOの国際知識財産研修院 (IIPTI) は、WIPOと共同で、マレーシア、ミャンマー、シンガポール等のアジア・太平洋地域12か国の知的財産権政策担当者及び関係者22人、WIPO関係者、国内参加者を対象に、「プロジェクト基盤のアプローチ法及び成果志向型管理を通じた知的財産開発計画の効果的な実行」をテーマにセミナーを開催した。このセミナーを通じて各国の知的財産戦略と優秀事例を発表し、2016年から2025年までのASEAN IP戦略計画の効果的な実行に向けて踏み込んだ討論を展開する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家IP戦略の樹立などIP専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関する有用な情報を提供した。

(6) 支援主体：WIPO

- 国家知的財産政策の策定に伴う課題、選択肢、ステップを検討する15加盟国グループのためのセミナー (Seminar for the Group of Fifteen Member Countries - consider the issues, options and steps involved in the setting up of a national IP policy) (2017年4月、スリランカ)⁷⁶

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA等)

該当情報なし。

1.2.2 人材育成支援

(1) 支援主体：日本

- 審査実務指導 (特許審査官派遣) (2018年以降に実施予定)⁷⁷
- 新特許法施行に関するセミナー (JICA) (2018年1月15日、インドネシア・ジャカルタ)⁷⁸
 ーインドネシア知的財産総局 (DGIP) は、国際協力機構 (JICA) と共同で、DGIPの8階ホールで「新特許法施行に関するセミナー」を開催した。JPOで適用される特許審査基準に関する説明が、JPOの専門家からDGIPの特許審査官に対して行われた。
- 「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト (人材育

⁷⁵ 「2015年度 知的財産白書 (2016年発行)」 p.141～145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁷⁶ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

⁷⁷ JPO「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.276、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁸ 「Seminar for Implementation of the New Patent Law」 DGIP ウェブサイト内、URL: <http://www.dgip.go.id/seminar-for-implementation-of-the-new-patent-law> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

成協力) (JICA 技術協力プロジェクト) (長期専門家派遣 (JPO 職員)) (短期専門家派遣) (研修生受入) (2015年12月~2020年12月)⁷⁹

- 人材育成協力 (WIPO Japan FIT 及び JICA 技術協力プロジェクト等のスキーム活用) (専門家派遣 (JPO 職員)) (2017年度)⁸⁰

ー2017年度は、インドネシア、ベトナム、タイ、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ウズベキスタン、モロッコ、ジンバブエ、ボツワナに職員を派遣し、効果的な知的財産権の保護、審査能力の向上、商標審判制度、知財マネジメント人材育成、及び適切な業務処理等をテーマに講義を行った。

- 若手審査官の審査実務指導 (2017年度)⁸¹

ー新人審査官を含む若手審査官を対象に、特定技術分野における審査実務指導を実施した。

- 人材育成協力 (WIPO Japan FIT 及び JICA 技術協力プロジェクト等のスキーム活用) (専門家派遣 (JPO 職員)) (2016年度)⁸²

ー2016年度は、インドネシア、シンガポール、インド、マレーシア、ミャンマー、モロッコ、ジンバブエ、モザンビークに職員を派遣し、非伝統的商標の保護、効果的な知的財産権の保護、審査能力の向上、知財マネジメント人材育成、及び適切な業務処理等をテーマに講義を行った。

- 「DGIP 特許審査官向けセミナー (実体審査)」 (JICA 技術協力プロジェクト) (短期専門家派遣) (2014年度) (2014年11月19日~21日)⁸³

- 「DGIP 意匠審査官向けセミナー (実体審査)」 (JICA 技術協力プロジェクト) (短期専門家派遣) (2014年度) (2014年11月24日~25日)⁸⁴

- 「DGIP 商標審査官向けセミナー (実体審査)」 (JICA 技術協力プロジェクト) (短期専門家派遣) (2014年度) (2014年11月26日~28日)⁸⁵

<途上国人材育成研修 (短期招へい研修 : 1~3 週間) (対象者 : 知財庁及びその関係機関の職員) >⁸⁶

- JPO-IPR 研修/意匠実体審査コース<ASEAN6 共通> (2018年度) (2018年9月3~14日)

⁷⁹ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.311、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸⁰ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸¹ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.318、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸² JPO 「特許行政年次報告書 2017 年版<本編>」 p.331、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸³ 「専門家派遣、ワークショップ等の開催」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops13.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸⁴ 「専門家派遣、ワークショップ等の開催」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops13.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸⁵ 「専門家派遣、ワークショップ等の開催」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops13.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸⁶ 「2018 年度途上国人材育成研修」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

- JPO-IPR 研修／特許審査基準コース<ASEAN6 共通> (2018 年度) (2018 年 10 月 15～19 日)
- JPO-IPR 研修／審判コース<ASEAN6 共通> (2018 年度) (2019 年 2 月 14～20 日)
- JPO-IPR 研修／IP トレーナーズコース (2018 年度) (2018 年 6 月 19 日～7 月 3 日)
- JPO-IPR 研修／特許審査マネジメントコース (2018 年度) (2018 年 9 月 19～26 日)
- JPO-IPR 研修／インドネシアマドプロ商標審査コース (2018 年度) (2018 年 8 月 30 日～9 月 5 日)

<途上国人材育成研修 (長期招へい研修 : 4 か月) (対象者 : 知財庁及びその関係機関の職員) >⁸⁷

- 薬用植物のための知的財産権に関する調査研究 (インドネシアと日本) (2016 年度)

(2) 支援主体 : 米国

<USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE) から得られた情報>⁸⁸

- GIPA マドリッドプロトコルの実施と管理ワークショップ (GIPA Madrid Protocol Implementation and Administration) (2018 年 3 月 20～23 日、USPTO Headquarters)
- IP オフィス管理に関する ASEAN-USPTO ワークショップ (ASEAN-USPTO Workshop on IP Office Administration Part IV Management & Commercialization of IP) (2017 年 8 月 14～18 日、USPTO)
- ASEAN 諸国のためのマドリッドプロトコル研修 (Madrid Protocol Training for ASEAN Countries) <ASEAN6 共通> (2013 年 11 月 4～7 日、シンガポール)

(3) 支援主体 : 欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通> (2018 年度活動) ⁸⁹

- Activity 8. マドプロとハーグ協定のアセアン加盟国への加盟前及び加盟後の実地訓練 (Pre-accession and post-accession on-the-job training to ASEAN Member States on Madrid and Hague)

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018 年活動) ⁹⁰

- Activity 19. EPO の特許に関するトレーナーの研修プログラムのサポート (SUPPORT FOR THE TRAIN THE TRAINERS PROGRAMME ON PATENTS)

⁸⁷ 「Thesis Titles of Long-Term Researchers」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/thesis/index.html> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁸⁸ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 16 日]

⁸⁹ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

⁹⁰ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

OF THE EUROPEAN PATENT OFFICE (EPO))

<ECAP III Phase II > <ASEAN6 共通> (2012~2017年) ⁹¹

●Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)

Activity 1. 品質登録サービス (Quality Registration Services) ⁹²

- －ASEAN 知財庁のためのベストプラクティスに関する参考資料作成 (商標・意匠出願の処理における品質管理を含む) (2013年)
- －商標・意匠審査に関する ASEAN 知財庁職員への研修 (2013~2015年)

(4) 支援主体：中国

●中国-ASEAN 知的財産管理・活用セミナー (China-ASEAN Intellectual Property Management and Utilization Seminar) <ASEAN6 共通> (2017年7月、中国・北京) ⁹³

- －中国国家知的財産局 (SIPO) は、知的財産制度とベストプラクティスに関して、中国と ASEAN との間で相互理解を促進した。

●アジア地域 IP セミナー (Asian Regional IP Seminar) <ASEAN6 共通> (2017年11月) ⁹⁴

●中国-ASEAN 特許審査研修・ワークショップ (2016 China-ASEAN Training Workshop on Patent Examination) <ASEAN6 共通> (2016年9月) ⁹⁵

●開発途上国 (ASEAN 含む) 向け研修・ワークショップ <ASEAN6 共通> (IP 職員受入) (2016年) ⁹⁶

- －SIPO は、開発途上国向けに7つの研修・ワークショップを開催し、46か国・地域の118名のIP職員を招へいた。アフリカ地域知的所有権機関 (ARIPO)、アフリカ知的所有権機関 (OAPI)、ASEAN 事務局及び ASEAN 加盟国、湾岸協力会議などからIP職員が参加した。

●ASEAN 加盟国への中国特許文書知識及び活用に関する研修セミナー (Training Seminar on Chinese Patent Documentation Knowledge and Utilization) <

⁹¹ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-ii> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹² 「Quality Registration Services」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/quality-registration-services> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹³ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79, 94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁹⁴ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁹⁵ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁹⁶ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

ASEAN6 共通> (2015年)⁹⁷

- 中国-ASEAN IP 研修プログラム<ASEAN6 共通> (IP 職員受入) (2014年)⁹⁸
-ASEAN 諸国の 20 人の上級 IP 職員を招へいた。

(5) 支援主体：韓国

- WIPO-韓国 FIT プロジェクト<ASEAN6 共通> (招へい研修) (対象者：知財庁及びその関係機関の職員、民間の知財専門家及び政府系職員) (2004年～毎年)⁹⁹

-KIPO は、2004 年以降、WIPO Korea Funds-In-Trust (FIT) により途上国を支援する KIPO-WIPO プロジェクトを実施している。KIPO は毎年、特許法、商標法、知的財産権に関する研修を行うため、審査官や知的財産権の専門家を途上国から招へいしている。2017 年には 17 人が特許法コースに参加し、19 人が商標法コースに参加した。2017 年 7 月に、WIPO が提供する一般公開コースである IP サマースクールが韓国・大田で開催された。2017 年は合計 15 人の学生が参加した。また、知的財産の重要性を子供達に教えるため、英語、スペイン語、フランス語などのいくつかの言語で翻訳された教育アニメーション「Getting Creative With Pororo」を開発した。

- 国際セミナー・研修<ASEAN6 共通> (毎年実施)^{100, 101, 102}

-KIPO の国際知識財産研修院 (International Intellectual Property Training Institute : IIPTI) は、WIPO 及び海外知財権教育機関との協力強化を通じて途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。WIPO との協力プログラムとしては、国際知識財産研修院 (IIPTI) 開院以来毎年実施されている「WIPO アジア・太平洋地域セミナー」、「WIPO-KOREA IP サマースクール」を始め、多数の共同教育課程があり、その他にも毎年 2~3 つの韓国国際協力団 (Korea International Cooperation Agency: KOICA) グローバル研修プログラム (CIAT) を誘致して運営し、独自の途上国向けオーダーメイド型知的財産教育を提供するなど国際教育分野における様々な取り組みに力を入れている。

- 特許法・商標法専門教育課程 (WIPO) (2015年)¹⁰³

⁹⁷ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁹⁸ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁹⁹ 「2017 Annual Report」p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹⁰⁰ 「2017 Annual Report」p.70~71、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹⁰¹ 「2016 年度 知的財産白書 (2017 年発行)」p.140~144、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹⁰² 「2015 年度 知的財産白書 (2016 年発行)」p.141~145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹⁰³ 「2015 年度 知的財産白書 (2016 年発行)」p.141~145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

Program	Course Title	Contents	Dates (in 2017)	Number of participants
WIPO Program(5)	WIPO Patent Law, Patent Examination Course	Training on Korea's patent system and patent examination practice	5. 15-5. 26	17
	WIPO Asia Pacific Regional Conference	OJT for Mongolian Patent examiners	6. 21-6. 23	22
	WIPO Enhancing Developmental Country's PCT Ability Course	Training on Korea's trademark system and trademark examination work	7. 3-7. 7	16
	WIPO-Korea IP Summer School	OJT for Uzbekistan Trademark examiners	7. 10-7. 21	26
	WIPO Trademark Law, Trademark Examination Course	IP education for university students and young adults	11. 13-11. 21	19
KOICA Program(2)	KOICA Creative Invention Course	Training on creative invention promotion policies	3. 16-4. 5	18
	KOICA IP System Course	Training on understanding of Korea's patent policies and industrial site visits	8. 31-9. 20	20
Customized Program(4)	China Hubei Province Patent Examiner Course	Visiting Invention Education Center and Operating Invention Education Course	3. 13	21
	Saudi Arabia Patent Examiner Course	Searching method for examinations and case studies	10. 16-10. 19	4
	The UAE Preliminary Examiner Demonstration Course	Educating Patent Examination and Classification By Dispatching Instructor	10. 23-10. 24	66
	Vietnam Patent Examiner Course	Introduction to Korea's Patent Act and examination system	12. 5-12. 8	8
Total	11 Courses			237

出典：2017 Annual Report (KIPO) ¹⁰⁴

(6) 支援主体：WIPO

<WIPO 「Technical Assistance Database」 から得られた情報>¹⁰⁵

- 特許審査の職能に基づく学習の管理ツールと、ASPEC 審査官研修プロジェクト IPET の協議に関するリージョナルワークショップ (Regional Workshop on Tools for Competency-based Learning Management on Patent Examination and Consultations on ASPEC Examiner Training Project IPET) <ASEAN6 共通> (2017年11月、マレーシア)
- 知的財産庁による効果的な知的財産活動とコミュニケーション活動の計画と実施に関するリージョナルワークショップ (Regional Workshop on Planning and Implementation of Effective IP Outreach and Communication Activities by IP Offices) <ASEAN6 共通> (2017年8月、シンガポール)
- インドネシアのワークフロー最適化プロジェクト (Workflow Optimization Project at Indonesia) (2017年1月、インドネシア)
 - ー現在の DGIP の商標ビジネスプロセスを分析し、ユーザーの要件を満たすための新しい構成を特定する (Analyze the current DGIP trademark business processes and identify new configuration to meet the user's requirements)
 - ー新しいビジネスプロセスを円滑に進めるための手続き要件と組織変更を特定する

¹⁰⁴ 「2017 Annual Report」 p.71、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁰⁵ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

(Identify further procedural requirement and organizational changes to facilitate the new business processes)

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA 等）

<豪州－ASEAN><ASEAN6 共通>

●地域特許審査研修プログラム（WIPO）^{106, 107}

－PCT サーチ・審査にフォーカスした海外特許庁向けの包括的なオンライン特許審査研修（Regional patent examination training: RPET）プログラム。RPET は、ASEAN-Australia-NewZealand 自由貿易協定（AANZFTA）経済協力作業計画の下で、世界知的所有権機関（WIPO）の支援を受けて実施されている。

<シンガポール－インドネシア>

●IPOS が DGIP にシンガポールの特許制度、特許品質管理システム、採用・研修プロセスを共有（特許審査官受入）（2017年12月）¹⁰⁸

1.2.3 情報化支援

(1) 支援主体：日本

●IT インフラ整備協力<ASEAN6 共通>（WIPO Japan FIT）¹⁰⁹

－ASEAN 諸国における審査の効率化と質の向上に寄与する IT インフラ整備を支援するため、WIPO ジャパンファンドを通じてプロジェクトを実施している（ASEAN 各庁における出願書類等の紙書類の電子化支援、ワークフロー最適化支援、新興国向け IT システムの開発支援、WIPO-CASE 機能向上、ASEAN 各庁の公報データを一括参照可能とする ASEAN 知財情報のポータルである ASEAN PATENTSCOPE の構築支援、IT 人材育成のためのワークショップ等の開催、WIPO-CASE を活用した ASEAN 審査協力プログラムの促進等。)

●JPO の審査関連情報の提供<ASEAN6 共通>¹¹⁰

－日本国特許庁（JPO）の審査関連情報を提供する「高度産業財産ネットワーク（AIPN : Advanced Industrial Property Network）」を海外の知的財産庁に提供している。

●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE リージョナルワークショップ<

¹⁰⁶ 「Global engagement」IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰⁷ 「Regional patent examination training」IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement/regional-patent-examination-training> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰⁸ 「Annual Report Archive 2017/2018」p.33、IPOS ウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/publications/archive> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

¹⁰⁹ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.317、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁰ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.317、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT) (2018年度、シンガポール) ¹¹¹

ー2018年3月にシンガポールにて、ASEAN諸国及びモンゴルの知財庁から3~4名、計40名程度が参加し、各知財庁のITシステムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。

●ワークショップ促進のためのWIPO-CASE ナショナルワークショップ (WIPO Japan FIT) (2018年度、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア) ¹¹²

ー2017年4月にタイにて、タイ知的財産局(DIP)の特許審査官等30名程度を対象に、2017年6月にベトナムにて、ベトナム国家知的財産庁(NOIP)の特許審査官等70名程度を対象に、2017年11月にマレーシアにて、マレーシア知的財産公社(MyIPO)の特許審査官等80名程度を対象に、2018年2月にインドネシアにて、インドネシア知的財産総局(DGIP)の特許審査官等30名を対象に、WIPO-CASE ナショナルワークショップが開催された。ワークショップでは、WIPO-CASEの利用方法やWIPO-CASEから参照可能な書類情報の活用方法が紹介された。

●WIPO-CASE を利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ <ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT) (2016年度、シンガポール) ¹¹³

ー2017年3月にシンガポールにて、ASEAN諸国、モンゴル、パプアニューギニアの各知財庁から3、4名、計50名程度が参加し、各知財庁のITシステムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。

●WIPO-CASE を利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ <ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT) (2015年度、シンガポール) ¹¹⁴

ーASEAN諸国の特許庁職員を対象に、ASEAN諸国特許庁のITシステムの向上の支援を目的として、2016年3月にシンガポールにて開催され、ASEAN諸国の各特許庁から3、4名程度が参加した。

●ワークショップ促進のためのWIPO-CASE ナショナルワークショップ (WIPO Japan FIT) (2015年度、インドネシア、フィリピン) ¹¹⁵

ー2015年4月にインドネシアのジャカルタにて、知的財産権総局(DGIP)の特許審査官等70名程度を対象に、また2015年5月にフィリピンのマニラにて、フィリピン知的財産庁(IPOPHL)の特許審査官、IT部門職員等60名程度を対象に、WIPO-CASE ナショナルワークショップが開催され、JPOからそれぞれに講師一名を派遣した。ワークショップでは、WIPO-CASEの利用方法やWIPO-CASEから参照可能な書類情報の活用方法が紹介された。

●DGIP IT システム調査 (WIPO Japan FIT) (短期専門家派遣) (2014年度) (2014年

¹¹¹ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.313、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹² JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.313、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹³ JPO「特許行政年次報告書2017年版<本編>」p.333、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁴ JPO「特許行政年次報告書2016年版<本編>」p.347、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁵ JPO「特許行政年次報告書2016年版<本編>」p.346、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

12月10～11日)¹¹⁶

<途上国人材育成研修（短期招へい研修：1～3週間）（対象者：民間の知財専門家及び政府系職員）>¹¹⁷

●JPO-IPR研修／情報化コース<ASEAN6共通>（2018年度）（2018年12月17日～2018年12月20日）

（2）支援主体：米国

該当情報なし。

（3）支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6共通>（2018年度活動）¹¹⁸

●Activity 1. 商標と意匠（特にフロントオフィス、CESTO、及びユーザー満足度調査（USS））の管理のためのIPツール統合のサポート（Support in the integration of IP tools for the management of TM and ID, in particular Front Office, CESTO and User Satisfaction Survey（USS））

●Activity 6. ASEAN TMview、ASEAN DesignView、ASEAN TM Classの更新及びアップグレードにおけるAMSサポート（Supporting AMS in updating and upgrading ASEAN TMview, ASEAN DesignView and ASEAN TMClass）

●Activity 10. ASEAN TM class データベースの内容を更新するための技術支援の提供（Provision of technical assistance to update the content of ASEAN TM class database）

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6共通>（2018年活動）¹¹⁹

●Activity 22. TMVIEW と DESIGNVIEW と EUIPN のツール統合（TMVIEW AND DESIGNVIEW AND EUIPN TOOLS INTEGRATION）

●Activity 23. 電子出願のIT・法的サポート（IT AND LEGAL SUPPORT FOR E-FILING）

<ECAP III Phase II><ASEAN6共通>（2012～2017年）¹²⁰

●Component I. 管理と施行（Administration and Enforcement）

¹¹⁶ 「専門家派遣、ワークショップ等の開催」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops13.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁷ 「2018年度途上国人材育成研修」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁸ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPRウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

¹¹⁹ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Keyウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

¹²⁰ 「About ECAP/ECAP III Phase II」ECAP3ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

Activity 2. 商標分類ツール (Trade Mark Classification Tool) ¹²¹

- －商標登録のための商品・役務の ASEAN 共通分類データベースの開発 (2013～2015年)
- －ASEAN 商標分類データベースの検索可能インターフェースの一般ウェブ公開 (2014～2015年)

●Component III. ブランド開発(生産部門) (Brand Development (Productive Sector))

Activity 3. IP ユーザー向けの情報ツール (Information Tools for IP Users) ¹²²

- －ASEAN IP ポータルの更なる開発・更新 (収録する情報コンテンツの収集を含む) (2013～2015年)
- －ASEAN 知財庁の商標・意匠登録に関する情報の検索データベースのツール開発 (2013～2015年)

●Component IV. 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 1. ASEAN 知財庁の共通ツール (ASEAN IP Offices Common Tools) ¹²³

- －商標・意匠の管理業務の効率化とサービス品質向上のために、ASEAN 知財庁が共通して使用できる IP 管理及び情報ツールの開発 (2013～2015年)

(4) 支援主体：中国

●伝統医学データベース (Traditional Medicine Database) プロジェクト<ASEAN6 共通> (専門家派遣) (2016～2017年) ^{124, 125}

- －SIPO は、2016年に伝統医学データベースの専門家グループをカンボジア、フィリピン、ミャンマーに派遣し、伝統医学データベース分野における中国と ASEAN の協力に関する要旨分析レポートを完成させ、伝統医学の発展における協力を推進した。

●伝統的知識保護と伝統医学データベース開発を含む課題の情報交換のために ASEAN 諸国へ専門家を派遣<ASEAN6 共通> (専門家派遣) (2015年) ¹²⁶

●伝統医学データベースの構築と管理の経験を共有するために SIPO 代表団をマレーシア、タイに派遣<ASEAN6 共通> (専門家派遣) (2014年) ¹²⁷

¹²¹ 「Trade Mark Classification Tool」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/trade-mark-classification-tool> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹²² 「Information Tools for IP Users」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-tools-ip-users> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹²³ 「ASEAN IP Offices Common Tools」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/asean-ip-offices-common-tools> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹²⁴ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹²⁵ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹²⁶ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79～80、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹²⁷ 「中国国家知的財産権局 2014年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

●知的財産と伝統的知識と遺伝資源の保護に関する中国－ASEAN セミナー< ASEAN6 共通> (2012年9月10～12日、北京)¹²⁸

－SIPO 局長 Tian Lipu 氏が開会式に出席した。中国と ASEAN 諸国の伝統的な知識と遺伝資源保護システムを促進する。3日間のセミナーで、参加者は、世界の遺伝資源の保護、伝統的知識の保護の状況、遺伝資源の保護の状況、伝統的な中国医学図書館・世界の伝統医学特許データベース等について意見交換を行った。

(5) 支援主体：韓国

●DGIP 情報化事業 (2007～2010年)¹²⁹

－2003年8月に KIPO-DGIP 間の包括的な協力のために締結した了解覚書 (MOU) を基に、2007年上半期に DGIP 情報化事業のための事業妥当性調査事業を遂行し、計 33 百万ドル規模の特許情報化事業を共同で推進することに合意した。2007年9月に両国の特許庁はインドネシア特許情報システム構築協力のための了解覚書 (MOU) を締結した。2008年にインドネシア政府は事業の妥当性調査の結果を基にインドネシア特許情報システム構築事業を借款事業形態の国策事業として公式的に選定した。2009年には DGIP 情報化事業を韓国政府の借款である経済開発協力基金 (EDCF: Economic Development Cooperation Fund) 事業で確定し、2010年4月にはインドネシアと特許情報化事業支援のための技術協力了解覚書 (MOU) を締結し、両国政府は 2010年8月に 33 百万ドル規模の借款契約に署名した。

(6) 支援主体：WIPO

<WIPO 「Technical Assistance Database」から得られた情報>¹³⁰

- 知的財産庁ビジネスサービスのデジタル変換に関する WIPO-ASEAN 情報技術ワークショップと ASEAN PatentScope コーディネーター会議 (WIPO-ASEAN Information Technology (IT) Workshop on the Digital Transformation of Industrial Property (IP) Office Business Services and ASEAN PatentScope Coordinator Meeting) <ASEAN6 共通> (2017年9月、インドネシア)
- インドネシアへの協力活動のフォローアップ－IPAS マドリッドモジュール開発サポート、IPAS・WIPO ファイルサポート (Follow-up mission on cooperation activity - IPAS Madrid module deployment support, IPAS and WIPO File support) (2017年12月、インドネシア)
- PCT ナショナルケースのワークシェアリングに関する特許審査官向けのナショナルワークショップ (National workshop for patent examiners on work-sharing in the PCT national phase) (2017年10月、インドネシア)
- インドネシアへの評価ミッション：DGIP での IPAS とオンラインサービスの利用を

¹²⁸ 「田力普出席中国-东盟知识产权与传统知识及遗传资源保护研讨会开幕式并致辞」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020665.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹²⁹ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行)」p.426、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³⁰ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

レビュー、オフィス運営と IP 利害関係者へのサービスに与える影響評価 (Evaluation mission to Indonesia: Review the utilization of IPAS and online services at DGIP and assess their impact on office operation and services to IP stakeholders) (2017 年 5 月、インドネシア)

- インドネシアへの IPAS 3.3 UAT 導入ミッション (IPAS 3.3 UAT deployment mission) (2017 年 2 月、インドネシア)
- WIPO-IPAS の展開に関する情報技術研修ワークショップ (Information Technology Training Workshop on the Deployment of WIPO Industrial Property Automation System, and WIPO Publish) (2017 年 1 月、シンガポール)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

1.2.4 その他の支援 (普及啓発、模倣品対策、産学連携、民間向け研修等)

(1) 支援主体：日本

- 「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト (普及啓発活動)」(JICA 技術協力プロジェクト) (長期専門家派遣 (JPO 職員)) (短期専門家派遣) (研修生受入) (2015 年 12 月～2020 年 12 月) ¹³¹
- 大学・研究機関向け知財活用環境整備に関するリージョナル会合 (WIPO Japan FIT) (招へい研修) (2018 年度、大阪) ¹³²
 - ー大学・研究機関における技術管理や知財活用を促進するために、同プロジェクト対象国の大学・研究機関等の学長・副学長級を日本に招へいし、産学連携や技術移転等の知財の活用に関する知見や経験の共有と意見交換を行った。プロジェクト対象国のインドネシア、マレーシア、フィリピン、スリランカ、タイから計 39 名が参加した。
- 大学、産業界、中小企業のための情報技術の理解と活用の促進セミナー (JICA) (2018 年 10 月 8 日、インドネシア) ¹³³
 - ーインドネシア知的財産総局 (DGIP) は、国際協力機構 (JICA) と共同で本セミナーをで開催した。
- 大学、中小企業、産業界のための知的財産の管理と活用の理解向上のためのロービングセミナー (JICA) (2018 年 5 月 3 日、インドネシア) ¹³⁴

¹³¹ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.311、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹³² JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.313、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹³³ 「Penting Pelaku UKM dan Perguruan Tinggi Lindungi Kekayaan Intelektual」 DGIP ウェブサイト内、URL: <http://www.dgip.go.id/penting-pelaku-ukm-dan-perguruan-tinggi-lindungi-kekayaan-intelektual> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 22 日]

¹³⁴ 「Seminar Keliling dalam meningkatkan pemahaman pengelolaan dan pemanfaatan KI bagi Universitas, UKM dan Industri」 DGIP ウェブサイト内、URL: <http://www.dgip.go.id/seminar-keliling-dalam-meningkatkan-pem>

—DGIP は JICA と共同で、北マルク州法務省・地域事務所の協力を得て、本セミナーを開催した。

- 登録商標取消の実施に関するワークショップ (JICA) (2017年11月28日、インドネシア・ジャカルタ)¹³⁵

—DGIP は JICA と共同で、登録商標取消 (2016年法律第20号第72条第6項) の実施に関するワークショップを開催した。JPO から派遣された専門家、ブランド審判委員会、最高裁判事、インドネシアの大学職員等が参加した。

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京) (第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京)^{136, 137, 138, 139}

—日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。

- 真贋判定セミナー (JETRO) (2012年、タイ・バンコク) (2013年、ベトナム・ホーチミン、ハノイ) (2013年、インドネシア・ジャカルタ)¹⁴⁰

—タイ では、2012年、バンコクで開催され、知的財産局、税関、経済警察、特別捜査局、検察庁、知財・国際取引裁判所などから150名以上が参加した。また、2013年は、ホーチミン、ハノイ及びジャカルタでそれぞれ開催された。

<途上国人材育成研修 (短期招へい研修:1~3週間) (対象者:民間の知財専門家及び政府系職員)>¹⁴¹

- JPO-IPR 研修/知財普及啓発コース (2018年度) (2018年8月6日~2018年8月10日)
- JPO-IPR 研修/特許専門実務者コース (2018年度) (2018年10月31日~2018年11月16日)
- JPO-IPR 研修/知財保護法律家コース (2018年度) (2018年11月26日~2018年12月12日)

ahaman-pengelolaan-dan-pemanfaatan-ki-bagi-universitas-ukm-dan-industri [最終アクセス日: 2019年1月22日]

¹³⁵ 「Workshop Implementasi Penghapusan Merek Terdaftar Atas Prakarsa Menteri」 DGIP ウェブサイト内、URL: <http://www.dgip.go.id/workshop-implementasi-penghapusan-merek-terdaftar-atas-prakarsa-menteri> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

¹³⁶ 「第3回悪意の商標出願セミナー」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³⁷ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」 TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

¹³⁸ 「第2回悪意の商標出願セミナー」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³⁹ 「第1回悪意の商標出願セミナー」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁰ 「ジェトロのアセアン地域に関する知財分野の活動について (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.49、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-3.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁴¹ 「2018年度途上国人材育成研修」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

- JPO-IPR 研修／商標専門実務者コース（2018年度）（2019年1月21日～2019年2月1日）
- JPO-IPR 研修／産学連携・技術移転コース（2018年度）（2018年12月10日～2018年12月19日）
- JPO-IPR 研修／実務者向け模倣品対策コース（2018年度）（2019年2月19日～2019年2月26日）

<途上国人材育成研修（フォローアップ研修：短期専門家派遣）（対象者：民間の知財専門家及び政府系職員）>¹⁴²

- 経済発展を支える特許と商標の保護セミナー（日本とインドネシアの比較）（2017年度）（2017年12月12日）（開催地：インドネシア）

（2）支援主体：米国

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通>（第3回：2016年3月1日、東京）（第2回：2014年5月13日、香港）（第1回：2013年10月22日、東京）^{143, 144, 145, 146}
一日米欧中韓の商標五庁（TM5）の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。
- 偽造品の取引に対する知的財産権の執行に関する ASEAN-USPTO アドバンスド・ワークショップ（ASEAN-USPTO ADVANCED WORKSHOP ON ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS AGAINST TRADE IN COUNTERFEIT GOODS）<ASEAN6 共通>（2012年4月18～20日、インドネシア・ジャカルタ）¹⁴⁷

<USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE) から得られた情報>¹⁴⁸

- 知的財産権の国境執行における効果的なプラクティスに関するアジア地域ワークショップ（Asia Regional Workshop on Effective Practices in Border Enforcement of

¹⁴² 「Follow-up Seminars」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/followup/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴³ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁴ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

¹⁴⁵ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁶ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁷ 「ASEAN-USPTO ADVANCED WORKSHOP ON ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS AGAINST TRADE IN COUNTERFEIT GOODS」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/export/sites/www/enforcement/en/activities/pdf/program_jakarta.pdf [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁴⁸ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

Intellectual Property Rights) (2018年9月11~15日、タイ・バンコク)

- 知的財産権の国境執行・ワークショップ (Intellectual Property Rights: Border Enforcement Workshop) (2018年9月13~14日、インドネシア・ジャカルタ)
- IPR 執行研修 (IPR Enforcement Training) (2018年9月12日、インドネシア)
- 海賊版コンテンツ及び偽造品のオンライン取引に対する刑事執行に関する ASEAN ワークショップ (ASEAN Workshop on Criminal Enforcement Against Online Trade in Pirated Content and Counterfeit Goods) <ASEAN6 共通> (2018年8月21~24日、タイ・バンコク)
- IPR サイバー対応犯罪に関する卓上演習 (Tabletop Exercise on IPR Cyber-Enabled Crime) (2018年5月7~11日、シンガポール)
- 国境執行時における紛らわしいほど類似している商標の判定に関するワークショップ (Workshop on Confusingly Similar Trademark Determinations in a Border Enforcement Context) (2017年11月6~9日、ベトナム・ホーチミン)
- 2017年度 USPTO 著作権セミナー (USPTO Annual Copyright Seminar 2017) (2017年11月6~9日、バージニア州アレキサンドリア市)
- 偽造硬貨の取引に対する執行・プラクティス (Enforcement Practices Against Trade in Counterfeit Hard Goods) (2012年2月12~15日、インドネシア)
- インドネシア貿易支援プロジェクト (トピック: 著作権) (Indonesia Trade Assistance Project (ITAP)) (2009年12月1日、インドネシア)

(3) 支援主体: 欧州

<ARISE + IPR プログラム> <ASEAN6 共通> (2018年度活動)¹⁴⁹

- Activity 2. ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 のためのモニタリングシステムと自動報告メカニズムの開発 (Development of a monitoring system and automatic reporting mechanism for the ASEAN IPR Action Plan 2016-2025)
- Activity 7. ASEAN 知的財産アカデミーの実現可能性調査 (Feasibility study on an ASEAN IP Academy)
- Activity 12. クリエイティブ ASEAN への支援 (Support to Creative ASEAN)
- Activity 13. 地理的表示保護 (特に LDC におけるブランド戦略、品質基準、及び管理システムを含む) に関するロービングセミナー (Roving seminars on the protection of GIs, including branding strategies, quality standards and control systems, especially in the LDCs)
- Activity 14. 地理的表示リーフレット及び小冊子の作成 (Development of GI leaflets and booklets)
- Activity 15. ANIEE 地域執行・ワークショップ及び会議の組織化と支援 (Organisation and support for the ANIEE regional enforcement workshop and meeting)

¹⁴⁹ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

- Activity 16. 執行機関のための ASEAN 執行ツールの整備に関するプレゼンテーションと提案 (Presentation and proposal on setting up ASEAN enforcement tools for enforcement agencies)
- Activity 17. 知的財産権の恩恵とビジネス界で利用可能なグローバル IP ツールに関する情報と啓発セッション (Information and Awareness-Raising sessions on the benefits of IP rights and global IP tools available to the business community)

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018 年活動)¹⁵⁰

- Activity 2. 裁判の円卓会議と仲裁人のためのベストプラクティスの交換 (ROUNDTABLE FOR THE JUDICIARY AND EXCHANGE OF BEST PRACTICES FOR MEDIATORS)
- Activity 3. IPR 執行機関のためのベストプラクティスの交換 (EXCHANGE OF BEST PRACTICES FOR IPR ENFORCEMENT OFFICIALS)
- Activity 7. 東南アジアの裁判官のための円卓会議 (ROUNDTABLE FOR SOUTH EAST ASIA JUDGES)
- Activity 9. 自由貿易協定 (FTA) 交渉と IP ダイアログのための技術的助言と援助 (TECHNICAL EXPERTISE AND ASSISTANCE FOR FREE TRADE AGREEMENT NEGOTIATIONS AND IP DIALOGUES)
- Activity 10. 自由貿易協定 (FTA) 交渉に関連した知的財産権レジームに関する技術的研究 (TECHNICAL STUDIES ON IPR REGIMES IN RELATION TO FREE TRADE AGREEMENT NEGOTIATIONS)
- Activity 11. 自由貿易協定 (FTA) の履行に対する支援 (SUPPORT AND ASSISTANCE FOR THE IMPLEMENTATION OF FREE TRADE AGREEMENTS)
- Activity 13. デジタルワールドにおける不正取引と知的財産権保護に関する研究 (STUDY ON ILLICIT TRADE AND IPR PROTECTION IN THE DIGITAL WORLD)
- Activity 14. 不正取引環境インデックスレポート (ILLICIT TRADE ENVIRONMENT INDEX REPORT)
- Activity 16. 東南アジア IP アカデミーのサポート (SUPPORT FOR SOUTH EAST ASIA IP ACADEMIES)
- Activity 17. 商標・意匠の登録及び執行に関する知財庁のためのロービングセミナー (ROVING SEMINAR FOR IP OFFICIALS ON THE REGISTRATION AND ENFORCEMENT OF TRADEMARKS AND INDUSTRIAL DESIGNS)
- Activity 18. オンラインでの侵害、サイバー犯罪、及び著作権に関する研修 (TRAINING ON ONLINE INFRINGEMENTS, CYBERCRIME AND COPYRIGHT)

¹⁵⁰ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」 IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

- Activity 20. 21世紀の東南アジアにおけるIPサービスと保護の質の向上 (UPGRADING THE QUALITY OF IP SERVICES AND PROTECTION IN SOUTH EAST ASIA IN THE 21ST CENTURY)
- Activity 24. EU及び海峽企業向けのEU商標及びコミュニティデザインに関するロービングセミナー (ROVING SEMINAR ON EU TRADE MARKS AND COMMUNITY DESIGNS FOR EU AND SEA LOCAL COMPANIES)
- Activity 25. 東南アジアIPダイアログパートナーのコーディネーション会議 (SEA IP DIALOGUE PARTNERS COORDINATION MEETING)

<ECAP III Phase II> <ASEAN6 共通> (2012~2017年)¹⁵¹

- Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)
 - Activity 3. IPR執行に関するASEAN地域行動計画への支援 (Support to the ASEAN Regional Action Plan on IPR Enforcement)¹⁵²
 - －ASEANの執行機関に対するIPR執行のベストプラクティスの特定と文書化(2013年)
 - －ASEANの行政執行機関に対するIPR執行のキャパシティビルディング(トレーナーの養成)(2014年)
 - －ASEANの司法・検察メンバーに対するIPR執行のキャパシティビルディング(2015年)
 - －IPR執行に関するASEAN及び国際的な判例法の検索データベースの開発(2013~2015年)
 - －執行機関、知財庁及び権利者間における知的財産権関連データの交換を容易にするための仕組みの構築(2015年)
- Component III. ブランド開発(生産部門) (Brand Development (Productive Sector))
 - Activity 1. 中小企業の機能強化 (Enhancing SME Capabilities)¹⁵³
 - －ASEAN地域内外でのブランドの創設・宣伝・管理・保護のためのIPツールに関するASEAN諸国の中小企業トレーナーの研修(2013年)
 - －ASEAN地域における中小企業のためのブランド関連のIP資産の創設・保護・管理に関する研修資料の開発(2014~2015年)
 - Activity 2. IPプロフェッショナルのキャパシティビルディング (Capacity Building of IP Professionals)¹⁵⁴
 - －商標・意匠のアドバイザーと代理人のための専門研修(2014年)
 - Activity 3. IPユーザー向けの情報ツール (Information Tools for IP Users)¹⁵⁵

¹⁵¹ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵² 「Support to the ASEAN Regional Action Plan on IPR Enforcement」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/support-asean-regional-action-plan-ipr-enforcement> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵³ 「Enhancing SME Capabilities」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhancing-sme-capabilities> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵⁴ 「Capacity Building of IP Professionals」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/capacity-building-ip-professionals> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵⁵ 「Information Tools for IP Users」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-to>

—IPR集約型産業のASEAN経済への貢献を評価するための方法論の開発(2014年)
 Activity 4. マーケティングツールとしての地理的表示使用の改良 (Enhanced Use of GIs as a Marketing Tool) ¹⁵⁶

—既存及び潜在的な輸出市場におけるASEAN地理的表示の保護についてのASEAN地域の生産者及び所轄官庁への助言(欧州におけるASEAN地理的表示の登録支援を含む)(2013～2015年)

—ASEAN地理的表示の可視性の促進方法の特定(2013～2015年)

—地理的表示のコントロールに関するベストプラクティスのASEAN内及び他国の生産者の情報交換(2015年)

—ASEAN諸国における地理的表示の保護システムに関する経験の共有(2013年)

Activity 5. クリエイティブASEAN (Creative ASEAN) ¹⁵⁷

—創造性の促進における知的財産の役割に関する意識を高めることを目的としたデザインコンペティション

●Component IV : 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 3. ASEAN事務局のIP能力の強化 (Enhanced IP Capacity in the ASEAN Secretariat) ¹⁵⁸

—IP政策及び地域調整に対処するためのASEAN事務局の能力の強化

●TM5悪意の商標出願セミナー<ASEAN6共通>(第3回:2016年3月1日、東京)

(第2回:2014年5月13日、香港)(第1回:2013年10月22日、東京) ^{159, 160, 161, 162}

—日米欧中韓の商標五庁(TM5)の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回TM5悪意の商標出願セミナーでは、EUIPOからASEANでの悪意の商標出願の事例紹介があった。

(4) 支援主体: 中国

●TM5悪意の商標出願セミナー<ASEAN6共通>(第3回:2016年3月1日、東京)

ols-ip-users [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵⁶ 「Enhanced Use of GIs as a Marketing Tool」ECAP3ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhanced-use-gis-marketing-tool> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵⁷ 「Creative ASEAN」ECAP3ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/creative-asean> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵⁸ 「Enhanced IP Capacity in the ASEAN Secretariat」ECAP3ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhanced-ip-capacity-asean-secretariat> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵⁹ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶⁰ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

¹⁶¹ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶² 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

(第2回：2014年5月13日、香港) (第1回：2013年10月22日、東京)^{163, 164, 165, 166}
 一日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。

(5) 支援主体：韓国

●K-ブランド説明会及び招へい研修<ASEAN6 共通> (2017年以降予定)¹⁶⁷

—KIPO は、中国・ASEAN 地域の現地政府との協力により、現地の模倣品取り締まり公務員を対象に K-ブランド説明会及び韓国への招へい研修等を実施する計画である。

●APEC1 村 1 ブランド事業 (One Village One Brand Project) <ASEAN6 共通> (APEC 事業) (2010年～)^{168, 169}

—2010年に APEC 加盟国 21 及び国際機構や NGO 等をソウルに招き、「APEC1 村 1 ブランドセミナー」を開催した。途上国の地域商品のブランド化に向けた支援要請に応じて、2011年4月「APEC1 村 1 ブランド事業 (One Village One Brand Project)」が APEC 承認を受けた。

●適正技術開発 (Appropriate technology development)、適正技術コンペティション (Appropriate Technology Competition) <ASEAN6 共通> (APEC 事業) (2013年～)^{170, 171}

—第36回 APEC 知的財産権専門家会議 (IPEG) (2013年1月)で、韓国は適正技術開発事業モデル発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のための IP 基盤知識シェア議題」を提案して採択された。2013年に、フィリピンで生息するイランイラン木 (Ylang-Ylang Tree) のオイル抽出機を開発した。また、2014年7月に「IP 知識シェア：適正技術コンペティション」の開催に成功した。また、2015年には、インドネシアの Flores Bajawa 地域の特産品であるコーヒーブランドを開発した。

¹⁶³ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶⁴ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

¹⁶⁵ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶⁶ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶⁷ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行)」p.629、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

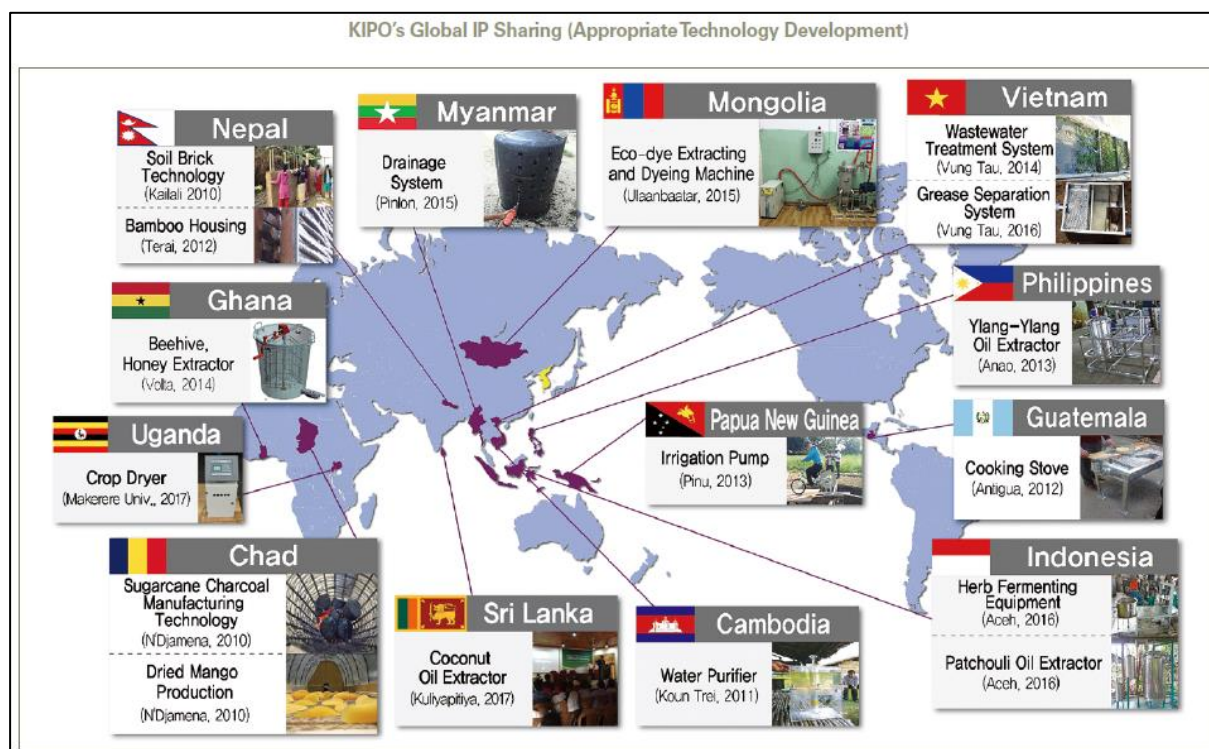
¹⁶⁸ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行)」p.403、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶⁹ 「2017 Annual Report」p.64、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁷⁰ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行)」p.404, 434~435、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁷¹ 「2017 Annual Report」p.61~63、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

2016年には、ベトナムの適正技術コンペティションに参加した技術が選定された。また、2016年にはインドネシアの DGIP から要請された適正技術とブランド事業が支援対象として選定された。



出典：2017 Annual Report (KIPO) 172

- 知的財産に関する WIPO-Korea サマースクール (WIPO-Korea Summer School on Intellectual Property) (民間人向け) (2018年7月、韓国) 173
- 中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想<ASEAN6 共通> (APEC 事業) (2014~2017年) 174
 - 第38回 APEC 知的財産権専門家会議 (IPEG) (2014年2月)で、KIPOは「中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想」を提案して承認された。アンケート調査等を通じて中小企業に対する知的財産権支援政策を共有し(2014~2015年)、APEC基金を活用した研究委託を実施して関連政策に対するマニュアルを製作し(2015~2016年)、APECネットワークを活用して希望する加盟国にコンサルティングを提供する(2017年)ことを骨子としている。
- ゲーム開発者のための第1回著作権ワークショップ (WIPO) (First Copyright Workshop for Game Developers) (2017年11月28~29日、フィリピン) 175

172 「2017 Annual Report」 p.61、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

173 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

174 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行)」 p.404~405、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

175 「IPOPHE PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.40、IPOPHE ウェブサイト内、URL: <https://drive.google.c>

ーゲーム開発者、中国・マレーシア・インドネシア・ベトナム・フィリピンの知的財産庁の代表者、フィリピン民間人らが「クリエイティブ産業における著作権から生計を立てるための小地域ワークショップ（ゲーム開発者のためのビジネスと法的問題）」に参加した。このワークショップは、IPOP HL と大韓民国文化スポーツ観光省（MCST）とが協力して、WIPO によって開催された。

●TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通>（第3回：2016年3月1日、東京）（第2回：2014年5月13日、香港）（第1回：2013年10月22日、東京）^{176, 177, 178, 179}

ー日米欧中韓の商標五庁（TM5）の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。

●知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ」を開発<ASEAN6 共通>（WIPO・中小企業局協力）（2006～2015年）¹⁸⁰

ーKIPO は 2006～2010 年に、国際取引等のビジネス的観点からの知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ（Panorama）」を開発した。2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、6つの国連共用語バージョンを全て完成した。また、タイ語、ベトナム語など17言語で IP パノラマを開発し、世界24言語で普及している。2015年には、IP パノラマ教育内容を基に実際事例を中心に再構成したモバイル知的財産教育コンテンツである「IP パノラマモバイル」を開発し、知的財産教育ポータル IP ディスカバリー（<http://ipdiscovery.net>）を通じて提供している。

●IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業<ASEAN6 共通>（APEC 事業）（2009～2012年）¹⁸¹

ー「IP Xpedite」は、特許情報の検索・分析及び活用等、特許情報に関わる実証的内容に関する知的財産権コンテンツである。APEC 域内各国の知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業」を2009年に実施した。また、後続事業として「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成高級課程」を2010年9月に提案して APEC から事業承認を得た。APEC 加盟国の知的財産権専門家を対象に、オン・オフライン教育（2011年実施）、及び E-learning コンテンツの開発・普及（2010年実施）を行った。同

om/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日：2019年1月23日]

¹⁷⁶ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日：2019年3月7日]

¹⁷⁷ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日：2019年2月7日]

¹⁷⁸ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日：2019年3月7日]

¹⁷⁹ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日：2019年3月7日]

¹⁸⁰ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）」p.429、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日：2019年1月21日]

¹⁸¹ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）」p.403～404, 429～430、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日：2019年1月21日]

プログラムはタイ語に翻訳・活用された。

(6) 支援主体：WIPO

- グローバル・イノベーション・インデックス・カンファレンス 2017 (Global Innovation Index Conference 2017) (民間人向け) (2017年9月、インドネシア)¹⁸²

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

<ERIA-ASEAN><ASEAN6 共通>

- 「ASEAN 各国知財庁の出願件数の予測と政策提言」に関する研究 (2016年度～)^{183, 184}
- 「ASEAN 経済と知的財産権」 「模倣品が ASEAN 各国経済に与える影響」に関する研究 (2013年度)^{185, 186}
- 「中小企業の知的財産権活用に関する研究—日本をモデルとして」 (2012年度)^{187, 188}

<豪州-インドネシア>

- IP マーケティングと評価に関する WIPO-Australia FIT (Funds-In-Trust) ナショナルワークショップ (WIPO/FIT Australia National Workshop on IP Marketing and Valuation) (WIPO) (2017年7月、インドネシア)¹⁸⁹

1.2.5 会合・イベント等

(1) 支援主体：日本

- 日 ASEAN 特許庁長官会合<ASEAN6 共通> (2012年～毎年)¹⁹⁰
第8回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2018年9月、シンガポール)
第7回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2017年5月、金沢)

¹⁸² 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹⁸³ 「日アセアン間の知財に関する協力プログラムを強化しました～第6回日アセアン特許庁長官会合の結果について～」経済産業省ウェブサイト内、URL: <http://www.meti.go.jp/press/2016/07/20160720002/20160720002.html> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁸⁴ 「日アセアン間の知財に関する協力プログラムを強化しました～第8回日 ASEAN 特許庁長官会合の結果について～」経済産業省ウェブサイト内、URL: <http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180906003/20180906003.html> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁸⁵ 「日本国特許庁の アセアンに対する知的財産協力 (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.30、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-1.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁸⁶ 「ジャカルタで ASEAN 知財協力を考える (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.34、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁸⁷ 「日本国特許庁の アセアンに対する知的財産協力 (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.30、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-1.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁸⁸ 「ジャカルタで ASEAN 知財協力を考える (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.34、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁸⁹ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹⁹⁰ 「日アセアン」 JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

- 第6回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2016年7月、バリ)
- 第5回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2015年5月、奈良)
- 第4回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2014年7月、ベトナム)
- 第3回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2013年4月、京都)
- 第2回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2012年7月、シンガポール)
- 第1回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2012年2月、東京)

- DGIP 局長と JPO 長官が会談 (2018年2月、WIPO ハイレベルフォーラム)¹⁹¹
 ーインドネシアへの審査官の中長期派遣、インドネシアの法改正、IT 化や審査官向け研修支援について議論した。
- DGIP からの訪問団を受入れ (2016年度)¹⁹²
 ーマドリッド協定議定書加盟を含む商標制度に関する意見交換等を行った。
- 第2回日インドネシア知財フォーラムを開催 (2016年10月、東京)¹⁹³
 ー両国の知財関係者が知財環境を取り巻く最新状況を共有。
- 第1回日インドネシア知財フォーラムを開催 (2015年10月、インドネシア・ジョグジャカルタ)¹⁹⁴

(2) 支援主体：米国

- 第6回 IP 犯罪執行・ネットワーク会合 (Sixth Meeting of the IP Crimes Enforcement Network) <ASEAN6 共通> (2018年9月12~14日、香港)¹⁹⁵
- 第1回 ASEAN IPR 執行・ネットワーク会議 (1st ASEAN IPR Enforcement Network Meeting) <ASEAN6 共通> (2017年9月11日、タイ・バンコク)¹⁹⁶
 ーASEAN IPR 執行専門家ネットワーク (ASEAN Network of IPR Enforcement Experts : ANIEE) の最初の会議の議長を Josephine R. Santiago 氏が務めた。ANIEE は、ASEAN ワーキンググループ (AWGIPC) によって任務を負い、ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 に基づく IPR 執行・イニシアチブの実施に着手する。2019年4月までの2年間、執行に関する共同国擁護者としてフィリピンから ANIEE の議長が任命された。会議は、米国特許商標庁 (USPTO) と米国司法省 (US DOJ) の支援を受けて開催され、ASEAN 加盟国の知的財産庁、司法機関、税関当局、警察、貿易、商業関係者からの代表者が出席した。

¹⁹¹ JPO 「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.275、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁹² JPO 「特許行政年次報告書 2017年版<本編>」 p.292、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁹³ JPO 「特許行政年次報告書 2017年版<本編>」 p.292、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁹⁴ JPO 「特許行政年次報告書 2016年版<本編>」 p.309、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁹⁵ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」 USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁹⁶ 「IPOPHER PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.61、IPOPHER ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

(3) 支援主体：欧州

- 欧州－ASEAN 定期長官級会合<ASEAN6 共通> (2003年～) ¹⁹⁷

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通> (2012～2017年) ¹⁹⁸

- プロジェクト運営委員会 (Fifth and Final Project Steering Committee) (ECAP III)
(第5回：2017年2月17日、ラオス) (第4回：2016年3月23日、タイ) (第3回：2015年3月12日、ブルネイ・ダルサラーム) (第2回：2014年2月25日、カンボジア) (第1回：2013年3月15日、ラオス)
- ASEAN-EUIPO 知財長官会合 (Third ASEAN-EUIPO Heads of IP Offices Meeting) (ECAP III) (第3回：2016年7月21日、インドネシア) (第2回：2015年10月2日、スペイン) (第1回：2014年5月26～28日、スペイン)
- ASEAN 合同協議会 (Joint ASEAN Consultation Meeting May 2016) (ECAP III) (2016年5月17～19日、マレーシア) (2015年3月16～18日、タイ)
- ASEAN の商標と IT の合同協議会 (Joint ASEAN Trademark and IT Consultation Meeting) (ECAP III) (2016年10月24～26日、カンボジア) (2015年11月11～13日、ベトナム)
- ASEAN 商標協議会 (ASEAN Trademark Consultation Meeting) (ECAP III) (2014年11月13～14日、フィリピン) (2014年9月1～4日、ブルネイ・ダルサラーム)
- ASEAN 知財庁 IT 合同協議会 (ASEAN IP Offices IT Consultation Meeting) (ECAP III) (2014年4月23～25日、インドネシア)
- ASEAN カクテルレセプション (ASEAN Cocktail Reception) (ECAP III) (2014年9月24日、スイス) (2013年9月25日、スイス)
- ECAP III バンコクオフィスの開設セレモニー (Opening of the ECAP III Office in Bangkok) (ECAP III) (2013年7月12日)

(4) 支援主体：中国

- 中国－ASEAN 知財庁長官会合<ASEAN6 共通> (2010年～毎年) ¹⁹⁹
第9回中国－ASEAN 長官会合 (2018年9月5日、シンガポール) ²⁰⁰
第8回中国－ASEAN 長官会合 (2017年9月) ²⁰¹
第7回中国－ASEAN 長官会合 (2016年11月、マレーシア) ²⁰²

¹⁹⁷ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題 (2012年3月)」 p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryoutou_01.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁹⁸ 「Events」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/events> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

¹⁹⁹ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題 (2012年3月)」 p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryoutou_01.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

²⁰⁰ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」 Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

²⁰¹ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

²⁰² 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

第6回中国－ASEAN 長官会合（2015年7月、北京）²⁰³

第5回中国－ASEAN 長官会合（2014年6月）²⁰⁴

第4回中国－ASEAN 長官級会合（2013年6月、北京）²⁰⁵

●SIPO 局長が DGIP 局長と会談（2018年4月20日、中国）²⁰⁶

－中国国家知的財産局（SIPO）局長 Shen Changyu は、2018年中国知的財産権保護ハイレベルフォーラムに招待されたインドネシア知的財産総局（DGIP）局長 Freddie Harris と会談し、パートナーシップと共通の利益をもたらす知的財産との関係について詳細に議論した。

●SIPO 局長が DGIP を訪問・局長会談（2013年11月、インドネシア）²⁰⁷

－SIPO 局長 Tian Lipu が代表団を率いてインドネシアを訪問し、インドネシア人権法務大臣 Amir Shan Sudin と DGIP 局長 Ahmad Mujahid Riley と会談を行った。双方は、共通の関心事及び中国－インドネシア知的財産協力に関する問題について詳細な見解を交換し、SIPO-DGIP 知的財産協力行動計画 2013-2014 に署名した。

●SIPO 局長が DGIP 局長と会談（2012年9月10日、北京）²⁰⁸

－SIPO 局長 Tian Lipu 氏は、北京で DGIP 局長 Ahmad Mujahid Riley 氏と会談した。双方がコミュニケーションと協力をさらに強化し、公正かつバランスのとれた両国の知的財産制度の整備を共同で促進することが要望された。

（5）支援主体：韓国

●韓国－ASEAN 知的財産庁長官会合＜ASEAN6 共通＞（2018年～定例化予定）²⁰⁹

●韓国－ASEAN 知的財産高官レベル会談＜ASEAN6 共通＞（2017年11月15日、フィリピン）²¹⁰

－KIPO 次長が首席代表として出席し、KIPO は韓国－ASEAN 知的財産庁長官会合の定例化、協力覚書の締結などを提案した。今後の重点協力項目として KIPO の審査結果を ASEAN 諸国が活用する方策、ASEAN 諸国のための知的財産権戦略に対するコンサルティングの提供、ASEAN 中小企業向け知的財産権活用能力の向上に

セス日：2019年1月19日]

²⁰³ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日：2019年1月19日]

²⁰⁴ 「中国国家知的財産権局 2014年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.85～86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日：2019年1月19日]

²⁰⁵ 「第四届中国－东盟知识产权局局长会议开幕」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020697.htm> [最終アクセス日：2019年1月19日]

²⁰⁶ 「申长雨会见印度尼西亚法律人权部知识产权总司司长一行」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1123527.htm> [最終アクセス日：2019年1月19日]

²⁰⁷ 「田力普对印度尼西亚进行工作访问」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020715.htm> [最終アクセス日：2019年1月19日]

²⁰⁸ 「田力普会见印度尼西亚知识产权局局长一行」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020666.htm> [最終アクセス日：2019年1月19日]

²⁰⁹ 「韓国 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/171123.html> [最終アクセス日：2019年1月21日]

²¹⁰ 「韓国 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/171123.html> [最終アクセス日：2019年1月21日]

関する教育などを示した。KIPOは、今回のASEAN+1高官レベル会談に出席したことを契機に、フィリピン、ベトナム、ブルネイとも高官レベル会談を行い、ASEAN加盟国との二国間協力も推進した。フィリピンとは、知的財産の全分野における協力拡大を約束する「包括的知的財産権協力に関する覚書」を交わした。

- 南アジア・東南アジア・イラン各国の知的財産権長官会合（Heads of Intellectual Property Office Conference）＜ASEAN6共通＞（2017年4月、韓国・大田）²¹¹、²¹²
 - －KIPOは、「クライアント中心のIPサービス」というテーマで、南アジア、東南アジア、イラン各国の知的財産権長官会合（HIPOC）を韓国・大田で開催し、13か国のIP長官やのWIPO副長官Mario Matus氏らが参加した。知的財産権政策の経験共有や知的財産権管理のリーダーシップの奨励など、様々な内容について議論が行われた。

- ASEAN+1局長級会合＜ASEAN6共通＞（2017年2月16日、ラオス・ビエンチャン）²¹³

－KIPOは、韓国企業の出願に対する優先審査や執行取り締まりの情報共有、知的財産権法教育のコンサルティングなど、多様な協力分野を提示した。ASEAN側も韓国の知的財産権と経済発展に関する経験・ノウハウの共有を強く希望しており、特に教育訓練、知的財産権の活用策、知的財産権認識向上キャンペーン等について高い関心を示した。双方は、知的財産分野の包括的協力に関する了解覚書を年内に締結し、韓国とASEANの知的財産庁長官会合を定期的に開催することで合意した。

（6）支援主体：WIPO

- AWGIPCがWIPOシンガポール事務所（WSO）を訪問＜ASEAN6共通＞（2018年9月7日、シンガポール）²¹⁴

－ASEAN10カ国から25人以上の参加者、及びASEAN事務局から3人のスタッフが、1週間にわたる第56回AWGIPC（ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation）会議の最後の議題項目で、WIPOシンガポール事務所（WSO）へ訪問した。DGIPのDede Mia Yusanti氏がAWGIPCを代表した。WIPOは、AWGIPCがASEAN知的財産権行動計画2016-2025の枠組みの中で成果を出すのを支援し続けることを約束した。

<WIPO「Technical Assistance Database」から得られた情報>²¹⁵

- WIPOシンガポール事務所（WSO）主催のIP技術支援プロバイダー（IP technical

²¹¹ 「2017 Annual Report」p.67、KIPOウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²¹² 「特許庁、アジア13カ国の特許庁長カンファレンスを開催」JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/7aa3925b85dc9626.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²¹³ 「特許庁、ASEANとの知財権協力を拡大」JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/5f774b28d4b59964.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²¹⁴ 「ASEAN・WIPO Consultation a Great Success」WIPOウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0006.html [最終アクセス日: 2019年2月8日]

²¹⁵ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPOウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

assistance providers : IPTAPs) の非公式会合<ASEAN6 共通> (2013 年以降 7 回目) (2018 年 9 月 6 日、シンガポール)²¹⁶

－EU の知的財産庁、INPI (フランス産業財産庁)、IP Australia (オーストラリア知的財産庁)、JETRO、UKIPO (英国知的財産庁)、米国特許商標庁 (USPTO) の代表者が出席し、ASEAN 地域に素晴らしい貢献を提供し、協力し続ける意欲を示した。

●TISC (Technology and Innovation Support Center) ネットワークの展開に関する ASEAN 地域会議・WIPO 地域会議 (ASEAN Regional Meeting on Developing the Regional TISC Network and the WIPO Regional Meeting on Establishing a Search Mentoring Framework within the ASEAN Regional TISC Network) (2017 年 9 月 13 日、ミャンマー)

●アジアの IP 講師と研究者のための WIPO-WTO 会議 (WIPO-WTO Colloquium for IP Teachers and Researchers in Asia) (2017 年 2 月、シンガポール)

●DGIP との技術プロジェクト会議、データクリーニングプロジェクト運営レビュー (Technical Project Meeting and Operational Reviews of Data Cleaning Project) (2017 年 8 月、インドネシア)

－DGIP ビジネスサービスを支援するための年間作業計画の審議及び合意 (Discuss and agree on the annual work plan to support DGIP business services)

－DGIP におけるデータクリーニングプロジェクトの進捗状況のレビュー (Review of the operational progress on the Data Cleaning Project at DGIP)

－DGIP との今後の協力活動についての議論 (Discuss future cooperation activities with DGIP)

●技術支援とキャパシティビルディングに関する第 19 回円卓会議：経験・ツール・方法論の共有、開発と知的財産に関する委員会 (Roundtable on Technical Assistance and Capacity Building: Sharing Experiences, Tools and Methodologies AND Committee on Development and Intellectual Property (CDIP) : Nineteenth Session) (2017 年 5 月、スイス)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

1.2.6 協力覚書等

(1) 支援主体：日本

●「2018 年度日 ASEAN 知財アクションプラン」<ASEAN6 共通> (2018 年 9 月、第 8 回日 ASEAN 特許庁長官会合)²¹⁷

²¹⁶ 「Cooperation and Collaboration Key Themes in WSO Meeting」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0009.html [最終アクセス日: 2019 年 1 月 28 日]

²¹⁷ 「第 8 回日 ASEAN 特許庁長官会合の結果について」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokus>

- －先端技術分野における特許マニュアル（特許審査基準）の改訂／作成協力
- －東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）による、ASEAN 各国知財庁の出願件数の予測と政策提言に関する研究
- －国際出願制度（マドリッド・プロトコル／ハーグ協定）の加盟／運用協力
- －人材育成、審査業務管理に関する協力
- －知財の商業化、知財の普及啓発に関する協力
- 「日 ASEAN 知的財産権行動計画 2017-2018」「日 ASEAN 知財共同声明」＜ASEAN6 共通＞（2017年5月、第7回日 ASEAN 特許庁長官会合）²¹⁸
- 「日 ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2017」＜ASEAN6 共通＞（2016年8月、第6回日 ASEAN 特許庁長官会合）²¹⁹
- 審査能力の強化や庁内運用支援等を含む JPO-DGIP 協力覚書（2014年8月）²²⁰
- JPO とアセアン各国の知的財産庁との間で知的財産に関する協力覚書を締結＜ASEAN6 共通＞（2012年7月、第2回日アセアン特許庁長官会合）²²¹
 - －人材育成や IT 化支援、商標や意匠に関する国際協定への加盟支援、国民の知財意識向上等による模倣品対策等。

(2) 支援主体：米国

- 貿易・投資枠組み協定（TIFAs）交渉中²²²
 - －USPTO は、米国通商代表部（USTR）がインドネシア、タイ、ベトナムとの貿易・投資枠組み協定（TIFAs）交渉を進める上で必要な IP の技術的専門知識を提供する。
- サイバーセキュリティ協力に関する ASEAN－米国首脳声明（ASEAN-United States Leaders' Statement on Cybersecurity Cooperation）＜ASEAN6 共通＞（2018年11月15日、第6回 ASEAN-US サミット（シンガポール））²²³
 - －1～7, 9～13（省略）
 - －8. デジタル経済に対する信頼と自信を築く政策を通じて経済成長を促進する。例えば、消費者保護、知的財産権及びサイバーセキュリティを強化する枠組み、管轄区域を越えた効果的な個人データ保護の促進、教育や技術力等の分野における政策の枠組み等。

ai/nichiasean/asean2018.html [最終アクセス日：2019年3月7日]

²¹⁸ JPO「特許行政年次報告書 2018年版＜本編＞」p.275、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日：2019年3月7日]

²¹⁹ JPO「特許行政年次報告書 2017年版＜本編＞」p.290、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日：2019年3月7日]

²²⁰ JPO「特許行政年次報告書 2017年版＜本編＞」p.292、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日：2019年3月7日]

²²¹ 「第2回日アセアン特許庁長官会合の結果について」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2012.html> [最終アクセス日：2019年3月7日]

²²² 「USPTO annual reports (Fiscal Year 2017 PAR)」p.79、USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports> [最終アクセス日：2019年1月16日]

²²³ 「ASEAN-United States Leaders' Statement on Cybersecurity Cooperation」U.S. Mission to ASEAN ウェブサイト内、URL: <https://asean.usmission.gov/asean-united-states-leaders-statement-on-cybersecurity-cooperation/> [最終アクセス日：2019年1月17日]

(3) 支援主体：欧州

- EU-インドネシア包括的経済連携協定（知的財産権の保護と執行を含む）交渉中（2016年から交渉開始）²²⁴

(4) 支援主体：中国

- 中国-ASEAN 知的財産権協力計画 2018-2019 (China-ASEAN IPR cooperation plan for 2018-2019) に合意<ASEAN6 共通>（2018年9月5日、第9回中国-ASEAN 長官会合）²²⁵
 - キャパシティビルディングの強化、知的財産登録・審査の質及び効率の向上、民間の IP 交流及び相互作用の促進、知的財産価値の実現、伝統医学情報データベースの構築、商標・地理的表示分野における協力の積極的な探求等を推進する。
- 中国-ASEAN 知的財産権協力計画 (China-ASEAN IPR cooperation plan) 2017-2018, 2016-2017, 2015-2016, 2014-2015 に合意<ASEAN6 共通>（2017年9月、第8回中国-ASEAN 長官会合）（2016年11月、第7回中国-ASEAN 長官会合）（2015年11月、第6回中国-ASEAN 長官会合）（2014年6月、第5回中国-ASEAN 長官会合）^{226, 227, 228, 229}
- SIPO-DGIP 知的財産協力行動計画 2013-2014 に署名（2013年11月、SIPO-DGIP 局長会談）²³⁰
- 中国-ASEAN 知的財産協力に関する了解覚書（MOU）に署名<ASEAN6 共通>（2009年）²³¹

²²⁴ 「EUROPEAN COMMISSION: COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT (Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries) (Brussels, 21.2.2018)」 p.17, European Commission ウェブサイト内、URL: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/march/tradoc_156634.pdf [最終アクセス日: 2019年1月19日]

²²⁵ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」 Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

²²⁶ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

²²⁷ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

²²⁸ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

²²⁹ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.85~86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

²³⁰ 「田力普对印度尼西亚进行工作访问」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjw/1/1020715.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

²³¹ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」 Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

(5) 支援主体：韓国

- KIPO-ASEAN 知的財産協力覚書 (MOC) に署名<ASEAN6 共通> (2018年3月27日)²³²

ーブルネイ・ダルサラームで、ASEAN各国の知的財産庁長官と韓国知的財産庁(KIPO)長官によって署名された。覚書に基づき、相互協力のための制度的な枠組みを確立する。情報交換、IP統計データ、ワークシェアリング、IP自動化システム開発、特許・商標・意匠を含むIPデータベースの強化等の様々な分野での経験と知識の共有等が含まれている。

- ASEAN+1 枠組み協定 (ASEAN + 1 framework) <ASEAN6 共通> (2017年2月)²³³

ー2017年2月、4年間の議論の末、ASEAN+1 枠組み協定が締結された。ASEAN地域のIPRインフラ整備事業と韓国企業の知的財産権の保護がさらに強化される。

- インドネシア特許情報化事業支援のためのKIPO-DGIP技術協力了解覚書(MOU)を締結(2010年4月)²³⁴

- インドネシア特許情報システム構築協力のためのKIPO-DGIP了解覚書(MOU)を締結(2007年9月)²³⁵

- 韓国-ASEAN自由貿易協定を締結<ASEAN6 共通>(2007年6月1日発効)²³⁶
ー知的財産保護強化、知的財産権分野の情報交換及び協力強化等が含まれている。

- KIPO-DGIP包括的協力の了解覚書(MOU)を締結(2003年8月)²³⁷

(6) 支援主体：WIPO

- インドネシアの国家知的財産戦略(National Intellectual Property Strategies)の策定への支援に関する了解覚書(MOU)(2016年10月4日、スイス・ジュネーブ)²³⁸

ー2016年10月4日、WIPOのDr. Francis Gury長官とインドネシアの人権法務大臣Yasonna H. Laolyは、WIPOによるインドネシアの知的財産戦略の策定への支援に関する了解覚書(MOU)に署名した。

(7) 支援主体：その他(豪州、英国、ERIA等)

<シンガポール-インドネシア>

- IPOS-DGIP 知的財産分野におけるキャパシティビルディングに関する了解覚書

²³² 「ASEAN, KIPO sign memorandum on intellectual property」ASEAN事務局ウェブサイト内、URL: <https://asean.org/asean-kipo-sign-memorandum-on-intellectual-property/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²³³ 「2017 Annual Report」p.67、KIPOウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²³⁴ 「2016年度知的財産白書(2017年発行)」p.426、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²³⁵ 「2016年度知的財産白書(2017年発行)」p.426、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²³⁶ 「2016年度知的財産白書(2017年発行)」p.412、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²³⁷ 「2016年度知的財産白書(2017年発行)」p.426、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²³⁸ 「LKIP (Laporan Kinerja Instansi Pemerintah) DJKI 2017」p.66、URL: <http://e-book.dgip.go.id/media-hki/file-media/lainnya/tahunan-djhki/LAKIP%202017/mobile/index.html> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

(MOU) に署名 (2015年10月6日、スイス・ジュネーブ) ²³⁹

Article3 : 技術協力 (Technical Cooperation) の分野

- －スタディビジット・セミナー・OJT・スタッフ派遣を通じたベストプラクティスの交換 (IP 出願促進とバックログ低減、遺伝子資源・伝統的知識・伝統的文化表現の保護、著作権管理団体の管理を含む著作権制度の運営、IP 専門家育成のためのコンピテンシーフレームワーク構築、IP 商業化・評価・技術移転)
- －マドリッドプロトコルの加盟と管理の経験の共有
- －管理・審査手続きの品質管理
- －IT 管理、プロセスフロー、データベース管理・交換
- －DGIP&IPOS 職員及び一般の人々のための IP 研修とワークショップ
- －知的財産紛争の仲裁及び代替紛争解決の推進
- －DGIP&IPOS 職員の IP アカデミー間の交流促進
- －その他、相互の懸念事項

1.2.7 支援実績 (年間)

(1) 支援主体 : 日本

●人材育成協力の実績²⁴⁰

- －専門家派遣 (2017年度) : インドネシア (4名)
- －専門家派遣 (2017年度までの総数) : インドネシア (116名)
- －短期/中期研修生・長期研究生受入 (2017年度) : インドネシア (65名)
- －短期/中期研修生・長期研究生受入 (2017年度までの総数) : インドネシア (870名)

●国際審査協力*の実績 (2000年4月～2018年3月末累積) ²⁴¹

: インドネシア (派遣 : 6名、中長期派遣 : 3名)

*国際審査協力は、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、JPO の審査実務・審査結果の他庁への普及、質の高いレベルでの審査の調和、特許分類の調和、JPO の施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000年4月から2018年3月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを29の知財庁・組織と行っている。

(2) 支援主体 : 米国、欧州、中国、韓国、WIPO、その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

²³⁹ 「MEMORANDUM OF UNDERSTANDING DJKI-IPOS 2015」 URL: <http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/KSLN/Memorandum%20of%20Understanding%20DJKI-IPOS%202015.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

²⁴⁰ JPO 「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.315、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

²⁴¹ JPO 「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.134、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

1.2.8 五庁及びWIPO等の支援手法

(1) 支援主体：日本

<ASEAN6 共通>

- 短期／中期研修生／長期研究生の招へい²⁴²
- 専門家派遣（短期／中期／長期）²⁴³
- セミナー・ワークショップ等²⁴⁴
- E-learning（英語）²⁴⁵

(2) 支援主体：米国

<ASEAN6 共通>*

- 招へい研修²⁴⁶
- セミナー・ワークショップ等²⁴⁷
- E-learning（英語、スペイン語、フランス語、アラビア語、ロシア語等）^{248, 249}

*USPTO は、グローバル知的財産アカデミー（*Global Intellectual Property Academy: GIPA*）を通じて、知的財産の研修プログラムを提供している。2018年度には、7,240人を超える参加者（83か国の3,950人を超える外国政府職員を含む）に研修を実施した。²⁵⁰

(3) 支援主体：欧州

<ASEAN6 共通>

- セミナー・ワークショップ等²⁵¹

²⁴² JPO「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

²⁴³ JPO「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

²⁴⁴ JPO「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

²⁴⁵ 「E-learning of IPR」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/e-learning/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

²⁴⁶ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

²⁴⁷ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

²⁴⁸ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

²⁴⁹ 「IP eLearning modules」USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/global-intellectual-property-academy-gipa/uspto-webinars-and-ip-e-learning> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

²⁵⁰ 「USPTO annual reports (Fiscal Year 2018 PAR)」p.3, 91、USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

²⁵¹ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyo

●E-learning (英語)²⁵²

－欧州の特許制度等に関するオンラインコース（個別指導コースと自習型コース）がある。特許検索、特許申請、特許法とプラクティス、ビジネスにおける知的財産等のトピックスに関するオンライン学習教材が提供されている。

(4) 支援主体：中国

<ASEAN6 共通>

●招へい研修²⁵³●セミナー・ワークショップ等^{254, 255}●E-learning (英語)^{256, 257, 258}

－中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）は、1997年に設立されたSIPOの直属単位であり、審査官だけでなく、専利代理人、出願人、地方知識産権局職員、地方政府幹部、裁判官、教育機関、東南アジアや中東アフリカ諸国の知財関係者等も対象として研修を行っている。ウェブサイトではeラーニングを無償提供している。

(5) 支援主体：韓国

<ASEAN6 共通>

●招へい研修²⁵⁹●セミナー・ワークショップ等^{260, 261}

u/h24_report_05.pdf [最終アクセス日：2019年3月7日]

²⁵² 「e-learning centre」EPOウェブサイト内、URL: <https://e-courses.epo.org/> [最終アクセス日：2019年1月16日]

²⁵³ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日：2019年1月19日]

²⁵⁴ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPOウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日：2019年3月7日]

²⁵⁵ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日：2019年1月19日]

²⁵⁶ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPOウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日：2019年3月7日]

²⁵⁷ 「CHINA INTELLECTUAL PROPERTY TRAINING CENTER」CIPTCウェブサイト内、URL: <http://elearning.ciptc.org.cn/public/index?v=0&r=0> [最終アクセス日：2019年1月19日]

²⁵⁸ 「中国国家知識産権局（SIPO）における人材育成について（tokugikon, 2012.8.21. no.266）」p.32～38、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/266/266tokusyu6.pdf> [最終アクセス日：2019年1月30日]

²⁵⁹ 「2017 Annual Report」p.65、KIPOウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日：2019年1月21日]

²⁶⁰ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPOウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日：2019年3月7日]

²⁶¹ 「2017 Annual Report」p.65、KIPOウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日：2019年1月21日]

●E-learning (英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大 24 言語)^{262, 263}

－WIPO・中小企業局と協力して開発した知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ (Panorama)」は、2009 年アラビア語、2010 年スペイン語、フランス語、2012 年中国語、2013 年ロシア語を発売し、6 つの国連公用語バージョンを全て完成した。タイ語、ベトナム語等を含む世界 24 の言語で提供している。

(6) 支援主体 : WIPO

<ASEAN6 共通>

●セミナー・ワークショップ等²⁶⁴●E-learning (英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大 10 言語)^{265, 266}

－WIPO は、1999 年からプロフェッショナルや初学習者の方々に、知的財産 (IP) のあらゆる側面をカバーする遠隔学習 (distance learning : DL) コースを提供している。アラビア語、中国語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語等、最大 10 か国語でオンライン IP コースが提供されている。

(7) 支援主体 : その他 (豪州、英国、ERIA 等)

<豪州－ASEAN><ASEAN6 共通>

●専門家派遣等²⁶⁷●セミナー・ワークショップ等²⁶⁸

●E-learning (英語)

－地域特許審査研修 (Regional patent examination training: RPET) プログラム (WIPO)²⁶⁹

PCT サーチ・審査にフォーカスした海外特許庁向けの包括的なオンライン特許審査研修プログラム。RPET は、ASEAN-Australia-NewZealand 自由貿易協定 (AANZFTA) 経済協力作業計画の下で、世界知的所有権機関 (WIPO) の支援を受けて実施されている。

²⁶² 「IP e-Learning」KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=91012&catmenu=ek02_03_03_02 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

²⁶³ 「2016 年度 知的財産白書 (2017 年発行)」p.429、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

²⁶⁴ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013 年 2 月)」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

²⁶⁵ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013 年 2 月)」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

²⁶⁶ 「Distance Learning」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/ [最終アクセス日: 2019 年 1 月 24 日]

²⁶⁷ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013 年 2 月)」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

²⁶⁸ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 25 日]

²⁶⁹ 「Regional patent examination training」IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement/regional-patent-examination-training> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 24 日]

<英国-ASEAN><ASEAN6 共通>

●セミナー・ワークショップ等²⁷⁰

1.2.9 五庁及びWIPO等の知財専門駐在員（政府職員の駐在員）

（1）支援主体：日本

●日本貿易振興機構（JETRO）のタイ事務所、シンガポール事務所に特許庁から駐在員を派遣^{271, 272}

－ASEAN 諸国における知的財産権に関する様々な活動（セミナー、相談業務等）を行っている。

●独立行政法人国際協力機構（JICA）のインドネシア事務所に特許庁から長期専門家を派遣²⁷³

（2）支援主体：米国

●ASEAN 事務局に USPTO スタッフを常駐^{274, 275}

●タイ（バンコク）の米国大使館に IP 専門大使（IP Attachés）を派遣²⁷⁶

－ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、及びベトナムを含む東南アジア諸国における米国特許商標庁（USPTO）の活動を管轄している。

（3）支援主体：欧州

●ECAP バンコクオフィスに EUIPO（旧 OHIM）職員を派遣^{277, 278}

－ECAP プロジェクトは、タイ知的財産局（DIP）のプロジェクトオフィスのチームと、スペイン・アリカンテの欧州連合知的財産庁（EUIPO）本部のチームからなるプロジェクト管理チーム（PMT）を通じて EUIPO によって実施されている。バン

²⁷⁰ 「IPOP HL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.51、IPOP HL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

²⁷¹ 「JETRO バンコクでの駐在を終えて (tokugikon, 2018.5.31. no.289)」 p.21～36、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/289/289tokusyu2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月15日]

²⁷² 「ジェトロ・バンコク事務所の活動」 JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/th_bangkok/about.html [最終アクセス日: 2019年1月29日]

²⁷³ 「インドネシア知的財産権総局に赴任して (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.65～68、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-6.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月15日]

²⁷⁴ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題 (2012年3月)」 p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryu_01.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

²⁷⁵ 「International Intergovernmental Organizations」 USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learn/ing-and-resources/ip-policy/international-intergovernmental-organizations> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

²⁷⁶ 「IP Attaché — Thailand」 USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/intellectual-property-rights-ipr-attach-program/ip-attach-thailand> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

²⁷⁷ 「Ignacio de Medrano Caballero」 IPnexus ウェブサイト内、URL: <https://secure.ipnexus.com/en/directory/profiles/2752> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

²⁷⁸ 「Project Management Team」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/project-management-team> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

コクのチームは、ASEAN 地域におけるプロジェクト活動の全体的な計画と実施、ASEAN のカウンターパート（事務局と加盟国）との関係を担当している。

(4) 支援主体：中国

該当情報なし。

(5) 支援主体：韓国

●海外知識財産センター（IP-DESK）：タイ（バンコク）、ベトナム（ホーチミン）、インドネシア^{279, 280, 281}

—KIPO は、海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外知識財産センター（IP-DESK）事業を運営している。2008 年、知識経済部と特許庁の共同運営を始めに、2009 年からは特許庁が単独で中国、タイ、ベトナムなど7つの地域で IP-DESK を運営した。2012 年 LA、2013 年ニューヨーク、2014 年フランクフルト、2015 年東京、2016 年西安、2017 年インド・ニューデリーとインドネシア・ジャカルタに IP-DESK を追加開所し、2017 年 12 月現在で 8 か国、14 か所で IP-DESK を運営している。

<表IV-2-1> 2016年 IP-DESK 支援状況

細部事業	2016年	中国						タイ	ベトナム	米国		ドイツ	日本
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	西安	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	東京
知的財産権相談	6,841	417	862	682	700	519	55	371	468	1,195	577	475	520
出願	1,634	245	151	158	179	20	70	151	147	53	51	108	50
侵害調査	15	0	2	2	0	1	0	0	1	4	0	5	0
説明会	55	3	3	2	13	1	3	0	1	10	10	6	3
協力チャンネル	190	18	4	7	30	25	21	39	5	7	22	3	9
情報提供	514	25	14	14	26	47	30	75	15	178	54	26	10

(単位：件)

出典：2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）²⁸²

²⁷⁹ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」p.361～363、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²⁸⁰ 「2017 Annual Report」p.56、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²⁸¹ 「特許庁、補正予算で IP-DESK、IP コンサルティングを拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/17072601.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²⁸² 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」p.363、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

(6) 支援主体：WIPO

●WIPO シンガポール事務所 (WSO) ²⁸³

－ASEAN IPR 行動計画 (ASEAN IPR Action Plan) 2016～2025 の実施を支援している (特に戦略目標 2 と 3)。

戦略目標 3「拡張された包括的な ASEAN IP エコシステムの開発 (An expanded and inclusive ASEAN IP Ecosystem is developed)」

戦略目標 2「ASEAN 経済共同体の強化に貢献するために開発された地域 IP プラットフォームとインフラストラクチャ (Regional IP platforms and infrastructures are developed to contribute to enhancing the ASEAN Economic Community)」

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

²⁸³ 「Program and Budget for the 2018/19 biennium」 p.163、WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/budget/pdf/budget_2018_2019.pdf [最終アクセス日: 2019年1月24日]

2 国内現地ヒアリング調査

2.1 概要

ASEAN6 への出願を行っている国内企業 7 か所、国内特許法律事務所 3 か所の計 10 か所に対して事前質問票を送付し、その回答に関してさらにヒアリング調査を行った。以下では、事前質問票とヒアリングの回答を掲載する。

出願権利化を考える際に留意している点に関して、特許について、審査が遅い国であるため PPH 等の早期審査制度を利用することを前提としているとの意見が多く聞かれた。

(4 者 (40%))。また、誤訳を防ぐことに留意しているとの意見があった (2 者 (20%))。インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地代理人の事務レベルが高くない場合があるので、信頼のおける現地代理人の選定に留意している等の意見があった (2 者 (20%))。

出願から登録までの手続において、特許について、登録までの期間が長い (5 者 (50%))、PPH や ASPEC を試してみたが早期に登録にならなかった (4 者 (40%)) 等の意見が多く聞かれた。また、商標の登録までの期間が長いとの意見が多く聞かれた (4 者 (40%))。また、登録証が発行されるまで時間がかかりすぎるとの意見もあった。

また、インドネシア、タイ、ベトナムでは誤訳の問題は顕在化していないものの今後留意すべきとの意見があった (1 者 (10%))。

登録から権利の消滅までの手続等において、特許の年金の支払手続に関して困っている又は改善して欲しいとの意見が一定数あった (3 者 (30%))。年金の支払い催促への対応に苦慮しているとの企業も複数あった。また、特許発明の実施義務に困っている又は改善して欲しいとの意見があった (2 者 (20%))。実施義務の免除申請の詳細が依然として不明で困っている等の意見もあった。

審判等の手続において、商標の審判が長期化する点に困っている又は改善して欲しい (2 者 (20%)) との意見があった。

現地知財庁のユーザー向けシステム (検索 DB) に関して、特許について、書誌事項しか収録されていない (3 者 (30%))、公報収録率が低い (2 者 (20%))、英語対応が不十分 (2 者 (20%)) 等の意見が聞かれた。特許公報の詳細が収録されていないとの意見もあった。また、商標について、英語対応が不十分との意見が一定数あった (3 者 (30%))。

なお、審査の満足度に関して、特許と商標について、審査が遅い等の不満があるものの、特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの意見が多く聞かれた。

今後の JPO からの支援に関して、制度整備支援について、年金支払い制度の改善、特許の実施義務の緩和・免除申請要件の明確化、第二医薬用途発明の保護、模倣品対策の改善などを望む意見があった。人材育成支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとの意見が多く、特にインドネシアや、同様の課題を抱えるタイへの支援の要望が強かった。情報化支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を

望む意見が多かった。また、インドネシア、タイ、ベトナムの英語対応の改善を望む意見も多かった。

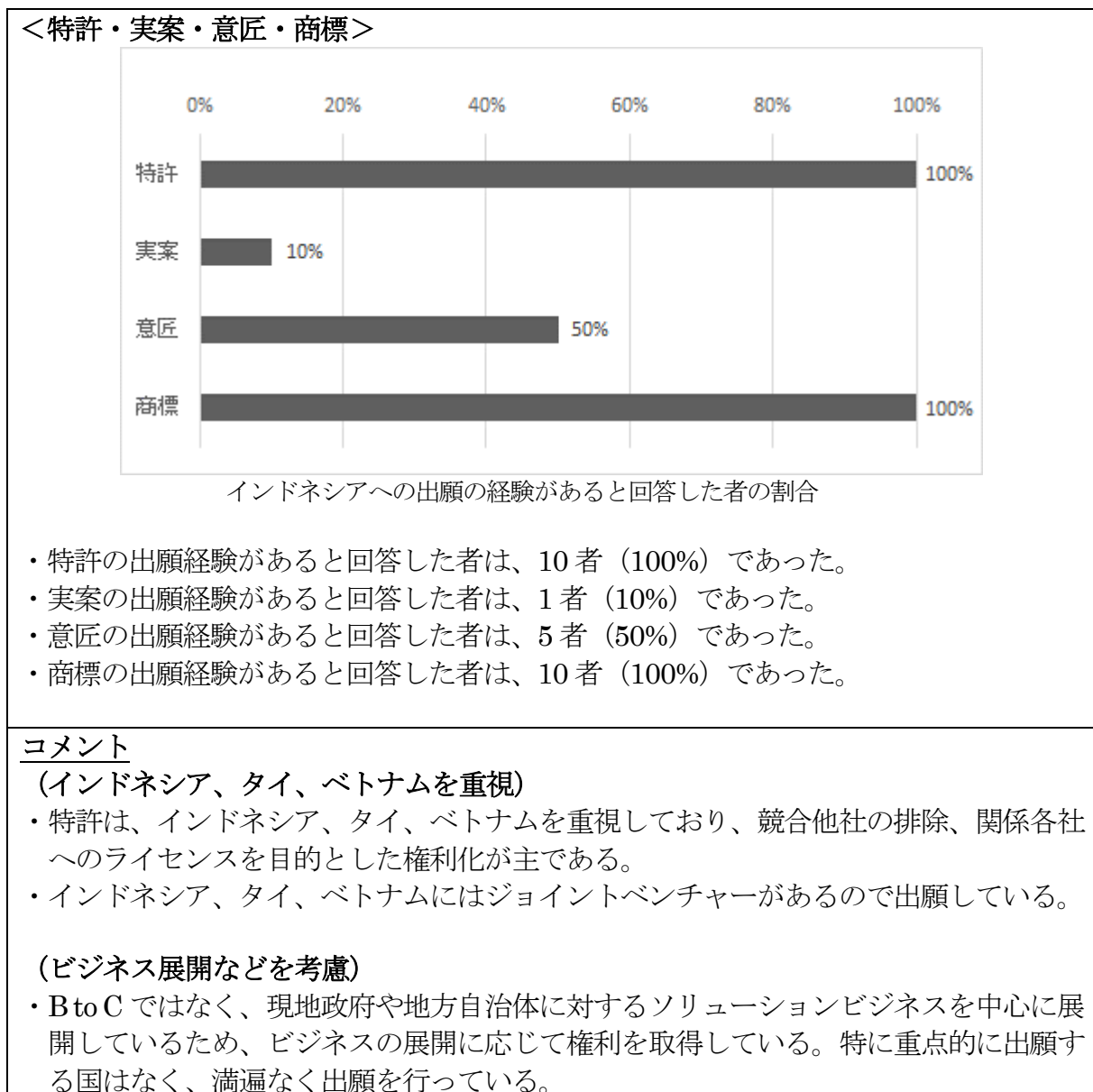
また、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務管理能力の改善につながるような支援を望む意見があった。

2.2 事前質問票及びそのヒアリング結果

2.2.1 出願の経験について

すべての回答者（10者（100%））が、特許と商標の出願経験があると回答した。また、半数の回答者（5者（50%））が、意匠の出願経験があると回答した。

ASEAN6 の中ではインドネシア、タイ、ベトナムを重視して出願しているとの回答があった。また、ビジネス展開などを考慮して、出願しているとの回答があった。



- ASEAN6においては、特許、実用新案、意匠及び商標について出願しており、その中で特に重点的に出願している国はない。ビジネス上の要請に応じて出願している。
- ASEAN6では製品を販売しており、特許と商標の出願経験はあるが、審判や裁判等で争った経験はない。
- ASEAN6においては、特許、意匠及び商標について出願しているが、シンガポールへの特許出願は少ない。市場の大きさにより、出願件数の強弱をつけている。
- ASEAN6 各国への特許出願件数は、年間 15 件以下程度である。

2.2.2 審判又は権利行使（侵害訴訟、行政摘発、刑事告発、税関差止め等）等の経験について

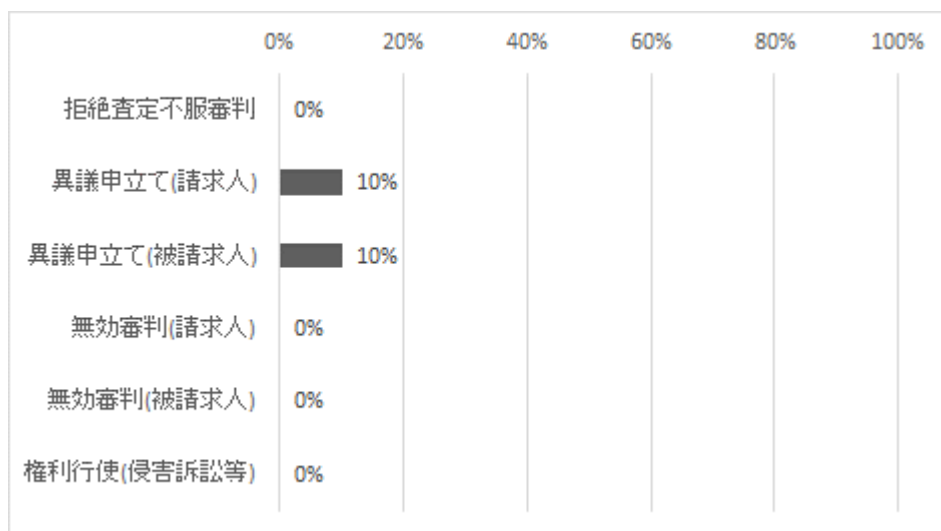
特許、実用新案（小特許）、意匠については、ほとんどの回答者が審判又は権利行使等の経験がないと回答した。

商標については、異議申立て（被請求人）の経験があると回答した者が最も多く、5 者（50%）であった。次に、権利行使（侵害訴訟等）の経験があると回答した者が多く、3 者（30%）であった。拒絶査定不服審判等の経験があると回答した者もあった。

<特許・実案>

- 拒絶査定不服審判、異議申立て（請求人）、異議申立て（被請求人）、無効審判（請求人）、無効審判（被請求人）、権利行使（侵害訴訟等）のそれぞれの経験があると回答した者は、0 者（0%）であった。

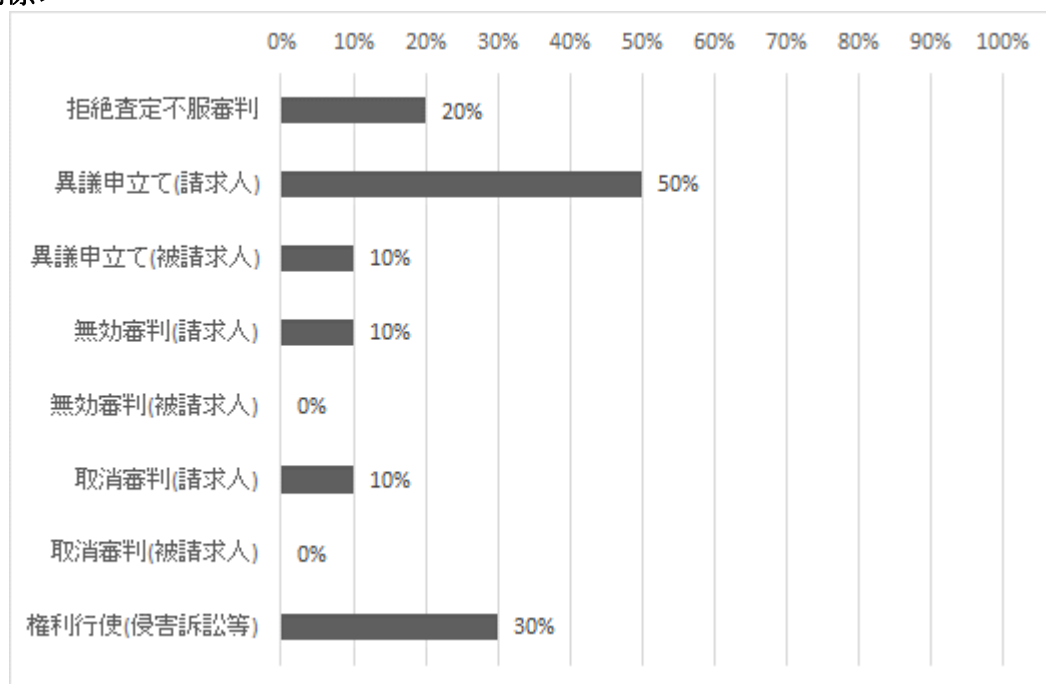
<意匠>



インドネシアへの意匠の審判又は権利行使等の経験があると回答した者の割合

- 拒絶査定不服審判、無効審判（請求人）、無効審判（被請求人）、権利行使（侵害訴訟等）のそれぞれの経験があると回答した者は、0 者（0%）であった。
- 異議申立て（請求人）、異議申立て（被請求人）のそれぞれの経験があると回答した者は、1 者（10%）であった。

<商標>



インドネシアへの商標の審判又は権利行使等の経験があると回答した者の割合

- ・ 拒絶査定不服審判の経験があると回答した者は、2者（20%）であった。
- ・ 異議申立て（請求人）の経験があると回答した者は、5者（50%）であった。
- ・ 異議申立て（被請求人）、無効審判（請求人）、取消審判（請求人）のそれぞれの経験があると回答した者は、1者（10%）であった。
- ・ 無効審判（被請求人）、取消審判（被請求人）のそれぞれの経験があると回答した者は、0者（0%）であった。
- ・ 権利行使（侵害訴訟等）の経験があると回答した者は、3者（30%）であった。

コメント

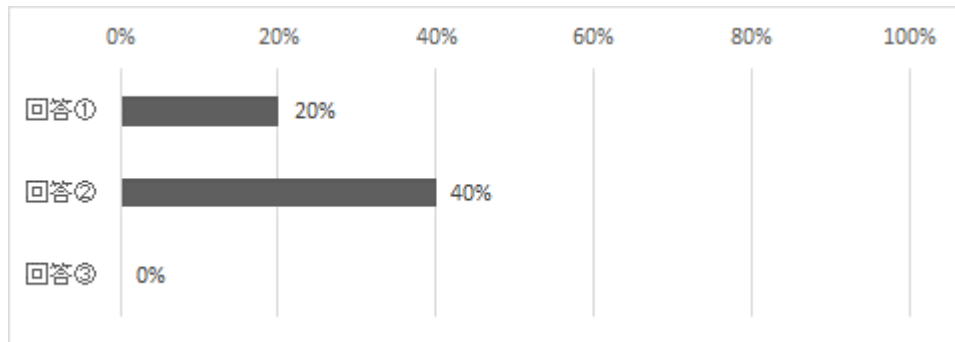
- ・ 商標は、ハウスマークやB to Bのサービスに利用している。製品を売っているわけではないので、知財に関する争いはこれまでない。
- ・ 特許、実用新案及び意匠については、出願が主であり、審判の経験は無いが、商標は、異議申立てや無効審判等、請求人として請求したことがある。
- ・ 模倣品やニセモノ、不正商品等への対策のため、無効審判、異議などとともに侵害訴訟を行っている。

2.2.3 出願権利化を考える際に留意している点について

回答選択肢：①誤訳を防ぐために、現地代理人にダブルチェックなどの対応を依頼している、②審査が遅い国であるため、PPH等の早期審査制度を利用することを前提としている、③PPHを使うため、先進国等でした基礎出願について早期審査制度を利用するようにしている、その他。

特許について、「②審査が遅い国であるため、PPH等の早期審査制度を利用することを前提としている」との回答が最も多く、4者(40%)であった。次に、「①誤訳を防ぐために、現地代理人にダブルチェックなどの対応を依頼している」との回答が多く、2者(20%)であった。その他、代理人の選定などに留意しているとの回答もあった。

<特許>



回答①～③を選択した者の割合

- ・回答①を選択した者は、2者(20%)であった。
- ・回答②を選択した者は、4者(40%)であった。
- ・回答③を選択した者は、0者(0%)であった。

回答①を選択した者のコメント

- ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、誤訳は、出願前から登録後及び権利行使等のそれぞれの段階で問題となる。以前は、出願前などは逆翻訳をかけてチェックなどをしてきた。審査において誤訳が見逃される原因は、そもそも審査官の技術的な理解が不足している点にあるのではないかと考える。技術的な理解については代理人側も同様であると考える。当該国での官民両方の技術的な理解度の向上が必要ではないか。翻訳文を提出した場合の原文に基づく補正について、パリ優先権を主張する出願の優先権書類の添付された明細書等に基づいて補正しようとしたが、できなかったことがある。誤訳の修正は、審査段階や登録後のどのステージでもできることが好ましい。

回答②を選択した者のコメント

- ・インドネシア、タイ、マレーシアについては、早期権利化手段の選択肢の検討をしている(PPH、ASPEC、修正実体審査など)。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアについて、早期審査制度を利用する場合、日本から出願する場合はPPHをよく使っている。ASPECを使うのは限定的である。ASPECよりもOAや自発補正で先進国の登録クレームに合わせた方が早いと考

える。

- ASEAN6について、PPH 又は PCT-PPH を利用している（おすすめしている）。審査が通常よりは促進されるため。また、日本と同一のクレームで権利化され、管理しやすいため。
- 出願数が多いわけではないので感覚的なものであるが、インドネシアの審査が遅いという実感がある。インドネシアは、基本的な事務処理に問題があり遅くなっていると聞いている。
- ASEAN6について、審査が遅いというものはあるが最終的に登録になるので、その意味では特に不満はない。変な拒絶理由もこない。
- ASEAN6について、修正実体審査や先進国での登録クレームを提出して補正することで権利化を早める手段をよく利用している。どの国の登録クレームに補正するかはケースバイケースである。補正時に登録されている国のクレームなどを利用する。

その他コメント

(代理人の選定等に留意)

- ASEAN6について、信頼のおける現地代理人の選定に留意している。事務所内の事務管理がきちんとできているかどうかも大事。メール等での実際のやりとりをすることで、基本的な対応がきちんとできているか判断できることもある。
- インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、代理人の事務レベルが満足に高くない場合がある。例えば、書類の郵送先を指定しても、そこに送ってくれない代理人があった。fax 番号が変わったので、新しい番号に書類を送ってほしいと言っても、数年間昔の fax 番号に送ってくるままである。米国、中国、韓国の代理人なら、すぐに新しい番号に送ってくれるので、差に驚いた。代理人の事務品質に、気を配っており、気になるところがあれば継続的にフィードバックや申し入れをしている。
- ASEAN6について、審査が遅れている場合には、PPH や ASPEC 等の利用を顧客に提案する。
- インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、PPH を利用できない過去の案件等については、修正実体審査を利用している。
- インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、審査促進のため、欧州、米国等で認可されたクレームに合わせて補正している。欧州、米国で認可されたクレームに合わせて補正するように知財庁から要請が来ることが多い。インドネシアでは、豪州で認可されたクレームに合わせて補正するように知財庁から要請が来ることがもある。欧州、米国等で認可されたクレームに合わせて補正すると登録してくれる。OA 回数が少なくなるので、費用削減のメリットがある。医薬品はそれほど権利化を急がないので、PPH は利用していない。

実用新案（小特許）、意匠について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は得られなかった。

<p><実案・意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～③を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <p>なし。</p>

商標について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

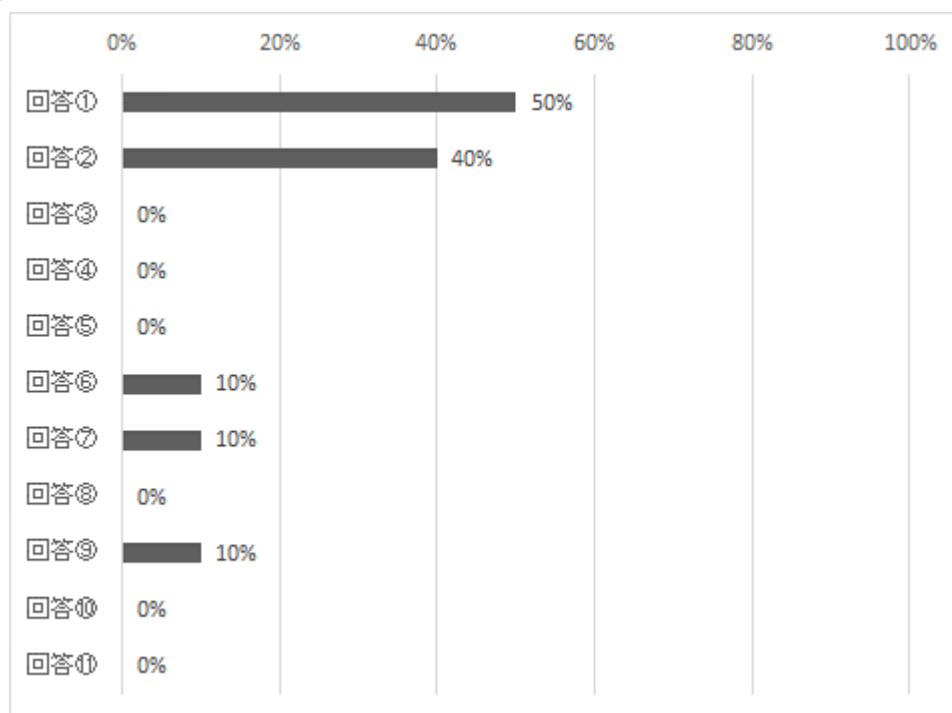
<p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～③を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、ベトナム、マレーシアについて、他国より比較的審査期間が長いこと、権利化までに時間がかかることを留意している。

2.2.4 出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①登録までの期間が長い、②PPHやASPECを試してみたが早期に登録にならなかった、③意匠で部分意匠制度／秘密意匠制度／関連意匠制度がない、④意匠や商標の類否判断で類似するとして理由に納得できない、⑤審査基準やガイドラインが公開されていないので判断基準がよくわからない、⑥翻訳文に誤訳があった場合に原文に基づく補正が認められていない、⑦代理人のコンフリクトのような、代理人の違法行為への対抗措置がない、⑧プログラムクレームが認められないので困る、⑨第二医薬用途発明が認められない、⑩新規性喪失の例外適用の要件が厳しい、⑪国際条約等(PLT条約／シンガポール条約／ハーグ協定／マドプロ等)に加盟していない、その他。

特許について、「①登録までの期間が長い」との回答が最も多く、5者(50%)であった。次に、「②PPHやASPECを試してみたが早期に登録にならなかった」との回答が多く、4者(40%)であった。インドネシアではPPHを利用して早期に登録にならないとの回答があった。その他、誤訳の問題や包括委任状の問題などに関する回答があった。

<特許>



回答①～⑪を選択した者の割合

- ・回答①を選択した者は、5者（50%）であった。
- ・回答②を選択した者は、4者（40%）であった。
- ・回答⑥、⑦、⑨のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答①を選択した者の他コメント

- ・インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアでは、5～6年程度で登録されている。欧州や米国等の審査結果を利用しているため、欧州や米国等で登録になった後に、これらの国で登録されることが多い。医薬品の特許としては、早すぎず遅すぎず、ちょうどよいタイミングである。
- ・インドネシア、タイは、ファーストアクションまでに時間を要する。登録まで長期間を要する。

回答②を選択した者の他コメント**(PPH を利用しても早期に登録にならない)**

- ・インドネシアでは、PPH を利用しているにもかかわらず、日本の登録クレームに補正すべきといった「修正実体審査」のような拒絶理由通知が来たこともある。PPH を利用しても早期に権利化できない。早く審査される出願の方が少ない。
- ・特にインドネシアでは、PPH を利用しても早期に登録にならないことが多い。2016年前半に、同時期にタイ及びインドネシアに PCT 国内移行して PPH 申請したところ、タイについてはOAが通知されたが、インドネシアについては2年以上音沙汰がない（2018年10月時点）。

<ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN については、ASPEC を使っているが、審査が始まらなかったり、許可にならなかったりする件がある。ASPEC の効果を検証したことがあり、ベトナムとフィリピンは一定の効果があつたが、インドネシアとマレーシアは効果が小さかった。なお、ASEAN では ASPEC を優先的に使っているため、PPH は積極的には使っていない。 ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、PPH を利用しなくても IP5 の審査結果が利用される (IP5 と同じ引例が引用される) ので、PPH の実効性が定かではないように感じている。PPH 利用時に IP5 のどこの審査結果を使うかはケースバイケース。SG でも PPH を利用しているが課題は特にない。
<p><u>回答⑥を選択した者の他コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地語への翻訳チェックの必要性は重々理解しているものの、現在のリソースでは難しいのが現状。誤訳の訂正ができるとよい。ただし、ASEAN では特許の権利行使を未だしていないので、実際に誤訳がトラブルになった事例はない。
<p><u>回答⑦を選択した者の他コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、代理人のコンフリクトの可能性があつたとしても、各国の大手事務所の数が少なく、代理人の選択肢がないので困っている。ASEAN 各国への出願件数が多くないため、1つの国あたり1つの事務所に対応してもらっているため、2つ以上の事務所で比較することができない。現地の事務所の情報が入手できるとありがたい。
<p><u>回答⑨を選択した者の他コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、第二医薬用途発明が認められない点は改善して欲しい。ASEAN では未だ権利行使していないので、実際に困っているケースはないが、将来的に困ることがあるかもしれない。今は物質特許として権利化している。
<p><u>その他コメント</u></p> <p>(誤訳の問題について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、権利行使の事例がほぼ無いため、誤訳の問題は顕在化していないものの、今後留意すべき問題と考えている。 ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、現地知財庁が英語クレームを受け付けるようになればよいという議論があるが、現実的には難しい面がある。英語クレームだと現地語しか分からない現地の人困ってしまう。 ・ASEAN6 について、逆翻訳してチェックしてないので、誤訳の問題があるかどうか分からない。 <p>(包括委任状の問題について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアでは、包括委任状を出すことができない。 ・インドネシアでは、特許出願の際に包括委任状の提出が認められないため、出願の1件ごとに委任状を用意しなければならないので手間がかかる。 ・インドネシアでの出願公開後、6月の異議申立て期間経過後でないと PPH を申請できない。公開のチェックと、PPH 申請の期間管理とが煩雑であるため、改善が望まれる。

る。

- ・ASEAN6 各国で改正の情報が出てくるが、実際にいつ改正されるのか把握するのが難しい。これらの情報がまとまって提供されていると便利である。この場合、改正の重要部分などが強調されているなど、強弱のある提供であると好ましい。
- ・ASEAN6 の審査基準やガイドラインについて、様々な機関で公表されているのを見るが、どれが正しいものであるのかわかりにくい。
- ・ASEAN6 におけるビジネスモデルの保護。
- ・ASEAN6 における特許制度については、PPH など期待どおりの特許がとれるので特段の問題は感じていない。

実用新案（小特許）について、出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<実案>

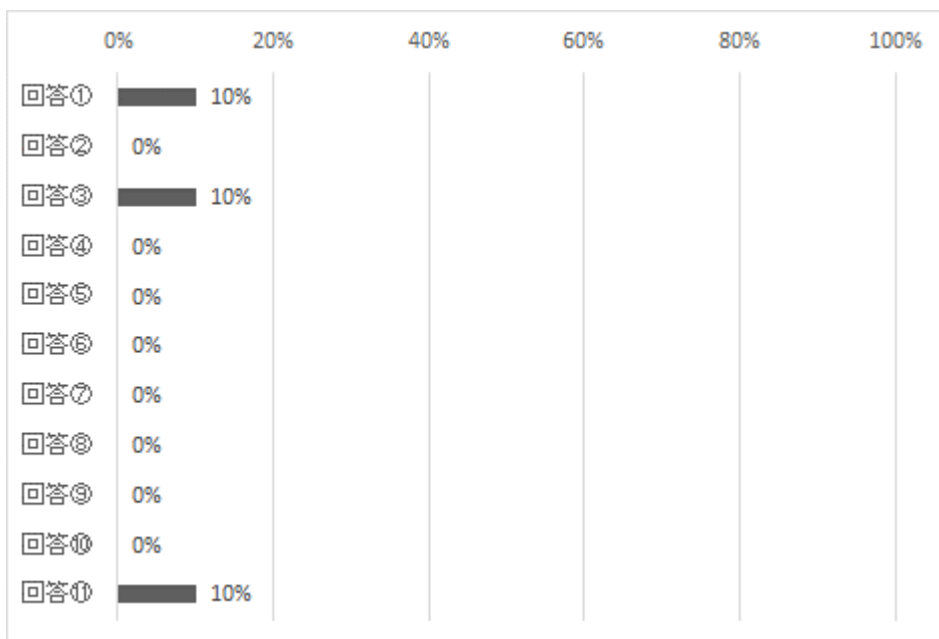
- ・回答①～③を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

意匠について、出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<意匠>

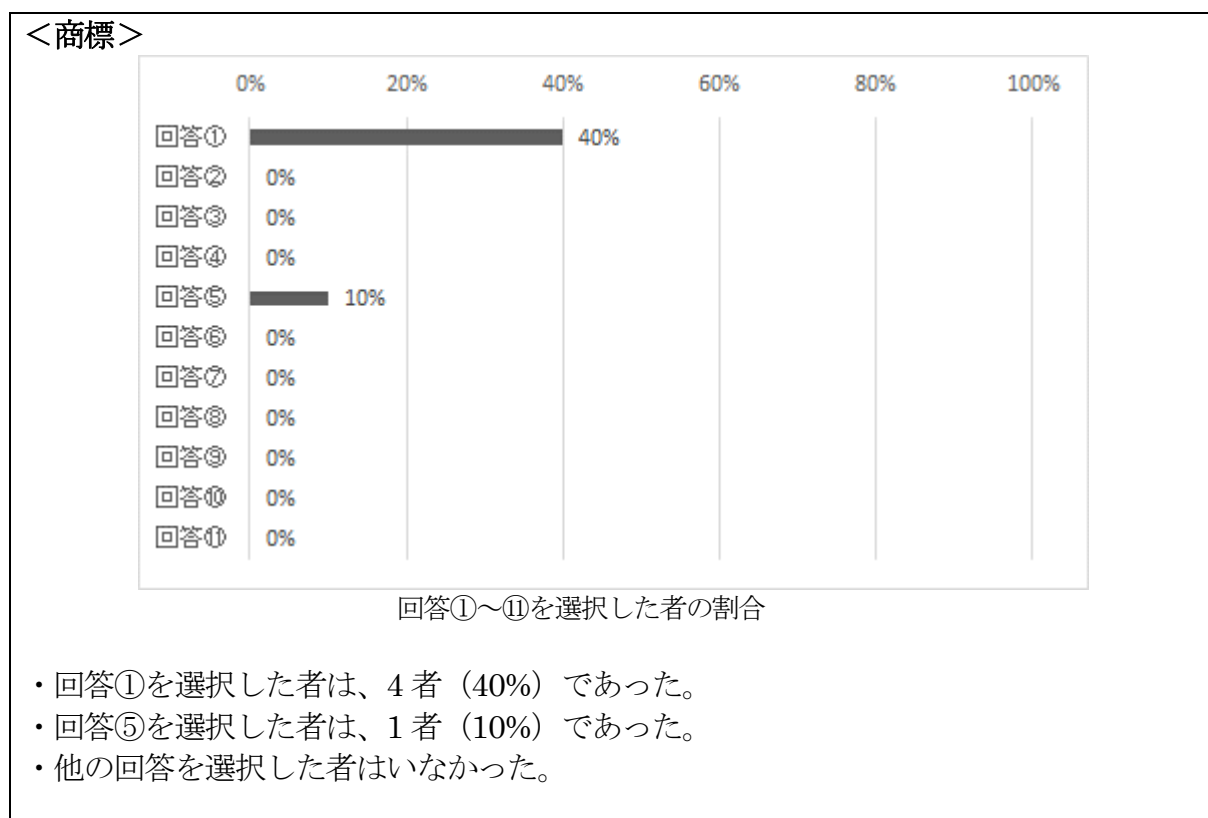


回答①～⑪を選択した者の割合

- ・回答①、③、⑪のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。

<ul style="list-style-type: none"> ・他の回答を選択した者はいなかった。
<p><u>回答①を選択した者のコメント</u></p> <p>なし。</p>
<p><u>回答③を選択した者のコメント</u></p> <p>・ASEAN6 各国でそれぞれ制度が異なるが、各国で登録可能な態様で出願するように留意している。例えば、部分意匠制度を有さない国については、部品の意匠として出願するなどを行っている。導入して欲しい制度としては、秘密意匠制度、関連（類似）意匠制度、部分意匠制度などがある。</p>
<p><u>回答⑩を選択した者のコメント</u></p> <p>・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアは、ハーグ協定ジュネーブアクト未加盟。可能であれば WIPO や JPO 等から加盟支援して欲しい。</p>
<p><u>その他コメント</u></p> <p>・ASEAN で部分意匠制度を持たない国に出願する場合は、全体意匠として出願せざるを得ない（ただし、この場合でも優先権は認められるようである）。</p>

商標について、「①登録までの期間が長い」との回答が最も多く、4者（40%）であった。その他、登録証が発行されるまで時間がかかりすぎるとの回答があった。



回答①を選択した者のコメント

- ・インドネシアは、登録証が発行されるまで時間がかかりすぎる。
- ・インドネシア、ベトナム、マレーシアは、審査期間が比較的長い。

回答⑤を選択した者のコメント

なし。

その他コメント**(登録証が発行されるまで時間がかかりすぎる)**

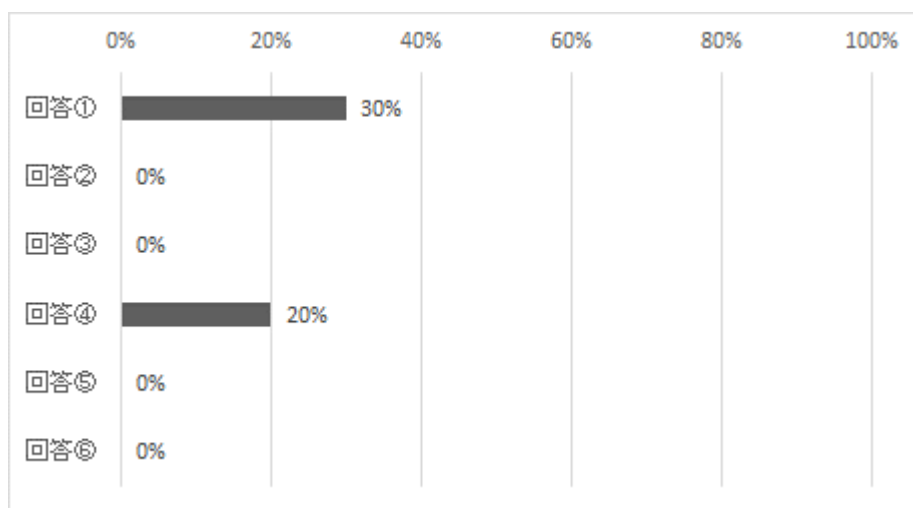
- ・インドネシアでは、商標の登録証が発行されるまで時間がかかり過ぎたり、包袋の管理ができていないことから書類が紛失したりするため、ビジネスの基本となる事務管理ができていないと感じる。
- ・インドネシアでは、登録証の発行が遅い。最も遅い案件として、登録日が2014年6月末の案件について登録証が発行されていない(2018年10月31日時点)。出願から登録までのビジネスプロセスがマニュアル化されていない可能性もあり、事務処理が適切に行われていないと考えられる。
- ・インドネシアの食品医薬品監督庁(Badan Pengawas Obat dan Makanan / National Agency for Drug and Food Control / BPOM)は、登録商標が表示された商品パッケージについて、商標登録証、更新登録証の写しを要求してくる。しかし知財庁の証明書の発行が遅く、登録/更新登録されているのに登録証が出せないことが多々ある。更新出願受理書等を提出した上で、事情を説明して認められることはあるが、知財庁には証明書を迅速に発行してほしい。
- ・インドネシアでは、標準文字制度がない。
- ・社名の文字商標の登録が認められない国(インドネシア等)があるのは困る。ただし、ロゴと一緒に社名を登録するようにしているので、実際に問題は発生していない。
- ・どの国という訳ではないが、「⑤審査基準やガイドラインが公開されていないので判断基準がよくわからない」「⑥翻訳文に誤訳があった場合に原文に基づく補正が認められていない」「⑨第二医薬用途発明が認められない」「⑩新規性喪失の例外適用の要件が厳しい」は特に関心が高い。特に、「⑨第二医薬用途発明が認められない」についてはシンガポールを除く多くのASEAN諸国では用途発明という概念すらないようであり(少なくともタイ、ベトナムでは用途発明は認められないことを確認している)、医薬・バイオ・食品分野では大きな問題だと思う。啓蒙活動をぜひお願いしたい。

2.2.5 登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①年金の支払手続において支払だけでなく追加の手続が必要となる、②商標で登録後指定された年以内に当該国で登録商標を実際に使用している証拠を提出する必要がある、③商標の実際の使用に関する公証人や領事の認証済みの宣誓書を提出する必要がある、④特許発明の実施が強制されている、⑤ライセンス契約に関する公開情報がない、⑥職務発明制度において、当事者間の合意が尊重されない、その他。

特許について、「①年金の支払手続において支払だけでなく追加の手続が必要となる」との回答が最も多く、3者（30%）であった。年金を支払い催促への対応に苦慮しているとの回答があった。次に、「④特許発明の実施が強制されている」との回答が多く、2者（20%）であった。実施義務の免除申請の詳細不明で困っている、実施しないと特許取消になるのは困るなどの回答があった。

<特許>



回答①～⑥を選択した者の割合

- ・ 回答①を選択した者は、3者（30%）であった。
- ・ 回答④を選択した者は、2者（20%）であった。
- ・ 他の回答を選択した者はいなかった。

回答①を選択した者のコメント

（年金支払い催促について）

- ・ インドネシアについて、2016年特許法改正により年金制度が改善されたが、旧特許法が適用される過去の特許案件について権利維持の必要がなくなった時点で放置していたところ、その後の3年間分の年金支払いの催促レターが届いた。2018年8月16日の通知では、「年金を支払わない場合には新規出願を受け付けない」旨記載されていたので対応に苦慮している。現地代理人からは、未払い年金を支払った方がよいとのアドバイスを受けたが、インドネシアの法律に反していると判断して支払わないで解決している事務所もあると聞いた。最初の維持年金（出願から特許許可までの年の累積分含む）の支払い制度は廃止してほしい。アセアンにおいてインドネシアのみの制度である。
- ・ 放棄済み案件について年金支払いを督促するレターがインドネシア知財庁より来たため、対応に困っている。インドネシアでは特許権者が特許の取り消し請求をしない限り、年金停止後3年間は特許権が存続するので、支払は妥当であるというのが理由のようだ。2013～2015年頃がピークであったが、直近では2017年4月にもあった。年金会社や他社より情報を得た結果、過去はそのまま放置していたものもあったが、近年は放棄した旨のレターを作成して送るようにしている。
- ・ インドネシアの改正特許法（128条）では支払い期限の7日前までに延長申請がなけ

れば支払期限を延長できず、パリ条約(5条の2)の追納規定のメリットを実質的に享受できないものと思料する。他国の制度と比較しても権利者に不利益を生じさせるものと考えているため、事前申請なくとも支払期限を延長できる制度としてもらいたい。

回答④を選択した者のコメント

(実施義務の免除申請の詳細不明、実施しないと特許取消になるのは困る)

- ・インドネシアでは特許実施義務(特許法20条)があり、違反は特許取消理由(特許法132条)となり得る。2018/7/11から特許実施義務に関する施行規則が施行され、特許権者が実施義務の免除を申請することができるようになった。しかし、未だに手順のフォーマット、どのタイミングで出せばよいのか、どのような理由が認められるのか、免除申請そのものの必要性などが不明で手順が困難な状況である。実施義務に反すると取消の理由にもなるが、取り消された事例があるのかどうかも、気になるところである。円滑に運用されるようにJPOから何らかの支援ができないだろうか。
- ・インドネシアでは、2016年改正により特許の実施義務が強化された。実施しなければ無効にされるのは困るので改善して欲しい。手続きの詳細が不明。まだ実際に困っている事例はないが将来困ることがあるかもしれない。

その他コメント

- ・インドネシアにおける特許の実施義務は、手続きが面倒で困る。
- ・インドネシア、タイ、マレーシアでは、過去に医薬品に強制実施権が設定されたことがある。強制実施権の設定は開発意欲を減退させるので避けていただきたい。強制実施権の設定された際の実施料率(0.5%等)も、通常の場合の実施料率と比較して低すぎる。

実用新案(小特許)、意匠について、登録から権利の消滅までの手順等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<実案・意匠>

- ・回答①～⑥を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

商標について、登録から権利の消滅までの手順等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<商標>

- ・回答①～⑥を選択した者はいなかった。

コメント

- ・インドネシアでは、模倣品対策で賄賂を要求されることがあると、他社から聞いたことがある。
- ・インドネシア、タイでは、他社との間で登録同意制度を利用できない。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアでは、(日本も同様ではあるが) 同一商標につき併存同意をもって拒絶理由を解消できない場合があると理解しているが、当事者間の同意があれば併存登録可としていただきたい。
- ・ロゴが付けられていない状態で税関を通った後、販売するときにロゴが付けられるケースがあり、そのようなケースでは税関での差し止めができなくて困る。

2.2.6 審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①出願人でも審判で当事者として同席できなかった、②審判がかなり長期化する、③無効審判や異議の際の訂正範囲の制限が厳しい、④提出する証拠や翻訳文について 認証や公証が必要、その他。

特許、実用新案(小特許)、意匠について、審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<特許・実案・意匠>

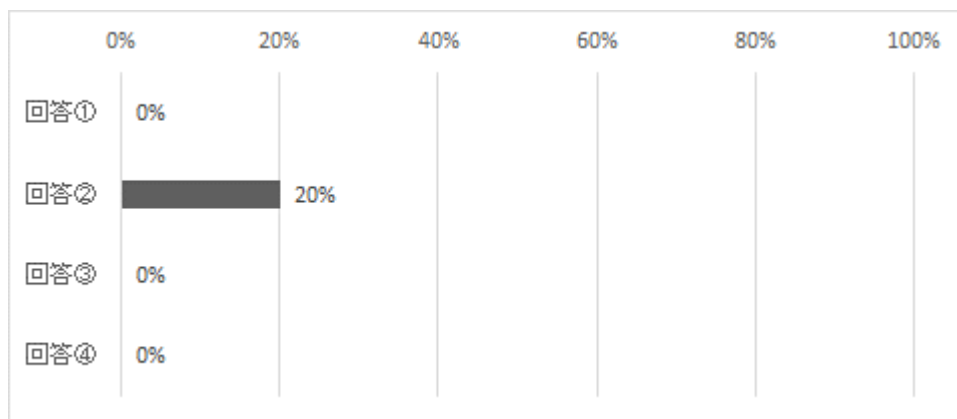
- ・回答①～④の回答を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

商標について、「②審判がかなり長期化する」と回答した者が、2者(20%)であった。

<商標>



回答①～④を選択した者の割合

- ・回答②を選択した者は、2者（20%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答②を選択した者のコメント

- ・インドネシアでは、5年以上かかっているケースがある。
- ・インドネシア、タイは、審判が長期化するので改善して欲しい。

その他コメント

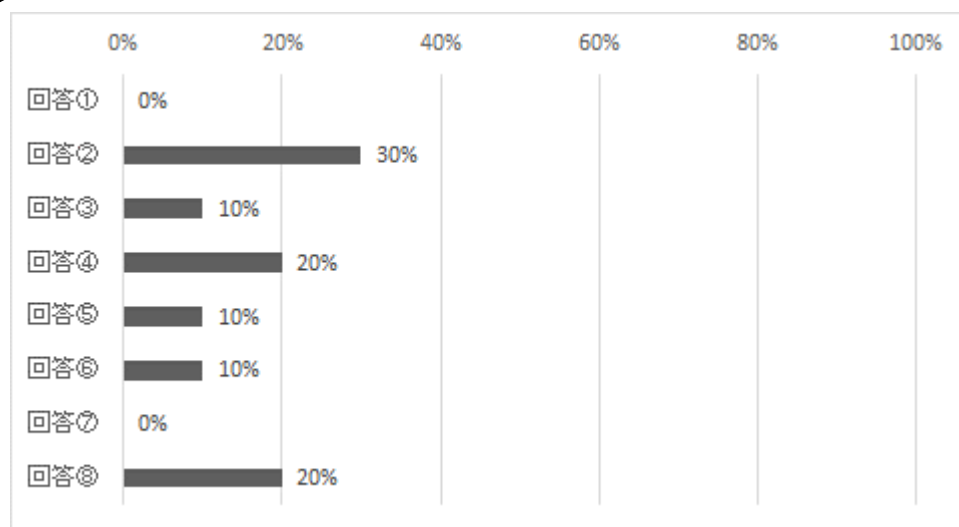
- ・インドネシアでは、商標の不使用取消を行うために訴訟を行うと、費用負担が大きい。特許訴訟における罰金等の上限も他国に比べてインドネシアだけが突出して高額であるようだ。改善を望む。
- ・インドネシア、フィリピンについて、不使用取消の立証責任を権利者側としていただきたい。

2.2.7 知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①IPC分類が付与されていない／間違ったIPC分類が付与されている公報が多い、②書誌事項しか収録されておらず公報の詳細内容が不明、③包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できない、④公報収録率が低い、⑤知財庁検索データベースの公報収録のタイムラグが大きい、⑥登録番号が収録されていない、⑦PCT関連情報や優先権情報が表示されない、⑧英語対応が不十分（英語で公開されている情報が少ない等）、その他。

特許について、「②書誌事項しか収録されておらず公報の詳細内容が不明」との回答が最も多く、3者（30%）であった。次に、「④公報収録率が低い」「⑧英語対応が不十分（英語で公開されている情報が少ない等）」との回答が多く、2者（20%）であった。特許公報の詳細が収録されていないとの意見もあった。

<特許>



回答①～⑧を選択した者の割合

- ・回答②を選択した者は、3者（30%）であった。
- ・回答③、⑤、⑥のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。
- ・回答④、⑧のそれぞれを選択した者は、2者（20%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答②を選択した者のコメント

（特許公報の詳細が収録されていない）

- ・インドネシアについて、特許公報のダウンロードページは表示されるものの、特許公報の詳細が収録されておらず、書誌事項のみが収録されている場合が多い。
- ・インドネシア、タイについて、いわゆるB公報（特許公報）の詳細が不明である。

回答③を選択した者のコメント

- ・包袋書類を収録してほしい。

回答④を選択した者のコメント

- ・インドネシア、タイについて、収録内容にばらつきがある。
- ・全件を収録してほしい。

回答⑤を選択した者のコメント

- ・インドネシア、タイについて、拒絶や登録等の審査経過状況のアップデートが遅い。

回答⑥を選択した者のコメント

- ・インドネシアについて、特許公報の番号と異なる番号にてデータベースにアップデートされていることが複数あった。

回答⑧を選択した者のコメント

- ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、ウェブサイトが現地語であり、読めない場合が多い。英語のウェブページを充実させてほしい。現地語ではなく英語で検索した

ときの収録率が低いため、困っている。また更新率も遅いと感じる。

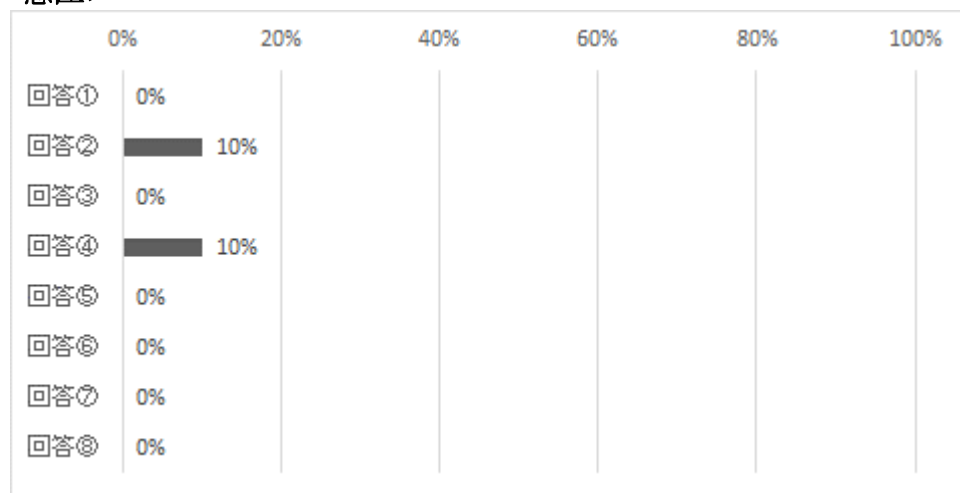
- ・インドネシア、ベトナムについて、特許検索データベースの英語対応が不十分なので改善されるとよいと思う。

その他コメント

- ・インドネシアについて、検索システムの変更が多く、対応の負荷が大きい（毎年のようにシステム変更がある）。検索できない項目（日付など）が多い。分類のタイプミス（PDF／表紙との比較確認）がある。ダウンロードの制限が大きくなった。まとめてダウンロードができない。
- ・ASEAN について、十分使用できるレベルのデータベース等が整備されていない。
- ・ASEAN について、年次報告等が公開されていない、年次報告等が公開されていても英語版がない等、知財庁からの情報開示が少ない。
- ・ASEAN について、英語対応や包袋書類の収録を進めて欲しい。特に、タイのニーズが大きい。
- ・ASEAN の知財庁のデータベースの課題については、JETRO サイト「知的財産に関する情報」に掲載されている「産業財産権データベースの調査報告（2017 年度版）」にまとめられている。書誌事項が収録されていても登録公報が収録されていなかったり、包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できなかつたり、英語対応が不十分だったりする点は改善してほしい。まず、公報収録率を上げていくための支援を優先し、支援を継続することで徐々に改善されることを望む。
- ・ASEAN 各国において、データベース収録の基礎データを充実させて欲しい。現地語と英語で違う言語で検索した場合や、商用又は有料のデータベースを使用しているも、検索結果に差が出たりする場合がある。クリアランスの関係で漏れないかどうかを確認するのが難しい。
- ・ASEAN について、収録データの正確性が不明。公報が閲覧できない。

実用新案（小特許）、意匠について、知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<実案・意匠>



回答①～⑧を選択した者の割合

- ・ 回答②、④のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。
- ・ 他の回答を選択した者はいなかった。

回答④を選択した者のコメント

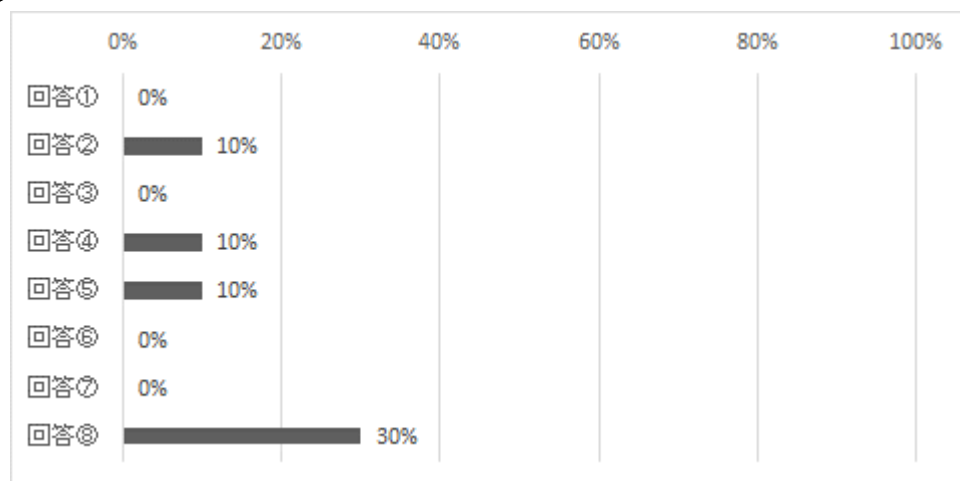
- ・ インドネシア、タイについて、収録内容にばらつきがある。

回答②を選択した者のコメント、その他コメント

なし。

商標について、「⑧英語対応が不十分（英語で公開されている情報が少ない等）」との回答が最も多く、3者（30%）であった。

<商標>



回答①～⑧を選択した者の割合

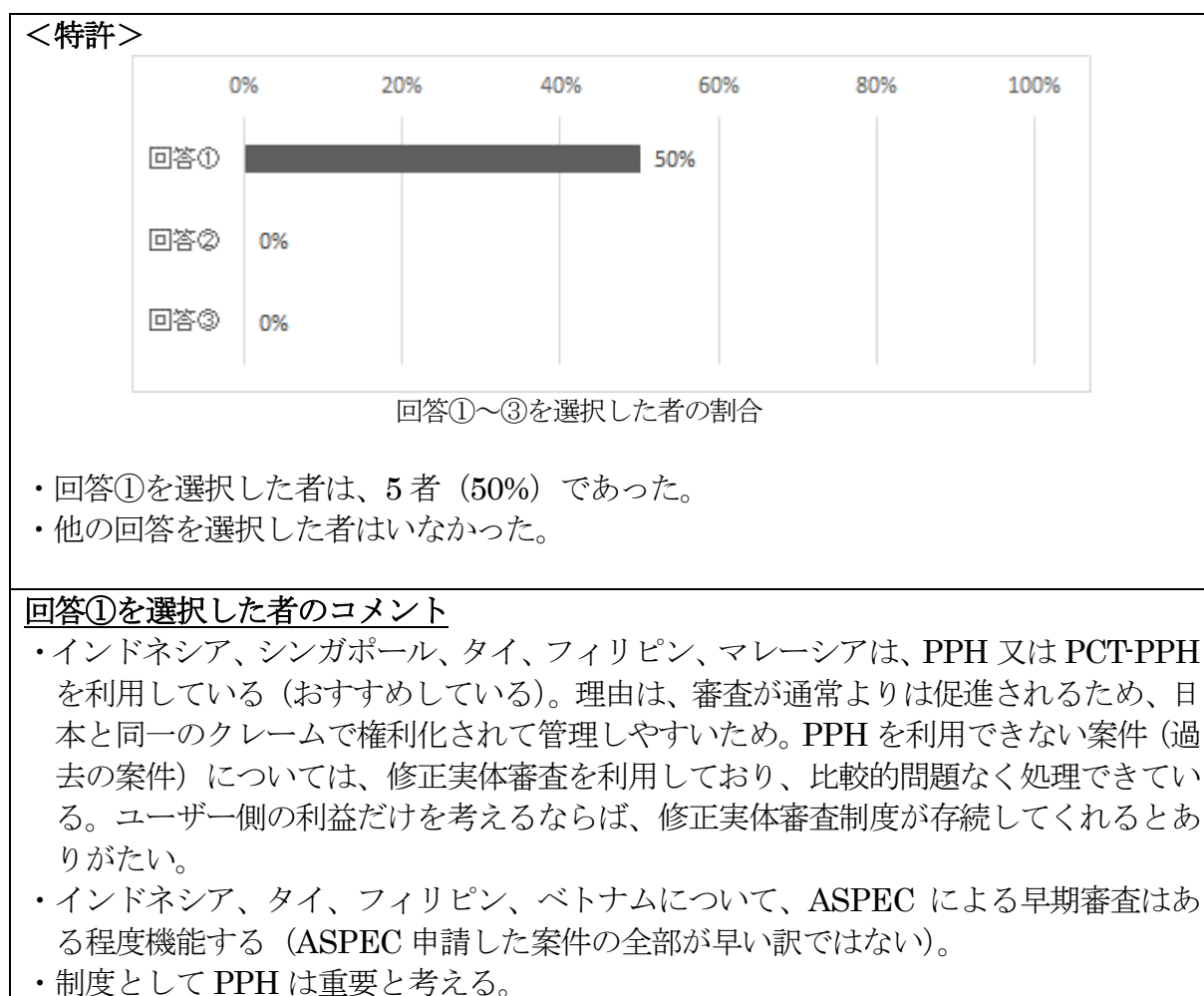
- ・ 回答②、④、⑤のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。
- ・ 回答⑧を選択した者は、3者（30%）であった。

<ul style="list-style-type: none"> ・他の回答を選択した者はいなかった。
<p><u>回答④を選択した者のコメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイについて、収録内容にばらつきがある。
<p><u>回答②、⑤、⑥を選択した者のコメント、その他コメント</u></p> <p>なし。</p>

2.2.8 使い勝手のよい又は便利だと思う制度や運用について

回答選択肢：①早期審査制度で PPH や ASPEC などの選択肢がある、②電話や面会等で審査官に直接説明できる機会がある、③シンガポールのシリーズ商標制度などの各国特有の制度、その他。

特許について、「①早期審査制度で PPH や ASPEC などの選択肢がある」と回答した者が多く、5 者（50%）であった。



その他コメント

- ・インドネシア、マレーシアは、修正実体審査制度がある。

実用新案（小特許）、意匠、商標について、使い勝手のよい又は便利だと思える制度や運用に関する回答は得られなかった。

<実案・意匠・商標>

- ・回答①～③の回答を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

2.2.9 審査の満足度について

特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの回答が多かった。また、特許と商標について、審査が遅い等の不満があるとの回答があった。

<特許>

- ・ASEAN6 について、先進国の登録クレームに合わせると許可されるので、審査の質に関しては特に不満を感じていない。（他 3 者から同様の回答あり。）
- ・ASEAN6 について、PPH、ASPEC、修正実体審査などで他国の審査結果を出せば、ほとんど登録を受けられる。
- ・インドネシア、シンガポール、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、先進国の審査結果を利用して登録が受けられるので、審査の質に関しては特に問題を感じていない。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、ASPEC を利用すれば、シンガポールと同じクレームで登録を受けられるので、審査の質に関して大きな不満はない。
- ・インドネシア、タイについて、審査が遅い点が不満である。
- ・インドネシアについて、「PPH を進めてよいか。」といった意味不明の OA が来る点は不満。
- ・ASEAN6 について、全体的に審査官の技術理解度が低い傾向があると感じる。

<意匠>

- ・インドネシアについて、知財庁側の案件の管理面で困ったことがある。

<商標>

- ・インドネシアについて、審査が遅い、登録証の発行が遅すぎる等の不満がある。

2.2.10 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN6 各国への支援施策に関する最新の協力覚書について

回答は得られなかった。

2.2.11 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN6 各国への支援に関する最近の動向について

<欧州－インドネシア>

・「3 国家がグローバルな商標データベースに参加(2018 年 9 月 26 日)」²⁸⁴

インドネシア、ブルネイ及びラオスの知的財産庁は、商標と意匠データをグローバルな商標と意匠検索データベースである TMview と Designview に統合する予定である。同データベースは欧州および国際パートナーと共に欧州連合知的財産局 (EUIPO) が開発した。ジュネーブで開催された EUIPO 代表者とのフォーラムの際の会議で、東南アジア諸国の知財庁の長官および高級事務官は、EU が資金を援助する IP Key Southeast Asia プログラムの枠組みの中で、アセアン加盟国の知的財産庁へのアートツールとデータベースの拡張をどのように進めるかについて議論した。インドネシア知的財産総局 (DGIP) の Freddy Harris 局長は、インドネシアのデータを追加することで TMview と Designview データベースの有用性がさらに強化され、権利者と IP 実務家のリソースとなると述べた。

<豪州－ASEAN>

地理的な近さや戦略的な意図もあり、シンガポールなどに定期的に人を送り込んで活発な活動をしている。以前は通信教育など、今は E-Learning などを通じた人材育成もやっていて、豪州に出張しなくても教育が受けられるサービスも提供しているようである。

2.2.12 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN 全体に対する支援施策について

<WIPO－ASEAN>

・「協力と連携の主要テーマに関する WSO 会議 (2018 年 9 月 6 日)」²⁸⁵

ASEAN 地域で IP 技術援助プロバイダー (IPTAP) の非公式会合を開催することは、シンガポールの WIPO 地域事務所 (WSO) にとって大きな特権であった。EU 知的財産庁、INPI (フランス)、IP オーストラリア、ジェトロ (日本)、イギリス知的財産庁、および米国特許商標庁の代表者が出席し、優れた貢献を提供し、協力し続ける

²⁸⁴ 「3 nation to join global trademark databases」 THE NATION ウェブサイト内、URL: http://www.nationmultimedia.com/detail/Startup_and_IT/30355336 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 8 日]

²⁸⁵ 「Cooperation and Collaboration Key Themes in WSO Meeting」 WIPO ウェブサイト内、URL: http://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0009.html [最終アクセス日: 2019 年 1 月 8 日]

意欲を示した。

<WIPO, EUIPO—ASEAN>

・「ASEAN IPR Action Plan 2016-2025 meeting (2016年12月14日、タイ)」²⁸⁶

1) WIPO 講演: Future Global IP Landscape: ASEAN as key Player (Mr. Denis Croze)

WIPO の今後のアセアンにおける取組支援としては下記のようなものがある。

- 知財政策策定への取り組み支援。知財庁だけでなく、他の省庁や大学などを巻き込んで知財政策を策定することを支援する。例えば、GI (Geographical Indication) については知財庁だけではなく農水関係省庁にも声をかけていくことが重要である。
- 知財庁診断は WIPO が今後も取り組んでいく。これは ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 の戦略目標①とも沿ったものと言えよう。
- IP 環境の有効化プロジェクト (技術開発や管理、商用化のための能力向上)。例えば、産学官連携のプラットフォーム構築としてタイの大学が同プロジェクトに関わっている。
- 手続の調和と簡素化として、TLT、STLT、DLT (案) 条約等の方式面での国際調和支援。これは、戦略目標②にも沿ったもの。
- WIPO のアセアンオフィス (シンガポール) を活用した支援。例えば、WIPO—シンガポールの MOU 締結に基づく協力としてアセアン諸国における知的財産の意識向上と能力構築 (中小企業向けのワークショップ、大学への調査訪問など)。

2) EUIPO 講演: Role of EUIPO : ASEAN IPR Action Plan 2016-2025 (Mr. Ignacio de Medrano Caballero)

- ECAP III は 2017 年 2 月にプロジェクトが終了。
- 新たな EU とアセアンの協力の枠組みである ARISE+ の中の第 2 コンポーネント ARISE+IP (アレイズプラスアイピー) と、IP KEY とに取り組むことになった。

<EUIPO—ASEAN>

「EU と東南アジアの裁判官は IP 問題に対するエンフォースメントシステムを促進 (2018 年 7 月 4 日)」²⁸⁷

フィリピンを含む東南アジアの裁判官主要メンバーは、7 月 4 日、各国の知的財産のエンフォースメントに関わる手段を共有するため、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) に集まった。欧州連合 (EU) は、国際 IP 基準の履行は東南アジア全域で異なる傾向にあり、これによりその地域で営業する多くの地元企業及び外国企業の不信を招いていると指摘した。三日間の円卓会議を通して議論するトピックとプラクティスは、国際的な IP 体制を含めた IP 問題の手続きのための特別な規則、法的救済、暫定的かつ予防的手段、及び管轄権についてである。

同円卓会議は、EU により 4 年間で 700 万ユーロの資金を供給され、EUIPO によ

²⁸⁶ 「Southeast Asian Countries Launch IP Cooperation Plan To Be Assisted By WIPO, EU」 Intellectual Property Watch ウェブサイト内、URL: <http://www.ip-watch.org/2016/12/16/southeast-asian-countries-launch-ip-cooperation-plan-assisted-wipo-eu/> [最終アクセス日: 2019 年 2 月 8 日]

²⁸⁷ 「EU, SEA judges to boost enforcement system vs. IP cases」PHILIPPINE NEWS AGENCY ウェブサイト内、URL: <http://www.pna.gov.ph/articles/1040424> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 8 日]

り履行されているプログラムである IP Key 東南アジア (IP Key Southeast Asia, IP Key SEA) の活動範囲の一つである。IP Key の主な目的は、地域での取引や投資を促す適切な法的及び経済的環境を創造するために東南アジア知的財産権 (Intellectual Property Rights, IPR) の保護及びエンフォースメントをサポートすることである。

2.2.13 今後の JPO からの支援について

制度整備支援については、年金支払い制度の改善、特許の実施義務の緩和・免除申請要件の明確化、第二医薬用途発明の保護、模倣品対策の改善などを望む意見があった。

人材育成支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとのコメントが多く、特にインドネシアやタイへの支援の要望が強かった。

情報化支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望むコメントが多かった。また、インドネシア、タイ、ベトナムの英語対応の改善を望むコメントが多かった。

また、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務処理改善などにつながるような支援を望むコメントがあった。

(制度整備支援について)：年金支払い制度の改善、特許の実施義務の緩和・免除申請要件の明確化、第二医薬用途発明の保護、模倣品対策の改善など

- ・インドネシアについて、2016年改正特許法では、年金支払い期限の7日前までに延長申請がなければ支払期限を延長できず、パリ条約の追納規定のメリットを実質的に享受できないと考える。他国の制度と比較しても権利者に不利益を生じさせるものであり、事前申請なくとも支払期限を延長できる制度としてもらいたい。このことは既に JIPA にも伝えており、可能であれば JPO からも改善を求めて欲しい。
- ・インドネシアについて、特許の実施義務が厳しく、実施しなければ無効にされるのは困るので、改善して欲しい。
- ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、第二医薬用途の発明が認められない点は、改善するための支援が可能であればして欲しい。
- ・シンガポール、マレーシアは、税関の登録制度が存在していない。インドネシアは、税関の登録制度が存在するが、インドネシア国外の企業は活用できない。よって、シンガポール、マレーシア、インドネシアでは、実質上水際での模倣品の差し止めができない。この点は改善を要望する。
- ・ASEAN6 について、PPH が円滑に活用できたり、先進国で登録した内容で権利化できたりすれば、特に支障はないので、これらの国の法整備状況はあまり気にしていない。

(人材育成支援について)：審査期間の短縮、事務処理能力向上など

- ・インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシアについて、特許は、日本、米国、欧州等と同じクレームにすれば登録が得られるケースがほとんどなので、実体審査の質向上のための支援よりも、まずは電子化、方式審査の処理、事務手続き等の運営面で審査期間の短縮につながるような支援をして欲しい。特に、インドネシア、タイは意匠の

審査遅延が大きく、インドネシアでは審査遅延により出願から10年以内に登録されなかった意匠出願が実際に3件あった。インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシアでは商標の審査遅延が大きいと感じている。

- ・インドネシアについて、商標の登録証の請求をしてもなかなか出されないなど、事務処理の遅れが目立つ。登録証の発行に1年以上かかったケースがある。基本的な事務処理方法や運用などに関する支援などが有益ではないか。
- ・タイの商標の審査官は識別力の判断基準が厳格であったり、インドネシア、フィリピン、ベトナムの商標制度や審査に関する運用などは不合理な点もあつたりするが、簡単に換えられるものではないので、支援の対象としては馴染まないのではないか。他方、インドネシアで、商標の登録証が発行されるまで時間がかかる過ぎることや、包袋の管理ができていないことから書類が紛失したりするような、ビジネスの基本となる事務管理ができていないことは、改善の余地があるのではないか。
- ・ASEAN6について、電子化、方式審査の処理や事務手続等、運営面の支援をして審査期間の短縮につながるような支援をして欲しい。新規性、進歩性など実体審査に対する資質向上も有益ではあるが、まずは基本的な方式不備などに対する事務処理、出願人や代理人との事務手続のやりとりに対する正確かつ迅速な事務能力を習得することが優先される事項ではないか。例えば、PPH申請をした出願について、インドネシア知財庁から「PPH申請がなされているが、このまま進めてよいか。」といった当然進めるべき事務処理について伺いがきて、対応しなければならなくなることもある。他にも事務関連のOAは来るが適切でないと思われるものが散見される。OAをするべき内容や通知すべき内容について、審査官が十分に理解しているか疑問がある。こうしたOAにも対応する費用と時間がかかることになる。また、タイ、フィリピン、マレーシアは妥当な処理をしているが、どこかで滞っているのか、処理がとても遅い。事務処理の流れを理解し、それぞれの手続においてどうすすめるべきかの基本的な事務処理能力の育成が望まれる。
- ・ASEAN6について、実体審査に関する支援よりも、方式審査、事務管理、ビジネスプロセスに関する支援をする方が、審査期間の短縮に繋がると思われる。現地に人を中長期派遣して、現場に入り込んで支援していくと効果的かもしれない。
- ・ASEAN6について、審査期間の短縮につながるような支援をしていただきたい。特にタイは、特許の登録までの期間が長いので、優先的に支援をして欲しい。
- ・ASEAN6について、現在、審査官の育成などをJPOが積極的に行っているが、継続的に支援することで、日本のファンが次第に増えてきているように感じる。このような将来を見据えた長期的な視点の支援とともに、例えばJPOが持つ包袋などの管理ノウハウの提供のような、即効性を見込めるような支援も並行して行ってはどうか。
- ・ASEAN6について、意匠に関して、方式に不備がある状態で指摘がないまま登録となることがある。登録後問題となることも考えられるので、方式審査の重要性を理解させるように支援してはどうか。
- ・ASEAN6について、審査官への企業からの技術説明会の開催は、審査が遅いといった場合に効果的であった。
- ・ASEAN6について、意匠に関して、実体審査のない国においても、審査に関する育成支援をして欲しい。異議や無効審判、訴訟などの場面になれば、類否判断が必要となる。そのような場面になったときに、判断をする側にそのスキルを有する者がいないということがないようにして欲しい。
- ・ASEAN6について、人材育成は必要ではあるが、PPHなどの活用により少なくとも

ASEAN6 では権利化が概ね期待どおりできているので、実務的（新規性、進歩性など）な支援の優先度は低い。

- ASEAN6 について、審査官の育成等の支援を継続して行っていただきたい。また、審査官だけでなく、審判官、裁判官や民間の知財に関する人材についても育成支援をして欲しい。
- ASEAN6 について、審査協力・人材育成という観点について、現地知財庁に入り込み、中長期専門家派遣という形でじっくりと根気よくサポートする方法が効果的と感じる。現地の最新情報も把握することができ、現地の訪問アポも取り易く日本側にもメリットがある。
- JPO が行う ASEAN 諸国等への人材育成への協力は、プログラム作成、受講認定証の発行、知財関連機関の見学、生活資金援助など、よく計画され、完璧な内容である。しかし、日本での研修終了後、当該研修を受けた人材を日本のためにどのように役立ててるのか、当該国と日本の人脈をどのように引き継いでいくのかの戦略があってもいいのではないか。日本で実力をつけた人材が帰国後には知財庁をやめて民間で働く例が多いことも念頭に置く必要がある。

(情報化支援について)：公報収録率向上、英語対応など

- ASEAN6 の知財庁は、出願の経過情報や OA の内容に関する公開が遅れている。また収録率も低いように思われる。これまで様々な支援が行われているが、電子化がまだ不十分などところがあるのではないか。
- ASEAN6 の知財庁は、出願の経過情報や OA の内容に関する公開が遅れている印象がある。英語での公開があれば望ましいが、そもそも公用語での公開もなされていない国もある。まずは、インド知財庁並の情報公開（審査官の OA の書誌事項や起案内容を見ることが出来る。）ができるようになるような援助が必要なのではないか。ASEAN6 各国で実現できれば望ましいが、優先度をつけるとすると、シンガポールは少し進んでいるので優先度を下げ、生産国及びマーケットとして大きいタイ、インドネシアを優先的に支援することが考えられる。その次はベトナムである。中国から出て行った企業がベトナムに移転しつつあるので、これまで以上の発展が予想される。
- ASEAN6 について、紙ベースの事務運用から徐々に電子化を進める必要があるだろう。データベースの収録率向上や収録情報の拡大には、各種手続が電子化されている必要があるためである。
- インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、知財庁の特許データベースの整備が不十分であり、改善して欲しい。特に、英語対応や包袋書類の収録を進めるよう支援して欲しい。特に、タイのニーズが大きい。
- インドネシア、タイ、ベトナムについて、知財庁の特許の検索データベースの英語対応が不十分であり、改善するための支援が可能であればして欲しい。特にインドネシアは、検索画面が現地語で操作が難しい。
- ASEAN6 について、データベースの英語情報の拡充につながるような支援をしていただきたい。
- ASEAN6 につて、知財庁から正確なデータがすべて提供されているかどうか分からないので、そのデータを加工してサービスをしている民間のデータベースを利用しても信頼性は低いと感じている。
- ASEAN6 について、公開公報は収録されているが抄録しかない、登録公報は発行されないなど、ユーザーにとっては不便なことも多いが、現地の国内で見たいというニーズは少なく、国民からの批判もほとんどないので、外国からみて不便だとしても現地

知財庁はなかなか改善に取り組もうとしない。これまでも情報化・機械化支援は様々な国で行われてきたが、当初予定した成果を得るのが難しいところもあるのは、上記知財庁の姿勢が関係しているのではないかと。

(現地代理人に関する支援について)：誤訳削減、事務処理改善など

- ・ASEAN6について、知財庁職員、現地代理人との三者ミーティング、セミナーも有効と考える。特にアセアン各国において母国語が異なるため、現地代理人による誤訳の問題は今後顕在化するものと考えられる。知財庁職員・現地代理人は英語に堪能であるものの、権利活用・行使の対象者となる現地の人々がそうであるとは限らない。
- ・ASEAN6について、知財庁等の政府職員向けだけではなく、現地代理人向けの支援も必要と考える(少なくとも誤訳チェックによる誤訳削減等の期待がある)。現地代理人の研修制度、代理人協会の役割等を把握し、現地代理人のレベルアップも必要と考える(早期権利化・審査の質向上、権利行使の簡易手続等を実現するため)。現地代理人向けの支援は、他の先進国はあまり実施していないと思われるため、日本から支援する余地があるのではないかと。
- ・ASEAN6について、現地代理人の事務処理を改善する支援があるとよいかもしれない。期限管理がしっかりできていない事務所もある。ただし、ASEANでは実際にはトラブルに発展したような事例はない(ブラジルではトラブル事例があった)。
- ・ASEAN6について、現地代理人は、事務管理能力が不十分で期限管理ができていないケースがあり、OA期限の直前に通知がくるようなこともある。現地代理人の選択肢が限られており、コンフリクトが心配なので、現地代理人の育成についても支援してほしい。また、現地代理人に関する情報が入手できると良い。

(その他)

- ・日本の視点から見たASEANの課題については、これまで様々な団体や機関が現地へ訪問して伝える等しており、なぜ日本は同じようなことを何回も聞いてくるのかという声もある。日本が課題だと思っけていても現地が課題と認識していなければ改善が進まないこともある。現地のメリットに繋がるような支援のやり方が効果的なものかもしれない。
- ・ASEAN6について、日本企業からの要望に対応して改善しなければ日本企業からの投資が減ってしまうような場合には、現地も前向きに改善に取り組む可能性がある。
- ・ASEANの選抜メンバーを日本に招へい研修してもご褒美旅行というイメージが強い印象(アメを目的とするならばよいが)。研修内容が現地で情報共有されることはほぼなく、単発になり易く効果的な育成に結び付きにくいと考える。
- ・ASEAN6について、現地へ権利行使できるようにするための支援もして欲しい。特許については、未だASEANでは訴訟件数が少なく権利範囲の争いはほとんどないため時期尚早かもしれないが、これまでの支援を継続しながら徐々にステップアップしていくとよいかもしれない。
- ・ASEANでは、未だ裁判を起こしたことはない(警察や行政にお願いしたことはある)。知的財産の裁判に関する情報が少ないため、裁判の実効性が不明である。ASEANでの権利行使など裁判に関する情報があるとありがたい。
- ・ASEAN6について、現地代理人の情報を得にくいいため、何らかの客観的なデータの提供があるとよい。例えば、得意とする分野や受けた拒絶理由の種類など、出願経過情報が公開されていれば入手可能な公開情報に基づくデータを代理人別に集計した情報があるとよい。これらの情報は公開されるのが好ましいが、少なくともJPOが把握

していてもいいのではないか。各国での代理人の質の向上に関する支援に資すると考える。

- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、大手事務所の数が少なく、代理人のコンフリクトの可能性があったとしても選択肢がないので困っているため、現地の事務所の情報が入手できるとありがたい。

3 海外現地ヒアリング調査

3.1 概要

インドネシアでは、現地法律事務所3か所に対して事前質問票及び追加質問票を送付し、その回答に関してさらにヒアリング調査を行った。以下では、これらの質問票とヒアリングの回答を掲載する。

電子出願やユーザー用DB等のシステム面について、近年運用がはじまったものの、正確性や安定性、機能面に関する指摘が多くなされたが、不安はあるものの今後の改善に期待しているという意見であった。

法制面では、特許法と商標法が2016年に改正され施行されているが、運用面では審査ガイドライン等の公開がなく、不明点が残されたままとなっている。また、意匠法の改正が準備中であるため、今後の動向が注目される。

IP5やWIPO等からは、それぞれ特許や意匠の審査官向けトレーニングが行われており、特にUSPTOからは権利行使に関する情報交換や、ワークショップ等が多く提供されている。また、英国からは東南アジア向けの経済改革プログラムの一環として支援が提供されている。

その他、国際商標協会(INTA)やアジア弁理士会(APAA)等の団体が悪意の商標出願に関するセミナーなどを開催している。

今後の要望としては、DGIP内における事務処理等のオペレーション面での改善や審査官を含むキャパシティ・ビルディングに関する支援を行うことで、滞貨の早期解消、審査期間の短縮といった、全体の処理効率の向上に期待が持たれている。

3.2 事前質問票及びそのヒアリング結果

3.2.1 システム関連の課題について

データベースに関しては、特許、実用新案、意匠及び商標ともに、機能面やデータの充実度などが不十分であるという意見であった。データベースは書誌情報のみであり、クレームや明細書全文をみることができない。また、検索結果も不正確な場合があり、この点はASEAN Viewでも同様であるという意見があった。

電子出願システムに関しては、不安があるので使用していないという意見もあり、信頼性や機能性の向上が期待されている。具体的な問題点としては手数料の支払との関連性に問題がある点、一部の手続は紙で行う必要がある点などが挙げられた。

<DB全体>

(改善はなされているが問題が多い)

- ・DGIPの特実意商のユーザー向け検索DBは、以前に比べるとだいぶ改善されてきてはいるが、まだ収録されている情報が不正確であったり、収録されるタイミングが遅かったりすることがある。

- DGIP の特実意商のユーザー向け検索 DB (PDKI) は、収録データが不正確であったり、更新されなかったりすることがあるので、他の DB も使用してクロスチェックしている。
- 過去、何回かアップデートが行われているが、インターフェースが変更されたり、明細書の全文検索もできなかったりするなどの問題がある。

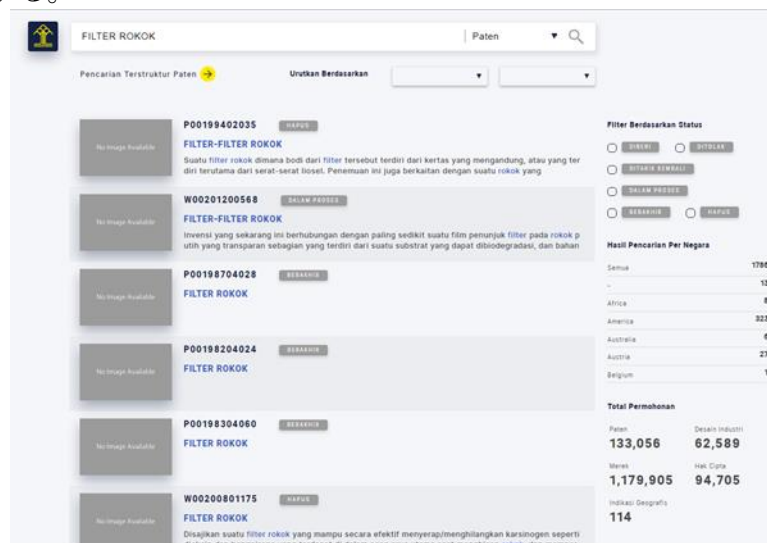
<特許 DB>

(書誌的情報しか確認できない)

- データベースには書誌データのみが含まれている。要約及び図面は利用不可能な場合もあり、利用できたとしても正確ではない。これには文献全体 (JPO、USPTO、EPO など出願人特許官庁を参照する)、又は少なくともクレーム (この部分は調査目的で、新規性又は侵害事件の検証に極めて重要である) も含まれているものと考えられる。
- データベースに出願手続記録は含まれておらず、それに代えて現在の法的／行政的な状況のみが含まれている。
- 特実意については検索機能が不十分で、使い勝手がよくない面もある。以前は、明細書全文が閲覧できたのに、書誌情報しか閲覧できなくなったのも不満である。
- DGIP の特実のユーザー向け検索 DB は、収録データが欠落していたり、不正確であったりすることがある。また、DB で書誌情報や現状のステータスは確認できるが、審査経過情報は確認できないし、明細書全文を見ることできない。4 年ほど前には明細書全文を見ることのできたのに、庁内システムが IPAS に変わってからか何故か明細書全文を見ることができなくなって、使い勝手が悪くなっている面もある。

(検索方法に制限がある)

- 知的財産データベース (Pangkalan Data Kekayaan Intelektual/PDKI)。
 - PDKI システムは時々内部エラーを起こしている。
 - PDKI ユーザーはブール検索を使用できない。具体例：ユーザーが「シガレット・フィルター」という名称の特許を検索したい場合、システムは、「シガレット」と「フィルター」のいずれか一方のみを含む検索結果ではなく両方を含む検索結果を自動的に表示する。



(検索結果が信頼できない)

- ・ PDKI は不正確な結果を表示することがあり、ステータスが更新されない（応答入力済みにもかかわらず応答を待つなど）ことがある。

<実案 DB>

- ・ 上述したものと同様である。

<意匠 DB>**(書誌的情報しか確認できない)**

- ・ データベースに出願手続記録は含まれておらず、それに代えて現在の法的／行政的な状況のみが含まれている。
- ・ DGIP の意商のユーザー向け検索 DB は、特実と比べると少しましであるが、審査経過情報は確認できない。

(検索機能が不十分、不正確)

1. 知的財産データベース (Pangkalan Data Kekayaan Intelektual/PDKI)。
 - PDKI は不正確な結果を表示することがあり、最新の状態でないことがある。
 - PDKI システムは時々内部エラーを起こしている。
 - ユーザーはロカルノ分類検索を使用できない。

The screenshot shows the 'Pencarian Terstruktur Desain Industri' (Structured Industrial Design Search) interface. It features several search criteria sections:

- Pencarian Berdasarkan Nomor** (Search by Number): Includes fields for Nomor Permohonan, Nomor Prioritas, Nomor Pendaftaran, and Nomor Pengumuman.
- Cari Berdasarkan Teks** (Search by Text): Includes fields for Judul, Klaim, Nama Pendesain, and Nama Konsultan.
- Cari Berdasarkan Periode** (Search by Period): Includes fields for Tahun Permohonan, Tanggal Pendaftaran, and Tanggal Berakhir Pelindungan.
- Cari Berdasarkan Lokasi** (Search by Location): Includes dropdown menus for Asal Permohonan, Asal Pemohon / Pemegang, and Negara Asal Prioritas.

At the bottom, there are 'Search All' and 'Clear' buttons.

- PDKI は常に完全な又は最新の状態ではなく、システム・エラーにより欠損データが生じる可能性がある。
2. 世界知的所有権機関 (WIPO) グローバル意匠データベース
 - WIPO グローバル意匠データベースは常に完全な又は最新の状態ではない。
 - このデータベースでは、ユーザーが、意匠を、その状態（登録済み、審査中、公開済みなど）に応じてフィルタリングすることができない。

<商標 DB>**(書誌的情報しか確認できない)**

- ・ データベースに出願手続記録は含まれておらず、それに代えて現在の法的／行政的な状況のみが含まれている。

(検索機能が不十分、不正確)

1. 知的財産データベース (Pangkalan Data Kekayaan Intelektual/PDKI)。

- PDKI には、5 桁の登録番号で商標の詳細情報に接続したり、(12 桁の登録番号で) 商標登録の更新情報に接続したりできないという問題があるため、商標登録の初回出願日を確認するのにより多くの時間がかかる。
- PDKI は不正確な結果を表示することがあり、ステータスが更新されない(応答入力済みにもかかわらず応答を待つなど) ことがある。

2. WIPO グローバル意匠データベース

- 時折、各レコードの詳細にアクセスしづらい状況に遭遇する。
具体例：ウェブサイトのメインメニューには以下の情報が表示される。

Brand	Source	Status	Relevance	Origin	Holder	Number	App. Date	Image Class	Nice Cl.	Image
WOOHOME	ID TM	Pending	5	ID	SHENZHEN QIANHU SPECIAL AGEL ECOMMERCE LTD	DID2010054703	2010-10-25		19	
COIN	ID TM	Pending	5	ID	KIM SUN	DID2010054700	2010-10-25		9	

商標 2 をクリックしてその詳細を確認しようとしても、以下のように詳細が表示されないことがある。



(2018年10月29日にアクセスして確認)。

3. ASEAN TM View

- 以下のように、ASEAN TM View の商標の現状 (Current Trademark Status) 画面に最新情報が表示されない。

Trade mark

JAGUAR



(210)/(260) Application number D002000004477

(270) Application language id

(220) Application date 2000-03-10

Trade mark office Indonesia - ID

(190) Registration office ID

(111) Registration number IDM000027830

(151) Registration date 2005-01-24

(141) Expiry date 2010-03-10

(550) Trade mark type Combined

(551) Kind of mark Individual

(591) Claimed colour(s) Hitam, Putih

(511) Nice classification 9

Current trade mark status Application filed

Status date 2010-03-10

(2018年10月29日にアクセスして確認)。上の画面では、登録番号が IDM000027830 である JAGUAR の商標の状態が、登録/更新手続中であることを示す「登録出願済み」の状態になっているが、以下のように、LADI データベース上には、この商標は失効済みとして掲載されている。

The screenshot displays the ASEAN TM View interface for a trademark registration. On the left, it shows the registration number (NOMOR PENDAFTARAN) as **IDM000027830** and the registration date (TANGGAL PENDAFTARAN) as **24 Jan 2005**. On the right, the trademark name is **JAGUAR**, and the status (STATUS) is **(TM) Kadaluarsa**. Below the status, there is a link for 'Rincian status' and a field for 'NOMOR PENGUMUMAN'.

ASEAN TM View がより最新の商標の詳細情報を提供できるものとなれば、実務に役立つと考えられる。

電子出願システム

<特許>

(問題があるのであまり使用していない)

- ・ 特実意の電子出願システムは、何度か使用したことがあるが問題があるのであまり使用していない。オンライン支払システム(SIMPAKI)と電子出願システムとの間で接続エラーが発生することがある。・ 支払時の課金コード発行中に遅れが出ることがある。
- ・ 特実意の電子出願システムは、問題があるのであまり使用していない。例えば、PCT 案件は出願日が基礎出願にリンクしない問題がある。また、電子出願の処理をしても、出願料金の ATM 支払いに何らかのトラブルが発生した場合には電子出願がその日のうちに受理されないので、DGIP に受理状況を確認して急いでその日のうちに紙出願に切り替えることもある。
- ・ PCT 出願の場合には問題がある。
- ・ 次の2つのデータベースがある。
 - SIMPAKI に接続される E-Filing。
 - E-filing に接続される、知財出願料オンライン支払いシステム (SIMPAKI)
 E-filing と SIMPAKI の間で接続エラーが起こるケースがある。
 - 特許用の e-Filing は、現在、新規特許出願に限り使用できる。
 - 特許庁が提供しているすべてのサービスに e-Filing を使用できれば、実務に役立つと考えられる。
- ・ 特実意の電子出願システムは、現在準備中で来年から使用できるようになると聞いている。

<実案>

(問題がある)

- ・ 支払時の課金コード発行中に遅れが出ることがある。
- ・ 特許と同じ
- ・ 審査請求は紙形式で行っている。

(特に問題はない)

- ・ 技術面で大きな問題はない。

<意匠>

(問題がある)

- ・ 支払時の課金コード発行中に遅れが出ることもある。
- ・ 審査請求は紙形式で行っている。
- ・ 特許と同じ

(特に問題はない)

- ・ 技術面で大きな問題はない。

<商標>

(問題がある：動作が不安定)

- ・ 支払時の課金コード発行中に遅れが出ることもある。
- ・ 商標の電子出願システムは使用できる状態ではあるが、まだトラブルがあるので当事務所では使用していない。
- ・ 商標の電子出願システムは、通常使用しているが、システムがダウンしているときは紙出願を行っている。
- ・ 商標の電子出願システムは、通常使用しているが、時々使用できないことがある。

(機能面で制約がある)

- ・ 問題点として。商品／サービスのリストの入力に文字制限（500字以内）がある。
 - 商標用の e-Filing は、時折使用できなくなることがある。
 - 商標用の e-Filing は、現在、以下のサービスに限り使用できる。
 - a. 新規商標登録出願
 - b. 商標更新登録出願
 - c. 商標登録異議申立て
 - d. 名義及び／又は住所変更の登録
 - e. 商標権譲渡の登録
 - f. 拒絶理由通知に対する応答
 - g. 事務処理に必要な書類の不足を理由とする追加出願
 - h. 初回拒絶査定に対する応答
- 商標庁が提供している、以下を含むすべてのサービスに e-Filing を使用できれば、実務に役立つと考えられる。
 - a. TMO の拒絶査定に対する不服審判請求
 - b. ライセンス契約の登録
 - c. 商標登録の削除／部分的な削除
 - d. 公式抄録の請求
 - e. 商標登録出願の取消し
 - f. 反駁
 - g. 弁護士変更

3.2.2 第二医薬用途の発明について

第二医薬用途の発明は、2016年改正法において保護対象から除外されており、現在、保護対象とする改正に向けた議論もない。なお、顕著な効果があれば保護対象となる可能性があるとの意見もあった。

(保護されない)

- 保護されない、今後保護される予定もない。
- 改正に向けた議論は特にない。上記第4条は、第二医薬用途のクレーム排除するために設けられている。当該第4条の条文は明確であるため、特許庁としては、当該条項を適用して第二医薬用途のクレームを排除する必要がある。
- インドネシア特許法（2016年法律第13号、以下「2016年特許法」という）第4条第f項第1号に基づき、既存の及び／又は既知の製品の新たな用法は発見としてみなされ、発明からは除かれる。
 特許庁代表者と公開討論した内容に基づき、上記第4条第f項第1号は、現行の2016年特許法により廃止された旧特許法の下では認められていたスイス型クレームとして起草されたクレームであったとしても、第二医薬用途のクレームを排除するという効果をもたらす条項であることが確認された。
 2016年8月26日以前の旧法に基づく出願中の特許については、依然として、第二医薬用途のクレームが認められる。
- 改正に向けた議論はない。
 ご指摘の第二医薬用途に関する改正とは、第4条(f)で除外されている発明に該当しない発見のことかと思量します。

第4条 発明には以下のものを含まない：

- (a) 審美的創作；
- (b) 図式；
- (c) 以下の活動を行うための規則及び方法：
 1. 精神活動に関わるもの；
 2. 遊戯；及び
 3. ビジネス
- (d) コンピュータープログラムのみを内容とする規則及び方法；
- (e) 特定の情報についての発表、及び；
- (f) 以下の発見：
 1. 既存の及び／又は既知の製品の新規用法；及び／又は
 2. 既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの

すなわち、

(f) 1 では既知の物の新たな用途、

(f) 2 では既知の化合物の新たな形態であって、既知の化合物と比較して効能の改善がないもの

これらに関する発見は発明には含まれないと規定しています。

これを裏返せば、既知の化合物の新たな形態で、既知のものと比較して顕著な効果があるものは発明として扱われるということになりますので、すべての第二医薬発明が否定されているわけではないと考えられます。既知のものとは比べて顕著な効果があれば、第4条の適用を逃れられると考えてよいのではないのでしょうか。

(保護されうる)

- 第二医薬用途の発明について、特許法4条(f)の解釈に基づけば、既存の化合物の新たな形態であって、有意な効果の改善が認められ、その化合物の既知の関連する化学構造との差異があるものは発明として取り扱われるので、すべての第二医薬用途の発明が否定されているわけではないと考えられる。
- 同一の化合物を使用した組成物の調製であって、他の用途又は処置を対象とするもの(組成物発明の開発)。さらに、組成物を調製する工程の開発。このような工程についても、現在では(2016年新法から)単純に特許によって同様に保護される。

3.2.3 新規性喪失の例外規定について

新規性喪失の例外適用の要件緩和について、議論はないという意見と、現在緩和に向けた議論が進んでいるとの意見の両方があった。特許に関しては具体的な議論が前向きに進んでいる一方で、意匠に関しては改正は不透明であるとのことであった。

<全体>

(要件緩和の議論はない)

- この問題については議論されていない(特実意)。

<特許>

(2016年改正で既に緩和されている)

- 将来的に緩和されるようである。現行の2016年特許法の第6条第c項に、新規性喪失の適用例外対象となる行為として、発明者による、(i) 調査、論文、学位論文若しくは他の科学的作業を含む科学的なセッションにおける公表、又は(ii) 教育機関若しくは研究機関での科学フォーラムにおける公表が追加規定されている。このため、旧特許法(2001年法律第14号)よりは適用範囲が拡大され、状況が改善されている。

<意匠>

(検討はされている)

- 改正に向けての議論が進んでいる。現行の2000年意匠法を改正する手続を進めている。暫定改正法案である、新意匠法第3条(4)項案に、新規性喪失の適用例外対象となる行為として、市場化テストにおける意匠の公表を追加規定することになっていたが、この追加条項は、その後の改正意匠法案からは削除された。今後、新意匠法案に新たな改正を盛り込むかどうかは不明である。
- 意匠法改正を検討中であり、最初の草案には、market testingによる意匠の公表等について新規性の例外を適用するという内容が含まれていたが、その後の草案から削除されている。

3.2.4 特許の実施義務について

特許の実施義務については、インドネシア国内への投資や技術移転、雇用の確保等を目的として課せられたものであるが、負担が大きいとして規則 15/2018 により、実施義務の遅延申請が可能となった。しかし、具体的な遅延申請の手続や要件等については不明のままであり、運用はされていない。なお、2018 年末までには DGIP のウェブサイトに掲載される予定とある²⁸⁸。

(特許実施の遅延申請が認められる具体的理由、及びその他運用は未定)

- ・規則 15/2018 には具体的な規定が存在していない。ただし、それぞれの特許権者は、自身の正当な意見を述べる機会を有する。小企業及び学術組織については理由も多様であり、例えば次が挙げられる。資金不足、投資ビジネスパートナーとの不適合、現地資源を使用した場合の高い生産コスト、生産工程の支援不足（ハイテク材料／支援施設に依存するハイテク発明）。多国籍企業については、現地生産した場合の現地での生産規模（広域向けの生産、すなわち複数国の市場を対象として1つの国で生産した場合に限り実現可能）が理由となり得る。
- ・特許の実施義務の免除申請(遅延申請)が認められるための理由、申請フォームなどについてはまだ正式に公表されていない。しかし、小規模の企業や学界の場合は特許発明を実施するための資金不足やパートナーシップの不足が理由として考えられ、多国籍企業の場合はインドネシア事業の経済的な規模が小さいこと等が理由として考えられる。
- ・特許の実施義務の免除申請(遅延申請)が認められるための理由、申請フォームなどについてはまだ公表されていないので不明である。
- ・規則 15/2018 の 3 条に、特許の実施義務の 5 年間の延長申請ができることが規定されているが、詳細は不明である。
- ・特許権者による特許の実施に関する規則 15/2018 の第 3 条では、特許権者が自らの特許をインドネシア国内で実施できないケースについて定めているに過ぎないため、特許権者は、申請理由を添えて遅延申請書を提出すれば、5 年を上限として遅延を申請できるが、遅延申請の理由として認められる根拠については明確な説明が存在しない。
遅延申請の手続及び申請に関する詳しい情報は、2018 年末までに DGIP のウェブサイトに掲載する予定である。
- ・新特許法第 20 条(1)の規定によると、特許権者はインドネシアにおいて付与製品の製造又は付与方法の使用が義務づけられている。さらに第 20 条(2)の規定によると、その製品の製造又は方法の使用によって、技術移転、投資促進、新規雇用機会の創出を促進しなければならない。この規定の要件を充足しない場合には、検察官又は国益を代表する者（社会又は国家のための自発的に訴訟を提起する個人）が商事裁判所に提起した訴訟によって付与特許が無効とされるおそれ、又は強制実施権付与の対象とされるおそれがある（第 132 条(1)(e) - (4)）。
- ・特許の実施義務の免除申請(遅延申請)により 5 年延長できるが、回数制限が明記されていないので、5 年ごとに繰り返し免除申請(遅延申請)できる可能性がある。
- ・不明

²⁸⁸ 2019 年 1 月現在、未掲載。

(取消となった事例はない)

- ・実施義務に違反して特許取消になった事例はまだない。
- ・実施義務に違反して特許取消になった事例はまだない。あくまでも私見であるが、実際には不実施を証明するのは難しいであろうし、特許取消にするのは難しいのではないだろうか。また、規定が厳しすぎるので、出願人側から改善要望を出し続けることで改善される可能性はあると思う。

(自国産業の発達とのバランスを考慮して議論が必要)

- ・この規定の背景：

インドネシアは（技術面及び能力面で）技術移転に対応する、適度に有力な人的資源を持ち合わせている。インドネシアは、例えば航空機、ワクチンなどのハイテク産業を有しているが、オートバイ、自動車産業などのローテク産業が忘れ去られつつある。政府は、特許制度と、外国からの投資に伴い持ち込まれる権利との関係を最適化することによって、自国の産業発展の機会を探っている。

医療部門に関してインドネシアは、新規雇用創出とは別に、医薬品発明の実施による、自国の低所得国民向け医薬品の低価格化に多大な関心を寄せている。

なお、例えばインドなど、他の国でも同様の規定が適用されているが、その規定は特許権者にとってさらに厳格なものであり、例えば進捗状況の報告書をインド政府に提出しなければならず、遅延提出の場合には罰則が適用される。

個人、小企業、大学／政府研究部門などの特許権者は、資金、生産施設、さらに組織的／機構的なハードルが高くなり、自身の特許を適切かつ適時に実施することが困難になる場合がある。

この規定（第20条）は、通商省、産業省、BKPM（外国投資調整局）などインドネシア政府の他の省／部局の政策にも大きく関係している。系統化された解決策を見出すために、多くの当事者及び関係者による包括的な会合を開くべきである。巨大企業の特許実施による大規模投資を促進するために、免税期間、その他の魅力的な政策／施設と併せて、第20条に基づくこれらの義務について交渉することが可能であるのか、議論する必要がある。

一般論として、投資（特許実施）を受けるために、国家政府はさまざまな側面からの支援提供が必要になる。これには安全性、市場の持続性、購買力、経済及び財政の安定性、適切な基本的施設、クリーンな統治、社会的支援、その他の多くのものが含まれる。すべての側面が準備されていれば、第20条の実施はスムーズに進められるものと考えられる。

第20条に規定する要件が充足されない場合、無効（第132条(1)(e)）などの制裁を適用するのではなく、政府は特許権者からの特許実施の繰延べ申請を検証する時点で、上述した側面及び必要性を考慮すべきである。

（2018年省規則 No. 15 第8条に規定する5年の繰延べ期間が経過した後における）解決策の1つとして、例えば付与日から特許存続期間満了の2年前又は3年前ごろまで特許権者が柔軟に選択可能な猶予期間を伴い、段階的な各種の制裁／罰金（避けられない場合）を科すことが考えられる。

(議論の結果、規則 15/2018 が制定された)

- ・第20条については、各商業会議所や大使館が十分な議論を重ね、同条は、インドネシアで製造業を営む会社に大きな負担を強いる条項であるという結論が出された。規則 15/2018 は、この妥協案として 2018 年 7 月に可決したものである。

(海外からの反発が強く、さらなる議論が必要)

- ・ 特許の実施義務の規定について外国から不満が寄せられており、特に US が強く主張している。日本も主張しているが、他の国とも協力して多くの企業から改善要望を出せば、改善される可能性はあると思う。この特許法 20 条は、貿易省、産業省、BKPM (Foreign Investment Coordination) のようなインドネシア政府の他の省庁の政策と強く関係している。体系的な解決策を見つけるためには、多くの関係者とステークホルダー間で包括的な会議が行われるべきであろう。
- ・ 特許法 20 条の特許の実施義務の規定について、様々な商工会議所や大使館(米国、スイス、日本等)が集まって多くの議論がなされた。2018 年 7 月に承認された妥協案が規則 15/2018 である。法律と規則とでは改正についてはレベルが異なるため、法律は容易には変えられない。日本は、他国とも協力して改善要求を主張し続けると改善されるかもしれない。

(特に議論はない)

- ・ 特に議論はされていない。

3.2.5 部分意匠制度について

インドネシアでは、部分意匠は保護される。部分意匠は日本と同様に保護を受けようとする部分を実線で示し、その他を点線で示せばよい。

(部分意匠は保護される)

- ・ 部分意匠は保護される。
- ・ 部分意匠は認められる。
- ・ 部分意匠は登録可能である。

(保護を受けようとする部分を実線、その他を点線で示せばよい)

- ・ 保護を求めない部分を点線で示し、保護を受けようとする部分を実線で示したうえで、点線／実線の意味を簡単に説明すれば、部分意匠を登録できる。

意匠法 (2000 年法律第 31 号) を実施するための政府規則 (2005 年第 1 号) の第 6 条第 1 項第 g 号によると、意匠の図面は、保護を求めない部分を点線とし、保護を受けようとする部分を実線として作成することができる。

- ・ 日本から優先権を伴う部分意匠の出願がされたとしても、登録となるとは限らない。出願又は登録済の先行意匠が存在している場合、日本からの優先権を主張した新規出願は想定され、審査対象とされるであろう。

(保護を受けようとする部分が個別に作成され、独立して販売できる場合に、登録が可能かは議論の余地がある)

- ・ グレーゾーンであり、議論の余地がある。
- ・ この点については、固有の条項が存在しない。
- ・ 認められない。

3.2.6 関連意匠制度について

インドネシアでは、関連意匠は認められない。改正法では同様の制度を導入する検討がなされているが、実現するかは不明である。

(関連意匠制度はない)

- ・ 関連意匠は認められない。
- ・ 関連意匠に関する規定はない。
- ・ 複数意匠出願は認められないので、複数件の単一意匠出願を行わなければならない。
- ・ 当国意匠法には、「関連意匠」に関する条項が存在しない。
意匠の登録は、一つの意匠又は一連の意匠を構成する複数の意匠（一式の意匠）について出願できる。

(今後の改正予定又は改正に向けての議論の有無は不明)

- ・ IPO の意匠審査官に改めて問い合わせるべきである。
- ・ 改正法案である、新意匠法第 23 条 (2) 項案では、同一の出願人が同一日に出願するのであれば、類似性のある複数の意匠の登録を類似意匠の登録として出願できると定めている。この条項を最終的な改正意匠法に盛り込むかどうかについては今後検討する必要があると考えている。
- ・ 不明

3.2.7 審査ガイドライン等の公開について

審査ガイドライン等は現在公開されておらず、また今後公開されるかは不明である。法律事務所からは公開を希望する意見が多かった。加えて、新特許審査ガイドラインに関して、有力企業や IP 関連の法律家等の専門家を交えた議論が行われ、近々公開予定との情報を得た。

(現在未公開、今後も公開されるか不明)

- ・ 将来的に公開されるかは不明である。

(作成中であり、議論はあるようだが詳細は不明)

- ・ 審査基準 (ガイドライン) 作成の利害関係者を交えて協議している。この審査基準 (ガイドライン) は、今年末の完成を目指している。現段階では、特許庁として審査基準 (ガイドライン) を公表する予定はないが、詳細については未定である。
- ・ 特許審査ガイドライン (医薬、化学、機械、電気及びソフトウェアなどの主な分野の審査ガイドラインを含む) に関して、ファイザー、ノバルティス、ロッシュ等の企業、IP 関連の法律家、DGIP 審査官等で議論が行われてきた。今年末に特許審査ガイドラインを完成させる目標となっている。DGIP は特許審査ガイドラインを公表すると信じているが、詳細は不明である。

(公開して欲しい)

- ・ 当所の意見として特許庁 (DGIP) は最小限の内容でよいので、また英語でなくても、現地語 (バハサ語) でよいので、早急にガイドライン発行する必要がある。その後に

少しずつ改良していけばよい。ガイドラインは知財代理人及び実務者を頒布対象とするであろうが、DGIP 公式ウェブサイトガイドラインをアップロードすればさらに望ましい。

- ・我々実務家にとっても特許審査ガイドラインは大事なので、特許審査ガイドラインを公開して欲しいと要求しているが、まだ公開されていない。まずは、インドネシア語版で要点だけでもよいので、DGIP の WEB サイトで公開してくれたらよいと思う。

(公開のニーズは低い)

- ・特許審査は大方外国での結果に追従しているので現時点では基準公開のニーズは低いように思う。

3.2.8 法改正情報その他の情報について

特許では、審査ガイドラインの公表、出願に関する規則、実施義務の遅延申請手続に関する運用情報の決定が挙げられた。意匠では、意匠法改正、国際出願の導入が挙げられた。

<特許・実用新案>

- ・特許審査基準（ガイドライン）をまもなく（今年末までには）公表する予定
- ・特許出願に関する規則の実施。
- ・特許実施の遅延申請手続及び様式に関する情報。

<意匠>

- ・意匠法改正
- ・国際出願の導入
- ・意匠について、ハーグ協定への加盟検討中と聞いている。

3.2.9 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの支援活動について

EU、WIPO 及び USPTO などからの支援に加え、スイス経済省経済管理局による協力などが挙げられた。支援内容は、研修やワークショップなどの開催であり、審査官向けの研修や権利行使などに関するワークショップなどがあつた。

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
DGIP 及びスイス経済省経済管理局(SECO)による工業意匠審査官研修 ²⁸⁹	24/09/2018 - 27/09/2018	Other	ID	D	Dispatch	English (Trans)	Examiner	1 - 50
DGIP 及び SECO による裁判外紛争解決手続研修 ²⁹⁰	03/09/2018 - 09/09/2018	Other	ID	—	Dispatch Seminar Other	English (Trans)	Adm. jdg IPO staff Other	1 - 50

²⁸⁹ 参考 URL: <http://dgip.go.id/pelatihan-pemeriksa-desain-industry-kerja-sama-djki-dengan-seco>

²⁹⁰ 参考 URL: <http://dgip.go.id/pelatihan-alternative-dispute-resolution-adr>

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
特許審査官向けの特許性見解書ワークショップ ²⁹¹	16/10/2017-20/10/2017	WIPO AU	ID	P	Dispatch	English (Trans)	Examiner	1 - 50
USPTO の IPR 越境行使ワークショップ	13/09/2018-14/09/2018	US	ID	T	Seminar	English (Trans)	Adm. jdg IPO staff Other	50-100
権利行使のベスト・プラクティス情報交換 ²⁹²	22/10/2018	EU	TH ID	D	Dispatch Seminar	English (Trans)	IPO staff Other	1 - 50
パテントドラフト研修	2018.10～3日間	WIPO	ID	P	Seminar	English	Other	50-100

その他

<ul style="list-style-type: none"> ・ JPO での 2 週間の AOTS トレーニングに当事務所からこれまで 3 人参加したことがある。JPO や裁判所を実際に見ることができたり、先進国の知財について学べたりするのは有意義だと思う。日本に行けるといえるのは大きなインセンティブである。 ・ 2005 年位まではオーストラリアの IPO での 3 か月トレーニングコース（ASEAN の IPO 職員と代理人が参加可能）があったが、今はない。 ・ インドネシアでは、日本、WIPO、シンガポールが支援活動に積極的な印象がある。 ・ WIPO からのパテントドラフト研修がインドネシアで 2018 年 10 月に 3 日間あったと知人から聞いた。 ・ DGIP が韓国及び米国から General IP Management に関するトレーニングを受ける予定があると聞いた。内容としては、庁内の管理システムや IP マネージメントに関するものである。 ・ 先週（11 月第 3 週）、APAA（Asian Patent Attorneys Association）のインド（デリー）でのイベントに参加したが、色んな国からの参加者がいて面白かった。

3.2.10 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの今後の支援活動について

イギリス外務省による経済改革プログラム、韓国や中国及び米国による管理面や特許に関する支援が挙げられた。知財庁職員向けのプログラムが多く予定されている。加えて、専門家に向けた INTA や APAA、FICPI などの国際団体が主催するセミナーなどもあった。

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
英外務省プロスペリティ・ファンド東南アジア経済改革プログラム ²⁹³	2019 - 2022	EU	TH, MY ID, VN Other	PU DT	Ext train Seminar Other	English OL (Trans)	Adm. jdg IPO staff Other	1 - 50

²⁹¹ 参考 URL: <http://dgip.go.id/ditjen-ki-terus-perbaiki-proses-pemeriksaan-pate>

²⁹² 参考 URL: https://twitter.com/IPKey_EU/status/1055047301016838144

²⁹³ 参考 URL: <https://www.gov.uk/government/news/prosperity-fund-launched-the-project-promoting-a-fair-business-environment-in-asean>

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
知財全般の管理	2018	Korea	ID VN	—	Dispatch	English (Trans)	Adm. jdg	1 - 50
特許 - 医薬品に関する伝統的な知識	2019	China	ID	P	Other	(Trans)	Examiner Adm. jdg	1 - 50
知財全般の管理	2019	US	ID	PU DT	Other	English (Trans)	Adm. jdg IPO staff	1 - 50

3.2.11 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの支援施策に関する最新の協力覚書について 欧州、韓国、WIPO 及びオーストラリアとの協力覚書に関する情報を得た。

欧州

Subject of memorandum	DGIP と EPO の相互協力に関する MoU
Date of signing	Geneva – Monday, 22 September 2014
Available source (URL)	http://treaty.kemlu.go.id/apisearch/pdf?filename=OI-2014-0282.pdf

韓国

Subject of memorandum	知的財産協力に関する覚書
Date of signing	27 March 2018
Available source (URL)	https://asean.org/asean-kipo-sign-memorandum-on-intellectual-property/

WIPO

Subject of memorandum	インドネシア国家知的財産戦略の策定に関するインドネシア共和国法務人権省と WIPO の MoU
Date of signing	Geneva - Tuesday, 04 October 2016
Available source (URL)	http://treaty.kemlu.go.id/apisearch/pdf?filename=OI-2016-0331.pdf

Subject of memorandum	技術革新サポート・センター (TISC) に関するサービス・レベル合意
Date of signing	Geneva – Tuesday, 04 October 2016
Available source (URL)	-

Subject of memorandum	DGIPR に提起された事件の当事者に対する裁判外紛争解決サービスの提供に関する DGIPR と WIPO の MoU
Date of signing	Geneva – Monday, 19 May 2014
Available source (URL)	http://treaty.kemlu.go.id/apisearch/pdf?filename=OI-2014-0272.pdf

Subject of memorandum	知的財産権総局の法人向けサービス開発に関するインドネシア共和国知的財産権総局と世界知的所有権機関の協力契約
Date of signing	Jakarta – Monday, 17 October 2011
Available source (URL)	http://treaty.kemlu.go.id/apisearch/pdf?filename=OI-2011-0330.pdf

Subject of memorandum	知財情報及び国家知財書類の頒布領域に関する、知的財産権総局（DGIPR）、法務人権省並びに世界知的所有権機関（WIPO）の間での覚書
Date of signing	30 December 2009
Available source (URL)	-

オーストラリア

Subject of memorandum	2016年地域特許審査研修（RPET）に関する DGIP と IP オーストラリアの MoU
Date of signing	07 April 2016
Available source (URL)	-

Subject of memorandum	IP オーストラリアの地域特許審査研修（RPET）プログラムに関する IP オーストラリアと知的財産権総局の覚書（MoU）
Date of signing	Wednesday, 13 May 2015
Available source (URL)	http://treaty.kemlu.go.id/apisearch/pdf?filename=AUS-2015-0220.pdf

3.2.12 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN 全体に対する支援施策について

英国政府による知財改革のための資金提供を主な内容とする経済改革のための技術支援プログラムが予定されている。また、WIPO による特許のドラフティングに関する研修が継続されるとの情報を得た。

- ・ 知財を、東南アジア（SEA）における事業環境全般を改善するうえで重要な領域としてみなしている英国政府が、英外務省プロスペリティ・ファンドを通じて、SEA における経済改革のための技術支援プログラムを実施することになっている。このプログラムは、2019 年から 2022 年にかけてインドネシア、ベトナム、フィリピン及びミャンマーにて実施される知財改革のためのいくつかの活動に必要な資金を提供するものである。当該活動には、教育や能力育成を通じて知財権行使能力を養う活動、知財方針の枠組みや実施を改善する活動、知財基準を国際的なベスト・プラクティスと整合し高める活動、また ASEAN 諸国の政府組織を含む他の政府組織との協力を強化する活動が含まれる。
- ・ WIPO はパテントドラフト研修を続けるらしい。

3.2.13 今後のJPOからの支援について

JPOからの今後の支援については、知財庁職員向けのキャパシティ・ビルディングに関する協力への要望が多くみられた。

(事務処理改善やキャパシティ・ビルディングに関する支援の要望)

- ・DGIP 職員との協議結果を踏まえると、DGIP は、主に、IT（データ・クレンジング、システム開発及びリサーチ・ベイス・マネジメント）に代表されるインフラを通じて人材の管理を実質的にも行政的にも改善するための協力を「必要としている」。
- ・処理の遅延は事務能力の不足によるところ大。
- ・DGIP では書類紛失の問題がある。実際にこれまで何度か書類紛失のため同じ書類を再提出した。事務管理に関する何らかの支援があるとよいのではないか。
- ・DGIP のユーザー向け検索 DB については、他国から支援を受けずに独自に取り組んでいるように思われる。DB そのものに問題があるというよりも、オペレーション側に問題があるのではないだろうか。
- ・処理の遅延は事務能力の不足によるところが大きいと考えられるため、審査官や裁判官よりも、事務官や事務管理者の能力アップの支援をする方が効果的であると思う。
- ・インドネシアでも弁理士会セミナーのようなものがあるが、日本の弁理士会セミナーとはレベルが違う。インドネシアでは、未だ特許出願が少なく、商標中心である。事務所も DGIP も、期限管理等の基本的な事務能力を向上させる方が大事であり、特許明細書のドラフト作成や商標の類否判断の能力向上等のトレーニングは優先度が低いと思う。
- ・DGIP の実務面及び事務管理面での人材育成、IT システム等のインフラに関して支援のニーズがある。ユーザー向け検索 DB を優先的に改善して欲しい。現在明細書等を見ることができず、公開される要約だけでは調査するにも限界がある。クロスサーチなどもできない。閲覧の請求をしても2か月以上かかる。
- ・私見であるが、事務レベルを向上させるためには、マニュアル作りから行う必要があるかもしれない。他国がどのように事務処理しているかを DGIP 職員に実際に見てもらい、データ入力、電子化、包袋処理等の流れを理解してもらうのが効果的かもしれない。ただし、日本は完全に電子化されているため、DGIP 職員を日本に呼んで処理の流れを見せてもどの程度効果があるのかわからない。JPO と DGIP との間くらい電子化レベルの処理の流れを見てもらいと効果的なのかもしれない。
- ・審査官、裁判官よりも事務官（その管理者）の capacity building。

(現地の邦人専門家を活用すべき)

- ・私見であるが、JPO から DGIP への支援については、DGIP の現状をよく理解した上で実施していくことが大事だと思う。日本からの要求を押し付けたり、DGIP 側の負担を増やしたりするような支援はよくない。DGIP は JPO からのオファーは断らないだろうから、JPO 側が独自に支援内容を考えて DGIP にオファーしたとしてもオファーを受けるだろうが、うまくいかない可能性がある。DGIP 側は自分達の問題を自分達で把握できていない可能性があるため、JPO 側と DGIP 側とで話し合っただけで簡単に解決するようなものでもないかもしれない。現地に入り込んでいる JICA 専門家や現地の実情をよく理解している人達に話をよく聞く必要があるのではないか。

(審査官、審判官向けトレーニングを希望)

- ・異議申立の結果が導き出された理由を通知書にきちんと記載できるように、商標の審査官にトレーニングをして欲しい。
- ・特許審査官はソフトウェア技術についてよく理解していないと実務を通して感じることもあるので、特許審査官にソフトウェア技術に関するトレーニングを行うとよいのではないか。AI やブロックチェーン技術に関するトレーニングもよいと思う。
- ・JPO での 2 週間の AOTS トレーニングに当事務所から参加したことがある。もし ASEAN でトレーニングを実施すればもっと参加できる人が増えるのでよいだろう。シンガポールやマレーシア等で実施すれば ASEAN 諸国から参加しやすいのではないか。
- ・個人的には、特許明細書のドラフティングや、特許サーチのトレーニングを受けたい。

3.3 追加質問票及びそのヒアリング結果

3.3.1 誤訳訂正について

特許の場合、翻訳文の誤訳訂正は特許の付与前及び付与後のいずれも可能である。商標の場合は、誤訳訂正を行うことはできない。

<特許>

(登録前・後の誤訳訂正可能)

- ・特許について、登録前及び登録後の誤訳訂正は可能。
- ・ a) 特許出願 (PCT 又はパリ条約に基づく) :
明細書、クレーム、図面における翻訳文の誤りは、付与前及び付与後に訂正することができる。
付与後の場合 (特許法第 64 条(1)b、第 67 条(1)b、第 69 条) :
認容通知の発行から 3 か月以内に、特許審判委員会に訂正請求を行う。
- ・ 特許 (PCT、パリルート) について、登録前及び登録後の誤訳訂正は可能。登録後の誤訳訂正については、特許法 64 条(1)b、67 条(1)b、69 条に規定がある。許可通知から 3 か月以内に特許審判部門に請求することができる。
- ・ 不明

<商標>

(登録後の誤訳訂正不可、再出願となる)

- ・ b) 商標出願 (マドリッド議定書又はパリ条約に基づく) :
出願手続中及び登録後に商標を訂正を行う可能性は存在しない。
出願人/商標権者は、訂正するためには新規出願を行うことができる。
- ・ マドリッドプロトコルに基づく国際出願のための翻訳は、無料の翻訳エンジンにより実施されている。公開済みの商標広報に掲載されている、マドリッドプロトコルに基づく国際出願のための翻訳 (特に指定商品及び役務の部分の翻訳) に多くの誤訳が含まれていることについては商標庁 (TMO) も気付いているが、TMO による翻訳は公開情報の理解を助けること (すなわち、一般の人々が母国語で公開情報を確認できる

ようにすること)のみを目的とするものであり、審査官が審査を実施する場合には、出願の英語版を参照しなければならないため、現行の実務においては、マドリッドプロトコルに基づく国際出願のための翻訳の誤訳を訂正する手続は設けていない。また、インドネシアにおいて与えられる保護に関しては外国の基礎出願を参照しなければならないため、マドリッドプロトコルに基づく国際出願のためのインドネシア語への翻訳の訂正は不要だと当国では考えている。

- ・商標 (マドプロ、パリルート) について、登録前及び登録後に商標自体の訂正をすることができない。誤訳があった場合は、商標を再出願すればよい。
- ・商標 (マドプロ) について、登録前及び登録後に商標自体の訂正をすることはできない。

3.3.2 悪意の商標出願、外国周知商標の保護について

インドネシアで未登録の外国周知商標は登録することができず、登録された場合でも異議申立てや訴訟の提起することができる。だが悪意の商標出願自体は多く発生している。地理的表示に関しても同様である。また、日本が中心となって真贋判定セミナーなども行われている。

(一定の要件を満たせば拒絶となる)

- ・商標及び地理的表示に関する法律 (2016 年法律第 20 号) の第 21 条(1)(c)によると、他者が異なる商品及び/又は役務に用いている周知の商標と実質的に類似の又は同一の商標の登録出願は、一定の要件を満たす場合、拒絶される。
この一定の要件を満たす場合とは、法務人権省規則 67/2016 の第 19 条(3)に定められている以下のような要件である。
 - a. 周知商標の所有者が、登録出願に対し書面にて異議を申し立てた場合。
 - b. すでに登録されている有名ブランドの場合。
- ・外国で周知な商標と同一又は類似の意匠は登録できない (第 21 条(1)(b))。
- ・外国周知商標は登録できない (第 21 条(1)(b))
- ・外国で周知の商標と同一又は類似の商標について、インドネシアで商標登録を受けることはできない。

(登録に対して正当な所有者による異議申立てや訴訟の提起が可能)

- ・真のオーナーは、悪意の商標出願に対して異議申立てをおこなったり、裁判所で争ったりすることができる。ただし、裁判所で争うと高額な費用がかかるので、利用しにくい。異議申立ての場合、異議申立ての結果の通知に理由が記載されないという問題、異議申立ての結果が公表されないという問題がある。異議などの結果が公開されればもっと注意を喚起できるかもしれない。また、異議申立ての結果が導き出された理由を通知書にきちんと記載できるように、商標の審査官にトレーニングをして欲しい。
- ・第 21 条及び第 83 条、並びに第 83 条(2)の注釈に基づき、商標 (周知商標) の所有者は、商標がインドネシアで登録されていなくても民事訴訟を提起することができる。ただし、これは担当する商標審査官の知識によって異なる。

(税関の差止めが可能になった)

- ・インドネシア税関での侵害貨物差止めについて、財務大臣法令 No. 40/PMK.04/2018 が2018年6月16日付で発効されたので、模倣品や冒認出願の問題が今後改善されていくことを期待している²⁹⁴。

(様々なセミナーが行われている)

- ・日本が中心になって取り組み（真贋判定セミナー）が行われている。
- ・日本が中心になってASEANで真贋判定セミナー等の取組を行っているのは、ある程度の効果が期待できる。日本以外の外国企業も同様の課題を認識しているであろうから、IP5等で協力してシンポジウムやセミナーを開催してもよいかもしれない。
- ・インドネシアでは冒認出願の問題は多いと認識している。INTA（International Trademark Association）はこの問題に取り組んでいる。また、USTR 301に、悪意の商標登録に関する記載が時々ある。

(INTAによる活動がある)

- ・この問題については、多国籍クライアントによる商標庁との直接会合とは別に、インターナショナル・トレードマーク・アソシエーション（INTA）も、公開情報、対話及び法廷助言人からの意見提出を通じて調査しているというのが当国の認識である。

加えて、長年にわたり公表されている米国通商代表部スペシャル 301 条報告書（USTR 301 report）でも、時折、悪意の冒認出願に触れている。

商標庁（法的手続において共同被告となるケースがよくある当国の法的機関）は、出願人が、最初にインドネシアで出願することになっていることを理由に善意で行動していた事実があれば、取消訴訟の共同被告となった際に、この事実を、被告と「共通の」抗弁として提示できるため、メリットを得られると当国では考えている。

(正当な所有者も事前の対応が必要)

- ・インドネシアでは実際に冒認出願は多く、問題になっている。ただし、インドネシアのカルチャーの問題でもあるので、変えるのは難しい面もある。日本企業側でも、第三者に出願されてしまう可能性がある商標については、なるべく早めに商標出願する（他者と取引する前に出願する等）、Web サイト等に情報公開するタイミングを検討する等の工夫をする必要があると思う。

3.3.3 知的財産に関するセミナーについて

欧州商工会議所やINTAなどが積極的に活動している。また、模倣品や権利行使に関するセミナー及びワークショップなども開催されている。

(様々な民間団体等によるセミナーがある)

- ・インドネシアでは、欧州商工会議所（Eurocham）や他の組織に加え、INTAも精力的に活動している。

²⁹⁴ 参考情報：The Regulation of the Minister of Finance No. 40/PMK.04/2018, <http://www.hakindah.co.id/pdf/%E4%BE%B5%E5%AE%B3%E7%96%91%E7%BE%A9%E8%B2%A8%E7%89%A9%E8%BC%B8%E5%87%BA%E5%85%A5%E7%AE%A1%E7%90%86%E8%A6%8F%E5%89%87.pdf> [最終アクセス日：2018年12月28日]

最近では、以下のようなイベントが開催された。

- インドネシアにおける模造品の捕捉や消費者の権利の保護 - INTA とインドネシア模倣品対策協会 (MIAP) が、2018年11月15日に、フォーカス・グループによる協議を実施した。協議ではインドネシア語と英語が使われ、翻訳者が協議の橋渡し役を務めた。この協議には、各分野の専門家や、政府職員及び関係各社から成るおよそ50人から80人が出席した。
 - 知的財産権越境行使ワークショップ - このワークショップは、USPTO とインドネシア共和国税関が、2018年9月14日に実施したものである。ワークショップではインドネシア語と英語が使われ、翻訳者が協議の橋渡し役を務めた。このワークショップには、各分野の専門家や、政府職員及び関係各社から成るおよそ50人から100人が出席した。
- ・インドネシアでは、いまだ特許出願が少なく、商標が中心であるため、商標に関するセミナーはニーズがあるだろう。特許に関するセミナーは比較的ニーズが少ない(特許に関するIP実務家が少ないので)。個人的には、侵害訴訟や知財価値評価に関するセミナーを受けたい。
- ・APAA(Asian Patent Attorneys Association)は、よくASEANでイベントを開催している。2年ほど前にインドネシアでのイベントに参加したが、色んな国からの参加者がいて、とても面白かった。
- ・FICPI(Federation Internationale des Conseils en Propriete Industrielle)のトレーニングコースは高額だが価値がある。2009年にバンコクでのトレーニングコースに参加し、欧州や米国の特許のドラフティング等について学んだ。
- ・特にない。

C. シンガポール

1 公開情報調査

1.1 シンガポールの知的財産制度及び運用の概要

1.1.1 法律

シンガポールでは、実用新案制度はなく、特許、意匠及び商標のみであり、それぞれについて法律が及び規則が制定されている。

特許法の直近の改正法は、2017年法律第18号により改正され、2017年10月30日に施行された2017年特許法²⁹⁵（以下、本章において特許法と表記する。）であり、同日に新しい特許規則²⁹⁶も施行されている。

意匠法の直近の改正法も同様に、2017年法律第29号により改正され、2017年10月30日に施行された2017年意匠法²⁹⁷（以下、本章において意匠法と表記する。）であり、同日に新しい意匠規則²⁹⁸も施行されている。

商標法の直近の改正法は、2018年法律第34号により改正され2018年10月10日に施行された2018年商標法²⁹⁹（以下、本章において商標法と表記する。）であり、新しい商標規則³⁰⁰は2017年S149号により改正され、2017年4月1日に施行されているものが最新³⁰¹となっている。

1.1.2 基本的な条約加盟状況

シンガポールは、パリ条約、TRIPs協定、PCT条約、マドリッド協定議定書及びハーグ条約に加盟している。

²⁹⁵ 「Patents Act」(2017.10.30) Singapore Statutes Online plus URL: <https://sso.agc.gov.sg/Act/PA1994> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²⁹⁶ 「PATENTS RULES」(2017.10.30) Singapore Statutes Online plus URL: <https://sso.agc.gov.sg/SL/PA1994-R1?DocDate=20171006&ValidDate=20171030&Timeline=Off> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²⁹⁷ 「REGISTERED DESIGNS ACT」(2017.10.30) Singapore Statutes Online plus URL: <https://sso.agc.gov.sg/Act/RDA2000?Timeline=On> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²⁹⁸ 「REGISTERED DESIGNS RULES」(2017.10.30) Singapore Statutes Online plus URL: <https://sso.agc.gov.sg/SL/RDA2000-R1?DocDate=20171006&Timeline=Off> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

²⁹⁹ 「TRADE MARKS ACT」(2018.10.10) Singapore Statutes Online plus URL: <https://sso.agc.gov.sg/Act/TMA1998> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

³⁰⁰ 「TRADE MARKS RULES」(2017.10.30) Singapore Statutes Online plus URL: <https://sso.agc.gov.sg/SL/TMA1998-R1?DocDate=20111024&Timeline=Off> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

³⁰¹ 2019年1月末現在

1.1.3 法改正の情報

著作権法や意匠法、商標法等の知的財産法に基づく侵害品の輸出入時における差押えを可能とする法律の制定、フィンテック・ファスト・トラック制度の開始、GI登録制度に関する規則の制定及びパブコメの実施、裁判所における知財紛争のファスト・トラック制度創設を含む知財紛争処理システムの改革などが予定されており、パブリックコメントを実施している³⁰²。

1.1.4 特許制度の概要

(1) 手続の流れ

下記の図に示すように、出願後、方式にかかる要件を審査する予備審査が行われ（特許法第28条）、要件を満たす場合、優先日又は優先日がない場合は出願日から18月経過後（特許規則29(1)）に出願が公開される（特許法第27条）。優先日又は優先日がない場合は出願日から36月（特許規則43(1)）（補充審査請求の場合は56月（特許規則43(3)）以内に審査請求が行われると（特許法第29条）、実体審査が行われる。要件を満たし、出願人が手数料を納付すると特許が付与され（特許法第30条）、特許が付与されたことが公示される（特許法第35条）。

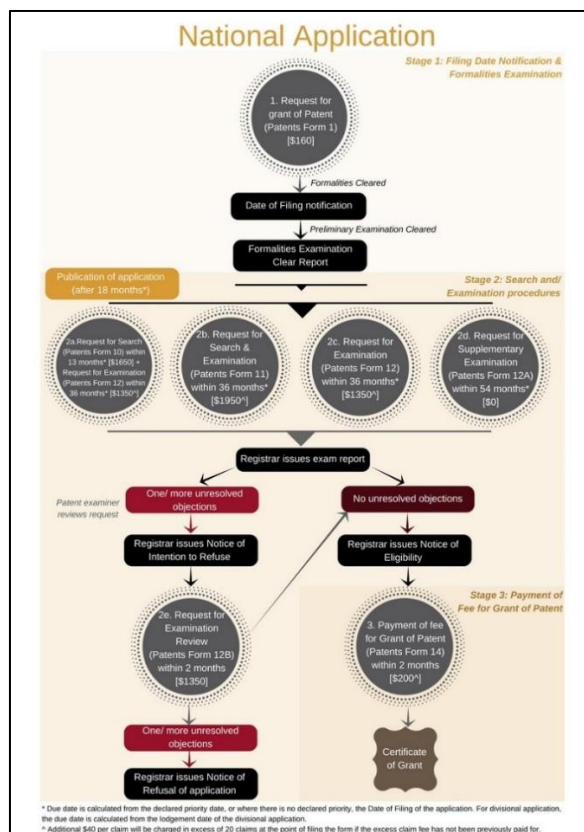


図5 登録までの手続の流れ³⁰³

³⁰² 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

³⁰³ 「National Application detailed flowchart」 IPOS ウェブサイト内 URL: <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/Protecting-your-ideas/Patent/new-patent-application-in-singapore---detailed-flowchart.jpg> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

(2) 定義等

特許法では、「特許性のある発明」として条文上以下のように規定されている。すなわち、発明は、新規性、進歩性及び産業上利用可能性があるものであって、公表又は利用によりいわゆる公序良俗に反するようなことが予見される発明は除かれている(特許法第13条)。

第13条 特許性のある発明³⁰⁴

- (1) (2)に従うことを条件として、特許性のある発明とは、次の条件を満たすものである。
- (a) 発明が新規であること
 - (b) 発明に進歩性があること
 - (c) 発明が産業上利用できること
- (2) 公表又は利用により不快な、不道德な又は反社会的な行動を助長することが一般的に予見される発明は、特許性のある発明ではない。
- (3) (2)の適用上、行動は、それがシンガポールにおいて有効な法により禁止されるという理由のみによっては、不快な、不道德な又は反社会的なものとはみなしてはならない。

(3) コンピュータープログラムの特許適格性

特許法では、特許を受けることができない発明といった規定はなく³⁰⁵、コンピュータープログラム自体が特許を受けることは排除されていない。なお、審査ガイドラインでは、特許を受けることができない例として、ソースコードを挙げている。具体的には、クレームにソフトウェアのソースコードが記載されており、何ら技術的特徴を有さない場合、単なる情報の提示であるとして、特許を受けることができないとしている(審査ガイドライン第8章8.28(f))。

すなわち、特許性のある「発明」がクレームに明示されているかどうか判定するため、審査官は、クレームの形式より実質を優先する方針で審査し、(先行技術に対する)発明の「実際の貢献」の有無を特定する。審査官の決定を左右する重大な要素には、解決される問題、発明の作用及び発明の利点がある。実際の貢献が「発明」ではない対象のみにある場合、クレームは拒絶される³⁰⁶。

< Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS³⁰⁷ >

8. PATENTABLE SUBJECT MATTER AND INDUSTRIAL APPLICABILITY

v. Presentation of information

– 8.28 The key consideration in such cases is whether the actual contribution is the

³⁰⁴ 「Patents Act」(2017.10.30) Singapore Statutes Online plus URL: <https://sso.agc.gov.sg/Act/PA1994> [最終アクセス日: 2019年1月21日] 日本語訳は、「シンガポール特許法(2005年改正) 2016年11月1日版」JPOウェブサイト URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-tokkyo.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日] を引用している。日本語訳は改正前であるが、改正部分に該当しない参照条文についてのみ引用している。改正部分については、英文を示し、その下に日本語の仮訳を記載した。以下、C.1.1.4章において、特に示した場合を除き、シンガポール特許法の日本語訳は同様とする。

³⁰⁵ なお、1996年以前の旧特許法では、特許法第13条(2)に特許を受けることができないものとしてコンピュータ・プログラムが挙げられていた。現行法では削除されている。

³⁰⁶ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

³⁰⁷ IPOS 「Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS」(2017/10/30)

presentation of the information as such.³⁰⁸

- (f) Claims to software that are characterised only by source code, and not by any technical features, is unlikely to be considered an invention on the basis that the actual contribution would be a mere presentation of information.

<IPOS 特許出願審査ガイドライン>

8. 特許可能な主題及び産業上の利用可能性

v. 情報の提示

- 8.28 こうしたケースにおける重要な考慮事項は、実際の貢献が情報それ自体の提示であるかどうかということである。

- (f) ソースコードのみを特徴とし、如何なる技術的特徴もないソフトウェアを対象とするクレームは、実際の貢献が単なる情報の提示であるという根拠によって、発明と見なされる可能性は低い。

(4) 新規性

発明が技術水準の一部を構成しない場合、新規性があるとみなされる（特許法第 14 条(1)）。この技術水準は、その発明の優先日より前に何らかの方法で開示され、又は利用されているものをいう（特許法第 14 条(2)）。なお、その発明の優先日後であっても、他の特許出願の出願日と公開日にその発明が含まれていた場合、その発明の優先日より前の優先日を有し、その発明の優先日後に公開された場合なども含むとされている（特許法第 14 条(3)）。

第 14 条 新規性

- (1) 発明は、それが技術水準の一部を構成しない場合は、新規とみなされる。
- (2) 発明の場合の技術水準とは、その発明の優先日前の何れかの時点で書面若しくは口述による説明、使用又は他の方法により（シンガポールにおいてか他所においてかを問わず）公衆の利用に供されているすべての事項（製品、方法、その何れかに関する情報又は他の何であるかを問わない）を包含するものと解する。
- (3) 特許出願又は特許に係わる発明の場合の技術水準とは、次の条件が満たされるときは、その発明の優先日以後に公開された他の特許出願に含まれる事項をもまた包含するものと解する。
- (a) 当該事項が当該他の特許出願に、出願時にも、公開時にも、含まれていたこと、及び
- (b) 当該事項の優先日が当該発明の優先日より早いこと

³⁰⁸ 「Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS」 p.268 (2017.10.30) IPOS ウェブサイト URL: http://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2017-oct.pdf [最終アクセス日: 2019年1月21日]

(5) 新規性喪失の例外規定について

新規性喪失の例外が認められている（特許法第14条(5)）。出願日前の12月の間に行われた所定の開示行為は新規性を考慮する際に無視されると規定されている（特許法第14条(4)）。発明者又は発明者から発明に関する情報を得た者から開示された情報が不正に又は秘密保持の意図に反して取得された場合、発明者が国際的な博覧会で展示した場合、発明者が学会などで発表した論文による開示、その他発明者が自ら又は発明者から直接的又は間接的に情報を得た者がした開示が規定されている（特許法第14条(4)(a)～(e)）。

第14条 新規性³⁰⁹

(中略)

(4) 本条の適用上、発明を構成する事項の開示は、特許又は特許出願の場合は当該特許出願の出願日直前の12月の期間が始まった後に生起し、かつ、次の何れかに当たる場合は、無視する。すなわち、

(a) 当該開示が、ある者が次の者から当該事項を不法に又は秘密に反して取得した事項により生起したものであった場合

(i) 発明者又は当該事項を発明者が秘密に明かしたか、又は当該事項を知る権原があると自ら若しくは発明者が信じて発明者からこれを取得した他の者、又は

(ii) 当該事項を(i)若しくは本号にいう者が秘密に明かしたか、又は当該事項を知る権利があると自ら信じてこれを(i)若しくは本号にいう者から取得した他の者

(b) 当該開示が、発明者から、又は当該事項を発明者から明かされたか若しくは発明者から取得した者から秘密に当該事項を明かされた者により、秘密に反して行われた場合

(c) the disclosure was due to, or made in consequence of, the inventor displaying the invention at an international exhibition;

[Act 18 of 2017 wef 30/10/2017]³¹⁰

(d) the disclosure was due to, or made in consequence of, the inventor describing the invention in a paper read by him or another person with his consent or on his behalf before any learned society or published with his consent in the transactions of any learned society; or

[Act 18 of 2017 wef 30/10/2017]

(e) subject to subsections (5A) and (5B), the disclosure was made to the public by the inventor, or by a person who obtained the matter directly or indirectly from the inventor, in any circumstances not described in paragraphs (a) to (d).

[Act 18 of 2017 wef 30/10/2017]

(c) 当該開示が、発明者が当該発明を国際博覧会で展示したことに由来するか若しくはその結果である場合

(d) 当該開示について、何れかの学術団体の前で発明者自身若しくは発明者の同意を得たか又は

³⁰⁹ この部分の引用は、2017年改正部分に該当しない部分については、「シンガポール特許法(2005年改正) 2016年11月1日版」JPOウェブサイト URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-tokkyo.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日] を引用している。改正部分については原文から英文を引用し、その下に仮訳を示した。

³¹⁰ 英文は、「Patents Act」(2017.10.30) Singapore Statutes Online plus URL: <https://sso.agc.gov.sg/Act/PA1994> [最終アクセス日: 2019年1月21日] であり、日本語訳は仮訳である。

その代理である他人が読み上げた論文中又は発明者の同意を得て何れかの学術団体の会報中に公表された論文中で、発明者が当該発明について説明したこと由来するか若しくはその結果である場合、又は

- (e) (5A)及び(5B)に従うことを条件として、公衆への開示が、発明者又は当該事項を発明者から直接又は間接的に取得した者により、(a)から(d)で述べられていない状況において行われた場合

(5) (4)(d)において、「学術団体」とは、学問又は学術の何れかの分野の振興を主たる目的としてシンガポールその他で設立されたクラブ又は団体を含む。

(5A) Subsection (4)(e) applies to the disclosure of matter constituting an invention due to, or in consequence of, the publication by an intellectual property administrator (being a person who obtained the matter directly or indirectly from the inventor) of an application for an intellectual property right (being an application containing the matter, but not being the application for a patent mentioned in subsection (4)), or a registration of an intellectual property right pursuant to such an application, only if —

- (a) the application was filed, without the consent of the inventor, by a person who obtained the matter directly or indirectly from the inventor; or
 (b) the publication was erroneous by reason that —
 (i) the application had been withdrawn, refused or abandoned before the date of the publication; and
 (ii) consequently, the publication was not required under the law (whether of Singapore or elsewhere) or treaty governing the application.

[Act 18 of 2017 wef 30/10/2017]

(5A) (4)(e)は、知的財産管理者（発明を構成する事項を発明者から直接又は間接的に取得した者）が、知的財産権の出願（当該事項を含む出願であるが、(4)にいう特許出願ではない）又はその出願に基づく知的財産権の登録を公開したことに由来するか若しくはその結果としての当該事項の開示に適用される。ただし、次の場合に限定する。

- (a) 出願が、当該事項を発明者から直接又は間接的に取得した者によって、発明者の同意なく行われた場合、又は
 (b) 次の理由により、公開が間違いであった場合
 (i) 出願が、公開日以前に取下げ、拒絶又は放棄されていた場合、及び
 (ii) 結果として、当該出願に関する（シンガポール若しくはそれ以外の）法律又は条約に基づく公開が必要ではなかった場合

(5B) For the purposes of subsection (4)(e), where —

- (a) the disclosure of matter constituting an invention is due to, or in consequence of, the publication by an intellectual property administrator (being a person who obtained the matter directly or indirectly from the inventor) of an application for an intellectual property right (being an application containing the matter, but not being the application for a patent mentioned in subsection (4)), or a registration of an intellectual property right pursuant to such an application; and
 (b) the publication was erroneous by reason that the publication occurred earlier than provided under the law (whether of Singapore or elsewhere) or treaty governing the application,

the matter is to be treated as disclosed to the public on the date when the publication should have occurred under that law or treaty.

[Act 18 of 2017 wef 30/10/2017]

(5B) (4)(e)の適用上、次の場合は、

(a) 発明を構成する事項の開示が、知的財産管理者（当該事項を発明者から直接又は間接的に取得した者）による知的財産権の出願（当該事項を含む出願であるが、(4)にいう特許出願ではない）又はその出願に基づく知的財産権の登録が公開されたことに由来するか若しくはその結果として行われた場合、及び

(b) 当該出願が（シンガポール若しくはそれ以外の）関連する法律又は条約の規定よりも早く公開されたという理由で、その公開が間違いであった場合

当該事項が、前記の法律又は条約に基づいて公開されたはずの日に、公衆へ開示されたものとして扱う。

(5C) If the applicant relies on any circumstances described in any paragraph of subsection (4) when —

(a) complying with section 29(1)(b) or (c), (3) or (9); or

(b) making a request under section 29B(1) for a review of an examination report issued under section 29(4) or a search and examination report issued under section 29(5),

the applicant must file written evidence complying with the prescribed requirements in support of the applicant's reliance on those circumstances.

[Act 18 of 2017 wef 30/10/2017]

(5C) 出願人が(4)のいずれかのパラグラフで述べた状況に依拠して、次のことを行う場合は、

(a) 第29条(1)(b)若しくは(c)、同条(3)又は(9)の規定を満たす

(b) 第29B条(1)に定める、第29条(4)に基づいて発行される審査報告、又は第29条(5)に基づいて発行される調査及び審査報告の再審理を請求する

出願人は、その状況に依拠していることを裏付ける、所定の要件を満たした書面による証拠を提出しなければならない。

(6) 審査請求

出願人は、いわゆる実体審査（特許法第29条(1)）と補充審査の2種類の審査のいずれかを請求することができる。

ここで、補充審査（supplementary examination）とは、外国等で既に審査、登録済みの対応出願がある場合に、その審査結果を利用して審査を行うことをいう³¹¹。補充審査の請求の際には、対応特許出願の登録クレームや明細書等の英訳や出願に係るクレームとの対比表等を提出する必要がある（特許規則42A）。なお、補充審査制度は廃止される予定であり、2020年1月1日以降は請求することができない³¹²。

³¹¹ 「Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS」 p.343-388 (2017.10.30) IPOS ウェブサイト URL: https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2017-oct.pdf [最終アクセス日: 2019年1月21日]

³¹² 「Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS」 p.343 (2017.10.30) IPOS ウェブサイト URL: http://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2017-oct.pdf [最終アクセス日: 2019年1月21日]

審査請求の期間は、通常の審査請求の場合、優先日又は優先権主張を伴わない場合は出願日から36月以内（特許規則43(1)）、補充審査の場合は、優先日又は優先権主張を伴わない場合は出願日から54月以内に請求を行うことができる（特許規則43(3)）。

第29条 調査及び審査

(1) 特許出願(本項において「当該出願」という)に係る出願人は、所定の期間内に、以下の項のうちの1つに従うこと。

- (a) 調査報告書を求める所定の様式の請求書を提出する。
- (b) 調査及び審査報告を求める所定の様式の請求書を提出する。
- (c) 出願人が下記に示す最終的な結果を依拠する場合、所定の様式で審査報告を求める所定の書類と請求書を提出する。

(i) 対応出願、対応する国際出願又は関連する国内段階出願における調査、若しくは

(ii) 国際段階の当該出願の調査（当該出願が第86条(3)に基づいてシンガポールで国内段階に移行した国際出願である場合

(d) subject to subsection (11A), file the prescribed documents and a request in the prescribed form for a supplementary examination report, where —

(d) 第(11A)項の規定にしたがい、所定の様式で補充審査報告を求める所定の文書と請求書を提出する。ただし

(i) 出願人が以下の最終的な報告に依拠する場合、特許出願がすべての方式要件を満たしている場合は、登録官は、出願人に通知する。

(A) 対応する出願、対応する国際出願又は関連国内段階出願の実体の調査及び審査、若しくは

(B) 国際段階における当該出願の実体の調査及び審査(当該出願が第86条(3)に基づいて国内段階に移行した国際特許出願(シンガポール)である場合)

(ii) 当該出願における各クレームが、少なくとも対応する出願、対応する国際出願又は関連する国内段階出願若しくは国際段階における当該出願におけるクレームの1つに関連する。及び

(iii) これらの結果により、当該出願における各クレームが新規性、進歩性(又は非自明性)、産業上の利用可能性(又は有用性)の要件を満足する。

(後略)

<特許規則³¹³>

規則43

調査及び審査報告の請求、審査報告の請求又は補充審査報告の請求の提出期間

(1) (2)に従うことを条件として、第29条(1)(b)に基づく調査及び審査報告の請求又は第29条(1)(c)若しくは(3)に基づく審査報告の請求の提出についての所定の期間は、

(a) (b)に従うことを条件として、

(i) 出願の宣言された優先日、若しくは

(ii) 宣言された優先日が存在しない場合は当該出願の出願日、から36月、又は

³¹³ 「シンガポール特許規則 2014年S81により改正 2014年3月10日施行」JPOウェブサイト URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-tokkyo_kisoku.pdf [最終アクセス日: 2019年3月1日] 特許規則2017年改正で該当しない部分のみ引用した。

- (b) 第20条(3)、第26条(11)又は第47条(4)に基づいて新規出願が行われる場合は、当該新規出願が実際に出願された日から36月とする。
- (2) (1)(a)又は場合により(b)にいう所定の期間の満了前1月以後に、登録官により第29条(2)(b)に基づいて調査報告の写しが出願人に送付される場合は、第29条(3)に基づく審査報告の請求の提出についての所定の期間は、第29条(2)(b)に基づく調査報告の写しを送付する登録官書簡の日付から1月とする。
- (3) 第29条(1)(d)に基づく補充審査報告の請求の提出についての所定の期間は、次のとおりとする。
- (a) (b)に従うことを条件として、
- (i) 当該出願の宣言された優先日、若しくは
- (ii) 宣言された優先日が存在しない場合は当該出願の出願日、から54月、又は
- (b) 第20条(3)、第26条(11)又は第47条(4)に基づいて新規出願が行われた場合は、新規出願が実際に出願された日から54月
- (4) The prescribed date mentioned in section 29(11A)(a) and (b) is 1 January 2020.³¹⁴
- 第29条(11A)(a)及び(b)に掲げる「所定の日」は、2020年1月1日とする。

(7) 早期審査制度

シンガポールでは、下記の5つの早期審査手段を利用することができる³¹⁵。

- ・ FinTech Fast Track
- ・ 12 Months File-to-Grant
- ・ Patent Prosecution Highway (PPH)
- ・ ASEAN Patent Examination Co-operation (ASPEC)
- ・ Patent Cooperation with Cambodia

(8) 誤訳の訂正について

優先権主張を伴う特許出願の場合、基礎出願の提出書面が英語以外の言語で記載されていた場合、英語による翻訳文を提出する必要がある（特許規則9C）。

シンガポールでは、提出書面を修正する場合、補正（特許法第84条）と訂正（特許法第107条）の2つの手段がある。前者は、いわゆる補正であり、クレームや明細書の記載を修正するものである。これは、登録後も行うことができる（特許法第83条(3)）。ただし、登録前及び登録後のいずれの場合であっても、補正前に開示された事項を超える事項が開示されるような補正は許されない（特許法第84条(2)(3)、特許規則52³¹⁶）。

³¹⁴ 「PATENTS RULES」(2017.10.30) Singapore Statutes Online plus URL: <https://sso.agc.gov.sg/SL/PA1994-R1?DocDate=20171006&ValidDate=20171030&Timeline=Off> [最終アクセス日: 2019年1月21日] なお、日本語訳は仮訳である。

³¹⁵ 「Accelerated Programmes」 IPOPHL ウェブサイト URL: <https://www.ipos.gov.sg/protecting-your-ideas/patent/application-process/accelerated-programmes> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

³¹⁶ 「シンガポール特許規則 2014年S81により改正 2014年3月10日施行」 JPO ウェブサイト URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-tokkyo_kisoku.pdf [最終アクセス日: 2019年3月1日] では、特許規則第53は「特許付与後の明細書の訂正」とあり、本文中の日本語訳も「訂正」となっているが、原文は「am

訂正は、明細書等における、誤記や錯誤の記載を修正することをいい、翻訳や転写の誤りも含む。誤訳訂正は特許法 107 条の訂正にあたり、同法第 83 条の補正とは異なる手続となる（特許規則 91）。IPOS に提出した当初明細書等に誤訳があり、原文明細書等に記載されているが、当初明細書に記載されていない事項があったとしても、原文明細書に基づいて補正が可能であり、新規事項の追加とはならない。この場合、登録前であれば補正と誤訳訂正のどちらかの手段を選択できる。登録後は訂正のみである³¹⁷。

第 107 条 特許及び出願における誤記の訂正

- (1) 登録官は、規則の規定に従うことを条件として、特許若しくは特許出願の明細書又は特許若しくは特許出願との関連で提出された書類における翻訳若しくは転写の誤り、誤記又は錯誤を訂正することができる。
- (2) 登録官が当該誤記又は錯誤の訂正を請求された場合は、何人も規則に従って当該請求に対する異議を登録官に申し立てることができ、かつ、登録官は、当該事項について決定する。

(9) 存続期間

特許権の存続期間は出願日から 20 年である（特許法第 36 条）。

第 36 条 特許存続期間

- (1) 本法に基づいて付与された特許は、本法の適用上、付与されているものとして取り扱われ、かつ、特許証の交付日に効力を生じ、かつ、(2)及び第 36A 条に従うことを条件として、当該特許の出願日又は所定の他の日に開始する 20 年の期間の満了時まで引き続き効力を有する。

(10) 第二医薬用途発明について

第二医薬用途発明は、スイスクレームで表現される場合にのみ特許の対象となり得る（審査ガイドライン第 8 章 ii 8.132）。

<審査ガイドライン³¹⁸>

8. PATENTABLE SUBJECT MATTER AND INDUSTRIAL APPLICABILITY.

D. Medical use .

ii. Second medical use

8.132 Second or subsequent medical uses of a substance or composition may only be claimed in the form of “Swiss-type” claims. This form of claim, first allowed by the Swiss Patent Office in response to a lack of provision in the legislation for the

endment」又は「amend」と記載されている。

³¹⁷ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

³¹⁸ 「Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS」 p.307-310 (2017.10.30) IPOS ウェブサイト URL: https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2017-oct.pdf [最終アクセス日: 2019年2月14日]

protection of second medical uses of a substance or composition, were also deemed allowable by the Enlarged Board of Appeal in G 05/83, and subsequently by the Patents Court in John Wyeth's and Schering's Applications [1985] RPC 545. As stated in G 05/83:

“... it is legitimate in principle to allow claims directed to the use of a substance or composition for the manufacture of a medicament for a specified new and inventive therapeutic application, even in a case where the process of manufacture as such does not differ from known processes using the same active ingredient.”

8. 特許可能な主題及び産業上の利用可能性

D. 医薬用途

ii. 第二医薬用途

8.132 物質若しくは組成物の第二又はそれ以降の医薬用途は「スイスタイプ」クレームの形式でのみクレームに記載することができる。物質若しくは組成物の第二医薬用途を保護するための規定が法律にないことに対応して、スイ斯特許庁が初めて認めたこのクレーム形式は、拡大審判廷の審決 (G05/83) 及びその後、特許裁判所の判決 (John Wyeth's and Schering's Applications [1985] RPC 545) においても許容されるとみなされている。G05/83 では次のように述べている。

「... 新規性及び進歩性がある特定の治療へ応用する薬剤を製造するための、物質若しくは組成物の使用を対象とするクレームを認めることは、その製造方法自体が、同じ有効成分を使用する既知の方法と異なる場合においても原則として適法である」

8.133 “Swiss-type” claims are regarded as purpose limited process claims whereby the claim is directed to the use of the substance for the manufacture of a medicament for a specified medical use. Hence, “Swiss-type” claims are not restricted to second or subsequent medical uses of a substance or composition and can be used even when the first medical use of a compound is not previously known.

8.133 「スイスタイプ」クレームは、特定の医薬用途の薬剤を製造するための物質の使用を対象とした、目的限定の方法クレームとみなされる。よって「スイスタイプ」クレームは、物質若しくは組成物の第二又はそれ以降の医薬用途に制限されず、組成物の第一医薬用途が既知のものでない場合でも使用することができる。

(1 1) 異議申立て

シンガポール特許法には、異議申立てに関する規定はない。

(1 2) 無効審判その他付与後における第三者の請求による権利消滅事由

登録官は、所定の理由に該当する場合、申請に基づいて登録を取り消すことができることが規定されている (特許法第 80 条)。

第 80 条 申請に基づいて特許を取り消す権限

(1) 本法の規定に従うことを条件として、登録官は、申請に基づいて、命令を発して発

明に関する特許を次の何れかの理由（ただし、これに限る）により取り消すことができる。

- (a) 当該発明が特許性のある発明でないこと
- (b) 当該特許が当該特許の付与を受ける権原のない者に付与されたこと
- (c) 当該特許明細書が、当該技術分野の熟練した者が実施することができるように当該発明を明確かつ完全に開示していないこと
- (d) 当該特許明細書に開示された事項が次の何れかにおいて開示された事項を超えること
 - (i) 出願時での特許出願
 - (ii) 当該特許が特許法（Cap. 221, 1995Ed.）第20条(3)、第47条(4)若しくは第116条(6)に基づいて又は第26条(11)に従って出願された新規の出願に基づいて付与された場合は、次の何れかの出願時でのものであって、出願日及び優先権の基礎となっているもの
 - (A) 本法に基づいて行われた先の出願
 - (B) 1977年英国特許法に基づいて行われた出願
 - (C) 欧州特許庁において提出された英国を指定する欧州特許条約に基づく出願で、場合によって出願により出願日及び優先権が得られた出願
- (e) 次の何れかの明細書に、認められるべきでなかった補正又は訂正が行われたこと
 - (i) 当該特許
 - (ii) 当該特許出願
- (f) 当該特許が次の何れかにより取得されたこと
 - (i) 不正な方法
 - (ii) 不実表示
 - (iii) 所定の重要な情報の不開示又は不正確な開示。当該情報を提供する義務を負う者が当該情報又はその不正確性を知っていたか又は合理的に知っているべきであったか否かを問わない。
- (g) 当該特許が、同一の優先日を有し、同一の者又はその権原承継人により出願された、同一の発明に関する2以上の特許の1であること

1.1.5 実用新案制度の概要

シンガポールでは、実用新案制度はない。

1.1.6 意匠制度の概要

(1) 手続の流れ

出願後、新規性を含む方式審査のみが行われ（意匠法第16条、同法第19条）、要件を満たすと判断された場合、登録となる（意匠法第18条）。意匠登録後は、速やかに公報が発行される（意匠法第18条(c)）。

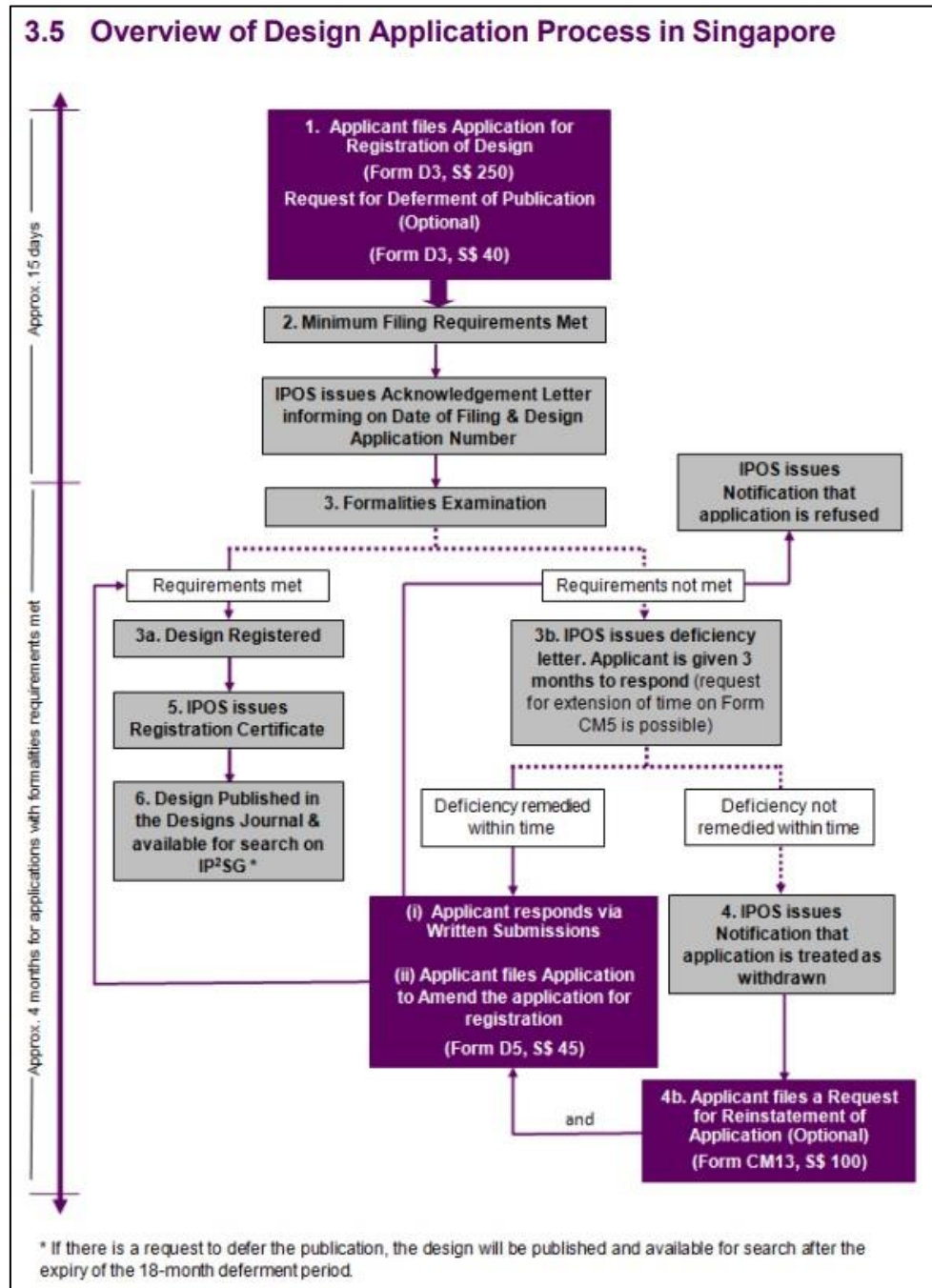


図6 意匠の主な手続のフロー³¹⁹

³¹⁹ 「Designs Infopack by Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)」 p.19 (2018.11.1) IPOS ウェブサイト内、URL: https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/design/infopacks/designs-infopack_1-nov-2018.pdf [最終アクセス日: 2019年1月23日]

(2) 定義等

意匠とは、条文上以下のように定義されている（意匠法第2条、下記参照）。2017年改正によって、意匠は現実の物品に係るものだけでなく、物理的形態を持たない製品（non-physical product）に係るもの（例えば、ある物の表面又は空中等へ投影して作成されるものなど）や従来の物品と non-physical product との組合せに係る意匠も登録が可能となっている。また、物品の一部や組物も「物品」に含む。なお、物品の部分の場合、当該部分が独立して製造及び販売されるものである必要がある（意匠法第2条(1)）。

Interpretation³²⁰

2.—

(1) In this Act, unless the context otherwise requires —

”application for registration”, in relation to a design, means an application under section 11 for the registration of the design;

"article" means any thing that is manufactured (whether by an industrial process, by hand or otherwise), and includes —

- (a) any part of an article, if that part is made and sold separately; and
- (b) any set of articles;

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

解釈

2.-(1) 本法では、文脈上他に要求されない限り、

意匠に関して「登録出願」とは、その意匠の登録のための第11条に基づく出願をいう。

"design" means features of shape, configuration, colours, pattern or ornament applied to any article or non-physical product that give that article or non-physical product its appearance, but does not include —

- (a) a method or principle of construction;
- (b) features of shape, configuration or colours of an article or a non-physical product that —
 - (i) are dictated solely by the function that the article or non-physical product has to perform;
 - (ii) are dependent upon the appearance of another article or non-physical product of which the article or non-physical product is intended by the designer to form an integral part; or
 - (iii) enable the article or non-physical product to be connected to, or placed in, around or against, another article or non-physical product, so that either article or non-physical product may perform its function; or
- (c) features consisting only of one or more colours that —
 - (i) are not used with any feature of shape or configuration; and
 - (ii) do not give rise to any feature of pattern or ornament;

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

「意匠」とは、物品若しくは Non-Physical product に適用され、その物品若しくは Non-Physical product の外観となる形状、輪郭、色彩、模様又は装飾の特徴をいうが、次を含まない。

- (a) 構造についての方法又は原理、

³²⁰ 「REGISTERED DESIGNS ACT」(2017.10.30) Singapore Statutes Online plus URL: <https://sso.agc.gov.sg/Act/RDA2000?Timeline=On> [最終アクセス日: 2019年1月23日] なお、日本語訳は仮訳である。

- (b) 次の場合の物品若しくは Non-Physical product の形状、輪郭又は色彩の特徴
- (i) 物品若しくは Non-Physical product が果たさなければならない機能によってのみ特定される場合
 - (ii) その物品若しくは Non-Physical product が不可欠な部分を構成することを意匠の創作者が意図している別の物品若しくは Non-Physical product の外観によって決められる場合、又は
 - (iii) その物品若しくは Non-Physical product を別の物品若しくは Non-Physical product に接続するか、別の物品若しくは Non-Physical product の中、周り又はこれに対して配置することができるようにして、何れの物品若しくは Non-Physical product もその機能を果たすことができるようにする場合、又は
- (c) 次の場合の1又は複数の色彩のみからなる特徴
- (i) 如何なる形状又は輪郭の特徴とも一緒に使用されない場合、及び
 - (ii) 如何なる模様又は装飾の特徴も生じさせない場合

"non-physical product" —

- (a) means any thing that —
- (i) does not have a physical form;
 - (ii) is produced by the projection of a design on a surface or into a medium (including air); and
 - (iii) has an intrinsic utilitarian function that is not merely to portray the appearance of the thing or to convey information; and
- (b) includes any set of non-physical products:

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

「Non-Physical product」とは、

- (a) 「Non-Physical product」とは、次のものをいう。
- (i) 物質的形態を有していないもの
 - (ii) 表面又は媒体（空中を含む）に意匠を投影することで作成されるもの、及び
 - (iii) 単に物の外観を描くのみ、又は情報を伝えるのみではない、固有の実用的機能を有するもの、及び
- (b) 「Non-Physical product」には、Non-Physical product の組合せが含まれる。

"set of articles" means 2 or more articles of the same general character that are ordinarily on sale together or intended to be used together, and to each of which the same design, or the same design with modifications or variations not sufficient to alter the character or substantially to affect the identity of the design, is applied;

[3/2001][Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

「組物」とは、通常一緒に販売されるか一緒に使用することが意図される同じ一般的性質の2以上の物品で、その各々について同一の意匠又は意匠の性質を変えないか又は意匠の同一性に実質的に影響を与えない程度の修正又は変更が加えられた同一の意匠が適用されるものをいう。

"set of articles and non-physical products" means one or more articles and one or more non-physical products —

- (a) all of which are of the same general character and are ordinarily on sale together or intended to be used together; and
- (b) to each of which the same design, or the same design with modifications or variations not sufficient to alter the character or substantially to affect the identity of the design, is applied;

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

「物品と Non-Physical product の組合せ」とは、1 又は複数の物品と 1 又は複数の Non-Physical product であって、次のものをいう。

- (a) それらすべてが同じ一般的性質を備え、通常一緒に販売されるか一緒に使用することが意図されている、及び
- (b) その各々について同一の意匠又は意匠の性質を変えないか又は意匠の同一性に実質的に影響を与えない程度の修正又は変更が加えられた同一の意匠が適用される。

"set of non-physical products" means 2 or more non-physical products of the same general character that are ordinarily on sale together or intended to be used together, and to each of which the same design, or the same design with modifications or variations not sufficient to alter the character or substantially to affect the identity of the design, is applied.

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

「Non-Physical product の組合せ」とは、通常一緒に販売されるか一緒に使用することが意図される同じ一般的性質の 2 以上の Non-Physical product で、その各々について同一の意匠又は意匠の性質を変えないか又は意匠の同一性に実質的に影響を与えない程度の修正又は変更が加えられた同一の意匠が適用されるものをいう。

所定の物品に適用することを意図する意匠の登録を拒絶することが規定されている（意匠規則 9）。その他、いわゆる公序良俗に反するもの（意匠法第 6 条）、コンピュータープログラム及び回路配置、文学的又は芸術的性質を有するものであって意匠規則で指定する物品に適用されたもの等（意匠法第 7 条）は登録できないことが規定されている。

第 6 条 公序良俗に反する意匠³²¹

意匠の公表又は使用が公序良俗に反する場合は、その意匠は登録することができない。

Computer programs, etc., not registrable³²²

7.-

- (1) No computer program or layout-design may be registered under this Act.
- (2) For the purposes of subsection (1), "layout-design" has the meaning assigned to it in the Layout-Designs of Integrated Circuits Act (Cap. 159A).
- (3) The Minister may make rules —
 - (a) to exclude from registration under this Act designs for such articles and non-physical products of a primarily literary or artistic character as the Minister considers appropriate; and

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

- (b) to provide that any design described in the rules shall not be registered under this Act, or shall not be so registered unless such conditions as may be prescribed

³²¹ 「シンガポール 意匠法 2014 年法律 No.4 により改正 2014 年 4 月 30 日施行」 JPO ウェブサイト内 URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-ishou.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 1 日] シンガポール意匠法の日本語訳のうち、シンガポール意匠法の 2017 年改正版に該当しない部分について引用している。以降、特に表記のない限り、シンガポール意匠法の日本語訳は同様である。2017 年改正で改正された条文等は、英文の改正条文を引用したのち日本語の仮訳を並記する。

³²² 「REGISTERED DESIGNS ACT」(2017.10.30) Singapore Statutes Online plus URL: <https://sso.agc.gov.sg/Act/RDA2000?Timeline=On> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 23 日] なお、日本語訳は仮訳である。

are met.

コンピュータープログラム等は登録できない

7.-

- (1) 如何なるコンピュータープログラム又は配置設計も、本法に基づいて登録することができない。
- (2) (1)の適用上、「配置設計」とは、集積回路配置設計法(Cap.159A)において与えられた意味を有する。
- (3) 大臣は、次の規則を定めることができる。
 - (a) 本法に基づく登録から、主として文学的又は芸術的な性質の物品及び Non-Physical product で、大臣が適切とみなすものための意匠を除外すること、及び
 - (b) 規則に定める何れの意匠も本法に基づき登録されないこと、又は所定の条件が満たされない限り登録されないことを規定すること

<意匠規則³²³>

規則9 登録から除外される意匠

登録官は、次の物品の何れかに適用することを意図する意匠の登録を拒絶する。

- (a) 彫刻品(工業プロセスによって複製するためのひな形又は原型として使用され、又は使用を意図される鋳型又はひな形を除く)
- (b) 記念銘板、メダル及び円形浮彫り
- (c) 本のカバー、カレンダー、証明書、クーポン、洋裁用型紙、グリーティングカード、ラベル、ちらし、地図、図面、遊戯用カード、葉書、切手、商業広告、業務用書式及びカード、転写画並びに類似の物品を含む、主として文学的又は芸術的性質の印刷物

(3) 新規性

新規な意匠は、登録を受けることができる(意匠法第5条)。そして、先願と同一又は他の物品、物理的形態を持たない製品(non-physical product)若しくはこれらの組合せに係る意匠、又は最初の出願の出願日より前にシンガポール国内又はその他の場所で公開された意匠と些細な部分又は一般的な形状しか違いがないような場合は、新規な意匠とはみなされない(意匠法第5条(2))。

New design may be registered³²⁴

5.-

- (1) Subject to the provisions of this Part, a design which is new may, upon application by the person claiming to be the owner, be registered in respect of an article, a non-physical product, or a set of articles and non-physical products, specified in the application.

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

³²³ 「シンガポール 意匠規則 2014年 S742により改正 2014年 11月 13日施行」JPO ウェブサイト内 URL: http://www.jpo.go.jp/shiryoyu/s_sonota/fips/pdf/singapore/ishou_kisoku.pdf [最終アクセス日: 2019年 1月 23日] シンガポール意匠法の日本語訳のうち、シンガポール意匠規則の2017年改正版に該当しない部分について引用している。以降、特に表記のない限り、シンガポール意匠規則の日本語訳は同様である。2017年改正で改正された条文等は、英文の改正条文を引用したのち日本語の仮訳を並記する。

³²⁴ 「REGISTERED DESIGNS ACT」(2017.10.30) Singapore Statutes Online plus URL: <https://sso.agc.gov.sg/Act/RDA2000?Timeline=On> [最終アクセス日: 2019年 1月 23日] なお、日本語訳は仮訳である。

- (2) A design for which an application for registration is made shall not be regarded as new if it is the same as a design —
- (a) registered in respect of the same or any other article, non-physical product or set of articles and non-physical products in pursuance of a prior application;
or
[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]
- (b) published in Singapore or elsewhere in respect of the same or any other article, non-physical product or set of articles and non-physical products before the date of the first-mentioned application,
[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]
- or if it differs from such a design only in immaterial details or in features which are variants commonly used in the trade.

新規意匠は登録することができる

5.-

- (1) この部の規定に従うことを条件として、新規である意匠は、所有者であると主張する者の出願により、その出願において明記される物品、Non-Physical product 又は物品と Non-Physical product の組合せに関して登録することができる。
- (2) 登録出願がなされた意匠は、次の意匠、すなわち、
- (a) 先の出願の履行において同一の又はその他の物品、Non-Physical product 又は物品と Non-Physical product の組合せに関して登録された意匠、又は
- (b) 最初に述べた出願の日付の前に同一の又はその他の物品、Non-Physical product 又は物品と Non-Physical product の組合せに関してシンガポール又は他の場所で公表された意匠と同一の場合は
- 又は重要でない細部において若しくは取引上普通に用いられる変形としての特徴においてのみ当該意匠と異なる場合は、新規とはみなされない。

(4) 新規性喪失の例外について

新規性喪失の例外も認められている（意匠法第8条、同法第8A条）。2017年改正法が施行された日の前後で法上の扱いが異なっている。

まず、善意とはいえない状況で意匠登録を受ける権利を有する者が第三者に対してした開示、意匠登録を受ける権利を有する者以外の者がした善意でない開示、秘密状態での最初の発注に伴う開示、政府等関係機関の担当者とのやりとりで生じた開示については、これらの開示が2017年改正法で意匠法第6条が施行された日以前に行われた場合、それらの行為によっては新規性は喪失しない（意匠法第8条(1)(2A)。また、意匠登録を受ける権利を有する者の同意により又は同意なく第三者が公的な国際博覧会に展示した場合、及びその展示の結果、意匠が公表された場合については博覧会の開催日後6月以内に出願した場合も同様である（意匠法第8条(2)(2A)）。

さらに、秘密状態で創作者又はその承継人がした開示、創作者又はその承継人が出願前12月の間にした開示、創作者又はその承継人以外の者が出願前12月の間にした開示及びこれに関連する行為等については、2017年改正法で意匠法第7条が施行された日以後に行われた開示によって新規性は失わないとされている（意匠法第8A条）。

Disclosure, etc., of design before certain date

8.-

- (1) Subject to subsection (2A), an application for registration of a design shall not be refused, and the registration of a design shall not be revoked, by reason only of —
- (a) the disclosure of the design by the owner to any other person in such circumstances as would make it contrary to good faith for that other person to use or publish the design;
 - (b) the disclosure of the design in breach of good faith by any person other than the owner of the design;
 - (c) in the case of a new or original textile design intended for registration, the acceptance of a first and confidential order for goods bearing the design; or
 - (d) the communication of the design by the owner to a Government department or the Office or to any person authorised by a Government department or the Office to consider the merits of the design, or of anything done in consequence of such a communication.

[3/2001]

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

ある特定の日付以前の意匠等の開示

8.-

- (1) (2A)に従うことを条件として、次の理由のみでは、当該意匠の登録出願が拒絶されることはなく、また、当該意匠の登録が取り消されることはない。
- (a) 所有者による第三者に対する意匠の開示で、その第三者による意匠の使用又は公表が誠意に反するとされるような状況でなされるもの
 - (b) 意匠の所有者以外の第三者により誠意に反してなされた意匠の開示
 - (c) 登録することを意図した新規の又は独創的な織物の意匠の場合は、その意匠を付した商品に対する最初の秘密の注文の受領、又は
 - (d) 所有者による政府省庁若しくは庁への、又は政府省庁若しくは庁により意匠の価値を検討する権原を与えられた者への意匠の伝達、又はその伝達の結果なされた事項

- (2) Subject to subsection (2A), an application for registration of a design shall not be refused, and the registration of a design shall not be revoked, by reason only —
- (a) that a representation of the design, or any article to which the design has been applied, has been displayed, with the consent of the owner of the design, at an official international exhibition;
 - (b) that after any such display as is mentioned in paragraph (a), and during the period of the exhibition, a representation of the design, or any article to which the design has been applied, has been displayed by any person without the consent of the owner; or
 - (c) that a representation of the design has been published in consequence of any such display as is mentioned in paragraph (a),
- if the application for registration of the design is made no later than 6 months after the opening of the exhibition.

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

- (2) (2A)に従うことを条件として、次の理由のみでは、当該意匠の登録出願が拒絶されることはなく、また、当該意匠の登録が取り消されることはない。
- (a) 意匠の表示又は意匠が適用された物品が、意匠の所有者の同意を得て、公式の国際博覧会で展示されたこと
 - (b) (a)にいう当該展示後に及び博覧会の期間中に、意匠の表示又は意匠が適用された物品が、所

有者の同意を得ずに、何人かによって展示されたこと、又は
 (c) (a)にいう当該展示の結果、意匠の表示が公表されたこと
 ただし、当該意匠の登録出願が、博覧会開会后6月以内になされたことを条件とする。

(2A) This section only applies to —

- (a) a disclosure mentioned in subsection (1)(a) or (b);
- (b) an acceptance mentioned in subsection (1)(c);
- (c) a communication mentioned in subsection (1)(d), or anything done in consequence of such a communication;
- (d) a display mentioned in subsection (2)(a) or (b); or
- (e) a publication mentioned in subsection (2)(c),
 that occurs before the date of commencement of section 6 of the Registered Designs (Amendment) Act 2017.

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

(2A) 本項は、2017年（改正）登録意匠法第6条の施行日以前に生じた、次のことのみ適用される。

- (a) (1)(a)又は(b)にいう開示
- (b) (1)(c)にいう受領
- (c) (1)(d)にいう伝達、又はその伝達の結果なされた事項
- (d) (2)(a)又は(b)にいう展示、又は
- (e) (2)(c)にいう公表

(3) In this section, “official international exhibition” means an official, or officially recognised, international exhibition falling within the terms of the Convention on International Exhibitions signed at Paris on 22nd November 1928, and any protocols to that Convention, as revised or amended from time to time.

[UK Designs 1949, s. 6; HK Designs, s. 9]

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

(3) 本条において、「公式の国際博覧会」とは、公式の又は公式に認められた国際博覧会で、1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会条約の用語、及び随時改正又は修正される同条約の議定書に該当するものを意味する。

[英国1949年意匠法第6条、香港意匠法第9条]

Disclosure of design on or after certain date

8A.-

(1) An application for registration of a design must not be refused, and the registration of a design must not be revoked, by reason only of any of the following:

- (a) a disclosure of the design made to a person other than the designer, or any successor in title of the designer, under conditions of confidentiality (whether express or implied);
- (b) a disclosure of the design made by the designer, or any successor in title of the designer, during the period of 12 months immediately before the date of filing of the application for registration of the design;
- (c) a disclosure of the design made by a person other than the designer, or any successor in title of the designer, during the period of 12 months immediately before the date of filing of the application for registration of the design, in consequence of information provided, or any other action taken, by the designer

<p>or any successor in title of the designer;</p> <p>(d) a disclosure of the design made during the period of 12 months immediately before the date of filing of the application for registration of the design, as a consequence of an abuse in relation to the designer or any successor in title of the designer.</p> <p>(2) This section only applies to a disclosure mentioned in subsection (1)(a), (b), (c) or (d) that is made on or after the date of commencement of section 7 of the Registered Designs (Amendment) Act 2017.</p> <p style="text-align: right;">[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]</p> <p>ある特定の日付又はそれ以降の意匠の開示</p> <p>8A.-</p> <p>(1) 次の何れかの理由のみによって、当該意匠の登録出願を拒絶してはならず、また、当該意匠の登録を取り消してはならない。</p> <p>(a) 創作者以外又は創作者の権原承継人以外の者に対する意匠の開示で、秘密保持の条件（明示か暗示かを問わない）の下でなされるもの</p> <p>(b) 創作者又は創作者の権原承継人による意匠の開示で、当該意匠の登録出願日直前の12月の間になされるもの</p> <p>(c) 創作者以外又は創作者の権原承継人以外の者による意匠の開示で、当該意匠の登録出願日直前の12月の間に、創作者又は創作者の権原承継人による情報の提供、又はそれ以外の措置を講じた結果としてなされるもの</p> <p>(d) 意匠の登録出願日直前の12月の間に、創作者又は創作者の権原承継人に関する濫用（誤用）の結果として行われる当該意匠の開示</p> <p>(2) 本項は2017年（改正）登録意匠法第7条の施行日又はそれ以降に行われた、(1)(a), (b), (c)又は(d)という開示のみに適用される。</p>

(5) 部分意匠制度

意匠法第2条(1)において、「物品」には物品の一部も含むと規定されている。このため、部分意匠も登録が可能である。ただし、意匠登録を受けようとする部分が独立して製造及び販売されるものでなければならない（意匠法第2条(1) ³²⁵ (C.1.1.6(2)参照)。

(6) 関連意匠制度

日本のような関連意匠制度はないが、類似する制度として、多意匠一出願（意匠法第11条(4)）及び他の物品に対して行うその後の意匠登録出願（意匠法第10条）といったものがある。

³²⁵ 意匠法の2017年改正に先立ち、法改正の方向性について公衆に意見が求められ、挙げられた項目について法務省とIP OS とが検討した結果が公表されていた。ここでは、3D プリントや、GUI、映写して使用するキーボードのような実体を持たない意匠、ディズニーランドのようなあるコンセプトに基づいて形成された体験型意匠（experimental design）などが挙げられている。ここで、部分意匠も検討項目となっており、登録を受けようとする部分を実線で示し、他の部分を点線等で示すことにより、既に部分意匠が登録可能であることが明記されている。Ministry of Law 「Registered Designs Regime to Provide Greater Protection and Clarity to Designers」 URL: <https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/registered-designs-regime-to-provide-greater-protection-and-cla.html> [最終アクセス日: 2019年1月23日] ページ内、「Annex A - Final Report on the Review of Singapore's Registered Designs Regime 2.3 PARTIAL DESIGNS」 p.24 URL: <https://www.mlaw.gov.sg/content/dam/minlaw/corp/News/Press%20Release/Final%20Report%20for%20Designs%20Review.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月23日]

多意匠一出願の場合、一の出願に複数の意匠を含むには、意匠法第75条(1)(c)に掲げる分類の同一クラスに属している必要がある（意匠法第11条(4)、意匠規則22）。

「他の物品に対して行うその後の意匠登録出願」は、ある一又は複数の物品について、既に意匠登録がなされている場合に、その意匠の同一性に影響を与えないような部分のみ異なるような意匠を登録することができるというものである（意匠法第10条）。

Application for registration

11.- ((1)~(3)略) (4)

(4) An application may be filed under subsection (1) for the registration of 2 or more designs, if —

(a) the articles, non-physical products, or sets of articles and non-physical products, to which any of those designs is intended to be applied, as specified in the application, fall within the same class, or (if they fall within more than one class) all of the same classes, under the classification mentioned in section 75(1)(c), as the articles, non-physical products, or sets of articles and non-physical products, to which each of the other designs is intended to be applied, as specified in the application; and

(b) the application complies with such other requirements as may be prescribed.

(4) 次の場合、(1)に基づいて、2以上の意匠に対する登録を出願できる

(a) 当該意匠の何れかが適用されることを意図した、出願に記載の物品、Non-Physical product 若しくは物品と Non-Physical product の組合せが、それ以外の各意匠が適用されることを意図した、出願に記載の物品、Non-Physical product 若しくは物品と Non-Physical product の組合せと、第75条(1)(c)にいう同一のクラス又は（複数の類に該当する場合は）複数の同じクラスに分類される場合、及び

(b) 出願がその他の所定の要件を満たしている場合

<意匠規則>

Multiple designs in one application

22. For the purposes of section 11(4)(b) of the Act, the other requirements that an application for the registration of 2 or more designs must comply with are as follows:

(a) the registration of all of those designs must be applied for at the time of filing the application form;

(b) the application is for the registration of not more than 50 designs.

[S 574/2017 wef 30/10/2017]

(後略)

多意匠一出願

22. 意匠法第11条(4)(b)の適用上、2以上の意匠に対する登録出願が満たさなければならない、その他の要件は次のとおりである。

(a) すべての意匠の登録を、願書提出時に出願すること

(b) 50を超えない意匠の登録出願であること

Subsequent registration of design in respect of other articles or non-physical products, etc.

10.-

(1) Where the registered owner of a design registered in respect of an article or a

non-physical product files —

(a) an application for registration of the registered design in respect of one or more other articles or non-physical products; or

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

(b) an application for registration of a design consisting of the registered design with modifications or variations not sufficient to alter the character or substantially to affect the identity of the registered design, in respect of the same or one or more other articles or non-physical products,

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

the application shall not be refused, and the registration made on the application shall not be revoked, by reason only of the previous registration or publication of the registered design.

[Act 29 of 2017 wef 30/10/2017]

(後略)

物品又は Non-Physical product 等に関するその後の意匠登録

10.-

(1) 物品又は Non-Physical product に関して登録された意匠の登録所有者が、次のような出願をした場合、

(a) 1 又は複数の他の物品若しくは Non-Physical product に関する、当該登録意匠の登録出願

(b) 同一か 1 又は複数の他の物品若しくは Non-Physical product に関する、登録意匠の性質を変えないか又は登録意匠の同一性に実質的に影響を与えない程度の修正又は変更が加えられた登録意匠からなる、意匠の登録出願

先の登録又は登録意匠の公開という理由のみでは、当該出願が拒絶されることはなく、また、当該出願に基づく登録が取り消されることはない。

(7) 秘密意匠制度

シンガポールでは、意匠の実体審査がなく、意匠の登録後、公告される（意匠法第 18 条 (d)）。ただし、出願人は、この意匠の公告を 18 月延長するよう請求することができる（意匠法第 18A(1)、意匠規則 28A(1)）。

Deferment of publication

18A.-

(1) An applicant may, when filing his application for registration of a design, request that any publication under section 18 of the design be deferred for the prescribed period after the date of filing of that application.

(2) A request under subsection (1) shall be made in the prescribed manner and accompanied by the prescribed fee.

(3) Notwithstanding section 18, the Registrar shall defer the publication under that section of a design which is the subject of a request under subsection (1) for the prescribed period referred to in that subsection.

(4) The Minister may make rules to provide for the deferment of the publication under section 18 of a registered design and for matters relating thereto.

[Act 16 of 2012 wef 13/11/2014]

公告の延期

18A-

- (1) 出願人は、意匠の登録出願をするに際し、第18条に定める意匠の公告を、当該出願の出願日から所定の期間延期するよう請求することができる。
- (2) (1)に基づく請求は、所定の様式で、所定の手数料を添えて行わなければならない。
- (3) 第18条の規定に拘らず、登録官は同条に定める意匠の公告を、(1)に基づく請求を条件として、同項にいう所定の期間延期しなければならない。
- (4) 大臣は、第18条に基づく登録意匠の延期及びそれに関する事項を規定する規則を定めることができる。

<意匠規則>

規則28A 公告の延期

- (1) 出願人は、様式D3により意匠の登録出願をするに際し、当該様式において意匠の公告を18月延期するよう請求することができる。
- (2) (1)に基づいて行われる請求は、附則1に指定する該当の手数料を添えなければならない。

(8) 存続期間

存続期間は、登録日から5年であり、5年単位で2回まで延長することができる（意匠法第21条(1)(2)）。

第21条 最初の登録期間及び延長

- (1) 意匠の最初の登録期間は、その意匠の登録日から5年である。
 - (2) 意匠の登録期間は、現行の登録期間が満了する前に、登録官に延長を申請し、かつ、所定の延長手数料を納付することにより、第2期及び第3期の5年間ずつ延長することができる。
- (後略)

(9) 異議申立て

シンガポール意匠法には、異議申立てに関する規定はない。

(10) 登録後の無効又は取消等

利害関係人は、登録後はいつでも登録官又は裁判所に対し、意匠の登録の取消を請求することができる（意匠法第27条）。理由としては、登録日において新規でなかった又はその他登録を拒絶できる理由があった場合（意匠法第27条(1)）、登録時点で著作権のある芸術作品に対応するものであった場合（意匠法第27条(2)）等がある。

第27条 登録の取消

- (1) 意匠が登録された後いつでも、利害関係人は登録官又は裁判所に対し、その意匠はその登録日付において新規でなかったという理由又は登録官がその意匠の登録を拒絶

することができたであろうその他の理由で、意匠の登録の取消を申請することができる。また登録官は、申請に基づいて適切とみなす命令を下すことができる。

(2) 意匠が登録された後いつでも、利害関係人は登録官又は裁判所に対し、次の理由でその意匠の登録の取消を申請することができる。

(a) その意匠が登録された時点で、著作権が存する芸術作品に関して対応する意匠であったこと、及び

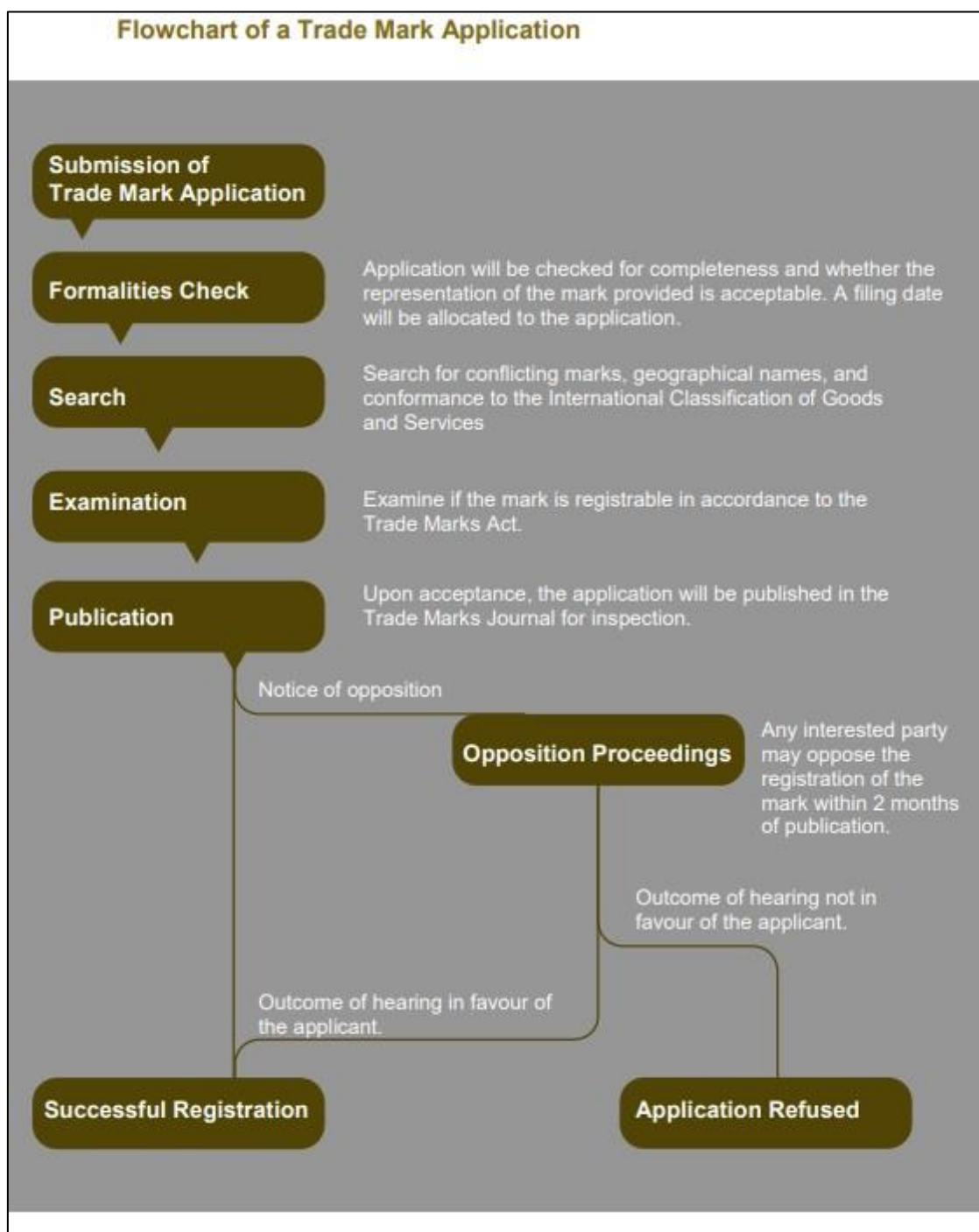
(b) その登録意匠における権利が第22条(1)に従って満了していること
また、登録官は、申請に基づいて適切とみなす命令を下すことができる。

(後略)

1.1.7 商標制度の概要

(1) 手続の流れ

出願後、方式及び実体審査が行われ、登録可能であると判断されると、当該出願について公告がなされる（商標法第13条(1)）。公告日から2月以内に異議申立て（商標法第13条(2)）がなかった場合、当該出願は登録される（商標法第15条(1)）。

図7 商標の主なフロー³²⁶

³²⁶ 「TRADE MARKS infopack」 p.10 (2018) IPOS ウェブサイト内、URL: https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/infopacks/tminfopack_oct2018.pdf [最終アクセス日: 2019年1月23日]

(2) 定義等

標章は標識 (sign) と表記され、文字、図形、色等又はこれらの組合せのような、視覚的に表されたものとして定義されており、「商標」についてもある者の商品又はサービスと他の者の商品等とを識別でき、視覚的に表示することができる (represented graphically) 標識であると定義されている (商標法第2条)。

第2条 解釈³²⁷

(略)

「標識」³²⁸とは、文字、単語、名称、署名、数字、図形、ブランド、標題、ラベル、チケット、形状、色、包装の外観又はこれらの組合せを含む。

「取引」とは、事業又は職業を含む。

「商標」とは、図形表示する能力があり³²⁹、かつ、ある者が業として取り扱う又は提供する商品又はサービスと、その他の者がかく取り扱う又は提供する商品又はサービスを区別する能力のある標識をいう。

(後略)

(3) 存続期間

商標登録は、登録日から10年間効力を有し、10年単位で更新が可能である (商標法第18条)。

第18条 登録期間

(1) 商標は、登録日から10年間、登録される。

(2) 登録は、第19条に従って、さらに10年間ずつ更新することができる。

³²⁷ 「TRADE MARKS ACT」(2018.10.10) Singapore Statutes Online plus URL: <https://sso.agc.gov.sg/Act/TMA1998> [最終アクセス日: 2019年1月23日] 日本語訳は、「シンガポール 商標法 2014年法律第4号にて改正 2014年11月13日施行」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-shouhyou.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日] を引用している。日本語訳は改正前であるが、改正部分に該当しない参照条文についてのみ引用している。以下、C.1.1.7章において、特に示した場合を除き、シンガポール商標法の日本語訳は同様である。

³²⁸ 原文は「“sign” includes any letter, word, name, signature, numeral, device, brand, heading, label, ticket, shape, colour, aspect of packaging or any combination thereof;」と表記されている。

³²⁹ 原文ママ。原文は「“trade mark” means any sign capable of being represented graphically and which is capable of distinguishing goods or services dealt with or provided in the course of trade by a person from goods or services so dealt with or provided by any other person;」と表記されている。また、IPOS が作成した「Trade Marks Work Manual」(URL: https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/infopacks/tm_work-manual_1-what-is-a-trade-mark_mar2017.pdf [最終アクセス日: 2019年1月24日]) では、「Chapter 1 - What is a Trade Mark?」p.6において、「Graphic representation requires that the sign must be able to be represented visually, particularly by means of images, lines or characters, so that it can be precisely identified (see Ralf Sieckmann (Case C-273/00)).」と記載されている。そのため、条文上の“represented graphically”の“graphically”は“visually”の意味であると解した。

(4) 異議申立て

付与前異議の制度がある。商標登録出願が登録要件等を満たすと判断されると、その出願は公告される（商標法第13条(1)）。異議申立ては、何人もすることができ、異議申立て期間は公告の日から2月以内である（商標規則29）。

第13条 公告及び異議申立手続

- (1) 登録出願³³⁰が認容された場合は、登録官は、所定の方法で出願を公告させる。
- (2) 何人も、出願公告日から所定の期間内に、登録官に登録異議を申し立てることができる。
- (3) 申立は書面により所定の方法で行うものとし、異議申立の理由及びその他の所定の事項の陳述を含める。
- (4) 大臣は、異議申立手続及びそれに関する事項を規定する規則を制定することができる。

<商標規則>

規則29 異議申立書

- (1) 人（本節において異議申立人という）は、登録出願の公告日の後2月以内に、登録に対する異議申立書（本節において異議申立書という）を様式TM11により登録官に提出することができる³³¹。
(後略)

(5) 第三者の請求による登録後の無効又は取消等

登録の取消と無効の請求をすることができる。

登録の取消の請求（商標法第22条）は、何人も行うことができ、請求先は登録官又は裁判所となっている（商標法第22条(5)）。請求理由は、大きく3つあり、継続して5年以上の不使用（商標法第22条(a)(b)）、登録後の普通名称化（商標法第22条(c)）、商標の使用による商品の品質、サービスの質、又は原産地に関する誤認のおそれが生じていること（商標法第22条(d)）である。

第22条 登録の取消

- (1) 商標登録は、次の場合に取り消すことができる。
 - (a) 登録手続の完了日後5年以内に、登録された商品又はサービスに関して、商標が所有者により又はその同意を得てシンガポールにおいて業として真正に使用されておらず、不使用の正当な理由がない場合
 - (b) 当該使用が継続して5年間にわたって中断し、不使用の正当な理由がない場合
 - (c) 所有者の作為又は不作為の結果、登録された製品又はサービスに関して、取引において普通名称になった場合

³³⁰ 原文ママ。ここで表記されている「登録出願」は、原文では「application for registration」と表記されており、「application for registration of a trade mark」の「of trade mark」を省略していると解される。

³³¹ 原文ママ。原文では「A person (referred to in this Division as the opponent) may, within 2 months after the date of publication of the application for registration, file with the Registrar a notice opposing the registration in Form TM 11 (referred to in this Division as a notice of opposition).」と記載されている。

- (d) 登録された商品又はサービスに関して、所有者により又はその同意を得てなされた使用の結果、特に当該商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆を誤認させる虞が生じた場合
- (2) (1)の適用上、商標の使用には、登録された様式における標章の識別的な特徴を変更しない要素を異なる様式で使用することを含み、シンガポールにおける使用には、輸出のみを目的としてシンガポールにおいて商品のラベル表示又は包装のために商品又は材料に商標を付することを含む。
- (3) (1)(a)又は(b)という使用が、5年の期間の満了後で取消の申請がなされる前に開始又は再開された場合は、同号にいう理由によっては、商標登録は取り消されない。
- (4) (3)にいう使用の開始又は再開で、5年の期間の満了後で取下の申請がなされる前3月以内に生じたものは、所有者が当該申請がなされることに気付く前に開始又は再開の準備が始まった場合を除いて、考慮されない。
- (5) 何人も取消の申請をすることができ、次の場合を除き、登録官又は裁判所の何れかに行うことができる。
- (a) 問題の商標に関する手続が裁判所で係属中の場合は、申請は、裁判所にしなければならない。及び
- (b) その他の場合において申請が登録官になされる場合は、登録官は、手続の何れの段階でも申請を裁判所に付託することができる。
- (6) 取消の理由が商標が登録された商品又はサービスの一部についてのみ存在する場合は、取消は、当該商品又はサービスに関してのみとする。
- (7) 商標登録が何らかの範囲まで取り消された場合は、所有者の権利は次の日より、当該範囲においてなくなるとみなされる。
- (a) 取消の申請日、又は
- (b) 取消の理由がこれより早い日付で存在したことに登録官又は裁判所が納得した場合は、その日
- (後略)

無効の宣言の請求は、商標法第7条（識別性）違反、同法第8条（相対的拒絶理由）又は商標の登録が詐欺的な行為や誤表示によるものであった場合に行うことができる（商標法第23条(1)(3)）。この請求は何人も行うことができ、請求先は、登録官又は裁判所となっている（商標法第23条(5)）。商標法第8条違反及び詐欺的又は誤表示による登録を理由とする場合、除斥期間は5年である（商標法第23条(7)）。

第23条 登録無効の理由

- (1) 商標登録は、当該商標が第7条に違反して登録されたという理由で無効を宣言することができる³³²。
- (2) 登録商標が、第7条(1)(b), (c)又は(d)にいう商標であるために同条に違反して登録された場合に、なされた使用の結果、登録された商品又はサービスに関して登録後に識別性を得た場合は、無効を宣言されない。
- (3) 商標登録は、次の理由により無効の宣言ができる、すなわち、
- (a) 次のものに関して先の商標があること、

³³² 原文は、「The registration of a trade mark may be declared invalid on the ground that the trade mark was registered in breach of Section 7.」と表記されている。

- (i) 第8条(1)又は(2)に定める条件が適用されること、又は
- (ii) 商標の登録が2004年7月1日以前に提出された出願によりなされた場合は、第8条(3)に定める条件を満たすこと、
- (iii) 商標の登録が2004年7月1日以降に提出された出願によりなされた場合は、第8条(4)に定める条件を満たすこと、若しくは
- (b) それに関して第8条(7)に定める条件が満たされる先の権利があること、により、無効を宣言することができるが、ただし、先の商標の所有者又はその他の先の権利の所有者が登録に同意した場合はその限りでない。
- (4) 商標登録は、登録における詐欺、又は登録が不実表示により得られたという理由で、無効を宣言することができる。
- (5) 何人も無効の宣言の申請をすることができ、次の場合を除き、登録官又は裁判所の何れかに行うことができる。
 - (a) 問題の商標に関する手続が裁判所で係属中の場合は、申請は、裁判所にしなければならない。及び
 - (b) その他の場合において申請が登録官になされる場合は、登録官は、手続の何れの段階でも申請を裁判所に付託することができる。
- (6) 第7条(7)に違反したという理由で商標登録の無効の宣言を求める申請は、次のうち何れか早い方から5年の経過後は行ってはならない。
 - (a) 登録手続の完了日、又は
 - (b) 登録出願人又はその前権利者による商標の使用がシンガポールにおいて公知となった日ただし、当該申請人が、商標登録が悪意で出願されたことを示した場合はその限りでない。
- (7) 第8条(3)若しくは(4)に定める条件が適用される先の商標があるという理由による、商標の登録無効の宣言の請求は、
 - (a) 2004年7月1日以降5年間又は登録手続の完了日から5年間のいずれかのうち遅い日以降には、提出することができない。ただし、宣言の請求人が次を示した場合はその限りではない。
 - (i) 後の商標の登録が悪意で出願されたこと、又は
 - (ii) 後の商標が使用されたことがないこと、並びに
 - (b) 後の商標が、先の商標がシンガポールで周知商標になる前に出願された場合は認められない。ただし、宣言の請求人が後の商標が悪意で出願されたことを示すことができる場合はその限りではない。
- (8) 後の登録の商標が悪意で出願されたか否かを判断する場合は、後の商標出願人が出願をするときに先の商標を知っている又はそう信じる理由が有るか否かを考慮する。
- (9) 無効の理由が商標が登録された商品又はサービスの一部についてのみ存在する場合は、当該商標は、当該商品又はサービスに関してのみ無効を宣言される。
- (10) 商標登録が何らかの範囲まで無効を宣言された場合は、登録は、その範囲において初めからなされなかったとみなされるが、これは過去となった及び終了した取引には影響しない。

(6) 未登録周知商標の保護

「周知商標」は、商標法第2条で定義されており、いずれも「シンガポール国内において」周知であることが求められる。相対的拒絶理由（商標法第8条）でも、先の商標が周知である場合は登録できないとあるが（商標法第8条(3)(4)）、いずれもシンガポール国内での周知性が求められている。なお、シンガポール国内で周知になる前に出願された場合、その出願が悪意によるものであるかが考慮される（商標法第8条(5)(6)）。

第2条 解釈

(1) 本法において、文脈上他に要求されない限り、
(略)

「周知商標」とは、

(a) シンガポールにおいて周知の登録商標、又は

(b) シンガポールにおいて周知でありかつ、次の者の未登録商標をいう。

(i) 締約国の国民、又は

(ii) そのような国に居住する者又は現実かつ実際に工業的又は商業的な企業を有する者

当該者がシンガポールにおいて事業を営んでいるか否か又はのれんを有しているか否かは問わない。

(中略)

(7) (8)に従うことを条件として、本法の適用上、商標がシンガポールで周知であるかどうかの決定に際し、次の事実を含め、その商標が周知であるという推測ができるすべての事実を考慮するものとする。

(a) シンガポールにおいて公衆の、関連する分野で当該商標が知られている或いは認知されている度合い

(b) 次の継続期間、規模及び地理的範囲

(i) 商標の使用、又は

(ii) 当該商標が使用されている商品またはサービス³³³に関する広告、宣伝、若しくは展示会又は取引会での表示を含む、商標の普及促進。

(c) 商標が使用されている若しくは認知されている国又は領土における、登録商標の出願又は登録、並びに当該の出願又は登録の継続期間

(d) 何れかの国又は領土において、商標における権利の成功裏の実施、及び商標がその国又は領土の管轄当局により周知であると認識されている範囲

(e) 商標に関連する価値

(8) ある商標が、シンガポールにおいて、公衆の関連分野において周知であると決定された場合は、当該商標はシンガポールにおいて周知であるとみなされる。

(9) (7)、(8)における「シンガポールにおける公衆の関連分野」は、次を含める。

(a) 商標が使用されている商品またはサービスの、シンガポールにおけるすべての実際の顧客及び潜在的な顧客

(b) 商標が使用されている商品またはサービスの配布に関わるシンガポールにおけるすべての人

(c) 商標が使用されている商標またはサービスの販売に関わるシンガポールにおけ

³³³ 原文ママ。「サービス」の誤りだと思われる。

るすべての事業と企業。

第8条 登録拒絶の相対的理由

(略)

- (3) 商標登録出願が2004年7月1日より前になされ、当該商標が、
 - (a) 先の商標と同一又は類似のもの、及び
 - (b) 先の商標の保護の対象である商品又はサービスとは類似しない商品又はサービスについて登録しようとする後の商標は、次の場合は登録されない。すなわち、
 - (i) 先の商標がシンガポールで周知である場合
 - (ii) 後の商標の登録を求める商品又はサービスに関する後の商標の使用が、その商品又はサービスと先の商標の所有者との関係を示すと思われる場合
 - (iii) 当該使用を理由に、公衆の側に混同を生じる虞がある場合、及び
 - (vi) 先の商標の所有者の利益が当該使用により損なわれる虞がある場合
- (4) (5)に従うことを条件として、2004年7月1日又はその以降に提出された登録出願において、商標の全体又はその重要な部分が先の商標と同一又は類似する場合は、後の商標は、次の場合において登録されない。
 - (a) 先の商標がシンガポールにおいて周知であり、かつ
 - (b) 後の商標が使用する商品若しくはサービスは、
 - (i) 先の商標の所有者とこれらの商品、サービス間の関係を示すことができ、且つ先の商標の所有者の利益を損害する虞がある場合、又は
 - (ii) 先の商標がシンガポールで公衆にとって周知である場合は、
 - (A) 不正な方法で先の商標の識別的な特徴を希釈させる、又は、
 - (B) 不正に先の商標の識別的な特徴を利用する。
- (5) 商標登録出願が先の商標がシンガポールで周知になる前に提出された場合は、当該商標の出願は、(4)によりその登録を拒絶されないが、当該出願が悪意であることを示す場合はその限りではない。
- (6) 商標の出願が悪意によるものか否かについて判断する場合は、当該出願人が出願時に先の商標の存在を知っている又はそう信じる理由があるか否かを考慮する。

1.1.8 審査の運用その他

(1) 出願から登録までの期間

出願から登録までの期間は、2017年度の調査³³⁴では、特許が平均で4.2年となっている。実用新案、意匠及び商標に関しては、情報を得ることができなかった。

(2) 審査官の人数

特許及び実用新案の審査官の人数は、2016年で102名であった。意匠及び商標の審査官に関しては、情報を得ることができなかった。

表3 審査官の人数

	特許 ³³⁵	意匠	商標
2015年	—	—	—
2016年	102	—	—
2017年	—	—	—

(3) 審査ガイドライン

ガイドライン又は審査マニュアルは、特許及び商標について設けられている。

特許については、ガイドライン及びマニュアルが公開されている（下記参照）。意匠については、ガイドラインやマニュアル等は公開されていないが、特定のトピックに対し「Information Note」が公開されている³³⁶。商標は、「Trade Marks Work Manual」が公開されており、IPOSのウェブサイトから章ごとに参照できるようになっている³³⁷。

- ・ Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS³³⁸
- ・ Patents Formalities Manual³³⁹
- ・ Trade Marks Work Manual

³³⁴ 日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部「シンガポール知的財産庁が提供する産業財産権データベースの調査報告」2018年3月、p.112、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/sg/ip/pdf/search_ip_communique2017.pdf [最終アクセス日: 2019年1月21日]

³³⁵ WIPO「WIPO IP Statistics Data Center」(URL: <https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm>)より“11 - Number of examiners by office”をキーとして“Total count by filing office”で統計値を検索した結果に基づく。[最終アクセス日: 2019年1月24日]

³³⁶ 「Guidelines and Useful Information」IPOSウェブサイト内 URL: <https://www.ipos.gov.sg/resources/design> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

³³⁷ URL: <https://www.ipos.gov.sg/resources/trade-mark> [最終アクセス日: 2019年1月24日] のページから、「Guidelines and Useful Information」のタブを開くと、項目の一つとして「Trade Marks Work Manual」が章ごとに参照できるようになっている。更新日は章ごとに異なる。

³³⁸ 「Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS」(2017.10.30) IPOSウェブサイト内 URL: https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2017-oct.pdf [最終アクセス日: 2019年1月21日]

³³⁹ 「Patents Formalities Manual」(2018.11.1) IPOSウェブサイト内 URL: https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/infopacks/patents-formalities-manual_1-nov-2018.pdf [最終アクセス日: 2019年1月24日]

(3) 審査の質について



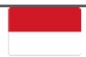















審査の質の管理については、情報を得られなかった。

(4) ASPEC・PPHの利用状況

ASPECの利用状況は下記に示すように、シンガポールでは、2018年2月時点で231件の出願でASPECが利用されている。

STATISTICS – As of 20 February 2018

*Pending complete first AMS Office data. Total of 316 ASPEC requests submitted.

		2nd AMS									
											
		BN	KH	ID	LA	MY	PH	SG	TH	VN	
1st AMS		BN									
		KH									
		ID				4			6	1	
		LA									
		MY			1				17	9	
		PH			1		1		1	9	3
		SG			9		84	10		85	43
		TH									
		VN								1	

Average pendency rate to first office action after ASPEC request¹: 7.0 months

Number of ASPEC requests with a first or final office action: 209

Allowance rate at final decision: 100%

¹Only ASPEC requests where an office action had been issued are included

図 8 ASPEC の利用状況³⁴⁰

また、2017年12月末時点でPPHの利用件数は、通算163件であった³⁴¹。

³⁴⁰ 「ASEAN Patent Examination Cooperation (ASPEC) Statistics STATISTICS – As of 20 February 2018」 ASEAN Intellectual Property Portal ウェブサイト内、URL: <https://www.aseanip.org/Statistics/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

³⁴¹ 「Patent Prosecution Highway Portal Site 統計情報」2017年12月末時点、JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/statistics.html> [最終アクセス日: 2019年3月1日]

(5) シンガポール知的財産庁における各種システムについて

各システムの有無は以下のとおりである³⁴²。審査官用 DB 及び庁内事務処理システムに関しては、情報を得られなかった。

表4 システムの有無

	特許	意匠	商標
ユーザー用検索 DB	○	○	○
審査官用 DB	—	—	—
庁内事務処理システム	—	—	—
電子出願システム	○	○	○

ユーザー用 DB については、IP2SG³⁴³という、IPOS の電子サービス用ポータルサイトから特許、意匠及び商標のそれぞれについてアクセス可能となっている。電子出願も IP2SG からログインして行うことができる。

³⁴² 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

³⁴³ 「IP2SG」 URL: https://www.ip2.sg/RPS/RPSLogin/SPLLogin.aspx?ReturnUrl=%2f_layouts%2fAuthenticate.aspx%3fSource%3d%252FRPS%252FRPSLogin%252FSPHome%252Easpx&Source=%2FRPS%2FRPSLogin%2FSPHome%2Easpx [最終アクセス日: 2019年1月24日]

1.2 五庁及びWIPO等からシンガポールへの支援施策

1.2.1 知的財産制度の整備支援

(1) 支援主体：日本

- 意匠の国際登録のためのハーグ制度に関するワークショップ（WIPO Japan FIT）
（2014年度、シンガポール）（2014年9月18日～19日）³⁴⁴

(2) 支援主体：米国

該当情報なし。

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム>* <ASEAN6 共通>（2018年度活動）³⁴⁵

- Activity 3. 商標実体審査のASEAN共通ガイドラインの更新（Updating mechanism of ASEAN Common Guidelines on Substantive Trademark Examination）
- Activity 4. 意匠のグラフィカル表現の収束に関する実現可能性調査（Feasibility study relating to the convergence on graphical representations of designs）
- Activity 5. ASEAN地域商標登録システムの実現可能性研究（Feasibility study of an ASEAN regional trademark registration system）
- Activity 8. マドプロとハーグ協定のASEAN加盟国への加盟前及び加盟後の実地訓練（Pre-accession and post-accession on-the-job training to ASEAN Member States on Madrid and Hague）
- Activity 9. シンガポール商標法条約の加盟と実施勧告に関する評価研究（Evaluation study on the accession and recommendations on implementation of the Singapore Treaty on the Law of Trademarks）
- Activity 11. マドリッドプロトコル及びハーグ協定に関する小冊子及びワークショップ（Elaboration of booklets and workshops on the Madrid Protocol and the Hague Agreement）

**ARISE Plus* 知的財産権（*ARISE + IPR*）プログラム³⁴⁶

欧州連合（EU）の *Enhanced ASEAN Regional Integration Support* 又は *ARISE Plus* の下にあるコンポーネントの1つである。5年間で5,500万ユーロの *ARISE + IPR* プログラムは、知的財産協力を通じて地域統合を支援する。また、国際的ベストプラクティス、標準、ASEAN知的財産権行動計画2016-2025の戦略目標に沿って、創作、保護、活用、管理及び執行のためのIPシステムのアップグレードを目指す。*ARISE + IPR* はEUによ

³⁴⁴ 「専門家派遣、ワークショップ等の開催」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops13.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

³⁴⁵ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPRウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

³⁴⁶ 「Arise+ IPR」ARISE+ IPRウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

って資金提供され、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) によって実施されている。このプログラムの実施期間は2018年1月1日から60ヶ月である。

<IP KEY SOUTH EAST ASIA>* <ASEAN6 共通> (2018年活動) ³⁴⁷

- Activity 1. 地理的表示 (GIS) の保護強化に関する研究 (STUDY ON THE ENHANCED PROTECTION OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS (GIS))
- Activity 4. 欧州の地理的表示に関するスタディビジット (STUDY VISIT ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS IN EUROPE)
- Activity 5. 植物品種に関する研究 (STUDY VISIT ON PLANT VARIETIES)
- Activity 6. 植物品種保護のための国際連合に関するカンファレンス (CONFERENCE ON THE INTERNATIONAL UNION FOR PLANT VARIETY PROTECTION)
- Activity 8. 最新の特許保護制度に関するカンファレンス (CONFERENCE ON MODERN PATENT PROTECTION REGIMES)
- Activity 12. 地理的表示のコントロールと執行に関する研究 (STUDY ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS CONTROL AND ENFORCEMENT)
- Activity 15. 地理的表示の重要性に関するカンファレンス (CONFERENCE ON THE IMPORTANCE OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS)
- Activity 21. 特許審査のための地域共通ガイドラインの開発支援 (SUPPORT FOR THE DEVELOPMENT OF REGIONAL COMMON GUIDELINES FOR THE EXAMINATION OF PATENTS)

*IP Key South East Asia (IP Key SEA) ³⁴⁸

欧州委員会 (EC) によって指示され、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) によって実施されている。各国の知的財産分野の特定の課題に取り組むことを支援することによって、EUの利益を支援するように設計されている。IP Key SEAは、この地域における知的財産権保護と知的財産権の執行を支援し、国際的な貿易相手国、特にEU企業やイノベーターへの市場アクセスを促進することを目的としている。

<ECAP III Phase II>* <ASEAN6 共通> (2012~2017年) ³⁴⁹

- Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)
 - Activity 1. 品質登録サービス (Quality Registration Services) ³⁵⁰
 - ASEAN 商標審査官による商標の実体審査ガイドラインの作成/更新のための支援

³⁴⁷ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」 IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

³⁴⁸ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA」 IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

³⁴⁹ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

³⁵⁰ 「Quality Registration Services」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/quality-registration-services> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

(2014～2015年)

－ASEAN 知財庁における意匠の審査・登録に関するガイドラインの作成／更新のための支援 (2015年)

●Component II. 法的・政策的枠組み (Legal and Policy Frameworks)

Activity 1. マドリッドシステム－商標の国際登録 (Madrid System – International Registration of Marks) ³⁵¹

－ASEAN 加盟国に対するマドリッドプロトコルへの加盟準備の支援 (職員への実地訓練を含む) (2013～2015年)

－ASEAN の利害関係者を対象としたマドリッド制度を通じた商標の保護に関する広報イベントの開催 (2014年)

Activity 2. ハーグシステム－意匠の国際登録 (Hague System – International Registration of Industrial Designs) ³⁵²

－ASEAN 加盟国に対するハーグ協定への加盟の法的・技術的な影響に関する助言 (2014年)

－ASEAN の利害関係者を対象としたハーグシステムを通じた意匠の保護に関する普及活動 (2014年)

●Component IV. 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 2. ASEAN 知財庁間での情報共有とプラクティスの収束 (Information Sharing and Convergence of Practices among ASEAN IP Offices) ³⁵³

－AMSs における商標・意匠の出願要件ならびに地理的表示の保護制度に関する情報更新 (2014～2015年)

－ビジネス界への商標・意匠サービスの改善・促進するための革新的な取組みに関する ASEAN 知財庁のための情報共有活動 (2014～2015年)

－ASEAN 知財庁が採用する可能性がある共通プラクティスについての提案を展開・議論 (2014～2015年)

*ECAP/III (EU-ASEAN Project on the Protection of Intellectual Property Rights) ³⁵⁴

2009年に調印された融資契約において、EU (欧州連合) 及びASEAN 事務局によって承認された。フェーズIは、2010年及び2011年に欧州特許庁 (EPO) によって実施された。2012年、EUとASEANは、ASEAN IPR 行動計画2011-2015に従って再調整されるように、プロジェクトの内容を見直した。欧州連合知的財産庁 (EUIPO) は、改訂された予定内にフェーズIIの実施を委託された。プロジェクトの変更は、2012年9月にEU

³⁵¹ 「Madrid System for the International Registration of Marks」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/madrid-system-international-registration-marks> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

³⁵² 「Hague System for the International Registration of Industrial Designs」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/hague-system-international-registration-industrial-designs> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

³⁵³ 「Information Sharing and Convergence of Practices among ASEAN IP Offices」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-sharing-and-convergence-practices-among-asean-ip-offices> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

³⁵⁴ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

とASEANが調印したEU-ASEAN融資契約の補遺で承認された。

(4) 支援主体：中国

該当情報なし。

(5) 支援主体：韓国

●WIPO アジア・太平洋地域セミナー<ASEAN6 共通> (2016年10月25～27日)³⁵⁵

－韓国知的財産庁 (KIPO) の国際知識財産研修院 (IIPTI) は、WIPO と共同で、ブータン、インド、マレーシア、ラオス等のアジア・太平洋地域 12 か国の知的財産権政策担当者及び関係者 24 人、WIPO 関係者、国内参加者を対象に、「能力に基づいた教育と特許審査制度の診断を通じた特許行政効率性の向上」をテーマとして、各国の知的財産戦略と優秀事例を共有し、深みのある討論の機会を設けた。

●WIPO アジア・太平洋地域セミナー<ASEAN6 共通> (2015年11月23日～26日)³⁵⁶

－KIPO の国際知識財産研修院 (IIPTI) は、WIPO と共同で、マレーシア、ミャンマー、シンガポール等のアジア・太平洋地域 12 か国の知的財産権政策担当者及び関係者 22 人、WIPO 関係者、国内参加者を対象に、「プロジェクト基盤のアプローチ法及び成果志向型管理を通じた知的財産開発計画の効果的な実行」をテーマにセミナーを開催した。このセミナーを通じて各国の知的財産戦略と優秀事例を発表し、2016年から2025年までのASEAN IP 戦略計画の効果的な実行に向けて踏み込んだ討論を展開する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IP と公共政策との戦略的な連携、国家 IP 戦略の樹立など IP 専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関する有用な情報を提供した。

(6) 支援主体：WIPO

該当情報なし。

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

³⁵⁵ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」 p.426、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

³⁵⁶ 「2015年度 知的財産白書 (2016年発行) (KIPO)」 p.141～145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

1.2.2 人材育成支援

(1) 支援主体：日本

- 人材育成協力（WIPO Japan FIT 及び JICA 技術協力プロジェクト等のスキーム活用）（専門家派遣（JPO 職員））（2017 年度）³⁵⁷
 - －2017 年度は、インドネシア、ベトナム、タイ、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ウズベキスタン、モロッコ、ジンバブエ、ボツワナに職員を派遣し、効果的な知的財産権の保護、審査能力の向上、商標審判制度、知財マネジメント人材育成、及び適切な業務処理等をテーマに講義を行った。
- 特許審査品質向上支援（長期専門家派遣）（2017 年）³⁵⁸
- 人材育成協力（WIPO Japan FIT 及び JICA 技術協力プロジェクト等のスキーム活用）（専門家派遣（JPO 職員））（2016 年度）³⁵⁹
 - －2016 年度は、インドネシア、シンガポール、インド、マレーシア、ミャンマー、モロッコ、ジンバブエ、モザンビークに職員を派遣し、非伝統的商標の保護、効果的な知的財産権の保護、審査能力の向上、知財マネジメント人材育成、及び適切な業務処理等をテーマに講義を行った。
- 特許実務指導（電気・情報分野）（2016 年度）³⁶⁰
- 人材育成協力（WIPO Japan FIT 及び JICA 技術協力プロジェクト等のスキーム活用）（専門家派遣（JPO 職員））（2015 年度）³⁶¹
 - －2015 年度は、シンガポール、カンボジア、ミャンマー、ベトナムに職員を派遣し、適正な審査実務・業務処理、効果的な知的財産権の保護、及び国際登録出願条約への加盟・活用促進等をテーマに講義を行った。
- 特許実務指導（マテリアル分野）（特許審査官派遣）、ISA/IPEA 稼働開始支援（審査官派遣）（2015 年度）³⁶²
- 特許実務指導（情報通信技術分野）（特許審査官派遣）、人材育成スキーム構築支援（専門家派遣）（2014 年度）³⁶³

³⁵⁷ JPO「特許行政年次報告書 2018 年版〈本編〉」p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

³⁵⁸ JPO「特許行政年次報告書 2018 年版〈本編〉」p.276、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

³⁵⁹ JPO「特許行政年次報告書 2017 年版〈本編〉」p.331、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

³⁶⁰ JPO「特許行政年次報告書 2017 年版〈本編〉」p.293、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

³⁶¹ JPO「特許行政年次報告書 2016 年版〈本編〉」p.345、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

³⁶² JPO「特許行政年次報告書 2016 年版〈本編〉」p.310、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

³⁶³ JPO「特許行政年次報告書 2016 年版〈本編〉」p.310、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

<途上国人材育成研修（短期招へい研修：1～3週間）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員）>³⁶⁴

- JPO-IPR 研修／意匠実体審査コース<ASEAN6 共通>（2018年度）（2018年9月3～14日）
- JPO-IPR 研修／特許審査基準コース<ASEAN6 共通>（2018年度）（2018年10月15～19日）
- JPO-IPR 研修／審判コース<ASEAN6 共通>（2018年度）（2019年2月14～20日）

（2）支援主体：米国

- USPTO と IPOS 間の初の上級審査官研修プログラム（2017年5月）³⁶⁵
 –IPOS のチームリーダーと管理スタッフは、米国特許商標庁（USPTO）の特許管理者が採用するリーダーシップスキルと管理手法について学んだ。
- IP オフィス管理に関する ASEAN-USPTO ワークショップ（ASEAN-USPTO Workshop on IP Office Administration Part IV Management & Commercialization of IP）（2017年8月14～18日、USPTO）
- ASEAN 諸国のためのマドリッドプロトコル研修（Madrid Protocol Training for ASEAN Countries）<ASEAN6 共通>（2013年11月4～7日、シンガポール）³⁶⁶

（3）支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通>（2018年度活動）³⁶⁷

- Activity 8. マドプロとハーグ協定のアセアン加盟国への加盟前及び加盟後の実地訓練（Pre-accession and post-accession on-the-job training to ASEAN Member States on Madrid and Hague）

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通>（2018年活動）³⁶⁸

- Activity 19. EPO の特許に関するトレーナーの研修プログラムのサポート（SUPPORT FOR THE TRAIN THE TRAINERS PROGRAMME ON PATENTS OF THE EUROPEAN PATENT OFFICE (EPO)）

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通>（2012～2017年）³⁶⁹

- Component I. 管理と施行（Administration and Enforcement）

³⁶⁴ 「2018年度途上国人材育成研修」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

³⁶⁵ 「Annual Report Archive 2017/2018」p.30、IPOS ウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/publications/archive> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

³⁶⁶ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

³⁶⁷ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euipeof.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

³⁶⁸ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

³⁶⁹ 「About ECAP/ECAP III Phase II」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

Activity 1. 品質登録サービス (Quality Registration Services) ³⁷⁰

- －ASEAN 知財庁のためのベストプラクティスに関する参考資料作成 (商標・意匠出願の処理における品質管理を含む) (2013年)
- －商標・意匠審査に関する ASEAN 知財庁職員への研修 (2013～2015年)

(4) 支援主体：中国

- 中国－ASEAN 知的財産管理・活用セミナー (China-ASEAN Intellectual Property Management and Utilization Seminar) <ASEAN6 共通> (2017年7月、中国・北京) ³⁷¹
 - －中国国家知的財産局 (SIPO) は、知的財産制度とベストプラクティスに関して、中国と ASEAN との間で相互理解を促進した。
- アジア地域 IP セミナー (Asian Regional IP Seminar) <ASEAN6 共通> (2017年11月) ³⁷²
- 中国－ASEAN 特許審査研修・ワークショップ (2016 China-ASEAN Training Workshop on Patent Examination) <ASEAN6 共通> (2016年9月) ³⁷³
- 開発途上国 (ASEAN 含む) 向け研修・ワークショップ<ASEAN6 共通> (IP 職員受入) (2016年) ³⁷⁴
 - －SIPO は、開発途上国向けに7つの研修・ワークショップを開催し、46か国・地域の118名のIP職員を招へいた。アフリカ地域知的所有権機関 (ARIPO)、アフリカ知的所有権機関 (OAPI)、ASEAN 事務局及び ASEAN 加盟国、湾岸協力会議などからIP職員が参加した。
- ASEAN 加盟国への中国特許文書知識及び活用に関する研修セミナー (Training Seminar on Chinese Patent Documentation Knowledge and Utilization) <ASEAN6 共通> (2015年) ³⁷⁵
- 中国－ASEAN IP 研修プログラム<ASEAN6 共通> (IP 職員受入) (2014年) ³⁷⁶

³⁷⁰ 「Quality Registration Services」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/quality-registration-services> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

³⁷¹ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79, 94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

³⁷² 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

³⁷³ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

³⁷⁴ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

³⁷⁵ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

³⁷⁶ 「中国国家知的財産権局 2014年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

－ASEAN 諸国の 20 人の上級 IP 職員を招へいした。

(5) 支援主体：韓国

●WIPO－韓国 FIT プロジェクト<ASEAN6 共通> (招へい研修) (対象者：知財庁及びその関係機関の職員、民間の知財専門家及び政府系職員) (2004 年～毎年)³⁷⁷

－KIPO は、2004 年以降、WIPO Korea Funds-In-Trust (FIT) により途上国を支援する KIPO-WIPO プロジェクトを実施している。KIPO は毎年、特許法、商標法、知的財産権に関する研修を行うため、審査官や知的財産権の専門家を途上国から招へいしている。2017 年には 17 人が特許法コースに参加し、19 人が商標法コースに参加した。2017 年 7 月に、WIPO が提供する一般公開コースである IP サマースクールが韓国・大田で開催された。2017 年は合計 15 人の学生が参加した。また、知的財産の重要性を子供達に教えるため、英語、スペイン語、フランス語などのいくつかの言語で翻訳された教育アニメーション「Getting Creative With Pororo」を開発した。

●国際セミナー・研修<ASEAN6 共通> (毎年実施)^{378, 379, 380}

－KIPO の国際知識財産研修院 (International Intellectual Property Training Institute: IIPTI) は、WIPO 及び海外知財権教育機関との協力強化を通じて途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。WIPO との協力プログラムとしては、国際知識財産研修院 (IIPTI) 開院以来毎年実施されている「WIPO アジア・太平洋地域セミナー」、「WIPO－KOREA IP サマースクール」を始め、多数の共同教育課程があり、その他にも毎年 2～3 つの韓国国際協力団 (Korea International Cooperation Agency: KOICA) グローバル研修プログラム (CIAT) を誘致して運営し、独自の途上国向けオーダーメイド型知的財産教育を提供するなど国際教育分野における様々な取り組みに力を入れている。

³⁷⁷ 「2017 Annual Report」 p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

³⁷⁸ 「2017 Annual Report」 p.70～71、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

³⁷⁹ 「2016 年度 知的財産白書 (2017 年発行) (KIPO)」 p.140～144、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

³⁸⁰ 「2015 年度 知的財産白書 (2016 年発行) (KIPO)」 p.141～145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

Schedule for International Training Courses in 2017				
Program	Course Title	Contents	Dates (in 2017)	Number of participants
WIPO Program(5)	WIPO Patent Law, Patent Examination Course	Training on Korea's patent system and patent examination practice	5. 15-5. 26	17
	WIPO Asia Pacific Regional Conference	OJT for Mongolian Patent examiners	6. 21-6. 23	22
	WIPO Enhancing Developmental Country's PCT Ability Course	Training on Korea's trademark system and trademark examination work	7. 3-7. 7	16
	WIPO-Korea IP Summer School	OJT for Uzbekistan Trademark examiners	7. 10-7. 21	26
	WIPO Trademark Law, Trademark Examination Course	IP education for university students and young adults	11. 13-11. 21	19
KOICA Program(2)	KOICA Creative Invention Course	Training on creative invention promotion policies	3. 16-4. 5	18
	KOICA IP System Course	Training on understanding of Korea's patent policies and industrial site visits	8. 31-9. 20	20
Customized Program(4)	China Hubei Province Patent Examiner Course	Visiting Invention Education Center and Operating Invention Education Course	3. 13	21
	Saudi Arabia Patent Examiner Course	Searching method for examinations and case studies	10. 16-10. 19	4
	The UAE Preliminary Examiner Demonstration Course	Educating Patent Examination and Classification By Dispatching Instructor	10. 23-10. 24	66
	Vietnam Patent Examiner Course	Introduction to Korea's Patent Act and examination system	12. 5-12. 8	8
Total	11 Courses			237

出典：2017 Annual Report (KIPO) ³⁸¹

(6) 支援主体：WIPO

<WIPO 「Technical Assistance Database」 から得られた情報>³⁸²

- 特許審査の職能に基づく学習の管理ツールと、ASPEC 審査官研修プロジェクト IPET の協議に関するリージョナルワークショップ (Regional Workshop on Tools for Competency-based Learning Management on Patent Examination and Consultations on ASPEC Examiner Training Project IPET) <ASEAN6 共通> (2017年11月、マレーシア)
- 知的財産庁による効果的な知的財産活動とコミュニケーション活動の計画と実施に関するリージョナルワークショップ (Regional Workshop on Planning and Implementation of Effective IP Outreach and Communication Activities by IP Offices) <ASEAN6 共通> (2017年8月、シンガポール)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

<豪州-ASEAN> <ASEAN6 共通>

- 地域特許審査研修プログラム (WIPO) ^{383, 384}

³⁸¹ 「2017 Annual Report」 p.71、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

³⁸² 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

³⁸³ 「Global engagement」 IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

³⁸⁴ 「Regional patent examination training」 IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/ab>

—PCT サーチ・審査にフォーカスした海外特許庁向けの包括的なオンライン特許審査研修 (Regional patent examination training: RPET) プログラム。RPET は、ASEAN-Australia-NewZealand 自由貿易協定 (AANZFTA) 経済協力作業計画の下で、世界知的所有権機関 (WIPO) の支援を受けて実施されている。

1.2.3 情報化支援

(1) 支援主体：日本

●IT インフラ整備協力<ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT) ³⁸⁵

—ASEAN 諸国における審査の効率化と質の向上に寄与する IT インフラ整備を支援するため、WIPO ジャパンファンドを通じてプロジェクトを実施している (ASEAN 各庁における出願書類等の紙書類の電子化支援、ワークフロー最適化支援、新興国向け IT システムの開発支援、WIPO-CASE 機能向上、ASEAN 各庁の公報データを一括参照可能とする ASEAN 知財情報のポータルである ASEAN PATENTSCOPE の構築支援、IT 人材育成のためのワークショップ等の開催、WIPO-CASE を活用した ASEAN 審査協力プログラムの促進等。)

●JPO の審査関連情報の提供<ASEAN6 共通>³⁸⁶

—日本国特許庁 (JPO) の審査関連情報を提供する「高度産業財産ネットワーク (AIPN : Advanced Industrial Property Network)」を海外の知的財産庁に提供している。

●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE リージョナルワークショップ<ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT) (2018 年度、シンガポール) ³⁸⁷

—2018年3月にシンガポールにて、ASEAN 諸国及びモンゴルの知財庁から3~4名、計40名程度が参加し、各知財庁の IT システムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。

●WIPO-CASE を利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ<ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT) (2016 年度、シンガポール) ³⁸⁸

—2017年3月にシンガポールにて、ASEAN 諸国、モンゴル、パプアニューギニアの各知財庁から3、4名、計50名程度が参加し、各知財庁の IT システムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。

●WIPO-CASE を利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ

out-us/global-engagement/regional-patent-examination-training [最終アクセス日: 2019年1月24日]

³⁸⁵ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.317、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

³⁸⁶ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.317、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

³⁸⁷ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.313、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

³⁸⁸ JPO「特許行政年次報告書2017年版<本編>」p.333、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

<ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT) (2015 年度、シンガポール) ³⁸⁹

—ASEAN 諸国の特許庁職員を対象に、ASEAN 諸国特許庁の IT システムの向上の支援を目的として、2016 年 3 月にシンガポールにて開催され、ASEAN 諸国の各特許庁から 3、4 名程度が参加した。

- アセアン特許審査協力プログラム等を促進するための IT システム技術要件に関するワークショップ (WIPO Japan FIT) (2014 年度、シンガポール) (2014 年 7 月 16 日～17 日) ³⁹⁰

<途上国人材育成研修 (短期招へい研修 : 1～3 週間) (対象者 : 民間の知財専門家及び政府系職員) > ³⁹¹

- JPO-IPR 研修/情報化コース<ASEAN6 共通> (2018 年度) (2018 年 12 月 17 日～2018 年 12 月 20 日)

(2) 支援主体 : 米国

該当情報なし。

(3) 支援主体 : 欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通> (2018 年度活動) ³⁹²

- Activity 1. 商標と意匠 (特にフロントオフィス、CESTO、及びユーザー満足度調査 (USS)) の管理のための IP ツール統合のサポート (Support in the integration of IP tools for the management of TM and ID, in particular Front Office, CESTO and User Satisfaction Survey (USS))
- Activity 6. ASEAN TMview、ASEAN DesignView、ASEAN TM Class の更新及びアップグレードにおける AMS サポート (Supporting AMS in updating and upgrading ASEAN TMview, ASEAN DesignView and ASEAN TMClass)
- Activity 10. ASEAN TM class データベースの内容を更新するための技術支援の提供 (Provision of technical assistance to update the content of ASEAN TM class database)

³⁸⁹ JPO 「特許行政年次報告書 2016 年版<本編>」 p.347、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

³⁹⁰ 「専門家派遣、ワークショップ等の開催」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops13.html [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

³⁹¹ 「2018 年度途上国人材育成研修」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

³⁹² 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」 ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018年活動) ³⁹³

- Activity 22. TMVIEW と DESIGNVIEW と EUIPN のツール統合 (TMVIEW AND DESIGNVIEW AND EUIPN TOOLS INTEGRATION)
- Activity 23. 電子出願の IT・法的サポート (IT AND LEGAL SUPPORT FOR E-FILING)

<ECAP III Phase II><ASEAN6 共通> (2012~2017年) ³⁹⁴

- Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)
 - Activity 2. 商標分類ツール (Trade Mark Classification Tool) ³⁹⁵
 - ー商標登録のための商品・役務の ASEAN 共通分類データベースの開発 (2013~2015年)
 - ーASEAN 商標分類データベースの検索可能インターフェースの一般ウェブ公開 (2014~2015年)
- Component III. ブランド開発 (生産部門) (Brand Development (Productive Sector))
 - Activity 3. IP ユーザー向けの情報ツール (Information Tools for IP Users) ³⁹⁶
 - ーASEAN IP ポータルの更なる開発・更新 (収録する情報コンテンツの収集を含む) (2013~2015年)
 - ーASEAN 知財庁の商標・意匠登録に関する情報の検索データベースのツール開発 (2013~2015年)
- Component IV. 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)
 - Activity 1. ASEAN 知財庁の共通ツール (ASEAN IP Offices Common Tools) ³⁹⁷
 - ー商標・意匠の管理業務の効率化とサービス品質向上のために、ASEAN 知財庁が共通して使用できる IP 管理及び情報ツールの開発 (2013~2015年)

(4) 支援主体：中国

- 伝統医学データベース (Traditional Medicine Database) プロジェクト<ASEAN6 共通> (専門家派遣) (2016~2017年) ^{398, 399}
 - ーSIPO は、2016年に伝統医学データベースの専門家グループをカンボジア、フィリ

³⁹³ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

³⁹⁴ 「About ECAP/ECAP III Phase II」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

³⁹⁵ 「Trade Mark Classification Tool」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/trade-mark-classification-tool> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

³⁹⁶ 「Information Tools for IP Users」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-tools-ip-users> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

³⁹⁷ 「ASEAN IP Offices Common Tools」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/asean-ip-offices-common-tools> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

³⁹⁸ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

³⁹⁹ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

ピン、ミャンマーに派遣し、伝統医学データベース分野における中国と ASEAN の協力に関する要旨分析レポートを完成させ、伝統医学の発展における協力を推進した。

- 伝統的知識保護と伝統医学データベース開発を含む課題の情報交換のために ASEAN 諸国へ専門家を派遣<ASEAN6 共通> (専門家派遣) (2015 年) ⁴⁰⁰
- 伝統医学データベースの構築と管理の経験を共有するために SIPO 代表団をマレーシア、タイに派遣<ASEAN6 共通> (専門家派遣) (2014 年) ⁴⁰¹
- 知的財産と伝統的知識と遺伝資源の保護に関する中国－ASEAN セミナー<ASEAN6 共通> (2012 年 9 月 10～12 日、北京) ⁴⁰²
 - －SIPO 局長 Tian Lipu 氏が開会式に出席した。中国と ASEAN 諸国の伝統的な知識と遺伝資源保護システムを促進する。3 日間のセミナーで、参加者は、世界の遺伝資源の保護、伝統的知識の保護の状況、遺伝資源の保護の状況、伝統的な中国医学図書館・世界の伝統医学特許データベース等について意見交換を行った。

(5) 支援主体：韓国

該当情報なし。

(6) 支援主体：WIPO

<WIPO 「Technical Assistance Database」から得られた情報>⁴⁰³

- 知的財産庁ビジネスサービスのデジタル変換に関する WIPO-ASEAN 情報技術ワークショップと ASEAN PatentScope コーディネーター会議 (WIPO-ASEAN Information Technology (IT) Workshop on the Digital Transformation of Industrial Property (IP) Office Business Services and ASEAN PatentScope Coordinator Meeting) <ASEAN6 共通> (2017 年 9 月、インドネシア)
- WIPO-IPAS の展開に関する情報技術研修ワークショップ (Information Technology Training Workshop on the Deployment of WIPO Industrial Property Automation System, and WIPO Publish) (2017 年 1 月、シンガポール)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

⁴⁰⁰ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79～80、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁴⁰¹ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁴⁰² 「田力普出席中国-东盟知识产权与传统知识及遗传资源保护研讨会开幕式并致辞」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020665.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁴⁰³ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 25 日]

1.2.4 その他の支援（普及啓発、模倣品対策、産学連携、民間向け研修等）

(1) 支援主体：日本

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通>（第3回：2016年3月1日、東京）（第2回：2014年5月13日、香港）（第1回：2013年10月22日、東京）^{404, 405, 406, 407}
一日米欧中韓の商標五庁（TM5）の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。
- 「21 世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21）（知財コース）」（JICA 技術協力プロジェクト）（短期専門家派遣）（2014 年度）（2014 年 10 月 13～17 日）⁴⁰⁸
- 「知的財産、技術移転、商業化についてのセミナー」（WIPO Japan FIT）（専門家派遣）（2014 年度、シンガポール）（2014 年 8 月 27 日～28 日）⁴⁰⁹

(2) 支援主体：米国

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通>（第3回：2016年3月1日、東京）（第2回：2014年5月13日、香港）（第1回：2013年10月22日、東京）^{410, 411, 412, 413}
一日米欧中韓の商標五庁（TM5）の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。
- 偽造品の取引に対する知的財産権の執行に関する ASEAN-USPTO アドバンスト・ワークショップ（ASEAN-USPTO ADVANCED WORKSHOP ON ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS AGAINST TRADE

⁴⁰⁴ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴⁰⁵ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁴⁰⁶ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴⁰⁷ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴⁰⁸ 「専門家派遣、ワークショップ等の開催」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops13.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴⁰⁹ 「専門家派遣、ワークショップ等の開催」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops13.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴¹⁰ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴¹¹ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁴¹² 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴¹³ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

IN COUNTERFEIT GOODS) <ASEAN6 共通> (2012年4月18~20日、インドネシア・ジャカルタ) ⁴¹⁴

<USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE) から得られた情報>⁴¹⁵

- サイバー犯罪と知的財産権執行・ワークショップ (Cybercrime and Intellectual Property Rights Enforcement Workshop) (2018年10月15日、シンガポール)
- 知的財産権の国境執行における効果的なプラクティスに関するアジア地域ワークショップ (Asia Regional Workshop on Effective Practices in Border Enforcement of Intellectual Property Rights) (2018年9月11~15日、タイ・バンコク)
- 海賊版コンテンツ及び偽造品のオンライン取引に対する刑事執行に関するASEANワークショップ (ASEAN Workshop on Criminal Enforcement Against Online Trade in Pirated Content and Counterfeit Goods) <ASEAN6 共通> (2018年8月21~24日、タイ・バンコク)
- IPR サイバー対応犯罪に関する卓上演習 (Tabletop Exercise on IPR Cyber-Enabled Crime) (2018年5月7~11日、シンガポール)

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通> (2018年度活動) ⁴¹⁶

- Activity 2. ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 のためのモニタリングシステムと自動報告メカニズムの開発 (Development of a monitoring system and automatic reporting mechanism for the ASEAN IPR Action Plan 2016-2025)
- Activity 7. ASEAN 知的財産アカデミーの実現可能性調査 (Feasibility study on an ASEAN IP Academy)
- Activity 12. クリエイティブ ASEAN への支援 (Support to Creative ASEAN)
- Activity 13. 地理的表示保護 (特に LDC におけるブランド戦略、品質基準、及び管理システムを含む) に関するロービングセミナー (Roving seminars on the protection of GIs, including branding strategies, quality standards and control systems, especially in the LDCs)
- Activity 14. 地理的表示リーフレット及び小冊子の作成 (Development of GI leaflets and booklets)
- Activity 15. ANIEE 地域執行・ワークショップ及び会議の組織化と支援 (Organisation and support for the ANIEE regional enforcement workshop and meeting)

⁴¹⁴ 「ASEAN-USPTO ADVANCED WORKSHOP ON ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS AGAINST TRADE IN COUNTERFEIT GOODS」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/export/sites/www/enforcement/en/activities/pdf/program_jakarta.pdf [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁴¹⁵ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁴¹⁶ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euipeuf.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

- Activity 16. 執行機関のための ASEAN 執行ツールの整備に関するプレゼンテーションと提案 (Presentation and proposal on setting up ASEAN enforcement tools for enforcement agencies)
- Activity 17. 知的財産権の恩恵とビジネス界で利用可能なグローバル IP ツールに関する情報と啓発セッション (Information and Awareness-Raising sessions on the benefits of IP rights and global IP tools available to the business community)

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018 年活動) ⁴¹⁷

- Activity 2. 裁判の円卓会議と仲裁人のためのベストプラクティスの交換 (ROUNDTABLE FOR THE JUDICIARY AND EXCHANGE OF BEST PRACTICES FOR MEDIATORS)
- Activity 3. IPR 執行機関のためのベストプラクティスの交換 (EXCHANGE OF BEST PRACTICES FOR IPR ENFORCEMENT OFFICIALS)
- Activity 7. 東南アジアの裁判官のための円卓会議 (ROUNDTABLE FOR SOUTH EAST ASIA JUDGES)
- Activity 9. 自由貿易協定 (FTA) 交渉と IP ダイアログのための技術的助言と援助 (TECHNICAL EXPERTISE AND ASSISTANCE FOR FREE TRADE AGREEMENT NEGOTIATIONS AND IP DIALOGUES)
- Activity 10. 自由貿易協定 (FTA) 交渉に関連した知的財産権レジームに関する技術的研究 (TECHNICAL STUDIES ON IPR REGIMES IN RELATION TO FREE TRADE AGREEMENT NEGOTIATIONS)
- Activity 11. 自由貿易協定 (FTA) の履行に対する支援 (SUPPORT AND ASSISTANCE FOR THE IMPLEMENTATION OF FREE TRADE AGREEMENTS)
- Activity 13. デジタルワールドにおける不正取引と知的財産権保護に関する研究 (STUDY ON ILLICIT TRADE AND IPR PROTECTION IN THE DIGITAL WORLD)
- Activity 14. 不正取引環境インデックスレポート (ILLICIT TRADE ENVIRONMENT INDEX REPORT)
- Activity 16. 東南アジア IP アカデミーのサポート (SUPPORT FOR SOUTH EAST ASIA IP ACADEMIES)
- Activity 17. 商標・意匠の登録及び執行に関する知財庁のためのロービングセミナー (ROVING SEMINAR FOR IP OFFICIALS ON THE REGISTRATION AND ENFORCEMENT OF TRADEMARKS AND INDUSTRIAL DESIGNS)
- Activity 18. オンラインでの侵害、サイバー犯罪、及び著作権に関する研修 (TRAINING ON ONLINE INFRINGEMENTS, CYBERCRIME AND COPYRIGHT)

⁴¹⁷ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」 IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

- Activity 20. 21世紀の東南アジアにおけるIPサービスと保護の質の向上 (UPGRADING THE QUALITY OF IP SERVICES AND PROTECTION IN SOUTH EAST ASIA IN THE 21ST CENTURY)
- Activity 24. EU及び海峽企業向けのEU商標及びコミュニティデザインに関するロービングセミナー (ROVING SEMINAR ON EU TRADE MARKS AND COMMUNITY DESIGNS FOR EU AND SEA LOCAL COMPANIES)
- Activity 25. 東南アジアIPダイアログパートナーのコーディネーション会議 (SEA IP DIALOGUE PARTNERS COORDINATION MEETING)

<ECAP III Phase II> <ASEAN6共通> (2012~2017年) ⁴¹⁸

- Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)
 - Activity 3. IPR執行に関するASEAN地域行動計画への支援 (Support to the ASEAN Regional Action Plan on IPR Enforcement) ⁴¹⁹
 - －ASEANの執行機関に対するIPR執行のベストプラクティスの特定と文書化(2013年)
 - －ASEANの行政執行機関に対するIPR執行のキャパシティビルディング(トレーナーの養成)(2014年)
 - －ASEANの司法・検察メンバーに対するIPR執行のキャパシティビルディング(2015年)
 - －IPR執行に関するASEAN及び国際的な判例法の検索データベースの開発(2013~2015年)
 - －執行機関、知財庁及び権利者間における知的財産権関連データの交換を容易にするための仕組みの構築(2015年)
- Component III. ブランド開発(生産部門) (Brand Development (Productive Sector))
 - Activity 1. 中小企業の機能強化 (Enhancing SME Capabilities) ⁴²⁰
 - －ASEAN地域内外でのブランドの創設・宣伝・管理・保護のためのIPツールに関するASEAN諸国の中小企業トレーナーの研修(2013年)
 - －ASEAN地域における中小企業のためのブランド関連のIP資産の創設・保護・管理に関する研修資料の開発(2014~2015年)
 - Activity 2. IPプロフェッショナルのキャパシティビルディング (Capacity Building of IP Professionals) ⁴²¹
 - －商標・意匠のアドバイザーと代理人のための専門研修(2014年)
 - Activity 3. IPユーザー向けの情報ツール (Information Tools for IP Users) ⁴²²

⁴¹⁸ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁴¹⁹ 「Support to the ASEAN Regional Action Plan on IPR Enforcement」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/support-asean-regional-action-plan-ipr-enforcement> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁴²⁰ 「Enhancing SME Capabilities」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhancing-sme-capabilities> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁴²¹ 「Capacity Building of IP Professionals」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/capacity-building-ip-professionals> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁴²² 「Information Tools for IP Users」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-to>

—IPR集約型産業のASEAN経済への貢献を評価するための方法論の開発(2014年)
 Activity 4. マーケティングツールとしての地理的表示使用の改良 (Enhanced Use of GIs as a Marketing Tool) ⁴²³

—既存及び潜在的な輸出市場におけるASEAN地理的表示の保護についてのASEAN地域の生産者及び所轄官庁への助言(欧州におけるASEAN地理的表示の登録支援を含む)(2013～2015年)

—ASEAN地理的表示の可視性の促進方法の特定(2013～2015年)

—地理的表示のコントロールに関するベストプラクティスのASEAN内及び他国の生産者の情報交換(2015年)

—ASEAN諸国における地理的表示の保護システムに関する経験の共有(2013年)

Activity 5. クリエイティブASEAN (Creative ASEAN) ⁴²⁴

—創造性の促進における知的財産の役割に関する意識を高めることを目的としたデザインコンペティション

●Component IV : 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 3. ASEAN事務局のIP能力の強化 (Enhanced IP Capacity in the ASEAN Secretariat) ⁴²⁵

—IP政策及び地域調整に対処するためのASEAN事務局の能力の強化

●TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京)

(第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京) ^{426, 427, 428, 429}

—日米欧中韓の商標五庁(TM5)の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回TM5悪意の商標出願セミナーでは、EUIPOからASEANでの悪意の商標出願の事例紹介があった。

(4) 支援主体: 中国

●中国—シンガポール広州ナレッジシティにおける知的財産改革パイロットプログラム (Intellectual Property Reform Pilot Program in the Sino-Singapore Guangzhou

ols-ip-users [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁴²³ 「Enhanced Use of GIs as a Marketing Tool」ECAP3ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhanced-use-gis-marketing-tool> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁴²⁴ 「Creative ASEAN」ECAP3ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/creative-asean> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁴²⁵ 「Enhanced IP Capacity in the ASEAN Secretariat」ECAP3ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhanced-ip-capacity-asean-secretariat> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁴²⁶ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴²⁷ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁴²⁸ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴²⁹ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

Knowledge City) (SIPO-IPOS-広東省政府) (2017年～)⁴³⁰

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京) (第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京)^{431, 432, 433, 434}
 一日米欧中韓の商標五庁(TM5)の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回TM5悪意の商標出願セミナーでは、EUIPOからASEANでの悪意の商標出願の事例紹介があった。

(5) 支援主体：韓国

- K-ブランド説明会及び招へい研修<ASEAN6 共通> (2017年以降予定)⁴³⁵
 ーKIPOは、中国・ASEAN地域の現地政府との協力により、現地の模倣品取り締まり公務員を対象にK-ブランド説明会及び韓国への招へい研修等を実施する計画である。
- APEC1村1ブランド事業 (One Village One Brand Project) <ASEAN6 共通> (APEC事業) (2010年～)^{436, 437}
 ー2010年にAPEC加盟国21及び国際機構やNGO等をソウルに招き、「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。途上国の地域商品のブランド化に向けた支援要請に応じて、2011年4月「APEC1村1ブランド事業 (One Village One Brand Project)」がAPEC承認を受けた。
- 適正技術開発 (Appropriate technology development)、適正技術コンペティション (Appropriate Technology Competition) <ASEAN6 共通> (APEC事業) (2013年～)^{438, 439}
 ー第36回APEC知的財産権専門家会議 (IPEG) (2013年1月)で、韓国は適正技術開発事業モデル発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のためのIP基盤知識シェア議題」を提案して採択された。2013年に、フィリピンで生息するイランイラン

⁴³⁰ 「中国国家知的財産権局2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report)」p.87、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴³¹ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴³² 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁴³³ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴³⁴ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴³⁵ 「2016年度知的財産白書 (2017年発行)」p.629、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

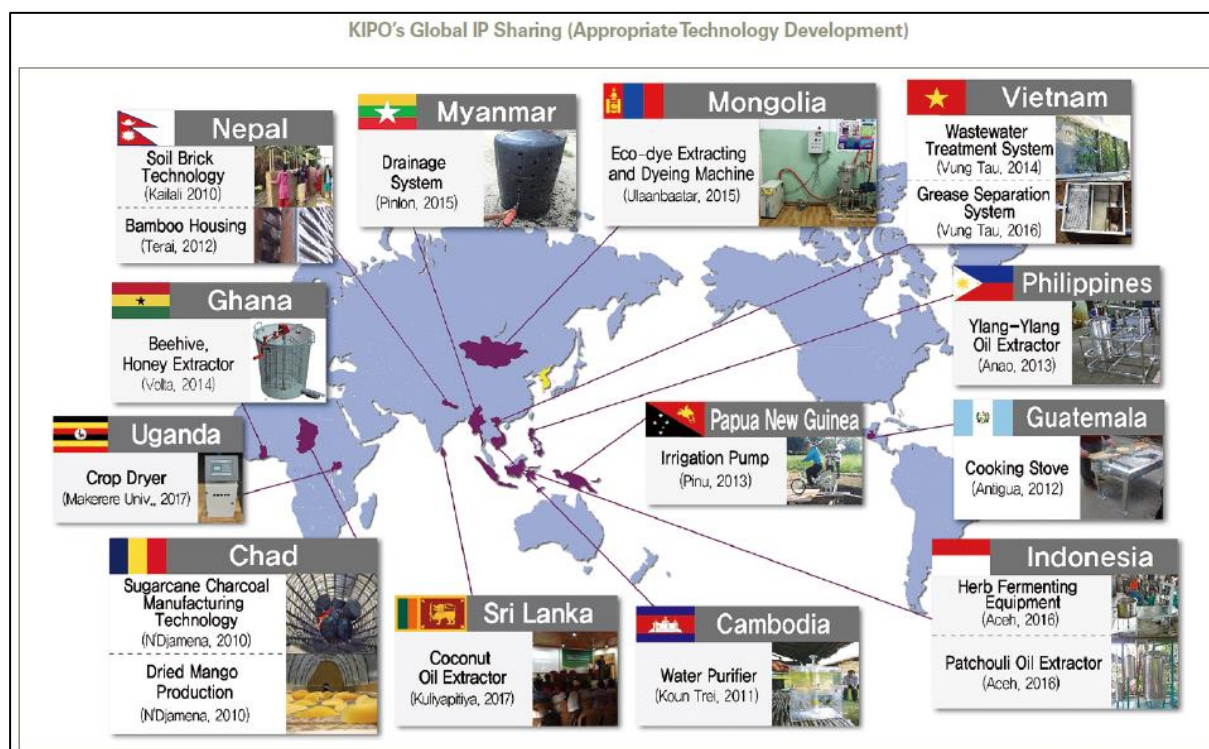
⁴³⁶ 「2016年度知的財産白書 (2017年発行)」p.403、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁴³⁷ 「2017 Annual Report」p.64、KIPOウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁴³⁸ 「2016年度知的財産白書 (2017年発行)」p.404, 434~435、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁴³⁹ 「2017 Annual Report」p.61~63、KIPOウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

木 (Ylang-Ylang Tree) のオイル抽出機を開発した。また、2014年7月に「IP知識シェア：適正技術コンペティション」の開催に成功した。また、2015年には、インドネシアの Flores Bajawa 地域の特産品であるコーヒブランドを開発した。2016年には、ベトナムの適正技術コンペティションに参加した技術が選定された。また、2016年にはインドネシアの DGIP から要請された適正技術とブランド事業が支援対象として選定された。



出典：2017 Annual Report (KIPO) 440

●中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想<ASEAN6 共通> (APEC 事業) (2014~2017年) 441

—第38回APEC知的財産権専門家会議(IPEG)(2014年2月)で、KIPOは「中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想」を提案して承認された。アンケート調査等を通じて中小企業に対する知的財産権支援政策を共有し(2014~2015年)、APEC基金を活用した研究委託を実施して関連政策に対するマニュアルを製作し(2015~2016年)、APECネットワークを活用して希望する加盟国にコンサルティングを提供する(2017年)ことを骨子としている。

●KIPO-WIPO 仲裁調停制度(ADR)セミナー(WIPO)(2016年3月11日、韓国) 442

—KIPOは、WIPOと共同でKIPO-WIPO仲裁調停制度(ADR)セミナーを2016年

440 「2017 Annual Report」p.61、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

441 「2016年度 知的財産白書(2017年発行)(KIPO)」p.404~405、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

442 「2016年度 知的財産白書(2017年発行)(KIPO)」p.436、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

3月11日に韓国知識財産センターで開催した。WIPO 仲裁・調停センター副局長 Ignacio de Castro 氏、WIPO シンガポール仲裁・調停センター事務局長パク・ウナ、仲裁調停に関心のある専門家等の約140人余りが参加し、WIPO 仲裁調停センターと各国特許庁間のADR 協力事項、知的財産管理、国際紛争解決方法について議論された。

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京) (第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京)^{443, 444, 445, 446}
 - 日米欧中韓の商標五庁(TM5)の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回TM5悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。
- 知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ」を開発<ASEAN6 共通> (WIPO・中小企業局協力) (2006~2015年)⁴⁴⁷
 - KIPO は2006~2010年に、国際取引等のビジネス的観点からの知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ (Panorama)」を開発した。2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、6つの国連共用語バージョンを全て完成した。また、タイ語、ベトナム語など17言語でIP パノラマを開発し、世界24言語で普及している。2015年には、IP パノラマ教育内容を基に実際事例を中心に再構成したモバイル知的財産教育コンテンツである「IP パノラマモバイル」を開発し、知的財産教育ポータルIP ディスカバリー (<http://ipdiscovery.net>) を通じて提供している。
- IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業<ASEAN6 共通> (APEC 事業) (2009~2012年)⁴⁴⁸
 - 「IP Xpedite」は、特許情報の検索・分析及び活用等、特許情報に関わる実証的内容に関する知的財産権コンテンツである。APEC 域内各国の知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業」を2009年に実施した。また、後続事業として「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成高級課程」を2010年9月に提案してAPEC から事業承認を得た。APEC 加盟国の知的財産権専門家を対象に、オン・オフライン教育(2011年実施)、及びE-learning コンテンツの開発・普及(2010年実施)を行った。同プログラムはタイ語に翻訳・活用された。

⁴⁴³ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴⁴⁴ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁴⁴⁵ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴⁴⁶ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴⁴⁷ 「2016年度 知的財産白書(2017年発行)(KIPO)」p.429、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁴⁴⁸ 「2016年度 知的財産白書(2017年発行)(KIPO)」p.403~404, 429~430、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

(6) 支援主体：WIPO

- 効果的なイノベーション支援サービスのためのナショナル特許ドラフティングコース (National Patent Drafting Course to contribute to the training provided for effective innovation support services, Thailand) (民間人向け) (2017年10月、タイ)⁴⁴⁹

(7) 支援主体：その他(豪州、英国、ERIA等)

<ERIA-ASEAN><ASEAN6共通>

- 「ASEAN各国知財庁の出願件数の予測と政策提言」に関する研究(2016年度～)^{450, 451}
- 「ASEAN経済と知的財産権」「模倣品がASEAN各国経済に与える影響」に関する研究(2013年度)^{452, 453}
- 「中小企業の知的財産権活用に関する研究—日本をモデルとして」(2012年度)^{454, 455}

1.2.5 会合・イベント等

(1) 支援主体：日本

- 日ASEAN特許庁長官会合<ASEAN6共通>(2012年～毎年)⁴⁵⁶
 - 第8回日ASEAN特許庁長官会合(2018年9月、シンガポール)
 - 第7回日ASEAN特許庁長官会合(2017年5月、金沢)
 - 第6回日ASEAN特許庁長官会合(2016年7月、バリ)
 - 第5回日ASEAN特許庁長官会合(2015年5月、奈良)
 - 第4回日ASEAN特許庁長官会合(2014年7月、ベトナム)
 - 第3回日ASEAN特許庁長官会合(2013年4月、京都)
 - 第2回日ASEAN特許庁長官会合(2012年7月、シンガポール)
 - 第1回日ASEAN特許庁長官会合(2012年2月、東京)

⁴⁴⁹ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

⁴⁵⁰ 「日アセアン間の知財に関する協力プログラムを強化しました～第6回日アセアン特許庁長官会合の結果について～」経済産業省ウェブサイト内、URL: <http://www.meti.go.jp/press/2016/07/20160720002/20160720002.html> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁴⁵¹ 「日アセアン間の知財に関する協力プログラムを強化しました～第8回日ASEAN特許庁長官会合の結果について～」経済産業省ウェブサイト内、URL: <http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180906003/20180906003.html> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁴⁵² 「日本国特許庁の アセアンに対する知的財産協力 (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」p.30、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-1.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁴⁵³ 「ジャカルタで ASEAN 知財協力を考える (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」p.34、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁴⁵⁴ 「日本国特許庁の アセアンに対する知的財産協力 (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」p.30、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-1.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁴⁵⁵ 「ジャカルタで ASEAN 知財協力を考える (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」p.34、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁴⁵⁶ 「日アセアン」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

- 日本国特許技監が IPOS 長官を訪問（2017年8月）⁴⁵⁷
 - －日本企業との交流の促進や知財人材育成のための協力について、シンガポール知的財産庁（IPOS）と合意した。
- IPOS 長官と JPO 長官が会談（2017年5月、日 ASEAN 特許庁長官会合）⁴⁵⁸
 - －第4次産業革命やイノベーション促進に関する両庁の施策の意見交換を行った。

（2）支援主体：米国

- 第6回 IP 犯罪執行・ネットワーク会合（Sixth Meeting of the IP Crimes Enforcement Network）＜ASEAN6 共通＞（2018年9月12～14日、香港）⁴⁵⁹
- IPOS と USPTO の長官が会談（2018年5月4日、米国）⁴⁶⁰
 - －IPOS 長官 Daren Tang 氏がバージニア州の米国特許商標庁（USPTO）本部を訪問した際に、シンガポールと米国がイノベーションを促進するためのどのような協力ができるか USPTO 長官 Andrei Iancu 氏と話し合った。
- 第1回 ASEAN IPR 執行・ネットワーク会議（1st ASEAN IPR Enforcement Network Meeting）＜ASEAN6 共通＞（2017年9月11日、タイ・バンコク）⁴⁶¹
 - －ASEAN IPR 執行専門家ネットワーク（ASEAN Network of IPR Enforcement Experts：ANIEE）の最初の会議の議長を Josephine R. Santiago 氏が務めた。ANIEE は、ASEAN ワーキンググループ（AWGIPC）によって任務を負い、ASEAN IPR 行動計画 2016-2025 に基づく IPR 執行・イニシアチブの実施に着手する。2019年4月までの2年間、執行に関する共同国擁護者としてフィリピンから ANIEE の議長が任命された。会議は、米国特許商標庁（USPTO）と米国司法省（US DOJ）の支援を受けて開催され、ASEAN 加盟国の知的財産庁、司法機関、税関当局、警察、貿易、商業関係者からの代表者が出席した。
- 第4回知的財産に関するグローバルフォーラム（4th Global Forum on Intellectual Property）（2013年4月27日、シンガポール）⁴⁶²

（3）支援主体：欧州

- 欧州－ASEAN 定期長官級会合＜ASEAN6 共通＞（2003年～）⁴⁶³

⁴⁵⁷ JPO「特許行政年次報告書 2018年版＜本編＞」p.276、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴⁵⁸ JPO「特許行政年次報告書 2018年版＜本編＞」p.276、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴⁵⁹ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁴⁶⁰ 「IPOS Chief Executive and USPTO Director discuss cooperation in supporting innovation」IPOS ウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/media-events/happenings/ViewDetails/ipos-chief-executive-and-uspto-director-discuss-cooperation-in-supporting-innovation/> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

⁴⁶¹ 「IPOPHE PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.61、IPOPHE ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁴⁶² 「Global IP Perspectives and Strategies」USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/global-ip-perspectives-and-strategies> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁴⁶³ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題（2012年3月）」p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryoutoushin_01.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通> (2012~2017年)⁴⁶⁴

- プロジェクト運営委員会 (Fifth and Final Project Steering Committee) (ECAP III)
(第5回: 2017年2月17日、ラオス) (第4回: 2016年3月23日、タイ) (第3回: 2015年3月12日、ブルネイ・ダルサラーム) (第2回: 2014年2月25日、カンボジア) (第1回: 2013年3月15日、ラオス)
- ASEAN-EUIPO 知財長官会合 (Third ASEAN-EUIPO Heads of IP Offices Meeting) (ECAP III) (第3回: 2016年7月21日、インドネシア) (第2回: 2015年10月2日、スペイン) (第1回: 2014年5月26~28日、スペイン)
- ASEAN 合同協議会 (Joint ASEAN Consultation Meeting May 2016) (ECAP III) (2016年5月17~19日、マレーシア) (2015年3月16~18日、タイ)
- ASEAN の商標と IT の合同協議会 (Joint ASEAN Trademark and IT Consultation Meeting) (ECAP III) (2016年10月24~26日、カンボジア) (2015年11月11~13日、ベトナム)
- ASEAN 商標協議会 (ASEAN Trademark Consultation Meeting) (ECAP III) (2014年11月13~14日、フィリピン) (2014年9月1~4日、ブルネイ・ダルサラーム)
- ASEAN 知財庁 IT 合同協議会 (ASEAN IP Offices IT Consultation Meeting) (ECAP III) (2014年4月23~25日、インドネシア)
- ASEAN カクテルレセプション (ASEAN Cocktail Reception) (ECAP III) (2014年9月24日、スイス) (2013年9月25日、スイス)
- ECAP III バンコクオフィスの開設セレモニー (Opening of the ECAP III Office in Bangkok) (ECAP III) (2013年7月12日)

(4) 支援主体: 中国

- 中国-ASEAN 知財庁長官会合<ASEAN6 共通> (2010年~毎年)⁴⁶⁵
第9回中国-ASEAN 長官会合 (2018年9月5日、シンガポール)⁴⁶⁶
第8回中国-ASEAN 長官会合 (2017年9月)⁴⁶⁷
第7回中国-ASEAN 長官会合 (2016年11月、マレーシア)⁴⁶⁸
第6回中国-ASEAN 長官会合 (2015年7月、北京)⁴⁶⁹

⁴⁶⁴ 「Events」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/events> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁴⁶⁵ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題 (2012年3月)」p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/s-hiryu/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryu_01.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁴⁶⁶ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalup-dates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁶⁷ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁶⁸ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁶⁹ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

第5回中国－ASEAN 長官会合（2014年6月）⁴⁷⁰

第4回中国－ASEAN 長官級会合（2013年6月、北京）⁴⁷¹

●CNIPA 局長が IPOS 訪問・局長会談（2018年9月3～4日、シンガポール）⁴⁷²

－中国国家知識産権局（CNIPA）局長 Shen Changyu がシンガポールを訪問し、シンガポール知的財産庁（IPOS）長官 Deng Hongsen と二国間会合を行った。9月3日午前、それぞれの知的財産権分野の動き、中国の知的財産権機構改革、双方間協力プログラムの実施等について意見交換が行われた。同日午後、両長官は「中国 ASEAN イノベーションと知的財産権商業化」フォーラムに出席し、演説を行った。双方が共催したこのフォーラムに、中国と ASEAN 諸国の知的財産権政策の策定部門関係者、企業や研究機関の代表、専門家が出席し、知的財産権と人工知能、企業の知的財産権戦略、知的財産権商業化などのテーマを巡って議論を交わした。4日午前、CNIPA 局長 Shen Changyu は IPOS 主催のグローバル知的財産権フォーラムに出席し、中国のイノベーションと知的財産権政策、知的財産権機構改革の進捗状況等を説明した。

●SIPO 上級管理職が IPOS 長官と会談（2017年）⁴⁷³

●ハイレベル会談（High-Level exchanges）（2016年、2015年）^{474, 475}

●SIPO 局長が IPOS 局長と会談（2012年4月12日、北京）⁴⁷⁶

－SIPO 局長 Tian Lipu 氏は、IPOS 長官 Chen Yishan 氏と北京で会談し、中国とシンガポールの協力と共通の利益に関わる知的財産の問題について意見交換を行った。特に、中国特許審査を活用することにより、両当局間の協力を一層深め、お互いから学び合い、人的交流を深め、相互訪問を強化することが要望された。また、特許審査ハイウェイと特許情報交換協力について議論された。

（5）支援主体：韓国

●韓国－ASEAN 知的財産庁長官会合＜ASEAN6 共通＞（2018年～定例化予定）⁴⁷⁷

⁴⁷⁰ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.85～86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁷¹ 「第四届中国-东盟知识产权局长会议开幕」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020697.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁷² 「申长雨率团访问新加坡」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1131811.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁷³ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.88、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁷⁴ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁷⁵ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.88、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁷⁶ 「田力普局长在京会见新加坡知识产权局局长陈一山」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020642.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁷⁷ 「韓国 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/news/2017/171123.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

●韓国－ASEAN 知的財産高官レベル会談<ASEAN6 共通> (2017年11月15日、フィリピン)⁴⁷⁸

－KIPO 次長が首席代表として出席し、KIPO は韓国－ASEAN 知的財産庁長官会合の定例化、協力覚書の締結などを提案した。今後の重点協力項目として KIPO の審査結果を ASEAN 諸国が活用する方策、ASEAN 諸国のための知的財産権戦略に対するコンサルティングの提供、ASEAN 中小企業向け知的財産権活用能力の向上に関する教育などを示した。KIPO は、今回の ASEAN + 1 高官レベル会談に出席したことを契機に、フィリピン、ベトナム、ブルネイとも高官レベル会談を行い、ASEAN 加盟国との二国間協力も推進した。フィリピンとは、知的財産の全分野における協力拡大を約束する「包括的知的財産権協力に関する覚書」を交わした。

●南アジア・東南アジア・イラン各国の知的財産権長官会合 (Heads of Intellectual Property Office Conference) <ASEAN6 共通> (2017年4月、韓国・大田)^{479, 480}

－KIPO は、「クライアント中心の IP サービス」というテーマで、南アジア、東南アジア、イラン各国の知的財産権長官会合 (HIPOC) を韓国・大田で開催し、13 か国の IP 長官やの WIPO 副長官 Mario Matus 氏らが参加した。知的財産権政策の経験共有や知的財産権管理のリーダーシップの奨励など、様々な内容について議論が行われた。

●ASEAN+1 局長級会合<ASEAN6 共通> (2017年2月16日、ラオス・ビエンチャン)⁴⁸¹

－KIPO は、韓国企業の出願に対する優先審査や執行取り締まりの情報共有、知的財産権法教育のコンサルティングなど、多様な協力分野を提示した。ASEAN 側も韓国の知的財産権と経済発展に関する経験・ノウハウの共有を強く希望しており、特に教育訓練、知的財産権の活用策、知的財産権認識向上キャンペーン等について高い関心を示した。双方は、知的財産分野の包括的協力に関する了解覚書を年内に締結し、韓国と ASEAN の知的財産庁長官会合を定期的で開催することで合意した。

(6) 支援主体 : WIPO

●AWGIPC が WIPO シンガポール事務所 (WSO) を訪問<ASEAN6 共通> (2018年9月7日、シンガポール)⁴⁸²

－ASEAN 10 カ国から 25 人以上の参加者、及び ASEAN 事務局から 3 人のスタッフが、1 週間にわたる第 56 回 AWGIPC (ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation) 会議の最後の議題項目で、WIPO シンガポール事務所 (WSO)

⁴⁷⁸ 「韓国 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/171123.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁴⁷⁹ 「2017 Annual Report」p.67、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁴⁸⁰ 「特許庁、アジア 13 カ国の特許庁長カンファレンスを開催」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/7aa3925b85dc9626.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁴⁸¹ 「特許庁、ASEAN との知財権協力を拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/5f774b28d4b59964.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁴⁸² 「ASEAN - WIPO Consultation a Great Success」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0006.html [最終アクセス日: 2019年2月8日]

へ訪問した。DGIP の Dede Mia Yusanti 氏が AWGIPC を代表した。WIPO は、AWGIPC が ASEAN 知的財産権行動計画 2016 - 2025 の枠組みの中で成果を出すのを支援し続けることを約束した。

<WIPO 「Technical Assistance Database」から得られた情報>⁴⁸³

- WIPO シンガポール事務所 (WSO) 主催の IP 技術支援プロバイダー (IP technical assistance providers : IPTAPs) の非公式会合<ASEAN6 共通> (2013 年以降 7 回目) (2018 年 9 月 6 日、シンガポール)⁴⁸⁴
 - －EU の知的財産庁、INPI (フランス産業財産庁)、IP Australia (オーストラリア知的財産庁)、JETRO、UKIPO (英国知的財産庁)、USPTO (米国特許商標庁) の代表者が出席し、ASEAN 地域に素晴らしい貢献を提供し、協力し続ける意欲を示した。
- アジアの IP 講師と研究者のための WIPO-WTO 会議 (WIPO-WTO Colloquium for IP Teachers and Researchers in Asia) (2017 年 2 月、シンガポール)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

1.2.6 協力覚書等

(1) 支援主体：日本

- 「2018 年度日 ASEAN 知財アクションプラン」<ASEAN6 共通> (2018 年 9 月、第 8 回日 ASEAN 特許庁長官会合)⁴⁸⁵
 - －先端技術分野における特許マニュアル (特許審査基準) の改訂／作成協力
 - －東アジア・ASEAN 経済研究センター (ERIA) による、ASEAN 各国知財庁の出願件数の予測と政策提言に関する研究
 - －国際出願制度 (マドリッド・プロトコル／ハーグ協定) の加盟／運用協力
 - －人材育成、審査業務管理に関する協力
 - －知財の商業化、知財の普及啓発に関する協力
- 「日 ASEAN 知的財産権行動計画 2017-2018」「日 ASEAN 知財共同声明」<ASEAN6 共通> (2017 年 5 月、第 7 回日 ASEAN 特許庁長官会合)⁴⁸⁶
- 「日 ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2017」<ASEAN6 共通> (2016 年 8 月、第

⁴⁸³ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 25 日]

⁴⁸⁴ 「Cooperation and Collaboration Key Themes in WSO Meeting」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0009.html [最終アクセス日: 2019 年 1 月 28 日]

⁴⁸⁵ 「第 8 回日 ASEAN 特許庁長官会合の結果について」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2018.html> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁴⁸⁶ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」p.275、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

6 回日 ASEAN 特許庁長官会合)⁴⁸⁷

●JETRO の IP 駐在員の IPOS への協力を促進する JPO-IPOS 協力覚書 (MOC) を締結 (2015 年)⁴⁸⁸

ービジネスオーナーや起業家に効果的に IP を活用し、共同シンポジウムを開催するための支援を提供することを目指す。シンガポール IP セミナーが 2015 年 12 月に大阪と東京で開催され、IPOS のサービスを日本企業に提供した。

●審査官協議による実体審査能力の向上や新規採用された特許審査官の育成支援等を含む新たな JPO-IPOS 協力覚書 (2014 年 8 月)⁴⁸⁹

●知的財産に関する JPO-IPOS 協力覚書 (2012 年 7 月)⁴⁹⁰

ーシンガポール知的財産庁 (IPOS) が受理した PCT 国際出願に対する国際調査・国際予備審査を JPO が管轄。

●JPO とアセアン各国の知的財産庁との間で知的財産に関する協力覚書を締結< ASEAN6 共通> (2012 年 7 月、第 2 回日アセアン特許庁長官会合)⁴⁹¹

ー人材育成や IT 化支援、商標や意匠に関する国際協定への加盟支援、国民の知財意識向上等による模倣品対策等。

(2) 支援主体：米国

●サイバーセキュリティ協力に関する ASEAN－米国首脳声明 (ASEAN-United States Leaders' Statement on Cybersecurity Cooperation) <ASEAN6 共通> (2018 年 11 月 15 日、第 6 回 ASEAN-US サミット (シンガポール))⁴⁹²

ー1～7, 9～13 (省略)

ー8. デジタル経済に対する信頼と自信を築く政策を通じて経済成長を促進する。例えば、消費者保護、知的財産権及びサイバーセキュリティを強化する枠組み、管轄区域を越えた効果的な個人データ保護の促進、教育や技術力等の分野における政策の枠組み等。

●PCT 国際先行技術調査に関する USPTO-IPOS 了解覚書 (MOU) に署名 (2015 年 10 月 8 日)⁴⁹³

ー特許協力条約 (PCT) の国際先行技術調査を増やす。IPOS は PCT で USPTO に提出された特許出願に対して、利用可能な国際調査機関 (ISA) ・国際予備審査機関

⁴⁸⁷ JPO 「特許行政年次報告書 2017 年版<本編>」 p.290、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁴⁸⁸ 「Annual Report Archive 2015/2015」 p.29、IPOS ウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/publications/archive> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 22 日]

⁴⁸⁹ JPO 「特許行政年次報告書 2017 年版<本編>」 p.293、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁴⁹⁰ JPO 「特許行政年次報告書 2017 年版<本編>」 p.293、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁴⁹¹ 「第 2 回日アセアン特許庁長官会合の結果について」 JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2012.html> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁴⁹² 「ASEAN-United States Leaders' Statement on Cybersecurity Cooperation」 U.S. Mission to ASEAN ウェブサイト内、URL: <https://asean.usmission.gov/asean-united-states-leaders-statement-on-cybersecurity-cooperation/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

⁴⁹³ 「USPTO Advances Cooperation with Foreign IP Leaders」 USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-advances-cooperation-foreign-ip-leaders> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 16 日]

(IPEA) として機能している。

(3) 支援主体：欧州

- EU－シンガポール自由貿易協定（知的財産権の保護と執行を含む）の交渉完了（2014年10月17日）批准待ち⁴⁹⁴

(4) 支援主体：中国

- 中国－ASEAN 知的財産権協力計画 2018-2019 (China-ASEAN IPR cooperation plan for 2018-2019) に合意<ASEAN6 共通>（2018年9月5日、第9回中国－ASEAN 長官会合）⁴⁹⁵
 ーキャパシティビルディングの強化、知的財産登録・審査の質及び効率の向上、民間の IP 交流及び相互作用の促進、知的財産価値の実現、伝統医学情報データベースの構築、商標・地理的表示分野における協力の積極的な探求等を推進する。
- 中国－ASEAN 知的財産権協力計画 (China-ASEAN IPR cooperation plan) 2017-2018, 2016-2017, 2015-2016, 2014-2015 に合意<ASEAN6 共通>（2017年9月、第8回中国－ASEAN 長官会合）（2016年11月、第7回中国－ASEAN 長官会合）（2015年11月、第6回中国－ASEAN 長官会合）（2014年6月、第5回中国－ASEAN 長官会合）^{496, 497, 498, 499}
- 中国－ASEAN 知的財産協力に関する了解覚書 (MOU) に署名<ASEAN6 共通>（2009年）⁵⁰⁰
- IPOS、中国－シンガポール広州ナレッジシティ投資開発有限公司 (the Sino-Singapore Guangzhou Knowledge City Investment and Development Co Ltd)、ビジネスチャイナシンガポール (and Business China Singapore) による三者間の了解覚書 (MoU) を締結（2017年8月、中国・広東省）⁵⁰¹

⁴⁹⁴ 「EUROPEAN COMMISSION: COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT (Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries) (Brussels, 21.2.2018)」p.42、European Commission ウェブサイト内、URL: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/march/tradoc_156634.pdf [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁹⁵ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁹⁶ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁹⁷ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁹⁸ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁴⁹⁹ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.85～86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁵⁰⁰ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁵⁰¹ 「Annual Report Archive 2017/2018」p.32、IPOS ウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/pub>

- 広東省広州で開催された第8回シンガポール—広東協力協議会（SGCC）で調印された覚書は、Belt and Road 政策に沿ってビジネスチャンスを生み出し、革新、研究及び商業化におけるコラボレーションを強化することを目的としている。
- 中国—シンガポール広州ナレッジシティにおける知的財産改革パイロットプログラム促進のための3者協力に関する枠組み協定（Framework Agreement on Tripartite Cooperation for Facilitating the Intellectual Property Reform Pilot Program in the Sino-Singapore Guangzhou Knowledge City）に署名（SIPO—IPOS—広東省政府）（2017年2月）^{502, 503}
 - Belt and Road 政策に沿って知的財産を保護・促進・商業化するために、シンガポールと中国のビジネスをサポートする新しい協力分野を探る
 - シンガポールのIPサービスプロバイダーと革新的中国企業とを結びつけ、高度なIPカンファレンスを開催し、IP管理の専門的な研修を提供する
 - 東南アジアに進出する革新的な中国企業のゲートウェイとしてシンガポールが機能する
- 商標の登録・審査実務・保護・執行に関する協力を強化する了解覚書（MOU）を中華人民共和国国家工商行政管理総局（SAIC）と締結（2015～2016年）⁵⁰⁴
- 知的財産分野の協力に関する実施計画2015-2017のSIPO-IPOS政府間MOUに署名（2015年）⁵⁰⁵
- 中国—シンガポール広州ナレッジシティ（SSGKC）計画に関する了解覚書（MOU）に署名（2014年10月）⁵⁰⁶
 - 覚書に基づき、シンガポールと中国の知的財産権協力のモデルゾーンとなる中国—シンガポール広州ナレッジシティ（SSGKC）が計画されている。IPOS-International（IPOS-I）と他の利害関係者との間の以前の計画に加えて、SSGKCの企業の商業化とIP開発、キャパシティビルディングと研修の実施、スタディビジットの主催と人材交流を行う。シンガポールと中国の両方の企業のニーズを満たすために、IPOSとSIPOと広東省人民政府が協力して、SSGKC内にIPサービスと研修を提供するIPOS-I代表事務所を設立した。
- SIPO-IPOS 知的財産協力関係を確立（2004年）⁵⁰⁷

lications/archive [最終アクセス日: 2019年1月22日]

⁵⁰² 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報（SIPO Annual Report）」p.87、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁵⁰³ 「Annual Report Archive 2016/2017」p.33、IPOSウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/publications/archive> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

⁵⁰⁴ 「Annual Report Archive 2015/2015」p.29、IPOSウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/publications/archive> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

⁵⁰⁵ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.80、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁵⁰⁶ 「Annual Report Archive 2015/2015」p.29、IPOSウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/publications/archive> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

⁵⁰⁷ 「申長雨率団訪問新加坡」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1131811.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

(5) 支援主体：韓国

- KIPO-ASEAN 知的財産協力覚書 (MOC) に署名<ASEAN6 共通> (2018年3月27日)⁵⁰⁸

ーブルネイ・ダルサラームで、ASEAN各国の知的財産庁長官と韓国知的財産庁(KIPO)長官によって署名された。覚書に基づき、相互協力のための制度的な枠組みを確立する。情報交換、IP統計データ、ワークシェアリング、IP自動化システム開発、特許・商標・意匠を含むIPデータベースの強化等の様々な分野での経験と知識の共有等が含まれている。

- ASEAN+1 枠組み協定 (ASEAN + 1 framework) <ASEAN6 共通> (2017年2月)⁵⁰⁹

ー2017年2月、4年間の議論の末、ASEAN+1 枠組み協定が締結された。ASEAN地域のIPRインフラ整備事業と韓国企業の知的財産権の保護がさらに強化される。

- 韓国-ASEAN 自由貿易協定を締結<ASEAN6 共通> (2007年6月1日発効)⁵¹⁰

ー知的財産保護強化、知的財産権分野の情報交換及び協力強化等が含まれている。

- 韓国-シンガポール自由貿易協定を締結 (2006年3月2日発効)⁵¹¹

ーKIPOをシンガポールPCT国際出願のISA/IPEA指定、韓国特許出願と同一なシンガポール出願の早い審査処理を可能にする。

(6) 支援主体：WIPO

- IPOS-WIPO 仲裁調停センター設立の協力を含むWIPO-IPOS 了解覚書 (MOU) に署名 (2011年9月28日)⁵¹²

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA等)

<英国-シンガポール>

- 知的財産に関するUKIPO-IPOS 了解覚書 (MOU) に署名 (2015年9月21日)^{513, 514}

ー本覚書の目的は、工業所有権分野と情報技術サービスにおける両庁間の協力活動を発展させ推進するためのグローバルで柔軟なメカニズムを確立することである。本覚書は3年間有効であり、両者のうち的一方が契約を終了しない限り、3年間連続して自動的に更新される。知的財産庁(IPO)は、特許、意匠、商標、及び著作権を含む知的財産権のナショナル・フレームワークで責任を負う。その役割は、イノ

⁵⁰⁸ 「ASEAN, KIPO sign memorandum on intellectual property」ASEAN事務局ウェブサイト内、URL: <https://asean.org/asean-kipo-sign-memorandum-on-intellectual-property/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁵⁰⁹ 「2017 Annual Report」p.67、KIPOウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁵¹⁰ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.412、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁵¹¹ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.412、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁵¹² 「WIPO Mediation for Proceedings Instituted in the Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)」WIPOウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/amc/en/center/specific-sectors/ipos/mediation/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

⁵¹³ 「Annual Report Archive 2015/2016」p.29、IPOSウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/publications/archive> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

⁵¹⁴ 「UK and Singapore boost IP co-operation」GOV.UKウェブサイト内、URL: <https://www.gov.uk/government/news/uk-and-singapore-boost-ip-co-operation> [最終アクセス日: 2019年1月28日]

バージョンと創造性を促進し、消費者とユーザーのニーズのバランスを取り、強力で競争の激しい市場を促進し、知識ベース経済の基盤となる IP システムの管理を支援することである。

1.2.7 支援実績（年間）

（1）支援主体：日本

●人材育成協力の実績⁵¹⁵

- －専門家派遣（2017年度）：シンガポール（3名）
- －専門家派遣（2017年度までの総数）：シンガポール（24名）
- －短期／中期研修生・長期研究生受入（2017年度）：シンガポール：不明
- －短期／中期研修生・長期研究生受入（2017年度までの総数）：シンガポール：不明

●国際審査協力*の実績（2000年4月～2018年3月末累積）⁵¹⁶

：シンガポール（派遣：7名、中長期派遣：4名、受入：4名）

*国際審査協力は、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークショップの促進、JPOの審査実務・審査結果の他庁への普及、質の高いレベルでの審査の調和、特許分類の調和、JPOの施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000年4月から2018年3月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを29の知財庁・組織と行っている。

（2）支援主体：米国、欧州、中国、韓国、WIPO、その他（豪州、英国、ERIA等）

該当情報なし。

1.2.8 五庁及びWIPO等の支援手法

（1）支援主体：日本

<ASEAN6 共通>

- 短期／中期研修生／長期研究生の招へい⁵¹⁷
- 専門家派遣（短期／中期／長期）⁵¹⁸
- セミナー・ワークショップ等⁵¹⁹

⁵¹⁵ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.315、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵¹⁶ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.134、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵¹⁷ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.312、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵¹⁸ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.312、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵¹⁹ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.312、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/r>

●E-learning (英語) ⁵²⁰

(2) 支援主体：米国

<ASEAN6 共通>*

●招へい研修⁵²¹●セミナー・ワークショップ等⁵²²●E-learning (英語、スペイン語、フランス語、アラビア語、ロシア語等) ^{523, 524}

*USPTO は、グローバル知的財産アカデミー (Global Intellectual Property Academy: GIPA) を通じて、知的財産の研修プログラムを提供している。2018 年度には、7,240 人を超える参加者 (83 か国の 3,950 人を超える外国政府職員を含む) に研修を実施した。⁵²⁵

(3) 支援主体：欧州

<ASEAN6 共通>

●セミナー・ワークショップ等⁵²⁶●E-learning (英語) ⁵²⁷

一欧州の特許制度等に関するオンラインコース (個別指導コースと自習型コース) がある。特許検索、特許申請、特許法とプラクティス、ビジネスにおける知的財産等のトピックスに関するオンライン学習教材が提供されている。

(4) 支援主体：中国

<ASEAN6 共通>

●招へい研修⁵²⁸

eport/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵²⁰ 「E-learning of IPR」 JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/e-learning/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵²¹ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」 p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵²² 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」 p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵²³ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」 p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵²⁴ 「IP eLearning modules」 USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/global-intellectual-property-academy-gipa/uspto-webinars-and-ip-e-learning> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁵²⁵ 「USPTO annual reports (Fiscal Year 2018 PAR)」 p.3, 91、USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁵²⁶ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」 p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵²⁷ 「e-learning centre」 EPO ウェブサイト内、URL: <https://e-courses.epo.org/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁵²⁸ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

●セミナー・ワークショップ等^{529, 530}●E-learning (英語) ^{531, 532, 533}

ー中国知識産権トレーニングセンター (CIPTC) は、1997年に設立された SIPO の直属単位であり、審査官だけでなく、専利代理人、出願人、地方知識産権局職員、地方政府幹部、裁判官、教育機関、東南アジアや中東アフリカ諸国の知財関係者等も対象として研修を行っている。ウェブサイトではeラーニングを無償提供している。

(5) 支援主体：韓国

<ASEAN6 共通>

●招へい研修⁵³⁴●セミナー・ワークショップ等^{535, 536}●E-learning (英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大24言語) ^{537, 538}

ーWIPO・中小企業局と協力して開発した知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ (Panorama)」は、2009年アラビア語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、6つの国連公用語バージョンを全て完成した。タイ語、ベトナム語等を含む世界24の言語で提供している。

(6) 支援主体：WIPO

<ASEAN6 共通>

●セミナー・ワークショップ等⁵³⁹

⁵²⁹ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」 p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhshin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵³⁰ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁵³¹ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」 p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhshin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵³² 「CHINA INTELLECTUAL PROPERTY TRAINING CENTER」 CIPTC ウェブサイト内、URL: <http://elearning.ciptc.org.cn/public/index?v=0&r=0> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁵³³ 「中国国家知識産権局 (SIPO) における人材育成について (tokugikon, 2012.8.21. no.266)」 p.32~38、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/266/266tokusyu6.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月30日]

⁵³⁴ 「2017 Annual Report」 p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁵³⁵ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」 p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhshin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵³⁶ 「2017 Annual Report」 p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁵³⁷ 「IP e-Learning」 KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=91012&catmenu=ek02_03_03_02 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁵³⁸ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」 p.429、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁵³⁹ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」 p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhshin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf

- E-learning (英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大10言語)^{540, 541}
 - －WIPOは、1999年からプロフェッショナルや初学習者の方々に、知的財産(IP)のあらゆる側面をカバーする遠隔学習(distance learning: DL)コースを提供している。アラビア語、中国語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語等、最大10か国語でオンラインIPコースが提供されている。

(7) 支援主体：その他(豪州、英国、ERIA等)

<豪州－ASEAN><ASEAN6 共通>

- 専門家派遣等⁵⁴²
- セミナー・ワークショップ等⁵⁴³
- E-learning (英語)
 - －地域特許審査研修(Regional patent examination training: RPET)プログラム(WIPO)⁵⁴⁴
 - PCTサーチ・審査にフォーカスした海外特許庁向けの包括的なオンライン特許審査研修プログラム。RPETは、ASEAN-Australia-NewZealand自由貿易協定(AANZFTA)経済協力作業計画の下で、世界知的所有権機関(WIPO)の支援を受けて実施されている。

<英国－ASEAN><ASEAN6 共通>

- セミナー・ワークショップ等⁵⁴⁵

1.2.9 五庁及びWIPO等の知財専門駐在員(政府職員の駐在員)

(1) 支援主体：日本

- 日本貿易振興機構(JETRO)のタイ事務所、シンガポール事務所に特許庁から駐在員を派遣^{546, 547}

report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵⁴⁰ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究(2013年2月)」p.5~6、JPOウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵⁴¹ 「Distance Learning」WIPOウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/ [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁵⁴² 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究(2013年2月)」p.5~6、JPOウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁵⁴³ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPOウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

⁵⁴⁴ 「Regional patent examination training」IP Australiaウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement/regional-patent-examination-training> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁵⁴⁵ 「IPOP PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.51、IPOPウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁵⁴⁶ 「JETRO バンコクでの駐在を終えて(tokugikon, 2018.5.31. no.289)」p.21~36、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/289/289tokusyu2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月15日]

⁵⁴⁷ 「ジェトロ・バンコク事務所の活動」JETROウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/th_bang

—ASEAN 諸国における知的財産権に関する様々な活動（セミナー、相談業務等）を行っている。

(2) 支援主体：米国

●ASEAN 事務局に USPTO スタッフを常駐^{548, 549}

●タイ（バンコク）の米国大使館に IP 専門大使（IP Attachés）を派遣⁵⁵⁰

—ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、及びベトナムを含む東南アジア諸国における USPTO の活動を管轄している。

(3) 支援主体：欧州

●ECAP バンコクオフィスに EUIPO（旧 OHIM）職員を派遣^{551, 552}

—ECAP プロジェクトは、タイ知的財産局（DIP）のプロジェクトオフィスのチームと、スペイン・アリカンテの欧州連合知的財産庁（EUIPO）本部のチームからなるプロジェクト管理チーム（PMT）を通じて EUIPO によって実施されている。バンコクのチームは、ASEAN 地域におけるプロジェクト活動の全体的な計画と実施、ASEAN のカウンターパート（事務局と加盟国）との関係を担当している。

(4) 支援主体：中国

該当情報なし。

(5) 支援主体：韓国

●海外知識財産センター（IP-DESK）：タイ（バンコク）、ベトナム（ホーチミン）、インドネシア^{553, 554, 555}

—KIPO は、海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外知識財産センター（IP-DESK）事業を運営している。2008 年、知識經濟部と特許庁の共同運営を始めに、2009 年からは特許庁が単独で中国、タイ、ベトナムなど 7

kok/about.html [最終アクセス日：2019 年 1 月 29 日]

⁵⁴⁸ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題（2012 年 3 月）」 p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryuu_01.pdf [最終アクセス日：2019 年 3 月 7 日]

⁵⁴⁹ 「International Intergovernmental Organizations」 USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/international-intergovernmental-organizations> [最終アクセス日：2019 年 1 月 17 日]

⁵⁵⁰ 「IP Attaché — Thailand」 USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/intellectual-property-rights-ipr-attach-program/ip-attach-thailand> [最終アクセス日：2019 年 1 月 16 日]

⁵⁵¹ 「Ignacio de Medrano Caballero」 IPnexus ウェブサイト内、URL: <https://secure.ipnexus.com/en/directory/profiles/2752> [最終アクセス日：2019 年 1 月 18 日]

⁵⁵² 「Project Management Team」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/project-management-team> [最終アクセス日：2019 年 1 月 18 日]

⁵⁵³ 「2016 年度 知的財産白書（2017 年発行）（KIPO）」 p.361～363、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日：2019 年 1 月 21 日]

⁵⁵⁴ 「2017 Annual Report」 p.56、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日：2019 年 1 月 21 日]

⁵⁵⁵ 「特許庁、補正予算で IP-DESK、IP コンサルティングを拡大」 JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/17072601.html> [最終アクセス日：2019 年 1 月 21 日]

つの地域で IP-DESK を運営した。2012 年 LA、2013 年ニューヨーク、2014 年フランクフルト、2015 年東京、2016 年西安、2017 年インド・ニューデリーとインドネシア・ジャカルタに IP-DESK を追加開所し、2017 年 12 月現在で 8 か国、14 か所で IP-DESK を運営している。

＜表Ⅳ－2－1＞2016年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2016年	中国						タイ	ベトナム	米国		ドイツ	日本
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	西安	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	東京
知的財産権相談	6,841	417	862	682	700	519	55	371	468	1,195	577	475	520
出願	1,634	245	151	158	179	20	70	151	147	53	51	108	50
	1,114	104	151	80	197	14	51	102	61	32	32	73	29
侵害調査	15	0	2	2	0	1	0	0	1	4	0	5	0
説明会	55	3	3	2	13	1	3	0	1	10	10	6	3
協力チャンネル	190	18	4	7	30	25	21	39	5	7	22	3	9
情報提供	514	25	14	14	26	47	30	75	15	178	54	26	10

出典：2016年度 知的財産白書（2017年発行）(KIPO) ⁵⁵⁶

(6) 支援主体：WIPO

該当情報なし。

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA等）

該当情報なし。

⁵⁵⁶ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）(KIPO)」 p.363、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

2 国内現地ヒアリング調査

2.1 概要

ASEAN6 への出願を行っている国内企業 7 か所、国内特許法律事務所 3 か所の計 10 か所に対して事前質問票を送付し、その回答に関してさらにヒアリング調査を行った。以下では、事前質問票とヒアリングの回答を掲載する。

本調査研究では、シンガポールの出願から権利の消滅までの手続きや、現地知財庁のユーザー向け検索 DB 等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答はほとんど得られず、総じて満足度が高く、特段の課題は抽出されなかった。

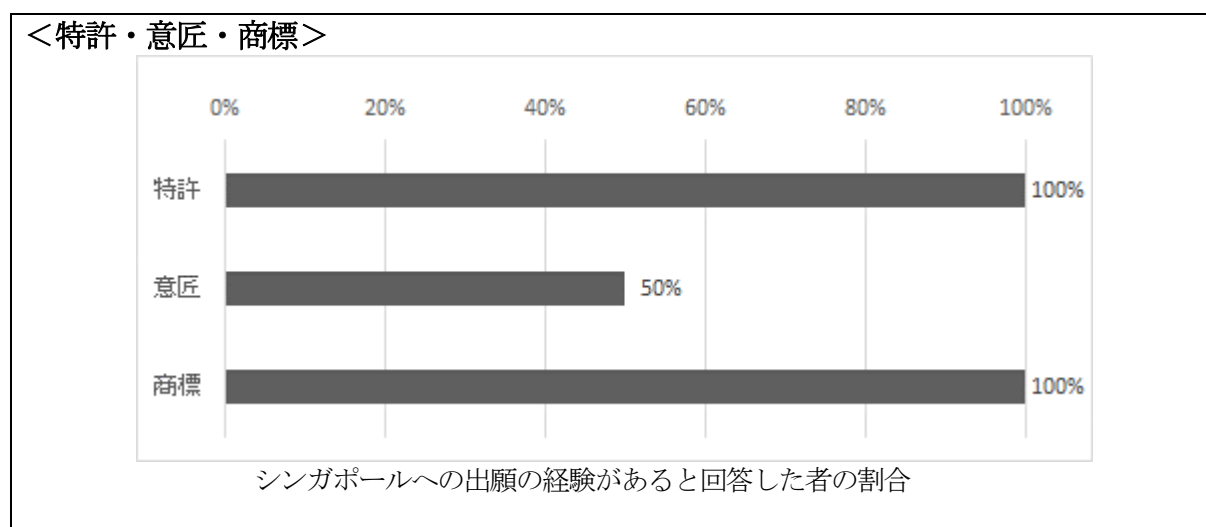
今後の JPO からの支援に関して、制度整備支援について、模倣品対策の改善を望む意見があった。人材育成支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとの意見が多かった。情報化支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望む意見が多かった。

また、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務管理能力の改善につながるような支援を望む意見があった。

2.2 事前質問票及びそのヒアリング結果

2.2.1 出願の経験について

すべての回答者（10 者（100%））が、特許と商標の出願経験があると回答した。また、半数の回答者（5 者（50%））が、意匠の出願経験があると回答した。シンガポールは、物流の拠点であることを考慮して出願しているとの回答があった。また、ビジネス展開などを考慮して、出願しているとの回答があった。



- ・特許の出願経験があると回答した者は、10者（100%）であった。
- ・意匠の出願経験があると回答した者は、5者（50%）であった。
- ・商標の出願経験があると回答した者は、10者（100%）であった。

コメント

（シンガポールは物流の拠点であることを考慮）

- ・シンガポールが、出願の費用対効果が最も高いと考える。物流の拠点である。登録までの期間が短く、調査の質は高いと感じている。中国語の文献をサーチしてくれる点もよい。
- ・シンガポールは流通の面で押さえておく必要があると考えている。

（ビジネス展開などを考慮）

- ・B to Cではなく、現地政府や地方自治体に対するソリューションビジネスを中心に展開しているため、ビジネスの展開に応じて権利を取得している。特に重点的に出願する国はなく、満遍なく出願を行っている。
- ・ASEAN6においては、特許、実用新案、意匠及び商標について出願しており、その中で特に重点的に出願している国はない。ビジネス上の要請に応じて出願している。
- ・ASEAN6では製品を販売しており、特許と商標の出願経験はあるが、審判や裁判等で争った経験はない。
- ・ASEAN6においては、特許、意匠及び商標について出願しているが、シンガポールへの特許出願は少ない。市場の大きさにより、出願件数の強弱をつけている。
- ・ASEAN6各国への特許出願件数は、年間15件以下程度である。

2.2.2 審判又は権利行使（侵害訴訟、行政摘発、刑事告発、税関差止等）等の経験について

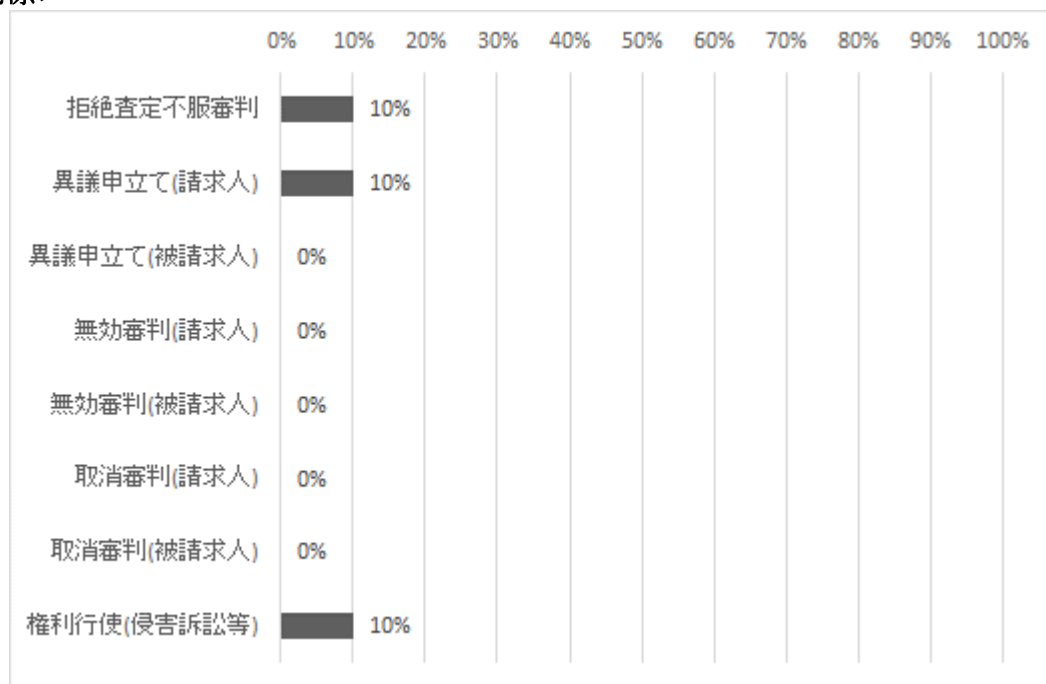
特許、意匠については、すべての回答者が審判又は権利行使等の経験がないと回答した。

商標については、拒絶査定不服審判、異議申立て（請求人）、権利行使（侵害訴訟等）のそれぞれの経験があると回答した者は、1者（10%）であった。その他の審判等の経験があると回答した者は、0者（0%）であった。

<特許・意匠>

- ・拒絶査定不服審判、異議申立て（請求人）、異議申立て（被請求人）、無効審判（請求人）、無効審判（被請求人）、権利行使（侵害訴訟等）のそれぞれの経験があると回答した者は、0者（0%）であった。

<商標>



シンガポールへの商標の審判又は権利行使等の経験があると回答した者の割合

- ・拒絶査定不服審判、異議申立て（請求人）、権利行使（侵害訴訟等）のそれぞれの経験があると回答した者は、1者（10%）であった。
- ・異議申立て（被請求人）、無効審判（請求人）、無効審判（被請求人）、取消審判（請求人）、取消審判（被請求人）のそれぞれの経験があると回答した者は、0者（0%）であった。

コメント

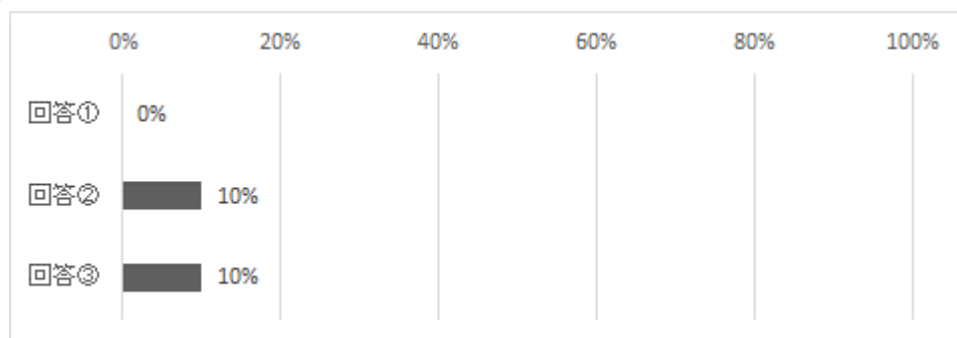
- ・商標は、ハウスマークやB to Bのサービスに利用している。製品を売っているわけではないので、知財に関する争いはこれまでない。
- ・特許及び意匠については、出願が主であり、審判の経験は無いが、商標は、異議申立てや無効審判等、請求人として請求したことがある。
- ・模倣品やニセモノ、不正商品等への対策のため、無効審判、異議などとともに侵害訴訟を行っている。

2.2.3 出願権利化を考える際に留意している点について

回答選択肢：①誤訳を防ぐために、現地代理人にダブルチェックなどの対応を依頼している、②審査が遅い国であるため、PPH等の早期審査制度を利用することを前提としている、③PPHを使うため、先進国等でした基礎出願について早期審査制度を利用するようにしている、その他。

特許について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<特許>



回答①～③を選択した者の割合

- ・回答①を選択した者は0者（0%）であった。
- ・回答②、③のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。

回答②を選択した者のコメント

- ・ASEAN6について、PPH 又は PCT-PPH を利用している（おすすめしている）。審査が通常よりは促進されるため。また、日本と同一のクレームで権利化され、管理しやすいため。

その他コメント

- ・発明者のシンガポール居住の有無に留意している。シンガポールには特許の第一国出願制度があり、シンガポールの居住者は、登録官の書面による許可なしに発明についての特許出願をシンガポール国外で行ってはならない（特許法第34条）。
- ・シンガポールでは自国で積極的に審査しているため、必要があれば、審査基準を参照して拒絶理由に対応することがある。
- ・ASEAN6について、信頼のおける現地代理人の選定に留意している。事務所内の事務管理がきちんとできているかどうかも大事。メール等での実際のやりとりをすることで、基本的な対応がきちんとできているか判断できることもある。
- ・ASEAN6について、審査が遅れている場合には、PPH や ASPEC 等の利用を顧客に提案する。
- ・シンガポール、タイ、マレーシアについて、先進国の審査状況と審査請求オプションの利用要否に留意している。
- ・シンガポール、マレーシアについて、ASPEC 申請のための第一権利化国としての検討。ASEAN6 で早期権利化をする場合、ASPEC と PPH の両方を検討する。どちらを優先するというわけではない。ASPEC は、利用できる条件を満たしている場合に使用している。ASPEC を利用する際は、シンガポール又はマレーシアの審査が比較的早いので、これらの審査結果を利用することが多い。日本のクレームを基礎にする場合は PPH の方が多い。ASPEC と PPH とを比較すると、感覚的には ASPEC の方が早い。
- ・ASEAN6 について、審査が遅いというものはあるが最終的に登録になるので、その意味では特に不満はない。変な拒絶理由もこない。

- ・ASEAN6について、修正実体審査や先進国での登録クレームを提出して補正することで権利化を早める手段をよく利用している。どの国の登録クレームに補正するかはケースバイケースである。補正時に登録されている国のクレームなどを利用する。

意匠について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は得られなかった。

<意匠>

- ・回答①～③を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

商標について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<商標>

- ・回答①～③を選択した者はいなかった。

コメント

- ・シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナムについては、マドプロ（国際出願）を利用。
- ・シンガポール、タイ、マレーシアについて、日本と異なり、英字2文字でも識別性が無いとは言えないため、出願の要否検討および出願態様検討を行っている。
- ・シンガポール、マレーシアについて、シリーズ商標の活用要否の検討。

2.2.4 出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①登録までの期間が長い、②PPHやASPECを試してみたが早期に登録にならなかった、③意匠で部分意匠制度／秘密意匠制度／関連意匠制度がない、④意匠や商標の類否判断で類似するとして理由に納得できない、⑤審査基準やガイドラインが公開されていないので判断基準がよくわからない、⑥翻訳文に誤訳があった場合に原文に基づく補正が認められていない、⑦代理人のコンフリクトのような、代理人の違法行為への対抗措置がない、⑧プログラムクレームが認められないので困る、⑨第二医薬用途発明が認められない、⑩新規性喪失の例外適用の要件が厳しい、⑪国際条約等(PLT条約／シンガポール条約／ハーグ協定／マドプロ等)に加盟していない、その他。

特許について、出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<特許>

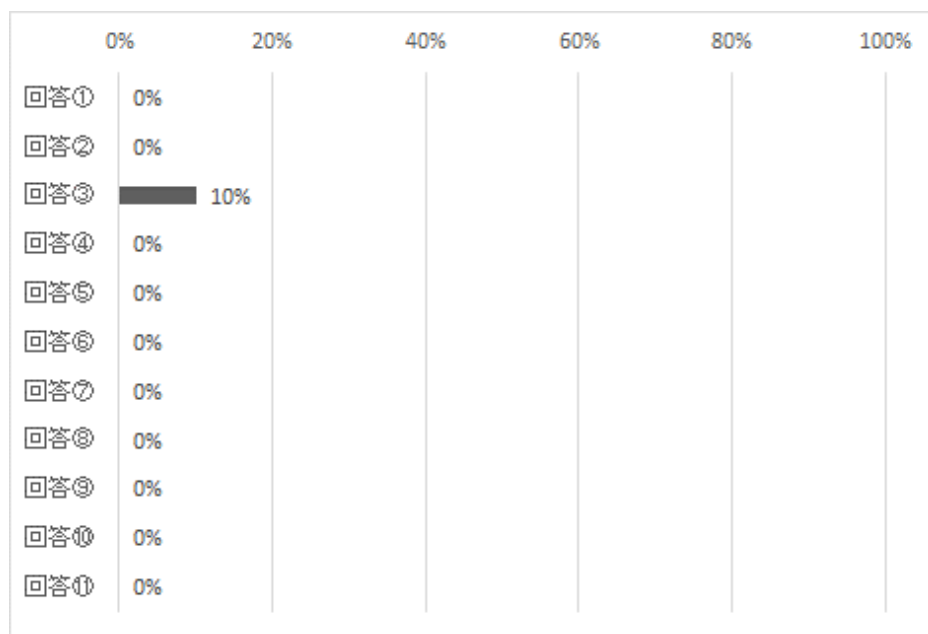
- ・回答①～⑪を選択した者はいなかった。

コメント

- ・シンガポールにおいて対応外国の審査結果を利用する方法について、対応外国で審査結果が期限までに出ない場合は結局分割出願をするしかなく、全く費用がセーブ出来ない。制度が変更になると聞いているので、この制度は無くなるのだと思うが、出願人にとっては負担なのではないかと思う。
- ・ASEAN6について、逆翻訳してチェックしてないので、誤訳の問題があるかどうか分からない。
- ・ASEAN6 各国で改正の情報が出てくるが、実際にいつ改正されるのか把握するのが難しい。これらの情報がまとまって提供されていると便利である。この場合、改正の重要部分などが強調されているなど、強弱のある提供であると好ましい。
- ・ASEAN6 の審査基準やガイドラインについて、様々な機関で公表されているのを見るが、どれが正しいものであるのかがわかりにくい。
- ・ASEAN6 におけるビジネスモデルの保護。
- ・ASEAN6 における特許制度については、PPH などで期待どおりの特許が取れるので特段の問題は感じていない。
- ・シンガポールでも PPH を利用しているが課題は特にならない。

意匠について、出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<意匠>



回答①～③を選択した者の割合

- ・回答③を選択した者は、1者（10%）であった。

<ul style="list-style-type: none"> ・他の回答を選択した者はいなかった。
<p>回答③を選択した者のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN6 各国でそれぞれ制度が異なるが、各国で登録可能な態様で出願するように留意している。
<p>その他コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN で部分意匠制度を持たない国に出願する場合は、全体意匠として出願せざるを得ない（ただし、この場合でも優先権は認められるようである）。

商標について、出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<p><商標></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>回答①</td><td>10%</td></tr> <tr><td>回答②</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答③</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答④</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑤</td><td>10%</td></tr> <tr><td>回答⑥</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑦</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑧</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑨</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑩</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑪</td><td>0%</td></tr> </tbody> </table> <p>回答①～⑪を選択した者の割合</p>		回答	割合	回答①	10%	回答②	0%	回答③	0%	回答④	0%	回答⑤	10%	回答⑥	0%	回答⑦	0%	回答⑧	0%	回答⑨	0%	回答⑩	0%	回答⑪	0%
回答	割合																								
回答①	10%																								
回答②	0%																								
回答③	0%																								
回答④	0%																								
回答⑤	10%																								
回答⑥	0%																								
回答⑦	0%																								
回答⑧	0%																								
回答⑨	0%																								
回答⑩	0%																								
回答⑪	0%																								
<ul style="list-style-type: none"> ・回答①、⑤のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。 ・他の回答を選択した者はいなかった。 																									
<p>回答⑤を選択した者のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールでは、容認される指定商品（役務）のリストが公開されているらしいが、現地代理人以外は閲覧できないのは不便。 																									
<p>その他コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールでは、拒絶理由の応答において、応答書→公式応答書（TM27）の2段階で対応するように現地代理人に指示される。最初の応答書については、日本における応答案の FAX 送信のようなイメージと考えているが分からない。審査官からの指示であるのか、現地代理人の判断なのか。2回分の代理人手数料を請求される。 ・タイでは、商標の識別力の判断が厳しすぎる、誤訳の補正ができるのか分からない、ベトナムでは、外国文字は登録適格性がない、フィリピンでは、商標の識別力の判断 																									

が緩すぎる、使用宣誓書の提出期間の問題、異議手続が準司法的である、シンガポールでは指定商品（役務）のリストが現地代理人以外に公開されていないなど、様々な課題があるものの商標制度や運用に係るものであり、ハーモナイゼーションの議論にはなるものの知財協力という観点では馴染まないものと思われる。

2.2.5 登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①年金の支払手続において支払だけでなく追加の手続が必要となる、②商標で登録後指定された年以内に当該国で登録商標を実際に使用している証拠を提出する必要がある、③商標の実際の使用に関する公証人や領事の認証済みの宣誓書を提出する必要がある、④特許発明の実施が強制されている、⑤ライセンス契約に関する公開情報がない、⑥職務発明制度において、当事者間の合意が尊重されない、その他。

特許について、登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<特許>

- ・回答①～⑥を選択した者はいなかった。

コメント

- ・シンガポールの特許の存続期間延長制度は、昔の日本と同じ2年縛りがあり、シンガポール国内での期間しか認められないところ、シンガポール国内の認証を取るのに1年程度しかかからないため、実質的には使えない。改善してもらえるとありがたい。また、シンガポール以外は特許の存続期間延長制度がないので、制度が導入されるとよい。

意匠について、登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<意匠>

- ・回答①～⑥を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

商標について、登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～⑥を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロゴが付けられていない状態で税関を通った後、販売するときにロゴが付けられるケースがあり、そのようなケースでは税関での差し止めができなくて困る。

2.2.6 審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①出願人でも審判で当事者として同席できなかった、②審判がかなり長期化する、③無効審判や異議の際の訂正範囲の制限が厳しい、④提出する証拠や翻訳文について 認証や公証が必要、その他。

特許、意匠、商標について、審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

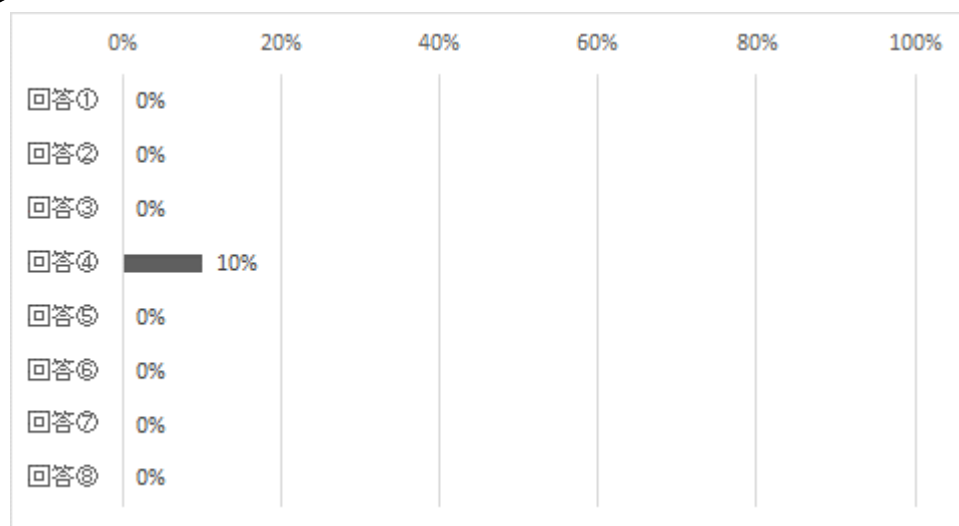
<p><特許・意匠・商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～④を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <p>なし。</p>

2.2.7 知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①IPC分類が付与されていない／間違ったIPC分類が付与されている公報が多い、②書誌事項しか収録されておらず公報の詳細内容が不明、③包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できない、④公報収録率が低い、⑤知財庁検索データベースの公報収録のタイムラグが大きい、⑥登録番号が収録されていない、⑦PCT関連情報や優先権情報が表示されない、⑧英語対応が不十分（英語で公開されている情報が少ない等）、その他。

特許について、知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<特許>



回答①～⑧を選択した者の割合

- ・ 回答④を選択した者は、1者（10%）であった。
- ・ 他の回答を選択した者はいなかった。

回答④を選択した者のコメント

- ・ シンガポール、フィリピンについて、収録状況がよくない。

その他コメント

- ・ シンガポールについて、検索の度にキャプチャの文字を入力する必要があるのが煩わしい。
- ・ シンガポール、フィリピンについて、使いたいけど、ダウンロード情報の制限があり使いにくい。数百～数千件のデータを見る場合もあるので、ダウンロードの制限をなくして欲しい。
- ・ ASEANの知財庁のデータベースの課題については、JETROサイト「知的財産に関する情報」に掲載されている「産業財産権データベースの調査報告（2017年度版）」にまとめられている。書誌事項が収録されていても登録公報が収録されていなかったり、包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できなかつたり、英語対応が不十分だったりする点は改善してほしい。まず、公報収録率を上げていくための支援を優先し、支援を継続することで徐々に改善されることを望む。
- ・ ASEAN各国において、データベース収録の基礎データを充実させて欲しい。現地語と英語で検索した場合や、商用又は有料のデータベースを使用している場合、検索結果に差が出たりする場合がある。クリアランスの関係で漏れないかどうかを確認するのが難しい。
- ・ 収録データの正確性が不明。

意匠について、知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<意匠>

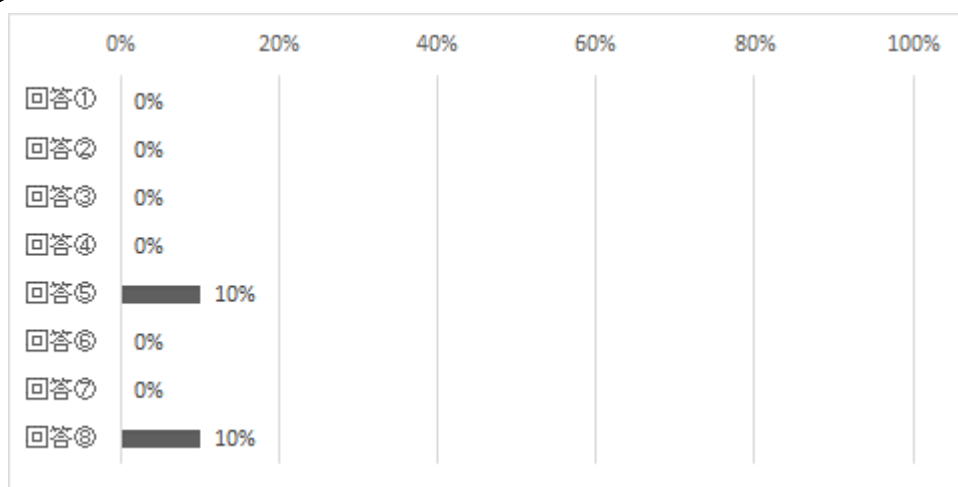
- ・回答①～⑧を選択した者はいなかった。

コメント

- ・シンガポールについて、検索の度にキャプチャの文字を入力する必要があるのが煩わしい。

商標について、知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<商標>



回答①～⑧を選択した者の割合

- ・回答⑤、⑧のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

コメント

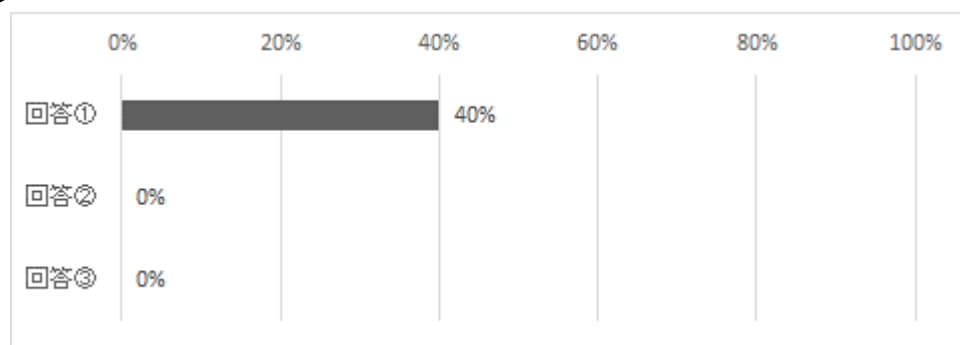
- ・シンガポールについて、検索の度にキャプチャの文字を入力する必要があるのが煩わしい。

2.2.8 使い勝手のよい又は便利だと思う制度や運用について

回答選択肢：①早期審査制度で PPH や ASPEC などの選択肢がある、②電話や面会等で審査官に直接説明できる機会がある、③シンガポールのシリーズ商標制度などの各国特有の制度、その他。

特許について、「①早期審査制度で PPH や ASPEC などの選択肢がある」と回答した者が多く、4者（40%）であった。

<特許>



回答①～③を選択した者の割合

- ・回答①を選択した者は、4者（40%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答①を選択した者のコメント

- ・インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアは、PPH 又は PCT-PPH を利用している（おすすめている）。理由は、審査が通常よりは促進されるため、日本と同一のクレームで権利化されて管理しやすいため。PPH を利用できない案件（過去の案件）については、修正実体審査を利用しており、比較的問題なく処理できている。ユーザー側の利益だけを考えるならば、修正実体審査制度が存続してくれるとありがたい。
- ・シンガポール、マレーシアは、ASPEC による早期審査が機能している。
- ・制度として PPH は重要と考える。

その他コメント

- ・シンガポールには、複数の実体審査ルートがあり、対応他国の審査結果が活用することができる。

意匠について、使い勝手のよい又は便利だと思う制度や運用に関する回答は得られなかった。

<意匠>

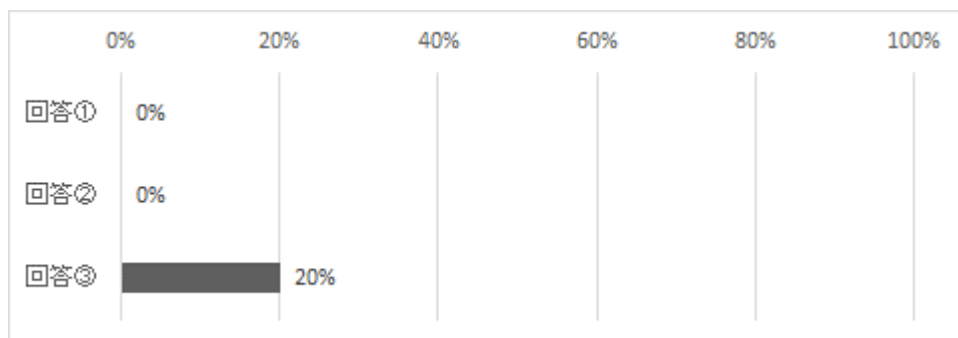
- ・回答①～③を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

商標について、「③シンガポールのシリーズ商標制度などの各国特有の制度」と回答した者が、2者（20%）であった。

<商標>



回答①～⑧を選択した者の割合

- ・回答③を選択した者は、2者（20%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答③を選択した者のコメント

- ・シンガポール、マレーシアにおけるシリーズ商標制度、登録同意制度。

その他コメント

- ・シンガポールでは、「標準文字」がない代わりに、標準的な書体で登録すれば他の書体の商標も保護されるのは便利だと思う。

2.2.9 審査の満足度について

特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの回答が多かった。

<特許>

- ・ASEAN6について、先進国の登録クレームに合わせると許可されるので、審査の質に関しては特に不満を感じていない。（他3者から同様の回答あり。）
- ・ASEAN6について、PPH、ASPEC、修正実体審査などで他国の審査結果を出せば、ほとんど登録を受けられる。
- ・インドネシア以外のASEAN6は、比較的適切に外国の審査結果を受け入れているので、PPHが有効に機能していると感じている。
- ・シンガポールについて、実体審査の質という観点では、中国語文献も検索対象としているなどの点で注目しているが、PCTのISRで中国文献が引例としてあげられた場合、それが各国でどのように評価されているのかがまだ分からないので、今後検証していく必要がある。ただし、シンガポールは、マーケットが小さく、コストも高いので、ASPECの起点として出願する魅力は少ない。
- ・シンガポールについて、審査の質に特に問題は感じない。
- ・シンガポール、マレーシアについて、他のASEAN諸国と比べて審査が早い点で満足度が高い。
- ・ASEAN6について、全体的に審査官の技術理解度が低い傾向があると感じる。

<p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールは、他の ASEAN 諸国に比べて満足度が高い。

2.2.10 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN6 各国への支援施策に関する最新の協力覚書について

<p><中国ーシンガポール></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「シンガポール知的財産庁 (IPOS) は、シンガポールおよび中国企業間のイノベーションを奨励し、協力を促進するための三者合意書に署名 (2017年8月22日)」⁵⁵⁷ <p>世界中の知的財産及びイノベーションコミュニティと現地企業を結ぶための IPOS の取り組みの一環として、IPOS の Daren Tang 長官は、2017年8月22日に中国の広州で開催された第8回シンガポール広東協力会議 (Singapore-Guangdong Collaboration Council Meeting) に出席。中新知識フォーラム (SSKF) と協力した中新広州知識城 (SSGKC) の年次重要行事にて、IPOS、SSGKC の Investment and Development Co Ltd (GKC Co) および通商中国 (BCS) との間の覚書 (MoU) に署名が行われた。本 MoU は、シンガポールと中国の企業、団体、研究機関などの利害関係者との IP 及びイノベーションにおける協力を促進することを目的としている。</p> <p><シンガポールーフィリピン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「フィリピン知的財産庁 (IPOP HL) は、シンガポール知的財産庁 (IPOS) との二国間協定に署名(2017年10月4日)」⁵⁵⁸ <p>フィリピン知的財産庁 (IPOP HL) の Josephine R. Santiago 長官は、フィリピンとシンガポールにおける知財制度の発展と促進に協力するため、シンガポール知的財産庁 (IPOS) の Daren Tang 長官と二国間協定の覚書に署名する。</p> <p>協力分野は、1) 事務管理特許検索と審査、商標審査、人材育成、品質保証、知的財産管理審問手続および知的財産 (IP) 権の創造、保護、エンフォースメントに関するキャパシティビルディングと研修活動、2) IP 教育、イノベーションと創造、技術移転、IP 管理、評価と商業化を推進する上での IP の役割、3) IP 情報とベストプラクティスの交換を含む。</p>
--

⁵⁵⁷ 「IPOS signs tripartite agreement to encourage innovation and promote cooperation between Singapore and China's enterprises」 IPOS ウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/media-events/happenings/ViewDetails/ipos-signs-tripartite-agreement-to-encourage-innovation-and-promote-cooperation-between-singapore-and-china-s-enterprises/>、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

⁵⁵⁸ 「IPOP HL signs bilateral agreement with IP Office of Singapore (IPOS)」 IPOP HL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/services/trademark/109-releases/news/638-bilaterals-of-ipophil-and-ipos>、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

2.2.11 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN6 各国への支援に関する最近の動向について

<WIPO－シンガポール、ベトナム>

- ・シンガポールで営業秘密セミナー主催(2017年9月25日、26日)。

<WIPO－シンガポール、ベトナム>

- ・ベトナムで中小企業向け知財セミナー主催等(2017年10月24日)。
(現地メディア、WIPO HP にて掲載。URL 切れ。)

<米国－シンガポール>

- ・「シンガポール知的財産庁 (IPOS) 長官と米国特許商標庁 (USPTO) 長官がイノベーション支援に関する協力を議論(2018年5月4日)」⁵⁵⁹
シンガポール知的財産庁 (IPOS) の Mr Daren Tang 長官と米国特許商標庁 (USPTO) の Mr Andrei Iancu 長官が会合。Tang 長官は、バージニア州アレクサンドリアの USPTO 本部への訪問中、シンガポールと米国がそれぞれの国のイノベーションを促進するためにどのように協力できるかを議論した。これには、新技術、製品およびサービスを開発し、新しい国際市場に進出する際のイノベーターと企業の支援が含まれる。

<豪州－ASEAN>

地理的な近さや戦略的な意図もあり、シンガポールなどに定期的に人を送り込んで活発な活動をしている。以前は通信教育など、今は E-Learning などを通じた人材育成もやっていて、豪州に出張しなくても教育が受けられるサービスも提供しているようである。

2.2.12 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN 全体に対する支援施策について

<WIPO－ASEAN>

- ・「協力と連携の主要テーマに関する WSO 会議 (2018年9月6日)」⁵⁶⁰
ASEAN 地域で IP 技術援助プロバイダー (IPTAP) の非公式会合を開催することは、シンガポールの WIPO 地域事務所 (WSO) にとって大きな特権であった。EU 知的財産庁、INPI (フランス)、IP オーストラリア、ジェトロ (日本)、イギリス知的財産庁、および米国特許商標庁の代表者が出席し、優れた貢献を提供し、協力し続ける意欲を示した。

⁵⁵⁹ 「IPOS Chief Executive and USPTO Director discuss cooperation in supporting innovation」 IPOS ウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/media-events/happenings/ViewDetails/ipos-chief-executive-and-uspto-director-discuss-cooperation-in-supporting-innovation/>、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

⁵⁶⁰ 「Cooperation and Collaboration Key Themes in WSO Meeting」 WIPO ウェブサイト内、URL: http://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0009.html、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

<WIPO, EUIPO—ASEAN>

- ・「ASEAN IPR Action Plan 2016-2025 meeting (2016年12月14日、タイ)」⁵⁶¹

1) WIPO 講演: Future Global IP Landscape: ASEAN as key Player (Mr. Denis Croze)

WIPO の今後のアセアンにおける取組支援としては下記のようなものがある。

- 知財政策策定への取り組み支援。知財庁だけでなく、他の省庁や大学などを巻き込んで知財政策を策定することを支援する。例えば、GI (Geographical Indication) については知財庁だけではなく農水関係省庁にも声をかけていくことが重要である。
- 知財庁診断は WIPO が今後も取り組んでいく。これは IPR Action Plan 2016-2025 の戦略目標①とも沿ったものと言えよう。
- IP 環境の有効化プロジェクト (技術開発や管理、商用化のための能力向上)。例えば、産学官連携のプラットフォーム構築としてタイの大学が同プロジェクトに関わっている。
- 手続の調和と簡素化として、TLT、STLT、DLT (案) 条約等の方式面での国際調和支援。これは、戦略目標②にも沿ったもの。
- WIPO のアセアンオフィス (シンガポール) を活用した支援。例えば、WIPO—シンガポールの MOU 締結に基づく協力としてアセアン諸国における知的財産の意識向上と能力構築 (中小企業向けのワークショップ、大学への調査訪問など)。

2) EUIPO 講演: Role of EUIPO : ASEAN IPR Action Plan 2016-2025 (Mr. Ignacio de Medrano Caballero)

- ECAPIII は 2017 年 2 月にプロジェクトが終了。
- 新たな EU とアセアンの協力の枠組みである ARISE+ の中の第 2 コンポーネント ARISE+IP (アレイズプラスアイピー) と、IP KEY とに取り組むことになった。

<EUIPO—ASEAN>

- ・「EU と東南アジアの裁判官は IP 問題に対するエンフォースメントシステムを促進 (2018年7月4日)」⁵⁶²

フィリピンを含む東南アジアの裁判官主要メンバーは、7月4日、各国の知的財産のエンフォースメントに関わる手段を共有するため、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) に集まった。欧州連合 (EU) は、国際 IP 基準の履行は東南アジア全域で異なる傾向にあり、これによりその地域で営業する多くの地元企業及び外国企業の不信を招いていると指摘した。三日間の円卓会議を通して議論するトピックとプラクティスは、国際的な IP 体制を含めた IP 問題の手続きのための特別な規則、法的救済、暫定的かつ予防的手段、及び管轄権についてである。

同円卓会議は、EU により 4 年間で 700 万ユーロの資金を供給され、EUIPO により履行されているプログラムである IP Key 東南アジア (IP Key Southeast Asia, IP Key SEA) の活動範囲の一つである。IP Key の主な目的は、地域での取引や投資を促

⁵⁶¹ 「Southeast Asian Countries Launch IP Cooperation Plan To Be Assisted By WIPO, EU」 Intellectual Property Watch ウェブサイト内、URL: <http://www.ip-watch.org/2016/12/16/southeast-asian-countries-launch-ip-cooperation-plan-assisted-wipo-eu/> [最終アクセス日: 2019年2月8日]

⁵⁶² 「EU, SEA judges to boost enforcement system vs. IP cases」PHILIPPINE NEWS AGENCY ウェブサイト内、URL: <http://www.pna.gov.ph/articles/1040424>、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

す適切な法的及び経済的環境を創造するために東南アジア知的財産権 (Intellectual Property Rights, IPR) の保護及びエンフォースメントをサポートすることである。

2.2.13 今後のJPOからの支援について

国内のヒアリング対象者から以下のような ASEAN 諸国への共通の要望が聞かれたが、シンガポールに関しては総じて満足度が高く、実状には当てはまらないことも多い。

制度整備支援については、模倣品対策の改善を望む意見があった。

人材育成支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとのコメントが多かった。

情報化支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望むコメントが多かった。

また、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務処理改善などにつながるような支援を望むコメントがあった。

(制度整備支援について)：模倣品対策の改善など

- ・シンガポール、マレーシアは、税関の登録制度が存在していない。インドネシアは、税関の登録制度が存在するが、インドネシア国外の企業は活用できない。よって、シンガポール、マレーシア、インドネシアでは、実質上水際での模倣品の差し止めができない。この点は改善を要望する。
- ・ASEAN6 について、PPH が円滑に活用できたり、先進国で登録した内容で権利化できたりすれば、特に支障はないので、これらの国の法整備状況はあまり気にしていない。

(人材育成支援について)：審査期間の短縮、事務処理能力向上など

- ・ASEAN6 について、電子化、方式審査の処理や事務手続等、運営面の支援をして審査期間の短縮につながるような支援をして欲しい。新規性、進歩性など実体審査に対する資質向上も有益ではあるが、まずは基本的な方式不備などに対する事務処理、出願人や代理人との事務手続のやりとりに対する正確かつ迅速な事務能力を習得することが優先される事項ではないか。
- ・ASEAN6 について、実体審査に関する支援よりも、方式審査、事務管理、ビジネスプロセスに関する支援をする方が、審査期間の短縮に繋がると思われる。現地に人を中長期派遣して、現場に入り込んで支援していくと効果的かもしれない。
- ・ASEAN6 について、審査期間の短縮につながるような支援をしていただきたい。特にタイは、特許の登録までの期間が長いので、優先的に支援をして欲しい。
- ・ASEAN6 について、現在、審査官の育成などを JPO が積極的に行っているが、継続的に支援することで、日本のファンが次第に増えてきているように感じる。このような将来を見据えた長期的な視点の支援とともに、例えば JPO が持つ包袋などの管理ノウハウの提供のような、即効性を見込めるような支援も並行して行ってはどうか。
- ・ASEAN6 について、意匠に関して、方式に不備がある状態で指摘がないまま登録となることがある。登録後問題となることも考えられるので、方式審査の重要性を理解させるように支援してはどうか。
- ・ASEAN6 について、審査官への企業からの技術説明会の開催は、審査が遅いといった場合に効果的であった。
- ・ASEAN6 について、意匠に関して、実体審査のない国においても、審査に関する育成

支援をして欲しい。異議や無効審判、訴訟などの場面になれば、類否判断が必要となる。そのような場面になったときに、判断をする側にそのスキルを有する者がいないということがないようにして欲しい。

- ASEAN6 について、人材育成は必要ではあるが、PPH などの活用により少なくとも ASEAN6 では権利化が概ね期待どおりできているので、実務的（新規性、進歩性など）な支援の優先度は低い。
- ASEAN6 について、審査官の育成等の支援を継続して行っていただきたい。また、審査官だけでなく、審判官、裁判官や民間の知財に関する人材についても育成支援をして欲しい。
- ASEAN6 について、審査協力・人材育成という観点について、現地知財庁に入り込み、中長期専門家派遣という形でじっくりと根気よくサポートする方法が効果的と感じる。現地の最新情報も把握することができ、現地の訪問アポも取り易く日本側にもメリットがある。
- JPO が行う ASEAN 諸国等への人材育成への協力は、プログラム作成、受講認定証の発行、知財関連機関の見学、生活資金援助など、よく計画され、完璧な内容である。しかし、日本での研修終了後、当該研修を受けた人材を日本のためにどのように役立ててるのか、当該国と日本の人脈をどのように引き継いでいくのかの戦略があってもいいのではないか。日本で実力をつけた人材が帰国後には知財庁をやめて民間で働く例が多いことも念頭に置く必要がある。

(情報化支援について)：公報収録率向上など

- ASEAN6 の知財庁は、出願の経過情報や OA の内容に関する公開が遅れている。また収録率も低いように思われる。これまで様々な支援が行われているが、電子化がまだ不十分なところがあるのではないか。
- ASEAN6 の知財庁は、出願の経過情報や OA の内容に関する公開が遅れている印象がある。英語での公開があれば望ましいが、そもそも公用語での公開もなされていない国もある。まずは、インド知財庁並の情報公開（審査官の OA の書誌事項や起案内容を見ることができるようになる）ができるような援助が必要なのではないか。ASEAN6 各国で実現できれば望ましいが、優先度をつけるとすると、シンガポールは少し進んでいるので優先度を下げ、生産国及びマーケットとして大きいタイ、インドネシアを優先的に支援することが考えられる。その次はベトナムである。中国から出て行った企業がベトナムに移転しつつあるので、これまで以上の発展が予想される。
- ASEAN6 について、紙ベースの事務運用から徐々に電子化を進める必要があるだろう。データベースの収録率向上や収録情報の拡大には、各種手続が電子化されている必要があるためである。
- ASEAN6 について、データベースの英語情報の拡充につながるような支援をしていただきたい。
- ASEAN6 について、知財庁から正確なデータがすべて提供されているかどうか分からないので、そのデータを加工してサービスをしている民間のデータベースを利用しても信頼性は低いと感じている。
- ASEAN6 について、公開公報は収録されているが抄録しかない、登録公報は発行されないなど、ユーザーにとっては不便なことも多いが、現地の国内で見たいというニーズは少なく、国民からの批判もほとんどないので、外国からみて不便だとしても現地知財庁はなかなか改善に取り組もうとしない。これまでも情報化・機械化支援は様々な国で行われてきたが、当初予定した成果を得るのが難しいところもあるのは、上記

知財庁の姿勢が関係しているのではないか。

(現地代理人に関する支援について)：誤訳削減、事務処理改善など

- ASEAN6について、知財庁職員、現地代理人との三者ミーティング、セミナーも有効と考える。特にアセアン各国において母国語が異なるため、現地代理人による誤訳の問題は今後顕在化するものと考えられる。知財庁職員・現地代理人は英語に堪能であるものの、権利活用・行使の対象者となる現地の人々がそうであるとは限らない。
- ASEAN6について、知財庁等の政府職員向けだけでなく、現地代理人向けの支援も必要と考える(少なくとも誤訳チェックによる誤訳削減等の期待がある)。現地代理人の研修制度、代理人協会の役割等を把握し、現地代理人のレベルアップも必要と考える(早期権利化・審査の質向上、権利行使の簡易手続等を実現するため)。現地代理人向けの支援は、他の先進国はあまり実施していないと思われるため、日本から支援する余地があるのではないか。
- ASEAN6について、現地代理人の事務処理を改善する支援があるとよいかもしい。期限管理がしっかりできていない事務所もある。ただし、ASEANでは実際にはトラブルに発展したような事例はない(ブラジルではトラブル事例があった)。
- ASEAN6について、現地代理人は、事務管理能力が不十分で期限管理ができていないケースがあり、OA期限の直前に通知がくるようなこともある。現地代理人の選択肢が限られており、コンフリクトが心配なので、現地代理人の育成についても支援してほしい。また、現地代理人に関する情報が入手できると良い。

(その他)

- 日本の視点から見たASEANの課題については、これまで様々な団体や機関が現地へ訪問して伝える等しており、なぜ日本は同じようなことを何回も聞いてくるのかという声もある。日本が課題だと思っても現地在が課題と認識していなければ改善が進まないこともある。現地のメリットに繋がるような支援のやり方が効果的なものかもしれない。
- ASEAN6について、日本企業からの要望に対応して改善しなければ日本企業からの投資が減ってしまうような場合には、現地も前向きに改善に取り組む可能性がある。
- ASEANの選抜メンバーを日本に招へい研修してもご褒美旅行というイメージが強い印象(アメを目的とするならばよいが)。研修内容が現地で情報共有されることはほぼなく、単発になり易く効果的な育成に結び付きにくいと考える。
- ASEAN6について、現地へ権利行使できるようにするための支援もしてほしい。特許については、未だASEANでは訴訟件数が少なく権利範囲の争いはほとんどないため時期尚早かもしれないが、これまでの支援を継続しながら徐々にステップアップしていくとよいかもしい。
- ASEANでは、未だ裁判を起こしたことはない(警察や行政にお願いしたことはある)。知的財産の裁判に関する情報が少ないため、裁判の実効性が不明である。ASEANでの権利行使など裁判に関する情報があるとありがたい。
- ASEAN6について、現地代理人の情報を得にくいいため、何らかの客観的なデータの提供があるとよい。例えば、得意とする分野や受けた拒絶理由の種類など、出願経過情報が公開されていれば入手可能な公開情報に基づくデータを代理人別に集計した情報があるとよい。これらの情報は公開されるのが好ましいが、少なくともJPOが把握していてもいいのではないか。各国での代理人の質の向上に関する支援に資すると考える。

3 海外現地ヒアリング調査

3.1 概要

シンガポールでは、現地法律事務所3か所に対して事前質問票及び追加質問票を送付し、その回答に関してさらにヒアリング調査を行った。以下では、これらの質問票とヒアリングの回答を掲載する。

電子出願システムやユーザー用DBについては、運用が開始されてから長く、安定性や正確性、機能面でも熟しており、いずれも使い勝手もよく、特に問題はないとの意見であった。

法制度に関しても多くの見直しがなされており、近年ではコンピュータープログラムや部分意匠なども認められるようになってきている。最近では、フィンテック・ファスト・トラック制度も開始され、先進技術分野の保護も積極的になされている。外国周知商標に関しては、シンガポール国内で周知性を獲得する必要があると、悪意の商標出願とみられるものが多く確認されているものの、外国での周知性のみを根拠に対応することには困難を伴う点が指摘された。

IP5等からの支援については、USPTOからの上級審査官向けの研修プログラムもあるが、ASEANとしての意見交換や審査に関する作業部会など、シンガポール一国を対象とするものに限らない協力体制の構築といった傾向がみられた。

3.2 事前質問票及びそのヒアリング結果

3.2.1 システム関連の課題について

特許のデータベースに関しては、2014年2月以前のデータの閲覧に手数料が必要との指摘があったが、その他、データベース及び電子出願システムについて特に問題点や課題の指摘はなかった。

<特許DB・全体>

(使い勝手がよい、特に問題はない)

- ・IPOSのデータベースに関しては、特に挙げるべき問題はない。また、昨年IPOSはデータベースをさらにユーザーフレンドリーに改善すべく、法律事務所等のユーザーから意見を収集するためのワークショップを開催していた(2日間)
- ・事務所では、IPOSの特意商のユーザー向け検索DBを使用している。昨年アップデートがあり、使い勝手はとてもよい。また、クライアントからの依頼内容に応じて、有料のDBを使用することもある。ASEAN TMviewなども案件に応じて使い分けている。

(2014年2月14日前的手続書面の閲覧は手数料が必要)

- ・公衆は特許出願の手続記録を閲覧することができる。2014年2月14日以降に提出された特許書類はオンラインで直接利用可能であるが、その前に提出された書類は、IPOSに請求して手数料を支払う場合に限り利用可能である。古い出願の手続記録が将来的にオンラインで利用可能になるのか明らかでない。

<p>(海外案件は他国のDBを使用している)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外案件の調査や優先権などの確認には、USPTO、KIPO、JPO、CNIPA(SIPO)、WIPOなどのウェブサイトを使用している。WIPOのウェブサイトは参考として使用している。加えて、他国の登録などを調べるには、EPO、AUIPO、香港、ニュージーランド等のサイトも使いやすい。
<p><意匠DB></p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし
<p><商標DB></p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 商標に関しては、ASEAN TMView も使用している。その他、コストとの兼ね合いもあるが、SAEGIS という商標データベースを使用している。

電子出願システム

<p><特許・全体></p> <p>(使い勝手がよい、問題ない)</p> <ul style="list-style-type: none"> IPOS の電子出願システム (IP2SG) も使用している。使用上の問題点も特にない。出願だけでなく、異議申立てやこれら審判の証拠の提出など、すべての書面を電子で提出することができる。また、原本の提出も不要である。遅い時間(19時や20時など)であっても受付可能なので非常に便利である。ただし、20%くらいはテクニカルな問題で使用できないときもある。 IPOS の特許商の電子出願システムを使用している。特に問題は生じていない。 検索及び手続には主に IP2SG を使用している。IP2SG は SG 案件のみの調査に使用しているが、特に問題はない。 出願その他の手続についても、すべての書面を電子で提出できるため、便利である。紙で提出する場合、電子化手数料もかかるので、すべて電子で書面を提出している。
<p><意匠></p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし
<p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし

3.2.2 コンピュータープログラムの特許適格性について

シンガポールでは、コンピュータープログラムの保護については否定されていない。旧法では「発明に該当しないもの」(旧特許法第13条(2))の一つにコンピュータープログラム自体が挙げられていたが、1996年改正法からは旧第13条第(2)が削除された。2016年にはソフトウェア関連発明に関する特許ガイドラインも作成され、公開されている。ただし、ソフトウェア関連発明に関する特許性の議論は不透明であり、判例などの積み重ねが

必要といった意見もあった。その他、コンピュータープログラムに関しては、GUIなどで意匠法、言語の著作物として著作権法による保護がなされている。

(技術的特徴を備える場合に認められうる)

- ・審査官が検討するのはクレームの形式ではなく、むしろ実体であることから、特定の事例が存在していないことに留意されたい。審査官がクレームに特許可能な保護対象が含まれているのか検討する場合には、どのように課題が解決されるのか、どのようにクレーム保護対象が作用するのかを考慮して、クレーム保護対象が「実際に寄与する内容」を特定しなければならない。これに関して、上述した「実際に寄与する内容」の特定は、*Aerotel Ltd. v. Telco Holdings Ltd. Ors. Rev 1 [2007] RPC 7* における *Aerotel/Macrossan* テストのステップ2に従う。

概してコンピュータを利用したビジネス方法に関するクレームは、各種の技術的特徴（例えばサーバ、データベース、ユーザデバイスなど）が、(i) 実質的な程度で、かつ、(ii) 特定の課題に対応する態様で、ビジネス方法のいくつかのステップにおいて相互作用する場合、発明とみなされる。

これに関しての詳細は特許出願審査ガイドラインの第8章を参照されたい。写しを添付する。

- ・シンガポール特許法はコンピュータープログラム（すなわちソフトウェア）を特許可能なものから除外していないが、特許規則19(7)によると、クレームの保護対象は発明の技術的特徴に関係することが要求される。さらに審査ガイドラインの paragraph 8.28(f) に示す指針では、「ソフトウェアに関するクレームは、ソフトウェアコードのみによって特徴づけられるが、いずれの技術的特徴によっても特徴づけられない場合、実際に寄与する内容が単なる情報の提示にすぎないものと考えられることから、発明とみなされないであろう」と述べている。

方法クレームによってコンピュータープログラムを保護することは可能であるが、発明と一体的な技術的特徴をクレームに含むことが要求される。コンピュータープログラムを保存する記憶媒体に関するクレームについても、そこに記載されている技術的特徴が発明と一体的なものである限り保護が認められる。したがって記憶媒体を単に記載するだけでは、クレームが特許可能な保護対象にはならない。

(改正前は適格性がなかったが改正後は認められうる)

・ Patents Act

特許法

シンガポール共和国特許法（第221章、2005年改正版）の第13条第(1)項では、(a) 新規性がある発明、(b) 進歩性がある発明、及び(c) 工業的応用が可能な発明には特許性があると定めている。

1996年1月1日以前においては、旧特許法（第221章、1995年改正版）の第13条第(2)項に、以下のような例外が盛り込まれていた。

(特に) 以下のもの（言い換えると、以下のものから成る何か）は、本法に定める発明に該当しないことをここに宣言する。

(a) 発見、科学的理論又は数学的方法。

(b) 文学作品、音楽を伴う劇作品若しくは芸術作品、又はその種類は問わない他の美的創作物。

(c) 精神的な行いをなす、ゲームをプレイする若しくは事業を営むための仕組み、規則若しくは方法、又はコンピュータのためのプログラム。

(d) 情報の表示。

ただし前述の定めに従い、前述のものを本法に定める発明として取り扱うことが禁じられるのは、ある特許又は特許出願が、前述のもの自体に関係するものである場合に限られる。

前述の第13条第(2)項第(c)号に基づき、営業方法やソフトウェアは、特許保護の対象から明示的に除外されていた。

前述の第13条第(2)項は、1996年1月1日発効の1995年シンガポール共和国(改正)特許法の制定をもって廃止された。この廃止は、特許法を、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)の第27条第(3)項と整合させるためのものであった。同項に基づき、加盟国は、(a)人又は犬の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法、並びに(b)動植物の生産に必要な植物的方法、動物的方法及び生物学的方法(非生物学的方法及び微生物学的方法は除く)を特許の対象から除外できる。同項では、ソフトウェア及び/又は営業方法の除外については定めていない。また第27条第(1)項では、第(2)項(公序良俗を守るために必要な除外に関する条項)及び第(3)項の定めに従うことを条件として、「特許は、新規性、進歩性及び工業的応用の可能性のあるすべての技術分野の発明(製品であるか方法であるかは問わない)について与えられる。」と定めている。

しかし、旧第13条第(2)項の廃止により、ソフトウェアを、特許保護の対象から無条件に除外されるものではなくなったと解釈してよいのかどうかについては、今なお明らかにされていない。

(様々な側面から保護されている)

- 下記に関する議論を通じて、コンピュータープログラムのさまざまな側面の保護に取り組んでいる。

特許

シンガポール共和国知的財産庁(IPOS)の特許出願審査ガイドライン⁵⁶³によると、何らかの技術的特徴ではなくソース・コードのみを特徴とするソフトウェアには特許性がない。

しかし当該ガイドラインでは、コンピュータにより実現される発明は特許保護の対象となるという立場をとっている。

特許性のある「発明」がクレームに明示されているかどうか判定するため、審査官は、クレームの形式より実質を優先する方針で審査し、(先行技術に対する)発明の「実際の貢献」の有無を特定する。審査官の決定を左右する重大な要素には、解決される問題、発明の作用及び発明の利点がある。実際の貢献が、「発明」ではない対象のみにある場合、クレームは拒絶される。

前述のガイドラインによると、コンピュータにより実現される発明を対象とするクレームの実際の貢献の有無について判断する場合、審査官は、コンピュータ(又は他の技術的特徴)が、クレームに明示されている発明に対しどの程度貢献しているかについて判断する。コンピュータにより実現される発明に関して、当該コンピュータ(又は他

⁵⁶³ 参考 URL: https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2017-oct.pdf に掲載

の技術的特徴)の構成に実際に貢献していると判断されるには、クレームに明示されている当該コンピュータ(又は他の技術的特徴)が当該発明にとって不可欠なものであることを証明する必要がある。

著作権

コンピュータプログラムは、以下のようなシンガポール共和国著作権法(第63章、2006年改正版)第7A条に定められている言語の著作物として保護される。

編集著作物やコンピュータプログラムを含む文学的著作物

7A. - (1) 本法における「言語の著作物」は以下を含む。 ...
... (b) コンピュータプログラム。

「コンピュータプログラム」については、著作権法第7条の以下の条文に定義されている。

「コンピュータプログラム」とは、下記を通じて直接、又は下記のいずれか若しくは双方の後に、あるデバイスに特定の機能を実行するための処理能力を持たせることを目的とする一式の指示(関連情報の有無は問わない)の、いずれかの言語、コード又は表記法による表現をいう。

- (a) 別の言語、コード又は表記法への変換。
- (b) 実質的に異なる形式での再現。

著作権法第27条第(1)項に基づき著作権保護を求めるコンピュータプログラムは、原作物であり、原作者が著作権法に定められている「適格者」であるものでなければならない。

• Registered designs

登録意匠

「コンピュータ・システムの視覚要素であって、ユーザーによるコンピュータとのやり取りを可能にする要素」として(シンガポール共和国法務省知的財産庁(以下、「IPOS」という。))の最終報告書である「シンガポールにおける登録意匠制度の見直し」の第2条第2項第16号⁵⁶⁴に)定められているグラフィカル・ユーザー・インターフェース(以下、「GUI」という。))は、2014年度IPOS実務指令第4号「グラフィカル・ユーザー・インターフェース(GUI)の登録」⁵⁶⁵に従い、シンガポール共和国登録意匠法(第266章、2005年改正版)に基づき登録できる対象として確認されている。

登録を求めるGUIは、

- (a) 工業的方法により物に適用されるか、非物理的製品に適用されるものでなければならない。
- (b) 静的なメディア上で、主観を含まない形で明確に表示されるものでなければならない。
- (c) 動的な意匠の場合、意匠の各動きのストップモーションを示す一連の表現を通じて表示されるものでなければならない。

⁵⁶⁴ 参考 URL: <https://www.mlaw.gov.sg/content/dam/minlaw/corp/News/Annex%20A%20-%20Final%20Report%20for%20Designs%20Review.pdf> に掲載

⁵⁶⁵ 参考 URL: <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/design/practice-directions/practice-direction-no-4-of-2014---guis.pdf> に掲載

・判例法

前述のガイドラインは有益なものであるが、ソフトウェアの特許適格性に関する法律について裁判所で判断が下されたことはない。

「*First Currency Choice Pte Ltd v Main-Line Corporate Holdings Ltd*」事件（2007年度シンガポール共和国最高裁判所上訴法廷（SGCA）第50号事件、2008年度シンガポール共和国公式判例集（再発行）第1巻335頁に掲載。以下、「*First Currency Choice*」事件という。）の原告は、「カード決済システム用動的通貨換算手法」に関する特許の権利者であった。この手法は、商人とカード保有者の間における売買の時点で決済用カードによる取引に使用される通貨を自動判定するシステム及び手法であった。このシステムには、自動化に必要な一式のコンピュータ指示を暗号化するためのコンピュータプログラムが含まれていた。原告が特許侵害訴訟を提起すると、被告は、新規性と進歩性を欠いているという主張とともに、当該特許の無効を反対請求した。シンガポール共和国最高裁判所高等法廷は当該特許を認め、被告は特許を侵害したと認定した。最高裁判所上訴法廷もこの認定を支持した。

しかし両当事者は、ソフトウェア又は営業方法の特許適格性については議論せず、上訴法廷も、当該適格性については審理しなかった。このため、*First Currency Choice* 事件を、裁判所がソフトウェアの特許性のある発明として認めたことを示す事件としてみなすことはできない。

前述の事実を踏まえると、ソフトウェアの特許性に関するシンガポールのアプローチは依然として不明瞭である。

(審査ガイドラインが見直された)

- ・2015年にIPOSは複数の知財機関に対して、審査ガイドラインの見直しに関するフィードバックを提供するよう要請した。これにはコンピュータ利用発明の審査に関する条項の見直しも含まれている。2016年5月には、特許可能な保護対象（コンピュータ利用発明）に関する審査ガイドラインが含まれた。

さらにIPOSは（IP Academy (<https://www.ipacademy.com.sg/about-us>) を介して）セミナーの企画及び支援を行っており、IPOS特許審査官・その他の専門家が、コンピュータ利用発明の特許に関して議論している。関係する最近のセミナーとして、「ソフトウェア特許 – 欧州、日本、米国、シンガポールからの視点」「人工知能における知財/ITの問題点」などが挙げられる。

・IPOSの特許出願審査ガイドライン

詳しくは、質問1の「特許」に関する弊所の回答を参照のこと。

3.2.3 部分意匠制度について

シンガポールでは、2014年改正以降、部分意匠の登録が認められている。

(部分意匠の登録は認められる)

- ・2014年にシンガポール知的財産庁（IPOS）は、シンガポールにおける登録意匠制度の見直しに関する公衆の意見募集を開始した。そこで挙げられた問題の1つが、意匠保護を「部分意匠」、すなわち物品の全体ではなく一部に限定した保護まで拡大すべきか否かであった。

この見直し後、シンガポールは部分意匠の保護を認めている模様である。意匠保護に関する IPOS の 2014 年特別実務指令 No. 2（意匠願書様式に添付して提出する意匠の画像）では、どのように部分意匠のクレーム及び保護が認められるのか明確にしている。実務指令では次のように示している。「ある物品の 1 つ又は複数の部分のみに適用される意匠を保護するためには、その物品における 1 つ又は複数の部分を、実線で明確に特定する。保護を求めない部分は、破線若しくは点線、又は陰影部分で示すことができる。破線若しくは点線、及び／又は陰影部分は参照用のみに供される」。この実務指令によって実施及び明確化された方針は、ある物品の 1 つ又は複数の部分に適用される意匠の保護を可能とするものである。意匠保護を求めない、物品のその他の部分は、出願において明確に表示すべきである。

部分意匠の保護を認めるシンガポールの方針は、EU、英国、米国、日本、韓国などの主要な法域に沿うものである。

登録意匠法に基づき、ある機能を実施するために、ある物品を他の物品と結合可能にする意匠の特徴は「マストフィット」排除の原則に基づき意匠登録対象から除外される。さらに、他の物品の外観に従属する意匠の特徴（意匠創作者が、両物品が単一の一体部分を構成するよう意図する場合）も「マストマッチ」排除の原則に基づき意匠登録対象から除外される。「マストマッチ」排除の原則はスペアパーツの保護を制限し、スペアパーツの製造及び販売を容易にすることを意図している。この排除原則は権利の均衡にとって有用なものである。「マストフィット」排除の原則は、単に機能的なものにすぎない意匠の特徴を排除する、一般的な登録意匠の保護範囲における特別状況と考えられる。

さらに、最近になってシンガポール知的財産庁（IPOS）は、2018 年実務指令 No. 1 を公布し、部分意匠について次のように規定している。「ある物品の 1 つ又は複数の部分のみに適用される意匠を保護するためには、その物品における 1 つ又は複数の部分を、実線で明確に特定する。保護を求めない部分は、破線若しくは点線、又は陰影部分で示すことができる。破線若しくは点線、及び／又は陰影部分は参照用のみに供される」。ご参考用に、シンガポール意匠制度の見直しに関する公衆の意見募集の最終報告書、及び最近の IPOS 実務指令の該当ページを添付する。

- ・ IPOS は、2014 年の意匠制度の見直し後、部分意匠の保護を認めている。シンガポールにおける部分意匠保護の方針は、欧州、英国、米国、日本、韓国を含む主要な傾向に沿うものである。

<保護を受けようとする部分が個別に作成され、独立して販売できる場合に限り、登録が可能か>

（日本を含む欧米等の部分意匠を認める国の動向に合わせる傾向にある）

- ・ シンガポール法務省は 2016 年に登録意匠制度に関する報告書を公表し、部分意匠の問題について具体的に取り扱っている。報告書は次の URL⁵⁶⁶から入手可能である。

報告書では、シンガポールが部分意匠の保護を認めており、出願人は実線を使用することによって保護すべき部分意匠を特定できると述べている。報告書ではさらに、日本を含む他の主要法域に同調して、部分意匠による保護は、その保護対象の部分意匠が別個に製造又は販売されない物品に適用されることを明確にしている。

⁵⁶⁶ 参考 URL: <https://www.mlaw.gov.sg/content/dam/minlaw/corp/News/Press%20Release/Final%20Report%20for%20Designs%20Review.pdf>

(英国の判例に基づき、個別に作成及び販売される物でなければ登録できない)

- ・シンガポール共和国登録意匠法（第266章、2005年改正版）は、1949年英国登録意匠法（1988）に基づく法律である。「物」の法定定義に含まれている「個別に作成及び販売される」という語句は、英国貴族院が、「*R v Registered Designs Appeal Tribunal; Ex parte Ford Motor Co Ltd*」事件（1995年週次公式判例集（WLR）第1巻18頁。以下、「*Ford Motor*」事件という。）において解釈したものである。この事件においては、『個別に作成及び販売される』物であるという基準を満たすには、より大きな物の『分割できる一部分として』作成及び販売されるものであるというだけでは不十分であり、『商品として独自の耐用年数を持ち、この物により構成されるより大きな物の単なる付属品ではない物』としてみなすことができる物でなければならない。このように見なすことができない物は『個別に作成及び販売される』物に相当しないため登録できない。」という見解が示された。

英国の判例法は、シンガポールの裁判所を拘束しないが、同裁判所による判断の根拠にはなる。

3.2.4 外国周知商標の保護について

外国で周知であっても、シンガポール国内で周知でなければ、第三者は当該外国周知商標を登録することができる。登録された場合、パッシングオフ（詐称通用）を主張して訴訟を提起することは可能であるが、シンガポール国内で周知である必要があり、請求が認められるのは難しい。

(シンガポール国内で周知である必要がある)

- ・他人の外国周知商標を登録することは可能なので回答は「Yes」となる。ただしその帰結は、各案件の状況によって異なる。

周知商標の保護に関してシンガポール商標法（第332章）（「商標法」）の規定では、商標がシンガポールにおいて周知でなければならないと特に示している。ご参考用に該当条文を添付する（商標法第2条(1)、第2条(7)-(9)、第8条(3)-(5)、第55条、第55A条）。

さらに、「商標がシンガポールにおいて周知とされるために、その商標が周知になっている関係部門として証明されなければならない対象は、シンガポール公衆のいずれの関係部門でもよく、この部門が大規模であることは要求されない。ただし、そうだからといって、商標がシンガポールにおいて周知とみなされる閾値が低いことを（さらに概論的に）示すものとして理解してはならない」ことを強調しておく。*Ceramiche Caesar SpA v. Caesarstone Sdot-Yam Ltd.* [2017] SGCA 30 [101].

したがって、商標がシンガポール国外で周知であっても、それと同様にシンガポールにおいて著名又は有名でなければ、第三者が同一／類似商標をシンガポールにおいて登録することは可能と考えられる。

これに関連して、*U-Manga International Business Co., Ltd. v. nunufish.com* [2017] SGIPOS 11におけるシンガポール知的財産庁（IPOS）の決定によると、シンガポールにおいて先行商標登録を有しておらず、ブランドの「周知性」も認められていない外国のブランド所有者は、「詐称通用」を根拠として訴訟を提起して、他の取引者によるシ

ンガポールでの同一ブランドの登録を防止することができる。「詐称通用」の制定法上の規定は商標法第8条(7)(a)であり、その条文の抜粋を添付する。

「詐称通用」が認められるためには、次の3つの要素を証明しなければならない。(1) 外国のブランド所有者の、シンガポールにおけるグッドウィルの存在。(2) 虚偽標記であること。(3) 損害の発生。すなわち、外国のブランド所有者は、シンガポールにおいて何らかの存在感又は有名性を有することが要求される。

- ・商標は外国のみではなく、シンガポールのいずれかの関係部門において周知であることを証明しなければならない。商標が周知であるのか否かを決定するために考慮される判断基準は次のとおりである。

- (a) 商標がシンガポールにおける公衆のいずれかの関係部門によって知られている又は認識されている程度
- (b) 次のいずれかに関する期間、程度、地理的範囲
 - (i) 何らかの商標の使用
 - (ii) 何らかの商標の販売促進活動、これには商標出願対象の商品又はサービスの広告、宣伝、見本市・展示会での出展を含む
- (c) 該当すれば、商標が使用若しくは認識されているいずれかの国又は地域における、商標の登録又は登録出願、及びその登録又は出願の期間
- (d) 該当すれば、いずれかの国又は地域における商標の何らかの権利行使の成功例、及びその国又は地域の管轄当局が商標を周知と認識した程度
- (e) 商標に附帯する何らかの価値

- ・シンガポール共和国商標法第2条では以下のように定めている。

「(7)、(8)に従うことを条件として、本法の適用下で商標がシンガポールで周知かどうか決定する際には、下記の事項のうち関連する事項を含む、該当商標が周知であると推測できる根拠となるすべての事項を考慮するものとする。

- (a) シンガポールにおいては公的な関連する分野で当該商標が知られている又は認知されている度合い。
- (b) 以下の行為の継続期間、程度及び地理的範囲。
 - (i) 商標の使用。
 - (ii) 当該商標が使用されている物品又は役務の広告、宣伝又は見本市若しくは展示会での表示を含む、当該商標の普及促進。
- (c) 商標が使用又は認知されている国又は領土における商標の登録又は登録出願や、当該の登録又は出願の継続期間。
- (d) いずれかの国又は領土において商標に付帯する権利が正常に行使されている事実、また商標が当該国又は領土の管轄当局により周知であると認識されている程度。
- (e) 商標に付帯する価値。」

またシンガポール共和国商標ワークマニュアル第3条では、登録拒絶に関する根拠について以下のように定めている。

「(g) 抵触商標が周知な商標の場合 - 第8条(3)、(4)、(5)及び(6)

抵触商標が、極めて周知な商標であって、酷似の物品又は役務に関する商標でない限り、登録官が、実際問題として、出願又は登録されていない「周知な商標」であることを根拠に先願商標との同一・類似性を引き合いに出すことはない。異議申立て手続にお

いて周知な商標の周知度を証明するほうが当該商標の権利者にとって有利であるため、登録官は、当該争いの解決は異議申立て手続にて提起するよう求めている。このため、周知な商標との抵触について審査段階で完全に対処されることはない。

どのような商標が極めて周知な商標に相当するかや、物品及び役務の類似度について判断するための既定の基準は存在しないため、シンガポール国外で周知な商標と同一の又は類似の商標について、先願商標との同一・類似性を根拠とする後願商標の拒絶が適用されるかどうかについては明らかになっていない。また、商標が実体審査段階を通過した場合であっても、周知な商標の権利者は、異議申立て手続/無効化手続を開始できる。

(今後の改正予定又は改正に向けての議論)

回答は得られなかった。

3.2.5 法改正情報その他の情報について

著作権法や意匠法、商標法等の知的財産法に基づく侵害品の輸出入時における差押えを可能とする法律の制定、フィンテック・ファスト・トラック制度の開始、GI登録制度に関する規則の制定及びパブコメの実施、裁判所における知財紛争のファスト・トラック制度創設を含む知財紛争処理システムの改革のためのパブリックコメント実施の情報を得た。

<特許・実用新案>

(フィンテック・ファストトラックの開始)

- ・シンガポール共和国知的財産庁が、2018年4月26日に、フィンテック関連特許出願の出願から付与に至る手続の期間を6か月に短縮するためのフィンテック・ファスト・トラック (FTFT) 制度を開始した。

この制度は、シンガポールにおけるフィンテックの革新を後押しし、各企業が自社の関連製品やサービスをより早く市場に投入及び商業化できるようにすることを目的とするものである。企業は、国際的な特許保護をいち早く取得するための発射台としてこの迅速化制度を利用することもできる。

本件に関する詳しい情報については、IPOS 特許登録局の2018年度通達第3号「フィンテック・ファスト・トラック制度の開始：金融技術関連特許の出願から付与に至る手続の迅速化サービス」⁵⁶⁷を参照のこと。

(知的財産権の国際行使法の施行)

- ・2018年シンガポール共和国知的財産 (知的財産権の国際行使) 法
現版公表年：2018年
発効日：2018年10月10日
立法 (制定) 日：2018年8月2日
法律の種類：シンガポール共和国立法府制定の主要知財法
主題：著作権及び関連権利 (著作隣接権)、知財法及び関連法の施行、地理的表示、工業意匠、商標

⁵⁶⁷ 参考 URL: [https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/\(2018\)-circular-no-3---launch-of-fintech-fast-track-initiative.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/(2018)-circular-no-3---launch-of-fintech-fast-track-initiative.pdf) に掲載

注：2018年シンガポール共和国知的財産（知的財産権の国際行使）法（2018年度法律第34号）は、2018年7月9日に議会にて可決され、2018年8月2日に大統領が承認した。

本法の全体はまだ発効していないが、本法の第1部第1区分（著作権法の改正）、第4部第1区分（商標法の改正）並びに第87条(1)、第88条(1)、第89条(1)、(2)及び(3)、第90条(1)、(2)及び(3)、並びに第91条（留保及び移行条項）は、2018年シンガポール共和国知的財産（知的財産権の国際行使）法に関する2018年度（発効）公示に従い、2018年10月10日に発効した。

欧州連合とシンガポールの自由貿易協定に基づきシンガポールが果たすべき義務を踏まえ、本法では、知的財産に関する各種法律を改正して知的財産権の国際行使を強化することを目的としている。特に本法は、以下のような法律となっている。

- (a) 著作権法及び商標法の下では侵害品となり得る物品であって、輸出されることとなっている物品の請求に応じた差押えを可能にする。
- (b) 侵害品となり得る物品であって、輸出された又は輸出されることとなっている物品の請求に応じた差押えを、登録意匠法の下で実行するために必要な仕組み設ける。
- (c) 著作権法、商標法及び2014年シンガポール共和国地理的表示法に定められている、職権による侵害品の差押えに関する条項の運用について明確化する。
- (d) 上記4法のいずれの下でも、侵害及び強制執行に関する法的措置の提起に役立つ情報を収集できるようにする。また、侵害訴訟の提起に必要な、差押品の輸出入に関与した人の明細を、一定の条件に基づき知的財産権利者に提供できる法的権限を新たに設け、シンガポール共和国税関職員に与えること。

上記4法のすべてにおいて、国際行使に関する条項を共通化し、どの知的財産権についても同じ手続を使用できるようにすること。

（紛争解決に関する公聴会）

- ・知的財産（「知財」）紛争解決リフォームに関する公聴会⁵⁶⁸

<意匠>

回答は得られなかった。

<商標>

（地理的表示の保護に関する規則の公聴会開催）

- ・IPOSが、地理的表示規則案に関するパブリック・コンサルテーションを実施
IPOSが、2018年9月10日から2018年10月5日にかけて、地理的表示規則（以下、「GI規則」という。）案に関するパブリック・コンサルテーションを実施した。
GI規則は、新たに設ける地理的表示登録機関の運用に適用される規則として、2014年シンガポール共和国地理的表示法に基づき公表されるものである。
GI登録機関創設の根拠となる2014年GI法は、2014年4月14日にシンガポール共和国議会にて可決され、その後官報に掲載された。2014年GI法は、欧州連合とシンガポールの自由貿易協定（以下、「EUSFTA」という。）を批准するための法律としてシンガポールで発効することになっている。GI規則も、2014年GI法とともに発効する予定となっている。

⁵⁶⁸ 参考 URL: <https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/public-consultations/public-consultation-IP-dispute-resolution-reforms.html>

GI 規則案は、商標規則をモデルとするもので、以下に関する主要な条項を含んでいる。

- i) 序文的な一般条項
- ii) GI の登録
- iii) 権利の適格性
- iv) GI 登録機関の設置及び維持管理
- v) GI 登録の更新
- vi) GI 登録の取消し
- vii) 証拠、手続及び費用
- viii) 延期及び継続処理

GI 登録出願は、いずれも、以下の3段階を経て処理される。

- i) 登録出願書類が提出される。
- ii) 出願内容が登録条件を満たしているかどうか確認するための審査が実施される。
- iii) 出願内容が登録条件を満たしている場合、この登録に対する異議申立ての機会を第三者に与えるため、出願内容が一定期間公開される。

本件に関するコンサルテーション・ペーパーは、以下のサイト⁵⁶⁹に掲載されている。地理的表示規則案は、以下のサイト⁵⁷⁰に掲載されている。

・地理的表示に関する公聴会⁵⁷¹

さらに著作権法分野での公聴会も開かれており、この部門でも将来的に見直しが行われるものと予想される⁵⁷²。

<その他>

(知財紛争処理システムの見直し)

- ・2015年に、シンガポール共和国法務省が、シンガポールにおける知財紛争処理システムについて見直し提言する委員会（以下、「**IPDR 委員会**」という。）を設けた。この委員会は、下記を目的に設けられたものである。

(a) 特に個人や中小企業（SME）が、知財紛争処理システムにアクセスしやすくすること。

(b) シンガポールを、アジアにおける知財紛争処理地として選ばれる国にすること。

IPDR 委員会は、その提言を含む最終報告書（下記サイト⁵⁷³に掲載）を公表した。委員会は、最高裁判所高等法廷内に、部門の書記局が管理する独立した知財紛争処理部

⁵⁶⁹ 参考 URL: <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/ip-legislation/Public-Consultations/public-consultation-on-proposed-draft-gi-rules.pdf>

⁵⁷⁰ 参考 URL: <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/ip-legislation/Public-Consultations/annex-a-for-public-consult-geographical-indications-rules-2018.pdf>

⁵⁷¹ 参考 URL: <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/ip-legislation/Public-Consultations/public-consultation-on-proposed-draft-gi-rules.pdf>

⁵⁷² 参考 URL: <https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/public-consultations/public-consultation-on-copyright-collective-rights-management-ec.html> / <https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/public-consultations/public-consultation-on-proposed-changes-to-copyright-regime-in-s.html>

⁵⁷³ 参考 URL: <https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/corp/News/Press%20Release/Public%20Consultation%20on%20Proposed%20Reforms%20to%20the%20Intellectual%20Property%20Dispute%20Resolution%20System/Annex%20B%20IPDR%20Final%20Report.pdf>

門を設けて、大部分の知財事件（特に知財侵害事件）を高等法廷に集約することを提言した。現状では、登録知的財産権に関する侵害訴訟はいずれも高等法廷に提起しなければならないが、未登録知的財産権に関する紛争の解決は、該当裁判所にて請求できる金額の上限を超えない限り、各下級裁判所に提起できることとなっている。知財紛争処理部門は、新しい「ファスト・トラック」制度を設ける予定で、この制度を利用すると、当事者は、高等法廷における既存の法的手続（「ノーマル・トラック」に改名）と比べ迅速かつ適切な費用で紛争を解決できる。この提言は、司法機関の利用改善と当国における知財法体系の継続的な発展をバランスよく実現することに寄与すると考えている。

法務省は、現在、本件に関するパブリック・コンサルテーションを実施している。コンサルテーション期間は、2018年10月26日から2018年11月30日までとなっている^{574, 575}。

3.2.6 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの支援活動について

米国や欧州から多く支援を受けており、主に審査官向け研修といった内容のものが多い。

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
IPOS と USPTO との上級審査官研修プログラム-特許の指導的実務における意見交流 ⁵⁷⁶	15-19 May 2017	US	SG	P	Ext train	English	Examiner	—
ASEAN 知財官庁間、さらにそれを超えた交流拡大に関する、IPOS と WIPO との意見交流 ⁵⁷⁷	9 March 2017	WIPO	SG	P	Other	English	IPO staff	—
第 7 回 ASEAN 特許審査官実務コミュニティ、コンピュータ利用発明の最善の実務についての意見交流 ⁵⁷⁸	6 - 10 March 2017	US, EU, Korea	TH, MY, SG, PH, ID, VN, Other	P	Dispatch	English	Examiner	—
WIPO の調査・審査共有アクセス (CASE) の利用を通じた、特許審査及び付与手続の改善に関する WIPO-ASEAN 作業部会 ⁵⁷⁹	6 March 2017 - 10 March 2018	WIPO	TH, MY, SG, PH, ID, VN, Other	P	Dispatch	English	Examiner	—
IPOS と USPTO との上級審査官研修プログラム - 特許の指導的実務における意見交流 ⁵⁸⁰	15 - 19 May 2017	US	SG	P	Ext train	English	Examiner	—

⁵⁷⁴ このコンサルテーションの全般については、<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/public-consultations/public-consultation-IP-dispute-resolution-reforms.html> を参照。

⁵⁷⁵ パブリック・コンサルテーション・ペーパーについては、<https://www.mlaw.gov.sg/content/dam/minlaw/corp/News/Press%20Release/Public%20Consultation%20on%20Proposed%20Reforms%20to%20the%20Intellectual%20Property%20Dispute%20Resolution%20System/Annex%20A%20IPDR%20Public%20Consultation%20Paper.pdf> を参照。

⁵⁷⁶ 参考 URL: <https://bit.ly/2Pt24m5>

⁵⁷⁷ 参考 URL: <https://bit.ly/2EVj9RD>

⁵⁷⁸ 参考 URL: <https://bit.ly/2Q8688p>

⁵⁷⁹ 参考 URL: <https://bit.ly/2Q8688p>

⁵⁸⁰ 参考 URL: <https://bit.ly/2Pt24m5>

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
知的財産権保護に関する EU と ASEAN の共同プロジェクト (ECAP III)フェーズ 2 ⁵⁸¹	2013 - 21 February 2017	EU	TH, MY, SG, PH, ID, VN, Other	P	Ext train Seminar Other	English	Examiner IPO staff	—
シンガポール共和国知的財産庁と欧州特許庁の間での特許審査ハイウェイ試行プログラム ⁵⁸²	6 January 2015 - 5 January 2021	EU	SG	P	Other	English	Examiner	—
上級審査官研修制度 ⁵⁸³	May 2017	US	SG	P	Dispatch	English	Examiner IPO staff	—

その他

- SG への協力を行う 3 大海外知財庁としては、USPTO、EPO 及び JPO がある。US は出願件数が多く、次に EPO は EU 全体からの出願件数が多く、国単位の出願件数でいえば、JPO が 2 番目に多い。このため、これらの国々からの IPOS への影響力が大きいと考える。
- SG では 2020 年から審査の運用が変更される。現在、審査は supplement examination (補充審査) と substantive examination (IPOS による実体審査) の 2 段階であるところ、前者が廃止され、審査は後者のみとなる予定である。このため、過去数年間で審査官が大幅に増員され、審査官のレベルアップが求められているところ、EPO と JPO からの審査官向けトレーニングが役に立っている。JPO のトレーニングは質が高いといわれているようだ。
- US の場合、SG の審査と異なる点が多いことから審査官向けトレーニングはあまり行われていない。
- AU との関係については、良好な関係であると思われるが、どのような協力が行われているかについては詳しくは分からない。IPAU は ID、TH、VN に力を入れているようである。
- トレーニング等については、さまざまな種類があり、必要に応じて参加している。IP5 が提供するものは比較的少ない。EPO からのものは特にない。
- GFIP(Global Forum on Intellectual Property)が、2018 年 9 月 4-5 日にシンガポールで IP Week を開催した。(https://www.ipweek2018.sg/)
- APAA(Asian Patent Attorneys Association)が、2018 年 11 月 17-21 日にインド・ニューデリーでイベントを開催した。(http://apaa2018.com/)

⁵⁸¹ 参考 URL: <http://www.ecap3.org>

⁵⁸² 参考 URL: [https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/Protecting-your-ideas/Patent/\(22072016\)-ipos-epo-pph-guide-lines.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/Protecting-your-ideas/Patent/(22072016)-ipos-epo-pph-guide-lines.pdf) / <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2015/01/a8/2015-a8.pdf> / <https://www.epo.org/news-issues/news/2017/20171222.html>

⁵⁸³ 参考 URL: [https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/about-ipos-doc/annual-reports/ipos-ar\(spread\).pdf%20at%20p%2030](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/about-ipos-doc/annual-reports/ipos-ar(spread).pdf%20at%20p%2030)

3.2.7 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの今後の支援活動について

回答は得られなかった。

3.2.8 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの支援施策に関する最新の協力覚書について

米国、欧州、韓国、中国及び WIPO との協力覚書に関する情報を得た。

米国

Subject of memorandum	アメリカ合衆国特許商標庁 (USPTO) とシンガポール共和国知的財産庁の覚書
Date of signing	October 2015
Available source (URL)	https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-advances-cooperation-foreign-ip-leaders

欧州

Subject of memorandum	シンガポール共和国知的財産庁と欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) の覚書
Date of signing	October 2014
Available source (URL)	https://www.ipos.gov.sg/media-events/press-releases/ViewDetails/singapore-becomes-asean-s-first-international-authority-under-the-patent-cooperation-treaty/

韓国

Subject of memorandum	知財研修、商業化、情報交換などの分野における共同作業の活発化
Date of signing	March 2018
Available source (URL)	IPOS Annual Report 2017/2018

Subject of memorandum	ASEAN 加盟諸国の各知的財産庁と韓国知的財産庁 (KIPO) の間での協力に関する覚書
Date of signing	27 March 2018
Available source (URL)	https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/about-ipos-doc/annual-reports/ipos-ar(spread).pdf at p 33; https://www.aseanip.org/News-Events/Latest-News-Events/ctl/Details/mid/1956/aid/54

中国

Subject of memorandum	CNIPA との PPH 協定延長
Date of signing	17 September 2017
Available source (URL)	https://bit.ly/2OesJOF

Subject of memorandum	一帯一路によるビジネスチャンスを生み出し、イノベーション、研究、商業化の共同作業を促進するための、IPOS、中新広州知識城投資発展公司、Business China Singapore 間の MOU
Date of signing	August 2017
Available source (URL)	IPOS Annual Report 2017/2018

Subject of memorandum	シンガポール共和国知的財産庁、中国国家知的財産権局 (SIPO) 及び広東省政府の覚書
Date of signing	27 February 2017
Available source (URL)	https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/about-ipos-doc/annual-reports/ipos-ar-2016-2017-(amended).pdf at p 33; https://www.ipos.gov.sg/media-events/press-releases/ViewDetails/singapore-and-china-strengthen-ties-between-their-innovation-and-intellectual-property-communities/

WIPO

Subject of memorandum	シンガポール共和国知的財産庁と WIPO の覚書
Date of signing	28 September 2011
Available source (URL)	http://www.wipo.int/amc/en/center/specific-sectors/ipos/mediation/;

3.2.9 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの 2017 年におけるシンガポールへの支援実績について

米国から専門家派遣及び外部トレーニング、EU から専門家の派遣の支援を受けた実績がある。いずれも審査官向けである。

	Method	How many times	Language	Participant	No of part
US	Dispatch of people with expertise	1	—	Examiner	—
	External training	1	English	Examiner	—
	Seminar etc.	—	—	—	—
EU	Dispatch of people with expertise	1	English	Examiner	—
		1	English	Examiner	—
		1	English	Other	—
	External training	—	—	—	—
	Seminar etc.	—	—	—	—

3.2.10 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN 全体に対する支援施策について

ASEAN 各国、USPTO、EPO 及び JPO の審査官による作業部会での意見交換、ASEAN Patent scope のサービス開始といった回答を得た。

- ・ IPOS は 2017 年に、ASEAN 特許審査官及び USPTO、EPO、JPO の審査官による作業部会を何度か主催し、上述した最善の実務について意見を交換した。この作業部会は今後も続けられるであろう。
- ・ 2017 年 8 月 29 日に ASEAN Patentscope サービスが開始された。これは ASEAN 諸国における特許書類の無料アクセスを提供するオンライン特許データベースであり、現在では WIPO の Patentscope にもリンクしている。
- ・ 上記質問 2-1 及び 2-3 に対する弊所の回答を参照のこと。インターネット検索では、この回答に記載してある以外の詳細情報を見つけることができなかった。この質問については、シンガポール共和国知的財産庁のほうに回答しやすいと考えられる。

3.2.11 今後の JPO からの支援について

バイオやフィンテック、AI 等の先端技術に関するトレーニングの要望があった。代理人向け及び審査官向けの両方があるとよいとのことであった。

- ・ この質問については、シンガポール共和国知的財産庁のほうに回答しやすいと考えられる。
- ・ 日本からは、先端技術に関するようなトレーニングがあるとよい。例えば、医薬やバイオ関連のトレーニングに興味がある。2020 年から IPOS による実体審査が行われるので、審査に関するトレーニングが必要だろうと思う。
- ・ 個人的には、Fintech、自動運転、AI 等に関するセミナーがあれば受けたい。

3.3 追加質問票及びそのヒアリング結果

3.3.1 誤訳訂正について

特許における翻訳文の誤訳訂正は、登録前及び登録後のいずれも可能である。ただし、不当に遅延させることを目的とするもの、特許を受けようとする部分を拡張するようなことはできない。

商標ではマドプロ経由の場合、OA 以外では補正の機会はないが、IPOS の誤りがあった場合は、国際登録簿による公開の日から 9 か月以内に国際事務局に請求すれば、誤りを訂正することが可能である。

<特許>
(翻訳文の誤りは登録前も後も訂正可能)

- ・付与前の補正は、審査請求前の明細書の自発的補正として、又は審査手続中の見解書に対する応答の一部を構成する補正として行うことができる。さらに付与手数料の支払前であれば、(明白な誤りの)訂正の方法で明細書を補正することも可能である。なお、補正によって追加事項を開示してはならない。

付与後の補正は次のすべてを条件として認められる。

- 1) 補正によって追加事項を開示すること、又は保護範囲を拡張することは認められない。
- 2) 対象とされる事項が十分に開示されていること。
- 3) 補正請求が不当に遅滞しないこと。
- 4) 特許権者は、必要と考えられる補正を遅滞させたことによって、不当な利益を取得していないこと。

- ・その通りである。シンガポールにおいて特許出願又は付与特許は、それがPCTルート又はパリルートのいずれによって行われたのかを問わず、翻訳文の誤りを訂正することができる。

・特許

はい。特許明細書に含まれる誤訳の補正又は訂正は、特許の付与前後と問わず可能である。

補正

出願又は特許明細書の補正は、シンガポール共和国特許法(第221章、2005年改訂版)の第84条に準じて行う必要がある。同条(2)では、「特許付与前における補正は、その結果、補正後の出願に、補正前の特許出願において開示された事項を超える事項が開示されることとならないものでなければならない」と定めている。

第84条(3)では、「特許付与後における補正は、その結果、補正後の明細書に追加事項が開示されたり、特許による保護の範囲が拡大することとなったりしないものでなければならない」と定めている。「*Ship's Equipment Centre Bremen GmbH v Fuji Trading (Singapore) Pty Ltd & Ors*」事件(2015年度シンガポール共和国最高裁判所高等法廷事件第159号)及び最近の「*Warner-Lambert Company LLC v Novartis (Singapore) Pte Ltd*」事件(2016年度シンガポール共和国最高裁判所高等法廷事件第106号)における高等法廷の判断に基づき、特許付与後の補正は、特許法第84条に定められている要件に加え、以下の基準も踏まえて審査されることとなる。

- (1) 関連事項が十分開示されているかどうか。
- (2) 補正請求に不当な遅れがないかどうか。
- (3) 関係者に知らせるべき補正の遅滞により特許権者が不当に優位な立場を得ることとならないかどうか。

訂正

一方、出願、特許明細書又はこれらに関連して提出する書類の訂正には、特許法の第107条が適用される。訂正の可否は、第84条に定められており補正に適用されるのと同じ条件の下では検討されない。簡単にいうと、書類の訂正は、書類を起草する代理人が本人からの指示を誤解してしまう可能性を含む状況で、起草時における起草者の意図がより明確に伝わるようにするための作業である。そのため訂正は、訂正後の明細書に追加事項が開示されたり、クレームによる保護の範囲が拡大することとなったりする結果をもたらす可能性がある。変更が実際に訂正であると証明されれば、主題が開示

されたり、保護の範囲が拡大したりすることとなるかどうかという問題は考慮されない。

発効日

特許付与前の補正は、いったん承認された場合、補正出願日に発効するが、特許付与後の明細書補正は、いったん承認された場合、特許付与日まで遡って発効し、付与日から有効であったものとみなされる（特許法第38条(3)）。訂正は、いったん承認された場合、特許出願日まで遡って発効し、出願日の時点でから誤りが存在していたものとみなされる。

- ・特許の場合：誤訳訂正は登録前及び登録後も可能である。また、IPOS に提出した当初明細書等に誤訳があり、原文明細書等に記載されているが、当初明細書に記載されていない事項があったとしても、原文明細書に基づいて補正が可能であり、新規事項の追加とはならない。この場合、登録前であれば補正と誤訳訂正のどちらかの手段を選択できる。登録後は訂正のみである。
- ・特許の登録前の補正は、新規事項を追加しない範囲で行うことができる。登録後の誤訳訂正は可能であるが、明らかな誤記や登録クレームの範囲を変更しない範囲のみしか許可されないのが難しい。なるべく登録前に補正することを勧める。
- ・原文に基づく、誤訳訂正は可能である。審査に係属中は比較的容易にできるが、登録後は慎重に行う必要がある。クレームの範囲を拡張しない範囲で行う必要があるためである。

<商標>

(時国際段階での国際事務局に対して又は暫定的拒絶通報への対応時に行う)

- ・ a) シンガポールを領域指定する国際出願／登録ー：マドリッド議定書制度に基づき、暫定的拒絶通報又はオフィスアクションが行われ限り、出願人又は代理人は誤りを補正することができない。シンガポール知的財産庁 (IPOS) による誤りは、国際登録簿における登録の公表日から 9 か月以内に国際事務局に訂正請求を行った場合に限り、訂正することができる。
- ・ b) シンガポールにおける国内出願／登録ー誤りは、審査官に書面を提出すること、及び／又は関係様式を IPOS に提出することによって訂正することができる。
- ・ はい。弊所は、特別な書簡を用いて、誤訳を IPOS に書面で通知し、正しい翻訳及び翻訳の証となる書類を提出することができる。
通常、弊所は、以下の書類を提出できる。
 - (a) 外国語・英語の辞書から抜粋した内容の写真複写物。
 - (b) オンライン辞書から抜粋した内容の印刷物。
 - (c) 公認翻訳者又は翻訳会社が発行する証明書類。
- ・ 商標の場合 (マドプロ) : マドプロ出願で国際段階では、指定商品・役務の補正は WIPO 国際事務局で行う。国内段階の場合は、IPOS からの指摘 (暫定的拒絶理由通知) に応答することで補正が可能となる。

- ・商標(マドプロ)は、IPOS からの指摘（暫定的拒絶理由通知又は OA）に応答することで補正が可能となる。指定商品・役務の補正はできるが、商標自体の補正は難しい。
- ・商標出願でパリ条約の優先権を伴う場合、通常は優先権書面の翻訳文などは出さない。区別の違いや指定商品・指定役務の表示が不明確であると審査官が判断した場合、その訂正が求められるので、それに応じて補正をすればよい。登録後は難しいが、誤記程度であればその訂正を求めることができる。
- ・マドプロ出願に関しては、国際事務局に対して行う。

3.3.2 悪意の商標出願への対応について

悪意の商標出願は、シンガポールで多数確認されており、異議申立てなども多く行われている。しかし、シンガポール国内で使用の事実や周知性がなければ相手方の悪意の証明に成功することは難しく、使用実績のない海外の企業にとっては登録の取消などが困難な場合も多い。悪意の商標出願の防止に関するセミナーなどは開催されていないとのことであった。

(悪意の商標出願とみられるものは多くある)

- ・シンガポールでは悪意によるものと判断された商標案件が多数存在しており、この分野に関する法は極めて確実かつ明確なものとなっている。知財アカデミーは多数の知財コースを運営しているが (<https://www.ipacademy.com.sg/legal-programmes> 参照)、現状で当所は、悪意による盗用出願の防止を教育するための特別なコースがあるとは聞いていない。
また当所は、IP5 から何らかの要求があったとは聞いていない。
- ・審査官は、先願先登録の案件をチェックするが、その存在がない場合、悪意の商標出願があっても気づくのは難しいだろう。SG 国内で周知であれば、審査中に気づくことができるかもしれない。
- ・SG では悪意の商標出願とみられるものは非常に多くみられる。ただ、インドネシアなどの方がより大きな問題となっていると思われる。

(異議申立て等が可能だが、国内での使用の事実がない場合取り消すのは困難)

- ・依頼人からの依頼に応じて、商標に対する異議申立てを出願できる。
- ・SG でも異議申立ては多く、年間何百件にも達するが、そのうちの約半分が悪意の商標出願かもしれない。ただ、海外で有名であっても、SG で特に使用されておらず、また登録もされていない場合、真のオーナーであっても取消とするのは難しい。証明責任は申立人側にあるため、第三者によって先に登録された商標が悪意に基づくものであると証明するのは困難だからである。証明責任が申立人側にあることについて、他国からの働きかけがあるとは認識していない。英国コモンローに基づいた制度である。
- ・使用の事実や悪意の商標出願よりも先に商標を出願又は登録している事実があれば後願登録商標の悪意を主張しやすいが、日本企業の場合、有名ではあっても、SG で使用しておらず、登録もしていないことが多いので、訴訟等で勝つのは難しいことが多い。
- ・有名な事件としては、例えば、Polo 事件や、ホテルチェーンの事件などがある。

- 悪意の登録商標に対して真のオーナーが異議申立を請求した場合、その登録商標が既にシンガポールで周知であったことが証明できればよいが、そうでない場合は悪意を証明するのは難しい。申立人側に立証責任がある。若しくは、パッシング・オフを主張して裁判所で争う必要がある。商標出願の費用は高くはないので、オーナーはできるだけ早い段階で ASEAN の多くの国に商標出願しておくことを勧める。商標出願から 5 年経っても使用していない場合は、再出願すればよい。
 - 有名な事件としては、例えば、Aman Hotel 事件や、Luis Vuitton 事件などがある。
 - 登録された商標は、定期的に一覧 (e Journal) を IP2SG からダウンロードすることができ、その旨を IPOS から通知を受けることもできる。それを随時モニターし、自分の商標に似ているものがあれば、適宜異議申立てや取消を申請する必要がある。異議や取消を申請するには、それが悪意の出願であると申立人側が証明する必要があるが、それには、本人が SG 国内である程度使用している事実や、悪意により登録された商標が使用された場合、混同が生じることを証明しなければならない。このため、コストが比較的高くなるだろう。他国での同様の裁判結果なども参考になる。日本企業がこれらを行う場合、使用の事実などがない場合があるため、相手方による当該出願が善意であるという主張を覆し、取消に成功するには難しい場合が多い。ただし、各事件の状況にもよる。
 - 海外の周知商標と同一又は類似の商標だけでなく、例えば、特定の会社と系列会社又は何らかの関係を有すると誤解させるような商標についても同様である。
- (セミナーや公聴会などを開いている)
- IPOS はセミナーを開催し、知的財産権者及び代理人に回付を公表し、さらに知的財産分野における法律改正案／新法案について公聴会を開いている。
 - 特許庁がユーザーなどに向けたセミナーなどを開催し、悪意の商標出願などを防ぐための意識の向上などに努めるのも一つの手段だろう。IP5 等からの何らかの働きかけがあるという情報はない。

3.3.3 知的財産に関するセミナーについて

INTA や APAA などの各種国際団体が開催するシンポジウムなどがあつた。また、改正案についてのパブリックコメントなどを実施している。

(国際団体が開催するシンポジウム等があつた)

- ・ 1) 知的財産グローバルフォーラム (GFIP)、2018年9月4-5日にシンガポールで開催
- ・ 2) 国際商標協会 (INTA)、2018年5月19-23日に米国ワシントン州シアトルで開催
- ・ 3) アジア弁理士会 (APAA)、2018年11月17-21日にインド・ニューデリーで開催

(IPOS の下部組織である IP Academy がセミナー等を担当している)

- ・ IPOS では、セミナー等は IP Academy という IPOS の機関が担当しており、各種セミナーなどを行っている。

(JPO による審査官トレーニング)

- ・ 審査官のトレーニングは JPO も行っているが、主に EPO のトレーニングを利用しているようだ。

(新技術に関するセミナーの要望)

- ・ 新技術に関するセミナーなどが有用である。日本、EU、US の企業などの専門家が来た、コンピュータ・ソフトウェア等の技術に関するセミナーに参加したことがある。日本企業だと、日立関連会社の専門家が来たセミナーに参加した。
- ・ 技術に関して興味のある分野としては、Fintech、ブロックチェーン、AI などである。これらに関するセミナーがあるとよい。

3.4 その他

IPOS は積極的に海外の有力企業などに訪問し、IP サービスの宣伝をするなどビジネスフレンドリーである、改正案に関して積極的に意見を募集している、審査官の調査範囲は中国文献も含み、審査の質も上がりつつあることなどについて情報を得た。

(IPOS は積極的に行動している)

- ・ IPOS は、日本の他、米国企業 (Apple、Applied Material など) も訪問して積極的に ASPEC などの IP サービスを宣伝しており、とてもビジネスフレンドリーだ。
- ・ IPOS は、知的財産制度の改正案について広く公衆に意見を募集している。

(審査官の調査範囲は中国文献も含み、かなり広い)

- ・ 審査官は、先願を広い範囲で調査しているようだ。引例として中国語文献も引かれることが多く、審査の質も高くなっていると思われる。引例が中国語の場合、クライアントにとっては翻訳費用がかかる場合もあるので、コストは高くなる傾向にある。

(実用新案制度は不要)

- ・ SG には実用新案制度がないが、特に必要性は感じない。この制度を導入することによるようなメリットがあるのかわからない。
- ・ シンガポールには実用新案制度がないが、特に必要性は感じていない。

D. タイ

1 公開情報調査

1.1 タイ国の知的財産制度及び運用の概要

1.1.1 法令

特許、小特許及び意匠特許に関しては、タイ特許法（第2号）B.E. 2535（西暦1992年）及びタイ特許法（第3号）B.E. 2542（西暦1999年）により改正されたタイ特許法 B.E. 2522⁵⁸⁴（西暦1979年）（以下、本章において「特許法」と表記する）が最新⁵⁸⁵の法律であり、商標に関しては、B.E.2543 法律（No.2）及び B.E.2559（2016年）法律（No.3）により改正されたタイ商標法 B.E.2534⁵⁸⁶（1991年）（以下、本章において「商標法」と表記する）が最新の法律である。

1.1.2 条約加盟状況

タイでは、パリ条約、TRIPs 協定、PCT 条約及びマドリッド協定議定書に既に加盟済みであり、現在ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入を検討中である。

1.1.3 法改正の情報⁵⁸⁷

タイでは、特許法（小特許及び意匠を含む）に関して、出願公開時期の明文化や、自発的な分割制度の導入、登録後の誤記訂正、新規性喪失の例外規定の緩和、付与後異議への移行といった改正の準備を行っている。

意匠に関しては、現在特許法に規定されている意匠の章を分離して独立の法とする意匠法の創設、新規性喪失の例外規定の緩和、付与後異議の創設等、様々な議論が行われており、DIP ではこれらの法改正に関する意見をウェブサイト上で収集している⁵⁸⁸。

商標法については、2017年12月にマドリッド協定議定書の加盟に伴う改正がなされ、続いて規則も同様に改定された。

⁵⁸⁴ 「Patent Act BE 2522, as amended by the Patent Act (No. 2) BE 2535 and the Patent Act (No.3) BE 2542」 DIP ウェブサイト URL: <https://www.ipthailand.go.th/en/law/category/acts.html> [最終アクセス日: 2019年2月18日]

⁵⁸⁵ 2019年1月末現在

⁵⁸⁶ 「Trademark Act BE 2534, amended by Trademark Act (No. 2) BE 2543 and amended by Trademark Act (No.3) BE 2559」 DIP ウェブサイト URL: <https://www.ipthailand.go.th/en/law/category/%E0%B8%9E%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%8A%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%8D%E0%B8%8D%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%B4-acts-2.html> [最終アクセス日: 2019年2月18日]

⁵⁸⁷ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

⁵⁸⁸ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。「Form for commenting on issues relating to the amendment of the patent law in respect of product design」（タイ語）、DIP ウェブサイト内、URL: <http://www.ipthailand.go.th/th/component/rsform/form/45.html> [最終アクセス日: 2019年1月7日]

1.1.4 特許制度の概要

(1) 手続の流れ

下記の図に示すように、出願後、予備審査（Preliminary Examination）が行われ、ここで特許法第 17 条又は同法第 9 条の要件を満たす場合、出願人による出願公告料の納付後に出願公告が行われる（特許法第 28 条）。出願公告から 90 日間は異議申立ての請求期間となっており（特許法第 31 条）、当該期間経過後、実体審査請求（特許法第 29 条）のあった出願について実体審査が行われ、拒絶理由（特許法第 61 条）に該当しない場合、登録となる。

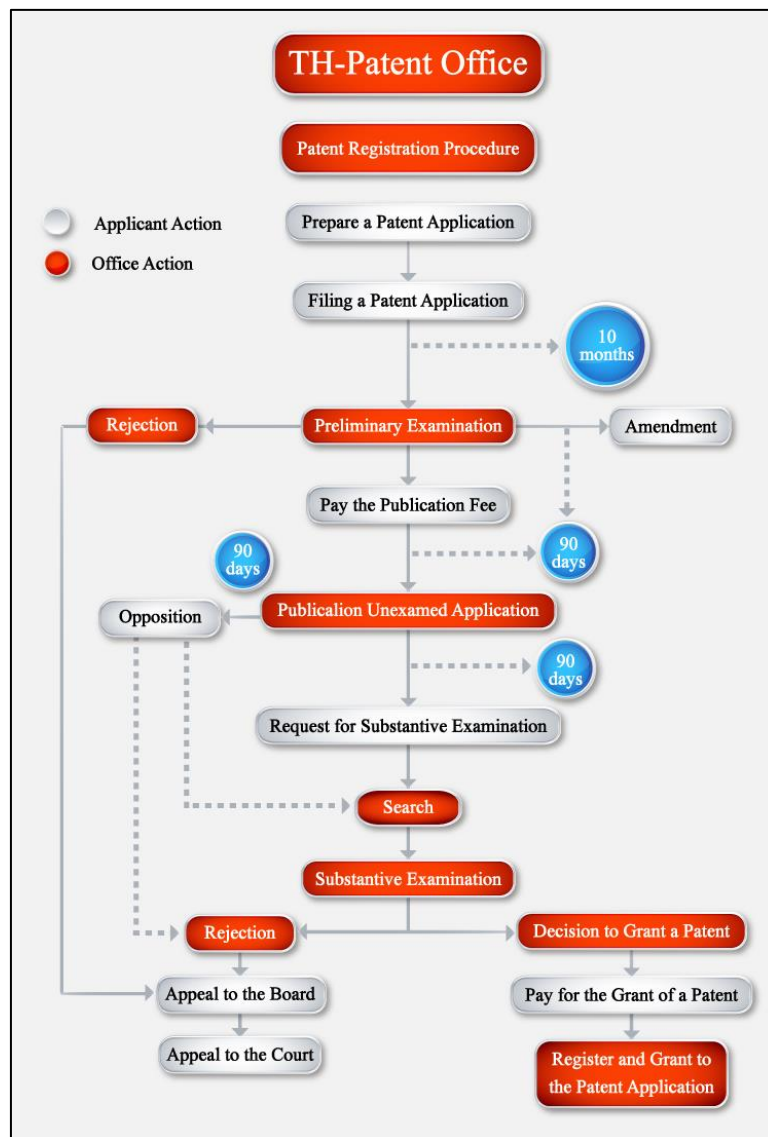


図 9 出願から登録までの主な流れ（特許）⁵⁸⁹

⁵⁸⁹ 「Patent Registration Process」DIP ウェブサイト内、URL: <http://www.ipthailand.go.th/en/patent-005-eng/item/%E0%B8%82%E0%B8%B1%E0%B9%89%E0%B8%99%E0%B8%95%E0%B8%AD%E0%B8%99%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%94%E0%B8%B3%E0%B9%80%E0%B8%99%E0%B8%B4%E0%B8%99%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B8%A3%E0%B8%B1%E0%B8%9A%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%97%E0%B8%98%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%A3.ht>

(2) 定義等

タイ国特許法では、「発明」とは、条文上以下のように定義されている。

第3条⁵⁹⁰

本法において、「特許」とは、発明又は意匠に保護を与えるため、本法第II章及び第III章の規定に基づいて発行される証書をいう。

「小特許」とは、発明に保護を与えるため、本法第III章の2の規定に基づいて発行される証書をいう。

「発明」とは、新しい製品若しくは製法を生み出す技術革新若しくは発明、又は既知の製品若しくは製法の改良をいう。

「製法」とは、製品を製造し、製品の品質を維持又は改良する方法、技法又は工程をいい、その製法の応用を含むものとする。

(後略)

(3) コンピュータープログラムの取扱い

タイ国特許法において、特許を受けることができない対象は以下のように規定されている(特許法第9条)。すなわち、コンピュータープログラム自体は特許を受けることができない。

第9条

次の発明は、本法に基づく保護を受けないものとする。

- (1) 自然発生する微生物及びそれらの成分、動物、植物、又は動物若しくは植物からの抽出物
- (2) 科学的又は数学的法則及び理論
- (3) コンピュータープログラム
- (4) 人間及び動物の疾病の診断、処置又は治療の方法
- (5) 公の秩序、道徳、健康又は福祉に反する発明

(4) 新規性

新規性については、タイ国特許法において、「技術水準に属するものでなければ、発明は新規とする」(特許法第6条)と規定されており、第2項以降において「技術水準」に関して規定されている。新規性に関しては、出願前に他人に知られ又は用いられていた場合はタイ国国内に限られるが、文献や展示会による開示に関しては公開の範囲が国内外となっている。

ml [最終アクセス日: 2019年1月7日]

⁵⁹⁰ 「タイ 特許法 B.E.2542(1999年)3月21日法律(第3号)により改正された B.E.2522(1979年)3月11日法律 1999年9月27日施行」 JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-tokkyo.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日] 以下、特に断りのない場合、「D.1.1 タイ国の知的財産制度及び運用の概要」の章において引用するタイ国特許法の条文の日本語訳は、すべて同じものから引用している。

第 6 条

技術水準に属するものでなければ、発明は新規とする。

技術水準とは、次の何れかの発明を含むものとする。

- (1) 特許出願日より前に、国内で他人に広く知られていた発明又は用いられていた発明
 - (2) 特許出願日より前に、国内外でその主題が文書若しくは印刷物に記載されていたか、又は展示その他の方法で一般に開示されていた発明
 - (3) 特許出願日より前に、国内外で特許又は小特許の付与を受けていた発明
 - (4) 特許出願日の 18 月より前に外国で特許又は小特許が出願されたが、かかる特許又は小特許が付与されなかった発明
 - (5) 国内外で特許又は小特許が出願され、その出願が国内の特許出願日より前に公開された発明
- (後略)

(5) 新規性喪失の例外規定について

新規性喪失の例外規定が存在する。まず、出願日前 12 月以内の非合法的開示及び発明者による国際博覧会等での展示は開示とはみなされない（特許法第 6 条第 3 項、上記 F.1.1.3(3)参照）。また、政府後援又は公認のタイ国内で開催された博覧会で発明を開示し、博覧会の開催初日から 12 月以内に特許出願した場合、当該特許出願は博覧会の開催初日に出願を行ったものとみなされる（特許法第 19 条）。

第 6 条

(略)

特許出願日前の 12 月間に、非合法的に主題が取得されて行われた開示、又は発明者が国際博覧会若しくは公的機関の博覧会での展示により行った開示は、(2)でいう開示とはみなされない。

第 19 条

政府後援又は公認のタイ国内で開催された博覧会でその発明を展示した者が、その博覧会の開催初日から 12 月以内に当該発明について特許を出願したときは、その博覧会の開催初日に出願を行ったとみなすものとする。

(6) 審査請求

審査請求は、出願公告（特許法第 28 条）後 5 年以内又は異議申立て及び審判請求が請求されている場合は、その最終決定後 1 年以内のいずれか遅い日までに行う必要がある（特許法第 29 条）。

第 29 条

第 28 条に基づく出願の公告後、出願人は、その出願の公告後 5 年以内か、又は異議申

立及び審判請求が提出されているときはその最終決定後 1 年以内の何れか遅くに満了する期限内に、担当官にその発明が第 5 条に合致するか否かの審査の開始を請求しなければならない。出願人がその期間内に請求を提出しないときは、その出願を放棄したものとみなす。

第 25 条に基づいて長官が何れかの政府機関、部門、組織又は外国の若しくは国際的な特許庁若しくは組織に出願の審査を委託し、その審査について何らかの費用が発生した場合、かかる費用は出願人が担当官からの通知後 60 日以内に支払わなければならない。かかる期間内に当該費用を支払わない場合、出願人は、その出願を放棄したものとみなされる。

(7) 早期審査制度

他国の審査結果を利用して早期に登録をすることができるとして、タイ国では ASPEC⁵⁹¹と PPH⁵⁹²を利用することができる。なお PPH は、日本とタイ国間のみで利用可能となっている。

外国で特許出願をした出願人は、タイ国における特許出願に対応する外国特許出願の審査結果に関する書面を提出しなければならない(特許法第 27 条、特許法(B.E.2522)に基づく省令第 22 号 (B.E.2542) 第 13 条)。審査官は、その審査結果を参考にして審査を行うことも可能となっている。実体審査請求を行う際に、既に登録となった対応外国出願がある場合、その審査結果に関する書面を提出するとともに、その登録クレームに自発補正を

⁵⁹¹ 「การร้องขอใช้ผลการตรวจสอบสิทธิบัตรของประเทศสมาชิกอาเซียน ภายใต้โครงการความร่วมมือด้านการตรวจสอบสิทธิบัตรของประเทศสมาชิกอาเซียน ASEAN Patent Examination Cooperation (ASPEC)」 DIP ウェブサイト内、URL: <http://www.ipthailand.go.th/th/%E0%B8%84%E0%B8%B9%E0%B9%88%E0%B8%A1%E0%B8%B7%E0%B8%AD-%E0%B8%84%E0%B8%B3%E0%B9%81%E0%B8%99%E0%B8%B0%E0%B8%99%E0%B8%B3-%E0%B8%82%E0%B8%B1%E0%B9%89%E0%B8%99%E0%B8%95%E0%B8%AD%E0%B8%99-%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%97%E0%B8%98%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%A3/item/%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%88%E0%B8%AA%E0%B8%AD%E0%B8%9A%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%97%E0%B8%98%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%AD%E0%B8%B2%E0%B9%80%E0%B8%8B%E0%B8%B5%E0%B8%A2%E0%B8%99-%E0%B8%AA%E0%B8%B3%E0%B8%AB%E0%B8%A3%E0%B8%B1%E0%B8%9A%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%88%E0%B8%AA%E0%B8%AD%E0%B8%9A%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%94%E0%B8%B4%E0%B8%A9%E0%B8%90%E0%B9%8C.html> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 8 日]

⁵⁹² 「การขอใช้ผลการตรวจสอบสิทธิบัตรการประดิษฐ์ของสำนักงานสิทธิบัตรญี่ปุ่น (JPO-DIP PATENT PROSECUTION HIGH WAY (PPH))」 DIP ウェブサイト内、URL: <http://www.ipthailand.go.th/th/%E0%B8%84%E0%B8%B9%E0%B9%88%E0%B8%A1%E0%B8%B7%E0%B8%AD-%E0%B8%84%E0%B8%B3%E0%B9%81%E0%B8%99%E0%B8%B0%E0%B8%99%E0%B8%B3-%E0%B8%82%E0%B8%B1%E0%B9%89%E0%B8%99%E0%B8%95%E0%B8%AD%E0%B8%99-%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%97%E0%B8%98%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%A3/item/%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%A1%E0%B8%97%E0%B8%A3%E0%B8%B1%E0%B8%9E%E0%B8%A2%E0%B9%8C%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%99%E0%B8%97%E0%B8%B2%E0%B8%87%E0%B8%9B%E0%B8%B1%E0%B8%8D%E0%B8%8D%E0%B8%B2%E0%B9%83%E0%B8%8A%E0%B9%89%E0%B8%9C%E0%B8%A5%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%88%E0%B8%AA%E0%B8%AD%E0%B8%9A%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%94%E0%B8%B4%E0%B8%A9%E0%B8%90%E0%B9%8C%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%AA%E0%B8%B3%E0%B8%99%E0%B8%B1%E0%B8%81%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%97%E0%B8%98%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%8D%E0%B8%B5%E0%B9%88%E0%B8%9B%E0%B8%B8%E0%B9%88%E0%B8%99%E0%B9%80%E0%B8%9E%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%81%E0%B8%AD%E0%B8%9A%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%9E%E0%B8%B4%E0%B8%88%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%93%E0%B8%B2.html> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 8 日]

することで、結果的に早期に権利化を図る運用がなされている⁵⁹³。

(8) 誤訳の訂正について

願書やクレーム等の出願書面は、すべてタイ語で記載されていなければならない（省令第21号(B.E.2542)の第12条第1項(2)）。審査において、登録までであれば、出願人は補正をすることができる（特許法第20条）。この場合、発明の範囲を拡大するものであってはならない。

登録後においては、書誌事項に関しては訂正が可能であるが、実体的な内容の修正は認められない⁵⁹⁴。

(9) 存続期間

存続期間はタイ国国内の出願日から20年である。ただし、同一発明に対する複数の同日特許出願又は小特許出願に関する協議又はライセンス関連の紛争により裁判所で訴訟が係属している期間を含まない（特許法第35条）。

第35条

発明特許の有効期間は、国内での出願日から20年間とする。特許の期間は、第16条、第74条又は第77条の6に基づき裁判所に訴訟が係属している期間を含まないものとする。

(10) 第二医薬用途発明について

第二医薬用途発明に関して、法律やガイドライン等で直接言及している記載は見当たらなかった⁵⁹⁵。

なお、一般に医薬関連の発明で方法や用途に関するクレームの場合、法第9条(4) (F.1.1.3(3)参照)に規定する「人間及び動物の疾病の診断、処置又は治療の方法」に該当するかが判断され、該当する場合、特許を受けることができない。出願審査マニュアルでは、この「人間及び動物の疾病の診断、処置又は治療の方法」に該当するクレームの記載例が挙げられている。

⁵⁹³ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

⁵⁹⁴ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

⁵⁹⁵ 海外現地ヒアリング調査においては、第二医薬用途発明は認められないという意見と、スイス・クレームであれば認められるという意見があった。全体的な傾向として、医薬関連発明については、審査が長期化し、認められにくい傾向にあるという指摘がされている。D.第3章 海外現地ヒアリングを参照のこと。また、「既知の化合物を含む組成物または製剤であって、効果の向上および/または毒性の軽減をもたらすものは、特許を受けることができる。」という意見もある (M s. Kanjana Pumichatpong 「タイにおける医薬用途発明の保護制度」工業所有権情報・研修館 新興国等知財情報データベース知財情報データベース URL: <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2018/02/86b02759943b13da15b33bb9e1ab3ad4.pdf> [最終アクセス日: 2019年2月28日])

第5章 化学と医薬品分野の特許と小特許の出願審査マニュアル⁵⁹⁶

第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査

3.2 人間又は動物の病気を診断、処方又は治療する方法

特許法第9条の(4)の解釈に従い保護を受けられない特許請求項の例：

(中略)

- (11) "・・・という病気に効果をもたらす医薬品の製造のための・・・という化学物質の使用であり、当該病気に効果をもたらす投与量は約・・・から・・・である"
- (12) "(数量を示す)の量のXという物質を用いて・・・という病気を治すための医薬品製造にあたるX物質の使用"
- (13) "(血液の値が)(一日/一時間/一回当たり)約・・・という量になるための、・・・という物質の使用"
- (14) "血液中にある有効成分が(一日/一時間/一回当たり)約・・・という量になるように、・・・という物質を投与して・・・という病気を治すための・・・物質の使用"
- (15) "・・・という病気の治療における・・・という物質の使用"
- (16) "一日当たり(一回当たり)・・・という量を用いて・・・という病気の予防(治療、処置、抑制など)のための医薬品製造のための・・・という物質の使用"
- (17) "X物質を薬に使用"
- (18) "X物質を・・・治療に使用"

3.3 医学的な新しい使用の請求

第3条により、具体的な成果に導く手順又は方法を示す使用(uses)は一つの工程(Process)である。請求項を考慮する際、第9条(4)に基づきその使用は出願できないような人間や動物を治療処置方法の形態を持つかどうかを審査しなければならない。禁止されなければ、第5条の一般的な原理に基づき新規性、進歩性、又産業上の利用可能性があるかどうかを審査する。

なお、第9条(4)を審査する際、出願の明細書と請求項に表れる内容に基づき審査する。もし内容を審査し、人間や動物の分析、処置又は治療と判断した場合、担当官はその出願の登録を許否しなければならない。

(11) 異議申立て

出願公告の日から90日以内に異議申立てをすることができる。この異議申立ては、特許付与前に行われる(特許法第31条)。

第31条

第28条に基づき特許出願が公告された場合において、出願人ではなく自己が特許付与を受ける資格を有すると思料する者、又はその出願が第5条、第9条、第10条、第11条若しくは第14条の規定に合致していないと思料する者は、第28条に基づく出願公告

⁵⁹⁶ JETRO「JETRO 仮訳 特許及び小特許審査マニュアル 2011年改訂版 第5章 化学と医薬品分野の特許と小特許の出願審査マニュアル」p.24、JETRO バンコクウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/chapter5_chemical_medical_application_screening_manual.pdf [最終アクセス日: 2019年1月7日]

の日から90日以内に担当官にその出願に対する異議を申し立てることができる。

前段落に従って異議申立がなされた場合、担当官は、出願人にかかる異議申立通知の写しを送付する。出願人は、かかる通知の受領後90日以内に担当官に答弁書を提出しなければならない。出願人が所定の期間内に答弁書を提出しないときは、その出願を放棄したものとみなす。

異議申立通知及び答弁書には、その主張を裏付ける証拠を添付しなければならない。

(12) 無効審判その他の付与後の請求による権利の消滅手段

タイ国では、無効審判自体はないが、所定の瑕疵を有する特許権については、利害関係人又は検察官は、裁判所に特許の取消について申し立てることができる(特許法第54条)。

第54条⁵⁹⁷

第5条、第9条、第10条、第11条又は第14条の規定に違反して付与された特許は、無効とする。

何人も、特許の無効について異議を申し立てることができる。利害関係人又は公訴官は、無効特許の取消を裁判所に請求できるものとする。

また、DIPの局長は、所定の理由がある場合、特許の取消を特許委員会に請求することができる(特許法第55条)。所定の理由とは、①第50条に基づくライセンス付与後2年経過しても合理的な理由もなく適切な実施がなされない場合、②特許権者が第41条の規定(ライセンスの許諾は書面で行い、登録しなければならない他)に違反した場合と規定されている。

第55条

長官は、次の場合は特許の取消を特許委員会に請求することができる。

- (1) 第50条に基づいてライセンスが付与され、かかるライセンスの発行日から2年経過した時点で、正当な理由なく特許権者、その実施権者若しくはライセンスの所有者が特許製品を生産していないか若しくは特許方法を使用していない場合、又は、特許製品若しくは特許方法を用いて製造された製品が販売若しくはタイに輸入されておらず、又はかかる製品が不当に高い価格で販売されている場合で、かつ、長官が特許を取り消す正当な理由があると判断する場合
- (2) 特許権者が第41条に違反する権利の行使を他人にライセンスした場合
(後略)

⁵⁹⁷ なお、タイ国の法律事務所である S&I International のウェブサイトにあるタイ国特許法の日本語訳「1999年タイ国特許法(マージ版)」(翻訳:元田時男、監修:井口雅文)では、第54条は、「第5条あるいは第9条あるいは第10条あるいは第11条あるいは第14条に合致しないで発行された特許権は瑕疵のある特許権とみなされる。第1項により瑕疵のある特許権は、何人も指摘することができる。利害関係者又は検察官は特許権取り消しを求め、裁判所に訴えることができる。」と訳されている。URL: http://www.si-asia.com/wp-content/themes/standard_black_cmspro/img/6.pdf [最終アクセス日: 2019年1月7日]

1.1.5 小特許制度の概要

(1) 要件等

小特許は、その発明が新規であること、及び産業上利用できる発明（特許法第65条の2）に与えられる権利であり、特許と異なり「進歩性があること」は要求されていない。審査は、特許法第65の10で準用する特許法第9条（特許適格性）及び同法第17条（出願書類）の規定を満たすかが判断され、これらの規定を満たす場合に小特許が付与される（特許法第65条の5）。

(2) 手続等

手続としては、特許の場合と同様であるが、付与前異議制度がない点で異なる。ただし、小特許の付与後1年以内に特許法第65条の2の要件を満たすかについて、利害関係人が審査の請求をすることができることが認められており（特許法第65条の6）、要件を満たさない場合、当該小特許は取消となる（特許法第65条の6）。

(3) 存続期間

存続期間は、国内での出願日から6年であり、所定の理由により裁判所に訴訟が係属している期間を含まない（特許法第65条の7第1項）。また、期間満了前90日以内に請求することにより、存続期間を2回まで延長することが可能となっている。延長期間は1回の延長につき2年間である（特許法第65条の7第2項）。

(4) 第三者の請求による登録後の無効又は取消等

登録後の無効又は取消に関しては、特許と同様である（特許法第65の9、同法第65の10）。

1.1.6 意匠特許制度の概要

(1) 手続の流れ

下記の図に示すように、出願後、予備審査（Preliminary Examination）が行われ、ここで特許法第 17 条又は同法第 9 条の要件を満たし、拒絶理由がない場合、出願人による出願公告料の納付後に出願公告が行われる（特許法第 65 条で準用する同法第 28 条）。出願公開から 90 日間は異議申立ての請求期間となっており（特許法第 65 条で準用する同法第 31 条）、当該期間経過後、実体審査請求（特許法第 65 条で準用する同法第 29 条）のあった出願について実体審査が行われ、拒絶理由（特許法第 61 条）に該当しない場合、登録となる。

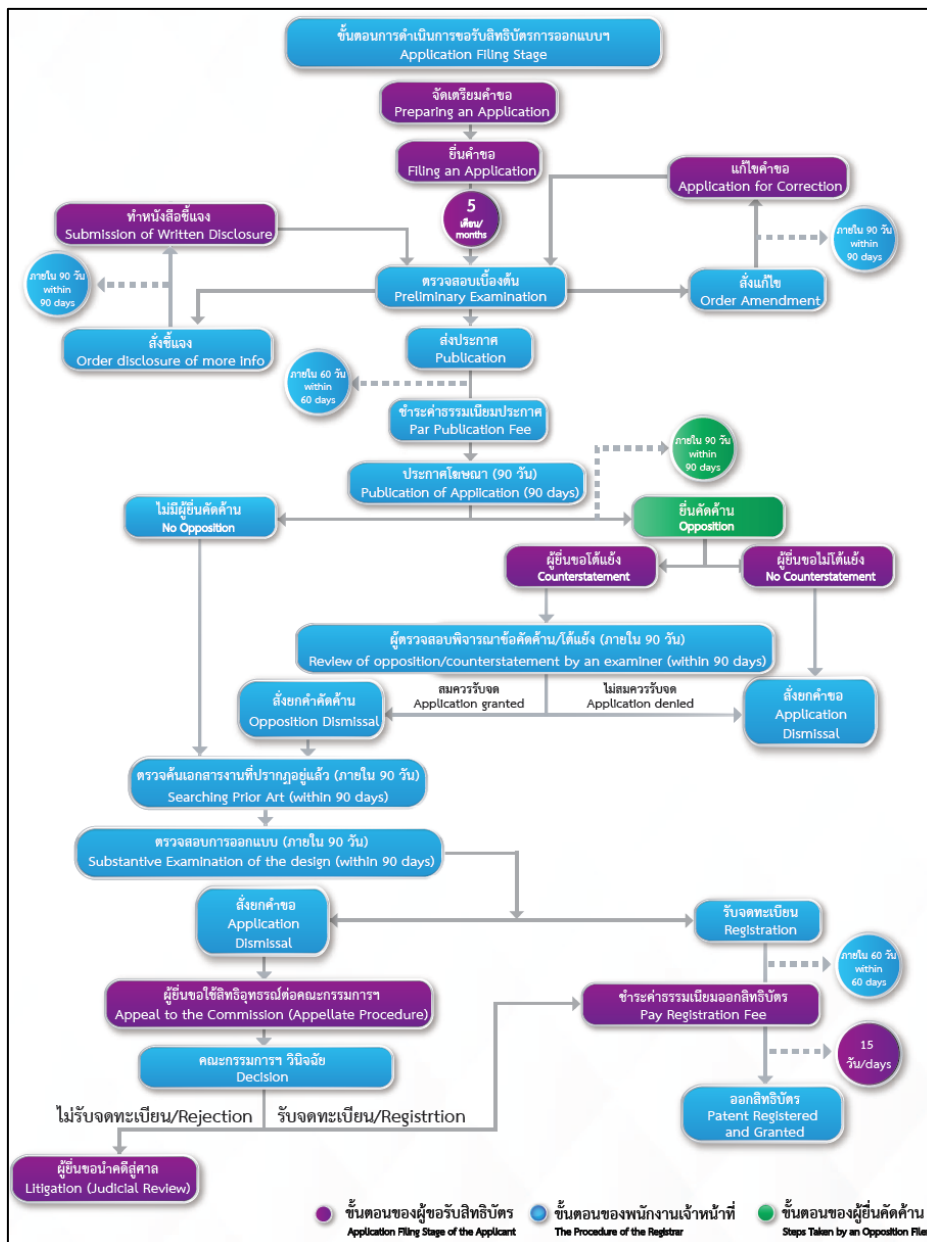


図 10 意匠特許の主な手続のフロー⁵⁹⁸

⁵⁹⁸ 「Annual report 2016」 p.71 DIP ウェブサイト内、URL: <https://www.ipthailand.go.th/en/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%88>

(2) 定義等

タイ国特許法では、意匠とは、条文上以下のように定義されている。

第3条

この法律において、

(中略)

「意匠」とは、製品に特別な外観を与え、工業製品又は手工芸製品に対する型として役立つ線又は色の形態又は構成をいう。

(後略)

また、登録できない意匠は、以下のように規定されている（第58条）。

第58条

次のものは特許性がない。

- (1) 公序又は良俗に反する意匠
- (2) 勅令に定められた意匠

タイ国では、一意匠一出願制度を取っており、一つの出願で複数の意匠を登録することはできない（特許法第60条）。

第60条

1の特許出願は、1の製品のみ用いられる1意匠に関するものでなければならない。製品の一覧は、大臣によって定められ、官報に公告されるものとする。

(3) 新規性

新規性については、特許法第57条において、新規とはみなさない意匠が規定されている。新規性に関しては、出願前に他人に知られ又は使用されていた場合はタイ国国内に限られるが、文献で開示されていた場合に関しては公開の範囲が国内外となっている。特許法上、創作非容易性に関する規定はない。

第57条

次の意匠は新規とはみなさない。

- (1) 特許出願⁵⁹⁹の前に、国内で他人に広く知られ又は使用されていた意匠

E0%B8%B3%E0%B8%9B%E0%B8%B5/item/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%88%E0%B8%B3%E0%B8%9B%E0%B8%B5-2560.html [最終アクセス日: 2018年9月28日]

⁵⁹⁹ 原文ママ、(2)(3)も同じ。なお、タイ国の法律事務所である S&I International のウェブサイトにあるタイ国特許法の日本語訳「1999年タイ国特許法（マージ版）」（翻訳：元田時男、監修：井口雅文）p.14では、以下のように訳されている。「第57条 次の意匠は新規な意匠とはみなさない。

- (1) 意匠出願日前に国内においてすでに存在するか、又は広く知られている意匠
- (2) 意匠出願日前に国内外において、一般に頒布されている文献、または印刷物で、形状、重要部分、又は詳細が開示されている意匠
- (3) 意匠出願前に、第28条又は第65条に基づき公開されたことがある意匠

- (2) 特許出願の前に、国内外で文書又は印刷刊行物において開示又は記述されていた意匠
 (3) 特許出願の前に第28条を準用する第65条に基づき公告されていた意匠
 (4) (1)、(2)又は(3)の意匠と外観が非常に似ているため模倣とされる意匠

(4) 新規性喪失の例外について

他人による非合法的開示及び博覧会等で展示された意匠について新規性喪失の例外を請求することができる（特許法第65条で準用する第6条及び同法第19条）。

すなわち、出願日から12月以内の非合法的開示、発明者による国際博覧会等での展示は開示とはみなされず（特許法第65条で準用する第6条第3項）、政府後援又は公認のタイ国内で開催された博覧会で発明を開示し、博覧会の開催初日から12月以内に意匠出願した場合、当該意匠出願は博覧会の開催初日に出願を行ったものとみなされる（特許法第65条で準用する同法第19条）。

(5) 部分意匠制度

部分意匠制度はない。部分意匠制度のある国から優先権主張を伴う出願がなされた場合、全体意匠として出願する必要がある。なお、意匠登録を受けようとする部分が取り外して使用できるような場合は、当該部分を全体意匠として権利化を図ることができる⁶⁰⁰。

(6) 関連意匠制度

関連意匠制度はない。タイ国では、一意匠一出願制度をとっている（特許法第60条）。

(7) 秘密意匠制度

日本のような秘密意匠制度はない。なお、タイ国では出願公開制度があるが（特許法第65条で準用する第28条）、この公開される日を延期することが可能である。この公開の延期は、出願時に出願書類の所定欄に公開を希望する日を記載すればよい。また、この公開時期の延期は、審査中であっても担当の審査官に申請することができる。これらは条文では規定されていないが、運用上認められている⁶⁰¹。

(8) 存続期間

存続期間は、国内の出願日から10年であり、所定の理由により裁判所に訴訟が係属している期間を含まない（特許法第62条）。

(4) (1)、(2) 又は (3) の意匠に類似しており、模倣と認められる意匠 URL: http://www.si-asia.com/wp-content/themes/standard_black_cmspro/img/6.pdf [最終アクセス日: 2019年1月7日]

⁶⁰⁰ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

⁶⁰¹ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。期間については出願日又は優先日から30月までとの回答があった。

(9) 異議申立て

特許と同様に、出願の公開から90日間は異議申立てをすることができる（特許法第65条で準用する同法第31条）。

(10) 無効審判その他の付与後の請求による特許権消滅事由

タイ国では、特許と同様に無効審判自体はないが、所定の瑕疵を有する場合、利害関係人又は検察官は、裁判所に取消を請求することができる（特許法64条）。

第64条⁶⁰²

第56条、第58条、又は第10条、第11条及び第14条を準用する第65条の規定に違反して付与された意匠特許は無効とする。

何人も、意匠特許の有効性について異議を申し立てることができる。当該意匠特許の利害関係人又は公訴官は、無効特許の取消を裁判所に請求することができるものとする。

⁶⁰² なお、タイ国の法律事務所である S&I International のウェブサイトにあるタイ国特許法の日本語訳「1999年タイ国特許法（マージ版）」（翻訳：元田時男、監修：井口雅文）p.15では、「第64条 第56条あるいは第58条、あるいは第10条及び第11条及び第14条に関連する第65条に違反して発効された特許権は瑕疵のある特許権と見なされる。第1項の瑕疵のある特許権は、何人も指摘することができ、利害関係者又は検察官が取り消すよう裁判所に請求することができる。」と訳されている。URL: http://www.s-i-asia.com/wp-content/themes/standard_black_cmspro/img/6.pdf [最終アクセス日: 2019年1月7日]

1.1.7 商標制度の概要

(1) 手続の流れ

出願後、実体審査が行われ、登録官が登録すべきと判断した場合、その商標出願の公告命令がなされる（商標法第 29 条）。商標出願の公告後、60 日以内に異議申立てを行うことができる（商標法第 35 条）。異議申立てがなかった場合又は異議申立ての審理において登録を維持すべきという判断がなされた場合、登録官は、登録命令を行い（商標法第 40 条）、その後出願人が登録料を納付すると登録となる（商標法第 40 条第 2 項）。

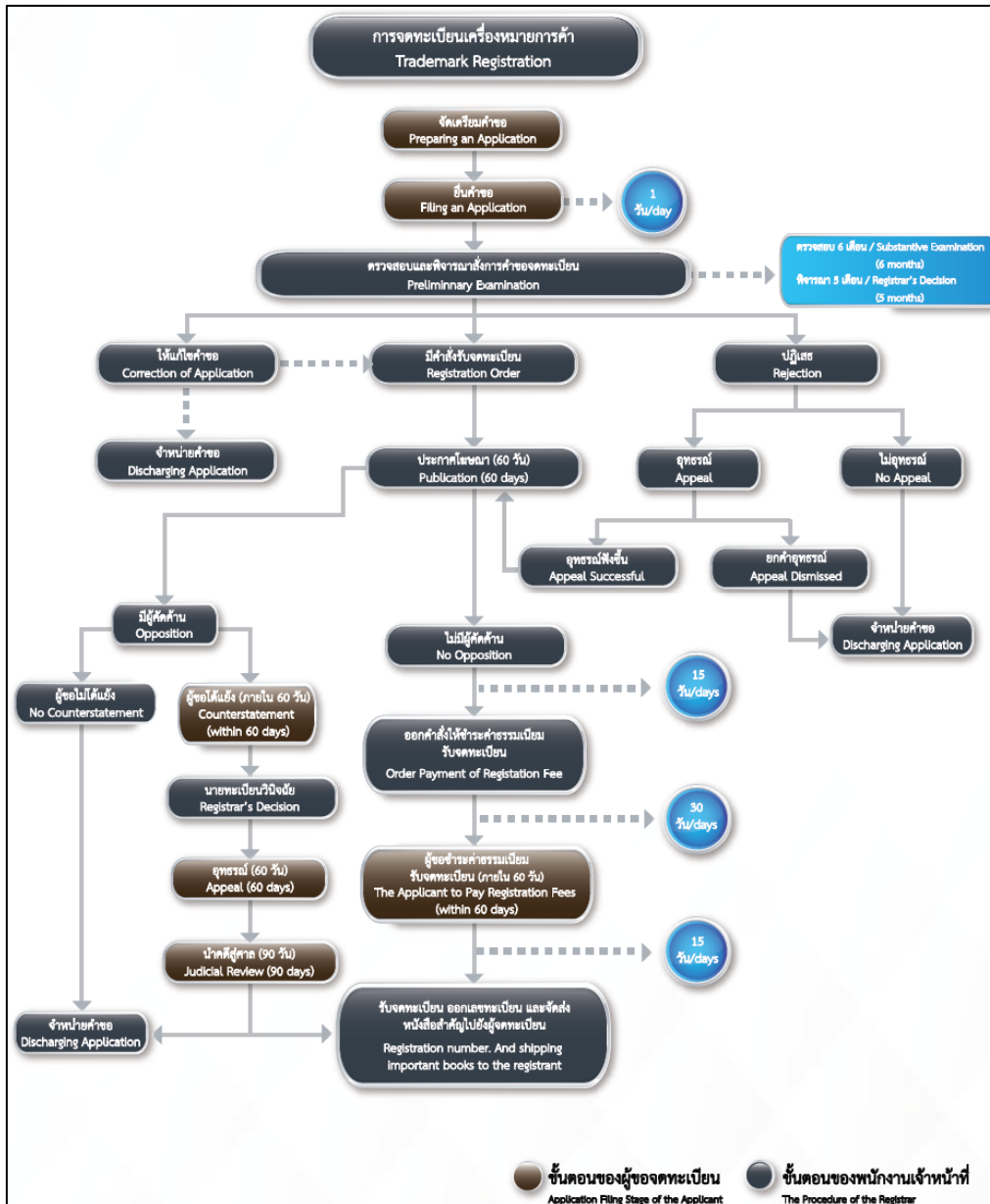


図 11 商標の主なフロー—603

603 「Annual report 2016」p.72 DIP ウェブサイト内、URL: <https://www.ipthailand.go.th/en/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%88%E0%B8%B3%E0%B8%9B%E0%B8%B5/item/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%88%E0%B8%B3%E0%B8%9B%E0%B8%B5-2560.html> [最終アクセス日: 2018 年 9 月 28 日]

(2) 定義等

タイ国では、文字、図形、色彩の組合せ、位置及び音又はこれらの組合せに係る標章について、商標登録をすることができる（商標法第4条）。また、商品商標、役務商標、証明商標及び団体商標について登録することができる⁶⁰⁴。

第4条

本法において、

「標章」とは、肖像、図案、創作物品、ロゴ、名称、語、句、文字、数字、署名、色彩の組合せ、物の配置、音又はこれらの組合せを意味する。

「商標」とは、その商標の所有者の商品が他人の商標を有する商品と異なることを示す目的で商品に関連して使用する又は使用を意図する標章を意味する。

「サービスマーク」とは、そのサービスマークの所有者のサービスが他人のサービスマークを有するサービスと異なることを示す目的でサービスに関連して使用する又は使用を意図する標章を意味する。

(後略)

そして、識別性を有し、商標法で禁止されておらず、先に登録された商標と同一又は類似でない商標を登録することができる（商標法第6条）。

第6条

登録できる商標とは次に該当するものをいう。

- (1) 「識別性」のある商標
- (2) 本法に基づき禁止されていない商標
- (3) 他人が登録した商標と同一又は類似でない商標

(3) 存続期間

存続期間は登録日から10年であり、更新が可能である。ただし、異議申立ての決定について裁判所で訴訟が係属している期間を含まない（商標法第35条）。なお、商標登録がなされた場合、登録日が出願日とみなされ（商標法第42条）、商標法第42条の「登録日」から10年有効となる。したがって、実質的に、存続期間は出願日から10年となる。

更新をした場合は、さらに10年間有効となる。

第42条

登録される商標は登録出願日に登録されたものとみなす。第28条又は第28条の2の場合において、タイにおける出願日はその商標の登録日とみなされる。

第53条

商標登録は第42条に基づく登録の日から10年間有効であり、また第54条に基づいて更新することができる。

⁶⁰⁴ 「Trademark」 DIP ウェブサイト内、URL: <http://www.ipthailand.go.th/en/trademark-001.html> [最終アクセス日: 2018年9月28日]

第1段落の商標登録の有効期間は第38条の裁判所における訴訟期間を含まない。

第55条

商標所有者が、第54条第1段落又は第2段落に記載されている期間内に更新出願をし、更新手数料を納付した場合において、登録官がその出願は、第54条第4段落に基づく、省令に定められている規則及び手続に従っていると判断したときは、登録官は事情に応じ、当初の登録期間又は直近の更新期間の満了日から更に10年間、登録を更新しなければならない。

(4) 異議申立て

登録後に出願が公告された後、公告の日から60日以内に異議申立てを請求することができる。異議申立てに関する登録官の決定に不服がある場合、出願人又は異議申立人は通知書の受領日から60日以内に商標委員会に審判請求することができる（商標法第37条第2項）。さらに、委員会の決定に不服がある場合は、その決定の通知書の受領日から90日以内に裁判所に訴訟を提起することができる（商標法第38条第2項）。この裁判所に係属している期間は、商標権の存続期間に含まれない（商標法第53条第2項）。

第35条

第29条に基づいて商標出願が公開された後、何人であれ、その商標について出願人より優先する権原を有している又はその商標が第6条に基づく登録性がない又はその出願が本法の規定に反していると考える者は、第29条に基づく公告の日から60日以内に理由を付した異議申立書を提出することができる。

第1段落に基づく異議申立は、省令で定めた規則及び手続に従わなければならない。

(5) 無効審判その他の付与後の請求による権利の消滅手段

登録商標の取消は、登録官が命じるもの、利害関係人等が請求するものがある。

登録官の命令による取消事由としては、以下のようなものがある。登録官による取消命令は商標権者に通知され、その命令に不服がある場合、商標権者は通知書の受領日から60日以内に商標委員会に審判を請求することができる（商標法第60条第2項）。

- ① 更新の出願が期限内になかった場合、更新の出願に不備があり、出願人が補正に応じなかった場合（商標法第55条）
- ② 登録時に商標権者が登録官の定めた条件又は制限に違反したか、従わなかったと判断する場合（商標法第58条）
- ③ 商標権者又はその代理人がタイ国内に事務所又は住所を有さなくなったとき（商標法第59条）

利害関係人等が請求できる商標の登録の取消事由は以下のとおりである。請求先は委員

会となる（商標法第61条）。委員会の決定に不服がある場合、決定の通知を受領した日から90日以内に裁判所に提訴することができる（商標法第65条第1項）。

- ① 識別性がない、不登録事由に該当する、他人の先登録類似商標がある、他人の先登録商標に類似し、その使用により商品等の所有者又は原産地について公衆に誤認混同が生じるおそれがあるとき（商標法第61条）
- ② 商標が公序良俗又は国策に反すると判断される場合（商標法第62条）
- ③ 請求前3年間商標の使用がなかった場合（商標法第63条）

上記に加え、下記の理由がある場合、商標登録の取消を裁判所に請求することができる

- ① 登録商標が登録後に特定の商品等に関して商業上一般的に使用され、商標としての機能を有さなくなった場合（商標法第66条）
- ② 利害関係人が、登録の決定の日から5年以内に請求する場合であって、商標権者として登録された者よりもふさわしい権利を有することを証明できる場合（商標法第67条）

（6）未登録周知商標の保護

拒絶理由中に、登録の有無にかかわらず著名な標章と同一又は公衆が商品の所有者又は原産地について誤認混同が生じるおそれのある程度に類似する標章は登録できないという規定がある（商標法第8条(10)）。

第8条

次のいずれかの特徴を有する又は構成する商標は登録してはならない。

(中略)

- (10) 登録の有無に関わらず、大臣が告示する規則に従って一般に普及する著名な標章と同一の標章、又は公衆が商品の所有者若しくは原産地について誤認若しくは混同する恐れのある程に類似する標章

また、未登録周知・著名商標は、詐称通用（パッシングオフ）や第三者の誤認を招くような使用である場合、異議申立てや取消の請求、民事・刑事事件の対象となる⁶⁰⁵（D.1.1.7(4)(5)参照）。

⁶⁰⁵ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

1.1.8 審査の運用その他

(1) 出願から登録までの期間

出願から登録までの期間は、2017年度の調査では、特許が約8.9年、小特許が約1.3年となっている⁶⁰⁶。意匠及び商標に関しては、情報を得ることができなかった。

(2) 審査官の人数

審査官の人数は、下記の図に示すように、2016年から大きく増加傾向にある。特に、特許の審査官は2017年において88名⁶⁰⁷であり、2015年時と比較して倍以上の伸びを示している。

ปี year	พ.ศ. 2554 A.D. 2011	พ.ศ. 2555 A.D. 2012	พ.ศ. 2556 A.D. 2013	พ.ศ. 2557 A.D. 2014	พ.ศ. 2558 A.D. 2015	พ.ศ. 2559 A.D. 2016	พ.ศ. 2560 A.D. 2017
ข้าราชการ/ตำแหน่ง Government Official/position							
ตำแหน่งบริหาร* : Administration position*	16	16	16	17	17	17	17
ตำแหน่งวิชาการ : Technical position							
ผู้ตรวจสอบสิทธิบัตรการประดิษฐ์ Patent Examiner	30	29	29	30	30	66	88
ผู้ตรวจสอบสิทธิบัตรการออกแบบ ผลิตภัณฑ์ Patent Examiner	9	9	9	9	9	16	20
ผู้ตรวจสอบเครื่องหมายการค้า Trademark Examiner	12	12	12	20	20	19	24
นักกฎหมาย : Legal Officer	32	33	33	35	35	35	41
ตำแหน่งสนับสนุนและอื่นๆ Supporting Staffs & Others	126	126	126	119	119	129	129
รวม Total	225	225	225	230	230	282	319
ลูกจ้างประจำ : Permanent Employees	34	31	30	30	29	27	27
พนักงานราชการ : Government Employees	140	155	156	156	156	157	159
รวม Total	399	411	411	416	416	466	505
* รวมผู้เชี่ยวชาญ Those in expert positions are included.							

図12 審査官の人数⁶⁰⁸

⁶⁰⁶ 日本貿易振興機構 (JETRO) バンコク事務所 知的財産部「タイ知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」2018年3月、p.94、p.100、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/search_ip_communi que2017.pdf [最終アクセス日: 2019年1月9日]

⁶⁰⁷ 上記図における2つ目の"Patent Examiner"は意匠審査官を示す。

⁶⁰⁸ Department of Intellectual Property 「Annual Report 2017」26頁、DIP ウェブサイト内、URL: <https://www.ipt hailand.go.th/th/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%88%E0%B8%B3%E0%B8%9B%E0%B8%B5.html> [最終アクセス日: 2018年9月28日]

(3) 審査ガイドライン

審査ガイドラインは、特許・小特許に関する審査ガイドライン（2012年版）⁶⁰⁹、意匠特許に関するガイドライン⁶¹⁰（公表は2018年）及び商標に関する審査ガイドライン（2016年版）⁶¹¹がそれぞれ公表されている。いずれもタイ語のみである。

特許・小特許に関するガイドラインは4章構成であったが、「医療及び医薬に関するガイドライン⁶¹²」が第5章として独立して設けられている。また、2018年11月には、新しい審査ガイドライン⁶¹³が公開された。この新ガイドラインでは、コンピュータ・ソフトウェア関連発明に関する章が新設された。

商標の審査ガイドラインは、2016年版が最新であるが、新ガイドライン公表に向けて作

⁶⁰⁹ 「คู่มือการปฏิบัติงาน (Operation manual)」 DIP ウェブサイト内、URL: <http://www.ipthailand.go.th/th/about/%E0%B8%84%E0%B8%B9%E0%B9%88%E0%B8%A1%E0%B8%B7%E0%B8%AD%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%9B%E0%B8%8F%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%B4%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99.html> [最終アクセス日：2019年1月8日]

⁶¹⁰ 「คู่มือตรวจสอบคำขอรับสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์ (Patent examination manual, product design)」 DIP ウェブサイト内、URL: <http://www.ipthailand.go.th/th/about/%E0%B8%84%E0%B8%B9%E0%B9%88%E0%B8%A1%E0%B8%B7%E0%B8%AD%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%9B%E0%B8%8F%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%B4%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99/category/%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%97%E0%B8%98%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%AD%E0%B8%AD%E0%B8%81%E0%B9%81%E0%B8%9A%E0%B8%9A%E0%B8%9C%E0%B8%A5%E0%B8%B4%E0%B8%95%E0%B8%A0%E0%B8%B1%E0%B8%93%E0%B8%91%E0%B9%8C.html> [最終アクセス日：2019年1月8日]

⁶¹¹ 「คู่มือแนวทางการพิจารณาสั่งการของนายทะเบียนสำนักเครื่องหมายการค้า พ.ศ.2559 (Guidelines for the order of consideration of the Registrar of the Trademark Office of 2016)」 DIP ウェブサイト内、URL: http://www.ipthailand.go.th/th/about/%E0%B8%84%E0%B8%B9%E0%B9%88%E0%B8%A1%E0%B8%B7%E0%B8%AD%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%9B%E0%B8%8F%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%B4%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99/item/%E0%B8%84%E0%B8%B9%E0%B9%88%E0%B8%A1%E0%B8%B7%E0%B8%AD%E0%B9%81%E0%B8%99%E0%B8%A7%E0%B8%97%E0%B8%B2%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%9E%E0%B8%B4%E0%B8%88%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%93%E0%B8%B2%E0%B8%AA%E0%B8%B1%E0%B9%88%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%99%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%97%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%9A%E0%B8%B5%E0%B8%A2%E0%B8%99%E0%B8%AA%E0%B8%B3%E0%B8%99%E0%B8%B1%E0%B8%81%E0%B9%80%E0%B8%84%E0%B8%A3%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%84%E0%B9%89%E0%B8%B2%E0%B8%9E%E0%B8%A8-2559.html?category_id=2706 [最終アクセス日：2019年1月8日]

⁶¹² 「คู่มือการตรวจสอบสิทธิบัตรการประดิษฐ์และอนุสิทธิบัตรทางด้านเคมีและเภสัชภัณฑ์ (Manual for inspections of invention patents and petty patents in chemistry and pharmaceuticals)」 DIP ウェブサイト内、URL: http://www.ipthailand.go.th/th/about/%E0%B8%84%E0%B8%B9%E0%B9%88%E0%B8%A1%E0%B8%B7%E0%B8%AD%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%9B%E0%B8%8F%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%B4%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99/item/%E0%B8%84%E0%B8%B9%E0%B9%88%E0%B8%A1%E0%B8%B7%E0%B8%AD%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%88%E0%B8%AA%E0%B8%AD%E0%B8%9A%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%97%E0%B8%98%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%94%E0%B8%B4%E0%B8%A9%E0%B8%90%E0%B9%8C%E0%B9%81%E0%B8%A5%E0%B8%B0%E0%B8%AD%E0%B8%99%E0%B8%B8%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%97%E0%B8%98%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%97%E0%B8%B2%E0%B8%87%E0%B8%94%E0%B9%89%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B9%80%E0%B8%84%E0%B8%A1%E0%B8%B5%E0%B9%81%E0%B8%A5%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%A0%E0%B8%AA%E0%B8%B1%E0%B8%B8%8A%E0%B8%A0%E0%B8%B1%E0%B8%93%E0%B8%91%E0%B9%8C.html?category_id=2704 [最終アクセス日：2019年1月8日]

⁶¹³ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。DIPのウェブサイトでは公開されていない。この新ガイドラインはタイ語のみである（2019年1月7日現在）。



















業中である⁶¹⁴。

(3) 審査の質について

DIP 内部では、審査システムの品質及び管理を監視・制御するワーキンググループが設置され、審査の質向上に関する検討がなされている⁶¹⁵。

(4) ASPEC・PPH の利用状況

ASPEC の利用状況は下記に示すように、タイ国へは、2018年2月時点で118件の出願でASPECが利用されている。

		2nd AMS									
		 BN	 KH	 ID	 LA	 MY	 PH	 SG	 TH	 VN	
1st AMS	 BN										
	 KH										
	 ID					4			6	1	
	 LA										
	 MY			1					17	9	
	 PH			1		1		1	9	3	
	 SG			9		84	10		85	43	
	 TH										
	 VN								1		

Average pendency rate to first office action after ASPEC request¹: 7.0 months
 Number of ASPEC requests with a first or final office action : 209
 Allowance rate at final decision: 100%

¹Only ASPEC requests where an office action had been issued are included

図 13 ASPEC の利用状況⁶¹⁶

また、PPH は、2017年12月末時点で利用件数は0件であった⁶¹⁷。

⁶¹⁴ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

⁶¹⁵ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

⁶¹⁶ 「ASEAN Patent Examination Cooperation (ASPEC) Statistics STATISTICS – As of 20 February 2018」 ASEAN Intellectual Property Portal ウェブサイト内、URL: <https://www.aseanip.org/Statistics/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics> [最終アクセス日: 2019年1月9日]

⁶¹⁷ 「Patent Prosecution Highway Portal Site 統計情報」2017年12月末時点、JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/statistics.html> [最終アクセス日: 2019年3月1日]

(5) タイ国知財庁における各種システムについて

各システムの有無は以下のとおりである⁶¹⁸。

表 5 システムの有無

	特許・小特許	意匠	商標
ユーザー用検索 DB	○	○	○
審査官用 DB	○	○	○
庁内事務処理システム	○	—	○
電子出願システム	○	○	○

ユーザー用 DB については、特許、小特許及び意匠特許の検索が可能な DB⁶¹⁹と、登録済みの商標を検索できる DB⁶²⁰とに分かれて設けられている。

前者の DB は、英語での検索が可能であり、JPO、EPO、USIPO、KIPO などの DB と連携し、串刺しで検索が可能となっている。商標の DB はタイ語のみであった。

⁶¹⁸ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

⁶¹⁹ 「Search Patent System」 URL: <http://patentsearch.ipthailand.go.th/DIP2013/simplesearch.php?lang=en> [最終アクセス日: 2019年1月9日]

⁶²⁰ 「Check the similarities of the mark」 URL: <http://tmonline.ipthailand.go.th/DipInternetWeb/trw/01/trw00q001/index.jsf> [最終アクセス日: 2019年1月9日]

1.2 五庁及びWIPO等からタイ国への支援施策

1.2.1 知的財産制度の整備支援

(1) 支援主体：日本

<途上国人材育成研修（短期招へい研修：1～3週間）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員）>⁶²¹

- JPO-IPR 研修／ハーグ加盟支援コース（2018年度）（2019年1月10日～2019年1月17日）

(2) 支援主体：米国

- 植物品種保護法の整備支援（2017年度）⁶²²

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム>* <ASEAN6 共通>（2018年度活動）⁶²³

- Activity 3. 商標実体審査のASEAN共通ガイドラインの更新 (Updating mechanism of ASEAN Common Guidelines on Substantive Trademark Examination)
- Activity 4. 意匠のグラフィカル表現の収束に関する実現可能性調査 (Feasibility study relating to the convergence on graphical representations of designs)
- Activity 5. ASEAN地域商標登録システムの実現可能性研究 (Feasibility study of an ASEAN regional trademark registration system)
- Activity 8. マドプロとハーグ協定のASEAN加盟国への加盟前及び加盟後の実地訓練 (Pre-accession and post-accession on-the-job training to ASEAN Member States on Madrid and Hague)
- Activity 9. シンガポール商標法条約の加盟と実施勧告に関する評価研究 (Evaluation study on the accession and recommendations on implementation of the Singapore Treaty on the Law of Trademarks)
- Activity 11. マドリッドプロトコル及びハーグ協定に関する小冊子及びワークショップ (Elaboration of booklets and workshops on the Madrid Protocol and the Hague Agreement)

*ARISE Plus 知的財産権 (ARISE + IPR) プログラム⁶²⁴

欧州連合 (EU) の Enhanced ASEAN Regional Integration Support 又は ARISE Plus

⁶²¹ 「2018年度途上国人材育成研修」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/traini ng_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶²² 「USPTO annual reports (Fiscal Year 2017 PAR)」p.79、USPTOウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁶²³ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPRウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁶²⁴ 「Arise+ IPR」ARISE+ IPRウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

の下にあるコンポーネントの1つである。5年間で5,500万ユーロの *ARISE + IPR* プログラムは、知的財産協力を通じて地域統合を支援する。また、国際的ベストプラクティス、標準、*ASEAN* 知的財産権行動計画 2016-2025 の戦略目標に沿って、創作、保護、活用、管理及び執行のための *IP* システムのアップグレードを目指す。*ARISE + IPR* は *EU* によって資金提供され、欧州連合知的財産庁 (*EUIPO*) によって実施されている。このプログラムの実施期間は2018年1月1日から60ヶ月である。

<IP KEY SOUTH EAST ASIA>* <ASEAN6 共通> (2018年活動) ⁶²⁵

- Activity 1. 地理的表示 (GIS) の保護強化に関する研究 (STUDY ON THE ENHANCED PROTECTION OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS (GIS))
- Activity 4. 欧州の地理的表示に関するスタディビジット (STUDY VISIT ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS IN EUROPE)
- Activity 5. 植物品種に関する研究 (STUDY VISIT ON PLANT VARIETIES)
- Activity 6. 植物品種保護のための国際連合に関するカンファレンス (CONFERENCE ON THE INTERNATIONAL UNION FOR PLANT VARIETY PROTECTION)
- Activity 8. 最新の特許保護制度に関するカンファレンス (CONFERENCE ON MODERN PATENT PROTECTION REGIMES)
- Activity 12. 地理的表示のコントロールと執行に関する研究 (STUDY ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS CONTROL AND ENFORCEMENT)
- Activity 15. 地理的表示の重要性に関するカンファレンス (CONFERENCE ON THE IMPORTANCE OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS)
- Activity 21. 特許審査のための地域共通ガイドラインの開発支援 (SUPPORT FOR THE DEVELOPMENT OF REGIONAL COMMON GUIDELINES FOR THE EXAMINATION OF PATENTS)

**IP Key South East Asia (IP Key SEA)* ⁶²⁶

欧州委員会 (*EC*) によって指示され、欧州連合知的財産庁 (*EUIPO*) によって実施されている。各国の知的財産分野の特定の課題に取り組むことを支援することによって、*EU* の利益を支援するように設計されている。*IP Key SEA* は、この地域における知的財産権保護と知的財産権の執行を支援し、国際的な貿易相手国、特に *EU* 企業やイノベーターへの市場アクセスを促進することを目的としている。

⁶²⁵ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁶²⁶ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

<ECAP III Phase II >* <ASEAN6 共通> (2012~2017年) ⁶²⁷

●Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)

Activity 1. 品質登録サービス (Quality Registration Services) ⁶²⁸

- ASEAN 商標審査官による商標の実体審査ガイドラインの作成/更新のための支援 (2014~2015年)
- ASEAN 知財庁における意匠の審査・登録に関するガイドラインの作成/更新のための支援 (2015年)

●Component II. 法的・政策的枠組み (Legal and Policy Frameworks)

Activity 1. マドリッドシステム—商標の国際登録 (Madrid System – International Registration of Marks) ⁶²⁹

- ASEAN 加盟国に対するマドリッドプロトコルへの加盟準備の支援 (職員への実地訓練を含む) (2013~2015年)
- ASEAN の利害関係者を対象としたマドリッド制度を通じた商標の保護に関する広報イベントの開催 (2014年)

Activity 2. ハーグシステム—意匠の国際登録 (Hague System – International Registration of Industrial Designs) ⁶³⁰

- ASEAN 加盟国に対するハーグ協定への加盟の法的・技術的な影響に関する助言 (2014年)
- ASEAN の利害関係者を対象としたハーグシステムを通じた意匠の保護に関する普及活動 (2014年)

●Component IV. 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 2. ASEAN 知財庁間での情報共有とプラクティスの収束 (Information Sharing and Convergence of Practices among ASEAN IP Offices) ⁶³¹

- AMSs における商標・意匠の出願要件ならびに地理的表示の保護制度に関する情報更新 (2014~2015年)
- ビジネス界への商標・意匠サービスの改善・促進するための革新的な取組みに関する ASEAN 知財庁のための情報共有活動 (2014~2015年)
- ASEAN 知財庁が採用する可能性がある共通プラクティスについての提案を展開・議論 (2014~2015年)

⁶²⁷ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁶²⁸ 「Quality Registration Services」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/quality-registration-services> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁶²⁹ 「Madrid System for the International Registration of Marks」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/madrid-system-international-registration-marks> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁶³⁰ 「Hague System for the International Registration of Industrial Designs」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/hague-system-international-registration-industrial-designs> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁶³¹ 「Information Sharing and Convergence of Practices among ASEAN IP Offices」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-sharing-and-convergence-practices-among-asean-ip-offices> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

**ECAP/III (EU-ASEAN Project on the Protection of Intellectual Property Rights)* ⁶³²

2009年に調印された融資契約において、EU（欧州連合）及びASEAN事務局によって承認された。フェーズIは、2010年及び2011年に欧州特許庁（EPO）によって実施された。2012年、EUとASEANは、ASEAN IPR 行動計画2011-2015に従って再調整されるように、プロジェクトの内容を見直した。欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、改訂された予定内にフェーズIIの実施を委託された。プロジェクトの変更は、2012年9月にEUとASEANが調印したEU-ASEAN 融資契約の補遺で承認された。

（4）支援主体：中国

該当情報なし。

（5）支援主体：韓国●WIPO アジア・太平洋地域セミナー<ASEAN6 共通>（2016年10月25～27日）⁶³³

－韓国知的財産庁（KIPO）の国際知識財産研修院（IIPTI）は、WIPOと共同で、ブータン、インド、マレーシア、ラオス等のアジア・太平洋地域12か国の知的財産権政策担当者及び関係者24人、WIPO関係者、国内参加者を対象に、「能力に基づいた教育と特許審査制度の診断を通じた特許行政効率性の向上」をテーマとして、各国の知的財産戦略と優秀事例を共有し、深みのある討論の機会を設けた。

●WIPO アジア・太平洋地域セミナー<ASEAN6 共通>（2015年11月23日～26日）⁶³⁴

－KIPOの国際知識財産研修院（IIPTI）は、WIPOと共同で、マレーシア、ミャンマー、シンガポール等のアジア・太平洋地域12か国の知的財産権政策担当者及び関係者22人、WIPO関係者、国内参加者を対象に、「プロジェクト基盤のアプローチ法及び成果志向型管理を通じた知的財産開発計画の効果的な実行」をテーマにセミナーを開催した。このセミナーを通じて各国の知的財産戦略と優秀事例を発表し、2016年から2025年までのASEAN IP 戦略計画の効果的な実行に向けて踏み込んだ討論を展開する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家IP戦略の樹立など、IP専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立に関する有用な情報を提供した。

（6）支援主体：WIPO

<WIPO「Technical Assistance Database」から得られた情報>⁶³⁵

●マドリッドシステムの法整備に関する第15回ワーキンググループ（Working Group on the Legal Development of the Madrid System for the International Registration

⁶³² 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁶³³ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」 p.426、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁶³⁴ 「2015年度 知的財産白書（2016年発行）（KIPO）」 p.141～145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁶³⁵ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

of Marks (15th session) and Madrid Working Group Roundtable) (2017年6月、スイス)

- マドリッドシステムの運用に関する知的財産庁のための研修ワークショップ (Training Workshop for National Offices on the Operations of the Madrid System for the International Registration of Marks) (対象：加盟国及び未加盟国) (2017年5月、スイス)

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA等）

該当情報なし。

1.2.2 人材育成支援

(1) 支援主体：日本

- 審査実務指導（特許審査官派遣）（2018年以降に実施予定）⁶³⁶

- 新人特許審査官の育成支援（2016年～継続実施予定）^{637, 638}

ー2016年度には、タイに対して、大規模な新人審査官研修を実施（講師として特許審査官を延べ8名派遣して、約50名の新人審査官に対して基礎的な特許審査実務に関する指導を行うとともに、新人審査官を指導する立場にある審査官向けの研修をあわせて実施）。2017年度は、そのフォローアップとして、約50名のタイ新人審査官を対象とする技術分野別のより実践的な研修を実施し、新人審査官の育成における継続的な協力を進めた。

- 新規加盟国タイへのマドプロ実務研修（JPO職員派遣）（2018年1月）⁶³⁹

- 人材育成協力（WIPO Japan FIT及びJICA技術協力プロジェクト等のスキーム活用）（専門家派遣（JPO職員））（2017年度）⁶⁴⁰

ー2017年度は、インドネシア、ベトナム、タイ、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ウズベキスタン、モロッコ、ジンバブエ、ボツワナに職員を派遣し、効果的な知的財産権の保護、審査能力の向上、商標審判制度、知財マネジメント人材育成、及び適切な業務処理等をテーマに講義を行った。

- 特許実務指導（ナノテクノロジー及び医薬分野）（特許審査官派遣）、人材育成スキーム支援（2015年度）⁶⁴¹

⁶³⁶ JPO「特許行政年次報告書2018年版〈本編〉」p.276、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶³⁷ JPO「特許行政年次報告書2018年版〈本編〉」p.278, p.318、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶³⁸ JPO「特許行政年次報告書2017年版〈本編〉」p.293, p.336、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶³⁹ JPO「特許行政年次報告書2018年版〈本編〉」p.149、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁴⁰ JPO「特許行政年次報告書2018年版〈本編〉」p.312、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁴¹ JPO「特許行政年次報告書2016年版〈本編〉」p.310、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

- サーチ及び審査実務に主眼をおいた特許審査実践研修（特許審査官招へい：2名）（3か月間）（2015年度）⁶⁴²

<途上国人材育成研修（短期招へい研修：1～3週間）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員）>⁶⁴³

- JPO-IPR研修／意匠実体審査コース<ASEAN6共通>（2018年度）（2018年9月3～14日）
- JPO-IPR研修／特許審査基準コース<ASEAN6共通>（2018年度）（2018年10月15～19日）
- JPO-IPR研修／審判コース<ASEAN6共通>（2018年度）（2019年2月14～20日）
- JPO-IPR研修／IPトレーナーズコース（2018年度）（2018年6月19日～7月3日）
- JPO-IPR研修／タイ特許審査実務コース（2018年度）（2018年11月14日～2018年11月20日）
- JPO-IPR研修／タイマドプロ商標審査コース（2018年度）（2018年10月3日～2018年10月10日）
- JPO-IPR研修／特許審査マネジメントコース（2018年度）（2018年9月19～26日）

（2）支援主体：米国

<USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE) から得られた情報>⁶⁴⁴

- GIPA マドリッドプロトコルの実施と管理ワークショップ（GIPA Madrid Protocol Implementation and Administration）（2018年3月20～23日、USPTO Headquarters）
- ASEAN／USPTO アドバンスト商標審査研修（ASEAN / USPTO Advanced Trademark Examination Training）（2018年1月29～31日、タイ・バンコク）
- IP オフィス管理に関する ASEAN-USPTO ワークショップ（ASEAN-USPTO Workshop on IP Office Administration Part IV Management & Commercialization of IP）（2017年8月14～18日、USPTO）
- ASEAN 諸国のためのマドリッドプロトコル研修（Madrid Protocol Training for ASEAN Countries）<ASEAN6共通>（2013年11月4～7日、シンガポール）
- 商標局の管理に関する ASEAN 地域セミナー、及び意匠保護に関するワークショップ（ASEAN Regional Seminar on Trademark Office Administration and Workshop on Design Protection）（2011年5月10～12日、タイ・バンコク）

⁶⁴² JPO「特許行政年次報告書2016年版<本編>」p.345、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁴³ 「2018年度途上国人材育成研修」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁴⁴ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」USIPRウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通> (2018 年度活動) ⁶⁴⁵

- Activity 8. マドプロとハーグ協定のアセアン加盟国への加盟前及び加盟後の実地訓練 (Pre-accession and post-accession on-the-job training to ASEAN Member States on Madrid and Hague)

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018 年活動) ⁶⁴⁶

- Activity 19. EPO の特許に関するトレーナーの研修プログラムのサポート (SUPPORT FOR THE TRAIN THE TRAINERS PROGRAMME ON PATENTS OF THE EUROPEAN PATENT OFFICE (EPO))

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通> (2012～2017 年) ⁶⁴⁷

- Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)
 - Activity 1. 品質登録サービス (Quality Registration Services) ⁶⁴⁸
 - －ASEAN 知財庁のためのベストプラクティスに関する参考資料作成 (商標・意匠出願の処理における品質管理を含む) (2013 年)
 - －商標・意匠審査に関する ASEAN 知財庁職員への研修 (2013～2015 年)

(4) 支援主体：中国

- 中国－ASEAN 知的財産管理・活用セミナー (China-ASEAN Intellectual Property Management and Utilization Seminar) <ASEAN6 共通> (2017 年 7 月、中国・北京) ⁶⁴⁹
 - －中国国家知的財産局 (SIPO) は、知的財産制度とベストプラクティスに関して、中国と ASEAN との間で相互理解を促進した。
- アジア地域 IP セミナー (Asian Regional IP Seminar) <ASEAN6 共通> (2017 年 11 月) ⁶⁵⁰
- 中国－ASEAN 特許審査研修・ワークショップ (2016 China-ASEAN Training Workshop on Patent Examination) <ASEAN6 共通> (2016 年 9 月) ⁶⁵¹

⁶⁴⁵ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

⁶⁴⁶ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

⁶⁴⁷ 「About ECAP/ECAP III Phase II」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

⁶⁴⁸ 「Quality Registration Services」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/quality-registration-services> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

⁶⁴⁹ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79, 94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁶⁵⁰ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁶⁵¹ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終ア

- 開発途上国（ASEAN 含む）向け研修・ワークショップ<ASEAN6 共通>（IP 職員受入）（2016年）⁶⁵²
 - －SIPO は、開発途上国向けに7つの研修・ワークショップを開催し、46か国・地域の118名のIP職員を招へいた。アフリカ地域知的所有権機関（ARIPO）、アフリカ知的所有権機関（OAPI）、ASEAN事務局及びASEAN加盟国、湾岸協力会議などからIP職員が参加した。
- ASEAN加盟国への中国特許文書知識及び活用に関する研修セミナー（Training Seminar on Chinese Patent Documentation Knowledge and Utilization）<ASEAN6 共通>（2015年）⁶⁵³
- 中国－ASEAN IP研修プログラム<ASEAN6 共通>（IP職員受入）（2014年）⁶⁵⁴
 - －ASEAN諸国の20人の上級IP職員を招へいた。

（5）支援主体：韓国

- WIPO－韓国 FIT プロジェクト<ASEAN6 共通>（招へい研修）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員、民間の知財専門家及び政府系職員）（2004年～毎年）⁶⁵⁵
 - －KIPO は、2004年以降、WIPO Korea Funds-In-Trust（FIT）により途上国を支援するKIPO-WIPOプロジェクトを実施している。KIPO は毎年、特許法、商標法、知的財産権に関する研修を行うため、審査官や知的財産権の専門家を途上国から招へいしている。2017年には17人が特許法コースに参加し、19人が商標法コースに参加した。2017年7月に、WIPO が提供する一般公開コースであるIPサマースクールが韓国・大田で開催された。2017年は合計15人の学生が参加した。また、知的財産の重要性を子供達に教えるため、英語、スペイン語、フランス語などのいくつかの言語で翻訳された教育アニメーション「Getting Creative With Pororo」を開発した。
- 国際セミナー・研修<ASEAN6 共通>（毎年実施）^{656, 657, 658}
 - －KIPO の国際知識財産研修院（International Intellectual Property Training Institute: IIPTI）は、WIPO 及び海外知財権教育機関との協力強化を通じて途上国

セス日：2019年1月19日]

⁶⁵² 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日：2019年1月19日]

⁶⁵³ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日：2019年1月19日]

⁶⁵⁴ 「中国国家知的財産権局 2014年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日：2019年1月19日]

⁶⁵⁵ 「2017 Annual Report」p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日：2019年1月21日]

⁶⁵⁶ 「2017 Annual Report」p.70～71、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日：2019年1月21日]

⁶⁵⁷ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」p.140～144、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日：2019年1月21日]

⁶⁵⁸ 「2015年度 知的財産白書（2016年発行）（KIPO）」p.141～145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日：2019年1月21日]

の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。WIPO との協力プログラムとしては、国際知識財産研修院 (IIPTI) 開院以来毎年実施されている「WIPO アジア・太平洋地域セミナー」、「WIPO-KOREA IP サマースクール」を始め、多数の共同教育課程があり、その他にも毎年2~3つの韓国国際協力団 (Korea International Cooperation Agency: KOICA) グローバル研修プログラム (CIAT) を誘致して運営し、独自の途上国向けオーダーメイド型知的財産教育を提供するなど国際教育分野における様々な取り組みに力を入れている。

Program	Course Title	Contents	Dates (in 2017)	Number of participants
WIPO Program(5)	WIPO Patent Law, Patent Examination Course	Training on Korea's patent system and patent examination practice	5. 15-5. 26	17
	WIPO Asia Pacific Regional Conference	OJT for Mongolian Patent examiners	6. 21-6. 23	22
	WIPO Enhancing Developmental Country's PCT Ability Course	Training on Korea's trademark system and trademark examination work	7. 3-7. 7	16
	WIPO-Korea IP Summer School	OJT for Uzbekistan Trademark examiners	7. 10-7. 21	26
	WIPO Trademark Law, Trademark Examination Course	IP education for university students and young adults	11. 13-11. 21	19
KOICA Program(2)	KOICA Creative Invention Course	Training on creative invention promotion policies	3. 16-4. 5	18
	KOICA IP System Course	Training on understanding of Korea's patent policies and industrial site visits	8. 31-9. 20	20
Customized Program(4)	China Hubei Province Patent Examiner Course	Visiting Invention Education Center and Operating Invention Education Course	3. 13	21
	Saudi Arabia Patent Examiner Course	Searching method for examinations and case studies	10. 16-10. 19	4
	The UAE Preliminary Examiner Demonstration Course	Educating Patent Examination and Classification By Dispatching Instructor	10. 23-10. 24	66
	Vietnam Patent Examiner Course	Introduction to Korea's Patent Act and examination system	12. 5-12. 8	8
Total	11 Courses			237

出典：2017 Annual Report (KIPO) ⁶⁵⁹

(6) 支援主体：WIPO

<WIPO 「Technical Assistance Database」 から得られた情報>⁶⁶⁰

- PCT ナショナル・セミナー (PCT National Seminar, DIP, Thailand, Bangkok,) (2018年6月、タイ)
- マドリッドシステムの運用に関する加盟国向け研修・ワークショップ (Training Workshop for the Contracting Parties on Operations of the Madrid System for the International Registration of Marks) (2017年11月、スイス)
- 特許審査の職能に基づく学習の管理ツールと、ASPEC 審査官研修プロジェクト IPET の協議に関するリージョナルワークショップ (Regional Workshop on Tools for

⁶⁵⁹ 「2017 Annual Report」 p.71、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁶⁶⁰ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

Competency-based Learning Management on Patent Examination and Consultations on ASPEC Examiner Training Project IPET) <ASEAN6 共通> (2017年11月、マレーシア)

- 知的財産庁による効果的な知的財産活動とコミュニケーション活動の計画と実施に関するリージョナルワークショップ (Regional Workshop on Planning and Implementation of Effective IP Outreach and Communication Activities by IP Offices) <ASEAN6 共通> (2017年8月、シンガポール)
- 政府職員のための知的財産に関する WIPO-WTO 上級コース (WIPO-WTO Advanced Course on Intellectual Property for Government Officials) (2017年3月、スイス)
- DIP バックログ分析のための専門家ミッションとワークショップ (Expert mission for DIP backlog analysis and workshop) (2017年1月、タイ)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

<豪州-ASEAN> <ASEAN6 共通>

- 地域特許審査研修プログラム (WIPO)^{661, 662}
 - PCT サーチ・審査にフォーカスした海外特許庁向けの包括的なオンライン特許審査研修 (Regional patent examination training : RPET) プログラム。RPET は、ASEAN-Australia-NewZealand 自由貿易協定 (AANZFTA) 経済協力作業計画の下で、世界知的所有権機関 (WIPO) の支援を受けて実施されている。

⁶⁶¹ 「Global engagement」 IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁶⁶² 「Regional patent examination training」 IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement/regional-patent-examination-training> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

1.2.3 情報化支援

(1) 支援主体：日本

●IT インフラ整備協力<ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT) ⁶⁶³

ーASEAN 諸国における審査の効率化と質の向上に寄与する IT インフラ整備を支援するため、WIPO ジャパンファンドを通じてプロジェクトを実施している (ASEAN 各庁における出願書類等の紙書類の電子化支援、ワークフロー最適化支援、新興国向け IT システムの開発支援、WIPO-CASE 機能向上、ASEAN 各庁の公報データを一括参照可能とする ASEAN 知財情報のポータルである ASEAN PATENTSCOPE の構築支援、IT 人材育成のためのワークショップ等の開催、WIPO-CASE を活用した ASEAN 審査協力プログラムの促進等。)

●JPO の審査関連情報の提供<ASEAN6 共通>⁶⁶⁴

ー日本国特許庁 (JPO) の審査関連情報を提供する「高度産業財産ネットワーク (AIPN : Advanced Industrial Property Network)」を海外の知的財産庁に提供している。

●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE リージョナルワークショップ<ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT) (2018 年度、シンガポール) ⁶⁶⁵

ー2018年3月にシンガポールにて、ASEAN 諸国及びモンゴルの知財庁から3~4名、計40名程度が参加し、各知財庁の IT システムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。

●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE ナショナルワークショップ (WIPO Japan FIT) (2018 年度、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア) ⁶⁶⁶

ー2017年4月にタイにて、タイ知的財産局 (DIP) の特許審査官等30名程度を対象に、2017年6月にベトナムにて、ベトナム国家知的財産庁 (NOIP) の特許審査官等70名程度を対象に、2017年11月にマレーシアにて、マレーシア知的財産公社 (MyIPO) の特許審査官等80名程度を対象に、2018年2月にインドネシアにて、インドネシア知的財産総局 (DGIP) の特許審査官等30名を対象に、WIPO-CASE ナショナルワークショップが開催された。ワークショップでは、WIPO-CASE の利用方法や WIPO-CASE から参照可能な書類情報の活用方法が紹介された。本国特許庁の審査書類の種類や読解手法といった書類情報の活用方法を紹介した。

●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE ナショナルワークショップ (WIPO Japan FIT) (2016 年度、タイ、フィリピン) ⁶⁶⁷

⁶⁶³ JPO「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」p.317、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁶⁶⁴ JPO「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」p.317、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁶⁶⁵ JPO「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」p.313、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁶⁶⁶ JPO「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」p.313、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁶⁶⁷ JPO「特許行政年次報告書 2017 年版<本編>」p.332、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

ー2016年4月にフィリピンのマニラにて、フィリピン知的財産庁の特許審査官、IT部門職員等60名程度を対象に、同月にタイのバンコクにて、タイ商務省知的財産局の特許審査官、国際部門職員等60名程度を対象に、また、2016年11月にタイ商務省知的財産局の新人特許審査官、国際部門職員等20名程度を対象にWIPO-CASE ナショナルワークショップが開催された。ワークショップでは、WIPO-CASEの利用方法やWIPO-CASEから参照可能な書類情報の活用方法が紹介された。

●WIPO-CASEを利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ<ASEAN6共通>(WIPO Japan FIT)(2016年度、シンガポール)⁶⁶⁸

ー2017年3月にシンガポールにて、ASEAN諸国、モンゴル、パプアニューギニアの各知財庁から3、4名、計50名程度が参加し、各知財庁のITシステムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。

●WIPO-CASEを利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ<ASEAN6共通>(WIPO Japan FIT)(2015年度、シンガポール)⁶⁶⁹

ーASEAN諸国の特許庁職員を対象に、ASEAN諸国特許庁のITシステムの向上の支援を目的として、2016年3月にシンガポールにて開催され、ASEAN諸国の各特許庁から3、4名程度が参加した。

<途上国人材育成研修(短期招へい研修:1~3週間)(対象者:民間の知財専門家及び政府系職員)>⁶⁷⁰

●JPO-IPR研修/情報化コース<ASEAN6共通>(2018年度)(2018年12月17日~2018年12月20日)

(2) 支援主体: 米国

該当情報なし。

(3) 支援主体: 欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6共通>(2018年度活動)⁶⁷¹

●Activity 1. 商標と意匠(特にフロントオフィス、CESTO、及びユーザー満足度調査(USS))の管理のためのIPツール統合のサポート(Support in the integration of IP tools for the management of TM and ID, in particular Front Office, CESTO and User Satisfaction Survey (USS))

●Activity 6. ASEAN TMview、ASEAN DesignView、ASEAN TM Classの更新及び

⁶⁶⁸ JPO「特許行政年次報告書2017年版<本編>」p.333、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁶⁹ JPO「特許行政年次報告書2016年版<本編>」p.347、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁷⁰ 「2018年度途上国人材育成研修」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁷¹ 「ARISE+ IPR - ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPRウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

アップグレードにおける AMS サポート (Supporting AMS in updating and upgrading ASEAN TMview, ASEAN DesignView and ASEAN TMClass)

- Activity 10. ASEAN TM class データベースの内容を更新するための技術支援の提供 (Provision of technical assistance to update the content of ASEAN TM class database)

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018 年活動) ⁶⁷²

- Activity 22. TMVIEW と DESIGNVIEW と EUIPN のツール統合 (TMVIEW AND DESIGNVIEW AND EUIPN TOOLS INTEGRATION)
- Activity 23. 電子出願の IT・法的サポート (IT AND LEGAL SUPPORT FOR E-FILING)

<ECAP III Phase II><ASEAN6 共通> (2012~2017 年) ⁶⁷³

- Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)
 - Activity 2. 商標分類ツール (Trade Mark Classification Tool) ⁶⁷⁴
 - －商標登録のための商品・役務の ASEAN 共通分類データベースの開発 (2013~2015 年)
 - －ASEAN 商標分類データベースの検索可能インターフェースの一般ウェブ公開 (2014~2015 年)
- Component III. ブランド開発(生産部門) (Brand Development (Productive Sector))
 - Activity 3. IP ユーザー向けの情報ツール (Information Tools for IP Users) ⁶⁷⁵
 - －ASEAN IP ポータルの更なる開発・更新 (収録する情報コンテンツの収集を含む) (2013~2015 年)
 - －ASEAN 知財庁の商標・意匠登録に関する情報の検索データベースのツール開発 (2013~2015 年)
- Component IV. 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)
 - Activity 1. ASEAN 知財庁の共通ツール (ASEAN IP Offices Common Tools) ⁶⁷⁶
 - －商標・意匠の管理業務の効率化とサービス品質向上のために、ASEAN 知財庁が共通して使用できる IP 管理及び情報ツールの開発 (2013~2015 年)

(4) 支援主体：中国

- 伝統医学データベース (Traditional Medicine Database) プロジェクト<ASEAN6 共

⁶⁷² 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」 IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁶⁷³ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁶⁷⁴ 「Trade Mark Classification Tool」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/trade-mark-classification-tool> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁶⁷⁵ 「Information Tools for IP Users」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-tools-ip-users> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁶⁷⁶ 「ASEAN IP Offices Common Tools」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/asean-ip-offices-common-tools> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

通> (専門家派遣) (2016~2017年) ^{677, 678}

—SIPOは、2016年に伝統医学データベースの専門家グループをカンボジア、フィリピン、ミャンマーに派遣し、伝統医学データベース分野における中国とASEANの協力に関する要旨分析レポートを完成させ、伝統医学の発展における協力を推進した。

●伝統的知識保護と伝統医学データベース開発を含む課題の情報交換のためにASEAN諸国へ専門家を派遣<ASEAN6共通> (専門家派遣) (2015年) ⁶⁷⁹

●伝統医学データベースの構築と管理の経験を共有するためにSIPO代表団をマレーシア、タイに派遣<ASEAN6共通> (専門家派遣) (2014年) ⁶⁸⁰

●知的財産と伝統的知識と遺伝資源の保護に関する中国—ASEANセミナー<ASEAN6共通> (2012年9月10~12日、北京) ⁶⁸¹

—SIPO局長 Tian Lipu氏が開会式に出席した。中国とASEAN諸国の伝統的な知識と遺伝資源保護システムを促進する。3日間のセミナーで、参加者は、世界の遺伝資源の保護、伝統的知識の保護の状況、遺伝資源の保護の状況、伝統的な中国医学図書館・世界の伝統医学特許データベース等について意見交換を行った。

(5) 支援主体：韓国

●DIPの情報化 (IPセンター構築) 事業 (2006~2007年) ⁶⁸²

—2006年2月、タイ商務省は、タイ特許庁の情報化 (IPセンター構築) 事業にKIPOの参加を要請し、KIPOは韓国通信、LG-CNS等とコンソーシアムを構成して2006年下半期に予備事業提案書を提出し、両庁間でモデル事業に対して合意した。2007年9月に両国の特許庁はタイIPセンター構築協力のための了解覚書 (MOU) を締結するとともに、KIPOがWIPOと共同で開発したグローバル知的財産権コンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョンの開発事業に着手することで、KIPOはタイIPセンター構築事業参加に向けた国際競争において比較的優位な地位を確保した。

⁶⁷⁷ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁶⁷⁸ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁶⁷⁹ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79~80、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁶⁸⁰ 「中国国家知的財産権局 2014年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁶⁸¹ 「田力普出席中国—东盟知识产权与传统知识及遗传资源保护研讨会开幕式并致辞」 中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020665.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁶⁸² 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」 p.425~426、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

●情報化コンサルティング（APEC 事業）（2002 年度）⁶⁸³

－APEC は、世界で初めてインターネット基盤の電子出願システムを実現した KIPO の特許情報化のレベルを高く評価し、2002 年度途上国特許行政技術協力事業のメインパートナーとして韓国を満場一致で選定し、KIPO に特別基金を提供することを決めた。APEC 特別基金で、タイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインド特許庁に対する情報化コンサルティングを順調に遂行し、APEC 域内加盟国から高い評価を得るとともに、特許情報分野におけるリーダーとして浮上した。

(6) 支援主体：WIPO

●知的財産庁ビジネスサービスのデジタル変換に関する WIPO-ASEAN 情報技術ワークショップと ASEAN PatentScope コーディネーター会議（WIPO-ASEAN Information Technology (IT) Workshop on the Digital Transformation of Industrial Property (IP) Office Business Services and ASEAN PatentScope Coordinator Meeting）＜ASEAN6 共通＞（2017 年 9 月、インドネシア）⁶⁸⁴

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA 等）

該当情報なし。

1.2.4 その他の支援（普及啓発、模倣品対策、産学連携、民間向け研修等）

(1) 支援主体：日本

●大学・研究機関向け知財活用環境整備に関するリージョナル会合（WIPO Japan FIT）（招へい研修）（2018 年度、大阪）⁶⁸⁵

－大学・研究機関における技術管理や知財活用を促進するために、同プロジェクト対象国の大学・研究機関等の学長・副学長級を日本に招へいし、産学連携や技術移転等の知財の活用に関する知見や経験の共有と意見交換を行った。プロジェクト対象国のインドネシア、マレーシア、フィリピン、スリランカ、タイから計 39 名が参加した。

●真贋判定セミナー（JETRO）（2017 年 6 月 19 日、タイ・バンコク）⁶⁸⁶

－日本の経済産業省、JETRO バンコク事務所主催による「真贋判定セミナー」がバンコク都内のホテルで開催された。2015 年以来 2 年ぶり、4 回目の開催となった。

⁶⁸³ 「2016 年度 知的財産白書（2017 年発行）（KIPO）」p.425、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

⁶⁸⁴ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 25 日]

⁶⁸⁵ JPO「特許行政年次報告書 2018 年版〈本編〉」p.313、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁶⁸⁶ 「JETRO バンコク事務所がタイ知財局・税関等と真贋判定セミナー 日系企業 12 社が参加、ムクダハンでも」ビジネス・経済情報誌 ArayZ ウェブサイト内、URL: <https://www.arayz.com/metijetro-intellectualpropertyright-jun/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 24 日]

過去最多の日系企業 12 社が参加。各社、自社商品の真正品／模倣品サンプルを展示し、タイ商務省知財局、税関、経済警察 (ECD)、法務省特別捜査局 (DSI)、検察庁等からのタイ政府機関関係者らに、見分け方について解説を行った。

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京) (第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京)^{687, 688, 689, 690}
一日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。

- 真贋判定セミナー (JETRO) (2015年6月22日、タイ・バンコク)⁶⁹¹
ジェトロは、経済産業省との共催により「真贋 (しんがん) 判定セミナー」をバンコクで開催した。タイ国内でのジェトロによる真贋判定セミナーは3年ぶりの開催で、日系企業・政府機関関係者 21 人のほか、タイ側政府機関から執行当局であるタイ税関総局、DIP、特別捜査局 (DSI)、経済警察 (ECD)、検察局 (AGO) の知財関係者約 100 人が出席した。

- 真贋判定セミナー (JETRO) (2012年、タイ・バンコク) (2013年、ベトナム・ホーチミン、ハノイ) (2013年、インドネシア・ジャカルタ)⁶⁹²
タイでは、2012年、バンコクで開催され、知的財産局、税関、経済警察、特別捜査局、検察庁、知財・国際取引裁判所などから 150 名以上が参加した。また、2013年は、ホーチミン、ハノイ及びジャカルタでそれぞれ開催された。

<途上国人材育成研修 (短期招へい研修:1~3週間) (対象者:民間の知財専門家及び政府系職員)>⁶⁹³

- JPO-IPR 研修／知財普及啓発コース (2018年度) (2018年8月6日~2018年8月10日)
- JPO-IPR 研修／特許専門実務者コース (2018年度) (2018年10月31日~2018年11月16日)
- JPO-IPR 研修／知財保護法律家コース (2018年度) (2018年11月26日~2018年12月12日)

⁶⁸⁷ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁸⁸ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁶⁸⁹ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁹⁰ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁹¹ 「バンコクで真贋判定セミナーを3年ぶりに開催」JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/biznews/2015/_370300/5d2e56909b2ac16d.html [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁶⁹² 「ジェトロのアセアン地域に関する知財分野の活動について (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」p.49、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-3.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁶⁹³ 「2018年度途上国人材育成研修」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

- JPO-IPR 研修／商標専門実務者コース（2018年度）（2019年1月21日～2019年2月1日）
- JPO-IPR 研修／産学連携・技術移転コース（2018年度）（2018年12月10日～2018年12月19日）
- JPO-IPR 研修／実務者向け模倣品対策コース（2018年度）（2019年2月19日～2019年2月26日）

<途上国人材育成研修（フォローアップ研修：短期専門家派遣）（対象者：民間の知財専門家及び政府系職員）>⁶⁹⁴

- 知的財産分野における人材育成の役割セミナー（2016年度）（2016年10月26～27日）（開催地：タイ）

（2）支援主体：米国

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通>（第3回：2016年3月1日、東京）（第2回：2014年5月13日、香港）（第1回：2013年10月22日、東京）^{695, 696, 697, 698}
一日米欧中韓の商標五庁（TM5）の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。
- 偽造品の取引に対する知的財産権の執行に関する ASEAN-USPTO アドバンスド・ワークショップ（ASEAN-USPTO ADVANCED WORKSHOP ON ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS AGAINST TRADE IN COUNTERFEIT GOODS）<ASEAN6 共通>（2012年4月18～20日、インドネシア・ジャカルタ）⁶⁹⁹

<USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE) から得られた情報>⁷⁰⁰

- 知的財産権の国境執行における効果的なプラクティスに関するアジア地域ワークショップ（Asia Regional Workshop on Effective Practices in Border Enforcement of

⁶⁹⁴ 「Follow-up Seminars」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/followup/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁹⁵ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁹⁶ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁶⁹⁷ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁹⁸ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁶⁹⁹ 「ASEAN-USPTO ADVANCED WORKSHOP ON ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS AGAINST TRADE IN COUNTERFEIT GOODS」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/export/sites/www/enforcement/en/activities/pdf/program_jakarta.pdf [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁷⁰⁰ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

- Intellectual Property Rights) (2018年9月11～15日、タイ・バンコク)
- 海賊版コンテンツ及び偽造品のオンライン取引に対する刑事執行に関するASEANワークショップ (ASEAN Workshop on Criminal Enforcement Against Online Trade in Pirated Content and Counterfeit Goods) <ASEAN6 共通> (2018年8月21～24日、タイ・バンコク)
 - IPR サイバー対応犯罪に関する卓上演習 (Tabletop Exercise on IPR Cyber-Enabled Crime) (2018年5月7～11日、シンガポール)
 - 信号とストリーミングの海賊行為に対する執行・ワークショップ (Workshop on Enforcement Against Signal and Streaming Piracy) (2017年12月18日、タイ・バンコク)
 - 国境執行時における紛らわしいほど類似している商標の判定に関するワークショップ (Workshop on Confusingly Similar Trademark Determinations in a Border Enforcement Context) (2017年11月6～9日、ベトナム・ホーチミン)
 - 2017年度USPTO著作権セミナー (USPTO Annual Copyright Seminar 2017) (2017年11月6～9日、バージニア州アレキサンドリア市)
 - 知的財産権の国境執行における効果的なプラクティスに関する地域ワークショップ (Regional Workshop on Effective Practices in Border Enforcement of IPR) (2017年9月12日、タイ・バンコク)
 - APEC 地域における植物品種の商業化における機会／課題ワークショップ (Opportunities/Challenges in Commercialization of Plant Varieties in the APEC Region) (2017年8月23日)
 - 2016年度USPTO著作権セミナー (USPTO Annual Copyright Seminar 2016) (2016年9月19～23日、USPTO Headquarters)
 - 知的財産セミナー (トピック：国境執行) (Intellectual Property Seminar) (2016年6月20～22日、USPTO Headquarters)
 - オンライン著作権侵害と偽造に関する検察官のためのワークショップ (Workshop for Public Prosecutors on Online Piracy and Counterfeiting) (2015年9月17～18日、タイ・ウドンタニ)
 - IP オンライン著作権侵害と偽造に関するワークショップ (Workshop on IP Online Piracy and Counterfeiting) (2015年7月23～24日、タイ・パティヤ)
 - 検察官と法執行機関のための知的財産ワークショップ (Intellectual Property Workshop for Public Prosecutors and Law Enforcement) (2013年5月27～31日、タイ・バンコク)
 - 地域の芸術、芸術家、著作権：芸術教育と商業化における芸術家、教育者、芸術起業家が直面する課題ワークショップ ((Regional Art, Artists and Copyright: Challenges Facing Artists, Educators and Art Entrepreneurs in Art Education and Commercialization) (2012年5月9日、タイ・バンコク)
 - ASEAN-USPTO 執行プログラム (ASEAN-USPTO Enforcement Program) (2011年4月5～8日、タイ・バンコク)

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通> (2018 年度活動) ⁷⁰¹

- Activity 2. ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 のためのモニタリングシステムと自動報告メカニズムの開発 (Development of a monitoring system and automatic reporting mechanism for the ASEAN IPR Action Plan 2016-2025)
- Activity 7. ASEAN 知的財産アカデミーの実現可能性調査 (Feasibility study on an ASEAN IP Academy)
- Activity 12. クリエイティブ ASEAN への支援 (Support to Creative ASEAN)
- Activity 13. 地理的表示保護 (特に LDC におけるブランド戦略、品質基準、及び管理システムを含む) に関するロービングセミナー (Roving seminars on the protection of GIs, including branding strategies, quality standards and control systems, especially in the LDCs)
- Activity 14. 地理的表示リーフレット及び小冊子の作成 (Development of GI leaflets and booklets)
- Activity 15. ANIEE 地域執行・ワークショップ及び会議の組織化と支援 (Organisation and support for the ANIEE regional enforcement workshop and meeting)
- Activity 16. 執行機関のための ASEAN 執行ツールの整備に関するプレゼンテーションと提案 (Presentation and proposal on setting up ASEAN enforcement tools for enforcement agencies)
- Activity 17. 知的財産権の恩恵とビジネス界で利用可能なグローバル IP ツールに関する情報と啓発セッション (Information and Awareness-Raising sessions on the benefits of IP rights and global IP tools available to the business community)

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018 年活動) ⁷⁰²

- Activity 2. 裁判の円卓会議と仲裁人のためのベストプラクティスの交換 (ROUNDTABLE FOR THE JUDICIARY AND EXCHANGE OF BEST PRACTICES FOR MEDIATORS)
- Activity 3. IPR 執行機関のためのベストプラクティスの交換 (EXCHANGE OF BEST PRACTICES FOR IPR ENFORCEMENT OFFICIALS)
- Activity 7. 東南アジアの裁判官のための円卓会議 (ROUNDTABLE FOR SOUTH EAST ASIA JUDGES)
- Activity 9. 自由貿易協定 (FTA) 交渉と IP ダイアログのための技術的助言と援助 (TECHNICAL EXPERTISE AND ASSISTANCE FOR FREE TRADE AGREEMENT NEGOTIATIONS AND IP DIALOGUES)
- Activity 10. 自由貿易協定 (FTA) 交渉に関連した知的財産権レジームに関する技術

⁷⁰¹ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁷⁰² 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

的研究 (TECHNICAL STUDIES ON IPR REGIMES IN RELATION TO FREE TRADE AGREEMENT NEGOTIATIONS)

- Activity 11. 自由貿易協定 (FTA) の履行に対する支援 (SUPPORT AND ASSISTANCE FOR THE IMPLEMENTATION OF FREE TRADE AGREEMENTS)
- Activity 13. デジタルワールドにおける不正取引と知的財産権保護に関する研究 (STUDY ON ILLICIT TRADE AND IPR PROTECTION IN THE DIGITAL WORLD)
- Activity 14. 不正取引環境インデックスレポート (ILLICIT TRADE ENVIRONMENT INDEX REPORT)
- Activity 16. 東南アジア IP アカデミーのサポート (SUPPORT FOR SOUTH EAST ASIA IP ACADEMIES)
- Activity 17. 商標・意匠の登録及び執行に関する知財庁のためのロービングセミナー (ROVING SEMINAR FOR IP OFFICIALS ON THE REGISTRATION AND ENFORCEMENT OF TRADEMARKS AND INDUSTRIAL DESIGNS)
- Activity 18. オンラインでの侵害、サイバー犯罪、及び著作権に関する研修 (TRAINING ON ONLINE INFRINGEMENTS, CYBERCRIME AND COPYRIGHT)
- Activity 20. 21 世紀の東南アジアにおける IP サービスと保護の質の向上 (UPGRADING THE QUALITY OF IP SERVICES AND PROTECTION IN SOUTH EAST ASIA IN THE 21ST CENTURY)
- Activity 24. EU 及び海峽企業向けの EU 商標及びコミュニティデザインに関するロービングセミナー (ROVING SEMINAR ON EU TRADE MARKS AND COMMUNITY DESIGNS FOR EU AND SEA LOCAL COMPANIES)
- Activity 25. 東南アジア IP ダイアログパートナーのコーディネーション会議 (SEA IP DIALOGUE PARTNERS COORDINATION MEETING)

<ECAP/III Phase II ><ASEAN6 共通> (2012~2017 年) ⁷⁰³

- Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)
 - Activity 3. IPR 執行に関する ASEAN 地域行動計画への支援 (Support to the ASEAN Regional Action Plan on IPR Enforcement) ⁷⁰⁴
 - －ASEAN の執行機関に対する IPR 執行のベストプラクティスの特定と文書化 (2013 年)
 - －ASEAN の行政執行機関に対する IPR 執行のキャパシティビルディング (トレーナーの養成) (2014 年)
 - －ASEAN の司法・検察メンバーに対する IPR 執行のキャパシティビルディング

⁷⁰³ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

⁷⁰⁴ 「Support to the ASEAN Regional Action Plan on IPR Enforcement」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/support-asean-regional-action-plan-ipr-enforcement> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

(2015年)

－IPR 執行に関する ASEAN 及び国際的な判例法の検索データベースの開発 (2013～2015年)

－執行機関、知財庁及び権利者間における知的財産権関連データの交換を容易にするための仕組みの構築 (2015年)

●Component III. ブランド開発(生産部門) (Brand Development (Productive Sector))

Activity 1. 中小企業の機能強化 (Enhancing SME Capabilities) ⁷⁰⁵

－ASEAN 地域内外でのブランドの創設・宣伝・管理・保護のための IP ツールに関する ASEAN 諸国の中小企業トレーナーの研修 (2013年)

－ASEAN 地域における中小企業のためのブランド関連の IP 資産の創設・保護・管理に関する研修資料の開発 (2014～2015年)

Activity 2. IP プロフェッショナルのキャパシティビルディング (Capacity Building of IP Professionals) ⁷⁰⁶

－商標・意匠のアドバイザーと代理人のための専門研修 (2014年)

Activity 3. IP ユーザー向けの情報ツール (Information Tools for IP Users) ⁷⁰⁷

－IPR 集約型産業の ASEAN 経済への貢献を評価するための方法論の開発 (2014年)

Activity 4. マーケティングツールとしての地理的表示使用の改良 (Enhanced Use of GIs as a Marketing Tool) ⁷⁰⁸

－既存及び潜在的な輸出市場における ASEAN 地理的表示の保護についての ASEAN 地域の生産者及び所轄官庁への助言 (欧州における ASEAN 地理的表示の登録支援を含む) (2013～2015年)

－ASEAN 地理的表示の可視性の促進方法の特定 (2013～2015年)

－地理的表示のコントロールに関するベストプラクティスの ASEAN 内及び他国の生産者の情報交換 (2015年)

－ASEAN 諸国における地理的表示の保護システムに関する経験の共有 (2013年)

Activity 5. クリエイティブ ASEAN (Creative ASEAN) ⁷⁰⁹

－創造性の促進における知的財産の役割に関する意識を高めることを目的としたデザインコンペティション

●Component IV : 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 3. ASEAN 事務局の IP 能力の強化 (Enhanced IP Capacity in the ASEAN Secretariat) ⁷¹⁰

⁷⁰⁵ 「Enhancing SME Capabilities」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhancing-sme-capabilities> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁷⁰⁶ 「Capacity Building of IP Professionals」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/capacity-building-ip-professionals> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁷⁰⁷ 「Information Tools for IP Users」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-tools-ip-users> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁷⁰⁸ 「Enhanced Use of GIs as a Marketing Tool」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhanced-use-gis-marketing-tool> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁷⁰⁹ 「Creative ASEAN」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/creative-asean> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁷¹⁰ 「Enhanced IP Capacity in the ASEAN Secretariat」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhanced-ip-capacity-asean-secretariat> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

—IP 政策及び地域調整に対処するための ASEAN 事務局の能力の強化

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京)
(第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京) ^{711, 712, 713, 714}
—日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。

(4) 支援主体: 中国

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京)
(第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京) ^{715, 716, 717, 718}
—日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。

(5) 支援主体: 韓国

- K-ブランド説明会及び招へい研修<ASEAN6 共通> (2017年以降予定) ⁷¹⁹
—KIPO は、中国・ASEAN 地域の現地政府との協力により、現地の模倣品取り締まり公務員を対象に K-ブランド説明会及び韓国への招へい研修等を実施する計画である。
- APEC1 村 1 ブランド事業 (One Village One Brand Project) <ASEAN6 共通>
(APEC 事業) (2010年～) ^{720, 721}

⁷¹¹ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷¹² 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁷¹³ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷¹⁴ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷¹⁵ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷¹⁶ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁷¹⁷ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷¹⁸ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷¹⁹ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.629、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

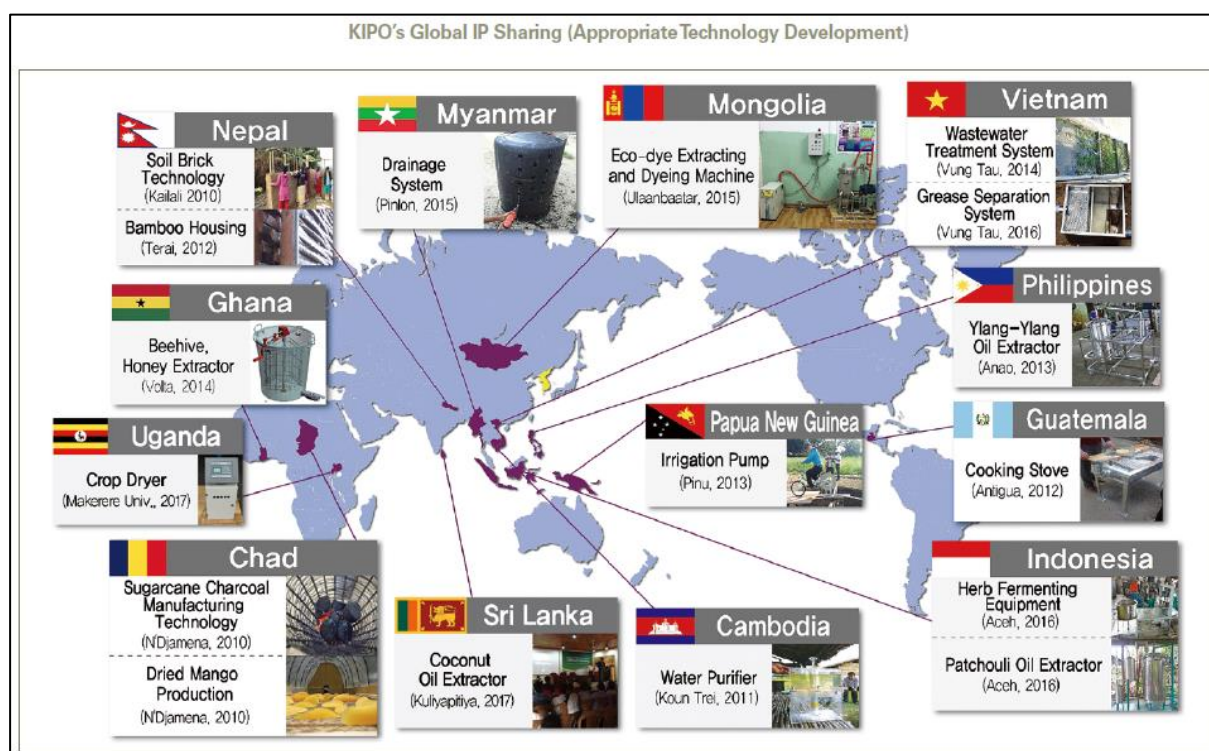
⁷²⁰ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.403、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁷²¹ 「2017 Annual Report」p.64、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

—2010年にAPEC加盟国21及び国際機構やNGO等をソウルに招き、「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。途上国の地域商品のブランド化に向けた支援要請に応じて、2011年4月「APEC1村1ブランド事業（One Village One Brand Project）」がAPEC承認を受けた。

●適正技術開発（Appropriate technology development）、適正技術コンペティション（Appropriate Technology Competition）＜ASEAN6共通＞（APEC事業）（2013年～）^{722, 723}

—第36回APEC知的財産権専門家会議（IPEG）（2013年1月）で、韓国は適正技術開発事業モデル発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のためのIP基盤知識シェア議題」を提案して採択された。2013年に、フィリピンで生息するイランイラン木（Ylang-Ylang Tree）のオイル抽出機を開発した。また、2014年7月に「IP知識シェア：適正技術コンペティション」の開催に成功した。また、2015年には、インドネシアのFlores Bajawa地域の特産品であるコーヒーブランドを開発した。2016年には、ベトナムの適正技術コンペティションに参加した技術が選定された。また、2016年にはインドネシアのDGIPから要請された適正技術とブランド事業が支援対象として選定された。



出典：2017 Annual Report (KIPO)⁷²⁴

⁷²² 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」p.404, 434～435、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日：2019年1月21日]

⁷²³ 「2017 Annual Report」p.61～63、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日：2019年1月21日]

⁷²⁴ 「2017 Annual Report」p.61、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日：2019年1月21日]

- 中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想<ASEAN6 共通> (APEC 事業) (2014~2017年) ⁷²⁵
 - 第38回APEC知的財産権専門家会議 (IPEG) (2014年2月)で、KIPOは「中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想」を提案して承認された。アンケート調査等を通じて中小企業に対する知的財産権支援政策を共有し(2014~2015年)、APEC基金を活用した研究委託を実施して関連政策に対するマニュアルを製作し(2015~2016年)、APECネットワークを活用して希望する加盟国にコンサルティングを提供する(2017年)ことを骨子としている。
- TM5悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京) (第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京) ^{726, 727, 728, 729}
 - 日米欧中韓の商標五庁(TM5)の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回TM5悪意の商標出願セミナーでは、EUIPOからASEANでの悪意の商標出願の事例紹介があった。
- 模倣品識別セミナー (2016年、タイ、ベトナム) ⁷³⁰
 - 2016年、中国、香港、タイ、ベトナムで計14回にわたって現地の取締公務員計1,000人余りを対象に行われた。
- 知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IPパノラマ」を開発<ASEAN6 共通> (WIPO・中小企業局協力) (2006~2015年) ⁷³¹
 - KIPOは2006~2010年に、国際取引等のビジネス的観点からの知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IPパノラマ (Panorama)」を開発した。2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、6つの国連共用語バージョンを全て完成した。また、タイ語、ベトナム語など17言語でIPパノラマを開発し、世界24言語で普及している。2015年には、IPパノラマ教育内容を基に実際事例を中心に再構成したモバイル知的財産教育コンテンツである「IPパノラマモバイル」を開発し、知的財産教育ポータルIPディスカバリー (<http://ipdiscovery.net>) を通じて提供している。
- IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業<ASEAN6 共通> (APEC 事業) (2009~2012年) ⁷³²

⁷²⁵ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.404~405、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁷²⁶ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷²⁷ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁷²⁸ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷²⁹ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷³⁰ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.362、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁷³¹ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.429、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁷³² 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.403~404, 429~430、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/>

- 「IP Xpedite」は、特許情報の検索・分析及び活用等、特許情報に関わる実証的内容に関する知的財産権コンテンツである。APEC 域内各国の知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業」を2009年に実施した。また、後続事業として「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成高級課程」を2010年9月に提案してAPECから事業承認を得た。APEC加盟国の知的財産権専門家を対象に、オン・オフライン教育（2011年実施）、及びE-learningコンテンツの開発・普及（2010年実施）を行った。同プログラムはタイ語に翻訳・活用された。

(6) 支援主体：WIPO

- 効果的なイノベーション支援サービスのためのナショナル特許ドラフティングコース（National Patent Drafting Course to contribute to the training provided for effective innovation support services, Thailand）（民間人向け）（2017年10月、タイ）⁷³³

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA等）

<ERIA-ASEAN><ASEAN6共通>

- 「ASEAN各国知財庁の出願件数の予測と政策提言」に関する研究（2016年度～）^{734, 735}
- 「ASEAN経済と知的財産権」「模倣品がASEAN各国経済に与える影響」に関する研究（2013年度）^{736, 737}
- 「中小企業の知的財産権活用に関する研究—日本をモデルとして」（2012年度）^{738, 739}

1.2.5 会合・イベント等

(1) 支援主体：日本

- 日ASEAN特許庁長官会合<ASEAN6共通>（2012年～毎年）⁷⁴⁰

//www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/ [最終アクセス日：2019年1月21日]

⁷³³ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日：2019年1月25日]

⁷³⁴ 「日アセアン間の知財に関する協力プログラムを強化しました～第6回日アセアン特許庁長官会合の結果について～」経済産業省ウェブサイト内、URL: <http://www.meti.go.jp/press/2016/07/20160720002/20160720002.html> [最終アクセス日：2019年1月24日]

⁷³⁵ 「日アセアン間の知財に関する協力プログラムを強化しました～第8回日ASEAN特許庁長官会合の結果について～」経済産業省ウェブサイト内、URL: <http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180906003/20180906003.html> [最終アクセス日：2019年1月24日]

⁷³⁶ 「日本国特許庁のアセアンに対する知的財産協力（tokugikon, 2014.1.24. no.272）」p.30、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-1.pdf> [最終アクセス日：2019年1月24日]

⁷³⁷ 「ジャカルタでASEAN知財協力を考える（tokugikon, 2014.1.24. no.272）」p.34、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-2.pdf> [最終アクセス日：2019年1月24日]

⁷³⁸ 「日本国特許庁のアセアンに対する知的財産協力（tokugikon, 2014.1.24. no.272）」p.30、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-1.pdf> [最終アクセス日：2019年1月24日]

⁷³⁹ 「ジャカルタでASEAN知財協力を考える（tokugikon, 2014.1.24. no.272）」p.34、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-2.pdf> [最終アクセス日：2019年1月24日]

⁷⁴⁰ 「日アセアン」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html> [最終アクセ

第8回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2018年9月、シンガポール)

第7回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2017年5月、金沢)

第6回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2016年7月、バリ)

第5回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2015年5月、奈良)

第4回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2014年7月、ベトナム)

第3回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2013年4月、京都)

第2回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2012年7月、シンガポール)

第1回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2012年2月、東京)

●DIP 局長と日本国特許技監が会談 (2017年8月、シンガポール) ⁷⁴¹

ーバンコクで開催する知財セミナーへの協力やマドプロ審査実務支援について合意した。

●DIP 局長と JPO 長官が会談 (2017年5月、日 ASEAN 特許庁長官会合) ⁷⁴²

ー審査待ち案件への対応や新人審査官向け研修について意見交換を行った。

(2) 支援主体：米国

●第6回 IP 犯罪執行・ネットワーク会合 (Sixth Meeting of the IP Crimes Enforcement Network) <ASEAN6 共通> (2018年9月12~14日、香港) ⁷⁴³

●第1回 ASEAN IPR 執行・ネットワーク会議 (1st ASEAN IPR Enforcement Network Meeting) <ASEAN6 共通> (2017年9月11日、タイ・バンコク) ⁷⁴⁴

ーASEAN IPR 執行専門家ネットワーク (ASEAN Network of IPR Enforcement Experts : ANIEE) の最初の会議の議長を Josephine R. Santiago 氏が務めた。ANIEE は、ASEAN ワーキンググループ (AWGIPC) によって任務を負い、ASEAN IPR 行動計画 2016-2025 に基づく IPR 執行・イニシアチブの実施に着手する。2019年4月までの2年間、執行に関する共同国擁護者としてフィリピンから ANIEE の議長が任命された。会議は、米国特許商標庁 (USPTO) と米国司法省 (US DOJ) の支援を受けて開催され、ASEAN 加盟国の知的財産庁、司法機関、税関当局、警察、貿易、商業関係者からの代表者が出席した。

(3) 支援主体：欧州

●欧州ーASEAN 定期長官級会合<ASEAN6 共通> (2003年~) ⁷⁴⁵

ス日: 2019年3月7日]

⁷⁴¹ JPO 「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.276、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁴² JPO 「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.276、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁴³ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」 USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁷⁴⁴ 「IPOPHERL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.61、IPOPHERL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁷⁴⁵ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題 (2012年3月)」 p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryoutou_01.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通> (2012~2017年) ⁷⁴⁶

- プロジェクト運営委員会 (Fifth and Final Project Steering Committee) (ECAP III)
(第5回: 2017年2月17日、ラオス) (第4回: 2016年3月23日、タイ) (第3回: 2015年3月12日、ブルネイ・ダルサラーム) (第2回: 2014年2月25日、カンボジア) (第1回: 2013年3月15日、ラオス)
- ASEAN-EUIPO 知財長官会合 (Third ASEAN-EUIPO Heads of IP Offices Meeting) (ECAP III) (第3回: 2016年7月21日、インドネシア) (第2回: 2015年10月2日、スペイン) (第1回: 2014年5月26~28日、スペイン)
- ASEAN 合同協議会 (Joint ASEAN Consultation Meeting May 2016) (ECAP III) (2016年5月17~19日、マレーシア) (2015年3月16~18日、タイ)
- ASEAN の商標と IT の合同協議会 (Joint ASEAN Trademark and IT Consultation Meeting) (ECAP III) (2016年10月24~26日、カンボジア) (2015年11月11~13日、ベトナム)
- ASEAN 商標協議会 (ASEAN Trademark Consultation Meeting) (ECAP III) (2014年11月13~14日、フィリピン) (2014年9月1~4日、ブルネイ・ダルサラーム)
- ASEAN 知財庁 IT 合同協議会 (ASEAN IP Offices IT Consultation Meeting) (ECAP III) (2014年4月23~25日、インドネシア)
- ASEAN カクテルレセプション (ASEAN Cocktail Reception) (ECAP III) (2014年9月24日、スイス) (2013年9月25日、スイス)
- ECAP III バンコクオフィスの開設セレモニー (Opening of the ECAP III Office in Bangkok) (ECAP III) (2013年7月12日)

(4) 支援主体: 中国

- 中国-ASEAN 知財庁長官会合<ASEAN6 共通> (2010年~毎年) ⁷⁴⁷
第9回中国-ASEAN 長官会合 (2018年9月5日、シンガポール) ⁷⁴⁸
第8回中国-ASEAN 長官会合 (2017年9月) ⁷⁴⁹
第7回中国-ASEAN 長官会合 (2016年11月、マレーシア) ⁷⁵⁰
第6回中国-ASEAN 長官会合 (2015年7月、北京) ⁷⁵¹

⁷⁴⁶ 「Events」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/events> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁷⁴⁷ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題 (2012年3月)」p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/s-hiryu/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryu_01.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁴⁸ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalup-dates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁴⁹ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁵⁰ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁵¹ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

第5回中国－ASEAN 長官会合（2014年6月）⁷⁵²

第4回中国－ASEAN 長官級会合（2013年6月、北京）⁷⁵³

●CNIPA 局長が DIP 訪問・局長会談（2018年9月7日、タイ）⁷⁵⁴

－中国国家知識産権局（CNIPA）局長 Shen Changyu が、タイ知的財産局（DIP）を訪問し、DIP 局長 Dan Supu と、両国の知的財産権の最新動向と中国における知的財産権制度の改革について話した。二国間協力プロジェクトの実施等のトピックは徹底的に議論され、できるだけ早く中国－タイ知的財産協力協定を改善することで合意した。

●SIPO 副長官 Liao Tao 氏が訪問（2017年10月）⁷⁵⁵

●ハイレベル会談（High-Level exchanges）（2015年）⁷⁵⁶

●SIPO 局長が DIP 訪問・局長会談（2012年6月、タイ）⁷⁵⁷

－SIPO 局長 Tian Lipu 氏がタイを訪問し、DIP 局長 Tana Santi 氏と会談し、SIPO-DIP 知的財産協力計画 2012-2013 に署名した。知的財産権の保護と執行、国家知的財産権戦略の実施、伝統的知的財産権の保護、漢方薬データベース、強制実施権、知的財産の商業化、人材育成、文献・データ交換等の一連のトピックについて詳細な意見交換が行われた。

（5）支援主体：韓国

●韓国－ASEAN 知的財産庁長官会合＜ASEAN6 共通＞（2018年～定例化予定）⁷⁵⁸

●韓国－ASEAN 知的財産高官レベル会談＜ASEAN6 共通＞（2017年11月15日、フィリピン）⁷⁵⁹

－KIPO 次長が首席代表として出席し、KIPO は韓国－ASEAN 知的財産庁長官会合の定例化、協力覚書の締結などを提案した。今後の重点協力項目として KIPO の審査結果を ASEAN 諸国が活用する方策、ASEAN 諸国のための知的財産権戦略に対するコンサルティングの提供、ASEAN 中小企業向け知的財産権活用能力の向上に関する教育などを示した。KIPO は、今回の ASEAN + 1 高官レベル会談に出席し

⁷⁵² 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.85～86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁵³ 「第四届中国-东盟知识产权局长会议开幕」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020697.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁵⁴ 「申长雨率团访问泰国」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1132022.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁵⁵ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.88、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁵⁶ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.88、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁵⁷ 「田力普访问泰国知识产权厅 签署两局合作计划」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020653.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁵⁸ 「韓国 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/171123.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁷⁵⁹ 「韓国 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/171123.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

たことを契機に、フィリピン、ベトナム、ブルネイとも高官レベル会談を行い、ASEAN 加盟国との二国間協力も推進した。フィリピンとは、知的財産の全分野における協力拡大を約束する「包括的知的財産権協力に関する覚書」を交わした。

- 南アジア・東南アジア・イラン各国の知的財産権長官会合（Heads of Intellectual Property Office Conference）＜ASEAN6 共通＞（2017年4月、韓国・大田）⁷⁶⁰、⁷⁶¹
 - －KIPO は、「クライアント中心の IP サービス」というテーマで、南アジア、東南アジア、イラン各国の知的財産権長官会合（HIPOC）を韓国・大田で開催し、13 か国の IP 長官やの WIPO 副長官 Mario Matus 氏らが参加した。知的財産権政策の経験共有や知的財産権管理のリーダーシップの奨励など、様々な内容について議論が行われた。
- ASEAN+1 局長級会合＜ASEAN6 共通＞（2017年2月16日、ラオス・ビエンチャン）⁷⁶²
 - －KIPO は、韓国企業の出願に対する優先審査や執行取り締まりの情報共有、知的財産権法教育のコンサルティングなど、多様な協力分野を提示した。ASEAN 側も韓国の知的財産権と経済発展に関する経験・ノウハウの共有を強く希望しており、特に教育訓練、知的財産権の活用策、知的財産権認識向上キャンペーン等について高い関心を示した。双方は、知的財産分野の包括的協力に関する了解覚書を年内に締結し、韓国と ASEAN の知的財産庁長官会合を定期的で開催することで合意した。

（6）支援主体：WIPO

- AWGIPC が WIPO シンガポール事務所（WSO）を訪問＜ASEAN6 共通＞（2018年9月7日、シンガポール）⁷⁶³
 - －ASEAN 10 カ国から 25 人以上の参加者、及び ASEAN 事務局から 3 人のスタッフが、1 週間にわたる第 56 回 AWGIPC（ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation）会議の最後の議題項目で、WIPO シンガポール事務所（WSO）へ訪問した。DGIP の Dede Mia Yusanti 氏が AWGIPC を代表した。WIPO は、AWGIPC が ASEAN 知的財産権行動計画 2016 - 2025 の枠組みの中で成果を出すのを支援し続けることを約束した。

＜WIPO 「Technical Assistance Database」から得られた情報＞⁷⁶⁴

- WIPO シンガポール事務所（WSO）主催の IP 技術支援プロバイダー（IP technical assistance providers：IPTAPs）の非公式会合＜ASEAN6 共通＞（2013年以降 7回

⁷⁶⁰ 「2017 Annual Report」p.67、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁷⁶¹ 「特許庁、アジア 13 カ国の特許庁長カンファレンスを開催」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/7aa3925b85dc9626.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁷⁶² 「特許庁、ASEAN との知財権協力を拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/5f774b28d4b59964.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁷⁶³ 「ASEAN - WIPO Consultation a Great Success」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0006.html [最終アクセス日: 2019年2月8日]

⁷⁶⁴ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

目) (2018年9月6日、シンガポール)⁷⁶⁵

—EUの知的財産庁、INPI (フランス産業財産庁)、IP Australia (オーストラリア知的財産庁)、JETRO、UKIPO (英国知的財産庁)、USPTO (米国特許商標庁) の代表者が出席し、ASEAN地域に素晴らしい貢献を提供し、協力し続ける意欲を示した。

- TISC (Technology and Innovation Support Center) ネットワークの展開に関する ASEAN 地域会議・WIPO 地域会議 (ASEAN Regional Meeting on Developing the Regional TISC Network and the WIPO Regional Meeting on Establishing a Search Mentoring Framework within the ASEAN Regional TISC Network) (2017年9月13日、ミャンマー)
- 第12回執行諮問委員会 (Twelfth Session of the Advisory Committee on Enforcement : ACE) (2017年9月、スイス)
- DIP のリソースと管理の診断に関するフォローアップ協議会 (Follow-up Consultation Meetings on Resource and Management Diagnostic of the Department of IP) (2017年8月、タイ)
- アジアのIP講師と研究者のためのWIPO-WTO会議 (WIPO-WTO Colloquium for IP Teachers and Researchers in Asia) (2017年2月、シンガポール)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

1.2.6 協力覚書等

(1) 支援主体：日本

- 「2018年度日ASEAN知財アクションプラン」<ASEAN6共通> (2018年9月、第8回日ASEAN特許庁長官会合)⁷⁶⁶
 - 先端技術分野における特許マニュアル (特許審査基準) の改訂/作成協力
 - 東アジア・ASEAN経済研究センター (ERIA) による、ASEAN各国知財庁の出願件数の予測と政策提言に関する研究
 - 国際出願制度 (マドリッド・プロトコル/ハーグ協定) の加盟/運用協力
 - 人材育成、審査業務管理に関する協力
 - 知財の商業化、知財の普及啓発に関する協力
- 「日ASEAN知的財産権行動計画2017-2018」「日ASEAN知財共同声明」<ASEAN6共通> (2017年5月、第7回日ASEAN特許庁長官会合)⁷⁶⁷

⁷⁶⁵ 「Cooperation and Collaboration Key Themes in WSO Meeting」WIPOウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0009.html [最終アクセス日: 2019年1月28日]

⁷⁶⁶ 「第8回日ASEAN特許庁長官会合の結果について」JPOウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2018.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁶⁷ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.275、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

- 「日 ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2017」 <ASEAN6 共通> (2016年8月、第6回日 ASEAN 特許庁長官会合) ⁷⁶⁸
- 審査官の育成協力等を含む JPO-DIP 協力覚書 (2015年5月) ⁷⁶⁹
- JPO とアセアン各国の知的財産庁との間で知的財産に関する協力覚書を締結 <ASEAN6 共通> (2012年7月、第2回日アセアン特許庁長官会合) ⁷⁷⁰
 一人材育成や IT 化支援、商標や意匠に関する国際協定への加盟支援、国民の知財意識向上等による模倣品対策等。

(2) 支援主体：米国

- 貿易・投資枠組み協定 (TIFAs) 交渉中⁷⁷¹
 ー USPTO は、米国通商代表部 (USTR) がインドネシア、タイ、ベトナムとの貿易・投資枠組み協定 (TIFAs) 交渉を進める上で必要な IP の技術的専門知識を提供する。
- サイバーセキュリティ協力に関する ASEAN-米国首脳声明 (ASEAN-United States Leaders' Statement on Cybersecurity Cooperation) <ASEAN6 共通> (2018年11月15日、第6回 ASEAN-US サミット (シンガポール)) ⁷⁷²
 ー 1~7, 9~13 (省略)
 ー 8. デジタル経済に対する信頼と自信を築く政策を通じて経済成長を促進する。例えば、消費者保護、知的財産権及びサイバーセキュリティを強化する枠組み、管轄区域を越えた効果的な個人データ保護の促進、教育や技術力等の分野における政策の枠組み等。
- USPTO-DIP 了解覚書 (MOU) に署名 (2017年7月12日) ⁷⁷³
 ー 情報交換と作業能力の強化の活動を通してマネジメント改善と知的財産権制度の有効性の向上を図る。

(3) 支援主体：欧州

- EUIPO-DIP 了解覚書 (MOU) に署名 (2017年12月12日) ⁷⁷⁴
- EU-タイ自由貿易協定 (知的財産権の保護と執行を含む) 交渉中断 (2013年3月か

⁷⁶⁸ JPO 「特許行政年次報告書 2017年版<本編>」 p.290、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁶⁹ JPO 「特許行政年次報告書 2017年版<本編>」 p.293、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁷⁰ 「第2回日アセアン特許庁長官会合の結果について」 JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2012.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁷¹ 「USPTO annual reports (Fiscal Year 2017 PAR)」 p.79、USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁷⁷² 「ASEAN-United States Leaders' Statement on Cybersecurity Cooperation」 U.S. Mission to ASEAN ウェブサイト内、URL: <https://asean.usmission.gov/asean-united-states-leaders-statement-on-cybersecurity-cooperation/> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁷⁷³ 「MOU signing ceremony between the Department of Intellectual Property With the US Patent and Trade mark Office」 Royal Thai Government ウェブサイト内、URL: <http://www.thaigov.go.th/news/contents/details/5248> [最終アクセス日: 2019年1月23日]

⁷⁷⁴ 「Transparency Portal - Social and Relational」 EUIPO ウェブサイト内、URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/transparency-portal/social-and-relational> [最終アクセス日: 2019年2月12日]

ら交渉開始後に中断) ⁷⁷⁵

(4) 支援主体：中国

- 中国－ASEAN 知的財産権協力計画 2018-2019 (China-ASEAN IPR cooperation plan for 2018-2019) に合意<ASEAN6 共通> (2018年9月5日、第9回中国－ASEAN 長官会合) ⁷⁷⁶
 ーキャパシティビルディングの強化、知的財産登録・審査の質及び効率の向上、民間の IP 交流及び相互作用の促進、知的財産価値の実現、伝統医学情報データベースの構築、商標・地理的表示分野における協力の積極的な探求等を推進する。
- 中国－ASEAN 知的財産権協力計画 (China-ASEAN IPR cooperation plan) 2017-2018, 2016-2017, 2015-2016, 2014-2015 に合意<ASEAN6 共通> (2017年9月、第8回中国－ASEAN 長官会合) (2016年11月、第7回中国－ASEAN 長官会合) (2015年11月、第6回中国－ASEAN 長官会合) (2014年6月、第5回中国－ASEAN 長官会合) ^{777, 778, 779, 780}
- 中国－ASEAN 知的財産協力に関する了解覚書 (MOU) に署名<ASEAN6 共通> (2009年) ⁷⁸¹
- 知的財産協力 MOU に SIPO 副長官 Liao Tao が署名 (2017年10月、タイ) ⁷⁸²
- SIPO-DIP 知的財産協力計画 2015-2016 に署名 (2015年) ⁷⁸³
- SIPO-DIP 知的財産協力計画 2012-2013 に署名 (2012年6月) ⁷⁸⁴

⁷⁷⁵ 「EUROPEAN COMMISSION: COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT (Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries) (Brussels, 21.2.2018)」 p.33、European Commission ウェブサイト内、URL: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/march/tradoc_156634.pdf [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁷⁶ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」 Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁷⁷ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁷⁸ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁷⁹ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁸⁰ 「中国国家知的財産権局 2014年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.85～86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁸¹ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」 Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁸² 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report)」 p.88、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁸³ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.80、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁸⁴ 「田力普访问泰国知识产权局 签署两局合作计划」 中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020653.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

- 中国特許庁（SIPO の前身）－タイ商務省の協力協定を締結（1995年）⁷⁸⁵

（5）支援主体：韓国

- KIPO-ASEAN 知的財産協力覚書（MOC）に署名＜ASEAN6 共通＞（2018年3月27日）⁷⁸⁶

－ブルネイ・ダルサラームで、ASEAN 各国の知的財産庁長官と韓国知的財産庁（KIPO）長官によって署名された。覚書に基づき、相互協力のための制度的な枠組みを確立する。情報交換、IP 統計データ、ワークシェアリング、IP 自動化システム開発、特許・商標・意匠を含む IP データベースの強化等の様々な分野での経験と知識の共有等が含まれている。

- ASEAN+1 枠組み協定（ASEAN + 1 framework）＜ASEAN6 共通＞（2017年2月）⁷⁸⁷

－2017年2月、4年間の議論の末、ASEAN+1 枠組み協定が締結された。ASEAN 地域の IPR インフラ整備事業と韓国企業の知的財産権の保護がさらに強化される。

- タイ IP センター構築協力のための KIPO－DIP 了解覚書（MOU）を締結（2007年9月）⁷⁸⁸

- 韓国－ASEAN 自由貿易協定を締結＜ASEAN6 共通＞（2007年6月1日発効）⁷⁸⁹

－知的財産保護強化、知的財産権分野の情報交換及び協力強化等が含まれている。

（6）支援主体：WIPO

該当情報なし。

（7）支援主体：その他（豪州、英国、ERIA 等）

＜シンガポール－タイ＞

- IPOS-DIP 協力覚書（MOC）に署名（2015～2016年）⁷⁹⁰

－シンガポールとタイの企業やイノベーターが、特許協力条約（PCT）に基づき特許保護を申請するために、シンガポールの先行技術調査・審査サービスを利用できるようにする。

⁷⁸⁵ 「申長雨率团访问泰国」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1132022.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁷⁸⁶ 「ASEAN, KIPO sign memorandum on intellectual property」ASEAN 事務局ウェブサイト内、URL: <https://asean.org/asean-kipo-sign-memorandum-on-intellectual-property/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁷⁸⁷ 「2017 Annual Report」p.67、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁷⁸⁸ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」p.425～426、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁷⁸⁹ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」p.412、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁷⁹⁰ 「Annual Report Archive 2015/2016」p.29、IPOS ウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/publications/archive> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

1.2.7 支援実績（年間）

（1）支援主体：日本

●人材育成協力の実績⁷⁹¹

- －専門家派遣（2017年度）：タイ（1名）
- －専門家派遣（2017年度までの総数）：タイ（93名）
- －短期／中期研修生・長期研究生受入（2017年度）：タイ（42名）
- －短期／中期研修生・長期研究生受入（2017年度までの総数）：タイ（683名）

●国際審査協力*の実績（2000年4月～2018年3月末累積）⁷⁹²

：タイ（派遣：13名）

*国際審査協力は、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、JPOの審査実務・審査結果の他庁への普及、質の高いレベルでの審査の調和、特許分類の調和、JPOの施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000年4月から2018年3月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを29の知財庁・組織と行っている。

（2）支援主体：米国、欧州、中国、韓国、WIPO、その他（豪州、英国、ERIA等）

該当情報なし。

1.2.8 五庁及びWIPO等の支援手法

（1）支援主体：日本

<ASEAN6 共通>

- 短期／中期研修生／長期研究生の招へい⁷⁹³
- 専門家派遣（短期／中期／長期）⁷⁹⁴
- セミナー・ワークショップ等⁷⁹⁵
- E-learning（英語）⁷⁹⁶

⁷⁹¹ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.315、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁹² JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.134、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁹³ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.312、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁹⁴ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.312、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁹⁵ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.312、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁹⁶ 「E-learning of IPR」JPOウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/e-learning/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

(2) 支援主体：米国

<ASEAN6 共通>*

●招へい研修⁷⁹⁷

●セミナー・ワークショップ等⁷⁹⁸

●E-learning（英語、スペイン語、フランス語、アラビア語、ロシア語等）^{799, 800}

*USPTO は、グローバル知的財産アカデミー（*Global Intellectual Property Academy: GIPA*）を通じて、知的財産の研修プログラムを提供している。2018年度には、7,240人を超える参加者（83か国の3,950人を超える外国政府職員を含む）に研修を実施した。⁸⁰¹

(3) 支援主体：欧州

<ASEAN6 共通>

●セミナー・ワークショップ等⁸⁰²

●E-learning（英語）⁸⁰³

－欧州の特許制度等に関するオンラインコース（個別指導コースと自習型コース）がある。特許検索、特許申請、特許法とプラクティス、ビジネスにおける知的財産等のトピックスに関するオンライン学習教材が提供されている。

(4) 支援主体：中国

<ASEAN6 共通>

●招へい研修⁸⁰⁴

●セミナー・ワークショップ等^{805, 806}

⁷⁹⁷ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhshin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁹⁸ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhshin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁷⁹⁹ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhshin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸⁰⁰ 「IP eLearning modules」USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/global-intellectual-property-academy-gipa/uspto-webinars-and-ip-e-learning> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁸⁰¹ 「USPTO annual reports (Fiscal Year 2018 PAR)」p.3, 91、USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁸⁰² 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhshin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸⁰³ 「e-learning centre」EPO ウェブサイト内、URL: <https://e-courses.epo.org/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁸⁰⁴ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁸⁰⁵ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhshin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸⁰⁶ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

●E-learning (英語) ^{807, 808, 809}

—中国知識産権トレーニングセンター (CIPTC) は、1997年に設立された SIPO の直属単位であり、審査官だけでなく、専利代理人、出願人、地方知識産権局職員、地方政府幹部、裁判官、教育機関、東南アジアや中東アフリカ諸国の知財関係者等も対象として研修を行っている。ウェブサイトではeラーニングを無償提供している。

(5) 支援主体：韓国

<ASEAN6 共通>

●招へい研修⁸¹⁰●セミナー・ワークショップ等^{811, 812}●E-learning (英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大 24 言語) ^{813, 814}

—WIPO・中小企業局と協力して開発した知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ (Panorama)」は、2009年アラビア語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、6つの国連公用語バージョンを全て完成した。タイ語、ベトナム語等を含む世界 24 の言語で提供している。

(6) 支援主体：WIPO

<ASEAN6 共通>

●セミナー・ワークショップ等⁸¹⁵●E-learning (英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大 10 言語) ^{816, 817}

⁸⁰⁷ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸⁰⁸ 「CHINA INTELLECTUAL PROPERTY TRAINING CENTER」CIPTC ウェブサイト内、URL: <http://elearning.ciptc.org.cn/public/index?v=0&r=0> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁸⁰⁹ 「中国国家知識産権局 (SIPO) における人材育成について (tokugikon, 2012.8.21. no.266)」p.32~38、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/266/266tokusyu6.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月30日]

⁸¹⁰ 「2017 Annual Report」p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁸¹¹ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸¹² 「2017 Annual Report」p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁸¹³ 「IP e-Learning」KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=91012&catmenu=ek02_03_03_02 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁸¹⁴ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.429、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁸¹⁵ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸¹⁶ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouhin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸¹⁷ 「Distance Learning」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/

—WIPO は、1999 年からプロフェッショナルや初学習者の方々に、知的財産 (IP) のあらゆる側面をカバーする遠隔学習 (distance learning : DL) コースを提供している。アラビア語、中国語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語等、最大 10 か国語でオンライン IP コースが提供されている。

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

<豪州—ASEAN><ASEAN6 共通>

●専門家派遣等⁸¹⁸

●セミナー・ワークショップ等⁸¹⁹

●E-learning (英語)

—地域特許審査研修 (Regional patent examination training : RPET) プログラム (WIPO) ⁸²⁰

PCT サーチ・審査にフォーカスした海外特許庁向けの包括的なオンライン特許審査研修プログラム。RPET は、ASEAN-Australia-NewZealand 自由貿易協定 (AANZFTA) 経済協力作業計画の下で、世界知的所有権機関 (WIPO) の支援を受けて実施されている。

<英国—ASEAN><ASEAN6 共通>

●セミナー・ワークショップ等⁸²¹

1.2.9 五庁及び WIPO 等の知財専門駐在員 (政府職員の駐在員)

(1) 支援主体：日本

●日本貿易振興機構 (JETRO) のタイ事務所、シンガポール事務所に特許庁から駐在員を派遣^{822, 823}

—ASEAN 諸国における知的財産権に関する様々な活動 (セミナー、相談業務等) を行っている。

[最終アクセス日: 2019 年 1 月 24 日]

⁸¹⁸ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013 年 2 月)」 p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁸¹⁹ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 25 日]

⁸²⁰ 「Regional patent examination training」 IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement/regional-patent-examination-training> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 24 日]

⁸²¹ 「IPOPHERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.51、IPOPHERFORMANCE ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019 年 1 月 24 日]

⁸²² 「JETRO バンコクでの駐在を終えて (tokugikon, 2018.5.31. no.289)」 p.21~36、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/289/289tokusyu2.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 15 日]

⁸²³ 「ジェトロ・バンコク事務所の活動」 JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/th_bangkok/about.html [最終アクセス日: 2019 年 1 月 29 日]

(2) 支援主体：米国

●ASEAN 事務局に USPTO スタッフを常駐^{824, 825}

●タイ（バンコク）の米国大使館に IP 専門大使（IP Attachés）を派遣⁸²⁶

ーブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、及びベトナムを含む東南アジア諸国における米国特許商標庁（USPTO）の活動を管轄している。

(3) 支援主体：欧州

●ECAP バンコクオフィスに EUIPO（旧 OHIM）職員を派遣^{827, 828}

ーECAP プロジェクトは、タイ知的財産局（DIP）のプロジェクトオフィスのチームと、スペイン・アリカンテの欧州連合知的財産庁（EUIPO）本部のチームからなるプロジェクト管理チーム（PMT）を通じて EUIPO によって実施されている。バンコクのチームは、ASEAN 地域におけるプロジェクト活動の全体的な計画と実施、ASEAN のカウンターパート（事務局と加盟国）との関係を担当している。

(4) 支援主体：中国

該当情報なし。

(5) 支援主体：韓国

●海外知識財産センター（IP-DESK）：タイ（バンコク）、ベトナム（ホーチミン）、インドネシア^{829, 830, 831}

ーKIPO は、海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外知識財産センター（IP-DESK）事業を運営している。2008 年、知識経済部と特許庁の共同運営を始めに、2009 年からは特許庁が単独で中国、タイ、ベトナムなど 7 つの地域で IP-DESK を運営した。2012 年 LA、2013 年ニューヨーク、2014 年フランクフルト、2015 年東京、2016 年西安、2017 年インド・ニューデリーとインドネシア・ジャカルタに IP-DESK を追加開所し、2017 年 12 月現在で 8 か国、14 か

⁸²⁴ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題（2012年3月）」p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryuu_01.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸²⁵ 「International Intergovernmental Organizations」USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/international-intergovernmental-organizations> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁸²⁶ 「IP Attaché — Thailand」USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/intellectual-property-rights-ipr-attach-program/ip-attach-thailand> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁸²⁷ 「Ignacio de Medrano Caballero」IPnexus ウェブサイト内、URL: <https://secure.ipnexus.com/en/directory/profiles/2752> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁸²⁸ 「Project Management Team」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/project-management-team> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁸²⁹ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」p.361～363、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁸³⁰ 「2017 Annual Report」p.56、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁸³¹ 「特許庁、補正予算で IP-DESK、IP コンサルティングを拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/17072601.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

所で IP-DESK を運営している。

＜表IV-2-1＞2016年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2016年	中国						タイ	ベトナム	米国		ドイツ	日本
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	西安	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	東京
知的財産権相談	6,841	417	862	682	700	519	55	371	468	1,195	577	475	520
出願	1,634	245	151	158	179	20	70	151	147	53	51	108	50
侵害調査	15	0	2	2	0	1	0	0	1	4	0	5	0
説明会	55	3	3	2	13	1	3	0	1	10	10	6	3
協力チャンネル	190	18	4	7	30	25	21	39	5	7	22	3	9
情報提供	514	25	14	14	26	47	30	75	15	178	54	26	10

出典：2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）⁸³²

(6) 支援主体：WIPO

該当情報なし。

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA等）

該当情報なし。

⁸³² 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」p.363、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

2 国内現地ヒアリング調査

2.1 概要

ASEAN6 への出願を行っている国内企業 7 か所、国内特許法律事務所 3 か所の計 10 か所に対して事前質問票を送付し、その回答に関してさらにヒアリング調査を行った。以下では、事前質問票とヒアリングの回答を掲載する。

出願権利化を考える際に留意している点に関して、特許について、審査が遅い国であるため PPH 等の早期審査制度を利用することを前提としているとの意見が多く聞かれた（6 者（60%））。また、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地代理人の事務レベルが高くない場合があるので、信頼のおける現地代理人の選定に留意している等の意見があった（2 者（20%））。

出願から登録までの手続において、特許について、登録までの期間が長い（6 者（60%））、PPH や ASPEC を試してみたが早期に登録にならなかった（4 者（40%））等の意見が多く聞かれた。また、商標についても、登録までの期間が長いとの意見が一定数あった（3 者（30%））。意匠についても、登録までの期間が長いとの意見があった（2 者（20%））。

また、部分意匠制度・秘密意匠制度・関連意匠制度がないので困っている又は改善して欲しいとの意見があった（2 者（20%））。

また、商標の類否判断で類似するとした理由に納得できない（識別力の判断が厳しい）との意見が一定数あった（3 者（30%））。

また、インドネシア、タイ、ベトナムでは誤訳の問題は顕在化していないものの、今後留意すべきとの意見があった（1 者（10%））。

現地知財庁のユーザー向けシステム（検索 DB）に関して、特許について、英語対応が不十分（5 者（50%））、書誌事項しか収録されていない（2 者（20%））、包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できない（2 者（20%））、公報収録率が低い（2 者（20%））等の意見が聞かれた。特許公報の詳細が収録されていないとの意見もあった。また、商標について、英語対応が不十分との意見が多く聞かれた（4 者（40%））。

なお、審査の満足度に関して、特許と商標について、審査が遅い等の不満があるものの、特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの意見が多く聞かれた。

今後の JPO からの支援に関して、制度整備支援について、第二医薬用途発明の保護、部分意匠制度・秘密意匠制度・関連意匠制度の導入を望む意見があった。人材育成支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとの意見が多く、特にタイや、同様の課題を抱えるインドネシアへの支援の要望が強かった。情報化支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望む意見が多かった。また、インドネシア、タイ、ベトナムの英語対応の改善を望む意見も多かった。

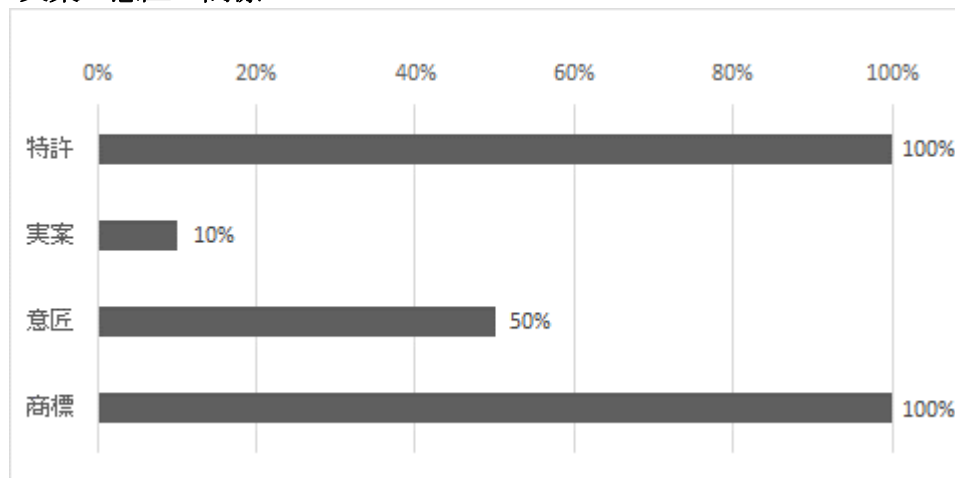
また、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務管理能力の改善につながるような支援を望む意見があった。

2.2 事前質問票及びそのヒアリング結果

2.2.1 出願の経験について

すべての回答者（10者（100%））が、特許と商標の出願経験があると回答した。また、半数の回答者（5者（50%））が、意匠の出願経験があると回答した。ASEAN6の中ではインドネシア、タイ、ベトナムを重視して出願しているとの回答があった。また、ビジネス展開などを考慮して、出願しているとの回答があった。

<特許・実案・意匠・商標>



タイへの出願の経験があると回答した者の割合

- ・特許の出願経験があると回答した者は、10者（100%）であった。
- ・実案の出願経験があると回答した者は、1者（10%）であった。
- ・意匠の出願経験があると回答した者は、5者（50%）であった。
- ・商標の出願経験があると回答した者は、10者（100%）であった。

コメント

（インドネシア、タイ、ベトナムを重視）

- ・特許は、インドネシア、タイ、ベトナムを重視しており、競合他社の排除、関係各社へのライセンスを目的とした権利化が主である。
- ・インドネシア、タイ、ベトナムにはジョイントベンチャーがあるので出願している。

（ビジネス展開などを考慮）

- ・B to Cではなく、現地政府や地方自治体に対するソリューションビジネスを中心に展開しているため、ビジネスの展開に応じて権利を取得している。特に重点的に出願する国はなく、満遍なく出願を行っている。
- ・ASEAN6においては、特許、実用新案、意匠及び商標について出願しており、その中で特に重点的に出願している国はない。ビジネス上の要請に応じて出願している。
- ・ASEAN6では製品を販売しており、特許と商標の出願経験はあるが、審判や裁判等で争った経験はない。

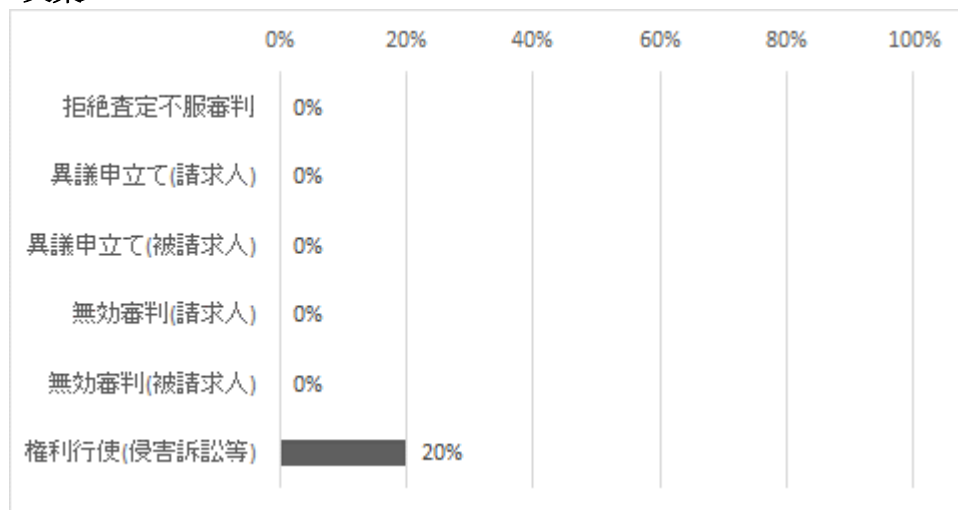
- ・ASEAN6においては、特許、意匠及び商標について出願しているが、シンガポールへの特許出願は少ない。市場の大きさにより、出願件数の強弱をつけている。
- ・ASEAN6 各国への特許出願件数は、年間 15 件以下程度である。

2.2.2 審判又は権利行使（侵害訴訟、行政摘発、刑事告発、税関差止等）等の経験について

特許、実用新案（小特許）、意匠については、ほとんどの回答者が審判又は権利行使等の経験がないと回答したが、特許と意匠について、権利行使（侵害訴訟等）の経験があると回答した者もあった。

商標については、拒絶査定不服審判の経験があると回答した者が多く、6 者（60%）であった。次に、異議申立て（請求人）、権利行使（侵害訴訟等）の経験があると回答した者が多く、3 者（30%）であった。

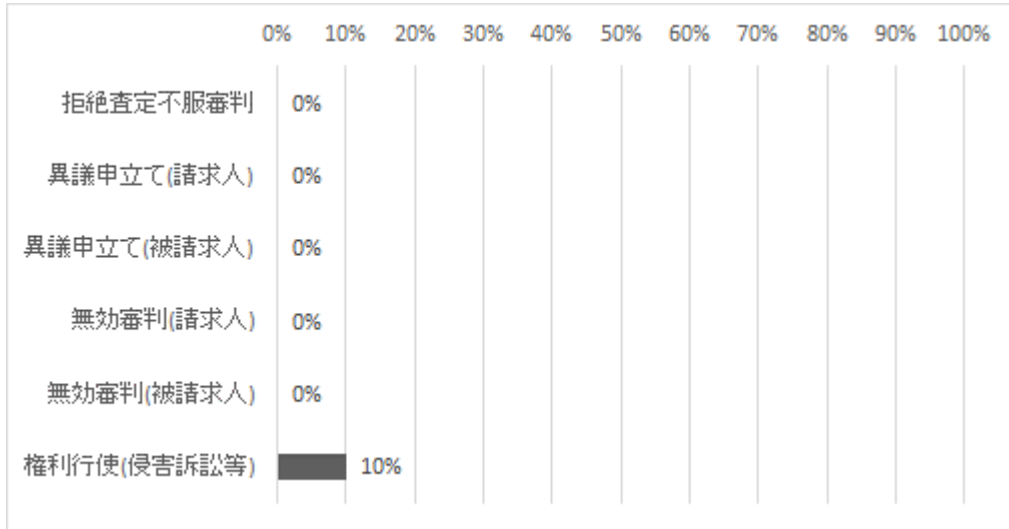
<特許・実案>



タイへの特許・実案の審判又は権利行使等の経験があると回答した者の割合

- ・権利行使（侵害訴訟等）について、経験があると回答した者は、2 者（20%）であった。
- ・拒絶査定不服審判、異議申立て（請求人）、異議申立て（被請求人）、無効審判（請求人）、無効審判（被請求人）のそれぞれの経験があると回答した者は、0 者であった。

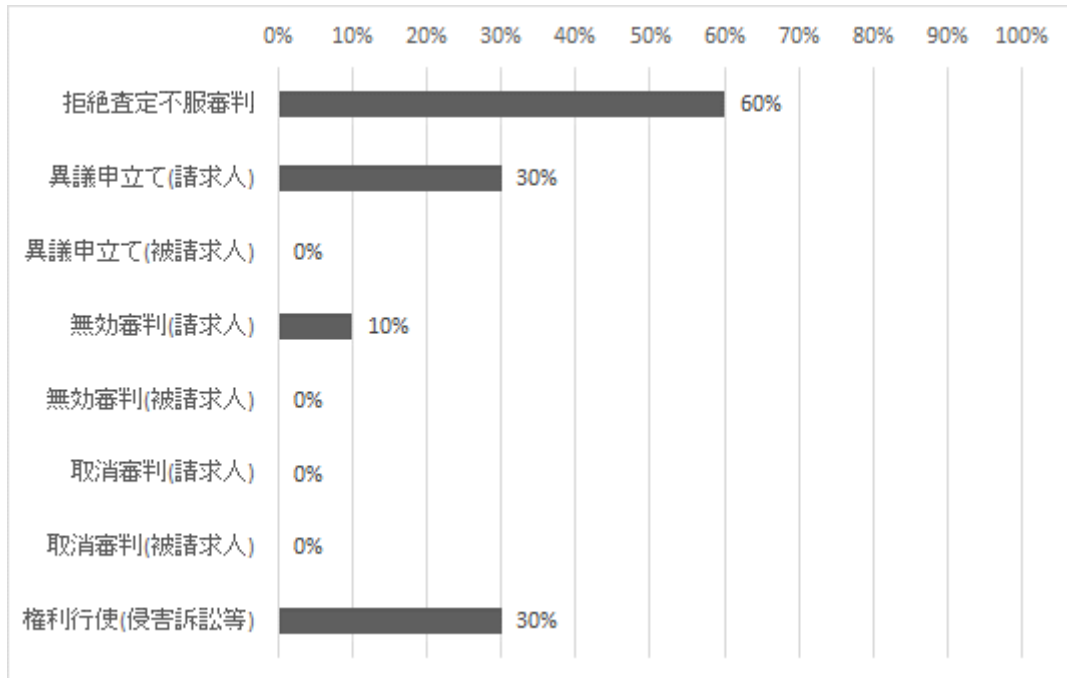
<意匠>



タイへの意匠の審判又は権利行使等の経験があると回答した者の割合

- 権利行使（侵害訴訟等）について、経験があると回答した者は、1 者（10%）であった。
- 拒絶査定不服審判、異議申立て（請求人）、異議申立て（被請求人）、無効審判（請求人）、無効審判（被請求人）のそれぞれの経験があると回答した者は、0 者（0%）であった。

<商標>



タイへの商標の審判又は権利行使等の経験があると回答した者の割合

- 拒絶査定不服審判の経験があると回答した者は、6 者（60%）であった。
- 異議申立て（請求人）、権利行使（侵害訴訟等）のそれぞれの経験があると回答した者は、3 者（30%）であった。
- 異議申立て（被請求人）、無効審判（被請求人）、取消審判（請求人）、取消審判（被請

<p>求人) のそれぞれの経験があると回答した者は、0 者 (0%) であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無効審判 (請求人) の経験があると回答した者は、1 者 (10%) であった。
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標は、ハウスマークや B to B のサービスに利用している。製品を売っているわけではないので、知財に関する争いはこれまでない。 ・特許、実用新案及び意匠については、出願が主であり、審判の経験は無いが、商標は、異議申立てや無効審判等、請求人として請求したことがある。 ・模倣品やニセモノ、不正商品等への対策のため、無効審判、異議などとともに侵害訴訟を行っている。

2.2.3 出願権利化を考える際に留意している点について

回答選択肢：①誤訳を防ぐために、現地代理人にダブルチェックなどの対応を依頼している、②審査が遅い国であるため、PPH 等の早期審査制度を利用することを前提としている、③PPH を使うため、先進国等でした基礎出願について早期審査制度を利用するようにしている、その他。

特許について、「②審査が遅い国であるため、PPH 等の早期審査制度を利用することを前提としている」との回答が最も多く、6 者 (60%) であった。その他、代理人の選定などに留意しているとの回答もあった。

<p><特許></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回答①</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>回答②</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>回答③</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>回答①～③を選択した者の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①を選択した者は、1 者 (10%) であった。 ・回答②を選択した者は、6 者 (60%) であった。 ・回答③を選択した者は、0 者 (0%) であった。 	回答	割合	回答①	10%	回答②	60%	回答③	0%
回答	割合							
回答①	10%							
回答②	60%							
回答③	0%							
<p>回答①を選択した者のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、誤訳は、出願前から登録後及び権利行使等のそれぞれの段階で問題となる。以前は、出願前などは逆翻訳をかけてチェックなどをしてきた。審査において誤訳が見逃される原因は、そもそも審査官の技術的な理解 								

が不足している点にあるのではないかと考える。当該国での官民両方の技術的な理解度の向上が必要ではないか。翻訳文を提出した場合の原文に基づく補正について、パリ優先権を主張する出願の優先権書類の添付された明細書等に基づいて補正しようとしたが、できなかったことがある。誤訳の修正は、審査段階や登録後のどのステージでもできることが好ましい。

回答②を選択した者のコメント

- ・インドネシア、タイ、マレーシアについては、早期権利化手段の選択肢の検討をしている（PPH、ASPEC、修正実体審査など）。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアについて、早期審査制度を利用する場合、日本から出願する場合は PPH をよく使っている。ASPEC を使うのは限定的である。ASPEC よりも OA や自発補正で先進国の登録クレームに合わせた方が早いと考える。
- ・ASEAN6 について、PPH 又は PCT-PPH を利用している（おすすめしている）。審査が通常よりは促進されるため。また、日本と同一のクレームで権利化され、管理しやすいため。
- ・出願数が多いわけではないので感覚的なものであるが、タイの審査が遅いという実感がある。PPH や、シンガポールを起点とした ASPEC など使ってみたことがあるが、ASPEC はあまり効果がないようだった。審査の着手を促す意味では、技術説明会の開催が効果的だった。審査官へ技術説明会を行った後に OA などが来るようになったことがある。
- ・ASEAN6 について、審査が遅いというものはあるが最終的に登録になるので、その意味では特に不満はない。変な拒絶理由もこない。
- ・ASEAN6 について、修正実体審査や先進国での登録クレームを提出して補正することで権利化を早める手段をよく利用している。どの国の登録クレームに補正するかはケースバイケースである。補正時に登録されている国のクレームなどを利用する。

その他コメント

(代理人の選定等に留意)

- ・ASEAN6 について、信頼のおける現地代理人の選定に留意している。事務所内の事務管理がきちんとできているかどうかも大事。メール等での実際のやりとりをすることで、基本的な対応がきちんとできているか判断できることもある。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、代理人の事務レベルが満足に高くない場合がある。例えば、書類の郵送先を指定しても、そこに送ってくれない代理人があった。fax 番号が変わったので、新しい番号に書類を送ってほしいと言っても、数年間昔の fax 番号に送ってくるままである。米国、中国、韓国の代理人なら、すぐに新しい番号に送ってくれるので、差に驚いた。代理人の事務品質に、気を配っており、気になるところがあれば継続的にフィードバックや申し入れをしている。
- ・ASEAN6 について、審査が遅れている場合には、PPH や ASPEC 等の利用を顧客に提案する。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、PPH を利用できない過去の案件等については、修正実体審査を利用している。
- ・シンガポール、タイ、マレーシアについて、先進国の審査状況と審査請求オプション

の利用要否に留意している。

実用新案（小特許）について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は得られなかった。

<実案>

- ・回答①～③を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

意匠について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<意匠>

- ・回答①～③を選択した者はいなかった。

コメント

- ・タイには部分意匠制度がないため、基礎出願の図面からタイ出願用に図面を修正している。基礎出願とタイ出願で図面の不一致が生じるが、優先権の有効性については、疑義がある。

商標について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<商標>

- ・回答①～③を選択した者はいなかった。

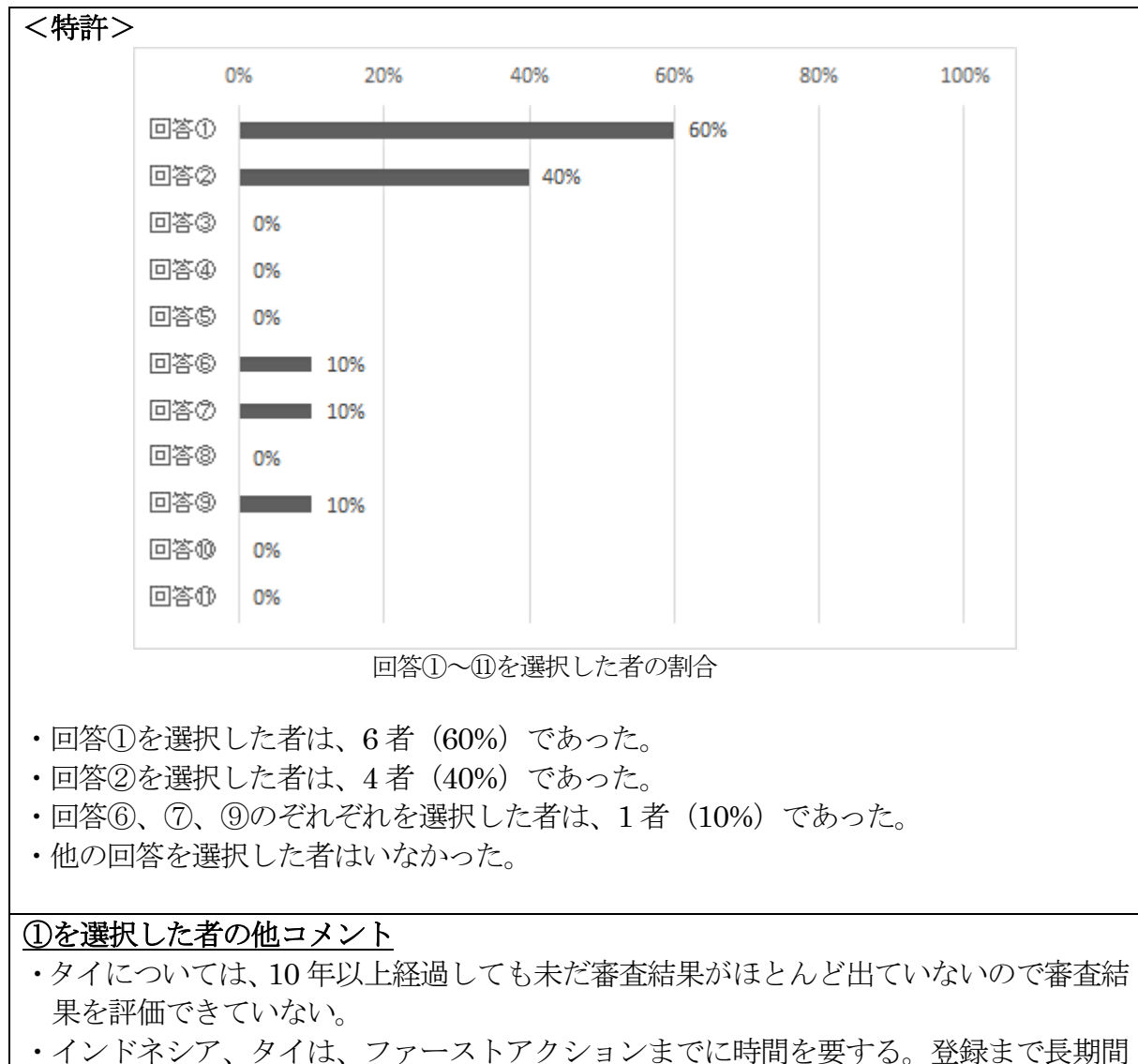
コメント

- ・シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナムについては、マドプロ（国際出願）を利用。
- ・シンガポール、タイ、マレーシアについて、日本と異なり、英字2文字でも識別性が無いとは言えないため、出願の要否検討および出願態様検討を行っている。
- ・タイ、ベトナム、マレーシアについて、出願からのブラックボックス期間が2～3か月程度あるため、同一・類似の他社先願商標に留意が必要。

2.2.4 出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①登録までの期間が長い、②PPHやASPECを試してみたが早期に登録にならなかった、③意匠で部分意匠制度／秘密意匠制度／関連意匠制度がない、④意匠や商標の類否判断で類似するとして理由に納得できない、⑤審査基準やガイドラインが公開されていないので判断基準がよくわからない、⑥翻訳文に誤訳があった場合に原文に基づく補正が認められていない、⑦代理人のコンフリクトのような、代理人の違法行為への対抗措置がない、⑧プログラムクレームが認められないので困る、⑨第二医薬用途発明が認められない、⑩新規性喪失の例外適用の要件が厳しい、⑪国際条約等(PLT条約／シンガポール条約／ハーグ協定／マドプロ等)に加盟していない、その他。

特許について、「①登録までの期間が長い」との回答が最も多く、6者(60%)であった。次に、「②PPHやASPECを試してみたが早期に登録にならなかった」との回答が多く、4者(40%)であった。その他、誤訳の問題などに関する回答があった。



を要する。

②を選択した者の他コメント

- ・タイは、PPH を利用しても早期に権利化できない。早く審査される出願の方が少ない。
- ・ASEAN については、ASPEC を使っているが、審査が始まらなかったり、許可にならなかったりする件がある。なお、ASEAN では ASPEC を優先的に使っているため、PPH は積極的には使っていない。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、PPH を利用しなくても IP5 の審査結果が利用される (IP5 と同じ引例が引用される) ので、PPH の実効性が定かではないように感じている。PPH 利用時に IP5 のどこの審査結果を使うかはケースバイケース。

⑥を選択した者の他コメント

- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地語への翻訳チェックの必要性は重々理解しているものの、現在のリソースでは難しいのが現状。誤訳の訂正ができるとうい。ただし、ASEAN では特許の権利行使を未だしていないので、実際に誤訳がトラブルになった事例はない。

⑦を選択した者の他コメント

- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、代理人のコンフリクトの可能性があったとしても、各国の大手事務所数が少なく、代理人の選択肢がないので困っている。ASEAN 各国への出願件数が多くないため、1つの国あたり1つの事務所に対応してもらっているため、2つ以上の事務所と比較することができない。現地の事務所の情報が入手できるとありがたい。

⑨を選択した者の他コメント

- ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、第二医薬用途発明が認められない点は改善して欲しい。タイは、医薬用途の保護が法律上は認められているが、現地代理人に確認したところ、実務上は認めてもらえないようである。ASEAN では未だ権利行使していないので、実際に困っているケースはないが、将来的に困ることがあるかもしれない。今は物質特許として権利化している。

その他コメント

(誤訳の問題について)

- ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、権利行使の事例がほぼ無いため、誤訳の問題は顕在化していないものの、今後留意すべき問題と考えている。
- ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、現地知財庁が英語クレームを受け付けるようになればよいという議論があるが、現実的には難しい面がある。英語クレームだと現地語しか分からない現地の人困ってしまう。
- ・ASEAN6 について、逆翻訳してチェックしていないので、誤訳の問題があるかどうか分からない。
- ・タイでは、公開されるまで審査請求ができない。
- ・ASEAN6 各国で改正の情報が出てくるが、実際にいつ改正されるのか把握するのが難

しい。これらの情報がまとまって提供されていると便利である。この場合、改正の重要部分などが強調されているなど、強弱のある提供であると好ましい。

- ・ASEAN6の審査基準やガイドラインについて、様々な機関で公表されているのを見るが、どれが正しいものであるのかがわかりにくい。
- ・ASEAN6におけるビジネスモデルの保護。
- ・ASEAN6における特許制度については、PPHなどで期待どおりの特許がとれるので特段の問題は感じていない。

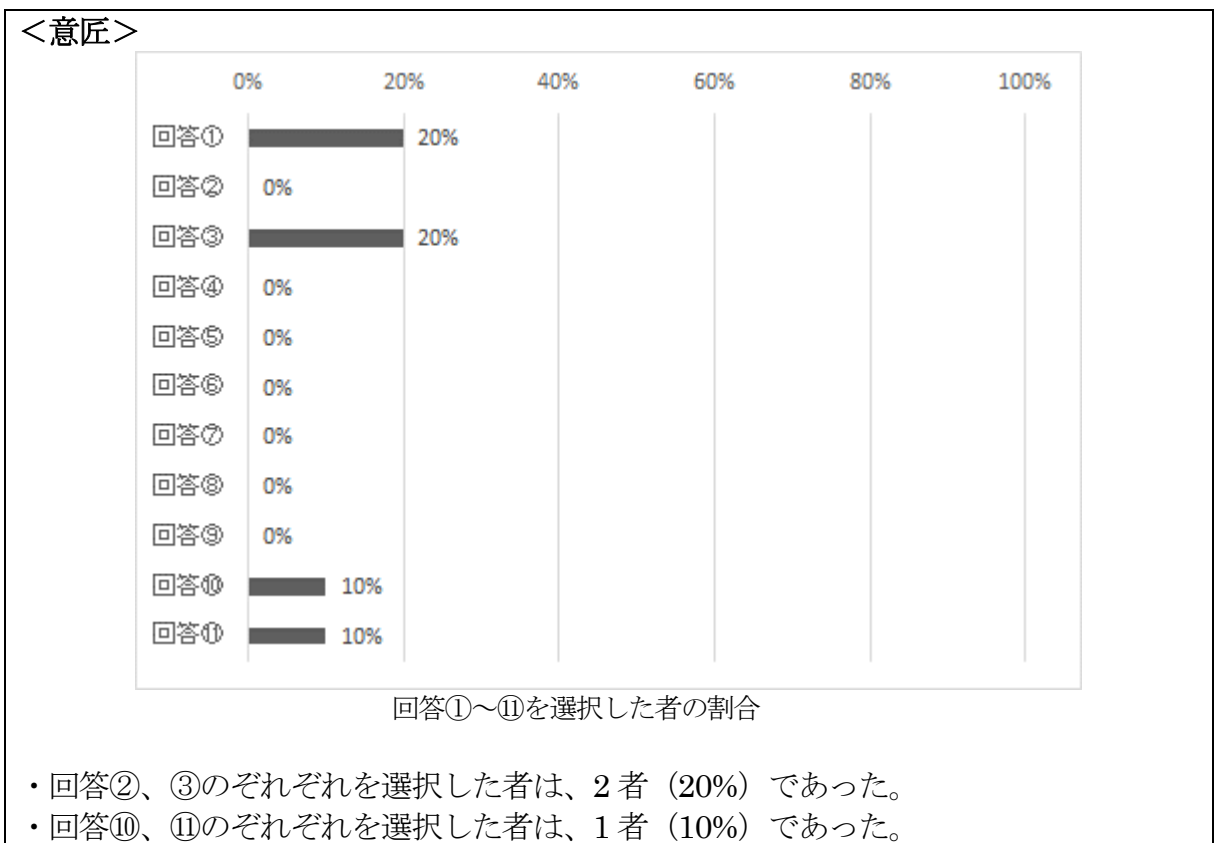
実用新案（小特許）について、出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<実案>

- ・回答①～③を選択した者はいなかった。

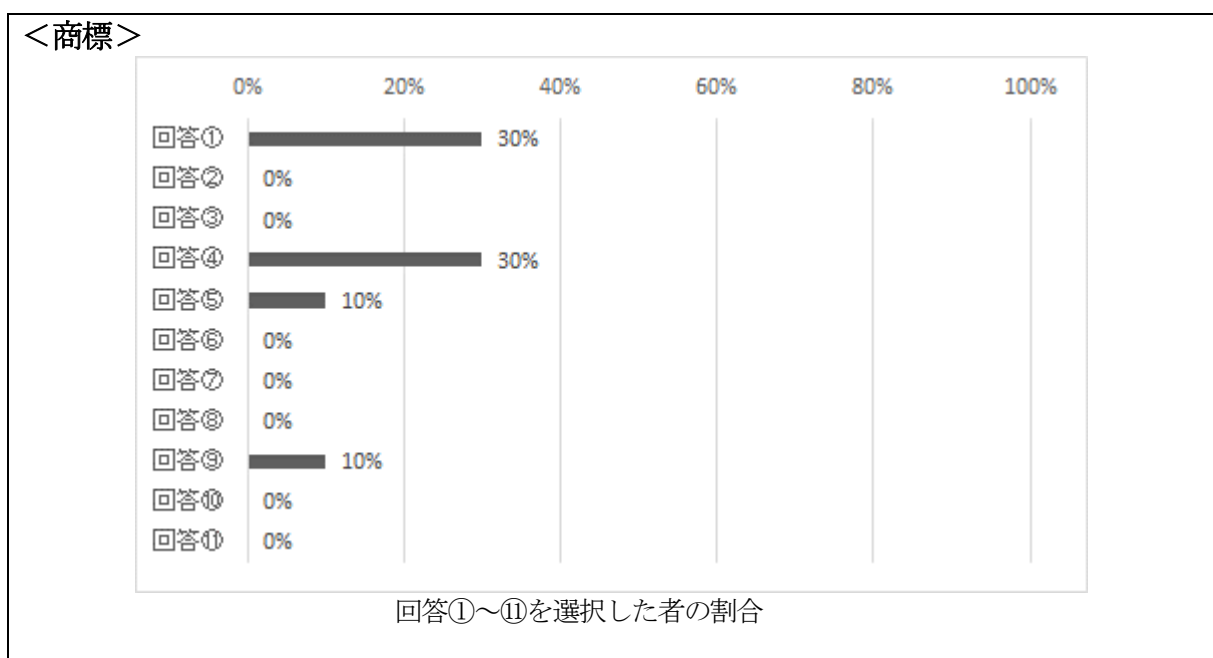
コメント
なし。

意匠について、「①登録までの期間が長い」「③意匠で部分意匠制度／秘密意匠制度／関連意匠制度がない」との回答が最も多く、2者（20%）であった。また、部分意匠制度を導入して欲しいなどの回答があった。



<ul style="list-style-type: none"> ・他の回答を選択した者はいなかった。
<p>回答①を選択した者のコメント</p> <p>なし。</p>
<p>回答③を選択した者のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイは、部分意匠制度を導入して欲しい。 ・ASEAN6 各国でそれぞれ制度が異なるが、各国で登録可能な態様で出願するように留意している。例えば、部分意匠制度を有さない国については、部品の意匠として出願するなどを行っている。導入して欲しい制度としては、秘密意匠制度、関連（類似）意匠制度、部分意匠制度などがある。
<p>回答⑩を選択した者のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイは、新規性喪失の例外適用規定を設けてほしい。
<p>回答⑪を選択した者のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアは、ハーグ協定ジュネーブアクト未加盟。可能であれば WIPO や JPO 等から加盟支援して欲しい。
<p>その他コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN で部分意匠制度を持たない国に出願する場合は、全体意匠として出願せざるを得ない（ただし、この場合でも優先権は認められるようである）。

商標について、「①登録までの期間が長い」「④意匠や商標の類否判断で類似するとした理由に納得できない」との回答が最も多く、3者（30%）であった。識別力の判断が厳しいなどの回答があった。



<ul style="list-style-type: none"> ・回答①、④のそれぞれを選択した者は、4者（40%）であった。 ・回答⑤、⑨のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。 ・他の回答を選択した者はいなかった。
<p>回答④を選択した者のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイは、商標の識別力欠如の拒絶が他国より非常に多い（日本は識別力の判断が緩いと感じることがある。）。 ・タイは、識別力の判断基準が厳格過ぎるばかりでなく、基準が不明瞭。 ・タイは、識別力の判断が比較的厳しく、コンセント制度も導入されていないため、日本や他国で権利化できている案件がタイでは拒絶されてしまうことがある。現地からは「使用による識別力を証明する使用証拠を提出すると共に、各国での登録例を提出するように」と指示を受けるか難しい。審判請求もしているが厳しいか。
<p>回答①、⑤、⑨を選択した者のコメント</p> <p>なし。</p>
<p>その他コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイは、商標出願の際に、多区分出願が不可。 ・タイについて、マドプロ経由で出願する場合、タイ語に翻訳されると思うが、誤訳がないかどうか、あれば補正ができるのかがよくわからない。 ・タイ、フィリピンは、指定商品の包括的記載が認められず個別記載が必要。部品・附属品のような記載を認めていただきたい。 ・タイは、クロスサーチの類似範囲が非常に広い。 ・タイでは、商標の識別力の判断が厳しすぎる、誤訳の補正ができるのか分からない、ベトナムでは、外国文字は登録適格性がない、フィリピンでは、商標の識別力の判断が緩すぎる、使用宣誓書の提出期間の問題、異議手続が準司法的である、シンガポールでは指定商品（役務）のリストが現地代理人以外に公開されていないなど、様々な課題があるものの商標制度や運用に係るものであり、ハーモナイゼーションの議論にはなるものの知財協力という観点では馴染まないものと思われる。 ・どの国という訳ではないが、「⑤審査基準やガイドラインが公開されていないので判断基準がよくわからない」「⑥翻訳文に誤訳があった場合に原文に基づく補正が認められていない」「⑨第二医薬用途発明が認められない」「⑩新規性喪失の例外適用の要件が厳しい」は特に関心が高い。特に、「⑨第二医薬用途発明が認められない」についてはシンガポールを除く多くのASEAN諸国では用途発明という概念すらないようであり（少なくともタイ、ベトナムでは用途発明は認められないことを確認している）、医薬・バイオ・食品分野では大きな問題だと思う。啓蒙活動をぜひお願いしたい。

2.2.5 登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①年金の支払手続において支払だけでなく追加の手続が必要となる、②商標で登録後指定された年以内に当該国で登録商標を実際に使用している証拠を提出する必要

がある、③商標の実際の使用に関する公証人や領事の認証済みの宣誓書を提出する必要がある、④特許発明の実施が強制されている、⑤ライセンス契約に関する公開情報がない、⑥職務発明制度において、当事者間の合意が尊重されない、その他。

特許について、登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<p><特許></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～⑥を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイについて、特許の登録後の誤訳訂正ができない点は改善されるとよいと思う。逆翻訳をしてチェックするのは現実的には難しい面がある。 ・インドネシア、タイ、マレーシアでは、過去に医薬品に強制実施権が設定されたことがある。強制実施権の設定は開発意欲を減退させるので避けていただきたい。強制実施権の設定された際の実施料率（0.5%等）も、通常の場合の実施料率と比較して低すぎる。

実用新案（小特許）、意匠について、登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<p><実案・意匠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～⑥を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <p>なし。</p>

商標について、登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～⑥を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイでは、他社との間で登録同意制度を利用できない。 ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアでは、（日本も同様ではあるが）同一商標につき併存同意をもって拒絶理由を解消できない場合があると理解しているが、当事者間の同意があれば併存登録可としていただきたい。 ・ロゴが付けられていない状態で税関を通った後、販売するときにロゴが付けられるケースがあり、そのようなケースでは税関での差し止めができなくて困る。

2.2.6 審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①出願人でも審判で当事者として同席できなかった、②審判がかなり長期化する、③無効審判や異議の際の訂正範囲の制限が厳しい、④提出する証拠や翻訳文について 認証や公証が必要、その他。

特許、実用新案（小特許）、意匠について、審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<p><特許・実案・意匠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～④を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <p>なし。</p>

商標について、審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

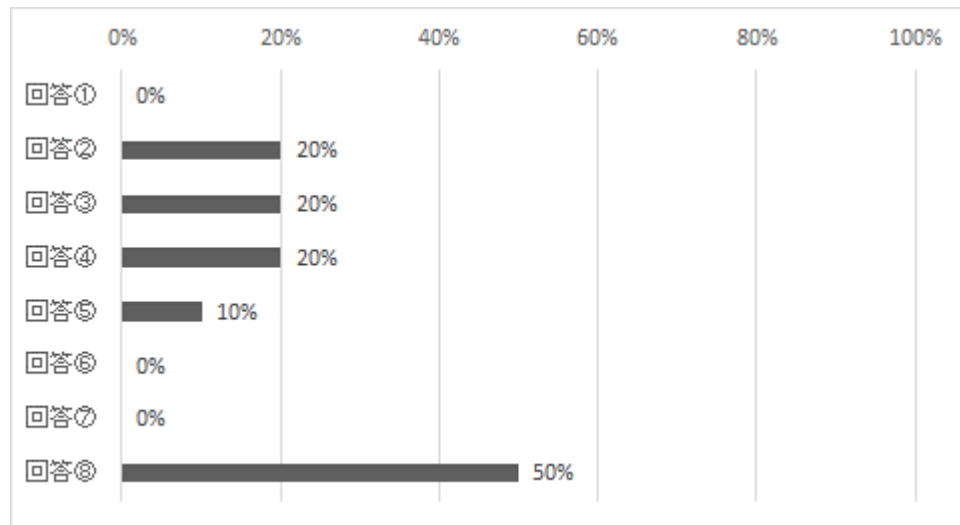
<p><商標></p> <table border="1"> <caption>回答①～④を選択した者の割合</caption> <thead> <tr> <th>回答肢</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回答①</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>回答②</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>回答③</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>回答④</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>	回答肢	割合	回答①	0%	回答②	10%	回答③	0%	回答④	0%
回答肢	割合									
回答①	0%									
回答②	10%									
回答③	0%									
回答④	0%									
<ul style="list-style-type: none"> ・回答②を選択した者は、1者（10%）であった。 ・他の回答を選択した者はいなかった。 										
<p><u>回答②を選択した者のコメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイは、審判が長期化するので改善して欲しい。 										
<p><u>その他コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイは、不使用取消審判の挙証責任が請求人側であり、利用しにくいので、改善していただきたい。実際に困っている事例はないが、将来困ることがあるかもしれない。 										

2.2.7 知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢: ①IPC分類が付与されていない/間違ったIPC分類が付与されている公報が多い、②書誌事項しか収録されておらず公報の詳細内容が不明、③包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できない、④公報収録率が低い、⑤知財庁検索データベースの公報収録のタイムラグが大きい、⑥登録番号が収録されていない、⑦PCT関連情報や優先権情報が表示されない、⑧英語対応が不十分(英語で公開されている情報が少ない等)、その他。

特許について、「⑧英語対応が不十分(英語で公開されている情報が少ない等)」との回答が最も多く、5者(50%)であった。次に、「②書誌事項しか収録されておらず公報の詳細内容が不明」「③包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できない」「④公報収録率が低い」との回答が多く、2者(20%)であった。特許公報の詳細が収録されていないとの意見もあった。

<特許>



回答①～⑧を選択した者の割合

- ・ 回答②、③、④のそれぞれを選択した者は、2者(20%)であった。
- ・ 回答⑤を選択した者、1者(10%)であった。
- ・ 回答⑧を選択した者は、5者(50%)であった。
- ・ 他の回答を選択した者はいなかった。

回答②を選択した者のコメント

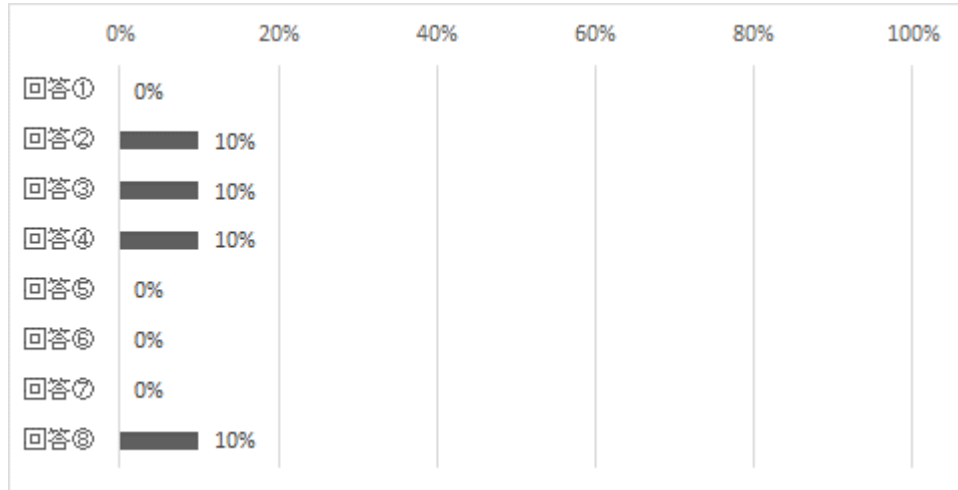
(特許公報の詳細が収録されていない)

- ・ タイについて、特許公報の詳細が不明である。(他1者から同様の回答あり。)

<p><u>回答③を選択した者のコメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 包袋書類を収録してほしい。
<p><u>回答④を選択した者のコメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア、タイについて、収録内容にばらつきがある。 ・ 全件を収録してほしい。
<p><u>回答⑤を選択した者のコメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア、タイについて、拒絶や登録等の審査経過状況のアップデートが遅い。
<p><u>回答⑧を選択した者のコメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア、タイ、ベトナムについて、ウェブサイトが現地語であり、読めない場合が多い。英語のウェブページを充実させてほしい。現地語ではなく英語で検索したときの収録率が低いため、困っている。また更新率も遅いと感じる。 ・ タイ語と英語で検索ヒット件数が違う（英語だとヒットしない場合が多い）ので、タイ語対応が必要になる。
<p><u>その他コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASEAN について、十分使用できるレベルのデータベース等が整備されていない。 ・ ASEAN について、年次報告等が公開されていない、年次報告等が公開されていても英語版がない等、知財庁からの情報開示が少ない。 ・ ASEAN について、英語対応や包袋書類の収録を進めて欲しい。特に、タイのニーズが大きい。 ・ ASEAN の知財庁のデータベースの課題については、JETRO サイト「知的財産に関する情報」に掲載されている「産業財産権データベースの調査報告（2017 年度版）」にまとめられている。書誌事項が収録されていても登録公報が収録されていなかったり、包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できなかったり、英語対応が不十分だったりする点は改善してほしい。まず、公報収録率を上げていくための支援を優先し、支援を継続することで徐々に改善されることを望む。 ・ ASEAN 各国において、データベース収録の基礎データを充実させて欲しい。現地語と英語で違う言語で検索した場合や、商用又は有料のデータベースを使用しているも、検索結果に差が出たりする場合がある。クリアランスの関係で漏れないかどうかを確認するのが難しい。 ・ ASEAN について、収録データの正確性が不明。公報が閲覧できない。

実用新案（小特許）、意匠について、知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<実案・意匠>



回答①～⑧を選択した者の割合

- ・回答②、④のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答④を選択した者のコメント

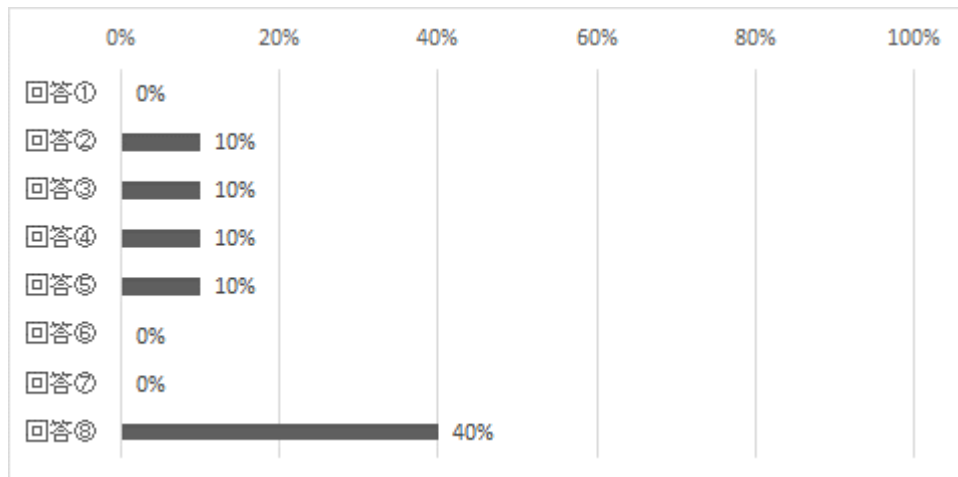
- ・インドネシア、タイについて、収録内容にばらつきがある。

回答②、③、⑧を選択した者のコメント、その他コメント

なし。

商標について、「⑧英語対応が不十分（英語で公開されている情報が少ない等）」との回答が最も多く、4者（40%）であった。

<商標>



回答①～⑧を選択した者の割合

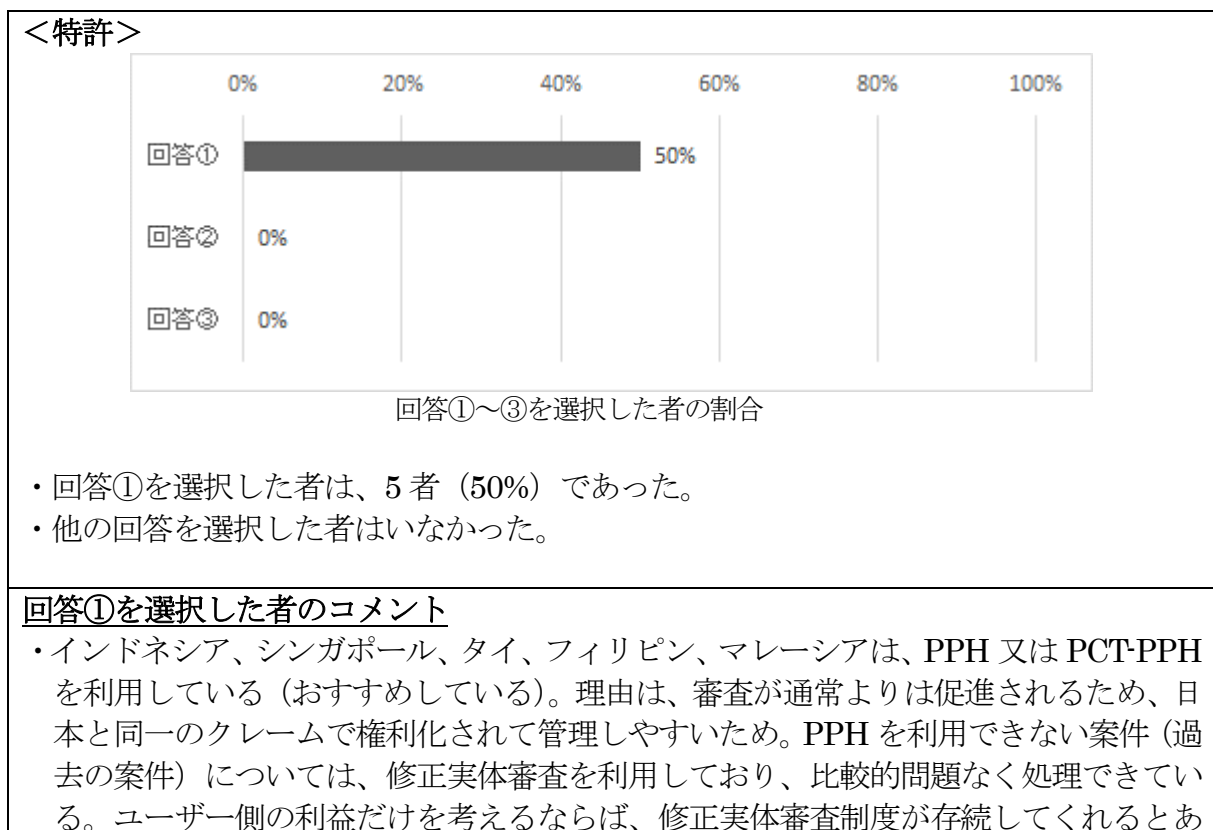
- ・回答②、③、④、⑤のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。
- ・回答⑧を選択した者は、4者（40%）であった。

<ul style="list-style-type: none"> ・他の回答を選択した者はいなかった。
<p><u>回答④を選択した者のコメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイについて、収録内容にばらつきがある。
<p><u>回答②、⑤、⑥を選択した者のコメント</u></p> <p>なし。</p>
<p><u>その他コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイについて、出願・登録情報を蓄積したデータベースがあるらしいが、国内の代理人以外閲覧できないらしく不便。

2.2.8 使い勝手のよい又は便利だと思う制度や運用について

回答選択肢：①早期審査制度で PPH や ASPEC などの選択肢がある、②電話や面会等で審査官に直接説明できる機会がある、③シンガポールのシリーズ商標制度などの各国特有の制度、その他。

特許について、「①早期審査制度で PPH や ASPEC などの選択肢がある」と回答した者が、5 者（50%）であった。



<p>りがたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムは、ASPEC による早期審査はある程度機能する（ASPEC 申請した案件の全部が早い訳ではない）。 ・制度として PPH は重要と考える。
<p><u>その他コメント</u></p> <p>なし。</p>

実用新案（小特許）、意匠、商標について、使い勝手のよい又は便利だと思いう制度や運用に関する回答は得られなかった。

<p><u><実案・意匠・商標></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～③を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <p>なし。</p>

2.2.9 審査の満足度について

特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの回答が多かった。また、特許と商標について、審査が遅い等の不満があるとの回答があった。

<p><u><特許></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN6 について、先進国の登録クレームに合わせると許可されるので、審査の質に関しては特に不満を感じていない。（他 3 者から同様の回答あり。） ・ASEAN6 について、PPH、ASPEC、修正実体審査などで他国の審査結果を出せば、ほとんど登録を受けられる。 ・インドネシア以外の ASEAN6 は、比較的適切に外国の審査結果を受け入れているので、PPH が有効に機能していると感じている。 ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、ASPEC を利用すれば、シンガポールと同じクレームで登録を受けられるので、審査の質に関して大きな不満はない。 ・インドネシア、タイについて、審査が遅い点が不満である。特にタイは、出願から 10 年以上経過しても未だ審査結果がほとんど出ていないため、品質の評価ができない。 ・ASEAN6 について、全体的に審査官の技術理解度が低い傾向があると感じる。
<p><u><意匠></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイについて、審査が遅い点が不満である。

<商標>

- ・タイについて、審査が遅い、識別性の判断が厳しい、コンセント制度が利用できない等の不満がある。
- ・タイについて、識別力の判断基準が厳しすぎるなどの問題はあるものの、どの案件も共通に審査をしているので、個別には困ることはあるが特段の問題ではない。

2.2.10 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN6 各国への支援施策に関する最新の協力覚書について

<米国－タイ>

- ・「タイ知財局と米国特許商標庁の了解覚書（MOU）締結（2017年7月12日）」⁸³³
 - 1) 二国間協力の枠組みを形成し、既存のリソースで知的財産にかかわる作業能力を高めるとともに、データ交換、実務ガイドライン及び研修活動などを通じて知的財産権制度を発展させる。
 - 2) 両庁は知的財産に関する以下の課題について協力する。
トレーニングとキャパシティビルディング、イノベーションと経済成長を促進すべく知的財産の重要性に関する啓発、知的財産に関する情報交換と実務ガイドライン。

2.2.11 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN6 各国への支援に関する最近の動向について

<豪州－ASEAN>

地理的な近さや戦略的な意図もあり、シンガポールなどに定期的に人を送り込んで活発な活動をしている。以前は通信教育など、今は E-Learning などを通じた人材育成もやっけていて、豪州に出張しなくても教育が受けられるサービスも提供しているようである。

2.2.12 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN 全体に対する支援施策について

<WIPO－ASEAN>

- ・「協力と連携の主要テーマに関する WSO 会議（2018年9月6日）」⁸³⁴

⁸³³ 「MOU signing ceremony between the Department of Intellectual Property With the US Patent and Trade mark Office」ROYAL THAI GOVERNMENT ウェブサイト内、URL: <http://www.thaigov.go.th/news/contents/details/5248>、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

⁸³⁴ 「Cooperation and Collaboration Key Themes in WSO Meeting」WIPO ウェブサイト内、URL: http://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0009.html、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

ASEAN 地域で IP 技術援助プロバイダー (IPTAP) の非公式会合を開催することは、シンガポールの WIPO 地域事務所 (WSO) にとって大きな特権であった。EU 知的財産庁、INPI (フランス)、IP オーストラリア、ジェトロ (日本)、イギリス知的財産庁、および米国特許商標庁の代表者が出席し、優れた貢献を提供し、協力し続ける意欲を示した。

<WIPO, EUIPO-ASEAN>

・「ASEAN IPR Action Plan 2016-2025 meeting (2016年12月14日、タイ)」⁸³⁵

1) WIPO 講演: Future Global IP Landscape: ASEAN as key Player (Mr. Denis Croze)

WIPO の今後のアセアンにおける取組支援としては下記のようなものがある。

－知財政策策定への取り組み支援。知財庁だけでなく、他の省庁や大学などを巻き込んで知財政策を策定することを支援する。例えば、GI (Geographical Indication) については知財庁だけではなく農水関係省庁にも声をかけていくことが重要である。

－知財庁診断は WIPO が今後も取り組んでいく。これは知財行動計画 2016-2025 の戦略目標①とも沿ったものと言えよう。

－IP 環境の有効化プロジェクト (技術開発や管理、商用化のための能力向上)。例えば、産学官連携のプラットフォーム構築としてタイの大学が同プロジェクトに関わっている。

－手続の調和と簡素化として、TLT、STLT、DLT (案) 条約等の方式面での国際調和支援。これは、戦略目標②にも沿ったもの。

－WIPO のアセアンオフィス (シンガポール) を活用した支援。例えば、WIPO-シンガポールの MOU 締結に基づく協力としてアセアン諸国における知的財産の意識向上と能力構築 (中小企業向けのワークショップ、大学への調査訪問など)。

2) EUIPO 講演: Role of EUIPO : ASEAN IPR Action Plan 2016-2025 (Mr. Ignacio de Medrano Caballero)

－ECAPIII は 2017 年 2 月にプロジェクトが終了。

－新たな EU とアセアンの協力の枠組みである ARISE+ の中の第 2 コンポーネント ARISE+IP (アレイズプラスアイピー) と、IP KEY とに取り組むことになった。

<EUIPO>

・「EU と東南アジアの裁判官は IP 問題に対するエンフォースメントシステムを促進 (2018年7月4日)」⁸³⁶

フィリピンを含む東南アジアの裁判官主要メンバーは、7月4日、各国の知的財産のエンフォースメントに関わる手段を共有するため、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) に集まった。欧州連合 (EU) は、国際 IP 基準の履行は東南アジア全域で異なる傾向にあり、これによりその地域で営業する多くの地元企業及び外国企業の不信を招いて

⁸³⁵ 「Southeast Asian Countries Launch IP Cooperation Plan To Be Assisted By WIPO, EU」 Intellectual Property Watch ウェブサイト内、URL: <http://www.ip-watch.org/2016/12/16/southeast-asian-countries-launch-ip-cooperation-plan-assisted-wipo-eu/> [最終アクセス日: 2019年2月8日]

⁸³⁶ 「EU, SEA judges to boost enforcement system vs. IP cases」PHILIPPINE NEWS AGENCY ウェブサイト内、URL: <http://www.pna.gov.ph/articles/1040424>、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

いると指摘した。三日間の円卓会議を通して議論するトピックとプラクティスは、国際的な IP 体制を含めた IP 問題の手続きのための特別な規則、法的救済、暫定的かつ予防的手段、及び管轄権についてである。

同円卓会議は、EU により 4 年間で 700 万ユーロの資金を供給され、EUIPO により履行されているプログラムである IP Key 東南アジア (IP Key Southeast Asia, IP Key SEA) の活動範囲の一つである。IP Key の主な目的は、地域での取引や投資を促す適切な法的及び経済的環境を創造するために東南アジア知的財産権 (Intellectual Property Rights, IPR) の保護及びエンフォースメントをサポートすることである。

2.2.13 今後の JPO からの支援について

制度整備支援については、第二医薬用途発明の保護、部分意匠制度・秘密意匠制度・関連意匠制度の導入を望む意見があった。

人材育成支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとのコメントが多く、特にインドネシアやタイへの支援の要望が強かった。

情報化支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望むコメントが多かった。また、インドネシア、タイ、ベトナムの英語対応の改善を望むコメントが多かった。

また、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務処理改善などにつながるような支援を望むコメントがあった。

(制度整備支援について)：第二医薬用途発明の保護、部分意匠制度・秘密意匠制度・関連意匠制度の導入など

- ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、第二医薬用途の発明が認められない点は、改善するための支援が可能であれば欲しい。
- ・ASEAN6 について、PPH が円滑に活用できたり、先進国で登録した内容で権利化できたりすれば、特に支障はないので、これらの国の法整備状況はあまり気にしていない。
- ・部分意匠制度・秘密意匠制度・関連意匠制度を導入して欲しい。

(人材育成支援について)：審査期間の短縮、事務処理能力向上など

- ・インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシアについて、特許は、日本、米国、欧州等と同じクレームにすれば登録が得られるケースがほとんどなので、実体審査の質向上のための支援よりも、まずは電子化、方式審査の処理、事務手続き等の運営面で審査期間の短縮につながるような支援をして欲しい。特に、インドネシア、タイは意匠の審査遅延が大きく、インドネシアでは審査遅延により出願から 10 年以内に登録されなかった意匠出願が実際に 3 件あった。インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシアでは商標の審査遅延が大きいと感じている。
- ・タイの商標の審査官は識別力の判断基準が厳格であったり、インドネシア、フィリピン、ベトナムの商標制度や審査に関する運用などは不合理な点もあったりするが、簡単に変えられるものではないので、支援の対象としては馴染まないのではないか。他

方、インドネシアで、商標の登録証が発行されるまで時間がかかる過ぎることや、包袋の管理ができていないことから書類が紛失したりするような、ビジネスの基本となる事務管理ができていないことは、改善の余地があるのではないかと。

- ASEAN6について、電子化、方式審査の処理や事務手続等、運営面の支援をして審査期間の短縮につながるような支援をして欲しい。新規性、進歩性など実体審査に対する資質向上も有益ではあるが、まずは基本的な方式不備などに対する事務処理、出願人や代理人との事務手続のやりとりに対する正確かつ迅速な事務能力を習得することが優先される事項ではないか。例えば、PPH申請をした出願について、インドネシア知財庁から「PPH申請がなされているが、このまま進めてよいか。」といった当然進めるべき事務処理について伺いがきて、対応しなければならなくなることもある。他にも事務関連のOAは来るが適切でないと思われるものが散見される。OAをするべき内容や通知すべき内容について、審査官が十分に理解しているか疑問がある。こうしたOAにも対応する費用と時間がかかることになる。また、タイ、フィリピン、マレーシアは妥当な処理をしているが、どこかで滞っているのか、処理がとても遅い。事務処理の流れを理解し、それぞれの手続においてどうすすめるべきかの基本的な事務処理能力の育成が望まれる。
- ASEAN6について、実体審査に関する支援よりも、方式審査、事務管理、ビジネスプロセスに関する支援をする方が、審査期間の短縮に繋がると思われる。現地に人を中長期派遣して、現場に入り込んで支援していくと効果的かもしれない。
- ASEAN6について、審査期間の短縮につながるような支援をしていただきたい。特にタイは、特許の登録までの期間が長いので、優先的に支援をして欲しい。
- ASEAN6について、現在、審査官の育成などをJPOが積極的に行っているが、継続的に支援することで、日本のファンが次第に増えてきているように感じる。このような将来を見据えた長期的な視点の支援とともに、例えばJPOが持つ包袋などの管理ノウハウの提供のような、即効性を見込めるような支援も並行して行ってはどうか。
- ASEAN6について、意匠に関して、方式に不備がある状態で指摘がないまま登録となることがある。登録後問題となることも考えられるので、方式審査の重要性を理解させるように支援してはどうか。
- ASEAN6について、審査官への企業からの技術説明会の開催は、審査が遅いといった場合に効果的であった。
- ASEAN6について、意匠に関して、実体審査のない国においても、審査に関する育成支援をして欲しい。異議や無効審判、訴訟などの場面になれば、類否判断が必要となる。そのような場面になったときに、判断をする側にそのスキルを有する者がいないということがないようにして欲しい。
- ASEAN6について、人材育成は必要ではあるが、PPHなどの活用により少なくともASEAN6では権利化が概ね期待どおりできているので、実務的（新規性、進歩性など）な支援の優先度は低い。
- ASEAN6について、審査官の育成等の支援を継続して行っていただきたい。また、審査官だけでなく、審判官、裁判官や民間の知財に関する人材についても育成支援をして欲しい。
- ASEAN6について、審査協力・人材育成という観点について、現地知財庁に入り込み、中長期専門家派遣という形でじっくりと根気よくサポートする方法が効果的と感じる。現地の最新情報も把握することができ、現地の訪問アポも取り易く日本側にもメリットがある。

- JPO が行う ASEAN 諸国等への人材育成への協力は、プログラム作成、受講認定証の発行、知財関連機関の見学、生活資金援助など、よく計画され、完璧な内容である。しかし、日本での研修終了後、当該研修を受けた人材を日本のためにどのように役立ててるのか、当該国と日本の人脈をどのように引き継いでいくのかの戦略があってもいいのではないか。日本で実力をつけた人材が帰国後には知財庁をやめて民間で働く例が多いことも念頭に置く必要がある。

(情報化支援について) : 公報収録率向上、英語対応など

- ASEAN6 の知財庁は、出願の経過情報や OA の内容に関する公開が遅れている。また収録率も低いように思われる。これまで様々な支援が行われているが、電子化がまだ不十分なところがあるのではないか。
- ASEAN6 の知財庁は、出願の経過情報や OA の内容に関する公開が遅れている印象がある。英語での公開があれば望ましいが、そもそも公用語での公開もなされていない国もある。まずは、インド知財庁並の情報公開（審査官の OA の書誌事項や起案内容を見ることが出来る。）ができるようにするような援助が必要なのではないか。ASEAN6 各国で実現できれば望ましいが、優先度をつけるとすると、シンガポールは少し進んでいるので優先度を下げ、生産国及びマーケットとして大きいタイ、インドネシアを優先的に支援することが考えられる。その次はベトナムである。中国から出て行った企業がベトナムに移転しつつあるので、これまで以上の発展が予想される。
- ASEAN6 について、紙ベースの事務運用から徐々に電子化を進める必要があるだろう。データベースの収録率向上や収録情報の拡大には、各種手続が電子化されている必要があるためである。
- インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、知財庁の特許データベースの整備が不十分であり、改善して欲しい。特に、英語対応や包袋書類の収録を進めるよう支援して欲しい。特に、タイのニーズが大きい。
- インドネシア、タイ、ベトナムについて、知財庁の特許の検索データベースの英語対応が不十分であり、改善するための支援が可能であればして欲しい。特にインドネシアは、検索画面が現地語で操作が難しい。
- タイ、ベトナムについて、知財庁の特許検索データベースの英語対応が不十分なので改善されることを望む。
- ASEAN6 について、データベースの英語情報の拡充につながるような支援をしていただきたい。
- ASEAN6 につて、知財庁から正確なデータがすべて提供されているかどうか分からないので、そのデータを加工してサービスをしている民間のデータベースを利用しても信頼性は低いと感じている。
- ASEAN6 について、公開公報は収録されているが抄録しかない、登録公報は発行されないなど、ユーザーにとっては不便なことも多いが、現地の国内で見たいというニーズは少なく、国民からの批判もほとんどないので、外国からみて不便だとしても現地知財庁はなかなか改善に取り組もうとしない。これまでも情報化・機械化支援は様々な国で行われてきたが、当初予定した成果を得るのが難しいところもあるのは、上記知財庁の姿勢が関係しているのではないか。

(現地代理人に関する支援について) : 誤訳削減、事務処理改善など

- ASEAN6 について、知財庁職員、現地代理人との三者ミーティング、セミナーも有効と考える。特にアセアン各国において母国語が異なるため、現地代理人による誤訳の

問題は今後顕在化するものと考えられる。知財庁職員・現地代理人は英語に堪能であるものの、権利活用・行使の対象者となる現地の人々がそうであるとは限らない。

- ・ASEAN6について、知財庁等の政府職員向けだけではなく、現地代理人向けの支援も必要と考える（少なくとも誤訳チェックによる誤訳削減等の期待がある）。現地代理人の研修制度、代理人協会の役割等を把握し、現地代理人のレベルアップも必要と考える（早期権利化・審査の質向上、権利行使の簡易手続等を実現するため）。現地代理人向けの支援は、他の先進国はあまり実施していないと思われるため、日本から支援する余地があるのではないかと。
- ・ASEAN6について、現地代理人の事務処理を改善する支援があるとよいかもしい。期限管理がしっかりできていない事務所もある。ただし、ASEANでは実際にはトラブルに発展したような事例はない（ブラジルではトラブル事例があった）。
- ・ASEAN6について、現地代理人は、事務管理能力が不十分で期限管理ができていないケースがあり、OA 期限の直前に通知がくるようなこともある。現地代理人の選択肢が限られており、コンフリクトが心配なので、現地代理人の育成についても支援してほしい。また、現地代理人に関する情報が入手できると良い。

(その他)

- ・日本の視点から見た ASEAN の課題については、これまで様々な団体や機関が現地へ訪問して伝える等しており、なぜ日本は同じようなことを何回も聞いてくるのかという声もある。日本が課題だと思っても現地が課題と認識していなければ改善が進まないこともある。現地のメリットに繋がるような支援のやり方が効果的なものかもしれない。
- ・ASEAN6について、日本企業からの要望に対応して改善しなければ日本企業からの投資が減ってしまうような場合には、現地も前向きに改善に取り組む可能性がある。
- ・ASEAN の選抜メンバーを日本に招へい研修してもご褒美旅行というイメージが強い印象（アメを目的とするならばよいが）。研修内容が現地で情報共有されることはほぼなく、単発になり易く効果的な育成に結び付きにくいと考える。
- ・ASEAN6について、現地へ権利行使できるようにするための支援もして欲しい。特許については、未だ ASEAN では訴訟件数が少なく権利範囲の争いはほとんどないため時期尚早かもしれないが、これまでの支援を継続しながら徐々にステップアップしていくとよいかもしい。
- ・ASEAN では、未だ裁判を起こしたことはない（警察や行政にお願いしたことはある）。知的財産の裁判に関する情報が少ないため、裁判の実効性が不明である。ASEAN での権利行使など裁判に関する情報があるとありがたい。
- ・ASEAN6について、現地代理人の情報を得にくいいため、何らかの客観的なデータの提供があるとよい。例えば、得意とする分野や受けた拒絶理由の種類など、出願経過情報が公開されていれば入手可能な公開情報に基づくデータを代理人別に集計した情報があるとよい。これらの情報は公開されるのが好ましいが、少なくとも JPO が把握していてもいいのではないかと。各国での代理人の質の向上に関する支援に資すると考える。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、大手事務所の数が少なく、代理人のコンフリクトの可能性があったとしても選択肢がないので困っているため、現地の事務所の情報が入手できるとありがたい。

3 海外現地ヒアリング調査

3.1 概要

タイでは、法律事務所3か所及びタイ知的財産局(Department of Intellectual Property; DIP、以下、DIPと表記する。)に対し事前質問票及び追加質問票を送付し、その回答に関してさらにヒアリング調査を行った。本章以下の回答において、下線を付した回答はDIPからの回答を示す。

電子出願システムやユーザーDB等のシステム面については、運用が開始されているが問題が多いという声が多くであった。今後の改善が期待されている。

法制度に関しては、コンピュータープログラム等の適格性に関し議論が行われており、新審査マニュアルの公開なども始まるなどの動きが見られる。意匠に関しても部分意匠など、ASEANの他国に類似した整備がなされている。悪意の商標出願等に関しても、周知商標については登録できないなどの商標法上の対応がなされており、実務面での実効性を高めるべく検討が行われている。

海外からの支援に関しては、審査官向けのトレーニングが盛んに行われており、今後は審査の品質管理や、今後の法改正による新制度の導入時のノウハウなどに関する支援などが求められている。

3.2 事前質問票及びそのヒアリング結果

3.2.1 システム関連の課題について

特許、小特許、意匠及び商標のユーザー用DBがあるが、更新頻度やデータの信頼性において問題があるという回答を得た。DIPもそれらの点を認識しており、効率面や信頼性という面での改善が必要であるとしている。

電子出願システムもすべての法域で稼働しているが、意匠では電子出願をした場合でも紙でも提出しなければならないなど、使いにくい点が多いという回答であった。

<特許DB・全体>

(更新が遅い)

- ・情報の更新に遅れがある。更新に2か月かかることもあれば、それ以上のときもある。知的財産局にこれを伝えたところ、知的財産局は情報の更新にかかる時間を改善するために内部処理の効率化を図ろうとしている。
- ・特実意商のDIPのユーザー検索DBを普段使用しているが、情報の更新が遅い点に不満がある。英語版DBは、まだ英訳されていない案件が多いからか、案件データの収録率が低いので使用していない。タイ語版DBを使用している。

(データの信頼性が低い)

- ・ユーザー向け検索データベースに関して、DIPのデータベースも確実ではなく、技術的なエラーが生じる場合があるので、事務所で使用しているデータベースとのダブルチェックが必要となっている。

<p>・特許の審査は、対応外国出願について行われる他国の審査結果を信頼しているが DIP でも他国のサーチを行う場合があり、その場合、他国のデータベースを使用するようだ (EU、JP など)。</p> <p>(改善が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ユーザー向け検索データベースの効率改善が必要</u> ・<u>特許と商標についてはユーザーが利用可能なデータベースがある (タイ語)。一般用のデータベースには、WIPO のシステムを参照し、WIPO の協力を得ているので、他国からの支援は不要。</u> ・<u>庁内事務処理システムの精度及び効率改善が必要</u> <p>(特に不満はない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特実意商の DIP のユーザー向けの検索 DB を使用しているが、ユーザーインターフェースが少し使いにくい面があるものの特に不満はない。
<p><小特許⁸³⁷DB></p> <p>(改善が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許と同じ ・<u>ユーザー向け検索データベースの効率改善が必要</u> ・<u>審査官向け検索データベースの効率改善が必要</u>
<p><意匠 DB></p> <p>(改善が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許と同じ ・<u>ユーザー向けデータベースの検索結果はテキスト形式で表示されるのみで、画像は表示されないため、使い勝手はあまりよくない。</u> ・<u>審査官向けデータベースにはタイの公開済み意匠及び米国の一部の公開済み意匠が登録されている。したがって、審査官はインターネットを含むその他の情報源についてもデータ検索を行う必要がある。</u>
<p><商標 DB></p> <p>回答無し</p>

電子出願システム

<p><特許></p> <p>(使いにくい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DIP の IT システムを強化していく必要がある。電子出願システムはとても使いにくく、事務所の案件は今ほぼ 100%紙出願で処理している。 ・電子出願については、すべての書類を提出しなければならない。紙出願では可能な関係書類の提出延期の請求は、電子出願ではすることができない。知的財産局にはこの問題について伝えており、改善がなされる予定である。
--

⁸³⁷ Petty Patent

<p>(庁内システムとの連携に問題)</p> <ul style="list-style-type: none"> データベースと電子出願システムの連結に問題がある 電子出願システムはDIP自身のシステムである。庁内の処理システムとのマッチングがとれていないという課題があるが、来年ぐらいには解決できるかもしれない。電子出願システムはWIPOやEPOからの協力を受けていないので、JPOからの協力があるとよいかもしれない。
<p><小特許></p> <ul style="list-style-type: none"> 特許と同じ データベースと電子出願システムの連結
<p><意匠></p> <ul style="list-style-type: none"> 特許と同じ 現行法令により、出願者は有形の文書も合わせて知的財産局に提出する必要がある。
<p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> 電子出願では、委任状など関係書類の提出について15日の延期しか請求することができない。紙出願では、90日の延長を請求することができる。知的財産局にはこの問題について伝えており、改善がなされる予定である。
<p><その他、庁内システム等></p> <ul style="list-style-type: none"> 庁内の処理システムに関しては、商標は全体的なものがあり、特許も9月からシステムの利用が開始された。また、審査官用のサーチシステムもあるが改善は必要である。EPOからの協力は受けていない。 意匠に関する電子システム(e-design system)がうまく効果的に動いていない。このため、書面や出願において紙ベースでの処理が欠かせない。

3.2.2 コンピュータープログラムの特許適格性について

コンピュータープログラムや記憶媒体それ自体のクレームは認められない。なお、新しい審査ガイドラインの編集過程において、コンピュータ・ソフトウェア関連発明についての議論・検討が行われている⁸³⁸。

<p><コンピュータープログラムを保護する手段について> (プログラム自体、媒体クレームは認められない)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行実務によると「コンピュータープログラムを保存させた記憶媒体」クレームは認められない。 タイ特許審査便覧によれば、ハードウェア、デバイス又は装置の形態でのICT又はコンピュータ関連発明は、それがコンピュータープログラムに関連していようと、技術的課題を解決する場合には、特許を受けることができる。「コンピュータープログラムを
--

⁸³⁸ 新審査ガイドラインは2018年11月8日に公開された。当該情報はヒアリングの実施中に得られた情報であり、DIPウェブサイトではまだ公開されておらず、新ガイドラインは現地代理人のみが入手している状況にある。このガイドラインは、本報告書作成時ではタイ語のみであり、コンピュータ関連発明や第二医薬用途に関する章が設けられている。

保存する記録媒体」という特許クレームは、それ自体は、他の有形のハードウェア、デバイス又は装置に言及していなければ、拒絶されるのが一般的である。

- ソフトウェアやコンピュータプログラムは、それ自体としては、録音媒体に保存されたコンピュータプログラムを含め、タイ特許法の下で特許を受けることはできない。ただし、ソースコードとオブジェクトコードはいずれも、タイ著作権法に基づく文学的著作物として保護される。ソースコードは、営業秘密として保護される場合もある。
- 審査官の特許審査ガイドラインによると、コンピュータプログラムは著作権法に基づき十分に保護される。さらに、新規性及び少なくとも1つの技術的効果を奏することを条件として、使用方法クレーム及びソフトウェア関連クレームによる保護も可能である

• タイ特許法

タイ特許法(第2号) B.E. 2535 (西暦1992年) 及びタイ特許法(第3号) B.E. 2542 (西暦1999年) により改正されたタイ特許法 B.E. 2522 (西暦1979年) 第9条(3)に基づいて、ソフトウェアプログラムの形態でのコンピュータ発明自体は特許を受けることができない。ある媒体中に存在するコンピュータ・ソフトウェアも特許を受けることができない。ただし、ハードウェアにインストールされたソフトウェアを含むコンピュータ発明は、クレームの対象がコンピュータ・ソフトウェアのみである場合は、特許を受けることができる場合がある。あるいは、コンピュータプログラムが、ある装置の機能を制御する場合に、技術的効果があるときは、特許を受けることができる場合がある。

• 特許及び小特許の審査ガイドライン

ガイドラインでは、次のものが特許できないものとして挙げられている。

1. 処理の目的のみでのコンピュータの使用であって、詳細な説明がその処理を実施するために利用されるハードウェア資源を直接的又は間接的に開示していない。
2. 特別な技術的特徴又はアイデアに関連する部分がなく行われる、媒体へのコンピュータプログラムの保存
3. 媒体へのコンピュータプログラム又はデータの処理又は加工のためのコンピュータの使用
4. 製品を生みださないビジネス方法又はその他の方法

(他法域による保護)

著作権法第4条

...「言語の著作物」とは、書籍、小冊子、文書、印刷物、講義、説教、講演、演説等のような文学の領域に含まれるあらゆる種類の産物をいい、具体的にはコンピュータプログラムを含む。

...「コンピュータプログラム」とは、コンピュータプログラム言語を問わず、コンピュータを機能させるため、又は一定の結果を得るために、コンピュータと共に使用される指令、一連の指令その他のものをいう。

営業秘密法第3条

「営業秘密」とは、営業情報であって、まだ一般に広く認識されていないもの又はその情報に通常関連のある者がまだ利用できるようになっていないものをいう。その商

業的価値がその秘密性に由来し、かつ、営業秘密の管理者が秘密を保持するために適当な措置を講じているもの。

<法改正等へ向けた議論について>

- たびたび議論が行われている。最新の動きでは、審査基準にコンピュータ関連発明に関する章が含まれている。この審査基準は近い将来に施行される予定である。
コンピュータプログラムを特許により保護する可能性については議論があるものの、近い将来に何らかの変更が行われる可能性は低い。
- コンピュータプログラムに関しては、審査ガイドラインの編集過程で検討又は議論を行った。
- タイ知的財産局は、審査ハンドブックを更新した。コンピュータ機器又はコンピュータプログラムの機能に関するデータシステムに関連するハンドブックの草案を簡潔に検討したところ、コンピュータプログラム、ソフトウェア及びソースコードは特許を受けることができない。

3.2.3 第二医薬用途の発明について

第二医薬用途のクレームは拒絶される。過去には認められていたケースがあるが、NGOからの強い反発を受け、現在はすべて拒絶される傾向にある。現時点で法改正の予定はないが、外国からの強い反発もあり、議論は継続して行うという回答を得た。

(第二医薬用途のクレームは拒絶される傾向にある)

- 現在、タイ審査官は第2次医学的利用に関するクレームすべてを拒絶する傾向にある。法律上の変化はないが、審査官の見解が変化している。なお現在、一部の審査官が認めている形式は「疾病 Y を処置する医薬品の製造に使用される化合物／組成物 X」の形式である。

(スイス・クレームの場合認められる)

- スイス型の第二医療用途クレームはタイでは化合物が新規であることを問わず許容される。
新規の医薬用途に関するハンドブックの 356 頁を翻訳したものを以下に示す。

3.3 新規の医薬用途クレーム

有形の成果をもたらす手段や方法に関連する用途は、特許法第 3 条の製法である。審査官はそのようなクレームを検討する際には、クレームが特許法第 9 条(4)に基づく人間及び動物の疾病の診断、処置又は治療の方法であるかどうかを検討しなければならない。その用途が第 9 条(4)で禁止されていないものである場合には、審査官は、クレームが第 5 条を遵守しているかどうか、つまり、クレームされた発明が新規であり、進歩性を伴い、かつ産業上利用可能であるかどうかを審査しなければならない。

審査官は、第 9 条(4)を検討する際には、出願の明細書及びクレームを検討しなければならない。発明の対象が人間及び動物の疾病の診断、処置又は治療の方法にのみ関連する場合、審査官は特許を付与してはならない。

(NGOからの強い反発がある)

- ・タイでは、非政府組織（NGO）が非常に力を持っている。NGOが医薬品特許出願に特許権が与えられないように阻止しようとすることもある。したがって、こういった種類のクレームが許容されるのかに関する判断は、その時々で変わっている。

第二医薬用途発明は、クレームがタイ特許法第3条、第9条(4)又は第5条に反しない場合は、特許保護の適格性を有する。

2013年に施行されたバイオテクノロジー・医薬品部門のための審査官ハンドブックでは、「第二医薬用途クレーム」は「製法クレーム」であるものとして判断されなければならないとされている。タイ特許法第3条は、『製法』とは、製品を製造し、製品の品質を維持又は改良する方法、技法又は工法をいい、その製品の応用を含むものとする」と定めている。したがって、出願人は、発明の開示にこの用途の詳細を説明しなければならない。つまり、クレームはタイ特許庁に最初に提出された発明の範囲を拡大してはならない。

次に、審査官は、クレームがタイ特許法第9条(4)及び第5条に反するか否かを判断する。

タイ特許法第5条については、審査官は、同法に従って当該発明が新規であり、進歩性があり、かつ産業上利用可能であるかを判断する。

なお、出願人が既に医薬分野で特許を受けている既知の化合物 X について第二医薬用途をクレームする場合、審査官は「化合物 X の製造」が先行する発明により既知となっていることを理由として、化合物 X の新規の用途は特許を受けることができないとして決定を停止させる。

- ・第二医薬用途の発明に関して、昔は認められていたが NGO から強い反発があったこともあり、現在は第二医薬用途に関するクレームすべてを拒絶する傾向にある。このことについて、EPO や USPTO も不満を持っており、特に EPO は強く不満を主張している。なお、「疾病 Y を処置する医薬品の製造に使用される化合物／組成物 X」の形式であれば一部の審査官が認めているが、登録後に無効になり得るかどうかについては不明である。

(改正の必要はないが、議論は継続)

- ・医薬品等の二次利用に関する点は改正の必要はないと考えているが議論は行う。

<法改正等へ向けた議論について>**(改正予定はないが、議論は継続している)**

- ・タイ特許法及び審査ガイドラインの新改正案は公衆から意見を募っている状況である。もともと、当所では、医薬品に関する事項に変更はないと聞いている。

(議論はあった。医薬品に関して最近の特許になりにくい)

- ・タイにおいて第二医薬用途発明に特許保護を与える方法については数度にわたり議論が行われているが、NGOからの強い反対により結果を出すことができないでいる。その結果、医薬品分野で付与された特許の件数は、他の分野の発明に対する特許と比較して、非常に少なくなっている。審査官が医薬品発明のクレームの特定の側面に異議を唱える場合、担当する審査官の裁量により、またその時の審査官の決定のトレンドに応じて、中には長期間、審査手続が続く出願もある。またタイ特許庁から何の応答もないまま、長期間保留される出願もある。

現在の実務によれば、審査官はクレームされた製法又は組成物又は医薬品について発明の開示内容に裏付けがあるか否かを検討する。裏付けがある場合、審査官は、先行技術に対して、新規性があり、進歩性を有しているか否かを判断する。

(議論はあったが強い反対にあった)

- ・議論はあったものの、NGOからの非常に強い反対にあった。

3.2.4 部分意匠制度について

タイでは部分意匠は認められない。なお、外国から優先権主張を伴う出願があった場合、その登録を受けようとする部分が、独立して分離、販売等できる場合、全体意匠として当該部分を登録することができる。

<部分意匠を保護対象とする議論について>

(部分意匠は認められない)

- ・タイ意匠法において部分意匠は認められない。クレームしない部分を図面中に点線又は破線で示すことはできない。クレームしない部分を図面中に点線又は破線で示した場合、審査官は出願手続において実線に補正するよう要求するであろう。
- ・特許法 B.E.2522、第3条は次のように規定している。
「意匠」とは、製品に特別な外観を与え、工業製品又は手工芸製品に対する型として役立つ線又は色彩の形態又は構成をいう。
特許庁は、「製品に対する」という箇所が部分意匠を除外していると解釈する。

<外国からの優先権主張を伴う部分意匠出願が認められるには>

(該当部分が独立して分離、販売等可能であれば登録可)

- ・部分意匠は認められないので、全体意匠として登録しなければならない。クレームしない部分を図面中に点線又は破線で示すことはできないので、日本からタイへの部分意匠出願は、図面を修正して出願する必要がある。取り外し可能であれば、部品の意匠として出願できる。
- ・日本からパリ優先権を伴う部分意匠の出願がなされたとき、登録できる可能性はある。図面に示す部分が物品から取り外し可能であれば、意匠出願が可能である。
- ・日本からパリ優先権を伴う部分意匠の出願がなされたときは、出願人は部分意匠の部分を抽出して、図面として使用することができる。

現在の意匠特許庁の慣行では、分割、個別に販売、作成、使用することのできる部分意匠は製品全体のための意匠とみなされるので、タイでは登録可能である。

例：登録可能なもの：ドアミラー、フロントバンパー、自動車のコンソール又はハンドル

登録できないもの：靴下のかかと、帽子のひさし又はカップの取手

- ・登録可能な部分意匠は、それ自体が完全な意匠であることが必要となる。例えば、マグカップでその取手が新規の要素を有することを特徴とする意匠出願をしたい場合、その取手がカップから取り外しのできないときは、マグカップ全体について出願をする

必要がある。一方、マグカップの取手が取り外し可能であるときは、そのマグカップの取手について意匠出願をすることができる。

よって、調査票で挙げられていたすべての事例（ドアミラー、ボンネット、フロントバンパーその他自動車部品）は登録することができる。

- ・日本で出願した部分意匠出願に由来する優先権を主張して、タイで意匠特許出願を行いたいのであれば、(1)破線／点線を実線に引き直すか、又は(2)破線／点線を削除して図面に実線のみが含まれるようにする必要がある。

－破線をすべて実線として引き直した図面を使用してタイの意匠特許出願を行う場合

登録されるためには、審査官は新規性の審査を行わなければならない。破線をすべて実線として引き直す場合、審査官は出願時の意匠の外観全体を先行技術と比較しなければならない。既存の意匠に全体的印象が実質的に類似する場合には、この意匠は新規なものとは見なされないことに注意する必要がある。一般に意匠間の相違よりも類似点が重視される。審査官が意匠全体の新規部分の一部のみを問題とみなす場合であっても、審査官はこの意匠に特許を付与することに納得しない可能性がある。

－破線をすべて削除した図面を利用してタイの意匠特許出願を行う場合

日本の出願において実線を使用している意匠の部分は新規の要素であると見なされると私たちは理解している。そのため、タイでそのような部分のみの図面を用いて意匠特許出願をタイで行い、新規性審査を通過する場合には、意匠特許が付与される。

とはいえ、市場において全体／完全なプロダクトデザインのみが使用／販売される場合、その意匠の一部分に与えられた特許は、侵害者が同一又は類似の意匠を使用／販売することを禁止することができない。その理由は、全体／完全な侵害の疑われるプロダクトデザインを特許で保護されている意匠の一部と比較した場合、それらは同一又は類似ではないので、侵害とはならないからである。

3.2.5 秘密意匠制度について

秘密意匠に相当する制度はないが、実務上、登録後の公開延長を請求することができ、公開までの期間は秘密状態に維持される。日本のような秘密意匠導入に向けての議論はないが、現在運用上可能となっている公開の延長についての明文化へ向けた議論がある。

(秘密意匠制度はないが、公開の繰延べは可能)

- ・タイにおいて意匠出願の公開繰延べ請求は可能である。出願公開の繰延べについて固定された期間は存在しない。
- ・意匠を秘密の意匠として登録する制度はタイでは利用できない。ただし、意匠出願の公開を延期させることはできる。特許／意匠特許／小特許出願様式には出願人が出願をいつ公開したいかを記載することのできる欄 No.12 がある。欄 No.12 を英語に翻訳すると次のようになる。

「12. 出願人は、これにより、長官が、本特許出願を公開し、又は登録を許可し、本小特許を（日付）_____以降に公開するよう請求します」

さらに、出願人には、公開手数料が既に納付されている場合であっても、出願が公開される前であれば何時でも公開の延期を請求することが認められる点に留意されたい。

● **出願後の公開延期の請求**

出願が行われた後で、出願人に公開手数料の納付を求める通知が発行される前に、出願人は出願様式の欄 No. 12 に記入し、これを出願様式の変更請求と共に提出することができる。

● **公開手数料の納付後の公開延期の請求**

公開手数料が納付されていたとしても、公開を延期することは可能である。タイの特許法と特許規則には、この問題に関する規定が存在しない。なお、実務では、次のようにして処理することができる。

- 出願の公開日が設定されているかを判断するため、担当審査官に連絡する。公開日が設定されていないときは、審査官に対して非公式の請求を行い、公開手続を中断させることができる。ただし、公開日が既に設定されているときは、出願を公開しないように審査官と交渉する必要がある。
- タイ特許庁に出願人が公開延期を望んでいる事実を記載した説明書状を提出する。重要であるのは、その書状には出願人が出願を公開したいおおよその日付を記載しなければならないということである。

・タイでは、実務上、意匠出願の公開繰り延べ請求は可能である。根拠条文等はない。

(今後の改正予定又は改正に向けての議論はある)

- ・公開延期に関する明示の規定を導入することについては議論が行われている。特に、公開を延期できる期間については、明確に法律に定められなければならない。しかし、該当する期間は、タイの出願日又は（優先権が主張される場合には）優先日から 30 月を超えてはならない。

(特に議論はない)

- ・特にない

3.2.6 関連意匠制度について

日本の関連意匠に相当する制度はない。タイでは、一意匠一出願が原則となっている。関連意匠制度の導入に向けた議論等はない。

(関連意匠制度はない)

- ・タイ特許法では、1 件の出願は 1 つの意匠のみに関係させることができる。関連意匠の保護に関する規定は存在しない。
- ・タイ特許法に従えば、一つの意匠特許出願は一つの意匠のみ含むことができる。図面に複数の異なる意匠が含まれているときは、保護範囲を最も広くするためには、それぞれの意匠を独立した出願で個別に提出しなければならない。
本意匠と関連意匠の両方について保護を受けたい場合は、これらの意匠を個別の出願で提出し、両方を同時に提出しなければならない。

(今後の改正予定又は改正に向けての議論はない)

- ・特にない
- ・現在、この問題に関する議論は行われていない。

3.2.7 外国周知商標の保護について

登録の有無を問わず、周知商標に同一又は混同が生じる程度に類似する商標は登録することができない（商標法第8条(2)）。この周知性はタイ国内で獲得している必要があるため、タイ国外のみで周知である商標については登録される可能性がある。

(タイ国内で周知な商標と同一又は混同が生じる程度に類似する商標は登録できない)

- ・タイにおいて周知商標と同一又は混同が生じる程度まで類似の商標は、商標法第8条(10)に基づき登録されない。

「第8条 次のいずれかの特徴を有する又はそれによって構成される商標は登録されない。

(10) 商標が登録されているのか否かと無関係に、大臣が通達によって指定する規則による周知商標と同一である標章、又はそれと極めて類似しており、商品の所有者又は出所について公衆が混同するおそれがある標章」

大臣規則では、周知商標出願とみなすための判断基準として、次のいずれかであると規定している。

- ・出願人、又は出願人が許可した代理店若しくはライセンシーによって、国内又は海外において、流通によって商品若しくはサービスについて商標が使用されている。
- ・商標が使用、広告、又は一般的な方法でのその他の手段によって使用されており、タイにおける一般公衆又は産業関係者にとって周知とされる程度まで、現在まで継続的に善意で使用されており、その品質に関する名声が消費者に広く知られている。

この規則に基づき周知商標であるのか判断する場合には、タイの一般公衆又は関係公衆における商標の名声を考慮しなければならない。すなわち、商標が外国のみで周知であるがタイ国内で周知でなければ、法律第8条(10)に基づく周知商標とみなされず、同一／類似商標の出願は排除されない。

- ・理論上は、タイ商標法 B.E.2534 (1991年) 第8条(10)によると、著名商標がタイに登録されているか否かを問わず、大臣の告示で定める著名商標と同一の標章又は著名商標に混同を生じされるほど類似する標章は、禁じられている標章であり、タイにおいて登録することはできない。ただし、実務では、そのような標章が公開されるに至った事例が多数ある。著名標章も異議申立て及び取消しの根拠となる。
- ・タイ商標法第8条(10)に従えば、周知商標と同一である、又は公衆に商品の所有者若しくは出所の混同を生じさせるおそれがあるほど類似する商標は登録をすることができない。

<今後の改正予定又は改正に向けての議論>

- ・回答なし

3.2.8 審査ガイドライン等の公開について

商標に関しては、商標のガイドラインが来年改訂予定であり、非伝統的商標が登録可能となる予定である。また3文字の文字商標に関する識別性の判断基準の緩和、商品／役務の類否判断、誠実な同時使用に関して実務上の大きな変化がみられるという回答を得た。

特許に関しては、新ガイドラインが公開されたばかりである。新ガイドライン改訂へ向けた議論では、コンピュータ・ソフトウェア関連発明や第二医薬用途発明が検討されたという回答を得た。

<商標のガイドラインについて>

(来年改訂予定)

- ・商標の審査ガイドラインは2019年に改訂予定である。商標については音商標を導入する予定である。

(識別性に関する判断の緩和)

- ・裁判所は三つのアルファベットの文字からなる標章の登録を認めている。したがって、出願人が登録を真剣に得ようとするのであれば、商標委員会の否定的な決定が出された後に、裁判所に提訴することになるだろう。
- ・商標の識別性の判断が近年は緩くなってきている。裁判所からの要求が影響しているものと考えられる。
- ・タイでは、同一クラスの同一又は類似商標の審査について以前よりも柔軟になってきており、識別性が認められて商標登録されるケースがある。
- ・商標において、文字商標が3文字である場合識別性は認められないが、タイ国での使用証明を提出すれば登録となる。このとき、周知性は関係ない。

(実務上の積極的な変化がみられる)

- ・当所ではガイドラインの公式改訂が予定されているという情報は聞いていない。しかし次の点に関して、審査基準の一部に積極的な変化が見られる。
 1. 商標委員会は、同一クラスの同一又は類似商標の審査に、これまで以上に柔軟なアプローチを採用する傾向にある。この例として次が挙げられる。
 - ・決定 No. 1189/2560：リクルート（人材募集）サービスは、販売管理サービスと同一クラスであるが、これと関連性がない。
 - ・決定 No. 23/2561：農業用の化学品と金属産業用の化学品とは用途が完全に異なり、それぞれ関連性がないと判断された。
 2. 商標委員会は、誠実な同時使用／特別状況の証明にこれまで以上に注意を払っている。タイにおいて商標が広範に使用されている証拠（例えば大規模な販売量の納品書、長期間の記録、販売促進材料、出願日、外国における商標の併存状況、商標の名声を示す証拠など）を提出して、ある者の商標が他人の商標から区別可能であると証明することができる。2017年後半に商標委員会は、誠実な同時使用の証明に依拠したいくつかの決定（決定 No. 1874-1875/2560、No. 1614-1615/2560）を行い、後発出願人に有利な判断を示している。

<特許のガイドラインについて>

(新ガイドラインが公開されたばかりである)

- ・昨日（2018年11月8日）、DIPは新たな審査ガイドラインを公表した（タイ語のみ、ページ数が非常に多い）。
- ・特許のガイドラインが先週公開されたが、その中では、審査官は拒絶理由を明記しなければならないといったような記載がある。

(改訂へ向けた議論でコンピュータ関連発明と第二医薬用途が検討された)

- ・2018年11月8日に、審査ガイドラインの改訂に関するDIPとのディスカッションに参加した。コンピュータ関連発明と第二医薬用途に関する内容が検討内容に含まれていた。審査ガイドラインにコンピュータ関連発明の章が新設されることになるであろう。第二医薬用途の発明に関しては議論があるが、NGOからの非常に強い反対に直面している。
- ・ガイドラインが改定される予定はない。詳細不明。

3.2.9 法改正情報その他の情報について

特許法に関しては改正へ向けた議論が行われており、主な内容としては、現行の付与前異議から付与後異議への変更、第三者による情報提供制度の導入などがある。なお、改正時期は不明である。また、特許の新審査ガイドラインが公開された。

意匠に関しても改正に向けた準備がなされており、商標は新審査ガイドラインの改訂が予定されているという回答を得た。

その他としては、2015年に著作権法が改正されている。

<特許・小特許>**(特許法の改正が予定されている)**

- ・ 特許関連の法令
- ・ タイ特許法への改正。改正は法制委員会事務局 (Office of the Council of State) により審査されている。改正についてはさらに内閣、法制委員会、国民立法議会による審査と承認を受ける必要がある。
- ・ 特許法の改正が計画されている。特許に関する法改革委員会事務局により最終案が作成され、これが特許に関する法改革委員会の小委員会により検討されて、2018年2月に意見公募のため公表された。知的財産局は提出された意見の分析を行い、提出された意見の結果とその分析について局のウェブサイトにて公表している。結果と分析はタイ語で記載されている。意見公募で提出された意見の結果と分析の公開はタイ憲法第77条により義務付けられている。知的財産局からの情報に基づけば、最終案は現在、法制委員会のもとにある。改正が施行されるかどうか、そしてそれがいつになるかを予想することは非常に難しい。
- ・ 特許と小特許の制度改正について、付与前異議申立制度から付与後異議申立制度に変更する予定と、第三者情報提供制度(付与後異議申立期間が過ぎた後でも情報提供可能)の導入予定がある。EPOの制度を参考にしている。
 - 1) 「付与後申請」制度の導入
 - 2) 「第三者の見解書」制度の導入

(新審査ガイドラインの公開)

- ・ ガイドライン (法域の記載なし)
- ・ 審査基準は、より明確にするために改正作業中である。コンピュータ関連発明に関する新章も設けられる予定である。2018年11月8日に会合が開かれた。特許庁の作業部会は、会合中に提起された意見を検討し、新基準を完成させる予定である。

<ul style="list-style-type: none"> ・特許審査ガイドラインの更新
<p><意匠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律は改正作業中である。次回の小委員会会合は2018年11月13日に予定されている。
<p><商標></p> <p>回答なし（なお、新ガイドラインの改訂が予定されている（3.2.8参照））</p>
<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権 <p>B.E. 2537（1994年）著作権法の2015年改正では、法律第32条第2パラグラフにサブセクション(9)が追加された。この規定は次のとおりである。「(9) 視覚、聴覚、知能、学習又はその他の障害のために著作物を利用することができない障害者の福利となる、著作物の複製又は採用は、大臣規則によって許可される。ただしこの行為は、利益追求を目的としてはならない」。この規定は上述されたカテゴリーの障害者の福利となる場合、著作権侵害について一定の例外規定を設けている。</p> <p>2017年4月21日、タイ国家立法議会の投票によって、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が、発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（「マラケシュ条約」）にタイが加入することが可決された。法律をマラケシュ条約と整合させるために、新法案では第32条(9)を第32/4条に置き換える予定である。改正法では「著作物の複製及び採用」に追加して、「許可組織が提供する利用可能な形式の複製物によって、障害者の著作物利用を可能とすること」が含まれる。</p> <p>第32/4条に基づく適用除外規定は、商務大臣通達で指定する、視覚、運動、聴覚、学習又はその他の障害のために著作物を利用することができない障害者の福利を目的とする許可組織のみが実行することが要件とされる。</p> <p>著作権法に関してさらに、インターネットサービスプロバイダ（ISP）安全港（Safe Harbor）に関する改正が予定されている。B.E. 2537 著作権法第32/3条が削除される見込みである。この規定によると著作権者は、ISPによるオンライン侵害の中止命令をIP & IT裁判所に請求することができる。しかし、この命令が認められるために著作権者は、侵害者、侵害の証拠、侵害によって生じた損害額などの特定を含む、一定の情報を裁判所に提出しなければならない。また最も重要な点として著作権者は、裁判所が定める期間内に侵害者に対する訴訟手続を開始しなければならない。これは、特に侵害者が不明である又は海外に所在する場合、事実上ほとんど不可能である。したがって、この規定に基づき命令が認められることは、極めて困難であった。</p> <p>今回の改正に基づき、サービスプロバイダはそのサービスに従い次の4つのグループにカテゴリ化される。(i) データ送信の媒介、(ii) システムのキャッシュ化、(iii) データのホスト、(iv) データ検索エンジン。</p> <p>それぞれのタイプのプロバイダに、それぞれ異なる安全港の条件が適用される。しかし、すべてのプロバイダは、累犯的な侵害者に対するサービスを終了させるポリシーを策定し、遵守しなければならない。</p>

3.2.10 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの支援活動について

米国、欧州（EPO、EUIPO 含む）、WIPO からの支援を多く受けており、韓国、中国及びオーストラリアの国々からトレーニングやセミナーといった支援を受けている。

支援手法としてはセミナーや専門家の派遣によるトレーニングの開催が最も多く、多くが英語で行われている。対象者も審査官向けのものが多い。

米国や欧州が行う支援活動には、行動計画や意匠法活用の研究など、比較的今後の知財政策に影響があるとみられるものいくつか行われている傾向にある。

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
テーマ：「米国の不正競争法」 (タイ、バンコク)	14 Jul/ 2015	US	TH	—	Seminar	English	—	—
テーマ：「著作権の商品化のための政策と戦略」(タイ、バンコク)	3 Sep/ 2015	Korea	TH	—	Seminar	English	—	—
テーマ：「特許戦略（アジア弁理士協会による特許書類作成コース）」(ミャンマー、ヤンゴン)	14 - 17 June 2016	Other: APAA (APAA)	TH	—	Seminar	English	—	—
テーマ：「知的財産教育者向けの WIPO-WTO 会議」(スイス、ジュネーブ)	19 - 30 June 2017	WIPO	TH	—	Seminar	English	—	—
テーマ：「革新的な起業家向け知財研修」(タイ、バンコク)	20 - 21 July 2017	US	TH	—	Seminar	English	—	—
テーマ：「21 世紀の知的財産の課題」(カンボジア、プノンペン)	6 - 7 April	Other (ASEAN IPA)	TH	—	Seminar	English	—	—
テーマ「欧州連合商標・共同体意匠に関する移動セミナー」 (タイ、バンコク)	15 August 2018	EU	TH	—	Seminar	English	—	—
RPET	—	AU	TH	—	Seminar	English	Examiner	—
新任審査官の ワークシェアリング	2016 - 2018	WIPO	TH	P, U	Dispatch	English (Trans)	Examiner	1 - 50
トレーナーの研修	Every 2 years	EU	TH, MY, SG, PH, ID, VN, Other (LA, KH, MM)	P, U	Other Training in ASEAN countries	English	Examiner	1 - 50
中国の審査制度と特許制度の 学習	—	China	TH, MY, SG, PH, ID, VN, Other (LA, KH, MM)	P, U	Other	English	Examiner	1 - 50
地域特許審査研修 ⁸³⁹	2015 - 2018	Au	TH, MY, SG, PH, ID, VN	P	—	—	—	—

⁸³⁹ 参考 URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement/regional-patent-examination-training>

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
セミナー：テーマは毎年変わっているが、主に知的財産権の行使に重点が置かれている。	2015 - 2018	US	TH, MY, SG, PH, ID, VN, Other (LA, KH, MM)	P, U, D, T	Seminar	English (Trans)	Adm. jdg Other	50 - 100
審査官のワークシェアリングに関する研修	2016 - 2018	WIPO	TH, MY, SG, PH, ID, VN, Other (ASEAN Countries)	P, U	Dispatch	English (Trans)	Examiner	1 - 50
トレーナーの研修	Every 2 years	EU	TH, MY, SG, PH, ID, VN, Other (ASEAN Countries)	P, U	Ext train	English	Examiner	1 - 50
中国の審査・特許制度に関する研修	Every 2 years	China	TH, MY, SG, PH, ID, VN, Other (ASEAN Countries)	P, U	Ext train	English	Examiner	1 - 50
地域特許審査研修 (RPET)	Every year	Au	TH, MY, SG, PH, ID, VN, Other (実体審査を行うASEANの国のみ)	P, U	Ext train	English	Examiner	1 - 50
<u>USPTO 及び ASEAN 知的財産協力作業部会活動計画案 2018～2019</u>	—	—	—	—	—	—	—	—
<u>ASEAN-EPO 作業計画、EPO-ASEAN 特許審査官指導プログラム</u>	—	—	—	—	—	—	—	—
<u>ARISE Plus 年次作業計画 2018～2019</u>	—	—	—	—	—	—	—	—
<u>ASEAN 諸国における工業意匠の活用に関する研究</u>	—	—	—	—	—	—	—	—

(その他)

- ・ IP5 等からタイへの支援活動：US から”Unfair competition Laws in USA”のセミナーが 2015 年 7 月 14 にバンコクで開催された(英語で実施)。US から”IP Traing for Innovative entrepreneurs”セミナーが 2017 年 7 月 20-21 日にバンコクで開催された(英語)。KR から”Policy and Strategy for the copyright Commercialization”セミナーが 2015 年 9 月 3 日にバンコクで開催された(英語で実施)。
- ・ US からはエンフォースメントに関するセミナーがあった。
- ・ IP5 のタイへの影響力は大きな差はないと思うが、JPO の影響力はとても大きく、特に JPO の審査に慣れ親しんでいると思う。

- ・過去3年にわたって、DIPは審査官を大幅に増員している。新しい審査官については教育が必要になるが、JPOは審査官を対象とするトレーニングを提供しており、助かっている。トレーニング内容も、審査だけでなく、どのように管理し、処理していくかといった観点のものや、AI等の新技術分野についてもトレーニングが必要となってきている。
- ・Annual reportに詳細が掲載されており、DIPのウェブサイトで公開されているので、そちらを参照してほしい。それよりも詳しい情報は非公開である。
- ・EUIPOがASEANの共通ガイドライン策定の協力を行っている。

3.2.11 日本を除くIP5及びWIPO等からの今後の支援活動について

具体的な回答は得られなかった。

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
Q2-1と同じである可能性が高い。	—	—	—	—	—	—	—	—

3.2.12 日本を除くIP5及びWIPO等からの支援施策に関する最新の協力覚書について

米国、欧州、韓国、中国及びWIPOとの覚書について回答を得た。

米国

Subject of memorandum	情報交換・活動を通じた知的財産制度の管理と効率の向上
Date of signing	12 July 2017
Available source (URL)	—

Subject of memorandum	タイ知的財産局とUSPTO（米国特許商標庁）間の覚書
Date of signing	12 Jul 2017
Available source (URL)	—

欧州

Subject of memorandum	タイ知的財産局とEUIPO（欧州連合知的財産庁）間の覚書
Date of signing	12 Dec 2017
Available source (URL)	—

韓国

Subject of memorandum	タイ知的財産局とKIPO（韓国知的財産庁）間の覚書
Date of signing	10 Sep 2007
Available source (URL)	—

中国

Subject of memorandum	特許（商標や、恐らくは他の知的財産を含めるように変更される）
Date of signing	—
Available source (URL)	—

Subject of memorandum	特許に関する覚書（MOU）。ただし、MOU は、商標及びその他の知的財産を含めるために現在改定中である。
Date of signing	N/A
Available source (URL)	N/A

Subject of memorandum	タイ知的財産局と SIPO（中国国家知識産権局）間の覚書
Date of signing	7 April 1995
Available source (URL)	—

WIPO

Subject of memorandum	マドリッド制度の商品・役務データベース（MGS）のタイ語版の開発
Date of signing	7 August 2017
Available source (URL)	—

Subject of memorandum	マドリッド制度による商品・役務データベースのタイ版の開発に関するタイ知的財産局と WIPO 間の覚書
Date of signing	Aug 2017
Available source (URL)	—

3.2.13 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの 2017 年におけるタイへの支援実績について
 セミナーや専門家派遣による支援が最も多く、回数は年に 1 回から 2 回程度であり、実施言語はほぼ英語で行われている。対象者は審査官向けのものが最も多い。

	Method	How many times	Language	Participant	No of part
US	Seminar etc.	2 回（一般に権利行使に重点が置かれている）	English	Admin. Jdg. IPO staff Other	50 - 100
		2	English (Translator)	Admin. Jdg. Other	50 - 100
EU	External training	1	English	Examiner	1 - 50
		1	English	Examiner	1 - 50
Korea	External training	1	English	IPO staff	1 - 50
		1	English	IPO staff	1 - 50

	Seminar etc.	1	English Official Lang (Translator)	Other	50 - 100
		1	Official Lang (Translator)	Other	50 - 100
China	External training	1	English	Examiner	1 - 50
		1	English	Examiner	1 - 50
WIPO	Dispatch of people with expertise	1	English	Examiner	1 - 50
		1	English	Examiner	1 - 50
	External training	1	English	—	—
AU	External training	1	English	Examiner	—
		1	English	Examiner	1 - 50
		1	English	Examiner	1 - 50

3.2.14 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN 全体に対する支援施策について

PPH における審査協力と WIPO からの技術援助、及び欧州連合 ARISE Plus IPR プログラムによる ASEAN 地域統合支援についての回答を得た。

(PPH は EPO を新たに検討中)

- ・タイは日本国特許庁とのみ特許審査ハイウェイプログラムを実施している。欧州連合がタイと欧州特許庁との間で特許審査ハイウェイプログラムを実施しようと何度か試みているものの、タイ側にとっては時期尚早である。

実体審査の目的で、タイでは、特許を付与するために、IP5 からの調査／審査結果や特許の付与を承認している。

(ePCT 出願ヘルプデスクの支援を受けている)

タイは、ePCT 出願ヘルプデスクなど、IP5 や WIPO からの援助を定期的を受けている。

- ・タイは JPO のみと特許審査ハイウェイプログラムを実施しているが、特許を付与する際には、IP5 の発行する調査／審査報告書を信頼し、承認している。また WIPO から様々な技術援助を受けており、これには e-PCT 出願ヘルプデスクなど、非常に便利で有用なものがある。

(その他)

- ・欧州連合 ARISE Plus IPR プログラムによる ASEAN の地域統合支援

3.2.15 今後の JPO からの支援について

特定技術分野や審査官向け以外のトレーニングに加え、滞貨の解消や審査期間の短縮など、事務処理に関する要望があった。また、今後は審査の品質管理に取り組むため、品質

管理のノウハウについても興味があるとの回答を得た。加えて、部分意匠制度導入に向けた協力の要望もあった。

(トレーニングの要望：特定技術分野)

- ・ 新任審査官向け：特定の分野の研修コース
- ・ JPO への要望としては、特定の分野（コンピュータ・ソフトウェア、医薬関連等）のトレーニングがあるとよいと思う。マドプロはまだ加盟したばかりで経験が浅いので、実務研修があるとよいだろう。ハーグ協定に関する研修もよいであろう。部分意匠についても検討中なので、JPO から部分意匠について教えてもらい、ディスカッションする機会があるとよいであろう。DIP の IT システムと品質管理を改善するための支援があるとよいと思う。代理人向けトレーニングの機会を増やしてほしい。
- ・ 特定の技術分野に関してのトレーニングがあるとよい。
- ・ 各企業が行う技術セミナーなどは、技術用語の参考になるので、誤訳対策としても有用である。

(トレーニングの要望：審査官以外向け)

- ・ JPO には、審査官だけでなく、民間の知的財産実務家も対象とした研修を行ってほしい。
- ・ JPO への要望としては、審査官向けの研修だけではなく、民間の知的財産の実務家向けの研修も実施してほしい。
- ・ JPO には IP 実務家を対象として行う研修を増やしてほしい。
- ・ 個人の知的財産実務家向け：研修を増やす

(滞貨の処理、審査期間の短縮、品質の向上)

- ・ 知的財産局・特許庁向け：品質管理と IT システムを向上させる方法について
- ・ 滞貨を処理し、審査実務や手順を調和させるために、JPO には、特許情報サービスの利用の増加と特許出願の審査期間を削減する目的で PCT 協働調査試行プログラムを実施してほしい。
- ・ 品質管理も重要だと考えているので、品質管理に関するトレーニングもあるとよい。新審査官対象だけでなく、トレーナー育成のためのトレーニングなどもあるとよい。また、今後はエンフォースメントに関するトレーニングもあるとよいかもしれない。
- ・ 将来的な協働では、知的財産関係者の人的資源の開発や IT システム/データのデジタル化の強化に重点を置く必要がある。
- ・ タイ・日本間の CPG（特許の付与円滑化に関する協力）も、タイ特許庁による更なる審査を不要とするためにタイにおいて強化する必要がある。
将来的な協働関係では、審査の迅速化と品質向上、人的資源の育成に重点を置くべきである。

(ハーグ、部分意匠制度導入への支援)

- ・ 部分意匠制度導入について改正準備を考えているが、DIP だけでは経験がなく難しいため審査の考え方等を知りたい。
- ・ タイでは、部分意匠制度導入の議論がある。部分意匠については日本に経験値が蓄積されているため、日本の協力があるとよいと思う。関連意匠についても同様である。
- ・ 意匠に関して、ハーグ協定への加盟に向けてジョブトレーニングが必要であると考えている。処理のプロセスや管理についてのノウハウを知りたい。ハーグ協定のルールに関

する WIPO からの協力はあるが、実務面についてはまだ他国からの協力はないので、JPO からの協力があるとよいかもしれない。

3.2.16 審査の質に関する取り組みについて

特許に関しては、品質管理を担当するワーキンググループが設置され、活動が行われているとの回答を得た。

<p><特許・小特許></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許審査システムの品質及び管理を監視・制御するワーキンググループの設置。
<p><意匠></p> <p>回答なし</p>
<p><商標></p> <p>回答なし</p>

3.3 追加質問票及びそのヒアリング結果

3.3.1 誤訳訂正について

特許について、登録前は誤訳訂正は可能であるが、登録後は書誌事項を除き、誤訳訂正は認められない。なお、今後の法改正で誤訳訂正や誤記の訂正等が認められる方向で議論がなされているとの回答を得た。

商標についても、同様に、登録後の訂正は認められない。

<p><特許></p> <p>(登録後の誤訳訂正は書誌事項を除き、認められない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書誌事項の訂正は登録後も可能であるが、<u>実体的な補正は認められない。</u> ・登録後の誤訳訂正は認められない。登録後に、名前や住所などの誤記を訂正することはできる。 ・特許に関しては、特許付与前であれば何時でもタイ特許出願のクレーム、詳細な説明又は図面のタイ語翻訳文に任意で補正を行うことができる。この補正は、出願時の発明の範囲を拡大したり、発明の必須要素を追加したりしないものであることが条件となる。ただし、補正の請求が出願の公開後になされた場合、そのような補正は知的財産局長による承認を受けなければならない。 <p>特許査定通知が出された後又は特許が付与された後には、クレーム、明細書又は図面への補正は認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体例、法的根拠（法律、規則、ガイドライン）等： 上記に関する特許法や特許規則の規定については、タイ特許出願への補正は、タイ特許法 B.E.2522 第 20 条及びタイ特許法第 20 条に関して交付された省令（省令第 21 号、B.E.2542）に従ってなされなければならない。 <p>出願人は、省令に定める規則及び手続に従い特許出願を補正することができる。ただし、その補正は、発明の範囲を拡大するものであってはならない。」 適用される規則は、省令第 21 号の第 16 項に定められている。</p>

「出願人が、発明の範囲を拡大しない特許出願の補正を行うことを望む場合、局長の許可がある場合を除き、当該出願の公告前に請求を行うものとする。」

(現行法では登録後の訂正はできないが、法改正の予定がある)

現行のタイ特許法では、特許の付与後には翻訳の誤りを訂正することはできない。一方、提案されている新特許法（草案作成中）では、補正によって出願時の発明の保護範囲が拡大されないことを条件として、特許の所有者には、請求により特許付与後にもタイプミスなどの誤りを訂正する機会が与えられる。

- ・訂正により保護の範囲が拡大されないのであれば、登録前に翻訳の誤りを訂正することは可能である。登録後は翻訳の誤りを訂正することはできない。提案されている特許法への改正により、特許付与後の翻訳の誤りの訂正が認められるようになる。
- ・登録後の誤訳訂正は実務上でもできないと認識している。近々改正予定の特許法では登録後の誤記訂正は可能になると聞いている。
- ・特許：登録後の誤訳訂正は実務上でもできないと認識している。近々改正予定の特許法では登録後の誤記訂正の他、明らかな誤記に相当するような誤訳訂正も可能になるという話を聞いたことがある。

<商標>

(登録前は基礎出願の範囲を超えない範囲で可能、登録後は不可)

- ・商標に関しては、タイを指定する国際出願においては、知的財産局が出願をタイ語に翻訳させる。商標登録前であれば、公告されたときに見つかった翻訳文の誤りを訂正することができるが、登録後は、誤りを訂正できる可能性は低い。タイ官報での公告は二ヶ国語で行われる。
- ・登録後の誤訳訂正は実務上でもできないと認識している。
- ・商標：登録後の誤訳訂正は実務上でもできないと認識している(パリルート)。マドプロはまだ加盟したばかりなので、もう少し経験を積まないと何とも言えない。
- ・パリルート

指定商品／サービスの補正は、補正により優先権主張の基礎となる外国出願の指定商品／サービスの範囲を超えない場合は、登録前であれば認められる。

指定商品／サービスの補正は、登録後は認められない。

マドリッド議定書

タイを指定するマドリッド出願は商標局によりタイ語に翻訳される。ただし、タイ商標局はこれまでにマドリッド出願の審査を行ったことがないので、翻訳文の補正が可能か否かは不明である。

(誤訳が問題となったケースはない)

- ・誤訳を減らすためには、よい代理人を選ぶことが大事である。事務所ではクロスチェックをしているので、誤訳が問題になったことはない。
- ・誤訳については、当事務所では専門チームを作ってチェックを行っている。日本語とタイ語とでは、文法の違いで用語が一对一対応とならず、誤訳とも言えないようなこともある。各企業がそれぞれの対訳表(日本語⇔タイ語)などを作成し、共有することを提案する。また、どのような誤訳が生じているのか事例をお互いに共有して解決していくとよいかもかもしれない。

3.3.2 悪意の商標出願、外国周知商標の保護について

悪意の商標出願については、異議申立てや商標局又は裁判所への取消請求などが可能であり、登録となったとしても対応する手段がある。裁判所も取消を認める傾向にあり、最近では、問題となるようなケースも少なくなっている。

(悪意の商標出願には、異議申立てや取消請求が可能)

- ・タイは先願主義を採用している。最初に商標を出願した者が保護を受けることになる。ただし、タイ商標法 B.E. 2534 (改正 : B.E. 2559) 第 35 条に従えば、悪意による冒認出願 (又は悪意の出願) の出願人より優先する権利を有していると考えられる者は、その商標がタイ国官報に公告されてから 60 日以内に、その商標の登録に反対するための異議申立書を登録官に提出することができる。さらに、商標が既に登録されている場合、その登録が 5 年以内に行われたものであるときは、利害関係人は、商標法第 67 条に従って、所有者として登録されている者よりも当該商標に対して自身の方が優先する権利を有することを証明できるときは、裁判所にその特定の商標の登録取消を申し立てることができる。

したがって、タイ法は、利害関係人又は関係人が、悪意による冒認商標に対して自身が優先する権利を有していることを証明できる場合は、商標出願／登録に対する異議申立又は取消訴訟を提起する経路を開いている。

また知的財産局は、知的財産権と権利行使全般について公衆を啓発・教育するためにセミナーを開催していると思われる。なお、DIP により特に悪意の商標出願や登録に焦点を当てたセミナーが開催されているかは分からない。またこの問題について IP5 から要請があったとも聞いていない。この情報については DIP に直接照会する方がよいと思う。この問題について DIP が何らかの形で JPO の協力を得られると有益だと思う。

- ・商標法に従えば、悪意の商標出願又は登録は、次の事実／条件がある場合に取り消されることがある。

商標出願については、公告期間中は、当該商標に対して出願人よりも自身が優先される権原を有している、又は当該商標は登録できないもの (悪意による採用に関する公共政策に反するものを含む。) であると考えられる者は、公告の日から 60 日以内であれば商標局に異議申立てを行うことができる。

商標登録については、登録商標が公共政策に反すると考える者は、商標委員会に対し、商標登録の取消申立てを行うことができる。利害関係人は、商標登録者よりも自身の方が優先される権原を有することを示して、知的財産・国際貿易裁判所に対し、商標登録の取消申立てを行うことができる。優先される権原を有するとの理由による登録取消の申立ては、登録日から 5 年以内に当該裁判所に行わなければならない。

- ・悪意の商標出願について、取消審判及び無効請求のどちらも可能である。前者 appeal (審判) から裁判所への請求が可能であり、後者は直接裁判所へ訴えを提起する。

(現行法で対応できている)

- ・商標の悪意の冒認出願の対策は法律で対応できている。DIP は冒認出願を拒絶できる。取消／無効とすることも可能である。ただし、登録から 5 年以内に請求する必要がある、また証拠が必要である。DIP から冒認出願の対策のためシンポジウムのようなものが過去にあったと記憶している。

(裁判所は冒認出願の取消を認める傾向にある)

- ・知的財産裁判所は、冒認出願の取消しを認めることが多くなっている。法律に具体的な規定を含める取組みが行われているが、これまでのところ実現していない。
悪意による冒認出願は大きな関心事となっているので、毎年、弊所は、そうした登録の取消しや出願への異議申立てといった何らかの訴訟を行うことになるだろう。商標法を改正して、悪意で出願された標章や悪意の冒認出願を禁止される標章として具体的に明記するよう JPO から一押ししてくれれば、確実に前進すると思われる。

(模倣品は多いが悪意の商標出願はあまり問題となっていない、少なくなってきた)

- ・商標の悪意の商標出願は、最近タイではあまり問題にはなっていない。模倣品は非常に多い。タイの税関は模倣品を積極的に差し止めしてくれる。クライアントからの依頼があり、事務所から税関に対して模倣品の識別に関するセミナーを行ったことがある。
- ・商標の悪意の商標出願の対策は法律で対応できている。日本のクライアントからの依頼で、実際に商標の悪意の商標出願の取消を担当したことがある。昔は冒認出願が多数あったが、政府が厳しく対応しているので最近ではだいぶ少なくなっている。

(その他、JPO からの支援について)

- ・過去に JPO が主催したミーティングに事務所から商標の担当者が参加したときに、冒認出願に関する有用な情報をたくさん提供してくれてありがたかった。
- ・タイは商標の識別性の判断が他国よりも厳しいという指摘はあるが、国でそのように判断すると決めていることなので、JPO からの支援にはつながりにくいのではないかと思う。

3.3.3 知的財産に関するセミナーについて

IP5 や WIPO が主催する専門家向けの実務セミナーが多数行われており、現地代理人も積極的に参加している。なかでも、USPTO や WIPO、EUIPO 等が比較的積極的にセミナーを開催しており、USPTO はエンフォースメントに関するものが多いという傾向がみられた。

(IP5 や WIPO その他団体主催のセミナーが多く行われている)

- ・弊所は、IP5 が主催した知的財産代理人向けの知的財産制度・実務に関するセミナーに積極的に参加している。こうしたイベントは、USPTO、JETRO、KOTRA (大韓貿易投資振興公社)、EUIPO が主催又は共催したものであった。弊所はこうした団体と緊密に協力しており、知的財産実務に関する最新情報を提供している。弊所が最近参加した三つのイベントは以下のとおり。
 1. 民事・刑事上の知的財産権侵害事件に関する司法会議
USPTO グローバル知的財産アカデミーと ASEAN 事務局主催で 2018 年 6 月 20 日～22 日に開催
 2. 欧州連合商標・共同体意匠に関する移動セミナー
EUIPO 主催で 2018 年 8 月 15 日に開催
 3. バンコクにおける知的財産権セミナー
JETRO 主催で 2018 年 9 月 18 日に開催

- EU から代理人を参加対象者に含むセミナーとして”Roving Seminar on EUTM and Community Designs”が 2018 年 8 月 15 日にタイ・バンコクで開催された(英語で実施)。
- US は代理人が参加可能なセミナーを毎年開催しており、来年 1 月にも開催予定がある。US はエンフォースメントに関するものが多い。
- KR も毎年セミナーを開催している。コピーライトに関するものがあった。
- WIPO や EP が主催するセミナーもある。CN 主催のセミナーは知らない。
- WIPO、JP、EP が積極的にトレーニング等を提供している。US は特許に関してはあまりトレーニングの提供をしていない。どちらかという、税関やエンフォースメント関連のトレーニングなどを、対象ユーザーを限定せずに提供している。US 主催のフォースメントのトレーニングに参加したことがあるが無料だった。
- 韓国のセミナーやトレーニングも対象ユーザーの限定はない。

(セミナーの講師として参加することもある)

- 弊所は多くのセミナーに参加してきた。バンコクでセミナーが開催されるときには、IP5 により手配されたセミナーで講師を務めるよう要請されることも多い。関連する情報を集め、提供するようにしたい。
- IP5 主催のセミナーにスピーカーとして招待されることも多く、多くのセミナーに参加したことがある。代理人が参加可能なセミナー等は、JP と US が主催するものが多い。

3.3.4 新規性喪失の例外について

現在、新規性喪失の例外については、第三者による非合法的開示及び発明者による博覧会等での展示以外は認められていない。この要件緩和については、現在議論中であり、改正の予定はあるが時期は未定である。

(要件緩和に関する議論中である)

- 下記のリンクによれば、新規性喪失の例外については現在規定されているもの(タイ特許法第 19 条)以外に追加で例外を認めるかについて議論が行われている。この議論は、意匠特許に関連するタイ特許法の改正についての参考となる。
<http://www.ipthailand.go.th/th/component/rsform/form/45.html>
- 改正後の法律では、上記の条文が改定される。
発明者がインターネットやその他の手段を用いて発明された製品を開示する場合には、法的救済を受けられる。ただし、この法的救済は、他の者に拡大して適用されない。この法的救済の適用範囲を発明者の譲受人、使用者及び特許出願人にまで広げることが提案されている。
- 改正予定の特許法では、発明者がインターネット又は他の手段によって発明品を開示する場合にも救済されるようになるという話を聞いたことがある。発明者だけでなく、雇用者、特許出願人の譲受人が開示した場合にも救済するようにそれを拡大する提案もある。
- 新規性喪失の例外が認められる要件が他人による非合法的開示又は博覧会展示のみである点について、改正の予定はあるがいつかは分からない。特許の改正内容が決まって

から、意匠の改正内容を特許に合わせる検討を行う。この点に関し、他国からの要求もなく、法改正に関しては自国で議論しているため協力の必要はない。

(その他)

- ・特許と意匠のいずれの場合にも、法的救済は存在しない。

3.4 その他

品質管理チームの形成、審判の着手状況の改善等が進んでいるといった回答があった。

(品質管理に力を入れるようだ)

- ・DIPは品質管理チームを作ると聞いたことがある。今後、品質管理に力を入れていくのであろう。

(審判の着手短縮化が図られており、実現している)

- ・審判は特許も商標も1か月程度で着手される。弁護士や大学教授等のプロフェッショナルが、パートタイムで審判官の仕事をしているので、特に他国からの協力の必要はない。バックログがあるが処理は進んでおり、他国からの働きかけは特にない。

E. フィリピン

1 公開情報調査

1.1 フィリピンの知的財産制度及び運用の概要

1.1.1 法律

フィリピンでは、知的財産法（「9150、9502、及び10372号2より改正された共和国法第8293号」⁸⁴⁰、以下、知的財産法と表記する。）が最新の法律であり、特許、実用新案、意匠及び商標に関する規定が含まれる。この法律は、英語により公開されている。

特許、実用新案及び意匠については、通達17-0132⁸⁴¹より改正された「特許、実用新案及び工業意匠に関する規則」⁸⁴²がある（以下、特許規則と表記する）。

商標については、通達17-010⁸⁴³により改正された「商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則2017」（以下、商標規則と表記する。）がある。

1.1.2 基本的な条約加盟状況

フィリピンは、パリ条約、TRIPs協定及びPCT条約加盟、マドリッド協定議定書に加入済みであり、現在ハーグ条約への加入を検討・準備中である。

1.1.3 法改正の情報

知的財産法の改定を予定している。特許、実用新案及び意匠について検討中であり、最新の法律案が2018年8月20日に公開されている⁸⁴⁴。

⁸⁴⁰ 「Republic Act 8293: The Intellectual Property Code, as amended by RAs 9150, 9502, and 10372, 2015 Edition」 IPOPHEL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/services/patents/laws-and-irrs> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁸⁴¹ 「Memorandum Circular No. 17-013」 IPOPHEL ウェブサイト、URL: <http://www.ipophil.gov.ph/images/2017Uploads/IPOPHEL-Memorandum-Circular-No.-17-013-Amending-the-Revised-Implementing-Rules-and-Regulations-of-Patents-Utility-Models-and-Industrial-Designs.pdf.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月30日]

⁸⁴² 「THE REVISED IMPLEMENTING RULES AND REGULATIONS FOR PATENTS, UTILITY MODELS AND INDUSTRIAL DESIGNS」 IPOPHEL ウェブサイト、URL: http://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/IRRS/THE_REVISED_IRR_FOR_PATENTS_UTILITY_MODELS_AND_INDUSTRIAL_DESIGNS_OFFICIAL_COPY.pdf [最終アクセス日: 2019年1月30日]

⁸⁴³ 「IPOPHEL MEMORANDUM CIRCULAR NO.17-010 Rules and Regulations on Trademarks, Service Marks, Trade Names, and Marked or Stamped Containers of 2017」 IPOPHEL ウェブサイト URL: <https://www.ipophil.gov.ph/laws-issuances-treaties/2016-06-10-02-39-06> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁸⁴⁴ 「CALL FOR COMMENTS TO THE DRAFT BILL OF THE INTELLECTUAL PROPERTY CODE AS OF 10 AUGUST 2018」 IPOPHEL ウェブサイト、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/releases/2014-09-22-06-26-56/805-call-for-comments-to-the-draft-bill-of-the-intellectual-property-code-as-of-10-august-2018> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

1.1.4 特許制度の概要

(1) 手続の流れ

下記の図に示すように、出願後、方式審査が行われ（知的財産法第42条）、方式要件を満たす場合、出願日又は優先日から18月経過後に出願が公開される（知的財産法第44条）。公開日から6月以内に実体審査請求が行われると（知的財産法第48条）、実体審査が行われる。法の要件を満たし、出願人が手数料を納付すると特許が付与され（知的財産法第50条）、特許が付与されたことが公示される（知的財産法第52条）。

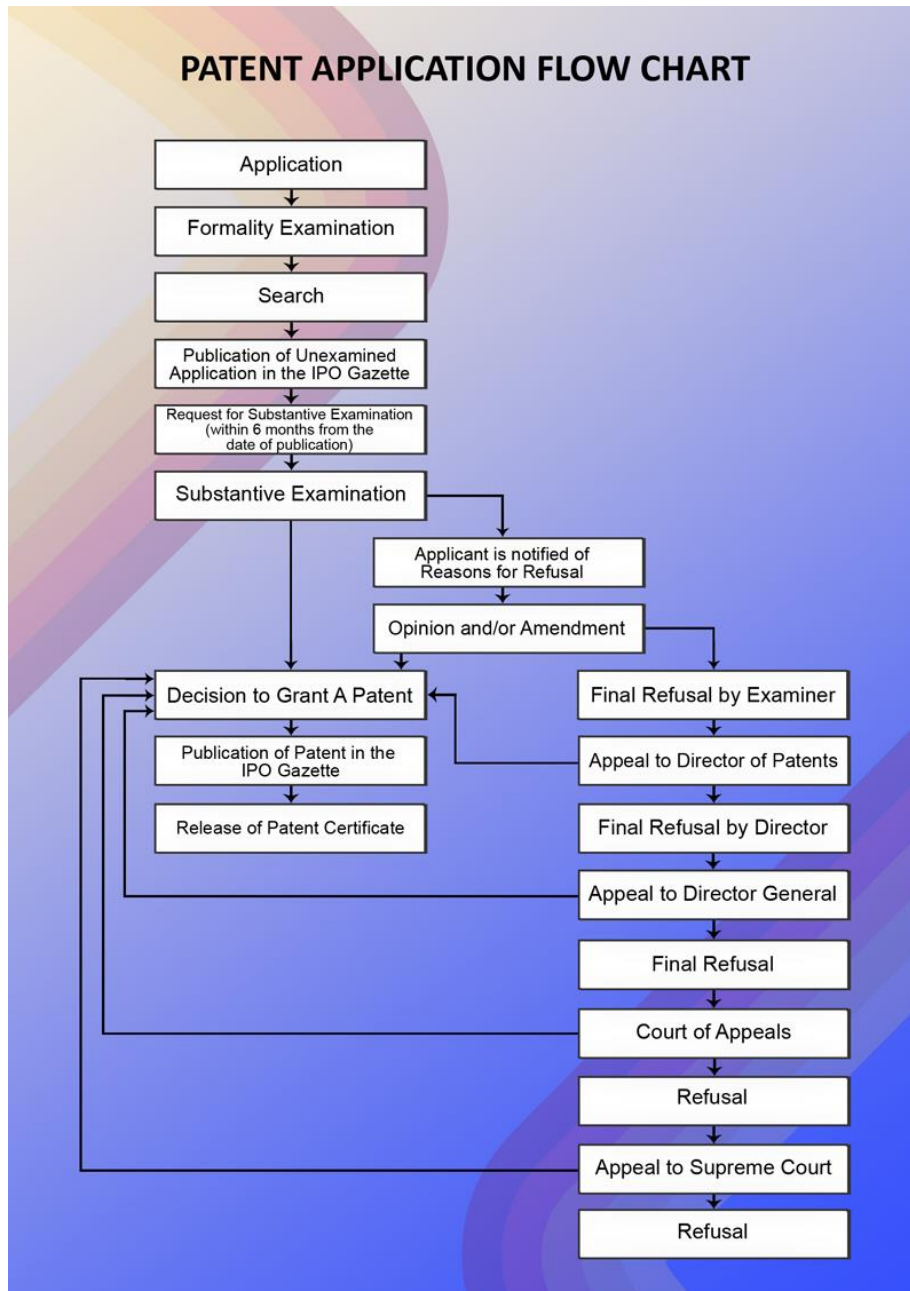


図 14 出願から登録までの主な流れ（特許）⁸⁴⁵

⁸⁴⁵ 「PATENT APPLICATION FLOWCHART」 IPOPPL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/services/patents/patent-application-flow-chart> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

(2) 定義等

知的財産法では、「特許を受けることができる発明」として条文上以下のように規定されている。すなわち、発明は、「人間活動の何らかの分野における課題の技術的解決」であり、新規性、進歩性及び産業上利用可能性を有していなければならない。そして、「特許、実用新案及び工業意匠に関する実施規則及び規定の改定」⁸⁴⁶（以下、特許規則と表記する。）の規則 201 では、特許を受けることができる発明のカテゴリが規定されている。

第 21 条 特許を受けることができる発明⁸⁴⁷

人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有する如何なる技術的解決も特許を受けることができる。それは、物、方法若しくはその何れかの改良であってもよいし、又はそれらに関連するものであってもよい。

Rule 201. Statutory Classes of Patentable Inventions.⁸⁴⁸

– A patentable invention may be or may relate to:

- (a) A product, such as a machine, a device, an article of manufacture, a composition of matter, a microorganism;
- (b) A process, such as a method of use, a method of manufacturing, a non-biological process, a microbiological process;
- (c) Computer-related inventions; and
- (d) An improvement of any of the foregoing.

規則 201 特許性のある発明の法定分類

特許性のある発明は、以下の、又は以下に関するものに分類できる。

- (a) 製品。例えば、機械、装置、製造品、組成物、微生物
- (b) プロセス。例えば、使用方法、製造方法、非生物学的プロセス、微生物学的プロセス
- (c) コンピュータ関連発明、及び
- (d) 前述のいずれかの改良

(3) コンピュータープログラムの取扱い

コンピュータープログラム自体は特許を受けることができない発明として条文上に挙げられている（知的財産法第 22 条 22.2、特許規則 202(e)）。ただし、特許規則 201 では、特許を受けることができる発明として、「コンピュータ関連発明」が挙げられている（上記

⁸⁴⁶ 「Revised Implementing Rules and Regulations for Patents, Utility Models, and Industrial Designs (2011)」(2011)、IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/laws-issuances-treaties/2016-06-10-02-39-06> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 16 日]

⁸⁴⁷ 「The Intellectual Property Code of the Philippines Republic Act 8293 as amended 2015 Edition」(2015) IP OPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/services/patents/laws-and-irrs> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 16 日] 日本語訳は、「フィリピン 知的財産法」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/philippines-tizai.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 1 日] を引用している。日本語訳は改正前であるが、改正部分に該当しない参照条文についてのみ引用している。以下、E.1.1.4 章において、特に示した場合を除き、フィリピン共和国知的財産法の日本語訳は同様である。

⁸⁴⁸ 「Revised Implementing Rules and Regulations for Patents, Utility Models, and Industrial Designs (2011)」p.2 (2011)、IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/laws-issuances-treaties/2016-06-10-02-39-06> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 16 日] なお、日本語訳は仮訳である。

E.1.1.4(2)参照)。

クレームの記載形式として、コンピュータープログラム自体は特許適格性がないとされるが、「コンピュータープログラムを記録した記録媒体」等であれば認められる。ICT及びコンピューター関連発明の審査ガイドラインでは、認められ得るクレームの記載形式の例が記載されている（下記参照）。

第22条 特許を受けることができない発明

次のものは特許による保護から除外される。

22.1 発見、科学の理論及び数学の方法並びに薬剤製品に関して、既知物質の新たな形式若しくは性質であつて、当該物質の既知の効力の向上をもたらさないものの発見にすぎないもの、既知物質の何らかの新たな性質若しくは新たな用途の発見にすぎないもの、又は既知方法の使用にすぎないもの。ただし、当該既知方法が少なくとも一種の新たな反応物を含む新たな製品を製造できる場合はこの限りではない。

本条において、既知物質の塩、エステル、エーテル⁸⁴⁹、多形体、代謝物、純物質、粒度、異性体、異性体混合物、複体、結合体及び他の誘導体は、同じ物質であるものとする。ただし、効力の点で顕著な相違を有する物質はこの限りではない。

22.2 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動に関する計画、規則及び方法並びにコンピュータープログラム。

22.3 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。本規定は、それらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない。

22.4 植物の品種、動物の品種並びに植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法。本規定は、微生物及び非生物工学的かつ微生物工学的な方法には適用しない。

本項における規定は、議会在が植物の品種及び動物の品種の特殊な保護並びに共同体知的所有権保護制度を定める法律の制定を考慮することを妨げるものではない。

22.5 美的創作物、及び

22.6 公序良俗に反するもの

Rule 202. Non-patentable Inventions.

– The following shall be excluded from patent protection:

- (a) Discoveries, scientific theories, and mathematical methods, a law of nature, a scientific truth, or knowledge as such; *
- (b) Abstract ideas or theories, fundamental concepts apart from the means or processes for carrying the concept to produce a technical effect;
- (c) Schemes, rules, and methods of performing mental acts and playing games;
- (d) Method of doing business, such as a method or system for transacting business without the technical means for carrying out the method or system;
- (e) Programs for computers;
- (f) Methods for treatment of the human or animal body by surgery or therapy and diagnostic methods practiced on the human or animal body. This provision shall not apply to products and compositions for use in any of these methods;
- (g) Plant varieties or animal breeds or essentially biological process for the production of plants and animals. This provision shall not apply to microorganisms and non-biological and microbiological processes;

⁸⁴⁹ 原文ママ。英文は“ethers”と記載されている。「エーテル」の誤りだと思われる。

- (h) Aesthetic creations; and
 (i) Anything which is contrary to public order, health, welfare, or morality, or process for cloning or modifying the germ line genetic identity of humans or animals or uses of the human embryo.

規則 202 特許を受けることができない発明

次のものは特許による保護から除外される。

- (a) 発見, 科学の理論及び数学の方法, 自然の法則, 科学的真実, 又は知識それ自体
- (b) 抽象的な観念又は理論, 技術的效果を生み出す概念を実施するための手段又は方法とは別の基本的な概念
- (c) 精神的な行為の遂行及び遊戯に関する計画, 規則及び方法
- (d) 事業活動に関する方法であって, 事業活動を処理するための, 技術的な実施手段を備えていない方法又はシステム
- (e) コンピュータープログラム
- (f) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。本規定は, それらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない
- (g) 植物の品種, 動物の品種並びに植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法。本規定は, 微生物及び非生物工学的かつ微生物工学的な方法には適用しない。
- (h) 美的創作物, 及び
- (i) 公の秩序, 健康, 福祉若しくは善良の風俗に反するもの, 人又は動物のクローンを作る方法若しくは生殖細胞系の遺伝的同一性を変更する方法, 又はヒト胚の使用。

GUIDELINES ON THE EXAMINATION OF INFORMATION COMMUNICATIONS TECHNOLOGY AND COMPUTER-IMPLEMENTED INVENTIONS (January 2018)⁸⁵⁰

The following non-exhaustive list comprises examples of acceptable claim formulations for claims directed to computer programs:

- A computer readable recording medium which records a program that makes a computer execute a process A, a process B, A process C...
- A computer readable recording medium which records a program that causes the computer to function as a means A, means B, means C...
- A computer readable medium which records a program that makes a computer implement a function A, a function B, a function C...
- A computer-readable recording medium which records a program that makes the computer carry out step A, step B, step C...

「ICT及びコンピュータで実行可能な発明に関する審査ガイドライン(2018年11月)」
 下記は、コンピュータプログラムを対象とするクレームの形式として認められるクレームの例を含む不完全なリストである。

- コンピュータ読取可能な記録媒体であって、あるコンピュータにプロセス A、プロセス B、プロセス C...を実行させるプログラムを記録している媒体。
- コンピュータ読取可能な記録媒体であって、そのコンピュータを手段 A、手段 B、手段 C...として機能させるプログラムを記録している媒体。

⁸⁵⁰ 「GUIDELINES ON THE EXAMINATION OF INFORMATION COMMUNICATIONS TECHNOLOGY AND COMPUTER-IMPLEMENTED INVENTIONS (January 2018)」 P.10 (2018) IPOPHL ウェブサイト内 URL: https://www.ipophil.gov.ph/images/2018Uploads/Patents/REVISED_GUIDELINES_ON_THE_EXAMINATION_OF_ICT_.pdf [最終アクセス日: 2019年1月17日]

- コンピュータ読取可能な記録媒体であって、あるコンピュータに機能 A、機能 B、機能 C...を実施させるプログラムを記録している媒体。
- コンピュータ読取可能な記録媒体であって、そのコンピュータにステップ A、ステップ B、ステップ C...を実施させるプログラムを記録している媒体。

(4) 新規性

新規性については、発明が先行技術の一部である場合、新規であるとはみなされないと規定されている（知的財産法第 23 条）。そして、「先行技術」は、出願日又は優先日前に世界のいずれかの場所で書面や口頭、使用その他の方法で公衆に開示されたもの、特許を受けようとする発明の内容が出願日前の優先日を有する国内特許出願の内容に含まれる場合のものと規定されている。

第 23 条 新規性

発明は、それが先行技術の一部である場合は新規であるとはみなさない。

第 24 条 先行技術

先行技術は、次のものからなる。

24.1 発明を請求する出願の出願日又は優先日の前に世界の何れかの場所において公衆が利用することができるようにされているすべてのもの

24.2 本法の規定に従って公開され、フィリピンにおいて出願され又は効力を有し、かつ、当該出願の出願日又は優先日より前の出願日又は優先日を有する特許出願、実用新案登録又は意匠登録の全内容。ただし、第 31 条の規定に従って先の出願の出願日を有効に請求する出願は、当該先の出願の出願日において有効な先行技術であるものとし、かつ、その両方の出願の出願人又は発明者が同一ではないことを条件とする。

(5) 新規性喪失の例外規定について

新規性喪失の例外が認められている（知的財産法第 25 条）。出願日又は優先日前 12 月以内にした開示については、新規性が欠如しているとはならない（知的財産法第 25 条 25.1）。その開示とは、発明者による開示、発明者が他庁にした出願に記載されており、その庁により開示されるべきでなかった場合又は発明者の同意なく第三者によりなされた出願に記載され、他庁により公開された場合、又は発明者の同意なく第三者によりなされた開示の場合が該当する（知的財産法第 25 条 25.1）。

第 25 条 不利にならない開示

25.1 当該出願の出願日又は優先日の前 12 月の間における当該出願に含まれている情報の開示は、その開示が次の場合に該当するときは新規性の欠如を理由として当該出願人を害さないものとする。

(a) その開示が当該発明者によってなされた場合

(b) その開示が特許庁によってなされ、当該情報が a. 当該発明者がした別の出願に

記載され、かつ、当該庁によって開示されるべきではなかったか又は b.当該発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者により当該発明者の認識若しくは同意なしになされた出願に記載されている場合

(c) その開示が当該発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者によってなされた場合

25.2 25.1 の規定の適用上、「発明者」とは、当該出願の出願日において特許を受ける権利を有していた者をもいう。

(6) 審査請求

出願人は、出願公開がされた日から6月以内に、実体審査請求を行わなければならない(知的財産法第48条48.1)。実体審査請求には、手数料の納付も必要となる。

第48条 実体審査の請求

48.1 出願は、第44条の規定による公開の日から6月以内に当該出願が第21条から第27条まで及び第32条から第39条までに規定する要件を満たしているか否かを決定することを求める書面による請求を提出し、かつ、所定の期間内に手数料を納付しない限り、取り下げられたものとみなす。

48.2 審査請求の取下は遡及の効果を有さず、手数料は返還されない。

(7) 早期審査制度

ASPEC と PPH を利用することができる。また、早期に登録を図ることができる手段として、早期公開(特許規則800.1)がある。所定の要件を満たしている場合、早期公開請求をすることができる。この場合、出願日から6月以降であって出願日から18か月より早く公開される。実体審査請求は、公開日から6月以内に行う必要があるため、早期に公開された分だけ早く実体審査請求を行うことができる。

また、フィリピンでの出願が外国で行われた出願と同一である場合、審査官は、その外国対応特許出願に関する資料の提出を求めることができる(知的財産法第39条、特許規則612、同規則612.1)。外国対応特許出願が既に他国で登録済みである場合、その登録済みのクレームに補正することが示唆され、早期に権利化を図ることもできる。また、有効かつ緊急な理由に基づく特許出願の早期審査も申請することができる⁸⁵¹。

Rule 800.1. Early Publication of Patent Application.

– The application may be published before eighteen (18) months but not earlier than six (6) months from the filing date, provided that:

(a) A written request for an early publication is filed before the Director;

(b) The applicant attaches thereto a waiver on the confidentiality disclosures of

⁸⁵¹ Alonzo Q. Ancheta, Mari-len Montoya-Capisanan 「平成27年度 新興国等における知的財産関連情報の調査 フィリピンにおける特許権早期取得のテクニック」 p.4-5 (2015.12.8) JPO 新興国知財情報データベースウェブサイト内、URL: <http://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2016/03/a268c2d4a0cd81437d7a8b7b9a1137c3.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日]

the application, under oath;

(c) The applicant agrees to have the application published without a search report; and

(d) Full payment has been made of the early publication fees.

規則 800.1. 特許出願の早期公開

以下のことを条件として、出願日から6か月以降であって18か月より早く出願を公開することができる。

(a) 書面による早期公開の請求を長官に提出する。

(b) 出願人が前記書面に、出願の秘密開示に関する権利放棄を宣誓して添付する。

(c) 出願人が、調査報告なしで出願が公開されることに同意する。

(d) 早期公開手数料の全額納付を済ませる。

(8) 誤訳の訂正について

願書やクレーム、明細書等の出願書面は、フィリピン語又は英語で作成されなければならない(知的財産法第32条32.1)。このため、これら以外の国の言語で記載された書面については、翻訳文を提出しなければならない。

誤訳の訂正は、誤りの訂正として、登録前の補正及び登録日から2年以内の訂正のいずれも可能である(知的財産法第59条59.1)。ただし、補正又は訂正後の開示範囲が、出願時における開示範囲を超えるものであってはならない(知的財産法第59条59.2)。したがって、外国語の原文に基づく誤訳の訂正は可能であるが、出願時の最初の開示範囲を超えるような補正や訂正はすることができない⁸⁵²。

第58条 出願における誤りの訂正

局長は、関係者の請求及び所定の手数料の納付に基づいて庁の責任によって生じたものではない形式的かつ事務的性質の誤りを訂正する権限を有する。

第59条 特許における変更

59.1 特許権者は、特許について次の変更をすることを局に請求する権利を有する。

(a) 当該特許により与えられている保護の範囲を制限すること

(b) 明白な誤りを訂正し又は事務的な誤りを訂正すること

(c) (b)にいう誤りのほか、善意でした誤りを訂正すること

ただし、その変更により当該特許により与えられている保護の範囲が拡張することとなる場合は、その変更は、特許の付与から2年の期間の経過後には請求することができず、また、その変更は、公示された特許に依存した第三者の権利に影響しない。

59.2 特許における変更は、当該特許における開示が出願時の出願における開示を超えることとなる場合は認められない。

59.3 本条の規定により庁が特許を変更する場合は、その限りにおいて庁はそれを公示する。

⁸⁵² 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく

Rule 1208. Correction of mistakes in the application.

– On request of any interested person and payment of the prescribed fee, the Director is authorized to correct any mistake in the patent of a formal and clerical nature, not incurred through the fault of the Office (Sec. 58, IP Code).

規則 1208 出願に含まれる誤りの訂正

– 長官は、利害関係者から請求があり、所定の手数料が納付された場合、庁の責任によって生じたものではない形式的かつ事務的性質の誤りを訂正する権限を有する（知的財産法第58条）。

Rule 1209. Changes in Patent.

– The owner of the patent shall have the right to request the Bureau to make changes in the patent in order to:

- (a) Limit the extent of the protection conferred by it;
- (b) Correct obvious mistakes or to correct clerical errors; and
- (c) Correct mistakes or errors, other than those referred to in section (b), made in good faith; Provided, that where the change would result in broadening of the extent of the protection conferred by the patent, no request may be made after the expiration of two (2) years from the grant of a patent and the change shall not affect the rights of any third party which has relied on the patent, as published.

規則 1209. 特許に対する変更

– 特許権者は、以下のような特許に対する変更を局に請求する権利を有する。

- (a) 当該特許により与えられている保護の範囲を制限するための変更。
- (b) 明白な又は事務的な誤りを訂正するための変更。
- (c) (b)に定められている誤り以外の、善意による誤りを訂正すること。ただし変更の結果、当該特許により与えられている保護の範囲が拡張することとなる場合、特許の付与から2年の経過後には当該変更を請求できず、当該変更は、公示された特許に依存する第三者の権利には影響を及ぼさないものとする。

Rule 1210. Form and publication of amendments or corrections.

– An amendment or correction of a patent shall be accomplished by a certificate of such amendment or correction, authenticated by the seal of the Office and signed by the Director, which certificate shall be attached to the patent. Notice of such amendment or correction shall be published in the IPOPHEL Gazette and copies of the patent furnished by the Office shall include a copy of the certificate of the amendment or correction (Sec. 60, IP Code).

規則 1210. 補正又は訂正の様式及び公示

– 特許の補正又は訂正は、庁の印章が押印されており長官の署名がある補正又は訂正の証明書を伴うものでなければならず、当該証明書は当該特許に添付する必要がある。補正又は訂正の公示は、IPOPHELの電子官報において行い、庁が与える特許の謄本には、補正又は訂正の証明書の謄本が含まれる。

(9) 存続期間

特許権の存続期間は出願日から20年である（知的財産法第54条）。

<p>第54条 特許権の存続期間</p>

<p>特許権の存続期間は、出願日から20年とする。</p>

(10) 第二医薬用途発明について

第二医薬用途発明は特許の対象となり得る（既知物質を含む医薬関連出願の改訂審査ガイドライン（QUAMA ガイド）⁸⁵³）。

<p>REVISED GUIDELINES ON THE EXAMINATION OF PHARMACEUTICAL APPLICATIONS INVOLVING KNOWN SUBSTANCES (QUAMA Guide)⁸⁵⁴</p>
--

<p>5.2 Medical Use Claims</p>

<p>The exclusion in Sec. 22.3 applies only to methods of treatment and diagnosis and not to the products and compositions used in such methods, as explicitly stated. Thus, patents may be obtained for products and composition for use in these methods of treatment or diagnosis, particularly substances or compositions. This provision therefore explicitly allow patent protection for the medical use of a product or composition.</p>
--

<p>For the purpose of patent protection of a medical application of a substance, a claimed use to be considered an invention eligible for patent protection, needs to find a practical application in the form of a defined, real treatment of any pathological condition.</p>
--

<p>5.2 医薬用途クレーム</p>

<p>第22.3条の除外が適用されるのは、明記されているように、処置方法及び診断方法のみであって、それらの方法において使用する物及び組成物には適用されない。よって、処置方法又は診断方法で使用するための物及び組成物、特に物質又は組成物に関する特許を得ることは可能である。したがって、本規定は物又は組成物の医薬用途に対する特許保護を、明示的に認めるものである。</p>
--

<p>物質の医薬用途に対する特許保護の目的で、クレームに記載された用途が、特許保護を受けられる発明とみなされるには、何らかの病状を明確かつ実際に治療する形での、実用的な用途が見出される必要がある。</p>
--

<p>5.2.2 Second Medical Use Claims</p>
--

<p>In assessing applications with second medical use claims, it is important to understand how second medical use is presented within the context of the QUAMA provision.</p>

<p>If an application includes unpatentable method of treatment claims, such as the</p>
--

⁸⁵³ 「REVISED GUIDELINES ON THE EXAMINATION OF PHARMACEUTICAL APPLICATIONS INVOLVING KNOWN SUBSTANCES (QUAMA Guide)」 p.12-13 (2018年1月) IPOPHL ウェブサイト内 URL: https://www.ipophil.gov.ph/images/2018Uploads/Patents/REVISED_GUIDELINES_ON_THE_EXAMINATION_OF_PHARMACEUTICAL_APPLICATIONS_INVOLVING_KNOWN_SUBSTANCES.pdf [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁸⁵⁴ 「REVISED GUIDELINES ON THE EXAMINATION OF PHARMACEUTICAL APPLICATIONS INVOLVING KNOWN SUBSTANCES (QUAMA Guide)」 p.12-13 (2018年1月) IPOPHL ウェブサイト内 URL: https://www.ipophil.gov.ph/images/2018Uploads/Patents/REVISED_GUIDELINES_ON_THE_EXAMINATION_OF_PHARMACEUTICAL_APPLICATIONS_INVOLVING_KNOWN_SUBSTANCES.pdf [最終アクセス日: 2019年1月17日]

use of X to treat Y, amendment of these claims to convert them into second medical use claim format does not constitute added matter and thus accepted anytime during examination stage.

The examiner should note that for a therapeutic application to be construed as a further medical use, this new technical effect of a known substance must lead to a truly new therapeutic application, which is the treatment of a different pathology.

5.2.2 第二医薬用途クレーム

第二医薬用途クレームが含まれる出願を評価する際は、QUAMA 規定の範囲内で、どのように第二医薬用途が提示されているかを理解することが重要である。

Xを使用してYを治療するというような、特許性のない治療方法のクレームが出願に含まれている場合、これらのクレームを補正して、第二医薬用途クレームの形式に変えることは追加事項にはならないため、審査段階ではいつでも認められる。

ある治療用途がさらなる医薬用途と見なされるためには、既知物質の新たな技術的効果が、異なる病状の治療となる、真に新しい治療用途につながるものでなければならないことに、審査官は留意すべきである。

(1 1) 異議申立て

フィリピン知的財産法には、異議申立てに関する規定はない。ただし、第三者による情報提供をすることができる（知的財産法第 47 条）。

(1 2) 無効審判その他付与後における第三者の請求による特許権消滅事由

利害関係人は、所定の理由に基づき、特許又はクレームの一部を取り消すことを請求することができる（知的財産法第 61 条 61.1）。

第 61 条 特許の取消

61.1 利害関係人は、所定の手数料を納付することにより、次の何れかの理由に基づいて特許又はそのクレーム若しくはその部分を取り消すことを請求することができる。

- (a) 発明として請求されているものが新規でないか又は特許することができないものであること
- (b) 特許が、当該技術の熟練者が実施することができる程には十分に明確かつ完全には当該発明を開示していないこと
- (c) 特許が公序良俗に反すること

61.2 取消の理由が何れかのクレーム又はその部分に関するものである場合は、その限りにおいて取消を請求することができる。

(後略)

1.1.5 実用新案制度の概要

(1) 要件等

実用新案は、特許と同様に発明を対象とし、その発明が新規であること、及び産業上利用可能性があることが要件となっている（知的財産法第 109 条 109.1(a)）。進歩性は要求されていない（知的財産法第 109 条 109.1(a)(b)）。

第 108 条 特許に関する規定の準用

108.1 第 109 条の規定に従うことを条件として、特許に関する規定は、実用新案に準用する。

108.2 第 29 条の規定にいう場合において特許を受ける権利が実用新案登録を受ける権利と抵触するときは、同条は、「特許」を「特許又は実用新案登録」と読み替えて適用する。

第 109 条 実用新案に関する特別規定

109.1

(a) 発明は、新規性があり、かつ、産業上の利用可能性がある場合は、実用新案として登録を受けることができる。

(b) 第 21 条「特許を受けることができる発明」は、保護の条件としての進歩性への言及の部分を除くほか、適用する。

109.2 第 43 条から第 49 条までの規定は、実用新案登録出願には適用しない。

109.3 実用新案登録は、出願日から 7 年目の末日に満了し、更新することはできない。

109.4 第 61 条から第 64 条までの規定による手続において、実用新案登録は、次の理由に基づいて取り消すことができる。

(a) 請求されている発明が実用新案として登録を受けることができないものであり、特に 109.1, 第 22 条から第 24 条まで及び第 27 条の規定に照らして登録要件を満たしていないこと

(b) 明細書及びクレームが所定の要件を満たしていないこと

(c) 発明の理解に必要な図面を提出していないこと

(d) 実用新案登録の権利者が発明者でなく、その承継人でもないこと

(2) 手続等

手続としては、出願公開（知的財産法第 44 条）、第三者による情報提供（同法第 47 条）、実体審査請求及び実体審査（同法第 48 条）、補正（同法第 49 条）等を除き、特許の場合と同様である（知的財産法第 109 条 109.2）。

(3) 存続期間

存続期間は、出願日から 7 年であり（知的財産法第 109 条第 109.3）、更新することはできない。

(4) 登録後の無効又は取消等

登録後の無効に関しては、知的財産法第 109 条 109.4(a)～(d)に掲げる理由がある場合、取消を請求することができる。

1.1.6 意匠制度の概要

(1) 手続の流れ

下記の図に示すように、出願後、新規性を含む方式審査が行われ(知的財産法第116条)、要件を満たすと判断された場合、登録となる(知的財産法第117条)。意匠登録後は、速やかに公報が発行される(特許規則1517)。なお、実体審査はなく方式審査のみで登録となる(特許規則1505)。

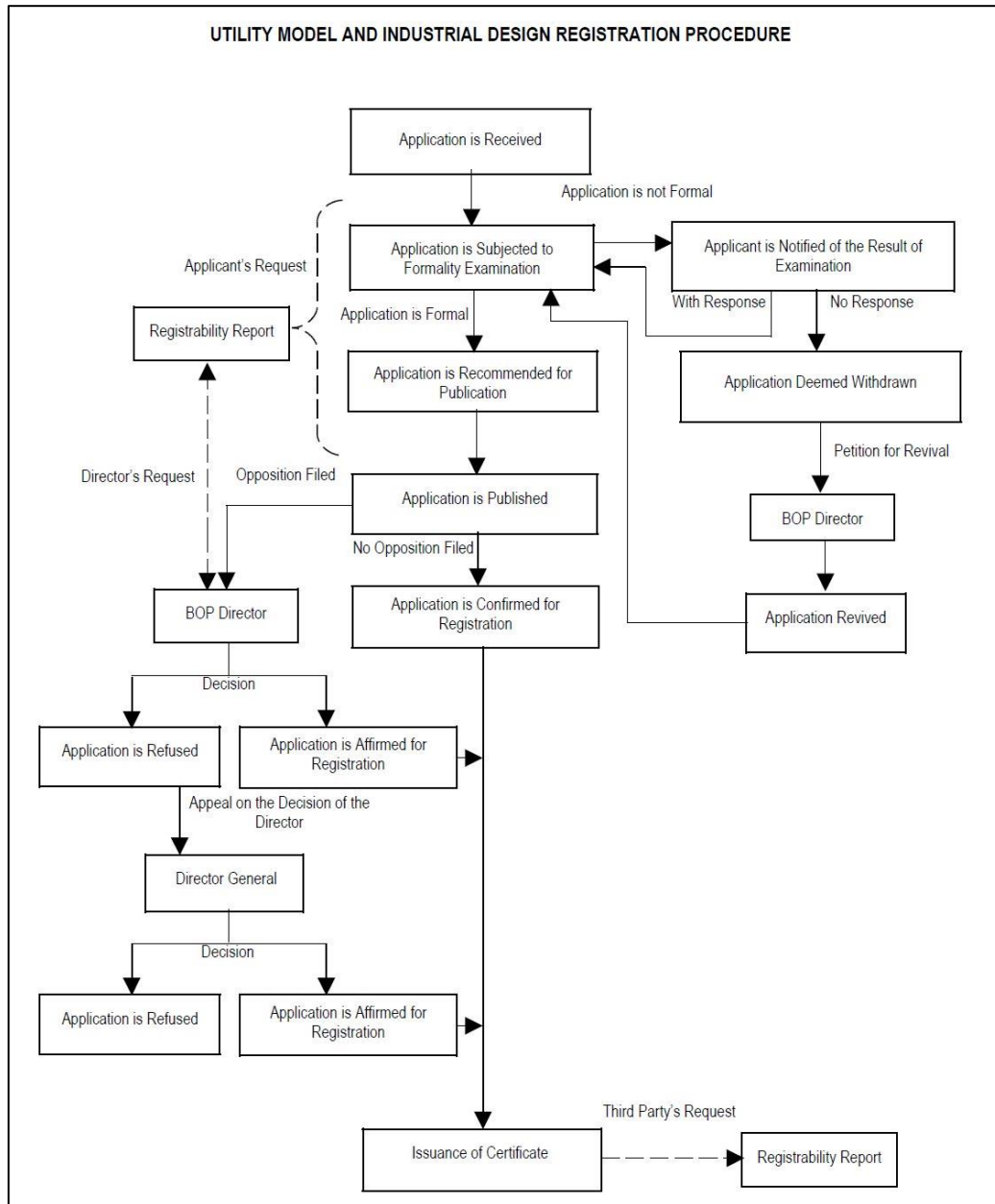


図15 意匠の主な手続のフロー⁸⁵⁵

⁸⁵⁵ 「UTILITY MODEL AND INDUSTRIAL DESIGN REGISTRATION PROCEDURE」IPOPHEL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/services/design/application-process-flow-chart> [最終アクセス日: 2019年1月15日]

(2) 定義等

意匠とは、条文上以下のように定義されている（知的財産法第112条）。

第112条 用語の定義⁸⁵⁶

1. 意匠は、線若しくは色と関係付けられるか否かを問わず、線若しくは色からなる構図又は三次元の形状である。ただし、それら構図又は形状は、工業上の物品又は手工芸品に特別の外観を与え、それらのための模様として機能することができるものでなければならぬ。
(後略)

また保護の対象とならない意匠としては、以下のように規定されている（知的財産法第113条113.2）。具体的には、特許規則1501に示されている。

第113条 保護のための実体的条件

113.2 ある技術的な結果を得るための主として技術的若しくは機能的考慮により特定される意匠又は公の秩序、健康若しくは善良の風俗に反する意匠は、保護されない。

Rule 1501. Non-registrable Industrial Design.⁸⁵⁷

– The following industrial designs shall not be registrable:

- (a) Industrial designs that are dictated essentially by technical or functional considerations to obtain a technical result;
- (b) Industrial designs which are mere schemes of surface ornamentations existing separately from the industrial product or handicraft; and
- (c) Industrial designs which are contrary to public order, health, or morals.

規則1501. 登録することができない意匠

以下の意匠は登録することができない。

- (a) ある技術的な結果を得るための主として技術的若しくは機能的考慮により特定される意匠
- (b) 工業上の物品又は手工芸品から独立した形で配置されている単なる表面的な装飾であるところの意匠
- (c) 公の秩序、健康若しくは善良の風俗に反する意匠

⁸⁵⁶ 「The Intellectual Property Code of the Philippines Republic Act 8293 as amended 2015 Edition」(2015) IP OPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/services/patents/laws-and-irrs> [最終アクセス日: 2019年1月16日] 日本語訳は、「フィリピン 知的財産法」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/philippines-tizai.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日] を引用している。日本語訳は改正前であるが、改正部分に該当しない参照条文についてのみ引用している。以下、E.1.1.6章において、特に示した場合を除き、フィリピン共和国知的財産法の日本語訳は同様である。

⁸⁵⁷ 「Revised Implementing Rules and Regulations for Patents, Utility Models, and Industrial Designs (2011)」p.41 (第15部工業意匠) (2011) IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/laws-issuances-treaties/2016-06-10-02-39-06> [最終アクセス日: 2019年1月16日] なお、日本語訳は仮訳である。

(3) 新規性

フィリピンでは、新規性と装飾性のある意匠について登録を受けることができると規定されている。この新規性については、特許の規定である知的財産法第 21 条が準用されており、特許と同様である（知的財産法第 119 条）。

第 113 条 保護のための実体的条件

113.1 新規性又は装飾性のある意匠のみが本法による保護の利益を受ける。

第 119 条 他の条及び章の適用

119.1 特許に関する次の規定を意匠登録について準用する。

第 21 条 新規性

第 24 条 先行技術。ただし、その開示が印刷物又は現実の形状に含まれていることを条件とする。

第 25 条 不利にならない開示
(後略)

(4) 新規性喪失の例外について

新規性喪失の例外も認められている（知的財産法第 119 条 119.1 で準用する同法第 25 条、上記（3）参照）。ただし、開示された日から出願日までの期間は 12 月ではなく、6 月となる（特許規則 1503）

Rule 1503. Degree of Novelty Required.⁸⁵⁸

– The standard of novelty established by Section 23 (Novelty) and Section 25 (Non-prejudicial Disclosure) of the IP Code applies to industrial designs: Provided, that the period of twelve (12) months specified in Section 25 regarding non-prejudicial disclosure shall be six (6) months in the case of designs.

An industrial design shall not be considered new if it differs from prior designs only in minor respects that can be mistaken as such prior designs by an ordinary observer.

規則 1503. 求められる新規性の度合

知的財産法の第 23 条（新規性）及び第 25 条（不利にならない開示）に定める新規性の基準を、意匠に適用する。ただし、第 25 条に規定する、不利にならない開示に関する 12 月の期間を、意匠の場合は 6 月とする。

通常の観察者が先行意匠であると誤解し得るような、些細な点においてのみ先行意匠と異なる意匠は、新規性があるとみなさない。

⁸⁵⁸ 「Revised Implementing Rules and Regulations for Patents, Utility Models, and Industrial Designs (2011)」 p.41（第 15 部工業意匠）(2011) IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/laws-issuances-treaties/2016-06-10-02-39-06> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 16 日] なお、日本語訳は仮訳である。

(5) 部分意匠制度

部分意匠は認められる。特許規則 1500（下記参照）では、製品には、「独立して製造され、販売されうる物品の部分」も含むと記載されており、また、審査ガイドラインでも部分意匠の章が設けられており、部分意匠の出願方法が記載されている（下記参照）。

Rule 1500. Industrial Design.⁸⁵⁹

– An industrial design is any composition of shape, lines, colors, or a combination thereof, or any three-dimensional form, whether or not associated with shape, lines, or colors, which produce an aesthetic and ornamental effect in their *tout ensemble* or when taken as a whole; Provided, that such composition or form gives a special appearance to and can serve as pattern for an industrial product or handicraft.

Industrial products include articles of manufacture that belong to the useful or practical art, or any part including thereof, which can be made and sold separately.

規則 1500. 意匠

意匠とは、形状、線若しくは色と関係付けられるか否かを問わず、形状、線、色若しくはそれらの組合せからなる構図又は立体の形状であって、全部を一緒にしたとき、又は全体として見たときに、審美的かつ装飾的な効果を生み出すものをいう。ただし、それらの構図又は形状は、工業上の物品又は手工芸品に特別の外観を与え、それらのための模様として機能することができるものでなければならない。

工業上の物品には、実用芸術に属する製造品、又はそのような製造品の任意の部分であって、独立して製造され、販売されうるものが含まれる。

5.3.3 Partial Designs⁸⁶⁰

A part of an article itself can be the subject of a partial design registration and is thus separately protected. For partial designs to be registrable, the following requirements must be complied with:

1. In the application form, the partial design, that is, the subject matter of the application, must be explicitly described.
2. The title of the article for a partial design must recite the title of the whole article of which the partial design is included.
3. In the drawings, the part of the design for which protection is sought shall be shown in solid lines and the environment or surrounding area shall be shown in broken or dashed lines.
4. A partial design application will be examined in the same manner as a regular design application as provided in the revised IRR.

5.3.3 部分意匠

物品の一部は、部分意匠登録の対象とすることができるため、個別に保護される。部分意匠が登録可能とされるためには、以下の要件に適合しなければならない。

⁸⁵⁹ 「Revised Implementing Rules and Regulations for Patents, Utility Models, and Industrial Designs (2011)」 p.41（第15部工業意匠）(2011) IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/laws-issuances-treaties/2016-06-10-02-39-06> [最終アクセス日: 2019年1月16日] なお、日本語訳は仮訳である。

⁸⁶⁰ 「THE MANUAL FOR PATENT EXAMINATION PROCEDURE」(2018.1.11) p.50 IPOPHL ウェブサイト内 URL: https://www.ipophil.gov.ph/images/2018Uploads/Patents/REVISED_GUIDELINES_ON_THE_EXAMINATION_OF_PHARMACEUTICAL_APPLICATIONS_INVOLVING_KNOWN_SUBSTANCES.pdf [最終アクセス日: 2019年1月18日]

1. 出願書式において、出願の主題、すなわち部分意匠であることを明記すること
2. 部分意匠に係る物品の表題には、部分意匠が含まれる物品全体の表題を挙げる
3. 図面において、意匠の保護を求める部分は実線で表し、その周囲又は周辺部分は、破線若しくは点線で表すこと
4. 部分意匠出願は、改正規則で規定されているように、通常在意匠出願と同一の方法で審査される

(6) 関連意匠制度

日本のような関連意匠制度はないが、フィリピンでは多意匠一出願の出願が可能となっている。ただし、一の出願に複数の意匠を含むには、国際特許意匠分類の中分類の同一クラスに属している、組物又は複数の意匠が同一の主題に基づいて創作されたものでなければならぬ等の要件を満たす必要がある（知的財産法第 115 条、特許規則 1515）。

第 115 条 1 出願複数意匠

2 以上の意匠を 1 の出願の対象とすることができる。ただし、それらは、国際分類の同一の中分類に属するか又は同一の組物若しくは構成物品に係るものでなければならない。

Rule 1515. Several Industrial Designs in One Application.⁸⁶¹

– More than one embodiment of an industrial design in one application may be permissible in a proper case. A number of articles presented should not be patentably distinct from each other, and they should be of substantially similar dominant design features that are embodied in a single design concept. They must relate to the same subclass of the International Classification or to the same set or composition of articles. A “set of articles” which is customarily sold or used together as a set may be made a proper subject matter in one application for design registration, provided that each article is of, or has, the same design or a substantially similar design.

Where two or more articles are used together as a set of articles, the design of the set of articles may acquire design registration, provided that the set of articles constitutes a coordinated whole.

規則 1515.

1 つの出願への複数の工業意匠の包含。

-工業意匠の 1 以上の実施形態を 1 つの出願に含めることは、それが適切な場合であれば認められる。1 つの出願に含める複数の物品は、特許性のある違いのないものであって、単一の意匠概念に体现される主要な意匠の特徴が実質的に同一の物品でなければならない。当該物品は、国際分類の同一サブクラス又は物品の同一のクラス若しくは組合せに関連するものでなければならない。慣例的に一組で販売又は使用される「一組の物品」は、各物品の意匠が同一又は実質的に同一であれば、1 つの意匠登録出願の適切な対象物となり得る。

2 つ以上の物品が一組の物品として一緒に使用される場合、各物品が共同で一組の物品の全体を構成している場合であれば、当該一組の物品の意匠について意匠登録を受けることができる。

⁸⁶¹ 「Revised Implementing Rules and Regulations for Patents, Utility Models, and Industrial Designs (2011)」 p.45 (第 15 部工業意匠) (2011) IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/laws-issuances-treaties/2016-06-10-02-39-06> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 16 日] なお、日本語訳は仮訳である。

(7) 秘密意匠制度

意匠の場合、実体審査がなく、出願の公開は方式審査後に行われる（特許規則 1517）。ただし、出願日又は優先日から最長 30 月までの任意の期間、請求により公開の時期を遅らせることができる（Memorandum-Circular No. 14-004⁸⁶²、特許審査手続マニュアル第 5 章 5.5）。

<p>Rule 1517. Publication of the Industrial Design Application.⁸⁶³ – An industrial design application shall be published in the IPOPHL E-Gazette after formality examination prior to registration. However, the application may be published immediately after filing provided the following formal requirements are complied with upon filing of the application:</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) The description and claim and drawings are made in accordance with these Regulations; (b) The filing fee and other required fees have been fully paid; (c) If priority is claimed, the prior documents are submitted; and (d) Other additional formal requirements required by the Office have been complied with. <p>規則 1517. 意匠出願の公開 意匠出願は、方式審査後、登録に先立って IPOPHL 電子公報で公開する。ただし、出願時に以下の方式要件に適合していることを条件として、出願後直ちに公開することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 明細書、クレーム及び図面が、本規則に従って作成されている (b) 出願手数料および必要なその他の手数料の全額納付されている (c) 優先権主張の場合は、優先権書類が提出されている (d) 庁が要求するその他の追加的な方式要件に適合している <p>THE MANUAL FOR PATENT EXAMINATION PROCEDURE⁸⁶⁴ 5.5 Deferred Publication of Industrial Design To enable designers and companies applying for the registration of industrial designs to keep them secret from competitors until such time that these are placed in the market, applicants may opt to file a request for the deferred publication of the industrial design application. The request may be filed simultaneous with the filing of the application, or at any time prior to its publication in accordance with Part 17 of the Revised Implementing Rules and Regulations (IRR). The maximum period allowed for the deferred publication of an industrial design application shall be thirty (30) months from the filing date or priority date of the application. In case the request for the deferred publication is made after the filing of the application, the allowable period for the deferred publication shall be the remaining time from the allowed thirty (30) months deferred publication period. The applicant/s may request for a specific time for this Office to publish the application,</p>
--

⁸⁶² 「Memorandum-Circular No. 14-004, "Deferred Publication of Industrial Design Application"」 2014.5.20 WIP O Lex ウェブサイト内 URL: <https://wipo.lex.wipo.int/en/text/334048> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁸⁶³ 「Revised Implementing Rules and Regulations for Patents, Utility Models, and Industrial Designs (2011)」 p.45-46 (第15部工業意匠) (2011) IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/laws-issuances-treaties/2016-06-10-02-39-06> [最終アクセス日: 2019年1月16日] なお、日本語訳は仮訳である。

⁸⁶⁴ 「THE MANUAL FOR PATENT EXAMINATION PROCEDURE」 p.54-55 IPOPHL ウェブサイト内 URL: http://www.ipophil.gov.ph/images/2018Uploads/Patents/2017_Manual_for_Patent_Examination.pdf [最終アクセス日: 2019年2月19日] なお、日本語訳は仮訳である。

provided it does not go beyond the allowed deferment period of thirty (30) months.

<特許審査手続マニュアル>

5.5 意匠の公開延期

意匠出願をした創作者や企業が、市場に出されるまで競合他社に対して秘密状態を維持できるようにするために、出願人は、意匠出願の公開延期を請求することができる。この請求は、出願と同時に、又は改正実施規則（IRR）第17部に基づき公開の前の任意の時点であることができる。

意匠出願の公開延期は、最長で出願日又は優先日から30月とする。公開延期の請求が出願日後に行われた場合、その公開延期の期間は、許可された30月の公開延期期間からの残りの期間とする。出願人は、許可された30月の延期期間を超えない限り、当該出願を公開するために、本庁へ特定の期間を請求することができる。

（8）存続期間

存続期間は、国内の出願日から5年であり、5年単位で2回まで更新することができる（知的財産法第118条118.1、同条118.2）。

第118条 意匠又は回路配置登録の存続期間

118.1 意匠の登録は、出願日から5年の期間について行われる。

118.2 意匠の登録は、更新料を納付することにより、2回を超えない各5年の引き続き期間について更新することができる。

（後略）

（9）異議申立て

フィリピン知的財産法には、異議申立てに関する規定はない。第三者による情報提供に関する規定もない（知的財産法第119条で、同法第47条を準用していない）。

（10）登録後の無効又は取消等

登録後は何人も法律局（知的財産法第10条、日本でいう審判部に相当）長に登録の取消を求めることができる（知的財産法第120条）。取消の理由としては、登録に係る意匠が登録できない意匠に該当する（知的財産法第120条120.1(a)）、新規性がない（知的財産法第120条120.1(b)）意匠の対象が当初の出願の範囲を超える（知的財産法第120条120.1(c)）といったものがある。

第120条 意匠登録の取消

120.1 何人も、意匠登録の存続期間の間はいつでも所定の手数料を納付することにより、次の何れかの理由に基づいて、意匠登録を取り消すことを法律局長に申請することができる。

(a) 意匠の対象が第112条及び第113条の規定により登録することができないものであること

(b) 対象が新規ではないこと

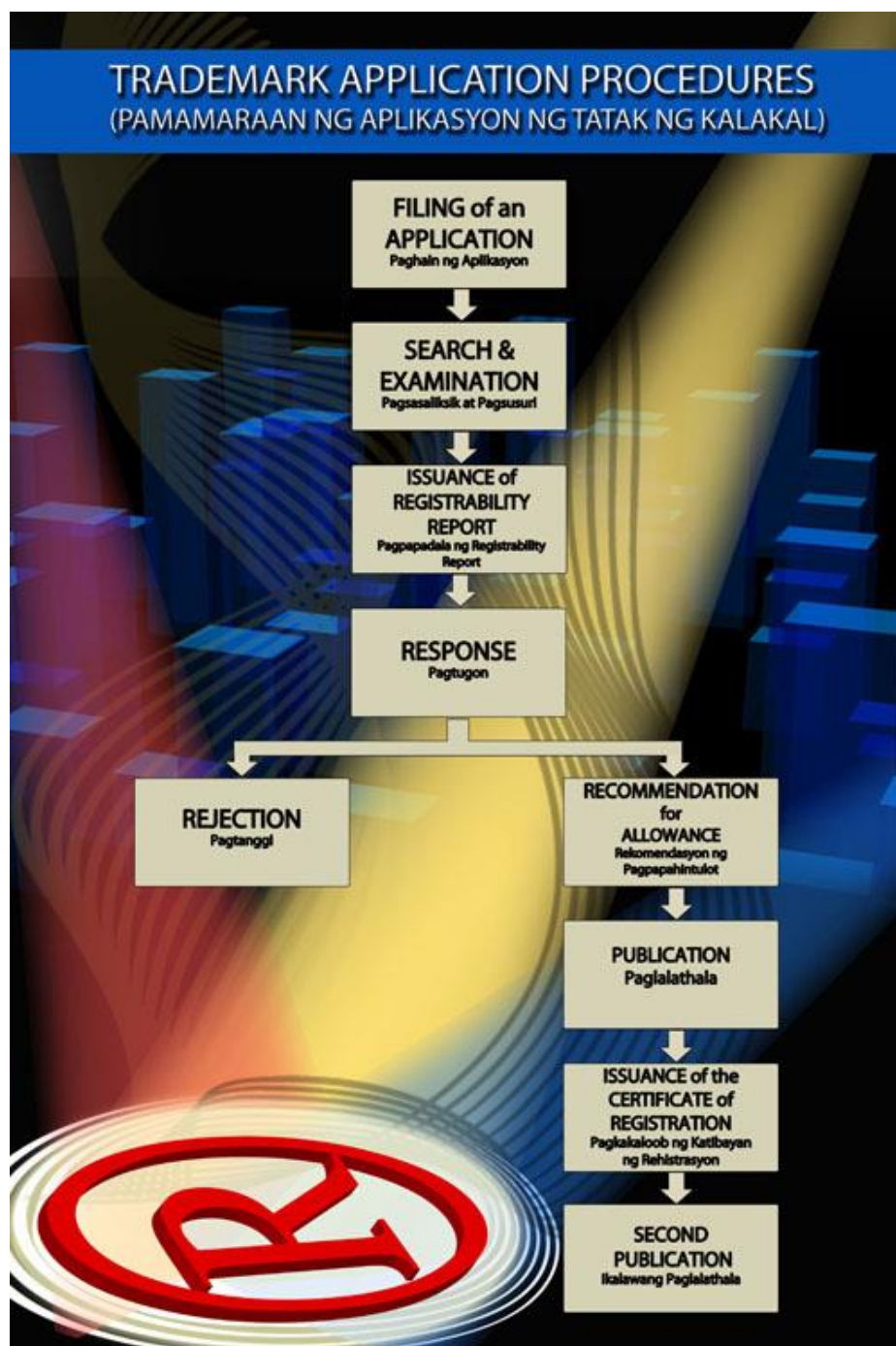
(c) 意匠の対象が当初の出願の範囲を超えるものであること

120.2 取消の理由が意匠の一部に関するものである場合は、その限度においてのみ取り消すことができる。限定は、当該意匠の関連する特徴の変更の形式で行うことができる。

1.1.7 商標制度の概要

(1) 手続の流れ

出願後、方式及び実体審査が行われ、登録可能であると判断されると、当該出願について公告がなされる（知的財産法第 133 条）。公告日から 30 日以内に異議申立て（知的財産法第 134 条）がなかった場合、当該出願は登録される（知的財産法第 136 条）。

図 16 商標の主なフロー⁸⁶⁵

⁸⁶⁵ 「TRADEMARK APPLICATION PROCEDUREES」 IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/services/trademark/application-process-flow-chart> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

(2) 定義等

まず、知的財産法第121条121.1で「標章」が定義されており、その中で商品を識別できる可視標識が「商標」であり、サービスを識別できる可視標識が「サービス・マーク」と定義されている。また、標章は可視標識と定義されているため、音やにおいの視覚以外の感覚で認識するものは含まれないと解される。

第121条 定義⁸⁶⁶

第3部において、次の語は以下の意味を有する。

121.1 「標章」とは、企業の商品（商標）又はサービス（サービス・マーク）を識別することができる可視標識をいい、刻印又は押印した商品の容器を含む。

(3) 存続期間

商標登録は、10年間効力を有し、10年単位で更新が可能である（知的財産法第145条、同法第146条）。

第145条 存続期間

登録証は、10年の間効力を有する。ただし、登録人は、当該標章の登録日の5周年に当たる日から1年以内に、規則の定めるところに従い、実際の使用の宣言書及びその証拠を提出するか又はそのような使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示さなければならない。そうしなかった場合は、庁は、当該標章を登録簿から削除する。

第146条 更新

146.1 登録証は、所定の手数料を付して願書を提出することにより、期間の満了の時に10年の期間について更新することができる。
(後略)

フィリピンでは、商標を登録するにあたり、出願に係る商標の使用宣誓書を証拠と共にIPOPHELに提出しなければならない（知的財産法第145条）。この使用宣誓書の提出は、下記のとおりである（商標規則204）。

- (a) 出願日から3年以内、
- (b) 登録日から5周年にあたる日から1年以内、
- (c) 更新日から1年以内、及び
- (d) 各更新日の5周年にあたる日から1年以内。

⁸⁶⁶ 「The Intellectual Property Code of the Philippines Republic Act 8293 as amended 2015 Edition」(2015) IP OPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/services/patents/laws-and-irrs> [最終アクセス日: 2019年1月16日] 日本語訳は、「フィリピン 知的財産法」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/philippines-tizai.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日] を引用している。日本語訳は改正前であるが、改正部分に該当しない参照条文についてのみ引用している。以下、E.1.1.7章において、特に示した場合を除き、フィリピン共和国知的財産法の日本語訳は同様である。

RULE 204. Period to File Declaration of Actual Use.⁸⁶⁷

- The Office will not require any proof of use in commerce upon filing of an application. All applicants or registrants shall file a Declaration of Actual Use (DAU) of the mark with evidence to that effect and upon payment of the prescribed fee on the following periods:

- (a) Within three (3) years from the filing date of the application;
- (b) Within one (1) year from the fifth anniversary of the registration;
- (c) Within one (1) year from date of renewal;
- (d) Within one (1) year from the fifth anniversary of each renewal;

otherwise, the application shall be refused registration or the registered mark shall be removed from the Register by the Director.

規則 204. 実際の使用の宣言を提出する期間

庁は、出願時には、商業的に使用していることの証明を求めない。すべての出願人又は登録人は以下の期間に、標章の実際の使用の宣言 (DAU) を、その旨の証拠を添え、所定の手数料を納付して提出するものとする。

- (a) 出願日から3年以内
- (b) 登録の5周年から1年以内
- (c) 更新日から1年以内
- (d) 各更新の5周年から1年以内

そうしなかった場合、局長は、出願の登録を拒絶するか又は標章を登録簿から削除する。

(4) 異議申立て

付与前異議の制度がある。商標登録出願は、登録要件等を満たすと判断されると、当該出願は所定の手数料の納付の後、公告される (知的財産法第 133 条 133.2)。ある標章の登録により害されるおそれがある者は、公告の日から 30 日以内に異議申立てをすることができる (知的財産法第 134 条)。なお、異議申立期間は、請求により、30 日単位で 3 回まで延長することができる。ただし、公告の日から 120 日を超えることはできない。この延長の請求には、手数料と所定の理由が必要となる (当事者系審判規則 6 題 2 条)。

第 134 条 異議申立

ある標章の登録により害される虞があると考える者は、133.2 に規定する公告の後 30 日以内に、庁に対し、所定の手数料を納付して当該出願に対する異議申立をすることができる。異議申立は、書面で行わなければならない。異議申立人又は事実を知るその代理人が、異議申立の理由を述べ、かつ、依拠する事実について陳述することにより異議申立について宣誓しなければならない。異議申立において引用する他国において登録された標章の登録証その他の立証資料の写は、それらが英語でない場合は英語による翻訳文を添えて異議申立とともに提出しなければならない。正当な理由があり、かつ、所定の割増手数料を納付した場合は、法務局長は異議申立書の提出期間を延長することができ、延長について当該出願人に通知する。異議申立書を提出するための最長の期間については、規則

⁸⁶⁷ 「Rules and Regulations on Trademarks, Service Marks, Trade Names, and Marked or Stamped Containers of 2017」 p.5-6 (2017) IPOPHL ウェブサイト内 URL: <https://www.ipophil.gov.ph/laws-issuances-treaties/2016-06-10-02-39-06> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

に定める。

RULE 7⁸⁶⁸

OPPOSITION TO APPLICATION FOR REGISTRATION OF MARKS

[as amended by Office Order No. 99 (2011)]

Section 2. Period to file opposition.

— The verified notice of opposition must be filed within 30 days from the date of the publication of the trademark application in the IPOP HL "Gazette". Upon proper motion anchored on meritorious grounds which must be expressly indicated in the motion, and the payment of the filing fee for opposition and other applicable fees, the Bureau may grant an additional period of 30 days within which to file the opposition. A second motion for extension of 30 days may also be granted on meritorious grounds and upon payment of the applicable fees. A third and last motion for extension of 30 days may be granted on compelling grounds and upon payment of the applicable fees; Provided, that in no case will the filing of the opposition exceed one hundred and twenty (120) days from the date of the aforementioned publication; Provided, further, that if the last day for filing of the verified opposition or motion for extension falls on a Saturday, Sunday, holiday, non-working day or on a day when the Office or the Bureau is closed for business as may be declared by the Director General, the filing must be done the next succeeding working day.

[as amended by Memorandum Circular No. 7 (2016)]

規則 7 標章登録出願に対する異議申立

[Office Order No. 99 (2011)により改正]

第2条 異議申立の期間

宣誓された異議申立の通知は、商標出願が IPOP HL 公報に公開された日から 30 日以内に提出しなければならない。根拠となる価値ある理由を明記した適切な申立がなされ、異議申立の出願料及び該当するその他の手数料が納付されたことを以って、局は異議申立を提出するための 30 日の追加期間を認めることができる。2 度目の 30 日間延長の申立も、価値ある理由に基づき、該当する手数料が納付されたことを以って認めることができる。3 度目かつ最後の 30 日間延長の申立は、説得力のある理由に基づき、該当する手数料の納付されたことを以って認めることができる。ただし如何なる場合も、異議申立の提出は、前記公告日から 120 日を超えないものとし、さらに、宣誓された異議申立又は延長申立提出の最終日が、土曜日、日曜日、祝日、非就業日、又は長官が宣言する庁又は局の休業日に当たる場合は、翌営業日に提出しなければならない。

[Memorandum Circular No. 7 (2016)により改正]

(5) 第三者の請求による登録後の無効又は取消等

標章の登録により、損害を受けている又は受ける可能性があると考える者は、法律局に対して標章登録の取消を請求することができる（知的財産法第 151 条）。請求できる期間は、登録日から 5 年以内であるが、同法 151 条 151.1(b)に掲げる理由の場合、いつでも取消を請求することができる。その請求理由としては、登録標章が一般名称化又は放棄されている、不正な行為により登録されたといったものがある。また、正当な理由なく継続し

⁸⁶⁸ 「Regulations on Inter Partes Proceedings (Effective October 05, 1998)」2016 年改正 IPOP HL ウェブサイト内 URL: https://www.ipophil.gov.ph/images/2017Uploads/Comp_IPC.pdf [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日] なお、日本語訳は仮訳である。

て3年以上不使用である場合も、いつでも取消を請求することができる（知的財産法 151 条 151.1(c)）。

第 151 条 取消

151.1 本法による標章の登録により損害を受けている又は損害を受けるであろうと考える者は、法律局に対して当該標章登録の取消の請求をすることができる。ただし、次の条件に従う。

- (a) 取消の請求は、本法に基づく当該標章の登録日から5年以内にしなければならない。
- (b) 取消の請求は、当該登録標章が登録に係る商品若しくはサービス若しくはその一部について一般名称になっているか若しくは放棄されている場合、当該登録が不正に得られたか若しくは本法の規定に反してなされた場合、又は権利者により若しくは権利者の承認のもとに当該登録標章が商品若しくはサービスの出所を偽って表示するように使用されている場合は、いつでもすることができる。登録標章が登録に係る商品又はサービスの一部について一般名称になっている場合は、当該一部の商品又はサービスについてのみ取消の請求をすることができる。登録標章は、当該標章がある独特の商品若しくはサービスの名称としても又はある独特の商品若しくはサービスを特定するためにも使用されているということのみを理由としては、商品又はサービスの一般名称であるとはみなさない。登録標章が当該標章を使用している商品又はサービスの一般名称になっているか否かを決定するに当たっては、購入者の購入の動機ではなく、関連する公衆にとっての当該標章の主要な意味が基準になる。
- (c) 取消の請求は、権利者が正当な理由なくして3年以上継続してフィリピンにおいて当該標章を使用しなかったか又はライセンスによりフィリピンにおいて使用させることをしなかった場合は、いつでもすることができる。

(後略)

(6) 未登録周知商標の保護

知的財産法の規定上、登録の有無を問わず、フィリピン当局において国内又は国際的に周知であると認められた標章と同一又は混同が生じさせる程度に類似する、又は周知な標章の翻訳であり、同一又は類似の商品又はサービスに使用する標章に該当する場合、登録することはできないと規定されている（知的財産法第 123 条 123.1(e)）。

なお、周知標章に該当する標章について、商標規則 103 において、判断基準は示されているが、最近の動向を踏まえたリストなどは公開されていない⁸⁶⁹。

第 123 条 登録要件

123.1 次の標章については、登録を受けることができない。

(中略)

- (e) フィリピンにおいて登録されているか否かを問わず、フィリピンの権限のある当局により出願人以外の者の標章として国際的に及びフィリピンにおいて広く認識

⁸⁶⁹ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

されていると認められた標章に同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳であり、かつ、同一又は類似の商品又はサービスに使用する標章。ただし、標章が広く認識されているか否かを決定するに当たっては、一般公衆の有する知識ではなく、関連する公衆の有する知識（当該標章の普及の結果として獲得されたフィリピンにおける知識を含む）を考慮する。

(後略)

RULE 103. Criteria for Determining Whether a Mark is Well known⁸⁷⁰

In determining whether a mark is well-known, the following criteria or any combination thereof may be considered:

- (a) the duration, extent and geographical area of any use of the mark, in particular, the duration, extent and geographical area of any promotion of the mark, including advertising or publicity and the presentation, at fairs or exhibitions, of the goods and/or services to which the mark applies;
- (b) the market share, in the Philippines and in other countries, of the goods and/or services to which the mark applies;
- (c) the degree of the inherent or acquired distinction of the mark;
- (d) the quality-image or reputation acquired by the mark;
- (e) the extent to which the mark has been registered in the world;
- (f) the exclusivity of registration attained by the mark in the world;
- (g) the extent to which the mark has been used in the world;
- (h) the exclusivity of use attained by the mark in the world;
- (i) the commercial value attributed to the mark in the world;
- (j) the record of successful protection of the rights in the mark;
- (k) the outcome of litigations dealing with the issue of whether the mark is a well-known mark; and,
- (l) the presence or absence of identical or similar marks validly registered for or used on identical or similar goods or services and owned by persons other than the person claiming that the mark is a well-known mark.

規則 103. 標章が周知であるか否かを決定するための基準

標章が周知であるか否かを決定するに当たり、次の基準の1又はこれらを複合させた基準を考慮に入れることができる。

- (a) 標章が使用された期間、程度及び地理的区域、特に、標章が適用される商品及び／又はサービスの展示会又は博覧会における広告又は宣伝及び発表を含む標章の販売促進の期間、程度及び地理的区域
- (b) 標章が適用される商品及び／又はサービスのフィリピン及び他の国における市場占有率
- (c) 標章に固有の又はこれが獲得した識別性の度合
- (d) 標章が獲得した品質についてのイメージ又は評判
- (e) 標章が世界で登録されている程度
- (f) 標章が達成した世界における登録の排他性
- (g) 標章が世界で使用されている程度
- (h) 標章が達成した世界における使用の排他性
- (i) 標章に帰せられる世界における商業的価値

⁸⁷⁰ 「Rules and Regulations on Trademarks, Service Marks, Trade Names, and Marked or Stamped Containers of 2017」 p.3-4 (2017) IPOPHL ウェブサイト内 URL: <https://www.ipophil.gov.ph/laws-issuances-treaties/2016-06-10-02-39-06> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

- (j) 標章に係わる権利が有効に保護された記録
- (k) 標章が周知標章であるか否かの争点を扱う訴訟の結果, 及び
- (l) 同一の又は類似の商品又はサービスについて有効に登録され又はこれらに使用され, かつ, 自己の標章を周知標章であると主張する者以外の者に所有される同一の又は類似の標章の有無

1.1.8 審査の運用その他

(1) 出願から登録までの期間

出願から登録までの期間は、2017年度の調査⁸⁷¹では、特許が平均で3.8年となっている。実用新案、意匠及び商標に関しては、情報を得ることができなかった。

なお、IPOP HL ウェブサイトでは、下記の図のように、2018年の月毎の Turn around time の平均期間が掲載されている。

2018 TURN-AROUND TIME				
MONTH	FINAL OFFICE ACTION			
	PATENT	UM	ID	TM
January	53.96	5.51	7.49	N -4.29, M-2.3
February	46.53	7.60	6.39	N-5.01, M-2.41
March	51.14	6.87	3.88	N-4.79, M-2.50
April	47.53	7.71	6.90	N - 4.76, M-2.56
May	45.40	7.77	5.24	N- 4.78 M- 2.72
June	43.43	10.59	7.48	N - 4.82 M - 2.9
July	46.69	8.71	4.41	N - 4.84 M - 2.8
August	47.18	7.24	4.83	N-4.86, M-2.8
September	44.75	8.12	5.80	11.75

*PAT, ID, UM, TM data in months
 * TM: N - National, M - Madrid
 * As reported per bureau

図 17 2018 TURN-AROUND TIME⁸⁷²

(2) 審査官の人数

特許及び実用新案の審査官の人数は、2017年で100人を超えている。意匠及び商標の審査官に関しては、情報を得ることができなかった。

⁸⁷¹ 日本貿易振興機構 (JETRO) バンコク事務所 知的財産部 「フィリピン知的財産庁が提供する産業財産権データベースの調査報告」 2018年3月、p.94、p.102、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/ph/ip/pdf/search_ip_communique2017.pdf [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁸⁷² 「2018 TURN-AROUND TIME」 IPOP HL ウェブサイト内 URL: <https://www.ipophil.gov.ph/transparency/statistics/2018-turn-around-time> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

表6 審査官の人数

	特許・実用新案 ⁸⁷³	意匠	商標
2015年	58	—	—
2016年	82	—	—
2017年	106	—	—

(3) 審査ガイドライン

ガイドライン又は審査マニュアルは、大きく特許、実用新案及び意匠分野と商標分野とに2つの分野で分かれている。

前者については、下記のようなマニュアル及びガイドラインが英語で公開されている⁸⁷⁴。2018年1月に、コンピュータ関連発明、バイオテクノロジー、医薬に関するガイドラインが新しく作成又は改訂され、公開された。

- ・ Manual for Patent Examination Procedure
- ・ Guidelines on the Examination of Information Communications Technology and Computer-Implemented Inventions (January 2018)
- ・ Guidelines on the Examination of Biotechnological Applications (January 2018)
- ・ Revised Guidelines on the Examination of Pharmaceutical Applications Involving Known Substances (QUAMA Guide) (January 2018)

商標に関しては、ASEAN 共通ガイドラインが採用されている⁸⁷⁵。

(3) 審査の質について

特許、実用新案及び意匠については、経験のある審査官で構成される品質管理部 (QMD) が品質管理を担っている。特許に関しては特許品質検査システム (PQRS) が既に稼働しており、オフィスアクションのテンプレートや品質マニュアルの利用促進などを掲げ、品質管理の活動が行われている。実用新案及び意匠についても、品質検査システムが発注され、準備中である⁸⁷⁶。

商標についても、商標審査部監督官で構成される品質保証チーム (QAT) があり、検査システムを利用して審査の品質向上を目標に活動している⁸⁷⁷。

⁸⁷³ WIPO 「WIPO IP Statistics Data Center」 (URL: <https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm>)より “11 - Number of examiners by office” をキーとして “Total count by filing office” で統計値を検索した結果に基づく。[最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁸⁷⁴ 「EXAMINATION PROCEDURES AND GUIDELINES FOR PATENTS」 IPOPHL ウェブサイト内 URL: <http://www.ipophil.gov.ph/services/patents/examination-procedures-and-guidelines> [最終アクセス日: 2019年1月21日]


















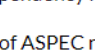
⁸⁷⁵ 「EXAMINATION GUIDELINES FOR TRADEMARKS」 IPOPHL ウェブサイト内 URL: <https://www.ipophil.gov.ph/services/trademark/examination-guidelines> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁸⁷⁶ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

⁸⁷⁷ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

(4) ASPEC・PPHの利用状況

ASPECの利用状況は下記に示すように、フィリピンへは、2018年2月時点で10件の出願でASPECが利用されている。

		2nd AMS									
											
		BN	KH	ID	LA	MY	PH	SG	TH	VN	
1st AMS		BN									
		KH									
		ID					4		6	1	
		LA									
		MY			1				17	9	
		PH			1		1		1	9	3
		SG			9		84	10		85	43
		TH									
		VN								1	

Average pendency rate to first office action after ASPEC request¹: 7.0 months

Number of ASPEC requests with a first or final office action: 209

Allowance rate at final decision: 100%

¹Only ASPEC requests where an office action had been issued are included

図 18 ASPEC の利用状況⁸⁷⁸

また、2017年12月末時点でPPHの利用件数は、通算242件であった⁸⁷⁹。

(5) フィリピン知的財産庁における各種システムについて

各システムの有無は以下のとおりである⁸⁸⁰。審査官用DB及び庁内事務処理システムに関しては、情報を得られなかった。

⁸⁷⁸ 「ASEAN Patent Examination Cooperation (ASPEC) Statistics STATISTICS – As of 20 February 2018」 ASEAN Intellectual Property Portal ウェブサイト内、URL: <https://www.aseanip.org/Statistics/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁸⁷⁹ 「Patent Prosecution Highway Portal Site 統計情報」2017年12月末時点、JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/statistics.html> [最終アクセス日: 2019年3月1日]

⁸⁸⁰ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

表7 システムの有無

	特許・小特許	意匠	商標
ユーザー用検索 DB	○	○	△
審査官用 DB	○	○	○
庁内事務処理システム	○	○	○
電子出願システム	○	○	○

ユーザー用 DB については、特許、実用新案及び意匠を検索可能な「IPOP HL PATENT SEARCH⁸⁸¹」がある。商標については、WIPO の「Global Brand Database」と統合された「Philippine Trademark Database⁸⁸²」、ASEAN TM View 等で検索が可能となっている⁸⁸³。

電子出願システムは、2017年4月から特許、実用新案、意匠及び商標それぞれについて稼働している⁸⁸⁴。

⁸⁸¹ 「IPOP HL PATENT SEARCH」 URL: http://onlineservices.ipophil.gov.ph/wopublish-search/public/designs?1&query=** [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁸⁸² 「Philippine Trademark Database」WIPO ウェブサイト内 URL: <https://www.wipo.int/branddb/ph/en/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁸⁸³ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

⁸⁸⁴ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

1.2 五庁及びWIPO等からフィリピンへの支援施策

1.2.1 知的財産制度の整備支援

(1) 支援主体：日本

●特許審査基準策定支援（専門家派遣）（2017年）⁸⁸⁵

ーJPOは2017年に特許審査基準の専門家を2度にわたり派遣し、特許審査基準策定の支援を行った。

<途上国人材育成研修（短期招へい研修：1～3週間）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員）>⁸⁸⁶

●JPO-IPR研修／ハーフ加盟支援コース（2018年度）（2019年1月10日～2019年1月17日）

<途上国人材育成研修（長期招へい研修：4か月）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員）>⁸⁸⁷

●バイオと植物関連発明の知財政策と審査ガイドラインの改善に向けた調査研究（*Toward the Improvement of IP Policy and Examination Guidelines for Biotechnological and Plant Related Inventions in the Philippines: Lessons from Japan*）（2015年度）

(2) 支援主体：米国

該当情報なし。

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム>*<ASEAN6 共通>（2018年度活動）⁸⁸⁸

●Activity 3. 商標実体審査のASEAN共通ガイドラインの更新（*Updating mechanism of ASEAN Common Guidelines on Substantive Trademark Examination*）

●Activity 4. 意匠のグラフィカル表現の収束に関する実現可能性調査（*Feasibility study relating to the convergence on graphical representations of designs*）

●Activity 5. ASEAN地域商標登録システムの実現可能性研究（*Feasibility study of an ASEAN regional trademark registration system*）

●Activity 8. マドプロとハーフ協定のASEAN加盟国への加盟前及び加盟後の実地訓

⁸⁸⁵ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.278、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸⁸⁶ 「2018年度途上国人材育成研修」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸⁸⁷ 「Thesis Titles of Long-Term Researchers」JPOウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/thesis/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁸⁸⁸ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPRウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

練 (Pre-accession and post-accession on-the-job training to ASEAN Member States on Madrid and Hague)

- Activity 9. シンガポール商標法条約の加盟と実施勧告に関する評価研究 (Evaluation study on the accession and recommendations on implementation of the Singapore Treaty on the Law of Trademarks)
- Activity 11. マドリッドプロトコル及びハーグ協定に関する小冊子及びワークショップ (Elaboration of booklets and workshops on the Madrid Protocol and the Hague Agreement)

*ARISE Plus 知的財産権 (ARISE + IPR) プログラム⁸⁸⁹

欧州連合 (EU) の *Enhanced ASEAN Regional Integration Support* 又は *ARISE Plus* の下にあるコンポーネントの1つである。5年間で5,500万ユーロの *ARISE + IPR* プログラムは、知的財産協力を通じて地域統合を支援する。また、国際的ベストプラクティス、標準、ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 の戦略目標に沿って、創作、保護、活用、管理及び執行のための IP システムのアップグレードを目指す。ARISE + IPR は EU によって資金提供され、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) によって実施されている。このプログラムの実施期間は2018年1月1日から60ヶ月である。

<IP KEY SOUTH EAST ASIA>* <ASEAN6 共通> (2018年活動) ⁸⁹⁰

- Activity 1. 地理的表示 (GIS) の保護強化に関する研究 (STUDY ON THE ENHANCED PROTECTION OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS (GIS))
- Activity 4. 欧州の地理的表示に関するスタディビジット (STUDY VISIT ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS IN EUROPE)
- Activity 5. 植物品種に関する研究 (STUDY VISIT ON PLANT VARIETIES)
- Activity 6. 植物品種保護のための国際連合に関するカンファレンス (CONFERENCE ON THE INTERNATIONAL UNION FOR PLANT VARIETY PROTECTION)
- Activity 8. 最新の特許保護制度に関するカンファレンス (CONFERENCE ON MODERN PATENT PROTECTION REGIMES)
- Activity 12. 地理的表示のコントロールと執行に関する研究 (STUDY ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS CONTROL AND ENFORCEMENT)
- Activity 15. 地理的表示の重要性に関するカンファレンス (CONFERENCE ON THE IMPORTANCE OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS)
- Activity 21. 特許審査のための地域共通ガイドラインの開発支援 (SUPPORT FOR THE DEVELOPMENT OF REGIONAL COMMON GUIDELINES FOR THE EXAMINATION OF PATENTS)

⁸⁸⁹ 「Arise+ IPR」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euipoef.eu/en/ariseplusipr> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁸⁹⁰ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

***IP Key South East Asia (IP Key SEA)** ⁸⁹¹

欧州委員会 (EC) によって指示され、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) によって実施されている。各国の知的財産分野の特定の課題に取り組むことを支援することによって、EU の利益を支援するように設計されている。IP Key SEA は、この地域における知的財産権保護と知的財産権の執行を支援し、国際的な貿易相手国、特に EU 企業やイノベーターへの市場アクセスを促進することを目的としている。

<ECAP III Phase II >* <ASEAN6 共通> (2012~2017年) ⁸⁹²

●Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)

Activity 1. 品質登録サービス (Quality Registration Services) ⁸⁹³

- ASEAN 商標審査官による商標の実体審査ガイドラインの作成/更新のための支援 (2014~2015年)
- ASEAN 知財庁における意匠の審査・登録に関するガイドラインの作成/更新のための支援 (2015年)

●Component II. 法的・政策的枠組み (Legal and Policy Frameworks)

Activity 1. マドリッドシステム—商標の国際登録 (Madrid System – International Registration of Marks) ⁸⁹⁴

- ASEAN 加盟国に対するマドリッドプロトコルへの加盟準備の支援 (職員への実地訓練を含む) (2013~2015年)
- ASEAN の利害関係者を対象としたマドリッド制度を通じた商標の保護に関する広報イベントの開催 (2014年)

Activity 2. ハーグシステム—意匠の国際登録 (Hague System – International Registration of Industrial Designs) ⁸⁹⁵

- ASEAN 加盟国に対するハーグ協定への加盟の法的・技術的な影響に関する助言 (2014年)
- ASEAN の利害関係者を対象としたハーグシステムを通じた意匠の保護に関する普及活動 (2014年)

●Component IV. 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 2. ASEAN 知財庁間での情報共有とプラクティスの収束 (Information Sharing and Convergence of Practices among ASEAN IP Offices) ⁸⁹⁶

⁸⁹¹ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁸⁹² 「About ECAP/ECAP III Phase II」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁸⁹³ 「Quality Registration Services」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/quality-registration-services> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁸⁹⁴ 「Madrid System for the International Registration of Marks」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/madrid-system-international-registration-marks> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁸⁹⁵ 「Hague System for the International Registration of Industrial Designs」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/hague-system-international-registration-industrial-designs> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁸⁹⁶ 「Information Sharing and Convergence of Practices among ASEAN IP Offices」ECAP3 ウェブサイト内、UR

- －AMSsにおける商標・意匠の出願要件ならびに地理的表示の保護制度に関する情報更新（2014～2015年）
- －ビジネス界への商標・意匠サービスの改善・促進するための革新的な取組みに関するASEAN知財庁のための情報共有活動（2014～2015年）
- －ASEAN知財庁が採用する可能性がある共通プラクティスについての提案を展開・議論（2014～2015年）

**ECAP III (EU-ASEAN Project on the Protection of Intellectual Property Rights)* ⁸⁹⁷

2009年に調印された融資契約において、EU（欧州連合）及びASEAN事務局によって承認された。フェーズIは、2010年及び2011年に欧州特許庁（EPO）によって実施された。2012年、EUとASEANは、ASEAN IPR 行動計画2011-2015に従って再調整されるように、プロジェクトの内容を見直した。欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、改訂された予定内にフェーズIIの実施を委託された。プロジェクトの変更は、2012年9月にEUとASEANが調印したEU-ASEAN融資契約の補遺で承認された。

(4) 支援主体：中国

該当情報なし。

(5) 支援主体：韓国

●WIPO アジア・太平洋地域セミナー<ASEAN6 共通>（2016年10月25～27日）⁸⁹⁸

- －韓国知的財産庁（KIPO）の国際知識財産研修院（IIPTI）は、WIPOと共同で、ブータン、インド、マレーシア、ラオス等のアジア・太平洋地域12か国の知的財産権政策担当者及び関係者24人、WIPO関係者、国内参加者を対象に、「能力に基づいた教育と特許審査制度の診断を通じた特許行政効率性の向上」をテーマとして、各国の知的財産戦略と優秀事例を共有し、深みのある討論の機会を設けた。

●WIPO アジア・太平洋地域セミナー<ASEAN6 共通>（2015年11月23日～26日）⁸⁹⁹

- －KIPOの国際知識財産研修院（IIPTI）は、WIPOと共同で、マレーシア、ミャンマー、シンガポール等のアジア・太平洋地域12か国の知的財産権政策担当者及び関係者22人、WIPO関係者、国内参加者を対象に、「プロジェクト基盤のアプローチ法及び成果志向型管理を通じた知的財産開発計画の効果的な実行」をテーマにセミナーを開催した。このセミナーを通じて各国の知的財産戦略と優秀事例を発表し、2016年から2025年までのASEAN IP戦略計画の効果的な実行に向けて踏み込んだ討論を展開する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイ

L: <http://www.ecap3.org/activities/information-sharing-and-convergence-practices-among-asean-ip-offices> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁸⁹⁷ 「About ECAP/ECAP III Phase II」ECAP3ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁸⁹⁸ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」p.426、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁸⁹⁹ 「2015年度 知的財産白書（2016年発行）（KIPO）」p.141～145、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

ベントで、IP と公共政策との戦略的な連携、国家 IP 戦略の樹立など、IP 専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立に関する有用な情報を提供した。

- 国家知的財産戦略プロジェクト (WIPO) (2017年5月30日、フィリピン・マニラ)⁹⁰⁰
 —IPOP HL は、国家知的財産戦略 (National Intellectual Property Strategy: NIPS) を通じて、フィリピンの才能・技能・創造性を国の発展の原動力として活用するための体系的な道筋を描く。様々な政府機関、大学、商工会議所、銀行、知的所有権機関、その他の民間セクターから 300 人近くの参加者が出席した。国際的な状況については、WIPO の Mario Matus 氏、Ye Min Than 氏、プログラムオフィサーと、韓国知的財産庁 (KIPO) 長官 Hyun-Suk Lim 氏から発表があった。

(6) 支援主体：WIPO

- フィリピンの国家知的財産戦略の策定ミッションの初期評価 (Initial Assessment Mission the Development of a National IP Strategy) (2017年2月、フィリピン)⁹⁰¹

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

1.2.2 人材育成支援

(1) 支援主体：日本

- 審査実務指導 (特許審査官派遣) (2018年以降に実施予定)⁹⁰²
- 若手審査官の審査実務指導 (2017年度)⁹⁰³
 —新人審査官を含む若手審査官を対象に、特定技術分野における審査実務指導を実施した。
- 審査官育成支援 (メカトロニクス分野) (特許審査官派遣) (2016年度)⁹⁰⁴
- 国際調査機関 (ISA)・国際予備審査機関 (IPEA) の任命申請要件の充足状況評価 (専門家派遣) (2016年度)⁹⁰⁵
- 特許実務指導 (ナノテクノロジー及び計測技術分野) (特許審査官派遣)、人材育成スキーム支援 (2015年度)⁹⁰⁶

⁹⁰⁰ 「IPOP HL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.56～57、IPOP HL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

⁹⁰¹ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

⁹⁰² JPO「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.276、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁰³ JPO「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.318、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁰⁴ JPO「特許行政年次報告書 2017年版<本編>」 p.294、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁰⁵ JPO「特許行政年次報告書 2017年版<本編>」 p.294、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁰⁶ JPO「特許行政年次報告書 2016年版<本編>」 p.311、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/r>

<途上国人材育成研修（短期招へい研修：1～3週間）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員）>⁹⁰⁷

- JPO-IPR 研修／意匠実体審査コース<ASEAN6 共通>（2018年度）（2018年9月3～14日）
- JPO-IPR 研修／特許審査基準コース<ASEAN6 共通>（2018年度）（2018年10月15～19日）
- JPO-IPR 研修／審判コース<ASEAN6 共通>（2018年度）（2019年2月14～20日）
- JPO-IPR 研修／IP トレーナーズコース（2018年度）（2018年6月19日～7月3日）
- JPO-IPR 研修／特許審査マネジメントコース（2018年度）（2018年9月19～26日）
- JPO-IPR 研修／特許審査実践研修（OPET）（2018年度）（2018年9月20日～2018年11月9日）

<途上国人材育成研修（長期招へい研修：4か月）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員）>⁹⁰⁸

- ソフトウェア特許の適格性とソフトウェア特許に関する課題及びそれに対する対処における日本の経験からの学習（2017年度）

（2）支援主体：米国

- バイオテクノロジー及びコンピューター関連発明分野の実体審査に関する研修／ワークショップ（2016年6月13～16日）⁹⁰⁹
 ー高品質でタイムリーな特許審査を可能にすることを目的として、フィリピンの特許審査官に最新知識、リソース、プラクティスを提供する研修／ワークショップが行われた。IPOP HL-USPTO 二国間協定の作業計画に基づくキャパシティビルディング活動の1つである。両庁は、特許出願の審査における現在のプラクティス、規則、法律を共有した。また、バイオテクノロジーとコンピューター関連発明に関連した発明の応用に関するケーススタディが行われた。このワークショップでは、バイオテクノロジーとコンピューター関連発明に関する独自のガイドラインを作成するという IPOP HL の取組みについての貴重な情報も提供された。共同特許分類（CPC）も米国特許商標庁（USPTO）によって情報提供された。CPC は、USPTO と欧州特許庁（EPO）によって開発された包括的な特許分類である。IPOP HL は、現在国際特許分類（IPC）を使用しているが、より多くの特許庁が CPC を使用してきているため、CPC を使用する可能性を模索している。
- ASEAN 諸国のためのマドリッドプロトコル研修（Madrid Protocol Training for

eport/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf [最終アクセス日：2019年3月7日]

⁹⁰⁷ 「2018年度途上国人材育成研修」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日：2019年3月7日]

⁹⁰⁸ 「Thesis Titles of Long-Term Researchers」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/thesis/index.html> [最終アクセス日：2019年3月7日]

⁹⁰⁹ 「IPOP HL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.32～33、IPOP HL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日：2019年1月23日]

ASEAN Countries) <ASEAN6 共通> (2013年11月4～7日、シンガポール) ⁹¹⁰

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通> (2018年度活動) ⁹¹¹

- Activity 8. マドプロとハーグ協定のアセアン加盟国への加盟前及び加盟後の実地訓練 (Pre-accession and post-accession on-the-job training to ASEAN Member States on Madrid and Hague)

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018年活動) ⁹¹²

- Activity 19. EPO の特許に関するトレーナーの研修プログラムのサポート (SUPPORT FOR THE TRAIN THE TRAINERS PROGRAMME ON PATENTS OF THE EUROPEAN PATENT OFFICE (EPO))

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通> (2012～2017年) ⁹¹³

- Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)

Activity 1. 品質登録サービス (Quality Registration Services) ⁹¹⁴

- －ASEAN 知財庁のためのベストプラクティスに関する参考資料作成 (商標・意匠出願の処理における品質管理を含む) (2013年)
- －商標・意匠審査に関する ASEAN 知財庁職員への研修 (2013～2015年)

- バイオテクノロジー分野の高度な調査・審査に関する特許審査官研修／ワークショップ (2016年11月7～9日) ⁹¹⁵

－欧州特許庁 (EPO) が IPOPHL の特許審査官に対してバイオテクノロジー分野の高度な調査・審査に関する研修／ワークショップを実施した。EPO の審査官 Jaime Madruga 氏は、相同性、幹細胞、トランスジェニック植物／動物対植物の種類／品種に焦点を当てた研修／ワークショップを主導した。

(4) 支援主体：中国

- 中国－ASEAN 知的財産管理・活用セミナー (China-ASEAN Intellectual Property Management and Utilization Seminar) <ASEAN6 共通> (2017年7月、中国・

⁹¹⁰ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

⁹¹¹ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁹¹² 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

⁹¹³ 「About ECAP/ECAP III Phase II」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹¹⁴ 「Quality Registration Services」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/quality-registration-services> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹¹⁵ 「IPOPHL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.32～33、IPOPHL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月23日]

北京)⁹¹⁶

－中国国家知的財産局 (SIPO) は、知的財産制度とベストプラクティスに関して、中国と ASEAN との間で相互理解を促進した。

- アジア地域 IP セミナー (Asian Regional IP Seminar) <ASEAN6 共通> (2017 年 11 月)⁹¹⁷
- 中国－ASEAN 特許審査研修・ワークショップ (2016 China-ASEAN Training Workshop on Patent Examination) <ASEAN6 共通> (2016 年 9 月)⁹¹⁸
- 開発途上国 (ASEAN 含む) 向け研修・ワークショップ<ASEAN6 共通> (IP 職員受入) (2016 年)⁹¹⁹
 - －SIPO は、開発途上国向けに 7 つの研修・ワークショップを開催し、46 か国・地域の 118 名の IP 職員を招へいた。アフリカ地域知的所有権機関 (ARIPO)、アフリカ知的所有権機関 (OAPI)、ASEAN 事務局及び ASEAN 加盟国、湾岸協力会議などから IP 職員が参加した。
- ASEAN 加盟国への中国特許文書知識及び活用に関する研修セミナー (Training Seminar on Chinese Patent Documentation Knowledge and Utilization) <ASEAN6 共通> (2015 年)⁹²⁰
- 中国－ASEAN IP 研修プログラム<ASEAN6 共通> (IP 職員受入) (2014 年)⁹²¹
 - －ASEAN 諸国の 20 人の上級 IP 職員を招へいた。

(5) 支援主体：韓国

- WIPO－韓国 FIT プロジェクト<ASEAN6 共通> (招へい研修) (対象者：知財庁及びその関係機関の職員、民間の知財専門家及び政府系職員) (2004 年～毎年)⁹²²
 - －KIPO は、2004 年以降、WIPO Korea Funds-In-Trust (FIT) により途上国を支援する KIPO-WIPO プロジェクトを実施している。KIPO は毎年、特許法、商標法、知的財産権に関する研修を行うため、審査官や知的財産権の専門家を途上国から招

⁹¹⁶ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79, 94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁹¹⁷ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁹¹⁸ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁹¹⁹ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁹²⁰ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁹²¹ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁹²² 「2017 Annual Report」 p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

へいしている。2017年には17人が特許法コースに参加し、19人が商標法コースに参加した。2017年7月に、WIPOが提供する一般公開コースであるIPサマースクールが韓国・大田で開催された。2017年は合計15人の学生が参加した。また、知的財産の重要性を子供達に教えるため、英語、スペイン語、フランス語などのいくつかの言語で翻訳された教育アニメーション「Getting Creative With Pororo」を開発した。

●国際セミナー・研修<ASEAN6 共通> (毎年実施) ^{923, 924, 925}

－KIPOの国際知識財産研修院 (International Intellectual Property Training Institute: IIPTI) は、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じて途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。WIPOとの協力プログラムとしては、国際知識財産研修院 (IIPTI) 開院以来毎年実施されている「WIPOアジア・太平洋地域セミナー」、「WIPO-KOREA IP サマースクール」を始め、多数の共同教育課程があり、その他にも毎年2～3つの韓国国際協力団 (Korea International Cooperation Agency: KOICA) グローバル研修プログラム (CIAT) を誘致して運営し、独自の途上国向けオーダーメイド型知的財産教育を提供するなど国際教育分野における様々な取り組みに力を入れている。

●特許法・商標法専門教育課程 (WIPO) (2015年) ⁹²⁶

⁹²³ 「2017 Annual Report」p.70～71、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁹²⁴ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.140～144、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁹²⁵ 「2015年度 知的財産白書 (2016年発行) (KIPO)」p.141～145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁹²⁶ 「2015年度 知的財産白書 (2016年発行)」p.141～145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

Program	Course Title	Contents	Dates (in 2017)	Number of participants
WIPO Program(5)	WIPO Patent Law, Patent Examination Course	Training on Korea's patent system and patent examination practice	5. 15-5. 26	17
	WIPO Asia Pacific Regional Conference	OJT for Mongolian Patent examiners	6. 21-6. 23	22
	WIPO Enhancing Developmental Country's PCT Ability Course	Training on Korea's trademark system and trademark examination work	7. 3-7. 7	16
	WIPO-Korea IP Summer School	OJT for Uzbekistan Trademark examiners	7. 10-7. 21	26
	WIPO Trademark Law, Trademark Examination Course	IP education for university students and young adults	11. 13-11. 21	19
KOICA Program(2)	KOICA Creative Invention Course	Training on creative invention promotion policies	3. 16-4. 5	18
	KOICA IP System Course	Training on understanding of Korea's patent policies and industrial site visits	8. 31-9. 20	20
Customized Program(4)	China Hubei Province Patent Examiner Course	Visiting Invention Education Center and Operating Invention Education Course	3. 13	21
	Saudi Arabia Patent Examiner Course	Searching method for examinations and case studies	10. 16-10. 19	4
	The UAE Preliminary Examiner Demonstration Course	Educating Patent Examination and Classification By Dispatching Instructor	10. 23-10. 24	66
	Vietnam Patent Examiner Course	Introduction to Korea's Patent Act and examination system	12. 5-12. 8	8
Total	11 Courses			237

出典：2017 Annual Report (KIPO) ⁹²⁷

(6) 支援主体：WIPO

<WIPO 「Technical Assistance Database」 から得られた情報> ⁹²⁸

- 特許審査の職能に基づく学習の管理ツールと、ASPEC 審査官研修プロジェクト IPET の協議に関するリージョナルワークショップ (Regional Workshop on Tools for Competency-based Learning Management on Patent Examination and Consultations on ASPEC Examiner Training Project IPET) <ASEAN6 共通> (2017年11月、マレーシア)
- 知的財産庁による効果的な知的財産活動とコミュニケーション活動の計画と実施に関するリージョナルワークショップ (Regional Workshop on Planning and Implementation of Effective IP Outreach and Communication Activities by IP Offices) <ASEAN6 共通> (2017年8月、シンガポール)
- 政府職員のための知的財産に関する WIPO-WTO 上級コース (WIPO-WTO Advanced Course on Intellectual Property for Government Officials) (2017年3月、スイス)

⁹²⁷ 「2017 Annual Report」 p.71、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁹²⁸ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA 等）

＜豪州－ASEAN＞＜ASEAN6 共通＞

●地域特許審査研修プログラム（WIPO）^{929, 930}

－PCT サーチ・審査にフォーカスした海外特許庁向けの包括的なオンライン特許審査研修（Regional patent examination training : RPET）プログラム。RPET は、ASEAN-Australia-NewZealand 自由貿易協定（AANZFTA）経済協力作業計画の下で、世界的知的所有権機関（WIPO）の支援を受けて実施されている。

1.2.3 情報化支援

(1) 支援主体：日本

●IT インフラ整備協力＜ASEAN6 共通＞（WIPO Japan FIT）⁹³¹

－ASEAN 諸国における審査の効率化と質の向上に寄与する IT インフラ整備を支援するため、WIPO ジャパンファンドを通じてプロジェクトを実施している（ASEAN 各庁における出願書類等の紙書類の電子化支援、ワークフロー最適化支援、新興国向け IT システムの開発支援、WIPO-CASE 機能向上、ASEAN 各庁の公報データを一括参照可能とする ASEAN 知財情報のポータルである ASEAN PATENTSCOPE の構築支援、IT 人材育成のためのワークショップ等の開催、WIPO-CASE を活用した ASEAN 審査協力プログラムの促進等。).

●JPO の審査関連情報の提供＜ASEAN6 共通＞⁹³²

－日本国特許庁（JPO）の審査関連情報を提供する「高度産業財産ネットワーク（AIPN : Advanced Industrial Property Network）」を海外の知的財産庁に提供している。

●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE リージョナルワークショップ＜ASEAN6 共通＞（WIPO Japan FIT）（2018 年度、シンガポール）⁹³³

－2018 年 3 月にシンガポールにて、ASEAN 諸国及びモンゴルの知財庁から 3～4 名、計 40 名程度が参加し、各知財庁の IT システムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。

●WIPO-CASE を利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ＜ASEAN6 共通＞（WIPO Japan FIT）（2016 年度、シンガポール）⁹³⁴

⁹²⁹ 「Global engagement」IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 24 日]

⁹³⁰ 「Regional patent examination training」IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement/regional-patent-examination-training> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 24 日]

⁹³¹ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版＜本編＞」 p.317、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁹³² JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版＜本編＞」 p.317、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁹³³ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版＜本編＞」 p.313、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

⁹³⁴ JPO 「特許行政年次報告書 2017 年版＜本編＞」 p.333、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

ー2017年3月にシンガポールにて、ASEAN 諸国、モンゴル、パプアニューギニアの各知財庁から3、4名、計50名程度が参加し、各知財庁のITシステムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。

●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE ナショナルワークショップ (WIPO Japan FIT) (2016年度、タイ、フィリピン)⁹³⁵

ー2016年4月にフィリピンのマニラにて、フィリピン知的財産庁 (IPOP HL) の特許審査官、IT部門職員等60名程度を対象に、同月にタイのバンコクにて、タイ知的財産局 (DIP) の特許審査官、国際部門職員等60名程度を対象に、また、2016年11月にタイ商務省知的財産局の新人特許審査官、国際部門職員等20名程度を対象に WIPO-CASE ナショナルワークショップが開催された。ワークショップでは、WIPO-CASE の利用方法や WIPO-CASE から参照可能な書類情報の活用方法が紹介された。

●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE ナショナルワークショップ (WIPO Japan FIT) (2015年度、インドネシア、フィリピン)⁹³⁶

ー2015年4月にインドネシアのジャカルタにて、知的財産権総局 (DGIP) の特許審査官等70名程度を対象に、また2015年5月にフィリピンのマニラにて、フィリピン知的財産庁 (IPOP HL) の特許審査官、IT部門職員等60名程度を対象に、WIPO-CASE ナショナルワークショップが開催され、JPO からそれぞれに講師一名を派遣した。ワークショップでは、WIPO-CASE の利用方法や WIPO-CASE から参照可能な書類情報の活用方法が紹介された。

●WIPO-CASE を利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ <ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT) (2015年度、シンガポール)⁹³⁷

ーASEAN 諸国の特許庁職員を対象に、ASEAN 諸国特許庁のITシステムの向上の支援を目的として、2016年3月にシンガポールにて開催され、ASEAN 諸国の各特許庁から3、4名程度が参加した。

●特許審査官への他庁の審査結果活用に関する専門家派遣 (WIPO Japan FIT) (短期専門家派遣) (2014年度) (2014年8月6～8日、フィリピン)⁹³⁸

<途上国人材育成研修 (短期招へい研修：1～3週間) (対象者：民間の知財専門家及び政府系職員)>⁹³⁹

●JPO-IPR 研修／情報化コース<ASEAN6 共通> (2018年度) (2018年12月17日～2018年12月20日)

⁹³⁵ JPO「特許行政年次報告書2017年版<本編>」p.332、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日：2019年3月7日]

⁹³⁶ JPO「特許行政年次報告書2016年版<本編>」p.346、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日：2019年3月7日]

⁹³⁷ JPO「特許行政年次報告書2016年版<本編>」p.347、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日：2019年3月7日]

⁹³⁸ 「専門家派遣、ワークショップ等の開催」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops13.html [最終アクセス日：2019年3月7日]

⁹³⁹ 「2018年度途上国人材育成研修」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日：2019年3月7日]

(2) 支援主体：米国

該当情報なし。

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通> (2018 年度活動) ⁹⁴⁰

- Activity 1. 商標と意匠（特にフロントオフィス、CESTO、及びユーザー満足度調査（USS））の管理のための IP ツール統合のサポート（Support in the integration of IP tools for the management of TM and ID, in particular Front Office, CESTO and User Satisfaction Survey (USS)）
- Activity 6. ASEAN TMview、ASEAN DesignView、ASEAN TM Class の更新及びアップグレードにおける AMS サポート（Supporting AMS in updating and upgrading ASEAN TMview, ASEAN DesignView and ASEAN TMClass）
- Activity 10. ASEAN TM class データベースの内容を更新するための技術支援の提供（Provision of technical assistance to update the content of ASEAN TM class database）

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018 年活動) ⁹⁴¹

- Activity 22. TMVIEW と DESIGNVIEW と EUIPN のツール統合（TMVIEW AND DESIGNVIEW AND EUIPN TOOLS INTEGRATION）
- Activity 23. 電子出願の IT・法的サポート（IT AND LEGAL SUPPORT FOR E-FILING）

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通> (2012～2017 年) ⁹⁴²

- Component I. 管理と施行（Administration and Enforcement）
 - Activity 2. 商標分類ツール（Trade Mark Classification Tool）⁹⁴³
 - －商標登録のための商品・役務の ASEAN 共通分類データベースの開発（2013～2015 年）
 - －ASEAN 商標分類データベースの検索可能インターフェースの一般ウェブ公開（2014～2015 年）
- Component III. ブランド開発（生産部門）（Brand Development (Productive Sector)）
 - Activity 3. IP ユーザー向けの情報ツール（Information Tools for IP Users）⁹⁴⁴

⁹⁴⁰ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

⁹⁴¹ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

⁹⁴² 「About ECAP/ECAP III Phase II」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

⁹⁴³ 「Trade Mark Classification Tool」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/trade-mark-classification-tool> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

⁹⁴⁴ 「Information Tools for IP Users」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-tools-ip-users> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

- －ASEAN IP ポータルの更なる開発・更新（収録する情報コンテンツの収集を含む）（2013～2015年）
- －ASEAN 知財庁の商標・意匠登録に関する情報の検索データベースのツール開発（2013～2015年）

●Component IV. 地域統合と連携（Regional Integration and Collaboration）

Activity 1. ASEAN 知財庁の共通ツール（ASEAN IP Offices Common Tools）⁹⁴⁵

- －商標・意匠の管理業務の効率化とサービス品質向上のために、ASEAN 知財庁が共通して使用できる IP 管理及び情報ツールの開発（2013～2015年）

●IPOP HL が EPO の検索ツール EPO QUE Net の使用契約（2017年5月～2022年12月31日）⁹⁴⁶

- －IPOP HL 長官 Josephine R. Santiago 氏は2018年7月10日、ドイツの欧州特許庁（EPO）長官 Benoit Battistelli 氏と、170を超えるデータベース（EPO 内部データベースと商業データベースを含む）へのアクセスを許可することで合意した。IPOP HL の特許審査官は、2017年5月に EPO QUE Net を使い始めた。世界中の少なくとも45の特許庁が EPO QUE Net を使用している。IPOP HL の EPO QUE Net へのアクセスは2022年12月31日まで有効。IPOP HL は、国際調査機関／国際予備審査機関（ISA/IPEA）として機能し始める2019年4月までに、PCT 出願の調査・予備審査の処理能力を増強する。

（4）支援主体：中国

●伝統医学データベース（Traditional Medicine Database）プロジェクト＜ASEAN6 共通＞（専門家派遣）（2016～2017年）^{947, 948}

- －SIPO は、2016年に伝統医学データベースの専門家グループをカンボジア、フィリピン、ミャンマーに派遣し、伝統医学データベース分野における中国と ASEAN の協力に関する要旨分析レポートを完成させ、伝統医学の発展における協力を推進した。

●伝統的知識保護と伝統医学データベース開発を含む課題の情報交換のために ASEAN 諸国へ専門家を派遣＜ASEAN6 共通＞（専門家派遣）（2015年）⁹⁴⁹

⁹⁴⁵ 「ASEAN IP Offices Common Tools」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/asean-ip-offices-common-tools> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹⁴⁶ 「IPOP HL fortifies Patent Search Capacity, gears up to operate as ISA/IPEA (20 July 2018)」Asean LIP (Asean Legal Information Portal) ウェブサイト内、URL: <https://www.aseanlip.com/philippines/iplaw/news/ipophl-fortifies-patent-search-capacity-gears-up-to-operate-as-isaipea/AL41991> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹⁴⁷ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁹⁴⁸ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

⁹⁴⁹ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報（SIPO Annual Report/VIII International Cooperation）」p.79～80、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

- 伝統医学データベースの構築と管理の経験を共有するために SIPO 代表団をマレーシア、タイに派遣<ASEAN6 共通> (専門家派遣) (2014 年)⁹⁵⁰
- 知的財産と伝統的知識と遺伝資源の保護に関する中国－ASEAN セミナー<ASEAN6 共通> (2012 年 9 月 10～12 日、北京)⁹⁵¹
 - －SIPO 局長 Tian Lipu 氏が開会式に出席した。中国と ASEAN 諸国の伝統的な知識と遺伝資源保護システムを促進する。3 日間のセミナーで、参加者は、世界の遺伝資源の保護、伝統的知識の保護の状況、遺伝資源の保護の状況、伝統的な中国医学図書館・世界の伝統医学特許データベース等について意見交換を行った。

(5) 支援主体：韓国

- 情報化コンサルティング (APEC 事業) (2002 年度)⁹⁵²
 - －APEC は、世界で初めてインターネット基盤の電子出願システムを実現した KIPO の特許情報化のレベルを高く評価し、2002 年度途上国特許行政技術協力事業のメインパートナーとして韓国を満場一致で選定し、KIPO に特別基金を提供することを決めた。APEC 特別基金で、タイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインド特許庁に対する情報化コンサルティングを順調に遂行し、APEC 域内加盟国から高い評価を得るとともに、特許情報分野におけるリーダーとして浮上した。

(6) 支援主体：WIPO

- 知的財産庁ビジネスサービスのデジタル変換に関する WIPO-ASEAN 情報技術ワークショップと ASEAN PatentScope コーディネーター会議 (WIPO-ASEAN Information Technology (IT) Workshop on the Digital Transformation of Industrial Property (IP) Office Business Services and ASEAN PatentScope Coordinator Meeting) <ASEAN6 共通> (2017 年 9 月、インドネシア)⁹⁵³

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

⁹⁵⁰ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁹⁵¹ 「田力普出席中国-东盟知识产权与传统知识及遗传资源保护研讨会开幕式并致辞」 中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020665.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

⁹⁵² 「2016 年度 知的財産白書 (2017 年発行) (KIPO)」 p.425、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

⁹⁵³ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 25 日]

1.2.4 その他の支援（普及啓発、模倣品対策、産学連携、民間向け研修等）

(1) 支援主体：日本

- 大学・研究機関向け知財活用環境整備に関するリージョナル会合 (WIPO Japan FIT) (招へい研修) (2018年度、大阪)⁹⁵⁴
 - ー大学・研究機関における技術管理や知財活用を促進するために、同プロジェクト対象国の大学・研究機関等の学長・副学長級を日本に招へいし、産学連携や技術移転等の知財の活用に関する知見や経験の共有と意見交換を行った。プロジェクト対象国のインドネシア、マレーシア、フィリピン、スリランカ、タイから計39名が参加した。
- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回：2016年3月1日、東京) (第2回：2014年5月13日、香港) (第1回：2013年10月22日、東京)^{955, 956, 957, 958}
 - ー日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。
- 第5回フィリピン模倣品・海賊版対策サミットで招待講演（専門家派遣）(2015年10月、フィリピン・マニラ)⁹⁵⁹
 - ー2015年10月に第5回フィリピン模倣品・海賊版対策サミットがマニラにおいて開催され、JPO は IPOPHL より初めて招待を受け、我が国の取組について講演を行った。

<途上国人材育成研修（短期招へい研修：1～3週間）（対象者：民間の知財専門家及び政府系職員）>⁹⁶⁰

- JPO-IPR 研修／知財普及啓発コース（2018年度）(2018年8月6日～2018年8月10日)
- JPO-IPR 研修／特許専門実務者コース（2018年度）(2018年10月31日～2018年11月16日)
- JPO-IPR 研修／知財保護法律家コース（2018年度）(2018年11月26日～2018年

⁹⁵⁴ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.313、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁵⁵ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁵⁶ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁹⁵⁷ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁵⁸ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁵⁹ JPO「特許行政年次報告書2016年版<本編>」p.311、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁶⁰ 「2018年度途上国人材育成研修」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

12月12日)

- JPO-IPR 研修／商標専門実務者コース（2018年度）（2019年1月21日～2019年2月1日）
- JPO-IPR 研修／産学連携・技術移転コース（2018年度）（2018年12月10日～2018年12月19日）
- JPO-IPR 研修／実務者向け模倣品対策コース（2018年度）（2019年2月19日～2019年2月26日）

<途上国人材育成研修（フォローアップ研修：短期専門家派遣）（対象者：民間の知財専門家及び政府系職員）>⁹⁶¹

- 医療における技術保護と知的財産権セミナー（2016年度）（2016年11月15～16日）
（開催地：フィリピン）

（2）支援主体：米国

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通>（第3回：2016年3月1日、東京）
（第2回：2014年5月13日、香港）（第1回：2013年10月22日、東京）^{962, 963, 964, 965}
一日米欧中韓の商標五庁（TM5）の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。
- 偽造品の取引に対する知的財産権の執行に関する ASEAN-USPTO アドバンスド・ワークショップ（ASEAN-USPTO ADVANCED WORKSHOP ON ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS AGAINST TRADE IN COUNTERFEIT GOODS）<ASEAN6 共通>（2012年4月18～20日、インドネシア・ジャカルタ）⁹⁶⁶

<USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE) から得られた情報>⁹⁶⁷

- 海賊版コンテンツ及び偽造品のオンライン取引に対する刑事執行に関する ASEAN ワ

⁹⁶¹ 「Follow-up Seminars」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/followup/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁶² 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁶³ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁹⁶⁴ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁶⁵ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁶⁶ 「ASEAN-USPTO ADVANCED WORKSHOP ON ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS AGAINST TRADE IN COUNTERFEIT GOODS」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/export/sites/www/enforcement/en/activities/pdf/program_jakarta.pdf [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹⁶⁷ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

ークショップ (ASEAN Workshop on Criminal Enforcement Against Online Trade in Pirated Content and Counterfeit Goods) <ASEAN6 共通> (2018年8月21～24日、タイ・バンコク)

- IPR サイバー対応犯罪に関する卓上演習 (Tabletop Exercise on IPR Cyber-Enabled Crime) (2018年5月7～11日、シンガポール)
- 国境執行時における紛らわしいほど類似している商標の判定に関するワークショップ (Workshop on Confusingly Similar Trademark Determinations in a Border Enforcement Context) (2017年11月6～9日、ベトナム・ホーチミン)
- 知的財産権の刑事執行に関する ASEAN の上級司法・検察教育 (ASEAN Advanced Judicial and Prosecutorial Education on IPR Criminal Enforcement) (2011年11月1日、フィリピン)
- ASEAN 地域 IP 管理及び技術商業化 (ASEAN Regional IP Management and Technology Commercialization) (2011年6月14～16日、フィリピン・マニラ)

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通> (2018年度活動)⁹⁶⁸

- Activity 2. ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 のためのモニタリングシステムと自動報告メカニズムの開発 (Development of a monitoring system and automatic reporting mechanism for the ASEAN IPR Action Plan 2016-2025)
- Activity 7. ASEAN 知的財産アカデミーの実現可能性調査 (Feasibility study on an ASEAN IP Academy)
- Activity 12. クリエイティブ ASEAN への支援 (Support to Creative ASEAN)
- Activity 13. 地理的表示保護 (特に LDC におけるブランド戦略、品質基準、及び管理システムを含む) に関するロービングセミナー (Roving seminars on the protection of GIs, including branding strategies, quality standards and control systems, especially in the LDCs)
- Activity 14. 地理的表示リーフレット及び小冊子の作成 (Development of GI leaflets and booklets)
- Activity 15. ANIEE 地域執行・ワークショップ及び会議の組織化と支援 (Organisation and support for the ANIEE regional enforcement workshop and meeting)
- Activity 16. 執行機関のための ASEAN 執行ツールの整備に関するプレゼンテーションと提案 (Presentation and proposal on setting up ASEAN enforcement tools for enforcement agencies)
- Activity 17. 知的財産権の恩恵とビジネス界で利用可能なグローバル IP ツールに関する情報と啓発セッション (Information and Awareness-Raising sessions on the benefits of IP rights and global IP tools available to the business community)

⁹⁶⁸ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018年活動)⁹⁶⁹

- Activity 2. 裁判の円卓会議と仲裁人のためのベストプラクティスの交換 (ROUNDTABLE FOR THE JUDICIARY AND EXCHANGE OF BEST PRACTICES FOR MEDIATORS)
- Activity 3. IPR 執行機関のためのベストプラクティスの交換 (EXCHANGE OF BEST PRACTICES FOR IPR ENFORCEMENT OFFICIALS)
- Activity 7. 東南アジアの裁判官のための円卓会議 (ROUNDTABLE FOR SOUTH EAST ASIA JUDGES)
- Activity 9. 自由貿易協定 (FTA) 交渉と IP ダイアログのための技術的助言と援助 (TECHNICAL EXPERTISE AND ASSISTANCE FOR FREE TRADE AGREEMENT NEGOTIATIONS AND IP DIALOGUES)
- Activity 10. 自由貿易協定 (FTA) 交渉に関連した知的財産権レジームに関する技術的研究 (TECHNICAL STUDIES ON IPR REGIMES IN RELATION TO FREE TRADE AGREEMENT NEGOTIATIONS)
- Activity 11. 自由貿易協定 (FTA) の履行に対する支援 (SUPPORT AND ASSISTANCE FOR THE IMPLEMENTATION OF FREE TRADE AGREEMENTS)
- Activity 13. デジタルワールドにおける不正取引と知的財産権保護に関する研究 (STUDY ON ILLICIT TRADE AND IPR PROTECTION IN THE DIGITAL WORLD)
- Activity 14. 不正取引環境インデックスレポート (ILLICIT TRADE ENVIRONMENT INDEX REPORT)
- Activity 16. 東南アジア IP アカデミーのサポート (SUPPORT FOR SOUTH EAST ASIA IP ACADEMIES)
- Activity 17. 商標・意匠の登録及び執行に関する知財庁のためのロービングセミナー (ROVING SEMINAR FOR IP OFFICIALS ON THE REGISTRATION AND ENFORCEMENT OF TRADEMARKS AND INDUSTRIAL DESIGNS)
- Activity 18. オンラインでの侵害、サイバー犯罪、及び著作権に関する研修 (TRAINING ON ONLINE INFRINGEMENTS, CYBERCRIME AND COPYRIGHT)
- Activity 20. 21 世紀の東南アジアにおける IP サービスと保護の質の向上 (UPGRADING THE QUALITY OF IP SERVICES AND PROTECTION IN SOUTH EAST ASIA IN THE 21ST CENTURY)
- Activity 24. EU 及び海峽企業向けの EU 商標及びコミュニティデザインに関するロービングセミナー (ROVING SEMINAR ON EU TRADE MARKS AND COMMUNITY DESIGNS FOR EU AND SEA LOCAL COMPANIES)

⁹⁶⁹ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」 IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

●Activity 25. 東南アジア IP ダイアログパートナーのコーディネーション会議(SEA IP DIALOGUE PARTNERS COORDINATION MEETING)

<ECAP III Phase II > <ASEAN6 共通> (2012~2017年) ⁹⁷⁰

●Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)

Activity 3. IPR 執行に関する ASEAN 地域行動計画への支援 (Support to the ASEAN Regional Action Plan on IPR Enforcement) ⁹⁷¹

- －ASEAN の執行機関に対する IPR 執行のベストプラクティスの特定と文書化(2013年)
- －ASEAN の行政執行機関に対する IPR 執行のキャパシティビルディング (トレーナーの養成) (2014年)
- －ASEAN の司法・検察メンバーに対する IPR 執行のキャパシティビルディング (2015年)
- －IPR 執行に関する ASEAN 及び国際的な判例法の検索データベースの開発 (2013~2015年)
- －執行機関、知財庁及び権利者間における知的財産権関連データの交換を容易にするための仕組みの構築 (2015年)

●Component III. ブランド開発(生産部門) (Brand Development (Productive Sector))

Activity 1. 中小企業の機能強化 (Enhancing SME Capabilities) ⁹⁷²

- －ASEAN 地域内外でのブランドの創設・宣伝・管理・保護のための IP ツールに関する ASEAN 諸国の中小企業トレーナーの研修 (2013年)
- －ASEAN 地域における中小企業のためのブランド関連の IP 資産の創設・保護・管理に関する研修資料の開発 (2014~2015年)

Activity 2. IP プロフェッショナルのキャパシティビルディング (Capacity Building of IP Professionals) ⁹⁷³

- －商標・意匠のアドバイザーと代理人のための専門研修 (2014年)

Activity 3. IP ユーザー向けの情報ツール (Information Tools for IP Users) ⁹⁷⁴

- －IPR 集約型産業の ASEAN 経済への貢献を評価するための方法論の開発(2014年)

Activity 4. マーケティングツールとしての地理的表示使用の改良 (Enhanced Use of GIs as a Marketing Tool) ⁹⁷⁵

- －既存及び潜在的な輸出市場における ASEAN 地理的表示の保護についての ASEAN

⁹⁷⁰ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-i> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹⁷¹ 「Support to the ASEAN Regional Action Plan on IPR Enforcement」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/support-asean-regional-action-plan-ipr-enforcement> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹⁷² 「Enhancing SME Capabilities」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhancing-sme-capabilities> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹⁷³ 「Capacity Building of IP Professionals」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/capacity-building-ip-professionals> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹⁷⁴ 「Information Tools for IP Users」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-tools-ip-users> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹⁷⁵ 「Enhanced Use of GIs as a Marketing Tool」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhanced-use-gis-marketing-tool> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

地域の生産者及び所轄官庁への助言（欧州における ASEAN 地理的表示の登録支援を含む）（2013～2015年）

－ASEAN 地理的表示の可視性の促進方法の特定（2013～2015年）

－地理的表示のコントロールに関するベストプラクティスの ASEAN 内及び他国の生産者の情報交換（2015年）

－ASEAN 諸国における地理的表示の保護システムに関する経験の共有（2013年）

Activity 5. クリエイティブ ASEAN (Creative ASEAN) ⁹⁷⁶

－創造性の促進における知的財産の役割に関する意識を高めることを目的としたデザインコンペティション

●Component IV : 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 3. ASEAN 事務局の IP 能力の強化 (Enhanced IP Capacity in the ASEAN Secretariat) ⁹⁷⁷

－IP 政策及び地域調整に対処するための ASEAN 事務局の能力の強化

●TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京)

(第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京) ^{978, 979, 980, 981}

－日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。

(4) 支援主体: 中国

●TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京)

(第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京) ^{982, 983, 984, 985}

－日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組ん

⁹⁷⁶ 「Creative ASEAN」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/creative-asean> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹⁷⁷ 「Enhanced IP Capacity in the ASEAN Secretariat」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhanced-ip-capacity-asean-secretariat> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

⁹⁷⁸ 「第3回悪意の商標出願セミナー」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁷⁹ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」 TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁹⁸⁰ 「第2回悪意の商標出願セミナー」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁸¹ 「第1回悪意の商標出願セミナー」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁸² 「第3回悪意の商標出願セミナー」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁸³ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」 TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁹⁸⁴ 「第2回悪意の商標出願セミナー」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁸⁵ 「第1回悪意の商標出願セミナー」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

でいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回TM5悪意の商標出願セミナーでは、EUIPOからASEANでの悪意の商標出願の事例紹介があった。

(5) 支援主体：韓国

●K-ブランド説明会及び招へい研修<ASEAN6共通> (2017年以降予定)⁹⁸⁶

－KIPOは、中国・ASEAN地域の現地政府との協力により、現地の模倣品取り締まり公務員を対象にK-ブランド説明会及び韓国への招へい研修等を実施する計画である。

●APEC1村1ブランド事業 (One Village One Brand Project) <ASEAN6共通> (APEC事業) (2010年～)^{987, 988}

－2010年にAPEC加盟国21及び国際機構やNGO等をソウルに招き、「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。途上国の地域商品のブランド化に向けた支援要請に応じて、2011年4月「APEC1村1ブランド事業 (One Village One Brand Project)」がAPEC承認を受けた。

●適正技術開発 (Appropriate technology development)、適正技術コンペティション (Appropriate Technology Competition) <ASEAN6共通> (APEC事業) (2013年～)^{989, 990}

－第36回APEC知的財産権専門家会議 (IPEG) (2013年1月)で、韓国は適正技術開発事業モデル発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のためのIP基盤知識シェア議題」を提案して採択された。2013年に、フィリピンで生息するイランイラン木 (Ylang-Ylang Tree) のオイル抽出機を開発した。また、2014年7月に「IP知識シェア：適正技術コンペティション」の開催に成功した。また、2015年には、インドネシアの Flores Bajawa 地域の特産品であるコーヒーブランドを開発した。2016年には、ベトナムの適正技術コンペティションに参加した技術が選定された。また、2016年にはインドネシアの DGIP から要請された適正技術とブランド事業が支援対象として選定された。

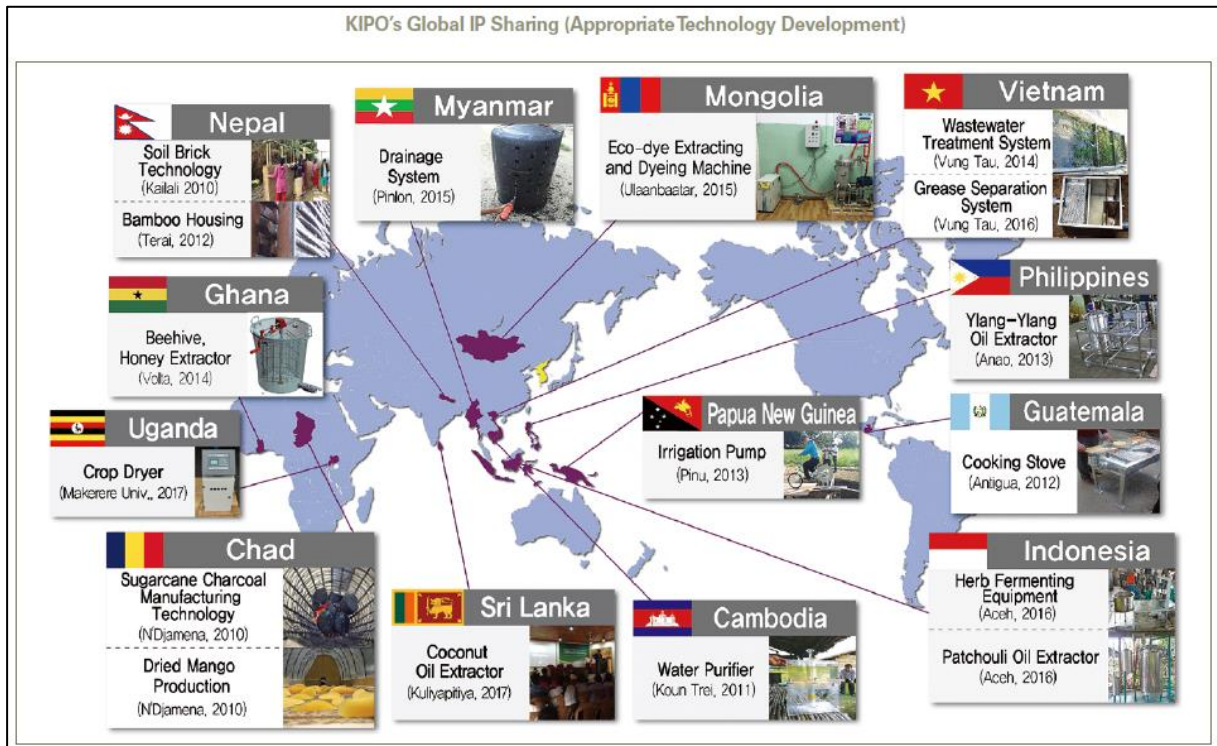
⁹⁸⁶ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.629、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁹⁸⁷ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.403、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁹⁸⁸ 「2017 Annual Report」p.64、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁹⁸⁹ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.404, 434～435、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

⁹⁹⁰ 「2017 Annual Report」p.61～63、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]



出典：2017 Annual Report (KIPO) 991

- 中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想<ASEAN6 共通> (APEC 事業) (2014~2017年) 992
 - ー第38回 APEC 知的財産権専門家会議 (IPEG) (2014年2月)で、KIPOは「中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想」を提案して承認された。アンケート調査等を通じて中小企業に対する知的財産権支援政策を共有し(2014~2015年)、APEC基金を活用した研究委託を実施して関連政策に対するマニュアルを製作し(2015~2016年)、APECネットワークを活用して希望する加盟国にコンサルティングを提供する(2017年)ことを骨子としている。
- ゲーム開発者のための第1回著作権ワークショップ (WIPO) (First Copyright Workshop for Game Developers) (2017年11月28~29日、フィリピン) 993
 - ーゲーム開発者、中国・マレーシア・インドネシア・ベトナム・フィリピンの知的財産庁の代表者、フィリピン民間人らが「クリエイティブ産業における著作権から生計を立てるための小地域ワークショップ (ゲーム開発者のためのビジネスと法的問題)」に参加した。このワークショップは、IPOP HL と大韓民国文化スポーツ観光省 (MCST) とが協力して、WIPOによって開催された。
- 第6回韓国ーフィリピン著作権ワークショップ 2017 (2017年6月13日、フィリピン)

991 「2017 Annual Report」p.61、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

992 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.404~405、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

993 「IPOP HL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.40、IPOP HL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月23日]

ン・マニラ)⁹⁹⁴

－IPOP HL は、韓国著作権委員会 (KCC) と韓国文化スポーツ観光省 (MCST) と協力して、マニラで「韓国－フィリピン著作権ワークショップ 2017」を開催した。毎年実施しており今回は6回目となるワークショップには、韓国とフィリピンの公共及び民間部門からの講演者と30名を超える参加者が出席した。

●TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京) (第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京)^{995, 996, 997, 998}

－日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。

●知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ」を開発<ASEAN6 共通> (WIPO・中小企業局協力) (2006～2015年)⁹⁹⁹

－KIPO は 2006～2010 年に、国際取引等のビジネス的観点からの知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ (Panorama)」を開発した。2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、6つの国連共用語バージョンを全て完成した。また、タイ語、ベトナム語など17言語で IP パノラマを開発し、世界24言語で普及している。2015年には、IP パノラマ教育内容を基に実際事例を中心に再構成したモバイル知的財産教育コンテンツである「IP パノラマモバイル」を開発し、知的財産教育ポータル IP ディスカバリー (<http://ipdiscovery.net>) を通じて提供している。

●IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業<ASEAN6 共通> (APEC 事業) (2009～2012年)¹⁰⁰⁰

－「IP Xpedite」は、特許情報の検索・分析及び活用等、特許情報に関わる実証的内容に関する知的財産権コンテンツである。APEC 域内各国の知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業」を2009年に実施した。また、後続事業として「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成高級課程」を2010年9月に提案して APEC から事業承認を得た。APEC 加盟国の知的財産権専門家を対象に、オン・オフライン教育 (2011

⁹⁹⁴ 「IPOP HL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.40、IPOP HL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月23日]

⁹⁹⁵ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁹⁶ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

⁹⁹⁷ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁹⁸ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

⁹⁹⁹ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.429、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁰⁰⁰ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.403～404, 429～430、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

年実施)、及び E-learning コンテンツの開発・普及 (2010 年実施) を行った。同プログラムはタイ語に翻訳・活用された。

(6) 支援主体 : WIPO

- 知的財産・伝統的知識・伝統的文化表現に関する実践的ワークショップ (Practical Workshop on Intellectual Property, Traditional Knowledge, and Traditional Cultural Expressions) (2017 年 11 月 20~23 日、フィリピン・マニラ) ¹⁰⁰¹
 - －WIPO が IPOPHL と共同で開催した知的財産・伝統的知識・伝統的文化表現 (IP, GR, TK, and TCE) に関する実践的ワークショップで、アジアで最初のものであった。同様のワークショップは、これまでアフリカとラテンアメリカで開催された。先住民及び地域社会 (ILC) の代表者、アジア 6 か国の知的財産庁及び関連政府機関の政府職員が参加した。また、インド、インドネシア、マレーシア、ネパール、タイ、フィリピンの先住民族が参加した。
- フィリピン知的財産権訓練センター設立 (2017 年 10 月 10 日、フィリピン) ¹⁰⁰²
 - －IPOPHL は WIPO と共同で知的財産権訓練センター (Intellectual Property Training Center) を設立した。知的財産権の専門家と学生のための研修プログラム・コースが 2018 年から提供される予定である。WIPO により講師とスタッフの訓練を受ける。
- 知的財産権と競争のインターフェースに関するセミナー・ワークショップ (Seminar Workshop on the Interface of Intellectual Property (IP) and Competition) (2015 年 4 月 13~14 日) ¹⁰⁰³
 - －IPOPHL は、WIPO と協力して、関連政府機関や現地の IP 実務家に対してこのセミナーを開催した。セミナーのトピックには、IP 法における競争の側面、IP ライセンス、並行輸入、領土の独占権、枯渇権、偽訴訟、過剰なロイヤルティ、貿易における不正競争行為の規制などが含まれていた。

<WIPO 「Technical Assistance Database」から得られた情報>¹⁰⁰⁴

- 知的財産に関する WIPO-Philippines サマースクール (WIPO-Philippines Summer School on Intellectual Property) (民間人向け) (2018 年 6 月、フィリピン)
- 海外での商標、発明、意匠の保護に関するセミナー (Seminar on Protecting your Trademarks, Inventions and Designs Overseas: WIPO Services and Initiatives for Filipino Businesses) (民間人向け) (2018 年 6 月、フィリピン)

¹⁰⁰¹ 「IPOPHL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.41、IPOPHL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019 年 1 月 23 日]

¹⁰⁰² 「IPOPHL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.51、IPOPHL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019 年 1 月 24 日]

¹⁰⁰³ 「IPOPHL AnnualReport2015」p.56、IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/images/TransparencySeal/AnnualReport2015.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 24 日]

¹⁰⁰⁴ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 25 日]

- マニラの知的財産研修機関を支援し、知的財産の高等教育を提供する大学を支援するプロジェクト (Project to support IP training institution in Manila and support universities in offering IP higher education: consultative mission) (2017年7月、フィリピン)
- 司法訓練機関プロジェクトー裁判官パネル (Judicial Training Institutes Project - Panel of Judges) (2017年7月、スイス)
- 特許分析に関する WIPO ナショナルワークショップ (WIPO National Workshops on Patent Analytics) (民間人向け) (2017年11月、フィリピン)
- 営業秘密とイノベーションに関する WIPO サブリージョナルセミナー (WIPO Sub-Regional Seminar on Trade Secrets and Innovation) (2017年9月、シンガポール)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

<ERIA-ASEAN><ASEAN6 共通>

- 「ASEAN 各国知財庁の出願件数の予測と政策提言」に関する研究 (2016年度～) ^{1005, 1006}
- 「ASEAN 経済と知的財産権」「模倣品が ASEAN 各国経済に与える影響」に関する研究 (2013年度) ^{1007, 1008}
- 「中小企業の知的財産権活用に関する研究—日本をモデルとして」(2012年度) ^{1009, 1010}

<英国-フィリピン>

- UKIPO-IPOPHL 執行・ワークショップ (デジタル犯罪への物理的物品の取扱い) (2016年10月26日) ¹⁰¹¹

<豪州-フィリピン>

- フィリピンの国立学術機関と産業との間のギャップを埋める WIPO-Australia FIT (Funds-In-Trust) ナショナルプロジェクト (WIPO/FIT Australia National Project on Bridging the Gap Between National Academic Institutions and Industry in the Philippines: National Workshop) (WIPO) (2017年9月、フィリピン) ¹⁰¹²

¹⁰⁰⁵ 「日アセアン間の知財に関する協力プログラムを強化しました～第6回日アセアン特許庁長官会合の結果について～」 経済産業省ウェブサイト内、URL: <http://www.meti.go.jp/press/2016/07/20160720002/20160720002.html> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰⁰⁶ 「日アセアン間の知財に関する協力プログラムを強化しました～第8回日 ASEAN 特許庁長官会合の結果について～」 経済産業省ウェブサイト内、URL: <http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180906003/20180906003.html> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰⁰⁷ 「日本国特許庁の アセアンに対する知的財産協力 (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.30、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-1.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰⁰⁸ 「ジャカルタで ASEAN 知財協力を考える (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.34、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰⁰⁹ 「日本国特許庁の アセアンに対する知的財産協力 (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.30、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-1.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰¹⁰ 「ジャカルタで ASEAN 知財協力を考える (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.34、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰¹¹ 「IPOPHL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.51、IPOPHL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰¹² 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

1.2.5 会合・イベント等

(1) 支援主体：日本

- 日 ASEAN 特許庁長官会合<ASEAN6 共通> (2012年～毎年)¹⁰¹³
 - 第8回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2018年9月、シンガポール)
 - 第7回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2017年5月、金沢)
 - 第6回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2016年7月、バリ)
 - 第5回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2015年5月、奈良)
 - 第4回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2014年7月、ベトナム)
 - 第3回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2013年4月、京都)
 - 第2回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2012年7月、シンガポール)
 - 第1回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2012年2月、東京)
- IPOP HL 長官と JPO 長官が会談 (2017年5月、日 ASEAN 特許庁長官会合)¹⁰¹⁴
 - －審査基準策定や審査官向け研修に関するさらなる支援について合意した。
- IPOP HL 長官等が JPO を訪問 (2016年度)¹⁰¹⁵
 - －フィリピンにおいて知的財産権を活用し易い環境を整備するため、IPOP HL 長官等が、JPO を訪問するとともに、日本の関係機関等と意見交換を行った。
- IPOP HL-JPO 二国間会議 (2016年2月9～10日)¹⁰¹⁶
 - －IPOP HL、JPO、JETRO は、IPOP HL-JPO 協力覚書 (MOC) の下で行われる作業計画について議論した。この作業計画は、特許審査官の能力をさらに高め、審査プロセスをスピードアップし、審査の質を向上させることを目的としている。

(2) 支援主体：米国

- 第6回 IP 犯罪執行・ネットワーク会合 (Sixth Meeting of the IP Crimes Enforcement Network) <ASEAN6 共通> (2018年9月12～14日、香港)¹⁰¹⁷
- 第1回 ASEAN IPR 執行・ネットワーク会議 (1st ASEAN IPR Enforcement Network Meeting) <ASEAN6 共通> (2017年9月11日、タイ・バンコク)¹⁰¹⁸
 - －ASEAN IPR 執行専門家ネットワーク (ASEAN Network of IPR Enforcement Experts : ANIEE) の最初の会議の議長を Josephine R. Santiago 氏が務めた。

¹⁰¹³ 「日アセアン」 JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁰¹⁴ JPO 「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.276、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁰¹⁵ JPO 「特許行政年次報告書 2017年版<本編>」 p.294、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁰¹⁶ 「IPOP HL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.51、IPOP HL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月23日]

¹⁰¹⁷ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」 USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁰¹⁸ 「IPOP HL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.61、IPOP HL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

ANIEE は、ASEAN ワーキンググループ (AWGIPC) によって任務を負い、ASEAN IPR 行動計画 2016-2025 に基づく IPR 執行・イニシアチブの実施に着手する。2019 年 4 月までの 2 年間、執行に関する共同国擁護者としてフィリピンから ANIEE の議長が任命された。会議は、米国特許商標庁 (USPTO) と米国司法省 (US DOJ) の支援を受けて開催され、ASEAN 加盟国の知的財産庁、司法機関、税関当局、警察、貿易、商業関係者からの代表者が出席した。

(3) 支援主体：欧州

- 欧州－ASEAN 定期長官級会合<ASEAN6 共通> (2003 年～)¹⁰¹⁹

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通> (2012～2017 年)¹⁰²⁰

- プロジェクト運営委員会 (Fifth and Final Project Steering Committee) (ECAP III) (第 5 回：2017 年 2 月 17 日、ラオス) (第 4 回：2016 年 3 月 23 日、タイ) (第 3 回：2015 年 3 月 12 日、ブルネイ・ダルサラーム) (第 2 回：2014 年 2 月 25 日、カンボジア) (第 1 回：2013 年 3 月 15 日、ラオス)
- ASEAN-EUIPO 知財長官会合 (Third ASEAN-EUIPO Heads of IP Offices Meeting) (ECAP III) (第 3 回：2016 年 7 月 21 日、インドネシア) (第 2 回：2015 年 10 月 2 日、スペイン) (第 1 回：2014 年 5 月 26～28 日、スペイン)
- ASEAN 合同協議会 (Joint ASEAN Consultation Meeting May 2016) (ECAP III) (2016 年 5 月 17～19 日、マレーシア) (2015 年 3 月 16～18 日、タイ)
- ASEAN の商標と IT の合同協議会 (Joint ASEAN Trademark and IT Consultation Meeting) (ECAP III) (2016 年 10 月 24～26 日、カンボジア) (2015 年 11 月 11～13 日、ベトナム)
- ASEAN 商標協議会 (ASEAN Trademark Consultation Meeting) (ECAP III) (2014 年 11 月 13～14 日、フィリピン) (2014 年 9 月 1～4 日、ブルネイ・ダルサラーム)
- ASEAN 知財庁 IT 合同協議会 (ASEAN IP Offices IT Consultation Meeting) (ECAP III) (2014 年 4 月 23～25 日、インドネシア)
- ASEAN カクテルレセプション (ASEAN Cocktail Reception) (ECAP III) (2014 年 9 月 24 日、スイス) (2013 年 9 月 25 日、スイス)
- ECAP III バンコクオフィスの開設セレモニー (Opening of the ECAP III Office in Bangkok) (ECAP III) (2013 年 7 月 12 日)

(4) 支援主体：中国

- 中国－ASEAN 知財庁長官会合<ASEAN6 共通> (2010 年～毎年)¹⁰²¹
第 9 回中国－ASEAN 長官会合 (2018 年 9 月 5 日、シンガポール)¹⁰²²

¹⁰¹⁹ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題 (2012 年 3 月)」 p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryou_01.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁰²⁰ 「Events」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/events> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

¹⁰²¹ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題 (2012 年 3 月)」 p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryou_01.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁰²² 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」

- 第8回中国－ASEAN 長官会合（2017年9月）¹⁰²³
- 第7回中国－ASEAN 長官会合（2016年11月、マレーシア）¹⁰²⁴
- 第6回中国－ASEAN 長官会合（2015年7月、北京）¹⁰²⁵
- 第5回中国－ASEAN 長官会合（2014年6月）¹⁰²⁶
- 第4回中国－ASEAN 長官級会合（2013年6月、北京）¹⁰²⁷
- SIPO 上級管理職が IPOPHL 長官と会談（2017年）¹⁰²⁸

(5) 支援主体：韓国

- 韓国－ASEAN 知的財産庁長官会合<ASEAN6 共通>（2018年～定例化予定）¹⁰²⁹
- 韓国－ASEAN 知的財産高官レベル会談<ASEAN6 共通>（2017年11月15日、フィリピン）¹⁰³⁰
 - －KIPO 次長が首席代表として出席し、KIPO は韓国－ASEAN 知的財産庁長官会合の定例化、協力覚書の締結などを提案した。今後の重点協力項目として KIPO の審査結果を ASEAN 諸国が活用する方策、ASEAN 諸国のための知的財産権戦略に対するコンサルティングの提供、ASEAN 中小企業向け知的財産権活用能力の向上に関する教育などを示した。KIPO は、今回の ASEAN + 1 高官レベル会談に出席したことを契機に、フィリピン、ベトナム、ブルネイとも高官レベル会談を行い、ASEAN 加盟国との二国間協力も推進した。フィリピンとは、知的財産の全分野における協力拡大を約束する「包括的知的財産権協力に関する覚書」を交わした。
- 南アジア・東南アジア・イラン各国の知的財産権長官会合（Heads of Intellectual Property Office Conference）<ASEAN6 共通>（2017年4月、韓国・大田）^{1031, 1032}

Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰²³ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰²⁴ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰²⁵ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰²⁶ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.85～86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰²⁷ 「第四届中国-东盟知识产权局长会议开幕」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020697.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰²⁸ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.88、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰²⁹ 「韓国 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/171123.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁰³⁰ 「韓国 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/171123.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁰³¹ 「2017 Annual Report」p.67、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁰³² 「特許庁、アジア 13 カ国の特許庁長カンファレンスを開催」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/7aa3925b85dc9626.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

—KIPO は、「クライアント中心の IP サービス」というテーマで、南アジア、東南アジア、イラン各国の知的財産権長官会合（HIPOC）を韓国・大田で開催し、13 か国の IP 長官やの WIPO 副長官 Mario Matus 氏らが参加した。知的財産権政策の経験共有や知的財産権管理のリーダーシップの奨励など、様々な内容について議論が行われた。

●ASEAN+1 局長級会合<ASEAN6 共通>（2017 年 2 月 16 日、ラオス・ビエンチャン）¹⁰³³

—KIPO は、韓国企業の出願に対する優先審査や執行取り締まりの情報共有、知的財産権法教育のコンサルティングなど、多様な協力分野を提示した。ASEAN 側も韓国の知的財産権と経済発展に関する経験・ノウハウの共有を強く希望しており、特に教育訓練、知的財産権の活用策、知的財産権認識向上キャンペーン等について高い関心を示した。双方は、知的財産分野の包括的協力に関する了解覚書を年内に締結し、韓国と ASEAN の知的財産庁長官会合を定期的開催することで合意した。

（6）支援主体：WIPO

●AWGIPC が WIPO シンガポール事務所（WSO）を訪問<ASEAN6 共通>（2018 年 9 月 7 日、シンガポール）¹⁰³⁴

—ASEAN 10 カ国から 25 人以上の参加者、及び ASEAN 事務局から 3 人のスタッフが、1 週間にわたる第 56 回 AWGIPC（ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation）会議の最後の議題項目で、WIPO シンガポール事務所（WSO）へ訪問した。DGIP の Dede Mia Yusanti 氏が AWGIPC を代表した。WIPO は、AWGIPC が ASEAN 知的財産権行動計画 2016 - 2025 の枠組みの中で成果を出すのを支援し続けることを約束した。

<WIPO 「Technical Assistance Database」から得られた情報>¹⁰³⁵

●WIPO シンガポール事務所（WSO）主催の IP 技術支援プロバイダー（IP technical assistance providers：IPTAPs）の非公式会合<ASEAN6 共通>（2013 年以降 7 回目）（2018 年 9 月 6 日、シンガポール）¹⁰³⁶

—EU の知的財産庁、INPI（フランス産業財産庁）、IP Australia（オーストラリア知的財産庁）、JETRO、UKIPO（英国知的財産庁）、USPTO（米国特許商標庁）の代表者が出席し、ASEAN 地域に素晴らしい貢献を提供し、協力し続ける意欲を示した。

●TISC（Technology and Innovation Support Center）ネットワークの展開に関する

¹⁰³³ 「特許庁、ASEAN との知財権協力を拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/5f774b28d4b59964.html> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹⁰³⁴ 「ASEAN - WIPO Consultation a Great Success」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0006.html [最終アクセス日: 2019 年 2 月 8 日]

¹⁰³⁵ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 25 日]

¹⁰³⁶ 「Cooperation and Collaboration Key Themes in WSO Meeting」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0009.html [最終アクセス日: 2019 年 1 月 28 日]

ASEAN 地域会議・WIPO 地域会議 (ASEAN Regional Meeting on Developing the Regional TISC Network and the WIPO Regional Meeting on Establishing a Search Mentoring Framework within the ASEAN Regional TISC Network) (2017年9月13日、ミャンマー)

- 第12回執行諮問委員会 (Twelfth Session of the Advisory Committee on Enforcement : ACE) (2017年9月、スイス)
- IPOPHL の診断に関するフォローアップ協議会 (Follow-up Consultation Meetings on IP Office Diagnostics) (2017年5月、フィリピン)
- PCT ワーキンググループ第10回セッション/PCT 技術協力委員会第30回セッション (Tenth Session of the PCT Working Group/Thirtieth Session of the PCT Committee for Technical Cooperation) (2017年5月、スイス)
- 第21回 ASEAN 知的財産協会年次総会 (21st ASEAN Intellectual Property Association Annual Conference) (2017年4月、フィリピン)
- IPOPHL との技術プロジェクト会議 (Technical Project Meeting with IPOPHL) (2017年3月、フィリピン)
 - －IPOPHL で IPAS システムを強化するための協力活動について議論し、プロジェクトを実施するための詳細行動について合意する (Discuss the cooperation activities for the enhancement of IPAS system at IPOPHL and agree on the detailed actions to implement the project)
 - －協力プロジェクトを円滑に進めるための作業計画を策定する (Develop the workplan to facilitate the cooperation project)
 - －ASEAN PatentScope の構築と、そのためのデータ交換について議論する (Discuss on the establishment of ASEAN PatentScope and data exchange for that purpose)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

<英国－フィリピン>

- UKIPO-IPOPHL 二国間会談 (2016年3月15日)¹⁰³⁷
 - －2015年10月8日にスイスのジュネーブで締結された了解覚書 (MOU) に基づき、IPOPHL と英国知的財産庁 (UKIPO) の職員は、2016年3月15日に会談し、両庁間の作業計画について話し合った。この作業計画には、オンライン侵害に対する施行措置、両庁の適切な研修への参加、及びスタディビジットプログラムに基づく人員の交換に関するワークショップが含まれている。覚書に続き、両庁は協力協定の初期段階の一環として、2016年10月26日に「UKIPO-IPOPHL 執行・ワークショップ：デジタル犯罪への物理的物品の取扱い」を共催した。

¹⁰³⁷ 「IPOPHL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.51、IPOPHL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

1.2.6 協力覚書等

(1) 支援主体：日本

- 「2018年度日ASEAN知財アクションプラン」＜ASEAN6共通＞（2018年9月、第8回日ASEAN特許庁長官会合）¹⁰³⁸
 - －先端技術分野における特許マニュアル（特許審査基準）の改訂／作成協力
 - －東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）による、ASEAN各国知財庁の出願件数の予測と政策提言に関する研究
 - －国際出願制度（マドリッド・プロトコル／ハーグ協定）の加盟／運用協力
 - －人材育成、審査業務管理に関する協力
 - －知財の商業化、知財の普及啓発に関する協力
- 「日ASEAN知的財産権行動計画2017-2018」「日ASEAN知財共同声明」＜ASEAN6共通＞（2017年5月、第7回日ASEAN特許庁長官会合）¹⁰³⁹
- 「日ASEAN知的財産権行動計画2016-2017」＜ASEAN6共通＞（2016年8月、第6回日ASEAN特許庁長官会合）¹⁰⁴⁰
- 特許審査官のキャパシティビルディング・プログラムを含むJPO-IPOPHL協力覚書（MOC）（2015年5月25～26日、第5回日ASEAN特許庁長官会合）¹⁰⁴¹
 - －新技術に関する特許審査官の交換、スタディビジット、知的財産の商業化、産学官連携の他、執行、代替紛争解決（ADR）、IP教育、IPデータ交換等の他の分野の協力も含む。
- 審査官の育成協力等を含むJPO-IPOPHL協力覚書（2014年8月）¹⁰⁴²
- JPOとアセアン各国の知的財産庁との間で知的財産に関する協力覚書を締結＜ASEAN6共通＞（2012年7月、第2回日アセアン特許庁長官会合）¹⁰⁴³
 - －人材育成やIT化支援、商標や意匠に関する国際協定への加盟支援、国民の知財意識向上等による模倣品対策等。

(2) 支援主体：米国

- サイバーセキュリティ協力に関するASEAN－米国首脳声明（ASEAN-United States Leaders' Statement on Cybersecurity Cooperation）＜ASEAN6共通＞（2018年11月15日、第6回ASEAN-USサミット（シンガポール））¹⁰⁴⁴

¹⁰³⁸ 「第8回日ASEAN特許庁長官会合の結果について」JPOウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2018.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁰³⁹ JPO「特許行政年次報告書2018年版＜本編＞」p.275、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁰⁴⁰ JPO「特許行政年次報告書2017年版＜本編＞」p.290、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁰⁴¹ IPOPHIL「Annual Report 2015」p.75、IPOPHILウェブサイト内、URL: <http://www.ipophil.gov.ph/images/TransparencySeal/AnnualReport2015.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月15日]

¹⁰⁴² JPO「特許行政年次報告書2017年版＜本編＞」p.294、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁰⁴³ 「第2回日アセアン特許庁長官会合の結果について」JPOウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2012.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁰⁴⁴ 「ASEAN-United States Leaders' Statement on Cybersecurity Cooperation」U.S. Mission to ASEAN ウェブ

－1～7, 9～13 (省略)

－8. デジタル経済に対する信頼と自信を築く政策を通じて経済成長を促進する。例えば、消費者保護、知的財産権及びサイバーセキュリティを強化する枠組み、管轄区域を越えた効果的な個人データ保護の促進、教育や技術力等の分野における政策の枠組み等。

●知的財産の協力関係拡大に関する USPTO-IPOPHIL 了解覚書 (MOU) に署名 (2015年10月8日) ^{1045, 1046}

－2 庁間の既存の協力関係を拡大し、ベストプラクティスの共有、業務改善、特許出願処理の調和を図るための共同活動を行う。協力分野は、事務管理、人材育成、特許・商標の審査、知的財産権保護と執行の改善を目的とした研修とキャパシティビルディング・プログラム、IP 情報とベストプラクティスを共有することにより IP 登録プロセス、IP オフィス運営、IP 政策と法律、知的財産権の執行を改善すること、セミナー・円卓会議・ワークショップ・会議を通じてイノベーションと経済成長における IP の重要性を促進すること等である。

●USPTO-IPOPHIL 二国間協力協定 (2011年) ¹⁰⁴⁷

●知的財産権に関する USPTO-IPOPHIL 了解覚書 (MOU) に署名 (2007年1月29日) ¹⁰⁴⁸

－USPTO は、特許・商標審査マニュアル及び自動化された特許・商標審査ツールの開発に関する支援を提供するとともに、双方が特定する近代化プロジェクトに関する支援を提供する。両庁は、それぞれの審査プラクティス及びそれぞれの国の知的財産法に関する情報を定期的に交換する。

(3) 支援主体：欧州

●EU－フィリピン自由貿易協定 (知的財産権の保護と執行を含む) 交渉中 (2016年～)

^{1049, 1050}

サイト内、URL: <https://asean.usmission.gov/asean-united-states-leaders-statement-on-cybersecurity-cooperation/> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁰⁴⁵ 「U.S. and Republic of the Philippines Sign Memorandum of Understanding on Intellectual Property Rights」USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/us-and-republic-philippines-sign-memorandum-understanding-intellectual> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁰⁴⁶ 「IPOPHL AnnualReport2015」p.72、IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/images/TransparencySeal/AnnualReport2015.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰⁴⁷ 「IPOPHL AnnualReport2015」p.72、IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/images/TransparencySeal/AnnualReport2015.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰⁴⁸ 「USPTO Advances Cooperation with Foreign IP Leaders」USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-advances-cooperation-foreign-ip-leaders> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁰⁴⁹ 「EUROPEAN COMMISSION: COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT (Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries) (Brussels, 21.2.2018)」p.33、European Commission ウェブサイト内、URL: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/march/tradoc_156634.pdf [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰⁵⁰ 「IPOPHL PERFORMANCE REPORT - FIRST SEMESTER 2018」p.49、IPOPHL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/1-rX0aY_rKzUs-0gP5z0Rx6CMe5ZSZQzW/view [最終アクセス日: 2019年1月23日]

- 特許システムの開発と拡大を支援する IPOPHL-EPO 協力協定 (2015年10月) ^{1051, 1052}
 - ーIPOPHL と EPO は、特許審査、事務手続き、人材育成、自動化、特許データベース、データ交換等の様々な分野におけるフィリピンと欧州の特許システムの開発と拡大を支援する協力協定を締結した。

(4) 支援主体：中国

- 中国－ASEAN 知的財産権協力計画 2018-2019 (China-ASEAN IPR cooperation plan for 2018-2019) に合意<ASEAN6 共通> (2018年9月5日、第9回中国－ASEAN 長官会合) ¹⁰⁵³
 - ーキャパシティビルディングの強化、知的財産登録・審査の質及び効率の向上、民間の IP 交流及び相互作用の促進、知的財産価値の実現、伝統医学情報データベースの構築、商標・地理的表示分野における協力の積極的な探求等を推進する。
- 中国－ASEAN 知的財産権協力計画 (China-ASEAN IPR cooperation plan) 2017-2018, 2016-2017, 2015-2016, 2014-2015 に合意<ASEAN6 共通> (2017年9月、第8回中国－ASEAN 長官会合) (2016年11月、第7回中国－ASEAN 長官会合) (2015年11月、第6回中国－ASEAN 長官会合) (2014年6月、第5回中国－ASEAN 長官会合) ^{1054, 1055, 1056, 1057}
- 中国－ASEAN 知的財産協力に関する了解覚書 (MOU) に署名<ASEAN6 共通> (2009年) ¹⁰⁵⁸
- SIPO-IPOPHL 知的財産協力 MOU が締結 (2017年11月15日、フィリピン・マニラ) ^{1059, 1060}
 - ーマラカニャン宮殿 (フィリピン大統領官邸) で開かれた二国間会合において、フィ

¹⁰⁵¹ 「IPOPHL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.32～33、IPOPHL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月23日]

¹⁰⁵² 「IPOPHL AnnualReport2015」 p.72、IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/images/TransparencySeal/AnnualReport2015.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰⁵³ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」 Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰⁵⁴ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰⁵⁵ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰⁵⁶ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰⁵⁷ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.85～86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰⁵⁸ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」 Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰⁵⁹ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report)」 p.88、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁰⁶⁰ 「IPOPHL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.51、IPOPHL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

リピン大統領 Rodrigo Roa Duterte 氏と中華人民共和国国務院首相 Li Keqiang 氏が、知的財産分野における協力活動に関する了解覚書 (MOU) に署名した。

(5) 支援主体：韓国

●KIPO-ASEAN 知的財産協力覚書 (MOC) に署名<ASEAN6 共通> (2018年3月27日)¹⁰⁶¹

ーブルネイ・ダルサラームで、ASEAN 各国の知的財産庁長官と韓国知的財産庁 (KIPO) 長官によって署名された。覚書に基づき、相互協力のための制度的な枠組みを確立する。情報交換、IP 統計データ、ワークシェアリング、IP 自動化システム開発、特許・商標・意匠を含む IP データベースの強化等の様々な分野での経験と知識の共有等が含まれている。

●KIPO-IPOPHL 包括的知的財産権協力に関する覚書 (2017年11月15日、韓国－ASEAN 知的財産高官レベル会談)^{1062, 1063}

ーフィリピンと知的財産の全分野における協力拡大を約束した。知的財産権の創造・活用・保護・管理に関する協力を発展させることに合意した。協力分野には、知的財産の重要性に対する意識の向上、キャパシティビルディング活動、知的財産に関する最新動向に関する情報共有、知的財産アカデミーの設立・管理のためのキャパシティビルディング活動が含まれる。

●ASEAN+1 枠組み協定 (ASEAN+1 framework) <ASEAN6 共通> (2017年2月)¹⁰⁶⁴

ー2017年2月、4年間の議論の末、ASEAN+1 枠組み協定が締結された。ASEAN 地域の IPR インフラ整備事業と韓国企業の知的財産権の保護がさらに強化される。

●韓国－ASEAN 自由貿易協定を締結<ASEAN6 共通> (2007年6月1日発効)¹⁰⁶⁵

ー知的財産保護強化、知的財産権分野の情報交換及び協力強化等が含まれている。

(6) 支援主体：WIPO

●フィリピンに国家研修 IP センターを設立する WIPO-IPOPHL 協力協定を締結 (2017年10月23日、スイス・ジュネーブ)¹⁰⁶⁶

●フィリピンを国際調査機関 (ISA)・国際予備審査機関 (IPEA) として指定する合意書 (MOA) に署名 (2017年10月23日、スイス・ジュネーブ)¹⁰⁶⁷

¹⁰⁶¹ 「ASEAN, KIPO sign memorandum on intellectual property」ASEAN 事務局ウェブサイト内、URL: <https://asean.org/asean-kipo-sign-memorandum-on-intellectual-property/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁰⁶² 「韓国 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/171123.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁰⁶³ 「IPOPHL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.51、IPOPHL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰⁶⁴ 「2017 Annual Report」p.67、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁰⁶⁵ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.412、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁰⁶⁶ 「PH, WIPO Sign Agreements on Designating PH as International Authority on IP, Establishment of IP Center in the PH」Republic of the Philippines ウェブサイト内、URL: <http://www.genevapm.dfa.gov.ph/embassy-news/543-ph-wipo-sign-agreements-on-designating-ph-as-international-authority-on-ip-establishment-of-ip-center-in-the-ph> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹⁰⁶⁷ 「PH, WIPO Sign Agreements on Designating PH as International Authority on IP, Establishment of IP C

- フィリピンの国家知的財産戦略に関する WIPO-IPOPHL 了解覚書 (MOU) に署名 (2014年11月25日) ¹⁰⁶⁸

ーフィリピンとWIPOは、フィリピンの知的財産(IP)の国家戦略を共同開発し、現在の政策と経済目標に沿ってそのニーズと優先事項に取り組むために知的財産を使用できるようにする。WIPOは、評価ミッション、研究、データ収集・分析の形式で支援を提供する。IPOPHLとWIPOは利害関係者との協議やフィリピンの状況に応じて国家知的財産戦略を策定する。

(7) 支援主体：その他(豪州、英国、ERIA等)

<豪州ーフィリピン>

- IP Australia-IPOPHL の了解覚書 (MOU) (2017年10月5日) ¹⁰⁶⁹

ーIPOPHLは、IP Australia 長官 Patricia Kelly 氏と、知的財産に関する開発、一般教育と知的財産に関する意識の向上、知的財産への取組みに関する情報交換についての覚書を締結した。

<英国ーフィリピン>

- UKIPO-IPOPHL 協力に関する了解覚書 (MOU) を更新 (2016年9月26日) ¹⁰⁷⁰

ーIPOPHLとUKIPOは、2015年に初めて協力協定をした後、知的財産執行を中心的な協力分野とする作業計画を共同で作成した。現在のMOUでは、協力分野はIP保護、活用、執行に特定されている。IPOPHLとUKIPOは、近いうちに会議を開き、新しい作業計画を作成して今後3年間のパートナーシップの方向性を描く予定である。

- UKIPO-IPOPHL 協力に関する了解覚書 (MOU) を締結 (2015年10月8日、スイス・ジュネーブ) ¹⁰⁷¹

<シンガポールーフィリピン>

- IP 商業化の促進と両国のビジネス成長機会の拡大に協力する IPOS-IPOPHL 了解覚書 (MOU) に署名 (2017年10月3日) ^{1072, 1073}

enter in the PH] Republic of the Philippines ウェブサイト内、URL: <http://www.genevapm.dfa.gov.ph/embassy-news/543-ph-wipo-sign-agreements-on-designating-ph-as-international-authority-on-ip-establishment-of-ip-center-in-the-ph> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹⁰⁶⁸ 「IPOPHL AnnualReport2015」p.77、IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://www.ipophil.gov.ph/images/TransparencySeal/AnnualReport2015.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰⁶⁹ 「IPOPHL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.51、IPOPHL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰⁷⁰ 「IPOPHL, UKIPO RENEWS COOPERATION AGREEMENT」IPOPHL ウェブサイト内、URL: <https://ipophil.gov.ph/releases/2014-09-22-06-26-21/828-ipophl-ukipo-renews-cooperation-agreement> [最終アクセス日: 2019年1月28日]

¹⁰⁷¹ 「IPOPHL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.51、IPOPHL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁰⁷² 「Annual Report Archive 2017/2018」p.33、IPOS ウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.sg/about-ipos/publications/archive> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

¹⁰⁷³ 「IPOPHL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.51、IPOPHL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

—IPOS 代表 Daren Tang 氏が、フィリピンとシンガポールにおける知的財産システムの開発と促進に協力するための覚書に署名した。協力分野は以下のとおり。

- 1) 業務管理、特許調査・審査、商標審査、人材育成、品質保証、知的財産行政審判手続、知的財産権の創造・保護・執行に関するキャパシティビルディングと研修活動。
- 2) 知的財産教育、イノベーションと創造の促進における知的財産の役割、技術移転、知的財産管理、評価、商業化。
- 3) IP 情報とベストプラクティスの交換。

1.2.7 支援実績（年間）

（1）支援主体：日本

●人材育成協力の実績¹⁰⁷⁴

- 専門家派遣（2017年度）：フィリピン：不明
- 専門家派遣（2017年度までの総数）：フィリピン（54名）
- 短期／中期研修生・長期研究生受入（2017年度）：フィリピン（32名）
- 短期／中期研修生・長期研究生受入（2017年度までの総数）：フィリピン（528名）

●国際審査協力*の実績（2000年4月～2018年3月末累積）¹⁰⁷⁵

：フィリピン（派遣：7名）

*国際審査協力は、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、JPOの審査実務・審査結果の他庁への普及、質の高いレベルでの審査の調和、特許分類の調和、JPOの施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000年4月から2018年3月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを29の知財庁・組織と行っている。

（2）支援主体：米国、欧州、中国、韓国、WIPO、その他（豪州、英国、ERIA等）

該当情報なし。

1.2.8 五庁及びWIPO等の支援手法

（1）支援主体：日本

<ASEAN6 共通>

¹⁰⁷⁴ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.315、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁰⁷⁵ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.134、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

- 短期／中期研修生／長期研究生の招へい¹⁰⁷⁶
- 専門家派遣（短期／中期／長期）¹⁰⁷⁷
- セミナー・ワークショップ等¹⁰⁷⁸
- E-learning（英語）¹⁰⁷⁹

(2) 支援主体：米国

<ASEAN6 共通>*

- 招へい研修¹⁰⁸⁰
- セミナー・ワークショップ等¹⁰⁸¹
- E-learning（英語、スペイン語、フランス語、アラビア語、ロシア語等）^{1082, 1083}

*USPTO は、グローバル知的財産アカデミー (Global Intellectual Property Academy: GIPA) を通じて、知的財産の研修プログラムを提供している。2018 年度には、7,240 人を超える参加者 (83 か国の 3,950 人を超える外国政府職員を含む) に研修を実施した。¹⁰⁸⁴

(3) 支援主体：欧州

<ASEAN6 共通>

- セミナー・ワークショップ等¹⁰⁸⁵
- E-learning（英語）¹⁰⁸⁶

－欧州の特許制度等に関するオンラインコース（個別指導コースと自習型コース）がある。特許検索、特許申請、特許法とプラクティス、ビジネスにおける知的財産等のトピックスに関するオンライン学習教材が提供されている。

¹⁰⁷⁶ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁰⁷⁷ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁰⁷⁸ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁰⁷⁹ 「E-learning of IPR」 JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/e-learning/index.html> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁰⁸⁰ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013 年 2 月)」 p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁰⁸¹ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013 年 2 月)」 p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁰⁸² 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013 年 2 月)」 p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁰⁸³ 「IP eLearning modules」 USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/global-intellectual-property-academy-gipa/uspto-webinars-and-ip-e-learning> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 16 日]

¹⁰⁸⁴ 「USPTO annual reports (Fiscal Year 2018 PAR)」 p.3, 91、USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 16 日]

¹⁰⁸⁵ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013 年 2 月)」 p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁰⁸⁶ 「e-learning centre」 EPO ウェブサイト内、URL: <https://e-courses.epo.org/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 16 日]

(4) 支援主体：中国

<ASEAN6 共通>

- 招へい研修¹⁰⁸⁷
- セミナー・ワークショップ等^{1088, 1089}
- E-learning (英語) ^{1090, 1091, 1092}

ー中国知識産権トレーニングセンター (CIPTC) は、1997年に設立された SIPO の直属単位であり、審査官だけでなく、専利代理人、出願人、地方知識産権局職員、地方政府幹部、裁判官、教育機関、東南アジアや中東アフリカ諸国の知財関係者等も対象として研修を行っている。ウェブサイトではeラーニングを無償提供している。

(5) 支援主体：韓国

<ASEAN6 共通>

- 招へい研修¹⁰⁹³
- セミナー・ワークショップ等^{1094, 1095}
- E-learning (英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大 24 言語) ^{1096, 1097}

ーWIPO・中小企業局と協力して開発した知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ (Panorama)」は、2009年アラビア語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、6つの国連公用語バージョン

¹⁰⁸⁷ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹⁰⁸⁸ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013 年 2 月)」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁰⁸⁹ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹⁰⁹⁰ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013 年 2 月)」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁰⁹¹ 「CHINA INTELLECTUAL PROPERTY TRAINING CENTER」CIPTC ウェブサイト内、URL: <http://elearning.ciptc.org.cn/public/index?v=0&r=0> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹⁰⁹² 「中国国家知識産権局 (SIPO) における 人材育成について (tokugikon, 2012.8.21. no.266)」p.32~38、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/266/266tokusyu6.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 30 日]

¹⁰⁹³ 「2017 Annual Report」p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹⁰⁹⁴ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013 年 2 月)」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁰⁹⁵ 「2017 Annual Report」p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹⁰⁹⁶ 「IP e-Learning」KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=91012&catmenu=ek02_03_03_02 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹⁰⁹⁷ 「2016 年度 知的財産白書 (2017 年発行) (KIPO)」p.429、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

を全て完成した。タイ語、ベトナム語等を含む世界 24 の言語で提供している。

(6) 支援主体：WIPO

<ASEAN6 共通>

●セミナー・ワークショップ等¹⁰⁹⁸

●E-learning（英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大 10 言語）^{1099, 1100}
 -WIPO は、1999 年からプロフェッショナルや初学習者の方々に、知的財産（IP）のあらゆる側面をカバーする遠隔学習（distance learning : DL）コースを提供している。アラビア語、中国語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語等、最大 10 か国語でオンライン IP コースが提供されている。

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA 等）

<豪州-ASEAN><ASEAN6 共通>

●専門家派遣等¹¹⁰¹

●セミナー・ワークショップ等¹¹⁰²

●E-learning（英語）

-地域特許審査研修（Regional patent examination training : RPET）プログラム（WIPO）¹¹⁰³

PCT サーチ・審査にフォーカスした海外特許庁向けの包括的なオンライン特許審査研修プログラム。RPET は、ASEAN-Australia-NewZealand 自由貿易協定（AANZFTA）経済協力作業計画の下で、世界知的所有権機関（WIPO）の支援を受けて実施されている。

<英国-ASEAN><ASEAN6 共通>

●セミナー・ワークショップ等¹¹⁰⁴

¹⁰⁹⁸ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁰⁹⁹ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁰⁰ 「Distance Learning」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/ [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹¹⁰¹ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁰² 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹¹⁰³ 「Regional patent examination training」IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement/regional-patent-examination-training> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹¹⁰⁴ 「IPOP PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.51、IPOP ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

1.2.9 五庁及びWIPO等の知財専門駐在員（政府職員の駐在員）

(1) 支援主体：日本

- 日本貿易振興機構（JETRO）のタイ事務所、シンガポール事務所に特許庁から駐在員を派遣^{1105, 1106}
 - －ASEAN 諸国における知的財産権に関する様々な活動（セミナー、相談業務等）を行っている。

(2) 支援主体：米国

- ASEAN 事務局に USPTO スタッフを常駐^{1107, 1108}
- タイ（バンコク）の米国大使館に IP 専門大使（IP Attachés）を派遣¹¹⁰⁹
 - －ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、及びベトナムを含む東南アジア諸国における米国特許商標庁（USPTO）の活動を管轄している。

(3) 支援主体：欧州

- ECAP バンコクオフィスに EUIPO（旧 OHIM）職員を派遣^{1110, 1111}
 - －ECAP プロジェクトは、タイ知的財産局（DIP）のプロジェクトオフィスのチームと、スペイン・アリカンテの欧州連合知的財産庁（EUIPO）本部のチームからなるプロジェクト管理チーム（PMT）を通じて EUIPO によって実施されている。バンコクのチームは、ASEAN 地域におけるプロジェクト活動の全体的な計画と実施、ASEAN のカウンターパート（事務局と加盟国）との関係を担当している。

(4) 支援主体：中国

該当情報なし。

(5) 支援主体：韓国

- 海外知識財産センター（IP-DESK）：タイ（バンコク）、ベトナム（ホーチミン）、イ

¹¹⁰⁵ 「JETRO バンコクでの駐在を終えて（tokugikon, 2018.5.31. no.289）」p.21～36、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/289/289tokusyu2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月15日]

¹¹⁰⁶ 「ジェトロ・バンコク事務所の活動」JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/th_bangkok/about.html [最終アクセス日: 2019年1月29日]

¹¹⁰⁷ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題（2012年3月）」p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryuu_01.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁰⁸ 「International Intergovernmental Organizations」USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/international-intergovernmental-organizations> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹¹⁰⁹ 「IP Attaché — Thailand」USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/intellectual-property-rights-ipr-attach-program/ip-attach-thailand> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹¹¹⁰ 「Ignacio de Medrano Caballero」IPnexus ウェブサイト内、URL: <https://secure.ipnexus.com/en/directory/profiles/2752> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

¹¹¹¹ 「Project Management Team」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/project-management-team> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

インドネシア^{1112, 1113, 1114}

—KIPO は、海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外知識財産センター (IP-DESK) 事業を運営している。2008 年、知識経済部と特許庁の共同運営を始めに、2009 年からは特許庁が単独で中国、タイ、ベトナムなど7つの地域で IP-DESK を運営した。2012 年 LA、2013 年ニューヨーク、2014 年フランクフルト、2015 年東京、2016 年西安、2017 年インド・ニューデリーとインドネシア・ジャカルタに IP-DESK を追加開所し、2017 年 12 月現在で 8 か国、14 か所で IP-DESK を運営している。

<表IV-2-1> 2016年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2016年	中国						タイ	ベトナム	米国		ドイツ	日本	
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	西安	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	東京	
知的財産権相談	6,841	417	862	682	700	519	55	371	468	1,195	577	475	520	
出願	1,634	1,634	245	151	158	179	20	70	151	147	53	51	108	50
	1,114	1,114	104	151	80	197	14	51	102	61	32	32	73	29
侵害調査	15	0	2	2	0	1	0	0	1	4	0	5	0	
説明会	55	3	3	2	13	1	3	0	1	10	10	6	3	
協力チャンネル	190	18	4	7	30	25	21	39	5	7	22	3	9	
情報提供	514	25	14	14	26	47	30	75	15	178	54	26	10	

出典：2016年度 知的財産白書（2017年発行）(KIPO)¹¹¹⁵

(6) 支援主体：WIPO

●WIPO シンガポール事務所 (WSO)¹¹¹⁶

—ASEAN IPR 行動計画 (ASEAN IPR Action Plan) 2016～2025 の実施を支援している (特に戦略目標 2 と 3)。

戦略目標 3 「拡張された包括的な ASEAN IP エコシステムの開発 (An expanded and inclusive ASEAN IP Ecosystem is developed)」

¹¹¹² 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」 p.361～363、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹¹¹³ 「2017 Annual Report」 p.56、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹¹¹⁴ 「特許庁、補正予算で IP-DESK、IP コンサルティングを拡大」 JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/news/2017/17072601.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹¹¹⁵ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」 p.363、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹¹¹⁶ 「Program and Budget for the 2018/19 biennium」 p.163、WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/budget/pdf/budget_2018_2019.pdf [最終アクセス日: 2019年1月24日]

戦略目標2「ASEAN 経済共同体の強化に貢献するために開発された地域 IP プラットフォームとインフラストラクチャ (Regional IP platforms and infrastructures are developed to contribute to enhancing the ASEAN Economic Community)」

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA 等）

該当情報なし。

2 国内現地ヒアリング調査

2.1 概要

ASEAN6 への出願を行っている国内企業 7 か所、国内特許法律事務所 3 か所の計 10 か所に対して事前質問票を送付し、その回答に関してさらにヒアリング調査を行った。以下では、事前質問票とヒアリングの回答を掲載する。

出願権利化を考える際に留意している点に関して、特許について、の審査が遅い国であるため PPH 等の早期審査制度を利用することを前提としているとの意見が多く聞かれた（4 者（40%））。また、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地代理人の事務レベルが高くない場合があるので、信頼のおける現地代理人の選定に留意している等の意見があった（2 者（20%））。

出願から登録までの手続において、特許について、登録までの期間が長いとの意見が多く聞かれた（3 者（30%））。

登録から権利の消滅までの手続等において、商標登録後に、指定された年以内にフィリピンで登録商標を実際に使用している証拠を提出する制度について（使用宣誓書の提出期間が複雑すぎる等）ことに困っている又は改善して欲しいとの意見が一定数あった（3 者（30%））。

現地知財庁のユーザー向けシステム（検索 DB）に関して、特許について、書誌事項しか収録されていない（3 者（30%））、公報収録率が低い（3 者（30%））等の意見が一定数あった。特許公報が収録されていない件があるとの意見もあった。

なお、審査の満足度に関して、特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの意見が多く聞かれた。

今後の JPO からの支援に関して、制度整備支援について、登録商標の使用証拠の提出制度の改善を望む意見があった。人材育成支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとの意見が多かった。情報化支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望む意見が多かった。

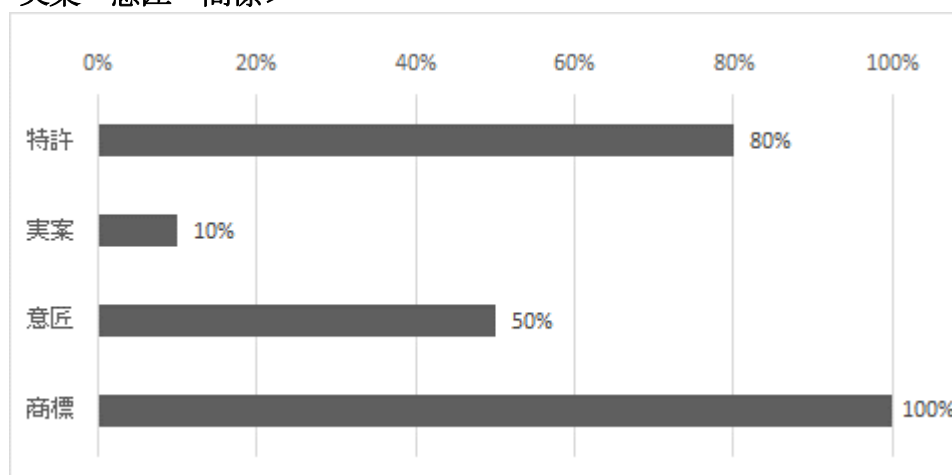
また、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務管理能力の改善につながるような支援を望む意見があった。

2.2 事前質問票及びそのヒアリング結果

2.2.1 出願の経験について

すべての回答者（10 者（100%））が、商標の出願経験があると回答した。また、8 者（80%）が、特許の出願経験があると回答し、5 者（50%）が、意匠の出願経験があると回答した。ビジネス展開などを考慮して、出願しているとの回答があった。

＜特許・実案・意匠・商標＞



フィリピンへの出願の経験があると回答した者の割合

- ・特許の出願経験があると回答した者は、8者（80%）であった。
- ・実案の出願経験があると回答した者は、1者（10%）であった。
- ・意匠の出願経験があると回答した者は、5者（50%）であった。
- ・商標の出願経験があると回答した者は、10者（100%）であった。

コメント

（ビジネス展開などを考慮）

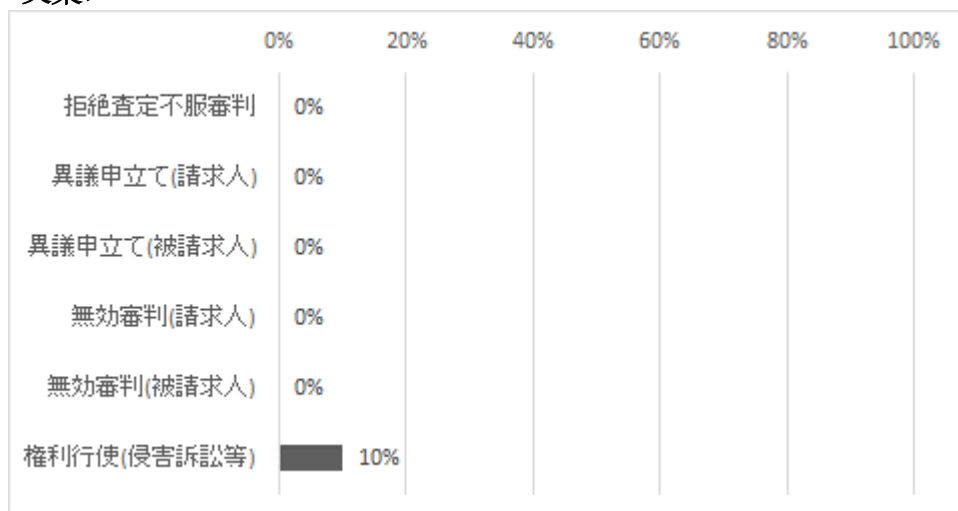
- ・B to Cではなく、現地政府や地方自治体に対するソリューションビジネスを中心に展開しているため、ビジネスの展開に応じて権利を取得している。特に重点的に出願する国はなく、満遍なく出願を行っている。
- ・ASEAN6においては、特許、実用新案、意匠及び商標について出願しており、その中で特に重点的に出願している国はない。ビジネス上の要請に応じて出願している。
- ・ASEAN6では製品を販売しており、特許と商標の出願経験はあるが、審判や裁判等で争った経験はない。
- ・ASEAN6においては、特許、意匠及び商標について出願しているが、シンガポールへの特許出願は少ない。市場の大きさにより、出願件数の強弱をつけている。
- ・ASEAN6各国への特許出願件数は、年間15件以下程度である。

2.2.2 審判又は権利行使（侵害訴訟、行政摘発、刑事告発、税関差止等）等の経験について

特許、実用新案（小特許）、意匠については、ほとんどの回答者が審判又は権利行使等の経験がないと回答した。

商標については、異議申立て（請求人）、権利行使（侵害訴訟等）の経験があると回答した者が最も多く、4者（40%）であった。

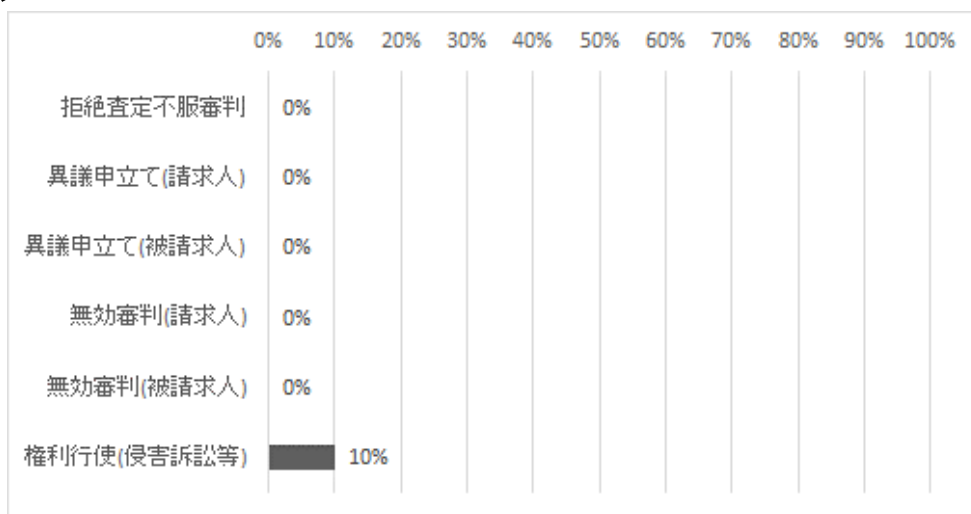
<特許・実案>



フィリピンへの特許・実案の審判又は権利行使等の経験があると回答した者の割合

- ・権利行使（侵害訴訟等）について、経験があると回答した者は、1 者（10%）であった。
- ・拒絶査定不服審判、異議申立て（請求人）、異議申立て（被請求人）、無効審判（請求人）、無効審判（被請求人）のそれぞれの経験があると回答した者は、0 者であった。

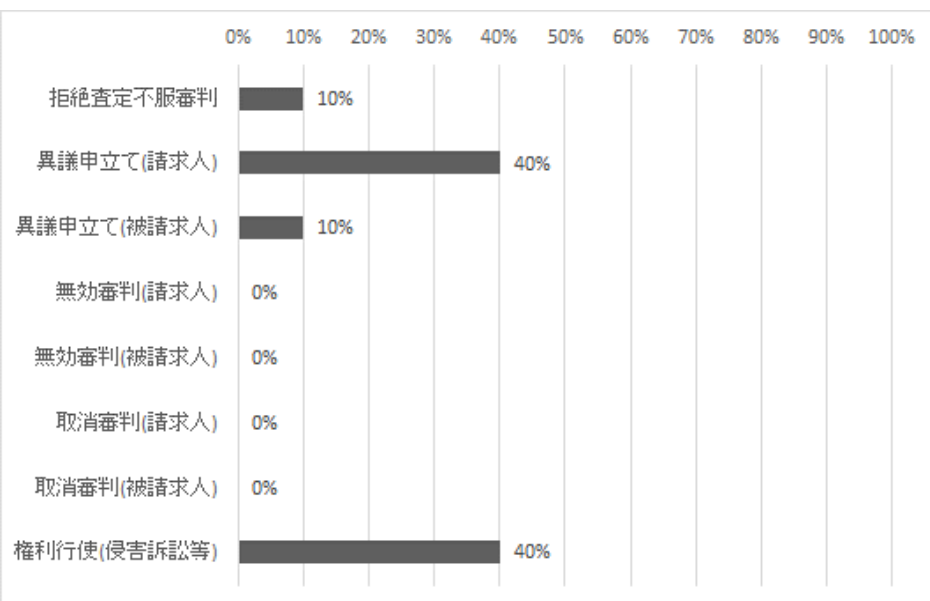
<意匠>



フィリピンへの意匠の審判又は権利行使等の経験があると回答した者の割合

- ・権利行使（侵害訴訟等）について、経験があると回答した者は、1 者（10%）であった。
- ・拒絶査定不服審判、異議申立て（請求人）、異議申立て（被請求人）、無効審判（請求人）、無効審判（被請求人）のそれぞれの経験があると回答した者は、0 者であった。（0%）

<商標>



フィリピンへの商標の審判又は権利行使等の経験があると回答した者の割合

- ・ 拒絶査定不服審判の経験があると回答した者は、1者（10%）であった。
- ・ 異議申立て（請求人）、権利行使（侵害訴訟等）のそれぞれの経験があると回答した者は、4者（40%）であった。
- ・ 無効審判（請求人）、無効審判（被請求人）、取消審判（請求人）、取消審判（被請求人）のそれぞれの経験があると回答した者は、0者（0%）であった。
- ・ 異議申立て（被請求人）の経験があると回答した者は、1者（10%）であった。

コメント

- ・ 商標は、ハウスマークやB to Bのサービスに利用している。製品を売っているわけではないので、知財に関する争いはこれまでにない。
- ・ 特許、実用新案及び意匠については、出願が主であり、審判の経験は無いが、商標は、異議申立てや無効審判等、請求人として請求したことがある。
- ・ 模倣品やニセモノ、不正商品等への対策のため、無効審判、異議などとともに侵害訴訟を行っている。

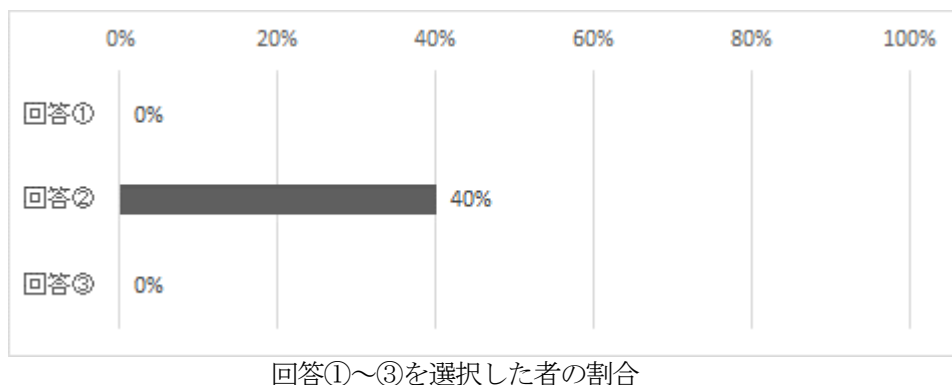
2.2.3 出願権利化を考える際に留意している点について

回答選択肢：①誤訳を防ぐために、現地代理人にダブルチェックなどの対応を依頼している、②審査が遅い国であるため、PPH等の早期審査制度を利用することを前提としている、③PPHを使うため、先進国等でした基礎出願について早期審査制度を利用するようにしている、その他。

特許について、「②審査が遅い国であるため、PPH等の早期審査制度を利用することを前提としている」との回答が多く、4者（40%）であった。その他、代理人の選定などに留

意しているとの回答もあった。

<特許>



- ・回答②を選択した者は、4者（40%）であった。
- ・回答①、③のそれぞれを選択した者は、0者（0%）であった。

回答②を選択した者のコメント

- ・フィリピン、ベトナムについて、早期権利化手段の選択肢の検討（PPH、ASPEC など）。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアについて、早期審査制度を利用する場合、日本から出願する場合は PPH をよく使っている。ASPEC を使うのは限定的である。ASPEC よりも OA や自発補正で先進国の登録クレームに合わせた方が早いと考える。
- ・ASEAN6 について、PPH 又は PCT-PPH を利用している（おすすめしている）。審査が通常よりは促進されるため。また、日本と同一のクレームで権利化され、管理しやすいため。
- ・ASEAN6 について、審査が遅いというはあるが最終的に登録になるので、その意味では特に不満はない。変な拒絶理由もこない。
- ・ASEAN6 について、修正実体審査や先進国での登録クレームを提出して補正することで権利化を早める手段をよく利用している。どの国の登録クレームに補正するかはケースバイケースである。補正時に登録されている国のクレームなどを利用する。

その他コメント

（代理人の選定等に留意）

- ・ASEAN6 について、信頼のおける現地代理人の選定に留意している。事務所内の事務管理がきちんとできているかどうかも大事。メール等での実際のやりとりをすることで、基本的な対応がきちんとできているか判断できることもある。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、代理人の事務レベルが満足に高くない場合がある。例えば、書類の郵送先を指定しても、そこに送ってくれない代理人があった。fax 番号が変わったので、新しい番号に書類を送ってほしいと言っても、数年間昔の fax 番号に送ってくるままである。米国、中国、韓国の代理人なら、すぐに新しい番号に送ってくれるので、差に驚いた。代理人の事務品質に、気を配っており、気になるところがあれば継続的にフィードバックや申し入れをしている。

- ・ASEAN6について、審査が遅れている場合には、PPH や ASPEC 等の利用を顧客に提案する。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、PPH を利用できない過去の案件等については、修正実体審査を利用している。
- ・インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、審査促進のため、欧州、米国等で認可されたクレームに合わせて補正している。欧州、米国で認可されたクレームに合わせて補正するように知財庁から要請が来ることが多い。インドネシアでは、豪州で認可されたクレームに合わせて補正するように知財庁から要請が来ることもある。欧州、米国等で認可されたクレームに合わせて補正すると登録してくれる。OA 回数が少なくなるので、費用削減のメリットがある。医薬品はそれほど権利化を急がないので、PPH は利用していない。

実用新案（小特許）について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は得られなかった。

<実案>

- ・回答①～③を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

意匠について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<意匠>

- ・回答①～③を選択した者はいなかった。

コメント

- ・フィリピンでは、シェーディング付き図面の提出が求められるため、基礎出願の図面からフィリピン出願用に図面を修正している。

商標について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<商標>

- ・回答①～③を選択した者はいなかった。

コメント

- ・シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナムについては、マドプロ（国際出願）を利

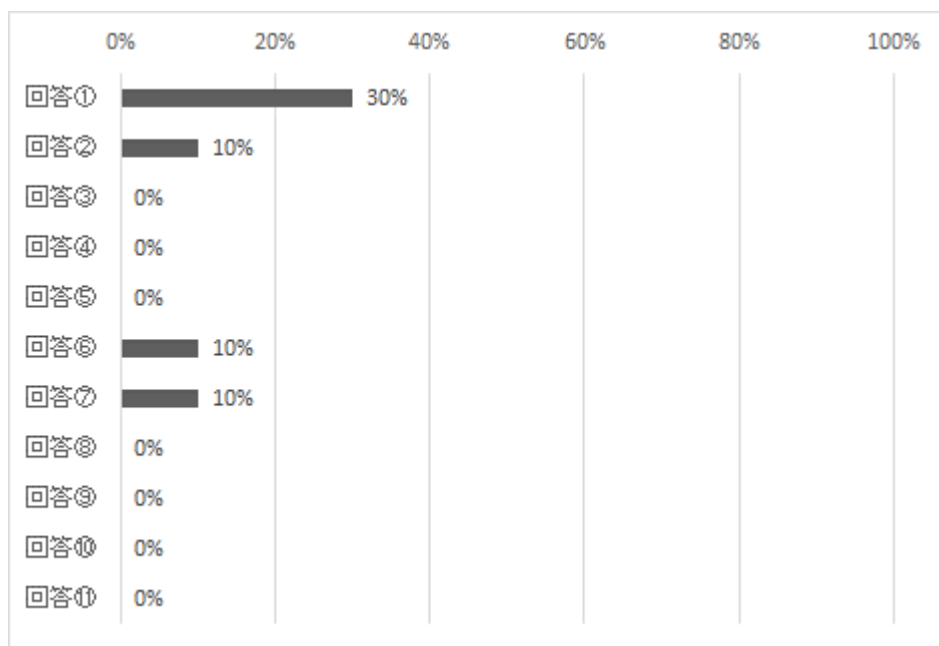
用。

2.2.4 出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①登録までの期間が長い、②PPHやASPECを試してみたが早期に登録にならなかった、③意匠で部分意匠制度／秘密意匠制度／関連意匠制度がない、④意匠や商標の類否判断で類似するとして理由に納得できない、⑤審査基準やガイドラインが公開されていないので判断基準がよくわからない、⑥翻訳文に誤訳があった場合に原文に基づく補正が認められていない、⑦代理人のコンフリクトのような、代理人の違法行為への対抗措置がない、⑧プログラムクレームが認められないので困る、⑨第二医薬用途発明が認められない、⑩新規性喪失の例外適用の要件が厳しい、⑪国際条約等(PLT条約／シンガポール条約／ハーグ協定／マドプロ等)に加盟していない、その他。

特許について、「①登録までの期間が長い」との回答が最も多く、3者(30%)であった。

<特許>



回答①～⑪を選択した者の割合

- ・回答①を選択した者は、3者(30%)であった。
- ・回答②、⑥、⑦のそれぞれを選択した者は、1者(10%)であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答①を選択した者の他コメント

- ・インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアでは、5～6年程度で登録されている。欧州や米国等の審査結果を利用しているため、欧州や米国等で登録になった後に、

これらの国で登録されることが多い。医薬品の特許としては、早すぎず遅すぎず、ちょうどよいタイミングである。

回答②を選択した者の他コメント

- ・ASEAN については、ASPEC を使っているが、審査が始まらなかったり、許可にならなかったりする件がある。ASPEC の効果を検証したことがあり、ベトナムとフィリピンは一定の効果があったが、インドネシアとマレーシアは効果が小さかった。なお、ASEAN では ASPEC を優先的に使っているため、PPH は積極的に使っていない。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、PPH を利用しなくても IP5 の審査結果が利用される (IP5 と同じ引例が引用される) ので、PPH の実効性が定かではないように感じている。PPH 利用時に IP5 のどこの審査結果を使うかはケースバイケース。

回答⑥を選択した者の他コメント

- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地語への翻訳チェックの必要性は重々理解しているものの、現在のリソースでは難しいのが現状。誤訳の訂正ができるとよい。ただし、ASEAN では特許の権利行使を未だしていないので、実際に誤訳がトラブルになった事例はない。

回答⑦を選択した者の他コメント

- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、代理人のコンフリクトの可能性があったとしても、各国の大手事務所の数が少なく、代理人の選択肢がないので困っている。ASEAN 各国への出願件数が多くないため、1つの国あたり1つの事務所に対応してもらっているため、2つ以上の事務所で比較することができない。現地の事務所の情報が入手できるとありがたい。

その他コメント

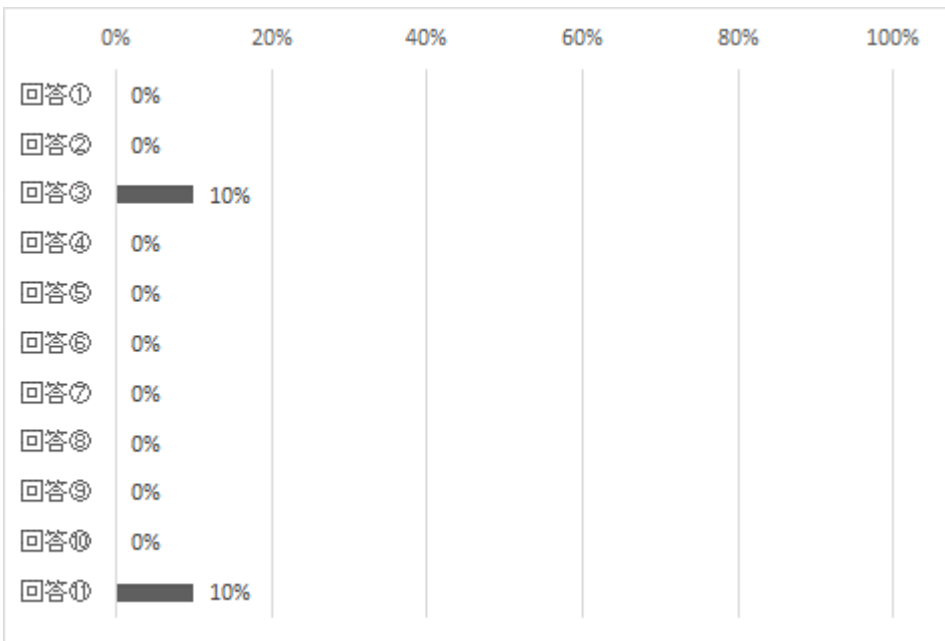
- ・ASEAN6 について、逆翻訳してチェックしてないので、誤訳の問題があるかどうかわからない。
- ・ASEAN6 各国で改正の情報が出てくるが、実際にいつ改正されるのか把握するのが難しい。これらの情報がまとまって提供されていると便利である。この場合、改正の重要部分などが強調されているなど、強弱のある提供であると好ましい。
- ・ASEAN6 の審査基準やガイドラインについて、様々な機関で公表されているのを見るが、どれが正しいものであるのかがわかりにくい。
- ・ASEAN6 におけるビジネスモデルの保護。
- ・ASEAN6 における特許制度については、PPH などで期待どおりの特許がとれるので特段の問題は感じていない。

実用新案 (小特許) について、出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<実案>

<ul style="list-style-type: none"> ・回答①～③を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u> なし。</p>

意匠について、出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<p><意匠></p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>回答①</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答②</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答③</td><td>10%</td></tr> <tr><td>回答④</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑤</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑥</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑦</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑧</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑨</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑩</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑪</td><td>10%</td></tr> </tbody> </table> <p>回答①～⑪を選択した者の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答③、⑪のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。 ・他の回答を選択した者はいなかった。 	回答	割合	回答①	0%	回答②	0%	回答③	10%	回答④	0%	回答⑤	0%	回答⑥	0%	回答⑦	0%	回答⑧	0%	回答⑨	0%	回答⑩	0%	回答⑪	10%
回答	割合																							
回答①	0%																							
回答②	0%																							
回答③	10%																							
回答④	0%																							
回答⑤	0%																							
回答⑥	0%																							
回答⑦	0%																							
回答⑧	0%																							
回答⑨	0%																							
回答⑩	0%																							
回答⑪	10%																							
<p><u>回答③を選択した者のコメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN6 各国でそれぞれ制度が異なるが、各国で登録可能な態様で出願するように留意している。例えば、部分意匠制度を有さない国については、部品の意匠として出願するなどをしている。導入して欲しい制度としては、秘密意匠制度、関連（類似）意匠制度、部分意匠制度などがある。 																								
<p><u>回答⑪を選択した者のコメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアは、ハーグ協定ジュネーブアクト未加盟。可能であれば WIPO や JPO 等から加盟支援して欲しい。 																								
<p><u>その他コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN で部分意匠制度を持たない国に出願する場合は、全体意匠として出願せざるを得ない（ただし、この場合でも優先権は認められるようである）。 																								

商標について、出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<商標>

- ・回答①～⑪を選択した者はいなかった。

その他コメント

- ・フィリピンは、識別力の判断が緩すぎないか懸念している。
- ・タイ、フィリピンは、指定商品の包括的記載が認められず個別記載が必要。部品・附属品のような記載を認めていただきたい。
- ・タイでは、商標の識別力の判断が厳しすぎる、誤訳の補正ができるのか分からない、ベトナムでは、外国文字は登録適格性がない、フィリピンでは、商標の識別力の判断が緩すぎる、使用宣誓書の提出期間の問題、異議手続が準司法的である、シンガポールでは指定商品（役務）のリストが現地代理人以外に公開されていないなど、様々な課題があるものの商標制度や運用に係るものであり、ハーモナイゼーションの議論にはなるものの知財協力という観点では馴染まないものと思われる。
- ・どの国という訳ではないが、「⑤審査基準やガイドラインが公開されていないので判断基準がよくわからない」「⑥翻訳文に誤訳があった場合に原文に基づく補正が認められていない」「⑨第二医薬用途発明が認められない」「⑩新規性喪失の例外適用の要件が厳しい」は特に関心が高い。特に、「⑨第二医薬用途発明が認められない」についてはシンガポールを除く多くのASEAN諸国では用途発明という概念すらないようであり（少なくともタイ、ベトナムでは用途発明は認められないことを確認している。）、医薬・バイオ・食品分野では大きな問題だと思う。啓蒙活動をぜひお願いしたい。

2.2.5 登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①年金の支払手続において支払だけでなく追加の手続が必要となる、②商標で登録後指定された年以内に当該国で登録商標を実際に使用している証拠を提出する必要がある、③商標の実際の使用に関する公証人や領事の認証済みの宣誓書を提出する必要がある、④特許発明の実施が強制されている、⑤ライセンス契約に関する公開情報がない、⑥職務発明制度において、当事者間の合意が尊重されない、その他。

特許、実用新案（小特許）、意匠について、登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

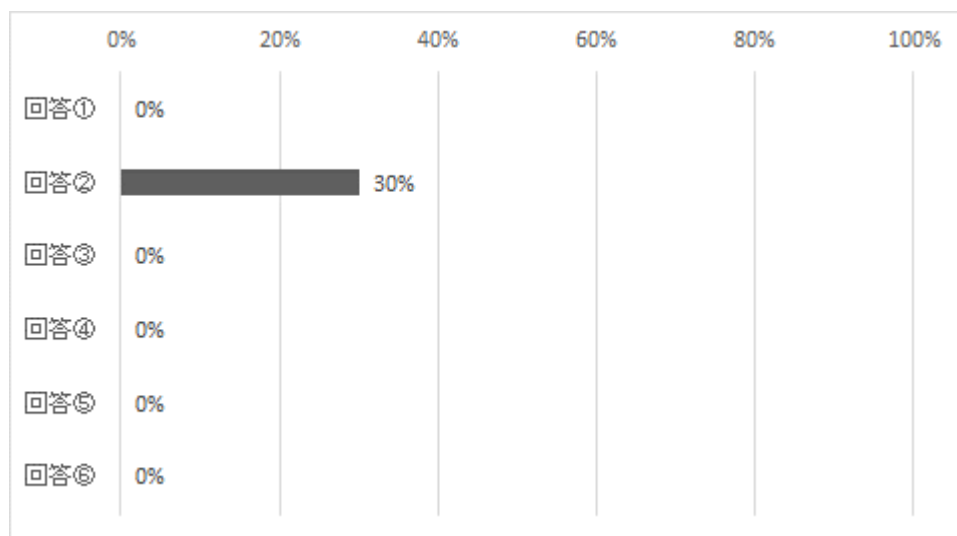
<特許・実案・意匠>

- ・回答①～⑥を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

商標について、「②商標で登録後指定された年以内に当該国で登録商標を実際に使用している証拠を提出する必要がある」と回答した者が、3者（30%）であった。使用宣誓書の提出期間が複雑すぎる等の意見があった。

<商標>

回答①～⑥を選択した者の割合

- ・ 回答②を選択した者は、3者（30%）であった。
- ・ 他の回答を選択した者はいなかった。

回答②を選択した者のコメント

- ・ 他国で既に使用していてもフィリピンでは未だ使用していないブランドを保護するためには再出願が必要。
- ・ フィリピンで、使用証拠を提出するのは構わないが、使用宣誓書の提出期間が複雑すぎる（特にマドプロ）。

コメント

- ・ インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアでは、（日本も同様ではあるが）同一商標につき併存同意をもって拒絶理由を解消できない場合があると理解しているが、当事者間の同意があれば併存登録可としていただきたい。
- ・ ロゴが付けられていない状態で税関を通った後、販売するときロゴが付けられるケースがあり、そのようなケースでは税関での差し止めができなくて困る。

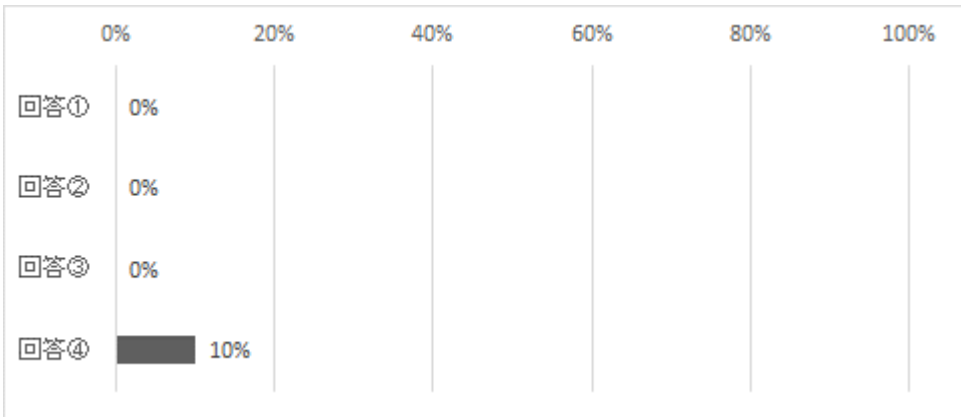
2.2.6 審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①出願人でも審判で当事者として同席できなかった、②審判がかなり長期化する、③無効審判や異議の際の訂正範囲の制限が厳しい、④提出する証拠や翻訳文について 認証や公証が必要、その他。

特許、実用新案（小特許）、意匠について、審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<p><特許・実案・意匠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～④を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <p>なし。</p>

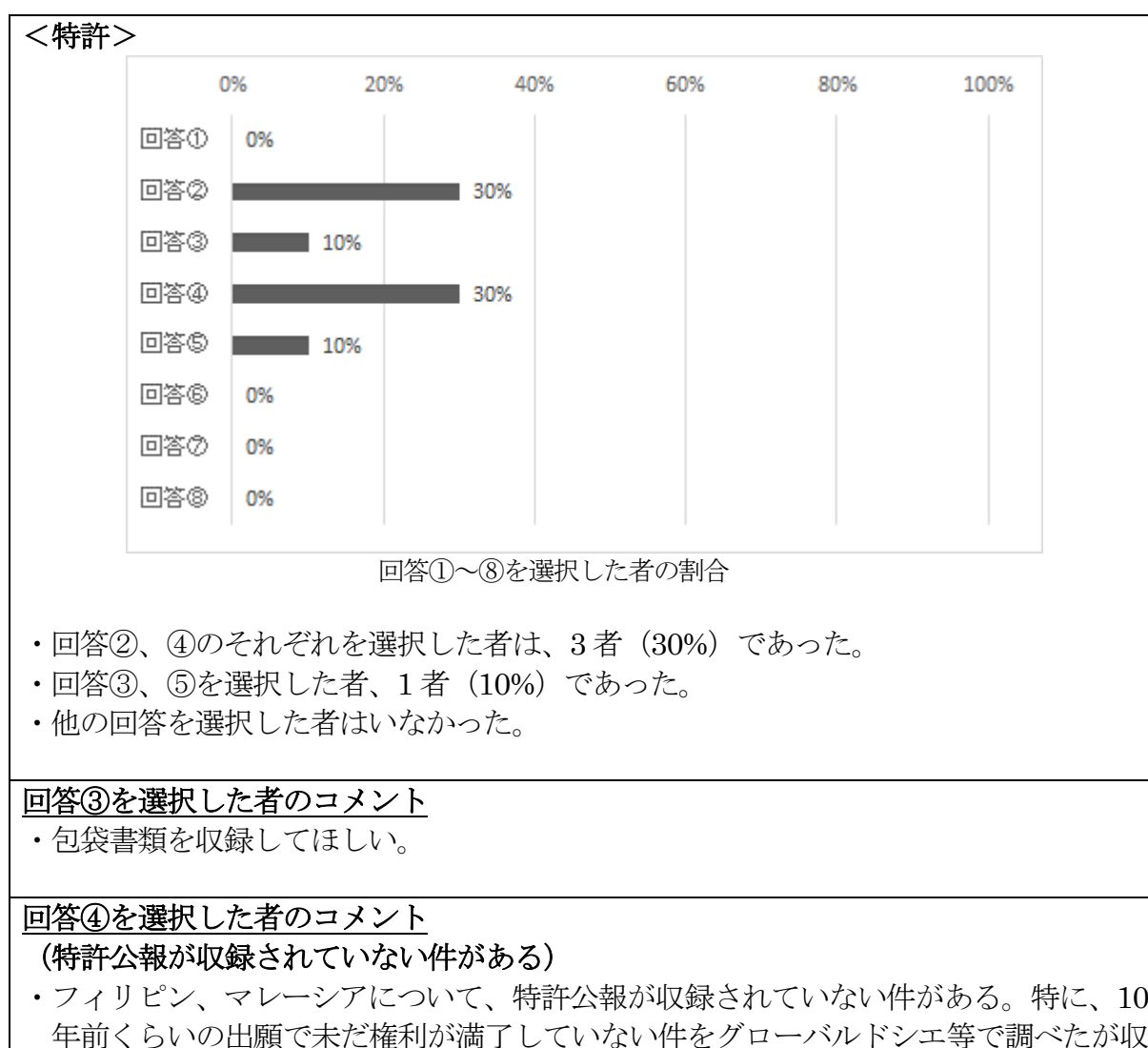
商標について、審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<p><商標></p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答肢</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回答①</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>回答②</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>回答③</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>回答④</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>回答①～⑥を選択した者の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答④を選択した者は、1者（10%）であった。 ・他の回答を選択した者はいなかった。 	回答肢	割合	回答①	0%	回答②	0%	回答③	0%	回答④	10%
回答肢	割合									
回答①	0%									
回答②	0%									
回答③	0%									
回答④	10%									
<p><u>回答④を選択した者のコメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンでは、短期間で、異議で提出する使用証拠全てに英訳を作成し公証を受ける必要があり、とてつもなく大変だった。 										
<p><u>その他コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンは、異議手続きが準司法的で煩雑。当事者の費用的負担が大きい。 ・フィリピンにおいては、宣誓書提出有無、提出使用証拠をウェブサイトで確認可能としたい。 ・インドネシア、フィリピンについて、不使用取消の立証責任を権利者側としていただきたい。 										

2.2.7 知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢: ①IPC分類が付与されていない/間違ったIPC分類が付与されている公報が多い、②書誌事項しか収録されておらず公報の詳細内容が不明、③包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できない、④公報収録率が低い、⑤知財庁検索データベースの公報収録のタイムラグが大きい、⑥登録番号が収録されていない、⑦PCT関連情報や優先権情報が表示されない、⑧英語対応が不十分(英語で公開されている情報が少ない等)、その他。

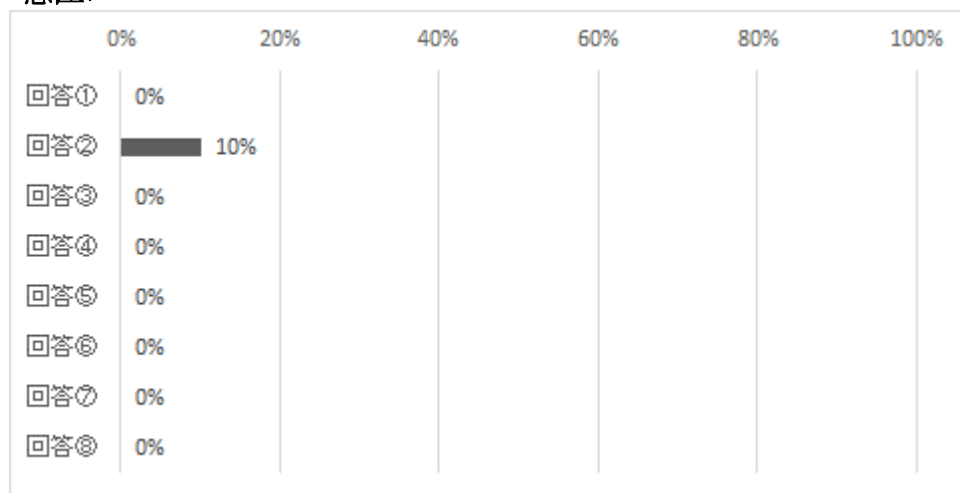
特許について、「②書誌事項しか収録されておらず公報の詳細内容が不明」「④公報収録率が低い」との回答が最も多く、3者(30%)であった。特許公報が収録されていない件があるとの意見もあった。



<p>録されていないことがあり困った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール、フィリピンは、収録状況がよくない。 ・全件を収録してほしい。
<p><u>回答②、⑤を選択した者のコメント</u></p> <p>なし。</p>
<p><u>その他コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール、フィリピンについて、使いたいのが、ダウンロード情報の制限があり使いにくい。数百～数千件のデータを見る場合もあるので、ダウンロードの制限をなくして欲しい。 ・ASEAN について、十分使用できるレベルのデータベース等が整備されていない。 ・ASEAN について、年次報告等が公開されていない、年次報告等が公開されていても英語版がない等、知財庁からの情報開示が少ない。 ・ASEAN について、英語対応や包袋書類の収録を進めて欲しい。特に、タイのニーズが大きい。 ・ASEAN の知財庁のデータベースの課題については、JETRO サイト「知的財産に関する情報」に掲載されている「産業財産権データベースの調査報告（2017 年度版）」にまとめられている。書誌事項が収録されていても登録公報が収録されていなかったり、包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できなかつたり、英語対応が分だつたりする点は改善してほしい。まず、公報収録率を上げていくための支援を優先し、支援を継続することで徐々に改善されることを望む。 ・ASEAN 各国において、データベース収録の基礎データを充実させて欲しい。現地語と英語で違う言語で検索した場合や、商用又は有料のデータベースを使用しているも、検索結果に差が出たりする場合がある。クリアランスの関係で漏れないかどうかを確認するのが難しい。 ・ASEAN について、収録データの正確性が不明。公報が閲覧できない。

実用新案（小特許）、意匠について、知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<実案・意匠>



回答①～⑧を選択した者の割合

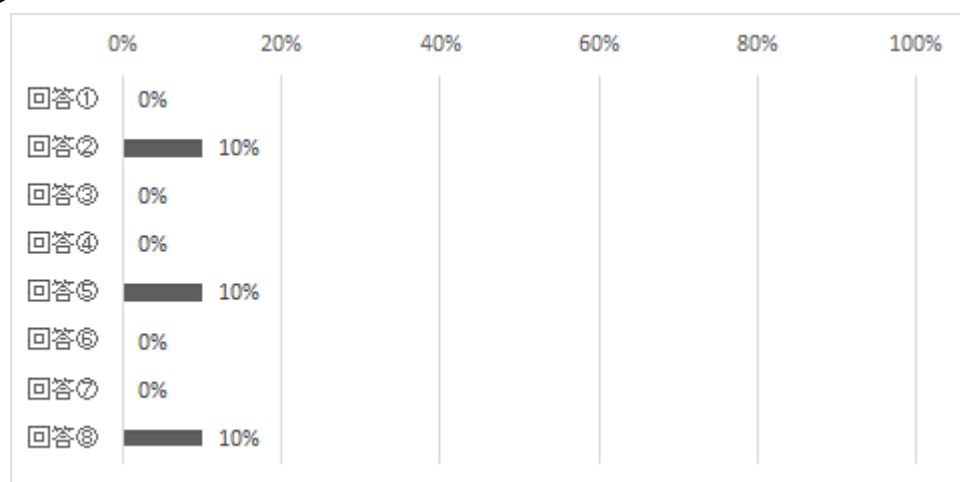
- ・ 回答②を選択した者は、1者（10%）であった。
- ・ 他の回答を選択した者はいなかった。

その他コメント

なし。

商標について、知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<商標>



回答①～⑧を選択した者の割合

- ・ 回答②、⑤、⑧のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。
- ・ 他の回答を選択した者はいなかった。

回答②、⑤、⑧を選択した者のコメント

なし。

その他コメント

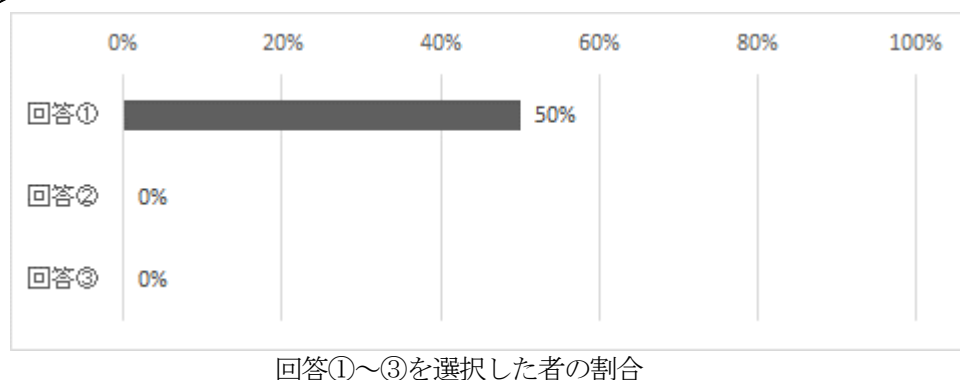
- ・フィリピン知的財産庁の商標データベースが存在しない。ASEAN TM View は、誤りが多いためなるべく使用したくない。

2.2.8 使い勝手のよい又は便利だと思う制度や運用について

回答選択肢：①早期審査制度で PPH や ASPEC などの選択肢がある、②電話や面会等で審査官に直接説明できる機会がある、③シンガポールのシリーズ商標制度などの各国特有の制度、その他。

特許について、「①早期審査制度で PPH や ASPEC などの選択肢がある」と回答した者が多く、5者（50%）であった。

<特許>



- ・回答①を選択した者は、5者（50%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答①を選択した者のコメント

- ・インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアは、PPH 又は PCT-PPH を利用している（おすすめている）。理由は、審査が通常よりは促進されるため、日本と同一のクレームで権利化されて管理しやすいため。PPH を利用できない案件（過去の案件）については、修正実体審査を利用しており、比較的問題なく処理できている。ユーザー側の利益だけを考えるならば、修正実体審査制度が存続してくれるとありがたい。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムは、ASPEC による早期審査はある程度機能する（ASPEC 申請した案件の全部が早い訳ではない）。
- ・制度として PPH は重要と考える。

その他コメント

なし。

実用新案（小特許）、意匠について、使い勝手のよい又は便利だと思う制度や運用に関する回答は得られなかった。

<実案・意匠>

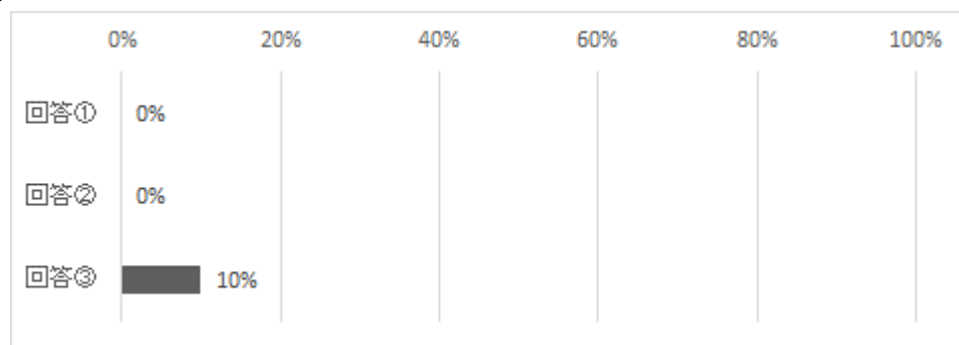
- ・回答①～③を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

商標について、使い勝手のよい又は便利だと思う制度や運用に関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<商標>



回答①～③を選択した者の割合

- ・回答③を選択した者は、1者（10%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答③を選択した者のコメント

- ・フィリピン、ベトナムにおける登録同意制度、早期審査制度。

その他コメント

なし。

2.2.9 審査の満足度について

特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの回答が多かった。

<特許>

- ・ASEAN6について、先進国の登録クレームに合わせると許可されるので、審査の質に

関しては特に不満を感じていない。(他3者から同様の回答あり。)

- ASEAN6について、PPH、ASPEC、修正実体審査などで他国の審査結果を出せば、ほとんど登録を受けられる。
- インドネシア、シンガポール、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、先進国の審査結果を利用して登録を受けられるので、審査の質に関しては特に問題を感じていない。
- インドネシア以外の ASEAN6 は、比較的適切に外国の審査結果を受け入れているので、PPH が有効に機能していると感じている。
- インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、ASPEC を利用すれば、シンガポールと同じクレームで登録を受けられるので、審査の質に関して大きな不満はない。
- ASEAN6 について、全体的に審査官の技術理解度が低い傾向があると感じる。

2.2.10 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN6 各国への支援施策に関する最新の協力覚書について

<欧州ーフィリピン>

- 「フィリピン知的財産庁 (IPOP HL) は特許調査能力を強化し、国際調査機関 (ISA) /国際予備審査機関 (IPEA) としての活動するために準備(2018年7月10日)」¹¹¹⁷
フィリピン知的財産庁 (IPOP HL) は、同庁の包括的な特許調査と検索能力を持続させるため、欧州特許庁 (EPO) の先行技術及び検索ツール “EPOQUE Net” の使用期限の更新を目的とし、EPO との覚書へ署名した。EPOQUE Net とは、特定分野に関連する既存の全ての情報の調査及び検索を主な目的とした、EPO が管理するシステムである。IPOP HL 特許審査官は 2017 年 5 月から EPOQUE Net の使用を開始しており、同覚書により使用期限は 2022 年 12 月 31 日となる。現在 IPOP HL の特許部は、科学技術情報ネットワーク (STN) のウェブサイト、米国電気電子学会 (IEEE) のウェブサイト、非特許データベース及び公知のデータベースを使用している。この効果的な強化は、2019 年 4 月までに IPOP HL が国際調査機関及び国際予備審査機関 (ISA/IPEA) として活動を開始するための能力を強化するにあたりよいタイミングとなる。

<シンガポールーフィリピン>

- 「フィリピン知的財産庁 (IPOP HL) は、シンガポール知的財産庁 (IPOS) との二国間協定に署名 (2017 年 10 月 4 日)」¹¹¹⁸
フィリピン知的財産庁 (IPOP HL) の Josephine R. Santiago 長官は、フィリピンとシンガポールにおける知財制度の発展と促進に協力するため、シンガポール知的財産

¹¹¹⁷ 「IPOP HL fortifies Patent Search Capacity, gears up to operate as ISA/IPEA」Asean LIP (Asean Legal Information Portal)ウェブサイト内、URL: <https://www.aseanlip.com/philippines/iplaw/news/ipophl-fortifies-patent-search-capacity-gears-up-to-operate-as-isaipea/AL41991>、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

¹¹¹⁸ 「IPOP HL signs bilateral agreement with IP Office of Singapore (IPOS)」IPOP HL ウェブサイト内、URL: <http://www.ipophil.gov.ph/releases/2014-09-22-06-26-21/638-bilaterals-of-ipophl-and-ipos>、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

庁 (IPOS) の Daren Tang 長官と二国間協定の覚書に署名する。協力分野は、1) 事務管理特許検索と審査、商標審査、人材育成、品質保証、知的財産管理審問手続および知的財産 (IP) 権の創造、保護、エンフォースメントに関するキャパシティビルディングと研修活動、2) IP 教育、イノベーションと創造、技術移転、IP 管理、評価と商業化を推進する上での IP の役割、3) IP 情報とベストプラクティスの交換を含む。

2.2.11 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN6 各国への支援に関する最近の動向について

<豪州-ASEAN>

地理的な近さや戦略的な意図もあり、シンガポールなどに定期的に人を送り込んで活発な活動をしている。以前は通信教育など、今は E-Learning などを通じた人材育成もやっていて、豪州に出張しなくても教育が受けられるサービスも提供しているようである。

2.2.12 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN 全体に対する支援施策について

<WIPO-ASEAN>

「協力と連携の主要テーマに関する WSO 会議 (2018 年 9 月 6 日)」¹¹¹⁹

ASEAN 地域で IP 技術援助プロバイダー (IPTAP) の非公式会合を開催することは、シンガポールの WIPO 地域事務所 (WSO) にとって大きな特権であった。EU 知的財産庁、INPI (フランス)、IP オーストラリア、ジェトロ (日本)、イギリス知的財産庁、および米国特許商標庁の代表者が出席し、優れた貢献を提供し、協力し続ける意欲を示した。

<WIPO, EUIPO-ASEAN>

・「ASEAN IPR Action Plan 2016-2025 meeting (2016 年 12 月 14 日、タイ)」¹¹²⁰

1) WIPO 講演: Future Global IP Landscape: ASEAN as key Player (Mr. Denis Croze)

WIPO の今後のアセアンにおける取組支援としては下記のようなものがある。

— 知財政策策定への取り組み支援。知財庁だけでなく、他の省庁や大学などを巻き込んで知財政策を策定することを支援する。例えば、GI (Geographical Indication) については知財庁だけではなく農水関係省庁にも声をかけていくことが重要である。

— 知財庁診断は WIPO が今後も取り組んでいく。これは知財行動計画 2016-2025

¹¹¹⁹ 「Cooperation and Collaboration Key Themes in WSO Meeting」WIPO ウェブサイト内、URL: http://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0009.html、[最終アクセス日: 2019 年 1 月 8 日]

¹¹²⁰ 「Southeast Asian Countries Launch IP Cooperation Plan To Be Assisted By WIPO, EU」Intellectual Property Watch ウェブサイト内、URL: <http://www.ip-watch.org/2016/12/16/southeast-asian-countries-launch-ip-cooperation-plan-assisted-wipo-eu/> [最終アクセス日: 2019 年 2 月 8 日]

の戦略目標①とも沿ったものと言えよう。

—IP 環境の有効化プロジェクト（技術開発や管理、商用化のための能力向上）。例えば、産学官連携のプラットフォーム構築としてタイの大学が同プロジェクトに関わっている。

—手続の調和と簡素化として、TLT、STLT、DLT（案）条約等の方式面での国際調和支援。これは、戦略目標②にも沿ったもの。

—WIPO のアセアンオフィス（シンガポール）を活用した支援。例えば、WIPO—シンガポールの MOU 締結に基づく協力としてアセアン諸国における知的財産の意識向上と能力構築（中小企業向けのワークショップ、大学への調査訪問など）。

2) EUIPO 講演: Role of EUIPO : ASEAN IPR Action Plan 2016-2025 (Mr. Ignacio de Medrano Caballero)

—ECAPIII は 2017 年 2 月にプロジェクトが終了。

—新たな EU とアセアンの協力の枠組みである ARISE+ の中の第 2 コンポーネント ARISE+IP（アレイズプラスアイピー）と、IP KEY とに取り組むことになった。

<EUIPO—ASEAN>

「EU と東南アジアの裁判官は IP 問題に対するエンフォースメントシステムを促進（2018 年 7 月 4 日）」¹¹²¹

フィリピンを含む東南アジアの裁判官主要メンバーは、7 月 4 日、各国の知的財産のエンフォースメントに関わる手段を共有するため、欧州連合知的財産庁（EUIPO）に集まった。欧州連合（EU）は、国際 IP 基準の履行は東南アジア全域で異なる傾向にあり、これによりその地域で営業する多くの地元企業及び外国企業の不信を招いていると指摘した。三日間の円卓会議を通して議論するトピックとプラクティスは、国際的な IP 体制を含めた IP 問題の手続きのための特別な規則、法的救済、暫定的かつ予防的手段、及び管轄権についてである。

同円卓会議は、EU により 4 年間で 700 万ユーロの資金を供給され、EUIPO により履行されているプログラムである IP Key 東南アジア（IP Key Southeast Asia, IP Key SEA）の活動範囲の一つである。IP Key の主な目的は、地域での取引や投資を促す適切な法的及び経済的環境を創造するために東南アジア知的財産権（Intellectual Property Rights, IPR）の保護及びエンフォースメントをサポートすることである。

2.2.13 今後の JPO からの支援について

制度整備支援については、登録商標の使用証拠の提出制度の改善を望む意見があった。

人材育成支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとのコメントが多かった。

情報化支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望むコ

¹¹²¹ 「EU, SEA judges to boost enforcement system vs. IP cases」 PHILIPPINE NEWS AGENCY ウェブサイト内、URL: <http://www.pna.gov.ph/articles/1040424>、[最終アクセス日: 2019 年 1 月 8 日]

メントが多かった。

また、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務処理改善などにつながるような支援を望むコメントがあった。

(制度整備支援について)

- ・ASEAN6 について、PPH が円滑に活用できたり、先進国で登録した内容で権利化できたりすれば、特に支障はないので、これらの国の法整備状況はあまり気にしていない。
- ・登録商標の使用証拠の提出制度の改善を望む。

(人材育成支援について)：審査期間の短縮、事務処理能力向上など

- ・タイの商標の審査官は識別力の判断基準が厳格であったり、インドネシア、フィリピン、ベトナムの商標制度や審査に関する運用などは不合理な点もあつたりするが、簡単に換えられるものではないので、支援の対象としては馴染まないのではないか。他方、インドネシアで、商標の登録証が発行されるまで時間がかかる過ぎることや、包袋の管理ができていないことから書類が紛失したりするような、ビジネスの基本となる事務管理ができていないことは、改善の余地があるのではないか。
- ・ASEAN6 について、電子化、方式審査の処理や事務手続等、運営面の支援をして審査期間の短縮につながるような支援をして欲しい。新規性、進歩性など実体審査に対する資質向上も有益ではあるが、まずは基本的な方式不備などに対する事務処理、出願人や代理人との事務手続のやりとりに対する正確かつ迅速な事務能力を習得することが優先される事項ではないか。例えば、PPH 申請をした出願について、インドネシア知財庁から「PPH 申請がなされているが、このまま進めてよいか。」といった当然進めるべき事務処理について伺いがきて、対応しなければならなくなることもある。他にも事務関連の OA は来るが適切でないと思われるものが散見される。OA をするべき内容や通知すべき内容について、審査官が十分に理解しているか疑問がある。こうした OA にも対応する費用と時間がかかることになる。また、タイ、フィリピン、マレーシアは妥当な処理をしているが、どこかで滞っているのか、処理がとても遅い。事務処理の流れを理解し、それぞれの手続においてどうすすめるべきかの基本的な事務処理能力の育成が望まれる。
- ・ASEAN6 について、実体審査に関する支援よりも、方式審査、事務管理、ビジネスプロセスに関する支援をする方が、審査期間の短縮に繋がると思われる。現地に人を中長期派遣して、現場に入り込んで支援していくと効果的かもしれない。
- ・ASEAN6 について、審査期間の短縮につながるような支援をしていただきたい。特にタイは、特許の登録までの期間が長いので、優先的に支援をして欲しい。
- ・ASEAN6 について、現在、審査官の育成などを JPO が積極的に行っているが、継続的に支援することで、日本のファンが次第に増えてきているように感じる。このような将来を見据えた長期的な視点の支援とともに、例えば JPO が持つ包袋などの管理ノウハウの提供のような、即効性を見込めるような支援も並行して行ってはどうか。
- ・ASEAN6 について、意匠に関して、方式に不備がある状態で指摘がないまま登録となることがある。登録後問題となることも考えられるので、方式審査の重要性を理解させるように支援してはどうか。
- ・ASEAN6 について、審査官への企業からの技術説明会の開催は、審査が遅いといった場合に効果的であった。

- ASEAN6について、意匠に関して、実体審査のない国においても、審査に関する育成支援をして欲しい。異議や無効審判、訴訟などの場面になれば、類否判断が必要となる。そのような場面になったときに、判断をする側にそのスキルを有する者がいないということがないようにして欲しい。
- ASEAN6について、人材育成は必要ではあるが、PPHなどの活用により少なくともASEAN6では権利化が概ね期待どおりできているので、実務的（新規性、進歩性など）な支援の優先度は低い。
- ASEAN6について、審査官の育成等の支援を継続して行っていただきたい。また、審査官だけでなく、審判官、裁判官や民間の知財に関する人材についても育成支援をして欲しい。
- ASEAN6について、審査協力・人材育成という観点について、現地知財庁に入り込み、中長期専門家派遣という形でじっくりと根気よくサポートする方法が効果的と感じる。現地の最新情報も把握することができ、現地の訪問アポも取り易く日本側にもメリットがある。
- JPOが行うASEAN諸国等への人材育成への協力は、プログラム作成、受講認定証の発行、知財関連機関の見学、生活資金援助など、よく計画され、完璧な内容である。しかし、日本での研修終了後、当該研修を受けた人材を日本のためにどのように役立ててるのか、当該国と日本の人脈をどのように引き継いでいくのかの戦略があってもいいのではないか。日本で実力をつけた人材が帰国後には知財庁をやめて民間で働く例が多いことも念頭に置く必要がある。

(情報化支援について)：公報収録率向上など

- フィリピン、マレーシアについて、これまで先進国から様々な支援が行われているが、未だデータベースに特許公報が収録されていない件がある。未だ、権利が満了していない昔の件も収録されるようにして欲しい。
- ASEAN6の知財庁は、出願の経過情報やOAの内容に関する公開が遅れている。また収録率も低いように思われる。これまで様々な支援が行われているが、電子化がまだ不十分なところがあるのではないかな。
- ASEAN6の知財庁は、出願の経過情報やOAの内容に関する公開が遅れている印象がある。英語での公開があれば望ましいが、そもそも公用語での公開もなされていない国もある。まずは、インド知財庁並の情報公開（審査官のOAの書誌事項や起案内容を見ることができる。）ができるようになるような援助が必要なのではないか。ASEAN6各国で実現できれば望ましいが、優先度をつけるとすると、シンガポールは少し進んでいるので優先度を下げ、生産国及びマーケットとして大きいタイ、インドネシアを優先的に支援することが考えられる。その次はベトナムである。中国から出て行った企業がベトナムに移転しつつあるので、これまで以上の発展が予想される。
- ASEAN6について、紙ベースの事務運用から徐々に電子化を進める必要があるだろう。データベースの収録率向上や収録情報の拡大には、各種手続が電子化されている必要があるためである。
- インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、知財庁の特許データベースの整備が不十分であり、改善して欲しい。特に、英語対応や包袋書類の収録を進めるよう支援して欲しい。特に、タイのニーズが大きい。
- ASEAN6について、データベースの英語情報の拡充につながるような支援をしていただきたい。
- ASEAN6について、知財庁から正確なデータがすべて提供されているのかも分から

ないので、そのデータを加工してサービスをしている民間のデータベースを利用しても信頼性は低いと感じている。

- ・ASEAN6について、公開公報は収録されているが抄録しかない、登録公報は発行されないなど、ユーザーにとっては不便なことも多いが、現地の国内で見たいというニーズは少なく、国民からの批判もほとんどないので、外国からみて不便だとしても現地知財庁はなかなか改善に取り組もうとしない。これまでも情報化・機械化支援は様々な国で行われてきたが、当初予定した成果を得るのが難しいところもあるのは、上記知財庁の姿勢が関係しているのではないか。

(現地代理人に関する支援について)：誤訳削減、事務処理改善など

- ・ASEAN6について、知財庁職員、現地代理人との三者ミーティング、セミナーも有効と考える。特にアセアン各国において母国語が異なるため、現地代理人による誤訳の問題は今後顕在化するものと考えられる。知財庁職員・現地代理人は英語に堪能であるものの、権利活用・行使の対象者となる現地の人々がそうであるとは限らない。
- ・ASEAN6について、知財庁等の政府職員向けだけではなく、現地代理人向けの支援も必要と考える(少なくとも誤訳チェックによる誤訳削減等の期待がある)。現地代理人の研修制度、代理人協会の役割等を把握し、現地代理人のレベルアップも必要と考える(早期権利化・審査の質向上、権利行使の簡易手続等を実現するため)。現地代理人向けの支援は、他の先進国はあまり実施していないと思われるため、日本から支援する余地があるのではないか。
- ・ASEAN6について、現地代理人の事務処理を改善する支援があるとよいかもしれない。期限管理がしっかりできていない事務所もある。ただし、ASEANでは実際にはトラブルに発展したような事例はない(ブラジルではトラブル事例があった)。
- ・ASEAN6について、現地代理人は、事務管理能力が不十分で期限管理ができていないケースがあり、OA期限の直前に通知がくるようなこともある。現地代理人の選択肢が限られており、コンフリクトが心配なので、現地代理人の育成についても支援してほしい。また、現地代理人に関する情報が入手できると良い。

(その他)

- ・日本の視点から見たASEANの課題については、これまで様々な団体や機関が現地へ訪問して伝える等しており、なぜ日本は同じようなことを何回も聞いてくるのかという声もある。日本が課題だと思っても現地在が課題と認識していなければ改善が進まないこともある。現地のメリットに繋がるような支援のやり方が効果的なものかもしれない。
- ・ASEAN6について、日本企業からの要望に対応して改善しなければ日本企業からの投資が減ってしまうような場合には、現地も前向きに改善に取り組む可能性がある。
- ・ASEANの選抜メンバーを日本に招へい研修してもご褒美旅行というイメージが強い印象(アメを目的とするならばよいが)。研修内容が現地で情報共有されることはほぼなく、単発になり易く効果的な育成に結び付きにくいと考える。
- ・ASEAN6について、現地へ権利行使できるようにするための支援もして欲しい。特許については、未だASEANでは訴訟件数が少なく権利範囲の争いはほとんどないため時期尚早かもしれないが、これまでの支援を継続しながら徐々にステップアップしていくとよいかもしれない。
- ・ASEANでは、未だ裁判を起こしたことはない(警察や行政にお願いしたことはある)。知的財産の裁判に関する情報が少ないため、裁判の実効性が不明である。ASEANで

の権利行使など裁判に関する情報があるとありがたい。

- ASEAN6について、現地代理人の情報を得にくいため、何らかの客観的なデータの提供があるとよい。例えば、得意とする分野や受けた拒絶理由の種類など、出願経過情報が公開されていれば入手可能な公開情報に基づくデータを代理人別に集計した情報があるとよい。これらの情報は公開されるのが好ましいが、少なくともJPOが把握していてもいいのではないか。各国での代理人の質の向上に関する支援に資すると考える。
- インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、大手事務所の数が少なく、代理人のコンフリクトの可能性があったとしても選択肢がないので困っているため、現地の事務所の情報が入手できるとありがたい。

3 海外現地ヒアリング調査

3.1 概要

フィリピンでは、法律事務所3か所及びフィリピン知的財産庁（Intellectual Property Office of the Philippines ; IPOPHL、以下、IPOPHLと表記する。）に対し事前質問票及び追加質問票を送付し、その回答に関してさらにヒアリング調査を行った。本章以下の回答において、下線を付した回答はIPOPHLからの回答を示す。

ユーザーDBは特許、実用新案、意匠及び商標のいずれも稼働しているが、更新頻度が低く情報の欠落等もあり、他のDBを併用する必要がある。電子出願システムも稼働したばかりではあるが、手数料の納付を確認するため、手続をした日に出願番号が付与されない等の連動性に問題があるなどの指摘があった。だが、現在全面的な改善プロジェクトが進行中であり、今後の動向が期待される。

法制度に関しては、2017年に知的財産法及び商標法の規則がそれぞれ改正され、商標では使用宣誓書の提出時期の緩和などが行われた。また、知的財産法の改正準備が進められており、2018年8月に最新の改正案が公表されている。この改正は、現在の制度や運用の有無を明確化することを主な目的とし、新たな制度の導入などは現時点で検討されていない。

海外からの支援については、システム関連に関してWIPOからの支援を受け、内部処理システムとともに改善プロジェクトが進行中である。また、独自開発なども試みられている。IP5やWIPO以外にも中国、オーストラリア、スウェーデン及び韓国によるセミナーが開催されている。

3.2 事前質問票及びそのヒアリング結果

3.2.1 システム関連の課題について

ユーザーDBは特実意商のいずれも稼働しているが、更新頻度が低く、情報の正確性に不安がある。庁内部では、現在紙文書の電子化が進行中であり、DBにもそれが反映されつつあるが、精度の点では満足いくレベルに達していないとの回答であった。電子出願システムも、手数料の納付システムとの連動性が低く、出願日当日に出願番号がつかないなどの問題が挙げられている。現在、庁内部において内部処理システムの改善プロジェクトが進行中であり、今後の動向に期待したいとの回答を得た。

<特許DB・全体>

(更新頻度が低く、情報が不正確、欠落等がある場合がある)

- ・フィリピン知的財産庁 (IPOPHL) のデータベース (DB) は、定期的に又はリアルタイムに更新されていない。このため、情報の欠落／不完全な情報の存在は稀でない。
- ・IPOPHLの特実意のユーザー向け検索DBを使用しているが、まだシステム改善途中であるため、収録されている情報が不完全であったり、収録されるタイミングが遅かったりすることがある。このため、審査官に連絡をとって確認することがある（例えば、登録されたのか拒絶されたのか、年金が支払われているのか等）。商標はIPWare

というソフトを主に使用しており、IPOP HL の検索 DB や WIPO の検索 DB 等も使用している。

(庁内部で文書の電子化が進行中であり、改善はみられるがまだ精度が低い)

- ・ IPOP HL は、そのシステムを継続的にアップグレード及び改善している。重要な改善の1つには、IPOP HL 内部文書の取扱いに関するものがある。現在では、IPOP HL に提出された文書のソフト（スキャンした）コピーが作成され、デジタルデータとして保存されている。加えて IPOP HL は、ユーザー向け特許 DB の情報を完全な情報とするための措置（案件整理簿管理システムの強化措置）も開始している。しかし今のところ、DB の水準は、特許情報の精度の点で、満足できる水準に達していない。

(内部処理システムの改善が進行中であり、今後に期待)

- ・ IPOP HL は 2011 年から WIPO の協力を受けて庁内の特実意匠の処理システム IPAS を使用しており、古いファイルをデジタル化する作業が約 75%完了していると推定される。ユーザー向け検索 DB は、IPAS システムとリンクしてデータを取得している。
- ・ 特実意商のユーザー向け検索 DB は、情報が正確でない、情報のアップデートが遅いといった問題があるので、審査官に連絡して最新の権利状況を確認したり、他の DB（WIPO の Patentscope や EPO の Espacenet 等）を使用してクロスチェックしたりしている。庁内の IPAS システムの改善作業が完了すれば、ユーザー向け検索 DB も改善されるであろう。

<実案 DB>

(改善はみられるが、更新頻度が低く、情報の正確性に不安)

- ・ 特許と同様に、実用新案（UM）DB も定期的に又はリアルタイムに更新されていない。このため、UM 情報の欠落／不完全な UM 情報の存在は稀でない。
- ・ IPOP HL は、ユーザー向けの UM DB も継続的にアップグレード及び改善している。UM DB についても、特許と同様の内部文書の取扱いや保存に関する措置を実施している。しかし、IPOP HL が DB の水準を UM 情報の精度の点で満足できる水準にできるまでには、一定の時間がかかる見込みである。

<意匠 DB>

(改善はみられるが、更新頻度が低く、情報の正確性に不安)

- ・ 工業意匠に関する DB の状況も特許や UM と同様である。工業意匠に関する DB についても、特許や UM に関する、DB の情報を完全な情報とするための措置と同様の措置を開始している。しかし、近い将来においてこの完全化が実現する見込みはない。

<商標 DB>

(他の DB と併用して正確性を担保している)

- ・ 弊所では IPWare を使用している。これは、所内で開発した独自のソフトウェアで、期限自動監視機能に代表される機能を有するデータベースを備えている。この IPWare による管理は、あらゆる期限や他の重要なデータを確実に管理できるようにするための手書きの案件整理簿を用いて補完している。
- ・ 以下の外部データベースを活用している。
 - ・ WIPO Global Brand Database - (<http://www.wipo.int/branddb/en/>)

世界知的所有権機関 (WIPO) は、知的財産 (知財) 制度に関する情報や、知財に関する実証的研究、報告及び事実に基づく情報の源としては、世界で最も総合的な情報源である。

・ WIPO Madrid Monitor - (www.wipo.int/madrid/monitor/en/)

Madrid Monitor は、WIPO が提供する新サービスで、検索機能、WIPO 公報、Madrid E-alert 及び Madrid Realtime Status 機能を、マドリッド制度を通じて登録されたあらゆる商標に関する詳しい情報を利用して、あらゆる国際出願又は商標登録出願を簡単に行える単一のツールに統合したものである。

・ フィリピン知的財産庁商標データベース (<http://www.wipo.int/branddb/ph/en/>)

フィリピン知的財産庁商標データベースは、フィリピンにおける商標登録及び登録出願や、フィリピン指定の国際商標登録出願を検索できるオンライン・データベースである。

・ 工業所有権管理システム (IPAS) - IPAS は、IPO 職員に限り使用できる、フィリピンにおける商標登録及び登録出願やフィリピン指定の国際商標登録出願を検索できるオンライン・データベースである。

・ ASEAN TM View - (<http://www.asean-tmview.org>)

ASEAN TM View は、ASEAN 加盟各国 (すなわち、ブルネイ・ダルサラーム国 (BN)、インドネシア (ID)、カンボジア (KH)、ラオス人民民主共和国 (LA)、マレーシア (MY)、フィリピン (PH)、シンガポール (SG)、タイ (TH) 及びベトナム (VN)) における商標登録及び登録出願を検索できるオンライン・データベースである。ミャンマー (MM) には商標法が存在しないため、ASEAN TM View でミャンマーに関する記録を閲覧することはできない。

ASEAN TM View を使うと、ASEAN 加盟各国における商標登録及び登録出願に関する情報に無償でアクセスできる。ASEAN TM View は、商標に関する公開情報を参照できるオンライン・ツールである。ASEAN TM View は、公式な商標登録ツールではなく、純粹に商標情報を提供するだけのツールである。ASEAN TM View は、ASEAN 加盟各国の知的財産庁が、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) が管理する知的財産権の保護に関する EU-ASEAN 共同プロジェクト (ECAP III フェーズ II) の支援を受けて開発されたものである。

< 審査官用 DB 他、庁内システム >

(WIPO のシステムと統合されており、新バージョンの導入準備中である)

- ・ 庁内の審査官用のデータベースは、WIPO の IPAS と統合されたものが使用されている。データベースの改善要求などは、WIPO の IPAS チームと連絡を取り、継続している。現在は、IPAS の新バージョンを導入すべく、準備を行っている。
- ・ これらのシステム (内部文書管理、審査官及びユーザ用データベース) は、現在 IPOPHL で実施中の WIPO 工業所有権管理システム (IPAS) に統合されている。システム改良の要求は WIPO IPAS チームに通知され、ここでバージョン公表によって対処している。現在、IPOPHL は IPAS v. 3.1.1c を実施中である。
- ・ IPOPHL は WIPO の IP 官庁ビジネスソリューション部が将来的に導入予定の IPAS 改良版、すなわち IPAS v.4 を導入する見込である。

電子出願システム

<特許・全体>

(手数料支払と電子出願の処理システムがうまく連動していない)

- ・2017年4月26日に特許の電子出願を開始した。
電子出願の場合、特許出願番号は自動的に割り当てられず、代わりに、最初に参照番号が割り当てられ、その後(すなわち、IPOP HLが必要な料金の支払いを受けた時点で)出願番号が割り当てられる流れとなる。
特許出願日と同じ日に支払いを為しても、その日に特許出願番号が割り当てられる保証はない。
- ・当事務所では、電子出願システムを用いて先月試しに特許を1件出願してみたら成功した。ただし、銀行振り込みで支払いができるが(Dragonpay)、IPOP HLに行つてスタンプを押してもらう必要がある。電子出願システムは現在改良中と聞いている。

(まだ使用したことがない、準備中)

- ・特実意商の電子出願システムは未だ使い勝手がよくないので使用しておらず、紙で出願している。来年1月から法律事務所は電子出願システムを使用することが義務付けられるという連絡が最近来て、2日間のトレーニングに2名事務所から参加する予定である。2名の人数制限があるが、参加人数を増やせないか問い合わせている。

(現在運用状況のモニター中であり、改良プロジェクトも進行中)

- ・電子出願システムは、特実意商すべて EUIPO のシステムをベースに開発された。現在運用をモニター中であり、システムの改良は、IPOP HL 内の IT チームが担当している。
- ・特許、実用新案、意匠、商標の電子出願システムは、すべて EUIPO が開発した電子出願システムテンプレートを基礎とするものであった。
- ・現在、システムの利用状況は緊密にチェックされており、IPOP HL 庁内の IT チームは、この先2年以内の実施を目指してシステム改良プロジェクトを推進している。

<実用新案>

(手数料支払と電子出願の処理システムがうまく連動していない)

- ・2016年12月21日にUM登録の電子出願を開始した。
UM登録の電子出願番号割当ての仕組みは、特許の電子出願における仕組みと同じである。電子出願の場合、UM登録出願番号は自動的に割り当てられず、代わりに、最初に参照番号が割り当てられ、その後(すなわち、IPOP HLが必要な料金の支払いを受けた時点で)出願番号が割り当てられる流れとなる。UM登録出願日と同じ日に支払いを為しても、その日にUM登録出願番号が割り当てられる保証はない。

<意匠>

(手数料支払と電子出願の処理システムがうまく連動していない)

- ・2016年10月27日に意匠登録の電子出願を開始した。
意匠登録の電子出願番号割当ての仕組みは、特許及びUM登録の電子出願における仕組みと同じである。電子出願の場合、意匠登録出願番号は自動的に割り当てられず、代わりに、最初に参照番号が割り当てられ、その後(すなわち、IPOP HLが必要な料金の支払いを受けた時点で)出願番号が割り当てられる流れとなる。意匠登録出願日

と同じ日に支払いを為しても、その日に意匠登録出願番号が割り当てられる保証はない。
(商標) 回答なし

3.2.2 コンピュータープログラムの特許適格性について

ソフトウェア関連発明は特許性のある発明として特許規則で挙げられている（特許規則201(c)）。コンピュータープログラム自体のクレームは認められるクレーム例として挙げられてないないが、記憶媒体のクレームが認められる例として挙げられている。ただし、技術的特徴を有している必要があり、単にある事業のスキームや手法を組み込んだだけのようなものは認められない。

(媒体クレームは認められるが、技術的特徴を備えていなければならない)

- コンピュータープログラムを記憶した記憶媒体のクレームは認められる。
コンピュータにより実現される発明（CII）や情報通信技術（ICT）に関する発明が特許保護対象として適格かどうかに関する法的根拠は、フィリピン知的財産法（知的財産法）の第21条と、発明に関する規則及び規制（IRR）の規則201に、以下のように定められている。
「第21条 特許性のある発明 - 人類の活動のあらゆる分野における課題の技術的解決手段であって、新規性及び進歩性を有し、産業上の利用可能性を有する手段には特許性がある。この手段は、製品若しくはプロセス又はそのいずれかの改良であつてもよく、あるいはそれらに関連するものであつてもよい。
規則201 特許性のある発明の法定分類 - 特許性のある発明は、以下の手段又はこれに関するものに分類できる。
(a) 機械、装置、製造品、組成物、微生物といった製品。
(b) 用法、製造法、非生物学的プロセス、微生物学的プロセス。
(c) コンピュータ関連発明。
(d) 前述のいずれかの改良。」
- コンピュータによる発明の実現において使用されるソフトウェアは、発明の技術的特徴を活用するという本質のものであれば特許性がある。発明は、ソフトウェア自体におけるものではなく、ソフトウェアのために使用されるハードウェアの発明の技術的特徴におけるものでなければならない。ある事業の手法又はスキームを含むソフトウェアをハードウェアに組み込んだだけのものについては、当該ハードウェア又は当該ハードウェアによる当該スキーム若しくは手法の実行方法に発明の進歩性がない限り、特許性はない。発明の進歩性については、技術的特徴におけるものに限り認められる。当国の知的財産法では、抽象的なアイデアにすぎないもの、物事を実行するためのスキーム及び営業手法を、特許性のあるものから排除している。
- この点については、フィリピン知的財産庁（IPOP HL）が、2018年1月発効の、情報通信技術及びコンピュータにより実現される発明の審査に関するガイドラインを公

表している。このガイドラインには、コンピュータープログラムを対象とするクレームとして認められるクレームの要素として、以下のような具体例が定められている。

- コンピュータ読取可能な記録媒体であって、あるコンピュータにプロセス A、プロセス B、プロセス C...を実行させるプログラムを記録している媒体。
 - コンピュータ読取可能な記録媒体であって、そのコンピュータを手段 A、手段 B、手段 C...として機能させるプログラムを記録している媒体。
 - コンピュータ読取可能な記録媒体であって、あるコンピュータに機能 A、機能 B、機能 C...を実施させるプログラムを記録している媒体。
 - コンピュータ読取可能な記録媒体であって、そのコンピュータにステップ A、ステップ B、ステップ C...を実施させるプログラムを記録している媒体。
- ・ 2018年1月に、IPOP HL が、ICT 及び CII の審査に関する最新のガイドラインを公表した。ICT 及び CII の分野に属する発明の分類については、このガイドライン（写しを添付）の 9～10 ページ に列挙及び説明されている。このガイドラインには、特許性のあるコンピュータ関連発明として、以下のような具体例も定められている。
- コンピュータ読取可能な記録媒体であって、あるコンピュータにプロセス A、プロセス B、プロセス C...を実行させるプログラムを記録している媒体。
 - コンピュータ読取可能な記録媒体であって、そのコンピュータを手段 A、手段 B、手段 C...として機能させるプログラムを記録している媒体。
 - コンピュータ読取可能な記録媒体であって、あるコンピュータに機能 A、機能 B、機能 C...を実施させるプログラムを記録している媒体。
 - コンピュータ読取可能な記録媒体であって、そのコンピュータにステップ A、ステップ B、ステップ C...を実施させるプログラムを記録している媒体。
- ・ 知的財産法はコンピュータープログラムの特許保護を認める他国の特許法に実質的に同調しており、現状では、コンピュータープログラムを保護するのか否か、どのように保護するのかについて議論はなされていない。現在、IPOP HL で検討及び議論の対象とされている唯一の論点は、知的財産法第 22 条の規定に反することなく、その他の法域で認められているクレーム作成形式を、フィリピンが採用できるのか否かである。この作成形式には次が含まれる。
- 処理 A、処理 B、処理 C...をコンピュータに実行させる、コンピュータープログラム製品
 - 手段 A、手段 B、手段 C...としてコンピュータに機能させる、コンピュータープログラムの指示

知的財産法第 21 条では、新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有する、いずれかの人間活動分野における課題の技術的解決が、特許可能な発明と定義している。これは製品、方法、又はそのいずれかの改良であるか、又はそれに関係するものが認められる（共和国法 No. 165a、第 7 条）。

したがって、コンピュータープログラムがプログラム可能な装置によって実行されるときに技術的特徴（更なる技術的効果）が存在していれば、コンピュータープログラムはフィリピン知的財産法に基づき特許の保護対象とされる。

EPO、JPO など他の知財制度と同様に、コンピュータープログラムが「それ自体／それだけ」（スクリプト、表現、数学的計算、ソースコード、アルゴリズムなど）をクレームしているだけでは、「非技術的」概念であるとみなされ、フィリピン知的財産法

第22条に基づき特許保護の適格性を持たない。しかし、プログラムがコンピュータ内で実行されるときに「更なる技術的効果」を発揮する場合、そのプログラムが保存／恒久的／機械読取可能な媒体で提供されていれば、技術的創作となり、特許保護の適格性を有する。

- ・ 保護される手段は存在する。 プログラムがコンピュータ内で実行されるときに「更なる技術的効果」を発揮する場合、そのプログラムが保存／恒久的／機械読取可能な媒体で提供されていれば、技術的創作となり、特許保護の適格性を有する。

コンピュータプログラムを対象とする特許クレームについて認められるクレーム構成の例を次に示す（網羅的なものではない）。

- 処理 A、処理 B、処理 C…をコンピュータに実行させるプログラムを記録した、コンピュータ読取可能な記録媒体
- 手段 A、手段 B、手段 C…としてコンピュータに機能させるプログラムを記録した、コンピュータ読取可能な記録媒体
- 機能 A、機能 B、機能 C…をコンピュータに指示するプログラムを記録した、コンピュータ読取可能な記録媒体
- ステップ A、ステップ B、ステップ C…をコンピュータに実行させるプログラムを記録した、コンピュータ読取可能な記録媒体

(法改正等へ向けた議論について)

回答無し

3.2.3 新規性喪失の例外規定について

特許については、すでに出願日前 12 か月に行われた所定の開示については新規性を喪失しないと規定されている。意匠については6月であるが、この点に関し、法改正の議論はない。

(特許はすでに12か月となっており、法改正の議論はない)

- ・ 新規性喪失の例外規定の適用条件緩和について、法改正等の議論はない。
新規性喪失の例外については、フィリピン知的財産法第25条に以下のように明示されている。
「第25条 不利にならない開示 -
25.1. ある出願の出願日又は優先日直前の12か月間における、当該出願に含まれている情報の開示は、以下の者による開示の場合、新規性喪失を理由として当該出願人を害さないものとする。
a 発明者。
b 特許庁。ただし、当該情報が (a) 当該発明者による別の出願に記載されており、当該庁により開示されるべき情報ではなかった場合、又は (b) 当該発明者から直接若しくは間接的に当該情報を得た第三者が、当該発明者の知らないところで若しくは当該発明者の同意なしになした出願に記載されている場合に限る。
c 当該発明者から直接又は間接的に当該情報を得た第三者。
25.2. 第25条1項に定められている「発明者」には、出願日において特許を受ける権利を有していた者も含まれる。」

前述の例外は、フィリピンにおける特許出願に自動適用される。日本とは異なり、フィリピンの出願人は、新規性喪失の例外適用に関して下記の種類を提出する必要はない。

- a. 出願時：発明の新規性喪失の例外適用を求めたいという出願人の意思が明示されている書面。
- b. 出願日から 30 日以内：前述の例外適用を求める場合に満たすべき要件が満たされていることを証明できる書面。

新規性に関する包括的な説明は、2018 年 1 月に公表された最新版特許審査手順マニュアル（本回答書に写しを添付）の 127 ページから 133 ページに記載されている。

意匠への新規性喪失の例外適用については特許と同様であるが、意匠については、猶予期間が 12 か月ではなく 6 か月となる。

- ・ 12 か月以内の不利にならない開示について変更の予定はない（特許）
- ・ 6 か月以内の不利にならない開示について変更の予定はない（意匠）

3.2.4 部分意匠制度について

条文上の明示はないが、規則において、保護を受けようとする部分を実線で示し、その他を破線等で示した記載方法を認めており、部分意匠は実質的に認められている。

(部分意匠は保護される)

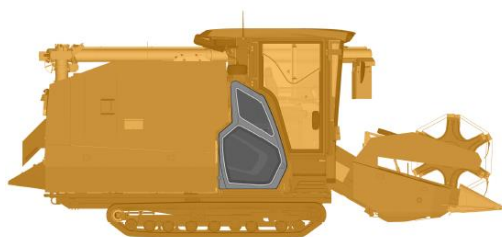
- ・ 部分意匠は保護される。

「第 112 条 意匠の定義 - 意匠は、線又は色と関係付けられているかどうかを問わず、線又は色からなる構図又は三次元の形状である。ただし、当該構図又は形状は、工業物品又は手工芸品に特別の外観を与え、それらのための模様として機能できるものでなければならない。」

第 15 部（工業意匠）規則 1500 には、「工業意匠には、有用な若しくは実用的な技術に属する製造物又はそれらを含む一部分…」と定められている。また特許審査手順ガイドライン／マニュアルの 50 ページにも、「物の一部分自体は部分意匠登録の対象とできるため、個別に保護される。」と定められている。

以下は、現在登録されている部分意匠の具体例である。

- ・ **部分意匠第 3-2017-001138 号** 出願日：2017 年 11 月 29 日
登録日：2018 年 1 月 5 日
名称：複式収穫機



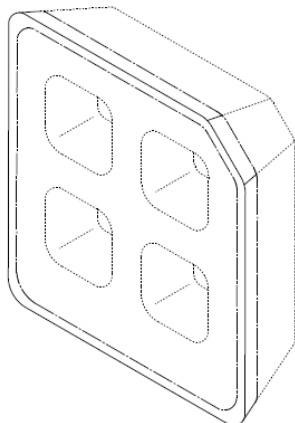
黄金色（黄色とオレンジ色の混合色）の部分、意匠の保護を求めない部分である。

● 部分意匠第 3-2016-000317 号 -

出願日：2016年3月29日

登録日：2018年4月23日

名称：植物栽培床



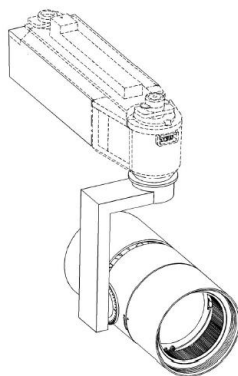
図面の破線は、保護を受けようとする部分を囲む、意匠の保護を求めない部分を示している。直線と点線の混合線は、保護を受けようとする部分と、それを囲む、意匠の保護を求めない部分の境界を示している。

● 部分意匠第 3-2015-000902 号 -

出願日：2015年10月15日

登録日：2016年5月2日

名称：スポットライト

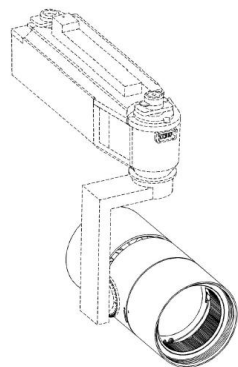


● 部分意匠第 3-2015-000903 号 -

出願日：2015年10月15日

登録日：2016年5月2日

名称：スポットライトの灯火装置本体



- ・フィリピンでは、部分意匠の登録は可能である。
- ・部分意匠は登録可能であり、知的財産法 112 条及び規則 1500 に規定がある。

<保護を受けようとする部分が個別に作成され、独立して販売できる場合に、登録が可能か>

(個別に作成され、独立して販売できない場合でも登録例はある。)

- ・特許、実用新案及び工業意匠に適用される IRR の規則 1500 の一部分に以下のような定めがある。

「工業製品には、有用な若しくは実用的な技術に属する製造物又はそれらを含む一部分であって、個別に作成及び販売できるものが含まれる」(下線追記)

しかし、IPOP HL 特許局では、保護を受けようとする部分が、製造物と一体化していることが明らかであり、部分意匠は個別に作成及び販売できるものでなければならないという条件を満たすことができない場合であれば、当該部分意匠の登録を認めている。以下はその具体例である。

- 部分意匠第 3-2013-000970 号 - 出願日：2013 年 8 月 23 日
- 登録日：2015 年 1 月 21 日
- 名称：ボトル



弊所は、本件について IPOP HL と綿密に協議し、製造物と一体化しており個別に作成及び販売できない部分の意匠の登録に適用される法的根拠の規定に必要な改正を求めた。この改正は間もなく実施されるであろうと弊所では考えている。本件の動向については適宜お伝えする予定である。

(保護を受けようとする部分を実線、その他を破線で示して出願することが可能)

- ・フィリピンの特許、実用新案及び工業意匠に関する改正実施規則及び規制(以下、「現行規則」という。)では、「部分意匠」について定めていないが、意匠の保護を受けようとする部分/保護を求めない部分を実線や破線/点線を用いて示すことは可能である。しかしながら、意匠図面に各線を使用する場合には、現行規則に定められている以下のような要件を満たす必要がある。

規則 414.4. 文字及び線の色。 - 図面は、いずれも、物品を十分再現しているという特徴を図面に与える製図器具を用いて作成する必要がある。図面は、消えにくく、黒色で、十分な濃さの、太さが均一で明確な線を用い、無着色の線で描く必要がある。線や文字(署名を含む)には、いずれも、真っ黒な色を用いる必要がある。この指示は、あらゆる線(極細線を含む)、陰影及び断面図の切断面を示す線に適用される。線は、いずれも、きれいかつ鮮明で均質な線でなければならず、細過ぎず詰まり過ぎて

いないものでなければならない。面に陰影を施す場合、陰影部の輪郭には縁取り線を施さない。断面は、引用符号や引出線の読取りを妨げない斜線のハッチングで示す必要がある。断面又は表面の陰影を黒く塗りつぶしてはならない。フリーハンドの図面は、可能な限り避ける必要がある。

規則 414.5. 数の線を可能な限り少なくした、陰影部がほとんど又はまったくない図面。－ 図面は、明瞭さを維持しながら、可能な限り少ない線で作成しなければならない。本規則を守ることで、縮小後の図面の効果が大幅に向上する。陰影は、(断面図の場合を除き) 予備的なものとして使用し、他の方法でも十分製図できる場合は使用しない。切断面は、破線又は点線により全体図に示すものとし、断面図の番号に対応する番号で指定しなければならない。図面が煩雑になり参照文字が不明瞭になる場合でない限り、物体の陰影部には太線を使用する必要がある。製図においては、光は常に左上方から45度の角度で差し込むものと想定する。

規則 1514.2. 意匠図面における破線の使用。－ 図面に妥当かつ簡潔な見出し又は説明を盛り込むだけでは、保護を受けようとする意匠の内容や登録出願目的を適切に示すことができない場合には、必要に応じて、図面に開示されている要素の、保護を求めない周囲部分を破線のみで描くことができる。破線で示す部分は、保護を受けようとする意匠の外観を不明瞭にしたり、当該外観に混乱をきたしたりしない方法で示す必要がある。概して、当該破線を使用する場合には、保護を受けようとする意匠に破線が割り込んだり、当該部分を破線が横断したりしないようにするとともに、当該意匠の描画に使用されている線より破線のほうが太くならないようにする必要がある。保護を求めない周囲部分を破線で描く場合で、やむを得ず保護を受けようとする意匠の表示を破線が横断したり、当該表示に破線が割り込んだりする場合は、意匠保護を求め対象が完全に開示されている図に加えて提出する別の図としてかかる図解を含める必要がある。

(個別に作成及び販売されるという要件はない)

- ・日本の出願人が、優先権を主張して部分意匠の登録を IPOP HL に出願した場合、当該出願は、フィリピンの規則に基づき、通常の工業意匠の登録出願として審査及び登録(その他すべての要件が満たされている場合)される。
- ・フィリピンでは、保護を受けようとする部分は個別に登録出願すべき個別の意匠としてみなされるため、当該部分が「個別に作成及び販売される」ものでなければならないという条件は存在しない。当該部分の登録出願と別の出願を1つの出願にまとめることはできない。

ちなみに、保護を受けようとする意匠は、下記の現行規則が適用される場合、全体として「登録できない」ものとみなしてはならない。

規則 1501. 登録できない工業意匠。－ 以下の工業意匠は登録できない意匠となる。

- (a) 技術的な成果を得るための技術的又は機能的な検討の結果に主に左右される意匠。
- (b) 表面装飾の構想が既存の工業製品又は手工芸品とはことなるというだけの工業意匠表面装飾。
- (c) 公共の秩序、公衆衛生又は善良な風俗に反する意匠。

3.2.5 秘密意匠制度について

日本における秘密意匠制度はないが、公開の繰延べを請求することができる。この点に関する法改正の予定があるという情報は得られなかった。

(秘密意匠制度はないが、公開の繰延べは請求できる)

- ・秘密意匠制度はない。
- ・現行規則では、秘密意匠の登録について定めていない。工業意匠登録出願は、登録前の方式審査後に IPOPHL の電子官報 (E-Gazette) に公開すべきことになっている。実際、登録出願の時点で方式審査要件が満たされている場合には、出願内容が「出願後ただちに」公開されることがある。一方、実務においては、IPOPHL の審査官は1年間に限り公開延期の求めに応じることができる。フィリピンでは、この延期の期間内であれば、意匠を秘密にすることができる。
- ・意匠の出願日又は優先日から最長 30 か月間、公開を繰り延べることができる。

(すでに規定があり、今後の改正予定又は改正に向けての議論は不明)

- ・フィリピンの法律には、秘密意匠の登録について明示されている条項は存在しない。日本国意匠法第 14 条第 1 項に定められている秘密意匠に類似の制度の導入についても、協議されていない。
しかしフィリピンでは、工業意匠の公開延期制度を設けており、出願人は、出願日又は出願の優先日から 30 月間を上限として自らの意匠を秘密にできる。この制度については、覚書通達第 14-004 号と、意匠に適用される IRR の規則 1517 に定められている。本回答書に当該通達の写しを添付してある。当該定めは、知的財産法改正 (すなわち、条項番号が第 101 条第 3 項に変更となる、同法第 116 条第 3 項の改正) 案に盛り込まれている。
- ・よく分からない。

3.2.6 関連意匠制度について

日本のような関連意匠制度はない。ただし、所定の要件を満たす場合であれば、複数意匠を一つの出願で登録することができる。

(関連意匠制度はないが、所定の要件を満たす複数の意匠を含む出願が可能)

- ・関連意匠制度に関する規定はない。
フィリピンの法律又は意匠に関する規則及び規制は、いずれも、日本国意匠法第 10 条に類似の関連意匠保護の法的根拠について明示的に定めていない。しかし、関連意匠に含まれる意匠の各々について個別に保護を受け、その効果を個別に主張することは、個々の意匠の全体に新規性がある及び／又は個々の意匠の全体が原作である限り認められる。意匠に関する IRR の規則 1503 では、消極的な定義を用いて、「工業意匠は、先行意匠との間に、普通の人が見れば先行意匠であると誤解する恐れがある程度に軽微な差異しかない意匠である場合、新規性のある意匠とはみなされない」と定めている。起こり得る、類似の／関連意匠と関係のある先行技術に関する問題を回避できるよう、弊所では、本意匠と各関連意匠の登録出願日を同一とするよう提案している。

- ・フィリピンでは、現行規則に「関連意匠」の定めはないものの、工業意匠の1つ超の実施形態を1つの出願に含めることについては、以下の条項に基づき認められている。

規則 1515. 1つの出願への複数の工業意匠の包含。

- 工業意匠の1以上の実施形態を1つの出願に含めることは、それが適切な場合であれば認められる。1つの出願に含める複数の物品は、特許性のある違いのないものであって、単一の意匠概念に体现される主要な意匠の特徴が実質的に同一の物品でなければならない。当該物品は、国際分類の同一サブクラス又は物品の同一のクラス若しくは組合せに関連するものでなければならない。慣例的に一組で販売又は使用される「一組の物品」は、各物品の意匠が同一又は実質的に同一であれば、1つの意匠登録出願の適切な対象物となり得る。

2つ以上の物品が一組の物品として一緒に使用される場合、各物品が共同で一組の物品の全体を構成している場合であれば、当該一組の物品の意匠について意匠登録を受けることができる。

規則 1516. 限定、分割

- 複数の意匠実施形態の限定又は分割は、2つ以上の独立した又は個別の意匠が1つの意匠登録出願に表示されている場合であれば、適切なものとみなされる。

- ・フィリピンの規則には、関連意匠という用語は用いられていないが、複数の異なるデザインを1つの意匠出願に記載することは可能である（規則 1515-1516）。

(改正に向けた議論について)

- ・よく分からない。

3.2.7 外国周知商標の保護について

登録の有無を問わず、他人の周知商標を無断で登録することを禁止する規定はあるが、実質的に悪意の商標出願やその登録もある。登録されたとしても、異議申立てや取消等の対抗手段はある。また、1980年に周知商標の登録を規制する覚書が公表され、その際に周知商標のリストが作成された。周知商標の判断において、そのリストが参考にされているが、そのリストが更新されているか不明であり、何らかの対策が求められている。

(悪意の商標出願はあり、登録もあるが、異議・取消等の対抗手段はある)

- ・フィリピンでは、実際に悪意の商標出願はたくさんある。当事務所では毎週チェックして、周知商標に類似したものを見つけたらクライアントにレポートしている。商標登録後に定められた期間内に証拠資料などを用意して異議/取消を請求する必要がある。きちんと手続することができれば、実際のオーナーが勝利できる。
- ・国際的に周知の商標であっても、フィリピンで未だ商標登録されていなければ、悪意の商標出願を行い、実際のオーナーに先立ってフィリピンで商標を使用し、事前使用を証明して権利を確立する可能性があるという問題がある。国際的に周知な商標のリストを作成することが議論されたことがある。そのようなリストがあれば、合法的なオーナーが異議/取消をしなくても済むため有益である可能性がある。
- ・フィリピンでは、特に、周知の商標がフィリピンで登録出願中又は登録済みの商標でない場合、ある出願人が、当該周知な商標と同一の又は類似の商標を、その権利者に

無断で登録することが可能になっている。周知の商標と同一の又は似ているという混乱を招く商標かどうかについては、実体審査中の、特に関連根拠に基づく商標の登録可能性評価の段階で、審査官が、IPOP HL の商標データベースを確認して判断するため、原権利者が登録出願／登録していない周知の商標は、別の出願人がフィリピンで登録する可能性がある。

いかなる場合でも、原権利者には、IPOP HL に対して異議又は取消しを申し立て、商標の周知性について証明する方法で、該当商標の登録を再出願する機会が与えられる。

- ・フィリピン国外で周知な商標が存在する場合、当国の何者かが、当該商標と同一又は類似の商標を、その権利者に無断で登録することが可能である。

実際フィリピンでは、外国の知財権利者ではない出願人が外国で周知な商標を登録しているケースがいくつか存在する。しかし、当該商標をフィリピンで登録できるかどうかという問題と、独占的な又は外国の知財権利者と比べて優位な当該商標に関する権利がその登録者に対して付与されるかどうかという問題は、完全に別の問題である。

フィリピン知的財産法では、以下のように定めている。

「第 123 条 登録要件

123.1 次の商標については、登録を受けることができない。

(略)

- (d) 他の権利者に帰属する登録された商標又は先の出願日若しくは優先日を有する商標と同一であって、次の何れかに係る商標

- (i) 同一の物品又は役務
- (ii) 密接に関連する物品又は役務
- (iii) 欺瞞する又は混乱を招く可能性がある程に酷似している商標

前述の定めを踏まえて考えると、周知な商標であっても、「他の権利者に帰属する登録された商標又は先の出願日若しくは優先日を有する商標と同一な商標...当該商標と酷似している商標」でない商標であれば、制定法によりその登録が禁じられることはないと解釈できるため、該当する周知な商標がフィリピンで登録されていない場合、又は当該商標の登録出願がフィリピンでなされていない場合、外国の知財権利者ではない出願人は、自らの名義で当該商標の登録を受けることができる。

一方、フィリピン知的財産法では、以下の定めにより、外国で周知な商標をフィリピンで登録することを明示的に禁じている。

「第 123 条 登録要件

123.1 次の商標については、登録を受けることができない。

(略)

- (e) フィリピンにおける登録の有無にかかわらず、フィリピンの管轄当局が、登録出願人以外の者の商標として国際的に及びフィリピンにおいて周知されていると認めている商標と同一の商標、当該商標であるという混乱を招く程度に似ている商標、又は当該商標の翻訳物である商標であって、同一又は類似の物品又は役務に使用される商標。ただし、ある商標が周知な商標かどうか判定する際には、公開されているすべての知識ではなく、関連分野で公開されている知識（当該商標が普及した結果として獲得されたフィリピンにおける知識を含む）を考慮する必要がある。

(f) 前号に定められている、周知な商標と同一の商標、当該商標であるという混乱を招く程度に似ている商標、又は当該商標の翻訳物である商標であって、登録が出願されている物品又は役務と類似していない物品又は役務に関してフィリピンで登録されている標章。ただし、当該非類似の物品又は役務に関して当該商標を使用すると、当該物品又は役務と当該登録商標の権利者の間に関係がある事実が示唆される場合であって、当該権利者の権利が当該使用により害される恐れがある場合に限る。」

(周知商標の登録を規制する覚書があり、一覧表も作成されたが更新の有無は不明)

法には、いわゆる周知な商標の登録が禁じられる状況が明示されているが、フィリピン共和国として、登録できない周知な商標の基本的な一覧を設けているという事実はないため、実務では、フィリピン知的財産法の第123条第1項第(d)号に定められている登録要件を満たしている者であれば誰でも、周知な商標を登録できる。フィリピンには、世界各国やフィリピン国内の一般消費者の間で非常によく知られている商標(Coca-Cola、TOYOTA、Apple、Facebook、Googleなど)以外の、知名度が低く平均的な消費者であれば知らないであろう商標を登録できる機会が十分にあるため、当国の何者かが、周知な商標と同一又は類似の商標を、その権利者に無断で登録することは可能である。

「周知な」商標の権利者がフィリピンでできることは、以下のような、自らの商標を守るための「防衛的な」姿勢を示すことに限られる。

1. 「周知な」商標と類似又は同一の商標の登録出願に対する異議をフィリピン知的財産庁に対して申し立てること。
2. 「周知な」商標と類似又は同一の商標に関してすでに存在する登録の取消しをフィリピン知的財産庁に対して申し立てること。
3. 「周知な」商標と類似又は同一の商標に対する侵害訴訟をフィリピン知的財産庁又は通常の裁判所に対して申し立てること。
4. 「周知な」商標と類似又は同一の商標に対する不当競争防止法に基づく訴訟をフィリピン知的財産庁又は通常の裁判所に対して申し立てること。

商標に関する規則に基づき、フィリピン知的財産庁(IPOPHL)は、商標が周知であるか否かを判定する際、以下の基準に照らして判定する。

規則102 商標が周知であるか否かを判定するための基準。

商標が周知であるか否かを判定する際には、次の基準の1つ又はその組合せを考慮できる。

- (a) 商標が使用されている期間、程度及び地理的区域(特に、展示会又は博覧会における、商標が付されている物品及び/又は役務の広告又は宣伝及び発表を含む、商標を用いた販売促進の期間、程度及び地理的区域)。
- (b) フィリピン及び他国における、商標が付されている物品及び/又は役務の市場占有率。
- (c) 商標の固有度又は商標が獲得している識別性の度合。
- (d) 商標が獲得している品質についてのイメージ又は評判。
- (e) 世界のどの程度の国で商標が登録されているか。
- (f) 世界のどの程度の国で商標を独占的に登録できるか。
- (g) 世界のどの程度の国で商標が使用されているか。

- (h) 世界のどの程度の国で商標を独占的に使用できるか。
- (i) 世界各国における、商標が有する商業的価値。
- (j) 商標に伴う権利が有効に保護されていることの記録。
- (k) 商標が周知な商標か否かを争点とする訴訟の結果。
- (l) 同一の又は類似の物品又は役務に関して有効に登録されているか、これらに使用されている同一の又は類似の商標であって、周知な商標であると主張する者以外の者が所有している同一の又は類似の商標の有無（強調追記）

ここで留意してほしい点は、必ずしも前述のすべての基準を考慮する必要はなく、前述の基準のいくつかを組合せて考慮すれば十分であるという点である。しかし IPOP HL は、組合せの範囲について定めていないため、IPOP HL や当国の裁判所は、周知な商標が世界中の多くの法域で登録されている事実を踏まえて判定すれば十分であると判断した場合、そのように判定することがある。また IPOP HL や当国の裁判所は、前述の基準の組合せではなく、単一の基準（世界のどの程度の国で商標が登録されているか）のみを判定の根拠とすることもある¹。

歴史的な背景を踏まえて大まかに説明すると、周知な商標という概念は、1998年に制定されたフィリピン知的財産法に初めて盛り込まれた。これ以前においては、フィリピン知的財産法に当該概念は盛り込まれていなかったが、世界中で消費者中心主義、営利主義及び国際取引が加速すると、フィリピンを含む発展途上国で欧米のブランドの人気の高まった。フィリピン共和国政府も、これら有名ブランドの人気の高まり及び本源的価値や、不徳な事業者がこれらのブランドを悪用する可能性に気付き始めた。1980年には、フィリピン共和国貿易産業省（DTI）が、IPOP HL に対する周知な商標の登録を規制するための覚書を公表した。

貿易産業大臣の Luis Robredo Villafuerte 氏が、1980年に公表した覚書をもって、原権利者又は使用者ではない者がフィリピンにて行った、代表的な商標や世界中で知られている他の商標の登録出願をすべて否認するよう IPOP HL 長官に対し命じた。大臣は、世界的に知られている商標をいくつか挙げ、当該商標の登録者に対し登録証明書の返納を要求するよう長官に命じた。

LACOSTE、JORDACHE、Vanderbilt、SASSON、FILA、Pierre Cardin、GUCCI、Christian Dior、Oscar de la Renta、Calvin Klein、Givenchy、Ralph Lauren、Geoffrey Beene、Lanvin 及び Ted Lapidus に代表される有名ブランドを含む世界的に知られている商標については、そのクレームをめぐる争いが起きた。

その後、貿易産業大臣の Roberto V. Ongpin 氏が1983年に公表した覚書では、世界的に知られている商標は列挙されなかったが、「原権利者又は使用者ではない者がフィリピンにて行った、代表的な商標や世界中で知られている他の商標の登録出願はいずれもただちに否認しなければならない。また当該出願人が、前述のパリ条約及び／又はフィリピン共和国法に反する形ですでに登録を得ている場合、登録証明書をフィリピン知的財産庁に返納し、ただちに取消し手続を開始するよう当該出願人に命じなければならない。」という義務及び命令は明示された。

1980年に公表された前述の覚書は無効化されていないため、該当する出願は現在も禁止されており、当該覚書の制定後に創設されたフィリピン知的財産庁には、当該覚書や、1983年に DTI が公表した覚書の内容を実施する責任がある。

前述の知的財産法第123条第1項第(e)号及び第(f)号には、フィリピンの管轄当局が周知されている商標だと認めている商標と明記されているが、現実には、前述の1980年に DTI が公表した覚書に列挙されている以外の商標が、当該周知商標とし

て特定されたことはない。また、それ以降も世界中で増殖している周知な商標の一覧に新たな商標を追加したり、当該一覧を拡大したりするための政府による他の公示がそれ以降に為された事実もないため、フィリピンでは、誰でも、前述の覚書に定められている商標でなければ、どの周知な商標の登録も出願できる。しかし、フィリピン知的財産庁には、1983年にDTIが公表した覚書に従い、貿易産業省から明示されている義務である、当該出願をすべて「否認」する義務及び/又は当該無断登録を「取り消す」義務を果たす必要がある。

(審査官は個別に調査しているが、外国周知商標のDBなどがあるとい)

- ・ 審査では、フィリピンで未登録であるが海外で有名な商標などについてはインターネットなどを検索して調べたりしているが、海外などで有名な商標に関するデータベースなどがあるとい。
- ・ 商標の使用証明や冒認出願に関して IP5 等からの働きかけやシンポジウム等は特にない。

3.2.8 商標の使用宣誓書と証拠の提出義務について

出願時において使用宣誓書及び証拠の提出は求められておらず、出願日から3年以内に提出すればよいとなっている。また、宣誓書のみ公証を受ける必要があるあ、その他の書類の認証や公証は不要との回答を得た。使用宣誓書の提出に関し、法改正へ向けた議論はない。

(要件緩和の検討などはしていない)

- ・ 今のところ、フィリピン知的財産庁 (IPOP HL) 内部又は同 IPOP HL と商標弁護士事務所の間ではこの要件を緩和するための協議を実施していない。

しかし、この要件は将来的に緩和される可能性がある。留意してほしい点は、現行のフィリピン知的財産法は1998年1月1日に制定された法律だという点である。同法制定前の、準拠法がフィリピン共和国法第165号(別名:フィリピン共和国商標法)であった時代においては、外国出願人による商標登録出願にはフィリピン在外領事の署名、公証及び認証が必要であるという規則が存在していた。この規則は緩和されており、現在では、当該署名、公証及び認証は必要なく、単に出願人が署名した委任状(POA)があれば十分である。出願の公証及び認証も不要となっている。

この事実を踏まえ、弊所では、DAUの公証に関する要件も将来的には緩和される可能性が高いと考えている。

- ・ 真正使用の宣言書、及び宣誓に基づく使用証拠の提出要件の緩和については議論されていない。

(規則の改正で手続要件を緩和している)

- ・ フィリピン共和国商標規則2017年改正では、実際の使用に関する宣誓書(使用宣誓書)について公証を受けることのみ要求しているため、領事の面前で宣誓することは不要である。実際、出願時には実際の使用に関する公証済み宣誓書の写しを添付し、後日その原本を提出するという取扱いが認められている。

また本改正では、同一クラスに属する複数の商品役務の実際の使用は、当該クラス全体の商品役務の実際の使用に相当し、あるクラスに属する商品役務の実際の使用は、関連クラスに属する商品役務の使用に相当するとも定めている。

(出願時は使用証明を提出しなくてもよい)

- ・商標出願時には使用証明を提出する必要が無く、出願日から3年以内に使用宣誓書を提出すればよい。

(出願時には使用する意思があればよい)

- ・商標出願時には、使用していなくてもよく、使用する意思があればよいというルールになっている。出願日から3年以内に使用宣誓書を提出する必要があるが、不使用で取り消されても再出願すれば、コストは少しかかるが問題はない。

<使用の予定が未定でも商標を保護できるか>

(出願時は使用の意思でよいが、3年6月以内に使用しなければならない)

- ・まだ商標を使用すると決めていない場合であっても、フィリピンでその商標の登録を出願するよう依頼人に助言している。フィリピンでの商標登録は、当該商標を実際に使用しているか、使用する意思がある場合に出願できるため、依頼人は、当該意思を根拠に正式に当該出願を為すことができる。

しかし規則では、出願日から3年以内（一度だけ6か月延長可）に実際の使用に関する宣誓書（DAU）を提出するよう出願人に対し求めている。出願人が出願日から3年6か月以内に該当商標の使用を最終決定すれば、当該商標は登録され、出願人は、登録による保護がもたらす利益を享受できる。しかし、出願人が出願日から3年6か月以内にフィリピンで該当商標の使用を開始しないと、当該出願は、法律上当然に、取り下げられたものとみなされる。

出願人は、引き続き保護を受ける目的で、3年6か月の経過後に別の新たな出願を再実施することができる。この方法によれば、出願人の商標は、既存の有効な出願により常に保護されることとなる。実務的には、出願日が、第三者による類似の又は同一の商標の出願より早ければ、この方法により、出願人がまだ使用していない商標が保護される。

(正当な理由があれば、不使用宣誓書を提出することも可能)

- ・ある商標をまだ使用しておらず、当該商標の登録出願日から起算して3年以内に実際の使用に関する宣誓書を提出する予定の場合、当該商標の権利者は、当該宣誓書と使用証拠の提出期限を6か月間延長することを申請できるが、当該商標の登録日から起算して5年後の応答日から1年以内に宣誓書を提出する予定の場合又は当該宣言書の更新版を提出する場合には、当該延長を申請できない。

延長後の6か月間においても商標を使用しないことが見込まれる場合、商標権利者は、旧登録の失効をもって新たな登録出願を行うことで、当該商標の保護を維持できる。この場合商標権利者は、この新たな登録出願の日から起算して3年以内に実際の使用に関する宣誓書を提出する必要がある。

以下の規則に該当する場合、登録出願日から起算して3年以内に実際の使用に関する宣誓書を提出する代わりに、不使用宣誓書を提出することができる。

規則 211. 不使用宣誓書 - 出願人又は登録人は、正当な理由がある場合、DAU に代えて、不使用の根拠や正当な理由が明記されている不使用宣誓書 (DNU) を提出する必要がある。

商標の不使用は、以下の場合に認められる。商標の不使用は、所有者の意思とは無関係な周囲の状況に起因する商標の不使用については許容される場合があるが、資金不足を商標不使用の理由とすることは、いかなる場合でも許容されない。

- (a) 出願人又は登録人が、物品を市場に投じるか役務を提供する前に、別の政府機関から課せられた要件を根拠に商標の商業的使用を禁じられた場合。
- (b) 法務局、裁判所又は準司法機関から商標使用の禁止命令又は差止命令を言い渡された場合。
- (c) 商標が異議又は取消しの申立て対象となっている場合。

3.2.9 法改正情報その他の情報について

知的財産法の改正準備中である。すでに、2018年8月に知的財産法の改正案が作成され、公開されている。基本的には、制度の有無を明確化する改正が予定されており、例えば、意匠の実体審査がないこと、出願できる意匠が「一式の意匠」であり、複数意匠一出願が可能であることなど、条文上で明記する改正が予定されている。また、2017年には、知的財産法と商標法の規則が改正された。

<特許・実用新案>

(改正法案の作成検討中)

- IPOP HL は、改正知的財産法案の作成を進めている。最新の法案は、2018年8月10日付のもので、その写しを本回答書に添付してある。

特許、実用新案及び工業意匠に関する改正案には、新制度の導入については盛り込まれておらず、概して、フィリピンにおける既存の手続を明確化又は修正するための改正が盛り込まれている。具体的には、特に下記を含む改正が盛り込まれている。

- 保護を受けるための条件
- IPOP HL は知的財産法(特実意)の改正案を検討中であり、2018年8月10日に最新の草案が出されている。新たな制度の導入はなく、フィリピンの既存のプラクティスの明確化や変更等がある。

(改正法案が公開中)

- 各種規定 (知的財産法案が当庁ウェブサイトに2018年8月20日に最新版が公開済なので参照されたい)

<意匠>

(制度の有無を明確化する改正案が検討中: 実体審査、意匠公開の繰り延べ、類似意匠)

- 工業意匠及びUMの登録出願については、実体は審査されないため、当該出願については実体審査手続が存在しない。この事実を明確にするため、知的財産法第113条第1項の改正案では、「保護を受けるための実体的条件」という見出しが「保護を受けるための条件」に改正され、「新規性又は装飾性のある意匠のみが本法による保護の利益を受ける。」という条文が削除された。改正案は以下のとおりである。

SEC. 113. 88. Substantive Conditions for Protection. - 113.1. 88.1. Any new creation relating to the features of shape, pattern, configuration, ornamental, or artistic appearance of an article or industrial product may be protected as an industrial design. (n) Only industrial designs that are new or ornamental shall benefit from protection under this Act. (113.1)

- 公開の延期

出願人は、意匠登録出願を一定期間秘密にしておくために必要な公開延期申請書を提出できる。これについては、改正により条項番号が第 101 条第 3 項に変更される、知的財産法第 116 条第 3 項に定められている。

116.3. 101.3. After the conduct of a formality examination and upon full compliance with the prescribed formality requirements, the application for registration shall be published. Third parties may file with the Director of Patents adverse information citing grounds or information that the design is not new or not registrable. The Bureau of Patents shall issue a certificate of registration of an industrial design or layout-design that complies with the requirements of Secs. 87 or 93 (Definition of Terms) and Sec. 88 or 94 (Conditions for Protection). After the application has been accorded a filing date and the required fees paid on time, the applicant shall comply with the requirements of Sec. 114 within the prescribed period, otherwise the application shall be considered withdrawn.

An applicant in a pending design application may request for the deferment of the publication of the application for a period not more than thirty (30) months from date of filing or priority date. (n)

- 類似意匠

(改正により条項番号が第 89 条に変更される) 第 115 条に、「一式の意匠」とは 1 つの登録出願を構成する 2 つ以上の意匠である旨が、以下のように明示的に定められる。

SEC. 115. 89. Several Industrial Designs in One Application. - Two (2) or more industrial designs may be the subject of the same application: Provided, That they relate to the same sub-class of the International Classification or to the same set or composition of articles. For this purpose, a "set of articles" which is customarily sold or used together as a set may be made a proper subject matter in one application for design registration, provided that each article is of, or has, the same design or a substantially similar design. (115a)

(規則の改正が行われた)

- 2017 年 7 月 10 日に、フィリピンの特許、実用新案及び工業意匠に関する改正実施規則及び規制 (以下、「現行規則」という。) に対する最新の改正が盛り込まれた IPOPHL 覚書通達第 17-013 号が公表された。この通達により、出願の無償回復、特許/登録の内容及び料金の支払いに関する条項が改正された。

<商標>

(規則の改正が行われた：使用宣誓書の提出義務とその時期)

- 2017 年 7 月 7 日に、2017 年商標、サービス・マーク、商号又はマーキング若しくは押印された容器に関する規則及び規制が公表された。特筆すべき点としては、この改正規則により、登録出願日から起算して 3 年以内及び 5 年後の応当日から 1 年以内に実際の使用に関する宣誓書を提出すべき義務に加えて、更新登録日から 1 年以内に実際の使用に関する宣誓書の更新版を提出すべき義務が課された点がある。

3.2.10 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの支援活動について

WIPO が主催するセミナーに関する情報を得た。その他、IPOP HL は中国、オーストラリア、スウェーデン、米国、欧州及び日本等の支援活動を受けている。

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
フィリピン国内の国立学術機関間での差異を縮めるための全国ワークショップ 主題: 知的財産、ワークショップ及びセミナー ¹¹²²	October 22 - 23, 2018	WIPO	PH	PU DT	Seminar	English OL	IPO staff Other	—
アジアにおける女性及び知財商業化に関する地域会議 ¹¹²³	October 24 - 26, 2018	WIPO	PH	PU DT	Seminar	English OL	IPO staff Other	—

その他

- IPOP HL とはよくコミュニケーションをとっているので、支援活動に関する話を聞いたことがある。
- IPOP HL は WIPO、中国、オーストラリアからの支援を受けている。
- WIPO から "Regional Meeting on Women and IP Commercialization in Asia(2018/10/24-26)"等のトレーニングがあった。
- Ms. Asteria は、IPOP HL の特許審査官だったときに、JPO で審査実務等について4週間程トレーニングを受けたことがある。スウェーデンの知財庁でも4週間程トレーニングを受けたことがある。
- フィリピンは、日本、米国、欧州等から様々な支援を受けており、これらの国は知財の質が高いと感じている。それに比べると、中国はまだ追いついていない印象である。
- 商標や特許の審査に関しては特に日本からの協力を受けている。

3.2.11 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの今後の支援活動について

回答は得られなかった。

3.2.12 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの支援施策に関する最新の協力覚書について

米国、EPO、中国、韓国、WIPO、オーストラリアとの覚書があるという情報を得た。

米国

Subject of memorandum	知的財産権の取得、活用、保護及び行使に関する相互協力についての IPOP HL と米国特許庁 (USPTO) の覚書
Date of signing	October 7, 2015
Available source (URL)	https://www.ipophil.gov.ph/releases/archive-2015/367-ipophil-uspto-

¹¹²² 参考 URL: http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=49447

¹¹²³ 参考 URL: http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=49448

	renew-cooperation-agreement
Subject of memorandum	特許審査ハイウェイ
Date of signing	4 October 2012
Available source (URL)	対応する庁令： https://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/OfficeOrderNo14-016s2014.pdf

欧州

Subject of memorandum	特許審査ハイウェイ (PPH) 契約に基づく相互協力に関する IPOPHL と欧州特許庁 (EPO) の覚書
Date of signing	October 5, 2016
Available source (URL)	https://www.ipophil.gov.ph/releases/archive-2016/494-ipophil-signs-patent-prosecution-highway-bilateral-agreement-with-the-european-patent-office

Subject of memorandum	特許審査ハイウェイ
Date of signing	5 October 2016
Available source (URL)	対応する庁令： https://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/MemoCircularNo_17-007.pdf

Subject of memorandum	フィリピン及び欧州における特許制度の開発及び拡大に関する IPOPHL と EPO の覚書
Date of signing	October 9, 2015
Available source (URL)	https://www.ipophil.gov.ph/releases/archive-2015/366-ipophil-epo-sign-patent-cooperation-agreement

韓国

Subject of memorandum	覚書通達第 17-006 号：IPOPHL と韓国知的財産庁 (KIPO) の間における特許審査ハイウェイ・プログラムの継続
Date of signing	May 2, 2017
Available source (URL)	https://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/MemoCircularNo17-006ContinuatinofPPHProgramBetweenIPOPHLKIPO.pdf

Subject of memorandum	特許審査ハイウェイ
Date of signing	9 April 2014
Available source (URL)	対応する覚書回付： https://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/MemoCircularNo_17-007.pdf

Subject of memorandum	IPOPHL と KIPO の覚書
Date of signing	November 15, 2017
Available source (URL)	https://www.ipophil.gov.ph/services/ip-business2/109-releases/news/660-ipophil-signs-memorandum-of-understanding-with-kipo

中国

Subject of memorandum	知的財産分野での協力に関する IPOPHL と中国国家知識産権局 (CNIPA) の覚書
Date of signing	November 15, 2017
Available source (URL)	https://www.ipophil.gov.ph/releases/2014-09-22-06-26-21/661-ipophil-signs-mou-with-sipo

WIPO

Subject of memorandum	フィリピンでの国立知財研修機関の設立に関する IPOPHL と WIPO の覚書
Date of signing	October 10, 2017
Available source (URL)	http://www.wipo.int/academy/en/news/2017/news_0013.html

オーストラリア

Subject of memorandum	広域特許審査訓練指導者プログラム
Date of signing	July 2017
Available source (URL)	—

3.2.13 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの 2017 年におけるフィリピンへの支援実績について

2017 年では、EU とオーストラリアからの人材派遣の実績がある。

	Method	How many times	Language	Participant	No of part
EU	Dispatch of people with expertise	3	English	Examiner	1 - 50
AU	Dispatch of people with expertise	1	English	Examiner	1 - 50

3.2.14 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN 全体に対する支援施策について
オーストラリアからの審査官訓練プログラムが現在進行中である。

- ・ 特許審査官向けの教官訓練プログラムに関する EU-IPAU-ASEAN プロジェクト：フェーズ 1 が 2018 年 12 月 3-4 日に終了する。フェーズ 2 についても同日に協議される予定である。
- ・ ASEAN 諸国向けの広域特許審査訓練 (RPET) 指導者プログラムに関する IPAU-ASEAN プロジェクト：2017 年 7 月から 2018 年 7 月まで (1 年間) 実施、2019 年 7 月まで 1 年延長

3.2.15 今後のJPOからの支援について

今後に期待したい支援として、ITシステム関連、審査官や審判官への人材育成、知財の普及啓発などが挙げられた。

(ITシステム、人材育成、知財の普及啓発の支援)

- ・ JPO への要望としては、第1にITシステムの改善支援、第2に人材育成支援（審査官の実務トレーニング等）、第3に知財の普及啓発支援等である。
- ・ 具体的には、JPO から ISA/IPEA に関するトレーニングがあるとよいと思う。また、JPO は電子出願システムが確立しているであろうと思うので、電子出願システムに関する支援もあるとよいかもしれない。また、知財の普及啓発の他、知財活用、知財価値評価等に関するセミナーもあるとよいだろう。フィリピンでは知財に関する情報が少しずつ広がってきているがまだまだである。冒認出願対策も JPO は経験と実績があるであろうと思うので、IPOP HL と情報共有するとよいのではないかなと思う。
- ・ JPO と IPOP HL とが共同でセミナーを開催するとよいのではないかな。

(審判実務に関する支援)

- ・ IPOP HL の異議や審判を担当している部署には何らかの事情があるようで、案件処理がなかなか進まないことがあると聞く（例えば5年何の進展もない）。何らかの支援があるとよいかもしれない。

(各島への普及支援)

- ・ 1994年から2005年頃にかけて、フィリピン国内全体へのビジネスをより盛んに波及させるべく様々な活動を行い今も継続している。フィリピンは島国であり、マニラのある本島だけでなく、ダバオやセブ、ミンダナオなど他のエリアにおいてもビジネスを発展させる必要があり、それに伴いこれらのエリアにおいても知的財産制度を根付かせていく必要がある。これらの島々にサテライトオフィスを置いており、各島での専門家の育成がこれからの課題でもある。ただ、face-to-faceで行っていく必要があり、短期間では難しいだろう。各エリアでのビジネスの発展とこれに伴う知的財産制度の普及に関し、今後も協力を得られるとよいと思う。

3.2.16 審査の質に関する取り組みについて

特許・実用新案、意匠及び商標の審査について、品質管理が行われており、品質管理システムや管理部門が置かれている。

<特許・実用新案>

- ・ 当庁には、さまざまな技術分野からの経験豊かな審査官で構成される特許品質検査システム (PQRS) 及び品質管理部 (QMD) が存在している。現在の努力目標として、オフィスアクションのテンプレート及び特許品質マニュアルの更なる利用推進が挙げられる。国際審査機関/国際予備審査機関に向けての品質検査システムがその最終段階となっている。

<ul style="list-style-type: none"> ・<u>実用新案についても QMD が扱う。実用新案についての品質検査システムは既に開発済であり、実施の試行に向けて準備中である。</u>
<p><意匠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>これについても QMD が扱う。意匠についての品質検査システムは既に開発済であり、実施の試行に向けて準備中である。</u>
<p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>商標局には、無作為抽出して審査の品質を検査する商標審査部監督官で構成される品質保証チーム (QAT) が存在している。QAT はオフィスアクション及び決定の検査システムに従い、審査品質改良を最終目標として、必要に応じて速報を発行する。</u>

3.3 追加質問票及びそのヒアリング結果

3.3.1 誤訳訂正について

登録前及び登録後 2 年以内であれば、誤訳の訂正を行うことができる。登録前は原文に基づいて訂正することができ、登録後は権利範囲を超えない範囲で訂正を行うことができる。

<p><特許></p> <p>(登録前及び登録後 2 年以内で権利範囲を拡大しない範囲で誤訳訂正可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許及び商標について、登録前及び登録後に、権利範囲を拡大しない範囲であれば誤訳訂正を行うことは可能。 ・特許の登録前及び登録後 2 年以内は誤訳訂正が可能。権利範囲を拡大しなければ、誤記程度の原文(基礎出願)に基づく誤訳訂正ができる。実務上も、誤訳や誤記の訂正をよく行うことがあるが、権利範囲を実質的に拡大しなければ認められる。 ・特許について、権利範囲を拡大しなければ、登録前及び登録後に誤訳訂正が可能 (知的財産法 58 条、59 条)。 ・<u>特許局は、出願の登録前及び登録後における翻訳文の誤りの訂正を認めることができる。実務上、出願時の開示範囲・付与クレームの範囲を拡張しない訂正であれば認められる。さらに特許法第 57 条から第 60 条を参照されたい。</u> ・特許の場合も原文に基づく誤訳の訂正は可能である。<u>登録後の場合は、最初に開示された範囲を超えない範囲であれば誤訳の訂正は認められる。</u> ・はい。特許付与前及び付与後の誤訳訂正を認めている。フィリピン知的財産法の第 58 条及び第 59 条では以下のように定めている。 <ul style="list-style-type: none"> 「第 58 条 出願における誤りの訂正 <ul style="list-style-type: none"> - 局長は、利害関係者からの請求と、所定の手数料の納付を受けた場合、特許に含まれる誤りのうち、庁の責任によって生じたものではない、形式的事務的性質を有する誤りを訂正する権限を有する。 <p>第 59 条 特許における変更</p> <ul style="list-style-type: none"> - 59.1 特許権者は、以下を目的とする特許の変更を局に請求する権利を有する。 <ul style="list-style-type: none"> a 当該特許により与えられている保護の範囲を制限すること。 b 明白な又は事務的な誤りを訂正すること。
--

c (b)号に定められている誤り以外の、善意による誤りを訂正すること。ただし、この変更により、当該特許が与える保護の範囲が拡大することとなる場合、当該変更は、特許の付与から2年を経過すると請求できなくなり、当該変更は、公開された特許に依存する第三者の権利には影響しない。

59.2 特許における変更は、当該特許における開示が、出願時の出願における開示を超えることとなる場合、認められない。

59.3 本条の規定により庁が特許を変更する場合、庁はその内容を公開する。」

- ・特許については、以下の規則に従うことで、出願又は特許登録に含まれる、形式的かつ事務的性質の誤りを訂正できる。

規則 1208. 出願に含まれる誤りの訂正。

- 長官は、利害関係者から請求があり、所定の手数料が納付された場合、庁の責任によって生じたものではない形式的かつ事務的性質の誤りを訂正する権限を有する（知的財産法第58条）。

規則 1209. 特許に対する変更。

- 特許権者は、以下のような特許に対する変更を局に請求する権利を有する。
 - (a) 当該特許により与えられている保護の範囲を制限するための変更。
 - (b) 明白な又は事務的な誤りを訂正するための変更。
 - (c) (b)に定められている誤り以外の、善意による誤りを訂正すること。ただし変更の結果、当該特許により与えられている保護の範囲が拡張することとなる場合、特許の付与から2年の経過後には当該変更を請求できず、当該変更は、公示された特許に依存する第三者の権利には影響を及ぼさないものとする。

規則 1210. 補正又は訂正の様式及び公示。

- 特許の補正又は訂正は、庁の印章が押印されており長官の署名がある補正又は訂正の証明書を伴うものでなければならず、当該証明書は当該特許に添付する必要がある。補正又は訂正の公示は、IPOP HL の電子官報において行い、庁が与える特許の謄本には、補正又は訂正の証明書の謄本が含まれる。

(英語の意味が分かりにくい場合に審査官から指摘を受ける)

- ・ IPOP HL では英語を公用語として用いている。当事務所は、日本語から英語に翻訳された後の書類を受け取って処理している。英文の意味が分かりにくい場合に審査官から訂正の要求を受けることがある。

(専門用語の対比表などがあるとよい)

- ・ 特許の翻訳に関しては、例えば、日本語の専門用語が英語でどのように訳されているのかといった対訳表や技術セミナーなどがあれば手掛かりとなるので有用である。ソフトウェア分野などでお願いしたい。

<商標>

(マドプロは国際事務局に請求する)

- ・ 記録の訂正は、マドリッド・プロトコルに定められている様式 MM21 (英語版) を用いることで依頼できる。国際事務局及び／又は各締約国の各庁による誤りは訂正できるが、出願人又は権利者による誤りは訂正できない。フィリピンは、このガイドラインを厳守している。
- ・ マドプロ商標については、庁によるエラーを訂正することはできるが、出願人によるエラーを訂正することができないと規定されている。外国語の文字は、外国語の文字

としてフィリピンで登録される。英語訳は登録商標の一部としては取り扱われないので、登録商標の有効性に影響を与えない。

- ・商標の場合、審査中又は登録後の訂正に関しては、WIPO がその要求を受け付ける（マドプロ）。
- ・外国基礎商標に基づく商標の出願審査係属中又は登録後における誤りの訂正に関しては、WIPO から通報があれば原則として認められる。しかし登録の前後を問わず、翻訳文の誤りの訂正に関しては、日本を除く IP5 と議論したことはなく、要請を受けたこともない。これに関して JPO から何らかの形で協力が得られれば幸甚である。

(登録前なら誤訳訂正は可能、ただし商標の場合、翻訳は権利に影響を及ぼさない)

- ・商標の登録前及び登録後に誤訳訂正が可能。ただし、商標自体の変更にかかるものについては、非常に厳しい。
- ・商標については、公表済みの登録に含まれる誤訳は「訂正請願書（Petition for Correction）」を提出することで訂正でき、審査中の商標登録出願に含まれる誤訳は商標審査官に適切な応答又は書類を提出することで審査手続中に訂正される。
- ・フィリピン共和国では、知的財産庁（IPO）の公式言語を英語としている。具体例を挙げると、日本語のカタカナ文字で構成される商標はカタカナ文字で登録される。状況によっては、当該文字から英語への翻訳が必要となる場合があるが、英語への翻訳自体は登録商標の一部とならないため、当該翻訳に誤訳があっても問題とはならず、商標の有効性には影響を及ぼさない。
- ・IPOPHL では、商標の審査では、審査ガイドライン等は ASEAN 共通のガイドラインを使用している。

3.3.2 悪意の商標出願、外国周知商標の保護について

IPOPHL は出願自体は平等に扱うものの、審査官や審判官は悪意の商標出願について事前に対応できるよう研修が継続されている。外国周知商標については検索にも限界があり、リストのようなものがあるとよいが、対応に関し経験とノウハウを有する JPO からの支援があるとよいといった回答を得た。

(IPOPHL は出願を平等に扱い、登録後も積極的な関与はしない)

- ・実施している取り組みはない。

IPOPHL 商標局では、率直な形で商標登録出願を取り扱っている。出願については厳格な実体審査を実施し、許容できるものであれば、一般公開して異議申立ての機会を与える。

しかしいったん商標が登録された場合、フィリピン IPO が自発的に登録内容を変更することはない。IPO が登録後に登録商標の監査を実施することはない。また IPO が、登録後に、商標が盗用によるものである可能性があるとして自発的に判断することもない。登録内容が変更される場合があるのは、第三者が、登録商標に対し、取消しを請願した場合、又は侵害訴訟若しくは不正競争防止法に基づく法的措置を提起した場合に限られる。当該法的措置等は、正当な権利者に対する申立てを目的として第三者が提起したものでなければならない。

(審査官や審判官の研修が継続されている)

- IPOP HL では、商標審査官や裁定官がより慎重な姿勢で悪意のかつ不正な出願を特定できるようにするための研修を継続している。また IPOP HL は、直近の 2 年間において、原告／異議申立人に有利となる、商標規則や当事者系手続規則の改正も実施した。具体例を挙げると、これまでは公開日から 90 日間としていた異議申立ての提起期間を、連続する 3 回の延長申立てが適時に提起されていることを条件として、120 日間に延長した。

この点については、貴国特許庁（JPO）から支援及び協力を得るのが効果的だと考えている。

（多くの経験とノウハウを持つ JPO が支援して欲しい）

- 悪意の商標出願は、フィリピンではたくさんある。冒認出願対策の経験・知識が豊富な JPO から支援を受けるのは有効だと考える。冒認出願について争った場合には、真のオーナーが勝てる場合が多い。実際に担当したケースもある。異議、取消を請求することができる。侵害に関する請求は IPOP HL と裁判所のどちらにもできるが、知財専門の裁判官がいないので、IPOP HL に請求するのを勧める。
- JPO からこの悪意の商標出願に関して、日本の経験を踏まえた何らかの協力があるとうれしい。
- 最高裁判所による悪意登録の判決が、セミナー、シンポジウム、そして商標審査官及び実務者の研修における事例として引用・討議されている。これに関して JPO から何らかの形で協力が得られれば幸甚である。

（冒認出願を防ぐのは難しい、外国周知商標のリストがあるとよい）

- 悪意の商標出願は、フィリピンではたくさんある。外国で周知な商標であっても、フィリピンで商標登録がなければ、外国の商標権者の承諾なしで、第三者がフィリピンで登録できてしまうので、冒認出願を防ぐのは難しい。冒認出願対策の経験・知識が豊富な JPO 等からの支援があるとよいと思う。外国で周知な商標のリストがあればよいと思うが、我々はそのようなリストを有していない。誰かがそのようなリストを作成してくれるとありがたい。
- 冒認出願に対して、本当のオーナーが証拠を揃えて期限内に手続を行えば、取消／無効にできる。

（多くの国、団体から支援を受けている。今後は AI を利用した検索をしたい）

- JPO を始めとして多くの協力を受けている。国際条約への加盟の準備や専門家に対する AIPPI の協力などもある。
- 商標に関しては、海外も含めた検索スキルの向上なども含め、最終的には AI を利用した検索ができることを目標としている。

3.3.3 知的財産に関するセミナーについて

IPOP HL が行う電子出願用トレーニング、WIPO や EU が提供するトレーニングなどの回答があった。韓国の著作権協会がマニラにオフィスを構え、セミナーを開催するという情報もあった。今後の希望としては、専門家向けのセミナーが少ないため、先進技術分

野や明細書等のドラフティングに関するもの、また裁判官向けのセミナー開催に関心が持たれている。

(電子出願に関するトレーニング)

- ・偶然にも、フィリピン IPOPHL 商標局は、2018年11月26日から28日にかけて、「商標及び特許手続用電子ツールに関するトレーニング・チュートリアル」と題した IPOPHL オンライン・ファシリティの用法に関する2日間のセミナーを開催する予定である。このセミナーは、同局が計画している、2019年1月からの商標登録出願及び書類提出の義務化に沿って実施されるものである。本回答書には、弊所に送られてきた関連書簡の写しと分かりやすいプログラムを同封してある。

(WIPO 等によるトレーニング)

- ・WIPO や LES (License Executives Society: (U.S.A. & Canada)) のトレーニングもあるが、JPO のトレーニングほど充実したものではない。WIPO のトレーニングはオンラインで受けるものであり、LES は会員のみ参加できるものである。
- ・日本以外の IP5 等からの代理人向けのセミナーの情報はあまりない。WIPO と IPOPHL が共同して行っているサマースクールプログラムはある。

(EU、韓国の団体によるトレーニング)

- ・以前、EU から特許に関する代理人が参加可能なセミナーがあった。
- ・韓国の KCC (Korea Copyright Commission) がマニラにオフィスを設立した (バンコクとハノイにもオフィスがある)。今月、著作権に関するセミナーがある。

(JPO 等によるトレーニング)

- ・JPO による東京での約2週間の商標 AOTS トレーニングに参加したことがある。フィリピンとは異なる日本の商標制度等について学び、色んな気付きを得てとても有意義だった。参加人数が限られているので、このようなトレーニングを ASEAN で実施すれば、より多くの人に参加できるのでよいと思う。特許や意匠についても、同様のトレーニングがあればよいであろう。
- ・当事務所からこれまで3人、JICA のプログラムで JPO へトレーニングを受けに行ったことがあり、とてもよかったと聞いている。日本のいくつかの法律事務所にも訪問するプログラムだった。また機会があれば誰かを参加させたい。
- ・JPO の AOTS Training Course に当事務所から何名か参加したことがある。この JPO のトレーニングプログラムは日本で2週間程度の研修を受けるもので、フィリピンでは非常に人気が高い。日本に行って研修を受けられるのは大きなメリットだが、人数が限られているのでフィリピンで同じような研修を実施すればより多くの IP 実務者が参加できるので、フィリピンの IP 実務者のレベルアップに繋がるのではないかと思う。家族の事情などで日本に出張できない人達もフィリピンで実施されれば参加できる。

(セミナー等の要望)

- ・IPOPHL は、誰でも参加することができる知財に関する一般的なセミナーを毎月のように行っているが、専門家向けのアドバンスコースはほとんどない。専門的なアドバンスコースは、JPO 等の先進国からのものを期待している。

- ・フィリピンでは特許出願件数が少なく実務経験がまだ豊富であるとは言えないので、明細書作成、クレーム作成、OA 対応等の実務に関するセミナーがあれば受けたいと思う。
- ・コンピュータ関連発明に関するトレーニングや、新技術に関するトレーニング等があれば参加したい。
- ・フィリピンには知財専門の裁判所がない。裁判官は特許や技術のことをよく理解していないので、裁判官に対するトレーニングがあるとよいと思う。

3.4 その他

- ・フィリピンでは、店舗の外観 (ex. マクドナルドの店舗、アップルストアなど) を意匠として登録することができる。
- ・当事務所で取り扱っている案件の 99%は、第一国出願が外国でなされた後にフィリピンで出願される案件である。日本、米国、欧州それぞれが約 30%を占め、その他は中国等である。
- ・IPOP HL の公表データは、時々不正確な情報を含んでいたり、古い情報であったりすることがある。

F. ベトナム

1 公開情報調査

1.1 ベトナムの知的財産制度及び運用の概要

1.1.1 法令

ベトナムでは、特許、工業意匠及び商標について、知的財産法に規定されている。この知的財産法は2009年改正の法律第36/2009/QH12号¹¹²⁴が最新である。

1.1.2 条約加盟状況

ベトナムは、パリ条約、TRIPs協定、PCT条約及びマドリッド協定議定書に既に加盟済みであり、現在ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入を検討中である。

1.1.3 法改正の情報

ベトナムでは、CPTPP (the Comprehensive and Progressive Trans-pacific Partnership Agreement、以下、「CPTPP」と表記する。)発効に伴う知的財産法分野の義務に対応するため、知的財産法及び審査ガイドライン等の改正・改訂が予定されているが正確な時期は未定である¹¹²⁵。

1.1.4 特許制度の概要

(1) 手続の流れ

下記の図に示すように、出願後、出願日から1月以内に方式審査が行われ(知的財産法第119条(1))、出願日から19月目又は早期公開請求があった場合は、19月より早く公開される(知的財産法第110条(2))。出願日又は優先日から42月以内に実体審査請求が行われると(知的財産法第113条(1))、実体審査が行われる(知的財産法第114(1)(a))。拒絶理由(知的財産法第117条)に該当せず、出願人が手数料を納付した場合、保護証書の付与の決定がなされる(知的財産法第118条)。なお、審査期間の目安が規定されており、出願の公開前に実体審査請求がなされた場合は公開日から、出願の公開後に実体審査請求がなされた場合は当該請求の日から18か月以内に実体審査が行われる(知的財産法第119条(2)(a))。

¹¹²⁴ 「Intellectual Property Law 2009 (revised some provisions of Intellectual Property Law 2005)」 IP Viet Nam ウェブサイト 英語版 URL: [http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=A3257F48CA99547A4725773100292BFB](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=A3257F48CA99547A4725773100292BFB) / 現地語版 URL: [http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=E4DAAD4DEBDA1B224725766B003250D0](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=E4DAAD4DEBDA1B224725766B003250D0) [最終アクセス日: 2019年2月19日]

¹¹²⁵ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

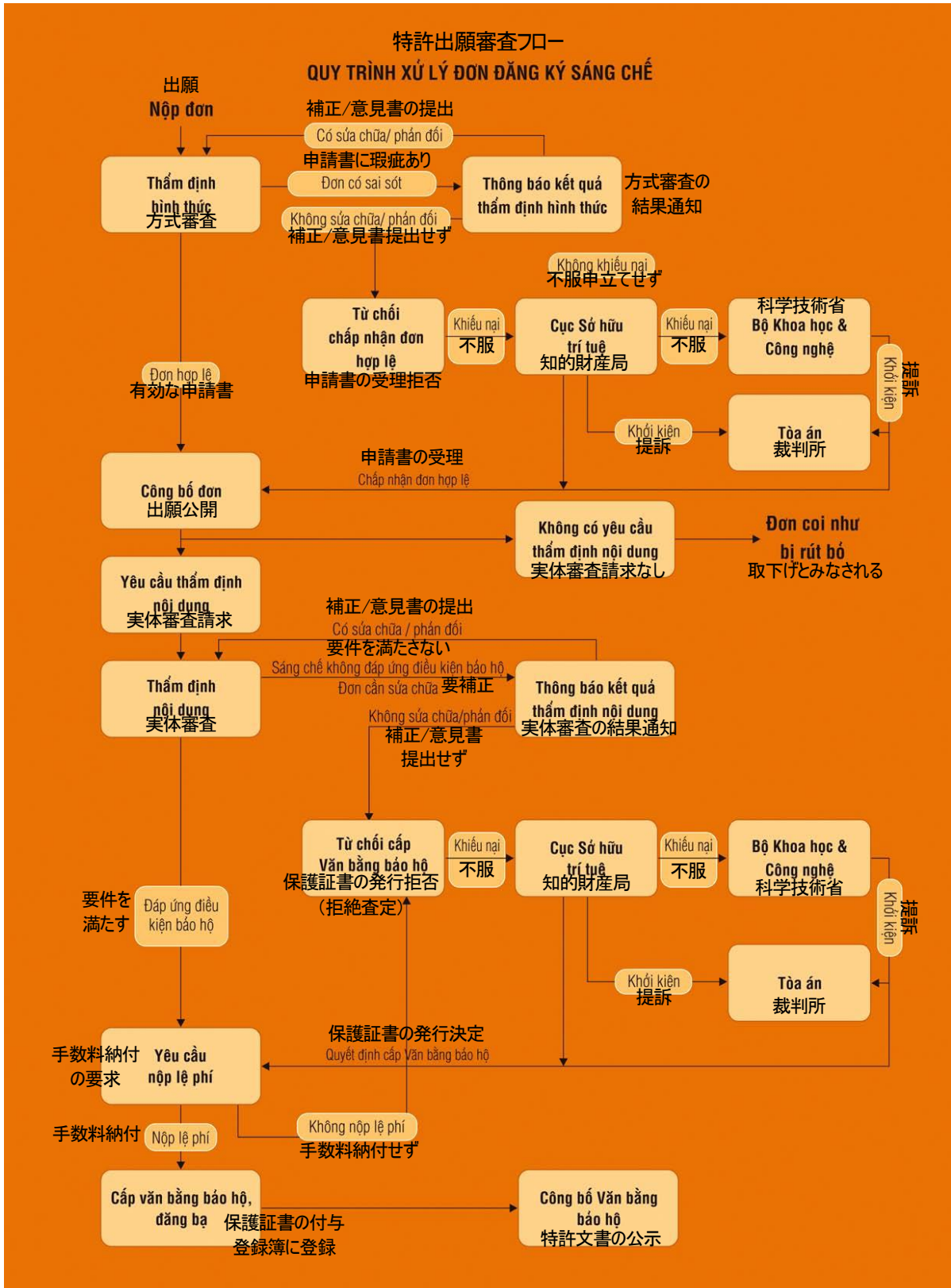


図 19 出願から登録までの主な流れ (特許) 1126

¹¹²⁶ 「Sơ đồ quy trình xử lý đơn đăng ký sáng chế (Process diagram for processing patent applications) IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/3F969199916FE95A4725766E003037AD/\\$FILE/TrinhthuTDdonSC.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/3F969199916FE95A4725766E003037AD/$FILE/TrinhthuTDdonSC.pdf) [最終アクセス日: 2019年1月11日]

(2) 定義等

知的財産法では、「発明」とは、条文上以下のように定義されている。

第4条 用語の解釈¹¹²⁷

次の用語は、本法において次の通り理解しなければならない。：

(1) 知的所有権とは、組織又は個人の有する知的所有権であり、著作権、著作隣接権、工業所有権及び植物品種の権利を含む。

(中略)

(4) 工業所有権とは、組織又は個人により創出され又は所有される発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示、営業秘密に対するそれらの者の権利並びに不正競争の防止についての権利である。

(中略)

(12) 発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である。

(後略)

登録可能な発明の一般的要件として、新規性、進歩性及び産業上利用可能性を有することが規定されている（知的財産法第58条(1)）。また、発明が新規性及び産業上利用可能性を有する場合は、実用新案特許が付与される（知的財産法第58条(2)）。

第58条 保護に適格な発明に係る一般的要件

(1) 発明は、それが次の条件を満たすときは、発明特許を付与することにより保護に適格とする。

- (a) 新規であること
- (b) 進歩性を含むこと
- (c) 産業上の利用可能性があること

(2) 発明は、それが公知でない限り、次の要件を満たすときは、実用新案特許を付与することにより保護に適格とする。

- (a) 新規であること
- (b) 産業上の利用可能性があること

(3) コンピュータープログラムの取扱い

知的財産法において、特許を受けることができない対象は以下のように規定されている（知的財産法第59条）。すなわち、コンピュータープログラム自体は特許を受けることができない。ただし、例えば方法や方法を実行するためのプログラムを記憶した記憶媒体など、クレームの対象が技術的性質を有し、技術的課題を解決し、技術的效果を奏する場合は特許を受けることができる¹¹²⁸。また、コンピュータープログラムを保護対象に加えるこ

¹¹²⁷ 「ベトナム 知的財産法」 JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/vietnam-tizaihou.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日] 以下、特に断りのない場合、「F.1.1 ベトナムの知的財産制度及び運用の概要」の章において引用するベトナム知的財産法の条文の日本語訳は、すべて同じものから引用している。

¹¹²⁸ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

とについて、検討又は議論がなされている¹¹²⁹。

第59条 発明として保護されない主題

次の主題は、発明として保護されないものとする。

- (1) 発見，科学的理論，数学的方法
- (2) 精神活動の実行，飼育動物の訓練，ゲーム，事業遂行を行うための計画，企画，規則又は方法，コンピュータープログラム
- (3) 情報の提示
- (4) 審美的特徴のみの解決
- (5) 植物品種，動物品種
- (6) 植物及び動物の生産のための本質的に生物学的性質の方法であって，微生物学的方法以外のもの
- (7) ヒト又は動物のための疾病予防，診断及び治療

(4) 新規性

新規性については、出願日又は優先日前にベトナム国内又は国外で書面や口頭その他の方法で公然に開示されていない場合は新規性があるとみなされる（知的財産法第60条(1)）

第60条 発明の新規性

- (1) 発明は、それが発明登録出願の出願日前、若しくは該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により、公然と開示されていないときは、新規であるとみなす。
 - (2) 発明は、それを秘密に保持する義務を有する限られた人数の者のみに知られているときは、未だ公然と開示されていないものとみなす。
- (後略)

(5) 新規性喪失の例外規定について

新規性喪失の例外が認められている（知的財産法第60条(3)）。特許を受ける権利を有する者の許可無く他人により公開された場合、特許を受ける権利を有する者が自ら科学的提示（a scientific presentation）の態様で発明を公開又は所定の博覧会で発明を開示した場合、公開された日から6か月以内に出願した場合に認められる。

現在、CPTPPの対応の一環で、この6か月の期間について、12か月とする改正の準備中である¹¹³⁰。

第60条 発明の新規性

(略)

- (3) 発明は、それが次の状況において公開されたときは、新規性を欠くとはみなさない。ただし、発明登録出願が公開の日から6か月以内に行われることを条件とする。

¹¹²⁹ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

¹¹³⁰ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

- (a) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者の許可なしに他人により公開された。
- (b) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者により科学的提示の形態で公開された。
- (c) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者によりベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の国際博覧会において展示された。

(6) 審査請求

審査請求は、出願日又は優先日から 42 月以内に実体審査手数料を納付することを条件として行うことができる（知的財産法第 113 条(1)）。

第 113 条 発明登録出願の実体審査請求

- (1) 出願日から又は該当する場合は優先日から 42 月以内に、出願人又は如何なる第三者も、国家工業所有権庁に対して、実体審査手数料を納付することを条件として、当該出願の実体について出願を審査することを請求することができる。
- (2) 実用新案特許に係る願書付きの発明登録出願の実体審査請求を行う期限は、出願日から又は該当する場合は優先日から 36 月とする。
- (3) (1)及び(2)に規定する期限内に実体審査請求が提出されなかった場合は、関係発明登録出願は、当該期限の満了時に取り下げられたものとみなす。

(7) 早期審査制度

他国の審査結果を利用して早期に登録を図ることができる制度として、早期審査請求、ASPEC 又は PPH を利用することができる。なお PPH は、日本とベトナム間のみで 2016 年から開始され、年間 100 件までであったが、2019 年 4 月 1 日より年間 200 件まで受付が可能となっている¹¹³¹。

早期審査請求は、所定の手数料の支払とともに請求することができる（Circular No. 16/2016/TT-BKHCHN、9.6）。

加えて、対応外国特許出願がある場合、その審査結果を利用して早期に審査を行うことを図ることもできる¹¹³²。

¹¹³¹ JPO 「日ベトナム特許審査ハイウェイ試行プログラムについて」 JPO ウェブサイト URL: https://www.jpo.go.jp/syst-em/patent/shinsa/soki/pph/japan_vietnam_highway.html [最終アクセス日: 2019 年 3 月 1 日]

¹¹³² 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。IP Viet Nam 「特許及び工業意匠の審査ガイドライン 25.2」 p.84-85 IP Viet Nam ウェブサイト URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/4998105C52A107FF4725772E00343118/\\$FILE/QUY%20CHE%20SANG%20CHE.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/4998105C52A107FF4725772E00343118/$FILE/QUY%20CHE%20SANG%20CHE.pdf) [最終アクセス日: 2019 年 2 月 22 日]

(8) 誤訳の訂正について

願書やクレーム等の出願書面は、すべてベトナム語で記載されていなければならない、他言語で提出できる場合であってもベトナム語に翻訳されなければならない（知的財産法第100条(2)）。

審査において、出願人は保護証書（granting protection titles）の付与又は拒絶となるまでは補正又は補充をすることができる（知的財産法第115条）。この場合、開示された発明の範囲を拡張するものであってはならず、発明の主題を変更するものであってはならない（知的財産法第115条(3)）。誤訳の訂正は、補正の一環として行うことができるが、発明の範囲を拡張、主題の変更に該当するような補正は行うことができない¹¹³³。

登録後の誤訳の訂正は、実体的な内容の変更になる場合があり、認められることは困難である¹¹³⁴。登録後は、独立又は従属クレームの減縮（exclusion）を目的とするもののみ行うことができる（知的財産法第97条(3)、Circular No. 16/2016/TT-BKHHCN 20(b)(iii) ¹¹³⁵）。

(9) 存続期間

存続期間は出願日から20年である。

第93条 保護証書の効力

- (1) 保護証書は、ベトナムの全領土に亘り効力を有する。
- (2) 発明特許は、付与日に始まり出願日から20年の終りに満了する効力を有する。
(後略)

(10) 第二医薬用途発明について

第二医薬用途発明は、特許を受けることができない。第二医薬用途発明に関しては、過去多くの議論がなされている。過去においては認められる場合もあったが、現在、2018年1月15日付で施行された通達16/2016/TT-BKHHCNにより、第二医薬用途のみならず、第一医薬用途も含めて用途発明自体が特許の対象とはならないと解されている¹¹³⁶。

第4条 用語の解釈

次の用語は、本法において次の通り理解しなければならない。：

(中略)

- (12) 発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態

¹¹³³ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

¹¹³⁴ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

¹¹³⁵ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

¹¹³⁶ Nguyen Thanh Quang, Do Tuyet Nhung 「ベトナムにおける医薬用途発明の保護制度」 工業所有権情報・研修館新興国等知財情報データベース URL: <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/powp/wp-content/uploads/2018/06/dad4783a61b78a46964fe78bb533f2f4.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日] なお、海外現地ヒアリング調査においても、IP Viet Nam は、第一医薬用途及び第二医薬用途の発明は、知的財産法第4条第12項に基づき、特許の対象とはならないと回答している（コメントについては、F.3.2.3を参照のこと）。

による技術的解決である。

Circular No. 16/2016/TT-BKHHCN 25.5(d)(i) (抜粋)

The function, utility of the object sought to be protected is not a substantial technical sign, but may be the purpose or result achieved of that object;”;

クレームされた保護対象の機能性・実用性は、その保護対象の本質的な技術的特徴ではなく、その保護対象の目的・その対象から得られた結果にすぎない。

(11) 異議申立て

第三者は、公開日から保護證書の付与の決定の日までは、IP Viet Nam に意見を提出することができる(知的財産法第112条)。第三者は、手数料を支払うとともに、証拠となる資料を情報の出所とともに添付しなければならない。IP Viet Nam は意見を受領した日から1か月以内に出願人に通知し、出願人は当該通知を受けた日から1か月以内に第三者からの意見に対し応答意見を提出することができる。この意見は審査の過程において情報源としてみなさなければならないとされている。

第112条 保護證書付与に関する第三者意見

工業所有権出願が工業所有権公報に公開された日から保護證書付与に関する決定の日までは、如何なる第三者も、当該出願に関する保護證書の付与又は拒絶に関して国家工業所有権庁に意見を提示する権利を有する。当該意見は、書面様式で提示し、かつ、資料を添付しなければならず、又は立証に使用する情報の出所を明示しなければならない。

Circular No. 16/2016/TT-BKHHCN

6. Handling the opinion of the third party before issuing decisions on the grant of protection titles

6.1 As of the date on which industrial property applications are published on the Industrial Property Official Gazette to the date prior to issuance of decisions on granting protection titles, any organization or individual may submit to NOIP their written opinion on matters of rights of registration, priority rights, protection criteria and others that relate to the industrial property applications pursuant to the provisions of Article 112 of the Intellectual Property Law. Opponents of granting protection titles must pay charges for handling their oppositions to registration of industrial property as provided. The written opinion of third parties must be regarded as a source for reference in the course of processing industrial property applications.

6. 保護證書付与に関する決定前の第三者意見の取扱

6.1 工業所有権出願が工業所有権公報に公開された時点から、保護證書付与に関する決定の前日までの期間は、如何なる組織又は個人も、知的財産法第112条の規定に従って、工業所有権出願に関する登録の権利、優先権、保護基準、その他の問題に関する意見を、書面様式でNOIPに提出することができる。保護證書付与に対する異議申立人は、工業所有権の登録に対する異議申立の取扱手数料を、規定通りに納付しなければならない。第三者の書面による意見は、工業所有権出願を処理する過程で、参照元とみなさなければならない。

6.2 When the opinion of the third party is considered as grounded, NOIP shall notify such opinion to applicants and set a time limit of one month from the notification date for them to respond in writing. After receiving the applicant's response, NOIP shall notify it to the third party, if necessary and set a time limit of one month from the notification date for them to have opinion in writing on that response. After those provided time limit, NOIP shall handle opinions of the applicant and the third parties based on proofs, arguments furnished, and documents in the applications. The third party shall be notified of the result of substantive examination of those applications.

(後略)

6.2 第三者の意見に根拠があるとみなされる場合、NOIP は当該意見を出願人に通知し、書面で回答するための、通知日から1月の期限を設定する。出願人の応答を受け取った後、NOIP は、その応答を必要であれば第三者に通知し、その応答に関して書面で意見を述べるための、通知日から1月の期限を設定する。規定の期限の後、NOIP は、出願人及び第三者の意見を、提供された証拠、主張、及び出願の書類に基づいて取り扱う。第三者は、当該出願の実体審査の結果を通知されるものとする。

(12) 無効審判その他付与後における第三者の請求による特許権消滅事由

いかなる者も保護証書の無効を請求することができる (知的財産法第96条)。

第96条 保護証書の無効

(1) 保護証書は、次の場合は完全に無効とされるものとする。

(a) 登録出願人が (発明, 工業意匠, 回路配置及び標章に関して) 登録を受ける権利を有さず又は当該権利を譲渡されてもいない場合

(b) 工業所有権の主題が, 保護証書の付与の日における保護条件を満たさなかった場合

(2) 保護証書が部分的に保護条件を満たさなかったときは, その部分は無効となるものとする。

(3) 如何なる組織又は個人も, (1)及び(2)に規定する場合は, 手数料を納付することを条件として, 国家工業所有権庁に保護証書を無効とすることを請求する権利を有する。

保護証書の無効を請求する期間は, その全保護期間とする。標章に関しては, 保護証書が出願人の不正行為により付与された場合を除き, 当該期限は, 付与の日から5年とする。

1.1.5 実用新案特許制度の概要

(1) 要件等

実用新案特許は、特許と同様に発明を対象とし、その発明が新規であること、及び産業上利用可能性があることが要件となっている（知的財産法第58条(2)）。進歩性は要求されていない。

(2) 手続等

手続としては、出願公開も含め特許の場合と同様であるが、実体審査請求の期間が異なる。実用新案特許の場合は、出願日又は優先日から36月である（知的財産法第113条）。

(3) 存続期間

存続期間は、出願日から10年であり、延長、更新することはできない（知的財産法第93条(3)）。

(4) 登録後の無効又は取消等

登録後の無効及び異議申立て（第三者による意見）に関しては、特許と同様である（知的財産法第112条、同法第96条）。

1.1.6 工業意匠特許制度の概要

(1) 手続の流れ

出願後、出願日から1月以内に方式審査が行われ（知的財産法第119条(1)）、適正な申請書として受理された日から2か月以内に公開され（知的財産法第110条(3)）、実体審査が行われる（知的財産法第114条(1)(b)）。拒絶理由（知的財産法第117条）に該当せず、出願人が手数料を納付した場合、保護證書の付与の決定がなされる（知的財産法第118条）。なお、審査期間の目安が規定されており、出願の公開前に実体審査請求がなされた場合は公開日から、7か月以内に実体審査が行われる（知的財産法第119条(2)(c)）。

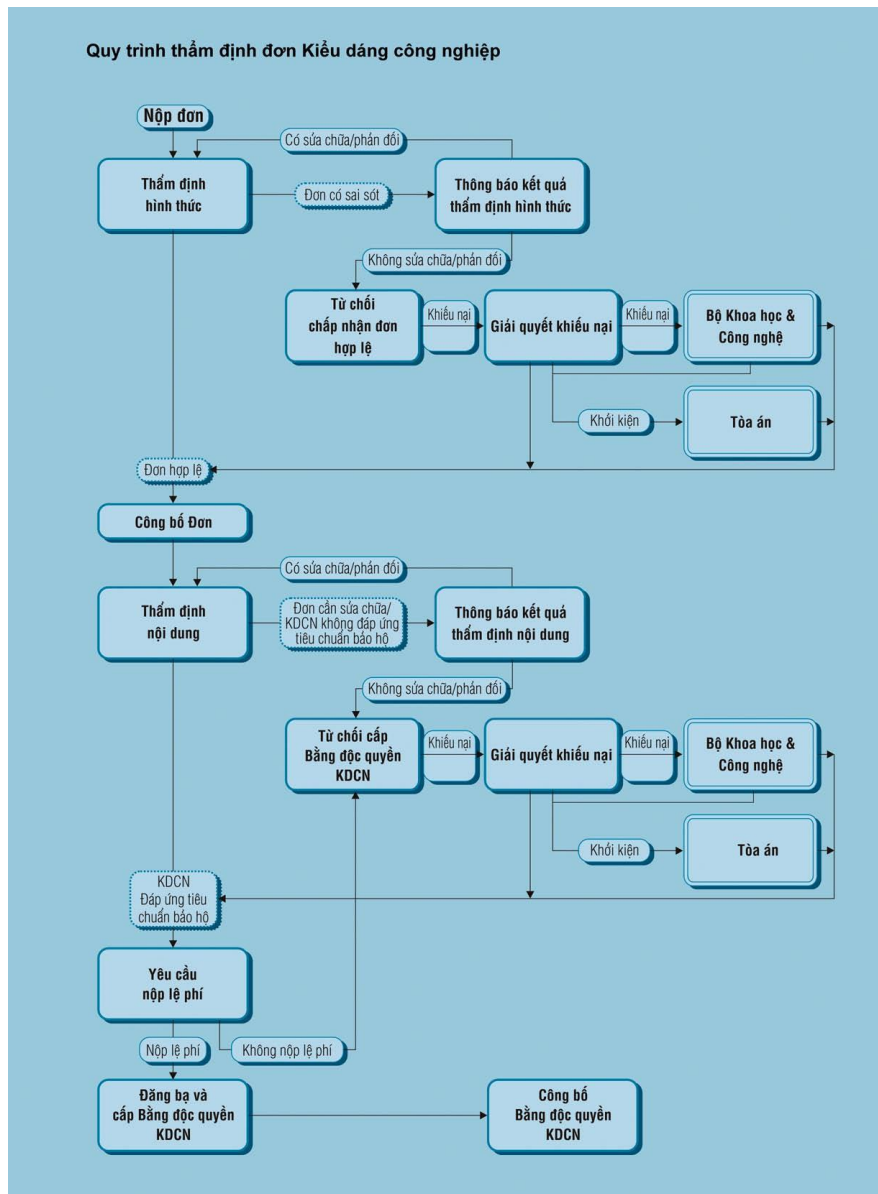


図20 参考：意匠特許の主な手続のフロー¹¹³⁷

¹¹³⁷ 「sơ đồ quy trình thẩm định đơn đăng ký KDCN (diagram of the process of appraising an industrial design application)」 IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceURL/60F2F83D9D8A046C4725766E0030557F/\\$FILE/TrinhthuTDdonKDCN.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceURL/60F2F83D9D8A046C4725766E0030557F/$FILE/TrinhthuTDdonKDCN.pdf) [最終アクセス日: 2019年1月10日]

(2) 定義等

意匠とは、条文上以下のように定義されている（知的財産法第4条(13)）。

第4条 用語の解釈

次の用語は、本法において次の通り理解しなければならない。：

(中略)

(13) 工業意匠とは、形状、線、寸法、色彩、又はそれらの組合せにより表現された製品の外観である。

(後略)

また、登録できない意匠は、以下のように規定されている（知的財産法第64条）。

第64条 工業意匠として保護されない主題

次の主題は、工業意匠として保護されないものとする。

- (1) 製品の外観であって、当該製品の技術的特徴により専ら決定されているもの
- (2) 公共の又は工業上の建造物の外観
- (3) 製品の外観であって、当該製品の使用中に見えないもの

(3) 新規性

新規性については、知的財産法第65条に規定されている。出願日又は優先日前にベトナム国内又は外国において既に開示されている他の工業意匠と著しく異なる場合、新規であるとみなされる（知的財産法第65条(1)）。なお、目立たない部分や全体に影響を与えない特徴部分のみが異なる場合は、著しく異なるとは言えず、新規性を有さない（知的財産法第65条(2)）。

創作性も要件となっており、出願日又は優先日前にベトナム国内又は国外において開示された工業意匠に基づいて、当該分野の熟練者により容易に創作できない場合に、創作性を有するとみなされる（知的財産法第65条(2)）。

第65条 工業意匠の新規性

- (1) 工業意匠は、それが意匠登録出願の出願日前、又は該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面での説明その他何らかの形態により既に開示されている他の工業意匠と著しく異なるときは、新規であるとみなす。
- (2) 2の意匠は、それらが目立ちにくく、かつ、記憶しにくい特徴及びこれらの工業意匠を全体として識別するのに役立つことができない特徴においてのみ異なるときは、相互に著しく異なるとはみなさない。
- (3) 工業意匠は、それを秘密に保持する義務を有する限られた人数の者のみに知られているときは、未だ公然と開示されてはいないとみなす。

第66条 工業意匠の創作性

工業意匠は、発明登録出願の出願日前、又は該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手

段により既に公然と開示された工業意匠に基づいて、それが当該技術の熟練者により容易に創作できないものであるときは、創作性を有するとみなす。

(4) 新規性喪失の例外について

新規性喪失の例外が認められている（知的財産法第 65 条(6)）。工業意匠登録を受ける権利を有する者の許可無く他人により公開された場合、特許を受ける権利を有する者が自ら学術的発表の形態で工業意匠を公開又は所定の博覧会で工業意匠を開示した場合、公開された日から 6 か月以内に出願した場合に認められる。

第 65 条 工業意匠の新規性

(前略)

(4) 工業意匠は、それが次の状況において公開されたときは、新規性を欠くとはみなさない。ただし、工業意匠登録出願が公開又は展示の日から 6 月以内に行われることを条件とする。

- (a) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者の許可なしに他人により公開された。
- (b) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者により学術的発表の形態で公開された。
- (c) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者によりベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の国際博覧会において展示された。

(5) 部分意匠制度

部分意匠制度はない。工業意匠は、「製品の概観」（知的財産法第 4 条(14)）であり、意匠に係る物品として認められるためには、独立した製品として製造され、市場において取引される必要がある（意匠審査手続マニュアル第 10 条(3)¹¹³⁸）¹¹³⁹。

(6) 関連意匠制度

関連意匠制度はない。ただし、ベトナムでは原則としては一意匠一出願であるが、単一の共通独創性を有する等、単一性に係る所定の条件を満たす場合、一の出願に複数の工業意匠を含ませることができる（知的財産法第 101 条(1)、同条(3)、Circular No. 16/2016/TT-BKHHCN 33.2）。

¹¹³⁸ 「QUY CHẾ THẨM ĐỊNH ĐƠN ĐĂNG KÝ KIỂU DÁNG CÔNG NGHIỆP (Ban hành kèm theo Quyết định số 2381/QĐ-SHTT ngày 08 tháng 12 năm 2009 của Cục trưởng Cục Sở hữu trí tuệ)」 p.6、IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwSelectImageResourceUrl/E3727A63E67F5AD7472576980032AA46/\\$FILE/Quy%20che%20tham%20dinh%20KDCN.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwSelectImageResourceUrl/E3727A63E67F5AD7472576980032AA46/$FILE/Quy%20che%20tham%20dinh%20KDCN.pdf) [最終アクセス日: 2019年1月10日]

¹¹³⁹ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

第101条 工業所有権登録出願の単一性についての要件

(1) 各工業所有権登録出願は、(2)、(3)及び(4)に規定する場合を除き、単一の工業所有権に関して1の保護証書のみを請求しなければならない。

(中略)

(3) 各登録出願は、次の場合は、数件の工業意匠に関して1の工業意匠を請求することができる。

(a) 単一の共通独創概念を表現する数個の製品を含み、共に又は単一目的で使用される組物についての工業意匠

(b) 1又は複数の他の変形、すなわち、単一の共通独創性を表現し、かつ、当該工業意匠と著しく異なる変形を伴う工業意匠

(後略)

Circular No. 16/2016/TT-BKHHCN

33.2 Industrial design registration applications must ensure uniformity according to the provisions of Clauses 1 and 3, Article 101 of the Intellectual Property Law and provisions of this Point.

a) An industrial design registration application is considered uniform if:

(i) It requests for protection of one industrial design of a product; or

(ii) It request protection of industrial designs of more than one product in a set of products, of which each product has its own industrial design; or

(iii) It requests protection of an industrial design of a product accompanied with one or several variations of that industrial design. The first variation must be the basic variation.

All variations of an industrial design are not substantially distinguishable from the basic variation and from one another.

b) Product which means object, tool, equipment, product, device or a part to be assembled or component of that product is manufactured by an industrial or manual method, has detailed features and functions and is independently circulated.

33.2 工業意匠登録出願は、知的財産法第101条(1)及び(3)の規定、及び本項の規定に従い、単一性を確保しなければならない。

a) 工業意匠登録出願は、以下の場合に単一であるとみなされる。

(i) 1の製品についての1の工業意匠に対する保護を請求している。

(ii) 組物における複数の製品についての工業意匠（各々の製品についての工業意匠）に対する保護を請求している。

(iii) 1又は複数の変形を伴う、1の製品についての工業意匠に対する保護を請求している。第1の変形を基本的な変形とする。

1の工業意匠の変形はすべて、基本的な変形とも、また相互にも、実質的に識別できないものであること。

b) 製品とは、物、道具、設備、装置、又は組み立てられるか若しくは当該製品の構成要素となる部品であって、工業的又は手作業の方法によって製造され、詳細な特徴及び機能を有し、独自に流通されるものをいう。

(7) 秘密意匠制度

日本のような秘密意匠制度はない。また、公開時期の繰り延べ等の手段もない。工業意匠登録出願は、方式上有効であるとして受理されてから2か月以内に公開される（知的財産法第110条(3)）。

(8) 存続期間

存続期間は、国内の出願日から5年であり、5年単位で2回まで更新することができる（知的財産法第93条(4)）。

第93条 保護証書の効力

(前略)

(4) 工業意匠特許は、付与日に始まり出願日から5年の終りに満了し、5年を単位とする2連続期間更新可能な効力を有する。

(9) 異議申立て

特許と同様に、出願の公開日から保護証書の付与の決定の日までの間、第三者は、保護証書の付与について意見を提出することができる（知的財産法第112条）。手続等についても特許と同様である（前記F.1.1.4(11)参照）。

(10) 登録後の無効又は取消等

特許と同様に、工業意匠についても、いかなる者も保護証書の無効を請求することができる（知的財産法第96条、前記F.1.1.4(12)参照）。

1.1.7 商標制度の概要

(1) 手続の流れ

出願後、出願日から1月以内に方式審査が行われ（知的財産法第119条(1)）、適正な申請書として受理された日から2か月以内に公開され（知的財産法第110条(3)）、実体審査が行われる（知的財産法第114条(1)(b)）。拒絶理由（知的財産法第117条）に該当せず、出願人が手数料を納付した場合、保護証書の付与の決定がなされる（知的財産法第118条）。なお、審査期間の目安が規定されており、出願の公開前に実体審査請求がなされた場合は公開日から9か月以内に実体審査が行われる（知的財産法第119条(2)(b)）。

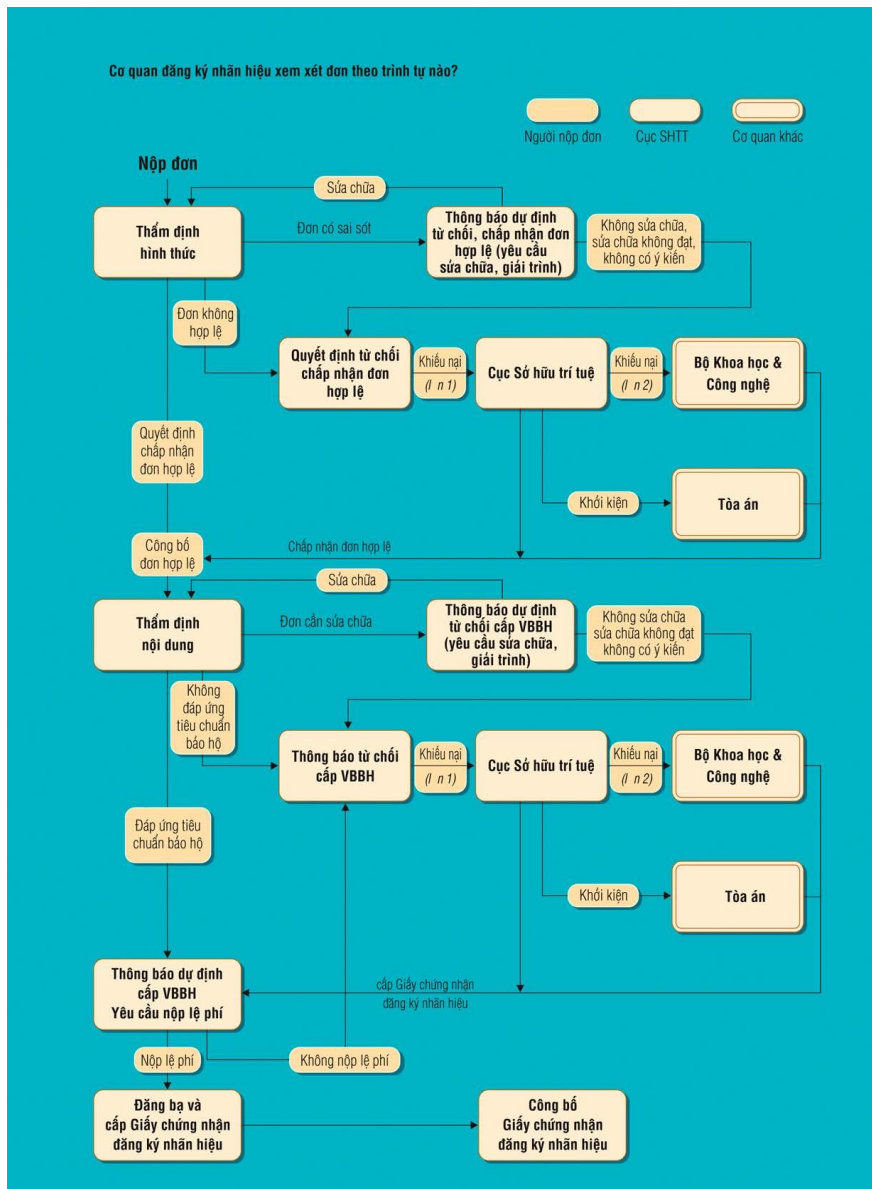


図21 参考：商標の主なフロー¹¹⁴⁰

¹¹⁴⁰ 「sơ đồ quy trình thẩm định đơn đăng ký nhãn hiệu (diagram of procedure for appraisal of trademark applications)」 IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/2D97FC5DF740E8434725766E003048D5/\\$FILE/TrinhthuTDdonNH.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/2D97FC5DF740E8434725766E003048D5/$FILE/TrinhthuTDdonNH.pdf) [最終アクセス日: 2019年1月11日]

(2) 定義等

商標登録できる標章は、立体図形又はその組合せを含み、1又は複数の色彩で表現された文字、図形等であって、可視でなければならず、識別力を有するものと規定されている(知的財産法第72条)。音等のいわゆる非伝統的商標は登録できない。連合商標制度がある(知的財産法第4条(19))。

第4条 用語の解釈

次の用語は、本法において次の通り理解しなければならない。

(中略)

(16) 商標とは、異なる組織又は個人の商品又はサービスを識別するために使用される何らかの標識である。

(17) 団体標章とは、当該標章所有者である組織の構成員の商品又はサービスを非構成員のそれらと識別するために使用される標章である。

(18) 証明標章とは、出所、素材、原材料及び商品生産の方法又はサービス提供の方法、当該商品又はサービスの品質、正確度、安全性又はその他の特質に関する特質を証明するために、組織、個人が自らの商品又はサービスに使用することをその所有者により許諾された標章である。

(19) 連合標章とは、同一所有者により登録される標章であって、同一か又は相互に類似し、同一若しくは類似の又は相互関連の商品及びサービスに使用される標章である。

(20) 周知標章とは、ベトナムの領土全域に亘って広く知られた標章である。

(後略)

第72条 保護に適格な標章に係る一般的要件

標章は、それが次の条件を満たすときは、保護に適格とする。

(1) 立体図形又はそれらの組合せを含み、1又は複数の色彩により表現された文字、語、絵柄、図形の形態による目に見える標章であること

(2) 標章所有者の商品又はサービスを他人のそれらから識別できること

(3) 存続期間

存続期間は出願日から起算して10年であり、10年単位で無制限に更新が可能である(知的財産法93条(6))。

第93条 保護証書の効力

(1) 保護証書は、ベトナムの全領土に亘り効力を有する。

(中略)

(6) 標章登録証は、付与日に始まり出願日から起算して10年の終りに満了し、10年を単位とする連続期間毎に無期限に更新可能な効力を有する。

(4) 異議申立て

特許と同様に、出願の公開日から保護証書の付与の決定の日までの間、第三者は、保護証書の付与について意見を提出することができる（知的財産法第 112 条）。手続等についても特許と同様である（前記 F.1.1.4(11)参照）。

第 35 条

第 29 条に基づいて商標出願が公開された後、何人であれ、その商標について出願人より優先する権原を有している又はその商標が第 6 条に基づく登録性がない又はその出願が本法の規定に反していると考える者は、第 29 条に基づく公告の日から 60 日以内に理由を付した異議申立書を提出することができる。

第 1 段落に基づく異議申立は、省令で定めた規則及び手続に従わなければならない。

(5) 第三者の請求による登録後の無効又は取消等

特許と同様に、いかなる者も保護証書の無効を請求することができる（知的財産法第 96 条、前記 F.1.1.4(12)参照）。

また、下記の場合、保護証書の効力が終了となる（知的財産法第 95 条）。通常の商標の場合、登録された標章が正当な理由無く 5 年間継続して不使用の場合、何人も、保護証書の効力の終了を請求することができる（知的財産法第 95 条(1)(d)、同条(2)）。

第 95 条 保護証書の効力の終了

(1) 保護証書の効力は、次の場合に終了する。

(a) その所有者が、維持又は更新に係る所定の期日到来の手数料を納付しなかった場合

(b) その所有者が、保護証書により付与された権利の放棄を宣言した場合

(c) その所有者が、もはや存在しないか、又は標章登録証の所有者が、法定承継人なしに、もはや事業に従事しなくなった場合

(d) 当該標章が、正当な理由なしに、効力終了の請求前に連続して 5 年の期間その所有者又はその者の使用権者により使用されなかった場合。ただし、当該使用が、当該終了の請求の少なくとも 3 月前に開始されたか又は再開された場合を除く。

(dd) 団体標章に関する標章登録証の所有者が、団体標章の使用に関する規約の実施を監督しなかったか、又は非効果的に監督した場合

(e) 証明標章に関する標章登録証の所有者が、証明標章の使用に関する規約に違反したか、又は当該規約の実施を監督しなかったか若しくは非効果的に監督した場合

(g) 地理的表示を付している製品の名声、品質又は特質を決定付ける地理的条件が変化した結果当該製品の名声、品質又は特質を喪失する結果となった場合

(2) 保護証書の所有者が所定の期限前に維持手数料を納付しなかった場合は、当該期限の満了時に、当該保護証書の効力は、年次料金が納付されなかった年の初日から職権で終了させ、国家工業所有権庁は、当該終了を工業所有権の国家登録簿に記録し、かつ、それを工業所有権公報により公告する。

(3) 保護証書の所有者が(1)(b)に規定する工業所有権の放棄を宣言した場合は、国家工業所有権庁は、当該所有者の宣言書を受領した日から保護証書の効力を終了させることを決定する。

- (4) 如何なる組織又は個人も、(2)(c), (d), (dd), (e)及び(g)に規定する場合における保護証書の効力の終了を、手数料及び料金の納付を条件として、国家工業所有権庁に請求する権利を有する。保護証書の効力の終了請求に係る審査結果及び利害関係人の意見に基づいて、国家工業所有権庁は、保護証書の効力終了の決定又はその終了拒絶の通知の何れかを行うものとする。
- (5) (1), (3)及び(4)の規定は、標章に関する国際登録の効力の終了にも適用されるものとする。

(6) 未登録周知商標の保護

周知商標に同一又は類似であつて所定の要件を満たす標章は、その周知商標の登録の有無を問わず識別性がないとして登録することができない(知的財産法第74条(2)(g)(i)(k))。なお、周知商標を判断する際に参酌する要件が知的財産法第75条で規定されている。

第4条 用語の解釈

次の用語は、本法において次の通り理解しなければならない。

(中略)

(20) 周知標章とは、ベトナムの領土全域に亘って広く知られた標章である。

(後略)

第74条 標章の識別性

(1) 標章は、それが1若しくは複数の目立ち易く、かつ、記憶し易い要素、又は目立ち易く、かつ、記憶し易い組合せを形成する多数の要素から構成され、また(2)に規定する標識でないときは、識別性があるとみなす。

(2) 標章は、それが次の1に該当するときは、識別性があるとみなさない。

(中略)

(dd) 広く使用されて標章として認められた標識及び本法に規定する団体標章又は証明標章として登録された標識を除き、商品又はサービスの原産地を表示する標識

(e) 組み込まれた標識でない標識であつて、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づく出願を含み、先の出願日又は該当する場合は先の優先日を有する登録出願を根拠とする、同一又は類似の商品又はサービスに係る登録標章と同一又は混同を生じる程に類似のもの

(略)

(g) 他人の標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であつて、出願日又は場合により優先日前に同一又は類似の商品/サービスに関し広く使用され、かつ、認められているもの

(h) 同一又は類似の商品又はサービスに関して既に登録済みであった他人の標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であつて、その他人の標章登録証が5年以内に終了しているもの。ただし、当該終了の理由が第95条(1)(d)に規定する標章の不使用である場合を除く。

(i) 周知標章と認められた他人の登録標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であつて、その周知標章を付した商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて登録されているもの、又は当該標章の使用が周知標章の識別性を害

することがあり、若しくは当該標章の登録が周知標章の営業権の利用を目的とするものであるときは、非類似の商品／サービスについてのもの

(略)

(k) 使用されてきた他人の商号と同一又は類似の標識であって、当該標識の使用が商品又はサービスの出所について消費者に混同を生じさせる虞があるもの

第75条 周知標章の認定に係る基準

次の基準は、標章の周知状態を審理するときに参酌する。

- (1) 当該標章を付した商品若しくはサービスの購入若しくは使用を通じて、又は広告を通じて当該標章を知っている関係消費者の数
- (2) 当該標章を付した商品／サービスの流通の領域範囲
- (3) 当該標章を付した商品若しくはサービスの販売若しくは提供の取引高、又は販売された商品若しくは提供されたサービスの量
- (4) 当該標章の連続使用の期間
- (5) 当該標章を付した商品／サービスの広範な営業権
- (6) 当該標章に保護を付与している国の数
- (7) 当該標章を周知として認めている国の数
- (8) 当該標章に関して譲渡の価値、ライセンス許諾価格、又は投下資本寄与の価値

1.1.8 審査の運用その他

(1) 出願から登録までの期間

出願から登録までの期間は、2017年度の調査¹¹⁴¹では、特許が平均で6.3年、実用新案特許が約4.1年となっている。意匠及び商標に関しては、情報を得ることができなかった。

(2) 審査官の人数

審査官の人数は、下記の表に示すように、特許・実用新案の審査官は増加傾向にある。

表8 審査官の人数

	特許・実用新案 ¹¹⁴²	意匠 ¹¹⁴³	商標 ¹¹⁴⁴
2015年	—	9人	60人
2016年	56人	—	—
2017年	62人	—	—

(3) 審査ガイドライン

特許及び工業意匠の審査ガイドライン¹¹⁴⁵が公開されている。いずれもベトナム語のみであり、英語版等は作成されていない。

特許及び工業意匠の審査ガイドラインは、通達 (Circular) No. 01/2007/TT-BKHHCN dated February 14, 2007に基づいて作成された。なお、通達 No. 01/2007/TT-BKHHCNを改正又は補充する通達 No. 16/2016/TT-BTC が2016年11月に発行され、2018年1月15日に施行されている¹¹⁴⁶。この通達 16/2016/TT-BTCに対応するガイドラインは公開されていない。

CPTPPの加盟に伴い、CPTPPの義務に対応するための法改正等の準備が行われている。これに伴い、審査ガイドライン等の改訂も予定されているが、時期は未定である¹¹⁴⁷。

¹¹⁴¹ 日本貿易振興機構 (JETRO) バンコク事務所 知的財産部「ベトナム知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」2018年3月、p.94、p.100、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/search_ip_communique2017.pdf [最終アクセス日: 2019年1月9日]

¹¹⁴² WIPO「WIPO IP Statistics Data Center」(URL: <https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm>)より“11 - Number of examiners by office”をキーとして“Total count by filing office”で統計値を検索した結果に基づく。[最終アクセス日: 2019年1月11日]

¹¹⁴³ JPO「諸外国の制度概要 (個別) ベトナム」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/sangyouzaisanken_gaiyou.html [最終アクセス日: 2019年3月1日]

¹¹⁴⁴ JPO「諸外国の制度概要 (個別) ベトナム」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/sangyouzaisanken_gaiyou.html [最終アクセス日: 2019年3月1日]

¹¹⁴⁵ 「QUY CHẾ THẨM ĐỊNH ĐƠN ĐĂNG KÝ SÁNG CHẾ (Ban hành kèm theo Quyết định số 487/QĐ-SHTT ngày 31/3/2010 của Cục Trưởng Cục Sở hữu trí tuệ)」IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/4998105C52A107FF4725772E00343118/\\$FILE/QUY%20CHE%20SANG%20NG%20CHE.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/4998105C52A107FF4725772E00343118/$FILE/QUY%20CHE%20SANG%20NG%20CHE.pdf) [最終アクセス日: 2019年1月11日]

¹¹⁴⁶ IP Viet Nam「Circulars」IP Viet Nam ウェブサイト URL: [http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=F9D3B4048E3F278F472582B400091171](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=F9D3B4048E3F278F472582B400091171) [最終アクセス日: 2019年2月5日]


















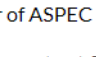
¹¹⁴⁷ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

(3) 審査の質について

審査の質を管理する専門の部門はないが、上級審査官で構成される審査を管理するシステムが存在する。今後も審査の品質管理について改善をしていく予定である¹¹⁴⁸。

(4) ASPEC・PPHの利用状況

ASPECの利用状況は下記に示すように、ベトナムへは、2018年2月時点で56件の出願でASPECが利用されている。

		2nd AMS									
											
		BN	KH	ID	LA	MY	PH	SG	TH	VN	
1st AMS		BN									
		KH									
		ID					4		6	1	
		LA									
		MY			1				17	9	
		PH			1		1		1	9	3
		SG			9		84	10		85	43
		TH									
		VN								1	

Average pendency rate to first office action after ASPEC request¹: 7.0 months

Number of ASPEC requests with a first or final office action: 209

Allowance rate at final decision: 100%

¹Only ASPEC requests where an office action had been issued are included

図 22 ASPEC の利用状況¹¹⁴⁹

また、2017年12月末時点でPPHの利用件数は202件であった¹¹⁵⁰。

¹¹⁴⁸ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

¹¹⁴⁹ 「ASEAN Patent Examination Cooperation (ASPEC) Statistics STATISTICS – As of 20 February 2018」 ASEAN Intellectual Property Portal ウェブサイト内、URL: <https://www.aseanip.org/Statistics/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics> [最終アクセス日: 2019年1月9日]

¹¹⁵⁰ 「Patent Prosecution Highway Portal Site 統計情報」2017年12月末時点、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm [最終アクセス日: 2019年1月9日]

(5) ベトナム知財庁における各種システムについて

各システムの有無は以下のとおりである¹¹⁵¹。

表9 システムの有無

	特許・小特許	意匠	商標
ユーザー用検索DB	○	○	○
審査官用DB	○	○	○
庁内事務処理システム	○	○	○
電子出願システム	○	○	○

ユーザー用DBについては、特許、実用新案、工業意匠及び商標の検索が可能なDB¹¹⁵²がある。ベトナム語及び英語での検索が可能である。

庁内のシステムは、現在WIPOのシステムに基づいた新システムを開発中である¹¹⁵³。

¹¹⁵¹ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

¹¹⁵² 「The Industrial Property Digital Library (IP-Lib)」 URL: <http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WLogin.php> [最終アクセス日: 2019年1月11日]

¹¹⁵³ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

1.2 五庁及びWIPO等からベトナムへの支援施策

1.2.1 知的財産制度の整備支援

(1) 支援主体：日本

- 意匠審査とハーグ制度に関するワークショップ（WIPO Japan FIT）（2016年3月、ベトナム）¹¹⁵⁴

ーベトナムのハーグ協定加入を促進すること及び適正な意匠の実体審査を行うための課題・解決方法等を支援することを目的とし、2016年3月に開催された。ベトナムから知財庁職員や意匠審査官が多く参加し、協定加入に向けた準備状況、特に加入のための法律や運用整備について報告してもらい一方で、日本からは、ハーグ協定加入のための法整備の経験及び日本の意匠審査運用について紹介した。

<途上国人材育成研修（短期招へい研修：1～3週間）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員）>¹¹⁵⁵

- JPO-IPR研修／ハーグ加盟支援コース（2018年度）（2019年1月10日～2019年1月17日）

(2) 支援主体：米国

該当情報なし。

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム>* <ASEAN6 共通>（2018年度活動）¹¹⁵⁶

- Activity 3. 商標実体審査のASEAN 共通ガイドラインの更新 (Updating mechanism of ASEAN Common Guidelines on Substantive Trademark Examination)
- Activity 4. 意匠のグラフィカル表現の収束に関する実現可能性調査 (Feasibility study relating to the convergence on graphical representations of designs)
- Activity 5. ASEAN 地域商標登録システムの実現可能性研究 (Feasibility study of an ASEAN regional trademark registration system)
- Activity 8. マドプロとハーグ協定の ASEAN 加盟国への加盟前及び加盟後の実地訓練 (Pre-accession and post-accession on-the-job training to ASEAN Member States on Madrid and Hague)
- Activity 9. シンガポール商標法条約の加盟と実施勧告に関する評価研究 (Evaluation study on the accession and recommendations on implementation of the Singapore Treaty on the Law of Trademarks)

¹¹⁵⁴ JPO「特許行政年次報告書2016年版<本編>」p.346、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁵⁵ 「2018年度途上国人材育成研修」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁵⁶ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPRウェブサイト内、URL: <https://euipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

- Activity 11. マドリッドプロトコル及びハーグ協定に関する小冊子及びワークショップ (Elaboration of booklets and workshops on the Madrid Protocol and the Hague Agreement)

**ARISE Plus 知的財産権 (ARISE + IPR) プログラム*¹¹⁵⁷

欧州連合 (EU) の *Enhanced ASEAN Regional Integration Support* 又は *ARISE Plus* の下にあるコンポーネントの1つである。5年間で5,500万ユーロの *ARISE + IPR* プログラムは、知的財産協力を通じて地域統合を支援する。また、国際的ベストプラクティス、標準、ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 の戦略目標に沿って、創作、保護、活用、管理及び執行のための IP システムのアップグレードを目指す。ARISE + IPR は EU によって資金提供され、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) によって実施されている。このプログラムの実施期間は 2018 年 1 月 1 日から 60 ヶ月である。

<IP KEY SOUTH EAST ASIA>* <ASEAN6 共通> (2018 年活動) ¹¹⁵⁸

- Activity 1. 地理的表示 (GIS) の保護強化に関する研究 (STUDY ON THE ENHANCED PROTECTION OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS (GIS))
- Activity 4. 欧州の地理的表示に関するスタディビジット (STUDY VISIT ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS IN EUROPE)
- Activity 5. 植物品種に関する研究 (STUDY VISIT ON PLANT VARIETIES)
- Activity 6. 植物品種保護のための国際連合に関するカンファレンス (CONFERENCE ON THE INTERNATIONAL UNION FOR PLANT VARIETY PROTECTION)
- Activity 8. 最新の特許保護制度に関するカンファレンス (CONFERENCE ON MODERN PATENT PROTECTION REGIMES)
- Activity 12. 地理的表示のコントロールと執行に関する研究 (STUDY ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS CONTROL AND ENFORCEMENT)
- Activity 15. 地理的表示の重要性に関するカンファレンス (CONFERENCE ON THE IMPORTANCE OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS)
- Activity 21. 特許審査のための地域共通ガイドラインの開発支援 (SUPPORT FOR THE DEVELOPMENT OF REGIONAL COMMON GUIDELINES FOR THE EXAMINATION OF PATENTS)

**IP Key South East Asia (IP Key SEA)* ¹¹⁵⁹

欧州委員会 (EC) によって指示され、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) によって実施されている。各国の知的財産分野の特定の課題に取り組むことを支援することによって、EU

¹¹⁵⁷ 「Arise+ IPR」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euipoef.eu/en/ariseplusipr> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

¹¹⁵⁸ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

¹¹⁵⁹ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

の利益を支援するように設計されている。IP Key SEA は、この地域における知的財産権保護と知的財産権の執行を支援し、国際的な貿易相手国、特に EU 企業やイノベーターへの市場アクセスを促進することを目的としている。

<ECAP III Phase II >* <ASEAN6 共通> (2012~2017 年) ¹¹⁶⁰

●Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)

Activity 1. 品質登録サービス (Quality Registration Services) ¹¹⁶¹

- －ASEAN 商標審査官による商標の実体審査ガイドラインの作成／更新のための支援 (2014~2015 年)
- －ASEAN 知財庁における意匠の審査・登録に関するガイドラインの作成／更新のための支援 (2015 年)

●Component II. 法的・政策的枠組み (Legal and Policy Frameworks)

Activity 1. マドリッドシステムー商標の国際登録 (Madrid System – International Registration of Marks) ¹¹⁶²

- －ASEAN 加盟国に対するマドリッドプロトコルへの加盟準備の支援 (職員への実地訓練を含む) (2013~2015 年)
- －ASEAN の利害関係者を対象としたマドリッド制度を通じた商標の保護に関する広報イベントの開催 (2014 年)

Activity 2. ハーグシステムー意匠の国際登録 (Hague System – International Registration of Industrial Designs) ¹¹⁶³

- －ASEAN 加盟国に対するハーグ協定への加盟の法的・技術的な影響に関する助言 (2014 年)
- －ASEAN の利害関係者を対象としたハーグシステムを通じた意匠の保護に関する普及活動 (2014 年)

●Component IV. 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 2. ASEAN 知財庁間での情報共有とプラクティスの収束 (Information Sharing and Convergence of Practices among ASEAN IP Offices) ¹¹⁶⁴

- －AMSs における商標・意匠の出願要件ならびに地理的表示の保護制度に関する情報更新 (2014~2015 年)
- －ビジネス界への商標・意匠サービスの改善・促進するための革新的な取組みに関する ASEAN 知財庁のための情報共有活動 (2014~2015 年)

¹¹⁶⁰ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-ii> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹¹⁶¹ 「Quality Registration Services」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/quality-registration-services> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹¹⁶² 「Madrid System for the International Registration of Marks」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/madrid-system-international-registration-marks> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹¹⁶³ 「Hague System for the International Registration of Industrial Designs」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/hague-system-international-registration-industrial-designs> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹¹⁶⁴ 「Information Sharing and Convergence of Practices among ASEAN IP Offices」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-sharing-and-convergence-practices-among-asean-ip-offices> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

－ASEAN 知財庁が採用する可能性がある共通プラクティスについての提案を展開・議論（2014～2015年）

**ECAP III (EU-ASEAN Project on the Protection of Intellectual Property Rights)* ¹¹⁶⁵

2009年に調印された融資契約において、EU（欧州連合）及びASEAN事務局によって承認された。フェーズIは、2010年及び2011年に欧州特許庁（EPO）によって実施された。2012年、EUとASEANは、ASEAN IPR 行動計画2011-2015に従って再調整されるように、プロジェクトの内容を見直した。欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、改訂された予定内にフェーズIIの実施を委託された。プロジェクトの変更は、2012年9月にEUとASEANが調印したEU-ASEAN 融資契約の補遺で承認された。

(4) 支援主体：中国

該当情報なし。

(5) 支援主体：韓国

●WIPO アジア・太平洋地域セミナー<ASEAN6 共通>（2016年10月25～27日）¹¹⁶⁶

－韓国知的財産庁（KIPO）の国際知識財産研修院（IIPTI）は、WIPOと共同で、ブータン、インド、マレーシア、ラオス等のアジア・太平洋地域12か国の知的財産権政策担当者及び関係者24人、WIPO関係者、国内参加者を対象に、「能力に基づいた教育と特許審査制度の診断を通じた特許行政効率性の向上」をテーマとして、各国の知的財産戦略と優秀事例を共有し、深みのある討論の機会を設けた。

●WIPO アジア・太平洋地域セミナー<ASEAN6 共通>（2015年11月23日～26日）¹¹⁶⁷

－KIPOの国際知識財産研修院（IIPTI）は、WIPOと共同で、マレーシア、ミャンマー、シンガポール等のアジア・太平洋地域12か国の知的財産権政策担当者及び関係者22人、WIPO関係者、国内参加者を対象に、「プロジェクト基盤のアプローチ法及び成果志向型管理を通じた知的財産開発計画の効果的な実行」をテーマにセミナーを開催した。このセミナーを通じて各国の知的財産戦略と優秀事例を発表し、2016年から2025年までのASEAN IP戦略計画の効果的な実行に向けて踏み込んだ討論を展開する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家IP戦略の樹立など、IP専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立に関する有用な情報を提供した。

(6) 支援主体：WIPO

●ベトナムの国家知的財産戦略の策定（Development of a National IP Strategy for Viet

¹¹⁶⁵ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-ii> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹¹⁶⁶ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」 p.426、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹¹⁶⁷ 「2015年度 知的財産白書（2016年発行）（KIPO）」 p.141～145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

Nam) (2017年6～12月、ベトナム) ¹¹⁶⁸

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA等）

該当情報なし。

1.2.2 人材育成支援

(1) 支援主体：日本

- 人材育成協力（WIPO Japan FIT 及び JICA 技術協力プロジェクト等のスキーム活用）（専門家派遣（JPO 職員））（2017年度）¹¹⁶⁹
 - －2017年度は、インドネシア、ベトナム、タイ、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ウズベキスタン、モロッコ、ジンバブエ、ボツワナに職員を派遣し、効果的な知的財産権の保護、審査能力の向上、商標審判制度、知財マネジメント人材育成、及び適切な業務処理等をテーマに講義を行った。
- 新人特許審査官及びトレーナー候補審査官の育成支援（2017年度）¹¹⁷⁰
 - －ベトナムの新人審査官9名を含む審査官約20名に対し、2週間にわたって特許審査実務の基礎を網羅的に指導するとともに、新人審査官の育成等ベトナム内部で研修を提供する立場にあるトレーナー候補の審査官に対しても審査の指導方法に関する研修を実施するという、包括的な協力を行った。
- 審査実務研修（特許・商標審査官の受入れ、特許審査官の派遣等）（2016年度）¹¹⁷¹
- 人材育成協力（WIPO Japan FIT 及び JICA 技術協力プロジェクト等のスキーム活用）（専門家派遣（JPO 職員））（2015年度）¹¹⁷²
 - －2015年度は、シンガポール、カンボジア、ミャンマー、ベトナムに職員を派遣し、適正な審査実務・業務処理、効果的な知的財産権の保護、及び国際登録出願条約への加盟・活用促進等をテーマに講義を行った。
- 審査実務研修（特許・商標審査官の受入れ、意匠審査官の派遣、審判制度に関するスタディビジットの受入れ等）（2015年度）¹¹⁷³

¹¹⁶⁸ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹¹⁶⁹ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁷⁰ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.318、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁷¹ JPO「特許行政年次報告書2017年版<本編>」p.294、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁷² JPO「特許行政年次報告書2016年版<本編>」p.345、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁷³ JPO「特許行政年次報告書2016年版<本編>」p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

<途上国人材育成研修（短期招へい研修：1～3週間）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員）>¹¹⁷⁴

- JPO-IPR 研修／意匠実体審査コース<ASEAN6 共通>（2018年度）（2018年9月3～14日）
- JPO-IPR 研修／特許審査基準コース<ASEAN6 共通>（2018年度）（2018年10月15～19日）
- JPO-IPR 研修／審判コース<ASEAN6 共通>（2018年度）（2019年2月14～20日）
- JPO-IPR 研修／IP トレーナーズコース（2018年度）（2018年6月19日～7月3日）
- JPO-IPR 研修／特許審査マネジメントコース（2018年度）（2018年9月19～26日）
- JPO-IPR 研修／商標実体審査コース（2018年度）（2018年11月21日～2018年12月4日）
- JPO-IPR 研修／ベトナム特許審査実務コース（2018年度）（2018年8月22日～2018年8月28日）

（2）支援主体：米国

- IP 研修コースへのベトナム職員の招へい（招へい研修（IP 職員））¹¹⁷⁵

ーベトナム国家知的財産庁（IP Viet Nam（旧 NOIP））と USPTO の間の協力関係は 1995 年以来確立され、徐々に促進されてきた。IP Viet Nam と米国特許商標庁（USPTO）は、さまざまな活動の枠組みの中で、知的財産情報の提供、訪問及び活動のための政府高官の派遣団員の組織、米国政府及び企業からの知的財産関連の問題に関する問い合わせ対応、他国と連携して米国が主催する IP 研修コースへのベトナム職員の招へい等の活動を行ってきた。

<USIPR Global Intellectual Property Education（TRAINING PROGRAM DATABASE）から得られた情報>¹¹⁷⁶

- 米国の商標登録プロセスに関する審査と公衆への働きかけに関するワークショップ（トピック：国境執行）（Workshop on Examination and Outreach to the Public on U.S. Registration Process）（2015年11月9～10日、ベトナム・ハノイ）
- ASEAN 諸国のためのマドリッドプロトコル研修（Madrid Protocol Training for ASEAN Countries）<ASEAN6 共通>（2013年11月4～7日、シンガポール）
- 商標局の管理と審査に関するワークショップ（Workshop on Trademark Office Administration and Examination）（2012年9月27～28日、ベトナム・ハノイ）

¹¹⁷⁴ 「2018年度途上国人材育成研修」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹¹⁷⁵ 「Minister Nguyen Quan met with the Representative of the US Patent and Trademark Office」MOST ウェブサイト内、URL: <https://most.gov.vn/en/news/326/minister-nguyen-quan-met-with-the-representative-of-the-us-patent-and-trademark-office.aspx> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹¹⁷⁶ 「USIPR Global Intellectual Property Education（TRAINING PROGRAM DATABASE）」USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通> (2018 年度活動) ¹¹⁷⁷

- Activity 8. マドプロとハーグ協定のアセアン加盟国への加盟前及び加盟後の実地訓練 (Pre-accession and post-accession on-the-job training to ASEAN Member States on Madrid and Hague)

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018 年活動) ¹¹⁷⁸

- Activity 19. EPO の特許に関するトレーナーの研修プログラムのサポート (SUPPORT FOR THE TRAIN THE TRAINERS PROGRAMME ON PATENTS OF THE EUROPEAN PATENT OFFICE (EPO))

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通> (2012～2017 年) ¹¹⁷⁹

- Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)
 - Activity 1. 品質登録サービス (Quality Registration Services) ¹¹⁸⁰
 - －ASEAN 知財庁のためのベストプラクティスに関する参考資料作成 (商標・意匠出願の処理における品質管理を含む) (2013 年)
 - －商標・意匠審査に関する ASEAN 知財庁職員への研修 (2013～2015 年)
- NOIP 特許審査官研修 (EPO 専門家派遣) (2017 年 7 月、10 月、ベトナム) ¹¹⁸¹
- NOIP 審査官を EPO 海外研修コースへ招へい (招へい研修) (2017 年 2 月、9 月) ¹¹⁸²

(4) 支援主体：中国

- 知的財産の管理と商業化に関するアジア諸国向け WIPO-SIPO 研修コース (WIPO-SIPO Training Course on Management and Commercialization of Intellectual Property (IP) Assets for Asian Countries) (IP 職員向け) (WIPO) (2017 年 11 月、中国) ¹¹⁸³
- 中国－ASEAN 知的財産管理・活用セミナー (China-ASEAN Intellectual Property Management and Utilization Seminar) <ASEAN6 共通> (2017 年 7 月、中国・

¹¹⁷⁷ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

¹¹⁷⁸ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

¹¹⁷⁹ 「About ECAP/ECAP III Phase II」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-ii> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹¹⁸⁰ 「Quality Registration Services」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/quality-registration-services> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹¹⁸¹ 「NOIP Annual Report 2017」p.25、IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBBF8742DE6D34725834600148D08/\\$FILE/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBBF8742DE6D34725834600148D08/$FILE/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf) [最終アクセス日: 2019 年 2 月 13 日]

¹¹⁸² 「NOIP Annual Report 2017」p.25、IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBBF8742DE6D34725834600148D08/\\$FILE/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBBF8742DE6D34725834600148D08/$FILE/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf) [最終アクセス日: 2019 年 2 月 13 日]

¹¹⁸³ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 25 日]

北京) ¹¹⁸⁴

—中国国家知的財産局 (SIPO) は、知的財産制度とベストプラクティスに関して、中国と ASEAN との間で相互理解を促進した。

- アジア地域 IP セミナー (Asian Regional IP Seminar) <ASEAN6 共通> (2017 年 11 月) ¹¹⁸⁵
- 中国—ASEAN 特許審査研修・ワークショップ (2016 China-ASEAN Training Workshop on Patent Examination) <ASEAN6 共通> (2016 年 9 月) ¹¹⁸⁶
- 開発途上国 (ASEAN 含む) 向け研修・ワークショップ<ASEAN6 共通> (IP 職員受入) (2016 年) ¹¹⁸⁷
 - SIPO は、開発途上国向けに 7 つの研修・ワークショップを開催し、46 か国・地域の 118 名の IP 職員を招へいた。アフリカ地域知的所有権機関 (ARIPO)、アフリカ知的所有権機関 (OAPI)、ASEAN 事務局及び ASEAN 加盟国、湾岸協力会議などから IP 職員が参加した。
- ASEAN 加盟国への中国特許文書知識及び活用に関する研修セミナー (Training Seminar on Chinese Patent Documentation Knowledge and Utilization) <ASEAN6 共通> (2015 年) ¹¹⁸⁸
- 中国—ASEAN IP 研修プログラム<ASEAN6 共通> (IP 職員受入) (2014 年) ¹¹⁸⁹
 - ASEAN 諸国の 20 人の上級 IP 職員を招へいた。

(5) 支援主体：韓国

- WIPO—韓国 FIT プロジェクト<ASEAN6 共通> (招へい研修) (対象者：知財庁及びその関係機関の職員、民間の知財専門家及び政府系職員) (2004 年～毎年) ¹¹⁹⁰
 - KIPO は、2004 年以降、WIPO Korea Funds-In-Trust (FIT) により途上国を支援する KIPO-WIPO プロジェクトを実施している。KIPO は毎年、特許法、商標法、知的財産権に関する研修を行うため、審査官や知的財産権の専門家を途上国から招

¹¹⁸⁴ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹¹⁸⁵ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹¹⁸⁶ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹¹⁸⁷ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹¹⁸⁸ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹¹⁸⁹ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹¹⁹⁰ 「2017 Annual Report」p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

へいしている。2017年には17人が特許法コースに参加し、19人が商標法コースに参加した。2017年7月に、WIPOが提供する一般公開コースであるIPサマースクールが韓国・大田で開催された。2017年は合計15人の学生が参加した。また、知的財産の重要性を子供達に教えるため、英語、スペイン語、フランス語などのいくつかの言語で翻訳された教育アニメーション「Getting Creative With Pororo」を開発した。

●国際セミナー・研修<ASEAN6 共通> (毎年実施) ^{1191, 1192, 1193}

－KIPOの国際知識財産研修院 (International Intellectual Property Training Institute: IIPTI) は、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じて途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。WIPOとの協力プログラムとしては、国際知識財産研修院 (IIPTI) 開院以来毎年実施されている「WIPOアジア・太平洋地域セミナー」、「WIPO-KOREA IP サマースクール」を始め、多数の共同教育課程があり、その他にも毎年2～3つの韓国国際協力団 (Korea International Cooperation Agency: KOICA) グローバル研修プログラム (CIAT) を誘致して運営し、独自の途上国向けオーダーメイド型知的財産教育を提供するなど国際教育分野における様々な取り組みに力を入れている。

Program	Course Title	Contents	Dates (in 2017)	Number of participants
WIPO Program(5)	WIPO Patent Law, Patent Examination Course	Training on Korea's patent system and patent examination practice	5. 15-5. 26	17
	WIPO Asia Pacific Regional Conference	OJT for Mongolian Patent examiners	6. 21-6. 23	22
	WIPO Enhancing Developmental Country's PCT Ability Course	Training on Korea's trademark system and trademark examination work	7. 3-7. 7	16
	WIPO-Korea IP Summer School	OJT for Uzbekistan Trademark examiners	7. 10-7. 21	26
	WIPO Trademark Law, Trademark Examination Course	IP education for university students and young adults	11. 13-11. 21	19
KOICA Program(2)	KOICA Creative Invention Course	Training on creative invention promotion policies	3. 16-4. 5	18
	KOICA IP System Course	Training on understanding of Korea's patent policies and industrial site visits	8. 31-9. 20	20
Customized Program(4)	China Hubei Province Patent Examiner Course	Visiting Invention Education Center and Operating Invention Education Course	3. 13	21
	Saudi Arabia Patent Examiner Course	Searching method for examinations and case studies	10. 16-10. 19	4
	The UAE Preliminary Examiner Demonstration Course	Educating Patent Examination and Classification By Dispatching Instructor	10. 23-10. 24	66
	Vietnam Patent Examiner Course	Introduction to Korea's Patent Act and examination system	12. 5-12. 8	8
Total	11 Courses			237

出典：2017 Annual Report (KIPO) ¹¹⁹⁴

¹¹⁹¹ 「2017 Annual Report」 p.70～71、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹¹⁹² 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」 p.140～144、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹¹⁹³ 「2015年度 知的財産白書 (2016年発行) (KIPO)」 p.141～145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹¹⁹⁴ 「2017 Annual Report」 p.71、KIPO ウェブサイト内、URL: <http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.h>

- ベトナム特許審査官研修 (Vietnam Patent Examiner Course) (専門家派遣) (2017年12月5～8日)¹¹⁹⁵
 - ーベトナム特許審査官8名に対し、トレーナーを派遣して韓国特許法及び審査システムに関する概要説明(Introduction to Korea's Patent Act and examination system)を行った。
- NOIP 職員のキャパシティビルディング及びIP 商業化研修 (専門家派遣) (招へい研修) (2016年)¹¹⁹⁶
 - ーNOIP は、職員技能訓練、イノベーションにおける知的財産の役割、知的財産資産の商業化、地理的表示の管理・開発に関する研修コースを受講するために、英国、タイ、韓国へスタッフを派遣した。また、これらの分野での経験を共有するためにベトナムに外国人専門家を受け入れた。
- ベトナム特許講師派遣課程 (専門家派遣) (2015年10月20～21日)¹¹⁹⁷
 - ーKIPO の国際知識財産研修院 (IIPTI) の講師を、ベトナム特許庁に派遣し、ベトナム特許審査官37人を対象にした講師派遣教育を始めて実施した。

(6) 支援主体 : WIPO

- NOIP 審査実務研修 (専門家派遣) (オンライン) (2016年、ベトナム)¹¹⁹⁸
- NOIP 職員1名がWIPOでの長期インターンシッププログラムに参加 (招へい研修) (2015年)¹¹⁹⁹

<WIPO「Technical Assistance Database」から得られた情報>¹²⁰⁰

- ベトナムのワークフロー最適化プロジェクト (Workflow Optimization Project to Viet Nam) (2018年9～11月、ベトナム)
 - ー意匠と商標に関する現在のNOIP ビジネスプロセスを分析し、ユーザーの要件を満たすための新しい構成を特定する (Analyze the current NOIP business processes on industrial designs and trademark and identify new configuration to meet the user's requirements)

tml.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹¹⁹⁵ 「2017 Annual Report」p.70～71、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹¹⁹⁶ 「NOIP Annual Report 2016」p.17、IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/B22785F039C9C29C882581640071A25D/\\$FILE/Annual%20Report%202016.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/B22785F039C9C29C882581640071A25D/$FILE/Annual%20Report%202016.pdf) [最終アクセス日: 2019年2月13日]

¹¹⁹⁷ 「2015年度 知的財産白書 (2016年発行) (KIPO)」p.141～145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹¹⁹⁸ 「NOIP Annual Report 2016」p.17、IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/B22785F039C9C29C882581640071A25D/\\$FILE/Annual%20Report%202016.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/B22785F039C9C29C882581640071A25D/$FILE/Annual%20Report%202016.pdf) [最終アクセス日: 2019年2月13日]

¹¹⁹⁹ 「NOIP Annual Report 2015」p.19、IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/DE783FF9FAB3985A47257FC0004CB312/\\$FILE/Annual%20Report%202015.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/DE783FF9FAB3985A47257FC0004CB312/$FILE/Annual%20Report%202015.pdf) [最終アクセス日: 2019年2月13日]

¹²⁰⁰ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

—新しいビジネスプロセスを円滑に進めるためのトレーニング要件と組織変更を特定する (Identify training requirement and organizational changes to facilitate the new business processes)

- 特許審査の職能に基づく学習の管理ツールと、ASPEC 審査官研修プロジェクト IPET の協議に関するリージョナルワークショップ (Regional Workshop on Tools for Competency-based Learning Management on Patent Examination and Consultations on ASPEC Examiner Training Project IPET) <ASEAN6 共通> (2017年11月、マレーシア)
- 知的財産庁による効果的な知的財産活動とコミュニケーション活動の計画と実施に関するリージョナルワークショップ (Regional Workshop on Planning and Implementation of Effective IP Outreach and Communication Activities by IP Offices) <ASEAN6 共通> (2017年8月、シンガポール)
- 商標に関する WIPO-INPI-OMPIC 研修コース (WIPO-INPI (フランス産業財産庁)-OMPIC (モロッコ産業財産権庁) Training Course on Trademarks) (IP 職員及び政府関係者向け) (2017年7月、モロッコ)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

<豪州—ASEAN> <ASEAN6 共通>

- 地域特許審査研修プログラム (WIPO) ^{1201, 1202}

—PCT サーチ・審査にフォーカスした海外特許庁向けの包括的なオンライン特許審査研修 (Regional patent examination training : RPET) プログラム。RPET は、ASEAN-Australia-NewZealand 自由貿易協定 (AANZFTA) 経済協力作業計画の下で、世界知的所有権機関 (WIPO) の支援を受けて実施されている。

<英国—ベトナム>

- NOIP 職員のキャパシティビルディング及び IP 商業化研修 (専門家派遣) (招へい) (2016年) ¹²⁰³

—NOIP は、職員技能訓練、イノベーションにおける知的財産の役割、知的財産資産の商業化、地理的表示の管理・開発に関する研修コースを受講するために、英国、タイ、韓国へスタッフを派遣した。また、これらの分野での経験を共有するためにベトナムに外国人専門家を受け入れた。

¹²⁰¹ 「Global engagement」 IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹²⁰² 「Regional patent examination training」 IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement/regional-patent-examination-training> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹²⁰³ 「NOIP Annual Report 2016」 p.17, IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/B22785F039C9C29C882581640071A25D/\\$FILE/Annual%20Report%202016.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/B22785F039C9C29C882581640071A25D/$FILE/Annual%20Report%202016.pdf) [最終アクセス日: 2019年2月13日]

1.2.3 情報化支援

(1) 支援主体：日本

●IT インフラ整備協力<ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT) ¹²⁰⁴

－ASEAN 諸国における審査の効率化と質の向上に寄与する IT インフラ整備を支援するため、WIPO ジャパンファンドを通じてプロジェクトを実施している (ASEAN 各庁における出願書類等の紙書類の電子化支援、ワークフロー最適化支援、新興国向け IT システムの開発支援、WIPO-CASE 機能向上、ASEAN 各庁の公報データを一括参照可能とする ASEAN 知財情報のポータルである ASEAN PATENTSCOPE の構築支援、IT 人材育成のためのワークショップ等の開催、WIPO-CASE を活用した ASEAN 審査協力プログラムの促進等。)

●JPO の審査関連情報の提供<ASEAN6 共通> ¹²⁰⁵

－日本国特許庁 (JPO) の審査関連情報を提供する「高度産業財産ネットワーク (AIPN : Advanced Industrial Property Network)」を海外の知的財産庁に提供している。

●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE リージョナルワークショップ (<ASEAN6 共通>WIPO Japan FIT) (2018 年度、シンガポール) ¹²⁰⁶

－2018 年 3 月にシンガポールにて、ASEAN 諸国及びモンゴルの知財庁から 3～4 名、計 40 名程度が参加し、各知財庁の IT システムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。

●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE ナショナルワークショップ (WIPO Japan FIT) (2018 年度、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア) ¹²⁰⁷

－2017 年 4 月にタイにて、タイ知的財産局 (DIP) の特許審査官等 30 名程度を対象に、2017 年 6 月にベトナムにて、ベトナム国家知的財産庁 (NOIP) の特許審査官等 70 名程度を対象に、2017 年 11 月にマレーシアにて、マレーシア知的財産公社 (MyIPO) の特許審査官等 80 名程度を対象に、2018 年 2 月にインドネシアにて、インドネシア知的財産総局 (DGIP) の特許審査官等 30 名を対象に、WIPO-CASE ナショナルワークショップが開催された。ワークショップでは、WIPO-CASE の利用方法や WIPO-CASE から参照可能な書類情報の活用方法が紹介された。

●WIPO-CASE を利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ <ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT) (2016 年度、シンガポール) ¹²⁰⁸

－2017 年 3 月にシンガポールにて、ASEAN 諸国、モンゴル、パプアニューギニアの

¹²⁰⁴ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.317、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹²⁰⁵ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.317、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹²⁰⁶ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.313、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹²⁰⁷ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.313、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹²⁰⁸ JPO 「特許行政年次報告書 2017 年版<本編>」 p.333、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

各知財庁から3、4名、計50名程度が参加し、各知財庁のITシステムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。

●WIPO-CASE を利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ
 <ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT) (2015年度、シンガポール)¹²⁰⁹

ーASEAN 諸国の特許庁職員を対象に、ASEAN 諸国特許庁のITシステムの向上の支援を目的として、2016年3月にシンガポールにて開催され、ASEAN 諸国の各特許庁から3、4名程度が参加した。

<途上国人材育成研修(短期招へい研修:1~3週間)(対象者:民間の知財専門家及び政府系職員)>¹²¹⁰

●JPO-IPR 研修/情報化コース<ASEAN6 共通> (2018年度) (2018年12月17日~2018年12月20日)

(2) 支援主体: 米国

該当情報なし。

(3) 支援主体: 欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通> (2018年度活動)¹²¹¹

●Activity 1. 商標と意匠(特にフロントオフィス、CESTO、及びユーザー満足度調査(USS))の管理のためのIPツール統合のサポート(Support in the integration of IP tools for the management of TM and ID, in particular Front Office, CESTO and User Satisfaction Survey (USS))

●Activity 6. ASEAN TMview、ASEAN DesignView、ASEAN TM Classの更新及びアップグレードにおけるAMSサポート(Supporting AMS in updating and upgrading ASEAN TMview, ASEAN DesignView and ASEAN TMClass)

●Activity 10. ASEAN TM class データベースの内容を更新するための技術支援の提供(Provision of technical assistance to update the content of ASEAN TM class database)

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018年活動)¹²¹²

●Activity 22. TMVIEW と DESIGNVIEW と EUIPN のツール統合(TMVIEW AND DESIGNVIEW AND EUIPN TOOLS INTEGRATION)

●Activity 23. 電子出願のIT・法的サポート(IT AND LEGAL SUPPORT FOR E-

¹²⁰⁹ JPO「特許行政年次報告書2016年版<本編>」p.347、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²¹⁰ 「2018年度途上国人材育成研修」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²¹¹ 「ARISE+ IPR - ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPRウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

¹²¹² 「IP KEY SOUTH EAST ASIA - ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Keyウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

FILING)

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通> (2012~2017年) ¹²¹³

●Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)

Activity 2. 商標分類ツール (Trade Mark Classification Tool) ¹²¹⁴

- －商標登録のための商品・役務の ASEAN 共通分類データベースの開発 (2013~2015年)
- －ASEAN 商標分類データベースの検索可能インターフェースの一般ウェブ公開 (2014~2015年)

●Component III. ブランド開発(生産部門) (Brand Development (Productive Sector))

Activity 3. IP ユーザー向けの情報ツール (Information Tools for IP Users) ¹²¹⁵

- －ASEAN IP ポータルの更なる開発・更新 (収録する情報コンテンツの収集を含む) (2013~2015年)
- －ASEAN 知財庁の商標・意匠登録に関する情報の検索データベースのツール開発 (2013~2015年)

●Component IV. 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 1. ASEAN 知財庁の共通ツール (ASEAN IP Offices Common Tools) ¹²¹⁶

- －商標・意匠の管理業務の効率化とサービス品質向上のために、ASEAN 知財庁が共通して使用できる IP 管理及び情報ツールの開発 (2013~2015年)

(4) 支援主体：中国

●伝統医学データベース (Traditional Medicine Database) プロジェクト<ASEAN6 共通> (専門家派遣) (2016~2017年) ^{1217, 1218}

- －SIPO は、2016年に伝統医学データベースの専門家グループをカンボジア、フィリピン、ミャンマーに派遣し、伝統医学データベース分野における中国と ASEAN の協力に関する要旨分析レポートを完成させ、伝統医学の発展における協力を推進した。

●伝統的知識保護と伝統医学データベース開発を含む課題の情報交換のために ASEAN 諸国へ専門家を派遣<ASEAN6 共通> (専門家派遣) (2015年) ¹²¹⁹

¹²¹³ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-ii> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹²¹⁴ 「Trade Mark Classification Tool」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/trade-mark-classification-tool> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹²¹⁵ 「Information Tools for IP Users」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-tools-ip-users> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹²¹⁶ 「ASEAN IP Offices Common Tools」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/asean-ip-offices-common-tools> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹²¹⁷ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹²¹⁸ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹²¹⁹ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79

- 伝統医学データベースの構築と管理の経験を共有するために SIPO 代表団をマレーシア、タイに派遣<ASEAN6 共通> (専門家派遣) (2014 年) ¹²²⁰
- 知的財産と伝統的知識と遺伝資源の保護に関する中国－ASEAN セミナー<ASEAN6 共通> (2012 年 9 月 10～12 日、北京) ¹²²¹
 - －SIPO 局長 Tian Lipu 氏が開会式に出席した。中国と ASEAN 諸国の伝統的な知識と遺伝資源保護システムを促進する。3 日間のセミナーで、参加者は、世界の遺伝資源の保護、伝統的知識の保護の状況、遺伝資源の保護の状況、伝統的な中国医学図書館・世界の伝統医学特許データベース等について意見交換を行った。

(5) 支援主体：韓国

- 情報化コンサルティング (APEC 事業) (2002 年度) ¹²²²
 - －APEC は、世界で初めてインターネット基盤の電子出願システムを実現した KIPO の特許情報化のレベルを高く評価し、2002 年度途上国特許行政技術協力事業のメインパートナーとして韓国を満場一致で選定し、KIPO に特別基金を提供することを決めた。APEC 特別基金で、タイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインド特許庁に対する情報化コンサルティングを順調に遂行し、APEC 域内加盟国から高い評価を得るとともに、特許情報分野におけるリーダーとして浮上した。

(6) 支援主体：WIPO

<WIPO 「Technical Assistance Database」から得られた情報>¹²²³

- 知的財産庁ビジネスサービスのデジタル変換に関する WIPO-ASEAN 情報技術ワークショップと ASEAN PatentScope コーディネーター会議 (WIPO-ASEAN Information Technology (IT) Workshop on the Digital Transformation of Industrial Property (IP) Office Business Services and ASEAN PatentScope Coordinator Meeting) <ASEAN6 共通> (2017 年 9 月、インドネシア)
- BRIP (Building Respect for IP Division) データベースプロジェクト (BRIP Database Project - Stakeholders Meeting) (2017 年 9～11 月、スイス)
- NOIP の技術支援ミッション (Technical support mission for the National Office Of Intellectual Property Of Vietnam) (2017 年 6 月、ベトナム)
 - －WIPO 出版 (WIPO Publish)

～80、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹²²⁰ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹²²¹ 「田力普出席中国-东盟知识产权与传统知识及遗传资源保护研讨会开幕式并致辞」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020665.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹²²² 「2016 年度 知的財産白書 (2017 年発行) (KIPO)」p.425、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹²²³ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 25 日]

- －詳細 IPAS 技術情報の提供 (provide requested detail IPAS technical information)
- －技術会議への参加 (participate in technical meeting)

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA 等）

該当情報なし。

1.2.4 その他の支援（普及啓発、模倣品対策、産学連携、民間向け研修等）

(1) 支援主体：日本

●真贋判定セミナー（JETRO）（2018年11月14日、ベトナム）¹²²⁴

- －日本の経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）、ベトナム市場管理局（Market Surveillance Agency : MSA）により、偽物に焦点を当てたセミナーが開催され、パナソニックベトナムは電気ケトル、ヘアドライヤー、電池、アイロンなどを含む多数の偽物を展示した。本物と偽物のわずかな違いを肉眼で識別することを目的としている。

●TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通>（第3回：2016年3月1日、東京）（第2回：2014年5月13日、香港）（第1回：2013年10月22日、東京）^{1225, 1226, 1227, 1228}

- －日米欧中韓の商標五庁（TM5）の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。

●「知的財産権の啓蒙及び取締り強化プロジェクト（知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト）」（JICA 技術協力プロジェクト）（長期専門家派遣（JPO 職員））（2012年6月～2017年3月）¹²²⁹

- －（i）知的財産関連機関と国民への知的財産法令の普及促進、（ii）知的財産行政及び執行機関の能力向上、（iii）知的財産関連機関の連携強化等を目的とした支援を行った。JPO から職員1名を長期専門家として派遣。

●「知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト（普及啓発）」（短期専門家派遣）（2014年度）（2015年1月18日～23日）

¹²²⁴ 「Foreign companies silent on impact of fake goods」Vietnam Investment Review ウェブサイト内、URL: <https://www.vir.com.vn/foreign-companies-silent-on-impact-of-fake-goods-64121.html> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹²²⁵ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²²⁶ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

¹²²⁷ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²²⁸ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²²⁹ JPO 「特許行政年次報告書 2017年版<本編>」p.294、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

- 真贋判定セミナー（JETRO）（2012年、タイ・バンコク）（2013年、ベトナム・ホーチミン、ハノイ）（2013年、インドネシア・ジャカルタ）¹²³⁰
 ータイでは、2012年、バンコクで開催され、知的財産局、税関、経済警察、特別捜査局、検察庁、知財・国際取引裁判所などから150名以上が参加した。また、2013年は、ホーチミン、ハノイ及びジャカルタでそれぞれ開催された。

<途上国人材育成研修（短期招へい研修：1～3週間）（対象者：民間の知財専門家及び政府系職員）>¹²³¹

- JPO-IPR 研修／知財普及啓発コース（2018年度）（2018年8月6日～2018年8月10日）
- JPO-IPR 研修／特許専門実務者コース（2018年度）（2018年10月31日～2018年11月16日）
- JPO-IPR 研修／知財保護法律家コース（2018年度）（2018年11月26日～2018年12月12日）
- JPO-IPR 研修／商標専門実務者コース（2018年度）（2019年1月21日～2019年2月1日）
- JPO-IPR 研修／産学連携・技術移転コース（2018年度）（2018年12月10日～2018年12月19日）
- JPO-IPR 研修／実務者向け模倣品対策コース（2018年度）（2019年2月19日～2019年2月26日）

<途上国人材育成研修（長期招へい研修：4か月）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員）>¹²³²

- 日本の中小企業の知財活用と知財管理サポートに関する調査研究（2016年度）
- 大学及び研究機関の知財部門の立上げ及びキャパシティビルディング支援におけるNOIPの役割に関する調査研究（2015年度）

<途上国人材育成研修（フォローアップ研修：短期専門家派遣）（対象者：民間の知財専門家及び政府系職員）>¹²³³

- 21世紀初頭の日本の特許技術の開発動向と商業化セミナー（2017年度）（2017年10月3、6日）（開催地：ベトナム）
- ベトナムにおける知的財産権の執行強化セミナー（2015年度）（2015年10月6～7日）（開催地：ベトナム）

¹²³⁰ 「ジェトロのアセアン地域に関する知財分野の活動について（tokugikon, 2014.1.24. no.272）」p.49、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-3.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹²³¹ 「2018年度途上国人材育成研修」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²³² 「Thesis Titles of Long-Term Researchers」JPOウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/thesis/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²³³ 「Follow-up Seminars」JPOウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/followup/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

(2) 支援主体：米国

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回：2016年3月1日、東京)
(第2回：2014年5月13日、香港) (第1回：2013年10月22日、東京) ^{1234, 1235, 1236, 1237}
一日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。
- 国家経済における知的財産集約型産業の役割に関するワークショップ (2015年) ¹²³⁸
- 偽造品の取引に対する知的財産権の執行に関する ASEAN-USPTO アドバンスド・ワークショップ (ASEAN-USPTO ADVANCED WORKSHOP ON ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS AGAINST TRADE IN COUNTERFEIT GOODS) <ASEAN6 共通> (2012年4月18~20日、インドネシア・ジャカルタ) ¹²³⁹

<USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE) から得られた情報>¹²⁴⁰

- 知的財産権の国境執行における効果的なプラクティスに関するアジア地域ワークショップ (Asia Regional Workshop on Effective Practices in Border Enforcement of Intellectual Property Rights) (2018年9月11~15日、タイ・バンコク)
- 海賊版コンテンツ及び偽造品のオンライン取引に対する刑事執行に関する ASEAN ワークショップ (ASEAN Workshop on Criminal Enforcement Against Online Trade in Pirated Content and Counterfeit Goods) <ASEAN6 共通> (2018年8月21~24日、タイ・バンコク)
- IPR 執行研修 (IPR Enforcement Training) (2018年7月16~18日、ベトナム・ハノイ)
- 執行機関との IPR 円卓会議 (IPR Roundtable Meeting with Enforcement Agencies) (2018年3月13日、ベトナム・ハノイ)

¹²³⁴ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²³⁵ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

¹²³⁶ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²³⁷ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²³⁸ 「NOIP Annual Report 2015」p.19、IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/DE783FF9FAB3985A47257FC0004CB312/\\$FILE/Annual%20Report%202015.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/DE783FF9FAB3985A47257FC0004CB312/$FILE/Annual%20Report%202015.pdf) [最終アクセス日: 2019年2月13日]

¹²³⁹ 「ASEAN-USPTO ADVANCED WORKSHOP ON ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS AGAINST TRADE IN COUNTERFEIT GOODS」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/expiration/sites/www/enforcement/en/activities/pdf/program_jakarta.pdf [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹²⁴⁰ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

- デジタル分野における知的財産執行 (Intellectual Property Enforcement in a Digital World) (2018年3月12日、ベトナム・ハノイ)
- 国際刑事警察機構-USPTO 地域ワークショップと運営会議 (INTERPOL-USPTO Regional Workshop and Operational Meeting Operational Rainfall) (2017年12月12～14日、ラオス)
- 営業秘密の保護と執行 (Trade Secret Protection and Enforcement) (2017年12月5～7日、バージニア州アレキサンドリア市)
- 国境執行時における紛らわしいほど類似している商標の判定に関するワークショップ (Workshop on Confusingly Similar Trademark Determinations in a Border Enforcement Context) (2017年11月6～9日、ベトナム・ホーチミン)
- 2017年度USPTO著作権セミナー (USPTO Annual Copyright Seminar 2017) (2017年11月6～9日、バージニア州アレキサンドリア市)
- ベトナムでの植物品種保護の商業化に関するナショナル・セミナー (National Seminar on PVP Commercialization in Vietnam) (2017年8月23日、ベトナム・ホーチミン)
- IP オフィス管理に関する ASEAN-USPTO ワークショップ (ASEAN-USPTO Workshop on IP Office Administration Part IV Management & Commercialization of IP) (2017年8月14～18日、USPTO)
- 2016年度USPTO著作権セミナー (USPTO Annual Copyright Seminar 2016) (2016年9月19～23日、USPTO Headquarters)

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通> (2018年度活動)¹²⁴¹

- Activity 2. ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 のためのモニタリングシステムと自動報告メカニズムの開発 (Development of a monitoring system and automatic reporting mechanism for the ASEAN IPR Action Plan 2016-2025)
- Activity 7. ASEAN 知的財産アカデミーの実現可能性調査 (Feasibility study on an ASEAN IP Academy)
- Activity 12. クリエイティブ ASEAN への支援 (Support to Creative ASEAN)
- Activity 13. 地理的表示保護 (特に LDC におけるブランド戦略、品質基準、及び管理システムを含む) に関するロービングセミナー (Roving seminars on the protection of GIs, including branding strategies, quality standards and control systems, especially in the LDCs)
- Activity 14. 地理的表示リーフレット及び小冊子の作成 (Development of GI leaflets and booklets)
- Activity 15. ANIEE 地域執行・ワークショップ及び会議の組織化と支援 (Organisation and support for the ANIEE regional enforcement workshop and

¹²⁴¹ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

meeting)

- Activity 16. 執行機関のための ASEAN 執行ツールの整備に関するプレゼンテーションと提案 (Presentation and proposal on setting up ASEAN enforcement tools for enforcement agencies)
- Activity 17. 知的財産権の恩恵とビジネス界で利用可能なグローバル IP ツールに関する情報と啓発セッション (Information and Awareness-Raising sessions on the benefits of IP rights and global IP tools available to the business community)

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018 年活動) ¹²⁴²

- Activity 2. 裁判の円卓会議と仲裁人のためのベストプラクティスの交換 (ROUNDTABLE FOR THE JUDICIARY AND EXCHANGE OF BEST PRACTICES FOR MEDIATORS)
- Activity 3. IPR 執行機関のためのベストプラクティスの交換 (EXCHANGE OF BEST PRACTICES FOR IPR ENFORCEMENT OFFICIALS)
- Activity 7. 東南アジアの裁判官のための円卓会議 (ROUNDTABLE FOR SOUTH EAST ASIA JUDGES)
- Activity 9. 自由貿易協定 (FTA) 交渉と IP ダイアログのための技術的助言と援助 (TECHNICAL EXPERTISE AND ASSISTANCE FOR FREE TRADE AGREEMENT NEGOTIATIONS AND IP DIALOGUES)
- Activity 10. 自由貿易協定 (FTA) 交渉に関連した知的財産権レジームに関する技術的研究 (TECHNICAL STUDIES ON IPR REGIMES IN RELATION TO FREE TRADE AGREEMENT NEGOTIATIONS)
- Activity 11. 自由貿易協定 (FTA) の履行に対する支援 (SUPPORT AND ASSISTANCE FOR THE IMPLEMENTATION OF FREE TRADE AGREEMENTS)
- Activity 13. デジタルワールドにおける不正取引と知的財産権保護に関する研究 (STUDY ON ILLICIT TRADE AND IPR PROTECTION IN THE DIGITAL WORLD)
- Activity 14. 不正取引環境インデックスレポート (ILLICIT TRADE ENVIRONMENT INDEX REPORT)
- Activity 16. 東南アジア IP アカデミーのサポート (SUPPORT FOR SOUTH EAST ASIA IP ACADEMIES)
- Activity 17. 商標・意匠の登録及び執行に関する知財庁のためのロービングセミナー (ROVING SEMINAR FOR IP OFFICIALS ON THE REGISTRATION AND ENFORCEMENT OF TRADEMARKS AND INDUSTRIAL DESIGNS)
- Activity 18. オンラインでの侵害、サイバー犯罪、及び著作権に関する研修 (TRAINING ON ONLINE INFRINGEMENTS, CYBERCRIME AND

¹²⁴² 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」 IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

COPYRIGHT)

- Activity 20. 21 世紀の東南アジアにおける IP サービスと保護の質の向上 (UPGRADING THE QUALITY OF IP SERVICES AND PROTECTION IN SOUTH EAST ASIA IN THE 21ST CENTURY)
- Activity 24. EU 及び海峽企業向けの EU 商標及びコミュニティデザインに関するロービングセミナー (ROVING SEMINAR ON EU TRADE MARKS AND COMMUNITY DESIGNS FOR EU AND SEA LOCAL COMPANIES)
- Activity 25. 東南アジア IP ダイアログパートナーのコーディネーション会議 (SEA IP DIALOGUE PARTNERS COORDINATION MEETING)

<ECAP III Phase II > <ASEAN6 共通 > (2012~2017 年) ¹²⁴³

●Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)

Activity 3. IPR 執行に関する ASEAN 地域行動計画への支援 (Support to the ASEAN Regional Action Plan on IPR Enforcement) ¹²⁴⁴

- －ASEAN の執行機関に対する IPR 執行のベストプラクティスの特定と文書化 (2013 年)
- －ASEAN の行政執行機関に対する IPR 執行のキャパシティビルディング (トレーナーの養成) (2014 年)
- －ASEAN の司法・検察メンバーに対する IPR 執行のキャパシティビルディング (2015 年)
- －IPR 執行に関する ASEAN 及び国際的な判例法の検索データベースの開発 (2013 ~2015 年)
- －執行機関、知財庁及び権利者間における知的財産権関連データの交換を容易にするための仕組みの構築 (2015 年)

●Component III. ブランド開発 (生産部門) (Brand Development (Productive Sector))

Activity 1. 中小企業の機能強化 (Enhancing SME Capabilities) ¹²⁴⁵

- －ASEAN 地域内外でのブランドの創設・宣伝・管理・保護のための IP ツールに関する ASEAN 諸国の中小企業トレーナーの研修 (2013 年)
- －ASEAN 地域における中小企業のためのブランド関連の IP 資産の創設・保護・管理に関する研修資料の開発 (2014~2015 年)

Activity 2. IP プロフェッショナルのキャパシティビルディング (Capacity Building of IP Professionals) ¹²⁴⁶

- －商標・意匠のアドバイザーと代理人のための専門研修 (2014 年)

¹²⁴³ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-ii> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹²⁴⁴ 「Support to the ASEAN Regional Action Plan on IPR Enforcement」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/support-asean-regional-action-plan-ipr-enforcement> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹²⁴⁵ 「Enhancing SME Capabilities」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhancing-sme-capabilities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹²⁴⁶ 「Capacity Building of IP Professionals」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/capacity-building-ip-professionals> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

Activity 3. IP ユーザー向けの情報ツール (Information Tools for IP Users) ¹²⁴⁷

— IPR 集約型産業の ASEAN 経済への貢献を評価するための方法論の開発 (2014 年)

Activity 4. マーケティングツールとしての地理的表示使用の改良 (Enhanced Use of GIs as a Marketing Tool) ¹²⁴⁸

— 既存及び潜在的な輸出市場における ASEAN 地理的表示の保護についての ASEAN 地域の生産者及び所轄官庁への助言 (欧州における ASEAN 地理的表示の登録支援を含む) (2013~2015 年)

— ASEAN 地理的表示の可視性の促進方法の特定 (2013~2015 年)

— 地理的表示のコントロールに関するベストプラクティスの ASEAN 内及び他国の生産者の情報交換 (2015 年)

— ASEAN 諸国における地理的表示の保護システムに関する経験の共有 (2013 年)

Activity 5. クリエイティブ ASEAN (Creative ASEAN) ¹²⁴⁹

— 創造性の促進における知的財産の役割に関する意識を高めることを目的としたデザインコンペティション

● Component IV : 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 3. ASEAN 事務局の IP 能力の強化 (Enhanced IP Capacity in the ASEAN Secretariat) ¹²⁵⁰

— IP 政策及び地域調整に対処するための ASEAN 事務局の能力の強化

● 欧州貿易政策・投資支援プロジェクト (2014 年~2017 年 12 月) ¹²⁵¹

— 地域における地理的表示の実施と管理に焦点を当てた欧州貿易政策・投資支援 (EU-MUTRAP) 活動が行われた。主な活動は以下の通り。

- 1) 知的財産権執行能力向上に関する研修 (民間人向け) (2014 年 4 月、5 月、ベトナム)
- 2) 欧州における地理的表示保護に関するワークショップ (地方行政機関・企業向け) (2014 年 4 月、ベトナム)
- 3) 地理的表示に関する EVFTA コミットメントに関するワークショップ (行政機関・企業向け) (2016 年 6 月 29 日、2017 年 7 月 1 日、ベトナム)

¹²⁴⁷ 「Information Tools for IP Users」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-tools-ip-users> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹²⁴⁸ 「Enhanced Use of GIs as a Marketing Tool」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhanced-use-gis-marketing-tool> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹²⁴⁹ 「Creative ASEAN」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/creative-asean> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹²⁵⁰ 「Enhanced IP Capacity in the ASEAN Secretariat」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhanced-ip-capacity-asean-secretariat> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹²⁵¹ 「NOIP Annual Report 2017」 p.29、IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBBF8742DE6D34725834600148D08/\\$FILE/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBBF8742DE6D34725834600148D08/$FILE/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf) [最終アクセス日: 2019 年 2 月 13 日]

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京)
(第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京) ^{1252, 1253, 1254, 1255}
一日米欧中韓の商標五庁(TM5)の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回TM5悪意の商標出願セミナーでは、EUIPOからASEANでの悪意の商標出願の事例紹介があった。

(4) 支援主体: 中国

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京)
(第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京) ^{1256, 1257, 1258, 1259}
一日米欧中韓の商標五庁(TM5)の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回TM5悪意の商標出願セミナーでは、EUIPOからASEANでの悪意の商標出願の事例紹介があった。

(5) 支援主体: 韓国

- K-ブランド説明会及び招へい研修<ASEAN6 共通> (2017年以降予定) ¹²⁶⁰
-KIPOは、中国・ASEAN地域の現地政府との協力により、現地の模倣品取り締まり公務員を対象にK-ブランド説明会及び韓国への招へい研修等を実施する計画である。
- APEC1村1ブランド事業 (One Village One Brand Project) <ASEAN6 共通>
(APEC事業) (2010年～) ^{1261, 1262}
-2010年にAPEC加盟国21及び国際機構やNGO等をソウルに招き、「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。途上国の地域商品のブランド化に向けた支援要

¹²⁵² 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²⁵³ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

¹²⁵⁴ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²⁵⁵ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²⁵⁶ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²⁵⁷ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

¹²⁵⁸ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²⁵⁹ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²⁶⁰ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.629、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

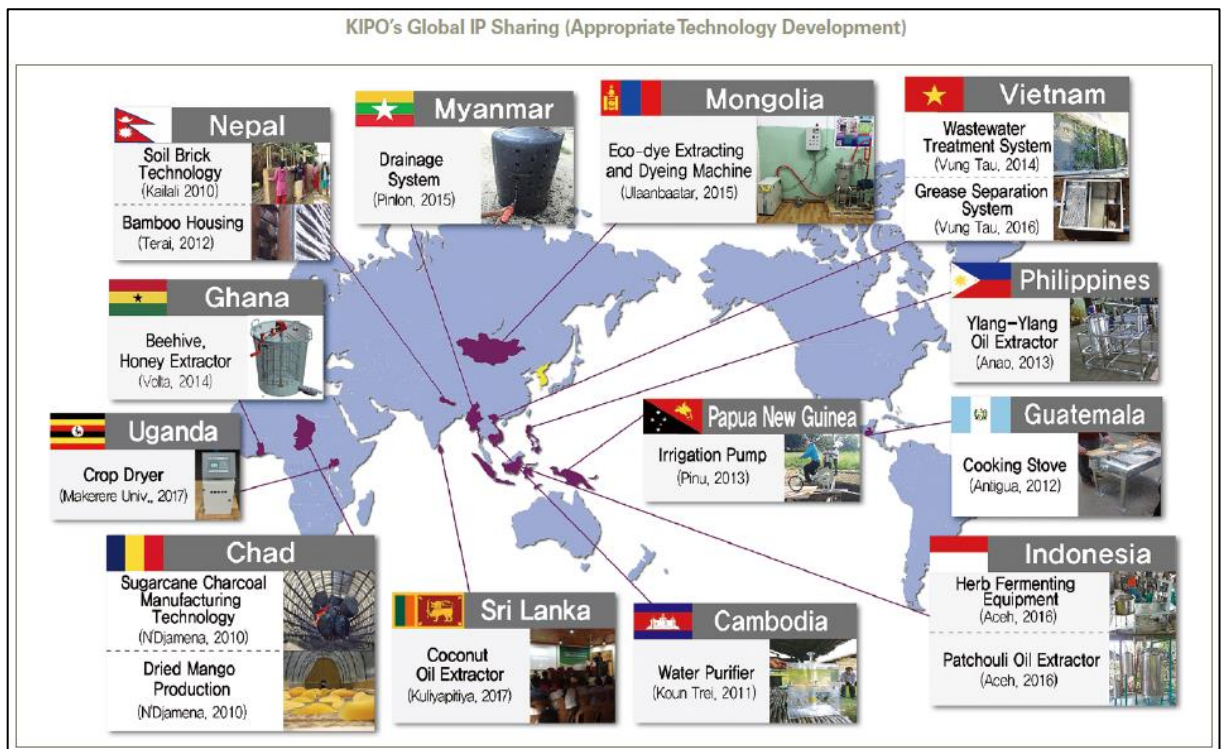
¹²⁶¹ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行)」p.403、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹²⁶² 「2017 Annual Report」p.64、KIPOウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

請に応じて、2011年4月「APEC1村1ブランド事業（One Village One Brand Project）」がAPEC承認を受けた。

●適正技術開発（Appropriate technology development）、適正技術コンペティション（Appropriate Technology Competition）＜ASEAN6 共通＞（APEC 事業）（2013年～）^{1263, 1264}

—第36回APEC知的財産権専門家会議（IPEG）（2013年1月）で、韓国は適正技術開発事業モデル発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のためのIP基盤知識シェア議題」を提案して採択された。2013年に、フィリピンで生息するイランイラン木（Ylang-Ylang Tree）のオイル抽出機を開発した。また、2014年7月に「IP知識シェア：適正技術コンペティション」の開催に成功した。また、2015年には、インドネシアの Flores Bajawa 地域の特産品であるコーヒーマグを開発した。2016年には、ベトナムの適正技術コンペティションに参加した技術が選定された。また、2016年にはインドネシアの DGIP から要請された適正技術とブランド事業が支援対象として選定された。



出典：2017 Annual Report（KIPO）¹²⁶⁵

●中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想＜ASEAN6 共通＞（APEC 事業）（2014～2017年）¹²⁶⁶

¹²⁶³ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）」p.404, 434～435、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日：2019年1月21日]

¹²⁶⁴ 「2017 Annual Report」p.61～63、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日：2019年1月21日]

¹²⁶⁵ 「2017 Annual Report」p.61、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日：2019年1月21日]

¹²⁶⁶ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」p.404～405、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro>

- 第38回APEC知的財産権専門家会議 (IPEG) (2014年2月)で、KIPOは「中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想」を提案して承認された。アンケート調査等を通じて中小企業に対する知的財産権支援政策を共有し(2014～2015年)、APEC基金を活用した研究委託を実施して関連政策に対するマニュアルを製作し(2015～2016年)、APECネットワークを活用して希望する加盟国にコンサルティングを提供する(2017年)ことを骨子としている。
- ゲーム開発者のための第1回著作権ワークショップ(WIPO)(First Copyright Workshop for Game Developers)(2017年11月28～29日、フィリピン)¹²⁶⁷
 - ゲーム開発者、中国・マレーシア・インドネシア・ベトナム・フィリピンの知的財産庁の代表者、フィリピン民間人らが「クリエイティブ産業における著作権から生計を立てるための小地域ワークショップ(ゲーム開発者のためのビジネスと法的問題)」に参加した。このワークショップは、IPOP HL と大韓民国文化スポーツ観光省(MCST)とが協力して、WIPOによって開催された。
- 模倣品識別セミナー(2016年、タイ、ベトナム)¹²⁶⁸
 - 2016年、中国、香港、タイ、ベトナムで計14回にわたって現地の取締公務員計1,000人余りを対象に行われた。
- TM5悪意の商標出願セミナー<ASEAN6共通>(第3回:2016年3月1日、東京)(第2回:2014年5月13日、香港)(第1回:2013年10月22日、東京)^{1269, 1270, 1271, 1272}
 - 日米欧中韓の商標五庁(TM5)の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回TM5悪意の商標出願セミナーでは、EUIPOからASEANでの悪意の商標出願の事例紹介があった。
- 知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IPパノラマ」を開発<ASEAN6共通>(WIPO・中小企業局協力)(2006～2015年)¹²⁷³
 - KIPOは2006～2010年に、国際取引等のビジネス的観点からの知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IPパノラマ(Panorama)」を開発した。2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、6つの国連共用語バージョンを全て完成した。また、タイ語、ベトナム語など17言語でIPパノラマを開発し、世界24言語で普及している。2015年には、IPパノラ

o.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/ [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹²⁶⁷ 「IPOP HL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.40、IPOP HL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月23日]

¹²⁶⁸ 「2016年度知的財産白書(2017年発行)(KIPO)」p.362、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹²⁶⁹ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²⁷⁰ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

¹²⁷¹ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²⁷² 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²⁷³ 「2016年度知的財産白書(2017年発行)(KIPO)」p.429、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

マ教育内容を基に実際事例を中心に再構成したモバイル知的財産教育コンテンツである「IP パノラマモバイル」を開発し、知的財産教育ポータル IP ディスカバリー (<http://ipdiscovery.net>) を通じて提供している。

●IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業<ASEAN6 共通> (APEC 事業)
(2009～2012年) ¹²⁷⁴

－「IP Xpedite」は、特許情報の検索・分析及び活用等、特許情報に関わる実証的内容に関する知的財産権コンテンツである。APEC 域内各国の知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業」を2009年に実施した。また、後続事業として「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成高級課程」を2010年9月に提案してAPECから事業承認を得た。APEC 加盟国の知的財産権専門家を対象に、オン・オフライン教育(2011年実施)、及びE-learning コンテンツの開発・普及(2010年実施)を行った。同プログラムはタイ語に翻訳・活用された。

(6) 支援主体：WIPO

<WIPO 「Technical Assistance Database」から得られた情報> ¹²⁷⁵

- 海外での商標、発明、意匠の保護に関するセミナー (Seminar on Protecting your Trademarks, Inventions and Designs Overseas: WIPO Services and Initiatives for Filipino Businesses) (民間人向け) (2017年10月、ベトナム)
- 営業秘密とイノベーションに関する WIPO サブリージョナルセミナー (WIPO Sub-Regional Seminar on Trade Secrets and Innovation) (2017年9月、シンガポール)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

<ERIA-ASEAN><ASEAN6 共通>

- 「ASEAN 各国知財庁の出願件数の予測と政策提言」に関する研究 (2016年度～) ^{1276, 1277}
- 「ASEAN 経済と知的財産権」「模倣品が ASEAN 各国経済に与える影響」に関する研究 (2013年度) ^{1278, 1279}

¹²⁷⁴ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」 p.403～404, 429～430、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹²⁷⁵ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹²⁷⁶ 「日アセアン間の知財に関する協力プログラムを強化しました～第6回日アセアン特許庁長官会合の結果について～」 経済産業省ウェブサイト内、URL: <http://www.meti.go.jp/press/2016/07/20160720002/20160720002.html> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹²⁷⁷ 「日アセアン間の知財に関する協力プログラムを強化しました～第8回日 ASEAN 特許庁長官会合の結果について～」 経済産業省ウェブサイト内、URL: <http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180906003/20180906003.html> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹²⁷⁸ 「日本国特許庁の アセアンに対する知的財産協力 (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.30、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-1.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹²⁷⁹ 「ジャカルタで ASEAN 知財協力を考える (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.34、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

- 「中小企業の知的財産権活用に関する研究—日本をモデルとして」(2012年度) ^{1280, 1281}

<豪州—ベトナム>

- 成功する技術ライセンスに関する WIPO-Australia FIT (Funds-In-Trust) ナショナルワークショップ (WIPO/FIT Australia National Workshop on Advanced Successful Technology Licensing (STL)) (WIPO) (2017年9月、ベトナム) ¹²⁸²

<英国—ベトナム>

- 二国間協力活動を実施 (2017年) ¹²⁸³

1.2.5 会合・イベント等

(1) 支援主体：日本

- 日 ASEAN 特許庁長官会合<ASEAN6 共通> (2012年～毎年) ¹²⁸⁴
 - 第8回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2018年9月、シンガポール)
 - 第7回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2017年5月、金沢)
 - 第6回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2016年7月、パリ)
 - 第5回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2015年5月、奈良)
 - 第4回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2014年7月、ベトナム)
 - 第3回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2013年4月、京都)
 - 第2回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2012年7月、シンガポール)
 - 第1回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2012年2月、東京)
- NOIP 長官と JPO 長官が会談 (2018年2月、WIPO ハイレベルフォーラム) ¹²⁸⁵
 - 審査の迅速化や品質向上に向けた改訂版 MOC に署名した。
- NOIP 副長官と日本国特許技監が会談 (2017年5月) ¹²⁸⁶
 - ハーグ協定加入に向けた支援や審査官向け研修の支援について議論した。
- ベトナム国家知的財産執行関係機関の研修団が訪日 (2016年1月) ¹²⁸⁷

¹²⁸⁰ 「日本国特許庁の アセアンに対する知的財産協力 (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.30、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-1.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹²⁸¹ 「ジャカルタで ASEAN 知財協力を考える (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.34、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹²⁸² 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹²⁸³ 「NOIP Annual Report 2017」 p.29、IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBBBF8742DE6D34725834600148D08/\\$FILE/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBBBF8742DE6D34725834600148D08/$FILE/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf) [最終アクセス日: 2019年2月13日]

¹²⁸⁴ 「日アセアン」 JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²⁸⁵ JPO 「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.276、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²⁸⁶ JPO 「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.276、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹²⁸⁷ JPO 「特許行政年次報告書 2016年版<本編>」 p.346、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

－「ベトナム国知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト」の一環として、同プロジェクトの関係機関であるベトナム国家知的財産執行関係機関の研修団が訪日した。ベトナム訪日団は、日本における模倣品対策や関係機関の連携について学ぶことを目的に、内閣官房知的財産戦略推進事務局、特許庁、経済産業省、警察庁、知的財産高等裁判所、日本弁理士会、日本知的財産協会等を訪問し、各機関の取組を聴取し意見交換を行った。

(2) 支援主体：米国

●第6回 IP 犯罪執行・ネットワーク会合 (Sixth Meeting of the IP Crimes Enforcement Network) <ASEAN6 共通> (2018年9月12～14日、香港) ¹²⁸⁸

●第1回 ASEAN IPR 執行・ネットワーク会議 (1st ASEAN IPR Enforcement Network Meeting) <ASEAN6 共通> (2017年9月11日、タイ・バンコク) ¹²⁸⁹

－ASEAN IPR 執行専門家ネットワーク (ASEAN Network of IPR Enforcement Experts : ANIEE) の最初の会議の議長を Josephine R. Santiago 氏が務めた。ANIEE は、ASEAN ワーキンググループ (AWGIPC) によって任務を負い、ASEAN IPR 行動計画 2016-2025 に基づく IPR 執行・イニシアチブの実施に着手する。2019年4月までの2年間、執行に関する共同国擁護者としてフィリピンから ANIEE の議長が任命された。会議は、米国特許商標庁 (USPTO) と米国司法省 (US DOJ) の支援を受けて開催され、ASEAN 加盟国の知的財産庁、司法機関、税関当局、警察、貿易、商業関係者からの代表者が出席した。

●ベトナムの米国大使館の知財責任者が NOIP 局長を表敬訪問 (2017年8月15日、ベトナム) ¹²⁹⁰

－2017年8月15日、NOIP 局長 Dinh Huu Phi は、ベトナムの米国大使館の知的財産責任者 Amy Padilla の表敬訪問を受けた。NOIP 局長 Dinh Huu Phi は、知的財産管理、国家経済に対する知的財産の貢献度の計算、審査官の育成、出願の増加予測及び評価プロセスの簡素化に関するコンサルティング等を要望した。

●ベトナム科学技術省 (MOST) の大臣 Nguyen Quan 氏が、USPTO の IP 大使 Peter Fowler 氏と会談 (2011年8月29日、ベトナム・ハノイ) ¹²⁹¹

－NOIP と USPTO の間の協力関係は 1995 年以来確立され、徐々に促進されてきた。NOIP と USPTO は、さまざまな活動の枠組みの中で、知的財産情報の提供、訪問及び活動のための政府高官の派遣団員の組織、米国政府及び企業からの知的財産関連の問題に関する問い合わせ対応、他国と連携して米国が主催する IP 研修コース

¹²⁸⁸ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹²⁸⁹ 「IPOP HL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.61、IPOP HL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹²⁹⁰ 「NOIP Director General Received a Courtesy Call from the IP Officer of US Embassy」NOIP ウェブサイト内、URL: [http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=ADABED1DD6E46137472581F500272A8B](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=ADABED1DD6E46137472581F500272A8B) [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹²⁹¹ 「Minister Nguyen Quan met with the Representative of the US Patent and Trademark Office」MOST ウェブサイト内、URL: <https://most.gov.vn/en/news/326/minister-nguyen-quan-met-with-the-representative-of-the-us-patent-and-trademark-office.aspx> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

へのベトナム職員の招へい等の活動を行ってきた。大臣は、スタッフの育成、知的財産権の執行システムの確立、技術的な設備投資、知的財産権保護の役割に関するパブリックコミュニケーションのためのアドボカシー分野への投資等、引き続き Peter Fowler 氏並びに USPTO 及び米国政府からの協力及び支援を受けたいと要望した。また、NOIP と USPTO の間の了解覚書 (MOU) がすぐに署名されることを希望した。

(3) 支援主体：欧州

- 欧州－ASEAN 定期長官級会合<ASEAN6 共通> (2003 年～) ¹²⁹²
- NOIP 長官が EUIPO 長官を訪問・会談 (2017 年 7 月、スペイン・アリカンテ) ¹²⁹³
 一両長官は、知的財産制度の最新の動向について意見交換し、二国間協力を強化するための覚書に署名する可能性について議論した。
- EPO 長官が NOIP 長官を訪問・会談 (2011 年 1 月 12 日、ベトナム・ハノイ) ¹²⁹⁴
 一2011 年 1 月 13～14 日にハノイで開催された第 6 回 ASEAN-EPO 知的財産権長官会合 (HIPOC) の際に、EPO 長官 Benoit Battistelli 氏がベトナム科学技術省大臣 Hoang Van Phong 氏を表敬訪問した。同日、EPO 長官は NOIP 長官 Tran Viet Hung 氏と会談し、2011～2014 年の EPO-NOIP 二国間協力に関する了解覚書 (MOU) に署名した。

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通> (2012～2017 年) ¹²⁹⁵

- プロジェクト運営委員会 (Fifth and Final Project Steering Committee) (ECAP III) (第 5 回：2017 年 2 月 17 日、ラオス) (第 4 回：2016 年 3 月 23 日、タイ) (第 3 回：2015 年 3 月 12 日、ブルネイ・ダルサラーム) (第 2 回：2014 年 2 月 25 日、カンボジア) (第 1 回：2013 年 3 月 15 日、ラオス)
- ASEAN-EUIPO 知財長官会合 (Third ASEAN-EUIPO Heads of IP Offices Meeting) (ECAP III) (第 3 回：2016 年 7 月 21 日、インドネシア) (第 2 回：2015 年 10 月 2 日、スペイン) (第 1 回：2014 年 5 月 26～28 日、スペイン)
- ASEAN 合同協議会 (Joint ASEAN Consultation Meeting May 2016) (ECAP III) (2016 年 5 月 17～19 日、マレーシア) (2015 年 3 月 16～18 日、タイ)
- ASEAN の商標と IT の合同協議会 (Joint ASEAN Trademark and IT Consultation Meeting) (ECAP III) (2016 年 10 月 24～26 日、カンボジア) (2015 年 11 月 11～13 日、ベトナム)
- ASEAN 商標協議会 (ASEAN Trademark Consultation Meeting) (ECAP III) (2014

¹²⁹² 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題 (2012 年 3 月)」 p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryoun_01.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹²⁹³ 「NOIP Annual Report 2017」 p.25、IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBBF8742DE6D34725834600148D08/\\$FILE/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBBF8742DE6D34725834600148D08/$FILE/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf) [最終アクセス日: 2019 年 2 月 13 日]

¹²⁹⁴ 「President of European Patent Office paid an official working visit to Viet Nam」、IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=3C7F848BCB3B6DEA47257824002C2329](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=3C7F848BCB3B6DEA47257824002C2329) [最終アクセス日: 2019 年 2 月 13 日]

¹²⁹⁵ 「Events」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/events> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

- 年 11 月 13～14 日、フィリピン) (2014 年 9 月 1～4 日、ブルネイ・ダルサラーム)
- ASEAN 知財庁 IT 合同協議会 (ASEAN IP Offices IT Consultation Meeting) (ECAP III) (2014 年 4 月 23～25 日、インドネシア)
- ASEAN カクテルレセプション (ASEAN Cocktail Reception) (ECAP III) (2014 年 9 月 24 日、スイス) (2013 年 9 月 25 日、スイス)
- ECAP III バンコクオフィスの開設セレモニー (Opening of the ECAP III Office in Bangkok) (ECAP III) (2013 年 7 月 12 日)

(4) 支援主体：中国

- 中国－ASEAN 知財庁長官会合<ASEAN6 共通> (2010 年～毎年) ¹²⁹⁶
 第 9 回中国－ASEAN 長官会合 (2018 年 9 月 5 日、シンガポール) ¹²⁹⁷
 第 8 回中国－ASEAN 長官会合 (2017 年 9 月) ¹²⁹⁸
 第 7 回中国－ASEAN 長官会合 (2016 年 11 月、マレーシア) ¹²⁹⁹
 第 6 回中国－ASEAN 長官会合 (2015 年 7 月、北京) ¹³⁰⁰
 第 5 回中国－ASEAN 長官会合 (2014 年 6 月) ¹³⁰¹
 第 4 回中国－ASEAN 長官級会合 (2013 年 6 月、北京) ¹³⁰²
- SIPO 副長官 Liao Tao 氏が訪問 (2017 年 10 月) ¹³⁰³

(5) 支援主体：韓国

- 韓国－ASEAN 知的財産庁長官会合<ASEAN6 共通> (2018 年～定例化予定) ¹³⁰⁴
- 韓国－ASEAN 知的財産高官レベル会談<ASEAN6 共通> (2017 年 11 月 15 日、フィリピン) ¹³⁰⁵

¹²⁹⁶ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題 (2012 年 3 月)」 p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryuu_01.pdf [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹²⁹⁷ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」 Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹²⁹⁸ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹²⁹⁹ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹³⁰⁰ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹³⁰¹ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.85～86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹³⁰² 「第四届中国-东盟知识产权局长会议开幕」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020697.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹³⁰³ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.88、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹³⁰⁴ 「韓国 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大」 JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/171123.html> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹³⁰⁵ 「韓国 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大」 JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/a>

—KIPO 次長が首席代表として出席し、KIPO は韓国—ASEAN 知的財産庁長官会合の定例化、協力覚書の締結などを提案した。今後の重点協力項目として KIPO の審査結果を ASEAN 諸国が活用する方策、ASEAN 諸国のための知的財産権戦略に対するコンサルティングの提供、ASEAN 中小企業向け知的財産権活用能力の向上に関する教育などを示した。KIPO は、今回の ASEAN + 1 高官レベル会談に出席したことを契機に、フィリピン、ベトナム、ブルネイとも高官レベル会談を行い、ASEAN 加盟国との二国間協力も推進した。フィリピンとは、知的財産の全分野における協力拡大を約束する「包括的知的財産権協力に関する覚書」を交わした。

●南アジア・東南アジア・イラン各国の知的財産権長官会合（Heads of Intellectual Property Office Conference）＜ASEAN6 共通＞（2017年4月、韓国・大田）^{1306, 1307}

—KIPO は、「クライアント中心の IP サービス」というテーマで、南アジア、東南アジア、イラン各国の知的財産権長官会合（HIPOC）を韓国・大田で開催し、13 か国の IP 長官やの WIPO 副長官 Mario Matus 氏らが参加した。知的財産権政策の経験共有や知的財産権管理のリーダーシップの奨励など、様々な内容について議論が行われた。

●ASEAN+1 局長級会合＜ASEAN6 共通＞（2017年2月16日、ラオス・ビエンチャン）¹³⁰⁸

—KIPO は、韓国企業の出願に対する優先審査や執行取り締まりの情報共有、知的財産権法教育のコンサルティングなど、多様な協力分野を提示した。ASEAN 側も韓国の知的財産権と経済発展に関する経験・ノウハウの共有を強く希望しており、特に教育訓練、知的財産権の活用策、知的財産権認識向上キャンペーン等について高い関心を示した。双方は、知的財産分野の包括的協力に関する了解覚書を年内に締結し、韓国と ASEAN の知的財産庁長官会合を定期的で開催することで合意した。

●韓国—ベトナム定期長官会合（2015年～）¹³⁰⁹

—韓国の4大貿易国であり、自由貿易協定（FTA）発効以降、交流協力が増加しているベトナムとは定期的な長官会合を開催し、知的財産権全般にわたる協力基盤を構築している。2016年には、商標保護、中小企業 IP 支援政策等の協力計画に署名した。

●KIPO 長官が NOIP 長官を訪問・長官会談（2018年1月16日、ベトナム・ハノイ）¹³¹⁰

—KIPO 長官は、NOIP 長官、科学技術部次官、産業貿易部次官、市場管理局長等と会談を行い、韓国とベトナムの知財権分野における協力をさらに強化することで合

sia/kr/ip/news/2017/171123.html [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³⁰⁶ 「2017 Annual Report」p.67、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³⁰⁷ 「特許庁、アジア13カ国の特許庁長カンファレンスを開催」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/news/2017/7aa3925b85dc9626.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³⁰⁸ 「特許庁、ASEAN との知財権協力を拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/news/2017/5f774b28d4b59964.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³⁰⁹ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」p.395、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³¹⁰ 「ベトナムでの特許取得が早くなり、K-ブランドの保護が強まる」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/news/2018/180117.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

意した。特許分野では、韓国とベトナム間で特許審査ハイウェイ（PPH）を実施することで合意した。また、「新南方政策」の一環として KIPO が進めている「韓国と ASEAN における知財権協力体系」を年内に発足させるためにベトナム側が協力することや、ベトナムの特許行政情報化システムの改善事業について KIPO が支援することに合意した。知財権保護の強化に関する合意もあった。「韓国ベトナム IP 保護協議会」をスタートさせる。「市場管理局」、「税関」、「公安」など、ベトナムで知的財産権の執行機関や取締機関と、韓国の KIPO、IP-Desk（KOTRA）などの知財権関連機関が定期的に意見交換できる体制が設けられた。ベトナムでの K-ブランド侵害など、韓国企業が抱える問題点を執行当局に伝えることができる良い窓口となる見込みである。さらに、ベトナムで知財権を執行する公務員向け研修、合同セミナーなどを通じ、韓国で知財権を執行するノウハウを伝授し、知財権保護や執行に関する情報交流も強化していくことで合意した。

(6) 支援主体：WIPO

●AWGIPC が WIPO シンガポール事務所（WSO）を訪問＜ASEAN6 共通＞（2018年9月7日、シンガポール）¹³¹¹

－ASEAN 10 カ国から 25 人以上の参加者、及び ASEAN 事務局から 3 人のスタッフが、1 週間にわたる第 56 回 AWGIPC（ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation）会議の最後の議題項目で、WIPO シンガポール事務所（WSO）へ訪問した。DGIP の Dede Mia Yusanti 氏が AWGIPC を代表した。WIPO は、AWGIPC が ASEAN 知的財産権行動計画 2016 - 2025 の枠組みの中で成果を出すのを支援し続けることを約束した。

●WIPO 局長が NOIP を公式訪問（2017年3月、ベトナム）¹³¹²

＜WIPO 「Technical Assistance Database」から得られた情報＞¹³¹³

●WIPO シンガポール事務所（WSO）主催の IP 技術支援プロバイダー（IP technical assistance providers：IPTAPs）の非公式会合＜ASEAN6 共通＞（2013年以降7回目）（2018年9月6日、シンガポール）¹³¹⁴

－EU の知的財産庁、INPI（フランス産業財産庁）、IP Australia（オーストラリア知的財産庁）、JETRO、UKIPO（英国知的財産庁）、USPTO（米国特許商標庁）の代表者が出席し、ASEAN 地域に素晴らしい貢献を提供し、協力し続ける意欲を示した。

●TISC（Technology and Innovation Support Center）ネットワークの展開に関する

¹³¹¹ 「ASEAN - WIPO Consultation a Great Success」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0006.html [最終アクセス日: 2019年2月8日]

¹³¹² 「NOIP Annual Report 2017」p.25、IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBBF8742DE6D34725834600148D08/\\$FILE/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBBF8742DE6D34725834600148D08/$FILE/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf) [最終アクセス日: 2019年2月13日]

¹³¹³ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹³¹⁴ 「Cooperation and Collaboration Key Themes in WSO Meeting」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0009.html [最終アクセス日: 2019年1月28日]

ASEAN 地域会議・WIPO 地域会議 (ASEAN Regional Meeting on Developing the Regional TISC Network and the WIPO Regional Meeting on Establishing a Search Mentoring Framework within the ASEAN Regional TISC Network) (2017年9月13日、ミャンマー)

- 第12回執行諮問委員会 (Twelfth Session of the Advisory Committee on Enforcement : ACE) (2017年9月、スイス)
- 第53回 AWGIPG 会議+協議会 (53th AWGIPC Meeting + consultation meeting) (2017年7月、ベトナム)
- アジアの IP 講師と研究者のための WIPO-WTO 会議 (WIPO-WTO Colloquium for IP Teachers and Researchers in Asia) (2017年2月、シンガポール)
- NOIP とのプロジェクト会議 (Project Meeting with NOIP) (2017年1月、ベトナム)
 - －協力活動について話し合い、データ交換と WIPO ソリューションの使用に関する協力協定に合意する (Discuss the cooperation activities and agree on the cooperation agreement for data exchange and use of WIPO solutions)
 - －戦略的活動を特定するための作業計画を策定する (Develop the workplan to specify the strategic activities)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

1.2.6 協力覚書等

(1) 支援主体：日本

- 「2018年度日 ASEAN 知財アクションプラン」 <ASEAN6 共通> (2018年9月、第8回日 ASEAN 特許庁長官会合)¹³¹⁵
 - －先端技術分野における特許マニュアル (特許審査基準) の改訂/作成協力
 - －東アジア・ASEAN 経済研究センター (ERIA) による、ASEAN 各国知財庁の出願件数の予測と政策提言に関する研究
 - －国際出願制度 (マドリッド・プロトコル/ハーグ協定) の加盟/運用協力
 - －人材育成、審査業務管理に関する協力
 - －知財の商業化、知財の普及啓発に関する協力
- 審査の迅速化や品質向上に向けた JPO-NOIP 改訂版 MOC に署名 (2018年2月、WIPO ハイレベルフォーラム)¹³¹⁶
- 「日 ASEAN 知的財産権行動計画 2017-2018」「日 ASEAN 知財共同声明」 <ASEAN6

¹³¹⁵ 「第8回日 ASEAN 特許庁長官会合の結果について」 JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2018.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³¹⁶ JPO 「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.276、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

共通> (2017年5月、第7回日ASEAN特許庁長官会合)¹³¹⁷

- 「日ASEAN知的財産権行動計画2016-2017」<ASEAN6共通> (2016年8月、第6回日ASEAN特許庁長官会合)¹³¹⁸
- 従来までの協力に加え、審査のワークシェアリングの協力等を含むJPO-NOIP協力覚書(2014年10月)¹³¹⁹
- JPOとアセアン各国の知的財産庁との間で知的財産に関する協力覚書を締結<ASEAN6共通> (2012年7月、第2回日アセアン特許庁長官会合)¹³²⁰
 - －人材育成やIT化支援、商標や意匠に関する国際協定への加盟支援、国民の知財意識向上等による模倣品対策等。
- 知的財産に関するJPO-NOIP協力覚書(2012年2月)¹³²¹
 - －ベトナムにおける知的財産保護の促進を目指した政策に対する助言、審査手続の簡素化、知的財産管理システムの強化、知的財産の普及支援や人材育成等。

(2) 支援主体：米国

- 貿易・投資枠組み協定(TIFAs)交渉中¹³²²
 - －USPTOは、米国通商代表部(USTR)がインドネシア、タイ、ベトナムとの貿易・投資枠組み協定(TIFAs)交渉を進める上で必要なIPの技術的専門知識を提供する。
- サイバーセキュリティ協力に関するASEAN－米国首脳声明(ASEAN-United States Leaders' Statement on Cybersecurity Cooperation)<ASEAN6共通> (2018年11月15日、第6回ASEAN-USサミット(シンガポール))¹³²³
 - －1～7, 9～13(省略)
 - －8. デジタル経済に対する信頼と自信を築く政策を通じて経済成長を促進する。例えば、消費者保護、知的財産権及びサイバーセキュリティを強化する枠組み、管轄区域を越えた効果的な個人データ保護の促進、教育や技術力等の分野における政策の枠組み等。
- NOIPとUSPTOの間の協力関係が確立(1995年)¹³²⁴

¹³¹⁷ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.275、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³¹⁸ JPO「特許行政年次報告書2017年版<本編>」p.290、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³¹⁹ JPO「特許行政年次報告書2017年版<本編>」p.294、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³²⁰ 「第2回日アセアン特許庁長官会合の結果について」JPOウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2012.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³²¹ JPO「特許行政年次報告書2017年版<本編>」p.294、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³²² 「USPTO annual reports (Fiscal Year 2017 PAR)」p.79、USPTOウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹³²³ 「ASEAN-United States Leaders' Statement on Cybersecurity Cooperation」U.S. Mission to ASEAN ウェブサイト内、URL: <https://asean.usmission.gov/asean-united-states-leaders-statement-on-cybersecurity-cooperation/> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹³²⁴ 「Minister Nguyen Quan met with the Representative of the US Patent and Trademark Office」MOST ウェブサイト内、URL: <https://most.gov.vn/en/news/326/minister-nguyen-quan-met-with-the-representative-of-the-us-patent-and-trademark-office.aspx> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

(3) 支援主体：欧州

- EU-ベトナム自由貿易協定（知的財産権の保護と執行を含む）の交渉完了（2015年12月）批准待ち¹³²⁵
- 2011～2014年のEPO-NOIP 二国間協力に関する了解覚書（MOU）に署名（2011年1月12日、ベトナム・ハノイ）¹³²⁶
- OHIM-NOIP 了解覚書（MOU）に署名（2010年11月6日）¹³²⁷

(4) 支援主体：中国

- 中国-ASEAN 知的財産権協力計画 2018-2019 (China-ASEAN IPR cooperation plan for 2018-2019) に合意<ASEAN6 共通>（2018年9月5日、第9回中国-ASEAN 長官会合）¹³²⁸
 - キャパシティビルディングの強化、知的財産登録・審査の質及び効率の向上、民間のIP 交流及び相互作用の促進、知的財産価値の実現、伝統医学情報データベースの構築、商標・地理的表示分野における協力の積極的な探求等を推進する。
- 中国-ASEAN 知的財産権協力計画 (China-ASEAN IPR cooperation plan) 2017-2018, 2016-2017, 2015-2016, 2014-2015 に合意<ASEAN6 共通>（2017年9月、第8回中国-ASEAN 長官会合）（2016年11月、第7回中国-ASEAN 長官会合）（2015年11月、第6回中国-ASEAN 長官会合）（2014年6月、第5回中国-ASEAN 長官会合）^{1329, 1330, 1331, 1332}
- 中国-ASEAN 知的財産協力に関する了解覚書（MOU）に署名<ASEAN6 共通>（2009年）¹³³³

¹³²⁵ 「EUROPEAN COMMISSION: COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT (Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries) (Brussels, 21.2.2018)」p.44、European Commission ウェブサイト内、URL: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/march/tradoc_156634.pdf [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹³²⁶ 「President of European Patent Office paid an official working visit to Viet Nam」、IP Viet Nam ウェブサイト内、URL: [http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=3C7F848BCB3B6DEA47257824002C2329](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=3C7F848BCB3B6DEA47257824002C2329) [最終アクセス日: 2019年2月13日]

¹³²⁷ 「Transparency Portal - Social and Relational」EUIPO ウェブサイト内、URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/transparency-portal/social-and-relational> [最終アクセス日: 2019年2月12日]

¹³²⁸ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹³²⁹ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹³³⁰ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹³³¹ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹³³² 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.85～86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹³³³ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html>

●知的財産協力 MOU に SIPO 副長官 Liao Tao 氏が署名 (2017 年 10 月 19 日、ベトナム)^{1334, 1335}

ーNOIP 長官 Dinh Huu Phi 氏と SIPO 副局長 Liao Tao 氏は、両国間の知的財産に関する協力覚書に署名した。知的財産の分野における協力をさらに強化し、知的財産の創造・活用・保護・管理に関する協力活動を実施する。協力分野は、国家知的財産戦略の策定、知的財産の法律・政策の策定と実施、知的財産の審査と登録に関する協力と経験共有の強化、研修と人材育成 情報技術アプリケーションの開発における情報と経験の交換、知的財産に関する国民の意識向上等を含む。

(5) 支援主体：韓国

●韓国ーベトナム間の知的財産権協力と保護に関する覚書を締結 (KIPO、NOIP、市場管理局、密輸防止局) (2018 年 5 月 29 日、韓国)^{1336, 1337}

ーKIPO は、仁川松島でベトナムの NOIP、市場管理局、密輸防止局と「知的財産権協力と保護に関する覚書」を締結した。KIPO 次長、ベトナム機関次長級が出席した。ベトナムで模倣品取締などの知的財産権の執行業務を行う市場管理局と密輸防止調査局とは「知的財産権の保護や執行強化に向けた覚書」をそれぞれ交わした。ベトナムの知財権取締機関と KIPO が共に「IP 保護協議会」を立上げて定期的に運営し、模倣品関連情報等の知的財産権取締情報を常時交換できるホットラインを設置する。

KIPO と NOIP は、「特許審査ハイウェイ」の実施と特許行政情報化協力に関する内容を盛り込んだ「戦略的知財権行政に関する覚書」を交わした。両機関は準備作業を経て 2019 年 6 月 1 日から PPH 制度を施行することで合意した。また、知的財産管理の自動化システム改善に KIPO の協力を得ることに合意した。

●KIPO-ASEAN 知的財産協力覚書 (MOC) に署名<ASEAN6 共通> (2018 年 3 月 27 日)¹³³⁸

ーブルネイ・ダルサラームで、ASEAN 各国の知的財産庁長官と韓国知的財産庁 (KIPO) 長官によって署名された。覚書に基づき、相互協力のための制度的な枠組みを確立する。情報交換、IP 統計データ、ワークシェアリング、IP 自動化システム開発、特許・商標・意匠を含む IP データベースの強化等の様々な分野での経験と知識の共

pdates/201809/1926694.html [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹³³⁴ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report)」p.88、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹³³⁵ 「Việt Nam - Trung Quốc: Đẩy mạnh trao đổi hợp tác trong lĩnh vực sở hữu trí tuệ」MOST ウェブサイト内、URL: <https://www.most.gov.vn/vn/tin-tuc/12877/viet-nam---trung-quoc-day-manh-trao-doi-hop-tac-trong-linh-vuc-so-huu-tri-tue.aspx> [最終アクセス日: 2019 年 2 月 13 日]

¹³³⁶ 「ベトナムの知的財産韓流、政府間協力で保護」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2018/180528c.html> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹³³⁷ 「Việt Nam- Hàn Quốc: Đẩy nhanh tiến độ xử lý đơn đăng ký sáng chế」MOST ウェブサイト内、URL: <https://www.most.gov.vn/vn/tin-tuc/14294/viet-nam--han-quoc-day-nhanh-tien-do-xu-ly-don-dang-ky-sang-che.aspx> [最終アクセス日: 2019 年 2 月 13 日]

¹³³⁸ 「ASEAN, KIPO sign memorandum on intellectual property」ASEAN 事務局ウェブサイト内、URL: <https://asean.org/asean-kipto-sign-memorandum-on-intellectual-property/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

有等が含まれている。

- ASEAN+1 枠組み協定 (ASEAN+1 framework) <ASEAN6 共通> (2017年2月) ¹³³⁹
 -2017年2月、4年間の議論の末、ASEAN+1 枠組み協定が締結された。ASEAN
 地域の IPR インフラ整備事業と韓国企業の知的財産権の保護がさらに強化される。
- 商標保護、中小企業 IP 支援政策等に対する KIPO-NOIP 協力計画に署名 (2016年) ¹³⁴⁰
- 韓国-ベトナム自由貿易協定を締結 (2015年12月20日発効) ¹³⁴¹
 -有名商標の保護強化、特許公知例外要件の緩和及び優先審査制度導入の取組み等。
- 韓国-ASEAN 自由貿易協定を締結<ASEAN6 共通> (2007年6月1日発効) ¹³⁴²
 -知的財産保護強化、知的財産権分野の情報交換及び協力強化等が含まれている。

(6) 支援主体：WIPO

- WIPO-NOIP 協力合意文書に署名予定 (2018年以降) ¹³⁴³
- ベトナムの知的財産国家戦略の構築協力に関する WIPO- MOST 覚書 (MOU) に署名 (2017年3月22日) ¹³⁴⁴
 -ベトナム科学技術省 (Ministry of Science and Technology: MOST) と WIPO の間で、公式の協力メカニズムが構築され、ベトナムの具体的な要求と優先事項を解決するための長期・中期・短期的戦略を策定する。

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

<英国-ベトナム>

- UKIPO-NOIP 協力合意文書に署名予定 (2018年以降) ¹³⁴⁵

<シンガポール-ベトナム>

- IP 商業化・特許ワークシェアリング・IP 研修の分野の協力強化のための IPOS-NOIP 新実施作業計画を締結 (2017年11月) ¹³⁴⁶

¹³³⁹ 「2017 Annual Report」p.67、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³⁴⁰ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.395、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³⁴¹ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.413、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³⁴² 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.412、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³⁴³ 「2018 WIPO Assemblies chaired by Vietnam close in Geneva」Nhan Dan Online ウェブサイト内、URL: <http://en.nhandan.org.vn/world/item/6684002-2018-wipo-assemblies-chaired-by-vietnam-close-in-geneva.html> [最終アクセス日: 2019年1月28日]

¹³⁴⁴ 「WIPO helps Vietnam build national strategy on intellectual property」Nhan Dan Online ウェブサイト内、URL: <http://en.nhandan.com.vn/scitech/sci-tech/item/5082002-wipo-helps-vietnam-build-national-strategy-on-intellectual-property.html> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹³⁴⁵ 「2018 WIPO Assemblies chaired by Vietnam close in Geneva」Nhan Dan Online ウェブサイト内、URL: <http://en.nhandan.org.vn/world/item/6684002-2018-wipo-assemblies-chaired-by-vietnam-close-in-geneva.html> [最終アクセス日: 2019年1月28日]

¹³⁴⁶ 「Annual Report Archive 2017/2018」p.33、IPOS ウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/publications/archive> [最終アクセス日: 2019年1月22日]

●IPOS-NOIP 協力覚書 (MOC) に署名 (2016～2017 年) ¹³⁴⁷

- －イノベーションを促進する政策の策定における経験を交換
- －IP 研修及び認証基準のベストプラクティスを共有
- －IP 管理コンサルティングサービスの提供のためのプラットフォームを確立
- －知的財産に関する法律や基準の改正を共有

●IPOS-NOIP 協力関係強化に関する覚書に署名 (2014～2015 年) ¹³⁴⁸

1.2.7 支援実績 (年間)

(1) 支援主体：日本

●人材育成協力の実績¹³⁴⁹

- －専門家派遣 (2017 年度)：ベトナム (1 名)
- －専門家派遣 (2017 年度までの総数)：ベトナム (93 名)
- －短期／中期研修生・長期研究生受入 (2017 年度)：ベトナム (32 名)
- －短期／中期研修生・長期研究生受入 (2017 年度までの総数)：ベトナム (653 名)

●国際審査協力*の実績 (2000 年 4 月～2018 年 3 月末累積) ¹³⁵⁰

：ベトナム (派遣：6 名、受入：28 名)

*国際審査協力は、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、JPO の審査実務・審査結果の他庁への普及、質の高いレベルでの審査の調和、特許分類の調和、JPO の施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000 年 4 月から 2018 年 3 月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを 29 の知財庁・組織と行っている。

(2) 支援主体：米国、欧州、中国、韓国、WIPO、その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

¹³⁴⁷ 「Annual Report Archive 2016/2017」 p.33、IPOS ウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/publications/archive> [最終アクセス日：2019 年 1 月 22 日]

¹³⁴⁸ 「Annual Report Archive 2014/2015」 p.23、IPOS ウェブサイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/publications/archive> [最終アクセス日：2019 年 1 月 22 日]

¹³⁴⁹ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.315、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日：2019 年 3 月 7 日]

¹³⁵⁰ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.134、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日：2019 年 3 月 7 日]

1.2.8 五庁及びWIPO等の支援手法

(1) 支援主体：日本

<ASEAN6 共通>

- 短期／中期研修生／長期研究生の招へい¹³⁵¹
- 専門家派遣（短期／中期／長期）¹³⁵²
- セミナー・ワークショップ等¹³⁵³
- E-learning（英語）¹³⁵⁴

(2) 支援主体：米国

<ASEAN6 共通>*

- 招へい研修¹³⁵⁵
- セミナー・ワークショップ等¹³⁵⁶
- E-learning（英語、スペイン語、フランス語、アラビア語、ロシア語等）^{1357, 1358}

*USPTO は、グローバル知的財産アカデミー（*Global Intellectual Property Academy: GIPA*）を通じて、知的財産の研修プログラムを提供している。2018年度には、7,240人を超える参加者（83か国の3,950人を超える外国政府職員を含む）に研修を実施した。¹³⁵⁹

(3) 支援主体：欧州

<ASEAN6 共通>

- セミナー・ワークショップ等¹³⁶⁰

¹³⁵¹ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.312、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³⁵² JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.312、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³⁵³ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.312、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³⁵⁴ 「E-learning of IPR」JPOウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/e-learning/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³⁵⁵ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPOウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³⁵⁶ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPOウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³⁵⁷ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPOウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³⁵⁸ 「IP eLearning modules」USPTOウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/global-intellectual-property-academy-gipa/uspto-webinars-and-ip-e-learning> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹³⁵⁹ 「USPTO annual reports (Fiscal Year 2018 PAR)」p.3, 91、USPTOウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹³⁶⁰ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPOウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

●E-learning (英語) ¹³⁶¹

－欧州の特許制度等に関するオンラインコース（個別指導コースと自習型コース）がある。特許検索、特許申請、特許法とプラクティス、ビジネスにおける知的財産等のトピックスに関するオンライン学習教材が提供されている。

(4) 支援主体：中国

<ASEAN6 共通>

●招へい研修¹³⁶²●セミナー・ワークショップ等^{1363, 1364}●E-learning (英語) ^{1365, 1366, 1367}

－中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）は、1997年に設立されたSIPOの直属単位であり、審査官だけでなく、専利代理人、出願人、地方知識産権局職員、地方政府幹部、裁判官、教育機関、東南アジアや中東アフリカ諸国の知財関係者等も対象として研修を行っている。ウェブサイトではeラーニングを無償提供している。

(5) 支援主体：韓国

<ASEAN6 共通>

●招へい研修¹³⁶⁸●セミナー・ワークショップ等^{1369, 1370}

¹³⁶¹ 「e-learning centre」EPO ウェブサイト内、URL: <https://e-courses.epo.org/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹³⁶² 「中国国家知的財産権局2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹³⁶³ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³⁶⁴ 「中国国家知的財産権局2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹³⁶⁵ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³⁶⁶ 「CHINA INTELLECTUAL PROPERTY TRAINING CENTER」CIPTC ウェブサイト内、URL: <http://elearning.ciptc.org.cn/public/index?v=0&r=0> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹³⁶⁷ 「中国国家知識産権局 (SIPO) における人材育成について (tokugikon, 2012.8.21. no.266)」p.32～38、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/266/266tokusyu6.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月30日]

¹³⁶⁸ 「2017 Annual Report」p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³⁶⁹ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³⁷⁰ 「2017 Annual Report」p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

●E-learning（英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大24言語）^{1371, 1372}

－WIPO・中小企業局と協力して開発した知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ (Panorama)」は、2009年アラビア語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、6つの国連公用語バージョンを全て完成した。タイ語、ベトナム語等を含む世界24の言語で提供している。

(6) 支援主体：WIPO

<ASEAN6 共通>

●セミナー・ワークショップ等¹³⁷³

●E-learning（英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大10言語）^{1374, 1375}

－WIPOは、1999年からプロフェッショナルや初学習者の方々に、知的財産（IP）のあらゆる側面をカバーする遠隔学習（distance learning：DL）コースを提供している。アラビア語、中国語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語等、最大10か国語でオンラインIPコースが提供されている。

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA等）

<豪州－ASEAN><ASEAN6 共通>

●専門家派遣等¹³⁷⁶

●セミナー・ワークショップ等¹³⁷⁷

●E-learning（英語）

－地域特許審査研修（Regional patent examination training：RPET）プログラム（WIPO）¹³⁷⁸

PCTサーチ・審査にフォーカスした海外特許庁向けの包括的なオンライン特許審査研修プログラム。RPETは、ASEAN-Australia-NewZealand自由貿易協定（AANZFTA）経済協力作業計画の下で、世界知的所有権機関（WIPO）の支援を受けて実施されている。

¹³⁷¹ 「IP e-Learning」KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=91012&catmenu=ek02_03_03_02 [最終アクセス日：2019年1月21日]

¹³⁷² 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」p.429、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日：2019年1月21日]

¹³⁷³ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日：2019年3月7日]

¹³⁷⁴ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日：2019年3月7日]

¹³⁷⁵ 「Distance Learning」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/ [最終アクセス日：2019年1月24日]

¹³⁷⁶ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日：2019年3月7日]

¹³⁷⁷ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日：2019年1月25日]

¹³⁷⁸ 「Regional patent examination training」IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement/regional-patent-examination-training> [最終アクセス日：2019年1月24日]

<英国-ASEAN><ASEAN6 共通>

●セミナー・ワークショップ等¹³⁷⁹

1.2.9 五庁及びWIPO等の知財専門駐在員（政府職員の駐在員）

(1) 支援主体：日本

●日本貿易振興機構（JETRO）のタイ事務所、シンガポール事務所に特許庁から駐在員を派遣^{1380, 1381}

ーASEAN 諸国における知的財産権に関する様々な活動（セミナー、相談業務等）を行っている。

(2) 支援主体：米国

●ASEAN 事務局に USPTO スタッフを常駐^{1382, 1383}

●タイ（バンコク）の米国大使館に IP 専門大使（IP Attachés）を派遣¹³⁸⁴

ーブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、及びベトナムを含む東南アジア諸国における米国特許商標庁（USPTO）の活動を管轄している。

(3) 支援主体：欧州

●ECAP バンコクオフィスに EUIPO（旧 OHIM）職員を派遣^{1385, 1386}

ーECAP プロジェクトは、タイ知的財産局（DIP）のプロジェクトオフィスのチームと、スペイン・アリカンテの欧州連合知的財産庁（EUIPO）本部のチームからなるプロジェクト管理チーム（PMT）を通じて EUIPO によって実施されている。バンコクのチームは、ASEAN 地域におけるプロジェクト活動の全体的な計画と実施、ASEAN のカウンターパート（事務局と加盟国）との関係を担当している。

¹³⁷⁹ 「IPOP HL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.51、IPOP HL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹³⁸⁰ 「JETRO バンコクでの駐在を終えて (tokugikon, 2018.5.31. no.289)」 p.21~36、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/289/289tokusyu2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月15日]

¹³⁸¹ 「ジェトロ・バンコク事務所の活動」 JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/th_bangkok/about.html [最終アクセス日: 2019年1月29日]

¹³⁸² 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題 (2012年3月)」 p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryou_01.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹³⁸³ 「International Intergovernmental Organizations」 USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/international-intergovernmental-organizations> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹³⁸⁴ 「IP Attaché — Thailand」 USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/intellectual-property-rights-ipr-attach-program/ip-attach-thailand> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹³⁸⁵ 「Ignacio de Medrano Caballero」 IPnexus ウェブサイト内、URL: <https://secure.ipnexus.com/en/directory/profiles/2752> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

¹³⁸⁶ 「Project Management Team」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/project-management-team> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

(4) 支援主体：中国

該当情報なし。

(5) 支援主体：韓国

●海外知識財産センター (IP-DESK)：タイ (バンコク)、ベトナム (ホーチミン)、インドネシア^{1387, 1388, 1389}

ーKIPO は、海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外知識財産センター (IP-DESK) 事業を運営している。2008 年、知識經濟部と特許庁の共同運営を始めに、2009 年からは特許庁が単独で中国、タイ、ベトナムなど7つの地域で IP-DESK を運営した。2012 年 LA、2013 年ニューヨーク、2014 年フランクフルト、2015 年東京、2016 年西安、2017 年インド・ニューデリーとインドネシア・ジャカルタに IP-DESK を追加開所し、2017 年 12 月現在で 8 か国、14 か所で IP-DESK を運営している。

<表IV-2-1> 2016年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2016年	中国						タイ	ベトナム	米国		ドイツ	日本
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	西安	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	東京
知的財産権相談	6,841	417	862	682	700	519	55	371	468	1,195	577	475	520
出願	1,634	245	151	158	179	20	70	151	147	53	51	108	50
侵害調査	15	0	2	2	0	1	0	0	1	4	0	5	0
説明会	55	3	3	2	13	1	3	0	1	10	10	6	3
協力チャンネル	190	18	4	7	30	25	21	39	5	7	22	3	9
情報提供	514	25	14	14	26	47	30	75	15	178	54	26	10

出典：2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)¹³⁹⁰

¹³⁸⁷ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」 p.361~363、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³⁸⁸ 「2017 Annual Report」 p.56、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³⁸⁹ 「特許庁、補正予算で IP-DESK、IP コンサルティングを拡大」 JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/17072601.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹³⁹⁰ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」 p.363、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

(6) 支援主体：WIPO

●WIPO シンガポール事務所 (WSO) ¹³⁹¹

－ASEAN IPR 行動計画 (ASEAN IPR Action Plan) 2016～2025 の実施を支援している (特に戦略目標 2 と 3)。

戦略目標 3「拡張された包括的な ASEAN IP エコシステムの開発 (An expanded and inclusive ASEAN IP Ecosystem is developed)」

戦略目標 2「ASEAN 経済共同体の強化に貢献するために開発された地域 IP プラットフォームとインフラストラクチャ (Regional IP platforms and infrastructures are developed to contribute to enhancing the ASEAN Economic Community)」

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

¹³⁹¹ 「Program and Budget for the 2018/19 biennium」 p.163、WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/budget/pdf/budget_2018_2019.pdf [最終アクセス日: 2019年1月24日]

2 国内現地ヒアリング調査

2.1 概要

ASEAN6 への出願を行っている国内企業 7 か所、国内特許法律事務所 3 か所の計 10 か所に対して事前質問票を送付し、その回答に関してさらにヒアリング調査を行った。以下では、事前質問票とヒアリングの回答を掲載する。

出願権利化を考える際に留意している点に関して、特許について、特許の審査が遅い国であるため PPH 等の早期審査制度を利用することを前提としているとの意見が一定数あった（3 者（30%））。また、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地代理人の事務レベルが高くない場合があるので、信頼のおける現地代理人の選定に留意している等の意見があった（2 者（20%））。

出願から登録までの手続において、特許について、登録までの期間が長いとの意見が一定数あった（3 者（30%））。商標についても、登録までの期間が長いとの意見があった（2 者（20%））。また、悪意の商標出願の対応に苦慮している等の意見が聞かれた（2 者（20%））。

また、ベトナムでは誤訳の問題が比較的多いとの意見があった（1 者（10%））。インドネシア、タイ、ベトナムでは誤訳の問題は顕在化していないものの今後留意すべきとの意見があった（1 者（10%））。

現地知財庁のユーザー向けシステム（検索 DB）に関して、特許について、英語対応が不十分（3 者（30%））、書誌事項しか収録されていない（2 者（20%））等の意見があった。

なお、審査の満足度に関して、特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの意見が多く聞かれた。

今後の JPO からの支援に関して、制度整備支援について、第二医薬用途発明の保護、PPH の件数制限の撤廃等を希望する意見があった。人材育成支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとの意見が多かった。情報化支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望む意見が多かった。また、インドネシア、タイ、ベトナムの英語対応の改善を望む意見も多かった。

また、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務管理能力の改善につながるような支援を望む意見があった。

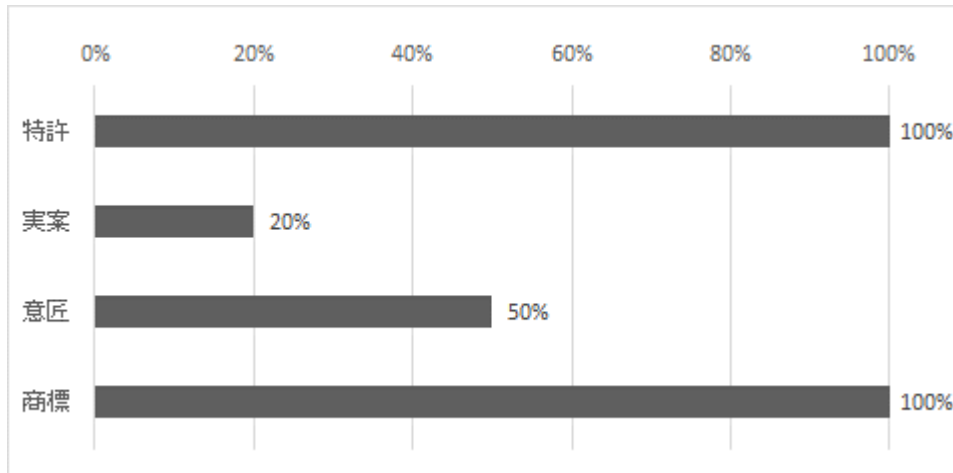
2.2 事前質問票及びそのヒアリング結果

2.2.1 出願の経験について

すべての回答者（10 者（100%））が、特許と商標の出願経験があると回答した。また、5 者（50%）が、意匠の出願経験があると回答し、2 者（20%）が、実用新案（小特許）の出願経験があると回答した。ASEAN6 の中ではインドネシア、タイ、ベトナムを重視して出願しているとの回答があった。また、ビジネス展開などを考慮して、出願しているとの

回答があった。

<特許・実案・意匠・商標>



ベトナムへの出願の経験があると回答した者の割合

- ・特許の出願経験があると回答した者は、10者（100%）であった。
- ・実案の出願経験があると回答した者は、2者（20%）であった。
- ・意匠の出願経験があると回答した者は、5者（50%）であった。
- ・商標の出願経験があると回答した者は、10者（100%）であった。

コメント

（インドネシア、タイ、ベトナムを重視）

- ・特許は、インドネシア、タイ、ベトナムを重視しており、競合他社の排除、関係各社へのライセンスを目的とした権利化が主である。
- ・インドネシア、タイ、ベトナムにはジョイントベンチャーがあるので出願している。

（ビジネス展開などを考慮）

- ・B to Cではなく、現地政府や地方自治体に対するソリューションビジネスを中心に展開しているため、ビジネスの展開に応じて権利を取得している。特に重点的に出願する国はなく、満遍なく出願を行っている。
- ・ASEAN6においては、特許、実用新案、意匠及び商標について出願しており、その中で特に重点的に出願している国はない。ビジネス上の要請に応じて出願している。
- ・ASEAN6では製品を販売しており、特許と商標の出願経験はあるが、審判や裁判等で争った経験はない。
- ・ASEAN6においては、特許、意匠及び商標について出願しているが、シンガポールへの特許出願は少ない。市場の大きさにより、出願件数の強弱をつけている。
- ・ASEAN6各国への特許出願件数は、年間15件以下程度である。

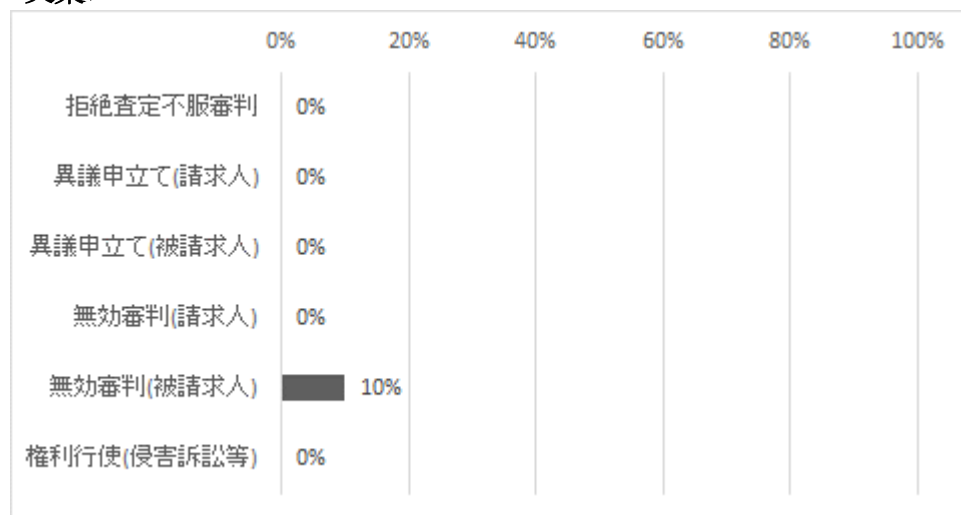
2.2.2 審判又は権利行使（侵害訴訟、行政摘発、刑事告発、税関差止等）等の経験について

特許、実用新案（小特許）、意匠については、ほとんどの回答者が審判又は権利行使等の

経験がないと回答した。

商標については、異議申立て(請求人)の経験があると回答した者が最も多く、5者(50%)であった。次に、拒絶査定不服審判、取消審判(請求人)、権利行使(侵害訴訟等)の経験があると回答した者が多く、3者(30%)であった。

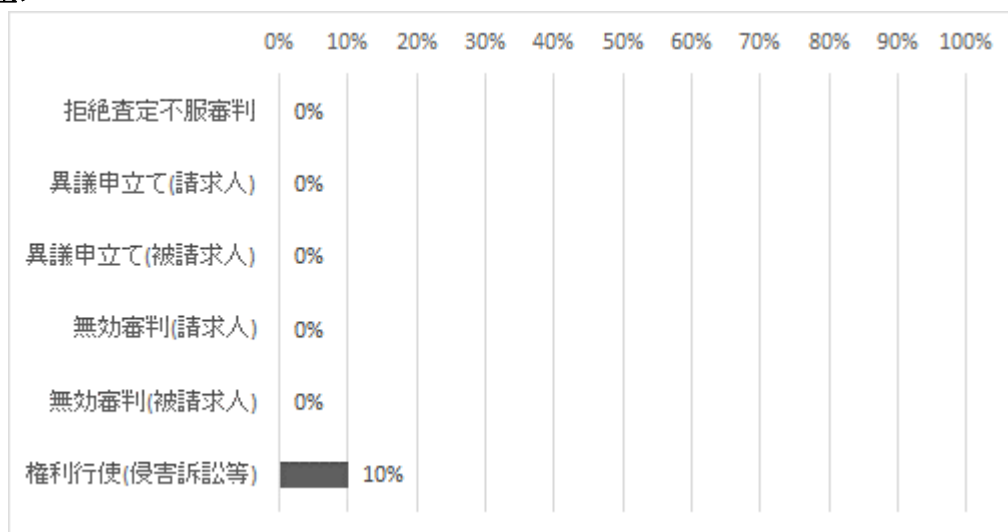
<特許・実案>



ベトナムへの特許・実案の審判又は権利行使等の経験があると回答した者の割合

- ・無効審判(被請求人)について、経験があると回答した者は、1者(10%)であった。
- ・拒絶査定不服審判、異議申立て(請求人)、異議申立て(被請求人)、無効審判(請求人)、権利行使(侵害訴訟等)のそれぞれの経験があると回答した者は、0者であった。

<意匠>

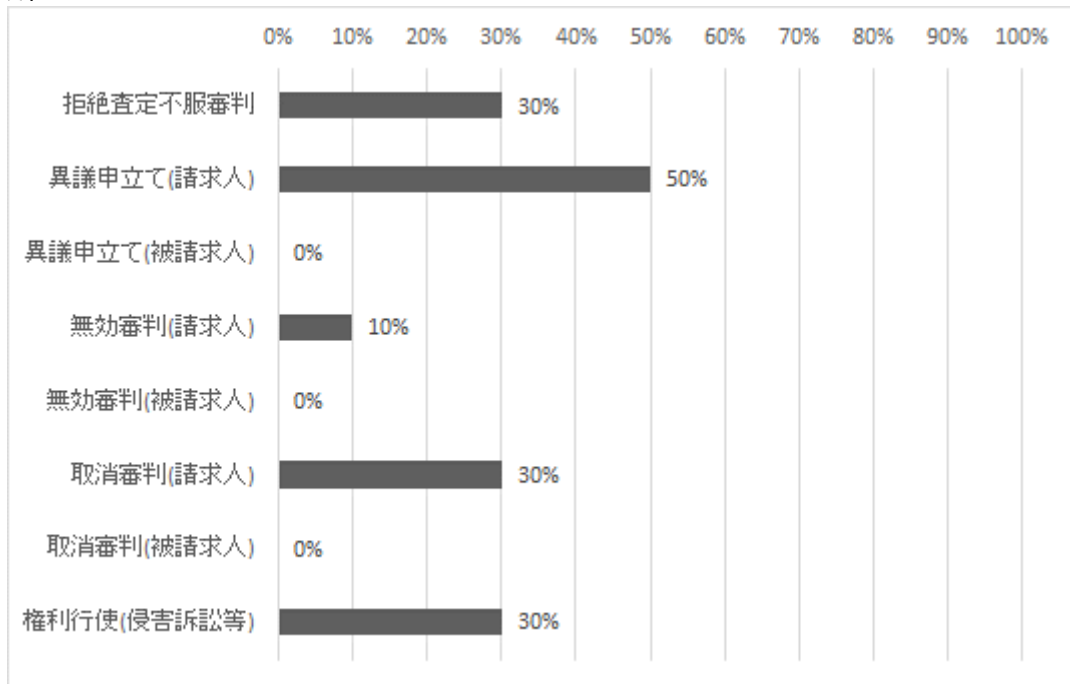


ベトナムへの意匠の審判又は権利行使等の経験があると回答した者の割合

- ・権利行使(侵害訴訟等)について、経験があると回答した者は、1者(10%)であった。
- ・拒絶査定不服審判、異議申立て(請求人)、異議申立て(被請求人)、無効審判(請求人)

人)、無効審判(被請求人)のそれぞれの経験があると回答した者は、0者であった。(0%)

<商標>



ベトナムへの商標の審判又は権利行使等の経験があると回答した者の割合

- ・拒絶査定不服審判、取消審判(請求人)、権利行使(侵害訴訟等)のそれぞれの経験があると回答した者は、3者(30%)であった。
- ・異議申立て(請求人)の経験があると回答した者は、5者(50%)であった。
- ・異議申立て(被請求人)、無効審判(被請求人)、取消審判(被請求人)のそれぞれの経験があると回答した者は、0者(0%)であった。
- ・無効審判(請求人)の経験があると回答した者は、1者(10%)であった。

コメント

- ・商標は、ハウスマークやB to Bのサービスに利用している。製品を売っているわけではないので、知財に関する争いはこれまでない。
- ・特許、実用新案及び意匠については、出願が主であり、審判の経験は無いが、商標は、異議申立てや無効審判等、請求人として請求したことがある。
- ・模倣品やニセモノ、不正商品等への対策のため、無効審判、異議などとともに侵害訴訟を行っている。

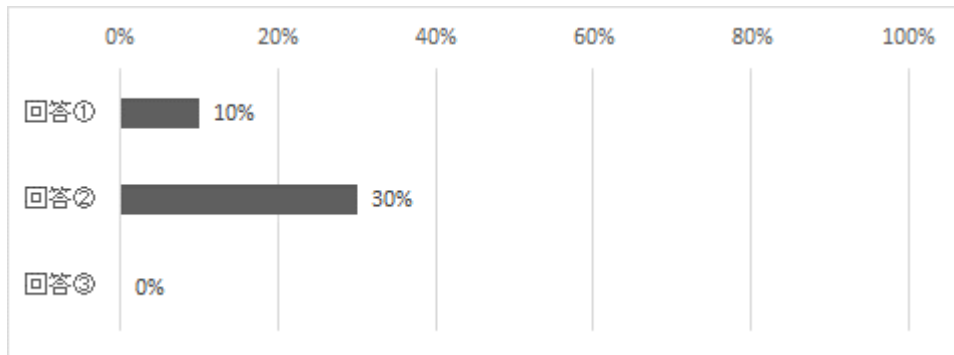
2.2.3 出願権利化を考える際に留意している点について

回答選択肢：①誤訳を防ぐために、現地代理人にダブルチェックなどの対応を依頼している、②審査が遅い国であるため、PPH等の早期審査制度を利用することを前提としている、③PPHを使うため、先進国等でした基礎出願について早期審査制度を利用するように

している、その他。

特許について、「②審査が遅い国であるため、PPH等の早期審査制度を利用することを前提としている」との回答が最も多く、3者(30%)であった。その他、代理人の選定などに留意しているとの回答もあった。また、PPHの件数制限の撤廃を希望する意見もあった。

<特許>



回答①～③を選択した者の割合

- ・ 回答①を選択した者は、1者(10%)であった。
- ・ 回答②を選択した者は、3者(30%)であった。
- ・ 回答③を選択した者は、0者(0%)であった。

回答①を選択した者のコメント

- ・ インドネシア、タイ、ベトナムについて、誤訳は、出願前から登録後及び権利行使等のそれぞれの段階で問題となる。以前は、出願前などは逆翻訳をかけてチェックなどをしてきた。審査において誤訳が見逃される原因は、そもそも審査官の技術的な理解が不足している点にあるのではないかと考える。技術的な理解については代理人側も同様であると考える。当該国での官民両方の技術的な理解度の向上が必要ではないか。翻訳文を提出した場合の原文に基づく補正について、パリ優先権を主張する出願の優先権書類の添付された明細書等に基づいて補正しようとしたが、できなかったことがある。誤訳の修正は、審査段階や登録後のどのステージでもできることが好ましい。

回答②を選択した者のコメント

- ・ フィリピン、ベトナムについて、早期権利化手段の選択肢の検討(PPH、ASPECなど)。
- ・ インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアについて、早期審査制度を利用する場合、日本から出願する場合はPPHをよく使っている。ASPECを使うのは限定的である。ASPECよりもOAや自発補正で先進国の登録クレームに合わせた方が早いと考える。
- ・ ASEAN6について、PPH又はPCT-PPHを利用している(おすすめしている)。審査が通常よりは促進されるため。また、日本と同一のクレームで権利化され、管理しやすいため。
- ・ ASEAN6について、審査が遅いというのはあるが最終的に登録になるので、その意味

<p>では特に不満はない。変な拒絶理由もこない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ASEAN6について、修正実体審査や先進国での登録クレームを提出して補正することで権利化を早める手段をよく利用している。どの国の登録クレームに補正するかはケースバイケースである。補正時に登録されている国のクレームなどを利用する。 • ベトナムなどの PPH 対象分野や件数制限がある国については、その撤廃を希望する。
<p><u>その他コメント</u></p> <p>(代理人の選定等に留意)</p> <ul style="list-style-type: none"> • ASEAN6について、信頼のおける現地代理人の選定に留意している。事務所内の事務管理がきちんとできているかどうかも大事。メール等での実際のやりとりをすることで、基本的な対応がきちんとできているか判断できることもある。 • インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、代理人の事務レベルが満足に高くない場合がある。例えば、書類の郵送先を指定しても、そこに送ってくれない代理人があった。fax 番号が変わったので、新しい番号に書類を送ってほしいと言っても、数年間昔の fax 番号に送ってくるままである。米国、中国、韓国の代理人なら、すぐに新しい番号に送ってくれるので、差に驚いた。代理人の事務品質に、気を配っており、気になるところがあれば継続的にフィードバックや申し入れをしている。 • ASEAN6について、審査が遅れている場合には、PPH や ASPEC 等の利用を顧客に提案する。 • インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、PPH を利用できない過去の案件等については、修正実体審査を利用している。 • インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、審査促進のため、欧州、米国等で認可されたクレームに合わせて補正している。欧州、米国で認可されたクレームに合わせて補正するように知財庁から要請が来ることが多い。インドネシアでは、豪州で認可されたクレームに合わせて補正するように知財庁から要請が来ることもある。欧州、米国等で認可されたクレームに合わせて補正すると登録してくれる。OA 回数が少なくなるので、費用削減のメリットがある。医薬品はそれほど権利化を急がないので、PPH は利用していない。 • <ベトナム>早期権利化のための自発補正。

実用新案（小特許）について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は得られなかった。

<p><実案></p> <ul style="list-style-type: none"> • 回答①～③を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <p>なし。</p>

意匠について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は少なかったが、

以下の回答があった。

<p><意匠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～③を選択した者はいなかった。
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナムについて、類似する複数の意匠は、併合出願可否を検討している。

商標について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

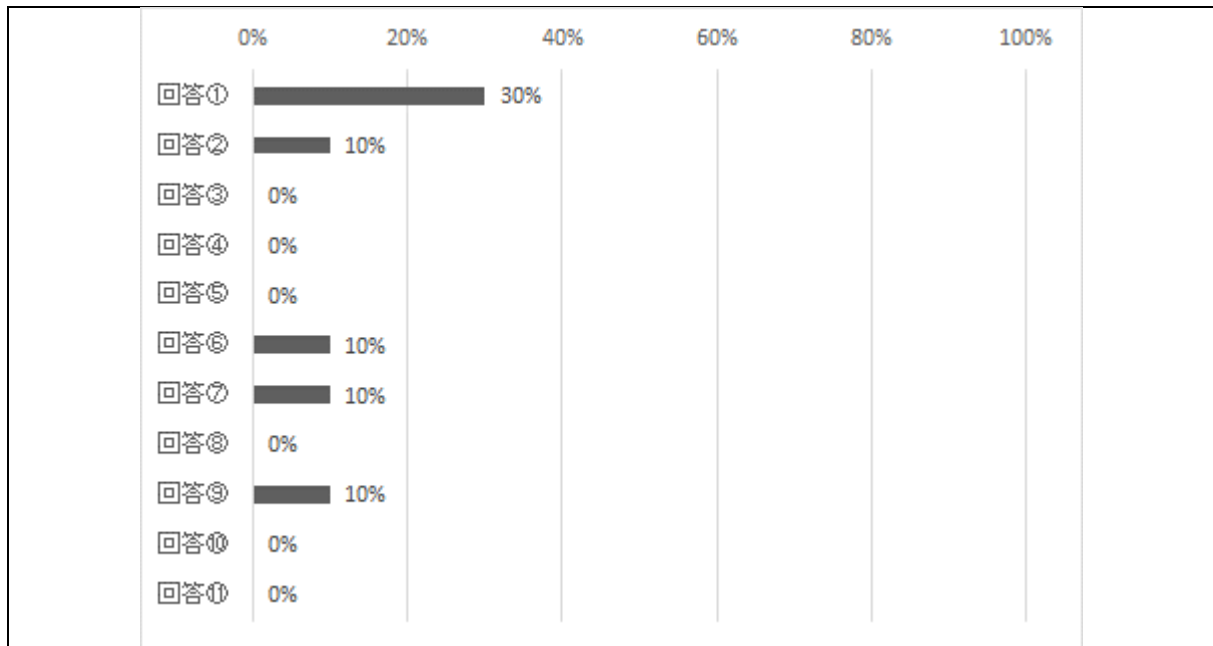
<p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～③を選択した者はいなかった。
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナムについては、マドプロ（国際出願）を利用。 ・タイ、ベトナム、マレーシアは、出願からのブラックボックス期間が2～3か月程度あるため、同一・類似の他社先願商標に留意が必要。 ・インドネシア、ベトナム、マレーシアは、他国より比較的審査期間が長いため、権利化までに時間がかかることを留意している。

2.2.4 出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①登録までの期間が長い、②PPHやASPECを試してみたが早期に登録にならなかった、③意匠で部分意匠制度／秘密意匠制度／関連意匠制度がない、④意匠や商標の類否判断で類似するとした理由に納得できない、⑤審査基準やガイドラインが公開されていないので判断基準がよくわからない、⑥翻訳文に誤訳があった場合に原文に基づく補正が認められていない、⑦代理人のコンフリクトのような、代理人の違法行為への対抗措置がない、⑧プログラムクレームが認められないので困る、⑨第二医薬用途発明が認められない、⑩新規性喪失の例外適用の要件が厳しい、⑪国際条約等(PLT条約／シンガポール条約／ハーグ協定／マドプロ等)に加盟していない、その他。

特許について、「①登録までの期間が長い」との回答が最も多く、3者(30%)であった。その他、誤訳の問題などに関する回答があった。

<特許>



回答①～⑪を選択した者の割合

- ・回答①を選択した者は、3者（30%）であった。
- ・回答②、⑥、⑦、⑨のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答①を選択した者の他コメント

- ・インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアでは、5～6年程度で登録されている。欧州や米国等の審査結果を利用しているため、欧州や米国等で登録になった後に、これらの国で登録されることが多い。医薬品の特許としては、早すぎず遅すぎず、ちょうどよいタイミングである。
- ・ベトナムは、ファーストアクションまでに時間を要する。PPHの件数制限があり実質的にPPHを利用できない。対応出願の審査結果利用の手段をとらざるを得ない。

回答②を選択した者の他コメント

- ・ASEANについては、ASPECを使っているが、審査が始まらなかったり、許可にならなかったりする件がある。ASPECの効果を検証したことがあり、ベトナムとフィリピンは一定の効果があったが、インドネシアとマレーシアは効果が小さかった。なお、ASEANではASPECを優先的に使っているため、PPHは積極的には使っていない。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、PPHを利用しなくてもIP5の審査結果が利用される（IP5と同じ引例が引用される）ので、PPHの実効性が定かではないように感じている。PPH利用時にIP5のどこの審査結果を使うかはケースバイケース。

回答⑥を選択した者の他コメント

- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地語への翻訳チェックの必要性は重々理解しているものの、現在のリソースでは難しいのが現状。

誤訳の訂正ができるとよい。ただし、ASEAN では特許の権利行使を未だしていないので、実際に誤訳がトラブルになった事例はない。

回答⑦を選択した者の他コメント

・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、代理人のコンフリクトの可能性があったとしても、各国の大手事務所の数が少なく、代理人の選択肢がないので困っている。ASEAN 各国への出願件数が多くないため、1つの国あたり1つの事務所に対応してもらっているので、2つ以上の事務所で比較することができない。現地の事務所の情報が入手できるとありがたい。

回答⑨を選択した者の他コメント

・インドネシア、タイ、ベトナムについて、第二医薬用途発明が認められない点は改善して欲しい。ASEAN では未だ権利行使していないので、実際に困っているケースはないが、将来的に困ることがあるかもしれない。今は物質特許として権利化している。

その他コメント

(誤訳の問題について)

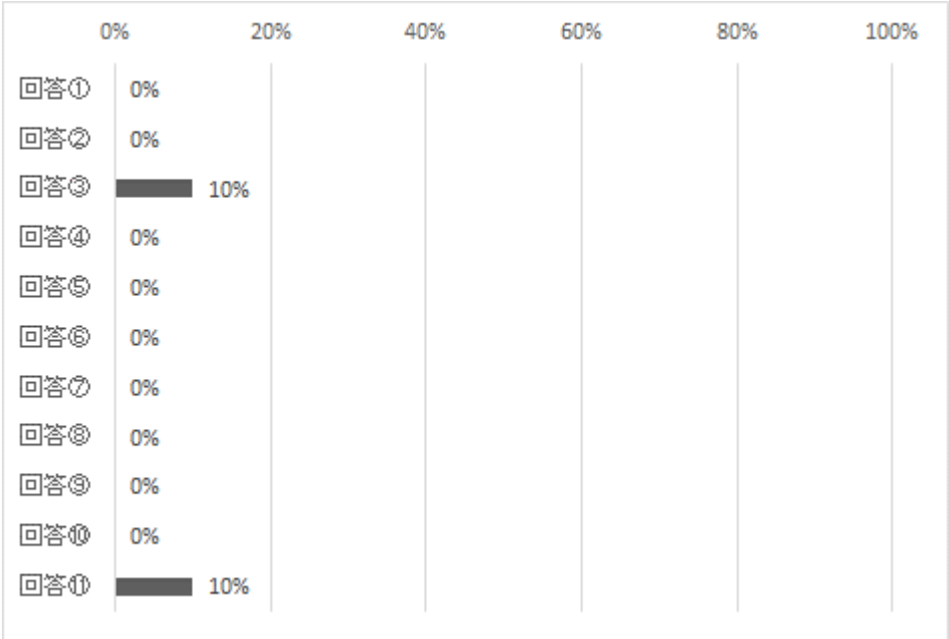
- ・ベトナムは、誤訳の問題がある。単純ミスで現地代理人に指摘することも比較的多い。現地には、知財×技術に対応できる翻訳者が少ない、設定される翻訳依頼期間が短すぎる等の問題がある。現地代理人が翻訳をきちんとチェックできるようになれば改善されるかもしれない。JPO からの委託で JETRO が現地代理人向けのワークショップ、セミナーを開催したことがある。また、現地知財庁・代理人・ジェトロの三者意見交換を開催したことがある。このような支援を強化することで、現地代理人のレベルアップにつながるかもしれない。
- ・インドネシア、タイ、ベトナムでは権利行使の事例がほぼ無いため、誤訳の問題は顕在化していないものの、今後留意すべき問題と考えている。特にベトナムにおいては、英語・ベトナム語クレームを対比したときに文章が不足している等の単純ミスがあり現地代理人に指摘することが比較的多い。
- ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、現地知財庁が英語クレームを受け付けるようになればよいという議論があるが、現実的には難しい面がある。英語クレームだと現地語しか分からない現地の人困ってしまう。
- ・ASEAN については逆翻訳してチェックしてないので、誤訳の問題があるかどうか分からない。
- ・ASEAN6 各国で改正の情報が出てくるが、実際にいつ改正されるのか把握するのが難しい。これらの情報がまとまって提供されていると便利である。この場合、改正の重要部分などが強調されているなど、強弱のある提供であると好ましい。
- ・ASEAN6 の審査基準やガイドラインについて、様々な機関で公表されているのを見るが、どれが正しいものであるのかがわかりにくい。
- ・ASEAN6 におけるビジネスモデルの保護。
- ・ASEAN6 における特許制度については、PPH など期待どおりの特許がとれるので特段の問題は感じていない。

実用新案（小特許）について、出願から登録までの手続において、困っている又は改善

して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<p><実案> ・回答①～③を選択した者はいなかった。</p>
<p>コメント なし。</p>

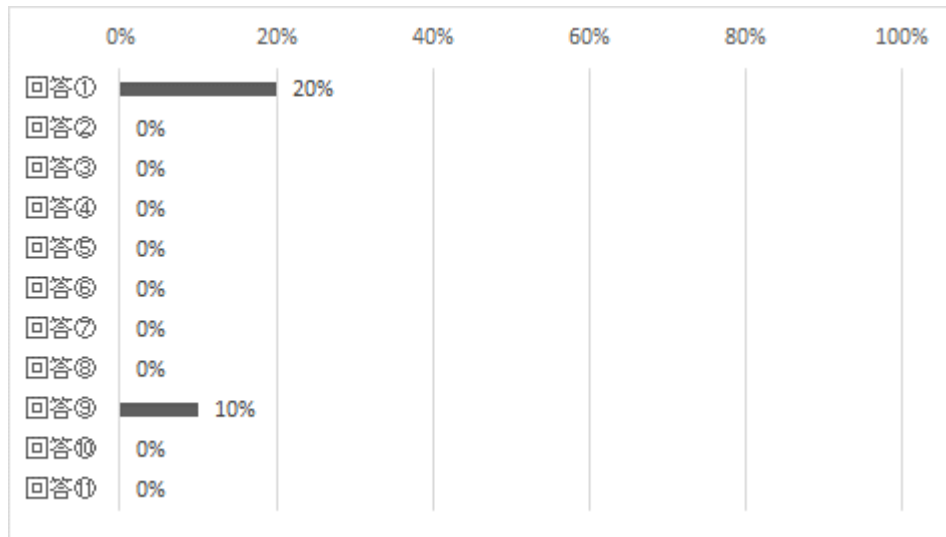
意匠について、出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<p><意匠></p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>回答①</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答②</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答③</td><td>10%</td></tr> <tr><td>回答④</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑤</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑥</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑦</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑧</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑨</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑩</td><td>0%</td></tr> <tr><td>回答⑪</td><td>10%</td></tr> </tbody> </table> <p>回答①～⑪を選択した者の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答③、⑪のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。 ・他の回答を選択した者はいなかった。 	回答	割合	回答①	0%	回答②	0%	回答③	10%	回答④	0%	回答⑤	0%	回答⑥	0%	回答⑦	0%	回答⑧	0%	回答⑨	0%	回答⑩	0%	回答⑪	10%
回答	割合																							
回答①	0%																							
回答②	0%																							
回答③	10%																							
回答④	0%																							
回答⑤	0%																							
回答⑥	0%																							
回答⑦	0%																							
回答⑧	0%																							
回答⑨	0%																							
回答⑩	0%																							
回答⑪	10%																							
<p>回答③を選択した者のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN6 各国でそれぞれ制度が異なるが、各国で登録可能な態様で出願するように留意している。例えば、部分意匠制度を有さない国については、部品の意匠として出願するなどを行っている。導入して欲しい制度としては、秘密意匠制度、関連（類似）意匠制度、部分意匠制度などがある。 																								
<p>回答⑪を選択した者のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアは、ハーグ協定ジュネーブアクト未加盟。可能であれば WIPO や JPO 等から加盟支援して欲しい。 																								
<p>その他コメント</p>																								

- ・ASEAN で部分意匠制度を持たない国に出願する場合は、全体意匠として出願せざるを得ない（ただし、この場合でも優先権は認められるようである）。

商標について、「①登録までの期間が長い」との回答が最も多く、2者（20%）であった。その他、悪意の商標出願の問題などに関する回答があった。

<商標>



回答①～⑪を選択した者の割合

- ・回答①を選択した者は、2者（20%）であった。
- ・回答⑨を選択した者は、1者（10%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答①を選択した者のコメント

- ・インドネシア、ベトナム、マレーシアは、審査期間が比較的長い。

回答⑨を選択した者のコメント

なし。

その他コメント

（悪意の商標出願の問題）

- ・ベトナムでは、悪意の商標出願と思われるものが多数あり、対応に苦慮している。付与後異議制度の導入を検討いただきたい。
- ・ベトナムでは、先に登録されて権利満了した他人の商標と同一又は類似の商標が、権利満了後5年間拒絶されるが、5年は長すぎる。
- ・ベトナムでは、親しまれていない外国文字（通常の知識を有するベトナムの消費者が認知できず、記憶できない言語の文字。ローマ由来ではない文字。例えば、アラブ文字、スラブ文字、サンスクリット、中国文字、日本文字、朝鮮文字、タイ文字など）は登録適格性がないため、漢字や平仮名・片仮名文字からなる商標について登録を受

けることができない。

- ・タイでは、商標の識別力の判断が厳しすぎる、誤訳の補正ができるのか分からない、ベトナムでは、外国文字は登録適格性が無い、フィリピンでは、商標の識別力の判断が緩すぎる、使用宣誓書の提出期間の問題、異議手続が準司法的である、シンガポールでは指定商品（役務）のリストが現地代理人以外に公開されていないなど、様々な課題があるものの商標制度や運用に係るものであり、ハーモナイゼーションの議論にはなるものの知財協力という観点では馴染まないものと思われる。
- ・どの国という訳ではないが、「⑤審査基準やガイドラインが公開されていないので判断基準がよくわからない」「⑥翻訳文に誤訳があった場合に原文に基づく補正が認められていない」「⑨第二医薬用途発明が認められない」「⑩新規性喪失の例外適用の要件が厳しい」は特に関心が高い。特に、「⑨第二医薬用途発明が認められない」についてはシンガポールを除く多くのASEAN諸国では用途発明という概念すらないようであり（少なくともタイ、ベトナムでは用途発明は認められないことを確認している）、医薬・バイオ・食品分野では大きな問題だと思う。啓蒙活動をぜひお願いしたい。

2.2.5 登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①年金の支払手続において支払だけでなく追加の手続が必要となる、②商標で登録後指定された年以内に当該国で登録商標を実際に使用している証拠を提出する必要がある、③商標の実際の使用に関する公証人や領事の認証済みの宣誓書を提出する必要がある、④特許発明の実施が強制されている、⑤ライセンス契約に関する公開情報がない、⑥職務発明制度において、当事者間の合意が尊重されない、その他。

特許、実用新案（小特許）、意匠について、登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<特許・実案・意匠>

- ・回答①～⑥を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

商標について、登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<商標>

- ・回答①～⑥を選択した者はいなかった。

コメント

- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアでは、(日本も同様ではあるが) 同一商標につき併存同意をもって拒絶理由を解消できない場合があると理解しているが、当事者間の同意があれば併存登録可としていただきたい。
- ・ロゴが付けられていない状態で税関を通った後、販売するときロゴが付けられるケースがあり、そのようなケースでは税関での差し止めができなくて困る。

2.2.6 審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①出願人でも審判で当事者として同席できなかった、②審判がかなり長期化する、③無効審判や異議の際の訂正範囲の制限が厳しい、④提出する証拠や翻訳文について 認証や公証が必要、その他。

特許、実用新案(小特許)、意匠について、審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<特許・実案・意匠>

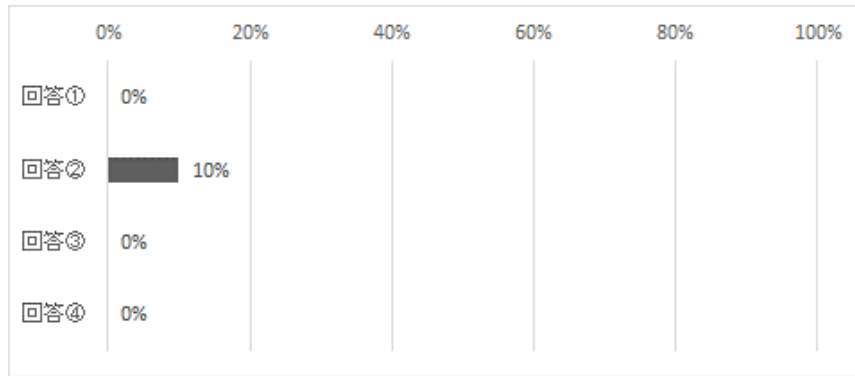
- ・回答①～④を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

商標について、審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<商標>



回答①～④を選択した者の割合

- ・ 回答②を選択した者は、1者（10%）であった。
- ・ 他の回答を選択した者はいなかった。

回答②を選択した者のコメント

- ・ ベトナムでは、拒絶査定不服審判を複数請求しているものの、それぞれ進展がなく長期化している。現地代理人からは少なくとも1.5～2年程度かかると言われている。審査段階では早期審査制度があるものの、審判段階において審判を促進させる手続きはないものか。ある件に関しては、2017年2月上旬に公式リマインダーとされるものを提出したが、進展なし。（2018年10月時点。）

その他コメント

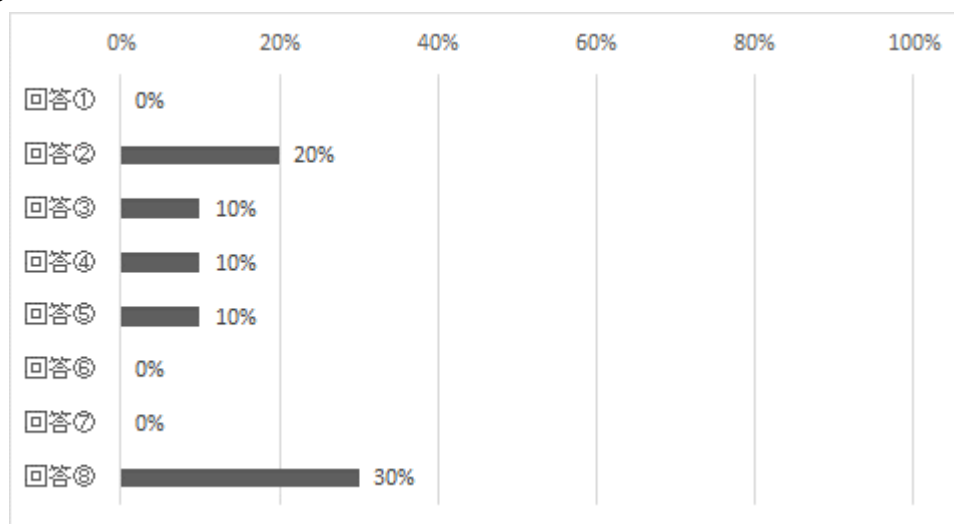
なし。

2.2.7 知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①IPC分類が付与されていない／間違ったIPC分類が付与されている公報が多い、②書誌事項しか収録されておらず公報の詳細内容が不明、③包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できない、④公報収録率が低い、⑤知財庁検索データベースの公報収録のタイムラグが大きい、⑥登録番号が収録されていない、⑦PCT関連情報や優先権情報が表示されない、⑧英語対応が不十分（英語で公開されている情報が少ない等）、その他。

特許について、「⑧英語対応が不十分（英語で公開されている情報が少ない等）」との回答が最も多く、3者（30%）であった。次に、「②書誌事項しか収録されておらず公報の詳細内容が不明」との回答が多く、2者（20%）であった。

<特許>



回答①～⑧を選択した者の割合

- ・ 回答②を選択した者は、2者（20%）であった。
- ・ 回答③、④、⑤のそれぞれを選択した者、1者（10%）であった。
- ・ 回答⑧を選択した者は、3者（30%）であった。
- ・ 他の回答を選択した者はいなかった。

回答②、⑤を選択した者のコメント

なし。

回答③を選択した者のコメント

- ・ 包袋書類を収録してほしい。

回答④を選択した者のコメント

- ・ 全件を収録してほしい。

回答⑧を選択した者のコメント

- ・ インドネシア、タイ、ベトナムについて、ウェブサイトが現地語であり、読めない場合が多い。英語のウェブページを充実させてほしい。現地語ではなく英語で検索したときの収録率が低いため、困っている。また更新率も遅いと感じる。
- ・ インドネシア、ベトナムは、特許検索データベースの英語対応が不十分なので改善されるとよいと思う。

その他コメント

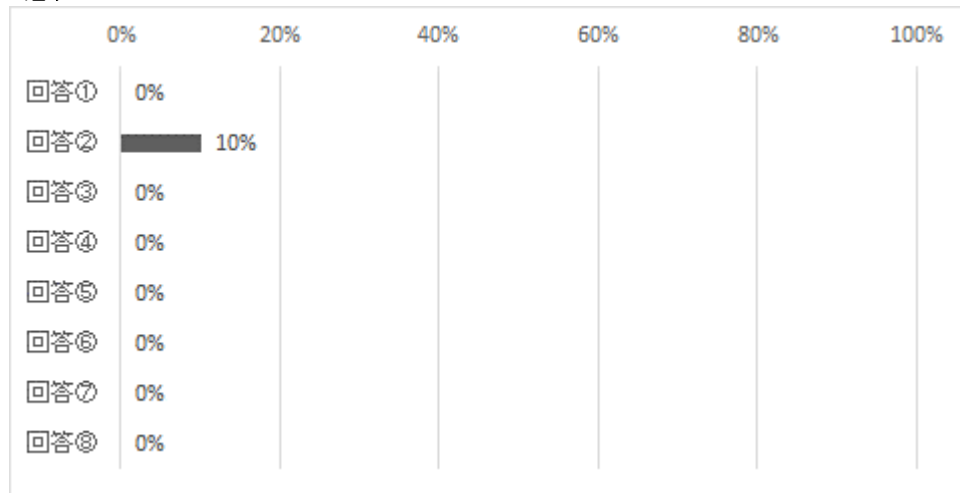
- ・ ベトナム知財庁のデータベースにアクセスできないときがある。
- ・ ASEAN について、十分使用できるレベルのデータベース等が整備されていない。
- ・ ASEAN について、年次報告等が公開されていない、年次報告等が公開されていても英語版がない等、知財庁からの情報開示が少ない。
- ・ ASEAN について、英語対応や包袋書類の収録を進めて欲しい。特に、タイのニーズが大きい。
- ・ ASEAN の知財庁のデータベースの課題については、JETRO サイト「知的財産に関する

る情報」に掲載されている「産業財産権データベースの調査報告（2017年度版）」にまとめられている。書誌事項が収録されていても登録公報が収録されていなかったり、包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できなかつたり、英語対応が不十分だつたりする点は改善してほしい。まず、公報収録率を上げていくための支援を優先し、支援を継続することで徐々に改善されることを望む。

- ・ASEAN 各国において、データベース収録の基礎データを充実させて欲しい。現地語と英語で違う言語で検索した場合や、商用又は有料のデータベースを使用しているも、検索結果に差が出たりする場合がある。クリアランスの関係で漏れがないかどうかを確認するのが難しい。
- ・ASEAN について、収録データの正確性が不明。公報が閲覧できない。

実用新案（小特許）、意匠について、知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかつたが、以下の回答があつた。

<実案・意匠>



回答①～⑧を選択した者の割合

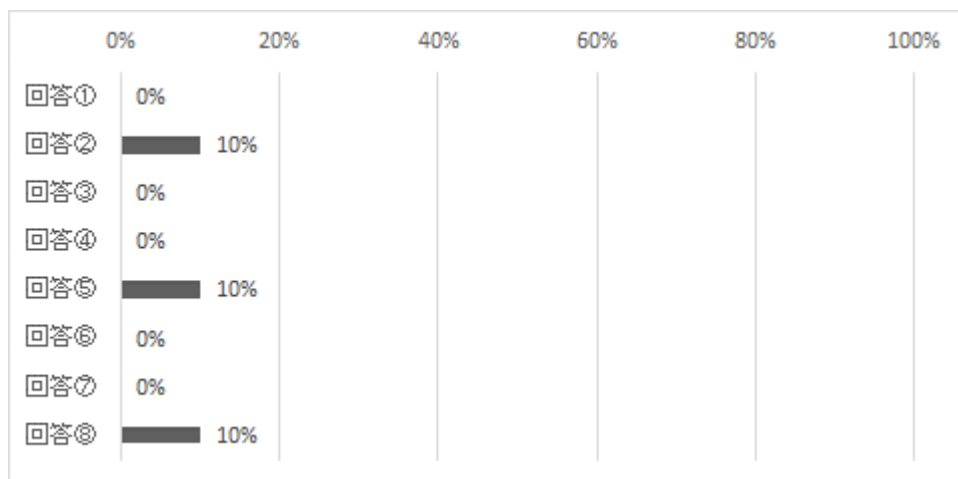
- ・回答②を選択した者は、1者（10%）であつた。
- ・他の回答を選択した者はいなかつた。

その他コメント

- ・ベトナム知財庁のデータベースにアクセスできないときがある。

商標について、知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかつたが、以下の回答があつた。

<商標>



回答①～⑧を選択した者の割合

- ・ 回答②、⑤、⑧のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。
- ・ 他の回答を選択した者はいなかった。

回答②、⑤、⑧を選択した者のコメント

なし。

その他コメント

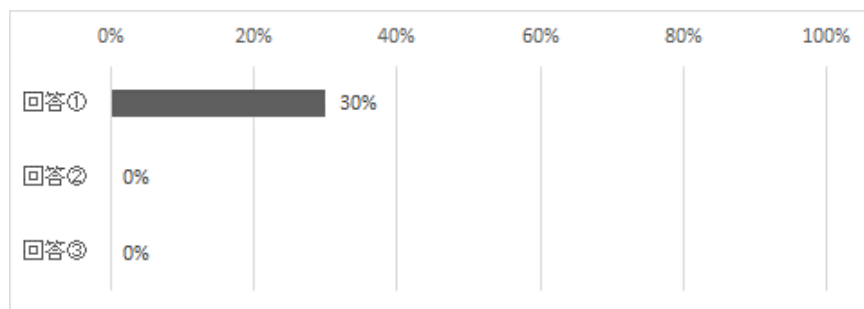
- ・ ベトナム知財庁のデータベースにアクセスできないときがある。

2.2.8 使い勝手のよい又は便利だと思う制度や運用について

回答選択肢：①早期審査制度で PPH や ASPEC などの選択肢がある、②電話や面会等で審査官に直接説明できる機会がある、③シンガポールのシリーズ商標制度などの各国特有の制度、その他。

特許について、「①早期審査制度で PPH や ASPEC などの選択肢がある」と回答した者が、3者（30%）であった。

<特許>



回答①～③を選択した者の割合

<ul style="list-style-type: none"> ・回答①を選択した者は、3者（30%）であった。 ・他の回答を選択した者はいなかった。
<p><u>回答①を選択した者のコメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムは、ASPEC による早期審査はある程度機能する（ASPEC 申請した案件の全部が早い訳ではない）。 ・制度として PPH は重要と考える。
<p><u>その他コメント</u></p> <p>なし。</p>

実用新案（小特許）について、使い勝手のよい又は便利だと思う制度や運用に関する回答は得られなかった。

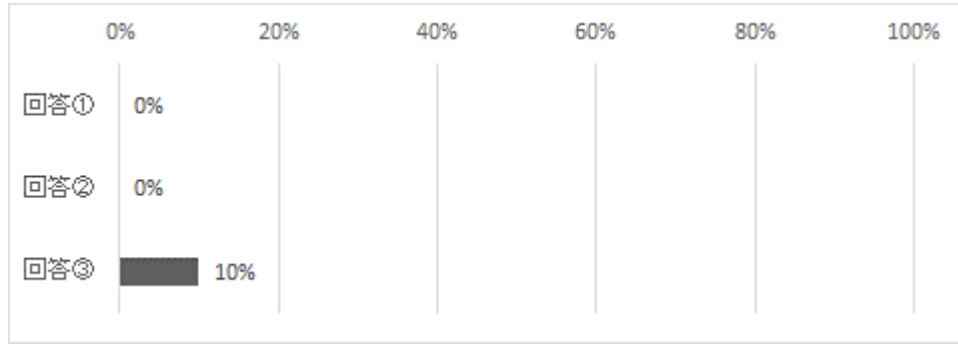
<p><u><実案></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～③を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <p>なし。</p>

意匠について、使い勝手のよい又は便利だと思う制度や運用に関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<p><u><意匠></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～③を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナムで、類似する複数の意匠が個別に出願された場合に、一出願（一登録）に統合できる手続きができるのは、費用面や年金管理の面でメリットがある。

商標について、使い勝手のよい又は便利だと思う制度や運用に関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<商標>



回答①～③を選択した者の割合

- ・回答③を選択した者は、1 者（10%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答③を選択した者のコメント

- ・フィリピン、ベトナムにおける登録同意制度、早期審査制度。

その他コメント

- ・ベトナム、マレーシアには、コンセント制度があり、大変助かっている。他の ASEAN 諸国も導入してほしい。

2.2.9 審査の満足度について

特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの回答が多かった。また、商標について、満足度が低いなどの回答があった。

<特許>

- ・ASEAN6 について、先進国の登録クレームに合わせると許可されるので、審査の質に関しては特に不満を感じていない。（他 3 者から同様の回答あり。）
- ・ASEAN6 について、PPH、ASPEC、修正実体審査などで他国の審査結果を出せば、ほとんど登録を受けられる。
- ・インドネシア、シンガポール、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、先進国の審査結果を利用して登録を受けられるので、審査の質に関しては特に問題を感じていない。
- ・インドネシア以外の ASEAN6 は、比較的適切に外国の審査結果を受け入れているので、PPH が有効に機能していると感じている。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、ASPEC を利用すれば、シンガポールと同じクレームで登録を受けられるので、審査の質に関して大きな不満はない。
- ・ASEAN6 について、全体的に審査官の技術理解度が低い傾向があると感じる。

<商標>

- ・ベトナムは、中間処理や取消、異議などで理解に苦しむ理由がつけられることがあるため満足度が低い。
- ・ベトナム、マレーシアは、直近の案件で手間取ったことがあり、感覚的にやや不満のレベル。

2.2.10 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN6 各国への支援施策に関する最新の協力覚書について

<韓国ーベトナム>

- ・「ベトナム国家知的財産庁と韓国知的財産庁 (KIPO) は、知的財産管理を強化するための戦略的協力に関する両機関間の覚書に署名(2018年5月29日)」¹³⁹²
ベトナム国家知的財産庁は、韓国知的財産庁との間で、両庁間における知的財産権関連の協力強化に関する MOU を締結。当該 MOU において、両庁間で 2019 年 6 月 1 日より PPH プログラムを開始することを合意した。PPH プログラムは 2 年間の予定で、年 100 件を上限とする。

2.2.11 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN6 各国への支援に関する最近の動向について

<WIPOーシンガポール>

- ・シンガポールで営業秘密セミナー主催(2017年9月25日、26日)。

<WIPOーベトナム>

- ・ベトナムで中小企業向け知財セミナー主催等(2017年10月24日)。
(現地メディア、WIPO HP にて掲載。URL 切れ。)

<WIPO、英国ーベトナム>

- ・「ベトナムが議長を務めた 2018 年世界知的所有権機関 (WIPO) 総会開催 (2018 年 9 月 24 日-10 月 2 日)」¹³⁹³
第 58 回世界知的所有権機関 (WIPO) 加盟国総会 (Assembly of the Member States) が 9 月 24 日にスイス・ジュネーブにて Duong Chi Dung 大使を議長として開かれた。第 58 回会合は 191 の WIPO 加盟国から約 1,200 名の代表団を召集した。Francis Gurry WIPO 事務局長は開会式で、アジアは現在、様々な知的財産権を平均して世界

¹³⁹² 「Vietnam National Office of Intellectual Property and Korea Intellectual Property Agency (KIPO) signed a Memorandum of Understanding between the two agencies on strategic cooperation to enhance intellectual property management.」 MINISTRY OF SCIENCE AND TECHNOLOGY ウェブサイト内、URL: <https://www.most.gov.vn/vn/tin-tuc/14299/tu-dong-hoa-trong-tham-dinh-don-sang-che.aspx>、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

¹³⁹³ 「2018 WIPO Assemblies chaired by Vietnam close in Geneva」、Nhan Dan ONLINE ウェブサイト内、URL: <http://en.nhandan.org.vn/world/item/6684002-2018-wipo-assemblies-chaired-by-vietnam-close-in-geneva.html>、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

中全ての知的財産出願の 60%以上を占める主要源である、と述べた。科学技術省 (MOST) 傘下のベトナム国家知的財産庁 (NOIP) は、WIPO および英国知的財産権庁 (UKIPO) との協力合意、キューバ工業所有権権庁 (Cuban Industrial Property Office) との 2018-2019 年協力計画を含むいくつかの二国間協力文書に署名する予定である。

<豪州－ASEAN>

地理的な近さや戦略的な意図もあり、シンガポールなどに定期的に人を送り込んで活発な活動をしている。以前は通信教育など、今は E-Learning などを通じた人材育成もやっていて、豪州に出張しなくても教育が受けられるサービスも提供しているようである。

2.2.12 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN 全体に対する支援施策について

<WIPO－ASEAN>

- ・「協力と連携の主要テーマに関する WSO 会議 (2018 年 9 月 6 日)」¹³⁹⁴

ASEAN 地域で IP 技術援助プロバイダー (IPTAP) の非公式会合を開催することは、シンガポールの WIPO 地域事務所 (WSO) にとって大きな特権であった。EU 知的財産庁、INPI (フランス)、IP オーストラリア、ジェトロ (日本)、イギリス知的財産庁、および米国特許商標庁の代表者が出席し、優れた貢献を提供し、協力し続ける意欲を示した。

<WIPO, EUIPO－ASEAN>

- ・「ASEAN IPR Action Plan 2016-2025 meeting (2016 年 12 月 14 日、タイ)」¹³⁹⁵

- 1) WIPO 講演: Future Global IP Landscape: ASEAN as key Player (Mr. Denis Croze)

WIPO の今後のアセアンにおける取組支援としては下記のようなものがある。

- －知財政策策定への取り組み支援。知財庁だけでなく、他の省庁や大学などを巻き込んで知財政策を策定することを支援する。例えば、GI (Geographical Indication) については知財庁だけではなく農水関係省庁にも声をかけていくことが重要である。
- －知財庁診断は WIPO が今後も取り組んでいく。これは知財行動計画 2016-2025 の戦略目標①とも沿ったものと言えよう。
- －IP 環境の有効化プロジェクト (技術開発や管理、商用化のための能力向上)。例えば、産学官連携のプラットフォーム構築としてタイの大学が同プロジェクトに関わっている。
- －手続の調和と簡素化として、TLT、STLT、DLT (案) 条約等の方式面での国際

¹³⁹⁴ 「Cooperation and Collaboration Key Themes in WSO Meeting」WIPO ウェブサイト内、URL: http://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0009.html、[最終アクセス日: 2019 年 1 月 8 日]

¹³⁹⁵ 「Southeast Asian Countries Launch IP Cooperation Plan To Be Assisted By WIPO, EU」Intellectual Property Watch ウェブサイト内、URL: <http://www.ip-watch.org/2016/12/16/southeast-asian-countries-launch-ip-cooperation-plan-assisted-wipo-eu/> [最終アクセス日: 2019 年 2 月 8 日]

調和支援。これは、戦略目標②にも沿ったもの。

－WIPOのアセアンオフィス（シンガポール）を活用した支援。例えば、WIPO－シンガポールのMOU締結に基づく協力としてアセアン諸国における知的財産の意識向上と能力構築（中小企業向けのワークショップ、大学への調査訪問など）。

2) EUIPO 講演: Role of EUIPO : ASEAN IPR Action Plan 2016-2025 (Mr. Ignacio de Medrano Caballero)

－ECAPIIIは2017年2月にプロジェクトが終了。

－新たなEUとアセアンの協力の枠組みであるARISE+の中の第2コンポーネントARISE+IP（アレイズプラスアイピー）と、IP KEYとに組み込むことになった。

<EUIPO－ASEAN>

・「EUと東南アジアの裁判官はIP問題に対するエンフォースメントシステムを促進（2018年7月4日）」¹³⁹⁶

フィリピンを含む東南アジアの裁判官主要メンバーは、7月4日、各国の知的財産のエンフォースメントに関わる手段を共有するため、欧州連合知的財産庁（EUIPO）に集まった。欧州連合（EU）は、国際IP基準の履行は東南アジア全域で異なる傾向にあり、これによりその地域で営業する多くの地元企業及び外国企業の不信を招いていると指摘した。三日間の円卓会議を通して議論するトピックとプラクティスは、国際的なIP体制を含めたIP問題の手続きのための特別な規則、法的救済、暫定的かつ予防的手段、及び管轄権についてである。

同円卓会議は、EUにより4年間で700万ユーロの資金を供給され、EUIPOにより履行されているプログラムであるIP Key 東南アジア（IP Key Southeast Asia, IP Key SEA）の活動範囲の一つである。IP Keyの主な目的は、地域での取引や投資を促す適切な法的及び経済的環境を創造するために東南アジア知的財産権（Intellectual Property Rights, IPR）の保護及びエンフォースメントをサポートすることである。

2.2.13 今後のJPOからの支援について

制度整備支援については、第二医薬用途発明の保護、PPHの件数制限の撤廃を希望する意見があった。

人材育成支援については、ASEAN諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとのコメントが多かった。

情報化支援については、ASEAN諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望むコメントが多かった。また、インドネシア、タイ、ベトナムの英語対応の改善を望むコメントが多かった。

また、ASEAN諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務処理改善などにつながるような支援を望むコメントがあった。

¹³⁹⁶ 「EU, SEA judges to boost enforcement system vs. IP cases」 PHILIPPINE NEWS AGENCY ウェブサイト内、URL: <http://www.pna.gov.ph/articles/1040424>、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

(制度整備支援について)：第二医薬用途発明の保護、PPH の件数制限の撤廃など

- ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、第二医薬用途の発明が認められない点は、改善するための支援が可能であれば欲しい。
- ・ASEAN6 について、PPH が円滑に活用できたり、先進国で登録した内容で権利化できたりすれば、特に支障はないので、これらの国の法整備状況はあまり気にしていない。
- ・PPH の件数制限の撤廃を希望する。

(人材育成支援について)：審査期間の短縮、事務処理能力向上など

- ・インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシアについて、特許は、日本、米国、欧州等と同じクレームにすれば登録が得られるケースがほとんどなので、実体審査の質向上のための支援よりも、まずは電子化、方式審査の処理、事務手続き等の運営面で審査期間の短縮につながるような支援をして欲しい。特に、インドネシア、タイは意匠の審査遅延が大きく、インドネシアでは審査遅延により出願から 10 年以内に登録されなかった意匠出願が実際に 3 件あった。インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシアでは商標の審査遅延が大きいと感じている。
- ・タイの商標の審査官は識別力の判断基準が厳格であったり、インドネシア、フィリピン、ベトナムの商標制度や審査に関する運用などは不合理な点もあつたりするが、簡単に変えられるものではないので、支援の対象としては馴染まないのではないか。他方、インドネシアで、商標の登録証が発行されるまで時間がかかる過ぎることや、包袋の管理ができていないことから書類が紛失したりするような、ビジネスの基本となる事務管理ができていないことは、改善の余地があるのではないか。
- ・ASEAN6 について、電子化、方式審査の処理や事務手続等、運営面の支援をして審査期間の短縮につながるような支援をして欲しい。新規性、進歩性など実体審査に対する資質向上も有益ではあるが、まずは基本的な方式不備などに対する事務処理、出願人や代理人との事務手続のやりとりに対する正確かつ迅速な事務能力を習得することが優先される事項ではないか。例えば、PPH 申請をした出願について、インドネシア知財庁から「PPH 申請がなされているが、このまま進めてよいか。」といった当然進めるべき事務処理について伺いがきて、対応しなければならなくなることもある。他にも事務関連の OA は来るが適切でないと思われるものが散見される。OA をするべき内容や通知すべき内容について、審査官が十分に理解しているか疑問がある。こうした OA にも対応する費用と時間がかかることになる。また、タイ、フィリピン、マレーシアは妥当な処理をしているが、どこかで滞っているのか、処理がとても遅い。事務処理の流れを理解し、それぞれの手続においてどうすすめるべきかの基本的な事務処理能力の育成が望まれる。
- ・ASEAN6 について、実体審査に関する支援よりも、方式審査、事務管理、ビジネスプロセスに関する支援をする方が、審査期間の短縮に繋がると思われる。現地に人を中長期派遣して、現場に入り込んで支援していくと効果的かもしれない。
- ・ASEAN6 について、審査期間の短縮につながるような支援をしていただきたい。特にタイは、特許の登録までの期間が長いので、優先的に支援をして欲しい。
- ・ASEAN6 について、現在、審査官の育成などを JPO が積極的に行っているが、継続的に支援することで、日本のファンが次第に増えてきているように感じる。このような将来を見据えた長期的な視点の支援とともに、例えば JPO が持つ包袋などの管理

ノウハウの提供のような、即効性を見込めるような支援も並行して行ってはどうか。

- ASEAN6 について、意匠に関して、方式に不備がある状態で指摘がないまま登録となることがある。登録後問題となることも考えられるので、方式審査の重要性を理解させるように支援してはどうか。
- ASEAN6 について、審査官への企業からの技術説明会の開催は、審査が遅いといった場合に効果的であった。
- ASEAN6 について、意匠に関して、実体審査のない国においても、審査に関する育成支援をして欲しい。異議や無効審判、訴訟などの場面になれば、類否判断が必要となる。そのような場面になったときに、判断をする側にそのスキルを有する者がいないということがないようにして欲しい。
- ASEAN6 について、人材育成は必要ではあるが、PPH などの活用により少なくとも ASEAN6 では権利化が概ね期待どおりできているので、実務的（新規性、進歩性など）な支援の優先度は低い。
- ASEAN6 について、審査官の育成等の支援を継続して行っていただきたい。また、審査官だけでなく、審判官、裁判官や民間の知財に関する人材についても育成支援をして欲しい。
- ASEAN6 について、審査協力・人材育成という観点について、現地知財庁に入り込み、中長期専門家派遣という形でじっくりと根気よくサポートする方法が効果的と感じる。現地の最新情報も把握することができ、現地の訪問アポも取り易く日本側にもメリットがある。
- JPO が行う ASEAN 諸国等への人材育成への協力は、プログラム作成、受講認定証の発行、知財関連機関の見学、生活資金援助など、よく計画され、完璧な内容である。しかし、日本での研修終了後、当該研修を受けた人材を日本のためにどのように役立ててるのか、当該国と日本の人脈をどのように引き継いでいくのかの戦略があってもいいのではないかと。日本で実力をつけた人材が帰国後には知財庁をやめて民間で働く例が多いことも念頭に置く必要がある。

(情報化支援について) : 公報収録率向上、英語対応など

- ASEAN6 の知財庁は、出願の経過情報や OA の内容に関する公開が遅れている。また収録率も低いように思われる。これまで様々な支援が行われているが、電子化がまだ不十分なところがあるのではないかと。
- ASEAN6 の知財庁は、出願の経過情報や OA の内容に関する公開が遅れている印象がある。英語での公開があれば望ましいが、そもそも公用語での公開もなされていない国もある。まずは、インド知財庁並の情報公開（審査官の OA の書誌事項や起案内容を見ることができる。）ができるようにするような援助が必要なのではないかと。ASEAN6 各国で実現できれば望ましいが、優先度をつけるとすると、シンガポールは少し進んでいるので優先度を下げ、生産国及びマーケットとして大きいタイ、インドネシアを優先的に支援することが考えられる。その次はベトナムである。中国から出て行った企業がベトナムに移転しつつあるので、これまで以上の発展が予想される。
- ASEAN6 について、紙ベースの事務運用から徐々に電子化を進める必要があるだろう。データベースの収録率向上や収録情報の拡大には、各種手続が電子化されている必要があるためである。
- インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、知財庁の特許データベースの整備が不十分であり、改善して欲しい。特に、英語対応や包袋書類の収録を進めるよう支援して欲しい。特に、タイのニーズが大きい。

- ・インドネシア、タイ、ベトナムについて、知財庁の特許の検索データベースの英語対応が不十分であり、改善するための支援が可能であればして欲しい。特にインドネシアは、検索画面が現地語で操作が難しい。
- ・タイ、ベトナムは、知財庁の特許検索データベースの英語対応が不十分なので改善されることを望む。
- ・ASEAN6 について、データベースの英語情報の拡充につながるような支援をしていただきたい。
- ・ASEAN6 につて、知財庁から正確なデータがすべて提供されているかどうか分からないので、そのデータを加工してサービスをしている民間のデータベースを利用しても信頼性は低いと感じている。
- ・ASEAN6 について、公開公報は収録されているが抄録しかない、登録公報は発行されないなど、ユーザーにとっては不便なことも多いが、現地の国内で見たいというニーズは少なく、国民からの批判もほとんどないので、外国からみて不便だとしても現地知財庁はなかなか改善に取り組もうとしない。これまでも情報化・機械化支援は様々な国で行われてきたが、当初予定した成果を得るのが難しいところもあるのは、上記知財庁の姿勢が関係しているのではないか。

(現地代理人に関する支援について)：誤訳削減、事務処理改善など

- ・ASEAN6 について、知財庁職員、現地代理人との三者ミーティング、セミナーも有効と考える。特にアセアン各国において母国語が異なるため、現地代理人による誤訳の問題は今後顕在化するものと考えられる。知財庁職員・現地代理人は英語に堪能であるものの、権利活用・行使の対象者となる現地の人々がそうであるとは限らない。
- ・ASEAN6 について、知財庁等の政府職員向けだけでなく、現地代理人向けの支援も必要と考える（少なくとも誤訳チェックによる誤訳削減等の期待がある）。現地代理人の研修制度、代理人協会の役割等を把握し、現地代理人のレベルアップも必要と考える（早期権利化・審査の質向上、権利行使の簡易手続等を実現するため）。現地代理人向けの支援は、他の先進国はあまり実施していないと思われるため、日本から支援する余地があるのではないか。
- ・ASEAN6 について、現地代理人の事務処理を改善する支援があるとよいかもかもしれない。期限管理がしっかりできていない事務所もある。ただし、ASEAN では実際にはトラブルに発展したような事例はない（ブラジルではトラブル事例があった）。
- ・ASEAN6 について、現地代理人は、事務管理能力が不十分で期限管理ができていないケースがあり、OA 期限の直前に通知がくるようなこともある。現地代理人の選択肢が限られており、コンフリクトが心配なので、現地代理人の育成についても支援してほしい。また、現地代理人に関する情報が入手できると良い。

(その他)

- ・日本の視点から見た ASEAN の課題については、これまで様々な団体や機関が現地へ訪問して伝える等しており、なぜ日本は同じようなことを何回も聞いてくるのかという声もある。日本が課題だと思っても現地在が課題と認識していなければ改善が進まないこともある。現地のメリットに繋がるような支援のやり方が効果的なものかもしれない。
- ・ASEAN6 について、日本企業からの要望に対応して改善しなければ日本企業からの投資が減ってしまうような場合には、現地も前向きに改善に取り組む可能性がある。
- ・ASEAN の選抜メンバーを日本に招へい研修してもご褒美旅行というイメージが強い

印象(アメを目的とするならばよいが)。研修内容が現地で情報共有されることはほぼなく、単発になり易く効果的な育成に結び付きにくいと考える。

- ASEAN6について、現地へ権利行使できるようにするための支援もして欲しい。特許については、未だASEANでは訴訟件数が少なく権利範囲の争いはほとんどないため時期尚早かもしれないが、これまでの支援を継続しながら徐々にステップアップしていくとよいかもしれない。
- ASEANでは、未だ裁判を起こしたことはない(警察や行政にお願いしたことはある)。知的財産の裁判に関する情報が少ないため、裁判の実効性が不明である。ASEANでの権利行使など裁判に関する情報があるとありがたい。
- ASEAN6について、現地代理人の情報を得にくいいため、何らかの客観的なデータの提供があるとよい。例えば、得意とする分野や受けた拒絶理由の種類など、出願経過情報が公開されていれば入手可能な公開情報に基づくデータを代理人別に集計した情報があるとよい。これらの情報は公開されるのが好ましいが、少なくともJPOが把握していてもいいのではないか。各国での代理人の質の向上に関する支援に資すると考える。
- インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、大手事務所の数が少なく、代理人のコンフリクトの可能性があったとしても選択肢がないので困っているため、現地の事務所の情報が入手できるとありがたい。

3 海外現地ヒアリング調査

3.1 概要

ベトナムでは、現地法律事務所3か所及びベトナム国家知的財産庁（IP Viet Nam、以下、IP Viet Nam と表記する。）に対し事前質問票及び追加質問票を送付し、その回答に関してさらにヒアリング調査を行った。本章において、下線を付した回答は IP Viet Nam からの回答を示す。

ユーザーDBは、2種類あり、登録前と登録後の案件とで分けられている。検索機能や検索結果の案件情報など、制約が多く、改善が期待される。電子出願システムの運用が始まったが、電子化への移行期でもあり、紙ベースでの手続が必要な場面が多く、出願日や出願番号が手続した日に付与されないなどの指摘があった。これらに関しては、改善プロジェクトが進行中である。

法制度に関しては、CPTPP 参加に際しての義務履行のための改正が準備されており、今後、順を追って改正が行われる予定となっている。

支援に関しては、WIPO をはじめとして、EU、米国からの支援が多く、その他中国や韓国等からの支援も受けている。

3.2 事前質問票及びそのヒアリング結果

3.2.1 システム関連の課題について

ユーザー用 DB として、登録後の案件を検索できる Digi Pat と、登録前の案件を検索できる IPLib の2種類がある。書誌情報は確認できるが OA の内容を確認できない、検索機能に制限があるといった指摘があった。審査官用のシステムも有しているが取扱件数の増加に伴い、処理速度の低下などの問題点が挙げられている。対応として、WIPO の協力の下、WIPO のシステムと統合したシステムへの移行準備中であるとの回答を得た。

電子出願システムの運用も開始されたが、手数料の納付手続と連動しておらず、出願した日が出願日とならない、システムで対応可能な手続が少なく、紙ベースの対応が継続しているといった点が指摘された。

<特許 DB・全体>

(DBは、ユーザー用が2つ、審査官用が1つある)

- ・知財庁のユーザー検索 DB としては、特実意商の登録前の案件データを収録した IPLib と、特実の登録後の案件データを収録した Digipat がある。
- ・ベトナム国家知的財産庁（IP Viet Nam）には、審査官が利用する二種類の内部システムとデータベースがある。

知的財産制度の利用者向けには、ウェブサイト上で二種類のオープンデータベースを公開している。(http://digipat.noip.gov.vn) では、利用者は特許を付与された発明と実用新案に関する情報を検索することができる。現在、本システムでは 2018 年 3 月までの登録案件について関連データを洩れなく記載した証書を発行している。Digi Pat システムの表示はベトナム語のみである。

P サーチは、審査官が検索及び審査の過程で利用する内部ツールである。

IPAS データベースは、知的財産の出願及び登録の管理に用いられる。知的財産の出願と登録の管理を向上させる目的で、IP Viet Nam は 2018 年 9 月 24 日、世界知的所有権機関 (WIPO) と WIPO 工業所有権管理システム (WIPO IPAS) の設置に向けた協力に関する覚書を交わした。

- IP Viet Nam に出願済みの出願案件が対象
- 審査官用 DB では IP Viet Nam に出願済みの出願案件を検索できる (特実)

(ダウンロードに制限がある、検索機能が不十分)

- 問題点：
 - 特許出願の明細書及びクレームのテキスト検索が利用できない。
 - 特許出願の明細書及びクレームをダウンロードできない。
 - 質問項目数が限られている (1 検索で 4 項目のみ)。
 - 特に複雑な質問の場合など、一部の状況で高い正確性及び信頼性を提供するシステムといえない。
 - システムが定期的に更新されないことがある。
 - 閲覧者が包袋を利用することができない。
- 特実意商のユーザー向け検索 DB (IP Lib) を使用しているが、書誌情報は確認できるものの、詳細情報 (OA 等の情報) が見られないので、非公式に審査官に連絡して審査状況を教えてもらうことがある。庁内の DB では管理できているようなので、ユーザー向け検索 DB を改善して欲しい。
- IP Viet Nam の特実意商のユーザー検索 DB である IP Lib を使用しているが、明細書及びクレームのテキスト検索が利用できない、明細書及びクレームがダウンロードできない、書誌事項や OA 等の審査状況は確認できるが詳細内容を確認できない等の不満がある。

(アクセスできないことが多い、動作が遅い)

- 特実意商のユーザー検索 DB を使おうと思ってもアクセスできないことが多い。アクセスできたとしても動作速度が遅くて使いにくい。VN 出願件数は近年増加しているので、ユーザーのために IP Viet Nam は改善すべきである。

(改善の状況は不明)

- システム改善の努力が払われているという情報は聞いていない。

<実案 DB>

(DB は、ユーザー用が 2 つ、審査官用が 1 つある)

- IP Viet Nam には特許と同じ内部システムとデータベースがある。すなわち審査官が利用する Pサーチと IPAS、知的財産制度の利用者全員が利用できる IP Lib と Digi Pat である。
- IP Viet Nam に出願済みの出願案件が対象

(ダウンロードに制限がある、検索機能が不十分)

- 問題点：
 - 特許出願の明細書及びクレームのテキスト検索が利用できない。
 - 特許出願の明細書及びクレームをダウンロードできない。
 - 質問項目数が限られている (1 検索で 4 項目のみ)。

- 特に複雑な質問の場合など、一部の状況で高い正確性及び信頼性を提供するシステムといえない。
- システムが定期的に更新されないことがある。
- 閲覧者が包袋を利用することができない。

(改善の状況は不明)

- ・システム改善の努力が払われているという情報は聞いていない。

<意匠 DB>

(審査官用、ユーザー用にそれぞれ DB がある)

- ・ IP Viet Nam には特許の場合と同じく、審査官が特許について利用する内部システムとデータベース IPAS があるが、審査官が検索及び審査の過程で利用するのは K サーチである。知的財産制度の利用者は、意匠関連の情報検索に IP Lib を利用することができる。

(すべての図面を確認できないなど、閲覧できない情報が多い)

- ・ IPLib では、書誌事項や審査経過のイベントの有無は確認できるが、その内容を確認できない。図面なども図 1 以外は見ることはできない。このため、意匠出願について権利範囲の確認などができない状態となっている。

(IP Viet Nam は改善の必要性を認識している)

- ・ 現在、当 DB へのアクセスは不安定な状態。検索ツールのスピードを改善する必要がある。また、検索ツールのユーザーインターフェースをもっとユーザーの使い勝手がよくなるように変更する必要がある。

<商標 DB>

(審査官用の 2 種類の DB があるが、一方を WIPO の DB と統合予定)

- ・ IP Viet Nam には審査官が利用する二種類のシステムがある。
 IPSea システムは、審査官が検索及び審査に利用する内部データベースである。
 IPAS システムは、出願及び登録の管理用データベースである。本データベースは審査官から内々に「データが古い、動作が遅く、不安定」と評されている。
 2018 年 9 月 24 日、IP Viet Nam は WIPO との間で、WIPO 工業所有権管理システム (WIPO IPAS) 設置に向けた協力に関する覚書を締結した。さらに、2018 年 11 月 1 日にハノイで、IP Viet Nam は同庁に出願された知的財産権登録出願の処理を加速するためのプロジェクトを立ち上げた。IP Viet Nam のデータベースを WIPO のデータベースとリンクさせることによって、各国特許庁とのデータ共有を容易にすると共に、知財情報を公衆に提供するためである。

(速度と安定性が改善、今後も公開範囲拡大予定)

知的財産制度利用者は、IP Lib (<http://iplib.noip.gov.vn>) を商標検索に利用することができる。この無償公開データベースの速度と安定性は昨年改善された。IP Viet Nam は当無償公開データベース上でより多くの知財情報を公開する意向を明らかにしている。

(IP Viet Nam は現在の DB は使い勝手が悪いと認識している)

- ・ 当 DB は出願及び登録に関する技術的な要件が不十分で陳腐化している。検索ツールはユーザーにとって使い勝手が悪く、不便。

<審査官用 DB 他、庁内システム>

(WIPO の協力で新システムによる改善プロジェクトが進行中)

- ・ 庁では審査官用のデータベース (IPAS) を利用可能である。庁は WIPO との協力プログラムとしてソフトウェア (WIPO IPAS) を立ち上げ、庁内でのデータ管理及び運用改善を進めている。このプロジェクトは 2018 年に開始し、2020 年に完了させる計画である。
- ・ 庁内の処理システムに関しては、日本の JICA から支援を受け、IPAS システムを使用している。ただ、庁内の処理システムであるので、ユーザーには開放されていない。また、WIPO からの支援を受けて新しいシステムを導入することを検討している。
- ・ IPAS (工業所有権管理システム) がある。また、新しい WIPO IPAS を開発中

(DB や出願システムに大きな問題がある)

- ・ IP Viet Nam の審査官とは、案件の打ち合わせを毎週のようにしており、よくコミュニケーションをとっている。IP Viet Nam の審査官の友人がたくさんいるが、2つの大きな不満を聞いている。1つは、電子出願システムに深刻な問題があること。もう1つは、庁内の審査官用のデータベース IPAS の動作が遅くて使いにくいこと。IPAS は数年前はよかったが、VN 出願件数が急増しているため動作が非常に遅くなっている。

(国内出願案件以外の意匠の検索ツールが必要)

- ・ 意匠の審査官用 DB は、国内の意匠登録出願用 DB のみ。非特許意匠の DB はない。審査官は、海外の知的財産所管機関に登録された意匠の検索には外部ツールを利用する必要がある。また、非特許意匠の検索にはインターネット上の検索エンジンを利用する必要がある。これらの意匠はベトナムの分類基準に基づいて分類されていないため、こうしたツールを利用すると時間がかかってしまう。多種多様な意匠データをベトナムの分類基準に基づいて統合した DB があれば、意匠審査官にとって極めて有用となるだろう。

(商標 DB の検索機能や速度に問題がある、審査実務も紙ベース)

- ・ 商標の審査官用 DB は、ウィルス攻撃により DB が消失したが、その一部は (デジタル化して) 修復済みである。しかし、修正、ライセンス、使用許諾の拒否について通知する電子テンプレートの未整備により、審査はほとんどが紙ベースで行われている。さらに、当 DB は検索キーワードや画像分類に対応しておらず、一貫性と妥当性の点でも問題がある (自国内の商標出願及び海外の商標出願についての最近の状況が反映されていない)。検索スピードが遅いこと、同一基準又は類似基準での比較検索結果が得られないことも、この商標 DB の不具合の一因である。

電子出願システム

<特許・全体>

(納付手続との連動性がなく、出願した日が出願日とならない)

- ・当事務所では、担当案件は特実意商すべて紙で出願を行っている。電子出願はまだトライアル段階なので、完成するまで使用しない。電子出願をしても、OA などの出願以降の手続は紙で行わなければならない。また、出願料の支払も別に行う必要がある。出願については、出願手数料の支払レシートを提示しないと出願が受領されない。事務所の担当者が IP Viet Nam まで行って紙出願ファイルと出願料金の支払レシートを提示して手続した方が早いし確実である。

(出願人はシステムを利用できない、紙提出の手続が多い、システムに欠陥がある)

- ・ベトナムの電子出願システムは、IP Viet Nam で公式に運用されてきた。実際に電子出願システムを利用できるのは、IP Viet Nam に登録した特許・商標を扱う弁護士のみである。出願人は本システムを直接利用することができない。電子出願システムには次のような欠点があるので、今後、改善される可能性がある。

本システムにはオンライン決済機能がないので、出願料は IP Viet Nam に現金で支払わなければならない。出願日は出願料を支払った日となる。

委任状、宣言書、譲渡証書、優先権書類の認証謄本等の付属書類の一部については、原本の写しを IP Viet Nam に提出しなければならない。

電子出願システムにはまだ多少の欠陥がある。例えば、アップロードされたファイルが破損その他の影響により、原本と比べ、アップロードされたファイルのページに欠損が生じるおそれがある。

(一部の手続のみ利用可、その他の手続は紙形式で提出、審査状況の追跡不可)

- ・問題点：
 - 電子手続が利用可能なのは、出願段階、及び年金支払など、その他の一部の手続に限定される。例えば審査中の応答などはオンラインが利用できず、応答／補正は紙形式で提出しなければならない。
 - 出願段階で庁は、出願手数料が庁にオフラインで支払われたことが確認された時点で、出願日及び出願番号を発行するだけである。
 - 通知書など庁が発行する書類及び書面は、紙形式で発行される。
 - 出願後、出願人は庁における審査状況をオンラインで追跡することができない。

(OA の通知や提出は紙ベース。出願手数料の納付もオフライン)

- ・当事務所では、特実意商の電子出願システムをよく利用しているが、深刻な問題がある。通知書等の庁が発行する書類はすべて紙であり、OA の応答／補正は紙で提出しなければならない。出願手数料の支払いはオフラインで行う必要がある。意匠・商標の審査官から電話がかかってきて、電子出願の図面が不明瞭なので図面を紙で提出するように要求されることがある。
- ・システム改善の努力が払われているという情報は聞いていない。
- ・出願書類をスキャンする際に技術的なエラーが発生する。

<実用新案>

(特許と同じ。新システムと手続の整合性が低い。出願以降は紙ベースの手続)

- ・特許と同様の状況
- ・問題点：

- 電子手続が利用可能なのは、出願段階、及び年金支払など、その他の一部の手続に限定される。例えば審査中の応答などはオンラインが利用できず、応答／補正は紙形式で提出しなければならない。
- 出願段階で庁は、出願手数料が庁にオフラインで支払われたことが確認された時点で、出願日及び出願番号を発行するだけである。
- 通知書など庁が発行する書類及び書面は、紙形式で発行される。
- 出願後、出願人は庁における審査状況をオンラインで追跡することができない。
- ・システム改善の努力が払われているという情報は聞いていない。

(書面の電子化過程で技術的なエラーが生じる)

- ・ 出願書類をスキャンする際に技術的なエラーが発生する。
- ・ 現在は、紙ベースの出願処理から電子化への過渡期であるが、現時点で以下の様な困難がある。
 - ① IT インフラがまだ古いままであるため、新システムに適合しないところがある。
例えば、インターネット経由で電子出願された場合、その書面や内容を見ることができない場合もある。
 - ② 現在の電子出願システムは、最初の一回目の手続のみ可能であり、その後提出が必要な書面については、すべて紙で提出しなければならない。手数料は銀行振り込みか IP Viet Nam へ直接支払かのどちらかであるが、オンラインで支払をすることはできない。

<意匠>

(特許と同じ。加えて意匠図面を PDF で提出できない)

- ・ 特許と同様の状況に加えて、
電子出願システムにアップロードすることができるのは画像フォーマットの図のみである。そのため、意匠出願に電子出願システムを利用する際に不都合が生じている。
- ・ この電子出願システムでは、今のところ PDF 形式の写真や図面は受け付けていない。
当システムには出願者が写真や図面のサイズを変更できる機能がないため、提出する際に所定のフォーマット要件を満たすことができない。

<商標>

(特許と同じ。加えて商品/役務のリストを抽出できない。OA 対応不可)

- ・ 特許と同様の状況
- ・ 商品や役務のリストを DB から抽出することができない。
この電子出願システムでは、その全機能について運用実績があるわけではなく、例えば審査結果や応答の機能は運用されていない。

3.2.2 コンピュータープログラムの特許適格性について

コンピュータープログラム自体は特許を受けることができない。ただし、クレーム全体としてどのような技術的特性を有しているかによって判断される。なお、コンピュータープログラムを記憶した記憶媒体といったクレームは登録可能である。

(コンピュータープログラムは保護適格性がない。媒体クレームなら可能)

- ・「特許出願審査基準」の5.8.2.5項に従い、ベトナムでは「コンピュータープログラム」は特許を受けることのできない主題である。コンピュータープログラムを実質的に保護する代替手段としては、当該主題を、ある方法を実施するためのコンピュータープログラムを保存した記録媒体／コンピュータ読取可能な媒体等の、出願が受理される形式に改めるという方策が採られている。
- ・審査ガイドライン5.8.2.5によると、「コンピュータ用プログラム」は特許保護されないが、クレーム対象が技術的性質を有しており、技術的手段によって技術的課題を技術的に解決し、技術的効果を奏する場合には、特許性が除外されない。
 コンピュータープログラムそれ自体は特許されないことから、クレームの前提部で「コンピュータ用プログラム (program for computer)」「コンピュータ用ソフトウェア (software for computer)」「プログラム又はソフトウェア製品 (program or software product)」などの語句を使用してはならない。コンピュータ用プログラムは、例えば通常の装置を操作するためにプログラムされた方法、ある方法を実行するためのプログラムを含む記憶媒体などの形式で記載されていれば特許可能である。

(媒体クレームは認められる。審査ガイドライン作成の必要がある)

- ・ベトナム知的財産法第59条：コンピュータソフトウェアは特許の適格性から除外する。
 しかし実際には、コンピュータソフトウェアに関連する発明の技術的特性によって、特許取得の対象となるかどうかが決まるとされている。
有形の記録媒体は認められているが、ソフトウェアやソフトウェアを伝送するための信号などのクレームの作成は認められていない。
今後、コンピュータープログラムを対象にした審査ガイドラインを策定する必要がある。

(プログラムに関して検討又は議論をしている)

- ・コンピュータープログラムを保護対象に加えることについて、検討又は議論をしている。

(特に議論はない、今後も認められない)

- ・特に議論はない
- ・将来的にコンピュータープログラムが特許可能な保護対象になるとは予測していない。

3.2.3 第二医薬用途の発明について

ベトナムでは、用途発明自体が特許を受けることができない。2006年までは認められていたという経緯があるが、現在は、発明の定義（知的財産法第4条(12)）に基づき、用途発明は「発明」に該当しないとされている。この点に関し、議論はされているものの、変更がなされるかは不明である。

<第二医薬用途の発明は保護されるか>

(用途発明自体、特許を受けることができない)

- ・ベトナム知的財産法第 4.12 条の定めるところにより、発明の主題は物又は方法でなければならない。「医薬用途」は、第一医薬用途、第二医薬用途にかかわらず、物でも方法でもないの、特許を受けることができないと判断される。
- ・2018 年 1 月 15 日施行の新規通達 No. 16/2016/TT-BKHCN の第 25.5 条(d)(i)によると、「クレームされた保護対象の機能性・実用性は、その保護対象の本質的な技術的特徴ではなく、その保護対象の目的・その対象から得られた結果にすぎない」。この回付による改正は、機能的な技術的特徴は認められるが、機能性又は実用性は、製品又は方法クレームの本質的な技術的特徴ではないという庁の解釈を強化するものといえる。庁はこれを基礎として用途クレームを拒絶し、用途クレームから製品又は方法クレームへの変更を拒絶している。
- ・第二医薬用途の発明の取扱いについては IP Viet Nam と実務者との間で多くの議論があり、当事務所は用途発明の特許保護を可能にすべきであると主張しているが、IP Viet Nam は知的財産法の解釈に従って用途発明の特許保護を認めていない。

・ベトナム知的財産法第 4 条第 12 項：第二医薬用途の発明は特許の対象とはならない。
ベトナムにおいては、物質が公知の場合、その物質の別の治療効果や別の用量・用法があっても、その物質を使った第一医薬用途及び第二医薬用途の発明は特許の対象とはならない。

今後、医薬特許の審査ガイドラインを策定する必要がある。

- ・第二医薬用途に関しては、ベトナムでは特許されない。認めることについての議論もない。

(2006 年までは認められていた)

- ・第二医薬用途の発明は 2006 年までは認められていたが、2006 年以降は認められていない。多くの議論が行われている。ベトナムでは、タイのように NGO からの反対があるという情報は無い。

<改正に向けた議論について>

(過去、多くの議論が行われてきた)

- ・第二医薬用途発明に特許保護を与えるか否かについては多くの議論が行われてきた。その結果、2016 年 6 月 30 日付の科学技術省通達 No.16/2016/TT-BKHCN 25.5.d (i) 項では、機能や有用性は保護されるべき対象の実質的な技術的特徴ではないと規定されている。つまり、第二医薬用途が特徴である主題は特許保護に適さないということである。
- ・庁との会合において多くの法律事務所の弁理士は、用途クレームの拒絶を中止すべきである、又は用途クレームを製品・方法クレームに変更することを認めるべきであると意見を表明している。これらの専門家の意見の 1 つとして、専門家のひとは、国内法制度の現実的な明確性、一貫性、そして国際実務との協調性を実現し、我が国への投資を魅力的なものとして、その競争力を高めるために、「用途」発明の特許保護を可能とすべきであると、継続的かつ一貫的に主張している。

これまでの経緯を見ると、2005 年 11 月 29 日にベトナム国会は最初のベトナム知的財産法を可決し、2006 年 7 月 1 日に施行された。知的財産法第 4.11 条は、「発明とは、製品又は方法の形式で、自然法則の利用によって特定の課題を解決する技術的解決手段である」と規定している。この知的財産法の規定を解釈する試みとしてベトナム

ム国家知的財産庁 (IP Viet Nam) は、「用途 (use)」は「製品 (product)」でも「方法 (process)」でもないという理由によって、特に一般的及び医学的な用途クレームにおける「用途」は新法に基づき認められなくなったと述べている。

当所の弁理士は IP Viet Nam 職員と数多くの議論を重ね、法律起草者が発明を「製品」又は「方法」と定義したとき、「用途」発明を特許保護から排除することは意図していなかったと繰り返し強調してきた。その反対に「用途」は、状況に応じて製品又は方法のいずれかを対象にするものとみなすことができる。実際のところ、用途タイプの発明が除外されるという明確な規定は、法律又は下位規則のいずれにも存在しない。また、発明を「製品」及び「方法」に分類する概念は世界中で認められているが、「用途」発明も EPO 締約国及び日本を含む多くの国で特許可能な保護対象とみなされている。したがって、公知製品が新規目的で使用されることで、自然法則の利用によって特定の課題を解決するのであれば、そのような用途は、世界規模で過去からそうであったように、実際に特許可能な保護対象とみなすことができる。

ここで留意すべき点として、この特許性が除外される場合には、周知手段 (植物、動物などの一部) の使用に完全に依拠する現地固有の医薬品を、新たな疾病の治療目的で使用することの妨げとなるおそれがある。ベトナム国内の製薬会社は利用可能な資源が極めて限られており、同じ化合物が第2次医学的症状の処置に利用できることを発見するのが関の山であろう。しかし、このような国内企業は、第2次医学的利用クレームが特許されないことから、その発明を保護する手段を持たない。したがって国内産業の利益のために、「用途」発明を特許可能とすべきである。それと同時に、このような政策では新規かつ有効な医薬品の低価格化という目標の達成が困難になることから、TRIPS 協定で認められているように、強制実施権の規定適用によってこの目標が達成されるであろう。

(議論中である)

- ・ 第二医薬用途の発明を保護対象に加えることについて、検討又は議論をしている。

(認められるとは予測していない)

- ・ 将来的に第2次医学的利用発明が特許可能な保護対象になるとは予測していない。

3.2.4 新規性喪失の例外規定について

現行法では6か月以内の出願となっている。この適用期間に関し、CPTPP の対応の一環で、12か月とする改正の準備中である。

<特許>

(CPTPP の要件に合わせ、適用期間が12か月と変更される予定)

- ・ベトナムは、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)」の締結国である。発明の新規性喪失の例外に関する CPTPP 第 18.38 条によれば、特許の猶予期間は12か月である (一方、現行のベトナム知的財産法では6か月である)。

2018年11月12日に議会が CPTPP の批准を承認、同協定が2018年12月30日に発効するのに伴い、ベトナムの国内法は協定に従って改正されるだろう。CPTPP 協定が発効すれば、ベトナム知的財産法の関連条項の一部は適宜修正されるだろう。かかる修正は2019年5月に実施される予定である。

<p>・ <u>特許の新規性喪失の例外の適用期間は、最長 12 月まで延長される見込みである [これは CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) の要件であり、ベトナムはこれを満たすことを公約した]。</u></p> <p>(よく分からない)</p> <p>・ 将来的にこれらの要件が緩和されるものとは予測していない。</p>
<p><意匠></p> <p>(適用期間の変更はない)</p> <p>・ <u>工業意匠のライフサイクルは短くなる傾向にある。したがって、意匠の新規性喪失の例外の適用期間を延長することは合理的ではない。加えて、ベトナムは CPTPP による義務の履行については公約していない。</u></p> <p>(よく分からない)</p> <p>・ よく分からない</p> <p>・ 「新規性喪失の例外」の厳格な要件が緩和されるのか否か／どのように緩和されるのかについて、これまで議論は行われていない。</p>

3.2.5 部分意匠制度について

部分意匠制度はない。外国から優先権主張を伴う部分意匠の出願がなされた場合、請求部分を独立して流通させることが可能な場合には、出願人は（優先出願の意匠から）点線を削除し、当該部分を実線で記載することにより、ベトナムで出願することができる。

<p>(部分意匠は認められない。独立した製品として製造・取引される部分はその要素のみの登録は可能)</p> <p>・ ベトナムでは、部分意匠は認められない。外国から優先権主張を伴う部分意匠の出願がなされた場合、請求部分を独立して流通させることが可能な場合には、出願人は（優先出願の意匠から）点線を削除し、当該部分を実線で記載することにより、ベトナムで出願することができる。</p> <p>・ 部分意匠は認められない。ベトナム知的財産法第 4 条(14)は意匠を、立体的な配置、線、色彩、又はこれらの組合せによって具現化された製品の特別な外観と定義している。さらに意匠審査手続マニュアル第 10 条(3)によると、意匠物品として認められるためには、独立した製品として製造され、市場において取引される必要があると定義している。独立した製品とは、複数の異なる構成要素によって作られる、完全な全体製品又は完成製品のいずれかを意味する。ある製品から分離できない又は製品にダメージを与えなければ分離可能とならないものに該当しない構成要素に限り、部分意匠が登録可能となる。</p> <p>・ 外国から優先権主張を伴う部分意匠の出願がなされた場合、保護を受ける可能性は存在する。部分意匠が独立した製品として製造され、市場において取引される場合（別個に製造及び販売可能な場合）である。</p>
<p><保護を受けようとする部分が個別に作成され、独立して販売できる場合に、登録が可能か></p>

(個別に製造・販売される部分については登録可能)

- ・意匠審査の規則第10条第3項及び第4項に従い、部分意匠は登録できるが、それは請求部分について独立した流通が可能な場合に限られる。言い換えれば、請求部分が個別に製造及び販売され、ある物品の他の部分に取付け、そこから取り外せるということである。
- ・日本の出願人が、日本における先の部分意匠出願から優先権を主張してベトナム知的財産庁に意匠出願を行う場合には、(部分意匠をクレームしている)優先権主張の基礎となる出願に添付した表現物を適切に補正し、次のように優先権を主張すべきである。

優先権主張の基礎となる出願の部分意匠が独立した製品であれば、ベトナムにおける意匠出願は、部分意匠それ自体のみを対象とするものとして、添付製品図面に(点線による)描画を含んではならない。

優先権主張の基礎となる出願の部分意匠が独立した製品でなければ、ベトナムにおける意匠出願は、その部分意匠の部分、さらに製品全体を作り上げるその他の部分も含む、製品全体を対象とすべきである。

3.2.6 秘密意匠制度について

秘密意匠制度はない。公開の繰延べ制度もない。

(秘密意匠制度はない。公開の繰延べもできない)

- ・現在のベトナムには、公報における公開繰延べを含めて、秘密意匠に関する規定が存在していない。
- ・ベトナムには秘密意匠に関する明示の規定はない。工業意匠登録出願は方式上有効であるとして受理されてから2か月以内に公開されなければならない。ただし実際には、出願人は(出願時に小さな不備を残しておく、拒絶通知への応答期間の延長を請求するなど)方式審査を長引かせることによって、公開を数か月遅らせることができる。

(今後の改正予定又は改正に向けての議論)

- ・改正に向けた議論はない。
- ・近い将来、これに関する議論がなされるのか否かは不明である。

3.2.7 関連意匠について

関連意匠制度はないが、単一性の要件を満たす場合、一つの出願に複数の意匠を含む出願が可能である。

(関連意匠制度はない。単一性の要件を満たせば一出願多意匠での出願は可能)

- ・ベトナムの意匠法は関連意匠について明示の規定を持たない。
ただし第101条(3)(b)に従って、各意匠登録出願は、一つ在意匠とそれに類似する一つ又は複数の変形、すなわち、単一の共通独創性を表現し、かつ当該意匠と及び相互に著しく異ならない複数の変形を伴う意匠について、一つ在意匠特許付与を請求することができる。言い換えれば、ある意匠(本意匠)に類似する他の変形(関連意匠)

がある場合、所定の条件を満たしていれば、それらすべてを単一の出願で申請すべきである。

(実質的に類似する複数の意匠は単一の出願として扱われる)

- ・ベトナム意匠法には、互いに実質的に異ならない複数意匠の個別出願を禁止する要件は存在しない。しかし我が国の特許商標庁 (IP Viet Nam) の実務では、複数の実質的に類似する意匠は単一の出願として行い、1 つの意匠を主意匠、その他の意匠を主意匠の変形例とするよう要求するのが一般的である。この要求は方式審査中に行われることが多い。出願人がこの要求に応じなければ、IP Viet Nam は 1 つの意匠登録だけを付与し、残りは拒絶するであろう。

(今後の改正予定又は改正に向けての議論)

- ・改正に向けた議論はない。

3.2.8 外国周知商標の保護について

法上、周知商標と同一又は混同を生じる程に類似の標章や、標章の使用により周知商標の識別性を害するおそれがある場合、営業上の利益を利用する目的があるとされる標章は、登録することができない。ただ、周知性を証明することは難しく、裁判所等で個別具体的に判断されることが多い。

(法上、周知商標と同一/混同が生じるほど類似する標章は登録できないが、周知性の証明は難しい)

- ・現行のベトナム知的財産法第 74 条(2)(i)では、ある標章が、商品又はサービスに関して周知標章と認められた他人の標章と同一又は混同を生じるほどに類似の標章であって、その周知標章を付した商品/サービスと同一又は類似した商品/サービスに関するものである場合、又は非類似の商品/サービスについては、当該標章の使用が周知標章の識別性を害することがあり、又は当該商標の登録が周知標章の営業権の利用を目的とするものであるときは、その標章は識別性があるとはみなされず、したがって登録を受けることはできない。とはいえ、商標の所有者も周知商標の状態を享受するためには、同じことを証明しなければならない。その結果、第三者がベトナム国外で広く知られている他人の商標と同一又は類似の商標を、その商標の所有者の許可なく登録しうる状況が生じるものの、かかる周知商標の所有者は、その商標がベトナムでも広く知られている場合、問題の商標に対して取消訴訟を起こすことが可能である。

さらなる問題は、ある商標がベトナムで周知されていることをどう証明するかである。ベトナム知的財産法第 4 条第 20 項によれば、周知標章とは、ベトナムの領土全域にわたって広く知られた標章を意味する。これは、自らの商標がベトナムで周知標章と認められていることを願う商標所有者には、極めて達成困難な基準である。ただし実際には、ベトナムにおける周知状態を評価するうえで、この定義は全く意味がない。実務では、ベトナム知的財産法第 75 条で定められた基準を満たす商標は、領土全域でどの程度認知されているかにかかわらず、ベトナムにおける周知標章とみなされている。

改正後の通達 01 の第 42 条によれば、周知商標はベトナム知的財産法第 75 条及び工業所有権に関するパリ協定第 6 条第 2 項に従って保護される。周知標章にかかわる権利は登録の必要なく保護され、所有者に帰属し、周知商標の所有者は所有権及び自らの標章の周知状態を証明するために、本項で規定された証拠を使用することができる。周知商標の認定が、ベトナム知的財産法第 129 条(1)(d)で規定された権利の侵害に対する制裁措置の決定、又は同法 74 条(2)(i)で規定された商標登録の拒絶の決定につながる場合には、当該周知標章は IP Viet Nam が保管する周知標章登録簿に記載され、知的財産権の確立及び保護のために参照される。

前述の規定によれば、執行機関（裁判所、行政機関）又は IP Viet Nam 等の複数の所轄官庁には、商標権の行使又は商標登録の付与若しくは拒絶に関して適切な決定を確実に下すために、周知商標を認定する権限があると解釈できる。ただし、現在に至るまで、所轄官庁はいかなる種類の決定も下したことがない。実務では、ベトナムにおける周知標章の認定はこれまで事例ごとに間接的に行われてきた。すなわち、商標の周知状況は、関連商標に関する IP Viet Nam の決定によって間接的に認められてきたのである。

周知商標の登録簿の存在は前述の法定文書で規定されているとはいえ、現在にいたるまで、かかる登録簿を利用することはできない。その理由の一つは、登録簿編集に必要な仕組みの欠落である。これは、商標審査官であれば、周知標章に関連した出願審査における職務遂行に、その他の関連所轄官庁であれば、周知標章の保護に、また商標所有者であれば、自らの正当な権利の証明に付随する問題と見なされている。

- ・ 外国周知商標と同一又は類似の商標は登録できない。

3.2.9 法改正情報その他の情報について

CPTPP への参加へ向けて、その義務履行のための改正準備中である。多くの項目が挙げられているが、即時対応の必要性に応じて、法律及びガイドラインの改正・改定に向けて順次検討していく予定であるとの回答を得た。

<特許・実用新案>

(CPTPP 参加の義務履行のための改正準備中)

- ・ 科学技術省 (MOST) からの公式な指示により、2016 年以降、(i) IP Viet Nam は、「自由貿易協定 (FTA) 環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) への責務を果たすために知的財産法の改正及び補充を提案する」という任務を課され、(ii) その任務を 2018 年までに完了すべしという期限が設けられた。しかし、提案された知的財産法令の改訂に関する公式の続報は MOST からも IP Viet Nam からも発表されていない。IP Viet Nam 発行の 2017 年度知的財産報告書によれば、政府決議の形で指示された知的財産法の改訂案が、当該法の 10 年間の評価結果に基づいて策定された。非公式な情報筋によると、その改訂案は 2019 年半ばに実施される予定である。しかし、改定案の詳細はまだ公表されていない。

IP Viet Nam のウェブサイトで公表されている 2012 年 3 月 31 日付の特許審査基準及び 2009 年 12 月 8 日付の意匠審査基準は、旧通達 01 に基づいて作成され、今日にいたるまで審査官が特許及び意匠出願を審査する過程で公式に利用している。通達 01 の改正及び補充として通達 16 が新たに発行され 2018 年 1 月 15 日に施行された

ので、かかる基準も新通達 16 に適合させて改訂しなければならない可能性がある。しかし、これらの基準の改定に関する情報は全く公表されていない。

- ・ 知的財産法とガイドラインの改正・改訂が予定されているが詳細は不明。VN では政府内で段階的な承認を経て改正・改訂が決めるので時間がかかる。FTA や TPP 関連の交渉のなかで、知的財産法も挙げられており、政府はこれらに対応するための改正等を検討している。部分意匠、医薬用途発明、新規性喪失の例外も検討議題に挙げられている。

(よく分からない)

- ・ 特許及び実用新案に関して、ベトナムの知財制度及び実務を見直すために検討又は議論の対象とされているその他の問題点についての情報は持ち合わせていない。

<意匠>

(改正準備中である)

- ・ 2017 年 IP Viet Nam 年報によれば、知的財産法の改正が 2019 年に実施される予定であるが、内容は公表されていない。
- ・ ベトナムでは、知的財産法の改正過程において、工業意匠の具体的内容について検討又は議論をする予定である。
- ・ 知的財産法の改正を予定しており、その目的は、複合製品の部品を構成する製品の工業意匠が、当該複合製品の通常の使用時に目に見える状態を維持し、且つ当該部品の目に見える機構が保護要件 [EVFTA (EU・ベトナム自由貿易協定) による要件] を満たす場合にのみ保護されるということを明確にすることである。

<商標>

(改正準備中である)

- ・ ベトナムでは、音商標の保護を目的に、知的財産法を改正する予定である。

(ガイドラインは公開されてこなかった)

- ・ 商標審査基準は 2009 年に策定され、審査官が商標審査の過程で非公式に参照用に利用してきた。ただしこれらの審査基準がこれまで公開されず、公衆の利用に供されていない理由は、かかる基準が暫定的な審査基準にすぎず、つまりベトナムの審査官がいくつかの内容に関して異論を唱えているせいで IP Viet Nam が公式に承認していないからである。正式に承認されれば、IP Viet Nam は公衆が利用できるように提供するだろう。しかし、IP Viet Nam がいつ正式に承認するかは不明である。これまで正式な基準がないせいで、商標出願審査では多くの矛盾や誤りが見られた。例えば、同一の商品/サービスについて、各審査官の見解や裁量しだいで別のクラスに分類されることが認められる場合もあったのである。

<その他>

(多くの項目に関して対応の必要性に合わせ順次改正の検討中)

- ・ 法改正に関しては、CPTPP に対応するための各項目について法律やガイドラインなどを改正・改定する予定である。知的財産法もその中に入っている。ただし、すぐに対応が必要なものと、3~5 年後くらいまでに対応すべきものがあり、まずは直近に対応が必要なものから改正等の検討を行っていく予定である。

改正するには、まず、分野別に政策ポリシーを作成し、国会に報告し、議論された後に具体的な改正について検討をするという順序となる。

(電子出願システムの試行中)

- ・ベトナム初となる電子出願システムが試行中で、得られた意見をもとに、将来の正式な利用に備えてシステムの改良が続けられている。

3.2.10 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの支援活動について

WIPO、EPO、US、中国、韓国からの支援活動がなされている。このうち、WIPO からの支援が最も多く、次いで EPO、US からの支援が多い。

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
知的財産権に関する国家戦略の策定 IP Viet Nam's 2017 IP Report and MOST's published article ¹³⁹⁷	3 periods 2018-2020, 2021-2025, 2026-2030	WIPO	VN	P, U D, T	Other	—	—	—
知的財産出願の管理を向上させるための新システム WIPO IPAS の開発 IP Viet Nam's 2017 IP Report ¹³⁹⁸	2018 - 2020	WIPO	VN	P, U D, T	Other	—	—	—
知的財産環境整備(EIE)プロジェクトの実現 ¹³⁹⁹	2018 - 2022	WIPO	VN	P, U D, T	Other	—	—	—
ベトナムのワークフロー最適化プロジェクト ¹⁴⁰⁰	03/09/2018 - 02/11/2018	WIPO	VN	P, U D, T	Other	—	Other	1 - 50
能力別学習管理のための特許審査官訓練ツールの地域ワークショップ ¹⁴⁰¹	9- 11 2018/5	Korea WIPO	TH, MY PH, ID VN, Other	—	Extrain	—	Examiner	—
デジタル世界の知的財産エンフォースメントに関するワークショップ ¹⁴⁰²	2018/3/12	US	VN	—	Seminar	—	Other	—
立体トレードドレス及び非伝統的標章の審査に関するワークショップ ¹⁴⁰³	2 days 2018/2	US	VN	T	Dispatch	—	Examiner IPO staff	50 - 100

¹³⁹⁷ 参考 URL: [http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/A52CD0E97897409B47258300002B8607/\\$FILE/NOIP.%20Annual%20Report%202017.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/A52CD0E97897409B47258300002B8607/$FILE/NOIP.%20Annual%20Report%202017.pdf), <https://www.most.gov.vn/vn/tin-tuc/12243/xay-dung-chien-luoc-phat-trien-so-huu-tri-tue-quoc-gia.aspx>

¹³⁹⁸ 参考 URL: [http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/A52CD0E97897409B47258300002B8607/\\$FILE/NOIP.%20Annual%20Report%202017.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/A52CD0E97897409B47258300002B8607/$FILE/NOIP.%20Annual%20Report%202017.pdf)

¹³⁹⁹ 参考 URL: http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=noip/cms_en.nsf/vwDisplayContentNews/D6B9862D015C1E93472581F5002739B2?OpenDocument

¹⁴⁰⁰ 参考 URL: <http://www.wipo.int/tad/en/activitydetails.jsp?id=19587>

¹⁴⁰¹ 参考 URL: http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/wipo_ip_dae_18/wipo_ip_dae_18_inf_2_prov.pdf

¹⁴⁰² 参考 URL: <https://thanhtra.most.gov.vn/thanhtra/tin-tuc/1/457/thuc-thi-quyen-so-huu-tri-tue-trong-thuong-mai-dien-tu-luat-co-nhung-chua-du-manh-de-xu-ly.aspx>

¹⁴⁰³ 参考 URL: http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=noip/cms_vn.nsf/vwDisplayContentNews/4DEBF

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
海外における自身の商標、発明及び意匠の保護に関するセミナー ¹⁴⁰⁴	2017/10/24	WIPO	VN	—	Seminar	—	Other	100 - 500
特許検索及び審査の品質改善のための WIPO CASE 活用 IP Viet Nam's 2017 IP Report ¹⁴⁰⁵	2 days, 2017/6	US, EPO, Korea, WIPO	VN	P	Seminar	—	Examiner Other	—
中国の知的財産法の修士プログラム ¹⁴⁰⁶	2017 - 2018	China	VN	P, U D, T	Other	—	Other	—
欧州特許庁 (EPO) の招聘による IP Viet Nam 審査官の外国研修コース IP Viet Nam's 2017 IP Report ¹⁴⁰⁷	Feb. and Sep., 2017	EPO	VN	—	Exttrain	—	Examiner	—
EPO から派遣された専門家と IP Viet Nam 特許審査官との経験共有 IP Viet Nam's 2017 IP Report ¹⁴⁰⁸	July and Oct., 2017	EPO	VN	P	Dispatch	—	Examiner	—
米国の商標登録と維持に関するワークショップ ¹⁴⁰⁹	2 days in 11/ 2015	US	VN	T	Seminar	—	—	50 - 100
WIPO における長期インターンシップ IP Viet Nam Annual Report 2015 ¹⁴¹⁰	4/2015 - 10/ 2015	WIPO	VN	P	Ext train	English	Examiner	1 - 50
国家経済における知財集約型産業の役割に関する研究部会 IP Viet Nam Annual Report 2015 ¹⁴¹¹	2015 (3 days) -	US	VN	P, U D, T	Seminar	OL (Trans)	Examiner Adm. jdg IPO staff Other	50 - 100
欧州貿易政策・投資支援プロジェクト (EU-MUTRAP) の一貫としての地理的表示の管理及び権利行使、ハノイ・ダナン・ホーチミン市における知財権利行使能力の改善を中心とする)知財活動 IP Viet Nam Annual Report 2015 ¹⁴¹²	2/2015 12/2017	EU	VN	D, T	Dispatch Seminar Other	OL (Trans)	Adm. jdg IPO staff Other	Over 500

OAD06579BCE4725822C003688C3?OpenDocument

¹⁴⁰⁴ 参考 URL: <http://www.wipo.int/tad/en/activitydetails.jsp?id=13656>

¹⁴⁰⁵ 参考 URL: [http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/A52CD0E97897409B47258300002B8607/\\$FILE/NOIP.%20Annual%20Report%202017.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/A52CD0E97897409B47258300002B8607/$FILE/NOIP.%20Annual%20Report%202017.pdf)

¹⁴⁰⁶ 参考 URL: http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/vwDisplayContentNews/87C995E866C8060A472581F5002B4109?OpenDocument

¹⁴⁰⁷ 参考 URL: [http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/A52CD0E97897409B47258300002B8607/\\$FILE/NOIP.%20Annual%20Report%202017.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/A52CD0E97897409B47258300002B8607/$FILE/NOIP.%20Annual%20Report%202017.pdf)

¹⁴⁰⁸ 参考 URL: [http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/A52CD0E97897409B47258300002B8607/\\$FILE/NOIP.%20Annual%20Report%202017.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/A52CD0E97897409B47258300002B8607/$FILE/NOIP.%20Annual%20Report%202017.pdf)

¹⁴⁰⁹ 参考 URL: [http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=1646C748F9F22CC447257F02002789CD](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=1646C748F9F22CC447257F02002789CD)

¹⁴¹⁰ 参考 URL: www.noip.gov.vn

¹⁴¹¹ 参考 URL: www.noip.gov.vn

¹⁴¹² 参考 URL: www.noip.gov.vn

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
「米国における商標の保護・管理のための手続」に関する研究部会 IP Viet Nam Annual Report 2015 ¹⁴¹³	2015 (2 days)	US	VN	T	Dispatch Seminar	OL (Trans)	Adm. jdg IPO staff Other	50 - 100
WIPO は専門家をベトナムに派遣し、知財出願の審査に関する経験について講演及び意見交換を行った。 IP Viet Nam Annual Report 2016 ¹⁴¹⁴	2016 (5 days)	WIPO	VN	P, T	Dispatch Seminar	OL (Trans)	Examiner IPO staff	1 - 50
知財保護に関する EU-ASEAN プロジェクト(ECAP III)(継続事業) IP Viet Nam Annual Report 2016 ¹⁴¹⁵	2015 - 2017	EU	TH, MY SG, PH ID, VN	P, U D, T	Seminar Other	English	Examiner Adm. jdg IPO staff Other	50 - 100
IP Viet Nam 特許審査官の能力改善のための研修活動 IP Viet Nam Annual Report 2017	7/ 2017 - 10/ 2017	EU	VN	P	Dispatch	English	Examiner	1 - 50
IP Viet Nam 特許審査官の能力改善のための研修活動 IP Viet Nam Annual Report 2017 ¹⁴¹⁶	Feb and Sep/ 2017	EU	VN	P	Ext train	English	—	1 - 50
「イノベーション主導型の持続的発展に関するセミナー」(ハノイ、2017年3月) IP Viet Nam Annual Report 2017 ¹⁴¹⁷	March 2017	WIPO	—	P, U D, T	Seminar	OL (Trans)	—	50 - 100
EVFTA (EU ベトナム自由貿易協定)に基づく地理的表示についての責務に関する研究部会、ハノイ及びホーチミン市で開催 (EVFTA 発効後の地理的表示の利点及び責務について理解を深める目的で、関係行政当局・企業に情報を提供) IP Viet Nam Annual Report 2017 ¹⁴¹⁸	29 Jun/ 2016 and 1 Jul/ 2017	EU	VN	T	Seminar	—	Adm. jdg IPO staff Other	100 - 500
「知財権利化を可能とする環境」プロジェクト、WIPO 後援 ¹⁴¹⁹	9/2017 9/2019	WIPO	—	P, U D, T	Seminar	(Trans)	Adm. jdg IPO staff Other	Over 500

¹⁴¹³ 参考 URL: www.noip.gov.vn

¹⁴¹⁴ 参考 URL: www.noip.gov.vn

¹⁴¹⁵ 参考 URL: www.noip.gov.vn

¹⁴¹⁶ 参考 URL: www.noip.gov.vn

¹⁴¹⁷ 参考 URL: www.noip.gov.vn

¹⁴¹⁸ 参考 URL: www.noip.gov.vn

¹⁴¹⁹ 参考 URL: [http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=D6B9862D015C1E93472581F5002739B2](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=D6B9862D015C1E93472581F5002739B2)

その他

- ・ベトナムでの知的財産環境の整備に向けた WIPO プロジェクト
- ・IPO (知的財産所管機関) 業務処理システムの開発を目的とした WIPO プロジェクト (WIPO IPAS)
- ・IP KEY SEA プロジェクト
- ・広域特許審査トレーニングプログラム
- ・広域特許審査トレーニング指導プログラム

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
<u>ベトナムにおける国家知的財産戦略の策定</u>	2017 - now	WIPO	VN	—	Dispatch Seminar	English	IPO staff Other	50 - 100
<u>ベトナムのハーグ協定への加盟</u>	2016 - now	WIPO	VN	D	Dispatch Ext train Seminar	English	Examiner IPO staff	100 - 500
<u>ベトナムでの知的財産環境の整備に向けた WIPO プロジェクト</u>	2017 - now	WIPO	VN	—	Dispatch Seminar	English	IPO staff Other	100 - 500
<u>IPO (知的財産所管機関) 業務処理システムの開発を目的とした WIPO プロジェクト (WIPO IPAS)</u>	2018 - now	WIPO	VN	—	Dispatch Other	English	Examiner IPO staff	1 - 50
<u>IP KEY SEA プロジェクト</u>	2018 - 2022	EU	—	—	—	—	—	—
<u>広域特許審査トレーニングプログラム</u>	2014 - 2018/4	Other	VN	P	Ext train Seminar Other	English	Examiner	1 - 50
<u>広域特許審査トレーニング指導プログラム</u>	2017 - now	Other	VN	P	Dispatch Ext train Other	English	Examiner IPO staff	1 - 50
<u>ベトナムとの知的財産共有プロジェクト 2018</u>	5/2018 - 11/2018	Korea	VN	T	Dispatch Seminar Other	English	Adm. jdg Other	50 - 100

その他

- 各種セミナー／ワークショップの招待が届くので、代理人が参加可能なセミナー／ワークショップの情報はたくさんある（回答書に記載のとおり）。WIPO,US,EU,KR,CNからのセミナー／ワークショップがある。無料のものが多い。
- 支援活動に関する情報は、IP Viet Nam サイトや科学技術省サイト等を調べたりして情報収集した。IP5等からの代理人向けのセミナーに関する情報はあまりないが、“K-Brand” seminars on: anti-counterfeits and anti-infringements of Korean brands と、co-organized by Vietnam Market Surveillance Agency and Korean Intellectual Property Office (KIPO) に2017年～2018年に参加したことがある。
- IP Viet Nam サイトにセミナー情報が掲載されるのでチェックしているが、情報が少なく、参加人数に制限があるものが多いので、もっと色んなセミナーに参加できると嬉しい。
- WIPO,US,EU,KR,CNからのセミナーや審査官トレーニング等がある（回答書に記載のとおり）。近年は、JPとKRの影響力が大きいと感じている。KRは、近年影響力を高めている。KRとIP Viet Namは、2018年にPPHの覚書を締結した。KIPOはIP Viet Namのデジタル特許管理システムの改善を支援する予定である。また、KRはベトナムの裁判官のトレーニングを行っている¹⁴²⁰。
- 現在は、PPHのワーキンググループがJPOとの間で作成され、盛んに議論を行っている。この一環で、今年から来年にかけて、1~2週間ほどの短期間の知財庁職員のレベルアップ研修なども行われている。
- 他国からの協力でいうと、IP Australiaから新人トレーニングの協力をうけている。このトレーニングは、2年単位で行われており、有用である。
- また、新人教育プログラム策定に関する協力も受けている。これは世界基準を満たすトレーニングプログラムであり、今後IP Viet Namでも世界基準の新人トレーニングを行えるような体制づくりを目標とする。フェイズ1と2に分かれており、現在はフェイズ2に来ている。このプログラムについては、タイ、マレーシア及びフィリピンなどの国も興味をしてしているようだ。
- EPOからの協力もある。これは、IP Australiaと同様のもので、職員のレベルアップを目標とし、トレーニングを受けた者が今後トレーナーとして新人を教育できるようにするためのプログラムである。教育用のテキストなども作成する予定である。

3.2.11 日本を除くIP5及びWIPO等からの今後の支援活動について

WIPOや韓国、米国からの支援がある。WIPOからは、システムは国家戦略など根幹に関わるような支援がなされている。

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
知的財産権に関する国家戦略の策定 IP Viet Nam's 2017 IP Report and MOST's published article	3 periods 2018-2020, 2021-2025, 2026-2030	WIPO	VN	P, U D, T	—	—	—	—

¹⁴²⁰ 参考 URL: <https://www.scourt.go.kr/eboard/ExchangeViewAction.work?gubun=26&seqnum=211>

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象国	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
知的財産出願の管理を向上させるための新システム WIPO IPAS の開発 IP Viet Nam's 2017 IP Report	2018 - 2020	WIPO	VN	P, U, D, T	—	—	—	—
知的財産環境整備 (EIE) プロジェクトの実現	2018 - 2022	WIPO	VN	P, U, D, T	Other	—	Other	—
知的財産管理自動化システムの改善	2021 - 2022	Korea	VN	P, U, D, T	Dispatch Ext train Seminar	English	Examiner Adm. jdg IPO staff Other	100 - 500

その他コメント

- ・ 米国から

近い将来、米国特許商標庁 (USPTO) は両国間の関心分野における協力増大のため、IP Viet Nam との連携を強めてくるものと思われる。また、米国大使館の知的財産担当官、エイミー・パディーリャ氏は、知的財産に対する国民の意識を高める周知キャンペーンの実施や、知的財産権保護の確立に携わる企業や個人への支援を始めとした、IP Viet Nam と米国大使館の直接的な協調促進を希望している¹⁴²¹。

- ・ 韓国から

韓国知的財産庁 (KIPO) は、研修、自動化、及び知的財産権エンフォースメント分野での連携強化を通して、貿易及び投資分野における両国協調の可能性を探り、実現させることで合意している。近い将来、KIPO はベトナムの担当官を韓国での知的財産の審査、管理、及びエンフォースメントに関する研修コースや見学に受け入れると共に、ベトナムでの研修やセミナーに専門家を派遣する予定である¹⁴²²。

3.2.12 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの支援施策に関する最新の協力覚書について

米国、欧州、韓国、中国、WIPO、オーストラリア及びシンガポールとの協力覚書を締結しているとの情報を得た。

米国

Subject of memorandum	二国間協力に関する IP Viet Nam と米国特許商標庁 (USPTO) の覚書
Date of signing	October 2011
Available source (URL)	http://noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=AC6AB0176092BAEF4725791C00131BF4

¹⁴²¹ 参考 URL: http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/vwDisplayContentNews/ADABED1DD6E46137472581F500272A8B?OpenDocument

¹⁴²² 参考 URL: <https://www.most.gov.vn/vn/tin-tuc/13523/viet-nam-va-han-quoc-tang-cuong-hop-tac-song-phuong-ve-s-o-huu-tri-tue.aspx>

Subject of MoU/MoA	ベトナム国家知的財産庁と米国特許商標庁間の相互協力に関する覚書
Date of signing	September 27, 2011
Available source (URL)	—

欧州

Subject of memorandum	相互協力強化に関する欧州特許庁（EPO）と IP Viet Nam の覚書
Date of signing	January 2011
Available source (URL)	http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/(agentDisplayContent)?OpenAgent&UNID=3C7F848BCB3B6DEA47257824002C2329

Subject of memorandum	IP Viet Nam 長官が EUIPO を訪問した。この機会に 2 つの官庁の長官は知財制度の最新の進展状況について意見を交換し、相互協力について検討し、両官庁の相互協力を強化するための了解覚書を署名する可能性について協議した。
Date of signing	July 2017
Available source (URL)	IP Viet Nam Annual Report 2017

韓国

Subject of memorandum	知的財産管理の向上に向けた戦略的協力に関する IP Viet Nam と韓国知的財産庁（KIPO）の覚書 覚書の主な内容：知的財産権確立に不可欠の分野、特に特許出願審査及び知的財産管理システム自動化の質を高めるための協力
Date of signing	29 th May 2018
Available source (URL)	https://www.most.gov.vn/vn/tin-tuc/14294/viet-nam--han-quoc--day-nhanh-tien-do-xu-ly-don-dang-ky-sang-che.aspx

Subject of memorandum	副大臣兼 IP Viet Nam 長官の Tran Viet Thanh 氏と韓国知的財産庁（KIPO）長官の Choi Donggyou 氏は、知的財産に関する 2006 年相互協力プログラムに署名した。
Date of signing	April 15, 2016
Available source (URL)	IP Viet Nam Annual Report 2016; http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/(agentDisplayContent)?OpenAgent&UNID=B5A6709F60DC31F84725767A0028DAEB

Subject of memorandum	知財データ交換に関する IP Viet Nam 及び KIPO の了解覚書
Date of signing	March 2016
Available source (URL)	IP Viet Nam Annual Report 2016; http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/(agentDisplayContent)?OpenAgent&UNID=B5A6709F60DC31F84725767A0028DAEB

Subject of memorandum	<p>KIPO 及び IP Viet Nam は、両官庁間の特許審査ハイウェイ (PPH) プログラムを実施する了解覚書に署名した。PPH プログラムに基づき IP Viet Nam は、KIPO の審査結果を利用することによって「特許可能」とみなされた特許出願の審査手続を早期化させることができる。同時にこのプログラムは、韓国企業の特許取得をさらに早期化させるための支援となるであろう。</p> <p>さらに IP Viet Nam は、2018 年に「韓国 ASEAN 知的財産権保護協力システム」の立ち上げに協力する一方で、KIPO は IP Viet Nam のデジタル特許管理システムの改良を支援する予定である。</p>
Date of signing	January 16, 2018
Available source (URL)	http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.board.BoardApp&c=1003&seq=1678&supp_cd=001&board_id=kiponews&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=ek06_01_01&sdate=&edate=&type=&bunryu=&tag_yn=January+22%2C+2018&searchKey=1&searchVal=

Subject of MoU/MoA	知的財産管理強化のための戦略的協力に関する IP Viet Nam (現在は IP ベトナムと改称) と KIPO 間の覚書
Date of signing	29/5/2018
Available source (URL)	—

中国

Subject of memorandum	<p>知的財産分野での協力に関する IP Viet Nam と中国知識財産権局 (SIPO¹⁴²³) の覚書</p> <p>覚書の主な内容：知的財産の国家的開発戦略の構築、知的財産施策及び法律の策定と実施、知的財産権の審査と保護付与に関する協力と経験共有の強化、研修と人材育成など。</p>
Date of signing	19 th October 2017
Available source (URL)	https://www.most.gov.vn/vn/tin-tuc/12877/viet-nam---trung-quoc--day-manh-trao-doi-hop-tac-trong-linh-vuc-so-huu-tri-tue.aspx

Subject of MoU/MoA	知的財産分野における協力に関する IP Viet Nam (現在は IP ベトナムと改称) と SIPO (現在は CNIPA と改称) 間の覚書
Date of signing	19/10/2017
Available source (URL)	—

WIPO

Subject of memorandum	ベトナムの知的財産に対する国家戦略構築の協力に向けたベトナムと世界知的所有権機関 (WIPO) の覚書
Date of signing	22 nd March 2017
Available source (URL)	https://www.most.gov.vn/vn/tin-tuc/11539/wipo-cam-ket-ho-tro-va-thuc-day-quyen-so-huu-tri-tue-tai-viet-nam.aspx

¹⁴²³ 現在は、CNIPA と改称されている。

Subject of memorandum	工業所有権管理システム (WIPO IPAS) 実施に関する協力協定、IP Viet Nam と WIPO が署名
Date of signing	24 th September 2018
Available source (URL)	https://www.most.gov.vn/vn/tin-tuc/14924/hop-tac-voi-wipo-ve-trien-khai-he-thong-quan-tri-don-so-huu-cong-nghiep.aspx

Subject of memorandum	2017年3月にWIPO長官がベトナムを訪問して、国家及び政府、そして関係省庁及び当局の各首脳と交流し、知的財産権、発明活動に関する各種議題について意見を交換した。 この機会に科学技術省 (MOST) 及びWIPOは、知的財産権に関する国家政策の発展に関する了解覚書 (MOU) に署名し、さらにいくつかの関連イベント (セミナー、研究部会、学生との懇談など) の開催に協力した。
Date of signing	March 2017
Available source (URL)	IP Viet Nam Annual Report 2017

Subject of memorandum	IP Viet Nam 及びWIPO長官は、WIPOとの産業財産管理システムの実施に関する協力協定に署名した。このパートナーシップ協定に基づきWIPOは、WIPO IPASをIP Viet Namに無償で提供し、その展開を支援する。IP Viet Namはこのソフトウェアを運用するために情報技術及びデータ基盤をアップグレードする責任を負い、さらに、このシステムが稼働した時点で、システムから引き出された産業財産情報の一部をWIPOに提供する予定である。
Date of signing	September 24, 2018
Available source (URL)	https://www.most.gov.vn/vn/tin-tuc/14924/hop-tac-voi-wipo-ve-trien-khai-he-thong-quan-tri-don-so-huu-cong-nghiep.aspx

Subject of MoU/MoA	ベトナム国家知的財産戦略策定のためのベトナム科学技術省と世界知的所有権機関間の覚書
Date of signing	22/3/2017
Available source (URL)	—

Subject of MoU/MoA	知的財産所管機関の事務所開設のためのIPベトナムと世界知的所有権機関間の協定
Date of signing	24/9/2018
Available source (URL)	—

オーストラリア

Subject of memorandum	知的財産分野での協力に関するベトナムとオーストラリアの覚書
Date of signing	September, 1995
Available source (URL)	http://members.webone.com.au/~vembassy/Relations.htm http://www.mofahcm.gov.vn/vi/tintuc_sk/tulieu/nr060208110833/nr060504144221/ns061116145617

Subject of MoU/MoA	IP オーストラリアによる広域特許審査トレーニング指導プログラムに関する IP オーストラリアとベトナム国家知的財産庁間の覚書
Date of signing	August 10, 2017
Available source (URL)	—

シンガポール

Subject of memorandum	2018 年度知的財産協力計画に関する覚書 IP Viet Nam とシンガポール知的財産庁 (IPOS) が署名
Date of signing	28/11/2017
Available source (URL)	https://www.most.gov.vn/vn/tin-tuc/13185/viet-nam--singapore-tang-cuong-hop-tac-ve-so-huu-tri-tue.aspx

3.2.13 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの 2017 年における支援について

EPO、韓国、中国、WIPO 及び AU によるセミナー開催や専門家の派遣が行われている。特に、WIPO によるトレーニングの回数が多い。

	Method	How many times	Language	Participant	No of part
EU	Dispatch of people with expertise	2 回 (2017 年 7 月と 10 月) IP Viet Nam 審査官との経験共有のため EPO が専門家をベトナムに派遣	English Translator	Examiner	—
	Dispatch of people with expertise	2	English	Examiner	1 - 50
	External training	2 回; EPO が海外の特許研修コースに IP Viet Nam の審査官を招待 (2017 年 2 月と 9 月)	English	Examiner	—
	External training	2	English	Examiner	1 - 50
	Seminar etc. (Studyvisit on organization structure and finance management at EPO office)	1	—	—	—
Korea	Dispatch of people with expertise	1	English	Examiner Admin. Jdg. IPO staff	1 - 50
	Dispatch of people with expertise	1	English	Examiner Admin. Jdg. IPO staff	1 - 50
	External training	1	English	Examiner	1 - 50
China	External training	1	English	Other	1 - 50
WIPO	Dispatch of people with expertise	>=10	English	Examiner IPO staff Other	100 - 500
	External training	>=5	English	Examiner Admin. Jdg. IPO staff	1 - 50
	Seminar etc.	>=10	English	Examiner IPO staff	1 - 50

	Method	How many times	Language	Participant	No of part
AU	Dispatch of people with expertise	1	English	Examiner IPO staff	1-50
	External training	1	English	IPO staff Other	1-50

3.2.14 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN 全体に対する支援施策について

EU が ASEAN 諸国を多意匠とするプロジェクトを行っている。現在フェーズ II まで終了し、新たな協力プロジェクトが検討されている。

- ・知的財産権保護に関する EU-ASEAN プロジェクト (ECAP III) のフェーズ 2 が 2017 年 2 月 21 日に終了し、新たな協力プロジェクトが検討されている。EU は ASEAN 全加盟国と共同で、知的財産権及び産業財産権保護を推進するプロジェクトの立ち上げを決定した。そのプロジェクトには、IP Key Southeast Asia (IP Key SEA) と ARISE Plus という二つのプラットフォームが含まれる予定であり、このどちらも EU の「知的財産及び産業財産権分野」における政策の一部である。南米と中国でも着手された IP Key SEA が「ビジネス界に注力する」のに対し、ARISE Plus は「開発、協力等に関連した面」に主眼が置かれている¹⁴²⁴。
- ・EU が ASEAN 諸国に対して支援を行う 2 つのプロジェクトである ARISE+IPR (ECAP IV) 及び IP KEY SEA が最近立ち上がり、初年度の活動が始まった。
 - IP KEY SEA プロジェクトでは、EU と東南アジアの利害関係国間の FTA (自由貿易協定) 交渉、及び一層の協力関係を築くための支援が行われる。
 - ARISE+IPR では、ASEAN 開発目標の達成や地域統合への支援が行われる。

3.2.15 今後の JPO からの支援について

審査官だけでなく、裁判官や審判官向けのトレーニングへの要望、IP Viet Nam の処理能力向上や品質管理に関する要望があった。またセミナーに関する要望も、特定のトピックなど、比較的専門家向けのものに関する要望が多かった。

- ・日本国特許庁から今後、次のような支援を受けることを希望する。
 - 間近に迫った知的財産法改正に関する助言など、知的財産施策の整備に関する助言の提供、商標出願審査等の公式の基準／便覧の完成と発行について IP Viet Nam に提案及び支援を行うこと。
 - 審査官だけでなく、行政官／裁判官、及び民間の知財実務者を対象にした複数の研修コースの提供。
 - 知的財産管理システムの自動化増進に向けた技術的支援の提供
 - 審査時間の短縮につながる審査作業への支援

¹⁴²⁴ 参考 URL: https://ec.europa.eu/fpi/news/eu-launches-project-supporting-intellectual-property-rights-southeast-asia_en

(裁判官や審判官向けの支援をして欲しい)

- ・ベトナムには知財専門の裁判所がない。ベトナムでは、知財に関する裁判の件数が少なく、裁判官は知財に関する裁判の経験が少ない。知財の裁判を担当したことがあるが、裁判官が知財に関することをよく理解していないと感じた。知財の裁判の質とスピードを上げるような支援があるとよい。
- ・JPO への要望としては、審査官だけではなく、事務管理者や裁判官、IP 実務担当者へのトレーニングもして欲しい。
- ・審査官だけではなく、審判官のトレーニングも有効だと思う。ベトナムの審判官は、タイとは異なりフルタイムで仕事をしている。審判の件数も増えてきており、しっかりとしたガイドラインも必要だと思う。

(処理能力向上、審査期間の短縮につながる支援をして欲しい)

- ・IP Viet Nam の知的財産出願の処理能力を向上するための支援をして欲しい。
- ・ベトナムではバックログの問題があるので、審査期間の短縮につながるような審査プロセスに関する支援をして欲しい。

(特定のトピックにフォーカスしたセミナーをして欲しい)

- ・JPO への要望としては、知財の一般的なトピックについては既に十分なワークショップ/セミナー等が行われているので、特定のトピックにフォーカスしたワークショップ/セミナー等を行うとよいと思う。
- ・これまでは、JPO 側がワークショップ/セミナー等の内容を決めて実施している印象がある。JPO と IP Viet Nam がもっと一緒になって協力関係を強化していった方がよいのではないか。例えば、ワークショップ/セミナー等を開催する前に、JPO と IP Viet Nam が一緒になって内容を決め、JPO 側と IP Viet Nam 側のお互いがスピーカーとなってワークショップ/セミナー等を開催するのもよいと思う。
- ・JPO への要望としては、審査官だけではなく、事務管理者や裁判官、IP 実務担当者へのトレーニングもして欲しい。個人的には、特定のトピック（医薬特許、知財評価等）にフォーカスしたセミナー/ワークショップがあると、色んな視点からの見解を学べるのでありがたい。
- ・バイオや医薬関連分野については独自の調査システムを持っていないため、以前 WIPO からサポートを受けていたが、現在はそのサポートがなくなった。できれば JPO に協力をお願いできないかと考えている。

(品質管理や品質の向上に関する支援をして欲しい)

- ・今後は、品質管理なども行っていきたい。参考としたい他国もあるが、現在は JPO との協力事業が進んでおり、まずは日本の経験を取り入れていきたい。
- ・知財に関しては、JPO から様々な支援を受けており、いずれも大変感謝している。今後は、品質の向上に力を入れていきたいため、引き続き協力をお願いしたい。

(特にない、その他)

- ・ベトナムにおけるほとんどすべての民間ベースの知財法律事務所と同様に、ベトナム政府・IP Viet Nam と IP5s・WIPO との協力におけるすべての種類のプロジェクト又はプログラムから、当所が利益を受ける可能性は低い。これらの活動から利益を受けるのは、主として政府関連の機関/職員である。

- ・私達代理人は民間のサービスプロバイダーなので、JPO が代理人向けのセミナー等を行う必要はないと個人的には思う。
- ・現在、IP Viet Nam と JPO は覚書 (MOU) を交わしており、必要な対応は全て毎年策定される行動計画に基づいて行われている。この行動計画の策定時に必要な要望の提出や議論などを行っているため、この場で伝えるべき JPO への要望は特にない。

3.2.16 審査の質に関する取り組みについて

特許、実用新案、意匠及び商標の審査に関し、品質を管理する部門はないが、システムは存在するとの回答を得た。現在、あらゆる法域に関して、審査の品質を向上するべく活動が行われている。

<特許・実用新案>

- ・現在、IP Viet Nam には特許審査の品質を管理する部門はないが、特許審査センターの上級特許審査官で構成する、特許審査を管理するシステムは存在する。
現在 IP Viet Nam では、特許、実案、意匠、商標を含むあらゆるタイプの法域について、審査品質管理システムを改善するよう努めている。
- ・現在、IP Viet Nam には実案 (小特許) 審査の品質を管理する部門はないが、特許審査センターの上級特許審査官で構成する、特許審査を管理するシステムは存在する。
現在 IP Viet Nam では、特許、実案、意匠、商標を含むあらゆるタイプの法域について、審査品質管理システムを改善するよう努めている。

<意匠>

- ・現在、IP ベトナムには意匠審査の品質を管理する部門はないが、工業意匠審査センターの上級意匠審査官で構成する、意匠審査を管理するシステムは存在する。
現在 IP ベトナムでは、特許、実案、意匠、商標を含むあらゆるタイプの法域について、審査品質管理システムを改善するよう努めている。

<商標>

- ・現在、IP ベトナムには商標審査の品質を管理する部門はないが、商標審査センターの上級意匠審査官で構成する、商標審査を管理するシステムは存在する。
現在 IP ベトナムでは、特許、実案、意匠、商標を含むあらゆるタイプの法域について、審査品質管理システムを改善するよう努めている。

3.3 追加質問票及びそのヒアリング結果

3.3.1 誤訳訂正について

<特許>

(登録前は可能であるが登録後は不可)

- ・外国基礎出願に基づく特許出願

現行の法令では、翻訳の誤りを補正として訂正することは可能である。登録前においては、その補正が最初に開示された特許明細書の範囲を超えないかぎり、翻訳の誤りを訂正することができる。登録後は、保護範囲の限定（特に、登録特許の保護範囲に属する一つ又は複数の独立又は従属クレームの減縮）を除いて、翻訳の誤りを訂正することはできない。

実際には、翻訳の誤りを補正として訂正するには長時間を要し、当該補正が受理されるかどうかは IP Viet Nam 長官の裁量による。

- ・特許：登録前の誤訳訂正は可能（PCT 及びパリルート）。登録後の誤訳訂正は不可。登録後は、明らかな誤記であれば訂正が認められるケースもある。
- ・登録前の誤訳訂正は可能。登録後の誤訳訂正は、IP Viet Nam の承認が得られたら可能であるが、実務上非常に難しい。以前よりも厳しくなっているように感じている。
- ・特実意商：登録前の誤訳訂正は可能だが、登録後の誤訳訂正は不可（誤記訂正であれば可能）。
- ・誤訳訂正については、登録後に行えるようにすると、権利の実体的な変更になる場合もあるので、問題が大きいと考える。このため、登録後の誤訳訂正を認めることは難しい。

(翻訳チェックは必須である)

- ・誤訳を少なくするために、事務所ではダブルチェックをしており、特にクレームは注意してチェックしている。日本からの特許出願で、新しい分野の技術用語についてオンライン辞書で調べてもよくわからなくて困ることがある。

<商標>

(マドプロ出願の補正等は国際事務局で行う)

- ・商標出願

マドリッド制度を利用したベトナムへの国際商標出願については、基礎出願又は国際出願のいかなる訂正／補正も、WIPO 国際事務局 (IB) で行われなければならない。IP Viet Nam は国際事務局から通知を受けて、出願の実体審査を進めるだけである。

(国内出願は法律及び規則定めに基づく限り、訂正は登録の前後で可能)

- ・外国基礎出願に基づいて優先権を主張し、IP Viet Nam に直接、特許出願をした場合（パリルートによる国内出願）、ベトナムの国内出願については、かかる訂正／補正が、商標出願又は登録の補正に関するベトナムの知的財産法令の規定に従っているかぎり、登録前でも登録後でも翻訳の誤りを訂正することができる。
- ・パリルートのベトナム国内出願は、登録前及び登録後の誤訳訂正は可能である（法律及び規則に基づく）。

3.3.2 悪意の商標出願について

商標の出願をするには、使用が要件となっていないため、悪意の商標出願自体を防ぐことができず、大きな問題となっている。また、法上「悪意」を理由とした取消等は可能であるが、悪意の存在について証明が難しい場合が多い。

(使用の事実が不要のため誰でも出願可能であり、大きな問題となっている)

- 目下ベトナムでは、「悪意」という概念は、出願への異議、又は商標登録の無効／取下げの根拠として認められている。ただし今日にいたるまで、ベトナムの法律は悪意による／不誠実な出願、又は悪意による／不誠実な登録に関して、明確な定義を述べておらず、そのせいで複数の異なる解釈が生じている。悪意ある第三者による商標の冒認出願を防ぐためのさらなる取組に関する情報は見当たらない。よって本件に関して、日本国特許庁から何らかの形での協力を得られれば効果があるだろう。
- 商標の悪意の冒認出願は大きな問題になっている。商標の使用が登録要件ではないため、使用していなくても商標登録可能であり、このため、誰でも似たような商標を出願するのが可能である。結果的に誰でも悪意の冒認出願ができてしまう。特に医薬分野の冒認出願や模倣品が多いと認識している。他国で登録されていてもVNで登録が無い場合は商標登録できる。国外で使用していたとしても関係ない。異議／無効の請求人が悪意の証明をすることができれば無効化できるが、その証明は難しい。加えて、異議の場合、出願人側の対応は不要であり、取り消すのは難しい。日本以外のIP5からの改善要求もある。
- 商標の悪意の冒認出願は大きな問題になっており、最近急増している。商標の使用が登録要件ではないため、誰でも悪意の冒認出願ができてしまう。
- IP5やWIPOは冒認出願対策の経験・知識が豊富だと思うので、ワークショップ／セミナー等を行なうとよいと思う。ベトナムだけではなくASEAN全体で行えばよいのではないか。良い事例や悪い事例等をASEAN全体で議論したら有効なのではないか。

3.3.3 知的財産に関するセミナーについて

韓国商標に関するセミナーに関して回答があった。また、WIPOと他国の共催でのセミナーが多く開催されている。

- われわれは「韓国商標」の二つのセミナーに参加した。韓国商標の模倣品対策及び侵害対策に関するセミナーで、ベトナム市場調査局と韓国知的財産庁(KIPO)が共催し、2017年半ばと2018年半ばに実施された。
さらに、知的財産に関する韓国特許戦略開発院(KISTA)、KIPO、WIPO共催による最近のセミナーやイベントに関する情報もいくつか入手している。
 - 知的財産権に対する認識向上に関するセミナー、2018年5月9日ハノイで開催、ベトナム産業貿易省とKISTAの共催¹⁴²⁵。

¹⁴²⁵ 参考 URL: <http://tapchitaichinh.vn/nguyen-cuu-trao-doi/trao-doi-binh-luan/nang-cao-nhan-thuc-ve-quyen-so-huu-tri-tue-141021.html>

- 適切な科学技術と知的財産に関する一連のセミナー、ハノイ（2018年8月27日）、ダナン（2018年8月29日）、ホーチミン市（2018年8月31日）で開催、ベトナム科学技術省（MOST）、WIPO、KIPOの共催¹⁴²⁶
 - 工業意匠国際登録であるハーグ制度に関するワークショップ、2018年9月5日にハノイで、7日にホーチミン市で開催、MOSTとWIPOの共催¹⁴²⁷。
 - 「2018-2030年の知的財産権に関する国家戦略の策定」プロジェクトの枠組み内の一連のワークショップ、2017年10月23日から11月3日までハノイで開催、MOSTとWIPOの共催¹⁴²⁸。
- WIPO主催の代理人が参加可能なセミナー／ワークショップがいくつかあった（回答書に記載のとおり）。
 - 短期間の「JPO/IPR Training course for Patent Experts under the JPO/IPR Training Program at JPO (2011)」に参加した経験がある。毎年、ベトナムのIP実務者は2名程度しか参加できないので、非常に狭き門である。JPOがこのようなトレーニングコースをベトナムで開催してくれたら、ベトナムのIP実務者が多数参加できるのでありがたい。ベトナムは出願件数が急増しており、知的財産の事務所数もIP実務者も増えているので。セミナーのニーズが増えている。

3.4 その他

審査官の採用状況に関する回答があった。

- IP Viet Namの予算は科学技術省が決めている。IP Viet Namの審査官には、政府雇用の審査官と、任期付き契約の審査官がいる。政府雇用の特許審査官は約80名と聞いている（任期付き契約の審査官は恐らく約20名位だろう）。任期付き契約の審査官は、契約期間終了後に政府雇用の特許審査官になる人もいる。

¹⁴²⁶ 参考 URL: <https://www.most.gov.vn/vn/Pages/chitiettin.aspx?IDNews=14801>

¹⁴²⁷ 参考 URL: <https://www.most.gov.vn/vn/Pages/chitiettin.aspx?IDNews=14826>

¹⁴²⁸ 参考 URL: http://noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/vwDisplayContentNews/2EAD9698A0FA6559472581D80009535A?OpenDocument

G. マレーシア

1 公開情報調査

1.1 マレーシアの知的財産制度及び運用の概要

1.1.1 法律

マレーシアでは、特許及び実用新案が特許法、意匠が意匠法、商標が商標法により規定されている。

特許法は、1983年法律291号を基礎として改正がなされており、最新の改正法は2006年法律第A1264号である¹⁴²⁹。英語版も公開されている。

意匠法は、1996年法律552号を基礎として改正がなされており、最新の改正法は、2013年法律第1449号である¹⁴³⁰。英語版も公開されている。

商標法は、1976年法律第175号を基礎として改正がなされている。最新の改正法は、2002年法律第A1138号である¹⁴³¹。英語版も公開されている。

1.1.2 基本的な条約加盟状況

マレーシアは、パリ条約、TRIPs 協定及びPCT 条約に加盟済みであり、現在マドリッド協定議定書への加入を検討・準備中である。

1.1.3 法改正の情報

直近の法改正の予定はないが、医薬品関連に係る特許や侵害行為、マドリッド協定議定書加盟のための改正、非伝統的商標の導入等に関する議論が行われている¹⁴³²。

1.1.4 特許制度の概要

(1) 手続の流れ

下記の図に示すように、出願後、予備審査 (Preliminary examination) が行われ (特許法第29条)、方式要件を満たす場合、出願日又は優先日から18月経過後に公開手数料の納付を条件として出願が公開される (特許法第34条(1))。出願日から18月以内に実体審

¹⁴²⁹ 「PATENT ACT 1983」 MyIPO ウェブサイト、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/patent-act-1983/?lang=en> [最終アクセス日: 2019年1月12日]

¹⁴³⁰ 「INDUSTRIAL DESIGNS ACT 1996」 MyIPO ウェブサイト、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/industrial-designs-act-1996/?lang=en> [最終アクセス日: 2019年1月12日]

¹⁴³¹ 「TRADE MARKS ACT 1976」 MyIPO ウェブサイト、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/trade-marks-act-1976/?lang=en> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁴³² 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

査請求又は修正実体審査請求が行われると（特許規則 27(1)、同規則 27A(1)）、実体審査が行われる（特許法第 30 条(1)、特許規則 27C、同規則 27D）。拒絶理由に該当せず、出願人が手数料を納付した場合、特許が付与される（特許法第 31 条）。

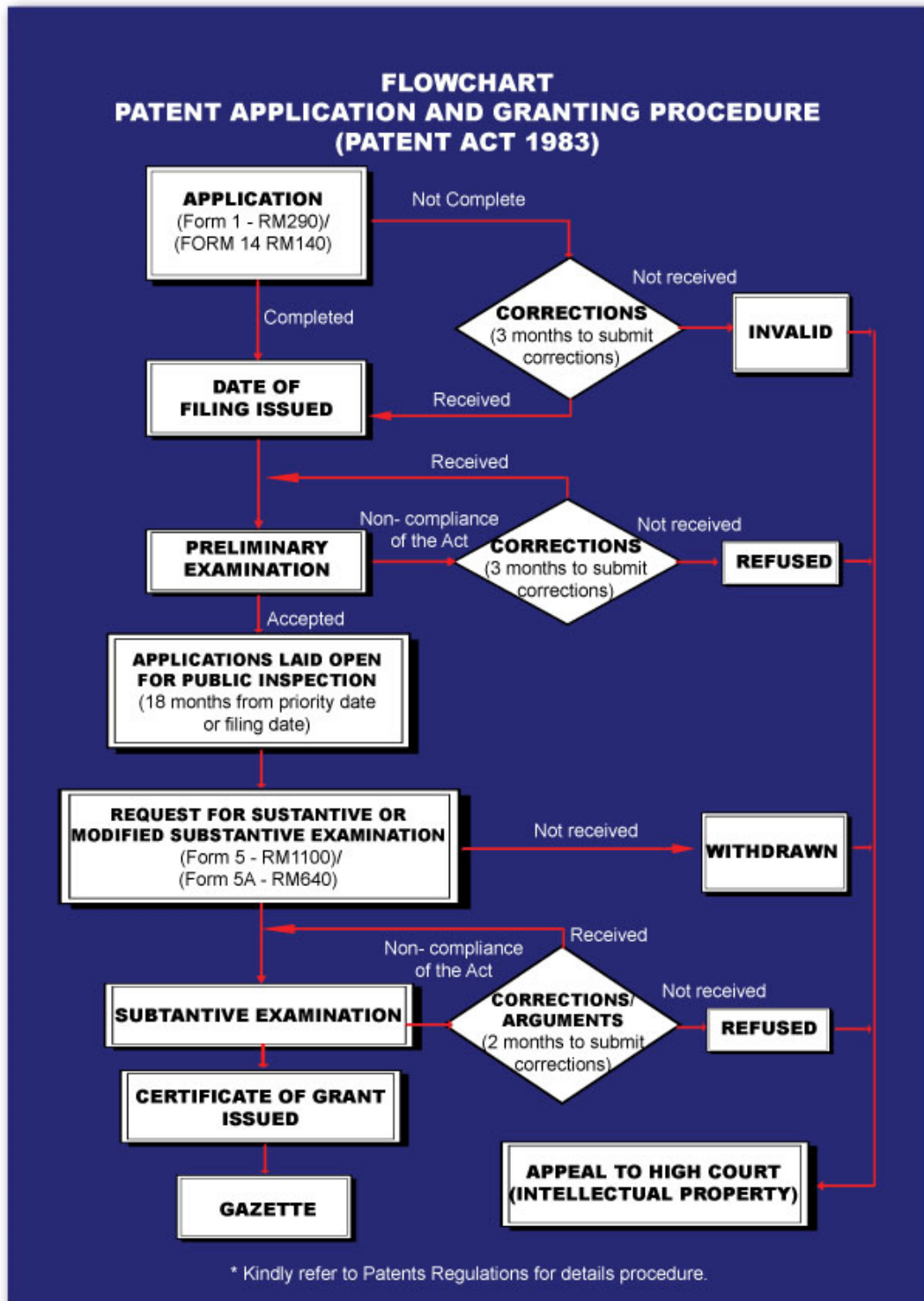


図 23 出願から登録までの主な流れ（特許）¹⁴³³

¹⁴³³ 「PATENT MANUAL APPLICATION FLOWCHART」 MyIPO ウェブサイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/patent-application-process-flowchart/?lang=en> [最終アクセス日: 2019年1月15日]

(2) 定義等

特許法では、「発明」とは、条文上以下のように定義されている。

第12条 「発明」の意味¹⁴³⁴

- (1) 発明とは、発明者の思想であって、当該技術の分野における一定の課題についての解決を実際に可能にするものをいう。
- (2) 発明は、製品若しくは方法とすること、又は製品若しくは方法に係わらせることができる。

登録可能な発明の一般的要件として、新規性、進歩性及び産業上利用可能性を有することが要件となっている（特許法第11条）。

第11条 特許を受けることができる発明

発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有している場合は、その発明は特許を受けることができる。

(3) コンピュータープログラムの取扱い

コンピュータープログラムは特許を受けることができない発明として条文上直接に掲げられていないが（特許法第13条）、コンピュータープログラム自体及び媒体に記録されたものとしてのコンピュータープログラムは、特許法第12条(1)の「発明」に該当するか否かが問題とされ、その内容にかかわらず特許を受けることができない（特許審査基準第4章3.6）。ただし、クレームに示された主題が、先行技術に対する技術的な貢献を有する場合、プログラムで制御された装置や製造方法、制御方法等である場合は特許を受けることができる（特許審査基準第4章3.6）¹⁴³⁵。

第13条 特許を受けることができない発明

- (1) 次に掲げるものは、それが第12条の意味における発明であるという事実があったとしても、特許を受けることができない。
 - (a) 発見、科学理論及び数学的方法
 - (b) 植物若しくは動物の品種、又は植物若しくは動物を生産するための本質的に生物学的な生産方法。ただし、人工の生存微生物、微生物学的方法及び当該微生物学的方法による製品を除く。
 - (c) 事業、純粋に精神的な行為又はゲームを行うための計画、規則又は方法
 - (d) 人間又は動物の身体についての外科術又は治療術による処置の方法及び人間又は動物の身体に施される診断方法
- ただし、本項は、前記方法において使用される製品には適用しないものとする。

[法律 A648:s.7 による挿入]

¹⁴³⁴ 「マレーシア 特許法」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/malaysia-tokkyo.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日] 以下、特に断りのない場合、「G.1.1.4 特許制度の概要」の章において引用するマレーシア特許法の条文の日本語訳は、すべて同じものから引用している。

¹⁴³⁵ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

(2) (1)の適用上、同項に記載されている項目が特許を受けることができるものか否かが不確実であるときは、登録官は、その事項を審査官に付託してその意見を求め、かつ、登録官は、その後、事情に応じて、その項目の特許を受けることができるものに含めるか又はそれから排除するかを決定を行うものとする。

(4) 新規性

新規性については、発明が先行技術により予測されないものについて認められる（特許法第14条）。この「先行技術」は、出願日又は優先日前に世界のいずれかの場所で書面や口頭、使用その他の方法で公衆に開示されたもの、特許を受けようとする発明の内容が出願日前の優先日を有する国内特許出願の内容に含まれる場合のものと規定されている。

第14条 新規性

(1) 発明が先行技術により予測されないものであるときは、その発明は新規性を有する。

(2) 先行技術は、次に掲げるものによって構成されるものとする。

(a) その発明をクレームする特許出願の優先日前に、世界の何れかの場所において、書面による発表、口頭の開示、使用その他の方法で公衆に開示されたすべてのものの

[法律 A648: s.8, 法律 A863: s.6 による改正]

(b) (a)にいう特許出願より先の優先日を有する国内特許出願の内容であって、その内容が前記の国内特許出願に基づいて付与される特許に包含されている場合のもの

[法律 A648: s.8, 法律 A863: s.6 による改正]

(中略)

(4) (2)の規定は、先行技術に含まれる物質又は組成物の、第13条(1)(d)にいう方法における使用に関する特許性を排除するものではない。ただし、そのような方法におけるその使用が先行技術に含まれていないことを条件とする。

[法律 A863: s.6 による挿入]

(5) 新規性喪失の例外規定について

新規性喪失の例外が認められている（特許法第14条(3)）。出願人又は承継前の特許を受ける権利を有する者の行為による開示、出願人又は承継前の特許を受ける権利を有する者（特許法第18条）以外の者による開示、又は法律の施行日に英国特許庁に係属していた特許出願による開示の場合、公開された日から1年以内に出願した場合に認められる。

第14条 新規性

(略)

(3) (2)(a)に基づいてなされた開示が次に掲げる事情に該当している場合は、その開示は無視するものとする。

(a) その開示がその特許の出願日前1年以内に生じており、かつ、その開示が出願人

又はその前権利者の行為を理由とするものであったか又はその行為の結果であったこと

(b) その開示がその特許の出願日前1年以内に生じており、かつ、その開示が出願人又はその前権利者の権利に対する濫用¹⁴³⁶を理由とするものであったか又はその濫用の結果であったこと

(c) その開示が、本法の施行日に、英国特許庁に係属している特許登録出願によるものであること

(6) 審査請求

出願人は、所定の期間内に実体審査請求と修正実体審査のいずれかを請求することができる（特許法第29A条）。「所定の期間」は、実体審査請求及び修正実体審査請求のいずれも出願日から18か月以内である（特許法規則27(1)、同27A(1)）。実体審査請求は、方式審査後であって、出願日から18月以内に実体審査手数料を納付とともに行うことができる（特許法第29A条、特許法規則27）¹⁴³⁷。

ここで、修正実体審査は、マレーシアに出願する前に既に所定の国又は条約のもとで登録となった出願がある場合に、その審査結果を利用して行う実体審査である。「所定の国」とはオーストラリア、日本、韓国、英国又は米国であり、「所定の条約」とは、欧州特許条約である（特許規則27A(5)）。修正実体審査により、審査官の審査負担を軽減させ、出願人はより早期に審査結果を得ることができる。このため、修正実体審査請求時には、出願人は、所定の国において登録されたクレームや明細書等（の翻訳文）を提出し、その登録されたクレーム等と同一になるように補正する必要がある（特許審査基準第7章2.1）。

第29A条 実体審査又は修正実体審査の請求

(1) 特許出願が第29条に基づく審査を受けており、かつ、取下又は拒絶がされていないときは、出願人は、所定の期間内に、その出願について実体審査の請求をしなければならない。

(2) 特許出願においてクレームされている発明と同一又は基本的に同一の発明に関し、特許又は工業所有権の保護に関するその他の権利が、マレーシア以外の所定の国において又は所定の条約に基づいて、その出願人又は前権利者に付与されているときは、出願人は、実体審査を請求する代わりに修正実体審査を請求することができる。

<特許規則¹⁴³⁸>

規則27 実体審査請求

(1) 実体審査の請求は、出願日から18月以内に、所定の手数料を納付し様式5を提出することにより登録官に対してなされなければならない。

¹⁴³⁶ 例えば、審査基準では出願人から発明を内容に知らされた者がその発明を自分で出願し、その出願が公開されたことによる場合が挙げられている（審査基準第4章9.4）。URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujij/malaysia-tokkyo_kijun.pdf [最終アクセス日: 2019年3月1日]

¹⁴³⁷ なお、国際出願の場合、実体審査請求の期間は、国際出願日から4年以内である（特許規則27(1A)）。修正実体審査請求も同様である（特許規則27A(1A)）。

¹⁴³⁸ 「マレーシア 特許規則」JPOウェブサイト URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujij/malaysia-tokkyo_kisoku.pdf [最終アクセス日: 2019年3月1日]

(1A) (1)にかかわらず、国内移行された国際出願の実体審査の請求は、国際出願提出日から4年以内に、所定の手数料を納付し特許様式5を提出することにより登録官に対してなされなければならない。

規則 27A 修正実体審査請求

(1) 修正実体審査請求は、出願日から18月以内に、所定の手数料を納付し様式5Aを提出することにより登録官に対してなされなければならない。

(1A) (1)にかかわらず、国内移行された国際出願の修正実体審査の請求は、国際出願提出日から4年以内に、所定の手数料を納付し特許様式5Aを提出することにより登録官に対してなされなければならない。

(7) 早期審査制度

早期に登録を図ることができる制度として、修正実体審査（特許法第29A条(2)、G.1.1.4(6)参照）、ASPEC又はPPH及び早期審査（特許規則27E）を利用することができる。早期審査請求は、実体審査請求を行った後に出願人が請求することができ、MyIPOは、目安として出願日又は優先日から20か月でOffice Actionを通知することを目標としている¹⁴³⁹。

(8) 誤訳の訂正について

願書やクレーム、明細書等の出願書面は、マレーシア語又は英語で作成されなければならない（特許規則18(11)）。このため、これら以外の国の言語で記載された書面については、翻訳文を提出しなければならない。

誤訳の訂正は、補正の手續に含まれ、登録前と登録後のいずれも可能である（特許法第79条）。ただし、補正は、「誤記又は明白な錯誤」を訂正する目的に制限されており、補正前に開示されていた事項を超えるような補正は行うことができない（特許法第79A条）。なお、翻訳文に記載されていないが原文に記載されているような事項について、原文に基づいて補正又は訂正を行うことができるかは明確な規定がなく、議論がある¹⁴⁴⁰。

第79A条 特許を補正する登録官の権限

(1) 登録官は、本法に基づいて制定される規則に従って特許所有者がする請求に基づき、誤記若しくは明白な錯誤を訂正する目的で、又は登録官が受け入れることができる他の理由で、その特許の明細書、クレーム又は図面を補正すること、又はその特許に関連する他の書類を補正することができる。

(2) 登録官は、補正が補正前に開示されていた事項を超える事項を開示する効果を有する場合又はその特許の付与の時に与えられた保護を拡大する効果を有する場合は、本条に基づく補正を行ってはならない。

¹⁴³⁹ 「PATENT & UTILITY INNOVATION STANDARD OPERATIONAL PROCEDURE (MANUAL PROSEDUR KERJA)」 p.22-23 (Section C6, C7)、MyIPO ウェブサイト内、URL: <https://drive.google.com/file/d/0B526dR6VYUv-aTB4bzlxUXg3Rjg/view> [最終アクセス日: 2019年1月15日]

¹⁴⁴⁰ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

(3) 登録官は、その特許の有効性が争点となりうる裁判所手続に係属している場合は、本条に基づく補正を行ってはならない。
(後略)

(9) 存続期間

存続期間は出願日から20年である(特許法第35条)。

第35条 特許の存続期間

(1) (1B)及び(1C)に従うことを条件として、特許の存続期間は、それに係る出願の出願日から20年とする。

[法律 A1088: s.5 による代替, 法律 A1196: s.3 による改正]

(1A) (1)を害することなく、かつ、本法の他の規定に従うことを条件として、特許は、特許付与証明書が発行された日に付与されたとみなし、かつ、効力を生じるものとする。

[法律 A1088: s.5 による挿入]

(1B) 特許出願が2001年8月1日前に行われ、かつ、同日に係属していた場合は、その出願に基づいて付与される特許の存続期間は、出願日から20年又は特許の付与日から15年のうち、何れか長い方とする。

[法律 A1196: s.3 による挿入]

(1C) 2001年8月1日前に付与され、かつ、同日になお有効であった特許の存続期間は、出願日から20年又は付与日から15年のうち、何れか長い方とする。

[法律 A1196: s.3 による挿入]

(後略)

(10) 第二医薬用途発明について

マレーシアでは、既知の物質又は組成物について、新たな用途に係る発明は、それが外科手術若しくは治療による人間又は動物の身体の処置に関する方法や、人間又は動物の身体に施される診断方法における使用であっても、それらの用途の特許性は否定されない(特許法第14条(4))。その使用方法が外科、治療又は診断方法に使用されているものとして既に先行文献に開示されている場合は除かれると審査基準には記載されているが(特許審査基準第4章3.5)、一方で、クレームの形式によっては、新規性及び進歩性を備えていれば許容されるとも記載されている(特許審査基準第4章3.5)。また、スイス・クレームで記載された医薬品の第二用途に係る発明について、特許性を有すると判断された裁判例もある¹⁴⁴¹。

第13条 特許を受けることができない発明

(1) 次に掲げるものは、それが第12条の意味における発明であるという事実があった

¹⁴⁴¹ スイス・クレームの第二医薬用途発明について争われ、認められた裁判例が紹介されている。Charmayne Ong, Neo Hwee Yong 「マレーシアにおける医薬用途発明保護」 p.2 工業所有権情報・研修館 新興国等知財情報データベース U RL: <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2018/05/7442ad142e1b54d1a92607e1f72b56f0.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日]

としても、特許を受けることができない。

(略)

(d) 人間又は動物の身体についての外科術又は治療術による処置の方法及び人間又は動物の身体に施される診断方法

ただし、本項は、前記方法において使用される製品には適用しないものとする。

[法律 A648:s.7 による挿入]

第14条 新規性

(4) (2)の規定は、先行技術に含まれる物質又は組成物の、第13条(1)(d)にいう方法における使用に関する特許性を排除するものではない。ただし、そのような方法におけるその使用が先行技術に含まれていないことを条件とする。

[法律 A863:s.6 による挿入]

<マレーシア知的所有権公社 特許審査基準^{1442,1443}>

第4章 特許性

3. 特許を受けることができない発明

3.5 人間又は動物の身体についての外科術又は治療術による処置の方法及び人間又は動物の身体に施される診断方法

本規定は、当該方法に使用される製品には適用されない。従って、当該方法における使用のための外科術、治療術又は診断の器具又は装置について特許を取得することができる。また、人工補綴又は義肢の製造及びそのための人体の採寸方法も特許を受けることができ、従って、患者の口腔内の型の作製を含む義歯の製造方法も特許性から排除されない。処置又は診断の当該方法における使用のための新たな製品、特に物質又は組成物にも特許を取得することができる。第14条(2)において定義される先行技術に既に含まれる既知の物質又は組成物は、第14条(4)によって当該方法における使用について特許を受けることができるが、これは、その既知の物質又は組成物が外科術、治療術又は診断における使用のために先に開示されていないことを条件とする(第一医薬用途)¹⁴⁴⁴。同一の物質又は組成物は、その後当該種類の他の使用に特許を受けることはきない。外科術、治療術、及び又は診断方法における第一用途についての既知の物質又は組成物へのクレームは、次のような様式でなければならない:「物質又は組成物 X」の後に使用の表示を続ける。例えば、「...薬としての使用について」、「...抗菌薬として」又は「...疾病 Y の治療について」である。第3章 4.13 において説明されたこととは反対に、これらの種類のクレームは、特定の使用のために呈示又は包装された場合の物質又は組成物に制限されるものとみなされる。製品クレーム自体は、新規の製品についてのみ取得することができる。ただし、このことは、第一医薬用途のための製品クレームは、特許性の他のすべての要件を満たす必要がないことを意味しない。「疾病 Y の処置のための物

¹⁴⁴² JPO 「マレーシア知的所有権公社 特許審査基準 2011年10月版」 JPO ウェブサイト URL: https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/malaysia/tokkyo_kijun.pdf [最終アクセス日: 2019年2月21日]

¹⁴⁴³ MyIPO 「GUIDELINES FOR PATENT EXAMINATION」 (2011年10月) p.22-23 MyIPO ウェブサイト URL: <https://drive.google.com/file/d/0B526dR6VYUv-ajNES1ZseGl3Uzg/view> [最終アクセス日: 2019年2月21日]

¹⁴⁴⁴ 英文では、「However, by Section 14(4) a known substance or composition already comprised in the prior art as defined in Section 14(2), may be patented for use in these methods if the known substance or composition was not previously disclosed for use in surgery, therapy or diagnosis ("first medical use"). The same substance or composition cannot subsequently be patented for any other use of that kind.」と記載されている。MyIPO 「GUIDELINES FOR PATENT EXAMINATION」 (2011年10月) p.22-23 MyIPO ウェブサイト URL: <https://drive.google.com/file/d/0B526dR6VYUv-ajNES1ZseGl3Uzg/view> [最終アクセス日: 2019年2月21日]

質又は組成物 X の使用...」の様式のクレームは、第 13 条(1)によって特許性から明示的に排除された処置のための方法に関するものとみなされ、受け入れられない。

「治療術適用 Z のための薬の製造のための物質又は組成物の使用」の様式でのクレームは、最初か又は「後の」(第 2 以降の) 当該出願の何れかについて、その出願が新規かつ進歩性を有することを条件として認められる¹⁴⁴⁵。

(後略)

(1 1) 異議申立て

マレーシア特許法には、異議申立てに関する規定はない。

(1 2) 無効審判その他付与後における第三者の請求による特許権消滅手段

自己の法的利益を侵害された者は、それに係る特許の無効に関する訴訟を裁判所に提起することができる(特許法第 56 条(1))。

第 56 条 特許の無効

(1) 自己の法的利益を侵害される者は、それに係る特許の無効を求める訴訟を、特許所有者を相手として提起することができる。

(2) 特許の無効を請求する者が次に掲げる事由を証明したときは、裁判所は、それに係る特許を無効にしなければならない。

(a) その特許において発明としてクレームされているものが、第 12 条の意味における発明でないこと、又は第 13 条若しくは第 31 条(1)に基づいて保護から除外されていること、又は第 11 条、第 14 条、第 15 条及び第 16 条の要件を遵守していないために特許を受けることができるものでないこと

(b) 明細書又はクレームが第 23 条の要件を遵守していないこと

(c) クレームされている発明を理解するために必要な図面が提出されていないこと

(d) その特許を受ける権利が、特許を付与された者に属していないこと、又は

(e) 不完全若しくは不正確な情報が第 29A 条(4)に基づいて、その特許の付与を受けた者又はその代理人によって登録官に故意に提供されたか、又は提供するようにされたこと

[法律 A863: s.32 による挿入]

(後略)

¹⁴⁴⁵ 英文では、「A claim in the form "Use of a substance or composition X for the manufacture of a medicament for therapeutic application Z" is allowable for either a first or "subsequent" (second or further) such application, if this application is new and inventive.」と記載されている。MyIPO 「GUIDELINES FOR PATENT EXAMINATION」(2011 年 10 月) p.23 MyIPO ウェブサイト URL: <https://drive.google.com/file/d/0B526dR6VYUv-ajNES1ZseGl3Uzg/view> [最終アクセス日: 2019 年 2 月 21 日]

1.1.5 実用新案特許制度の概要

(1) 要件等

実用新案特許は、特許と同様に発明を対象とし、その発明が新規であること、及び産業上利用可能性があることが要件となっている（特許法附則 2 で代替される特許法第 14 条及び同法 16 条）。進歩性（特許法第 15 条）と単一性（特許法第 26 条）は要求されていない（特許法第 17A 条(2)）。

第 17 条 定義

この部、及び本法に基づいてこの部に関して制定される規則の適用上、「実用新案」とは、新規の製品若しくは方法又は既知の製品若しくは方法についての新規の改良を創出する新案であって、産業上利用可能なものをいい、発明を含む。

[法律 A648: s.11, 法律 A863: s.7 による代替, 法律 A1088: s.2 による改正]

第 17A 条 出願

(1) この部に別段の定めがある場合を除き、本法の規定は、第 2 附則における修正に従うことを条件として、発明に適用するのと同じの方法で実用新案に適用する。

(2) 第 11 条, 第 15 条, 第 26 条, 第 X 部, 第 89 条及び第 90 条は、実用新案には適用しない。

[法律 A648: s.12 による挿入, 法律 A863: s.8, 法律 A1088: s.3 による改正]

(2) 手続等

手続としては、出願公開も含め特許の場合と同様である。

(3) 存続期間

存続期間は、出願日から 10 年であり（特許法附則 2 で代替される第 35 条(1)）、5 年単位で 2 回まで延長することができる（特許法附則 2 で代替される第 35 条(2)）。

(4) 無効審判その他付与後における第三者の請求による特許権消滅手段

登録後の無効及び異議申立てに関しては、特許と同様である（特許法附則 2）。

1.1.6 意匠制度の概要

(1) 手続の流れ

下記の図に示すように、出願後、方式審査が行われ（意匠法第21条）、新規性に関する審査が行われる。新規性を有すると判断された場合、意匠登録となる（意匠法第22条）。意匠登録後は、速やかに公報が発行される（意匠法第22条）。

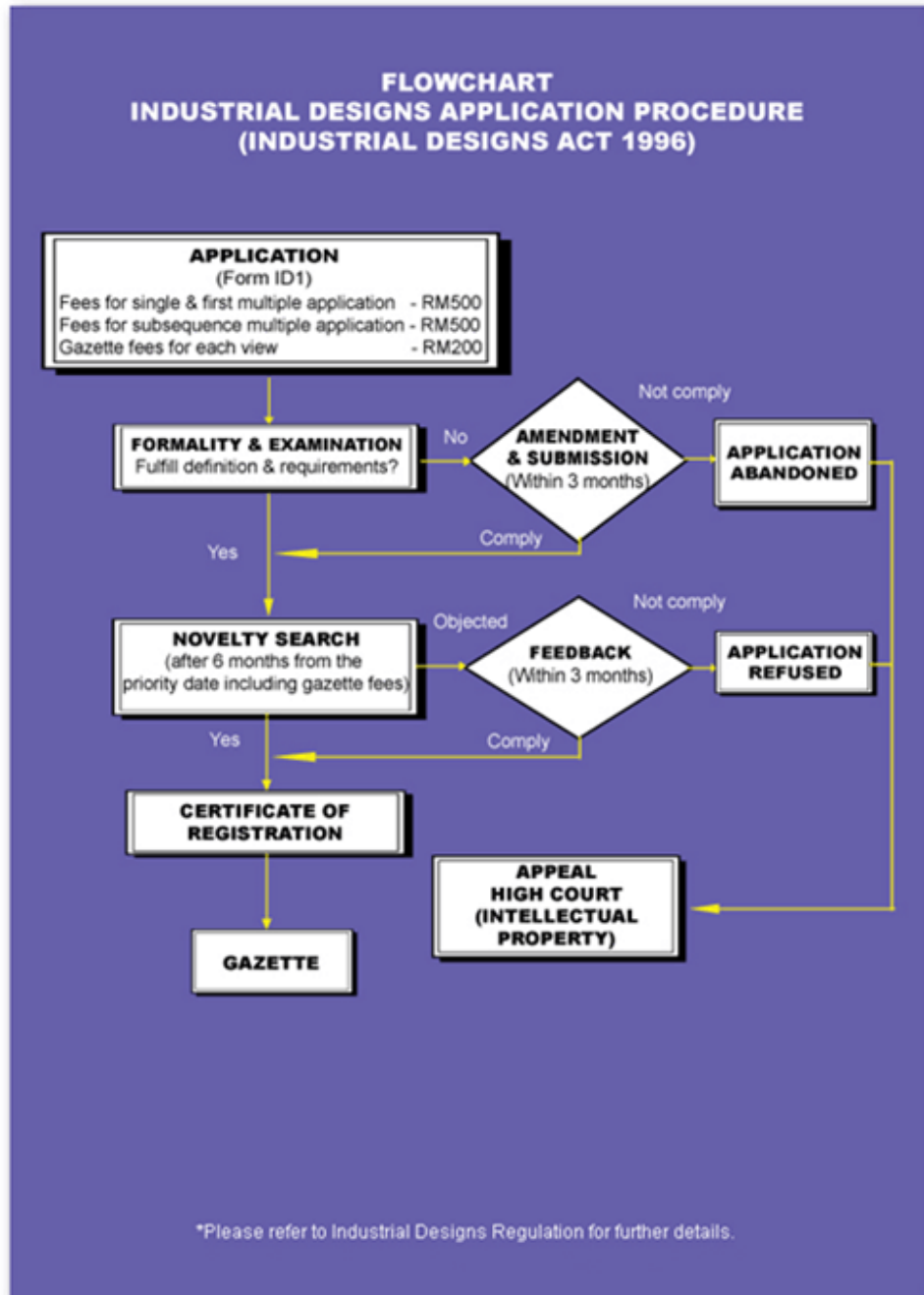


図24 意匠の主な手続のフロー¹⁴⁴⁶

¹⁴⁴⁶ 「FLOWCHART INDUSTRIAL DESIGN APPLICATION PROCEDURE (INDUSTRIAL DESIGNS ACT 1996)」 MyIPO ウェブサイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/industrial-design-application-process-flowchart/?lang=en> [最終アクセス日: 2019年1月15日]

(2) 定義等

意匠とは、条文上以下のように定義されている（意匠法第3条(1)）。

第3条 解釈¹⁴⁴⁷

(1) 本法において、文脈上別段の解釈を必要としない限り、

(中略)

「物品」とは、何らかの製造物品又は手工芸品をいい、それらの一部も、個別に作成され販売される場合は、「物品」に含める。ただし、2000年集積回路配置法にいう集積回路若しくは集積回路の一部又は当該集積回路を作成するために使用されるマスクは含めない。

(中略)

「意匠」とは、工業的方法又は手段により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であって、完成した物品において視覚に訴え、視覚によって判断されるものをいう。ただし、次のものを含まない。

(a) 構造についての方法若しくは原理

(b) 物品の形状若しくは輪郭の特徴であって、

(i) 当該物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられるもの、又は

(ii) 意匠の創作者が、当該物品がその不可分の一部を構成することを意図している他の物品の外観に依存するもの

(中略)

「組物」とは、数個の物品であって、同一の一般的特徴を有し、かつ、一括販売を常態とし又は一括使用を意図するものであり、各個に適用される意匠が、他の物品すべて若しくはその何れかに対して、同一であるか又は重要でない細部若しくは関連する取引において通常使用される特徴においてのみ異なるものをいう。

(中略)

(2) 本法における物品への言及は、次のものへの言及を含むものとする。

(a) 組物

(b) 組物中の各々の物品、及び

(c) 場合により、組物及び当該組物中の各物品の双方

(3) 新規性

マレーシア意匠法では、意匠は「新規性がない限り登録されないものとする」と規定されている（意匠法第12条）。新規性がないとされる場合とは、マレーシア又はその他の国で公衆に開示されている場合、先願である他人の出願に含まれていた場合であって、開示された意匠が、出願に係る意匠又は重要でない部分や細部のみ異なる意匠である場合である（意匠法第12条(2)(a)(b)）

¹⁴⁴⁷ 「マレーシア 意匠法」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/malaysia-ishou.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日] 以下、特に断りのない場合、「G.1.1.6 意匠制度の概要」の章において引用するマレーシア特許法の条文の日本語訳は、すべて同じものから引用している。

第12条 登録可能な意匠

- (1) 意匠は、本法に従うことを条件として、新規性がない限り登録されないものとする。
- (2) 登録出願される意匠は、当該出願の優先日前に、当該意匠が、又は関係する取引において一般的に使用される、重要でない細部若しくは特徴においてのみ当該意匠と異なる意匠が、次の場合に該当するときは、新規性を有しているとはみなされない。
- (a) マレーシアの何れかの場所¹⁴⁴⁸で公衆に開示されていた場合、又は
- (b) 他の出願人によりなされたマレーシアでの出願であって、より早い優先日を有する他の意匠登録出願の内容であった場合において、その内容が当該他の出願に基づき付与された登録に含まれていたとき。

(4) 新規性喪失の例外について

新規性喪失の例外が認められている（意匠法第12条(3)）。出願日前6月以内に、出願に係る意匠が公式又は公認の博覧会で展示された場合、又は他人により犯された不法行為の結果として開示された場合、意匠法第12条(2)(a)に規定する開示にあたらぬとされる。

第12条 登録可能な意匠

(略)

- (3) (2)(a)の適用上、意匠は、登録出願日前6月以内に、次の場合に該当することのみを理由としては、公衆に開示されたとみなされない。
- (a) 意匠が公式又は公認の博覧会に展示された場合、又は
- (b) 意匠が、出願人又は当該出願人の前権利者以外の他人により、当該他人又は別人により犯された不法行為の結果として、開示された場合

(5) 部分意匠制度

日本のような部分意匠制度に関する規定はない。ただし、「個別に作成され販売される場合は、「物品」に含める。」（意匠法第3条(1)）と規定されており、スペアパーツの保護を認めている。また、図面の記載方法において、保護を求める部分を実線で描き、その他の部分を点線で表すことも可能となっている¹⁴⁴⁹。

(6) 関連意匠制度

日本のような関連意匠制度はないが、既に登録済みに意匠がある場合、同じ出願人が、一又は複数の異なる複数の物品について出願する場合、又は登録意匠の本質的に影響を与えない部分について修正又は変更がされている意匠であって、同一の物品又は一又は複数

¹⁴⁴⁸ 原文ママ。2013年意匠法の英文では、“Malaysia or elsewhere”と記載されている。このため、新規性が喪失した（公知となった）とみなされる範囲は、マレーシア国内の開示だけでなく、国外での開示も含むと解される。（参照：「LAWS OF MALAYSIA Act A1449 INDUSTRIAL DESIGNS (AMENDMENT) ACT 2013」 p.4、MyIPO ウェブサイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2016/09/id-act-amendment2013eng.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月15日]

¹⁴⁴⁹ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

の異なる物品について出願する場合、その出願は拒絶にならず、当該登録意匠による開示によっては、登録が無効とはならないという規定がある（意匠法第23条）。

第23条 他の物品に係る同一意匠の登録

- (1) 意匠が何れかの物品に関して登録されていて、当該意匠の所有者が次の登録を出願する場合は、出願は拒絶されてはならず、当該出願に基づいてなされる登録は、先の登録のみを理由として、又は先の登録出願に係る優先日後における当該出願に基づいて登録された意匠の開示若しくは使用のみを理由としては、無効にされない。
- (a) 登録意匠の1又は2以上の他の物品に係る登録、又は
 - (b) 登録意匠で構成され、当該意匠の性格を変える程若しくは同一性に大きく影響する程ではない変更又は変形を加えた意匠の、同一又は1若しくは2以上の他の物品に係る登録
- (2) 本条により登録された意匠の登録存続期間は、原登録意匠の存続期間及びその延長期間を超えないものとする。

また、マレーシアでは、一出願で複数の意匠を出願することができる。一の出願に複数の意匠を含むには、国際特許意匠分類の同一クラスに属し、複数の意匠が同一の主題である必要がある（意匠法第15条、意匠規則5(4)）。

第15条 複合出願

2以上の意匠は、国際意匠分類の同一クラスに係るか、又は同一の組物若しくは同一の物品構成に係る場合に限り、同一出願の主題とすることができる。

<意匠規則¹⁴⁵⁰>

規則5 意匠の登録出願

(略)

- (4) 本法第15条により2以上の意匠が同一の登録の主題である場合は、出願人は、意匠の数を明示し、所定の追加手数料を支払うものとする。

(7) 秘密意匠制度

日本のような秘密意匠制度はない。また、公開時期の繰延べ等に関する規定もない。意匠は、登録後、速やかに公報に公告される（意匠法第22条(2)）。

¹⁴⁵⁰ 「マレーシア 意匠規則」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujj/malaysia-ishou_kisoku.pdf [最終アクセス日: 2019年3月1日]

(8) 存続期間

存続期間は、国内の出願日から5年であり、5年単位で4回まで延長することができる(意匠法第25条(1)(2))。

第25条 登録の存続期間

- (1) 意匠登録は、意匠登録出願日に効力を生じたとみなされ、その後5年間存続するものとする。
- (2) 意匠登録の存続期間は、現行期間の満了前に延長申請が所定の様式でなされ、所定の延長手数料が納付されるときは、更に各5年間の期間を連続する2期¹⁴⁵¹に亘り延長することができる。
- (3) 所定の追加料金の納付を条件として、未納の延長手数料の納付期限日から6月の猶予期間が延長手数料の納付のために付与されるものとする。
- (4) 本条に従って延長申請がなされないか又は延長手数料が納付されない場合は、登録は失効し、登録失効の公告が公報に掲載されるものとする。

(9) 異議申立て

異議申立てに関する規定はない。

(10) 登録後の無効又は取消等

登録後は何人も裁判所に登録の取消を求めることができる(意匠法第27条)。取消の理由としては、登録意匠が優先日より前に開示されていた(意匠法第27条(1)(a))、意匠登録が不法行為により取得されていた(意匠法第27条(1)(b))といったものがある。

第27条 登録の取消及び強制ライセンスの付与

- (1) 意匠登録後はいつでも、何人も次の事項を裁判所に申請することができ、裁判所は当該申請に関して適正とみなす命令を発することができる。
 - (a) 第12条に従うことを条件として、意匠が意匠登録出願の優先日前に公衆に開示されていたことを理由とする意匠登録の取消
 - (b) 意匠登録が不法手段により取得されたことを理由とする意匠登録の取消、又は
 - (c) 当該意匠がマレーシアにおいて如何なる工業上の方法又は手段によっても、登録対象である物品に対して当該事件の事情において相応の程度にまでは適用されていないことを理由とする当該意匠に係る強制ライセンスの付与
- (2) (1)(a)及び(1)(b)の規定は、意匠の所有者が自己の所有する登録意匠の取消を登録官に請求する権利又は登録官が自ら適正とみなす他の理由で意匠登録の取消を命令する権限を害するものではない。

¹⁴⁵¹ 原文ママ。2回ではなく、4回の誤りである。実際の英文では、「(2) The period of registration of an industrial design may be extended for four further consecutive terms of five years each, if an application for extension is made in the prescribed form, and the prescribed extension fee is paid before the expiration of the current term.」と規定されており、5年単位で4回まで延長することができる。MyIPO 「LAWS OF MALAYSIA Act 552 INDUSTRIAL DESIGNS ACT 1996 (Incorporated the changes made up to 1st July 2013)」 p.17 URL: <http://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2016/09/INDUSTRIAL-DESIGNS-ACT-1996-ACT-552.pdf> [最終アクセス日: 2019年2月20日]

1.1.7 商標制度の概要

(1) 手続の流れ

出願後、方式審査が行われ、方式要件を満たし出願が受理されると、速やかにその商標出願が公告される（商標法第27条）。商標出願の公告日から2月以内に異議申立てを行うことができる（商標法第28条、商標規則37(1)）。異議申立てがなかった場合又は異議申立ての審理において登録を維持すべきという判断がなされた場合、登録となる（商標法第30条）。

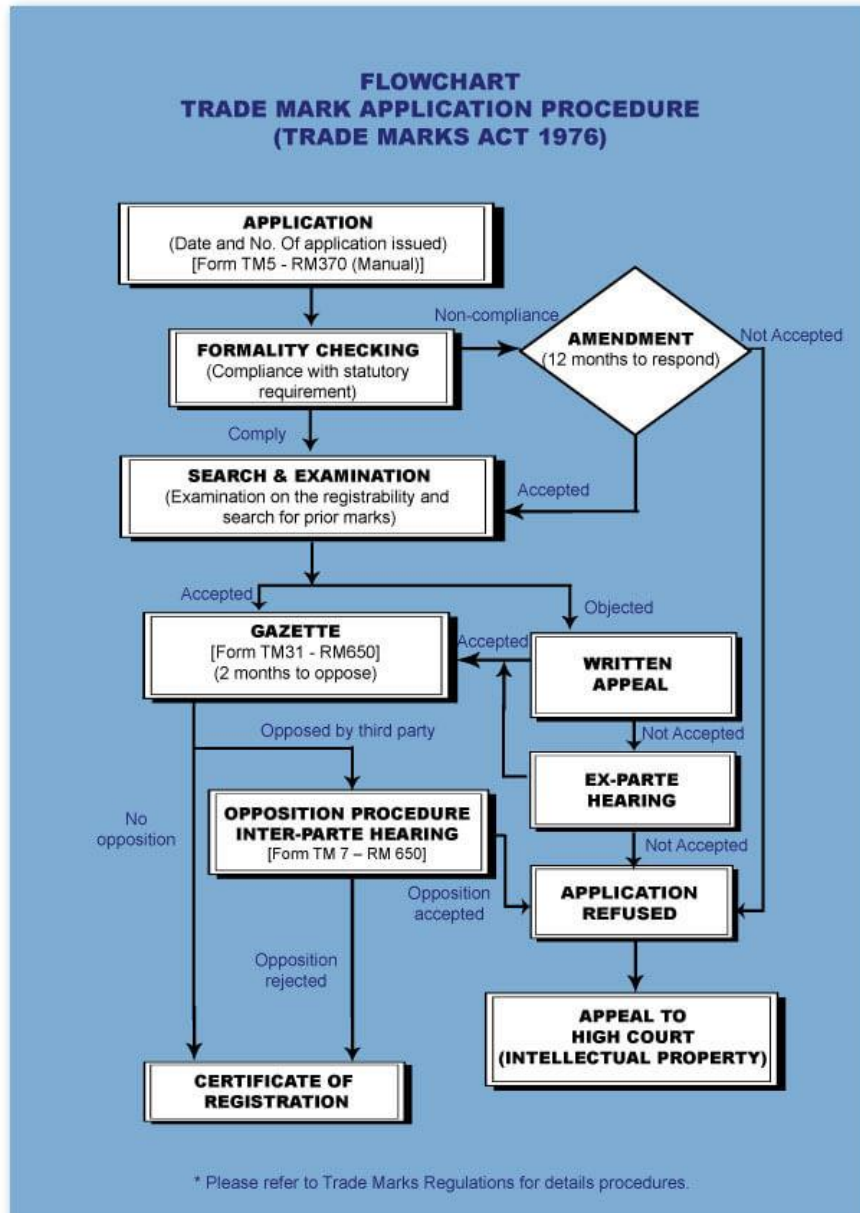


図25 商標の主なフロー¹⁴⁵²

¹⁴⁵² 「FLOWCHART TRADE MARK APPLICATION PROCEDURE (TRADE MARKS ACT 1976)」 MyIPO ウェブサイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/trade-marks-application-process-flowchart/?lang=en> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

(2) 定義等

商標は、商品又はサービスに関して使用され又は使用が予定されている標章であり、標章とは、図案、文字、数字等の組合せを含む（商標法第3条(1)）。また、商標に色彩が付されている場合は、識別性の判断において参酌され、色彩が付されていない場合は、すべての色彩について登録されたとみなされる（商標法第13条）。

第3条 解釈¹⁴⁵³

(1) 本法において、文脈上別段の解釈を必要としない限り、
(中略)

「標章」とは、図案、ブランド、標題、ラベル、チケット、名称、署名、語、文字、数字又はこれらの組合せを含む。

(中略)

「商標」とは、第XI部に関する場合を除き、商品又はサービスと所有者又は登録使用者として商標を使用する権利を有する者との間の業としての関係を、これらの者を特定する表示を伴うか否かを問わず、表示することを目的として又はこのように表示するために当該商品又はサービスに関して使用され又は使用を予定されている標章をいい、また、第XI部に関しては、当該第XI部に基ついて登録可能な又は登録された標章をいう。

第13条 商標の色彩

(1) 商標は、その全体又は一部を、1又は複数の特定された色彩に限定することができ、その場合に商標が色彩を限定されているという事実は、当該商標が識別性を有するか否かの判断において斟酌されるものとする。

(2) 商標が色彩に関する限定なしに登録されている場合は、当該商標は、すべての色彩について登録されたとみなされる。

加えて、マレーシアでは、連合商標（商標法第22条）、連続標章（商標法第24条）、証明商標（商標法第56条）及び防護標章（商標法第57条）の登録を行うことができる。

登録可能な商標についても以下のように規定されている（商標法第10条(1)）。

第10条 登録可能な商標

(1) ある商標(証明商標以外のもの)が登録可能なものであるためには、次に掲げる要素の少なくとも1を含むか又はこれより成るものでなければならない。

(a) 特別の又は独特な態様で表示される個人、会社又は企業の名称

(b) 登録出願人又はその者の事業の前主の署名

(c) 考案された語

(d) 商品又はサービスの性質又は品質に直接言及せず、かつ、その通常の意味に従えば、地理的名称でも人の姓でもない語、又は

(e) その他識別性を有する標章

¹⁴⁵³ 「マレーシア 商標法」JPO ウェブサイト、URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/malaysia-shouhyou.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月1日] 以下、特に断りのない場合、「G.1.1.7 商標制度の概要」の章において引用するマレーシア特許法の条文の日本語訳は、すべて同じものから引用している。

(略)

[法律 A881, A1078 による改正]

(3) 存続期間

商標登録は、10年間効力を有し、10年単位で更新が可能である（商標法第32条）。

第32条 登録の存続期間

[法律 A881 による改正]

- (1) 商標登録は10年間効力を有する。ただし、本法に従い、随時更新することができる。
- (2) 廃止された法令に基づき登録された商標が本法に基づく登録簿に組み込まれてその内容を構成する場合は、当該商標の登録は、本法に基づいて更新されない限り、廃止法令に基づき与えられた当初の期間又は更新された存続期間の残存部分に相当する期間について効力を維持するものとする。
- (3) 商標の登録は、第VII部に従い随時更新することができる。

(4) 異議申立て

付与前異議の制度がある（商標法第28条）。商標登録出願は、方式要件を満たし、MyIPOに受理されると、速やかに公告がなされる（商標法第27条）。何人も、公告された日から2月以内に商標、証明商標又は防護標章の出願に対し、登録に対する異議申立てを行うことができる（商標規則37(1)）。異議申立てが認められた場合、商標登録出願は拒絶となる（商標法第28条(4)(a)）。

第28条 登録異議申立

- (1) 何人も、商標登録出願の公告日後所定の期間内に、登録官及び出願人に対し登録異議の申立を行うことができる。
- (後略)

(5) 第三者の請求による登録後の無効又は取消等

裁判所に対し、不使用による登録の取消を請求することができる（商標法第46条）。不使用の請求は、コンセント制度（商標法第26条）により登録された場合において、請求前1月前までに登録商標の使用がなかった場合、又は請求前1月前までの連続した3年間登録商標の使用がなかった場合に行うことができる（商標法第46条(1)(a)(b)）。

第46条 商標不使用に関する規定

- (1) 本条及び第57条に従うことを条件として、裁判所は、不服を有する者の申請により、次の何れかを理由として、ある登録商標をその登録に係る商品又はサービスの何れかに関して登録簿から抹消すべき旨の命令を発することができる。
 - (a) 当該商標が、その登録出願人の側において、又は第26条(1)に基づく登録の場合

は、関係の一般法人若しくは登録使用者の側において、それらの商品又はサービスに関して当該商標を使用する善意の意図がないにも拘らず登録され、かつ、当該商標の登録所有者又は登録使用者が、当該申請の日の1月前までに、それらの商品又はサービスに関して当該商標の善意の使用を実際に行っていないこと、又は

(b) 申請の日の1月前に至るまで連続して3年以上、当該商標が登録されているにも拘らず当該商標の登録所有者又は登録使用者がそれらの商品又はサービスに関して当該商標の善意の使用を行っていないこと。

[法律 A881 による改正]

登録簿の記載に不服を有する者から申立てがあった場合、裁判所は、登録簿への記載、記載の削除、又は記載の変更を命じることができる（商標法第45条）。また、詐欺行為により登録がなされた場合は、登録官による申立ても可能となっている（商標法第45条(1)(d)）。

第45条 登録簿の更正

(1) 本法の規定に従うことを条件として、

- (a) 何らかの事項の登録簿への不記載若しくは登録簿からの脱漏、十分な理由なしに登録簿になされた記載、誤って登録簿に残存している記載又は登録簿の記載における過誤又は瑕疵に不服を有する者から所定の方式による申立てがあったときは、裁判所は、その適当と考えるところに従い、登録簿への記載、記載の削除又は記載の変更を命じることができる。
- (b) 本条に基づく手続において、裁判所は、登録簿の更正に関し決定することが必要又は便宜である問題の決定を行なうことができる。
- (c) 登録官は、ある登録商標の登録、譲渡又は移転に関して詐欺行為があった場合、又は公共の利益になると判断する場合は、自ら本条に基づく申立てを裁判所に対して行うことができる。
- (d) 登録簿の更正の命令において、裁判所は、更正通知が所定の方式で登録官に送達されるべきことを命じるものとし、登録官は、当該通知の受領により、相応に登録簿の更正を行う。

(2) (削除) [法律 A1078]

(6) 未登録周知商標の保護

出願に係る標章又は標章の一部が、周知商標と同一の商品又はサービスについて、同一又は極めて類似する場合、登録済みの周知商標とは異なる商品又はサービスについて出願されているが、周知商標の所有者との関係を示唆するような場合、そのような出願は拒絶となる（商標法第14条(1)(d)(e)、商標規則13A）。なお、周知商標であるかを判断するには、商標規則13Bに掲げる事項が考慮される。

第14条 登録の禁止

(1) 標章又は標章の一部が次の何れかに該当するときは、商標として登録されない。
(中略)

- (d) それが、同一の商品又はサービスについて、マレーシアにおいて周知の他の所有者の標章と同一か又はそれに極めて類似するとき [法律 A1078 による挿入]
- (e) それが、登録出願に係るものと同じでない商品又はサービスについて、マレーシアにおいて周知でありかつ登録されているとき。ただし、登録出願に係る商品又はサービスに関する標章の使用がそれら商品又はサービスと当該周知商標の所有者との間の関係を示唆し、そのような使用により当該所有者の利益が害される虞があることを条件とする。[法律 A1078 による挿入]

(後略)

規則 13A 商標登録が許されない場合¹⁴⁵⁴

登録官は、次の場合は、商標又は商標の一部を登録してはならない。

- (a) 商標又はその一部が、マレーシアで登録済みか否かを問わず、既に当該登録出願人以外の者に属する商標としてマレーシアで周知であるとマレーシアの所轄当局が認める商標と同一か若しくは混同を生じさせる程類似しているか又はかかる商標の翻訳であり、かつ、同一又は類似の商品若しくはサービスに使用される場合
- (b) 商標又は商標の一部が、当該商標登録出願の対象とされるものと類似のものか否かを問わず、何らかの商品若しくはサービスに関してマレーシアで登録されており規則 13B の規定の下に周知と認められる商標と同一か若しくは混同を生じさせる程類似しているか又はかかる商標の翻訳である場合において、当該対象商品若しくはサービスについての使用がそれら商品若しくはサービスと既登録商標の所有者との関係を推測させ、当該使用によってかかる既登録商標の所有者の利益を害する虞が存在するとき

(後略)

規則 13B 周知商標の基準

商標が周知か否かを決定する際には、次の諸事項を考慮することができる。

- (a) 関係範囲の公衆の間での当該商標の認知度
- (b) 当該商標が使用されている期間、地理的範囲及びその具体的領域
- (c) 当該商標が使用される商品若しくはサービスの見本市若しくは博覧会で行われている、宣伝と広告を含む販売促進活動での当該商標の使用の期間、地理的範囲及びその具体的領域
- (d) 当該商標が登録されている又は登録出願がなされている期間、地理的範囲及びその具体的領域（それらが当該商標の使用度及び認知度を反映する限りにおいて）
- (e) 当該商標の権利を守るための強制手段が過去において成功した記録、特に当該商標が所轄当局によって周知と認められた程度、及び
- (f) 当該商標に関連する価値

¹⁴⁵⁴ 「マレーシア 商標規則」 p.11、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/malaysia-shouhyou_kisoku.pdf [最終アクセス日: 2019年3月1日]

1.1.8 審査の運用その他

(1) 出願から登録までの期間

出願から登録までの期間は、2017年度の調査¹⁴⁵⁵では、特許が平均で6.7年、実用新案特許が約5.4年¹⁴⁵⁶となっている。意匠及び商標に関しては、情報を得ることができなかった。

(2) 審査官の人数

審査官の人数に関しては、情報を得ることができなかった。

表10 審査官の人数

	特許・実用新案	意匠	商標
2015年	—	—	—
2016年	—	—	—
2017年	—	—	—

(3) 審査ガイドライン

特許については、審査ガイドライン¹⁴⁵⁷と、手続のガイドライン¹⁴⁵⁸が作成され、公開されている。商標では審査ガイドラインが公開されている¹⁴⁵⁹。いずれもマレー語と英語版で公開されている。

(4) 審査の質について

審査の質の管理については、情報を得られなかった。

¹⁴⁵⁵ 日本貿易振興機構 (JETRO) バンコク事務所 知的財産部「マレーシア知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」2018年3月、p.94、p.102、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/pdf/search_ip_communique2017.pdf [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁴⁵⁶ 日本貿易振興機構 (JETRO) バンコク事務所 知的財産部「マレーシア知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」2018年3月、p.94、p.110、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/pdf/search_ip_communique2017.pdf [最終アクセス日: 2019年1月16日]


















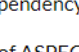
¹⁴⁵⁷ 「Guidelines for Patent Examination」2011年10月、MyIPO ウェブサイト内、URL: <https://drive.google.com/file/d/0B526dR6VYUv-ajNES1ZseGl3Uzg/view> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁴⁵⁸ 「Patent & Utility Innovation Administration and Examination Manual」2015年、MyIPO ウェブサイト内、URL: <https://drive.google.com/file/d/0B526dR6VYUv-aTB4bzlxUXg3Rjg/view> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁴⁵⁹ 「Manual of Trade Marks Law and Practice in Malaysia」2003, Second Edition, MyIPO ウェブサイト内、URL: http://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2017/01/tmlawmanual_amend.pdf [最終アクセス日: 2019年1月16日]

(5) ASPEC・PPHの利用状況

ASPECの利用状況は下記に示すように、マレーシアへは、2018年2月時点で89件の出願でASPECが利用されている。

		2nd AMS								
										
1st AMS		BN								
		KH								
		ID				4		6	1	
		LA								
		MY			1			17	9	
		PH			1	1		1	9	3
		SG			9	84	10		85	43
		TH								
		VN							1	

Average pendency rate to first office action after ASPEC request¹: 7.0 months

Number of ASPEC requests with a first or final office action: 209

Allowance rate at final decision: 100%

¹Only ASPEC requests where an office action had been issued are included

図 26 ASPEC の利用状況¹⁴⁶⁰

また、2017年12月末時点でPPHの利用件数は483件であった¹⁴⁶¹。

(6) MyIPOにおける各種システムについて

各システムの有無は以下のとおりである¹⁴⁶²。審査官用DB及び庁内事務処理システムに関しては、情報を得られなかった。

¹⁴⁶⁰ 「ASEAN Patent Examination Cooperation (ASPEC) Statistics STATISTICS – As of 20 February 2018」 ASEAN Intellectual Property Portal ウェブサイト内、URL: <https://www.aseanip.org/Statistics/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁴⁶¹ 「Patent Prosecution Highway Portal Site 統計情報」2017年12月末時点、JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/statistics.html> [最終アクセス日: 2019年3月1日]

¹⁴⁶² 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

表 11 システムの有無

	特許・小特許	意匠	商標
ユーザー用検索 DB	○	○	○
審査官用 DB	—	—	—
庁内事務処理システム	—	—	—
電子出願システム	○	○	○

ユーザー用 DB については、特許、実用新案、工業意匠及び商標の検索が可能な DB¹⁴⁶³がある。

電子出願システムは、新システムが 2018 年 12 月に導入予定である¹⁴⁶⁴。

¹⁴⁶³ 「MAKLUMAN PEMBUKAAN SISTEM IP ONLINE FILING」 URL: <https://iponline.myipo.gov.my/iponline/>
[最終アクセス日: 2019 年 1 月 16 日]

¹⁴⁶⁴ 海外現地ヒアリング調査の結果に基づく。

1.2 五庁及びWIPO等からマレーシアへの支援施策

1.2.1 知的財産制度の整備支援

(1) 支援主体：日本

- 審査基準策定支援（専門家派遣）¹⁴⁶⁵

<途上国人材育成研修（短期招へい研修：1～3週間）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員）>¹⁴⁶⁶

- JPO-IPR研修／ハーグ加盟支援コース（2018年度）（2019年1月10日～2019年1月17日）

(2) 支援主体：米国

該当情報なし。

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム>* <ASEAN6 共通>（2018年度活動）¹⁴⁶⁷

- Activity 3. 商標実体審査の ASEAN 共通ガイドラインの更新 (Updating mechanism of ASEAN Common Guidelines on Substantive Trademark Examination)
- Activity 4. 意匠のグラフィカル表現の収束に関する実現可能性調査 (Feasibility study relating to the convergence on graphical representations of designs)
- Activity 5. ASEAN 地域商標登録システムの実現可能性研究 (Feasibility study of an ASEAN regional trademark registration system)
- Activity 8. マドプロとハーグ協定の ASEAN 加盟国への加盟前及び加盟後の実地訓練 (Pre-accession and post-accession on-the-job training to ASEAN Member States on Madrid and Hague)
- Activity 9. シンガポール商標法条約の加盟と実施勧告に関する評価研究 (Evaluation study on the accession and recommendations on implementation of the Singapore Treaty on the Law of Trademarks)
- Activity 11. マドリッドプロトコル及びハーグ協定に関する小冊子及びワークショップ (Elaboration of booklets and workshops on the Madrid Protocol and the Hague Agreement)

¹⁴⁶⁵ JPO「特許行政年次報告書2016年版<本編>」p.312、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁶⁶ 「2018年度途上国人材育成研修」JPOウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁶⁷ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPRウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

**ARISE Plus 知的財産権 (ARISE + IPR) プログラム¹⁴⁶⁸*

欧州連合 (EU) の *Enhanced ASEAN Regional Integration Support* 又は *ARISE Plus* の下にあるコンポーネントの1つである。5年間で5,500万ユーロの *ARISE + IPR* プログラムは、知的財産協力を通じて地域統合を支援する。また、国際的ベストプラクティス、標準、*ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025* の戦略目標に沿って、創作、保護、活用、管理及び執行のための *IP* システムのアップグレードを目指す。*ARISE + IPR* は *EU* によって資金提供され、欧州連合知的財産庁 (*EUIPO*) によって実施されている。このプログラムの実施期間は2018年1月1日から60ヶ月である。

<IP KEY SOUTH EAST ASIA>* <ASEAN6 共通> (2018年活動) ¹⁴⁶⁹

- Activity 1. 地理的表示 (GIS) の保護強化に関する研究 (STUDY ON THE ENHANCED PROTECTION OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS (GIS))
- Activity 4. 欧州の地理的表示に関するスタディビジット (STUDY VISIT ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS IN EUROPE)
- Activity 5. 植物品種に関する研究 (STUDY VISIT ON PLANT VARIETIES)
- Activity 6. 植物品種保護のための国際連合に関するカンファレンス (CONFERENCE ON THE INTERNATIONAL UNION FOR PLANT VARIETY PROTECTION)
- Activity 8. 最新の特許保護制度に関するカンファレンス (CONFERENCE ON MODERN PATENT PROTECTION REGIMES)
- Activity 12. 地理的表示のコントロールと執行に関する研究 (STUDY ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS CONTROL AND ENFORCEMENT)
- Activity 15. 地理的表示の重要性に関するカンファレンス (CONFERENCE ON THE IMPORTANCE OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS)
- Activity 21. 特許審査のための地域共通ガイドラインの開発支援 (SUPPORT FOR THE DEVELOPMENT OF REGIONAL COMMON GUIDELINES FOR THE EXAMINATION OF PATENTS)

**IP Key South East Asia (IP Key SEA) ¹⁴⁷⁰*

欧州委員会 (EC) によって指示され、欧州連合知的財産庁 (*EUIPO*) によって実施されている。各国の知的財産分野の特定の課題に取り組むことを支援することによって、*EU* の利益を支援するように設計されている。*IP Key SEA* は、この地域における知的財産権保護と知的財産権の執行を支援し、国際的な貿易相手国、特に *EU* 企業やイノベーターへの市場アクセスを促進することを目的としている。

¹⁴⁶⁸ 「Arise+ IPR」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

¹⁴⁶⁹ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

¹⁴⁷⁰ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

<ECAP III Phase II >* <ASEAN6 共通> (2012~2017年) ¹⁴⁷¹

●Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)

Activity 1. 品質登録サービス (Quality Registration Services) ¹⁴⁷²

- －ASEAN 商標審査官による商標の実体審査ガイドラインの作成／更新のための支援 (2014~2015年)
- －ASEAN 知財庁における意匠の審査・登録に関するガイドラインの作成／更新のための支援 (2015年)

●Component II. 法的・政策的枠組み (Legal and Policy Frameworks)

Activity 1. マドリッドシステムー商標の国際登録 (Madrid System – International Registration of Marks) ¹⁴⁷³

- －ASEAN 加盟国に対するマドリッドプロトコルへの加盟準備の支援 (職員への実地訓練を含む) (2013~2015年)
- －ASEAN の利害関係者を対象としたマドリッド制度を通じた商標の保護に関する広報イベントの開催 (2014年)

Activity 2. ハーグシステムー意匠の国際登録 (Hague System – International Registration of Industrial Designs) ¹⁴⁷⁴

- －ASEAN 加盟国に対するハーグ協定への加盟の法的・技術的な影響に関する助言 (2014年)
- －ASEAN の利害関係者を対象としたハーグシステムを通じた意匠の保護に関する普及活動 (2014年)

●Component IV. 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 2. ASEAN 知財庁間での情報共有とプラクティスの収束 (Information Sharing and Convergence of Practices among ASEAN IP Offices) ¹⁴⁷⁵

- －AMSs における商標・意匠の出願要件ならびに地理的表示の保護制度に関する情報更新 (2014~2015年)
- －ビジネス界への商標・意匠サービスの改善・促進するための革新的な取組みに関する ASEAN 知財庁のための情報共有活動 (2014~2015年)
- －ASEAN 知財庁が採用する可能性がある共通プラクティスについての提案を展開・議論 (2014~2015年)

¹⁴⁷¹ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-ii> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁴⁷² 「Quality Registration Services」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/quality-registration-services> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁴⁷³ 「Madrid System for the International Registration of Marks」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/madrid-system-international-registration-marks> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁴⁷⁴ 「Hague System for the International Registration of Industrial Designs」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/hague-system-international-registration-industrial-designs> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁴⁷⁵ 「Information Sharing and Convergence of Practices among ASEAN IP Offices」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-sharing-and-convergence-practices-among-asean-ip-offices> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

**ECAP III (EU-ASEAN Project on the Protection of Intellectual Property Rights)* ¹⁴⁷⁶

2009年に調印された融資契約において、EU（欧州連合）及びASEAN事務局によって承認された。フェーズIは、2010年及び2011年に欧州特許庁（EPO）によって実施された。2012年、EUとASEANは、ASEAN IPR 行動計画2011-2015に従って再調整されるように、プロジェクトの内容を見直した。欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、改訂された予定内にフェーズIIの実施を委託された。プロジェクトの変更は、2012年9月にEUとASEANが調印したEU-ASEAN 融資契約の補遺で承認された。

(4) 支援主体：中国

該当情報なし。

(5) 支援主体：韓国●WIPO アジア・太平洋地域セミナー<ASEAN6 共通> (2016年10月25～27日) ¹⁴⁷⁷

－韓国知的財産庁（KIPO）の国際知識財産研修院（IIPTI）は、WIPOと共同で、ブータン、インド、マレーシア、ラオス等のアジア・太平洋地域12か国の知的財産権政策担当者及び関係者24人、WIPO関係者、国内参加者を対象に、「能力に基づいた教育と特許審査制度の診断を通じた特許行政効率性の向上」をテーマとして、各国の知的財産戦略と優秀事例を共有し、深みのある討論の機会を設けた。

●WIPO アジア・太平洋地域セミナー<ASEAN6 共通> (2015年11月23日～26日) ¹⁴⁷⁸

－KIPOの国際知識財産研修院（IIPTI）は、WIPOと共同で、マレーシア、ミャンマー、シンガポール等のアジア・太平洋地域12か国の知的財産権政策担当者及び関係者22人、WIPO関係者、国内参加者を対象に、「プロジェクト基盤のアプローチ法及び成果志向型管理を通じた知的財産開発計画の効果的な実行」をテーマにセミナーを開催した。このセミナーを通じて各国の知的財産戦略と優秀事例を発表し、2016年から2025年までのASEAN IP戦略計画の効果的な実行に向けて踏み込んだ討論を展開する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家IP戦略の樹立など、IP専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立に関する有用な情報を提供した。

(6) 支援主体：WIPO

<WIPO「Technical Assistance Database」から得られた情報> ¹⁴⁷⁹

●マドリッドシステムの法整備に関する第15回ワーキンググループ（Working Group on the Legal Development of the Madrid System for the International Registration

¹⁴⁷⁶ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-ii> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁴⁷⁷ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」 p.426、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁴⁷⁸ 「2015年度 知的財産白書（2016年発行）（KIPO）」 p.141～145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁴⁷⁹ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

of Marks (15th session) and Madrid Working Group Roundtable) (2017年6月、スイス)

- 国家知的財産政策の策定に伴う課題、選択肢、ステップを検討する15加盟国グループのためのセミナー (Seminar for the Group of Fifteen Member Countries - consider the issues, options and steps involved in the setting up of a national IP policy) (2017年4月、スリランカ)

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA等）

該当情報なし。

1.2.2 人材育成支援

(1) 支援主体：日本

- 審査実務指導（特許審査官派遣）（2018年以降に実施予定）¹⁴⁸⁰
- 人材育成協力（WIPO Japan FIT 及び JICA 技術協力プロジェクト等のスキーム活用）（専門家派遣（JPO 職員））（2017年度）¹⁴⁸¹
 - －2017年度は、インドネシア、ベトナム、タイ、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ウズベキスタン、モロッコ、ジンバブエ、ボツワナに職員を派遣し、効果的な知的財産権の保護、審査能力の向上、商標審判制度、知財マネジメント人材育成、及び適切な業務処理等をテーマに講義を行った。
- 若手審査官の審査実務指導（2017年度）¹⁴⁸²
 - －新人審査官を含む若手審査官を対象に、特定技術分野における審査実務指導を実施した。
- 人材育成協力（WIPO Japan FIT 及び JICA 技術協力プロジェクト等のスキーム活用）（専門家派遣（JPO 職員））（2016年度）¹⁴⁸³
 - －2016年度は、インドネシア、シンガポール、インド、マレーシア、ミャンマー、モロッコ、ジンバブエ、モザンビークに職員を派遣し、非伝統的商標の保護、効果的な知的財産権の保護、審査能力の向上、知財マネジメント人材育成、及び適切な業務処理等をテーマに講義を行った。
- 審査官育成支援（特許審査官派遣）（2016年度）¹⁴⁸⁴

¹⁴⁸⁰ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.276、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁸¹ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.312、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁸² JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.318、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁸³ JPO「特許行政年次報告書2017年版<本編>」p.331、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁸⁴ JPO「特許行政年次報告書2017年版<本編>」p.295、JPOウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

- 特許実務指導（化学分野）（特許審査官派遣）（2015年度）¹⁴⁸⁵
- 特許実務指導（バイオテクノロジー・ナノテクノロジー分野）（特許審査官派遣）（2014年度）¹⁴⁸⁶

<途上国人材育成研修（短期招へい研修：1～3週間）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員）>¹⁴⁸⁷

- JPO-IPR 研修／意匠実体審査コース<ASEAN6 共通>（2018年度）（2018年9月3～14日）
- JPO-IPR 研修／特許審査基準コース<ASEAN6 共通>（2018年度）（2018年10月15～19日）
- JPO-IPR 研修／審判コース<ASEAN6 共通>（2018年度）（2019年2月14～20日）
- JPO-IPR 研修／IP トレーナーズコース（2018年度）（2018年6月19日～7月3日）
- JPO-IPR 研修／特許審査マネジメントコース（2018年度）（2018年9月19～26日）
- JPO-IPR 研修／商標実体審査コース（2018年度）（2018年11月21日～2018年12月4日）
- JPO-IPR 研修／マレーシアマドプロ商標実体審査コース（2018年度）（2019年1月16日～2019年1月22日）

<途上国人材育成研修（長期招へい研修：4か月）（対象者：知財庁及びその関係機関の職員）>¹⁴⁸⁸

- JPO 特許部門を参考にした MyIPO 特許部門の知財協力強化のための調査研究（2016年度）
- マレーシアにおける商標異議申立て手続きの課題と日本の経験からの提言（2015年度）

（2）支援主体：米国

<USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE) から得られた情報>¹⁴⁸⁹

- GIPA マドリッドプロトコルの実施と管理ワークショップ（GIPA Madrid Protocol Implementation and Administration）（2018年3月20～23日、USPTO Headquarters）
- ASEAN 諸国のためのマドリッドプロトコル研修（Madrid Protocol Training for

¹⁴⁸⁵ JPO 「特許行政年次報告書 2016年版<本編>」 p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁸⁶ JPO 「特許行政年次報告書 2016年版<本編>」 p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁸⁷ 「2018年度途上国人材育成研修」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁸⁸ 「Thesis Titles of Long-Term Researchers」 JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/thesis/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁴⁸⁹ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」 USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

ASEAN Countries) <ASEAN6 共通> (2013年11月4～7日、シンガポール)

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通> (2018年度活動) ¹⁴⁹⁰

- Activity 8. マドプロとハーグ協定のアセアン加盟国への加盟前及び加盟後の実地訓練 (Pre-accession and post-accession on-the-job training to ASEAN Member States on Madrid and Hague)

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通> (2018年活動) ¹⁴⁹¹

- Activity 19. EPO の特許に関するトレーナーの研修プログラムのサポート (SUPPORT FOR THE TRAIN THE TRAINERS PROGRAMME ON PATENTS OF THE EUROPEAN PATENT OFFICE (EPO))

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通> (2012～2017年) ¹⁴⁹²

- Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)

Activity 1. 品質登録サービス (Quality Registration Services) ¹⁴⁹³

- －ASEAN 知財庁のためのベストプラクティスに関する参考資料作成 (商標・意匠出願の処理における品質管理を含む) (2013年)
- －商標・意匠審査に関する ASEAN 知財庁職員への研修 (2013～2015年)

(4) 支援主体：中国

- 知的財産の管理と商業化に関するアジア諸国向け WIPO-SIPO 研修コース (WIPO-SIPO Training Course on Management and Commercialization of Intellectual Property (IP) Assets for Asian Countries) (IP 職員向け) (WIPO) (2017年11月、中国) ¹⁴⁹⁴
- 中国－ASEAN 知的財産管理・活用セミナー (China-ASEAN Intellectual Property Management and Utilization Seminar) <ASEAN6 共通> (2017年7月、中国・北京) ¹⁴⁹⁵
 - －中国国家知的財産局 (SIPO) は、知的財産制度とベストプラクティスに関して、中国と ASEAN との間で相互理解を促進した。

¹⁴⁹⁰ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

¹⁴⁹¹ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

¹⁴⁹² 「About ECAP/ECAP III Phase II」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-ii> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁴⁹³ 「Quality Registration Services」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/quality-registration-services> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁴⁹⁴ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹⁴⁹⁵ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79, 94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

- アジア地域 IP セミナー (Asian Regional IP Seminar) <ASEAN6 共通> (2017 年 11 月) ¹⁴⁹⁶
- 中国－ASEAN 特許審査研修・ワークショップ (2016 China-ASEAN Training Workshop on Patent Examination) <ASEAN6 共通> (2016 年 9 月) ¹⁴⁹⁷
- 開発途上国 (ASEAN 含む) 向け研修・ワークショップ<ASEAN6 共通> (IP 職員受入) (2016 年) ¹⁴⁹⁸
 - －SIPO は、開発途上国向けに 7 つの研修・ワークショップを開催し、46 か国・地域の 118 名の IP 職員を招へいした。アフリカ地域知的所有権機関 (ARIPO)、アフリカ知的所有権機関 (OAPI)、ASEAN 事務局及び ASEAN 加盟国、湾岸協力会議などから IP 職員が参加した。
- ASEAN 加盟国への中国特許文書知識及び活用に関する研修セミナー (Training Seminar on Chinese Patent Documentation Knowledge and Utilization) <ASEAN6 共通> (2015 年) ¹⁴⁹⁹
- 中国－ASEAN IP 研修プログラム<ASEAN6 共通> (IP 職員受入) (2014 年) ¹⁵⁰⁰
 - －ASEAN 諸国の 20 人の上級 IP 職員を招へいした。

(5) 支援主体：韓国

- WIPO－韓国 FIT プロジェクト<ASEAN6 共通> (招へい研修) (対象者：知財庁及びその関係機関の職員、民間の知財専門家及び政府系職員) (2004 年～毎年) ¹⁵⁰¹
 - －KIPO は、2004 年以降、WIPO Korea Funds-In-Trust (FIT) により途上国を支援する KIPO-WIPO プロジェクトを実施している。KIPO は毎年、特許法、商標法、知的財産権に関する研修を行うため、審査官や知的財産権の専門家を途上国から招へいしている。2017 年には 17 人が特許法コースに参加し、19 人が商標法コースに参加した。2017 年 7 月に、WIPO が提供する一般公開コースである IP サマースクールが韓国・大田で開催された。2017 年は合計 15 人の学生が参加した。また、知的財産の重要性を子供達に教えるため、英語、スペイン語、フランス語などのいくつかの言語で翻訳された教育アニメーション「Getting Creative With Pororo」を開

¹⁴⁹⁶ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹⁴⁹⁷ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹⁴⁹⁸ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹⁴⁹⁹ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹⁵⁰⁰ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹⁵⁰¹ 「2017 Annual Report」p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

発した。

●国際セミナー・研修<ASEAN6 共通> (毎年実施) ^{1502, 1503, 1504}

－KIPO の国際知識財産研修院 (International Intellectual Property Training Institute: IIPTI) は、WIPO 及び海外知財権教育機関との協力強化を通じて途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。WIPO との協力プログラムとしては、国際知識財産研修院 (IIPTI) 開院以来毎年実施されている「WIPO アジア・太平洋地域セミナー」、「WIPO-KOREA IP サマースクール」を始め、多数の共同教育課程があり、その他にも毎年2～3つの韓国国際協力団 (Korea International Cooperation Agency: KOICA) グローバル研修プログラム (CIAT) を誘致して運営し、独自の途上国向けオーダーメイド型知的財産教育を提供するなど国際教育分野における様々な取り組みに力を入れている。

Program	Course Title	Contents	Dates (in 2017)	Number of participants
WIPO Program(5)	WIPO Patent Law, Patent Examination Course	Training on Korea's patent system and patent examination practice	5. 15-5. 26	17
	WIPO Asia Pacific Regional Conference	OJT for Mongolian Patent examiners	6. 21-6. 23	22
	WIPO Enhancing Developmental Country's PCT Ability Course	Training on Korea's trademark system and trademark examination work	7. 3-7. 7	16
	WIPO-Korea IP Summer School	OJT for Uzbekistan Trademark examiners	7. 10-7. 21	26
	WIPO Trademark Law, Trademark Examination Course	IP education for university students and young adults	11. 13-11. 21	19
KOICA Program(2)	KOICA Creative Invention Course	Training on creative invention promotion policies	3. 16-4. 5	18
	KOICA IP System Course	Training on understanding of Korea's patent policies and industrial site visits	8. 31-9. 20	20
Customized Program(4)	China Hubei Province Patent Examiner Course	Visiting Invention Education Center and Operating Invention Education Course	3. 13	21
	Saudi Arabia Patent Examiner Course	Searching method for examinations and case studies	10. 16-10. 19	4
	The UAE Preliminary Examiner Demonstration Course	Educating Patent Examination and Classification By Dispatching Instructor	10. 23-10. 24	66
	Vietnam Patent Examiner Course	Introduction to Korea's Patent Act and examination system	12. 5-12. 8	8
Total	11 Courses			237

出典：2017 Annual Report (KIPO) ¹⁵⁰⁵

¹⁵⁰² 「2017 Annual Report」 p.70～71、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁵⁰³ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」 p.140～144、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁵⁰⁴ 「2015年度 知的財産白書 (2016年発行) (KIPO)」 p.141～145、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁵⁰⁵ 「2017 Annual Report」 p.71、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

(6) 支援主体：WIPO

<WIPO「Technical Assistance Database」から得られた情報>¹⁵⁰⁶

- 特許審査の職能に基づく学習の管理ツールと、ASPEC 審査官研修プロジェクト IPET の協議に関するリージョナルワークショップ (Regional Workshop on Tools for Competency-based Learning Management on Patent Examination and Consultations on ASPEC Examiner Training Project IPET) <ASEAN6 共通> (2017年11月、マレーシア)
- 知的財産庁による効果的な知的財産活動とコミュニケーション活動の計画と実施に関するリージョナルワークショップ (Regional Workshop on Planning and Implementation of Effective IP Outreach and Communication Activities by IP Offices) <ASEAN6 共通> (2017年8月、シンガポール)
- 政府職員のための知的財産に関する WIPO-WTO 上級コース (WIPO-WTO Advanced Course on Intellectual Property for Government Officials) (2017年3月、スイス)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

<豪州-ASEAN><ASEAN6 共通>

- 地域特許審査研修プログラム (WIPO)^{1507, 1508}
 - ーPCT サーチ・審査にフォーカスした海外特許庁向けの包括的なオンライン特許審査研修 (Regional patent examination training : RPET) プログラム。RPET は、ASEAN-Australia-NewZealand 自由貿易協定 (AANZFTA) 経済協力作業計画の下で、世界知的所有権機関 (WIPO) の支援を受けて実施されている。

1.2.3 情報化支援

(1) 支援主体：日本

- IT インフラ整備協力<ASEAN6 共通> (WIPO Japan FIT)¹⁵⁰⁹
 - ーASEAN 諸国における審査の効率化と質の向上に寄与する IT インフラ整備を支援するため、WIPO ジャパンファンドを通じてプロジェクトを実施している (ASEAN 各庁における出願書類等の紙書類の電子化支援、ワークフロー最適化支援、新興国向け IT システムの開発支援、WIPO-CASE 機能向上、ASEAN 各庁の公報データを一括参照可能とする ASEAN 知財情報のポータルである ASEAN PATENTSCOPE の構築支援、IT 人材育成のためのワークショップ等の開催、

¹⁵⁰⁶ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹⁵⁰⁷ 「Global engagement」IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁵⁰⁸ 「Regional patent examination training」IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement/regional-patent-examination-training> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁵⁰⁹ JPO「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」p.317、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

WIPO-CASE を活用した ASEAN 審査協力プログラムの促進等。)

●JPO の審査関連情報の提供<ASEAN6 共通>¹⁵¹⁰

－日本国特許庁（JPO）の審査関連情報を提供する「高度産業財産ネットワーク（AIPN：Advanced Industrial Property Network）」を海外の知的財産庁に提供している。

●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE リージョナルワークショップ<ASEAN6 共通>（WIPO Japan FIT）（2018 年度、シンガポール）¹⁵¹¹

－2018 年 3 月にシンガポールにて、ASEAN 諸国及びモンゴルの知財庁から 3～4 名、計 40 名程度が参加し、各知財庁の IT システムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。

●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE ナショナルワークショップ（WIPO Japan FIT）（2018 年度、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア）¹⁵¹²

－2017 年 4 月にタイにて、タイ知的財産局（DIP）の特許審査官等 30 名程度を対象に、2017 年 6 月にベトナムにて、ベトナム国家知的財産庁（NOIP）の特許審査官等 70 名程度を対象に、2017 年 11 月にマレーシアにて、マレーシア知的財産公社（MyIPO）の特許審査官等 80 名程度を対象に、2018 年 2 月にインドネシアにて、インドネシア知的財産総局（DGIP）の特許審査官等 30 名を対象に、WIPO-CASE ナショナルワークショップが開催された。ワークショップでは、WIPO-CASE の利用方法や WIPO-CASE から参照可能な書類情報の活用方法が紹介された。

●WIPO-CASE を利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ<ASEAN6 共通>（WIPO Japan FIT）（2016 年度、シンガポール）¹⁵¹³

－2017 年 3 月にシンガポールにて、ASEAN 諸国、モンゴル、パプアニューギニアの各知財庁から 3、4 名、計 50 名程度が参加し、各知財庁の IT システムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。

●WIPO-CASE を利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ<ASEAN6 共通>（WIPO Japan FIT）（2015 年度、シンガポール）¹⁵¹⁴

－ASEAN 諸国の特許庁職員を対象に、ASEAN 諸国特許庁の IT システムの向上の支援を目的として、2016 年 3 月にシンガポールにて開催され、ASEAN 諸国の各特許庁から 3、4 名程度が参加した。

●ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE ナショナルワークショップ（WIPO Japan FIT）（2014 年度）（2014 年 10 月 28～29 日）¹⁵¹⁵

¹⁵¹⁰ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.317、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁵¹¹ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.313、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁵¹² JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」 p.313、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁵¹³ JPO 「特許行政年次報告書 2017 年版<本編>」 p.333、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁵¹⁴ JPO 「特許行政年次報告書 2016 年版<本編>」 p.347、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁵¹⁵ 「専門家派遣、ワークショップ等の開催」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops13.html [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

●方式審査自動化支援（専門家派遣）¹⁵¹⁶

<途上国人材育成研修（短期招へい研修：1～3週間）（対象者：民間の知財専門家及び政府系職員）>¹⁵¹⁷

●JPO-IPR 研修／情報化コース<ASEAN6 共通>（2018年度）（2018年12月17日～2018年12月20日）

（2）支援主体：米国

該当情報なし。

（3）支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通>（2018年度活動）¹⁵¹⁸

●Activity 1. 商標と意匠（特にフロントオフィス、CESTO、及びユーザー満足度調査（USS））の管理のための IP ツール統合のサポート（Support in the integration of IP tools for the management of TM and ID, in particular Front Office, CESTO and User Satisfaction Survey (USS)）

●Activity 6. ASEAN TMview、ASEAN DesignView、ASEAN TM Class の更新及びアップグレードにおける AMS サポート（Supporting AMS in updating and upgrading ASEAN TMview, ASEAN DesignView and ASEAN TMClass）

●Activity 10. ASEAN TM class データベースの内容を更新するための技術支援の提供（Provision of technical assistance to update the content of ASEAN TM class database）

<IP KEY SOUTH EAST ASIA><ASEAN6 共通>（2018年活動）¹⁵¹⁹

●Activity 22. TMVIEW と DESIGNVIEW と EUIPN のツール統合（TMVIEW AND DESIGNVIEW AND EUIPN TOOLS INTEGRATION）

●Activity 23. 電子出願の IT・法的サポート（IT AND LEGAL SUPPORT FOR E-FILING）

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通>（2012～2017年）¹⁵²⁰

●Component I. 管理と施行（Administration and Enforcement）

¹⁵¹⁶ JPO 「特許行政年次報告書 2016年版<本編>」 p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2016/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵¹⁷ 「2018年度途上国人材育成研修」 JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵¹⁸ 「ARISE+ IPR – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」 ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

¹⁵¹⁹ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」 IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

¹⁵²⁰ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-ii> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

Activity 2. 商標分類ツール (Trade Mark Classification Tool) ¹⁵²¹

- －商標登録のための商品・役務の ASEAN 共通分類データベースの開発 (2013～2015年)
- －ASEAN 商標分類データベースの検索可能インターフェースの一般ウェブ公開 (2014～2015年)

●Component III. ブランド開発(生産部門) (Brand Development (Productive Sector))

Activity 3. IP ユーザー向けの情報ツール (Information Tools for IP Users) ¹⁵²²

- －ASEAN IP ポータルの更なる開発・更新 (収録する情報コンテンツの収集を含む) (2013～2015年)
- －ASEAN 知財庁の商標・意匠登録に関する情報の検索データベースのツール開発 (2013～2015年)

●Component IV. 地域統合と連携 (Regional Integration and Collaboration)

Activity 1. ASEAN 知財庁の共通ツール (ASEAN IP Offices Common Tools) ¹⁵²³

- －商標・意匠の管理業務の効率化とサービス品質向上のために、ASEAN 知財庁が共通して使用できる IP 管理及び情報ツールの開発 (2013～2015年)

(4) 支援主体：中国

●伝統医学データベース (Traditional Medicine Database) プロジェクト<ASEAN6 共通> (専門家派遣) (2016～2017年) ^{1524, 1525}

- －SIPO は、2016年に伝統医学データベースの専門家グループをカンボジア、フィリピン、ミャンマーに派遣し、伝統医学データベース分野における中国と ASEAN の協力に関する要旨分析レポートを完成させ、伝統医学の発展における協力を推進した。

●伝統的知識保護と伝統医学データベース開発を含む課題の情報交換のために ASEAN 諸国へ専門家を派遣<ASEAN6 共通> (専門家派遣) (2015年) ¹⁵²⁶

●伝統医学データベースの構築と管理の経験を共有するために SIPO 代表団をマレーシア、タイに派遣<ASEAN6 共通> (専門家派遣) (2014年) ¹⁵²⁷

¹⁵²¹ 「Trade Mark Classification Tool」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/trade-mark-classification-tool> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵²² 「Information Tools for IP Users」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-tools-ip-users> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵²³ 「ASEAN IP Offices Common Tools」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/asean-ip-offices-common-tools> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵²⁴ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁵²⁵ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁵²⁶ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79～80、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁵²⁷ 「中国国家知的財産権局 2014年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

●知的財産と伝統的知識と遺伝資源の保護に関する中国－ASEAN セミナー< ASEAN6 共通> (2012年9月10～12日、北京)¹⁵²⁸

－SIPO 局長 Tian Lipu 氏が開会式に出席した。中国と ASEAN 諸国の伝統的な知識と遺伝資源保護システムを促進する。3日間のセミナーで、参加者は、世界の遺伝資源の保護、伝統的知識の保護の状況、遺伝資源の保護の状況、伝統的な中国医学図書館・世界の伝統医学特許データベース等について意見交換を行った。

(5) 支援主体：韓国

該当情報なし。

(6) 支援主体：WIPO

●知的財産庁ビジネスサービスのデジタル変換に関する WIPO-ASEAN 情報技術ワークショップと ASEAN PatentScope コーディネーター会議 (WIPO-ASEAN Information Technology (IT) Workshop on the Digital Transformation of Industrial Property (IP) Office Business Services and ASEAN PatentScope Coordinator Meeting) <ASEAN6 共通> (2017年9月、インドネシア)¹⁵²⁹

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

1.2.4 その他の支援 (普及啓発、模倣品対策、産学連携、民間向け研修等)

(1) 支援主体：日本

●大学・研究機関向け知財活用環境整備に関するリージョナル会合 (WIPO Japan FIT) (招へい研修) (2018年度、大阪)¹⁵³⁰

－大学・研究機関における技術管理や知財活用を促進するために、同プロジェクト対象国の大学・研究機関等の学長・副学長級を日本に招へいし、産学連携や技術移転等の知財の活用に関する知見や経験の共有と意見交換を行った。プロジェクト対象国のインドネシア、マレーシア、フィリピン、スリランカ、タイから計 39 名が参加した。

●真贋判定セミナー (JETRO) (2017年12月5日、マレーシア・クアラルンプール)¹⁵³¹

－首都クアラルンプール郊外のプトラジャヤで、ジェトロと経済産業省は、マレーシ

¹⁵²⁸ 「田力普出席中国-东盟知识产权与传统知识及遗传资源保护研讨会开幕式并致辞」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020665.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁵²⁹ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹⁵³⁰ JPO 「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.313、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵³¹ 「真贋判定セミナーをマレーシアで開催」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/12/c462c869718e7618.html> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

アの知的財産権侵害における執行当局である国内取引・協同組合・消費者省 (MDTCC) 及びマレーシア税関の職員を対象とした真贋判定セミナーを開催した。日系企業は自社商品について、真正品と模倣品の見分け方を、マレーシア政府や税関などの知的財産関係者に説明した。マレーシアでの真贋判定セミナーの開催は6年ぶり。セミナーには約50人が参加した。

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京) (第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京) ^{1532, 1533, 1534, 1535}
 一日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。

<途上国人材育成研修 (短期招へい研修:1~3週間) (対象者:民間の知財専門家及び政府系職員) > ¹⁵³⁶

- JPO-IPR 研修/知財普及啓発コース (2018年度) (2018年8月6日~2018年8月10日)
- JPO-IPR 研修/特許専門実務者コース (2018年度) (2018年10月31日~2018年11月16日)
- JPO-IPR 研修/知財保護法律家コース (2018年度) (2018年11月26日~2018年12月12日)
- JPO-IPR 研修/商標専門実務者コース (2018年度) (2019年1月21日~2019年2月1日)
- JPO-IPR 研修/産学連携・技術移転コース (2018年度) (2018年12月10日~2018年12月19日)
- JPO-IPR 研修/実務者向け模倣品対策コース (2018年度) (2019年2月19日~2019年2月26日)

<途上国人材育成研修 (フォローアップ研修:短期専門家派遣) (対象者:民間の知財専門家及び政府系職員) > ¹⁵³⁷

- 知的財産資産の管理セミナー (2015年度) (2015年2月17日) (開催地:マレーシア)

¹⁵³² 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日:2019年3月7日]

¹⁵³³ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日:2019年2月7日]

¹⁵³⁴ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日:2019年3月7日]

¹⁵³⁵ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日:2019年3月7日]

¹⁵³⁶ 「2018年度途上国人材育成研修」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training_program15.html [最終アクセス日:2019年3月7日]

¹⁵³⁷ 「Follow-up Seminars」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/followup/index.html> [最終アクセス日:2019年3月7日]

(2) 支援主体：米国

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回：2016年3月1日、東京) (第2回：2014年5月13日、香港) (第1回：2013年10月22日、東京) ^{1538, 1539, 1540, 1541}
 一日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。
- 偽造品の取引に対する知的財産権の執行に関する ASEAN-USPTO アドバンスド・ワークショップ (ASEAN-USPTO ADVANCED WORKSHOP ON ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS AGAINST TRADE IN COUNTERFEIT GOODS) <ASEAN6 共通> (2012年4月18~20日、インドネシア・ジャカルタ) ¹⁵⁴²

<USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE) から得られた情報>¹⁵⁴³

- 知的財産権の国境執行における効果的なプラクティスに関するアジア地域ワークショップ (Asia Regional Workshop on Effective Practices in Border Enforcement of Intellectual Property Rights) (2018年9月11~15日、タイ・バンコク)
- 海賊版コンテンツ及び偽造品のオンライン取引に対する刑事執行に関する ASEAN ワークショップ (ASEAN Workshop on Criminal Enforcement Against Online Trade in Pirated Content and Counterfeit Goods) <ASEAN6 共通> (2018年8月21~24日、タイ・バンコク)
- APEC 地域における植物品種の商業化における機会／課題ワークショップ (Opportunities/Challenges in Commercialization of Plant Varieties in the APEC Region) (2017年8月23日)

(3) 支援主体：欧州

<ARISE + IPR プログラム><ASEAN6 共通> (2018年度活動) ¹⁵⁴⁴

¹⁵³⁸ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵³⁹ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

¹⁵⁴⁰ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵⁴¹ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵⁴² 「ASEAN-USPTO ADVANCED WORKSHOP ON ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS AGAINST TRADE IN COUNTERFEIT GOODS」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/export/sites/www/enforcement/en/activities/pdf/program_jakarta.pdf [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵⁴³ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁵⁴⁴ 「ARISE+ IPR - ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」ARISE+ IPR ウェブサイト内、URL: <https://euiipoef.eu/en/ariseplusipr/activities> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

- Activity 2. ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 のためのモニタリングシステムと自動報告メカニズムの開発 (Development of a monitoring system and automatic reporting mechanism for the ASEAN IPR Action Plan 2016-2025)
- Activity 7. ASEAN 知的財産アカデミーの実現可能性調査 (Feasibility study on an ASEAN IP Academy)
- Activity 12. クリエイティブ ASEAN への支援 (Support to Creative ASEAN)
- Activity 13. 地理的表示保護 (特に LDC におけるブランド戦略、品質基準、及び管理システムを含む) に関するロービングセミナー (Roving seminars on the protection of GIs, including branding strategies, quality standards and control systems, especially in the LDCs)
- Activity 14. 地理的表示リーフレット及び小冊子の作成 (Development of GI leaflets and booklets)
- Activity 15. ANIEE 地域執行・ワークショップ及び会議の組織化と支援 (Organisation and support for the ANIEE regional enforcement workshop and meeting)
- Activity 16. 執行機関のための ASEAN 執行ツールの整備に関するプレゼンテーションと提案 (Presentation and proposal on setting up ASEAN enforcement tools for enforcement agencies)
- Activity 17. 知的財産権の恩恵とビジネス界で利用可能なグローバル IP ツールに関する情報と啓発セッション (Information and Awareness-Raising sessions on the benefits of IP rights and global IP tools available to the business community)

<IP KEY SOUTH EAST ASIA> <ASEAN6 共通> (2018 年活動) ¹⁵⁴⁵

- Activity 2. 裁判の円卓会議と仲裁人のためのベストプラクティスの交換 (ROUNDTABLE FOR THE JUDICIARY AND EXCHANGE OF BEST PRACTICES FOR MEDIATORS)
- Activity 3. IPR 執行機関のためのベストプラクティスの交換 (EXCHANGE OF BEST PRACTICES FOR IPR ENFORCEMENT OFFICIALS)
- Activity 7. 東南アジアの裁判官のための円卓会議 (ROUNDTABLE FOR SOUTH EAST ASIA JUDGES)
- Activity 9. 自由貿易協定 (FTA) 交渉と IP ダイアログのための技術的助言と援助 (TECHNICAL EXPERTISE AND ASSISTANCE FOR FREE TRADE AGREEMENT NEGOTIATIONS AND IP DIALOGUES)
- Activity 10. 自由貿易協定 (FTA) 交渉に関連した知的財産権レジームに関する技術的研究 (TECHNICAL STUDIES ON IPR REGIMES IN RELATION TO FREE TRADE AGREEMENT NEGOTIATIONS)
- Activity 11. 自由貿易協定 (FTA) の履行に対する支援 (SUPPORT AND

¹⁵⁴⁵ 「IP KEY SOUTH EAST ASIA – ANNUAL WORK PLAN FOR 2018」 IP Key ウェブサイト内、URL: <https://ipkey.eu/en/south-east-asia/activities> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 18 日]

ASSISTANCE FOR THE IMPLEMENTATION OF FREE TRADE AGREEMENTS)

- Activity 13. デジタルワールドにおける不正取引と知的財産権保護に関する研究 (STUDY ON ILLICIT TRADE AND IPR PROTECTION IN THE DIGITAL WORLD)
- Activity 14. 不正取引環境インデックスレポート (ILLICIT TRADE ENVIRONMENT INDEX REPORT)
- Activity 16. 東南アジア IP アカデミーのサポート (SUPPORT FOR SOUTH EAST ASIA IP ACADEMIES)
- Activity 17. 商標・意匠の登録及び執行に関する知財庁のためのロービングセミナー (ROVING SEMINAR FOR IP OFFICIALS ON THE REGISTRATION AND ENFORCEMENT OF TRADEMARKS AND INDUSTRIAL DESIGNS)
- Activity 18. オンラインでの侵害、サイバー犯罪、及び著作権に関する研修 (TRAINING ON ONLINE INFRINGEMENTS, CYBERCRIME AND COPYRIGHT)
- Activity 20. 21 世紀の東南アジアにおける IP サービスと保護の質の向上 (UPGRADING THE QUALITY OF IP SERVICES AND PROTECTION IN SOUTH EAST ASIA IN THE 21ST CENTURY)
- Activity 24. EU 及び海峽企業向けの EU 商標及びコミュニティデザインに関するロービングセミナー (ROVING SEMINAR ON EU TRADE MARKS AND COMMUNITY DESIGNS FOR EU AND SEA LOCAL COMPANIES)
- Activity 25. 東南アジア IP ダイアログパートナーのコーディネーション会議 (SEA IP DIALOGUE PARTNERS COORDINATION MEETING)

<ECAP III Phase II > <ASEAN6 共通> (2012~2017 年) ¹⁵⁴⁶

●Component I. 管理と施行 (Administration and Enforcement)

Activity 3. IPR 執行に関する ASEAN 地域行動計画への支援 (Support to the ASEAN Regional Action Plan on IPR Enforcement) ¹⁵⁴⁷

- －ASEAN の執行機関に対する IPR 執行のベストプラクティスの特定と文書化 (2013 年)
- －ASEAN の行政執行機関に対する IPR 執行のキャパシティビルディング (トレーナーの養成) (2014 年)
- －ASEAN の司法・検察メンバーに対する IPR 執行のキャパシティビルディング (2015 年)
- －IPR 執行に関する ASEAN 及び国際的な判例法の検索データベースの開発 (2013 ~2015 年)

¹⁵⁴⁶ 「About ECAP/ECAP III Phase II」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/ecap-iii-phase-ii> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹⁵⁴⁷ 「Support to the ASEAN Regional Action Plan on IPR Enforcement」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/support-asean-regional-action-plan-ipr-enforcement> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

－執行機関、知財庁及び権利者間における知的財産権関連データの交換を容易にするための仕組みの構築（2015年）

●Component III. ブランド開発（生産部門）（Brand Development (Productive Sector)）

Activity 1. 中小企業の機能強化（Enhancing SME Capabilities）¹⁵⁴⁸

－ASEAN 地域内外でのブランドの創設・宣伝・管理・保護のための IP ツールに関する ASEAN 諸国の中小企業トレーナーの研修（2013年）

－ASEAN 地域における中小企業のためのブランド関連の IP 資産の創設・保護・管理に関する研修資料の開発（2014～2015年）

Activity 2. IP プロフェッショナルのキャパシティビルディング（Capacity Building of IP Professionals）¹⁵⁴⁹

－商標・意匠のアドバイザーと代理人のための専門研修（2014年）

Activity 3. IP ユーザー向けの情報ツール（Information Tools for IP Users）¹⁵⁵⁰

－IPR 集約型産業の ASEAN 経済への貢献を評価するための方法論の開発（2014年）

Activity 4. マーケティングツールとしての地理的表示使用の改良（Enhanced Use of GIs as a Marketing Tool）¹⁵⁵¹

－既存及び潜在的な輸出市場における ASEAN 地理的表示の保護についての ASEAN 地域の生産者及び所轄官庁への助言（欧州における ASEAN 地理的表示の登録支援を含む）（2013～2015年）

－ASEAN 地理的表示の可視性の促進方法の特定（2013～2015年）

－地理的表示のコントロールに関するベストプラクティスの ASEAN 内及び他国の生産者の情報交換（2015年）

－ASEAN 諸国における地理的表示の保護システムに関する経験の共有（2013年）

Activity 5. クリエイティブ ASEAN（Creative ASEAN）¹⁵⁵²

－創造性の促進における知的財産の役割に関する意識を高めることを目的としたデザインコンペティション

●Component IV：地域統合と連携（Regional Integration and Collaboration）

Activity 3. ASEAN 事務局の IP 能力の強化（Enhanced IP Capacity in the ASEAN Secretariat）¹⁵⁵³

－IP 政策及び地域調整に対処するための ASEAN 事務局の能力の強化

¹⁵⁴⁸ 「Enhancing SME Capabilities」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhancing-sme-capabilities> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵⁴⁹ 「Capacity Building of IP Professionals」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/capacity-building-ip-professionals> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵⁵⁰ 「Information Tools for IP Users」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/information-tools-ip-users> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵⁵¹ 「Enhanced Use of GIs as a Marketing Tool」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhanced-use-gis-marketing-tool> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵⁵² 「Creative ASEAN」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/creative-asean> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁵⁵³ 「Enhanced IP Capacity in the ASEAN Secretariat」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/activities/enhanced-ip-capacity-asean-secretariat> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京)
(第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京) ^{1554, 1555, 1556, 1557}
一日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。

(4) 支援主体: 中国

- TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通> (第3回:2016年3月1日、東京)
(第2回:2014年5月13日、香港) (第1回:2013年10月22日、東京) ^{1558, 1559, 1560, 1561}
一日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回 TM5 悪意の商標出願セミナーでは、EUIPO から ASEAN での悪意の商標出願の事例紹介があった。

(5) 支援主体: 韓国

- K-ブランド説明会及び招へい研修<ASEAN6 共通> (2017年以降予定) ¹⁵⁶²
-KIPO は、中国・ASEAN 地域の現地政府との協力により、現地の模倣品取締公務員を対象に K-ブランド説明会及び韓国への招へい研修等を実施する計画である。
- APEC1 村 1 ブランド事業 (One Village One Brand Project) <ASEAN6 共通>
(APEC 事業) (2010年～) ^{1563, 1564}
-2010年に APEC 加盟国 21 及び国際機構や NGO 等をソウルに招き、「APEC1 村 1 ブランドセミナー」を開催した。途上国の地域商品のブランド化に向けた支援要請に応じて、2011年4月「APEC1 村 1 ブランド事業 (One Village One Brand

¹⁵⁵⁴ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵⁵⁵ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

¹⁵⁵⁶ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵⁵⁷ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵⁵⁸ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵⁵⁹ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

¹⁵⁶⁰ 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵⁶¹ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵⁶² 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.629、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

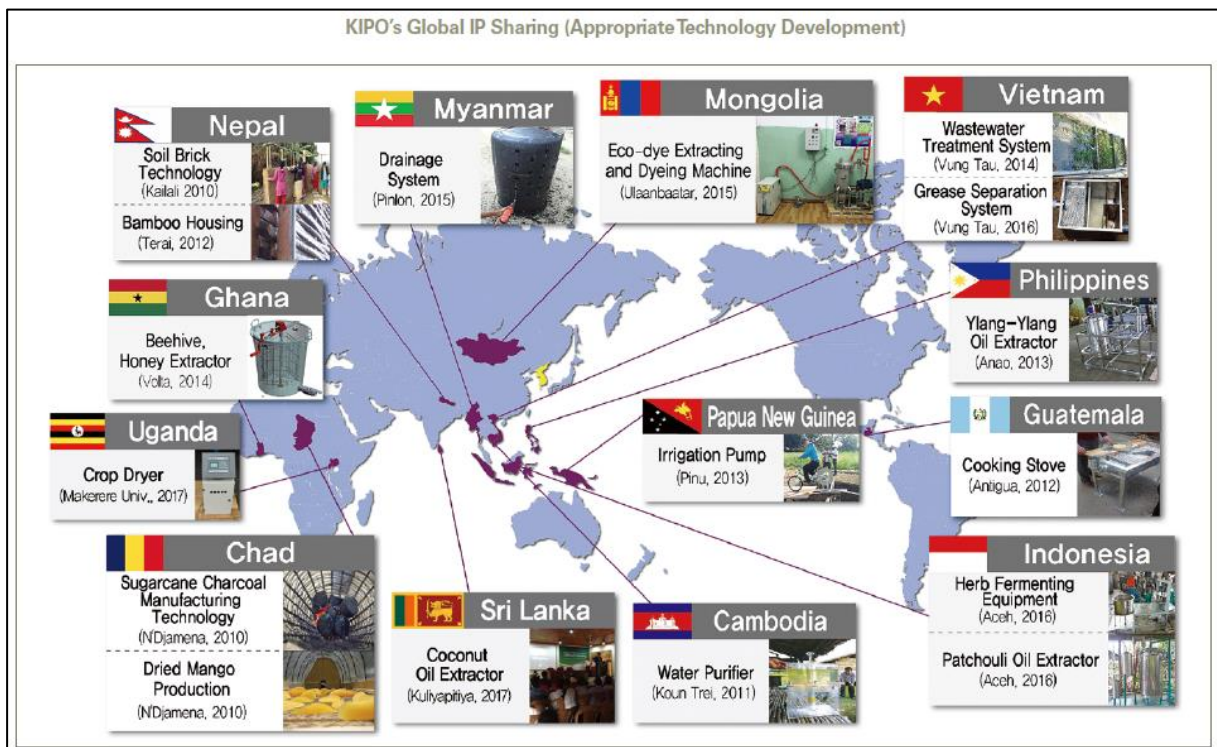
¹⁵⁶³ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.403、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁵⁶⁴ 「2017 Annual Report」p.64、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

Project)」が APEC 承認を受けた。

- 適正技術開発 (Appropriate technology development)、適正技術コンペティション (Appropriate Technology Competition) <ASEAN6 共通> (APEC 事業) (2013 年～) ^{1565, 1566}

―第 36 回 APEC 知的財産権専門家会議 (IPEG) (2013 年 1 月) で、韓国は適正技術開発事業モデル発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のための IP 基盤知識シェア議題」を提案して採択された。2013 年に、フィリピンで生息するイランイラン木 (Ylang-Ylang Tree) のオイル抽出機を開発した。また、2014 年 7 月に「IP 知識シェア：適正技術コンペティション」の開催に成功した。また、2015 年には、インドネシアの Flores Bajawa 地域の特産品であるコーヒーブランドを開発した。2016 年には、ベトナムの適正技術コンペティションに参加した技術が選定された。また、2016 年にはインドネシアの DGIP から要請された適正技術とブランド事業が支援対象として選定された。



出典：2017 Annual Report (KIPO) ¹⁵⁶⁷

- 中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想<ASEAN6 共通> (APEC 事業) (2014～2017 年) ¹⁵⁶⁸

¹⁵⁶⁵ 「2016 年度 知的財産白書 (2017 年発行) (KIPO)」 p.404, 434～435、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹⁵⁶⁶ 「2017 Annual Report」 p.61～63、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹⁵⁶⁷ 「2017 Annual Report」 p.61、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

¹⁵⁶⁸ 「2016 年度 知的財産白書 (2017 年発行) (KIPO)」 p.404～405、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 21 日]

- 第38回 APEC 知的財産権専門家会議 (IPEG) (2014年2月)で、KIPOは「中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想」を提案して承認された。アンケート調査等を通じて中小企業に対する知的財産権支援政策を共有し(2014～2015年)、APEC基金を活用した研究委託を実施して関連政策に対するマニュアルを製作し(2015～2016年)、APECネットワークを活用して希望する加盟国にコンサルティングを提供する(2017年)ことを骨子としている。
- ゲーム開発者のための第1回著作権ワークショップ(WIPO)(First Copyright Workshop for Game Developers)(2017年11月28～29日、フィリピン)¹⁵⁶⁹
 - ゲーム開発者、中国・マレーシア・インドネシア・ベトナム・フィリピンの知的財産庁の代表者、フィリピン民間人らが「クリエイティブ産業における著作権から生計を立てるための小地域ワークショップ(ゲーム開発者のためのビジネスと法的問題)」に参加した。このワークショップは、IPOP HL と大韓民国文化スポーツ観光省(MCST)とが協力して、WIPOによって開催された。
 - TM5 悪意の商標出願セミナー<ASEAN6 共通>(第3回:2016年3月1日、東京)(第2回:2014年5月13日、香港)(第1回:2013年10月22日、東京)^{1570, 1571, 1572, 1573}
 - 日米欧中韓の商標五庁(TM5)の協力枠組みにおいて、日本がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催された。第3回TM5悪意の商標出願セミナーでは、EUIPOからASEANでの悪意の商標出願の事例紹介があった。
 - 知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ」を開発<ASEAN6 共通>(WIPO・中小企業局協力)(2006～2015年)¹⁵⁷⁴
 - KIPOは2006～2010年に、国際取引等のビジネス的観点からの知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ(Panorama)」を開発した。2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、6つの国連共用語バージョンを全て完成した。また、タイ語、ベトナム語など17言語でIPパノラマを開発し、世界24言語で普及している。2015年には、IPパノラマ教育内容を基に実際事例を中心に再構成したモバイル知的財産教育コンテンツである「IPパノラマモバイル」を開発し、知的財産教育ポータルIPディスカバリー(<http://ipdiscovery.net>)を通じて提供している。
 - IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業<ASEAN6 共通>(APEC 事業)

¹⁵⁶⁹ 「IPOP HL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」p.40、IPOP HL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月23日]

¹⁵⁷⁰ 「第3回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar3.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵⁷¹ 「The 3rd TM5 Seminar on Bad-faith Trademark Filings」TM5 ウェブサイト内、URL: <http://tmfive.org/the-3rd-seminar-on-bad-faith-trademark-filings/> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

¹⁵⁷² 「第2回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar2.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵⁷³ 「第1回悪意の商標出願セミナー」JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_seminar1.html [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵⁷⁴ 「2016年度 知的財産白書(2017年発行)(KIPO)」p.429、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

(2009～2012年)¹⁵⁷⁵

- －「IP Xpedite」は、特許情報の検索・分析及び活用等、特許情報に関わる実証的内容に関する知的財産権コンテンツである。APEC 域内各国の知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業」を2009年に実施した。また、後続事業として「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成高級課程」を2010年9月に提案してAPECから事業承認を得た。APEC加盟国の知的財産権専門家を対象に、オン・オフライン教育（2011年実施）、及びE-learningコンテンツの開発・普及（2010年実施）を行った。同プログラムはタイ語に翻訳・活用された。

(6) 支援主体：WIPO

<WIPO「Technical Assistance Database」から得られた情報>¹⁵⁷⁶

- 特許分析に関するWIPOナショナルワークショップ（WIPO National Workshops on Patent Analytics）（民間人向け）（2017年11月、マレーシア）
- 営業秘密とイノベーションに関するWIPOサブリージョナルセミナー（WIPO Sub-Regional Seminar on Trade Secrets and Innovation）（2017年9月、シンガポール）
- 効果的なイノベーション支援サービスのためのナショナル特許ドラフティングコース（National Patent Drafting course to contribute to the training provided for effective innovation support services）（民間人向け）（2017年2月、マレーシア）
- 2つのIPカリキュラムの設計と2つのIPコースの構築の支援（民間人向け MyIPO アカデミーの支援）（Assistance in the Designing of Two IP Curricula and Development of Two IP Courses - MyIPO）（2017年1月、マレーシア）

(7) 支援主体：その他（豪州、英国、ERIA等）

<ERIA-ASEAN><ASEAN6共通>

- 「ASEAN各国知財庁の出願件数の予測と政策提言」に関する研究（2016年度～）^{1577, 1578}
- 「ASEAN経済と知的財産権」「模倣品がASEAN各国経済に与える影響」に関する研究（2013年度）^{1579, 1580}

¹⁵⁷⁵ 「2016年度 知的財産白書（2017年発行）（KIPO）」p.403～404, 429～430、JETROウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁵⁷⁶ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPOウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹⁵⁷⁷ 「日アセアン間の知財に関する協力プログラムを強化しました～第6回日アセアン特許庁長官会合の結果について～」経済産業省ウェブサイト内、URL: <http://www.meti.go.jp/press/2016/07/20160720002/20160720002.html> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁵⁷⁸ 「日アセアン間の知財に関する協力プログラムを強化しました～第8回日ASEAN特許庁長官会合の結果について～」経済産業省ウェブサイト内、URL: <http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180906003/20180906003.html> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁵⁷⁹ 「日本国特許庁の アセアンに対する知的財産協力（tokugikon, 2014.1.24. no.272）」p.30、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-1.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁵⁸⁰ 「ジャカルタでASEAN知財協力を考える（tokugikon, 2014.1.24. no.272）」p.34、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

- 「中小企業の知的財産権活用に関する研究—日本をモデルとして」(2012年度) 1581, 1582

1.2.5 会合・イベント等

(1) 支援主体：日本

- 日 ASEAN 特許庁長官会合<ASEAN6 共通> (2012年～毎年) 1583
 - 第8回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2018年9月、シンガポール)
 - 第7回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2017年5月、金沢)
 - 第6回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2016年7月、バリ)
 - 第5回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2015年5月、奈良)
 - 第4回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2014年7月、ベトナム)
 - 第3回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2013年4月、京都)
 - 第2回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2012年7月、シンガポール)
 - 第1回日 ASEAN 特許庁長官会合 (2012年2月、東京)
- MyIPO 長官と JPO 長官が会談 (2017年5月、日 ASEAN 特許庁長官会合) 1584
 - PPH の期間延長や医薬品分野の審査官派遣について議論した。
- MyIPO の訪問団を JPO へ受入れ (2016年度) 1585
 - 異議及び審判制度について意見交換を行った。

(2) 支援主体：米国

- 第6回 IP 犯罪執行・ネットワーク会合 (Sixth Meeting of the IP Crimes Enforcement Network) <ASEAN6 共通> (2018年9月12～14日、香港) 1586
- 第1回 ASEAN IPR 執行・ネットワーク会議 (1st ASEAN IPR Enforcement Network Meeting) <ASEAN6 共通> (2017年9月11日、タイ・バンコク) 1587
 - ASEAN IPR 執行専門家ネットワーク (ASEAN Network of IPR Enforcement Experts : ANIEE) の最初の会議の議長を Josephine R. Santiago 氏が務めた。ANIEE は、ASEAN ワーキンググループ (AWGIPC) によって任務を負い、ASEAN IPR 行動計画 2016-2025 に基づく IPR 執行・イニシアチブの実施に着手する。2019

1581 「日本国特許庁の アセアンに対する知的財産協力 (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.30、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-1.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

1582 「ジャカルタで ASEAN 知財協力を考える (tokugikon, 2014.1.24. no.272)」 p.34、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

1583 「日アセアン」 JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

1584 JPO 「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」 p.276、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

1585 JPO 「特許行政年次報告書 2017年版<本編>」 p.295、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

1586 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」 USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

1587 「IPOPHERL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.61、IPOPHERL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

年4月までの2年間、執行に関する共同国擁護者としてフィリピンからANIEEの議長が任命された。会議は、米国特許商標庁（USPTO）と米国司法省（USDOJ）の支援を受けて開催され、ASEAN加盟国の知的財産庁、司法機関、税関当局、警察、貿易、商業関係者からの代表者が出席した。

- マレーシアの知的財産協力員がUSCOを訪問（Intellectual Property Corporation of Malaysia Visits USCO）（2011年9月26～30日、ワシントンD.C.）¹⁵⁸⁸
 ーマレーシアの知的財産協力員2人は、米国著作権法、方針、登録、ライセンス、及び買収について学ぶために、5日間米国著作権局（United States Copyright Office: USCO）の関係者と会談した。

（3）支援主体：欧州

- 欧州－ASEAN 定期長官級会合<ASEAN6 共通>（2003年～）¹⁵⁸⁹

<ECAP III Phase II ><ASEAN6 共通>（2012～2017年）¹⁵⁹⁰

- プロジェクト運営委員会（Fifth and Final Project Steering Committee）（ECAP III）
 （第5回：2017年2月17日、ラオス）（第4回：2016年3月23日、タイ）（第3回：2015年3月12日、ブルネイ・ダルサラーム）（第2回：2014年2月25日、カンボジア）（第1回：2013年3月15日、ラオス）
- ASEAN-EUIPO 知財長官会合（Third ASEAN-EUIPO Heads of IP Offices Meeting）（ECAP III）（第3回：2016年7月21日、インドネシア）（第2回：2015年10月2日、スペイン）（第1回：2014年5月26～28日、スペイン）
- ASEAN 合同協議会（Joint ASEAN Consultation Meeting May 2016）（ECAP III）
 （2016年5月17～19日、マレーシア）（2015年3月16～18日、タイ）
- ASEAN の商標とITの合同協議会（Joint ASEAN Trademark and IT Consultation Meeting）（ECAP III）（2016年10月24～26日、カンボジア）（2015年11月11～13日、ベトナム）
- ASEAN 商標協議会（ASEAN Trademark Consultation Meeting）（ECAP III）（2014年11月13～14日、フィリピン）（2014年9月1～4日、ブルネイ・ダルサラーム）
- ASEAN 知財庁IT合同協議会（ASEAN IP Offices IT Consultation Meeting）（ECAP III）（2014年4月23～25日、インドネシア）
- ASEAN カクテルレセプション（ASEAN Cocktail Reception）（ECAP III）（2014年9月24日、スイス）（2013年9月25日、スイス）
- ECAP III バンコクオフィスの開設セレモニー（Opening of the ECAP III Office in Bangkok）（ECAP III）（2013年7月12日）

¹⁵⁸⁸ 「USIPR Global Intellectual Property Education (TRAINING PROGRAM DATABASE)」USIPR ウェブサイト内、URL: <https://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁵⁸⁹ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題（2012年3月）」p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryoutou_01.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵⁹⁰ 「Events」ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/events> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

(4) 支援主体：中国

- 中国－ASEAN 知財庁長官会合＜ASEAN6 共通＞（2010年～毎年）¹⁵⁹¹
 - 第9回中国－ASEAN 長官会合（2018年9月5日、シンガポール）¹⁵⁹²
 - 第8回中国－ASEAN 長官会合（2017年9月）¹⁵⁹³
 - 第7回中国－ASEAN 長官会合（2016年11月、マレーシア）¹⁵⁹⁴
 - 第6回中国－ASEAN 長官会合（2015年7月、北京）¹⁵⁹⁵
 - 第5回中国－ASEAN 長官会合（2014年6月）¹⁵⁹⁶
 - 第4回中国－ASEAN 長官級会合（2013年6月、北京）¹⁵⁹⁷
- SIPO 上級管理職が MyIPO 長官と会談（2017年）¹⁵⁹⁸
- ハイレベル会談（High-Level exchanges）（2016年、2015年）^{1599, 1600}

(5) 支援主体：韓国

- 韓国－ASEAN 知的財産庁長官会合＜ASEAN6 共通＞（2018年～定例化予定）¹⁶⁰¹
- 韓国－ASEAN 知的財産高官レベル会談＜ASEAN6 共通＞（2017年11月15日、フィリピン）¹⁶⁰²
 - －KIPO 次長が首席代表として出席し、KIPO は韓国－ASEAN 知的財産庁長官会合の定例化、協力覚書の締結などを提案した。今後の重点協力項目として KIPO の審

¹⁵⁹¹ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題（2012年3月）」p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryou_01.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁵⁹² 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁵⁹³ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁵⁹⁴ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁵⁹⁵ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁵⁹⁶ 「中国国家知的財産権局 2014年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.85～86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁵⁹⁷ 「第四届中国-东盟知识产权局长会议开幕」中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/gjhz/gjwl/1020697.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁵⁹⁸ 「中国国家知的財産権局 2017年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.88、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁵⁹⁹ 「中国国家知的財産権局 2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.94、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁶⁰⁰ 「中国国家知的財産権局 2015年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.88、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁶⁰¹ 「韓国 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/171123.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶⁰² 「韓国 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/171123.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

査結果を ASEAN 諸国が活用する方策、ASEAN 諸国のための知的財産権戦略に対するコンサルティングの提供、ASEAN 中小企業向け知的財産権活用能力の向上に関する教育などを示した。KIPO は、今回の ASEAN + 1 高官レベル会談に出席したことを契機に、フィリピン、ベトナム、ブルネイとも高官レベル会談を行い、ASEAN 加盟国との二国間協力も推進した。フィリピンとは、知的財産の全分野における協力拡大を約束する「包括的知的財産権協力に関する覚書」を交わした。

- 南アジア・東南アジア・イラン各国の知的財産権長官会合（Heads of Intellectual Property Office Conference）＜ASEAN6 共通＞（2017年4月、韓国・大田）¹⁶⁰³、¹⁶⁰⁴
 ーKIPO は、「クライアント中心の IP サービス」というテーマで、南アジア、東南アジア、イラン各国の知的財産権長官会合（HIPOC）を韓国・大田で開催し、13 か国の IP 長官やの WIPO 副長官 Mario Matus 氏らが参加した。知的財産権政策の経験共有や知的財産権管理のリーダーシップの奨励など、様々な内容について議論が行われた。

- ASEAN+1 局長級会合＜ASEAN6 共通＞（2017年2月16日、ラオス・ビエンチャン）¹⁶⁰⁵

ーKIPO は、韓国企業の出願に対する優先審査や執行取り締まりの情報共有、知的財産権法教育のコンサルティングなど、多様な協力分野を提示した。ASEAN 側も韓国の知的財産権と経済発展に関する経験・ノウハウの共有を強く希望しており、特に教育訓練、知的財産権の活用策、知的財産権認識向上キャンペーン等について高い関心を示した。双方は、知的財産分野の包括的協力に関する了解覚書を年内に締結し、韓国と ASEAN の知的財産庁長官会合を定期的で開催することで合意した。

（6）支援主体：WIPO

- AWGIPC が WIPO シンガポール事務所（WSO）を訪問＜ASEAN6 共通＞（2018年9月7日、シンガポール）¹⁶⁰⁶

ーASEAN 10 カ国から 25 人以上の参加者、及び ASEAN 事務局から 3 人のスタッフが、1 週間にわたる第 56 回 AWGIPC（ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation）会議の最後の議題項目で、WIPO シンガポール事務所（WSO）へ訪問した。DGIP の Dede Mia Yusanti 氏が AWGIPC を代表した。WIPO は、AWGIPC が ASEAN 知的財産権行動計画 2016 - 2025 の枠組みの中で成果を出すのを支援し続けることを約束した。

＜WIPO 「Technical Assistance Database」から得られた情報＞¹⁶⁰⁷

¹⁶⁰³ 「2017 Annual Report」p.67、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶⁰⁴ 「特許庁、アジア 13 カ国の特許庁長カンファレンスを開催」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/7aa3925b85dc9626.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶⁰⁵ 「特許庁、ASEAN との知財権協力を拡大」JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/5f774b28d4b59964.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶⁰⁶ 「ASEAN - WIPO Consultation a Great Success」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0006.html [最終アクセス日: 2019年2月8日]

¹⁶⁰⁷ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終

- WIPO シンガポール事務所 (WSO) 主催の IP 技術支援プロバイダー (IP technical assistance providers : IPTAPs) の非公式会合<ASEAN6 共通> (2013 年以降 7 回目) (2018 年 9 月 6 日、シンガポール) ¹⁶⁰⁸
 - －EU の知的財産庁、INPI (フランス産業財産庁)、IP Australia (オーストラリア知的財産庁)、JETRO、UKIPO (英国知的財産庁)、USPTO (米国特許商標庁) の代表者が出席し、ASEAN 地域に素晴らしい貢献を提供し、協力し続ける意欲を示した。
- TISC (Technology and Innovation Support Center) ネットワークの展開に関する ASEAN 地域会議・WIPO 地域会議 (ASEAN Regional Meeting on Developing the Regional TISC Network and the WIPO Regional Meeting on Establishing a Search Mentoring Framework within the ASEAN Regional TISC Network) (2017 年 9 月 13 日、ミャンマー)
- アジアの IP 講師と研究者のための WIPO-WTO 会議 (WIPO-WTO Colloquium for IP Teachers and Researchers in Asia) (2017 年 2 月、シンガポール)

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

1.2.6 協力覚書等

(1) 支援主体：日本

- 「2018 年度日 ASEAN 知財アクションプラン」<ASEAN6 共通> (2018 年 9 月、第 8 回日 ASEAN 特許庁長官会合) ¹⁶⁰⁹
 - －先端技術分野における特許マニュアル (特許審査基準) の改訂／作成協力
 - －東アジア・ASEAN 経済研究センター (ERIA) による、ASEAN 各国知財庁の出願件数の予測と政策提言に関する研究
 - －国際出願制度 (マドリッド・プロトコル／ハーグ協定) の加盟／運用協力
 - －人材育成、審査業務管理に関する協力
 - －知財の商業化、知財の普及啓発に関する協力
- 「日 ASEAN 知的財産権行動計画 2017-2018」「日 ASEAN 知財共同声明」<ASEAN6 共通> (2017 年 5 月、第 7 回日 ASEAN 特許庁長官会合) ¹⁶¹⁰
- 「日 ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2017」<ASEAN6 共通> (2016 年 8 月、第

アクセス日：2019 年 1 月 25 日]

¹⁶⁰⁸ 「Cooperation and Collaboration Key Themes in WSO Meeting」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0009.html [最終アクセス日：2019 年 1 月 28 日]

¹⁶⁰⁹ 「第 8 回日 ASEAN 特許庁長官会合の結果について」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2018.html> [最終アクセス日：2019 年 3 月 7 日]

¹⁶¹⁰ JPO 「特許行政年次報告書 2018 年版<本編>」p.275、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日：2019 年 3 月 7 日]

6 回日 ASEAN 特許庁長官会合)¹⁶¹¹

- 実体審査能力の強化や方式審査自動化支援等を含む JPO-MyIPO 協力覚書（2015 年 1 月）¹⁶¹²
- JPO とアセアン各国の知的財産庁との間で知的財産に関する協力覚書を締結＜ASEAN6 共通＞（2012 年 7 月、第 2 回日アセアン特許庁長官会合）¹⁶¹³
一人材育成や IT 化支援、商標や意匠に関する国際協定への加盟支援、国民の知財意識向上等による模倣品対策等。
- 修正実体審査制度（MSE）申請手続簡素化に係る JPO-MyIPO 覚書（2007 年 3 月）¹⁶¹⁴

（2）支援主体：米国

- サイバーセキュリティ協力に関する ASEAN－米国首脳声明（ASEAN-United States Leaders' Statement on Cybersecurity Cooperation）＜ASEAN6 共通＞（2018 年 11 月 15 日、第 6 回 ASEAN-US サミット（シンガポール））¹⁶¹⁵
－1～7, 9～13（省略）
－8. デジタル経済に対する信頼と自信を築く政策を通じて経済成長を促進する。例えば、消費者保護、知的財産権及びサイバーセキュリティを強化する枠組み、管轄区域を越えた効果的な個人データ保護の促進、教育や技術力等の分野における政策の枠組み等。

（3）支援主体：欧州

- EU－マレーシア・パートナーシップ協力協定（PCA）を締結（2016 年）¹⁶¹⁶
- EU－マレーシア自由貿易協定（知的財産権の保護と執行を含む）交渉保留（2010 年から交渉開始後に保留）^{1617, 1618}

¹⁶¹¹ JPO 「特許行政年次報告書 2017 年版＜本編＞」 p.290、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁶¹² JPO 「特許行政年次報告書 2017 年版＜本編＞」 p.295、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁶¹³ 「第 2 回日アセアン特許庁長官会合の結果について」 JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2012.html> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁶¹⁴ JPO 「特許行政年次報告書 2017 年版＜本編＞」 p.295、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 3 月 7 日]

¹⁶¹⁵ 「ASEAN-United States Leaders' Statement on Cybersecurity Cooperation」 U.S. Mission to ASEAN ウェブサイト内、URL: <https://asean.usmission.gov/asean-united-states-leaders-statement-on-cybersecurity-cooperation/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 17 日]

¹⁶¹⁶ 「EUROPEAN COMMISSION: COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT (Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries) (Brussels, 21.2.2018)」 p.30、European Commission ウェブサイト内、URL: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/march/tradoc_156634.pdf [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹⁶¹⁷ 「EUROPEAN COMMISSION: COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT (Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries) (Brussels, 21.2.2018)」 p.30、European Commission ウェブサイト内、URL: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/march/tradoc_156634.pdf [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

¹⁶¹⁸ 「Countries and regions/ Malaysia」 European Commission ウェブサイト内、URL: <http://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/malaysia/> [最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日]

(4) 支援主体：中国

- 中国－ASEAN 知的財産権協力計画 2018-2019 (China-ASEAN IPR cooperation plan for 2018-2019) に合意<ASEAN6 共通> (2018年9月5日、第9回中国－ASEAN 長官会合)¹⁶¹⁹
 ーキャパシティビルディングの強化、知的財産登録・審査の質及び効率の向上、民間の IP 交流及び相互作用の促進、知的財産価値の実現、伝統医学情報データベースの構築、商標・地理的表示分野における協力の積極的な探求等を推進する。
- 中国－ASEAN 知的財産権協力計画 (China-ASEAN IPR cooperation plan) 2017-2018, 2016-2017, 2015-2016, 2014-2015 に合意<ASEAN6 共通> (2017年9月、第8回中国－ASEAN 長官会合) (2016年11月、第7回中国－ASEAN 長官会合) (2015年11月、第6回中国－ASEAN 長官会合) (2014年6月、第5回中国－ASEAN 長官会合)^{1620, 1621, 1622, 1623}
- 中国－ASEAN 知的財産協力に関する了解覚書 (MOU) に署名<ASEAN6 共通> (2009年)¹⁶²⁴
- 中国とマレーシア二国間の正式な知的財産協力関係を確立 (2015年)¹⁶²⁵

(5) 支援主体：韓国

- KIPO-ASEAN 知的財産協力覚書 (MOC) に署名<ASEAN6 共通> (2018年3月27日)¹⁶²⁶
 ーブルネイ・ダルサラームで、ASEAN 各国の知的財産庁長官と韓国知的財産庁 (KIPO) 長官によって署名された。覚書に基づき、相互協力のための制度的な枠組みを確立する。情報交換、IP 統計データ、ワークシェアリング、IP 自動化システム開発、特許・商標・意匠を含む IP データベースの強化等の様々な分野での経験と知識の共有等が含まれている。

¹⁶¹⁹ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」 Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁶²⁰ 「中国国家知的財産権局 2017 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁶²¹ 「中国国家知的財産権局 2016 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.90、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁶²² 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.79、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁶²³ 「中国国家知的財産権局 2014 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.85～86、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁶²⁴ 「The 9th meeting of China-ASEAN heads of intellectual property offices held in Singapore (2018/09/14)」 Intellectual Property Protection in China ウェブサイト内、URL: <http://www.chinaipr.gov.cn/article/internationalupdates/201809/1926694.html> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁶²⁵ 「中国国家知的財産権局 2015 年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」 p.80、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁶²⁶ 「ASEAN, KIPO sign memorandum on intellectual property」 ASEAN 事務局ウェブサイト内、URL: <https://asean.org/asean-kipto-sign-memorandum-on-intellectual-property/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

- ASEAN+1 枠組み協定 (ASEAN+1 framework) <ASEAN6 共通> (2017年2月) ¹⁶²⁷
 -2017年2月、4年間の議論の末、ASEAN+1 枠組み協定が締結された。ASEAN
 地域の IPR インフラ整備事業と韓国企業の知的財産権の保護がさらに強化される。
- 韓国-ASEAN 自由貿易協定を締結<ASEAN6 共通> (2007年6月1日発効) ¹⁶²⁸
 -知的財産保護強化、知的財産権分野の情報交換及び協力強化等が含まれている。

(6) 支援主体：WIPO

該当情報なし。

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

1.2.7 支援実績 (年間)

(1) 支援主体：日本

- 人材育成協力の実績¹⁶²⁹
 - 専門家派遣 (2017年度) マレーシア (1名)
 - 専門家派遣 (2017年度までの総数) : マレーシア (44名)
 - 短期/中期研修生・長期研究生受入 (2017年度) : マレーシア (30名)
 - 短期/中期研修生・長期研究生受入 (2017年度までの総数) : マレーシア (518名)
- 国際審査協力*の実績 (2000年4月~2018年3月末累積) ¹⁶³⁰
 : マレーシア (派遣 : 1名、中長期派遣 : 4名)

*国際審査協力は、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、JPOの審査実務・審査結果の他庁への普及、質の高いレベルでの審査の調和、特許分類の調和、JPOの施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000年4月から2018年3月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを29の知財庁・組織と行っている。

(2) 支援主体：米国、欧州、中国、韓国、WIPO、その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

¹⁶²⁷ 「2017 Annual Report」p.67、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶²⁸ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.412、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶²⁹ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.315、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶³⁰ JPO「特許行政年次報告書2018年版<本編>」p.134、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

1.2.8 五庁及びWIPO等の支援手法

(1) 支援主体：日本

<ASEAN6 共通>

- 短期／中期研修生／長期研究生の招へい¹⁶³¹
- 専門家派遣（短期／中期／長期）¹⁶³²
- セミナー・ワークショップ等¹⁶³³
- E-learning（英語）¹⁶³⁴

(2) 支援主体：米国

<ASEAN6 共通>*

- 招へい研修¹⁶³⁵
- セミナー・ワークショップ等¹⁶³⁶
- E-learning（英語、スペイン語、フランス語、アラビア語、ロシア語等）^{1637, 1638}

*USPTO は、グローバル知的財産アカデミー（*Global Intellectual Property Academy: GIPA*）を通じて、知的財産の研修プログラムを提供している。2018年度には、7,240人を超える参加者（83か国の3,950人を超える外国政府職員を含む）に研修を実施した。¹⁶³⁹

(3) 支援主体：欧州

<ASEAN6 共通>

- セミナー・ワークショップ等¹⁶⁴⁰

¹⁶³¹ JPO「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶³² JPO「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶³³ JPO「特許行政年次報告書 2018年版<本編>」p.312、JPO ウェブサイト内、URL: <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶³⁴ 「E-learning of IPR」JPO ウェブサイト内、URL: <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/e-learning/index.html> [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶³⁵ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶³⁶ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶³⁷ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶³⁸ 「IP eLearning modules」USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/global-intellectual-property-academy-gipa/uspto-webinars-and-ip-e-learning> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁶³⁹ 「USPTO annual reports (Fiscal Year 2018 PAR)」p.3, 91、USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁶⁴⁰ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究（2013年2月）」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

●E-learning (英語) ¹⁶⁴¹

－欧州の特許制度等に関するオンラインコース（個別指導コースと自習型コース）がある。特許検索、特許申請、特許法とプラクティス、ビジネスにおける知的財産等のトピックスに関するオンライン学習教材が提供されている。

(4) 支援主体：中国

<ASEAN6 共通>

●招へい研修¹⁶⁴²●セミナー・ワークショップ等^{1643, 1644}●E-learning (英語) ^{1645, 1646, 1647}

－中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）は、1997年に設立されたSIPOの直属単位であり、審査官だけでなく、専利代理人、出願人、地方知識産権局職員、地方政府幹部、裁判官、教育機関、東南アジアや中東アフリカ諸国の知財関係者等も対象として研修を行っている。ウェブサイトではeラーニングを無償提供している。

(5) 支援主体：韓国

<ASEAN6 共通>

●招へい研修¹⁶⁴⁸●セミナー・ワークショップ等^{1649, 1650}

¹⁶⁴¹ 「e-learning centre」EPO ウェブサイト内、URL: <https://e-courses.epo.org/> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁶⁴² 「中国国家知的財産権局2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁶⁴³ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶⁴⁴ 「中国国家知的財産権局2016年政府情報開示年報 (SIPO Annual Report/VIII International Cooperation)」p.96、中国国家知的財産権局ウェブサイト内、URL: <http://english.sipo.gov.cn/lawpolicy/annualreports/index.htm> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁶⁴⁵ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶⁴⁶ 「CHINA INTELLECTUAL PROPERTY TRAINING CENTER」CIPTC ウェブサイト内、URL: <http://elearning.ciptc.org.cn/public/index?v=0&r=0> [最終アクセス日: 2019年1月19日]

¹⁶⁴⁷ 「中国国家知識産権局 (SIPO) における人材育成について (tokugikon, 2012.8.21. no.266)」p.32～38、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/266/266tokusyu6.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月30日]

¹⁶⁴⁸ 「2017 Annual Report」p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶⁴⁹ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」p.5～6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶⁵⁰ 「2017 Annual Report」p.65、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

●E-learning (英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大 24 言語) ^{1651, 1652}

－WIPO・中小企業局と協力して開発した知的財産権活用戦略に関する英文コンテンツ「IP パノラマ (Panorama)」は、2009 年アラビア語、2010 年スペイン語、フランス語、2012 年中国語、2013 年ロシア語を発売し、6 つの国連公用語バージョンを全て完成した。タイ語、ベトナム語等を含む世界 24 の言語で提供している。

(6) 支援主体 : WIPO

<ASEAN6 共通>

●セミナー・ワークショップ等¹⁶⁵³●E-learning (英語、アラビア語、スペイン語、フランス語等の最大 10 言語) ^{1654, 1655}

－WIPO は、1999 年からプロフェッショナルや初学習者の方々に、知的財産 (IP) のあらゆる側面をカバーする遠隔学習 (distance learning : DL) コースを提供している。アラビア語、中国語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語等、最大 10 か国語でオンライン IP コースが提供されている。

(7) 支援主体 : その他 (豪州、英国、ERIA 等)

<豪州－ASEAN><ASEAN6 共通>

●専門家派遣等¹⁶⁵⁶●セミナー・ワークショップ等¹⁶⁵⁷

●E-learning (英語)

－地域特許審査研修 (Regional patent examination training : RPET) プログラム (WIPO) ¹⁶⁵⁸

: PCT サーチ・審査にフォーカスした海外特許庁向けの包括的なオンライン特許審査研修プログラム。RPET は、ASEAN-Australia-NewZealand 自由貿易協定 (AANZFTA) 経済協力作業計画の下で、世界知的所有権機関 (WIPO) の支援を受けて実施されている。

¹⁶⁵¹ 「IP e-Learning」KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=91012&catmenu=ek02_03_03_02 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶⁵² 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」p.429、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶⁵³ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶⁵⁴ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶⁵⁵ 「Distance Learning」WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/ [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁶⁵⁶ 「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究 (2013年2月)」p.5~6、JPO ウェブサイト内、URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11218880/www.jpo.go.jp/shiryoutouushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h24_report_05.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶⁵⁷ 「Technical Assistance Database」を基に作成、WIPO ウェブサイト内、URL: <https://www.wipo.int/tad/en/> [最終アクセス日: 2019年1月25日]

¹⁶⁵⁸ 「Regional patent examination training」IP Australia ウェブサイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/global-engagement/regional-patent-examination-training> [最終アクセス日: 2019年1月24日]

<英国-ASEAN>

●セミナー・ワークショップ等¹⁶⁵⁹

1.2.9 五庁及びWIPO等の知財専門駐在員（政府職員の駐在員）

(1) 支援主体：日本

●日本貿易振興機構（JETRO）のタイ事務所、シンガポール事務所に特許庁から駐在員を派遣^{1660, 1661}

ーASEAN 諸国における知的財産権に関する様々な活動（セミナー、相談業務等）を行っている。

(2) 支援主体：米国

●ASEAN 事務局に USPTO スタッフを常駐^{1662, 1663}

●タイ（バンコク）の米国大使館に IP 専門大使（IP Attachés）を派遣¹⁶⁶⁴

ーブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、及びベトナムを含む東南アジア諸国における米国特許商標庁（USPTO）の活動を管轄している。

(3) 支援主体：欧州

●ECAP バンコクオフィスに EUIPO（旧 OHIM）職員を派遣^{1665, 1666}

ーECAP プロジェクトは、タイ知的財産局（DIP）のプロジェクトオフィスのチームと、スペイン・アリカンテの欧州連合知的財産庁（EUIPO）本部のチームからなるプロジェクト管理チーム（PMT）を通じて EUIPO によって実施されている。バンコクのチームは、ASEAN 地域におけるプロジェクト活動の全体的な計画と実施、ASEAN のカウンターパート（事務局と加盟国）との関係を担当している。

¹⁶⁵⁹ 「IPOP HL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」 p.51、IPOP HL ウェブサイト内、URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr_B6/view [最終アクセス日: 2019年1月24日]

¹⁶⁶⁰ 「JETRO バンコクでの駐在を終えて (tokugikon, 2018.5.31. no.289)」 p.21~36、特許庁技術懇話会ウェブサイト内、URL: <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/289/289tokusyu2.pdf> [最終アクセス日: 2019年1月15日]

¹⁶⁶¹ 「ジェトロ・バンコク事務所の活動」 JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/th_bangkok/about.html [最終アクセス日: 2019年1月29日]

¹⁶⁶² 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題 (2012年3月)」 p.26、JPO ウェブサイト内、URL: https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_17_paper/siryuu_01.pdf [最終アクセス日: 2019年3月7日]

¹⁶⁶³ 「International Intergovernmental Organizations」 USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/international-intergovernmental-organizations> [最終アクセス日: 2019年1月17日]

¹⁶⁶⁴ 「IP Attaché — Thailand」 USPTO ウェブサイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/intellectual-property-rights-ipr-attach-program/ip-attach-thailand> [最終アクセス日: 2019年1月16日]

¹⁶⁶⁵ 「Ignacio de Medrano Caballero」 IPnexus ウェブサイト内、URL: <https://secure.ipnexus.com/en/directory/profiles/2752> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

¹⁶⁶⁶ 「Project Management Team」 ECAP3 ウェブサイト内、URL: <http://www.ecap3.org/about/project-management-team> [最終アクセス日: 2019年1月18日]

(4) 支援主体：中国

該当情報なし。

(5) 支援主体：韓国

●海外知識財産センター (IP-DESK)：タイ (バンコク)、ベトナム (ホーチミン)、インドネシア^{1667, 1668, 1669}

—KIPO は、海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外知識財産センター (IP-DESK) 事業を運営している。2008 年、知識經濟部と特許庁の共同運営を始めに、2009 年からは特許庁が単独で中国、タイ、ベトナムなど7つの地域で IP-DESK を運営した。2012 年 LA、2013 年ニューヨーク、2014 年フランクフルト、2015 年東京、2016 年西安、2017 年インド・ニューデリーとインドネシア・ジャカルタに IP-DESK を追加開所し、2017 年 12 月現在で 8 か国、14 か所で IP-DESK を運営している。

<表IV-2-1> 2016年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2016年	中国						タイ	ベトナム	米国		ドイツ	日本
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	西安	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	東京
知的財産権相談	6,841	417	862	682	700	519	55	371	468	1,195	577	475	520
出願	1,634	245	151	158	179	20	70	151	147	53	51	108	50
侵害調査	15	0	2	2	0	1	0	0	1	4	0	5	0
説明会	55	3	3	2	13	1	3	0	1	10	10	6	3
協力チャンネル	190	18	4	7	30	25	21	39	5	7	22	3	9
情報提供	514	25	14	14	26	47	30	75	15	178	54	26	10

出典：2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)¹⁶⁷⁰

(6) 支援主体：WIPO

●WIPO シンガポール事務所 (WSO)¹⁶⁷¹

¹⁶⁶⁷ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」 p.361～363、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶⁶⁸ 「2017 Annual Report」 p.56、KIPO ウェブサイト内、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15 [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶⁶⁹ 「特許庁、補正予算で IP-DESK、IP コンサルティングを拡大」 JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/17072601.html> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶⁷⁰ 「2016年度 知的財産白書 (2017年発行) (KIPO)」 p.363、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/gov/whitepapers/> [最終アクセス日: 2019年1月21日]

¹⁶⁷¹ 「Program and Budget for the 2018/19 biennium」 p.163、WIPO ウェブサイト内、URL: https://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/budget/pdf/budget_2018_2019.pdf [最終アクセス日: 2019年1月24日]

－ASEAN IPR 行動計画 (ASEAN IPR Action Plan) 2016～2025 の実施を支援している (特に戦略目標 2 と 3)。

戦略目標 3 「拡張された包括的な ASEAN IP エコシステムの開発 (An expanded and inclusive ASEAN IP Ecosystem is developed)」

戦略目標 2 「ASEAN 経済共同体の強化に貢献するために開発された地域 IP プラットフォームとインフラストラクチャ (Regional IP platforms and infrastructures are developed to contribute to enhancing the ASEAN Economic Community)」

(7) 支援主体：その他 (豪州、英国、ERIA 等)

該当情報なし。

2 国内現地ヒアリング調査

2.1 概要

ASEAN6 への出願を行っている国内企業 7 か所、国内特許法律事務所 3 か所の計 10 か所に対して事前質問票を送付し、その回答に関してさらにヒアリング調査を行った。以下では、事前質問票とヒアリングの回答を掲載する。

出願権利化を考える際に留意している点に関して、特許の審査が遅い国であるため PPH 等の早期審査制度を利用することを前提としているとの意見が多く聞かれた(4 者(40%))。また、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地代理人の事務レベルが高くない場合があるので、信頼のおける現地代理人の選定に留意している等の意見があった(2 者(20%))。

出願から登録までの手続において、商標について、登録までの期間が長いとの意見が一定数あった(3 者(30%))。特許についても、登録までの期間が長いとの意見が聞かれた(2 者(20%))。

また、国際条約等(マドプロ等)に未加盟であることに困っている又は改善して欲しいとの意見が一定数あった(3 者(30%))。また、商標出願の際に多区分出願ができないことに困っている又は改善して欲しいとの意見があった(2 者(20%))。

現地知財庁のユーザー向けシステム(検索 DB)に関して、特許について、書誌事項しか収録されていない(2 者(20%))、公報収録率が低い(2 者(20%))等の意見があった。

なお、審査の満足度に関して、特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの意見が多く聞かれた。

今後の JPO からの支援に関して、制度整備支援について、模倣品対策の改善、マドプロ加盟、多区分出願制度の導入を望む意見があった。人材育成支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとの意見が多かった。

情報化支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望む意見が多かった。

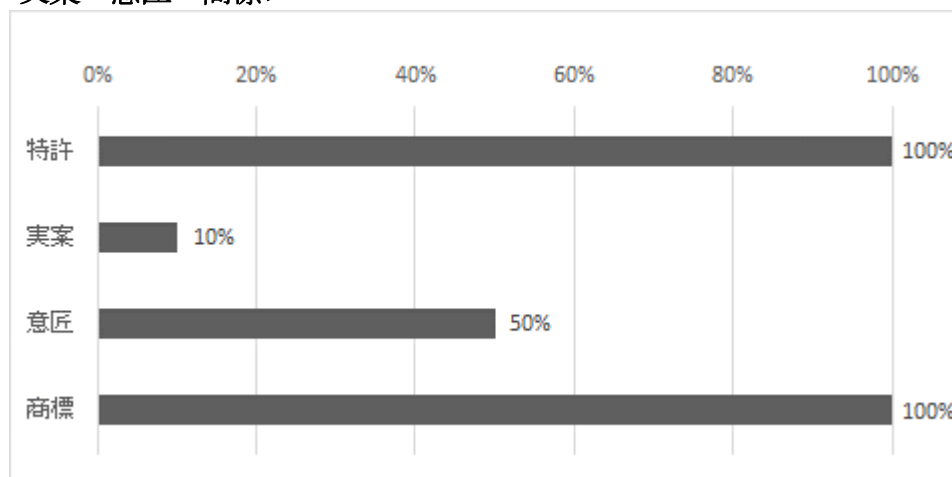
また、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務管理能力の改善につながるような支援を望む意見があった。

2.2 事前質問票及びそのヒアリング結果

2.2.1 出願の経験について

すべての回答者(10 者(100%))が、特許と商標の出願経験があると回答した。また、半数の回答者(5 者(50%))が、意匠の出願経験があると回答した。また、ビジネス展開などを考慮して、出願しているとの回答があった。

<特許・実案・意匠・商標>



マレーシアへの出願の経験があると回答した者の割合

- ・ 特許の出願経験があると回答した者は、10者（100%）であった。
- ・ 実案の出願経験があると回答した者は、1者（10%）であった。
- ・ 意匠の出願経験があると回答した者は、5者（50%）であった。
- ・ 商標の出願経験があると回答した者は、10者（100%）であった。

コメント

（ビジネス展開などを考慮）

- ・ B to Cではなく、現地政府や地方自治体に対するソリューションビジネスを中心に展開しているため、ビジネスの展開に応じて権利を取得している。特に重点的に出願する国はなく、満遍なく出願を行っている。
- ・ ASEAN6においては、特許、実用新案、意匠及び商標について出願しており、その中で特に重点的に出願している国はない。ビジネス上の要請に応じて出願している。
- ・ ASEAN6では製品を販売しており、特許と商標の出願経験はあるが、審判や裁判等で争った経験はない。
- ・ ASEAN6においては、特許、意匠及び商標について出願しているが、シンガポールへの特許出願は少ない。市場の大きさにより、出願件数の強弱をつけている。
- ・ ASEAN6各国への特許出願件数は、年間15件以下程度である。

2.2.2 審判又は権利行使（侵害訴訟、行政摘発、刑事告発、税関差止等）等の経験について

特許、意匠については、すべての回答者が審判又は権利行使等の経験がないと回答した。

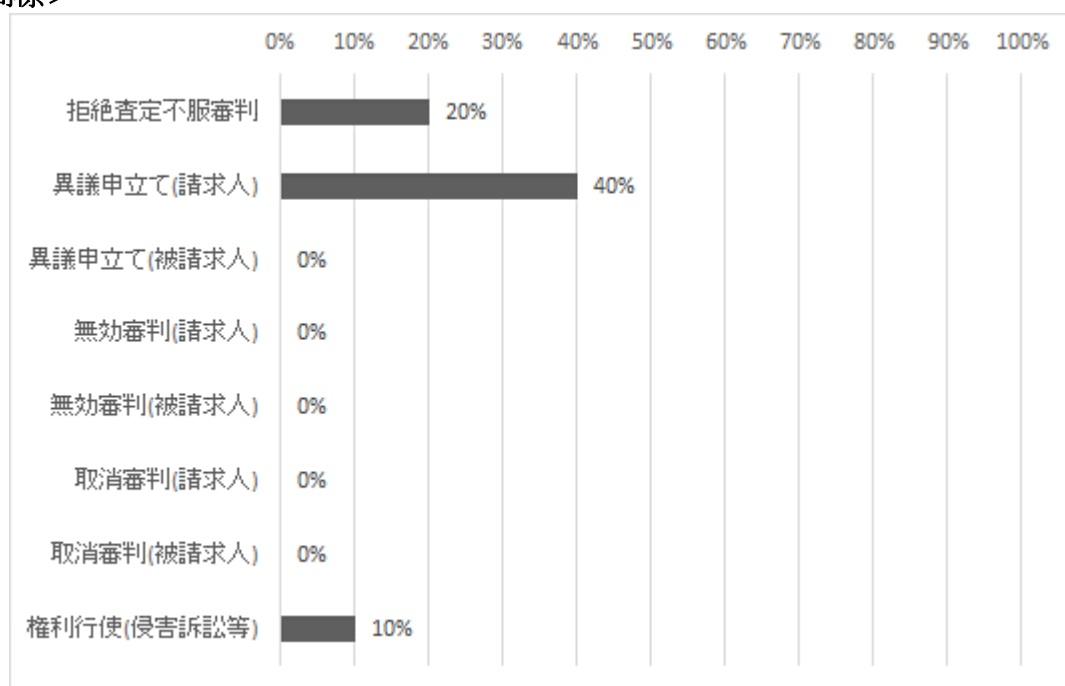
商標については、異議申立て（請求人）の経験があると回答した者が最も多く、4者（40%）であった。次に、拒絶査定不服審判の経験があると回答した者が多く、2者（20%）であった。

<特許・意匠>

- ・ 拒絶査定不服審判、異議申立て（請求人）、異議申立て（被請求人）、無効審判（請求

人)、無効審判(被請求人)、権利行使(侵害訴訟等)のそれぞれの経験があると回答した者は、0者(0%)であった。

<商標>



マレーシアへの商標の審判又は権利行使等の経験があると回答した者の割合

- ・拒絶査定不服審判の経験があると回答した者は、2者(20%)であった。
- ・異議申立て(請求人)の経験があると回答した者は、4者(40%)であった。
- ・異議申立て(被請求人)、無効審判(請求人)、無効審判(被請求人)、取消審判(請求人)、取消審判(被請求人)のそれぞれの経験があると回答した者は、0者(0%)であった。
- ・権利行使(侵害訴訟等)の経験があると回答した者は、1者(10%)であった。

コメント

- ・商標は、ハウスマークやB to Bのサービスに利用している。製品を売っているわけではないので、知財に関する争いはこれまでない。
- ・特許、実用新案及び意匠については、出願が主であり、審判の経験は無いが、商標は、異議申立てや無効審判等、請求人として請求したことがある。
- ・模倣品やニセモノ、不正商品等への対策のため、無効審判、異議などとともに侵害訴訟を行っている。

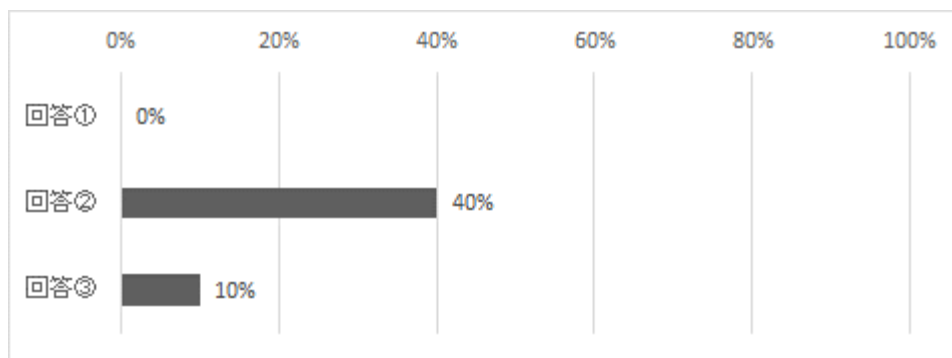
2.2.3 出願権利化を考える際に留意している点について

回答選択肢：①誤訳を防ぐために、現地代理人にダブルチェックなどの対応を依頼している、②審査が遅い国であるため、PPH等の早期審査制度を利用することを前提としている、③PPHを使うため、先進国等でした基礎出願について早期審査制度を利用するように

している、その他。

特許について、「②審査が遅い国であるため、PPH等の早期審査制度を利用することを前提としている」との回答が多く、4者(40%)であった。その他、代理人の選定などに留意しているとの回答もあった。

<特許>



回答①～③を選択した者の割合

- ・回答①を選択した者は、0者(0%)であった。
- ・回答②を選択した者は、4者(40%)であった。
- ・回答③を選択した者は、10者(10%)であった。

回答②を選択した者のコメント

- ・インドネシア、タイ、マレーシアについて、早期権利化手段の選択肢の検討(PPH、ASPEC、修正実体審査など)。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアについて、早期審査制度を利用する場合、日本から出願する場合はPPHをよく使っている。ASPECを使うのは限定的である。ASPECよりもOAや自発補正で先進国の登録クレームに合わせた方が早いと考える。
- ・ASEAN6について、PPH又はPCT-PPHを利用している(おすすめしている)。審査が通常よりは促進されるため。また、日本と同一のクレームで権利化され、管理しやすいため。
- ・ASEAN6について、審査が遅いというはあるが最終的に登録になるので、その意味では特に不満はない。変な拒絶理由もこない。
- ・ASEAN6について、修正実体審査や先進国での登録クレームを提出して補正することで権利化を早める手段をよく利用している。どの国の登録クレームに補正するかはケースバイケースである。補正時に登録されている国のクレームなどを利用する。

その他コメント

(代理人の選定等に留意)

- ・ASEAN6について、信頼のおける現地代理人の選定に留意している。事務所内の事務管理がきちんとできているかどうかも大事。メール等での実際のやりとりをすることで、基本的な対応がきちんとできているか判断できることもある。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、代理人の事務レ

ベルが満足に高くない場合がある。例えば、書類の郵送先を指定しても、そこに送ってくれない代理人があった。fax 番号が変わったので、新しい番号に書類を送ってほしいと言っても、数年間昔の fax 番号に送ってくるままである。米国、中国、韓国の代理人なら、すぐに新しい番号に送ってくれるので、差に驚いた。代理人の事務品質に、気を配っており、気になるところがあれば継続的にフィードバックや申し入れをしている。

- ・ ASEAN6 について、審査が遅れている場合には、PPH や ASPEC 等の利用を顧客に提案する。
- ・ インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、PPH を利用できない過去の案件等については、修正実体審査を利用している。
- ・ シンガポール、タイ、マレーシアについて、先進国の審査状況と審査請求オプションの利用要否に留意している。
- ・ シンガポール、マレーシアについて、ASPEC 申請のための第一権利化国としての検討。ASEAN6 で早期権利化をする場合、ASPEC と PPH の両方を検討する。どちらを優先するというわけではない。ASPEC は、利用できる条件を満たしている場合に使用している。ASPEC を利用する際は、シンガポール又はマレーシアの審査が比較的早いので、これらの審査結果を利用することが多い。日本のクレームを基礎にする場合は PPH の方が多い。ASPEC と PPH とを比較すると、感覚的には ASPEC の方が早い。
- ・ インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、審査促進のため、欧州、米国等で認可されたクレームに合わせて補正している。欧州、米国で認可されたクレームに合わせて補正するように知財庁から要請が来ることが多い。インドネシアでは、豪州で認可されたクレームに合わせて補正するように知財庁から要請が来ることもある。欧州、米国等で認可されたクレームに合わせて補正すると登録してくれる。OA 回数が少なくなるので、費用削減のメリットがある。医薬品はそれほど権利化を急がないので、PPH は利用していない。

実用新案（小特許）について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は得られなかった。

<実案>

- ・ 回答①～③を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

意匠について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<p><意匠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～③を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシアにおいて、マストフィット物品は不登録事由であるため、出願対象の物品によっては、事前に現地代理人に登録可能性について確認をしている。

商標について、出願権利化を考える際に留意している点に関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

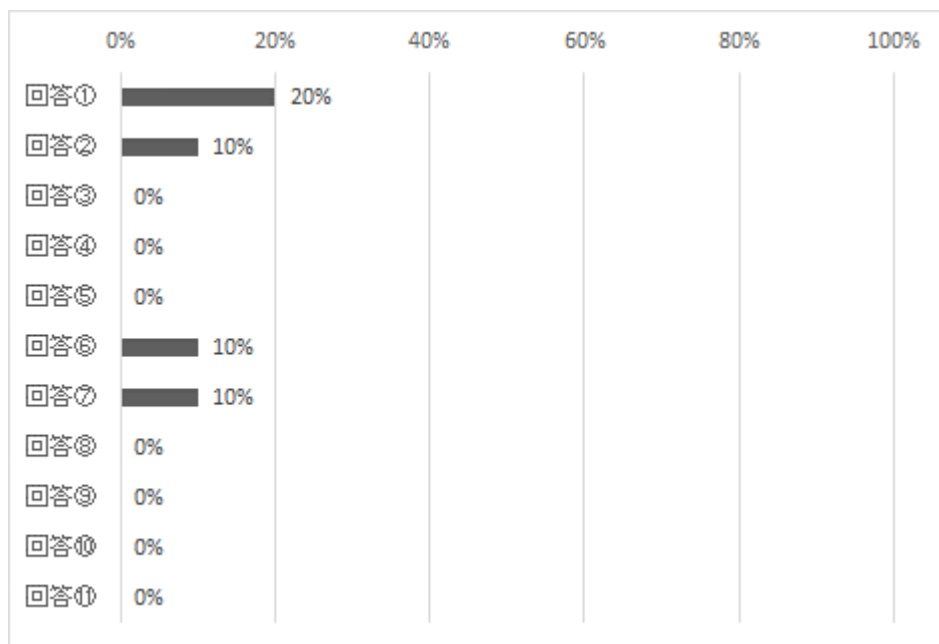
<p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～③を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール、タイ、マレーシアについて、日本と異なり、英字2文字でも識別性が無いとは言えないため、出願の要否検討および出願態様検討を行っている。 ・タイ、ベトナム、マレーシアは、出願からのブラックボックス期間が2～3か月程度あるため、同一・類似の他社先願商標に留意が必要。 ・インドネシア、ベトナム、マレーシアは、他国より比較的審査期間が長いため、権利化までに時間がかかることを留意している。 ・シンガポール、マレーシアについて、シリーズ商標の活用要否の検討。

2.2.4 出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①登録までの期間が長い、②PPHやASPECを試してみたが早期に登録にならなかった、③意匠で部分意匠制度／秘密意匠制度／関連意匠制度がない、④意匠や商標の類否判断で類似するとして理由に納得できない、⑤審査基準やガイドラインが公開されていないので判断基準がよくわからない、⑥翻訳文に誤訳があった場合に原文に基づく補正が認められていない、⑦代理人のコンフリクトのような、代理人の違法行為への対抗措置がない、⑧プログラムクレームが認められないので困る、⑨第二医薬用途発明が認められない、⑩新規性喪失の例外適用の要件が厳しい、⑪国際条約等(PLT条約／シンガポール条約／ハーグ協定／マドプロ等)に加盟していない、その他。

特許について、「①登録までの期間が長い」との回答が最も多く、2者(20%)であった。

<特許>



回答①～⑪を選択した者の割合

- ・回答①を選択した者は、2者（20%）であった。
- ・回答②、⑥、⑦のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答①を選択した者の他コメント

- ・インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアでは、5～6年程度で登録されている。欧州や米国等の審査結果を利用しているため、欧州や米国等で登録になった後に、これらの国で登録されることが多い。医薬品の特許としては、早すぎず遅すぎず、ちょうどよいタイミングである。

回答②を選択した者の他コメント

- ・ASEAN については、ASPEC を使っているが、審査が始まらなかったり、許可にならなかったりする件がある。ASPEC の効果を検証したことがあり、ベトナムとフィリピンは一定の効果があったが、インドネシアとマレーシアは効果が小さかった。なお、ASEAN では ASPEC を優先的に使っているため、PPH は積極的には使っていない。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、PPH を利用しなくても IP5 の審査結果が利用される（IP5 と同じ引例が引用される）ので、PPH の実効性が定かではないように感じている。PPH 利用時に IP5 のどこの審査結果を使うかはケースバイケース。

回答⑥を選択した者の他コメント

- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地語への翻訳チェックの必要性は重々理解しているものの、現在のリソースでは難しいのが現状。誤訳の訂正ができるとうい。ただし、ASEAN では特許の権利行使を未だしていないので、実際に誤訳がトラブルになった事例はない。

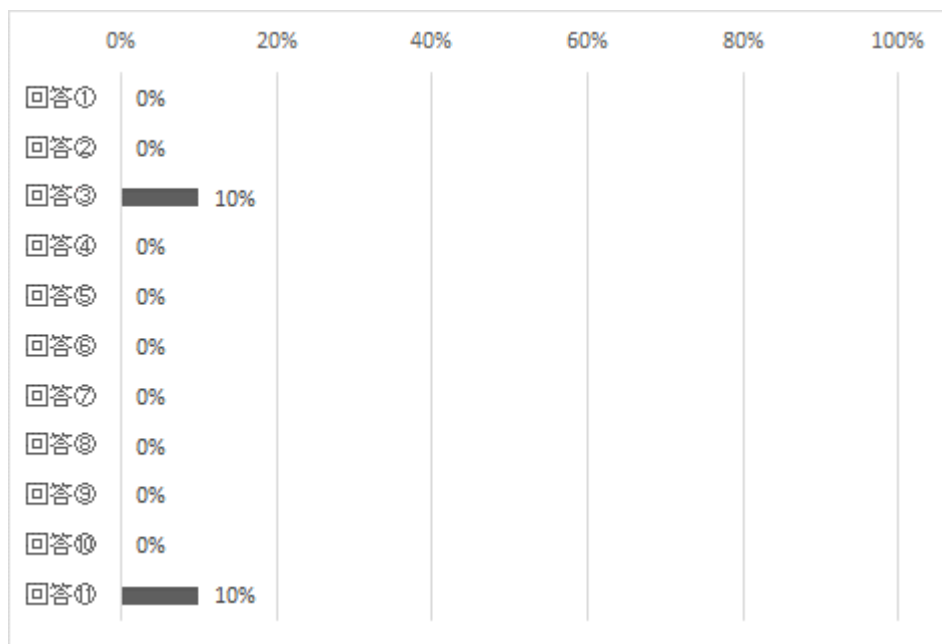
<p><u>回答⑦を選択した者の他コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、代理人のコンフリクトの可能性があったとしても、各国の大手事務所の数が少なく、代理人の選択肢がないので困っている。ASEAN 各国への出願件数が多くないため、1つの国あたり1つの事務所に対応してもらっているため、2つ以上の事務所で比較することができない。現地の事務所の情報が入手できるとありがたい。
<p><u>その他コメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN については逆翻訳してチェックしてないので、誤訳の問題があるかどうか分からない。 ・ASEAN6 各国で改正の情報が出てくるが、実際にいつ改正されるのか把握するのが難しい。これらの情報がまとまって提供されていると便利である。この場合、改正の重要部分などが強調されているなど、強弱のある提供であると好ましい。 ・ASEAN6 の審査基準やガイドラインについて、様々な機関で公表されているのを見るが、どれが正しいものであるのかがわかりにくい。 ・ASEAN6 におけるビジネスモデルの保護。 ・ASEAN6 における特許制度については、PPH など期待どおりの特許がとれるので特段の問題は感じていない。

実用新案（小特許）について、出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<p><u><実案></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～③を選択した者はいなかった。
<p><u>コメント</u></p> <p>なし。</p>

意匠について、出願から登録までの手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<意匠>



回答①～⑪を選択した者の割合

- ・回答③、⑪のそれぞれを選択した者は、1者（10%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答③を選択した者のコメント

- ・ASEAN6各国でそれぞれ制度が異なるが、各国で登録可能な態様で出願するように留意している。例えば、部分意匠制度を有さない国については、部品の意匠として出願するなどをしている。導入して欲しい制度としては、秘密意匠制度、関連（類似）意匠制度、部分意匠制度などがある。

回答⑪を選択した者のコメント

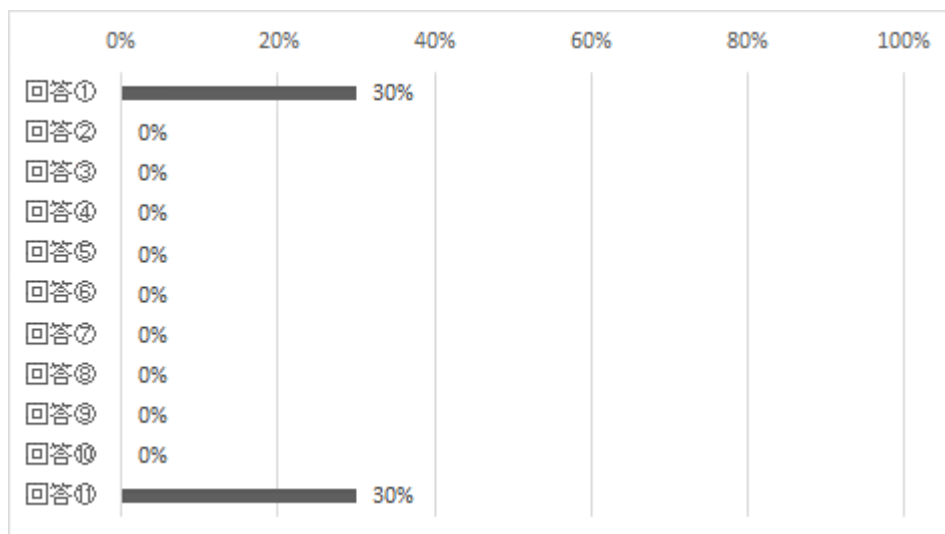
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアは、ハーグ協定ジュネーブアクト未加盟。可能であればWIPOやJPO等から加盟支援して欲しい。

その他コメント

- ・マレーシアでは、同種物品の審査において、審査官の見解が全く異なった。審査にばらつきがあるように感じる。
- ・ASEANで部分意匠制度を持たない国に出願する場合は、全体意匠として出願せざるを得ない（ただし、この場合でも優先権は認められるようである）。

商標について、「①登録までの期間が長い」「⑪国際条約等(PLT条約/シンガポール条約/ハーグ協定/マドプロ等)に加盟していない」との回答が最も多く、3者（30%）であった。マレーシアは、審査が遅い、マドプロ未加盟である、などの回答があった。その他、多区分出願ができないなどの回答があった。

<商標>



回答①～⑪を選択した者の割合

- ・回答①、⑪のそれぞれを選択した者は、3者（30%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

回答①を選択した者のコメント**(審査が遅い)**

- ・マレーシアは、審査が遅い。特に使用証拠書類に疑義が生じると審査が遅い。最も遅延している案件として、2015年7月上旬に面接審査にて補正書提出したものの音沙汰がない。
- ・インドネシア、ベトナム、マレーシアは、審査期間が比較的長い。

回答⑪を選択した者のコメント**(マドプロ未加盟である)**

- ・マレーシアは、マドプロに未加盟である。可能であればWIPOやJPO等から加盟支援して欲しい。

その他コメント**(多区分出願ができない)**

- ・マレーシアで、商標出願の際に多区分出願ができないので、多区分出願を認めていただきたい。（他1者から同様の回答あり。）
- ・マレーシアで、出願時において、委任状に公証人の公証が必要である。
- ・マレーシアでは、使用証拠書類（公証必要）を提出する必要があるところ、どの程度の使用証拠で足りるのか。ある現地代理人からは、最先使用日及び使用の経緯、商標を付した商品・役務の年間売上高、年間宣伝及び広告費用等の書類を求められた。クライアントが中小企業の場合かつ期限が短い場合に困難が生じている。
- ・どの国という訳ではないが、「⑤審査基準やガイドラインが公開されていないので判断基準がよくわからない」「⑥翻訳文に誤訳があった場合に原文に基づく補正が認められていない」「⑨第二医薬用途発明が認められない」「⑩新規性喪失の例外適用の要件が厳しい」は特に関心が高い。特に、「⑨第二医薬用途発明が認められない」について

はシンガポールを除く多くのASEAN諸国では用途発明という概念すらないようであり（少なくともタイ、ベトナムでは用途発明は認められないことを確認している。）、医薬・バイオ・食品分野では大きな問題だと思う。啓蒙活動をぜひお願いしたい。

2.2.5 登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①年金の支払手続において支払だけでなく追加の手続が必要となる、②商標で登録後指定された年以内に当該国で登録商標を実際に使用している証拠を提出する必要がある、③商標の実際の使用に関する公証人や領事の認証済みの宣誓書を提出する必要がある、④特許発明の実施が強制されている、⑤ライセンス契約に関する公開情報がない、⑥職務発明制度において、当事者間の合意が尊重されない、その他。

特許について、登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

<特許>

- ・回答①～⑥を選択した者はいなかった。

コメント

- ・インドネシア、タイ、マレーシアでは、過去に医薬品に強制実施権が設定されたことがある。強制実施権の設定は開発意欲を減退させるので避けていただきたい。強制実施権の設定された際の実施料率（0.5%等）も、通常の場合の実施料率と比較して低すぎる。

実用新案（小特許）、意匠について、登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<実案・意匠>

- ・回答①～⑥を選択した者はいなかった。

コメント

なし。

商標について、登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は少なかったが、以下の回答があった。

・商標

・回答①～⑥を選択した者はいなかった。

コメント

・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアでは、(日本も同様ではあるが) 同一商標につき併存同意をもって拒絶理由を解消できない場合があると理解しているが、当事者間の同意があれば併存登録可としていただきたい。
 ・ロゴが付けられていない状態で税関を通った後、販売するときロゴが付けられるケースがあり、そのようなケースでは税関での差し止めができなくて困る。

2.2.6 審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①出願人でも審判で当事者として同席できなかった、②審判がかなり長期化する、③無効審判や異議の際の訂正範囲の制限が厳しい、④提出する証拠や翻訳文について 認証や公証が必要、その他。

特許、実用新案(小特許)、意匠、商標について、審判等の手続において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<特許・実案・意匠・商標>

・回答①～④を選択した者はいなかった。

コメント

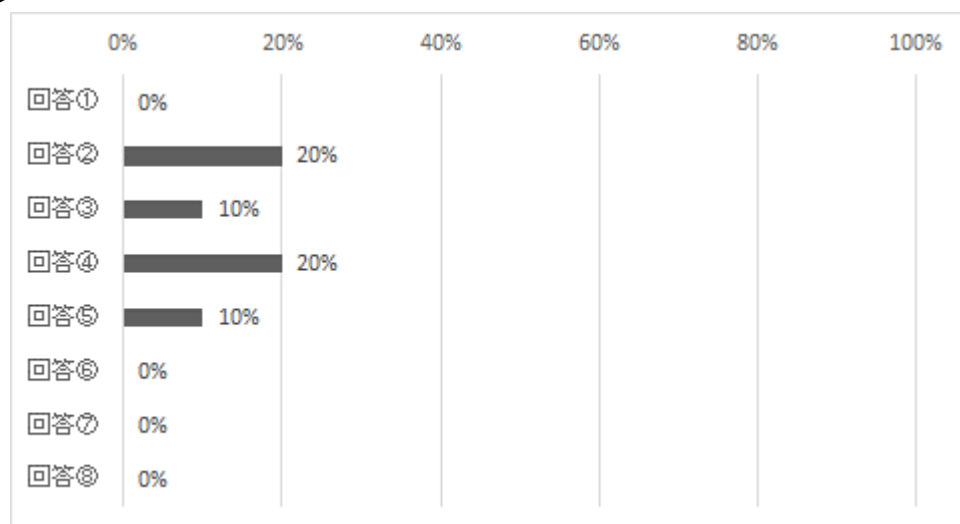
なし。

2.2.7 知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことについて

回答選択肢：①IPC分類が付与されていない/間違ったIPC分類が付与されている公報が多い、②書誌事項しか収録されておらず公報の詳細内容が不明、③包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できない、④公報収録率が低い、⑤知財庁検索データベースの公報収録のタイムラグが大きい、⑥登録番号が収録されていない、⑦PCT関連情報や優先権情報が表示されない、⑧英語対応が不十分(英語で公開されている情報が少ない等)、その他。

特許について、「②書誌事項しか収録されておらず公報の詳細内容が不明」「④公報収録率が低い」との回答が最も多く、2者(20%)であった。

<特許>



回答①～⑧を選択した者の割合

- ・ 回答②、④のそれぞれを選択した者は、2者（20%）であった。
- ・ 回答③、⑤を選択した者、1者（10%）であった。
- ・ 他の回答を選択した者はいなかった。

回答③を選択した者のコメント

- ・ 包袋書類を収録してほしい。

回答④を選択した者のコメント

（特許公報が収録されていない件がある）

- ・ フィリピン、マレーシアについて、特許公報が収録されていない件がある。特に、10年前くらいの出願で未だ権利が満了していない件をグローバルドシエ等で調べたが収録されていないことがあり困った。
- ・ 全件を収録してほしい。

回答②、⑤を選択した者のコメント

なし。

その他コメント

- ・ マレーシアは、有料サービス（公報 PDF 入手）利用時にクレジットカード情報が必要である（年間契約などがあれば対応しやすい）。
- ・ ASEAN について、十分使用できるレベルのデータベース等が整備されていない。
- ・ ASEAN について、年次報告等が公開されていない、年次報告等が公開されていても英語版がない等、知財庁からの情報開示が少ない。
- ・ ASEAN について、英語対応や包袋書類の収録を進めて欲しい。特に、タイのニーズが大きい。
- ・ ASEAN の知財庁のデータベースの課題については、JETRO サイト「知的財産に関する情報」に掲載されている「産業財産権データベースの調査報告（2017年度版）」にまとめられている。書誌事項が収録されていても登録公報が収録されていなかったり、包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できなかったり、英語対応が不十分

だったりする点は改善してほしい。まず、公報収録率を上げていくための支援を優先し、支援を継続することで徐々に改善されることを望む。

- ・ASEAN 各国において、データベース収録の基礎データを充実させて欲しい。現地語と英語で違う言語で検索した場合や、商用又は有料のデータベースを使用している、検索結果に差が出たりする場合がある。クリアランスの関係で漏れないかどうかを確認するのが難しい。
- ・ASEAN について、収録データの正確性が不明。公報が閲覧できない。

実用新案（小特許）、意匠、商標について、知財庁のシステム関連で、困っている又は改善して欲しいことに関する回答は得られなかった。

<実案・意匠・商標>

- ・回答①～⑧を選択した者はいなかった。

その他コメント

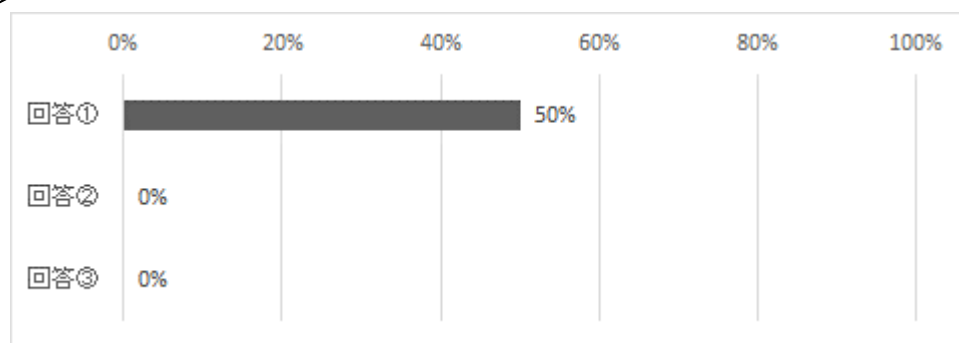
なし。

2.2.8 使い勝手のよい又は便利だと思う制度や運用について

回答選択肢：①早期審査制度で PPH や ASPEC などの選択肢がある、②電話や面会等で審査官に直接説明できる機会がある、③シンガポールのシリーズ商標制度などの各国特有の制度、その他。

特許について、「①早期審査制度で PPH や ASPEC などの選択肢がある」と回答した者が多く、5 者（50%）であった。

<特許>



回答①～③を選択した者の割合

- ・回答①を選択した者は、5 者（50%）であった。
- ・他の回答を選択した者はいなかった。

<p>回答①を選択した者のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアは、PPH 又は PCT-PPH を利用している（おすすめしている）。理由は、審査が通常よりは促進されるため、日本と同一のクレームで権利化されて管理しやすいため。PPH を利用できない案件（過去の案件）については、修正実体審査を利用しており、比較的問題なく処理できている。ユーザー側の利益だけを考えるならば、修正実体審査制度が存続してくれるとありがたい。 ・シンガポール、マレーシアは、ASPEC による早期審査が機能している。 ・制度として PPH は重要と考える。
<p>その他コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、マレーシアは、修正実体審査制度がある。

実用新案（小特許）、意匠について、使い勝手のよい又は便利だと思う制度や運用に関する回答は得られなかった。

<p><実案・意匠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答①～③を選択した者はいなかった。
<p>コメント</p> <p>なし。</p>

商標について、「③シンガポールのシリーズ商標制度などの各国特有の制度」と回答した者が、2者（20%）であった。

<p><商標></p> <table border="1"> <caption>回答①～③を選択した者の割合</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回答①</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>回答②</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>回答③</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	回答①	0%	回答②	0%	回答③	20%
回答	割合							
回答①	0%							
回答②	0%							
回答③	20%							
<ul style="list-style-type: none"> ・回答③を選択した者は、2者（20%）であった。 ・他の回答を選択した者はいなかった。 								
<p>回答③を選択した者のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール、マレーシアにおけるシリーズ商標制度、登録同意制度。 								

その他コメント

- ・ベトナム、マレーシアには、コンセント制度があり、大変助かっている。他のASEAN諸国も導入してほしい。
- ・マレーシアのディスクレーム制度は、よい制度だと思う。

2.2.9 審査の満足度について

特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの回答が多かった。

<特許>

- ・ASEAN6について、先進国の登録クレームに合わせると許可されるので、審査の質に関しては特に不満を感じていない。(他3者から同様の回答あり。)
- ・ASEAN6について、PPH、ASPEC、修正実体審査などで他国の審査結果を出せば、ほとんど登録を受けられる。
- ・インドネシア、シンガポール、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、先進国の審査結果を利用して登録を受けられるので、審査の質に関しては特に問題を感じていない。
- ・インドネシア以外のASEAN6は、比較的適切に外国の審査結果を受け入れているので、PPHが有効に機能していると感じている。
- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、ASPECを利用すれば、シンガポールと同じクレームで登録を受けられるので、審査の質に関して大きな不満はない。
- ・特にマレーシアは、他国の結果を使用できるので権利化はやりやすいと感じる。
- ・ASEAN6について、全体的に審査官の技術理解度が低い傾向があると感じる。

<意匠>

- ・マレーシアは、審査にばらつきがある等の不満がある。

<商標>

- ・ベトナム、マレーシアは、直近の案件で手間取ったことがあり、感覚的にやや不満のレベル。

2.2.10 日本を除くIP5及びWIPO等からのASEAN6各国への支援施策に関する最新の協力覚書について

回答は得られなかった。

2.2.11 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN6 各国への支援に関する最近の動向について

<豪州－ASEAN>

地理的な近さや戦略的な意図もあり、シンガポールなどに定期的に人を送り込んで活発な活動をしている。以前は通信教育など、今は E-Learning などを通じた人材育成もやっていて、豪州に出張しなくても教育が受けられるサービスも提供しているようである。

2.2.12 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN 全体に対する支援施策について

<WIPO－ASEAN>

- ・「協力と連携の主要テーマに関する WSO 会議（2018年9月6日）」¹⁶⁷²

ASEAN 地域で IP 技術援助プロバイダー (IPTAP) の非公式会合を開催することは、シンガポールの WIPO 地域事務所 (WSO) にとって大きな特権であった。EU 知的財産庁、INPI (フランス)、IP オーストラリア、ジェトロ (日本)、イギリス知的財産庁、および米国特許商標庁の代表者が出席し、優れた貢献を提供し、協力し続ける意欲を示した。

<WIPO, EUIPO－ASEAN>

- ・「ASEAN IPR Action Plan 2016-2025 meeting (2016年12月14日、タイ)」¹⁶⁷³

- 1) WIPO 講演: Future Global IP Landscape: ASEAN as key Player (Mr. Denis Croze)

WIPO の今後のアセアンにおける取組支援としては下記のようなものがある。

- －知財政策策定への取り組み支援。知財庁だけでなく、他の省庁や大学などを巻き込んで知財政策を策定することを支援する。例えば、GI (Geographical Indication) については知財庁だけではなく農水関係省庁にも声をかけていくことが重要である。
- －知財庁診断は WIPO が今後も取り組んでいく。これは知財行動計画 2016-2025 の戦略目標①とも沿ったものと言えよう。
- －IP 環境の有効化プロジェクト (技術開発や管理、商用化のための能力向上)。例えば、産学官連携のプラットフォーム構築としてタイの大学が同プロジェクトに関わっている。
- －手続の調和と簡素化として、TLT、STLT、DLT (案) 条約等の方式面での国際調和支援。これは、戦略目標②にも沿ったもの。
- －WIPO のアセアンオフィス (シンガポール) を活用した支援。例えば、WIPO－シンガポールの MOU 締結に基づく協力としてアセアン諸国における知的財産

¹⁶⁷² 「Cooperation and Collaboration Key Themes in WSO Meeting」WIPO ウェブサイト内、URL: http://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/singapore/news/2018/news_0009.html、[最終アクセス日: 2019年1月8日]

¹⁶⁷³ 「Southeast Asian Countries Launch IP Cooperation Plan To Be Assisted By WIPO, EU」Intellectual Property Watch ウェブサイト内、URL: <http://www.ip-watch.org/2016/12/16/southeast-asian-countries-launch-ip-cooperation-plan-assisted-wipo-eu/> [最終アクセス日: 2019年2月8日]

の意識向上と能力構築（中小企業向けのワークショップ、大学への調査訪問など）。

2) EUIPO 講演: Role of EUIPO : ASEAN IPR Action Plan 2016-2025 (Mr. Ignacio de Medrano Caballero)

- ECAPIII は 2017 年 2 月にプロジェクトが終了。
- 新たな EU とアセアンの協力の枠組みである ARISE+ の中の第 2 コンポーネント ARISE+IP (アレイズプラスアイピー) と、IP KEY とに取り組むことになった。

<EUIPO-ASEAN>

- ・「EU と東南アジアの裁判官は IP 問題に対するエンフォースメントシステムを促進 (2018 年 7 月 4 日)」¹⁶⁷⁴

フィリピンを含む東南アジアの裁判官主要メンバーは、7 月 4 日、各国の知的財産のエンフォースメントに関わる手段を共有するため、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) に集まった。欧州連合 (EU) は、国際 IP 基準の履行は東南アジア全域で異なる傾向にあり、これによりその地域で営業する多くの地元企業及び外国企業の不信を招いていると指摘した。三日間の円卓会議を通して議論するトピックとプラクティスは、国際的な IP 体制を含めた IP 問題の手続きのための特別な規則、法的救済、暫定的かつ予防的手段、及び管轄権についてである。

同円卓会議は、EU により 4 年間で 700 万ユーロの資金を供給され、EUIPO により履行されているプログラムである IP Key 東南アジア (IP Key Southeast Asia, IP Key SEA) の活動範囲の一つである。IP Key の主な目的は、地域での取引や投資を促す適切な法的及び経済的環境を創造するために東南アジア知的財産権 (Intellectual Property Rights, IPR) の保護及びエンフォースメントをサポートすることである。

2.2.13 今後の JPO からの支援について

制度整備支援については、模倣品対策の改善、マドプロ加盟、多区分出願制度の導入を望む意見があった。

人材育成支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとのコメントが多かった。

情報化支援については、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望むコメントが多かった。

また、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務処理改善などにつながるような支援を望むコメントがあった。

(制度整備支援について) : 模倣品対策の改善、マドプロ加盟、多区分出願制度の導入など

¹⁶⁷⁴ 「EU, SEA judges to boost enforcement system vs. IP cases」 PHILIPPINE NEWS AGENCY ウェブサイト内、URL: <http://www.pna.gov.ph/articles/1040424>、[最終アクセス日: 2019 年 1 月 8 日]

- ・シンガポール、マレーシアは、税関の登録制度が存在していない。インドネシアは、税関の登録制度が存在するが、インドネシア国外の企業は活用できない。よって、シンガポール、マレーシア、インドネシアでは、実質上水際の模倣品の差し止めができない。この点は改善を要望する。
- ・マレーシアでは、国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC ; Ministry of Domestic Trade, Cooperative and Consumerism）に積極的に模倣品の摘発を行ってもらっているが、処罰（罰金）が緩いため、摘発しても繰り返し模倣品を販売する者が多く、行政摘発による抑止効果が不十分である。より厳しい処罰規定の導入や、積極的な刑事移送により刑事罰が下りやすい環境が望まれる。
- ・ASEAN6について、PPHが円滑に活用できたり、先進国で登録した内容で権利化できたりすれば、特に支障はないので、これらの国の法整備状況はあまり気にしていない。
- ・マドプロ加盟、多区分出願制度の導入を望む。

（人材育成支援について）：審査期間の短縮、事務処理能力向上など

- ・インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシアについて、特許は、日本、米国、欧州等と同じクレームにすれば登録が得られるケースがほとんどなので、実体審査の質向上のための支援よりも、まずは電子化、方式審査の処理、事務手続き等の運営面で審査期間の短縮につながるような支援をして欲しい。特に、インドネシア、タイは意匠の審査遅延が大きく、インドネシアでは審査遅延により出願から10年以内に登録されなかった意匠出願が実際に3件あった。インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシアでは商標の審査遅延が大きいと感じている。
- ・ASEAN6について、電子化、方式審査の処理や事務手続等、運営面の支援をして審査期間の短縮につながるような支援をして欲しい。新規性、進歩性など実体審査に対する資質向上も有益ではあるが、まずは基本的な方式不備などに対する事務処理、出願人や代理人との事務手続のやりとりに対する正確かつ迅速な事務能力を習得することが優先される事項ではないか。例えば、PPH申請をした出願について、インドネシア知財庁から「PPH申請がなされているが、このまま進めてよいか。」といった当然進めるべき事務処理について伺いがきて、対応しなければならなくなることもある。他にも事務関連のOAは来るが適切でないとと思われるものが散見される。OAをするべき内容や通知すべき内容について、審査官が十分に理解しているか疑問がある。こうしたOAにも対応する費用と時間がかかることになる。また、タイ、フィリピン、マレーシアは妥当な処理をしているが、どこかで滞っているのか、処理がとても遅い。事務処理の流れを理解し、それぞれの手続においてどうすすめるべきかの基本的な事務処理能力の育成が望まれる。
- ・ASEAN6について、実体審査に関する支援よりも、方式審査、事務管理、ビジネスプロセスに関する支援をする方が、審査期間の短縮に繋がると思われる。現地に人を中長期派遣して、現場に入り込んで支援していくと効果的かもしれない。
- ・ASEAN6について、審査期間の短縮につながるような支援をしていただきたい。特にタイは、特許の登録までの期間が長いので、優先的に支援をして欲しい。
- ・ASEAN6について、現在、審査官の育成などをJPOが積極的に行っているが、継続的に支援することで、日本のファンが次第に増えてきているように感じる。このような将来を見据えた長期的な視点の支援とともに、例えばJPOが持つ包袋などの管理ノウハウの提供のような、即効性を見込めるような支援も並行して行ってはどうか。
- ・ASEAN6について、意匠に関して、方式に不備がある状態で指摘がないまま登録とな

ることがある。登録後問題となることも考えられるので、方式審査の重要性を理解させるように支援してはどうか。

- ASEAN6 について、審査官への企業からの技術説明会の開催は、審査が遅いといった場合に効果的であった。
- ASEAN6 について、意匠に関して、実体審査のない国においても、審査に関する育成支援をして欲しい。異議や無効審判、訴訟などの場面になれば、類否判断が必要となる。そのような場面になったときに、判断をする側にそのスキルを有する者がいないということがないようにして欲しい。
- ASEAN6 について、人材育成は必要ではあるが、PPH などの活用により少なくとも ASEAN6 では権利化が概ね期待どおりできているので、実務的（新規性、進歩性など）な支援の優先度は低い。
- ASEAN6 について、審査官の育成等の支援を継続して行っていただきたい。また、審査官だけでなく、審判官、裁判官や民間の知財に関する人材についても育成支援をして欲しい。
- ASEAN6 について、審査協力・人材育成という観点について、現地知財庁に入り込み、中長期専門家派遣という形でじっくりと根気よくサポートする方法が効果的と感じる。現地の最新情報も把握することができ、現地の訪問アポも取り易く日本側にもメリットがある。
- JPO が行う ASEAN 諸国等への人材育成への協力は、プログラム作成、受講認定証の発行、知財関連機関の見学、生活資金援助など、よく計画され、完璧な内容である。しかし、日本での研修終了後、当該研修を受けた人材を日本のためにどのように役立ててるのか、当該国と日本の人脈をどのように引き継いでいくのかの戦略があってもいいのではないか。日本で実力をつけた人材が帰国後には知財庁をやめて民間で働く例が多いことも念頭に置く必要がある。

(情報化支援について)：公報収録率向上など

- フィリピン、マレーシアについて、これまで先進国から様々な支援が行われているが、未だデータベースに特許公報が収録されていない件がある。未だ、権利が満了していない昔の件も収録されるようにして欲しい。
- ASEAN6 の知財庁は、出願の経過情報や OA の内容に関する公開が遅れている。また収録率も低いように思われる。これまで様々な支援が行われているが、電子化がまだ不十分なところがあるのではないかと。
- ASEAN6 の知財庁は、出願の経過情報や OA の内容に関する公開が遅れている印象がある。英語での公開があれば望ましいが、そもそも公用語での公開もなされていない国もある。まずは、インド知財庁並の情報公開（審査官の OA の書誌事項や起案内容を見ることができる。）ができるような援助が必要なのではないか。ASEAN6 各国で実現できれば望ましいが、優先度をつけるとすると、シンガポールは少し進んでいるので優先度を下げ、生産国及びマーケットとして大きいタイ、インドネシアを優先的に支援することが考えられる。その次はベトナムである。中国から出て行った企業がベトナムに移転しつつあるので、これまで以上の発展が予想される。
- ASEAN6 について、紙ベースの事務運用から徐々に電子化を進める必要があるだろう。データベースの収録率向上や収録情報の拡大には、各種手続が電子化されている必要があるためである。
- インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、知財庁の特許データベースの整備が不十分であり、改善して欲しい。特に、英語対応や包袋書類の収

録を進めるよう支援して欲しい。特に、タイのニーズが大きい。

- ASEAN6 について、データベースの英語情報の拡充につながるような支援をしていただきたい。
- ASEAN6 につて、知財庁から正確なデータがすべて提供されているかどうか分からないので、そのデータを加工してサービスをしている民間のデータベースを利用しても信頼性は低いと感じている。
- ASEAN6 について、公開公報は収録されているが抄録しかない、登録公報は発行されないなど、ユーザーにとっては不便なことも多いが、現地の国内で見たいというニーズは少なく、国民からの批判もほとんどないので、外国からみて不便だとしても現地知財庁はなかなか改善に取り組もうとしない。これまでも情報化・機械化支援は様々な国で行われてきたが、当初予定した成果を得るのが難しいところもあるのは、上記知財庁の姿勢が関係しているのではないか。

(現地代理人に関する支援について)：誤訳削減、事務処理改善など

- ASEAN6 について、知財庁職員、現地代理人との三者ミーティング、セミナーも有効と考える。特にアセアン各国において母国語が異なるため、現地代理人による誤訳の問題は今後顕在化するものと考えられる。知財庁職員・現地代理人は英語に堪能であるものの、権利活用・行使の対象者となる現地の人々がそうであるとは限らない。
- ASEAN6 について、知財庁等の政府職員向けだけではなく、現地代理人向けの支援も必要と考える（少なくとも誤訳チェックによる誤訳削減等の期待がある）。現地代理人の研修制度、代理人協会の役割等を把握し、現地代理人のレベルアップも必要と考える（早期権利化・審査の質向上、権利行使の簡易手続等を実現するため）。現地代理人向けの支援は、他の先進国はあまり実施していないと思われるため、日本から支援する余地があるのではないか。
- ASEAN6 について、現地代理人の事務処理を改善する支援があるとよいかもしれない。期限管理がしっかりできていない事務所もある。ただし、ASEAN では実際にはトラブルに発展したような事例はない（ブラジルではトラブル事例があった）。
- ASEAN6 について、現地代理人は、事務管理能力が不十分で期限管理ができていないケースがあり、OA 期限の直前に通知がくるようなこともある。現地代理人の選択肢が限られており、コンフリクトが心配なので、現地代理人の育成についても支援してほしい。また、現地代理人に関する情報が入手できると良い。

(その他)

- 日本の視点から見た ASEAN の課題については、これまで様々な団体や機関が現地へ訪問して伝える等しており、なぜ日本は同じようなことを何回も聞いてくるのかという声もある。日本が課題だと思っても現地在が課題と認識していなければ改善が進まないこともある。現地のメリットに繋がるような支援のやり方が効果的なものかもしれない。
- ASEAN6 について、日本企業からの要望に対応して改善しなければ日本企業からの投資が減ってしまうような場合には、現地も前向きに改善に取り組む可能性がある。
- ASEAN の選抜メンバーを日本に招へい研修してもご褒美旅行というイメージが強い印象（アメを目的とするならばよいが）。研修内容が現地で情報共有されることはほぼなく、単発になり易く効果的な育成に結び付きにくいと考える。
- ASEAN6 について、現地へ権利行使できるようにするための支援もして欲しい。特許については、未だ ASEAN では訴訟件数が少なく権利範囲の争いはほとんどないため

時期尚早かもしれないが、これまでの支援を継続しながら徐々にステップアップしていくとよいかもしれない。

- ASEAN では、未だ裁判を起こしたことはない(警察や行政にお願いしたことはある)。知的財産の裁判に関する情報が少ないため、裁判の実効性が不明である。ASEAN での特権行使など裁判に関する情報があるとありがたい。
- ASEAN6 について、現地代理人の情報を得にくいいため、何らかの客観的なデータの提供があるとよい。例えば、得意とする分野や受けた拒絶理由の種類など、出願経過情報が公開されていれば入手可能な公開情報に基づくデータを代理人別に集計した情報があるとよい。これらの情報は公開されるのが好ましいが、少なくとも JPO が把握していてもいいのではないか。各国での代理人の質の向上に関する支援に資すると考える。
- インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、大手事務所の数が少なく、代理人のコンフリクトの可能性があったとしても選択肢がないので困っているため、現地の事務所の情報が入手できるとありがたい。

3 海外現地ヒアリング調査

3.1 概要

マレーシアでは、現地法律事務所 3 か所に対して事前質問票及び追加質問票を送付し、その回答に関してさらにヒアリング調査を行った。以下では、これらの質問票とヒアリングの回答を掲載する。

システムに関しては、DB などは検索機能や閲覧可能な内容が不十分、ステータス情報が不正確であるといった指摘があった。電子出願システムは問題が生じることはよくあるがその対応は早く、2018 年 12 月にも新システムが稼働する予定である。

法制度自体は秘密意匠がないことを除いて、日本との違いはあまりなく、違いがある点でも何らかの代替手段が存在する。また、法改正も多くの点が検討されている。

支援については WIPO や EPO からの支援が多く、最近では中国からの支援や協力関係が強化されている。

3.2 事前質問票及びそのヒアリング結果

3.2.1 システム関連の課題について

ユーザー用 DB は、登録日で検索できないなど、検索機能が不十分であるとの回答を得た。また、閲覧可能なデータについても、クレームや明細書の全文を見ることができず、全文を見るには費用を払って特別な請求が必要となる。また、ステータス情報も不正確であり、重要な者は審査官に確認する必要があるとの指摘があった。電子出願システムは、問題は多く生じるがその対応は早いとのことであった。なお、新システムが 2018 年 12 月中に稼働予定である。

<特許 DB、全体>

(登録日で検索できないなど検索機能や閲覧可能な内容の掲載が不十分)

- ・付与日を利用して特許検索を行うことができない。
- ・データベースは新しい DB の方が機能的に不足しており、優先日などが確認できないなど、非常に問題が大きい。期限などに関しては、審査官に直接連絡をとり、確認するようにしている。

これらのシステムに関しては、当時の政権の考え方によるところが大きく、政権が変わってしまうと大きく変更される場合があるのでどうなるかわからない。2018 年の 12 月ごろに新システムが稼働予定とのことだが、詳細は不明である。

- ・MyIPO の特実のユーザー向け検索 DB については、登録日を利用して検索できないのが不便。収録率は高く、収録タイムラグの問題もない。書誌事項や要約等は閲覧できるが、クレームや明細書全文は閲覧できない。クレームや明細書全文を入手したい場合は、諸費用を支払ってオフィシャルリクエストすれば入手できる。手数料はページ単位なので、ページ数が多いとコスト高となる。

<p>(ステータス情報が不正確、クレームや明細書の全文を確認できない)</p> <ul style="list-style-type: none"> MyIPO の特実意商のユーザー向け検索 DB は、毎日のように使用しているが、法的ステータス等の情報が不正確なときがあるので、時々審査官に連絡をとって現状の法的ステータスを確認している。法的ステータスの更新が早いときと遅いときがある。書誌事項や要約等は閲覧できるが、クレームや明細書全文は閲覧できない。クレームや明細書全文を入手したい場合は、諸費用を支払ってオフィシャルリクエストすれば入手できる。 特に特許の現在の法的状況に関して、情報の正確性が問題になる場合がある。
<p><実用新案 DB></p> <p>(情報の正確性に問題がある。登録日で検索できない)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に実用発明の現在の法的状況に関して、情報の正確性が問題になる場合がある。 付与日を利用して特許検索を行うことができない。
<p><意匠 DB></p> <p>(ステータス情報が不正確な場合がある)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に意匠の現在の法的状況に関して、情報の正確性が問題になる場合がある。 <p>(特に問題はない)</p> <ul style="list-style-type: none"> MyIPO の意商のユーザー向け検索 DB については、使用上の問題は特にない。
<p><商標 DB></p> <p>(ステータス情報が不正確な場合がある)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に商標の現在の法的状況に関して、情報の正確性が問題になる場合がある。

電子出願システム

<p><特許・全体></p> <p>(問題はあるが対応は早い。2018年12月に新システムが稼働予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> MyIPO では、安定性の問題、様式作成時の誤り、出願後の情報紛失などの問題発生が多いが、これらの誤りは早期に修正されている。 MyIPO は新たな電子出願システムを導入予定である。 MyIPO の特実意商の電子出願システムはいくつかの問題があるため、特許と商標については今年中(12/12頃)に新システムが導入される予定であり、今週、新システムに関するトレーニングがある。意匠の新システム導入は来年になると聞いている。IPOS の電子出願システムのようにペーパーレスですべての手続がオンラインで可能となるのではないかと想像している。現在のシステムでも、出願、OA の応答など、大体の手続はオンラインで可能となっている。 MyIPO の特実意商の電子出願システムは、システム安定性の問題、フォーム作成時のエラー、出願後の情報欠落等がよく発生するが、MyIPO によりすぐに修正される。2018年11月15日から12月11日まで、システム改善作業のために電子出願サービスを停止している。新システムが導入される予定であるが、未だ詳細は不明。 <p>(非常に不安定なので、紙で出す方が安全)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子出願システムは、始まったのはいいが非常に不安定であり、リスクがあるため全面的に移行できない。このため、紙で出願手続などを行っている。特に優先権を伴う
--

もの等を期限直前に行う場合、受け付けられなかったときは期限徒過の可能性があるので、紙で出すほうが安全である。

(改善状況は不明だが問題対応のため長期間停止している)

- ・改善に向けた努力：詳細は不明である。なお現在、MyIPO はサービス上の問題処理のために約1か月（2018年11月15日から12月11日）オンライン出願サービスを停止している。

<実用新案>

(問題はあるが対応は早い。新システムが稼働予定)

- ・MyIPO では、安定性の問題、様式作成時の誤り、出願後の情報紛失などの問題発生が多いが、これらの誤りは早期に修正されている。
- ・MyIPO は新たな電子出願システムを導入予定である。

<意匠>

(問題はあるが対応は早い。新システムが稼働予定)

- ・MyIPO では、安定性の問題、様式作成時の誤り、出願後の情報紛失などの問題発生が多いが、これらの誤りは早期に修正されている。
- ・MyIPO は新たな電子出願システムを導入予定である。

<商標>

(問題はあるが対応は早い。新システムが稼働予定)

- ・MyIPO では、安定性の問題、様式作成時の誤り、出願後の情報紛失などの問題発生が多いが、これらの誤りは早期に修正されている。
- ・MyIPO は新たな電子出願システムを導入予定である。

<DB、電子出願システム全体>

(現行システムは不安定であり、信頼性に欠ける)

- ・上記の質問では、「Office (官庁)」は、「知的財産庁」、つまり、MyIPO を想定している。

ユーザー向けオンラインデータベースや電子出願システムは、やや不安定であり、20-30%の時間オフラインになっているという点で大きな問題がある。弊社が電子出願システムを利用した経験から言えば、書類が受領されず権利を喪失するおそれがあるため、定期的に利用するには信頼性に欠ける。

(DBは旧バージョンの方が優れていた)

データベースのバージョンは二つあり、旧バージョン (IPonline) の方が新バージョン (OnlineIP) よりも優れている。新バージョンでは、重要な検索フィールドのいくつかが欠けていたり (例. 特許の優先日)、全く機能しなかったりする (例. 意匠の登録番号)。MyIPO には、こうした問題が1年以上前に伝えられているが、未だに解消されていない。なお、代替システム (Ptolemy) が2018年末ごろに実施される予定だということは承知している。このシステムは他社の製品なので、適切なサポート体制があり、問題が少なくなることを願っている。

3.2.2 コンピュータープログラムの特許適格性について

コンピュータープログラム自体及び媒体上の記録としてクレームされた場合、「発明」に該当しないとして特許を受けることができない。クレームの主題が技術的な貢献を有する場合、プログラムで制御された装置や方法の形式であれば特許受けることができる。

(コンピュータープログラム自体や媒体上の記録の場合、「発明」に該当しない)

- ・ソフトウェアに関する限り、例えば発明は技術的特徴を有しており技術的課題を対象とすることが要求されるなど、欧州特許庁の法律及び実務に則するものが多い。コンピュータープログラムそれ自体をクレームするもの、又はデータ搬送体上の記録としてクレームするものは、その内容にかかわらず特許されない。ただし、既知のコンピュータのプログラム制御の内部動作に関するクレーム保護対象は、それが技術的效果を提供するものであれば特許可能と考えられる。特許性が技術的效果に依存する場合には、その技術的效果にとって本質的である発明の技術的特徴すべてを含むようにクレームを作成しなければならない。
- ・コンピュータープログラムそれ自体を除外する法規定は存在しないが、MyIPOの特許審査基準では、物理的な記録の形でコンピュータープログラムをクレームするだけでは、特許法第12条(1)の発明の定義を十分に満たさないとセクション2.2.に記載されている。また審査基準のセクション3.6には、それ自体又は媒体上の記録としてクレームされたコンピュータープログラムは、その内容にかかわらず、特許を受けることができないと記載されている。ただし、クレームされた主題が、先行技術に技術的な貢献をする場合は、単にコンピュータープログラムがその実施に含まれるとの理由だけで、特許性が否定されてはならないとも記載されている。つまり、例えば、プログラム制御された機械やプログラム制御された製造及び制御方法は、通常は特許を受けることのできる主題とみなされなければならないということである。特許性が技術的效果に依存する場合は、クレームは、その技術的效果のために必須である発明のすべての技術的特徴を含むように作成されなければならない。

(装置や方法の形式であれば登録可能)

- ・コンピュータが実施する方法はコンピュータ装置及びその方法の形式で保護可能である。この保護は、クレームを記載した形式、又はコンピュータ利用発明について書類を作成した形式を基礎として与えられる。

(改正に向けた議論はない。英国・欧州の裁判例を参考にしている)

- ・改正へ向けた議論はない。
ただしコンピュータ利用発明は、システム、装置及びその方法をクレームし、認められる形式で書類を作成することを条件として、保護が与えられる。
- ・マレーシアはこうした問題については、一般に英国／欧州の裁判例に従っている。

3.2.3 新規性喪失の例外規定について

新規性喪失の例外が認められる期間は、自己開示等の場合、12か月であり、これ以上期間を長くする議論はない。意匠は展示会出品の場合6月であるが変更の予定はない。

<特許>**(自己開示による適用期間はすでに12か月である)**

- ・上記の理解(質問の内容)は誤りである。現行のグレースピリオド(猶予期間)では、自己開示(及び濫用)の場合には12か月が与えられており、実際には比較的緩和された要件である。
- ・要件緩和に向けた議論はない。

<意匠>**(改正の議論はない)**

- ・要件緩和に向けた議論はない。
- ・6か月のグレースピリオドが適用されるのは展示会や濫用の場合だけであるが、現在これを変更する予定があるとは聞いたことがない。

3.2.4 部分意匠制度について

日本のような部分意匠は認められていない。ただし、スペアパーツなど、個別に販売されるものについては物品の一部であっても保護を認めている。また、保護を求める部分を実線で描き、その他の部分を点線で表すことは可能となっている。

(部分意匠に関する規定はないが、スペアパーツなど個別に販売されるものについては保護を認める)

- ・部分意匠は認められず、改正に向けた議論もない。
- ・この問題について何らかの議論が行われているとは聞いたことがない。現在のところ、あらゆる意匠のあらゆる特徴の保護にまで間口を広げることなく、(個別に作成/販売される場合には)スペアパーツの保護を認めることでバランスを取っている。
- ・マレーシアでは、クレームする物品の各図の表現物において、その形状及び配置を実線で表したものが意匠保護の範囲となる。物品の一部のみに新規性が存在する場合には、意匠においてクレームする部分を実線で描き、意匠においてクレームしない部分は点線で描く。

別個に製造又は販売されない(物品の)部分の意匠保護とは、意匠創作者が一体部分を構成するよう意図した物品を意味するものと考えられる。このような部分は意匠保護が排除され、それぞれ「マストフィット」及び「マストマッチ」の除外対象と呼ばれることが多い。これらの部分の保護が排除される理由は、互換性のある製品の市販を可能として、自動車のスペアパーツなどの物品について排他的権利が発生する状況を防止するためである。なお、このように保護が排除される特徴は、意匠の登録性を評価するときに考慮されない。もっとも、保護が排除されないその他の部分に新規な特徴が存在していれば、意匠登録の資格を有するであろう。

(保護を受けようとする部分が個別に作成され、独立して販売できる場合に、登録が可能か)

回答なし

3.2.5 秘密意匠制度について

日本のような秘密意匠制度はない。また、公開時期の繰延べ等に関する規定もない。意匠は、登録後、速やかに公開される。

(秘密意匠制度はない。公開の繰延べの制度もない)

- 秘密意匠制度はない。マレーシアにおける意匠は登録時に初めて公開される。係属中の意匠は秘密裏に置かれる。したがって、例えば優先権書類など一定の公式書類の提出を差し控えることによって、出願が登録に進む手続の秘密状態を維持することは技術的に可能である。しかしマレーシア意匠規則によると、意匠出願手続は出願日から12か月以内に完了させなければならず、これに従わなければ、出願人側の怠慢として出願は取り下げられたものとみなされる。ただし実務上、マレーシア知的財産庁はこの要件を厳格に適用していない。
- 秘密意匠制度はない。
- 秘密意匠として登録するために実務上取り得る手段はない。

(公開を先送りする非公式な手段はある)

- 秘密意匠制度はないが、非公式に公開を先送りすることは可能。意匠は登録後に公開される。出願日から12か月以内に意匠出願手続を完了させなければならないが、MyIPOはこの要件を厳格に適用していない。優先権証明書等の書類の提出を遅らせることで、公開時期を遅らせることは可能である。

(改正に向けた議論)

- 改正に向けた議論はない。
- この問題について何らかの議論が行われているとは聞いたことがない。

3.2.6 外国周知商標の保護について

マレーシアにおいて周知である場合、先行登録商標が周知である場合、商品・役務が異なるものであっても周知商標に同一又は類似の商標は登録されない。

(周知商標と同一／類似の商標は登録できない)

- 次の場合、商標は保護対象から除外される。
 - a. マレーシアにおいて先行登録商標が存在しており、その先行商標が周知である場合（1976年商標法第14条(1)(e)参照）
 - b. 商標が、登録されているのか否かを問わず、マレーシアにおいて周知商標であると管轄当局（裁判所）がみなす場合（1997年商標規則13A(a)参照）
- マレーシアで先行登録商標が存在しており、その先行登録商標が周知である場合には、異なる指定商品又は指定役務であってもその先行登録商標と同一又は類似の商標にかかる商標出願は登録することができない（商標法14条(1)(e)）。また、マレーシアにおいて周知な商標であるとみなされた場合には、その周知な商標と同一又は類似の商標であって、指定商品又は指定役務が同一又は類似の商標出願は拒絶される（商標規則13(a)）。
- 外国の標章がマレーシアで周知の場合、登録は禁止されなければならない（商標法第14条）。

・特になし

3.2.7 法改正情報その他の情報について

特許に関しては、欧州特許条約及び EU バイオ技術指令に則したバイオ関連技術に関する特別規定、第三者による情報提供や異議申立制度の導入などが検討されている。

商標では、マドリッド議定書への加盟に伴う改正、分割出願、多区分出願等の議論がある。

<特許・実用新案>

- ・ TRIPS 第 31 条の 2 の規定による、強制実施権に基づくジェネリック薬品の輸出及び輸入
- ・ 特許については、「TRIPS 第 31 条の 2 の規定による、強制実施権に基づくジェネリック薬品の輸出及び輸入」「欧州特許条約 (EPC2000) 及び欧州連合バイオ技術指令 (EU 指令 98/44/EC) に則した、バイオ技術発明、生物材料、変換生物材料、本質的に生物学的な方法、微生物学的方法、微生物、変換微生物を定義する特別規定」「第三者による情報提供」「異議申立」等が検討されているようだ。
- ・ 欧州特許条約 (EPC2000) 及び欧州連合バイオ技術指令 (EU 指令 98/44/EC) に則した、バイオ技術発明、生物材料、変換生物材料、本質的に生物学的な方法、微生物学的方法、微生物、変換微生物を定義する特別規定
- ・ 実施可能とする開示の特許要件 (ブダペスト条約) を充足させるための、国際寄託当局 (IDA) に対する生物材料 (微生物を含む) の寄託
- ・ 農家による植物及び動物の農業的利用を、侵害行為から除外する
- ・ 特許を担保の対象として執行可能な個人資産として正当に認める (特許の証券化又は金銭化)
- ・ 知財公報
- ・ 第三者による参加
- ・ 異議手続
- ・ USPTO の特許存続期間の延長規定と同様に、MyIPO に起因する手続遅滞によって出願係属期間が 4 年を超えた場合には (出願人に起因する遅滞を除く)、最長で 2 年、特許存続期間の延長を認める
- ・ 特許出願記録/一件書類 (ドシエ)
- ・ 特許出願の紙形式による公開
- ・ パテントリンケージ制度
- ・ 疾病の処置における利用を目的とする、遺伝子変換動物の特許性 (特許審査官の間における内部議論であり、正式には議論されていない)
- ・ 実体審査が必要となる付与後補正の再審査手続を認める可能性 (特許審査官の間における内部議論であり、正式には議論されていない)
- ・ 登録後における実体審査が必要となる補正の再審査手続を認める可能性について、特許審査官による内部議論がある (実務を通してこの情報を得た)。

<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子変換動物に関する複数の特許出願について、Public morality を理由とする拒絶が来たが、EU や US では認められていることから、反論を試みて審査官（Head of Examiner を含む）と議論しており、現在係属中である。 ・ここ数年は（特に環太平洋パートナーシップ協定（TPPA）がお蔵入りになる前にこの協定の遵守と関連して）特許法（実用新案に相当する UI を含む。）改正が議論されてきたが、施行日はまだ定まっていない。 ・特許審査基準は、最後に改訂されたのが 2011 年なので、更新は歓迎されるだろう。
<p><意匠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意匠審査基準は、要望はあるものの、公表されていない。
<p><商標></p> <p>（マドリッド議定書への加盟に伴う改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019 年に予定されている新商標法では、主にマドリッド議定書が組み込まれる一方で（ASEAN の枠組み協定では、2015 年までに取り込むことになっていた）、例えば、優先権主張の有無にかかわらず、出願日を保護の存続期間の基礎とする、登録可能性を非伝統的商標にも拡大する等、改善・制度調和のための他の改定も盛り込まれる。 ・マドリッド議定書への加入 ・マドリッド議定書への加盟申出 <p>（非伝統的商標の導入、分割、多区分出願への対応他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標については、「マドリッド議定書への加入」「新商標（形状、音、触感、位置商標など）」「分割出願、複数クラス出願、団体商標、オンライン知的財産公報による公開、登録商標の手続（譲渡、所有権の詳細事項の変更等）の簡素化」等が検討されているようだ。 ・伝統的なものと異なる／従来と異なる商標（形状、音、触感、位置商標など）を正式に認める。 ・商標を担保の対象として執行可能な個人資産として正当に認める（商標の証券化又は金銭化）。 ・侵害訴訟において請求可能である具体的な救済手段、制定法上の損害賠償の規定、理由なき侵害訴訟の脅迫に対する救済手段などを含む、登録名義人の権利・能力の強化及び明文化。 ・分割出願、複数クラス出願、団体商標、オンライン知的財産公報による公開、登録商標に影響を与える手続（譲渡、所有権の詳細事項の変更等）の簡素化などを認める、その他の大規模な手続上の変更

3.2.8 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの支援活動について

EPO からの支援活動が多く、中国からの支援もある。

支援活動内容	期間	支援実施国	支援対象	法域	支援手法	言語	対象者	参加人数
PPH with EPO ¹⁶⁷⁵	1/7/17 - 30/6/20	EU	MY	P	Other	English	—	—
Extension of EP patent ¹⁶⁷⁶	—	US, EU	MY	P	Seminar	English	IPO staff Other	1 - 50
PPH with SIPO ¹⁶⁷⁷	1/7/18 - 30/6/20	China	MY	P	Other	English	—	—
Madrid Protocol discussions	2013 - 2018	WIPO	MY	T	Seminar	English	IPO staff Other	1 - 50 50 - 100
PPH with EPO ¹⁶⁷⁸	1/7/17 - 30/6/20	EU	MY	P	Other	English	—	—

3.2.9 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの今後の支援活動について

回答は得られなかった。

3.2.10 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの支援施策に関する最新の協力覚書について

EPO 及び CNIPA との覚書に関する回答を得た。

欧州

Subject of memorandum	PCT 及び国内の成果物を基礎とする、欧州特許庁 (EPO) とマレーシア知的財産局 (MyIPO) との特許審査ハイウェイパイロットプログラム EPO と MyIPO との PPH パイロットプログラムが、2017 年 7 月 1 日から当初は 3 年間について開始した。両官庁は PPH パイロットプログラムの結果を評価して、試行期間後に PPH を完全実施すべきか否か、どのように実施すべきか決定する予定である。
Date of signing	1 July 2017
Available source (URL)	http://www.myipo.gov.my/en/apply-for-patentutility-innovation/?lang=en%2F#pph

¹⁶⁷⁵ 参考 URL: www.myipo.gov.my/en/apply-for-patentutility-innovation/

¹⁶⁷⁶ 参考 URL: www.aippi.org/wp-content/uploads/2017/10/Presentation-Lunch-2_final.pdf

¹⁶⁷⁷ 参考 URL: www.myipo.gov.my/en/apply-for-patentutility-innovation/

¹⁶⁷⁸ 参考 URL: www.myipo.gov.my/en/apply-for-patentutility-innovation/

中国

Subject of memorandum	CNIPA（中華人民共和国国家知識産権局）との特許審査ハイウェイパイロットプログラム この特許審査ハイウェイ（PPH）パイロットプログラムの試行期間は、2018年7月1日に開始して2020年6月30日に終了する2年間となっている。MyIPO及びSIPOがPPHプログラムの利用性を適切に評価するために十分な件数のPPH申請を受理するまで、必要であれば試行期間を延長することができる。
Date of signing	1 July 2018
Available source (URL)	http://www.myipo.gov.my/en/apply-for-patentutility-innovation/?lang=en%2F#pph

3.2.11 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの 2017 年における協力実績について

回答を得られなかった。

3.2.12 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN 全体に対する支援施策について

回答を得られなかった。

3.2.13 今後の JPO からの支援について

審査官や実務担当者向けの研修に関して継続して行って欲しいとの要望がある。その他、新技術や訂正に関するトレーニング、IT システム、周知商標リストの作成に関して支援の希望があった。

(引き続き審査官や実務担当者向けの研修をして欲しい)

- ・日本国特許庁（JPO）には、日本で行うものでも、審査官交流事業を通じたものでも構わないが、引き続き審査官や知的財産実務家向けの研修を行ってほしい。また JPO には、法律間の調和を図るという MyIPO の政策に協力し、この目標の達成に向けて実務家の関与を促すようにしてほしい。
- ・MyIPO は、外国からの特許出願が大半であるため実体審査をほとんどしていないが、ローカル企業の出願は実体審査している。MyIPO による実体審査の質にばらつきがあるので、審査官の実体審査のトレーニングを JPO が実施してくれるとありがたい。

(訂正に関する審査官トレーニングをしてはどうか)

- ・登録後のクレーム訂正に関する審査官トレーニングを JPO が実施するとよいのではないか。欧州の訂正要件は厳格すぎるのであまり参考にならない。

(新技術や特定分野のセミナーがあるとよい)

- ・新技術の特許審査等に関するセミナーがあれば受けたいと思う。
- ・もし JPO がマレーシアで代理人が参加可能なセミナーを開催するとすれば、マレーシア代理人の実務経験が少ない分野（権利行使、訴訟、無効化等）や、特許審査に関

する短期間のものがよいと思う。また、AI、IoT、バイオメディカル等に関するセミナーも受けたい。最近法改正された内容（新商標等）に関するセミナーもよいと思う。

(IT システムの改善支援があるとよい)

- ・ MyIPO のユーザー向け検索 DB や電子出願システムに問題があるので、JPO から IT システムの改善支援があるとよいのではないかと。

(周知商標リストの作成についての協力があるとよい)

- ・ 周知商標リストの作成について JPO が知見を有していれば支援して欲しい。

3.3 追加質問票及びそのヒアリング結果

3.3.1 誤訳訂正について

誤訳の訂正は、補正に含まれ、登録前と登録後のいずれも可能である。ただし登録後は保護範囲を拡張するような補正は認められない。また、特許の有効性が争われる訴訟が係属中は、補正をすることができない。

<特許>

(登録の前と後でも誤訳の訂正が可能)

- ・ 翻訳文の誤りは、訂正請求として付与／登録の前後に概して訂正が可能である。付与後の訂正の場合には、付与時に与えられた保護範囲を拡張する結果となる訂正、及び／又は最初の出願と比較して新規事項を追加する結果となる訂正は認められない。さらに、特許の有効性が問題とされている訴訟手続が係属中であれば、付与後／登録後の補正は認められない。
- ・ 訂正は可能である。
- ・ 特許の場合、審査中であればいつでも可能であり、所定の書面で手数料の支払が必要である。登録後の場合は、特許庁の指示に従えば可能となる。
- ・ 特許の登録前及び登録後の誤訳訂正は可能。登録後は、権利範囲を拡大しない範囲、かつ新規事項を追加しない範囲で訂正することができる。ただし、登録後にクレームを減縮する訂正をした事例が実際にあるが、審査官との議論がなかなか進まず6年経っても未だにペンディングしている。登録後のクレーム訂正に関して JPO から支援するとよいのではないかと。欧州の訂正要件は厳格すぎるのであまり参考にならない。

(原文に基づく誤訳の訂正が可能)

- ・ 誤訳訂正について、審査段階ではいつでも可能である。このとき、クレーム等の補正を原文に基づいてできるかについては、規定はないが、恐らく可能だろう。ただ、明細書の記載ぶりやどのような補正をするかによるので、明確なことはいえない
- ・ 特許の登録前の補正は、新規事項を追加しない範囲で行うことができる（特許法 26A 条）。MyIPO に提出した当初明細書等に誤訳があり、第一国の原文明細書等に記載されているが当初明細書に記載されていない事項があったとしても、原文明細書に基づいて補正が可能である。登録後の誤訳訂正は可能であるが、登録クレームのスコープを変更できないので難しい。

(原文に基づく誤訳の訂正ができるかは不明)

- ・パリルートで MyIPO に提出した特許の当初明細書等に誤訳があり、第一国の原文明細書等に記載されているが当初明細書に記載されていない事項があった場合に、原文明細書に基づいて補正できるかどうかは、明確な規定がないので不明である。PCT ルートは原文明細書に基づいて補正できる。

<商標>

- ・商標の場合、登録前であれば所定の書面で手数料を支払えば可能である。登録後の場合、登録間の指示に従えば可能となる。
- ・商標（パリルート）の登録前は、指定商品・指定役務の翻訳と商標の音訳とその説明文を提出する必要があるが、指定商品・役務の補正、商標の英訳説明文の補正はできる。登録後は、指定商品・役務の限定（削除）はできる。

3.3.2 悪意の商標出願、外国周知商標の保護について

悪意の商標出願があった場合、異議申立てや裁判所で無効性について争うことができる。また、審査段階で悪意の商標出願であると分かれば拒絶となることもある。その他、悪意の商標出願がなされたときの対応に関するセミナーが開催され、このような状況を周知させる機会が提供されている。

(異議申立てや裁判所で無効性を争うことが可能)

- ・マレーシアで悪意の商標出願は実際にある。登録前は異議申立てを請求することができ、登録後は裁判所で無効性について争うことができる。
- ・MyIPO は、悪意の商標出願に対して商標制度で十分な対策ができています。審査段階で悪意の商標出願がチェックされ、拒絶される。悪意の商標出願に対して、真のオーナーは異議を申し立てることができ、登録後は裁判所で争うことができる。裁判所で争うのは高額な費用がかかり、良い結果を得るのは比較的難しい。

(審査段階では拒絶となることもある)

- ・現在、悪意による出願の認識向上又はその防止に向けた、制度の見直し又は何らかのシンポジウムなどについては知り得ていない。1976年マレーシア商標法の規定は十分なものであり、登録局自体が審査段階で悪意による出願を拒絶することによってチェックし、制度の均衡を図っている。商標の真正所有者は、悪意による出願に対して反対することが可能であり、悪意による出願を行った出願人に対して民事訴訟を提起することもできる。

(悪意の商標出願がされた場合の対応に関するセミナーが開催されている)

- ・MyIPO は、悪意の商標が出願された場合に、先に登録した真の商標権者が第三者の商法を無効にすることができるという情報を含むセミナーを提供している。第三者が他人の有名な商標を無断で登録するのを防止するという規定がある。

JPO や IP5 などの協力によるこうした意識の高まりは歓迎するところではあるが、その効果は限定的のようである。海外の有名な商標を登録したいと思うものは絶えずおり、国民全体の意識が高まるまでは時間を要するだろう。

なお、登録されてしまった場合、異議申し立てが可能であるが、登録公報の発行後2か月以内と短いため、権利者は登録された商標を注意してウォッチングする必要がある。なお、この2か月の期間は請求により延長が可能であり、延長できるのは通常6か月、最大1年くらいである。それ以降は、英国でいうパッシングオフなどの主張が可能である（マレーシアは英国の法律等を参考にしている）。

(他国からの働きかけ等は特にない)

- ・悪意の商標出願について、他国からの働きかけやシンポジウム等は特にないと認識している。

(周知商標リストがあるらしいが非公表である。その他)

- ・庁内では周知商標リストがあるのかもしれないが、公表されていない。一般に公表された周知商標リストがあるとありがたい。周知商標リストの作成について JPO が知見を有していると思うので支援して欲しい。
- ・マレーシアは、英国の法制度の影響を受けている。

3.3.3 知的財産に関するセミナーについて

WIPO、EPO によるセミナー、CNIPA との協力強化についての回答があった。

(WIPO によるセミナーがあった)

- ・WIPO のシンガポールオフィスは、最近、知的財産権に関するセミナーを行った。50-100 人ほどの参加者があった。

(EPO によるセミナーがよく行われている)

- ・EPO が EPC の認証の可能性についてセミナーをマレーシアで行った。約 50 人が参加したが、このような専門家レベルでディスカッション可能なセミナーは少ないため、非常に参考になった。その他、EPO はカンボジアやチュニジアなどでも行っているようだ。EPO によるセミナーは結構あり、法律面や管理面のものもある。マレーシアやシンガポールでよくあるようだ。

(CNIPA との協力関係が強化されている)

- ・最近、中国国家知的財産局 (SIPO/CNIPA) と MyIPO との協力関係が強化されているようだ¹⁶⁷⁹。

(JPO が提供するセミナーに参加した)

- ・1998 年と 2008 年に JPO による東京での短期トレーニングに参加したことがあるが、非常に有意義でありがたかった。ASEAN 各国の代理人が参加していたが、シンガポールの人の一部のトレーニングの講師を担当していたのには驚いた。JPO 以外の IP5 等からの同様のトレーニングはない。
- ・2015 年に JPO による東京での約 3 週間トレーニングに参加したことがある。特許の審査やドラフティング等について学んだが、とても有意義であった。また、先月 FICPI (国際弁理士連盟) の大阪シンポジウムに参加した。

¹⁶⁷⁹ 参考 URL: <http://www.myipo.gov.my/en/official-visit-by-state-intellectual-property-office-of-the-p-r-c-sipo/>

- JPO が行ったセミナーに実際に参加したことがある。日本の法律が主なものや、明細書等のドラフティングに関するものなどがあり、非常に参考になった。
- 該当なし

3.4 その他

PPH や ASPEC などにも利用されている。

- PPH も最近開始されており、現状では審査結果を早期に得るための有用な手段となっている。ASPEC も開始されており、実際試みてみたがそんなに早くはならなかった。

第3部 まとめ

A. 概要

公開情報調査、国内ヒアリング調査及び海外ヒアリング調査で得られた結果に基づいて、ASEAN6 各国の課題及び支援状況等について、調査対象国毎にまとめて記載した。

なお、全体をとおして、本調査研究のアドバイザー会合委員より、特許法条約 (PLT) や商標法に関するシンガポール条約 (STLT) 等への ASEAN 諸国の加盟を後押しすることも検討の余地があるのではないかとの意見もあった。

B. インドネシア

1 課題及び支援状況

本調査研究で抽出されたインドネシアの課題、及び該課題に関する五庁及び WIPO 等からインドネシアへの支援状況は、以下のとおりである。

課題①：特許の登録までの期間が長い・審査が遅い

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、特許について、登録までの期間が長い (5 者 (50%))、審査が遅い国であるため PPH 等の早期審査制度を利用することを前提としている (4 者 (40%))、PPH や ASPEC を試してみたが早期に登録にならなかった (4 者 (40%)) 等の意見が多く聞かれた。

<課題に関する支援状況>

日本、米国、欧州、中国、韓国、WIPO、豪州等から、各種人材育成支援が実施されているが、これまでの支援の効果が十分に得られていない可能性がある。

なお、あくまでも参考データではあるが、インドネシアの特許の出願日から登録日までの期間 (審査請求日から登録日までの期間ではないことに留意) は約 5.4 年 (2017 年)¹⁶⁸⁰との情報がある。

課題②：商標の登録までの期間が長い・登録証が発行されるまで時間がかかりすぎる

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、商標の登録までの期間が長いとの意見が多く聞かれた (4 者 (40%))。また、登録証が発行されるまで時間がかかりすぎるとの意見もあった。

¹⁶⁸⁰ 「特許庁委託事業 インドネシア知的財産局が提供する 産業財産権データベースの調査報告 (2018 年 3 月、日本貿易振興機構 (JETRO) バンコク事務所 知的財産部)」 p.107 (現地知財庁データベースの 2017 年登録の 3,879 件の案件データから算出した期間)、JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/search_ip_communique2017.pdf [最終アクセス日: 2019 年 2 月 5 日]

<課題に関する支援状況>

日本、米国、欧州、中国、韓国、WIPO、豪州等から、各種人材育成支援が実施されている。しかし、商標の出願日から登録日までの期間は約2年9か月（2015～2017年出願のサンプリング調査結果）¹⁶⁸¹と比較的長く、審査の効率化・迅速化や期限管理・事務管理に関する支援はまだ十分ではない可能性がある。

課題③：特許の年金支払い制度が複雑**<課題>**

国内現地ヒアリング調査の結果、特許の年金の支払手続に関して困っている又は改善して欲しいとの意見が一定数あった（3者（30%））。また、年金の支払い催促への対応に苦慮しているとの企業も複数あった。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、WIPO等から、各種知的財産制度の整備支援が実施されている。本調査研究のアドバイザー会合委員より、年金を支払わない出願人からの新規出願を受け付けないとの2018年8月の通知に対して米国等から大きな不満が寄せられており、他国と協力して改善要望を出せば、改善される可能性はあるのではないかとの意見があった。

課題④：特許の実施義務の対応に困っている**<課題>**

国内現地ヒアリング調査の結果、特許発明の実施義務に困っている又は改善して欲しいとの意見があった（2者（20%））。また、実施義務の免除申請の詳細が依然として不明で困っている等の意見もあった。

海外現地ヒアリング調査の結果、実施義務の免除申請の詳細はまだ不明であるが、近日中にウェブサイトに掲載予定であるとの情報があった。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、WIPO等から、各種知的財産制度の整備支援が実施されている。ただし、実施義務については支援の情報は得られなかった一方、外国（特に米国）から実施義務の規定について不満が寄せられていることが分かった。現地法律事務所から、他国と協力して改善要望を出せば、改善される可能性はあるのではないかとの意見があった。

課題⑤：商標の審判期間が長い**<課題>**

国内現地ヒアリング調査の結果、商標の審判が長期化する点に困っている又は改善して欲しい（2者（20%））との意見があった。

¹⁶⁸¹ 「ASEAN 知財動向報告会 ASEAN 主要国における産業財産権の権利化期間等について（2017年5月24日、TMI 総合法律事務所）」p.17（2015～2017年に登録された40件をランダムにサンプリングして算出した期間）、JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20170524_6.pdf [最終アクセス日: 2019年2月5日]

<課題に関する支援状況>

日本、米国、欧州、中国、韓国、WIPO、豪州等から、各種人材育成支援が実施されている。審判にフォーカスした支援として、日本からの「JPO-IPR 研修／審判コース（途上国人材育成研修）（短期招へい研修）（2018年度）」があるが、審判の効率化・迅速化や期限管理・事務管理に関する支援はまだ十分ではない可能性がある。

課題⑥：現地知財庁のユーザー向けシステム（検索DB）の使い勝手が良くない**<課題>**

国内現地ヒアリング調査の結果、特許について、書誌事項しか収録されていない（3者（30%）、公報収録率が低い（2者（20%）、英語対応が不十分（2者（20%））等の意見が聞かれた。特許公報の詳細が収録されていないとの意見もあった。また、商標について、英語対応が不十分との意見が一定数あった（3者（30%））。

海外現地ヒアリング調査の結果、特許、実用新案、意匠及び商標ともに、機能面やデータの充実度などが不十分であるという意見が多く聞かれた。また、検索DB（PDKI）には書誌情報しか収録されておらずクレームや明細書全文をみることができない、検索結果も不正確な場合がある等の意見があった。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、中国、WIPO等から、各種情報化支援が実施されている。特に、欧州からは積極的なASEAN共通の情報化支援が実施されており、WIPOからはDGIPの庁内IPASシステムに関する積極的な支援が実施されているが、DGIPのユーザー向け検索DBに関する支援はまだ十分ではない可能性がある。また、システムの英語対応にフォーカスした支援に関する情報は本調査研究では得られておらず、これからの支援の余地がある可能性がある。

課題⑦：電子出願システムの使い勝手が良くない**<課題>**

海外現地ヒアリング調査の結果、電子出願システムは問題があるので使用していないという意見が多く聞かれた。電子出願システムと手数料の支払処理との関連性に問題がある、一部の手続は紙で行う必要がある等の課題が聞かれた。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、中国、WIPO等から、各種情報化支援が実施されている。特に、欧州からは積極的なASEAN共通の情報化支援が実施されており、WIPOからはDGIPの庁内IPASシステムに関する積極的な支援が実施されている。欧州からの電子出願にフォーカスしたASEAN共通の支援として、「IP KEY SOUTH EAST ASIA（2018年活動）／Activity 23. 電子出願のIT・法的サポート」がある。

課題⑧：誤訳の問題**<課題>**

国内現地ヒアリング調査の結果、誤訳を防ぐことに留意しているとの意見があった（2

者 (20%)。また、インドネシア、タイ、ベトナムでは誤訳の問題は顕在化していないものの今後留意するべきとの意見があった (1者 (10%))。

海外現地ヒアリング調査の結果、特許について、翻訳文の誤訳訂正は付与前及び付与後のいずれも可能であるとのことであった。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、韓国、WIPO等から、各種民間向け研修等が実施されている。ただし、誤訳を削減するための現地代理人への支援等、誤訳の削減にフォーカスした支援に関する情報は本調査研究では得られておらず、これからの支援の余地がある可能性がある。

課題⑨：現地代理人の事務レベルが高くない

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地代理人の事務レベルが高くない場合があるので、信頼のおける現地代理人の選定に留意している等の意見があった (2者 (20%))。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、韓国、WIPO等から、各種民間向け研修等が実施されている。ただし、現地代理人の事務管理能力向上にフォーカスした支援に関する情報は本調査研究では得られておらず、これからの支援の余地がある可能性がある。

課題⑩：悪意の商標出願対応

<課題>

海外現地ヒアリング調査の結果、悪意の商標出願は、インドネシアでは多いとの意見があった。USTR Special 301 Report¹⁶⁸²に、悪意の商標出願に関する記載が時々あるとの情報も得られた。

<課題に関する支援状況>

日本、米国、欧州、中国、韓国、WIPO、豪州等から、各種制度整備支援や各種民間向け研修等が実施されている。日米欧中韓の商標五庁により TM5 悪意の商標出願セミナーが開催されている。また、国際商標協会 (INTA) やアジア弁理士会 (APAA) 等の団体が悪意の商標出願に関するセミナーなどを開催しているとの情報が得られたが、これまでの支援が十分ではない可能性がある。

課題⑪：審査ガイドラインが公開されていない

<課題>

海外現地ヒアリング調査の結果、審査ガイドライン等は現在公開されておらず、法律事務所から公開を希望する意見が多く聞かれた。また、新特許審査ガイドラインに関し

¹⁶⁸² 「USTR Releases 2018 Special 301 Report on Intellectual Property Rights」 USTR (United States Trade Representative) ウェブサイト内、URL: <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/april/ustr-releases-2018-special-301-report> [最終アクセス日: 2019年2月7日]

て、有力企業や IP 関連の法律家等の専門家を交えた議論が行われ、近々公開予定との情報も得られた。

<課題に関する支援状況>

欧州からの ASEAN 共通の支援として、「ARISE + IPR プログラム (2018 年度活動) / Activity 3. 商標実体審査の ASEAN 共通ガイドラインの更新」「IP KEY SOUTH EAST ASIA (2018 年活動) / Activity 21. 特許審査のための地域共通ガイドラインの開発支援」「ECAP III Phase II (2012~2017 年) / Component I. 管理と施行 / Activity 1. 品質登録サービス (商標実体審査ガイドライン作成支援 (2014~2015 年)・意匠審査・登録ガイドライン作成支援 (2015 年))」がある。

なお、審査の満足度に関して、特許と商標について、審査が遅い等の不満があるものの、特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの意見が多く聞かれた。

2 今後の JPO からの支援に関する要望

本調査研究で得られた今後の JPO からの支援に関する要望は、以下の通りである。

<制度整備支援について>

国内現地ヒアリング調査の結果、年金支払い制度の改善、特許の実施義務の緩和・免除申請要件の明確化、第二医薬用途発明の保護、模倣品対策の改善などを望む意見があった。

<人材育成支援について>

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとの意見が多く、特にインドネシアや、同様の課題を抱えるタイへの支援の要望が強かった。
海外現地ヒアリング調査の結果、DGIP 内における事務処理等のオペレーション面での改善や審査官を含むキャパシティ・ビルディングに関する支援の要望が多く聞かれた。

<情報化支援について>

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望む意見が多かった。また、インドネシア、タイ、ベトナムの英語対応の改善を望む意見も多かった。

<その他>

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務管理能力の改善につながるような支援を望む意見があった。
また、本調査研究のアドバイザー会合委員より、特許の技術用語を適切な現地語に翻訳できるようにするため、辞書 (用語集) の作成に関する支援も誤訳削減に効果があるのではないかとの意見があった。

C. シンガポール

1 課題及び支援状況

本調査研究で抽出されたシンガポールの課題、及び該課題に関する五庁及びWIPO等からシンガポールへの支援状況は、以下のとおりである。

課題①：悪意の商標出願対応

<課題>

海外現地ヒアリング調査の結果、悪意の商標出願は、シンガポールで多数確認されているとの意見があった。シンガポール国内で使用の事実や周知性がなければ相手方の悪意の証明に成功することは難しく、シンガポール国内で使用実績のない海外の企業にとっては登録の取消などが困難な場合も多いとのことであった。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、中国、韓国、WIPO等から、各種制度整備支援や民間向け研修等が実施されている。また、日米欧中韓の商標五庁によりTM5悪意の商標出願セミナーが開催されているが、これまでの支援が十分ではない可能性がある。

その他、シンガポールの出願から権利の消滅までの手続きや、現地知財庁のユーザー向け検索DB、等において、困っている又は改善して欲しいことに関する回答はほとんど得られず、総じて満足度が高かった。

2 今後のJPOからの支援に関する要望

本調査研究で得られた今後のJPOからの支援に関する要望は、以下の通りである。

<制度整備支援について>

国内現地ヒアリング調査の結果、模倣品対策の改善を望む意見があった。

<人材育成支援について>

海外現地ヒアリング調査の結果、バイオやフィンテック、AI等の先端技術に関するトレーニングの要望があった。代理人向け及び審査官向けの両方があるとよいとのことであった。

<その他>

海外現地ヒアリング調査の結果、現地代理人に対する新技術に関するセミナーの要望も聞かれた。

D. タイ

1 課題及び支援状況

本調査研究で抽出されたタイの課題、及び該課題に関する五庁及びWIPO等からタイへの支援状況は、以下のとおりである。

課題①：特許の登録までの期間が長い・審査が遅い、商標及び意匠の登録までの期間が長い

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、特許について、登録までの期間が長い（6者（60%）、審査が遅い国であるためPPH等の早期審査制度を利用することを前提としている（6者（60%）、PPHやASPECを試してみたが早期に登録にならなかった（4者（40%）等の意見が多く聞かれた。また、商標についても、登録までの期間が長いとの意見が一定数あった（3者（30%）。意匠についても、登録までの期間が長いとの意見があった（2者（20%））。

<課題に関する支援状況>

日本、米国、欧州、中国、韓国、WIPO、豪州等から、各種人材育成支援が実施されている。特に日本からタイの新人特許審査官等の育成支援が積極的に実施されているが、調査した範囲ではこれまでの支援の効果が十分に現れていない可能性がある。

なお、あくまでも参考データではあるが、タイの特許の出願日から登録日までの期間（審査請求日から登録日までの期間ではないことに留意）は約8.9年（2017年）¹⁶⁸³、商標の出願日から登録日までの期間は約2.02年（2016年、審判請求無し）・約4.65年（2016年、審判請求有り）¹⁶⁸⁴、意匠の出願日から登録日までの期間は約4.68年（2016年）¹⁶⁸⁵との情報がある。

課題②：商標の類否判断の理由に納得できない

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、商標の類否判断で類似するとした理由に納得できない（識別力の判断が厳しい）との意見が一定数あった（3者（30%））。

¹⁶⁸³ 「特許庁委託事業 タイ知的財産局が提供する 産業財産権データベースの調査報告（2018年3月、日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部）」p.94（現地知財庁データベースの2017年登録の2,966件の案件データから算出した期間）、JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/search_ip_communique2017.pdf [最終アクセス日: 2019年2月5日]

¹⁶⁸⁴ 「ASEAN 知財動向報告会 タイにおける知財権利化期間調査（2017年05月24日、S&I International）」p.22（登録が2016年直近の40件をサンプリングして算出した期間）、JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20170524_7.pdf [最終アクセス日: 2019年2月5日]

¹⁶⁸⁵ 「ASEAN 知財動向報告会 タイにおける知財権利化期間調査（2017年05月24日、S&I International）」p.21（登録が2016年直近の40件をサンプリングして算出した期間）、JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20170524_7.pdf [最終アクセス日: 2019年2月5日]

海外現地ヒアリング調査の結果、実務上の積極的な変化がみられ、商標の識別性の判断が近年は緩くなってきているとの意見もあった。また、商標の審査ガイドラインは2019年改訂予定であるとの情報が得られた。

<課題に関する支援状況>

欧州からの ASEAN 共通の支援として、「ARISE + IPR プログラム (2018 年度活動) / Activity 3. 商標実体審査の ASEAN 共通ガイドラインの更新」「IP KEY SOUTH EAST ASIA (2018 年活動)」「ECAP III Phase II (2012~2017 年) / Component I. 管理と施行 / Activity 1. 品質登録サービス (商標実体審査ガイドライン作成支援 (2014~2015 年))」がある。

課題③：部分意匠制度・秘密意匠制度・関連意匠制度がない

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、部分意匠制度・秘密意匠制度・関連意匠制度がないので困っている又は改善して欲しいとの意見があった (2 者 (20%))。

海外現地ヒアリング調査の結果、タイでは部分意匠は認められないが、独立して分離、販売等可能であれば全体意匠として登録可能とのことであった。また、タイでは秘密意匠制度はないが、公開の繰り延べは可能であり、公開の延長について明文化へ向けた議論があるとのことであった。また、タイには関連意匠制度はなく、関連意匠制度の導入に向けた議論等もないとのことであった。

<課題に関する支援状況>

欧州等から、ASEAN 共通の知的財産制度の整備支援が実施されているが、部分意匠制度・秘密意匠制度・関連意匠制度にフォーカスした支援に関する情報は本調査研究では得られておらず、これからの支援の余地がある可能性がある。

課題④：現地知財庁のユーザー向けシステム (検索 DB) の使い勝手が良くない

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、特許について、英語対応が不十分 (5 者 (50%))、書誌事項しか収録されていない (2 者 (20%))、包袋情報が収録されておらず審査経過状況が把握できない (2 者 (20%))、公報収録率が低い (2 者 (20%)) 等の意見が聞かれた。特許公報の詳細が収録されていないとの意見もあった。また、商標について、英語対応が不十分との意見が多く聞かれた (4 者 (40%))。

海外現地ヒアリングの結果、特許、小特許、意匠及び商標について、更新頻度やデータの信頼性において問題があるとの意見が聞かれた。英語版検索 DB は案件データの収録率が低いのでタイ語版検索 DB を使用しているとの意見も聞かれた。また、DIP も現時点で問題があることは認識しており、効率面や信頼性という面での改善が必要であると認識しているとのことであった。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、中国、WIPO 等から、各種情報化支援が実施されている。特に欧州から積極的な ASEAN 共通の情報化支援が実施されている。DIP へのヒアリングの結果、

DIP のユーザー向け検索 DB については WIPO の協力を得ているので、他国からの支援は不要とのことであった。

課題⑤：電子出願システム等の使い勝手が良くない

<課題>

海外現地ヒアリング調査の結果、電子出願システムはすべての法域で稼働しているが、意匠では電子出願をした場合でも紙資料も提出しなければならないなど、使いにくい点が多いという意見があった。

DIP へのヒアリングの結果、特許の電子出願システムは DIP 自身のシステムであるが、庁内の処理システムとのマッチングがとれていないという課題があり、2019 年ぐらいいには解決できるかもしれないとのことであった。また、意匠の電子システム (e-design system) がうまく効果的に動いていないため、書面や出願において紙ベースでの処理が欠かせないとのことであった。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、中国、WIPO 等から、各種情報化支援が実施されている。特に欧州から積極的な ASEAN 共通の情報化支援が実施されている。欧州からの電子出願にフォーカスした ASEAN 共通の支援として、「IP KEY SOUTH EAST ASIA (2018 年活動) / Activity 23. 電子出願の IT・法的サポート」がある。DIP へのヒアリングの結果、特許の電子出願システムは WIPO や EPO からの協力を受けていないとのことであった。また、審査官用のサーチシステムも改善の必要があるが、EPO からの協力は受けていないとのことであった。

課題⑥：現地代理人の事務レベルが高くない

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地代理人の事務レベルが高くない場合があるので、信頼のおける現地代理人の選定に留意している等の意見があった (2 者 (20%))。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、韓国、WIPO 等から、各種民間向け研修等が実施されている。ただし、現地代理人の事務管理能力向上にフォーカスした支援に関する情報は本調査研究では得られておらず、これからの支援の余地がある可能性がある。

課題⑦：誤訳の問題

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、インドネシア、タイ、ベトナムでは誤訳の問題は顕在化していないものの、今後留意するべきとの意見があった (1 者 (10%))。

海外現地ヒアリング調査の結果、特許について、登録前は誤訳訂正が可能であるが、登録後は書誌事項を除き訂正は認められないとのことであった。また、今後の法改正で誤訳訂正や誤記の訂正等が認められる方向で議論がなされているとの情報も得られた。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、韓国、WIPO等から、各種民間向け研修等が実施されている。ただし、誤訳を削減するための現地代理人への支援等、誤訳の削減にフォーカスした支援に関する情報は本調査研究では得られておらず、これからの支援の余地がある可能性がある。

なお、審査の満足度に関して、特許と商標について、審査が遅い等の不満があるものの、特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの意見が多く聞かれた。

2 今後のJPOからの支援に関する要望

本調査研究で得られた今後のJPOからの支援に関する要望は、以下の通りである。

<制度整備支援について>

国内現地ヒアリング調査の結果、部分意匠制度・秘密意匠制度・関連意匠制度の導入、第二医薬用途発明の保護を望む意見があった。

<人材育成支援について>

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとの意見が多く、特にタイや、同様の課題を抱えるインドネシアへの支援の要望が強かった。

海外現地ヒアリングの結果、特定技術分野や審査官向け以外のトレーニングに加え、滞貨の解消や審査期間の短縮など、事務処理に関する要望があった。

<情報化支援について>

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望む意見が多かった。また、インドネシア、タイ、ベトナムの英語対応の改善を望む意見も多かった。

<その他>

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務管理能力の改善につながるような支援を望む意見があった。

また、本調査研究のアドバイザー会合委員より、特許の技術用語を適切な現地語に翻訳できるようにするため、辞書（用語集）の作成に関する支援も誤訳削減に効果があるのではないかとの意見があった。

E. フィリピン

1 課題及び支援状況

本調査研究で抽出されたフィリピンの課題、及び該課題に関する五庁及びWIPO等からフィリピンへの支援状況は、以下のとおりである。

課題①：特許の審査が遅い・登録までの期間が長い

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、特許の審査が遅い国であるため PPH 等の早期審査制度を利用することを前提としている(4者(40%))、登録までの期間が長い(3者(30%))等の意見が多く聞かれた。

<課題に関する支援状況>

日本、米国、欧州、中国、韓国、WIPO、豪州等から、各種人材育成支援が実施されているが、これからの支援の余地がある可能性がある。

なお、あくまでも参考データではあるが、フィリピンの特許の出願日から登録日(審査請求日から登録日までの期間ではないことに留意)までの期間は約3.8年(2017年)¹⁶⁸⁶との情報がある。

課題②：登録商標の使用証拠の提出制度

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、商標登録後に、指定された年以内にフィリピンで登録商標を実際に使用している証拠を提出する制度について(使用宣誓書の提出期間が複雑すぎる等)困っている又は改善して欲しいとの意見が一定数あった(3者(30%))。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、WIPO等から、各種知的財産制度の整備支援が実施されている。ただし、登録商標の使用証拠の提出制度にフォーカスした支援に関する情報は本調査研究では得られていない。IPOP HLへのヒアリングの結果、使用証拠の提出要件の緩和等については議論されていないとのことであり、他国からの支援対象としては馴染みにくい可能性もある。

¹⁶⁸⁶ 「特許庁委託事業 フィリピン知的財産局が提供する 産業財産権データベースの調査報告(2018年3月、日本貿易振興機構(JETRO) バンコク事務所 知的財産部)」p.63(現地知財庁データベースの2017年登録の1,134件の案件データから算出した期間)、JETRO ウェブサイト内、URL: <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2018/11/a25cbe2bfe696cce0db4b0e160614c55.pdf> [最終アクセス日: 2019年2月5日]

課題③：現地知財庁のユーザー向けシステム（検索DB）の使い勝手が良くない

＜課題＞

国内現地ヒアリング調査の結果、特許について、書誌事項しか収録されていない（3者（30%）、公報収録率が低い（3者（30%））等の意見が一定数あった。特許公報が収録されていない件があるとの意見もあった。

海外現地ヒアリング調査の結果、ユーザー向け検索DBは特許、実用新案、意匠及び商標のいずれも稼働しているが、更新頻度が低く、情報が不正確で欠落等もあり、他のDBを併用する必要がある等の意見があった。IPOP HL へのヒアリングの結果、庁内部では現在紙文書の電子化が進行中であり、DBにもそれが反映されつつあるが、精度の点では満足のいくレベルに達していないとのことであった。

＜課題に関する支援状況＞

日本、欧州、中国、WIPO等から、各種情報化支援が実施されている。特に欧州から積極的なASEAN共通の情報化支援が実施されている。IPOP HL へのヒアリングの結果、知財庁システム（内部文書管理、審査官及びユーザー向け検索DB）は、現在WIPOのIPASシステム（IPAS v. 3.1.1c）に統合されており、システム改良はWIPO IPAS チームと連絡を取って行っているとのことであった。

課題④：電子出願システム等の使い勝手が良くない

＜課題＞

海外現地ヒアリング調査の結果、特実意商の電子出願システムは、手数料の納付システムとの連動性が低く、出願日当日に出願番号がつかないなどの問題があり、未だ使い勝手がよくないとの意見が多く聞かれた。IPOP HL へのヒアリングの結果、庁内部において内部処理システムの改善プロジェクトが進行中とのことであった。

＜課題に関する支援状況＞

日本、欧州、中国、WIPO等から、各種情報化支援が実施されている。特に欧州から積極的なASEAN共通の情報化支援が実施されている。欧州からの電子出願にフォーカスしたASEAN共通の支援として、「IP KEY SOUTH EAST ASIA（2018年活動）／Activity 23. 電子出願のIT・法的サポート」がある。IPOP HL へのヒアリングの結果、電子出願システムは、特実意商すべてEUIPOのシステムをベースに開発され、現在運用をモニター中であり、IPOP HL 内のITチームはこの先2年以内の実施を目指してシステム改良プロジェクトを推進しているとのことであった。

課題⑤：現地代理人の事務レベルが高くない

＜課題＞

国内現地ヒアリング調査の結果、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地代理人の事務レベルが高くない場合があるので、信頼のおける現地代理人の選定に留意している等の意見があった（2者（20%））。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、韓国、WIPO等から、各種民間向け研修等が実施されている。ただし、現地代理人の事務管理能力向上にフォーカスした支援に関する情報は本調査研究では得られておらず、これからの支援の余地がある可能性がある。

課題⑥：悪意の商標出願対応**<課題>**

海外現地ヒアリング調査の結果、悪意の商標出願は、フィリピンではたくさんあるとの意見があった。

<課題に対する支援状況>

日本、欧州、韓国、WIPO等から、各種制度整備支援や民間向け研修等が実施されている。また、日米欧中韓の商標五庁により TM5 悪意の商標出願セミナーが開催されているが、これまでの支援が十分ではない可能性がある。

なお、審査の満足度に関して、特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの意見が多く聞かれた。

2 今後のJPOからの支援に関する要望

本調査研究で得られた今後のJPOからの支援に関する要望は、以下の通りである。

<制度整備支援について>

国内現地ヒアリング調査の結果、登録商標の使用証拠の提出制度の改善を望む意見があった。

<人材育成支援について>

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとの意見が多かった。

海外現地ヒアリング調査の結果、人材育成支援（審査官の実務トレーニング、審判実務に関する支援等）や知財普及啓発支援等の要望があった。

<情報化支援について>

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望む意見が多かった。

海外現地ヒアリング調査の結果、ITシステムの改善、電子出願システムの改善に関する支援の要望があった。

<その他>

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務管理能力の改善につながるような支援を望む意見があった。

F. ベトナム

1 課題及び支援状況

本調査研究で抽出されたベトナムの課題、及び該課題に関する五庁及びWIPO等からベトナムへの支援状況は、以下のとおりである。

課題①：特許の審査が遅い・登録までの期間が長い

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、特許の審査が遅い国であるため PPH 等の早期審査制度を利用することを前提としている(3者(30%))、登録までの期間が長い(3者(30%))等の意見が一定数あった。また、商標についても、登録までの期間が長いとの意見があった(2者(20%))。

<課題に関する支援状況>

日本、米国、欧州、中国、韓国、WIPO、豪州等から、各種人材育成支援が実施されているが、これまでの支援の効果が十分に得られていない可能性がある。

なお、あくまでも参考データではあるが、ベトナムの特許の出願日から登録日(審査請求日から登録日までの期間ではないことに留意)までの期間は約 6.3 年(2017 年)¹⁶⁸⁷、商標の出願日から登録日までの期間は約 2 年 3 か月(2015～2017 年)¹⁶⁸⁸との情報がある。

課題②：悪意の商標出願対応

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、悪意の商標出願の対応に苦慮している等の意見が聞かれた(2者(20%))。

海外現地ヒアリング調査の結果、商標の使用が登録要件ではないため、誰でも悪意の商標出願ができてしまい、冒認出願は大きな問題になっているとの意見が聞かれた。また、法上「悪意」を理由とした取消等は可能であるが、悪意の存在について証明が難しい場合が多いとのことであった。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、韓国、WIPO 等から、各種制度整備支援や民間向け研修等が実施されている。また、日米欧中韓の商標五庁により TM5 悪意の商標出願セミナーが開催されているが、これまでの支援が十分ではない可能性がある。

¹⁶⁸⁷ 「特許庁委託事業 ベトナム知的財産局が提供する 産業財産権データベースの調査報告(2018年3月、日本貿易振興機構(JETRO) バンコク事務所 知的財産部)」p.103(現地知財庁データベースの2017年登録の1,283件の案件データから算出した期間)、JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/search_ip_communique2017.pdf [最終アクセス日: 2019年2月5日]

¹⁶⁸⁸ 「ASEAN 知財動向報告会 ASEAN 主要国における産業財産権の権利化期間等について(2017年5月24日、TMI 総合法律事務所)」p.22(2015～2017年に登録された40件をランダムにサンプリングして算出した期間)、JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20170524_6.pdf [最終アクセス日: 2019年2月5日]

課題③：現地知財庁のユーザー向けシステム（検索DB）の使い勝手が良くない

＜課題＞

国内現地ヒアリング調査の結果、特許について、英語対応が不十分（3者（30%）、書誌事項しか収録されていない（2者（20%））等の意見があった。

海外現地ヒアリング調査の結果、特実意商のユーザー向け検索DBはアクセスできないことが多く、動作が遅くて使い勝手も良くないとの意見があった。ユーザー向け検索DBとして、登録後の案件を検索できる Digi Pat と、登録前の案件を検索できる IPLib の2種類があるが、IPLib は、書誌情報は確認できるが詳細情報（OA 内容等）が見られない、明細書及びクレームのテキスト検索やダウンロードができない等、検索機能に制限があると意見もあった。

＜課題に関する支援状況＞

日本、欧州、中国、韓国、WIPO 等から、各種情報化支援が実施されている。特に欧州から積極的な ASEAN 共通の情報化支援が実施されている。IP Viet Nam へのヒアリングの結果、庁内システム（審査官用 DB 等）は、WIPO の WIPO IPAS システムを使用しているが、新システムを導入検討中とのことであった。

課題④：電子出願システム等の使い勝手が良くない

＜課題＞

海外現地ヒアリング調査の結果、特実意商の電子出願システムは使い勝手がよくないとの意見が多く聞かれた。IP Viet Nam へのヒアリングの結果、IT インフラがまだ古いままであるため、電子出願の新システムに適合しない、PDF 形式の図面等は受け付けられない等の課題が聞かれた。

＜課題に関する支援状況＞

日本、欧州、中国、韓国、WIPO 等から、各種情報化支援が実施されている。特に欧州から積極的な ASEAN 共通の情報化支援が実施されている。欧州からの電子出願にフォーカスした ASEAN 共通の支援として、「IP KEY SOUTH EAST ASIA（2018年活動）／Activity 23. 電子出願の IT・法的サポート」がある。

課題⑤：現地代理人の事務レベルが高くない

＜課題＞

国内現地ヒアリング調査の結果、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地代理人の事務レベルが高くない場合があるので、信頼のおける現地代理人の選定に留意している等の意見があった（2者（20%））。

＜課題に関する支援状況＞

日本、欧州、韓国、WIPO 等から、各種民間向け研修等が実施されている。ただし、現地代理人の事務管理能力向上にフォーカスした支援に関する情報は本調査研究では得られておらず、これからの支援の余地がある可能性がある。

課題⑥：誤訳の問題

＜課題＞

国内現地ヒアリング調査の結果、ベトナムでは誤訳の問題が比較的多いとの意見があった（1者（10%））。また、インドネシア、タイ、ベトナムでは誤訳の問題は顕在化していないものの今後留意するべきとの意見があった（1者（10%））。

海外現地ヒアリング調査の結果、特許について、登録前は誤訳訂正が可能であるが、登録後の訂正は非常に難しいとのことであった。IP Viet Nam へのヒアリングの結果、登録後の訂正を認めると権利範囲の実体的な変更になる場合もあるので難しいとのことであった。

＜課題に関する支援状況＞

日本、欧州、韓国、WIPO 等から、各種民間向け研修等が実施されている。ただし、誤訳を削減するための現地代理人への支援等、誤訳の削減にフォーカスした支援に関する情報は本調査研究では得られておらず、これからの支援の余地がある可能性がある。

なお、審査の満足度に関して、特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの意見が多く聞かれた。

2 今後のJPOからの支援に関する要望

本調査研究で得られた今後のJPOからの支援に関する要望は、以下の通りである。

＜制度整備支援について＞

国内現地ヒアリング調査の結果、第二医薬用途発明の保護を希望する意見や、2018年度までの年間100件というPPHの件数制限を問題視する意見があった。

＜人材育成支援について＞

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとの意見が多かった。

海外現地ヒアリング調査の結果、審査官の他、裁判官、審判官、事務管理者、現地代理人等へのトレーニングの要望も聞かれた。

＜情報化支援について＞

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望む意見が多かった。また、インドネシア、タイ、ベトナムの英語対応の改善を望む意見も多かった。

<その他>

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務管理能力の改善につながるような支援を望む意見があった。

また、本調査研究のアドバイザー会合委員より、特許の技術用語を適切な現地語に翻訳できるようにするため、辞書（用語集）の作成に関する支援も誤訳削減に効果があるのではないかとの意見があった。

G. マレーシア

1 課題及び支援状況

本調査研究で抽出されたマレーシアの課題、及び該課題に関する五庁及びWIPO等からマレーシアへの支援状況は、以下のとおりである。

課題①：特許の審査が遅い・登録までの期間が長い

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、特許の審査が遅い国であるため PPH 等の早期審査制度を利用することを前提としている(4者(40%))、登録までの期間が長い(2者(20%))等の意見が聞かれた。また、商標についても、登録までの期間が長い(特に使用証拠書類に疑義が生じると審査が遅い)との意見が一定数あった(3者(30%))。

<課題に関する支援状況>

日本、米国、欧州、中国、韓国、WIPO、豪州等から、各種人材育成支援が実施されているが、これまでの支援の効果が十分に得られていない可能性がある。

なお、あくまでも参考データではあるが、マレーシアの特許の出願日から登録日までの期間(審査請求日から登録日までの期間ではないことに留意)は約6.7年(2017年)¹⁶⁸⁹と比較的長く、また、商標の出願日から登録日までの期間は約1年2か月(2015～2017年)¹⁶⁹⁰との情報がある。

課題②：マドプロに未加盟、多区分出願ができない

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、国際条約等(マドプロ等)に未加盟であることに困っている又は改善して欲しいとの意見が一定数あった(3者(30%))。また、商標出願の際に多区分出願ができないことに困っている又は改善して欲しいとの意見が一定数あった(2者(20%))。

海外現地ヒアリング調査の結果、マドプロへの加盟を検討しているとの情報が得られた。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、WIPO等から、各種知的財産制度の整備支援が実施されている。欧州からのASEAN共通の支援として、「ARISE + IPR プログラム(2018年度活動) / Activity 8. マドプロとハーグ協定のASEAN加盟国への加盟前及び加盟後の実地訓練 / Activity

¹⁶⁸⁹ 「特許庁委託事業 マレーシア知的財産局が提供する 産業財産権データベースの調査報告(2018年3月、日本貿易振興機構(JETRO) バンコク事務所 知的財産部)」p.102(現地知財庁データベースの2017年登録の3,236件の案件データから算出した期間)、JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/pdf/search_ip_communique2017.pdf [最終アクセス日: 2019年2月5日]

¹⁶⁹⁰ 「ASEAN 知財動向報告会 ASEAN 主要国における産業財産権の権利化期間等について(2017年5月24日、TMI 総合法律事務所)」p.26(2015～2017年に登録された40件をランダムにサンプリングして算出した期間)、JETRO ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20170524_6.pdf [最終アクセス日: 2019年2月5日]

11. マドリッドプロトコル及びハーグ協定に関する小冊子及びワークショップ「ECAP III Phase II (2012～2017年) / Component II. 法的・政策的枠組み / Activity 1. マドリッドシステム—商標の国際登録」がある。また、WIPOからの「マドリッドシステムの法整備に関する第15回ワーキンググループ(2017年)」がある。また、日本からの「JPO-IPR研修/マレーシアマドプロ商標実体審査コース(2018年度)」がある。

商標の多区分出願制度にフォーカスした支援に関する情報は本調査研究では得られておらず、これからの支援の余地がある可能性がある。

課題③：現地知財庁のユーザー向けシステム(検索DB)の使い勝手が良くない

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、特許について、書誌事項しか収録されていない(2者(20%))、公報収録率が低い(2者(20%))等の意見があった。

海外現地ヒアリング調査の結果、MyIPOの特実意商のユーザー向け検索DBは、登録日で検索できないなど検索機能が不十分である、法的ステータス等の情報が不正確な場合がある、要約や書誌情報のみ閲覧可能でクレームや明細全文の閲覧には費用がかかる等の意見があった。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、中国、WIPO等から、各種情報化支援が実施されている。特に欧州から積極的なASEAN共通の情報化支援が実施されているが、支援が十分に得られていない可能性がある。

課題④：電子出願システム等の使い勝手が良くない

<課題>

海外現地ヒアリング調査の結果、特実意商の電子出願システムは使い勝手がよくないが対応は早いとの意見が多く聞かれた。また、2018年12月に新システムを導入予定であるとの情報が得られた。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、中国、WIPO等から、各種情報化支援が実施されている。特に欧州から積極的なASEAN共通の情報化支援が実施されている。欧州からの電子出願にフォーカスしたASEAN共通の支援として、「IP KEY SOUTH EAST ASIA(2018年活動) / Activity 23. 電子出願のIT・法的サポート」がある。

課題⑤：現地代理人の事務レベルが高くない

<課題>

国内現地ヒアリング調査の結果、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアについて、現地代理人の事務レベルが高くない場合があるので、信頼のおける現地代理人の選定に留意している等の意見があった(2者(20%))。

<課題に関する支援状況>

日本、欧州、韓国、WIPO 等から、各種民間向け研修等が実施されている。ただし、現地代理人の事務管理能力向上にフォーカスした支援に関する情報は本調査研究では得られておらず、これからの支援の余地がある可能性がある。

なお、審査の満足度に関して、特許の審査の質については、他国の審査結果がそのまま受け入れられて特許になるので、大きな不満はないとの意見が多く聞かれた。

2 今後の JPO からの支援に関する要望

本調査研究で得られた今後の JPO からの支援に関する要望は、以下の通りである。

<制度整備支援について>

国内現地ヒアリング調査の結果、模倣品対策の改善、マドプロ加盟、多区分出願制度の導入を望む意見があった。

<人材育成支援について>

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN 諸国への共通の要望として、審査期間の短縮につながるような支援、事務処理能力を向上するための支援などをして欲しいとの意見が多かった。

海外現地ヒアリング調査の結果、引き続き審査官や知的財産実務家向けの研修を行ってほしい、登録後のクレーム訂正に関する審査官トレーニングを JPO が実施するとよいのではないかと（欧州の訂正要件は厳格すぎるのであまり参考にならない）等の意見が聞かれた。

<情報化支援について>

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN 諸国への共通の要望として、公報収録率向上を望む意見が多かった。

海外現地ヒアリング調査の結果、IT システム（ユーザー向け検索 DB や電子出願システム）の改善支援の要望が聞かれた。

<その他>

国内現地ヒアリング調査の結果、ASEAN 諸国の現地代理人に対して、誤訳削減、事務管理能力の改善につながるような支援を望む意見があった。

海外現地ヒアリング調査の結果、新技術（AI、IoT、バイオメディカル等）に関するセミナーの要望、周知商標リストの作成に関して支援の要望があった。

資料 1 国内事前質問票

国内のヒアリング対象者に、ヒアリング実施前に送付した事前質問票を掲載する。

I. 基本情報に関する質問

Q1-1 下記の国に対し、出願の経験はありますか？ 該当する国について、出願経験のある法域をそれぞれ選択してください。いずれの法域にも出願したことがない場合は、「経験なし」を選択してください。

国名	経験なし	特許	実用新案	意匠	商標
タイ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
インドネシア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
マレーシア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
フィリピン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ベトナム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
シンガポール	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q1-2 下記の国において、審判又は権利行使（侵害訴訟、行政摘発、刑事告発、税関差止等）等の経験はありますか？ 該当する国について、ご経験のある項目を選択してください。また、ご経験がない場合は「なし」を選択してください。その他の審判又は裁判のご経験がある場合、どのような審判又は裁判であったか、かっこに記入してください。

法域	審判名	なし	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム	シンガポール
特実	拒絶査定不服審判	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異議申立て（請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異議申立て（被請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	無効審判（請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	無効審判（被請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	権利行使（侵害訴訟等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
意匠	拒絶査定不服審判	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異議申立て（請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異議申立て（被請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	無効審判（請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	無効審判（被請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	権利行使（侵害訴訟等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
商標	拒絶査定不服審判	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異議申立て（請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異議申立て（被請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	無効審判（請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	無効審判（被請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

法域	審判名	なし	タイ	インド ネシア	マレー シア	フィリ ピン	ベトナム	シンガ ポール
	取消審判（請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	取消審判（被請求人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	権利行使（侵害訴訟等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

次ページに続きます。

II. ASEAN6 の知財状況

Q2-1 下記の対象国で出願権利化を考える際に、留意している点がありますか？ある場合、どのような点に留意していますか？ ご経験のある国ごとに該当する国及び法域にそれぞれチェックし、下記の例に当てはまる場合は各例の冒頭に付されている番号にチェックをしてください。また、下記の例に当てはまらない場合には「その他」にチェックをしたうえで内容をご記載ください。以下 Q2-2 以降の設問も同様です。記入欄が足りない場合は、コピーして追加してください。

例：①誤訳を防ぐために、現地代理人にダブルチェックなどの対応を依頼している。
 ②審査が遅い国であるため、PPH 等の早期審査制度を利用することを前提としている。
 ③PPH を使うため、先進国等でした基礎出願について早期審査制度を利用するようにしている。

TH：タイ、ID：インドネシア、MY：マレーシア、PH：フィリピン、VN：ベトナム、SG：シンガポール

対象国	法域	留意点
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）

Q2-2 出願から登録までの手続（審判除く）において、困っている又は改善して欲しいと思われたことのある事例がありましたら、教えてください。

例：①登録までの期間が長い、②PPH や ASPEC を試してみたが早期に登録にならなかった、③意匠で部分意匠制度／秘密意匠制度／関連意匠制度がない、④意匠や商標の類否判断で類似するとした理由に納得できない、⑤審査基準やガイドラインが公開されていないので判断基準がよくわからない、⑥翻訳文に誤訳があった場合に原文に基づく補正が認められていない、⑦代理人のコンフリクトのような、代理人の違法行為への対抗措置がない、⑧プログラムクレームが認められないので困る、⑨第二医薬用途発明が認められない、⑩新規性喪失の例外適用の要件が厳しい、⑪国際条約等(PLT 条約／シンガポール条約／ハーグ協定／マドプロ等)に加盟していない、他

TH：タイ、ID：インドネシア、MY：マレーシア、PH：フィリピン、VN：ベトナム、SG：シンガポール

対象国	法域	内容
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧、 <input type="checkbox"/> ⑨、 <input type="checkbox"/> ⑩、 <input type="checkbox"/> ⑪、 <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧、 <input type="checkbox"/> ⑨、 <input type="checkbox"/> ⑩、 <input type="checkbox"/> ⑪、 <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧、 <input type="checkbox"/> ⑨、 <input type="checkbox"/> ⑩、 <input type="checkbox"/> ⑪、 <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧、 <input type="checkbox"/> ⑨、 <input type="checkbox"/> ⑩、 <input type="checkbox"/> ⑪、 <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧、 <input type="checkbox"/> ⑨、 <input type="checkbox"/> ⑩、 <input type="checkbox"/> ⑪、 <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧、 <input type="checkbox"/> ⑨、 <input type="checkbox"/> ⑩、 <input type="checkbox"/> ⑪、 <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧、 <input type="checkbox"/> ⑨、 <input type="checkbox"/> ⑩、 <input type="checkbox"/> ⑪、 <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧、 <input type="checkbox"/> ⑨、 <input type="checkbox"/> ⑩、 <input type="checkbox"/> ⑪、 <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）

Q2-3 年金の支払等の、登録から権利の消滅までの手続等において、困っている又は改善して欲しいと思われたことのある事例がありましたら、教えてください。

例：①年金の支払手続において支払だけでなく追加の手続が必要となる、②商標で登録後指定された年以内に当該国で登録商標を実際使用している証拠を提出する必要がある、③商標の実際使用に関する公証人や領事の認証済みの宣誓書を提出する必要がある、④特許発明の実施が強制されている、⑤ライセンス契約に関する公開情報がない、⑥職務発明制度において、当事者間の合意が尊重されない、他

TH：タイ、ID：インドネシア、MY：マレーシア、PH：フィリピン、VN：ベトナム、SG：シンガポール

対象国	法域	内容
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）

Q2-4 審判等についてお伺いします。対象国において、拒絶査定不服審判、登録異議の申立て、無効審判、訂正、取消審判等それぞれ様々な審判（又はこれに類する裁判）がありますが、手続において困っている又は改善して欲しいと思われたことのある事例があれば教えてください。

例：①出願人でも審判で当事者として同席できなかった、②審判がかなり長期化する、
③無効審判や異議の際の訂正範囲の制限が厳しい、④提出する証拠や翻訳文について
認証や公証が必要、他

TH：タイ、ID：インドネシア、MY：マレーシア、PH：フィリピン、VN：ベトナム、SG：シンガポール

対象国	法域	内容
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）

Q2-5 知財庁が保有するデータベース等を用いて制度・出願・審査・権利状況にアクセス・調査しようとする場合において、困っている又は改善して欲しいと思われたことのある事例がありましたら、教えてください。

例：①IPC 分類が付与されていない／間違った IPC 分類が付与されている公報が多い、
②書誌事項しか収録されておらず公報の詳細内容が不明、③包袋書類が収録されておらず審査経過状況が把握できない、④公報収録率が低い、⑤知財庁検索データベースの公報収録のタイムラグが大きい、⑥登録番号が収録されていない、⑦PCT 関連情報や優先権情報が表示されない、⑧英語対応が不十分（英語で公開されている情報が少ない等）、
他

TH：タイ、ID：インドネシア、MY：マレーシア、PH：フィリピン、VN：ベトナム、SG：シンガポール

対象国	法域	内容
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③、 <input type="checkbox"/> ④、 <input type="checkbox"/> ⑤、 <input type="checkbox"/> ⑥、 <input type="checkbox"/> ⑦、 <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）

Q2-6 下記の対象国において、使い勝手のよい又は便利だと思える制度や運用がありましたら教えてください（審査、審判等の手続を含む）。

例：①早期審査制度で PPH や ASPEC などの選択肢がある、②電話や面会等で審査官に直接説明できる機会がある、③シンガポールのシリーズ商標制度などの各国特有の制度、他

TH：タイ、ID：インドネシア、MY：マレーシア、PH：フィリピン、VN：ベトナム、SG：シンガポール

対象国	法域	内容
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）
<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 意 <input type="checkbox"/> 商	<input type="checkbox"/> ①、 <input type="checkbox"/> ②、 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> その他（内容をご記載ください）

Q2-7 対象国での審査の質についてお伺いします。出願経験のある対象国及び IP5 各国における審査官による審査の満足度を教えてください。下記対象国で出願経験がない場合は「なし」を選択してください。

「審査の質」とは、例えば、審査官による判断のバラツキがある、技術に対する審査官の理解が低い、面接の有無等を考慮して、感覚的でも構いませんのでお答えください。

※ASEAN 各国に対する満足度を客観的に把握するため、IP5 についても併せてお尋ねしております。

対象国	経験なし	満足度				
		5：満足	4：やや満足	3：普通	2：やや不満	1：不満
アメリカ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
日本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
EPO	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
中国	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
韓国	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
タイ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
インドネシア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
マレーシア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
フィリピン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
ベトナム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
シンガポール	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1

Q2-8【事前回答不要】現在、対象国の知財状況について調査しております。そこで、追加するとよい観点、法制度等ございましたら、ご助言ください。資料はインタビューの当日にお持ちしますので、その際にご回答をお願いします。

次ページに続きます。

III. IP5 及び WIPO 等の同地域への支援活動について

こちらの質問は、ご存じの場合又は貴社において外国知財庁への協力などのご経験がある場合にご回答ください。よく分からない、特にそのような経験がないような場合は、無回答で構いません。

Q3-1【事前回答不要】 IP5 及び WIPO 等から ASEAN6 各国へ向けて様々な支援活動が行われています。現在、法令や審査基準等の整備支援、条約への加盟支援、審査の迅速化や審査協力、人材育成、情報化支援といった観点でどのような施策が行われているかを調査しております。その他、有用だと思われる視点がありましたら、ご助言ください。資料はインタビューの当日にお持ちしますので、その際にご回答をお願いいたします。

Q3-2 日本を除く IP5 及び WIPO 等からの ASEAN6 各国への支援施策に関する最新の協力覚書について、ご存じのものがありましたらご教示ください(内容、情報源(URL 等))。
例：韓国特許庁(KIPO)と ASEAN 事務局とが知的財産協力の覚書 MOU を締結—主要な分野は、情報交換、様々な分野での経験と知識の共有、IP 統計データ、ワークシェアリング、IP 自動化システム開発などの ASEAN への技術支援の提供(2018 年 3 月 27 日)(<http://asean.org/asean-kipo-sign-memorandum-on-intellectual-property/>)

Q3-3 日本を除く IP5 及び WIPO 等から ASEAN6 各国への支援に関し、最近の動向などご存じのものがありましたら、ご教示ください。

例：韓国特許庁(KIPO)は、フィリピン知財権協力を拡大(2017年3月13日)
(<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/105fc7c56d2335f9.html>)

Q3-4 日本を除く IP5 及び WIPO 等から ASEAN 全体に対する支援について、最近の動向又は将来的な方向性などご存じのものがありましたらご教示ください。

例：ECAP(EU-ASEAN Project on the Protection of Intellectual Property Rights) III Phase IIが2017年2月に終了。新たな協力プロジェクト検討中。

Q3-5 日本特許庁では、本調査の対象国をはじめとして様々な国に、審査官の育成等の支援を行っています。そこで、今後、日本特許庁に行って欲しい各国支援などがございましたら、教えてください。

例：審査官だけでなく、審判官、裁判官や民間の知財に関する人材についても育成支援をして欲しい。電子化、方式審査の処理や事務手続等、運営面の支援をして審査期間の短縮につながるような支援をして欲しい、他。

以上です。ご回答ありがとうございました。

資料 2 海外事前質問票

海外のヒアリング対象者に、ヒアリング実施前に送付した事前質問票（Advanced Questionnaire）・追加事前質問票（Additional Advanced Questionnaire）を掲載する。

Advanced Questionnaire**I. Current status of IP systems and practices in your country****【対象者：ASEAN6 知的財産庁及び専門家】***(ただし、Internal doc. handling (庁内事務処理システム)「DB for examiners (審査官向け検索データベース)」は専門家への質問項目から削除した)*

Q1-1 Does your Office have systems for internal document handling, a database for use by examiners, a database for users of IP systems, and/or e-filing? Select "Yes" or "No," and explain, if any, related problems to be addressed and efforts to improve these systems (including Int'l cooperation from countries other than Japan).

Systems		Y/N	Problems and efforts for improvement
Internal doc. handling		<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
DB for examiners	Patent	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	Utility model (petty patent)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	Design	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	Trademark	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
DB for users	Patent	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	Utility model (petty patent)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	Design	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	Trademark	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
e-filing	Patent	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	Utility model (petty patent)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

	Design	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	Trademark	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

【対象者：インドネシア・タイ・ベトナム知的財産庁及び専門家】

(ただし、質問項目(1)は知的財産庁への質問項目から削除した)

Q1-2 To our knowledge, a medical use invention of a substance or compound that is different from its first medical use ("second medical use" invention) is not eligible for patent protection in your country.

- (1) Is there any means for practically protecting a second medical use invention in your country?**
(2) Is there any discussion about whether/how to provide patent protection to second medical use inventions in your country?

<For reference> A second medical use invention is eligible for patent protection in Japan, Malaysia, Singapore, and Philippines. In Japan, even if a substance is publicly known for its first medical use, a second medical use invention for that substance may be patented based on its new therapeutic effect, dosage, and method of administration.

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/Guidelines/7_3.pdf

<p>(1) Is there any means for practically protecting a second medical use invention?</p>
<p><input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Unknown</p> <p><u>Specific example, statutory basis (law, regulations, guidelines) etc.:</u></p>
<p>(2) Discussion about patent protection of second medical use inventions:</p>
<p><input type="checkbox"/> A second medical use invention will become a patentable subject matter in the future. <u>Answer & comment (when?, other details):</u></p> <p><input type="checkbox"/> There is a discussion about whether/how to provide patent protection to second medical use inventions. <u>Answer & comment (details of discussion etc.):</u></p> <p><input type="checkbox"/> There is no discussion about this issue. <u>Answer & comment (reason, etc.):</u></p> <p><input type="checkbox"/> Unknown</p>

【対象者：インドネシア・フィリピン・ベトナム・マレーシア知的財産庁及び専門家】

Q1-3 According to our understanding, your country has comparatively strict requirements for "exception to lack of novelty" of Patent or Design (e.g. a shorter grace period, a narrower scope of allowable acts of making known (disclosure at exhibitions etc.)). Is there any discussion about whether/how to relax these requirements?

<For reference>

Grace period for Patent: 12 months: Japan, Thailand, Malaysia, Singapore, Philippines

6 months: Indonesia, Vietnam

Grace period for Design: 12 months: Japan, Thailand, Singapore

6 months: Malaysia, Philippines, Indonesia, Vietnam

<For reference> Article 30 of the Japanese Patent Act:

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=42&vm=04&re=01>

IPR	Discussion about easing of requirements for exception to lack of novelty:
Patent	<input type="checkbox"/> These requirements will be relaxed in the future. <u>Answer & comment (when?, other details):</u> <input type="checkbox"/> There is a discussion about whether/how to relax these requirements. <u>Answer & comment (details of discussion etc.):</u> <input type="checkbox"/> There is no discussion about this issue. <u>Answer & comment (reason, etc.):</u> <input type="checkbox"/> Unknown
Design	<input type="checkbox"/> These requirements will be relaxed in the future. <u>Answer & comment (when?, other details):</u> <input type="checkbox"/> There is a discussion about whether/how to relax these requirements. <u>Answer & comment (details of discussion etc.):</u> <input type="checkbox"/> There is no discussion about this issue. <u>Answer & comment (reason, etc.):</u> <input type="checkbox"/> Unknown

【対象者：インドネシア知的財産庁及び専門家】

Q1-4 According to Article 20*1 of the Indonesian Patent Law, patent holders are obliged to use their patented inventions in Indonesia. Regulation 15/2018(in Rules 3 to 6)*2 on Implementation of Patent by Patent Holders provides that patent holders may file a request for postponement of the obligatory use of their inventions.

- (1) For what reason, is the request for postponement accepted?
 (2) Is there a discussion about whether/how to ease the burden of obligation to use a patented invention in your country?

*1 Indonesian Patent Law, Article 20 (Pasal 20):

http://www.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/uu_pp1/UU-nomor-13-tahun-2016-tentang-paten.pdf

*2 Regulation 15/2018 on Implementation of Patent by Patent Holders:

<http://dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/uu-pp/permenkumham-paten-15-2018.pdf>

(1) Request for postponement is accepted for what reason?

(2) Discussion about reduction in burden of obligation to use patented invention:

This burden of obligation will be eased in the future.

Answer & comment (when?, other details):

There is a discussion about whether/how to ease this burden of obligation.

Answer & comment (details of discussion etc.):

There is no discussion about this issue.

Answer & comment (reason, etc.):

Unknown

【対象者：インドネシア知的財産庁及び専門家】

Q1-5 To our knowledge, the patent examination guidelines are not publicly available in your country. Is there any discussion about whether/how to make them publicly available?

Discussion about whether Patent Exam GL should be publicly available:

The Guidelines will become publicly available in the future.

Answer & comment (when?, other details):

There is a discussion about whether/how to make the Guidelines publicly available.

Answer & comment (details of discussion etc.):

There is no discussion about this issue.

Answer & comment (reason, etc.):

Unknown

【対象者：タイ・ベトナム専門家】

Q1-6 In your country, the design law does not have explicit provisions for a partial design. Therefore, a partial design is not registrable (neither can claimed/unclaimed parts of a design be indicated by the use of solid and dashed/dotted lines) according to our understanding.

(1) Is our understanding above correct?

(2) If an applicant from Japan files a partial design application claiming priority with your Office, is there any means for obtaining a registration of that partial design? (e.g. extracting the part of partial design for use as the drawing)

(3) If your answer to Question (2) is Yes, is a partial design able to be registered, for example, on the condition that the claimed part (e.g. a wing mirror, a bonnet, a front bumper, or other kinds of auto-part) is made and sold separately*1?

*1 In Singapore, a partial design may be registered on the condition that the claimed part is made and sold separately (Section 2(1) of the Registered Designs Act).

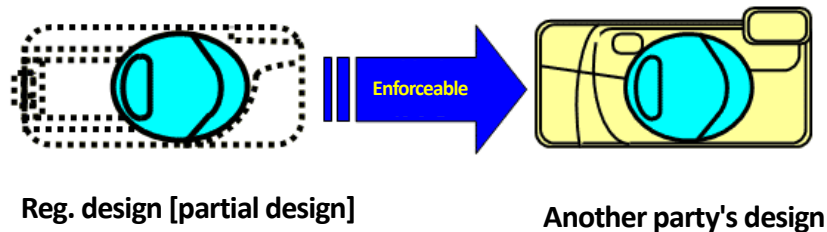
<https://sso.agc.gov.sg/Act/RDA2000?ValidDate=20171030&Timeline=On>

<For reference> In Japan, the design act*2 provides, "Design" shall mean the shape, patterns or colors, or any combination thereof, of an article (including a part of an article), which creates an aesthetic impression through the eye. Therefore, if a design for an article contains a created part that has an inventive feature, the corresponding part of that article may be protected by a design right.

Claimed/unclaimed parts of a design can be indicated by the use of solid and dashed lines. The systems in the US, the EU, the UK, and South Korea are similar in this regard.

*2 Article 2(1) of the Japanese Design Act

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=44&vm=04&re=02>



Note: This drawing is excerpted from the JPO's website:

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_ishou/bubun_isyou/bubun_ishou_dounyu.htm

<p>(1) Our understanding (partial design is unregistrable in your country) is correct?</p>
<p><input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Unknown</p> <p>Answer & comment (why "No"?, specific example, statutory basis (law, regulations, guidelines) etc.):</p>
<p>(2) Is there any means available in your country, if a partial design application claiming priority is filed from Japan?</p>
<p><input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Unknown</p> <p>Answer & comment (specific example, statutory basis (law, regulations, guidelines) etc.):</p>
<p>(3) If answered Yes to (2), a partial design can be registered, e.g. on the condition that the claimed part is made and sold separately?</p>
<p><input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Unknown</p> <p>Answer & comment (on what condition?, specific example, statutory basis (law, regulations, guidelines) etc.):</p>

【対象者：インドネシア・フィリピン専門家】

Q1-7 In your country, the design law does not have explicit provisions for a partial design. However, according to practice, a partial design may be registered (it is also possible to indicate claimed/unclaimed parts of a design by the use of solid and dashed/dotted lines) to our knowledge.

- (1) Is our understanding above correct?
- (2) If an applicant from Japan files a partial design application claiming priority with your Office, will this partial design be registered?
- (3) If your answer to Question (2) is Yes, is a partial design able to be registered, for example, on the condition that the claimed part (e.g. a wing mirror, a bonnet, a front bumper, or other kinds of auto-part) is made and sold separately*1?

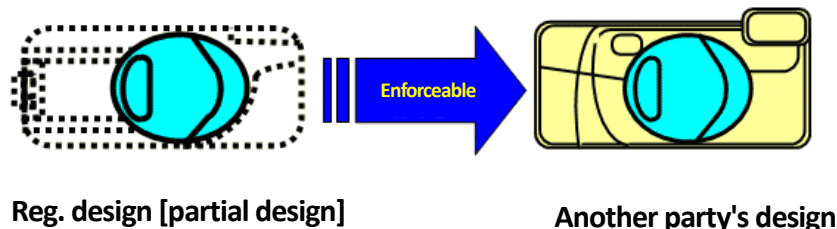
*1 In Singapore, a partial design may be registered on the condition that the claimed part is made and sold separately (Section 2(1) of the Registered Designs Act).

<https://sso.agc.gov.sg/Act/RDA2000?ValidDate=20171030&Timeline=On>

<For reference> In Japan, the design act*2 provides, "Design" shall mean the shape, patterns or colors, or any combination thereof, of an article (including a part of an article), which creates an aesthetic impression through the eye. Therefore, if a design for an article contains a created part that has an inventive feature, the corresponding part of that article may be protected by a design right. Claimed/unclaimed parts of a design can be indicated by the use of solid and dashed lines. The systems in the US, the EU, the UK, and South Korea are similar in this regard.

*2 Article 2(1) of the Japanese Design Act

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=44&vm=04&re=02>



Note: This drawing is excerpted from the JPO's website:

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_ishou/bubun_isyou/bubun_ishou_dounyu.htm

<p>(1) Our understanding (partial design may be registered according to practice) is correct?</p>
<p><input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Unknown</p> <p>Answer & comment (why "No"?, specific example, statutory basis (law, regulations, guidelines) etc.):</p>
<p>(2) If a partial design application claiming priority is filed from Japan, will it be registered?</p>

<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Unknown Answer & comment (points to note, statutory basis (law, regulations, guidelines) etc.):
(3) If answered Yes to (2), a partial design can be registered, e.g. on the condition that the claimed part is made and sold separately?
<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Unknown Answer & comment (on what condition?, specific example, statutory basis (law, regulations, guidelines) etc.):

【対象者：マレーシア専門家】

Q1-8 In your country, a partial design is protectable because "article" includes any part of such article if that part is made and sold separately (Section 3 (1) of the Malaysian Industrial Design Act*1). Claimed/unclaimed parts of a design can be indicated by the use of solid and dashed/dotted lines.

Is there a discussion about whether/how to provide design protection to a part (of article) that is not made or sold separately?

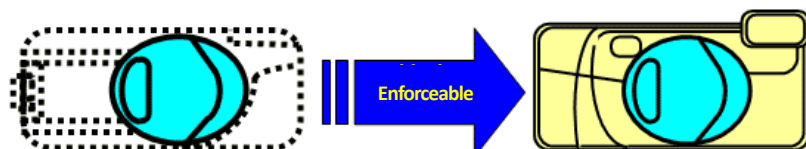
*1 Section 3 of the Malaysian Industrial Design Act

<http://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2016/09/INDUSTRIAL-DESIGNS-ACT-1996-ACT-552.pdf>

<For reference> In Japan, the design act*2 provides, "*Design*" shall mean the shape, patterns or colors, or any combination thereof, of an article (including a part of an article), which creates an aesthetic impression through the eye. Therefore, if a design for an article contains a created part that has an inventive feature, the corresponding part of that article may be protected by a design right. Claimed/unclaimed parts of a design can be indicated by the use of solid and dashed lines. The systems in the US, the EU, the UK, and South Korea are similar in this regard.

*2 Article 2 (1) of the Japanese Design Act:

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=44&vm=04&re=02>



Reg. design [partial design]

Another party's design

Note: This drawing is excerpted from the JPO's website:

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_ishou/bubun_isyou/bubun_ishou_dounyu.htm

Discussion about design protection of a part (of article) not made or sold separately:

- Such a part (of article) will also become protectable as a partial design in the future.
Answer & comment (when?, other details):
- There is a discussion about whether/how to provide design protection to such a part (of article).
Answer & comment (details of discussion etc.):
- There is no discussion about this issue.
Answer & comment (reason, etc.):
- Unknown

【対象者：シンガポール専門家】

Q1-9 In your country, a partial design is protectable because "article" includes any part of such article if that part is made and sold separately (Section 2 (1) of the Singaporean Registered Designs Act*1). Claimed/unclaimed parts of a design can be indicated by the use of solid and dashed/dotted lines.

Is there a discussion about whether/how to provide design protection to a part (of article) that is not made or sold separately?

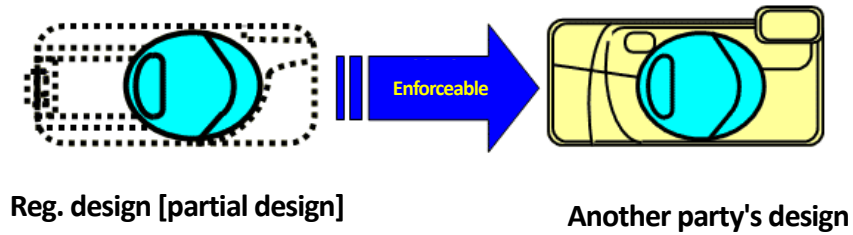
*1 Section 2 of the Singaporean Registered Designs Act

<https://sso.agc.gov.sg/Act/RDA2000?ValidDate=20171030&Timeline=On>

<For reference> In Japan, the design act*2 provides, "*Design*" shall mean the shape, patterns or colors, or any combination thereof, of an article (*including a part of an article*), which creates an aesthetic impression through the eye. Therefore, if a design for an article contains a created part that has an inventive feature, the corresponding part of that article may be protected by a design right. Claimed/unclaimed parts of a design can be indicated by the use of solid and dashed lines. The systems in the US, the EU, the UK, and South Korea are similar in this regard.

*2 Article 2 (1) of the Japanese Design Act:

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=44&vm=04&re=02>



Note: This drawing is excerpted from the JPO's website:

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_ishou/bubun_isyou/bubun_ishou_dounyu.htm

Discussion about design protection of a part (of article) not made or sold separately:

- Such a part (of article) will also become protectable as a partial design in the future.
Answer & comment (when?, other details):
- There is a discussion about whether/how to provide design protection to such a part (of article).
Answer & comment (details of discussion etc.):
- There is no discussion about this issue.
Answer & comment (reason, etc.):
- Unknown

【対象者：タイ・フィリピン・ベトナム・マレーシア専門家】

Q1-10 In your country, the design law does not have explicit provisions for a secret design (including deferred publication in the gazette).

(1) Is there any means for practically registering a design as a secret design in your country?

(2) Is there any discussion about whether/how to introduce explicit provisions for a secret design in the law or a secret design system?

<For reference> In Japan, it is possible for a design applicant to request that a design be kept secret for a period of time (up to three years from the date of registration) specified by the applicant under Article 14 (1)* of the Design Act.

* Japanese Design Act

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=44&vm=04&re=02>

(1) Is there any means for keeping a registered design secret?
<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Unknown Answer & comment (specific example, statutory basis (law, regulations, guidelines) etc.):
(2) Discussion about introduction of explicit provisions in the law or secret design system:
<input type="checkbox"/> Explicit provisions in the law or a secret design system will be introduced in the future. Answer & comment (when?, other details):
<input type="checkbox"/> There is a discussion about whether/how to introduce explicit provisions or a secret design system. Answer & comment (details of debate etc.):
<input type="checkbox"/> There is no discussion about this issue. Answer & comment (reason, etc.):
<input type="checkbox"/> Unknown

【対象者：インドネシア・タイ・フィリピン・ベトナム専門家】

Q1-11 In your country, the design law does not have explicit provisions for a "related design" (a design similar to a "principal design," which is selected from among the designs filed by an applicant for registration and/or the registered designs belonging to the applicant).

- (1) Is there any means for practically protecting a related design in your country?
- (2) Is there any discussion about whether/how to introduce explicit provisions for a related design in the law or a related design system?

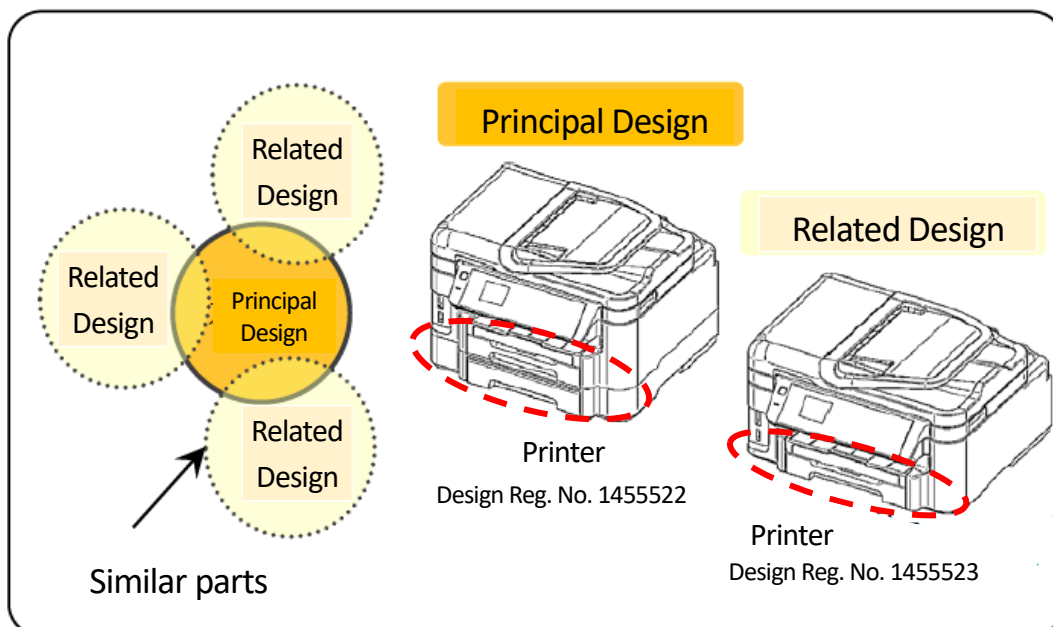
<For reference> Article 10 (1)* of the Japanese Design Act: an applicant for design registration may obtain design registration of a design ("Related Design") that is similar to another design ("Principal Design") selected from the applicant's own designs either for which an application for design registration has been filed or for which design registration has been granted, if predetermined conditions are met.

* Japanese Design Act

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=44&vm=04&re=02>

<For reference> Since a design right is an exclusive right granted to the creator of a design for a certain period of time, two or more overlapping rights may not be granted to a single creation (Article 9).

According to the related design system (Article 10), a group of similar designs may be protected by designating one of them as a principal design and the other as related designs. Each of the registered related designs can be enforced independently.



Note: This drawing is excerpted from the JPO's website:

(<https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/isyounew06/03.pdf>)

(1) Is there any means for practically protecting a related design?

Yes No Unknown

Answer & comment (specific example, statutory basis (law, regulations, guidelines) etc.):

(2) Discussion about introduction of explicit provisions in the law or related design system:

Explicit provisions in the law or a related design system will be introduced in the future.

Answer & comment (when?, other details):

There is a discussion about whether/how to introduce explicit provisions or a related design system.

Answer & comment (details of debate etc.):

There is no discussion about this issue.

Answer & comment (reason, etc.):

Unknown

【対象者：フィリピン知的財産庁及び専門家】

(ただし、質問項目(2)は知的財産庁への質問項目から削除した)

Q1-12 In your country, an applicant is required to file an oath of use of the trademark, together with evidence of its actual use, notarized and attested by the consul (Rule 204 of the Trademark Regulation).

- (1) Is there any discussion about whether/how to relax this requirement?
 (2) If a company has not yet decided to use a trademark but they are likely to use it in the future in your country, is there any means for practically protecting such a trademark currently not in use?

(1) Discussion about easing of requirement to submit oath and evidence of use:

This requirement will be relaxed in the future.

Answer & comment (when?, other details):

There is a discussion about whether/how to relax this requirement.

Answer & comment (details of discussion etc.):

There is no discussion about this issue.

Answer & comment (reason, etc.):

Unknown

(2) Is there any means for practically protecting a trademark currently not in use?

Yes No Unknown

Answer & comment (Specific example, statutory basis (law, regulations, guidelines) etc.):

【対象者：タイ知的財産庁及び専門家】

Q1-13 The trademark examination guidelines in your country set stricter requirements, compared to those in other countries (e.g. unregistrability of a mark of three alphabetical letters, a meticulous way to designate goods etc.). Is there a discussion about whether/how to revise the guidelines in this regard?

Discussion about revisions to Trademark Examination Guidelines:

The guidelines will be revised in the future.

Answer & comment (when?, other details):

There is a discussion about whether/how to revise the guidelines.

Answer & comment (details of discussion etc.):

There is no discussion about this issue.

Answer & comment (reason, etc.):

Unknown

【対象者：ASEAN6 知的財産庁及び専門家】

Q1-14 In addition to the above, are there any other issues under consideration or debate, in terms of revisions to the IP systems and practices in your country?

E.g. Are you planning to revise any of the laws, regulations, or guidelines on IPRs (patents ("P"), utility models ("U"), designs ("D"), or trademarks ("T")), to introduce a new system, and/or to modify an existing system or practice? (You can copy to add answer boxes as needed.)

IPR	Discussion about (plans for) revisions etc. (answer & comment)
<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	
<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	
<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	
<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	
<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	
<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	
<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	

Continued on next page.

【対象者：ASEAN6 知的財産庁及び専門家】

II. International cooperation provided by IP5 and WIPO, etc. to ASEAN countries

Q2-1 IP5 and WIPO, etc. conduct various cooperative projects with ASEAN countries. What kind of cooperation have your country been received from 2015 to 2018, for improvement of the IP laws, guidelines etc., for accession to international treaties, agreements etc., for speeding-up of examination, for training/education, for computerization...? Provide the following information:

Project ("Subject": brief description of cooperation (e.g. purpose of the project) received from IP5 (not including Japan) and WIPO, etc. Period, Provider: the country or organization that conducts the project (Au = Australia), Recip.: the recipient country that receives cooperation (TH = Thailand, MY = Malaysia, SG = Singapore, PH = Philippines, ID = Indonesia, VN = Vietnam), IPR: the relevant field of IPRs, Method: how the cooperation is provided ("Dispatch" = dispatch of people with expertise to the recipient country, "Ext train" = external training i.e. training/education in the provider country), Language (OL = official or local language, Trans = attended by translator), Participant (Adm. Jdg. = administrative judge or trial examiner), No of part: the number of participants.

To provide information on all projects, you can copy to add answer boxes as needed.

Project	Period	Provider	Recip.	IPR	Method	Language	Participant	No of part
Subject: Available source, related webpage etc. URL:	to	<input type="checkbox"/> US <input type="checkbox"/> EU <input type="checkbox"/> Korea <input type="checkbox"/> China <input type="checkbox"/> WIPO <input type="checkbox"/> Au <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	<input type="checkbox"/> Dispatch <input type="checkbox"/> Ext train <input type="checkbox"/> Seminar <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> OL <input type="checkbox"/> Trans	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Adm. jdg <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
Subject: Available source, related webpage etc. URL:	to	<input type="checkbox"/> US <input type="checkbox"/> EU <input type="checkbox"/> Korea <input type="checkbox"/> China <input type="checkbox"/> WIPO <input type="checkbox"/> Au <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	<input type="checkbox"/> Dispatch <input type="checkbox"/> Ext train <input type="checkbox"/> Seminar <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> OL <input type="checkbox"/> Trans	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Adm. jdg <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
Subject: Available source, related webpage etc. URL:	to	<input type="checkbox"/> US <input type="checkbox"/> EU <input type="checkbox"/> Korea <input type="checkbox"/> China <input type="checkbox"/> WIPO <input type="checkbox"/> Au <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	<input type="checkbox"/> Dispatch <input type="checkbox"/> Ext train <input type="checkbox"/> Seminar <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> OL <input type="checkbox"/> Trans	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Adm. jdg <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
Subject: Available source, related webpage etc. URL:	to	<input type="checkbox"/> US <input type="checkbox"/> EU <input type="checkbox"/> Korea <input type="checkbox"/> China <input type="checkbox"/> WIPO <input type="checkbox"/> Au <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	<input type="checkbox"/> Dispatch <input type="checkbox"/> Ext train <input type="checkbox"/> Seminar <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> OL <input type="checkbox"/> Trans	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Adm. jdg <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500

Project	Period	Provider	Recip.	IPR	Method	Language	Participant	No of part
Subject: Available source, related webpage etc. URL:	to	<input type="checkbox"/> US <input type="checkbox"/> EU <input type="checkbox"/> Korea <input type="checkbox"/> China <input type="checkbox"/> WIPO <input type="checkbox"/> Au <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	<input type="checkbox"/> Dispatch <input type="checkbox"/> Ext train <input type="checkbox"/> Seminar <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> OL (<input type="checkbox"/> Trans)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Adm. jdg <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500

Q2-2 What kind of cooperation is your country planning to receive from IP5 (not including Japan) and WIPO, etc. in the future? Provide information in the same manner as in Q2-1 above.

To provide information on all projects, you can copy to add answer boxes as needed.

Project	Period	Provider	Recip.	IPR	Method	Language	Participant	No of part
Subject: Available source, related webpage etc. URL:	to	<input type="checkbox"/> US <input type="checkbox"/> EU <input type="checkbox"/> Korea <input type="checkbox"/> China <input type="checkbox"/> WIPO <input type="checkbox"/> Au <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	<input type="checkbox"/> Dispatch <input type="checkbox"/> Ext train <input type="checkbox"/> Seminar <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> OL (<input type="checkbox"/> Trans)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Adm. jdg <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
Subject: Available source, related webpage etc. URL:	to	<input type="checkbox"/> US <input type="checkbox"/> EU <input type="checkbox"/> Korea <input type="checkbox"/> China <input type="checkbox"/> WIPO <input type="checkbox"/> Au <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	<input type="checkbox"/> Dispatch <input type="checkbox"/> Ext train <input type="checkbox"/> Seminar <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> OL (<input type="checkbox"/> Trans)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Adm. jdg <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
Subject: Available source, related webpage etc. URL:	to	<input type="checkbox"/> US <input type="checkbox"/> EU <input type="checkbox"/> Korea <input type="checkbox"/> China <input type="checkbox"/> WIPO <input type="checkbox"/> Au <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	<input type="checkbox"/> Dispatch <input type="checkbox"/> Ext train <input type="checkbox"/> Seminar <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> OL (<input type="checkbox"/> Trans)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Adm. jdg <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
Subject: Available source, related webpage etc. URL:	to	<input type="checkbox"/> US <input type="checkbox"/> EU <input type="checkbox"/> Korea <input type="checkbox"/> China <input type="checkbox"/> WIPO <input type="checkbox"/> Au <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	<input type="checkbox"/> Dispatch <input type="checkbox"/> Ext train <input type="checkbox"/> Seminar <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> OL (<input type="checkbox"/> Trans)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Adm. jdg <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
Subject: Available source, related webpage etc. URL:	to	<input type="checkbox"/> US <input type="checkbox"/> EU <input type="checkbox"/> Korea <input type="checkbox"/> China <input type="checkbox"/> WIPO <input type="checkbox"/> Au <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> TH <input type="checkbox"/> MY <input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> PH <input type="checkbox"/> ID <input type="checkbox"/> VN <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> P <input type="checkbox"/> U <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> T	<input type="checkbox"/> Dispatch <input type="checkbox"/> Ext train <input type="checkbox"/> Seminar <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> OL (<input type="checkbox"/> Trans)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Adm. jdg <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500

Q2-3 Please tell us about the latest memorandums (MoUs (Memorandum of Understandings) / MoAs (Memorandum of Agreements) / Lols (Letter of Intents) etc.) on cooperative projects with IP5 (not including Japan) and WIPO, etc.: whether there is any memorandum (yes or no), the subject of memorandum, the date of signing and available sources (webpage address). You can copy to add answer boxes as needed.

E.g.: MoU between China's State of Intellectual Property Office (SIPO) and the Guangdong Provincial Government (IPOS Annual report 2016/2017)

<https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/publications/archive>

United States

Presence of memorandum	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
Subject of memorandum	
Date of signing	
Available source (URL)	

Europe

Presence of memorandum	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
Subject of memorandum	
Date of signing	
Available source (URL)	

South Korea

Presence of memorandum	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
Subject of memorandum	
Date of signing	
Available source (URL)	

China

Presence of memorandum	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
Subject of memorandum	
Date of signing	
Available source (URL)	

WIPO

Presence of memorandum	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
Subject of memorandum	
Date of signing	
Available source (URL)	

Australia

Presence of memorandum	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
Subject of memorandum	
Date of signing	
Available source (URL)	

Q2-4 What cooperation did you actually receive from IP5 (not including Japan) and WIPO, etc. during the year of 2017? (method, how many times the cooperation was provided, in what language, and the types and the number of participants)

	Method	How many times	Language	Participant	No of part
US	Dispatch of people with expertise		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
	External training		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
	Seminar etc.		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
EU	Dispatch of people with expertise		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
	External training		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
	Seminar etc.		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500

	Method	How many times	Language	Participant	No of part
Korea	Dispatch of people with expertise		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
	External training		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
	Seminar etc.		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
China	Dispatch of people with expertise		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
	External training		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
	Seminar etc.		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
WIPO	Dispatch of people with expertise		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
	External training		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
	Seminar etc.		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
Au	Dispatch of people with expertise		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang (<input type="checkbox"/> Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500

	External training		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang <input type="checkbox"/> (Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500
	Seminar etc.		<input type="checkbox"/> English <input type="checkbox"/> Official Lang <input type="checkbox"/> (Translator)	<input type="checkbox"/> Examiner <input type="checkbox"/> Admin. Jdg. <input type="checkbox"/> IPO staff <input type="checkbox"/> Other	<input type="checkbox"/> 1 to 50 <input type="checkbox"/> 50 to 100 <input type="checkbox"/> 100 to 500 <input type="checkbox"/> Over 500

Q2-5 If you have information, please tell us about recent developments in and future directions of cooperative activities, intended for the entire ASEAN region, carried out by IP5 (not including Japan) and WIPO, etc..

E.g.: EU-ASEAN Project on the Protection of Intellectual Property Rights (ECAP III): Phase II finished in February 2017 and a new cooperative project is under consideration.

Q2-6 What type of cooperation do you hope to receive from the Japan Patent Office in the future or do you have any requests to make to the JPO?

<For reference> *JPO STATUS REPORT 2018/ Part2 2017 Policy Outcomes/ Chapter 2: International Initiatives*

<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/pdf/status2018/0202.pdf>

E.g.: We hope the JPO will provide training, not only to examiners, but also to administrative / court judges, and private IP practitioners. We would like to receive cooperation in addressing the managerial/operational aspects such as digitalization, handling of formality examination, procedures etc., which would lead to a reduction in the amount of time for examination.

This is the end of the questionnaire. Thank you very much!

Additional Advanced Questionnaire

【対象者：インドネシア・タイ・フィリピン・ベトナム・マレーシア知的財産庁】

Qa1 Regarding patent and trademark application in your country under foreign basic application (PCT, the Paris route, and the Madrid protocol), is there any discussion to allow translation errors to be corrected before and after registration under foreign basic application? Is there any request from IP5, etc., apart from Japan about this matter? Would it be effective to receive some form of cooperation from the JPO about this matter?

【対象者：ASEAN6 専門家】

Qa2 Regarding patent and trademark application in your country under foreign basic application (PCT, the Paris route, the Madrid protocol), will it be possible in practice to correct translation errors before and after registration under foreign basic application as amendments?

【対象者：ASEAN6 知的財産庁及び専門家】

Qa3 What kind of efforts (such as system revisions, seminars or symposiums, etc.) are being made in your country to prevent ill-intended misappropriated applications (usurped application) of trademarks by third parties? Is there any request from IP5, etc., apart from Japan about this matter? Would it be effective to receive some form of cooperation from the JPO about this matter?

【対象者：ASEAN6 専門家】

Qa4 If you have participated in a seminar, etc., on intellectual property systems or practices for IP agents (lawyers, attorneys, etc.) by IP5, etc., apart from Japan, or if you know any information of such seminars, please let us know the subject, date, organizing country, field of IPRs, language, target participants, the number of participants, etc.

【対象者：インドネシア・タイ・ベトナム知的財産庁】

Qa5 According to our understanding, there are cases where trials such as appeals against decision of rejection, etc. take a very long time. Is there any request from IP5, etc., apart from Japan about this matter? Would it be effective to receive some form of cooperation from the JPO about this matter?

【対象者：タイ知的財産庁及び専門家】

Qa6 According to our understanding, your country has comparatively strict requirements for “exception to lack of novelty” of Patent and Design. Is there any discussion about whether/how to relax these requirements Is there any request from IP5, etc., apart from Japan about this matter? Would it be effective to receive some form of cooperation from the JPO about this matter?

***(Patent) (section 6 of the Thai Patent Act):** “A disclosure which was due to, or made in consequence of, the subject matter having been obtained unlawfully, or a disclosure which was made by the inventor, or made in consequence of, the inventor displaying the invention at an international exhibition or an official exhibition if such disclosure was done within twelve months before the filing of an application for the patent, shall not be deemed to be a disclosure under subsection (2) above.”

It is not clear whether there is judicial relief or not in a case when the inventor, etc. discloses the invented product via internet, etc..

***(Design) (section 19 of the Thai Patent Act)**

” A person who has exhibited his invention in an exhibition which has been sponsored or authorized and held in Thailand by the government and applies for a patent for such invention within twelve months following the opening date of that exhibition shall be deemed to have filed his application on the opening date of the exhibition.”

It is not clear whether there is judicial relief or not in a case when the inventor, etc. discloses the invented product via internet, etc., and also in a case of unintended exhibition by a third party.

<The Thai Patent Act URL (English)><http://www.ipthailand.go.th/th/dip-law-2/item/patent-act-b-e-2522-as-amended-by-the-patent-act-no-2-b-e-2535-and-the-patent-act-no-3-b-e-2542.html>

This is the end of the questionnaire. Thank you very much!

平成 31 年 3 月

平成 30 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 各国の知財政策及び IP5 等からの知財協力の現状に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>